新井白石全集第五



新井白石全集第五

例言

一本篇收むる所の白石先生遺文及び拾遺は甘雨亭叢書に據り、傍ら白石叢書本を參考せり、白石先生詩草・同餘稿は從來の板本に據り、高子觀遊記は白石子に收むる所に據りて校訂せり、

一白石先生手簡は、文學博士萩野由之氏所藏十一卷本、文字の誤脫極めて少く、原本を去ること遠からざる寫ならんと思はるゝを以て、略ぼ是に從ひて校訂せり、但其中與安積澹泊書及び附錄は內閣文庫所藏の新安手簡と題する上中下三卷本及び白石子收むる所の本を萩野本に對校するに、書簡の順序全く相異せり、されば書簡の順序は姑く內閣本に從ふことゝせり、與室鳩巢書は萩野本の外黑川本內閣所藏本等をも參考し、與佐久間洞巖書は

本會所藏の廣白石叢書を原として、萩野本及び內閣文庫所藏本に據りて校訂したれども、なほ不明の條少なからず、又與土肥元成書は萩野本の外內閣所藏本及び白石子收むる所の本に據り、與小瀨復庵書の中新復手簡と稱するものは、萩野本、黑川本及廣白石叢書本に據り、名山藏手簡と稱するものは、本會所藏本と黑川本とに據りて校訂せり。最後に與建部內匠頭書は白石叢書、白石爛所載及び黑川本によりて對校し茲に附載す、

一退私錄三卷は本會所藏大館鼎校定本を底本とし、黑川本を以て校訂せり、

一紳書十卷は本會所藏本を底本とし、黑川本を以て校訂せり、又別に紺珠一卷ありと雖も、紳書の一部たるを以て別に其名を存せず、

一先生書簡隨筆等の送假名假名遣等、諸本一致せざるもの多し。今

本書のまゝに從ひて妄に改めず、又本文中引用せる故事熟語等成るべく原書に遡りて對校したれども、原書の得難きものは止むを得ず本書のまゝに從ひたり、

一本卷編輯に就きて、萩野博士・朝井秀實氏は或は手澤秘藏の諸本を貸與せられ、或は指導校訂の勞を執られたり、玆に一言して感謝の意を表す、

明治三十九年八月

新井白石全集第五總目錄

白石先生遺文

目録

上卷

史論

下卷

史論

雜著

詩詩草餘稿等不レ載者、錄レ于レ此、

聯句

白石新井先生傳

先生諱君美、字在中、初名璵、一字濟美、號白石、又有紫陽・錦屏山人・天爵堂・勿齋等之號、先生與佐久間洞巖書、多署竹谷、竹谷與筑後國音相似、蓋出一時遊戲、非別號也、江戶人、其先新田二郎源某削髮爲僧、居上州荒居、因以新井爲氏、新井與荒居、邦音相通、父正濟仕于久留侯里、土屋利直、明曆丁酉、侯邸火、正濟從寄居于內藤政親柳原邸、而先生生焉、侯因呼之曰火兒、天質岐嶷、穎悟夙成、三歲時能書大字、侯愛其幼慧、召置膝下、一日盛岡侯南部利直、來、一見異之曰、吾無嗣子、請養以爲子、侯曰、是侍臣之子、非吾兒也、曰必賜吾、吾待其長、當與祿千石、侯固辭、比七歲、父母携觀戲劇、後語之於人、一無所遺忘、正濟歎曰、是兒非常、將大興吾門矣、及十歲、常給事侯側、代書、殆若老成云、侯卒、而正濟辭仕、嗣侯賴直無道、延寶四年、臣某等謀廢立、問之正濟、正濟不可、六年春、事發覺、賴直逐臣某等、先生亦坐父與謀、放逐且禁錮、時年二十二、先生俶儻不羈、自負膽氣、嘗慨然歎曰、大丈夫生不得封侯、死當爲閻羅、既而折節讀書、都下富人河村瑞賢欲妻以女、且請以三千金所買地爲勤學資、令其男說之、先生曰、子亦聞丘言乎、昔有小蛇在潭上、人微傷其腮、俄而風雨晦瞑、忽失所在、而有大龍死于他山、龍卽嚮所傷小蛇、而其痍幾一尋許也、子翁今欲妻某、是傷小蛇也、後來

興家之日、其虞豈小哉、遂不從、於是家滋貧、而苦學不懈、通經史百家、久留里侯國除後、仕於古河侯、堀田正俊、天和二年三月也、會朝鮮來聘、迺詣客館、與其學士等唱和、韓人爲序其陶情集、中歲始遊於順菴木下氏之門、以該博見稱、後有故致仕、去之日、止青錢三百、米三斗而已、隱居都下、處貧晏如、順菴欲薦先生於加賀侯、適加人岡島仲通慼然語先生曰、僕多年遠遊落魄、而老母衰頽、倚閭待僕、每一念至、百感攢心、幸得君先容、得釋褐本藩、則吾願足矣、先生以告順菴曰、美也求仕、何國之擇、請舍美薦仲通、順菴嘆曰、衰世人情日趨偸薄、如卿實不易得也、乃推仲通、或謂先生曰、子嘗仕除封之人、且所師亦不遇之人、假令學優、恐無起身之期、須改所事、而圖榮顯也、先生笑而不答、喩之再三、先生曰、凡人之所天者、君父師三而已、今吾既無君父、獨有師也、以師不遇、而改所天、則回路諸子、豈從陳蔡之厄哉、元祿六年、文昭公在藩邸、召爲儒職、待遇日渥、每進講畢、必賜坐使說國家遺事、十四年、命新撰列侯譜、七月起草、十月脫稿、其譜三百八十七家、始于慶長庚子、終于延寶庚申、凡八十餘年間、往來沿革備載之、乃命曰藩翰譜、寶永元年、公立爲儲副、將入西城、先生就間部詮房言曰、凡天下之事、臣嘗進講、今亦何言、無忘則幸甚、後公謂詮房曰、君美之一言、予一日不敢忘也、先生家居二十餘日、或曰、同輩皆薦擧、子盍求之、先生曰、予乃藩邸之舊學也、不可不以禮進退矣、遂不肯、

無レ幾召爲二侍講一、如二藩邸之時一、撰二俳優考一進覽、蓋有レ所レ諷也、六年、公繼二大統一、賜二采地一歲租五百石、命以二文學一給二事中一、事無二大小一必召而諏レ之、七年冬、以レ事使二京師一、八年春、還報稱レ旨、冬十月、朝鮮來聘、叙二從五位下一拜二筑後守一、命掌二其事一、凡驛傳供給之制、進見饗賜辭見之儀、所二建白一多施行、詩文筆話、韓人服二其敏一、目稱二甘盤一云、十一月、以二前後功一倍二賜采地一爲二千石一、金銀改造、海舶互市、亦命與議焉、先生寢レ病數十日、使二市正正直問一レ病、歸報曰、思慮傷レ脾、元氣頗衰、四花灸及二萬壯一猶未レ有レ驗也、公顧二正直一曰、嗚呼君美憂レ世之心實深矣、豈特萬壯之灸所二能治一哉、正德三年、公病甚、奉レ旨有レ所レ議、十月、大喪、執政議二儲君喪服一林祭酒信篤曰、儲君年未レ滿二七歲一無レ服而可矣、先生駁レ之曰、儲君雖二襁褓之中一而立承二大統一不レ可レ無レ服也、乃引二證古義一與二信篤一辨論、執政遂從二先生議一、初公恨下我邦久廢二冠服一上下無上レ章、欲レ制レ禮改レ俗、屢與二先生一議レ之、先生乃著二經邦典例一詳記二制度沿革之事一、先生又請欲下鑄二造銅字活板一以周中布經籍于天下上、皆奉レ命未レ行、公薨、無レ幾儲君亦不幸早薨、而先生漸老、無レ意レ當レ世、迺杜レ門謝レ客、日夜以二典籍一爲レ樂、先生著述三百餘種、今所レ存者僅三之一、尤長レ詩、其豐腴馴雅、直與二盛唐諸名家一相頡頏、由レ是四方爭傳以遠二海外一、淸翰林鄭任鑰所レ序白石餘稿、今行二于世一、年六十有九卒、實享保十年乙巳五月十九日也、男明卿克レ家、

論曰、先生自レ少肆二力於倭漢古今典故一慨

然有下以二天下一自任之志上、而身際二清明一、得ㇾ施三其所二蘊畜一、聲播ㇾ於二朝野一、眞可ㇾ謂二千載一遇一矣、國史古事記等、往往鬱齋難ㇾ解、而國學者、株說蔓論、誕妄滋甚、先生以二博覽多識之力一、精二讀國史一、其有二可ㇾ疑焉者一、則或驗二之人情一、或參二之漢史一、故其所二論著一、大有ㇾ裨ㇾ於二後學一、後之讀二國史一者、折三衷於二先生一、其可也、

安中城主板倉勝明子赫撰

白石先生遺文

東都　新井君美在中著
水藩　立原萬　伯時纂

卷上

史論

垂仁皇后之禍

古事記畧曰、皇后母兄沙本毗古王、開化帝孫、彥坐王子也、王陰蓄二異志一、因誘二皇后一、謀以二簒立一、卽授二匕首一、敎レ之曰、方二其酣寢一、乃得レ從レ事焉、帝嘗晝寢、枕二后膝一而臥、后憂心慘慘、及レ此因思二我兄所レ謀、若レ是之時一也、不レ覺泣下沾二帝面一、帝驚寤曰、我今夢下暴雨自二沙本一來、一小錦蛇纏中我頸上、是何祥也、后乃嗚咽、以二其情一告、苦請レ伏レ罪、帝曰、非二皇后之罪一也、卽發二近縣卒一、命討二沙本毗古王一、嬰レ城而拒レ之、后徒跣而出レ自二後門一、走二入于レ城、時后既有レ娠、帝勅莫二急攻一レ之、及二后生レ子、男也、后抱寘二諸城外一曰、天皇若以爲レ子、幸賜二收養一焉、帝乃募二壯士一曰、並獲二其母一、及三后授二皇子一、因欲レ執レ之、髮鬘衣珮、觸レ手皆絕、遂不レ能レ獲レ之、古事記云、天皇欲三必獲二皇后一、乃選二軍中多力輕捷之士一曰、併三取其母一、若身若首、隨二手所一レ觸、急捉而獲レ之、后心亦疑レ之、乃自髡二截其髮一、玉緒及衣、皆用レ酒令レ腐、故其所レ執皆斷裂、遂不レ能レ獲耳、玉緒者、絲繩貫レ玉以纏レ手、爲二之飾一也、帝使二人問一曰、凡名レ子、其母名レ之、此兒以レ何名、后對曰、當今城中火作而生レ于レ此、宜レ稱二本牟智和氣御子一、本、火也、牟智、貴也、和氣、別也、古男子稱、又使レ問曰、養レ兒如二之何一、曰、宜レ擇レ于二諸母與レ可也、又復問曰、后宮之事、當レ繼者誰、曰、妾聞旦波比古多多須美智古事記、智下、有二能字一、宇斯王之二女、淑範懿行、宜三皆爲二內助一耳、皇后遂與二其兄一、焚三死于二園中一、

嗟呼后與三聞兄謀一、其力不レ能レ回、亦不レ忍レ不レ告、旣以告矣、豈復忍レ令二我兄獨死レ于レ罪乎、方二其有レ娠、忍レ死須臾、使二其生兒、幸得レ所レ託、天也、及二城將レ陷、對レ帝之言、委曲周悉、皆當レ于レ理、非二其視レ死如レ歸、而能若レ此乎、嗟亦烈哉、帝當二其大義一、則滅二其親一、而今觀二與レ后相問一、猶及二其後事一、何其哀也、雄略之世、有下曰二狹穗彥玄孫齒田根命一者上、雖下行二不軌一如上王、而罰弗レ及二厥嗣一也、泰誓曰、有レ罪無レ罪、予曷敢敢下、恐脫二有字一、越二厥志一、古者仁人、恭行二天之罰一、豈復有レ他

哉、蓋天下之公義也、夫苟天下之公義、不レ可二得而私一、亦不レ可二得而避一也、帝於二是擧一、則仁之至、義之盡矣、甲辰、三月二十七夜、燈下書、

景行拜二彥狹嶋王一、爲二東山十五國都督一、

初崇神命二皇子豐城入彥一、令レ治二東方一、及二帝之世一、東方大亂、天威一震、海外有レ截、帝乃使下王嗣二前業一、莅上レ子二舊邦一、蓋以二東人之望一也、東人傷二王不一レ來、竊取二其屍一以歸葬焉、嗟夫東人慕レ王如レ此之切、乃其追三思前王一、久不レ忘也、非二皇子之化、及レ人深且厚一、曷能至レ此哉、周人思二召伯一、而愛二其樹一、況於二其子孫者一乎、王之子御諸別王、克世二其德一、甚得二兆民和一、夷人率服、來二獻其地一、卒使二廟廊之上、莫レ有二東顧之憂一、詩曰、大邦維屛、大宗維翰、懷レ德維寧、宗子維城、其斯之謂與、厥後子孫受レ姓者三十二氏、世承二其祀一、千有餘年、善之所レ積、其慶有レ餘、豈不レ信哉、帝八十一子、未レ有下一人受二大國一者上也、而帝亦惟其德、委二王父子一、以二東山十五國事一、是亦可三以觀二其無レ所レ容三私于二天下一焉、昔賢論二二南之化一、以歸レ于二文王之德一、帝之爲レ德、可レ謂レ至矣、甲辰、三月二十五夜、燈下書、

仲哀崩

諸史帝紀、事可レ疑極多、帝爲二日本武子一、而崩年五十二、可レ疑之甚、說見レ于レ前、帝嗣レ位之初、乃幸二角鹿一、去巡二南國一、遂討二熊襲一、至二穴門國一、駐レ蹕七年、莫レ有二一事所一レ紀焉、既而度レ海、至二橿日浦一、進擊二熊襲一、軍敗而還、崩レ于二行宮一、擧皆可レ疑、而其尤可レ疑者、一旦宮車晏駕、事出レ乎二曖昧之間一、蓋是二皇子兵、所三以間二其故一也、三史紀レ事、皆有二少異一、而古事記止言レ不レ聽二神言一、不レ言レ被レ中二賊矢一、舊事紀日本紀、皆謂二帝自擊レ賊、失レ利而還一、而不レ言二其所一レ戰、是爲二何地一、則古事記疑近矣、美竊謂、帝不レ聽二神言一、可レ謂二英明之主一矣、鄭人拒二王師一、射レ王中レ肩、漢祖擊二黥布一、爲二流矢傷一、唐皇征二高麗一、白羽落二眼中一、宋主伐二契丹一、兩箭中レ股、已而漢宋二君、卒爲レ之崩、事皆彰著、鍾巫祭レ神、春秋不レ書二魯公之葬一、柱斧戳レ地、古今以疑二宋祖之崩一、我於二帝紀一、未レ免レ疑也、曰、武內宿禰請二帝以レ夜召レ神、及二帝俄崩一、左右皆無二侍者一、果其然、則大臣亦與二其事一乎、曰、吾何知三其不二必然一也、雖レ然、公時年百餘、元二老四世一、而其輔二翼少主一、亦猶有下似二陳相安レ漢、狄公復レ唐者上、魏志曰、女王事二鬼道一、能惑レ衆、

以レ予觀レ之、惟其非レ有ニ神託レ后、而后能託ニ之神一也、安知下后即（即上、恐脱ニ不字一、）託ニ斯人一、而取上信於ニ天下一哉、不四嘗ニ一時取三信於ニ天下一也、雖レ曰ニ百世一、能使ニ天下之人盡信レ之矣、異哉、

古事記不レ係ニ神后之事一

舊事記帝皇本紀、終ニ仲衰世一、而列ニ神后於ニ本紀一、自後六十九年、繫ニ神后之世一、日本紀仍ニ舊史一書、古事記則與レ之異、仲哀書レ崩書レ葬、乃繼レ之以ニ應神臨ニ朝天下一、太后攝レ政、削而不レ書、蓋是其帝紀所ニ以削レ僞定レ實、即此書撰錄第一義也、美每下讀ニ國史一、而至上レ于レ此、廢レ書而嘆、以謂實是國論之難レ斷者矣、昔者孔子因ニ魯史修春秋一曰、夫人孫レ于レ齊、（莊公元年三月、）宋胡氏（安國）以爲ニ夫人文姜一也、桓公之弑、姜氏與焉、爲ニ魯臣子一者、義不ニ共戴レ天矣、嗣君、夫人所レ出也、恩如ニ之何一、狥ニ私情一則害ニ天下之大義一、擧ニ王法一則傷ニ母子之至恩一、此國論之難レ斷者也、經書ニ夫人遜レ于レ齊、而恩義之輕重審矣、嗟我載筆之臣、原ニ仲哀之崩一固難、應神太后所レ出、而以レ恩掩レ義、哀哉、然婦居ニ尊位一、以干ニ天統一、非常之變、豈翅夫ー人遜レ于レ齊之比哉、至レ若ニ范氏（祖禹）唐鑑一書、則黜ニ武氏之號一、繫ニ中宗嗣聖之年一、後之說者、稱以爲ニ深得ニ孔子春秋之義一、及ニ考亭朱氏（元晦）資治通鑑綱目編一、故從ニ唐鑑書一、古事之作、於ニ唐鑑書一、世之相先、三百餘年、以著ニ其實非ニ正統一、且以示ニ天下非常之變一、蓋其爲レ義則一也矣、嗟亦偉哉、古事所レ載、此非ニ其作者之言一、即天武勅語也、故今此書、一從ニ古事例一、雜ニ取舊史一、亦惟所ニ以廣ニ其異聞一也云爾、

應神非ニ十四月生一

應神爲ニ仲哀遺腹子一、天下以疑ニ其非ニ仲哀之子一也、舊史則以爲仲哀九年春二月崩、皇后有レ娠、是歲秋九月、皇后西征、適當ニ其開胎一、乃自取レ石挿レ腰而祝レ之曰、事畢還日、生レ於ニ此土一、冬十一月、還レ自ニ新羅一、十二月、生ニ皇子於ニ筑紫一、此蓋據下當時流俗、解ニ釋其疑一之言上而書、若其然則應神以ニ十四月一而生也、豈亦不レ可レ疑哉、且其取レ石之說、或曰、取ニ之筑紫怡土郡一、（見レ于ニ筑紫風土記一、筑前風土記、日本紀略、與レ之同耳、）或曰、取ニ之火國彼杵郡一、（見レ于ニ萬葉集山上憶良鎭懷石歌序一、）或曰、取ニ之對馬嶋一、（見レ于ニ八幡愚童訓一、）或曰、取ニ之新羅國一、（見レ于ニ古事記一、）地之近遠、事之先後、其說紛紜、既已如レ此、且謂、其石在ニ逸都郡兒饗野西一、（逸都、即怡土也、事見レ于ニ筑紫筑

前等風土記、兒饗野、萬葉歌序、作深江村子負原、大小二石、其一、長一尺二寸、周一尺八寸、其一、長一尺一寸、周一尺八寸、見于筑紫風土記、或曰、其一、長一尺二寸、周一尺、重四十一斤、其一、長一尺一寸、周一尺、重三十九斤、見于筑前風土記、或曰、大者、長一尺二寸六分、圍一尺八寸六分、重十八斤五兩、小者、長一尺一寸、圍一尺八寸、重十六斤十兩、其大且重、豈此可挿著婦女裙腰間者也耶、如古事記所載、則與之異、仲哀以壬戌六月而崩、皇后西征、還至筑紫國、始生皇子、遂至末羅縣、即今肥前松浦郡、時當四月上旬、釣其河魚、後因爲土俗故事、日本紀以爲仲哀崩年四月事、若據古事記、則仲哀壬戌六月崩、蓋其所謂四月、當是癸亥之年也、因是推之、應神在胎、亦非歷十四月之久者也、古事記所書、應神之生、不紀其月、若使其果爲冬十二月生、則去仲哀崩、僅七閏月耳、若其明年始生、亦是去仲哀崩八九月之間矣、蓋夫仲哀暴崩、應神後生、天下疑焉、古俗謬解、欲神其事、後史附會、以徵其言、是以愈傳而愈失、遂爲曠代疑義矣、天武詔、削僞定實、欲傳後葉、宜哉、

應神位定案

古事記云、忍熊王死也、故建內宿禰乃從太子將禊、歷淡海及若狹國、至高志前之角鹿行宮而居焉、淡海、即今近江也、高志前、即越前也、夜夢伊奢沙和氣大神、日本紀、作去來紗別大神、曰、我以吾名、易皇子名、對曰、唯命是從、神曰、明早與皇子、期于水濱、我則將易名之幣焉、乃寤、如期往、已有毀鼻入鹿魚、盈滿于浦、鋅飾、俗呼云入鹿魚、毀鼻、謂其鼻傷也、皇子謝曰、賜我御食之魚、因稱其神、亦曰御食津大神、今謂氣比大神也、食古讀與氣比同、氣比又作笥飯、後隸敦賀郡、魚之毀鼻、有其血臭、亦呼其地、云血浦、今謂都奴賀也、角鹿、讀云都怒我、後置敦賀郡、及還、太后置酒設宴、乃自作歌、建內宿禰代皇子作答歌、是所謂酒樂之歌也、二歌並見古事記、酒樂之歌、猶言燕歌也、日本紀曰、神后十三年春二月、命武內宿禰、從太子令拜角鹿笥飯太神、太子至自角鹿、是日、太后宴太子於大殿、舉觴以壽于太子、因作歌、武內宿禰爲太子答歌焉、二史所書、皆可疑也、古事記則以爲太子祓禊、爲忍熊王死之故也、日本紀則以爲太子至于角鹿、拜笥飯大神、而不言禊與易名也、唯其易名一事、僅見應神本紀注、若夫祓禊、以爲交神常事、故略而不書乎、然其令太子拜笥飯神、亦是何故也、果據古事記、則忍熊敗死、當在太子年十三四時耳、考之魏志、倭女王卑彌呼、與狗奴國男王卑彌弓呼素不和、正始八年、遣使說相

攻擊之狀、卑彌呼、猶此云女王也、狗奴國、猶此言氣比國也、卑彌弓呼素猶此云皇子忍熊也、（卑彌弓、猶此云日御子之語、卑彌弓呼素、猶此云忍之語也、）正始八年、歲在丁卯、仲哀崩年壬戌、以至于此、既六年矣、古事記、仲哀崩後、凡叙其事、皆不紀年、蓋此所以傳其疑也、氣比大神、史皆不言是何神也、然神與皇子、相易其名、則神之所稱者、太子初名、而太子所名者、神舊號也、日本紀注、以爲大神本名品陀別、太子舊名去來紗別者是已、據史、成務同母弟五百城入彥（古事記作五百木之入日子、成務無嗣、乃立爲太子、太子先薨、故以仲哀爲嗣耳、）生品陀眞若王、王有三女、長曰高城入姬（古事記作高木之入日賣、）次曰仲姬、季曰弟姬、應神竝納爲妃、仲姬卽仁德母后也、應神御諱與王名同、則知氣比大神、卽謂品陀眞若王也、初仲哀西征而不復、二皇子是問焉、天下亦疑少主非先帝之子也、王帝室懿親、於仲哀爲近、皇子皆沒、尚有王在、（王故太子之子、與仲哀爲從父昆弟、仲哀二年春二月、幸笥飯宮、夏四月、親征筑紫、蓋命二皇子及王、留守行都、及後忍熊戰敗、駕船泛湖、欲走行都也、意者王皇子之黨也耳、）建內宿禰欲徼福假靈於先帝、鎭撫百姓、乃修舊宮、（古事記建內宿禰造假宮於高志前之角鹿、）翼戴太子及王以會、申之以盟誓、重之以婚姻、且使王與太子相易其名、所以一新天下之耳目也、於是乎則天下始定矣、古事記書太子還自角鹿、以終仲哀之世、乃繼之以應神纘承大統、其旨微矣、（古文相因爲義、要自可以爲意通、亦可以有據耳、知氣比大神、史文不明、然參之景行成務仲哀及應神等紀、則可以見是故太子之子、而一時宗盟、亦爲仁德外祖矣、古文亦多假借譬況之言、蓋以有諱直言其事也、如此一節、除惡爲禊、言將禊、謂其解仇也、歃血爲盟、言血臭謂其共誓也、古呼王國爲御食國、言於我賜御食、謂其以天下授之也、太后酒樂之歌、其意可知、蓋非平生之驩也、食津之爲氣比、血浦之爲角鹿、流俗傳聞事出二說、類亦惟多、不要强辨而可、凡讀古史、例亦當倣此、）

讀仁德帝紀

吾讀帝紀、而後知人君務財、天下之不仁、莫甚焉、帝之不仁、可謂甚矣、然天下號爲仁聖、無他、蠲除天下三年賦役耳矣、夫飢者莫擇食、渴者莫擇飮、民之苦虐政、殆有甚於飢渴焉、帝發政施仁、民被其澤、蓋古今之所不及、而帝親行之、宜乎天下之稱以爲聖也、詩云、刑于寡妻、至于兄弟、以御于家邦、言先王親其親而仁其民也、吾竊怪其澤足以被于生民、而恩無以保妻子兄弟、帝於其仁、是誠何心哉、史載帝作壽陵事、而今所存山陵陂池、其廣袤皆與諸陵式合、古者帝陵之制、未有如此之大者也、因此推之、帝嗣位之初、躬行節儉、以惠其民、蓋所謂將奪之、固必與之者

與、史亦稱帝之末年、妖氣稍動、叛者始起、於レ是輕レ賦薄レ斂、以寬ニ民力一、則果其奪レ之矣、雖レ然帝不レ遠而復、修ニ其政令一、天下復安、二十餘年、嗚呼帝亦英特之主也哉、甲辰、五月二十日、

武内大臣釋レ寃

應神戊戌年夏四月、遣ニ武内宿禰監ニ撫西方一、大臣母弟甘內宿禰以ニ其兄反謀一告、帝遣ニ使誅レ之、大臣乃自嘆曰、嗟我無レ罪而死耶、壹岐直眞根子曰、公之無レ罪、天下共知レ之矣、躬自詣レ闕、披ニ陳其情一而死、未レ晩也、世人且稱ニ吾酷肖ニ公形貌一、請我今代レ公死、卽自伏レ劍而斃、大臣悲慟、竊自脫レ身浮レ海、而南抵ニ紀水門一、直赴レ闕請レ罪、帝更加ニ按問一、昆弟爭辨、遂不レ能レ斷、乃勅ニ二臣一、請レ神探レ湯、探湯、北史云、每レ訊下寃獄、不ニ承引一者上、置ニ小石於ニ沸湯中一、令ニ所レ競者探一レ之、云理曲者卽手爛、卽此、弟則敗矣、大臣遂欲レ殺レ之、帝勅赦ニ其罪一、美曰、管蔡流言、周公以懼、雷風動威、成王乃悟、武內宿禰帝室懿親、勤ニ勞皇家一、歷ニ事四朝一、年殆二百、及ニ其探レ湯、僅免ニ一死一、嗚呼君臣之義、兄弟之恩、雖レ曰ニ聖智一、亦爲レ難レ能也、其他則又何說、若ニ夫壹岐直一、則可レ謂ニ死友一矣、豈亦易レ得者也耶、甲辰、閏四月、君美書、

大連之亂

大連之亂、史所レ紀多可レ疑也、敏達崩、有ニ太子可レ立、而用明以レ弟傳レ位其一也、皇弟穴穗部皇子、與ニ大臣大連一、共殺ニ前朝委任之臣一、其二也、用明幸ニ于河上一、是日得レ病、瘡甚而崩、其三也、按字書、瘡、楚莊切、刀傷者成レ瘡、南史虎魄療ニ金瘡一、又瘍也、(也下、恐脫ニ瘍字一)移長切、曲禮身有レ瘍則浴、此云レ瘡者、不レ知ニ是何瘡一也、有レ人告レ急、大連退去、聚ニ衆於レ家、其四也、中臣連咒ニ詛太子一、其五也、大臣稱ニ敏達皇后令一、殺ニ皇弟及宣化皇子一、乃與ニ諸皇子一共誅ニ大連一、而太子不レ與焉、其六也、史稱大臣之妻、大連之妹也、大臣妄用ニ妻計一而殺ニ大連一、雖ニ其事不一レ詳、然大臣妄殺ニ大連一、大連之死、實非ニ其辜一也決矣、史稱皇弟欲レ奸ニ後宮一、大三輪君拒而勿レ入、皇弟忿レ之、遂欲レ斬レ之、亦曰、皇弟陰謀王ニ天下一、詐レ殺ニ逆君一、何其所レ言前後乖異也、美竊以謂敏達七子彥人最長、立爲ニ太子一、而非ニ皇后所レ生也、用明本蘇我氏之出、而大連亦自利ニ其仁弱易一レ制、遂共定レ議、大三輪君受ニ任前朝一、久典ニ樞機一、皇弟與ニ二相一共謀殺レ之、除ニ太子之黨一也、至下大連爲ニ姦諂所一レ構、與レ衆有上レ隙、中臣連咒ニ詛太子一、及ニ後其附ニ于太子一、而舍人乃殺レ之、亦其事情可ニ

以觀一矣、用明既崩、大臣又欲三舍レ子而立二弟、（用明有二六子一、弟則崇峻也、）嫌下其兄（卽穴穗部）既長、且多二權略一、素善上於二大連一、故誣以二姦亂一、而枉二殺之一也、大連亢厲凌レ物、無二弘致遠識一、無二乃其取レ禍之道一乎、萬勇敢義烈、能使二其犬爲レ已死一レ之、而不レ能レ使二一百人爲レ主死一レ之、豈彼所レ王之、亦在二將略一乎、抑亦其所レ遇不幸也、大抵事以二成敗一論者、兒曹之見也、天下凡事唯有二義之當否一耳、中臣象二一皇子之形一以詛レ之、上宮刻二四天王之像一以祝レ之、其愚一也、幸而事成、則號曰レ聖、吾未二之信一也、太子超然處レ外、不レ累レ於レ時、可レ謂二肥遯一矣、皇孫入承二大統一、以爲二百世之宗一、舒明是也、天之與二有德者一、豈不二昭昭一哉、（甲辰、八月二十日草、）

馬子弑レ帝

美曰、馬子逆謀、自二帝嗣位之初一而兆矣、史以爲其閒二帝指レ猪之言一、乃圖二不軌一、非也、曰然則其立レ帝者何也、曰、大連之亂、馬子殺二帝母兄一、當二是時一、帝莫レ有二可レ加之罪一、而並殺レ之、衆心必有二不レ服者一、故立レ之以慰二其心一、蓋亦不レ得レ已耳、殺レ兄而立レ弟、其弟非レ人則可、使二其弟而果人一也、則必報二其怨一、雖二庸人孺子一、亦知二其當然一也、況姦邪如二馬子一者乎、始其立レ帝也、獨計以爲我之於レ彼、有二援立功一、彼以レ怨報レ德、我必有レ辭レ於二天下後世一矣、帝有二英氣一、彼恐三變必生二肘腋一、竊伺二帝動靜一、於レ是宮人左右、皆爲二之耳目一、帝朝發二一言一、馬子夕必知レ之、帝心有レ所レ貯、彼盡已知レ之、豈必待二其指レ猪之言一哉、吾故曰、彼其建議復三與任那一、乃其逆謀已決之日也矣、征西之役、勇將悍卒、盡出在レ于レ外、譬レ之猛虎去二其爪牙一、匹夫搏レ之、猶レ僨二孤豚一、大軍一出、駐二師于レ外、內難既定、乃召レ之還、未二始有レ使三一矢加二之敵一也其詐謀可二以觀一已、軍志曰、先奪二其所レ愛則聽矣征西諸將伎レ鉞握レ兵、無三敢一人反レ旆廻レ軍、以討二其賊一、若レ驅二群羊一、驅而往、驅而來皆顧二其家一也、三輪君死、馬子曰天下之亂不レ久矣、至二其逆勢既成一、能使三天下弗二敢動一、則彼先爲二之措置規畫一矣（甲辰、八月二十四日草）

新羅質レ子

日本紀曰、新羅王波沙寐錦既降、以二微叱己知波珍干岐一爲レ質、高麗百濟、亦皆稱レ藩、因定二內官家一、卽是所レ謂三韓也、注云、新羅王宇流助富利智干出降、一云、

擒王斬之、埋于沙中、乃留一人、爲新羅宰而還、王妻欲得王屍、以禮葬焉、誘宰以利、且約爲其妻、宰密告其所、王妻乃與國人共謀殺宰、埋之地中、擧王櫬、窆其上、曰、尊卑次第、固當如此、天皇赫怒、乃發大兵、旌旗舳艫、蔽海而西、新羅擧國震恐、乃殺王妻以謝其罪、美按婆娑寐錦新羅王號也、婆娑寐當讀如伐飡、錦當讀云尼師今、(舊讀錦如字音者訛、)據古事記及魏志帝紀、太后親征新羅、適當助賁尼師今之時耳、新羅稱君、曰尼師今、猶言王也、初伐休尼師今太子骨正先死、及伐休死、大孫助賁尙幼、次子伊買之子奈解稍長、國人立之、奈解以女妻助賁、奈解將死、遺言以其婿助賁爲嗣、其俗呼王族爲伊伐飡、助賁以王族爲君、時稱曰伐飡尼師今也、微叱己智波珍干岐、一作微叱許智伐旱、東史作未斯欣、或作味斯欣波珍干岐、舊說云冠名、謂其爵號也、(干岐、或作旱岐伐旱、私記云、伐音勃、是上干岐也、干岐三品、伐旱一品、)東史作波珍飡、亦是王族之稱耳、註云、宇流助富利知干、宇流東史作于老、助富利知干東史作舒弗邯、職名也、史註以爲國王者訛、據東史、新羅沾解尼師今三年四月、(是歲己巳、太后親征、後七年、當魏嘉平元年也、)倭寇新濟、初倭使葛耶古來聘、王使舒弗邯于老擯之、(舒弗邯職號、于老人名、奈解尼師今之子、訖解尼師今之父也、)于老言早晩以汝王爲鹽奴、王妃爲爨婢、倭王怒、遣將軍于道朱君來侵、王出居柚村、于老曰、今日之寇、出臣言致之、臣請當之、遂抵倭軍曰、前日之言戲之耳、豈意興師至此耶、倭人執之、積薪燒殺之、乃去、後倭使來、(輿地勝覽作味鄒王時、倭大臣來聘、)于老之妻、請于王私饗之、及其醉、使人執而焚之、倭怒、來攻金城、不克引去、葛耶古不詳、于道朱君卽大矢田宿禰、彼此方音轉訛耳、姓氏錄曰、神后西征、及還留大矢田宿禰於新羅、爲鎭守將軍、將軍彥國葺命曾孫難波宿禰子也、(彥國葺子大口納命、大口納子難波宿禰也、)將軍娶新羅王女、生子、長曰佐久命、次曰武義命、(佐久者、眞野臣祖、)史註所云、留爲新羅宰、卽謂大矢田宿禰也、云宇禮妻誘殺新羅宰者、流傳之謬耳、東史以謂後倭使來、于老之妻、使人殺之、蓋得之矣、

東史多訛

初新羅納款、以微叱己智干岐爲質、太后攝政五年春二月、新羅遣汗禮斯伐毛麻利叱智富羅母智等朝貢、許智伐旱(卽微叱己智也、)奏請曰、臣今聞使者之言、我主

收臣妻子為孥、而不知其情、伏願天慈、臣往而視焉、太后許之、乃遣葛城襲津彥送致之、襲津彥與使者共至對馬、泊鉏海水門、新羅使者毛麻利叱智等、竊分船載微叱旱岐令逃歸、結草為人、臥于床上曰、微叱智病矣、襲津彥使人看病、乃得其狀、執三使者、焚而殺之、進至新羅、次蹈鞴津、拔草羅城而還、爾時所俘者、今桑原佐糜高宮忍海四邑、漢人之祖是也、葛城襲津彥（古事記作葛城長江曾都毘古）武內宿禰第六子、蹈鞴一作多多羅、即今朝鮮東萊縣多大浦也、草羅一作歃良、即今朝鮮梁山郡地、桑原高宮、並屬葛上郡、忍海後陞為郡、佐糜後改佐備、屬河內石川郡、（姓氏錄桑原三姓、皆出漢高帝之後也、）微叱巳智東史作未斯欣、曰、初新羅奈勿王死、嗣子幼弱、國人奉實聖而立之、實聖金閼智裔孫也、實聖常恨奈勿質己於高勾麗、及立為王、欲害其子以報之、遣未斯欣於倭、卜好於高勾麗、以為質、復令人殺其長子訥祇、訥祇乃殺實聖自立、明年春、新羅遣歃良州干朴堤上如高麗、迎其次弟卜好而還、是歲秋、復遣堤上迎季弟未斯欣、堤上詐為叛者、浮海入倭國、於是倭出師將襲新羅、仍以堤上未斯欣為鄉導、行至海嶋、諸將密議滅新羅、執堤上未斯欣妻子以還、堤上知之、勸欣潛還、堤上獨寢舟中晏起、以俟欣遠行、倭人詗知欣之亡、縛堤上追之不及、倭王怒詰之、對曰、謀成吾君之志耳、倭王備極慘毒以脅之、終不屈、遂燒殺（本一作木）嶋中、訥祇慟之、贈大阿飡、使欣娶堤上女為妻、堤上婆娑王五世孫也、美按國史載微叱巳智事、與東史未斯欣事頗為相合、微叱巳智、未斯欣、彼此方音轉訛耳、東史以為訥祇王二年事、（三國史記、）或以為元年事、（東國通鑑、他書則不記其年）耳、並訛、參諸國史（古事記、）及魏志（帝記、）初新羅以微叱巳智為質子、是歲癸亥魏正治四年也、訥祇以丁巳立、實是晉義熙十三年也、世之相後、百七十五年、是其訛一也、東史以朴堤上為婆娑王五世孫（輿地勝覽亦同、）即據東史、婆娑王以漢建初五年庚辰立、在位三十三年以永初六年壬子死、自漢永初至晉義熙、凡三百餘年、夫父子相繼、三十年為一世、常理也、果使其為婆娑五世孫、豈有得為訥祇時人也耶、是其訛二也、據國史、及訥祇立、稱藩大國（北史云、新羅百濟以倭為大國、並仰之是也、）四十二年、（訥祇當國、據舊事紀日本紀、直允恭安康雄略之間、若據古事記、則歷仁德履中反正允恭（允恭下恐脫安康）雄略之六朝矣、）歸誠効順、奉職無闕、我安有聲罪致討之事哉、是其訛三也、凡

此三者、其事昭晰、不レ待二深辨一、至レ如三襲津彥、天朝宗臣、帝室外戚、（履中外祖）功業勳績、著二在國史一、其所レ俘漢人、厥後子孫、亦有下登レ于二仕籍一者上、史書所レ稱、可二得而考一、或曰、東史載三未斯炊質レ于レ倭、自レ倭還卒、贈二舒弗邯一、皆係二之歲月一、其事必有レ據、且稱慈悲王四年春二月、納二舒弗邯未斯炊女一爲レ妃、其子炤智實爲二未斯炊外孫一、豈彼國乘不レ可レ信者也哉、曰、卽據二東史一、新羅王實聖元年春三月、遣二未斯炊質レ于レ倭、二年春正月、以二未斯品一、爲二舒弗邯一、委以二軍國事一、七年春二月、王欲三遣レ兵擊二破對馬嶋倭營一、舒弗邯未斯品諫レ之、乃已、是後未斯品莫レ有二復書一、且不レ載三其爲二誰氏子一、未斯炊未斯品、其名相近、流俗因訛、史載記書、遂承二其訛一、併而爲レ一、是其不レ審之過耳、未斯品蓋訥祇弟也、東史載訥祇十七年夏五月卒、贈二舒弗邯一者、舒弗邯未斯品也、慈悲四年春二月、納爲レ妃者、舒弗邯未斯品也、（日本紀繼體二十一年九月、新羅遣二彌至己知奈末貢レ賦、微叱己智、彌至己知、方音相同、然其人自異耳、）東史作レ于二高麗之世一、號爲二粗略一、況於二三韓籍一（籍上、一有二載字一、）無レ徵者一乎、（三韓載籍無レ徵、三國僅有二國乘一、粗略大甚、出レ于二朝鮮李克墩之言一、）天朝舊史、（卽謂二舊事紀一、）也、既成レ于二三國鼎峙之日一、而本紀新撰世紀等書、雖レ係二外史一、亦皆當時實錄、互可二以證一、（卽謂二百濟本紀、百濟新撰、高麗僧道顯、日本世紀等書一也、）若二彼東史之作一、在レ乎二千載之下一、而出レ于二三國之後一、載筆之士、綴拾補葺、僅取レ于二舊聞遺事一、實惟存三十一於二千百一而已、屬レ辭比レ事、尤多二牴牾一、豈可二盡信一哉、（後云東史訛、亦皆倣レ此、）美亦按新羅使者汗禮斯伐、（舊讀伐音勃、）卽是史註作二宇留助富利智干一、東史作二于老舒弗邯一、亦是彼此方語之轉耳、于老一死、史註以爲二髕レ脚抽レ筋、斬而埋レ之、東史以爲二擯相失レ言、執而焚レ之、眞是兒戲、世豈有二若レ此事一哉、今據二國史一、于老亦是坐三死于二未斯炊事一耳、毛麻利叱智富羅母智卽二人名、其中必有下彼云二朴堤上一者上、殊方異言、其詳難レ考、可レ惜哉、（三國史記作二堤上余麻一、東國通鑑作二歃良州于朴堤上一、他書皆作二朴堤上一耳、）但據二其文一、則毛麻利叱智蓋斯人與、（國史云、毛麻利叱智等、竊分レ船載二微叱旱岐一、令レ逃二新羅一、蓋謂二其首謀者一也、）

日本府建置沿革

日本府建置沿革、史無二明文一、今不レ可レ考、私記引二草本日本紀一曰、日本府舊作二倭宰一、日本紀註云、凡王人奉レ命爲レ使二三韓一者、自稱曰レ宰、言二其宰レ于レ韓、如二今言レ使也、考二姓氏錄一、初加羅東北與二新羅一間、中有二上中下己汶地一、方三百里、其土肥饒、二國相爭、更互攻伐、加羅使三使來二獻其地一、請下得二一將軍一、鎭二撫方外一、

以紓內難、天朝乃得其地、始置彌麻那國、彼稱國宰曰吉、是崇神末年也、彌麻那後云任那、其治謂之府、其官謂之宰、猶後之筑紫太宰府帥、魏志云、置一大率、撿察諸國是也、及神后西征、新羅服降、百濟內附、遂定比自㶱、南加羅、喙國、安羅、多羅、加羅、乃取南蠻忱彌多禮等地、比利、辟中、布彌支、半古、四邑、望風自降、蓋古辰弁二韓之域也、乃分南蠻忱彌多禮、以封百濟、於是每國置宰監之、乃置太宰於加羅國以治焉、是爲任那府、（加羅又作意富加羅、即大伽耶、說見于前、後凡倣此、）凡其所屬十國、總而稱之曰任那、其官各有位號、宋書曰、平西征虜冠軍輔國等將軍、蓋謂之也、後十四年、新羅不朝、乃討其罪、天將受新羅二美女、移兵擊加羅而滅之、加羅王出奔百濟、來愬干朝、神后大怒、更命將出征、復建加羅、（此云加羅即駕洛、又作加耶、乃是安羅多羅加羅等宗國也、伽耶大伽耶、史混而爲一、恐非、今姑從舊文耳、）自是之後、六十八年、新羅又不朝、削奪四邑、是歲仁德乙丑年也、其後二十六年、而伐百濟、先是百濟枕流王薨、王子阿莘尙幼、季父辰斯簒立、以故乃問其罪、國人殺辰斯、以謝、乃立阿莘爲王、阿莘立無禮、削奪忱彌多禮及峴南支侵谷那東韓（韓一作魏）之地、是後七十年、雄略大

擧伐新羅、討其不朝也、天兵進入王城、王棄城逃奔、既而諸將不和、遂引軍而還、後九年、高麗入寇百濟、百濟王蓋鹵敗死、帝賜王弟文周久麻那利地、安輯餘衆、復建百濟、文周文斤相尋而薨、乃納故王蓋鹵從孫末多、立王百濟、其後八年、任那府宰交通高麗、欲據任那王子諸韓、百濟發兵、擊而走之、後十四年、百濟廢王末多、而立斯麻、斯麻蓋鹵庶子武寧王是也、武寧既立、內賂宰臣、請任那四縣、朝議以爲可許、遂授其地、是歲繼體壬辰年也、明年、百濟復請己汶地、伴跛亦請之、其地亦既賜百濟、伴跛以怒、乃擧兵叛、新羅遂因取南加羅喙己呑及卓淳等地、任那之滅、實本于此、後十四年、大發兵衆、收復新羅所侵地、會筑紫國叛、海道隔絕、軍不能進、更命將出征筑紫、二年克之、先是百濟王武寧薨、子明禮立、是爲聖明王、聖明亦請以加羅多沙津、爲朝貢之路、乃依其請、加羅失其津要、深怨天朝、自是之後、遂絕不來、加羅一云伽倻、古狗耶韓即是、安羅多羅加羅等宗國也、是年使使于安羅、令安羅風諭新羅、以還南加羅喙己呑等地、初加羅與新羅婚、而後相失其驩、新羅遂拔任那八城、

於レ是加羅王入朝以告、乃勅下使レ于二安羅一者上、和三二國之怨一、天使驕傲、新羅怒而復拔二任那四邑一、加羅亦厭二天使凶暴日甚一、乃欲レ逐レ之、借三兵于二新羅百濟一、天使邀二擊百濟兵一、嬰レ城固守、百濟與二新羅一攻レ之一月、勢不レ可レ下、遂拔二任那五城一而還、欽明卽位之初、勅二百濟一以レ復二建任那一、於レ時任那非二擧國盡滅一也、地壤日蹙、無レ復二往時一矣、古稱每レ國置レ宰、至レ是惟有二加羅安羅二國日本府一已、其他變衰亦可レ知也、新羅自レ創二開邊隙一以來、好辭甘言卽以二昔初建國之制一爲レ言、輙曰、百濟以二割賜之地一還レ干二任那一、則弊邑亦還二任那地一、尙復何論、朝議紛紜、初無二奇策一、遂以二興復一委二之百濟一、百濟乃議曰、我豈敢違二背明詔一、遮二斷貢路一哉、蓋朝旨亦及二任那四縣、加羅多沙津之事一也、當二是之時一、新羅內犯、高麗外侵、縱使三百濟撤二南韓之戍一、卽任那四縣也、則任那失レ守、可二翹レ足而待一矣、參二諸東史一、加羅安羅送二款新羅一、有レ年レ干レ此、至レ如下拜二彼官爵一、受中彼冠服上、本朝恬然置レ之不レ問、而不レ知三國實被二其潛賣一也、當時議臣謀レ國、如レ此其左、尙何以二興復一爲レ望耶、豈不レ謬哉、百濟所レ論諸國敗亡之由、悉得レ之矣、其後任那之滅、一如二其料一、何其驗哉、然其射二一時之利一、基二百年之禍一、釁端既啓、誰復救哉、且其圖二興復一、機事不レ密、責二讓安羅一、指二斥其罪一、以激二衆怨一、遂招二外寇一、既知下王國之亡、皆由上乎二內應貳心之人一也、般鑒不レ遠、何以復循二故撤一乎、易曰、君子遠二小人一、不レ惡而嚴、其慮也深矣、甲辰、八月初二、源美艸、

大化元年八月、縣レ鐘設レ匱、

堯舜之事、而義有レ可レ疑、則學者者何所二折衷一、太史遷曰、學者載籍極博、猶考二信於六藝一、如レ是而已、世言堯有二敢諫之鼓一、舜有二誹謗之木一、吾嘗疑焉、而考二諸虞夏之書、孔子之言一、果皆所レ不レ言、蓋其事始見二管子書一、曰堯有二衢室之問一、舜有二告善之旌一、尸子曰、堯立二誹謗之木一、漢文帝詔曰、古之治二天下一、朝有二進善之旌、誹謗之木一、帝王世紀曰、堯置二敢諫之鼓一、舜立二誹謗之木一、諸書所レ載、皆有二異同一、衢室之問、事見二列子一、文帝詔不レ斥二其名一、諸註家皆謂堯時然也、吾聞凡有二異同一者皆是訛謬、鄭夾漈春秋考序語、蓋其言見レ於二文帝詔一、而古稱以爲二堯舜之事一、是以學者樂レ聞二其言一、信而不レ疑、習而不レ察、然其實則非二堯舜之事一也、虞書皐陶曰、都在レ知レ人、在レ安レ民、禹曰吁咸若レ時、惟帝其難レ之、知

人則哲、能官人、安民則惠、黎民懷之、能哲而惠、何憂乎驩兜、何遷乎有苗、何畏乎巧言令色孔壬、其曰知人、則孔子所謂知也、安民則孔子所謂仁也、能哲而惠、則孔子所謂擧直錯諸枉、能使枉者直也、擧皆出乎聖人之言、而其言之不異、猶且如此、而堯舜之德、巍巍乎所以後聖之不能及者、誠其在此、夏書曰、每歲孟春遒人以木鐸徇于路、官師相規、工執藝事以諫、其或不恭、邦有常刑、蓋自唐虞之世、博求天下之言、其亦如此而已耳、難者曰、九重深嚴、固非叫閽之可聞、萬邦遐曠、或有冤民之無告、故設謗木、置諫鼓、所以通治道而來諫者也、曰、不然也、堯咨四嶽、薦舜于天、舜亦咨四嶽、薦禹于天、乃命稷契皐陶垂益伯夷夔龍曰、欽哉惟時亮天功、帝乃歌曰、股肱喜哉、元首起哉、百工熙哉、蓋言君之善政由其臣也、皐陶乃賡載歌曰、元首明哉、股肱良哉、庶事康哉、又歌曰、元首叢脞哉、股肱惰哉、萬事墮哉、蓋言非君能自明、爲臣不能盡力也、夫冕之有旒、所以蔽明也、紘紞充耳、所以掩聰也、若夫聰明深察、不能任賢、以謂吾能使嘉言罔伏、勿虐無告、則非吾所聞也、曰、古者所稱、既已如此、亦不足信與、曰、經之所言、予所信也、經所不言、予不知也、且管仲之事、仲尼之門、五尺童子猶羞稱焉、尸子晉人尸佼撰、曰商鞅之師、而至書不傳于世、其雜出諸書、如佼爲秦孔墨皆弇於私也、其言頗與鞅相類、而鞅之術無他、特恃告訐耳、曰、刑用於將過、則大邪不生、賞施於告姦、則細過不失、大邪不生、細過不失、則國治矣、吾讀鞅書、然後知其師所以爲敎、亦出乎告訐、假託聖人、以飾其說也、其爲法之弊、變爲誹謗妖言之禁、其勢有所激之也、至漢興、自除秦苛法之後、諸儒輩出、有誹謗進善之說、及文帝二年、除誹謗妖言法、而不知其說本出於刑名之學、而非聖人之事也、曰、然則誹謗妖言禁之、則可乎、曰、惡、是何言也、周厲王虐、國人謗王、召公曰、民不堪命矣、王怒、得衞巫使監謗者以告則殺之、國人莫敢言、道路以目、王喜、告召公曰、吾能弭謗矣、乃不敢言、召公曰、是鄣之也、防民之口、甚於防川、川壅而潰、傷人必多、民亦如之、是故爲川者決之使導、爲民者宣之使言、故天子聽政、使公卿至列士獻詩、瞽獻典、史獻書、師箴、

瞽賦、矇誦、百工諫、庶人傳レ語、近臣盡規、親戚補察、瞽史敎誨、耆艾修レ之、而後王斟酌焉、王遂弗レ聽、於レ是國人莫二敢出一レ言、三年乃流二王于一レ彘、召公之言、是則夏書遒人徇レ于レ路之事、而民之有レ口、胡可レ壅也、孔子曰、天下有レ道、則庶人不レ議、庶人有レ議、亦皆叔世之事耳、魏太武懸三鼓於二闕左一、梁高祖置三函於二公府一、所下以廣二言路一、而達中寃民上也、然南北二主、皆不レ免二其亂一、亦何望二唐虞之治一乎哉、僞周武氏置二四匭針一、以受二四方之言一、於レ是告察蜂起、亦如二秦之先世一、遂使二姦惡之黨、快意相讎一、天下喁喁、莫レ知二寧所一、亂亦極矣、因レ此觀レ之、謗木諫鼓、豈必爲二堯舜之事一也耶、吾故曰、世之所レ稱、事出レ乎二聖人一、而義有レ可レ疑者、考二之於レ經、而（而下、恐脫二經字一、）所レ不レ言、則其非二聖人之事一也決矣、（甲辰九、月晦草）

孝德改新詔（改新之詔、前後凡三、當二通考一已、）

太古以來、歷世縣邈、文獻無レ徵、不レ可二考信一已、大抵上世之制、猶二三代封建之時一也、中世已降、亦猶三漢初兼二有封建郡縣之制一也、迨レ及二孝德世一、天下盡變爲二嬴秦郡縣之制一矣、昔在上世、五方之國、各有二君長一、散在二山海間一、大小强弱、不レ能二相統一一、神武開國之初、封二其有レ功、乃命爲二國造一者凡八、爲二縣主一者凡三、當二是之時一、王畿獨有二中州之地一、國造縣主、頗受三封於二其中一、其餘諸國、唯與レ之正レ始耳、崇神之世、始封二皇子一、鎭二撫東方一、後定二男女調役一、皇子分レ封、邦國貢賦、皆自レ此始、景行不レ承二基緒一、以揚二前烈一、四征レ弗レ庭、大拓二土宇一、而帝八十餘子、受レ封者七十七人、更封二宗室一、爲二東山十五道都督一、犬牙相臨、統二制天下一、於レ是國亦有レ別焉、（所レ謂別王是也、）成務嗣レ德、始分二天下國郡縣邑一、各置二官長一、其爲二國造一者、凡九十又四、餘則不レ可二詳考一、蓋猶三周有二五等國一、上足三以奉二貢職一、下足三以供二祭祀一、以藩二輔京師一、（古事記云、天皇定二大國小國之國造、大縣小縣之縣主一、日本記作下令二諸國一、國郡立二造長一、縣邑置中稻置上、國造縣邑、所レ來尚矣、蓋成務所レ制國郡、則有二國造伴造一焉、縣邑則有二縣主稻置一焉、與レ別通爲二五等一、魏志云、官曰二多模一、副曰二卑奴母離一、多模即伴造也、卑奴母離、即夷守也、夷守見二景行帝紀一、北史云、官有二軍尼一一百二十人、猶二中國牧宰一、八十戶置二一伊尼翼一、如二今里長一也、十伊尼翼屬二一軍尼一、軍尼、即國造也、伊尼翼即稻置也、據二舊事紀一、古者國造、有二一百二十餘人一、北史所レ書、頗與レ此合、稻置之制、我史不レ詳、北史所レ書、最爲二詳悉一、所レ謂天子失レ官、學在二四夷一耳、伊尼翼之翼、或作レ冀者訛、）初垂仁始置二倭屯田一、稱爲二帝皇之田一、猶二周人所レ謂天子之田一也、其官曰二屯田司一、屯田屯倉、即始レ于レ此、景行乃令二諸國一、興二田部屯倉一、蓋古者耕田之業、猶不レ足レ食、凶年荒歲、最多二艱阨一、於レ是勅令下諸國制二其土一處二其

民、務稼穡廣蓄積以備災害、其制猶後之義倉也、（義倉見令、其始未考、古言曰、部郎民也、此云屯倉、猶言蓄聚之倉也、）延及安閑、制置屯倉於西南諸國、凡十三所、（其中三所、又在東國耳、）乃令有司、主掌其田租事、自是而後、經理寬閑之野、墾闢膏腴之田、分命官司、以掌其政、史不紀書、所謂兼有封建郡縣之制是也、景行皇子倭武薨、因定武部、曰欲錄功名也、名代人部、實始于此、厥後仁德爲皇后太子及諸皇子定名代部、皇后湯沐邑、太子諸王食封、亦皆自此始也、淸寧無子、置白髮部舍人、膳部靫負等於諸國、（白髮者、取帝名也、）武烈安閑皆循其故事、謂之子代入部、蓋以其無子故置之、因謂子代、皇后無子亦置焉、名代子代、殊號而同實耳、置之之制、其詳未聞、亦猶漢時陵邑、徙天下民與田宅守陵也、（初漢興、立都長安、徙齊田楚昭屈景、及諸功臣家於長陵、長陵邑萬戶、後世世徙吏二千石、高貲富人、及豪傑兼併之家於諸陵、奉常屬官、有諸廟寢園令長丞、東園匠令丞、主陵內器物、又有園郎、故事近臣皆隨陵爲園郎、園中各有寢便殿、日祭於寢、月祭於廟、時祭於便殿、寢日四上食、丞相以四時行園、淸寧無子因定子代部、以憂萬歲之後、其祀遂絕故也、其置舍人膳夫靫負等、猶漢時故事、近臣皆隨陵爲園郎、部曲之民、亦猶漢時陵戶耳、凡名代子代、餘皆倣此、）至於孝德創制立法、國郡縣邑、廢其君長、始置百官、制其祿俸、使天下之命、獨制於一人、致諸祖宗之世、亦猶更姓改物也、若其罷名代入部詔、責之以山川官族、名其所諱也、夫以諱事神周道也、我之前世、未有所諱、猶夏殷之世也、夏人尙忠、殷人尙質、周人尙文、譬如夏葛而冬裘、是其時然也、若使周人責夏殷之忠質、亦猶裘於冬者、責夏之葛者也、嗚呼其亦不思之甚哉、若夫名終將諱之、改其所名而已、晉廢司徒爲中軍、宋廢司空爲司城、魯廢二山、以其鄕名、未聞其併官與山而廢之也、（晉僖侯名司徒、改司徒、爲中軍、宋武公名司空、改司空爲司城、魯獻公名具、武公名敖、改具山敖山、以其鄕名山、）古不墓祭、陵有園寢、自秦始也、古宗廟之制、前制廟後制寢、以象人之居、前有朝後有寢也、廟以藏主、以四時祭、寢有衣冠几杖、象生之具、以薦新物、月令云、先薦寢廟是也、秦始出寢起於墓側、漢因而弗改、故陵上稱寢殿、起居衣服、象生人具、名寢之意也、夫送死之禮、卽遠而無近、至于墓則終尊盡矣、人子孝思不忘、則專精于廟享而已、蓋墓藏體魄而致生之、是不智也、廟以宅神而致死之、是不仁也、此聖人制禮、明乎幽明之故、仁智合而理義全也、旣以送形而往、安于地下、迎精而反、主於廟中、而又致隆於陵園、是反易陵廟之理、以體魄爲有知、虛廟祏而不重設、復擧廟

中之主一、祭レ於二陵所一、皆違レ禮也夫喪葬卽レ遠、豈得レ已而爲レ之、若遂二孝子思慕無レ窮之心一、則於二四時大廟之祭一、礿禘烝嘗、惟禮之循、而兢兢業業、敬二其所レ尊、愛二其所レ親、事レ死如レ事レ生、事レ亡如レ事レ存、可三以爲二孝之至一也矣、帝始廢二陵邑一、似矣、雖レ然大廟之制、未二之有レ聞、則曷若下仍二其舊貫一、而愛敬之意、猶有上所レ存焉、魯人曰、吾將以二吾之不可一、學二柳下惠之可一、孔子聞レ之曰、善哉、欲レ學二柳下惠一者、未レ有二似レ於レ此者一、帝之似者、其斯異レ乎二魯人之所レ學與、亦責レ之以三部曲官民分二居國縣一、遂使二父子易レ姓、兄弟異レ宗、一家五分六割、爭訟之起、職此之由、夫天子建レ德、因レ生以賜レ姓、胙二之土一、命二之氏一、官有二世功一、則有二官族一、邑亦如レ之、枝分派別、千塗萬轍、且士類以二氏族一相尙、厥來久矣、允恭詳二定氏姓一、事在レ于二淸寧置レ標代レ民之前一、然地勢相傾、更相排詆、古今之弊、終不レ可レ改、至二其不肖子一、販二鬻松檟一、依二托富貴一、衰世之俗、人無二廉恥一、抑亦誰之咎與、古者宗子之法、所下以收中天下不二相親屬一之心上也、降及二後世一、所二以不レ重二其族一者、有レ族而無レ宗也、是以其族散而忘二其祖一、遂至レ於二父子無レ親、而兄弟相訟一、若レ欲二天下相與親睦一、必先自二宗法一始、尊レ祖而敬レ宗、先王之道、所二以尙一レ之也、若下其廢二封建一詔上、以謂分二國郡縣邑一、各置二已民一、制二山川上田一、以爲二私地一、妄作二其主一、兼二幷劣弱一、夫自二太古一以來、有土之主、皆神明之後、其他亦皆社稷功臣、帝室懿親、世有二令德一、以襲二其封一、一尺之土、一民之衆、祖宗不三以賞二私德一、君長不二敢貳レ于レ已、亦何私レ已之有、帝疾二其兼幷一、而欲下以二天下一奉上於二一人一、則其爲二兼幷一、孰大焉、昔秦倂二天下一、以爲二郡縣一、帝亦倂二天下一、以爲二郡縣一、其事雖レ同、其義大異、秦滅二六國一、諸侯猶其敵國也、廢二三代制度一、猶其異姓也、帝之所レ滅者、社稷世臣也、其所レ廢者、祖宗舊制也、秦之創レ制、天下皆知二其惡一矣、帝之變レ法、天下皆稱二其善一焉、何則後之長二國家一、而務二財用一者、以二其利一爲二自利一之也、故其流之弊、以傳レ乎二萬世一、天下亦皆不レ能レ知レ之也、悲哉、請試擧二其一二一而論レ之、古者國郡縣邑之主、皆神明之後、奉二其先祀一者、其後既亡、其祀既絕、不レ可二得而考一、天下神祠、著在二祀典一者、凡三千一百三十二所、此自レ非三山林川谷丘陵、能出レ雲爲二風雨一、則古之神人有レ功二烈於レ民者也、帝家宗廟、置而不レ論、其神明之後、以奉二其祀一者、獨有二出雲國造一焉耳矣、其餘則不レ知二

其祀是何神、而其後是何人一也、蓋此無レ他、帝變レ法之後、如二其神明之後一、雖レ承二世官一、其所レ食世祿、月給二官廩一而已、非レ若三前代有二食邑采地圭田之制一也、況其衰門舊族、散往二四方一者、歲時欲レ祭二其先一、則其祠且不レ知二何在一、又安有二行レ禴之地一哉、而其著在二祀典一者、官命二有司一、祭下古之明神在二其地一、而無二主後一者上也、上世以來、胙レ上賜レ姓、其載在二史籍一者、凡一千一百八十二氏、事漏二舊典一、稽所レ不レ及者不レ與焉、此皆古者神明之冑、帝出之裔、冠冕之緒、保レ姓受レ氏、以守二宗祊一、世不レ絕レ祀者、而今其姓氏以傳レ于レ世、僅存三十一於二千百一、豈其君子化レ鶴、小人亦化爲レ猿者也耶、蓋此無レ他、帝變レ法之後、高門右姓、名爲二世官世族一、無レ有二尺土之奉一、使下其士無二常君一、其民無中常主上、況其衰宗落譜、亦皆栖栖爲二東西南北之人一、間有丁乘二風雲之會一、崛三起於二草萊一、策丙名於乙廟廊之上甲、安知レ非下其爲二帝出之裔、神明之冑一、而其德在レ人之後者上哉、雖レ然遙遙華冑、其所二由出一不レ可レ信也、因レ此觀レ之、天下有レ神、多歆二非類一、天下有レ姓、妄認二遠祖一、蓋亦可レ知也已、易曰、天地之大德曰レ生、聖人之大寶曰レ位、何以守レ位、曰仁、何以聚レ人、曰財、夫受二命於一レ天、爲二生民之主一、而絕二人之後一、奪二人之利一、天下之惡、莫レ大レ於レ此矣、秦三世而亡二其族一、帝二世而滅二其宗一、皆反レ乎レ爾者也、夫自作孽不レ可レ逭、如レ此夫、甲辰十月六日燈下書、

天智崩

昔人相傳、帝幸二山科一、騎レ馬入二林中一、不レ知レ所レ之、又曰、帝駁上レ天、羣臣葬二其遺舄一、又曰、是舄化レ石、於レ今猶存、帝王編年、水鏡、榻鴫曉筆抄、或曰、帝之終不レ可レ詳也、故曰、升レ天云爾、史之所レ書、何足二盡信一焉、美曰、黃帝得レ仙、騎レ龍升レ天、帝亦其然乎、萬葉集載二帝挽歌凡九首一、中有下如レ言二昇仙之事一者上、豈非ヨ是所三以有二後世紛說一邪、孔子作二春秋一、定哀多二微辭一、我史於二天智天武之世一、亦猶二定哀一也、諱レ尊隆レ恩、臣子義當然也耳、雖レ然大津皇子以レ叛書、則凡簒逆之罪、。見レ於二斷例一、亦自明矣、若二彼上レ天之說一、姑存レ疑而可也、

白石先生遺文卷上終

白石先生遺文

東都　新井君美在中著
水藩　立原萬伯時纂

卷下

史論

天武十三年十月始定八姓

初白鳳十一年八月、詔曰、凡諸應考選者、宜撿其族姓及景迹、方而（方恐）後考之、若雖景迹行能灼然、其族姓不定者、不在考選之色、

古未有姓、唯有名號而已、賜姓命氏、自垂仁始、蓋其命之姓、貴其功德也、神后攝位、三韓內屬、而秦漢及韓人、揚于王庭者、亦以其名號、賜之爲姓、（王、吉師、村主、美吉之類、此也、）是後士類相尙以其氏族、流習所狥、煽以成俗、貴種庶姓、紛爭莫定、蓋習夷貊之俗也、（天竺北狄、貴其種姓耳、）允恭之初、乃下明詔、質諸鬼神、正其眞僞、萬姓一定、天下服矣、天智三年、制定冠位及氏上、氏上猶言宗子也、立之所以奠世繫也、（周禮小史掌邦國之志、奠繫世、辨昭穆、注志謂國誌、奠定也、父子相繼爲世、世所自出爲繫、奠世繫、則知祖宗之本源、）先是皇極之世、蘇我氏臨誅、悉取圖籍、投火而死、姓氏亡譜、嫡庶爭長、至是家有異言、人有競心、初蘇我氏亂、船史惠尺、急收國志、而藏于天府、九年、乃因舊貫、編造天下戸籍、（所謂庚午籍也、）地望既分、氏族自別矣、天武差第閥閲、始爲之制、凡有司選擧、不問賢能、必考氏族、遂改群姓、以分高下八等、古語拾遺以謂唯序當年之勞、不本天降之績、誠有故也、天武以篡弑而得天下、其高爵大祿、所以寵異之、皆其所謂壬申功臣也、至若別生分族、多所升降、加之以下銓總人物、專任門地、天下靡然、好誇地望、其弊則徇勢利、亡禮敎、一如西北胡俗然、東方仁厚之風、於是變矣、（弘仁姓氏錄所載、凡一千一百八十二氏、而今猶存者、僅不過數氏而已、其餘則世莫所聞焉、嗟其帝出之裔、〔皇別也、〕神明之胄、〔神別也、〕豈得悉化爲鬼魅耶、抑古之名門右族、赫赫乎當時者、世胄陵替、貴賤無常、遂致此寥寥耶、蓋必有故也、我未得之辭、）

幷省官員

光仁寶龜十一年三月、太政官奏略曰、古者人稠田少、而有儲蓄、由於節用也、今者地闢戸減、而患不

レ足、由二糜費一也、臣等商二量當今之急一、省レ官息レ役、上下同レ心、唯農是務云云、於レ是每司幷省、各有二其數一、沙二汰冗官一、古之善政也、蓋古之時、天下之民、莫レ不レ有レ田、人生五年以上、皆給二口分一、女及家人奴婢、減二三分之一一、凡有レ田則有レ租、有レ家則有レ調、有レ身則有レ庸、其在レ官在レ役、租賦調庸、各有二除免法一、鰥寡孤獨、貧窮老廢者、收養給侍、皆有二其法一、凡無レ子者、聽レ養下四等以上、親於二昭穆一合者上、孝子順孫、義夫節婦、志行聞レ於二國郡一者、旌二表門閭一、悉除二課役一、五位以上、則有二位田一、有二職田一、亦（亦恐衍）有二功田一、有二賜田一、其餘則有二祿俸一焉、官解職免、則咸皆歸レ田已、是以官員增、則戸口減、農業廢、田園荒矣、故曰、省レ官息レ役、唯農是務、皆古之善政也、或謂當今之務、亦唯在下幷二省官員一以足中國用上已、蓋不レ思之甚也、及二王政衰一、文武異レ制、而兵農既分矣、於レ是民世二其業一而不レ從レ官、士類唯有レ祿、以代レ耕耳、今夫一奪二其俸一、亦將使二之焉歸一耶、孟子有レ言、若レ民則無二恒產一、因無二恒心一、苟無二恒心一、無レ不レ爲已、嗟其仰事俯育、皆失二其所一、父母凍餓、妻孥離散、彼將何苦、而惜二其死一、果其行レ之、適足三驅而爲二羣盜一而已、古之善政、豈復如レ此乎哉、若レ欲二彼善一、則盍レ反二其本一矣、

關白阿衡

宇多仁和三年十一月、詔二太政大臣從一位藤原朝臣基經一、以關二白萬機一、漢宣帝卽レ位、霍光歸レ政、帝謙讓不レ受、諸事皆先關二白光一、然後奏御、關白之號、所二由始一也、或曰、光孝卽レ位、太政大臣藤原朝臣還レ政、乃詔令レ關二白萬機一、關白之號、自レ此而始、或曰、清和讓三位於二陽成一、乃勅二右大臣從二位藤原朝臣一、攝二行天下之政一、元慶四年十二月、勅改二攝政之號一、爲二關白一、乃拜二太政大臣一、關白卽始レ于レ此、蓋皆可レ疑也、考二諸實錄一、貞觀十八年十一月、淸和讓三位於二皇太子一、勅二右大臣從二位兼行左近衞大將藤原朝臣一、保二輔幼主一、攝二行天下之政一、如二忠仁公故事一、元慶四年、拜二右大臣正二位藤原朝臣一、爲二太政大臣一、策命曰、攝政之職、猶自如レ舊、蓋太上勅旨也、是月、太上崩、八年二月、陽成避レ位、光孝卽レ位、乃勅二太政大臣一、百官總レ已、以掌二庶政一、凡應レ奏之事、應レ下之事、必先諮稟、然後奏下、以二其辭一レ職也、仁和三年八月、天皇崩、是後史亡、莫レ有レ所レ考、據二扶桑略記一、仁和三年十一月、宇多卽レ位、

是月、太政大臣從一位藤原朝臣、奉レ表辭レ職、乃賜レ詔曰、萬機巨細、皆關二白于太政大臣一、然後奏下、太政大臣累表固辭、再詔有レ言、曰、實惟社稷之臣、非二朕之臣一、宜下以二阿衡之任一爲中卿之任上、太政大臣不レ肯レ視レ事、四年二月、勅二關白太政大臣藤原朝臣一、準二三后一、賜二年官年爵一、如二忠仁公故事一、太政大臣報奏曰、奉二去年閏十一月勅一、宜下以二阿衡之任一爲中汝之任上、但未レ知三阿衡之任、若二關白何一、仍持レ疑久矣、伏聞二博士等奏言一、阿衡之任、可レ無二典職一者、以二其可一レ無二典職一、則知二阿衡爲一レ貴、以レ臣比擬、非レ所二克堪一、乃宣勅曰、朕之本意、關二白萬機一、賴二其輔導一、今省二來表一、驚嘆已甚、故今復述二朕意一、太政大臣自レ今以後、總二掌衆務一、兼二領百官一、應レ奏之事、應レ下之事、必先諮稟、然後奏下、朕將二垂拱而仰一レ成、已、蓋此史之遺文也、由レ是觀レ之、前者之說、皆非二其實一也、夫伊霍之事、實非二人臣之福一、太政大臣躬當二大任一、顧託惟重、遭二主昏亂一、國家將レ危、敢決二大義一、以安二社稷一、蓋非二其志一也、而今承二明詔一、以遵二霍光故事一、其心不二自安一、累表固辭、亦申命レ之、阿衡是任、畏懼愈深、失二其舉措一、及二寵錫命降一、遂不レ得レ已、奉レ表謝レ恩、遜言以辭、於レ是上亦曉二亦意一、宣勅一依二前朝之詔一、蓋夫前朝之詔、應レ奏之事、應レ下之事、必先諮稟、然後奏下、乃是關白之事、然是之時、未レ有二其名一也、乃至二仁和詔一、卽言關二白于太政大臣一、然後奏下、又曰、關白太政大臣藤原朝臣、職名關白、即始レ于レ此、後人追二稱之一、以謂光孝既有二關白詔一、非二其實一也、或曰、阿衡之詔、左大辨從四位上橘朝臣廣相所レ草也、時人難レ之、因勅二博士等一議、僉曰、阿衡殷世三公官名、三公坐而論レ道、無レ所二典職一者、太政大臣持レ疑累辭、以二其無一レ所レ職故耳、非レ若二予之言一也、曰不レ然、蓋時人難レ之、以謂商書曰、太甲不レ惠レ于二阿衡一、是則非二美事一也、然商頌有レ言、實惟阿衡、實左二右商王一、說命又言、爾尙保レ予、罔レ俾下阿衡、專中美有商上、亦何所レ難之有、且其博士議曰、阿衡殷世三公官名、三公無レ所二典職一、亦非也、說命曰、昔先正保衡、君奭曰、在二太甲時一、則有二若保衡一、孔穎達曰、以謂阿衡保衡、非二常人之官名一、蓋當時特以二此名一號二伊尹一也、豈是殷時三公之通稱也哉、周官曰、立二太師太傅太保一、爲二三公一、官不二必備一、惟其人、蓋三公至レ是始有二定制一、而未二嘗特置一也周公以二冢宰一兼二太師一、烏得レ謂二之必無一レ所二典職一哉、總而論レ之、則阿衡之言、未二必失一レ之、

而博士之議、未ニ必得一レ之、太政大臣遜言以辭、其憂也深矣、享保庚子十一月十一日夜、燈下書、散位源朝臣君美、以呈ニ新川平秀才一、乞ニ删正一、

報ニ在唐僧中瓘一牒

右牒見レ于ニ菅家文草一、僧中瓘表、不レ可ニ得而考一、謹據ニ牒旨一、蓋朱褒欲レ通ニ天朝一、使ニ中瓘爲ニ之先容一、且爲ニ唐家一問ニ天朝修聘之事一也、按唐乾符初、黃巢倡レ亂、所在兵起、朱褒本永嘉賊、以ニ其中和元年秋七月一陷ニ溫州一、自稱ニ刺史一、寬平六年、是歲甲寅、卽唐乾寧元年、而褒領ニ溫州一、此事在ニ牒中一、十ニ四年于レ茲矣、是後天復元年夏四月、褒卒、其兄敖自稱ニ刺史一、是歲辛酉、天朝延喜元年也、又據下寬平六年秋九月、菅公奏請レ令ニ公卿議一ニ遣唐進上一狀上云、在唐僧中瓘去年三月、附ニ商客王訥等一之錄記、唐家凋弊載レ之具矣、更告ニ不朝之問一、終停ニ入唐之人一、雖ニ區區旅僧一、爲ニ聖朝一盡ニ其誠一、代馬越鳥、豈非ニ習性一、伏願以ニ中瓘狀一、下ニ公卿博士等一議、今略ニ此狀一、蓋是歲秋八月、以ニ菅公一充ニ聘唐大使一、紀朝臣長谷雄充ニ副使一、故公有ニ此奏一、廷議遂罷ニ其使一、東西聘問、此後遂絕、

謹考、魏晉宋隋之間、天朝世有ニ隣好一、蓋以ニ西藩諸韓、壤地相接一故也、唐龍朔初、新羅叛亂、與レ唐掎角、滅ニ我屬國一、以煩ニ天討一、結レ難累年、唐亦悔ニ其過一、遂立ニ扶余氏之後一、冠蓋相望、來請ニ渝平一、天朝棄ニ前惡一復ニ舊約一、蓋亦以レ全ニ天下元元之民一故也、初隋氏已前、彼此往來、路由ニ遼陽一、諸韓滅後、每從ニ南道一、海洋浩渺、風濤叵レ測、飄蕩沈溺、前後相繼、幸得ニ生還一、亦極ニ其險阻難辛狀一、是以奉レ使之家、命下之日、父母妻子、憂念悲レ別、如レ送レ死然、顧其時縉紳諸生遊學之徒、以附行者往往有焉、經書藥材、凡百服玩、有無相易、以利ニ生民一者、亦未ニ嘗無一レ之也、當世之人、雖レ有レ知ニ其弊一、而一切因循、視爲ニ故常一、無三敢正レ言以建ニ其議一、蓋夫聖賢之道、載在ニ六籍一、孔子曰、其人存則其政擧、其人亡則其政息、苟求ニ其道一、則文既在レ茲矣、且天地之生、五方物性、各自有下與ニ其人一相宜上、萬國之人、養レ生救レ死、豈必資ニ之於ニ彼川廣藥材一耶、日本專尙ニ川廣藥材一、見レ于ニ彼方書一、古之仁人有レ言、曰、君子不下以ニ養レ人者一害上レ人、何不レ反ニ其本一也、菅公拜ニ其命一之日、不下敢以ニ躬之故一避中其嫌疑上、直言正論、能除ニ歷代之弊一、以爲ニ後世之法一、遂使下我天朝與ニ彼謝ニ絕西域一、同中其盛德上、其功豈不レ偉哉、公之精誠、天地爲レ之震動、斯人無レ容三復置ニ其喙一、雖レ然夫

人之情、安三其所二常爲一、無レ故變二其常一、勢必不レ行、當二是之時一、若非レ有二中瓘之言一、其議或有レ所レ不レ行焉、嗟呼若二彼中瓘一、異敎之人、猶不レ能レ（能、恐當レ在二不字上一、）忘三本朝於二萬里之外一、眞可レ謂レ盡二其誠一矣、（據二菅公之語一〇 巳亥九月美草、）

雜著

宋徽宗遺二日本一書跋

元永元年、宋主附二吳佑孫俊明鄭清等一書曰、矧爾東夷之長、實惟日本之邦、人崇二謙遜之風一、地富二珍奇之產一、曩修二方貢一、歸二順明時一、隔濶彌レ年、久缺二來王之義一、遭二逢熈旦一、宜レ敦二事レ大之誠一、

右宋徽宗重和元年書、首尾文缺、見二元永考例一、謹按、永觀初、僧奝然浮レ海而西、宋太宗召見焉、因獻二本朝職員令、皇年代記、各一卷一、太宗乃歎三天祚遐久、文武僚吏、世襲二祿位一、顧謂二宰臣一曰、此蓋古之道也、嗟呼宋主夙夜寅畏、不二敢暇逸一、苟易二其玩レ物之心一、爲二祖宗求レ治之心一、則豈有二狎侮之至レ于レ斯也哉、燕雲之地、彼自不レ能レ取レ之、而欲レ徵三方貢於二萬里海外一、抑所レ謂不レ知二其量一也、且彼自矜二中國之大一、而其尺一之詔、附二之賈豎一、亦何喪二其體一也、宜乎客二死朔漠一、非二其不幸一也、白石跋、

元世祖遺二日本一書跋

蒙古之禍、古今之大變也、我叔世已降、天下之權、以有レ所レ歸焉、（言二外戚之權一、）禮樂征伐、以有レ所レ出焉、（言二武臣之權一、）逮レ於三政在二大夫一、（指二北條氏事一、）則其變豈復爲レ小哉、蓋其漸之所二由來一尙矣、（指下文德立二幼子一事上、）文永弘安之間、元主屢求二我通好一、彼自以謂（謂下、一有二有字一、）隋氏故事二耳、（見レ于二元史一、）安知二彼此國體、大有レ異レ於二曩時一焉哉、況於二加レ之用レ兵乎、當二斯之時一、藩二屛邦家一、外禦二其侮一、敬逞二天威一、式遏二寇虐一、功烈亦大哉、孤子曰、微二管仲一、吾其被レ髮左レ衽矣、北條氏其殆庶幾乎、享保巳亥八月、白石跋、

題二靖臺實錄一

辛丑之秋、亡友高子新來過二小齋一、飮レ酒娛甚、語及二臺灣亂一、美乃戲レ之曰、今年市頭、蔗糖增レ價乎、（臺灣多出二庶糖一、）子新曰、何也、曰、頃歲唐舶來、說二海寇梗一レ路、皆是奸商射レ利之術也、子新曰、朱一貴明帝遺胤、臺灣鎭鄭氏故國、豈是尋常海賊比邪、曰、昔項氏起、求二得楚懷王孫心一、立爲二楚懷王一、以從二民望一也、近時明制、宗室命レ名、必以二五行字一、今聞二朱名一、非レ所三以從二民望一也、果使三其爲二明宗室一、則是赤眉劉盆子耳、今者獲レ觀二淸人所レ錄靖臺紀事一、吾愀然曰、恨レ不下與二子新一共讀中是書上也、然嚮使下臺地米價莫レ有二官吏出入、貴賤異一レ用、客子雖レ獰、曷能倡レ亂、於レ傳有レ之、曰、小人之使レ爲二國家一、菑害竝至、嗟呼小人務レ財、其慘毒至レ此、而記者以謂、有二此一蠹一、亦唐虞三代、所二時有一也、豈其然乎、甲辰初夏中旬、紫陽源君美跋、（實錄曰、廣越之人、其人多亡命、無二妻子携挈一、臺中人名爲二客子一、性最獰獷、○此四月、臺地米價、官吏出入、貴賤異レ用、民多明讒、奸民云々、遂與二客子等一謀通爲レ亂、○又記多二臺地災祥一、）

南島志總序

別に本書あり第三集に收めたり、仍て之を略す、

采覽異言序

別に本書あり第四集に收めたり、仍て之を略す、

題二采覽異言後一

同上

蝦夷志序

別に本書あり第三集に收めたり、仍て之を略す、

與二土肥元成一書（一題云、與二靑雲一）

所レ聞或引二括地志一云、則天武后改二倭國一、曰二日本國一、

蓋因史記注所引正義之文而訛也、括地志、唐貞觀中、魏王泰命蕭德言顧胤等撰上、當時、豈有稱謂武皇后者耶、正義者、開元諸王侍讀張守節所撰、而其所引括地志、止係百濟國事耳、史註所引、又倭國、武皇后改曰日本國、卽是正義之文、而猶言武后改名倭國、蓋存其中國之體也、亦據唐書所載、咸亨元年、倭更號日本、此時高宗既委政武后、然則其后字下、或脫時字、亦未可知也、近世學士無史學類如此、吾曹可以爲鑑戒、

論互市榷場

西洋諸番、盤據古俚麻剌加瓜哇呂宋等國、皆以利誘之也、洋舫載貨、啗以珍奇、請置榷場於要地、以通互市、夷中固安于無法、而其關防不嚴、因託盜賊水火、願築土墻、以護貨物、既而內築保壁、外分其屯戍、隱若一敵國矣、夫利之所在、權之所歸、富者爲之貨殖、貧者藉之衣食、恩與威行、皆其私人、攘臂一呼、聲應四起、客轉而爲主、反掌而已、南方之俗、古稱簡慢、利孔一開、奸詐百出、眞是七日而渾沌死矣、

律呂說

周禮十二律、黃鍾太簇姑洗㽔賓夷則無射、六者爲律、太呂夾鐘仲呂林鐘南呂應鐘、六者爲呂、本朝樂譜、亦分呂律二調、而其所謂呂者、黃鍾宮無射商仲呂徵黃鐘商仲呂宮夾鐘商、（此則本朝所謂雙調也、樂家之說、以雙調爲無射徵、然今詳其聲調、果是夾鐘商也、別有論著、）仲呂商等也、所謂律者仲呂羽無射羽黃鐘羽角等也、按此與三代之律、全不相合、不知何據而制此名乎、蓋亦初出于俗間所呼、而承襲日久、不覺其訛者已、

起請文考證

本朝所謂起請、蓋盟書也、按日本書紀、誓約二字、讀作宇計比、（三字以音、）後世所謂起請、其字亦讀作宇計多都流、（五字以音、）雅言則曰誓約、俗言則曰起請、其義相同、天德之比、前中書王有山亭起請、載在本朝文粹、及朝野群載、其文非後世所謂起請、卽自誓遯世之辭也、同時又有叡嶽僧良源之起請、（源康保三年、補天台座主、滅後勅諡慈惠、）世謂之勸請起請、著聞集云、有阿闍黎賀緣者、與天台座主慈惠不相善、妄稱惠以爲濫行肉食之僧、惠

爲レ之作二起請一以披露、三塔薩戒記云、勸請起請、所三悉載二諸佛薩埵諸天善神之名一也、卜部兼好云、勸請起請、自二慈惠一始、蓋後世稱二盟書一謂二起請文一權二輿于一レ此、然而貞永式目、起請裏書、載三白河鳥羽之時、既有二起請文一未レ知二孰是一大治中、有二太宰府安樂寺僧一爲二起請一以藏レ于二北野神廟一其詞載在二東鑑一蓋是昭告二其祖神一而垂二氏族一爲二僣之鑑戒一也、高倉帝幸二嚴島一之時、相國平淸盛要二帝與レ已盟一帝不レ得レ已、賜以二起請一事見レ于二源平盛衰記及平家物語一東鑑亦載源賴朝疑三其弟範賴義經等蓄二異志一二弟各上二起請一矢以レ靡レ他、但義經所レ陳不レ可二得而考一範賴盟書、乃後世起請文之體也、貞永中、鎌倉幕僚、相與詛盟、其辭見二貞永式目條末一近代所レ用盟レ神之辭、以二貞永起請一爲二定式一爾後龜山後醍醐兩朝、共有下賜三告文於二武臣一事上所レ謂告文、亦是所三以告レ神而誓二也、源義經與二江廣元一書、有下書三起請於二牛王寶印之裏一語上所レ謂牛王蓋神璽也、所在名神之寶、印二諸尺紙一俗稱レ之謂二牛王一以載三盟辭於二其紙背一按璽字俗作レ璽、遂轉訛分二璽字一以作二牛王一也、後人亦曰、古有三歃レ血與二下手書一遂灑三指血於二押字一以爲二之記一抑亦叔世之俗與前所レ謂起レ乎二白河鳥羽之時一者、蓋指二若レ此事一而已、源璵考、

鞍馬寺所レ藏古甲記

庚寅之冬、奉レ使在レ京、獲レ觀三源廷尉義經甲于二鞍馬寺一他日京尹亦借二得山中所レ藏儆甲一與レ我同觀レ之、訪二之寺僧一不レ知二何人物一也、若二其甲制一圖列レ于レ後、鍍金鐵冑三、皆失二其鈕鍜一金銅刻鏤、以爲二冑飾一者十有三、竝如レ所レ圖、蓋委レ于二庫中一歷世旣遠、摧折斷缺、亦可二甚惜一然其形製位置、各有レ所二相宜一可三以想二見舊制一也、其一置三大火珠於二頂上一而眉子隱隱、有二波浪紋一者、小乳鐵盔、俗之所レ稱星冑、裏以二鍍金銅片一與下左右珥有二波浪紋一者、龍之大小六一而蟠者立者行者上併レ是爲レ一、其二額上塗レ金飾者、小乳鐵盔、額上一面塗レ金飾、與下眉子有二雲氣狀一者、左右珥有二日月龍雲之象一者、龍翔將レ降者上併レ是爲レ一、其三頂如二米囊子頭一者、小乳鐵盔、裏以二鍍金銅片一溝文似二瓦壟子轂狀一其頂如二米囊子頭一與下頂上眉子、及左右珥之飾、有二寶珠雲氣狀一者上併レ是爲レ一、以レ余考レ之、其一源將軍義家八龍之冑、而二龍則亡矣、其二亦是將軍物也、飛驒守惟久所レ畫將軍東征圖中、其所レ載卽是、古人所レ傳八龍之說、頗

有二異同一、或云、將軍東征日、刻レ金造レ龍者八、以爲二甲飾一、或云、以飾二甲冑一、其孫廷尉爲義傳レ寶之、保元之役、以授二其子下野守義朝一、平治亂、義朝亦授二其子義平一、兵敗不レ知レ所レ在、或云、源廷尉義經八龍之冑、刻レ銀爲二之飾一者、前後各三、左右各一、卽是先將軍東征時物、乃至二保元一、季父爲朝所レ戴也、據二今所レ觀、後說近レ是、龍首、如二蘭陵王假面一、額上飾者、當レ在二前面正中一、其尾繞出レ于レ後、龍身長與レ耳等者二、當レ在二左右耳上一、所レ謂前三而今所レ存、唯其右耳上者耳、龍起而立者、當レ在二後面正中一、龍身與レ之相稱者二、當レ在二錏鍜後面之下一、所レ謂後者三而今所レ存唯其左者耳、龍身稍長者二、當レ在二錏鍜左右之下一、所レ謂左右各一、而爲朝所レ戴、自倣二其制一、而飾以二金猊一也、事見レ于レ後刻レ銀所レ飾、蓋廷尉在レ官時、復二其舊物一而倣レ之、猶二季父金猊一者、竝非二眞八龍一也、旣而廷尉不レ爲二其兄所一レ容、去赴二南海一、其將レ去日、擧而付二之鞍馬寺一、寺則廷尉幼時托レ身之所、而僧東光乃是其師、於レ是乎是物藏レ于二山中一久レ之、遂亡二其傳一也、苟非二神物爲一レ之呵護一、則當下與二其不レ傳者一偕亡上、雖レ然其在二輦轂之下一、四方之會一、而湮伏不レ聞レ於レ世、五百餘年、未三嘗得レ遇二識レ之者一何也、嗟亦可二勝嘆一哉、

鹽竈社考

東陸州鹽竈社、祀號祭式、不レ載二祀典一、而文獻不レ足レ徵也、古今之傳、莫二能定一レ于レ一、或曰、昔在二草昧之世一、武雷槌神經津主神以二岐神一爲二鄕導一、征二是四國一、平二定天下一、後武雷槌爲二鹿島神一、經津主爲二香取神一、岐神止レ于レ此、神皆有レ功レ于二是州一、州人乃廟二祀之一、以二鹿島神一爲二左社一、香取神爲二右社一、而岐神爲二別宮一、總稱謂二之鹽竈神社一、或曰、鹽竈所レ祭之神、卽與二南紀熊野鹽屋王子一同、伊佐奈伎神子鹽土神也、曰二猿田彥一、曰二岐神一、曰二道祖神一、曰二國勝事勝長狹神一、皆其異稱也、美按二神祇式一、州之信夫磐城等郡、有二鹿島神社一、牡鹿行方等郡、有二鹿島御子神社一、黑川亘理等郡、有二鹿島天足別神社一、又亘理郡、有二鹿島伊都乃比氣、鹿島緒名太等神社一、栗原郡、有二香取御兒神社一、黑川郡、有二行神社一、皆是每歲祈年祭、案下班幣、及下國奉二其幣一者上、而宮城郡、莫レ有二鹿島香取岐神、及鹽竈神社一焉、舊事古事日本紀等書、未四嘗謂三伊佐奈伎神有二子鹽土神一也、猿田彥或稱二衢神一、前說所レ謂岐神不二與レ之同一、長狹古之襲國主神、襲國卽今日向之州也、前者二說之言、未レ知二是何稽據一也、以レ余驗レ之、鹽竈神社、載在二祀典一、崇奉祇恪、不レ懈益虔、所レ謂名神大社、凡皇家大祭祀、則莫レ不レ與焉、但其祀號、今昔異レ稱耳、蓋古之

神聖、德被四海、廟祀百世、以到于今、按史太古二神、有男名宇比地邇、女名須比智邇、古之神聖、多稱功德、以著其號、古言宇比地邇、猶言資海也、須比智邇、猶言渥鹻也、至後傳今字、以記古事、宇比地邇、作泥土煮、須比智邇、作沙土煮、蓋惟二神、始爲魚鹽之利、以贍民用、故名、州之宮城郡、有志波彥神社、栗原郡、有志波姬神社、方言志波、卽鹽也、鹹、謂之志波波由斯、猶言鹽味也、彥讀云日子、姬讀云日女、日子日女、古男女至尊之稱、則知二郡所祀者、宇比地邇神、須比智邇神、是已、郡名宮城、乃神所都之墟、而古史所謂高天原地、與州壤相接矣、高讀云多珂、天讀云阿麻、古言天謂之阿每、海謂之阿麻、天亦呼云阿麻、其音之轉耳、原讀云播羅、播羅上也、日本紀河上讀云箇播羅、卽此高土原、乃言多珂海上之地也、古者其土壤最曠、後分爲常陸陸奥二州、凡讀東方古書、宜通古言、而不拘今字、則思過半矣、但其說極長、且我有其書、故略于此、後俗以鹺戶所在、故稱之以謂鹽竈神社、而古時祀號遂失之矣、其有二社、蓋配以其日女神也、古言和氣男子通稱、今字作別、別宮猶言鹿島香取等御子神社、乃神之子若孫、亦未可知也、或曰、按風土記殘編、是郡有志波彥神社、有鹽竈神社、其所祭之神、本自不同、而併以爲一、豈其然乎、曰、元明和銅六年、勅京畿七道諸國、撰風土記、天平初、書成奏上、而其所謂殘編載多賀城碑事、碑者天平寶字六年十二月、鎭守府將軍藤原惠美朝臣朝獦所建、相去風土記奏上、無慮三十餘年、安有預記是事乎哉、其餘則亦可知也、據僧仙覺萬葉集註釋、文永弘安間、風土記全書猶存、自是之後、其書散亡、於今則僅存一二、美嘗觀所謂殘編二十餘卷、其書體裁、與原本不甚相似、且其文字鄙陋、實是兔園蠹册耳、其中一卷跋云、古加賀國之小帳也、可以證已、嗟夫上世之事、若存若亡、正史實錄所不載、吾斯之未能信、孟子曰、盡信書則不如無書、穀梁氏曰、疑以傳疑、聊述所見、以俟博古君子而質焉、

鹽竈松島圖誌序

天下名山水、世之所稱可勝數哉、而號爲神奇靈秀者、多在東西焉、萬物之生、發育於東、犂成乎西、蓋天地英靈之氣所鍾、不在乎此、必在乎彼、理或然也、司馬遷曰、禹本紀言、河出崑崙、其高二千五百餘里、日月所相避隱爲光明也、其上有醴泉瑤池、今自張騫使大夏之後也、窮河源、惡睹本紀所謂崑崙者乎、故言九州山川、尙書近之矣、至

禹本紀山海經所レ有怪物一、余不三敢言レ之也、美於二蓬萊二言レ之亦然、其物禽獸皆白、黄金白銀爲二宮闕一、皆是燕齊怪迂之士、夸誕虛妄之言、今夫我東方國レ於二萬國之東一距レ此已東、寸土尺壤、似三稊米粟粒之不二レ在、則知古之所レ謂日下暘谷、蟠木扶桑、大平之人、君子之國、及神山羣仙之居、皆是我式圖之中、或今古異レ稱、或方言殊レ譯、不レ可三得而考一、乃者、文廟之世、美辱奉二明旨一、屢遇二西洋喎蘭陀人一、以訪二四方風俗一、喎蘭陀人者、以レ善二游布地一、名レ于二天下一焉、且觀二其國所レ鏤萬國地形圓毬半毬等圖一、略聞二其說一、我在二東方一、則大地上下之極際、而我東方之東一邊地、轉出レ於二彼所レ謂地平線下一、蓋東陸瀕海之處、古人以爲二天地之奧藏一是已、美竊以謂是則陰陽晝夜之所レ分、而衣二被日月之精華一、最爲二萬國之先一、易曰、元者善之長也、天地之至美、必其在レ乎レ此、及レ觀二洞巖源義和氏所レ撰鹽竈松島等圖誌一、則知二其果然一矣、但其地名古未二之聞一、天朝地志散亡久矣、無レ由二考詳一已、今據二圖誌一、其地則在二大海之濱一、曲岸回渚、連抱四合、隱若二大環一、獨缺二其東十二一、鹽竈之浦、在二其南隩一、而有二左右二祉一、蓋是太古神聖、始作二魚鹽之利一、以贍二民用一、後世尸而祝レ之、祉而稷レ之、舊稱レ之曰二志波日子神祉一、方言志波、即鹽也、日子乃古之尊稱、皇家祀典亦與焉、郡曰二宮城一、即神聖之墟也、去レ此水行一十二里、而到二松島一、松島在二其西灣一、海中洲嶼、大小凡百、赤崕白沙、棊布星列、登レ高望レ之、則鬱鬱蒼蒼、皆是青松之所二蟠根一也、故名云、若下夫雲煙開斂、濤瀾起伏、鳧雁飛三鳴於二其前一、魚龍出三沒於二其下一、四時朝暮、雨暘晦明、變化倏忽、不上レ可二盡狀一、古之所レ謂蓬瀛之洲、其奇如レ此耳、而前人之述亦備矣、今復何言、雖レ然有レ一焉、東陸之洲、古稱二其俗勇悍、好相殺略一、美嘗聞東方之人仁也、其俗尚如レ此、何其反也、古者是州、爲二毛人所レ據也久矣、漸染之弊、或其然也、仁者必有レ勇、豈非二其性一歟、豈非其性一歟、一作二豈是其天性歟一、昔岐豐之地、周人用レ之、以興二起二南之化一、秦人用レ之、有下併二吞八州一之氣上、顧二其導レ之之術何如一耳、矧州之人士、出レ乎二天性一者哉、孔子曰、齊一變至レ於レ魯、魯一變至レ於レ道、安知二其風俗之變、罔レ俾其山水專三美於二天下一哉、若二其登臨遊覽之勝一、以レ此自多而已、非二美之所レ望也、於レ是乎言、

江關遺聞序

天地果不變乎、古今果不變乎、蓋自其變者觀之、則千載而旦暮也、自其不變者觀之、則旦暮而千載也、故以其不變、而觀其變者、則一日萬變、未嘗知有其變也、夫耳目之爲物也、耳之於聽、能聽其所聽、而不能聽其所不能聽者、目之於明、能視其所視、而不能視其所不能視者、聽雷霆於百里之外者、如鼓盆、望江河有千里之間者、如縈帶、以其相去之遠也、故居于千載之下、而求之于千載之上、以相去之遠、而不知有其變、則猶刻舟求劍、今之所求、非往者所失、而謂其刻在此、是所從墜也、豈不惑乎、今夫江戶者、世之所稱名都大邑、冠蓋之所集、舟車之所湊、實爲天下之大都會也、而其地之爲名、訪之於古、未之聞、豈非古今相去日遠、而事物之變、亦在于其間耶、蓋知後之於今、世之相去愈遠、事之相變愈多、求其所欲聞、而不可得、亦猶今之於古也、吾竊有感焉、遺聞之書所由作也、有客嘲之曰、夫聽鼓盆於百里之外者雷霆也、蟪蛄之聲、豈其然乎、望縈帶於千里之間者江河也、潢汙之流、豈亦其然乎、詩書百家之言、傳之百世、以到于今、唯其人也耳、今子欲子之言以垂之不朽、亦猶求劍之刻舟也、何其言之相背戾耶、吾笑而對曰、古有里老好接果樹者、隣人與之戲言曰、比及其結實、則翁之墓木拱矣、里老愀然曰、我先人之言、亦如子言、是以我園中無有果樹焉、以到于此、嗟我寧死、尙爲兒孫計、未晚也、此言雖近、可以喩遠、天地之大、古今之遠、其爲變者、不可知之、則子果知無有後之君子詢言於芻蕘者哉、遂以爲序、

青山公奇石記

青山藤公出鎭河陽之明年、圖其所得奇石、求文於美以爲記、美發書按圖、其石大如拳、形似商著尊、其色黳黑、頂有白脉一帶、若蠟封其蓋然、可以奇也、世人之所其愛石者、多取峰巒屼嵂陂陀之狀、公乃以此、不取於彼、吾竊疑焉、大凡天下所寶、皆其難得之物、蓋夫通都大邑、舟車冠蓋之會、兼有山水登覽之觀者鮮矣、是以賢士大夫、有幽人高尙之致也、托於彼以寓其意、方且欲之而不可得之故耳、河陽爲州、峻極之嶽、表于東海、群山環列、曠野平衍、大河之來嶽下泉水、傾折駿奔、流入于

海、道家所謂蓬萊之丘、其山河之勢、奇偉特絕、冠于天下、而皆是公几案間物、豈復待求諸外者哉、葢尊之爲物、所以成禮合歡、而家所常有、亦其得之、固易求也、而猶有取於此何哉、今夫河陽、實惟我太祖始基之地、陵寢斯在、猶周之鎬京、漢之沛邑、千秋萬歲後、神靈猶思之、而天下之人、亦思其功德流澤、所以不能忘也、故猷祖已來、眷是別都、委以管鑰、乃惟當代信臣、皆所謂公侯干城者矣、公勳舊之胄、典領親軍、累擢給事左右、兼掌喉舌、歷事四世、乃拜是命、遇亦榮矣、公以舊德、當此重任、聲威所加、如此、其赫赫也、賓佐僚屬、以事到府、進則誾誾如、退則怡怡如、唯敬爾、當是時、公欲與親戚故舊、擧酒於一堂上、歡欣愛洽、偕樂登臨覽觀之樂、其又可得耶、美逮事文廟之世、望其風範、退而歎曰、公可謂一心可以事百君者也、況今居守之職、匪躬之故、公不顧其家也明矣、雖然天倫之感干情、有不自知其然而然焉、理固然也、且聞公得之於是歲孟夏初五、適是去歲拜命之日也、豈其爲祥乎、詩曰、旣醉以酒、旣飽以德、君子萬年、介爾景福、美爲公賀焉、晉文公爲公子、在乎外也、過五鹿、乞食於野人、野人擧塊以與之、公子怒將鞭之、舅犯曰、天之賜也、稽首受而載之、於後公子復還、侵曹伐衞、遂取五鹿、天事必象、亦有如此、嗟予雖老、幸待公入覲之日、忝從子弟之後、尊壺洗爵、聽鹿鳴而笙南陔、以稱壽於堂上、倘未晚也、謹記、

問日持上人事跡書　代人

未接淸顏、久欽香名、今次因新總管往莅貴邑、敢奉小簡、以致意于左右、緬惟各位、道體佳勝爲慰、抑我宗祖高弟六老之一日持上人者、駿州貞松蓮永寺開基之大德也、相傳暮年渡海而西、其事始末不可得考、近者蓮永寺往持日圭寄書見示、其畧曰、日持上人本朝正應四年、歲在辛卯、正月朔日、(弘安五年、宗祖示寂、爾後十年也、扶桑倫類錄作貞應者、傳寫之誤也、) 自松前開洋、至北高麗、遂建一寺、曰持統山博傳寺、其忌辰則十二月七日也、但未知何年、(此出於身延所傳也、如本山則只以十一月朔爲會式耳、) 持師法弟四人、曰敬圓達進、日圓有故、不與渡海也必矣、其餘三人、從否未詳、天和壬戌、朝鮮來聘、前住僧日閑以書問焉、不得其報、于時常山源義公亦問韓使以此

事一、如二其所一レ對、則未二之聞一也、正德改元、朝鮮信使來過二本州一、憩レ于二寶泰寺一、予因得二一問一、應接百端、亦無二答書一而止云、予竊按今謂下自二松前一至中北高麗上者、蓋是女直地方矣、相傳上人初有二入レ元之志一、不レ知高麗弘レ法之後、果能入二中州一耶、正應蓋當二元朝至元之末一也、正應一作二正和四年一、未レ知二孰是一、貴邑之於二朝鮮一、殆爲二密邇一、傳聞所レ得、或有二其據一、設使レ質二諸韓人一、宜若レ易然、今謹掲三問目于二左方一、

一日持上人渡海時、年紀幾許、當二高麗氏何王之時一耶、

一上人遷化、年紀幾許、在二何年一耶、

一上人法流相承至レ今、有下克振二宗風一者上耶、

一所レ謂建二一寺一者、的二在何郡縣一、今尚存耶、

一倘有地願下瞻二仰祖德一、一拜中遺址上者天、我朝廷舊制許レ之否、以上五條件、請垂二指敎一、萬一得レ聞二其大概一、則數百年來、宗派之大疑、一旦忽祛、悉賴二老師之洪廕一耳、統祈二恕亮一、不備、

告二瀨戸神一文代レ人

伏以乾坤始闢、靈蹟從レ此而存、日月長懸、聖功與レ之不レ滅、爲レ德其盛、擧世所レ尊、須レ盡二如レ在之誠一、豈失二可レ射之敬一、是故禱レ爾之語、猶徵レ于レ今、殊レ我之言、又錄二諸古一、作レ威且作レ福、同二權皇王之治一レ民、長レ之而育レ之、比二愛父母之養一レ子、上而一人、以祈三永命於二赫赫一、下而群姓、以仰三介休於二冥冥一、萬方齊觀、百世一致、恭惟本社瀨戸神位、地占二勝景一、天造名區、建二彼玄宮一、實爲二一方之鎭一、護二此青土一、固有二三島之稱一、逕レ威亘二古今一而無レ窮、徼レ福達二上下一而不レ匱、峻命有レ降、明禋可レ欽、□□稟レ性庸愚、慚レ未レ能レ克二前人之烈一、存心敬畏、冀レ不三敢貽二後葉之憂一、依二泰階之太平一、請二神德之廕庇一、一身非レ圖二利達一、合族只期二平安一、所レ願永使二子孫不レ隕二祖業之美一、旁及二親戚一無レ失二家法之懿一、進有二干城之望一、退有二鄕里之譽一、內無レ侵レ于二百病一、外無レ傷レ于二千災一、共錫二康寧一、同躋二壽考一、仰祈二神鑒一、俯賜二下臨一、

詩

詩草餘稿等、不載者、錄于此、

竹石鎮歌

洛邑稻若水氏家所藏竹化石、蟠根一節、質若玄玉、天然鎮紙、邈絶人工、蓋南海所產數百年以上物也云、

穆王神駿若龍飛、周流八極逝忘歸、萬里一休玄池上、三日廣樂駐騄駬、宴酣手種蒼莨竹、白雲千載共依依、穆天子傳曰、天子西征、休于玄池之上、乃奏廣樂、三日而終、是曰樂池、乃樹之竹、是曰竹林、○說卦曰、震爲蒼莨竹、註、幼竹也、震雷一夕地中起、拔根折幹紛煙霏、蛟龍捲去鵬雲際、落星往往散珠璣、左氏僖十六年春、隕石于宋五、隕星也、○南部新書曰、祕省內落星石、碧水深沈琅玕網、三寸寒玉黯含輝、異魚圖曰、琅玕、青色生海中、海人以網於海底取之、初出水紅色、久而青黑、○總龜對類曰、琅玕生南海石崖間、狀如筍、質似玉、鮫人夜合珊瑚市、迷異記曰、鬱林郡有珊瑚市、鮫人云、海上有珊瑚宮、○番禺雜記曰、海邊時有鬼市、半夜而合、鷄鳴而散、人從之、往往得異物、傳到人間知者稀、桂海石梅疑可比、占城黑竹似而非、桂海、虞衡志曰、石梅生海中、一叢數枝、橫斜瘦硬、形色眞枯梅也、雖巧工造作不能及、根所附著、如覆菌、或云、本質爲海水所化、如石蟹石蝦之類、湧幢小品曰、黑竹如藤、長丈八尺、黑如鐵、每節長二三寸、名觀音竹、產古城國、若水先生今博物、聲名欻然振帝畿、一顧千金寧問價、案頭長對讀書幃、古來松柏皆能化、歲寒心事亦何違、白孔六帖曰、回紇拔野古有康干河、斷松投之、三年化爲石、色蒼節理猶在、號康干石、○桂海虞衡志、石柏生海中、一幹極細、上有一葉、宛是側柏扶疎無小異、根所附著、如烏藥、大抵皆化爲石矣、君不見君平唯識銀河石、天孫織錦舊支機、博物志曰、有人尋河源、見婦人浣紗、問之、曰、此天河也、乃與一石、還問嚴君平、君平曰、此織女支機石也、○唐詩曰、尋河取石舊支機、寶永丁亥、三月七日夜作、白石生在中甫、

奉壽壽老藤大人五秩生辰、時壹章、伏乞政、

天地風雲會、邦家社稷臣、明朝當上巳、初度啓良辰、鄭國猶餘俗、嵩高此降神、三河名族舊、兩世主恩新、東洛周元老、南陽漢貴人、芝蘭臨砌茁、桃李映門春、鶯鳥遷喬樹、龍魚躍要津、瓊林傳勝事、應是燕嘉賓、甲辰三月初二日、源君美拜、

失題

八萬大衆繞座、人間天上丈六身、七重寶塔湧地、雲表天間百由旬、八萬聖經說法、過去未來十二因、四七達磨面壁、海南漠北九載春、東西曇摩浮海、一花五葉南北春、十八諸賢結社、溪邊橋上三笑身、六十放翁愛梅、樹間花下幾億身、

賀安子先七秩

周家太史卜二熊非一、乃見當時大老歸、君是今年纔七十、陽春還自和人稀、

伏承二特旨一近二侍　御座一以觀二朝儀一

扶桑日湧海雲紅、萬雉春城佳氣中、定識夜來天象動、一星近傍紫微宮、萬案列仙傳陳摶遇下宋太祖太宗、與二趙普遊上長安市上、先生因同入二酒肆一、普座二太祖太宗之右一、先生曰、汝紫微垣一小星爾

天爵堂賞レ月、和二鳩巢韻一、

金風吹レ月上二南樓一、萬里江光煙霧收、鴻鴈霜飛連レ地落、魚龍潮湧捲レ天流、霓裳欲レ問銀橋夜、仙斧應レ修玉戸秋、不レ厭望中雙鬢冷、老來偏喜伴二淸遊一、

謝三人惠二壓尺一

美人千里贈、珍質擬二琅玕一、珠蟆押二銀蒜一、玉鎭跣二石蘭一、披レ書風不レ動、照レ案雪猶寒、永荷二丘山重一、瓊琚欲レ報難、唐詩中和節詔賜二公卿一尺云、捧觀珍質麗、云、如レ荷二丘山重一、且酬二方寸功一、

聯句

失レ題

青冰松是冷、白石翠浪麥方秋、雨足垂レ簾早、蘭洲雲膚潤レ礎幽、提壺宜レ勸レ酒、新川撥棹欲レ求レ鯈、樹暗晩烟色、菊坡蓮香夜月謳、天機霞織レ錦、石雷鼓電援レ矛、龍戰求レ爲レ漢、川鷹揚般變レ周、一人淸二四海一、洲二客泛二同舟一、黑霧家何在、坡紅塵道共由、馬肥嫌二策瘦一、川鳳去嘆二歌留一、衰矣霜披レ菊、石美哉露洒レ萩、僧還還返照、坡士尙尙名流、高臥陶窻北、洲鹽眠畢甕頭、竹聲鸞噦噦、石柳陰鳥啾啾、棋罷隕星五、洲鹽爭亡國九、生涯粱未レ熟、川老嫗鮓增レ憂、拜賜魚池吏、坡論交燕市儔、泉飛虹勢白、石潮湧日華緅、水則不レ容レ測、川艸猶或似レ猶、曉行珠履滑、洲宵飲玉杯浮、鱸膾萬錢箸、坡鶴齡滿屋籌、桃從二西母一贈、川芝爲二上仙一求、碧篆爐薰斷、石朱絃琴曲愁、讀書聰鼻漏、坡奮レ杖戲二毛毬一、半吐初平石、洲鵑哀望帝州、花飄春亦暮、石葉密夏方稠、知是新溫レ故、洲變能剛雜レ柔、唔咿東壁燭、川娉婷後宮鉤、吹レ管蝶隨レ幸、坡○以下失

酷暑聯句

朱火燎レ原熾、川 赤雲煮レ海飜、流金虹截レ雨、洲 爍石水
堙レ源、池變枯魚肆、石 土焦羅雀門、午天眞畏日、洲 丁夜
倘溫暾、月窟冰方解、川 雪山雹欲レ奔、稻畦龜兆坼、石 槐
樾鳥群屯、穠纖甑中苦、川 紗羅爐上蹲、奇峯尖出レ岫、
洲 炎霧黯成レ昏、渴飲二袁劉酒一、石 喝招二荊楚魂一、巫尫惶二
旱魃一、洲 蠅蚋賚二煩寃一、雨注臨淄汗、川 氛兼夢澤呑、仰憂
鳶跕跕、石 顧視鶉賁賁、十扇奴疲レ臂、洲 一餐老絕レ飧、
火龍飛二霹靂一、洲 燧象怒二燉溷一、有レ虐如二炮烙一、石 無レ焚
不二烈燔一、熱腸寧漱レ石、洲 灸背那窺レ園、疑瘟烈二山澤一、
川 效レ韓賦二陸渾一、萬牛皆問レ喘、石 集鵬豈能言、商代望
レ霖久、川 秦時伏祀存、粉將二湯餅一試、洲 書爲二晒衣一論、
滿野朱提草、石 連家赤火盆、鄭瓜心未レ鎮、洲 楊荔腹仍
溫、穿レ岸應レ無レ地、川 履霜徒有レ坤、忽凌二頭痛險一、石 焉
徯二氣蘇恩一、不レ見九烏落、川 徒聞庶草蕃、禋祀圭璧卒、
洲 象服綌絺袢、雪白鼠毛布、石 景朱犢鼻褌、旱天何赫
赫、洲 熱客故喧喧、如レ燬傷二王室一、川 何辜叫二帝閽一、憂心
偏憚レ暑、石 咏嘆欲レ除レ煩、川

白石先生遺文卷下終

白石先生遺文拾遺

目錄

卷上

序

卷下

雜著

詩 詩草餘稿所レ漏、錄レ于レ此、

中秋小集天満取二得盤中蒲萄一而歸、戲簡、
春雨、
題二丹生八詠卷末一、
絶句、
謝三南紀祇伯玉贈二金漆斑木枕一、
春初和韻寄二滄浪一、
和二堀山氏見レ賀レ生レ孫之作一、
失レ題
悼亡
和下寄二寛齋一韻上、
奉レ賀二洞巖源先生七十生辰一詩三首、
六十生辰、用二五十自壽詩韻一述レ意、
弔二藤公實方墓一、
和二復庵菊花行十五韻一、
席上和二祇伯玉韻一、
席上賦二得十日菊一、
冬夜會二祇子一、
讀書詞、
戲謝三洞巖老惠二金煙管一二十韻、
烏江詞、

卜レ居作、
移二居内藤宿一、
贈二南藩祇伯玉一、
寄二祝南紀祇伯玉五十一、

白石先生遺文拾遺卷上

東都　新井君美在中著

序

田制考序

古者聖王效レ天法レ地、開レ物成レ務、時莫レ先焉、自下堯命二羲和一、定レ時成上レ歲、其事略見レ于レ書、而舜在二璣衡一、以齊二七政一、禹陳二洪範一、協二用五紀一、蓋皆所三以重二民事一也、故書曰、欽若二昊天一、曆二象日月星辰一、散授二民時一、傳曰、時以作レ事、事以厚レ生、生民之道、於レ是乎在、然日月星辰、有レ象而見レ于レ上、陰陽寒暑、無レ形而運レ于レ下、二者常動而不レ息、一有一無、出入往來、盈縮遲疾、其抄忽微芒之間、亦有レ時而不レ齊、積レ之之久、不レ能レ無二差繆一、是以曆象以來、其始未三嘗不二精且密一、而其後多疎而不レ合、理固然也、不レ合則不レ可レ不下亦變二其法一以求中其合上、故易革象曰、君子以治レ曆明レ時、堯以二天下一授レ舜曰、天之曆數在二爾躬一、舜亦以命レ禹、自二殷周一後、革レ命創レ制、修二治曆數一、以改二正朔一、而未二始有レ改二其時一也、故明レ之云爾、孔子告三爲レ邦於二顏淵一、其始曰、行二夏之時一、蓋是王政之所レ先也、先儒解レ之曰、自二曆數一以來、授レ時之法、如三堯典敬二民事一者、至レ夏而悉備矣、諸家之曆、久而皆差、惟夏小正之書、授レ時爲レ無レ差、故曰、行二夏時一也、至レ於三孟子論二王政一則曰、夫仁政必自二經界一始、其言頗與二孔子一不レ類、何也、蓋自二黃帝畫レ野分レ州、經レ土設レ井、以至下禹治二洪水一、因定中九州貢賦上、而後殷助周徹、其法雖レ異、其實皆是什一、而經界井地、未二嘗有レ變二其成一也、是以春秋之世、晉人使三齊之封內、盡東二其畝一、齊人曰、其無三乃非二先王之命一也乎、季孫欲二以レ田賦一、孔子曰、若欲二行而法一、則周公之典在、方二是之時一、欲レ行二夏時一、亦唯擧而措レ之耳、延及二戰國一、天下大亂、諸侯惡二其害レ已、皆去二周之典籍一、而井田之制、始已壞矣、孟子欲レ行二王政一、何遑レ及二彼時一也、故先儒以謂孔子言二經世之大綱一、孟子論二濟レ時之急務一、言之不レ類、其時之然也、其於二齊梁之君一、必曰五畝之宅、植レ之以レ桑、雞豚狗彘之畜、無レ失二其時一、百畝之田、勿レ奪二其時一、黎民不レ飢不レ寒、然而不レ王者、未二之有一也、豈是與二孔子之言一不レ類者也耶、秦幷二天下一、先王之大經大法、盡皆囚滅矣、及レ漢、乃造二漢曆一、以行二夏時一、其後歷世皆因而

無改之、孔子之言、實爲萬世不易之法、而孟子之言、遂不行于世、唯有唐班田之法、頗與古制相近耳、雖然後之所謂用夏之時、建正於孟春以爲人統、其餘亦唯群忌苟禁、安在彼欽若敬授也哉、於是乎則知孟子果能學孔子者也矣、天朝曆法、其始莫聞、據史、欽明之世、百濟每貢其曆博士、分番交代、以供厥職、蓋其事自三韓內附始也、古者三韓、漢始定其地、以爲四郡、亦因置二府、至後三韓鼎立、亦皆受彼正朔、由此而推之、天朝曆法、亦行夏時、其所由來、亦既尙矣、故今置而不論、

欽明十四年六月、勅令百濟所貢博士等、宜依番上下、又以卜書曆本、及藥物爲付送、明年二月、百濟所貢五經博士王柳貴曆博士王保孫等、皆依請代之、是歲甲戌當梁元帝承聖三年也、先是天朝行曆、蓋取大初四分三統乾象景初等法、而其用何法、亦未可知也、且百濟貢其博士等、分番上下、所始不詳、據史、應神之世、百濟始貢博士王仁、繼體七年六月、貢五經博士段揚爾、十年九月、貢漢高安茂、請代段揚爾、從之、其餘無有所貢、而復見于此、蓋易曆醫卜等博士、依番上下、其所由來、亦既久之、史文闕略、不可考已、後四十八年、推古十年十月、百濟僧觀勒來、獻曆本及天文地理等書、亦兼通其術、勅分命諸生就學焉、陽胡史玉陳傳其曆法、十二年、歲次甲子、正月朔、始用新曆、是歲當隋仁壽四年也、初觀勒所獻、蓋是宋何承天元嘉曆、因取其法、用之造曆、持統紀所謂始行元嘉曆、是已、後八十六年、持統四年十一月、始行元嘉曆與儀鳳曆、蓋謂兼用二曆之法也、是歲庚寅、唐嗣聖七年也、儀鳳曆、唐所謂戊寅元曆、而後已行之、十五年于此、實錄云、始用元嘉曆、次用儀鳳曆、蓋其後遂廢（癈一作停）元嘉曆、專用儀鳳曆耳、後六十七年、孝謙天平寶字元年十一月、勅令曆算生講習漢晉律曆志、大衍曆議九章、六曹周髀定天論等書、十七年八月、遂廢儀鳳曆、用大衍曆、是歲癸卯、當唐廣德元年也、大衍曆、僧一行開元中所作、後十七年、光仁寶龜十一年、遣唐錄事從五位下行內藥正羽栗臣翼獻寶應五紀曆曰、方今唐停大衍曆、唯用此法、明年、天應紀元、勅因改曆法、本朝司曆、未嘗習五紀曆術、猶用大衍曆、五紀曆凡四十卷、唐寶應元年所作也、後五十五年、仁明承和三年七月、今歲頒曆、以是月爲小月、博士等議、各自不同、至是廷議遂據七曜曆法、改爲大月、餘亦改其大小焉、初後漢光和中、劉洪作七曜術、（術一作衍）而後陳隋及唐所述凡二十九家、所謂七曜之說、亦不知是何書、後一（一恐當作二十）年、文德齊衡三年、陰陽頭從五位下兼行曆博士大春日朝臣眞野麻呂奏請用寶應五紀曆、延議以爲國家據大衍法造曆尙矣、去聖已遠、義貴兩存、宜暫相兼、不得偏用、後三年、淸和貞觀元年、渤海國大使馬孝愼奉獻長慶宣明曆、因奏言唐家所用也、三年六月、眞野麻呂復奏曰、以彼新曆、比校大衍五紀二曆、且察天文、且參時候、二曆之術、漸以麁疎、又校唐開成四年、天平十六年等曆、不復與彼新曆相違、曆儀曰、陰陽之運、隨動而差、差而不已、遂與曆錯、方今唐開元以來、三改曆術、本朝天平以降、猶用一經、靜言事理、亦不可然、請停舊用新、欽若天步、詔從之、始用長慶宣明曆法、後七十五年、朱雀承平六年十月、權曆博士葛木宿禰茂經奏議以博士大春日朝臣弘範所定、明年丁酉曆本、爲多差謬矣、七年十月、乃命弘範茂經共議明年戊戌曆、二人所議不合、因命大宰府寫呈唐曆、蓋記文頗略、其顚末不可考、是歲丁酉、後晉天福二年、先是乙未歲、後唐既亡、天下擾亂、蓋大宰無有所得已、自是以往、本朝司曆、所業不精、僅有賀氏獨傳其家學焉、皇室漸衰、遂失厥職、民間所行、唯用宣明曆法耳、逮乎近世寬文末、始有建議以請改曆法者、貞享元年甲子十月、取用元授時曆、以造新曆、名曰貞享曆、始自長慶宣明曆法得行于此、凡八百二十三年而廢矣、

竊倣孟子所學之法、以作田制考、維我東方上世之制、猶三代封建也、中世已降、猶秦漢郡縣之制也、田賦之法、上世則猶夏后之貢、中世則猶周人之徹、而後倣唐班田之制、及皇綱不振、班田始廢、亦猶周末諸侯去其典籍也、過此以往、古之良法美意、亦皆蕩然矣、因叙歷代田制、以爲第一、凡二卷、

貨幣考序

洪範八政、一曰食、二曰貨、食謂二耕稼佃漁之事一、貨謂二布帛金玉之屬一、二者民生之急、食爲二最急一、而貨次レ之、皆所二以養一レ民也、大禹謨曰、德惟善レ政、政在レ養レ民、水火金木土穀惟修、正德利用厚生惟和、古者聖王之制財、所三以利二民之用一、而非レ所二以自利一レ之也、所三以厚二民之生一、而非レ所二以自厚一レ之也、政者正也、謂下身正二其德一、率而敎上レ之也、仲虺稱二湯之德一曰、惟王不レ殖二貨利一、是其所三以建二中于一レ民也、傳曰、德者本也、財者末也、外レ本內レ末、爭レ民施レ奪、是故財聚則民散、財散則民聚、鈞是財也、周之所二以得一レ民者、殷之所二以失一レ民也、顧二其聚散何如一耳、三代之後、號爲二天下富强一者、莫レ盛レ於二秦與一レ隋焉、秦滅二六國一、而得二天下一、隋併二南北一、而一二四海一、二君者、世之所レ謂英雄智勇、而非二庸愚闇睹（暗一作レ弱）之主一也、始皇天下事無二大小一、皆決レ於レ上、至下以二衡石一量レ書、日夜有レ程、文帝每旦聽レ朝、日昃忘レ倦、五品以上、引坐論レ事、衞士傳レ餐而食、二君爲レ政、其勤亦如レ此、然陵土未レ乾、海宇大亂、其富且强、所三以自恃二其力一者、適足三以顚二覆其天下一矣、由レ此觀レ之、天下大器、非下力可二得而守一レ之者上也、繫辭曰、天地之大德曰レ生、聖人之大寶曰レ位、何以守レ位、曰仁、何以聚レ人、曰財、理レ財正レ辭、禁二民爲一レ非曰レ義、夫天地生レ物、皆有二其數一、故不レ在レ乎レ此、則在レ乎レ此、未三始有二其無一レ所レ不レ在也、而利之所レ在、民之所レ求、求而不レ足則爭、爭而不レ已則亂、季康子患レ盜、孔子曰、苟子之不欲、雖レ賞レ之不レ盜、夫居レ乎二上位一、爭二民之利一、法以奪レ財、至二窮而盜一、則刑以殺レ之、古人有レ言、匹夫無レ罪、懷レ璧是罪、民之徇レ財、其爲レ利急レ於二水火一也、其爲レ害亦大レ於二水火一也、哀哉、古者聖王之理レ財、所二以仁一レ民也、後之暴君禁レ非、豈必義刑之與二義殺一也耶、不レ可レ不二以辨一也、因作二貨幣考第二一、凡二卷、

車輿考序

車制尙矣、其見レ於レ經、則鸞車有虞氏之輅也、鉤車夏后氏之輅也、大輅殷輅也、乘輅周輅也、四代之制、可レ攷二諸禮一已、孔子告二顏淵一曰、乘二殷之輅一、服二周之冕一、夫孔子歷二考先王之禮一、以示二後王之法一、而特擧二此二者一而言、則蓋是其於レ禮、最貴且大者也耳、虞書曰、車服以レ庸、春秋傳曰、大路越席、昭二其儉一也、袞冕黻珽、昭二其度一也、亦可二以觀一レ之矣、大路殷祭レ天之車

也、周書謂二之次輅一、孔安國以爲二木路一、曰レ木則無レ飾、鄭玄曰、不二輓以一レ革、漆レ之而已、禮亦謂二之素車一、所レ謂素車之乘、尊二其樸一也、是已、或解二孔子之言一、以謂殷尙レ質、殷之輅則得レ乎二其質之中一者也、以レ余觀レ之、蓋此非二特爲一レ尙二其質一也、亦以爲二其稱一也、何哉、孔子曰、虞夏之質、殷周之文、至矣、虞夏之文、不レ勝二其質一、殷周之質、不レ勝二其文一、以レ此而言、不二止殷質一、夏未二嘗不一レ質、而虞亦未二嘗不一レ質也、不二止周文一、殷亦未二嘗不一レ文也、且禮有二以レ多爲レ貴者一、有二以レ少爲レ貴者一、有二以レ大爲レ貴者一、有二以レ小爲レ貴者一、有二以レ高爲レ貴者一、有二以レ下爲レ貴者一、有二以レ文爲レ貴者一、有二以レ素爲レ貴者一、故孔子曰、禮不レ可レ不レ省也、禮不レ同、不レ豐不レ殺、此之謂也、蓋言レ稱也、然則孔子於二四代之制一、取二殷之輅一、非二特爲レ尙二其質一也、夫禮莫レ大レ於レ祭レ天、祭レ天本レ質、故郊特牲曰、祭之日、王被レ袞以象レ天、乘二素車一、貴二其質一也、又曰、如レ是而后宜、蓋是所レ謂其稱也、夫王者立二一代之制一、豈止乘レ輅服レ冕而已哉、特擧二其貴而大者一而言、則自二天子一以至二諸侯及大夫士庶一、服器物采、登降度數、凡損益取舍、以制二其過一、固可二以レ例推一也、夫齊明盛服、以承二祭祀一、維我東方禮之所二由起一也、故設レ官分レ職、制レ禮作レ樂、莫レ先焉、蓋其禮之初、以レ素爲レ貴、而文物聲明、莫レ不二皆備一、間亦有下與二彼三代之制一相同者上、唯其車制古未二之聞一、中世已降、乘輿用レ輦、輦夏后之末所レ作、名曰二輿車一、殷曰二胡奴車一、周曰二輜車一、皆使二人所一レ輦也、秦以レ輦爲二人君之乘一、漢亦因レ之、或使二人輓一レ之、或駕二果下馬一、天朝之制、亦唯使二人而輦一已、皇后皇太子及王公以下、車輿之制、其可レ考者、悉著レ于レ篇、而乘輿及皇太子以下鹵簿、幷附見焉、作二車輿考第三一、凡二卷、

冠服考序

冕弁衣裳之制、古未二之詳一、所レ可レ考者、惟虞書言二服章一、戴記言二冠制一耳、古者敬二重冠禮一、三加彌尊、始冠レ布、次皮弁、次爵弁、皆士服也、雖二天子之元子一、始冠亦服二士之冠一、所レ謂天下無二生而貴者一也、冕服之用、自二天子一下至二卿大夫一、凡奉祀朝聘大事則服レ之、士之服則自二皮弁一以下而已、孔子嘗稱四禹致三美乎二黻冕一、又見二冕衣裳者一、雖レ少必作、過レ之必趨、夏后之質而致二其美一、孔子雖レ褻、必以二禮貌一、蓋先王之禮、象レ物制レ服、以辨二尊卑一、使三服レ之者、以養二其德一、示三民有二上

下之別一也、非レ爲二其觀美一也、虞夏商周之際、文物日以盛、名分日以嚴、儀章日以著、孔子於二四代之禮一、特曰、服二周之冕一、蓋取二其文之備、尊卑之有一レ辨也、記曰、不レ學二雜服一、不レ能レ安レ禮、夫治二天下一者、莫レ大レ於レ禮、禮莫レ明レ於レ服、服莫レ重レ於レ冠。而孔子特擧二其最尊且重者一而言、則知三其餘亦皆當二以レ例推一也、戰國之世、趙君胡服便レ于二騎射一、而先王法服、其制始變、秦出レ於二西戎一、素不レ習二禮文之事一、且欲二是レ今而非レ古、尊レ己而卑レ人、故滅二六國之後一、毎レ獲二其君之冠一、以賜二近臣一、烏能參二考損益先王之禮一、以立二一代之制一哉、漢初高帝不レ好レ儒、用レ事者椎魯無レ文、不レ過三盡遵二秦紀一而已、因レ是西京二百餘年間、亦未三能有二其制一也、及二東漢永平初一、詔二有司一、采二周官禮記尚書皐陶篇一、乘輿從二歐陽氏說一、公卿以下、從二大小夏侯氏說一、以制二冕服一、郊二天地一宗二祀明堂一則服レ之、魏晉已後、亦因二漢制一、然皆非二所レ謂先王法服一者也、昔在上古東方之俗、男女以レ玉爲二首飾一、頗近二卷冕簪珥之制一、而古人相傳云、天皇冕服、自二應神一始也、若二彼弁制一、我亦有レ之、而其制之初、靡レ有レ所レ聞、蓋其來最久、而失二其傳一也、因叙下歷世以來、儀章制度、可二得而考一者上、作二冠服考第四一、凡三卷、

樂舞考序

孔子曰、移レ風易レ俗、莫レ善レ於レ樂、安レ上治レ民、莫レ善レ於レ禮、蓋樂也者、先王所三以風二化天下一也、夫天地之生、人爲レ貴、然血氣心知之性、不レ能レ無二其偏一、哀樂喜怒之情、莫レ得レ有二其常一、故禮以爲二之節一、樂以爲二之和一、所下以敎中民平二好惡一、而反上人道之正一也、易象曰、雷出レ地奮豫、先王以作レ樂崇レ德、殷薦二之上帝一、以配二祖考一、夫陰陽始交、物猶鬱結、未レ能二通暢一、雷一震焉、莫下不二奮迅悅豫而從一レ之者上、蓋天下之動、莫レ疾レ乎レ雷、物類相感、莫レ神レ乎レ聲、聖人觀二象於一レ雷、以和二人心之形レ於レ聲者一、比レ音而樂レ之、及二干戚羽旄之舞一、動二蕩血脈一、流二通精神一、莫レ不レ使三心知百體、皆由二順正一也、及二其至一也、則郊焉而天神格、廟焉而人鬼享、萬民以レ之而諧、閨門族黨、無下不二知協一者上矣、百物以レ之而致、鳥獸草木、無下不二順成一者上矣、故舜命レ夔曰、女典レ樂、敎二冑子一、直而溫、寬而栗、剛而無レ虐、簡而無レ傲、詩言レ志、歌永レ言、聲依レ永、律和レ聲、八音克諧、無レ相二奪倫一、神人以和、夏商之際、靡レ有レ所レ聞、周大

司樂掌敎國子、其敎之之法、周官備焉、蓋其聲歌各有所宜、亦猶舜命夔之職也、至春秋時、吳公子札聘于魯、請觀周樂、見舞箾韶、曰、至矣、盡矣、如天之無不覆、如地之無不載、雖甚盛德、蔑以加矣、孔子亦聞之於齊、三月不知肉味、曰不圖爲樂之至於斯、傳曰、韶繼也、又曰、樂者德之華也、蓋舜之德、重華協于常、夔之樂、克奮至德之光、方其擊石拊石、百獸率舞、鳥獸猶感應、而況於人乎、況於鬼神乎、其情文之備、聲容之盛、雖經乎千載、遺風餘烈、尚猶不絕、所謂雖有作者、虞帝不可及也、蓋亦如此、故孔子告爲邦於顏淵曰、樂則韶舞、且夫聲氣之感、各以類相動、倡和有應、善惡相象、是故姦聲感人、而逆氣應之、逆氣成象而亂生焉、正聲感人、而順氣應之、順氣成象而治生焉、先王愼所以感之者、淫過凶慢之聲、爲設禁焉、孔子又曰、放鄭聲、鄭聲淫、蓋此先王所以立樂之方也、當是之時、周室既東、詩樂亦頗殘缺失次、孔子論而定之、所謂吾自衞反魯、樂正、雅頌各得其所、是也、雖然晏嬰之賢、猶毀孔子於齊侯曰、孔丘盛爲聲樂、以淫愚其民、不可以示其敎也、陵遲以至戰國、魏文侯最爲好古、而謂子夏曰、寡人聽古樂則欲臥、及聞鄭聲、余不知倦焉、自此已降、流沔沉佚、遂往不反、及秦二世、尤以鄭衞之音爲娛、卒於滅天下矣、漢興、因秦樂人、制宗廟樂、又有房中詞樂、高祖樂楚聲、故房中樂楚聲也、又作武德文始五行等舞、或曰、文始舞者、本舜韶舞也、五行舞者、本周舞也、大抵皆因秦舊章（章一作筆）焉、武帝定郊祀之禮、乃立樂府、采詩獨（獨一作夜）誦、有趙代秦楚之謠、河間獻王獻所集雅樂、天子下太樂官、常存肄之、歲時以備數、然不常御、常御及郊廟、皆非雅聲、至成帝世、鄭聲尤甚、哀帝性不好音、及卽位、下詔禁之、然百姓漸漬日久、又不制雅樂有以相變、豪富吏民、湛沔自若、以壞於王莽、東漢之世、亦未有立禮成樂也、自魏晉以後、歷世皆依漢代遺聲、但改樂章而已、至隋倂南北、備作六代之樂、華夷交錯、其器千百、分爲九部樂、唐初樂府、尙用隋氏舊文、武德九年、始作大唐雅樂、又置敎坊署、而讌樂淸樂散樂之屬隸焉、凡祭祀大朝會、則用太常雅樂、歲時宴享、則用敎坊諸部樂、宋陳氏樂書曰、隋唐之樂、雖有雅胡俗三者之別、

實不レ離二胡聲一也、蓋自二秦漢一以來、所レ謂雅樂、亦皆非下先王所三以風二化天下一者上也、天朝之樂、有二聲樂者一、有二舞樂者一、其來久矣、蓋是其始出レ於レ祭二天神一也、郊祀朝享、各異（異一作レ其）レ所レ用、亦有レ若二彼雅頌國風一焉、歷朝制作、略亦可レ考、孝經緯曰、東夷之樂曰レ韎、持レ矛助二時生一、樂元語曰、東夷之樂曰二朝離一、萬物微離レ地而生、樂持レ矛而舞、助二時生一也、唐賈公彥以謂樂有二二名一、此間之樂、亦有二是象一、而到レ于レ今、每レ奏二樂舞一、其始則陳レ之、但其所レ始、莫三得而考一、隋七部樂、有二倭國伎一、不レ知二亦是何如一也、初自二三韓內附一、各獻二其國樂一、而貢二其樂生一、於レ是始有二高麗百濟新羅、及渤海等伎一、其後東西通聘、本朝伶官、亦傳二彼樂一、於レ是復有二隋唐及西涼龜玆疏勒天竺林邑扶南等樂一、而其所レ傳者、彼之所レ謂俗部胡部、及散樂雜戲、故用三之於二歲時朝會燕享一、而郊天祭祀、（祀一作レ地）則不レ用レ之、皇室漸衰、古樂多缺、新樂迭興、猶二周之末世一也、而後之所レ謂古樂者、古之新樂是已、而其使二後之觀者、亦唯恐一レ臥何也、馬氏通考曰、孔子曰、樂云樂云、鐘鼓云乎哉、孟子曰、今之樂猶二古之樂一也、先儒亦謂樂只是一箇和、由レ是觀レ之、所レ謂樂者、和其本也、聲器其末也、使二其政和而世治一、則雖二管絃皆敎坊之新聲、度曲皆任韎之雜樂一、毋レ害三其爲二安且樂一也、如二其政事乖而世亂一、則雖下聲歌下管、盡合二簫韶一、金石柷敔、一循中雅奏上、毋レ害三其爲二怨而怒一也、予竊疑吳札之所レ觀非二虞廷兩階之舞一也、孔子之所レ聞非二后夔九成之奏一也、魯國得レ用二天子之樂一、其僭也、陳氏有レ傳二先代之樂一、其奪也、安在二其政和而世治一也哉、雖レ然千載之遠、遺風所レ在、使二人與感不一レ可二以已一、無レ他、其聲容之盡レ美盡レ善、以至レ於レ斯耳矣、且孔子之聖、所レ惡レ於二鄭聲一（聲一作レ衛）之亂レ雅、亦何其末也、記曰、審レ聲以知レ音、審レ音以知レ樂、唯君子爲二能知一レ樂、子夏曰、夫樂者與レ音相近而不レ同、馬氏之所レ論、聲耶音耶樂耶、愚固不レ知二其說一也、作二樂考第五一、首敘二歷代樂制一、本朝樂府、前人之述、自有二其譜一、毋レ庸二贅敘一、次樂器、次樂曲、凡三卷、

職官考序

孔子告二顏淵一以二四代禮樂一、而繼レ之曰、放二鄭聲一遠二佞人一、鄭聲淫、佞人殆、蓋所下以示中若二彼禮樂一、必其如レ是然後可上レ得而行一也、戒防之意、亦甚深矣、孔子深戒二此二者一、蓋所レ謂惡二其似而非者一也矣、靡移流蕩、

五音皆亂、迭相陵替、可三以知二其聲之淫一也、進俯退俯、俳優侏儒、獶二雜子女一、可三以知二其樂之淫一也、若二夫巧言如レ簧、盜言如レ飴、爲レ鬼爲レ蜮、則不レ可レ得、何以知二其佞一而遠レ之也、樊遲問レ知孔子曰知レ人、問レ仁、曰愛レ人、樊遲未レ達、曰、擧レ直錯二諸枉一、能使二枉者直一、子夏聞而嘆曰、富哉言乎、舜有二天下一、選レ於レ衆擧二皐陶一、不仁者遠矣、湯有二天下一、選レ於レ衆擧二伊尹一、不仁者遠矣、由レ此觀レ之擧レ直錯二諸枉一、能使二枉者直一、蓋其遠二佞人一之謂與、昔者皐陶陳二謨於レ舜曰、都在レ知レ人、在レ安レ民、禹曰、知レ人則哲、能官レ人、安レ民則惠、黎民懷レ之、能哲而惠、何畏レ乎二巧言令色孔壬一、蓋言知レ人則官得二其職一、安レ民則民懷二其惠一、苟能知而仁、則雖レ有二佞人一、無レ所レ施二其術一矣、善乎宋程氏曰、有二關雎麟趾之意一、然後可三以行二周官之法度一、蓋得下孔子放二鄭聲一遠二佞人一之意上矣、因繼二樂考一以二職官考第六一、夫唐虞三代、其官世倍、古今沿革、其來尙矣、故周書曰、明王立レ政、不二惟其官一、惟其人、古者因レ事設レ官、量レ能授レ職、未レ有レ如二後之文武內外淸濁之別一也、漢氏擧レ賢薦レ能、古意尙存、魏始創二九品官レ人之法一、其弊遂至下下品無二高門一、上品無中寒族上、先レ是漢立二任子之法一、蓋是古者世祿之遺意耳、王吉猶論レ之曰、舜湯不レ用二三公九卿之世一、而擧二皐陶伊尹一、不仁者遠、今使二俗吏得レ任二子弟一、率多驕驁、不レ通二古今一、至レ於二積レ功治レ人亡レ益レ於レ己、此伐檀所二爲作一也、宜三明選求レ賢、除二任子之令一、外家及故人、可二厚以レ財、不レ宜レ居レ位、而況於下唯知二其閥閱一、非三復辨二其賢愚一乎上、降至二南北一、南人有レ言曰、三公之子、傲二九棘之家一、黃散之孫、蔑二令長之室一、北人亦有二以レ貴襲レ貴、以レ賤襲レ賤之說一、豈是先王立レ賢無レ方之謂也哉、維我東方、中葉已降、皇室政衰、職此之由、亦不レ可レ不二以辨一焉、凡五卷、

尺牘箋序

竊覽下古今文人雅士、善レ於二簡牘一者上、必事據二出處一、筆下數語、或千里致レ情、往往競三艷於二翰墨之餘一、自若レ不レ假二磨洗一、而盡極二巧妙一矣、然其長短接續、未二嘗見レ有二一字破費一、處置分明、皆以二其灑一、但レ可レ掬焉、余茲萍蕩、雨窗寂寂、倦讀之暇、謾草レ所レ見、不レ僻二一刻一、僅與二童輩一是非者、倘經二大方一矚一、則不レ遑レ揜レ醜云、旹貞享歲次戊辰仲春日、白石子書レ于二片雲僑居一、

采覽異言輿地總序附二凡例一

別に本書あり第四集に収めたり、仍て此に略す

集古圖序

虞夏商周之制、天子有二宗器一焉、諸侯有二分器一焉、所下以茂二昭明德一、而鎭中撫社稷上也、周之赤刀大訓、天球河圖、兌戈和弓垂天之屬、及魯有二夏后氏之璜、封父之繁弱一、晉有二密須之鼓、闕鞏之甲一、陳有二肅愼之楛矢石砮一、皆前代之物、歷世所三以傳二寶之一也、迨レ于下秦併二天下一滅中諸侯上、燔二諸書一壞二禮樂一、舉二先王之制一、與二其器一俱亡、漢氏以來、時有レ獲二先秦彝器一、亦唯供二奇古寶玩之具一而已、安在下其茂二昭明德一鎭二撫社稷一者上也哉、雖レ然後之君子、因レ之以觀二其象一、以考二其制一、足三以徵二先王之禮一、或有レ之矣、恭惟本朝皇天眷佑、神聖承レ統、永嗣二無疆之大歷服一、郊社宗廟之禮、生民巳降、未レ墜二厥典一、迺至二天府所レ掌、凡國之玉鎭寶器、莫レ不二皆有一、其他神廟佛宮、世臣故族之家所レ藏、亦各不レ失二其寶守一焉、是則天地古今之間、四方萬國之所二絕無一、唯我日東爲二能有一レ之矣、而我所レ閱者、亦不レ爲レ不レ多、每レ得傳摹圖寫、所三以昭二其度數文物一、纖悉無レ漏、寖盈二卷軸一、非二敢以レ器爲一レ玩也、若下夫觀二其象一、考二其制一、以徵中其禮上、則庶幾後之好レ古、博雅君子、亦將レ有レ取焉、正德乙未三月、筑後守從五位下源君美謹序、

停雲集序附二凡例一

別に本書あり本集の中に収めたり、仍て此に略す

方策合編序

周官大祝六辭、一曰辭、二曰命、皆王言也、王者撫二邦國一、以通二上下親疏遠近一、必有二作レ自有一其辭一、而諸侯之邦交、講信脩睦、亦如レ之、是非草創討論、脩飾潤色、鄭國衆賢、各盡レ所レ長、愼二重其事一也、故孔子曰、愼レ辭哉、聘禮云、久無レ事則聘焉、若有レ故則束帛加レ書將レ命、百名以上者、書レ於レ策、不レ及二百名一、書レ於レ方、春秋之世、天子諸侯之辭、左氏所レ傳、可二得而考一、蓋自レ周以上、莫レ有二天子相告之辭一也、至レ漢、天子與二匈奴單于一相遺以レ書、單于、猶三漢言二天子一也、晉代已降、南

北分裂、乃有二兩朝天子通問之書一、及三宋於二遼金一、聘問往來、遂無二間歲一矣、世變至レ此、亦可レ慨哉、恭惟東方與二西隣一交聘、肇自三神后併二三韓一始也、當二是之時一、我未レ有二今字一、使譯將レ命、唯有二言辭一耳、推古之世、與レ隋通レ好、於レ是乎則東西天子相問以レ書焉、唐初太宗遣レ使修レ聘、我不レ受二其書一而却レ之、蓋以レ無レ禮也、高宗及二新羅一共滅二百濟一、既而屢請二和好一、自レ是而後、東西聘問、亦唯行人以レ言將レ命、若有レ故則加レ書、彼其書式、亦倣下漢於二匈奴一故事上、蓋欲レ存二國體一也、天曆間、吳越錢氏來聘、以求二天台教法一、乃勅二左右丞相一報以二書幣一、本朝輔臣、外交以レ書、並昉レ于レ此、永觀初、僧奝然西游レ于レ宋、太宗存撫甚厚、賜以二紫衣一、及レ還乃遣二弟子一奉レ表謝レ恩、奝然本是方外之徒、置而不レ論已、昔者美逮レ事二前世一、幸遇二盛際一、辱蒙二廷對一、每預二顧問一、退而蒐二輯邦家典故一、參二之時事一、庶其有二論思之所レ補、且如二東西辭命一、可三以贊二野謀一者、合成二一編一、變故已來、投レ散事少、間發二舊所レ輯而閱レ之、頗知三其有二挂漏一、竊自嘆曰、是書之編、蓋本レ乎二前世求レ聞師レ古之意一、豈以二美之鄙一而廢也、於レ是博極二載籍一、益加二探錄一、凡其爲レ文二百一十七篇、附以二

古今體詩二百七十七首一、總爲二一十卷一、遂作二之序一以述焉、己亥十月望、筑後守從五位下源君美書、

東音譜序附二凡例一

別に本書あり第四集に收めたり、仍て此に略す

高子觀游記序

別に本書あり本集に收めたり、仍て此に略す

孫武兵法擇序

別に本書あり第五集に收めたり、仍て此に略す

新井家系序

東方諸姓、蓋古之世爵、後因爲レ姓、新撰姓氏錄序云、謹レ德考、功、胙レ土命レ氏、國造縣主、始號レ於レ斯、卽謂レ之也、非レ若三彼虞夏商周之世、因二所レ生地一也、然其保レ姓受レ氏、以守二宗祊一、世不レ絕レ祀、則其道一耳矣、若二夫賜レ姓命一レ氏、乃自二垂仁一始、而後史不レ絕レ書、天武改二定天下族姓一、分爲二八等一、卽始三魏氏立二九品之制一、差二第其閥閱一、頗多レ所二升降一、古語拾遺云、至レ于二淨御原御朝一、改二天下萬姓一、而分爲二八等一、唯序二當年之勞一、不レ本二天降之績一、卽謂レ之也、或同レ出而異レ等、高下懸隔、

亦其紛亂不レ一、而帝世所レ賜、僅止二五姓一百五十四氏一、其餘則莽レ有レ所レ聞迄二弘仁初一、乃撰二姓氏錄一、甄二差群姓一、以二皇族一爲レ首、國族次レ之、番族亦次レ之、凡二十姓、一千一百八十二氏、猶且有二未レ定之姓氏一云、夫世祿之家、以二氏族一相高、天下之俗、皆是也、若二我東方一、別レ生分レ族、以二其世爵一、則姓有二尊卑一、氏有二大小一、自レ古固然也、至二其弊一也、以レ貴襲レ貴、以レ賤襲レ賤、唯論有二門地一、非三復辨二賢否一、擧世所レ尙、權有レ所レ歸、竟使二嚮所レ謂帝出之裔、神明之冑、累葉陵替、莫一レ有二著姓一、皇室式微矣、世道之變、一到レ于レ此、可二勝而慨一哉、當二爾之時一、權貴之門、其第所レ宅、衣冠相推、以爲二其號一、亦其尊レ之也、流習所レ徇、媥以爲レ俗、至レ若三郡國豪傑、各自相稱以二其食邑一、亦猶三古者別二其族一也、降及二喪亂之際一、故家遺族、往往有下世不レ可レ紀、而不レ知三其所二自出一、擧二出世所レ號、稱レ之爲レ氏者上、夫姓非二天子一、不レ可二以賜一、氏非二諸侯一、不レ可二以命一、而族人子弟、相稱相呼、所レ行二于家里一、豈此古者受レ氏之義也哉、劉氏起レ自二沛中一、爲二天子一、太上皇無レ名、母媼無レ姓、其名姓不レ傳也、李氏出レ于二隴西一、有二天下一、成紀人之前、不レ知二何始一、其世系不レ詳也、漢唐之盛、亦猶如レ此、而况衰宗落譜、莫レ有レ所レ考乎、繫二之地望一、而考二其所レ出、質二之氏族一、而知二其所レ別、信以傳レ信、疑以傳レ疑、此余家系所二由作一也、且嘗聞レ之、聖人之治二天下一也、其不レ可レ得二變革一則有矣、親レ親也、尊レ尊也、長レ長也、男女有レ別也、尊二其祖一、敬二其宗一、收二其族一、以序二昭穆一、正二昏姻一、人道竭矣、嗟亦是我所二以望レ於二吾後人一也、享保癸卯秋七月戊亥、筑後守從五位下源朝臣君美序、

白石先生遺文拾遺卷上終

白石先生遺文拾遺卷下

東都　新井君美在中著

雜著

排佛論中大兄皇子（天智御名）誅二蘇我父子一

敎化之於二風俗一、所レ係大矣、豈可レ不レ愼哉、顧二其導之之術何如一耳、佛氏之敎、傳レ自二百濟一、初我俗未レ習、或廢或行、獨有二蘇我氏之家一、世尊二信其法一、及二上宮皇子升レ于二儲位一、與二大臣馬子一大倡二其敎一、造二塔廟一度二僧尼一、講二其書一爲二之疏一、乃至レ製二憲法十七章一曰、是我所三以流二布諸惡莫作之敎一也、（出二四天王寺藏發願文之語一、）天下靡然嚮レ風成レ俗矣、夫天下之惡、臣弑二其君一、莫レ大焉、上宮已能爲レ佛討レ賊、（事詳レ于二發願文中一、）莫三能爲レ君報レ讎何也、（馬子殺二崇峻帝一、）大抵佛氏之敎、其言善云者歸レ之也、其言惡云者反レ之也、忍辱柔和、是爲二人因一、（因下、恐脫二無レ所二字一、）報レ怨無レ所二發憤一、（瑜伽論二因緣一云、何等爲二二因緣一、一忍辱、二柔和、云忍辱者謂下於二他怨一、終無中返報上、柔和者、謂二心無レ憤性不レ惱レ他）而綱常倫理、置レ之不レ問、遂卒二天下一、俾レ莫レ知レ有二禮義廉恥之節一矣、中大兄討二蘇我氏亂一、史之所レ紀、皇子與二中臣連鎌子一、同學三周孔之敎於二南淵先生所一、於二路上往還之際一、乃定二其謀一、仲虺之語曰、能自得レ師者王、謂三人莫二己若一者亡、皇子天錫二勇智一、聿求二元聖一與レ之戮レ力、雖レ曰レ未二必由一レ學、亦其有レ獲レ于二古訓一、蓋亦不レ誣矣、使三之處二上宮之地一、元惡大憝、獲レ免二天誅一、亂靡レ有レ定、亦何至レ此、主憂則臣辱、主辱則臣死、上宮獨自信レ佛、忍二其主辱一、而使二其子孫亦忍一レ辱二其宗一、悲哉、或曰、上宮何可レ當也、當二是之時一、外戚之權、猶二水之方盛、火之方熾一、帝子皇孫、莫レ非二其黨一也、卿士大夫、莫レ非二其親一也、人衆者勝レ天、天定亦能勝レ人、積惡之殃、罪亦貫盈、中大兄撥レ亂反レ正、亦如二摧レ枯拉一レ朽耳、曰昔陳簡子弑二齊君一、孔子沐浴而朝、告レ於二魯君一、請レ討レ之、於レ傳有レ之、曰、魯公曰、魯爲二齊弱一久矣、子之伐レ之、將レ若二之何一、孔子對曰、陳恒弑二其君一、民之不レ與者半、以二魯之衆一加二齊之半一可レ克也、據レ史、上宮太子薨、諸王諸臣、及天子百姓、長老如レ失二其愛兒一、少幼如レ喪二慈父母一、哭泣之聲、滿レ於二行路一、曰、日月隳矣、天地壞矣、自レ今以後誰恃矣、上宮果能有レ爲、則天下之大、不レ可レ謂レ無レ人、而人心所レ服、奚翅齊魯之衆、中大兄擧レ事、其與レ之者僅五人耳、安任二其能摧レ枯拉一レ朽也、孔子既老致仕、而其弑レ君者齊人

也、猶且三日齋而請レ伐レ之、蓋弑レ君之賊、人人得而誅レ之、而況國之儲貳、於下弑二我君一之賊上乎、上宮素好レ善之人、使二其能自得レ師與二聞周孔之教一、無レ義無レ恥、豈其若レ彼而已耶、南淵先生乃古之隱君子、蓋避二其世一者、史沒二其名一、惜夫、

樂山亭記

苟有下求而得二之於レ彼者上、非二我固有レ之也、同氣相求、同類相應、其所レ同者、物皆有焉、有レ取二之於レ彼也、知者於レ水、仁者於レ山、亦是已、水流而動、知之類也、山止而靜、仁之類也、故知者而樂レ水、仁者而樂レ山、若二彼山之與レ水、非下能使二人仁且知一者上也、樵者日與レ山居、漁者日與レ水游、而不レ可三與レ之共語二仁知一者、非二其類一也伯牙鼓レ琴、志在二高山一、其聲則峩峩乎、志在二流水一、其聲則洋洋乎、其志之所レ在者、非レ手非レ指、非レ絲非レ桐、得二之心一、應二之手一、以形二其聲一、是則精之至也、雖レ然譬二之犀牛望レ月、月形入レ角、其爲二之形一、有レ所二由以生一、非二其固有レ之也、是以其爲二之效一、唯止二絃聲之洋洋峩峩一而已、安在二彼樂與レ壽哉、古之聖人、知周二萬物一、而道濟二天下一、故樂レ天知レ命、安レ土敦レ乎レ仁、富貴不レ能レ淫、貧賤不レ能レ移、行レ乎二夷狄患難一、無レ不三入而自得一焉、況於二其氣與レ類一者相合一乎、由レ是觀レ之、仁者見レ之謂二之仁一、知者見レ之謂二之知一、百姓日用而不レ知、豈不レ然歟、吾友山順之官レ於二泉州一、其燕息之居、名曰二樂山之亭一、蓋其起居飮食、與二東南諸山一、相三接于二几席之上一、因請レ美爲二之記一、泉爲レ州、當二西南之水會一、治所在二其海口一、古之時、海外諸船、輻湊所レ至、所レ謂沙界之津者、民物富庶、百貨旁午、而風俗之美、於レ今亦都也、其西則與二大海一接、孤嶼長洲、出三沒于二波濤蒼茫之間一、東南諸山、若レ遠若レ近、峙而爲レ嶽、峻而爲レ嶺、層巒疊嶂、聯二亘數十百里之外一、號爲二山水清遠一、而若二其諸山一、非二州之所レ有也、順之取二之於レ彼、而不レ取レ于レ此、或疑二其有レ求レ於レ外焉、美與二順之一結レ交、幾三十年矣、嘗下試其在レ乎二貧賤患難一者上、而未三始見二其貧賤患難一也、苟非レ有レ所レ得、豈其然乎、既而從仕、雖レ不レ足レ展二其才一、比二之前日一、官亦達矣、而其心所レ樂、果復如レ此、且夫學也者、所二以始レ乎レ爲レ士、終レ乎レ爲二聖人一、而彼仁且知者、其自レ少所レ志也、孔子曰、知及レ之、仁不レ能レ守レ之、雖レ得レ之必失レ之、宜乎其取二類於レ山之深矣、嗟乎吾衰既甚、不

レ及レ見二其德之效一也、至レ若二彼樂而壽一、則我望二順之一也久矣、順之其勉哉、享保庚子冬十月、白石源君美書、

記二義奴平八事一

國家驛傳之制、沿路州郡守宰、掌二驛遞次舍供頓等事一、總以二執憲司會之職各一員一兼領焉、延寶四年丙辰夏、東路旱傷、驛戶凋弊、官發二金穀一賑貸、每驛金三百兩、糙米一百七十五石、委二本管州郡一、每年出擧、以二其息利一、分レ頭量給、既而東海濱名都所レ管白須賀驛、爲下郡違二符旨一、不上レ肯二導行一、不レ霑二實惠一者十有八年上、元祿六年癸酉、夏秋之交、旱疫並行、人亡馬斃、不レ能レ爲レ役、於レ是驛民具レ狀申訴、衆推二其長一赴レ官以聞、官乃聽下於二本郡一陳告上、衆皆危懼曰、我郡方レ命、民苦二積弊一以訴レ于レ官、官輒下レ郡分理、是餒三肉於二餓虎一也、蓋受レ賂欲レ庇レ之耳、或有下賕レ吏反二其言一者上、明年甲戌春正月、郡誣以二誣告一、繫二驛長於レ獄、驛長有二家生奴一、時年十八、旦夕入視不レ離二其側一、給二飮食一候二言聞一者九十日、郡忽縛レ奴栲問、告二狀首謀人一、奴不三以レ實告一、郡遂放二逐驛長一、禁レ入レ于二都下及本管地方十里內一、田宅貲財、盡皆籍沒、驛長家人奴婢、不レ爲レ不レ多、無二一人敢從レ之者一、唯其家生奴、與二主及主母主婦一俱去、寓レ于二三河鳳來寺山下一、一家四口贏レ身而來、饑寒交至、主家族人、亦皆畏レ官、不二敢顧恤一、主婦之家、稍稍以二米粟一給、朝不レ及レ夕、奴乃借二錢於レ人、販二魚鹽及瓦缶之屬一、錢空則賣傭、以供二其奉養一焉、十一年戊寅秋八月、次相源君昌尹米倉丹後守奉レ使西上、路過二三河一、奴伏レ道邀二訴主家寃枉一、居數年、會二鳳來寺僧將レ赴二都下一、奴請爲二之傔隸一、因託二其僧一、得三以附二赦帳一、附二赦帳一者、國家赦例、每下爲二祖宗一追二崇冥福一、大設二齋會一日上行レ之、先レ期凡犯レ罪家族赴レ于二會場一、因請二赦除一、導師具注三其姓名於二帳籍一、申二送于レ官、是故常也、十五年壬午五月、主家會レ赦聽レ還、而其田宅既歷レ沒レ官、欲レ還無レ所、奴又爲二人傭一而來、數邀三輔相藤君喬知秋元但馬守於二衙門外一、以レ狀申訴、且請二所レ沒田宅一、藤君乃命於二本管官府一陳告、官給二引照一回二本郡一、責三保於二主家族人一、不レ聽下主從去二其所在一、叫中訴寃枉上、蓋官指二使之一也、寶永五年戊子秋八月、藤輔相自二皇京一歸日、奴邀二中路一泣訴而言曰、初家主被レ誣竄逐九年、會レ赦聽レ還、奴以二其無レ所レ歸、稱二訴于レ公、再得レ罪禁錮、亦既五年、藤君爲レ之惻然、引三來于二赤坂驛一、給以レ食還レ之、

且使其人言曰、當附赦帳耳、奴因欲赴都下、自處若以情告主、必也爲保人拘留矣、遂逃去、乞食於路上而來、復出訴于藤君、君面諭曰、官各有職、當告於本管官府、君亦屬某官、官責以健訟、禁之逆旅舍一箇月、乃斷以籍沒財產、雖會赦不放免論、奴更自念素情不遂、歸望亦絕、要有賣爲他家奴、所得傭直以充本主衣食之用而已、遂因逆旅主人自鬻、爲城東賣豆腐家之奴者五年、頗得造豆腐法、後去爲城西賣豆腐家傭作者三年、文廟嗣位之初、即下明旨、行寬政、赦有罪、去事之妨民、（于時先補薩子者、七百三十一人、次之赦有罪者、八千八百三十一人、蠲逋貸者鉅萬計、）分遣使者、問海內所患苦、因聞諸路水馬驛遞運所、以承平日久、事務日多、近驛郡邑、亦或因之以罷弊、乃命有司、議其利病、復置司會貳職一員參詳焉、正德壬辰春三月、改修驛傳之令、是歲東海一路、徭役所減、視之前歲、爲人夫者一十二萬二千五百八十九、爲馬匹者四千八百二十三、他路亦准之、（前歲東海一路、徭役夫二十三萬五百五十八人、馬四萬一千二百三十一匹、）五年乙未冬十月、府中聚會、憲使某官、語于同列曰、比年以來、有人行販豆腐、每見某輒下擔伏道、色常悽慘、似苦煩冤無以自明者、諸君亦見之乎、某官曰是奴爲故主、屢以冤告者、事歷累改、案不可移、且請所沒田宅、其情不可測也、憲使復問參郡官、曰、君等以謂如何、菅君美雅（荻原源左衛門、）曰、鄙職未審事由、憲使疑其有枉、當不得不理耳、衆皆以爲然、即召奴勘問其狀、悲憤口不能言、憲使乃委菅君更加辨究、菅君因引于私庭、叩階徐問、其言若無可疑者、參以都下前後主家之言、二人皆稱、未始知其事情也、雖然彼其爲人誠信、必其靡他、乃至移于本郡咨詢追問、其得其實跡矣、郡且報曰、籍沒家產、其田園則抄箚入官、宅舍則賣與某人、某官堅執前議、曰籍沒財產、未有放免之例、若聽其所請、依價收贖、菅君駁曰、籍沒財產、雖會赦不放免者、本依犯罪論、無罪豈合沒其產、且依價收贖、猶贖刑也、舊冤既白、今日却斷輸贖、未知據何條例、衆亦疑以爲奴之本情未可測也、議不果行、明年丙申春閏二月、官遂斷曰、籍沒家產、在官者聽贖還、在私者聽和買、若其估賍、則官據本管地方當時下等物價、估計和買亦不得過其原價者、奴泣謝而去、即赴本郡、先問其田、應用價金一十一兩、始自驛

長爲二其民一獲中罪於上郡、二三十四年于一レ此、前爲レ郡者、亦以レ罪落レ職、其後任レ郡者、欽二遵前符一賑給如レ法、由レ是驛戸之人、皆無地不下憤二彼寃一而德上之者天、然奴年少時從レ主而去、屢得二罪於一レ官、且逃二其主家一、主家族人、亦猶疑レ之、其他無下相識可三以交二錢物一者上、奴自懊恨而歸二都下一、前後之主、爲レ之相議、各出二家財一以假貸、奴乃請レ于レ官、官依准、菅君使二人問一レ之曰、有レ田而無レ宅、汝主焉歸、曰、非レ所二敢望一也、其人曰、官既許レ之、何爲云爾、奴卽歔欷掩レ涙曰、嘗聞レ之、宅價三十金、非三我力所二能及一也、菅君聞而嘆曰、哀哉、適有下京師商客來レ於二君家一者上、竊聽二奴言一、感泣而去、他日奴復請二其宅一、益以下京師之商、分二其橐裝一、爲レ之周濟上故也、未レ幾菅君遷爲二他職一、是歲夏四月、章廟昇遐、上以二文廟遺旨一、入嗣二大統一、秋七月、奴謝二恩於一レ官、且請曰、幸沐二鴻澤一、本主得レ歸、雖レ然微下爲二後主一者上、奴亦不レ及レ此、且夫買レ田買レ宅、實賴二衆力之所一レ助、報レ恩報レ施、豈能一身之所レ任、伏請二鈞裁一、奴今所レ得者、並聽還二本主一、本主今年六十又四、流離之際、殘喘僅存、別差二一人一、代レ奴修レ業、上課二公役一、下給二私養一、奴自靄如レ初、周三旋進退於二都下兩主之間一、歲得二顧錢一、以償二宿債一、是區區之志、所三以報二恩報一レ施之私願也、有司至レ此、則始信レ非二其爲レ已謀一也矣、乃具開二事狀一、實封啓聞、且請下奴自贖得本主田宅、官出二府金一、照二其實價一、以給還上、冬十一月、有レ旨准レ請、嗟呼奴賤役也、非レ知レ有二君臣之大義一、非レ知レ有二忠信義節一、所二以見一レ稱レ於レ世也、而考二其所一レ行、寗愈之愚、晏嬰之順、亦何有レ加焉、豈不レ賢哉、蓋知二彼二子一、世之所レ謂世臣巨室、當下與二其君一同中休戚上者也、奴所レ得レ於二其主一、僅不レ過二一飯一衣一而已、固非レ有下爵秩祿俸、可三以望二其報禮一者上也、後之士君子、爵非レ不レ隆、祿非レ不レ厚、信任寵遇、非レ不二專且優一而所三以事二其君一也、阿諛迎合、唯身是謀、利之所レ在、不レ顧二其義一、忘レ恩負レ德、求二容當時一、苟推二其心一、凡奴所レ處、皆所三深避而不二肯爲一者也、獨怪古之忠臣烈士、仗レ義勵レ節、至レ於二其能全レ身以濟一レ君、若二奴之所一レ得者幾希何也、豈其誠之未レ至耶、抑亦命之使レ然耶、孔子曰、十室之邑、必有二忠信一、又曰、匹夫不レ可レ奪レ志、先民亦有レ言、曰、匹夫而爲二百世之師一、嗟乎人之爲レ臣、唯知レ有二其身一而不レ知レ有二其君一者、聞二奴之風一、宜二少知一レ愧哉、奴名平八、其姓氏未レ詳云、享保二年丁酉、春正月之望、前筑後守源

君美書、

奉レ答二本郷平先生問目一附二平信如問目一

第一條

東方文字其來尙矣、蓋太古已降、歷世變二其體一、列國異二其制一、而無レ由二考詳一、

歷世書體之變、猶書契以來、變體百出、且其爲レ制、亦猶二梵書右行、佉盧書左行、蒼頡書下行一、各土異レ俗耳、俗間所レ謂神代文字、美嘗得二其聞一者凡五、或有二其字不レ可レ讀者一、或有二其體不レ可レ辨者一、或有下如二科斗書一者上、或有下如二鳥篆書一者上、古體之變、蓋亦如レ此、天武之世、更造二新存一四十四卷、其體如二梵書一、又有二肥人書一、有二薩人書一、而肥人書一二字、即今猶有二通用者一、古者列國、各有二其字一、亦可二以證一、古之王者、封二泰山一禪二梁父一、管夷吾所レ記、自二無懷氏一以下、七十二家、其六十四家、無二記錄一者、孔子亦得而數者七十餘人、不二得而數一者萬數也、楊朱曰、太古之事滅矣、孰誌（誌一作レ認）レ之哉、三皇之事、若レ存若レ亡、五帝之事、若レ覺若レ夢、三王之事、或隱或顯、億不レ識レ一、天朝國史、自二舊事一始、而舊事所レ記亦猶二夷吾所レ記楊朱所レ謂或隱或顯一者耳、而況如三孔子不二得而數一者乎、美竊以謂無レ由二考詳一、即爲レ之也、

十氏所レ傳一萬五千三百七十九字、乃是灼レ龜之兆、猶二封之有一レ爻也、古人有レ言、曰、八封是庖犧氏字、然則方功義弓、以謂二之字一、亦可也、其實非下所三以代二結繩一者上矣、古事記云、應神之世、百濟獻二論語十卷、千字文一卷一、恐誤、日本書紀以謂二諸典籍一、蓋有レ故也、千字文、梁書勅二周興嗣一所レ選、若二其千字一、則鍾繇王逸少所レ書、蓋有二二說一耳、方二魏晉之際一、豈得レ有二是書一哉、記云、其書一卷、或是史游急就章類、即是爾雅小書之書、後人因以爲二千文一而已、

漢隷傳來、蓋在レ乎二應神之世一、美嘗考レ之、不レ止二漢隷始レ于レ此、行書草書、並傳レ于レ此、亦同二其時一、

日本紀私記云、今按假名本、世有二二部一、其一部者、和漢之字、相雜用レ之、其一部者、專用二假名倭言之類一、上宮記之假名、已在二舊事本記之前一、又云、假名之起、當レ在下應神之世、遣二新羅一招二文人一、僅習二文字一之時上也、美謂此間之俗、呼爲二俗名一、卽是草體、則凡隷楷行草、皆是一時傳レ之矣、唯其謂二新羅一者

訛、當レ作二百濟一、
古者殿門額、即是飛白體、王僧虔曰、飛白八分之輕者、張懷瓘以爲本是宮殿題署者、空海逸勢之徒、親見二唐朝之制一、以傚二其法一耳、

第二條

姚令威曰、東魏大覺寺碑陰題、銀靑光祿大夫臣韓毅曰書、蓋今楷字也、庾肩吾隸書、今之正書也、張懷瓘六體書論云、隸書程邈造、字皆眞正、亦曰眞書、自レ唐以前、皆謂二楷書一爲レ隸、美謂此間之語、雅言謂二之隸一、俗言謂二之眞一、即是楷字、蓋傳二唐人之語一也、以二八分一爲二隸書一、自二宋歐陽子一始、非レ古也、

第三條

美嘗觀二四天王寺西門額、及寺寶上宮太子疏楷書者一卷一、其疏則元弘天子親寫二太子書一者、非二其眞蹟一也、若二彼門額一、則寺僧亦以爲二野道風所一レ書、美又嘗觀二野氏三體千字文一、草書神品、寺僧之言、蓋有レ受レ之也、

第四條

新唐書所レ載、建中元年、日本使者眞人興能、據レ史、寶龜九年十二月、以二布勢朝臣清直一充二送唐客使一、天應元年六月、送客使等、自レ唐還、是歲辛酉、建中二年也、與能即是清直、猶下妹子稱二因高一、葛野稱中賀能上、以二我方音相通一故耳、舊唐書以二眞人一爲二天朝官名一、新書又以爲因レ官而氏者、承襲之謬矣、

第五第六條

楊億談苑、左大臣道長書、道長即太政大臣從一位、世稱二御堂關白一、于レ時爲二左大臣正二位一、公家乘乃載、寬弘二年十二月十五日、入宋寂照上人書來、蓋其書則報レ之也、國王弟野人若愚、即中務卿親王具平、村上天皇第四子、實是冷泉圓融二朝皇弟、世稱二後中書王一者、其所レ稱如レ此、猶下寬平上皇賜二渤海使人一書、自稱二野人一、大稱中無名上耳、治部卿從英當レ作二俊賢一、其書則章草字體相似而已、據二公卿補任、源朝臣俊賢一、寬弘五年九月、爲二正三位中納言兼治部卿一、治部省掌二僧尼一之官、故其書以稱焉、是年十月、叙二從二位一、

此間之人、莫レ識二俊賢工二章草一、猶レ不レ識二清直善一レ書、乃是王獻之所レ謂時人那得レ知者也、唐宋元明諸名家、皆以爲レ莫二能及一、豈其徒然也哉、

辛丑四月十一日　筑後守源君美謹書

附平信如問目

因二源義和一奉レ質二白石先生一問曰

日本文字、起レ于二何世一、漢隷眞行草書、肇レ于二何時一乎、不レ詳二其來由一、如レ何、

愚竊聞日本元有二國字一、至レ于二推古朝一尙存、今卜部家藏而不レ可レ讀焉、蓋隷書乃今之楷書、按古事記應神十六年、遣三使於二百濟一徵二王仁一、王仁持二來千字文一、此千文者、非二今之千文一、魏鍾繇書、此時王羲之未レ生、則又非二羲之千文一、況周興嗣次韻本哉、愚管見如レ此、奉レ請二是正一、（桓武以前、殿門額用二漢隷一、嵯峨已往、用二眞行草書一、事見二日本後紀一、）

隷有二秦漢古今之辨一、見二古學編一、續日本紀已下國史、言レ隷者、似レ指二眞行書一、如レ何、

四天王寺西門額、世傳以爲二上宮太子書一、又爲二小野道風書一、此時草書不レ可レ有レ之、後說近レ是、如レ何、

新唐書建中元年、日本使者眞人興能獻二方物一、眞人蓋因レ官爲レ氏者、興能善レ書、紙似レ繭而澤、人莫レ識レ之、

愚按、眞人興能國史無レ所レ見、寶龜八年、遣唐判官有二海下眞人者一、十一年、隨二新羅使一而還、是年建中元年也、其餘寶龜中遣使、無レ稱二眞人一、或云、興能者藤原賀能也、然時代相後、新唐書其末王曰二桓武一、遣使是卽賀能也、如レ何、

書史會要載、南海商人船、自二日本一還、得下國王弟與二寂照一書上、稱二野人若愚一、若愚章草之妙、中土能レ書者、亦莫二能及一也、

愚按、若愚無レ所二據考一、然皇朝類苑引二楊億談苑一、載下若愚與二寂照一書上、其後題曰、寬弘四年、蓋具平親王冷泉田融之朝皇弟、而寬弘六年薨、恐是具平親王歟、又或國王弟而稱二野人一、必出家隱者、愚按、本朝文粹延喜上皇賜二渤海裴頲一御書後、稱二野人一、又稱二無名一、然則具平亦隱者乎、

皇朝類苑、左大臣道長、野人若愚、治部卿源從英、凡三書、皆二王之迹云、又從英與二寂照一書、後題曰寬弘五年、

或謂寬弘二年、源俊賢兼二治部卿一、俊賢二字、草書與二從英一相似、筆畫相類、或云、從英當レ作二俊房一、從俊字似、英房訓同、然俊房非二寬弘中人一也、

享保六年辛丑四月　　本鄕平信如謹書

答二友人一

龍本天物、豈必待二西河一運水一哉、方二其震雷一、猶在レ乎レ地、向無四寸雲可三以輔二飛騰之勢一、深藏レ於二藕絲穴中一、蓋亦其時耳、然唯其能潛、亦以觀二能德一焉、百蟄且有レ可レ振、況於下衣被二五色一、膏二澤斯民一者上也耶、謹答、

題二七賢盃一

七賢盃藏三在于二洛東山銀閣一、一套七盃朱漆、金二書竹林七子姓字一、少壯者盃淺、老大者盃深、蓋是東山大將軍之物、其字所二自銘一也、去歲吾西上之日、過レ寺得二一見レ之、以爲二奇絕一、甯禪長老晃公因爲レ余使二工摸作一、器成見レ贈、形制字樣、一如二其舊一、長老持レ戒、而作二酒器一、居士不レ飲、而愛二酒器一、二人者、所レ爲如レ此、可三以發二一笑一也、正德元年五月十一日、

白雉帖題辭

古之名畫、摹二寫人物一、未レ有下不レ出二故事一者上、使二後來觀レ之、有下不レ問而知二其事一、不レ名而知中其人上、若二所レ謂望而知レ伐レ莒然、嗟其使二觀レ之者意而得一レ之、固難、其觀レ之者意而得レ之、豈獲レ易也、吾聞東郭郵齊人也、素知三莒之所二以可一レ伐、故意而得、設令三晉楚之人望而視レ之焉、則惡知三其口開而不レ闔、非二莒與一レ桓之謂一乎、又惡知二其擧レ手而指、非レ爲二雲煙飛鳥過一レ于二其前一乎、若使二目不レ識二聖賢之書一、徒觀二夫袞衣繡裳、負扆南面而立者一、混不レ曉下其周公負二成王一之圖上、觀下夫河目隆顙、獨立儽然、如二喪家之狗一者上、卒不レ曉下其孔子立二鄭門一之圖上、吾故謂繪事之可レ傳レ于レ世者、亦不レ可三以無レ記焉、去年冬、朝鮮修二聘我一、其報禮有レ例附二使者一、其中貼金彩畫屛風、繪二我古聖主賢臣、良將勇士、才女健婦、名山大川、宮闕廟堂、鐘鼓樂舞等一、臣美忝奉二明旨一、遂議謂畫面無二記事一、彼未三必識二其情一、乃命二臣高岱一記二其事一、凡十五篇、如三不レ須レ記者一、單志二其名一、就復使三手題レ於レ屛、書凡五體、於レ是炳焉煥然、能使三外域之人、一展眉目間、了然識二我古君臣之盛德偉業一者、猶如三縉紳諸生之能識二周公孔子之盛德偉業一焉、不下翅如二齊人之以レ微射レ明而已上矣、高氏二子、特以二其艸本五體一勒レ石、因叩レ予請レ書二其由一、予拙レ於二文辭一、焉得レ書、然惟向者予幸得レ與二末議一、於レ義則似レ不レ可二却以辭一焉、若二其書畫工拙一、予素未レ識、且置弗レ論、要至レ于下記文之縱橫變化、無レ不三各

極二其致一者上、予又安敢措二言其間一哉、正德壬辰春二月旣望、筑後守新井君美題、

附二鞆記後一

我俗所レ稱鞆繪、世傳以爲二水渦之象一、亦因借二用巴字一、非也、虞書藻火之火、周禮畫レ火以レ圜、及宣和博古圖所レ圖古器、飾以二圜紋一者、皆是我所レ謂鞆繪也、鞆者古射著レ臂以避レ絃之器、源順以謂鞆俗字、當レ作レ韝、今撿二諸書一、竝無二鞆字一、蓋我俗所レ製、從レ革從レ丙、丙字、俗讀爲二火之兄語一、與二火之繪一同、其器用レ革爲レ之、以レ火繪レ之、義取レ于レ此、火亦轉言二鞆繪一者、其所レ畫之象如レ鞆也、出雲州所レ隷畫曇郡、古稱二繪鞆一、上古神人、相二其地勢一、似二畫レ鞆之象一、故名云、古之畫飾用レ火者最多、橋梁舟車、亦皆畫レ之、於レ今所レ存者、唯有二樂鼓舞臺、及屋瓦之飾一而已、後人諱レ災、故稱二之鞆繪一、亦附以二水渦之象一、而其義亡矣、丁酉三月書、

跋二那須國造碑一

右那須國造碑、貞享中、故常山源公得二之封內一、摸而傳レ之、乃建二碑亭一、以置二守戶一、碑已堙沒、九百九十餘年、而復見レ于レ世矣、嗟夫物之顯晦、固各有レ時耶、美今所レ得一本、所レ謂傳摸補足、非二其眞者一、恨未レ見二石本一也、其跋曰、元年上二字、不二甚分明一、乃摸印見レ之永昌二字也、然本邦無二永昌號一焉、飛鳥淨見原天武朝也、天武有二朱鳥號一、永昌字形、稍似二朱鳥一、想是歲月之久、字體訛缺也、因推爲二朱鳥號一、後考レ之、朱鳥元年、歲在二丙戌一、而此曰二己丑一、則非二朱鳥一也明矣、今按唐武后永昌元年、歲在二己丑一、而當二持統三年一、此時本邦年號闕、故假二用異域年號一乎、美竊疑以謂維我東方、建國已來、未下始有中稱二藩異邦一、奉二其正朔一者上也、僞周之號、亦何以假爲、若其果然、則文武四年、只用二甲子一何也、以レ余考レ之、或以爲二永昌元年一者、卽是朱鳥四年也、持統稱レ制、無レ改二前朝之號一、蓋以二其攝一也、據レ史、持統四年庚寅正月朔、始卽二天位一、亦足二以徵一矣、歷代綿遠、文多刓缺、不レ可二盡解一、但其四字、僅存二三畫一、而右旁轉折處、隱若二挑勾勢一、上頭一點、乃是剝落之跡、遂使三觀者以爲二元字一耳、越人以爲レ鳧、楚人以爲レ鳦、孰知二鴻飛冥冥一哉、美嘗聞レ之、孔子曰、惟器與レ名、不レ可二以假一レ人、魯仲連齊國一男子、欲二蹈レ海而死一レ義不レ帝レ秦之故也、堂堂天朝、豈復有三假以二僞周

之號一哉、我學淺陋、性且不レ好レ滅二否人物一、雖レ然事之關係、則重矣、大矣、敢不レ得レ不レ辨、享保辛丑秋七月二十二日、源君美書、

題二親書大般若波羅密多經六百卷募緣疏一

吾昔時家貧不レ能レ得レ書、就レ人假借、手自寫錄、往往卒レ業焉、慨然竊有二獨人鏤版之志一、而未レ果也、頃聞雷山長老慈海自レ幼誓下以二親書大般若波羅密多經一、轉レ之誦レ之、普濟中群生上、功既及二十之一一、乃得レ主二席于是州藏國禪寺一、而寺原無二藏經一、傳錄甚難、方今欲下併二衆刀一募二一本一、以訖中其功上、請レ予題二緣疏一、吾未レ與二聞釋氏之說一、又未レ知二其轉レ經功力果何如一也、雖レ然善二其立レ志堅苦、不レ退轉如レ此、而我自恨二學之不レ成、志之不一レ遂也矣、且聞其寺蓋是我遠祖所二㮊造一也義亦似レ有下不レ可二以固辭一者上、故述二其大略一、以應レ所レ請寶永五年閏正月新井君美題、

文昭廟寶鐘銘

奕奕　寢廟、於穆皇淸、思文　烈考、維德之行、不レ顯不レ承、祀事孔明、鼓鐘喤喤、降レ福穰穰、祈二天永命一、萬葉無レ彊、元子　元孫、以孝以享、

多賀城古瓦硯銘應二洞巖需一

金玉其相、如レ圭如レ璋、德音無レ瑕、何以不レ滅、秉レ心塞淵、曰求二厥章一、以介二眉壽一、萬壽无レ彊、

偶記

禹平二水土一、主名二山川一、爾雅釋地以下至二九河一、皆禹所レ名者是也、顧其賜二玄圭一、以告二成功一、則當レ在下舜陟二帝位一之初年上、然則卽位之初、告二咨十二牧一者、仍二其舊職一也、次咨レ禹者、賞二其成功一、使下仍作二司空一、而兼中行百揆之事上也、虞史立レ言之敘、可レ謂レ不レ紊矣、不レ然水土旣平之後、尙安以レ濬レ川爲哉、諸儒皆以二鯀之殛死、禹之治一レ水、爲二攝レ位初年事一、而肇レ川封レ山、或以爲二攝レ位之末一、或以爲二卽レ位之初一、第弗二深考一、遂致二紛紜之說一耳、嗚呼在二古之時一、未レ有二列州一、舜始置二十二州一、不レ久至レ禹、遂以爲レ九、及二其受一レ禪也、貢二金九牧一、以鑄二九鼎一、自レ是以降、地名沿革、方幅分合、歷世或異、而其爲二九州一則一也、是禹之九州、天造地設、一定而不レ可レ易矣、辛丑八月初三之夜燈下書、

詩

詩草餘稿所漏、錄于此、

謹賦攝政大相國殿下文房四賢之詩

公新製文房四器、所謂劉司叅者書刀也、胡補闕者法糊也、温平章者温器也、牙光祿者研光也、其刀製如斤而圓橢、烏木曲柄、鑲以鹿角、適筆誤墨汚、則可以刮之者、其糊煮海藻製之、束以紅紙、形如筆管而短、用時湯漬其頭、則和柔而黏、可以搨平其刀痕、不起毛也、温器以黃銅作之、大如拇指、爐内煨而温之、熨其搨濕處、使莫之沾且離也、研光以象牙作之、製與温器、大同小異、二器亦以烏木為柄、以鹿角為鑲、四器皆有雅致可觀、而公命之以賢者、蓋視有其賢者之能也、

賓鐵凝霜兎膽寒、青萍一片月兒圓、研池雲起龍蛇出、走紙風雨黑漫漫、宋斤脅削已遷地、却勝郢人斲鼻端、烏鯽墨痕何足滅、蒼蠅屏上不須彈、碧海珊瑚枝尚短、金莖沆瀣露初乾、豹毛自澤斑斑色、獺髓能醫點點瘢、香爐峰項烟籠日、鈷鉧潭中水不瀾、玄錫磨瑩玻璃鏡、明珠走轉瑪瑙盤、天朝上公周冢宰、當今居攝總六官、吐握躬勞天下士、敬賢常得萬人懽、多才可繼考工作、文物典章垂不刊、玉堂新樣瑚璉器、巧成字字燦琅玕、袞職由來無所闕、補天五色斗間看、太平天子多暇日、為寫小人稼穡難、

和泉南唐生中秋所思韻二首

故人南海月、萬里對秋明、潮湧金波潤、星涵碧漢清、龍舟飄笛曲、鮫室響機聲、忽寄絃歌興、相思舊武城、

今歲中秋夜、愁來負月明、死生大契濶、風露月淒清、孺子置芻色、隣人吹笛聲、感君千里贈、何以報連城、

丙戌春、自壽五十、

青春初度日、社雨潤芳菲、綺樹迎鶯出、衡茅待燕歸、當年尊學易、前事復知非、賴此治聾酒、翩翩舞綵衣、

和雍丘詩

故園花隔楚江春、客裏春催白髮新、年年逢君花堪憶、今日相逢花若人、勸君莫問東流水、花開花落春相似、不用花前不醉歸、一曲狂舞為君起、

失題

星軺一夕度二天津一到處賓筵盛二八珍一虎踞山川王氣壯、龍飛日月皇華新、三秋鴻雁同作レ客、萬里松楸更思レ親、却愧木瓜難二報贈一詩成珠玉共璘彬、

謝三崎陽人寄二壽幅及王母下降圖一

崑崙之丘赤水陽、青鳥西來萬里長、群玉仙人開二策府一金簡丹書爛成レ章、二十八宿何燦燦、雲漢昭回日月光、瑤池忽降王母駕、白雲歌謠奏二八琅一當日待詔金門老、歲星隱見六十霸、應レ許他年一偸レ果、蟠桃花樸紫霞觴、自註云、贈者凡二十八人、

祝二田翁八十壽一 田翁祖朝鮮人、

丈人先世出二朝鮮一不二獨秦童採レ藥船一般代少師餘二故國一周家大老共二歸年一龜疇五福先稱レ壽、鶴算千齡豈問レ僊、看憶鴨江春水色、芳樽浮レ綠綺筵前、

自題二肖像一 時奉レ使西上

蒼顏如レ鐵鬢如レ銀、紫石稜稜電射レ人、五尺小身渾是膽、明時何用畫二麒麟一 南海祇氏曰、此公本色、

奉レ使西上、留二別新友一用二前韵一

銕鎗丈八黑蛇身、總馬驕行立若レ人、休レ折武昌門外柳、主恩須レ賜二玉麒麟一

和二榕巖詞兄中秋韻一

雲物淒涼洗二素秋一雨痕暮過庾公樓、斷鴻出レ塞邊聲早、積水連レ空月色流、北海盃樽違二伏枕一西園冠蓋憶二同遊一清朝□□無二歡樂一短褐誰歌寗戚牛、

靈山鎮

靈山開二巨鎮一鄉月照二雄藩一鐘鼓千峯動、貔貅萬竈屯、出レ師資二上略一刻レ日復二中原一一夕長星墮、年年哭二嶺猿一

驟雨

百里雷聲動、蛟龍冲二遠天一小魚幷レ雨落、輕燕逐レ風旋、林下叢二青靄一屋頭走二白煙一須臾虹影斷、斜日亂二鳴蟬一

次レ韵擬二上元應制一二首

清都咫尺近二天顏一紫極九重啓二銕關一五色彩雲盤二鳳闕一一輪素月滿二鰲山一珠簾高捲星辰上、寶扇雙開錦繡間、幸爲三春和調二玉燭一肯移二嚴仗一擁二仙班一

紫禁春城寶氣浮、南端傳レ蹕拜二宸旒一夜珠光動双龍燭、仙管聲來五鳳樓、天靜月中留二綵仗一星回雲裏下二紅毬一聖明自有レ同二民樂一共沐二恩輝一記二勝遊一

次二古寺韻一

古殿崢嶸鎖二化城一、層巒迢隔世中情、歸龍二陰洞一行雲濕、鶴踏二長松一落雪輕、滿レ壁青燦金像暗、當レ窓白日玉毫明、傷心欲レ問前朝事、草沒二殘碑一綠蘇生、

燕

差池渡二海津一、復見畫堂春、不レ道滄波濶、歸來爲二主人一、

春日送レ人

楊花飄盡水生レ衣、可レ忍春歸客亦歸、不レ似雕梁新燕子、風前猶作二一双一飛、

別後寄二友人一

一別河梁久索居、西風日日柳條踈、東流不レ到二西山曲一、双鯉難レ傳尺素書、

題二畫鷹一

八月陰山白草寒、單于縱獵醉二金鞍一、聖明不レ奏二長楊賦一、徒使二秋鷹畫裏看一、

閨情

菱花鏡裏綠鬟垂、遺二却金釵一意自疑、記得夜來明月下、玉堦回レ首立多時、

征婦詞

將軍西出玉門關、搗レ練金閨素月寒、不レ見二沙場征戰苦一、逢レ人猶問破二樓蘭一、

讀二秦記一

霜刄一銷皆入レ秦、咸陽銅狄爲傳レ神、莫レ言天下渾無レ事、猶有二江東學レ劍人一、

烏江

散盡吳中兵八千、東來自許父兄憐、君王曾有二上游計一、不レ信烏江艤二一船一、

明皇乘レ月御レ笛圖

漁陽金鼓振二潼關一、萬乘旌旗入二蜀山一、夜到二行宮一吹二玉笛一、不レ教二胡馬月中還一、

賦三得雁有二欲レ歸聲一

京洛紅塵染二素衣一、滿城花柳自芳菲、一聲過雁朱樓上、似下勸二遊人一欲中共歸上、

賦二得竹風如一レ雨

玉立森森翠欲レ流、美人翠袖挹二雲脩一、細聽簾外微風動、十二巫山暮雨愁、

折楊柳

楊花綿白柳條靑、笛裏春情不レ耐レ聽、莫レ恨江風吹作レ雪、猶成二點點水中萍一、

宮前螢

景華宮殿夜螢飛。亂點輦前歌舞衣、却恨江南煙柳晚、錦帆一去不レ思レ歸、

古意

香羅如ニ白雪一、出レ自ニ鴛鴦機一、裁爲ニ身上飾一、春痩滅ニ舊圍一、朝採ニ陌頭桑一、行雨沾ニ妾衣一、沾ニ妾衣一尚可、雨晴郎不レ歸、

秋興

張翰初在レ洛、京塵化ニ素衣一、忽値ニ秋風起一、決然千里歸、八王方倡レ亂、晉室日衰微、滔滔天下是、三嘆早見レ機、使ニ翰眞有一レ見、胡爲受ニ齊非一、見機已晚矣、於レ去當ニ庶幾一、

和ニ西山古風二十五韵一、增至ニ四十韵一

唐虞去レ我久、時運或否泰、浩湯汨鴻日、民罹ニ蟲蛇害一、伯益烈ニ山澤一、神禹濬ニ畎澮一、巢窟移ニ平土一、萬世繫其賴、有夏政漸衰、五子歌聲慨、玉食求ニ龍醢一、御龍既懾レ竄、成湯雖レ慙レ德、太旱望ニ滂沛一、悲哉瑤臺宴、成レ林割ニ聖膾一、殷鑒猶未レ遠、賢聖六七外、象箸初開レ釁、玉杯極侈大、顧彼岐之陽、鸑鷟飛鷛鸘、皇天訖ニ殷命一、獨夫罔ニ懲艾一、成康光ニ先烈一、靈物在ニ郊棷一、黍離王風降、宗周亦顚沛、舊物復何有、桓圏誰其贊、汲汲魯中叟、泣レ麟需ニ衣繪一、胡爲絶代下、澆風日晻藹、秦刑及ニ典墳一、漢儀出ニ綿蕞一、遺編發ニ墻壁一、餘燼吹ニ埃壒一、諸儒頗傳レ經、白首兩眸眯、洙泗淵源遠、百丈泝ニ急瀨一、巍巍我東方、仁氣自藹藹、一姓億萬斯、宸極御ニ圓蓋一、棣穆君臣閒、鑾聲和噦噦、温潤蘊ニ珠玉一、誠信肅ニ蓍蔡一、連乎善居レ喪、降レ志與レ義會、孰作ニ乘レ桴計一、聖心懸ニ風旆一、青牛不レ度レ瀛、荒祠那問レ厲、飄飄徐氏子、徒望五雲靄、萬里漫求レ仙、子釆ニ芝草糲一、桂舟何所レ載、幸未レ筐ニ織貝一、煥煥一百篇、文字新如レ繪、爾來二千載、儒風襲ニ冠帶一、環海聽ニ絃誦一、韶舞和ニ鳴籟一、敎化祝ニ螟蛉一、英材育ニ松檜一、寧誇ニ雕蟲小一、豈用ニ蔽牛大一、君今得レ所レ擇、綿蠻止ニ蔚薈一、逸步遇ニ伯樂一、何患困ニ駔儈一、春華既敷レ榮、碩實宜レ固レ蔕、長期廊廟上、金盤薦ニ李奈一、

西山呈ニ朝鮮甆餅於ニ順菴先生一、先生命嗣以レ詩見レ謝、西山依レ韵敷衍、賦ニ古風二十韵一、兼ニ寄僕一、謹以和、

象箸始製瑤臺起、被髮佯狂爲慟レ神、魄云亦烏流ニ王屋一、誰抱ニ寶器一陸續臻、白旗一麾萬戈倒、周雖ニ舊邦一維命新、東走何人超ニ遼海一、萬里避レ地都ニ邊垠一、化行ニ八條一變ニ頑俗一、法授ニ九疇一肅ニ來賓一、遺風千載猶柔謹、

往往人材毓席珍、冠辨衣錦及俎豆、塯鋼埏垣賁朴淳、對海太守舊隣好、行人拭玉聘問頻、蒼鷹阜比傳物產、分得上黨五葉春　碧歐縹甆極絕品、甄陶自如太化醇、西山家藏玉餅子、秋瓜落蘚翠毬均、封豕彭亨豐腹滿、野鶴軒昂長頸伸、精緻堅密不皆錄、因憶有德在河濱、竹爐温耐靈籟響、依稀鳳鳴學伶倫、數爵解得相如渴、一洗胸中萬埃塵、興逸百篇揮絹素、鐵畫蒼然楷法眞、揭來讀書薔薇洞、短檠守夜坐向晨、苦心已斷酈原飲、小槽珠滴未濡唇、書格筆牀當時急、不用奇玩雜前陳、樂只君子無限壽、好捧一杯長相親、

登淺香山

天符初剖九重關、大王夷華動夷蠻、東藩將帥迎牙纛、帏韡弓劍道左班、瓊筵高會香山上、桂酒椒漿饌白鷴、獻酬百拜禮容肅、賓意未飽怒疎頑、近前美人誰家女、翠翹玉釵錄雲鬟、起奏清歌薦金爵、震威頓霽一開顏、亦知風刺感人遠、朱絃三嘆誰復删、宴罷歌闋人何處、徒有遺響託人間、我賦東游秋風晚、長歌吊古登香山、山中古井無人識、幽泉下咽水潺潺、轆轤索斷銀餅碎、玉甃零落錄苔斑、不照當時紅粉色、但見山頭雲影間、雲去雲來山長在、日落千峯飛鳥還、

菊有佳色

千林搖落日、孤秀向嚴霜、百煉黃金嫩、三燒白玉光、應須看晩節、非獨爲重陽、况復東籬下、南山佳興長、

折楊柳

欲折綠楊枝、嬌嬈不自持、春風似相惜、偏向手中吹、

辛未中秋和韵

武昌樓上夜蒼蒼、鳴管吹晴興正長、金井新添梧葉影、珠簾忽動桂花香、連城還璧完無玷、明月投珠暗有光、王粲從來常作客、浮雲何處望家鄉、

蕎麥麪

落磨玉屑白皚皚、素餅團圓月樣開、蘆倒孤洲吹雪下、蓬飄平野捲雲來、鸞刀揮處遊絲亂、翠釜烹時疊浪堆、萊菔葷葱香滿椀、肯將麻飯訪天台、

中秋小集、天満取得盤中蒲萄而歸、戲簡、

西域蒲萄入淡家、並傳苜蓿石榴花、天満夫子眞仙客、亦泛銀河八月槎、

春雨

羅幃繡幌曉生レ寒、卯酒醺來倚二畫欄一、桃李花明楊柳暗、春光偏向二雨中一看、

題二丹生八詠卷末一（丹生勢陽地名、）

丹丘夫子白雲篇、八角垂岳星斗纏、願我掛二冠神武一日、安能洞裏訪二神仙一、

絕句

垂楊垂柳綠絲絲、花落何堪上二舊枝一、非二是春風吹自別一、人心不レ似二待レ花時一、

謝三南紀祇伯玉贈二金漆斑木枕一

鷓鴣寶枕錦斑斑、原是南金欲レ報難、只有二相思一無二近遠一、清風明月夢中看、

春初和韵寄二滄浪一

漢廷聲望馬荊州、絳帳東開負レ笈游、孤館聽レ鶯消二白日一、高城送レ雁矚二蒼流一、五言曾識蘇卿節、八詠今知沈約樓、借問太玄千載後、有レ入門下姓爲レ侯、（落句答二來詩之意一、僕曾有下夷門退隱供二衰老一之句上、見蓋用レ之矣、）

和二堀山氏見レ賀レ生レ孫之作一

男婚女嫁事初成、復見兒孫敷二後榮一、五嶽從レ今遊有レ日、名山到處掇二芝英一、

右三十四首、萩原承囑二侍醫竹內宗甫一所レ贈、聞今之新井氏者、乃其門人也、故得二之先生手澤、及鳩巢南海等所レ記云、

失レ題（此詩蓋先生所レ贈二南國華一者、）

關山千里路、江海幾年情、夢寐思二儀貌一、人物擬二莪菁一、文字慕二建安一、壯密起二劉楨一、早爲二觀國賓一、非レ關二魚尾赬一、胸間萬卷書、腹腸可二柱撐一、逸足推二驥騄一、良材計二松楩一、挾レ簡登二台嶽一、盤紆出二化城一、雲樹欝森森、時聞仙梵鳴、白水流沸騰、青山繞縈縈、風景先蕭洒、有レ慮頓欲レ清、高門兀崔巍、微巧極二毫芒一、虹霓囘二蓬宇一、翁仲立二其傍一、目中窮二天末一、脚下縮二地紘一、中殿殊崛崎、珠玉相映明、周軒臨二絕壑一、延閣連二崇岡一、園中多三竹樹一、定識來二鸞凰一、凭レ欄試一望、四園總莽蒼、有レ時晝已昏、雲氣似二高唐一、鱗鱗起二陰嶺一、乘レ風入二九閡一、蛟龍忽行レ雨、颯然鳴二屋桁一、瑞烟浮二綺席一、佳氣傍二朱楹一、樹抄霞裁レ綺、艸間露綴レ瑛、一日一宮間、氣候轉可レ驚、寶塔比二鷲嶺一、玄宮摸二雁堂一、掬レ水尋二初地一、雨レ花迷二上方一、蘭蕙薰二藻井一、日月懸二綉甍一、衆禽奏二鐘鼓一、和鳴聲鏗鍧、惟嶽元嶙峋、岧嶢削不レ成、紫蓋落二水中一、六道白氣橫、綠波蒸二薄霧一、寥寥可二直瞪一、天紹意未レ解、忽聞千里飇、雲霧一時盡、豁然氣崢嶸、又聽江聲起、澎澎

鳴ニ刀槍一、不レ知如レ此處、奈レ何得ニ無生一、滄洲隔ニ人間一、悠然思ニ羲黃一、絡繹明鏡中、人影各激揚、疑是水精宮、何復問ニ蓬瀛一、情景兩相得、心澄水更澄、從レ此何所レ求、昂□□矯盈、胸中容ニ天地一、忽爾忘ニ世榮一、常恨揮ニ大筆一、不レ成ニ豪放名一、自悲才不レ及、竦然心未レ平、看君抽ニ祕思一、紙上□□□、天台如ニ面見一、笑却桃源行、天性自聰慧、叟眸有ニ靑睛一、知是杜家老、應レ休レ傲ニ北征一、君家耽ニ文字一、常□□星泓、今値ニ治平節一、不レ須レ賦レ伐レ櫻、平生好寬弘、未ニ嘗爲相輕一、志氣復耿介、獨立守ニ觥觥一、何當下攀ニ仙桂一、相逢歌上ニ野莽一、可レ羨子多能、由來妙ニ丹靑一、風神最高徹、何人稱ニ寧馨一、鳳雛雖ニ終貴一、惜不ニ早振レ翮一、爲道松柏姿、不レ似ニ蒲柳零一、眞龍無ニ人識一、相視爲ニ蝘蜒一、郭奕心先醉、一醉長不レ醒、談レ理盡ニ微妙一、吐レ辭入ニ窈冥一、文采眞繡虎、嘯レ風生ニ品熒一、把レ詩倚ニ几案一、色映紫翠屛、吟能餘音在、三日尙繞レ梁、明時生ニ偉人一、堪レ光堯年蓂、懿德與ニ瑞草一、千載共流レ芳、吾輩只碌碌、資質偏沉瞑、辭鋒舊自鈍、因レ君發ニ霜硎一、詩病今愈窮、因レ君加ニ參苓一、南薰春草長、往往夢ニ池塘一、仍思九罭魚、何有レ漏ニ鰷魴一、定期五色賦、燦燦入ニ明光一、詞壇早破レ敵、元功嘆ニ嵬煌一、恨君背ニ來雁一、萬里趣ニ行裝一、天涯已別後、雲雨各飄颻、要レ知ニ相思意一、月落百花場、長天不レ可レ盡、微茫隔ニ參商一、此時怨應レ深、何忍餞ニ通莊一、羸馬一異レ群、更恐顚且僵、君今比ニ張仲一、孝友護ニ萬祥一、歸期已將レ近、北望頻里鄕、只愧將ニ巴曲一、難レ堪レ酬ニ麗章一、不レ如一樽酒、相對盡ニ餘觴一、

悼亡

落月下ニ階除一、飛螢影亦疎、窗中人不レ見、猶照架頭書、

和下寄ニ寬齋一韻上

十年詩思向レ誰開、風月只甘屬ニ酒杯一、依レ舊寸心猶未レ已、郢中一曲起レ予來、

奉レ賀ニ洞巖源先生七十生辰一詩三首

仙臺臺上五城樓、河上仙翁向レ此留、遙寄ニ人間難レ老曲一、長生何必訪ニ丹丘一、

芝蘭玉樹滿庭香、遙勸南山萬壽觴、東望蓬萊多ニ五色一、天風吹上彩衣裳、

君言六月我生初、七十當年慶有レ餘、若是儒林尋ニ故事一、濟南口授典墳書、右壬寅六月朔旦作、

六十生辰用ニ五十自壽詩韻一述レ意、

六十懸レ弧日、應知ニ筋力微一、聖恩無ニ復棄一、衰病未ニ曾

歸一、夙昔甘盤舊、流年蘧瑗非、羞將二雙鬢白一、謾自照二緋衣一、

弔二藤公實方墓一

昔日藤公宅、禪林一逕深、東陲千里涙、北闕百年心、蒲葉無二人識一、松聲幾處尋、山中墳四尺、空有二緑苔侵一、丙寅八月廿一日、過二千歲山下一賦、追二憶舊事一、茫如レ夢耳、

和二復庵菊花行十五韻一

近者世賞二大菊一、夏月開者、亦似二黄花盛時一、去秋洛陽出二異品三種一、其中有二經一尺二寸者一、此方所レ出亦三品、有二經八寸二分者一種一焉、

種レ松唯見老虬鱗、種レ竹唯見棲鸞筠、誰思種レ菊如レ種レ玉、徑尺花開可レ忘レ貧、奇品歲增新菊譜、劉王范史看成レ塵、焉知黄花非二正色一、莫レ比幽姿是隱淪、芳蘭還自爲二蕭艾一、杜衡亦能亂二細辛一、南陽大菊介二眉壽一、縱使中年踰二七旬一、花師巧奪天工妙、何啻輪扁老斲レ輪、龍腦鵞毛皆舍レ舊、金盆銀盂不レ厭レ新、百煉精鋼應レ繞レ指、一點靈丹便通レ神、世間萬事何無レ有、（有下恐脫二一句押韻者一）大禹惟卑猶裸體、少康之子復文身、公孫盛開招レ賢館、子陵徒弄釣レ魚緡、古來萋斐成二貝錦一、蒼天豈必得レ勝レ人、近見繁葩映二朱日一、定期濃艷媚二青春一、君不レ見義熈年後人尙在、頭上時戴漉酒巾、

席上和二祇伯玉韻一

十年長鋏不レ堪レ彈、萬里西風羈思寬、示レ我淸篇問二叢桂一、報レ君雜佩紐二幽蘭一、紅楓江畔斜陽盡、白雁洲前過雨殘、世事唯歸二長嘯裏一、蘇門此去欲レ聞レ鸞、

席上賦二得十日菊一

黄花杯酒醑金香、盈把摘殘昨夜霜、好泛二落英一留レ客醉、賞心不三獨爲二重陽一、

冬夜會二祇子宅一

城西搖落日、携レ杖夕陽時、寧負黄金諾、來吟白雪辭、錦鯖時薦レ酒、銀燭共圍レ碁、歡樂應二終夜一、幸憑二玉漏遲一、

讀書詞

貧家讀書子、常苦少二藏書一、富家讀書子、常苦多二藏書一、貧富二家子、少長讀二一書一、所レ見還淺深、果是非二其書一、讀書聊復爾、況又難レ於レ書、讀書行之始、故要博渉レ書、君子百行者、不レ愧二所レ讀書一、讀書能若レ此、始爲二能讀レ書、爲告二讀書人一、尙其能讀レ書、

戲謝三洞巖老惠二金烟管一二十韻

相思千萬里、芳草既爲レ烟、遙謝琅玕贈、何酬錦段鮮、

斑斑雙淚竹、艶艶並頭蓮、鶯管長且細、螺杯小復圓、彎如ニ象鼻曲一、繇若ニ馬蹄翻一、聊比ニ繞朝策一、那論ニ武子錢一、碧筩宜ニ共飮一、青簡豈須レ編、玉衍曾揮レ麈、蘇卿本嚙レ氈、趣同ニ餐レ蔗境一、狂似ニ嗜レ茶顚一、絕勝ニ檳榔醉一、要將ニ桃李一憐、丁香香自結、柳線線猶牽、朱熘龍啣レ燭、丹鑪虎伏レ鉛、飛レ灰金琯內、擊レ節玉壺邊、流火歌ニ豳雅一、薰風和ニ舜絃一、惟中非レ借レ箸、陌上是遺鈿、不レ羨滄霞客、還懷服氣仙、吐成ニ玄圃霧一、潄作ニ白雲泉一、嘗レ藜心良苦、紉レ蘭佩可レ捐、徽陽回ニ黍谷一、尺寶出ニ藍田一、因識蓬瀛侶、徒勞ニ採藥船一、

烏江詞

楚帝爲レ君楚王臣、楚雖ニ三戶一足レ滅レ秦、沐猴何厭秦中苦、咸陽宮室化成レ塵、龍文之鼎黃金印、印可レ刓兮鼎可レ扛、剌剌猶說ニ婦人語一、笑見鴻門白璧雙、項莊拂レ袖爲レ誰起、劍舞未レ終聽ニ楚歌一、上游帝子今安在、江東父兄奈ニ我何一、

卜居作

今歲春初、有司籍ニ我宅一、將レ入レ官、適値ニ都下大火一、避ニ地海口一、到ニ秋初一、卜ニ郭比林居一、

滿城花柳半凋殘、嘆息人間行路難、烏鵲月中三匝急、鷦鷯林下一巢寒、還同東海乘レ槎去、且對ニ西山一拄レ笏看、楚客十居堪レ可レ賦、即將ニ秋思一託ニ幽蘭一、

移ニ居內藤宿一

青麥阡阡秀、紅桃樹樹春、烟中聽ニ犬吠一、似レ有ニ避レ秦人一、

贈ニ南藩祇伯玉一

宣化周南國、正風及ニ汝濱一、犬牙彊場闢、玉首列星分、社稷宗藩衞、干城大國軍、槐陰光ニ奕葉一、棣萼吐ニ餘芬一、玉酒菁茅縮、金包橘柚薰、神山鼇共峙、滄嶼鶴成レ群、鵲渚靈輧下、鳳樓仙管聞、朱門增ニ氣色一、畫閣借ニ氤氳一、園綠歌ニ淇竹一、池香採ニ泮芹一、鄒枚皆賦レ雪、荀陸旣披レ雲、府僚知ニ多士一、才華見ニ妙文一、賈生年少傳、却恐未レ如レ君、

寄ニ祝南紀祇伯玉五十一

嘉賓初度會、春日正遲遲、南極新添レ老、西河舊得レ師、鹿鳴卿飮酒、麟趾國風詩、學比ニ陳良悅一、賢推ニ遽瑗知一、鶯聲遷ニ苑樹一、蘭葉映ニ堦墀一、應ニ是縣レ弧地、扶桑借ニ一枝一、

跋ニ白石先生遺文拾遺後一

余總角讀下先生答ニ建部內匠頭一書上、有レ云、合則鞠躬盡レ力、裨ニ補闕漏一、違則深藏ニ其身一、高栖ニ其志一、於レ是、始知ニ其爲レ人、竊有レ所レ慕焉、及レ長、數閱ニ遺書一、多是國家有用之書、自レ非下博物洽聞、洞ニ見古今一、而尤明中邦典上、安能如レ此乎、栗山柴氏曰、在中之典刑、實曠古之偉器、一代之通儒也、非ニ溢美一也、獨恨先生之後、明ニ邦典一者、寥寥莫レ聞、近時有ニ賴襄者一、好討ニ論國史一、其文可レ觀、而猶有下未レ能レ出ニ其範圍一者上矣、嗚呼先生之有レ功ニ于邦典一、豈淺鮮哉、宜矣、至レ今百有餘年、海內稱レ之而不レ衰也、特惜其遺書多罹ニ火災一、而今存者、不レ及ニ其半一焉、余舊藏ニ立原萬所レ纂遺文二卷一、又求ニ其所レ漏、相繼收錄、頃檉宇林祭酒示ニ白石遺稿外集一、輯錄頗多、萬所レ纂、亦悉收在ニ其中一、於レ是、除ニ其二卷既刻者一、更編ニ其餘一、并下余所ニ嘗收錄一者上、校ニ其異同一、合爲ニ一冊一、名曰ニ白石先生遺文拾遺一、後之人補ニ其所一レ漏、則余所レ望也、

天保辛丑七月既望、節山板倉勝明、書ニ于安中城嚮暑亭一

白石先生遺文拾遺卷下終

白石詩草

日本跨東海而國被日月光華於萬國最先焉、且山川瀜結之勝甲天下其氣之扶輿淸淑者不應毓出瓌珍異樹奇卉而止必於人焉發之而賁飾人文也決矣、曩余之航于海也、願一覩其人之斯快矣、至馬州與芳洲霞沼兩人遊、皆彬々有文學之奇士也、余遂多光曰馬州卽東武之西徼一彈丸地而已、能有如是之人之才、余其不負始望也、夫自馬州抵東武殆三千有餘里、則未知有幾洲沿能大吾心眼也哉、況東武之文敎之源、而羣才之府者哉、已而芳洲君以東武間人白石公詩稿投于余、仍索卷弁之文曰、是卽與余同摳衣於木先生者、源　甫所著也、此詩其得唐人血脈否乎、噫芳洲亦早悟上乘者　、於余乎豈有所借貸而斷其雌黃、余亦何能以一言輕重白石公哉、蓋其詩格淸而響亮、語新而趣遠、往々有與唐人酷肖者、余不知白石公果何如人、能紹絕響於累萬里之外數千載之後直欲拉唐之高手而翱翔於翰墨之林哉、信乎木公之門 其波斯之寶肆乎、世之論人以內外評詩以古今者、皆落於一邊、非達論也、以地則外固不及於內、而以外視內則內亦外也、以世則今固不逮於古、而以後視今則今亦古也、何內之貴而外之賤也、古之榮而今之陋也、況絪縕精粹之氣不以內外古今而有豐嗇、則白石公禀賦之淸且厚卽其詩可見矣、眞吾向所謂其人也哉、嗚呼詩道之陽九久矣、操觚之家動必曰、唐以下無詩、盛唐不能學、寧晚唐而毋宋晚、唐不能法、寧宋而毋皇明、此卽時代之論、而苟無天機則宋亦不能學、況西唐乎、皇明不亦可學、況宋乎、詩到李唐而大盛、則學詩者宜以唐爲範、但不知學唐之所以爲唐、而徒欲一蹴而入唐人之閫域、自謂能學者、不過摘取其一韵一字之奇撏爲已有、而其冲然之氣、黯然之色、琅然之響悠然之趣、不能得其一二焉、謂之善竊狐白裘乎、可謂換骨奪胎則未也、是以學其平淡雅淳者遺其深遠之味、效其優游圓適者、失其鏗鏘之聲、其餘或尖峭刻削締巧搆奇、或踔厲泓濇奔放宏肆、或脆嫩靡麗頓滯軟萎、槩之則皆一家之言、非所謂唐也、以是知唐不可不學亦不易學也、古人不云乎、欲學唐先學唐人所學、唐人所學者其非漢魏選詩及古樂府諸篇乎、唐人聖於學古、能昌大

其氣、恢張其道、横占氏絕千古、而爲鴻匠、余不知白石公之學唐、亦先學唐人所學者乎、其必有所試矣、此義也、異日至東武、與白石公一確之、其與公高明之見不相逕庭、否歟、

辛卯菊秋朝鮮國製述官安岳後人李礥重叔東郭書于大坂館中

國於萬國之東者爲我鮮、而我鮮之東又有日域焉、其國誠僻而遠矣、與中國壤地不相接語言不相通、若其心慕乎華夏之文明力追乎風騷之絕響、非有高才遠識特達而不羣者焉可能哉、自余入馬州來、聞順庵木公門下彬彬多文學士、而白石源公尤有名焉、固已傾嚮之矣日始得其詩藁一卷、反覆吟繹、其學也博、其才也富、如多藏之賈其出愈奇、使南金東箭不得獨擅其美、不道窮海絕國乃見此作者之風也、竊嘗論之、其詩華絢而實茂、格高而趣雅、豪健而不流於麁硬、婉麗而不泥於纖巧、駸駸有盛唐人口氣、乃和天機之發於人者、不以地之徧、生之晚、而有所局之也、觀其詩卽其人可想、而亦以見其國崇文之化、於斯爲盛也、況聞公方日侍講幄、裨益弘多、誠能賁飾治象、一變至道、則豈惟云一國之華緊、我隣邦亦將與有光矣、昔庚子山奉使異國、得溫子昇寂寥一碑、而謂可與共語、則今余之得乎公者視子山不已奢乎、顧余寡陋甚、誠不敢自附於三都之玄晏、而早晚入武城當與公一接傾盖之歡以講縞紵之契安得無一言以道我慕用之誠哉、姑書此以爲贄焉

辛卯季秋

朝鮮國通信正使楊州趙泰億大年甫書于大坂館中

白石詩草叙

吾嘗謂學唐不易也、而學唐豈有難虖哉、夫、其唐者在乎聲調節奏氣機出入間、而其精微所鍾敦厚澆漓之分則自係乎先稟之所授氣運之所關也矣、而其氣運之所關者必繇乎在上者之所爲、而在下者亦豈有逃乎其間邪、苟有學唐者動稱盛唐耻說中晚、於其盛唐也不曰李供奉則必曰杜工部試 其所學先不辨音、音且不辨曷詩爲乎、往々猶如閩人強學齊語者也、陽妓散喉甚便而多鼻音、是無取已、原夫中原之音、冲和圓活珠貫而趨、一珠而瑩徹玲瓏、萬象其含畜布融未嘗有窒塞不通之患焉、今若支吾零碎之言語摹擬夫自然渾化之音韵、戛々乎難矣哉間亦有一二不曉 其音但能深解其意、出唐入唐、醞釀交熟發蓄、便利伸縮以律、卓有其倫者、蓋其意蕊心華玄解妙悟道合機先、遂致象罔之玄珠矣哉、已丑之夏予適都下遊、獲識於白石公者、觀其豪華爽邁氣壓時彥、一見而喜、然未獲覩其制作也、遂長揖而回、庸詎知今吾與公盍簪於斯乎哉、然復又未嘗輕視也、茲歲仲冬令月 命下公廼持節洛行、槃轅森々、驛傳而往、際其鞅掌忽投予一本書委擲而去、予亦怪而視之乃其手集也、朗吟數篇則純虖其唐者矣、噫當季之世處海之外、曠邈滅沒希音合調中其有綮而不紊、存其脂粉而餘馨、蓋爲其氣魄博大豪華煥[illegible]、專以旋轉之功、而風骨有授、宜其有獨得之操也、而吾尤善其五言絕、吾所謂間亦有一二者於上虖或見、公、二十六歲韓人序其集、三十七歲徵辟
儲邸侍講筵、至今十有九載、夙夜孜々不怠、
昭代國家典禮參較摸範云

通家弟高玄岱子新甫拜識

白石詩草

自鳴鐘

晁氏爲レ鐘日、軒皇製二漏成一、授時欽二曆象一、齊政在二璣衡一、圓蓋天形小、方輿地體平、上懸二圜鐘一下設二方函一宸宮瞻二紫極一、偃闕望二滄瀛一制有二二式一、可レ繫可レ架、函旁開レ門、內設二機輪一、儼若二空中樓閣海上觀一レ闕辰宿分二經緯一、陰陽自運行、摩旋玄曦轉、隙過白駒征、函中側輪或左或右旋轉不レ息曆柱西崑壯、魁杓北斗橫、函中有二大小數柱一、當面側立銅版上環二書十二辰名一、中心揭二斗柄一、隨レ時轉指毫釐不レ差輪重華月滿、繩直絳河明、長繩二條上纒二雙輪一、下繫二銅丸大小各二一煤炭懸レ權重、浮灰動レ管輕、函上置レ衡、端懸レ錘、又函中有下如レ管者上胥間金杵倚、雲表玉杯擎、高擢二一柱一、當レ空擎レ鐘、鍾下倚レ杵、應レ機自擊、望レ之或如二承露金莖一隕石銅丸下、奔雷鐵軸轟、應二時機一發、銅丸忽走、激二雙輪一而下杵自撞レ鐘山崩遙應レ響、霜降暗飛レ聲、龍夜盆中躍、鷄晨枕底鳴、柝傳通二遠郭一、鼓苔徹二高城一、紅線量二長短一、黃鐘定二濁淸一、却如レ聽二廣樂一、不三是夢二瑤京一、

夢斷

夢斷孤燈滅、不レ知明月來、秋風如レ有レ意、吹二我素幃一開、

己巳秋到二信夫郡一奉二家兄一兄在二馬邑一去レ郡止八十里

遠送二朱輪一出二武城一、淸秋孤劍賦二東征一、故園丘墓松楸冷、長路關山鴻雁驚、芳艸池塘他日夢、夜牀風雨此時情、登レ樓相望浮雲隔、空寄二愁心一對二月明一、

楚宮詞

楚王臺上夢回時、十二峯巒總是思、雲去雲來朝暮色、望中無三處不二相疑一、

昭君詞

昭君在レ漢日、不三是承レ恩人一、却向胡天月、猶懷漢地春、

畫虎行題二熊子璋屛一

猛將腰間却月弓、鐵鞭怒馬疾如レ龍、日日射獵南山曲、目無二全虎氣吐レ虹、一朝絕澗斕斑出、弓力如レ綿箭若レ蓬、始信人間眞虎在、歸來不レ誇萬夫雄、包家妙工眞畫者、畫成十日生二陰風一、座客滿堂皆膽落、不レ知原在二畫屛中一、

移レ梅十載始華

郢樹遙隨二書劍一移、宦情詩興每難レ期、孤根久負青春色、疎蕊初開白雪枝、寄レ信方レ堪千里贈、尋レ芳不レ恨十年遲、客中却怕花俱老、莫下向二江樓一笛裏吹上、

菅神廟

殿宇崢嶸按帝畿、松間蒼翠鎖餘輝、天鍾河嶽英靈降、星拆雲霄霹靂飛、紫鳳空啣五色詔、袞龍纔補兩朝衣、無緣更有東山賦、環珮還隨夜月歸、

千里飛梅

洛陽一別指天涯、東望浮雲不見家、合浦飛來千里葉、閭風歸去五更花、關山月滿途難越、驛使春來信尙賖、應恨和羹調鼎手、空將標實惜年華、

寄豐州許秀才

莫道人生離別難、相思夜夜望中看、豐城自有龍光在、高掛靑天紫氣寒、

和南南山越中中秋伏枕韻五首

落落才華擅二京、搦毫月色照秋明、越裳白雉原開郡、鮑氏靑驄復入城、東海片槎銀漢興、西風雙杵玉關情、登樓自恨同王粲、千里懷人淚更傾、（南山父子相繼從仕于越）

會稽山水鏡中行、到日秋天衣錦明、菡萏花嬌西子宅、鷓鴣聲怨越王城、浮雲東海三秋別、孤月南樓萬里情、靑翰舫頭江上曲、相逢意氣爲誰傾、

醉攀楊柳馬蹄輕、回首秋光玉露明、北地鴻聲來上苑、南天龍氣暗豐城、百年交定靑雲志、千里詩傳白雪情、遙想越溪風色晚、採蓮人盡綠荷傾、

當年才子學西京、別後淸揚夢裏明、帝里昔遊雙鳳闕、天涯秋思五羊城、白雲難贈詩常調、明月長懸咫尺情、聞說相如今病渴、對人一座幾時傾、

百年歸去濯塵纓、歌罷滄浪秋水明、晝笳風斷天連塞、玉杵霜寒月滿城、擊筑市中燕士飲、卜居江上楚臣情、浮雲遙寄千山異、西向長河夜夜傾、

紀使君園中八首

浴月池

待月淸池上、淸池靜不波、波間浴明月、偏覺淸光多、

海棠岸

紅蕚層層結、靑枝嫋嫋垂、不須長袖舞、一任好風吹、

芳草原

春入芳原上、靑靑襯步鞋、佳人來鬪草、應賭鳳凰釵、

涵星井

酒渴嗽寒泉、時來下翠綆、夜深井底天、涵得星星冷、

彩石巖

落落補天餘、層巖苔色古、誰知石上雲、去作催花雨、

蹴鞠場

林下一場開、飛毬上下催、乍隨二飄絮一去、時逐二落花一來、

調馬埒

寶馬紫遊韁、調來乘二晩涼一、月中回二王勒一、洗出藕花塘、

孤松嶼

根盤蒼嶼上、蓋偃綠波中、日暮停二蘭楫一、幽聽四面風、

壬申元日

扶桑曉色綵雲間、鳳曆新年氣象還、城上明星廻二北斗一、樓前晴雪對二西山一、春浮二大海一魚龍躍、天抱二重關一虎豹閒、且喜芳辰多二勝事一、江邊梅樹正堪レ攀、

中秋集二熊子璋宅一四更月晴二首

四更澄二顥氣一、恍似二玉京遊一、寒潮隨レ月滿、斜漢帶レ星流、江潤魚龍舞、山明魑魅愁、豪興何曾淺、諸君在二庾樓一、

急管吹レ雲斷、清光落二畫欄一、金風千里淨、玉宇四更寒、桂子香方動、烏啼夢已殘、起來中夜舞、一劍倚レ天看、

九月四日答二北藩室直清一和二中秋韻一

書劍遙留滯、聊玆及二勝遊一、金風吹レ雨斷、素月隔レ雲流、瑤席澄二秋思一、蘭樽緩二夜愁一、佳期多易レ失、空倚二武昌樓一、

四更天宇淨、千里憶二同遊一、桂魄清輝滿、瓜期素景流、西風搖二客思一、北斗挂二鄉愁一、明月長難レ報、迢迢照二我樓一、

玉露凋二梧葉一、秋風墜二井欄一、劍鳴龍氣冷、書斷雁聲寒、北塞浮雲隔、西牕落月殘、黃花催二節序一、爭耐二異鄉看一、

登樓王粲賦、久客獨憑レ欄、夙志青雲隔、高歌白石寒、薜衣禁二夜冷一、蘭佩惜二秋殘一、相憶人如レ玉、長留二月色一看、

九月十三日重答以寄三別室直清歸二北藩一

玉帛朝元會、來從上國遊、金城連二北地一、朱邸枕二東流一、鴻雁催二行色一、風雲散二客愁一、登レ高堪レ作レ賦、更倚二驛邊樓一、

滄海秋將レ盡、故人賦二遠遊一、天高千嶂月、木落萬川流、寶劍雙龍泣、瑤琴別鶴愁、悲哉傷レ楚客、不レ耐レ送二江樓一、

搖落官橋柳、西風拂二赤欄一、朱旛迎レ日動、畫戟挾レ霜寒、紅樹歸裝映、黃花客舍殘、幸將二江上月一、遙照二玉人一看、

紅樓離酒飮、不忍共憑レ欄、已感虞卿賜、應レ憐范叔寒、

斷蓬千里遠、折柳九秋殘、不レ恨關山隔、相思夢裏看、

田桂叢壽二雙親一宴上新題菊暎斑斕衣

黃花長似去年好、白頭能却今年老、忘憂豈惟萱艸花、
此下千齡共可レ保、看君兄弟樂未レ央、芝蘭並秀鴻雁
行、堂前弄レ雛花前舞、花對二金樽一舞袖香、

陪二錦里先生一會二祇秀才宅一和二主人韻一

南州稱二竹箭一、材美舊俱聞、鄴下思二曹植一、吳中想二陸
雲一、庭蘭連二玉樹一、野鶴出二雞群一、自作二登龍客一、通家許
妙文、

南藩祇秀才宅賦二得虞姬怨一

白玉佳人歛二翠蛾一、百重漢甲若レ雲多、帳中强對君王
舞、莫下向二城頭一聽中楚歌上、

酬二答山咸一（咸昔從レ予受二左氏春秋一、今遊二林祭酒之門一）

憶昔春風白接䍦、風流共醉習家池、宦游已倦三年客、
昏嫁空淹五嶽期、左傳自慚元凱癖、玄經誰許子雲知、
莫下因二老驥一思中千里上、敲二碎玉壺一歌更悲、

白牡丹

奇葩出二洛陽一、素艷皎如レ霜、羅幙春光澹、珠簾午影長、
梨花留二月色一、桂子借二天香一、十五盧家婦、憑レ欄愧二靚
粧一、

賦新荷

芙蓉洲渚彩雲飛、荷葉團團露未レ晞、靑鏡龍蟠江底出、
翠盤鮫泣海中歸、吳姬初採香迎レ棹、楚客新栽綠染
レ衣、況値二紅亭春酒熟一、碧筩傳飮莫二相違一、

採蓮曲

紅粉靑娥照二素舸一、南風吹起採蓮歌、纖纖玉指不レ堪
レ折、最是枝頭綠刺多、

集二伯鄰宅一驟雨

南陸雷聲動、東郊雨色來、黑雲垂レ地下、赤電劃レ天開、
畫壁龍將レ起、彫梁燕乍回、池萍隨レ溜溢、庭柳帶レ烟
堆、竹露拋二珠扇一、荷風欹二玉杯一、商霖如可レ問、應レ有二
濟川材一、

初秋鶴樓小集賦二宮詞一

百尺池樓逼二絳河一、芙蓉拂粉妬二靑娥一、露華如レ水秋光
冷、翡翠簾前得レ月多、

題レ蕉

六銖衣薄綠雲裁、長袖憑レ欄朱景催、雙鯉傳レ書緘半
拆、孤鸞舞レ鏡尾斜開、漢宮空恨秋風至、楚岫還疑暮雨
來、可レ忍月中靑女妬、粉紅零落獨徘徊、

賦二簾靜燕子忙一得二忙字一

烏衣紅頰入二彫梁一、飛去飛來來去忙、盡日深宮人下到、珠簾風靜百花香、

宮中行樂詞

禁苑風光媚、宸遊景色和、未央搖二嫩柳一、太液起二新波一、香逐金蓮步、聲來玉樹歌、不レ辭同二翠輦一、特爲二主恩一多、

入塞曲

星門獻レ捷日、天子起二麒麟一、魚海風塵滅、龍沙日月新、漢闕廻二鐵騎一、胡地獲二金人一、橫吹梅花曲、共逢二上苑春一、

蘇武三首

上林天子憶二孤臣一、萬里南歸少二故人一、却是漢恩終不レ薄、丹青猶自壽二麒麟一、

白草黃楡十九秋、茂陵園樹更生レ愁、萬年定策龍飛日、新賜二殊恩一關內侯、

曾孫皇帝已龍飛、頭白重來入二禁闈一、贏得胡中猶有レ子、黃金特賜贖將レ歸、

李陵

晨風秋發向レ南飛、攜レ手河梁淚濕レ衣、縱使二漢庭恩尙薄一、高堂有レ母便思レ歸、

送二入京人一

紅亭綠酒畫橋西、柳葉青青送二馬嘶一、君到二長安一花自老、春山一路杜鵑啼、

金錢花

上清新製五銖衣、輕影團團露未レ晞、黃蝶乍隨二花上一集、青蚨偏向二葉間一歸、王家金埒留二春色一、鄧氏銅山掛二落暉一、採採甲痕依レ約在、佳人爭賭鬪二芳菲一、

雙鸞菊

紫苞翠瓣捲二蟬紗一、儼若二翔鸞一集二綵霞一、對舞影憐金鏡冷、雙飛香愛玉釵斜、和鳴仍逐二仙人管一、幽艷長偕二帝女花一、應レ恨月中梧葉老、紛紛散去向二誰家一、

乙亥七夕

綵樓纖月映二雙蛾一、此夕天孫度二絳河一、寶扇影開烏鵲駕、錦機聲斷鳳凰梭、莫レ言天上佳期少、還勝人間別恨多、遽惜交歡情正洽、金壺玉漏夜如何、

九日示二故人一

黃金不レ結少年場、獨對二寒花一晚節香、十載故人零落盡、故園秋色是他鄉、

賦二得仙掌玉露一

雲表捧二仙盤一、偏承二清露一團、玄蟬吟二御苑一、白鶴唳二天

壇一、夜氣金莖冷、朝餐玉蕊寒、誰思秋雨後、更向二茂陵一看、

鶴樓花燭

千年佳過會、百兩送將來、寶帶鴛鴦結、金屏翡翠開、蘭爲二連理燭一、瓢作二合歡杯一、從レ是羆熊夢、秖應二夜夜催一、

贈二大石寺上人一 寺在二士峰村一、名二河合一

士峰峰頂講經臺、萬石爲徒雪作レ推、薝蔔六花天上出、芙蓉一朶日邊來、象王西渡河源合、龍女南歸海水開、不三是無心翻二貝葉一、謝家塵雜莫二相猜一、

九日芝海淸虛觀二落成一與二諸賢一同賦菊有二佳色一二首

東望二滄瀛一萬里囘、登レ高此日菊花開、光浮二海上一黃金湧、影逼二關門一紫氣來、風落二龍山一吹二客帽一、雲飛二鶴駕一下二仙臺一、遙知盈把東籬色、併二取流霞一入二酒杯一、

三山縹緲鶴飛囘、爲報仙翁宴正催、東海種レ芝雲繞レ宅、南陽移レ菊露浮レ杯、淮王黃白今俱在、老氏淸虛日自來、七十已過猶四十、朱顏一笑對レ花開、

楓葉待レ霜

靑楓霜欲レ下、白雁渡レ江飛、楚水澄二秋碧一、吳山澹二夕暉一、仙巖丹尚嫩、鄉樹錦將歸、不レ似京城客、紅塵已染レ衣、

和二獵場雪一

將軍大獵渭城隈、飛雪紛紛白羽摧、畫鼓風驚寒欲レ裂、朱旗雲捲凍難レ開、銀麋多是林間出、玉兎非關月裏來、不レ畏萬蹄歸路晚、百車行レ酒醉時廻、

春日作

楊柳花飛江水流、王孫草色遍二芳洲一、金罍美酒葡萄綠、不レ醉二靑春一不レ解レ愁、

送三復軒之二南海一

春風楊白花、吹レ江江水碧、化作二水中萍一、忽如二江上客一、浮雲東北集、瓢揭無二定跡一、結レ歡猶二未央一、爲レ此風波隔、春色何時歸、秋光亦可レ惜、明月一千里、永懷傷二今夕一、

蟲明八景 爲二備前州宰一賦

迫門黎明 海口在二郡治東南長島一、舊有二居人千餘戶一、舟行出二乎此一、則東接二壇島一、西望二扇濱琴浦等所一

海門煙霧斷、微渺望滄溟、日湧雲霧赤、天涵島嶼靑、扇濱懸二落月一、琴浦散二稀星一、欲レ盡東南美、層樓倚二窈冥一、

裳掛殘月 石在二治南海上一、舊傳三飛鳥姬沈レ水之日衣佩漂來掛二于此石一、去レ石數十步有二深淵一、名曰二龍宮城一、邑人遇レ旱則禱、往往有レ驗

金樞殘月落、碧海氣蒼蒼、龍府殊輝冷、鮫宮桂子香、波

明神女襪、霓舞素娥裳、誰挽二天河水一、頻添二玉漏一長、

玉葛晴雪 山在二治西一其山最高登臨則四境在二目中一去レ山里許有二馬冢一蓋神后征二新羅一之日海左助者埋二其乘馬一所也

西峯明二霽色一、積雪掛二雲端一、影動金烏曉、光銷玉馬寒、山陰詠二叢桂一、郢裏奏二幽蘭一、坐向二瑤臺上一、誰披二鶴氅一看、

橘山鹿鳴 山在二治之東北西一谷曰二鹿口一鹿口西上則有二城墟一

黃橘霜飛日、丹楓露下秋、林間時濯濯、谷口自呦呦、鄭國蕉成レ夢、吳城草亦愁、嘉賓堪レ可レ樂、更爲二鼓琴一留、

舟越歸帆 濱在二治之東南一昔有二鰪戶一

長煙鰪戶暗、帆落夕波中、南北常占レ斗、東西只任レ風、拂レ雲千片白、掛レ日一輪紅、爲問鱸魚膾、歸心想未レ同、

扇濱夕陽 濱在二治之東南一飛鳥姫作レ歌題レ扇投レ水而死其扇所レ止也

落日層波動、蒼茫海甸分、雲如レ飄二畫扇一、水似レ泛二紅裙一、虹霽連輪出、霞沉反影曛、乘レ鸞人去後、歌怨不レ堪レ聞、

黑井晚鐘 山在二治北山上一有レ寺曰二等覺一有レ殿奉二大悲像一殿之東南有レ泉而出焉水色常黑西北去レ殿四五百步飛瀑雙落青山湧二乎其中一下抵二宕下一而合流

寶塔慈雲暮、華鐘慧日沉、屢添天籟響、遙動海潮音、崖折銀河落、泉通黑水深、諸方皆善應、須レ發二菩提心一、

唐琴夜雨 浦在二治南西一望則牛窗燈火杳明亦曰二唐泊一蓋海舶之所レ會也

夜雨鳴二琴浦一、聲聲曲裏傳、淸風廻二玉軫一、流水入二朱絃一、燈暗燃犀渚、篷孤載鶴船、遙識神明宰、應レ如二子賤賢一、

秋過二古戰場一得二開字一

單于臺下古龍堆、西北悲風萬里來、漢月夜懸弓影曲、胡霜晨結劍花開、白埋二朽骨一平沙濶、靑入二飛燐一野草摧、日暮黃雲猶出塞、何人更向二笛中一催、

秋夜聽レ角得二中字一

霜下榆關秋樹空、孤城斷角怨二長風一、黃沙磧裏遙回レ首、一片飛烽落月中、

和二祇秀才酒家雪一戲傚二其體一

飄搖雨雪灑二靑旗一、公子南橋倒接レ離、龍劍氣寒留二俠客一、鵾絃聲澁出二歌姫一、酴醾香酒春風入、翡翠明簾夜月垂、醉脫二錦裘一呼二五白一、風流多勝二習家池一、

三月一日奉レ陪二駕別館一應レ教

朱門別館接二仙臺一、高宴追レ陪淑景催、銀漢鵲橋天上落、滄瀛鰲殿島中開、桃花源近尋レ春入、桂樹山幽招

隱來、今日幸逢東海淺、却疑控鶴到蓬萊、

挽恭靖木先生五首

星軺徵聘擁蒲輪、君昔歸來北海濱、一世共推天下老、百年空化墓中人、遺書何用求封禪、前席誰因問鬼神、惆悵九原無起日、寒烟荒草欲生春、

帝告巫陽猶未下、蒼天何處可招君、素帷霜拂西郊樹、丹旐風翻東海雲、坐奠兩楹都似夢、封崇四尺亦爲墳、長歌一斷消搖後、却使文章不得聞、

匹馬蕭蕭送葬車、古原霜落白楊疎、大名私議門人謚、厚德應傳國史書、爲志我聞三代飾、築場誰結六年廬、自今弟子如星散、共是離群嘆索居、

蒿里蕭條涕淚沱、白雲相送入山阿、素車有客霜華滿、繐帳無人月色多、瓠葉當時談俎豆、杏花何處聽絃歌、西門一路依然在、不忍還將醉裏過

一從高臥起東山、洞裏薔薇長掩關、只爲脩文歸地下、肯敎遺草出人間、朱絃已絕流泉咽、絳帳猶懸落日閒、欲採梅花有巵酒、天寒江樹未堪攀、

春日追悼恭靖先生詩八首

太平獻頌奏彤墀、早遇先朝聖主知、丹桂影空明月落、蒼梧望斷白雲悲、鶴鳴可怨聞天日、龍去難攀厭代時、最是洛陽年少客、才名猶受世人疑、先生幼穎悟年十三作太平賦、正保天子見而奇之侍臣賀以世瑞時　帝春秋方富崇文尙儒每稱其才將召試之宮車一旦晏駕烏丸藤公詩云聖世頌成文一篇篇上達得天憐蓋謂此也

五雲縹緲望蓬萊、仙鶴孤飛天上回、白足神僧知異相、烏臺御史惜奇才、衡門久向東山臥、樽酒還從北海開、珍重安車馳晉邸、春秋直筆待君裁、初先生七八歲天台海公一見異之請父母以爲法嗣先生不肯嘗從人遊于東都或薦才於　獻祖時爲猜忌者所貶抑不得志而歸屛跡於東山讀書殆二十餘年聲名溢于天下北海太守欲卑禮厚幣致之使者累至後應其聘方今　殿下纂統之日忽被徵辟入修國史按天武天皇元年改御史大夫官號爲大納言詩中借用烏臺字蓋謂烏丸亞相藤公也

講筵近侍鳳凰幃、玉殿深沈晝漏稀、每習私庭執經出、共陪公讌賦詩歸、笙聲縹緲翻仙樂、爐氣氤氳滿賜衣、報主年年難致老、肯論衰晚寸心違、近者　殿下親講周易奉敎侍經幃於是年雖耆老荅恩日淺不敢乞骸而終吁

文采風流自一家、才名自小動京華、朱門客對金罍酒、白社僧烹石鼎茶、鷲嶺月明尋桂子、龍門浪暖問桃花、舊游題處皆陳跡、誰拂紅塵護碧紗、始先生在輦下日天朝公卿爭引爲門客五岳詩僧往來亦熟嘗有中秋弄月於天龍寺裏雙桂樹下及龍門桃花等詩

老去還爲遊子吟、首丘猶在故山岑、寢苦已泣三年血、負米空傷百里心、黃潦蘋蘩江水隔、靑霜松柏隴雲深、孤魂應慕長安路、西望遙天落日沈、先生性孝友嘗居父母喪泣

（血三年觀者爲之悲駿方其宦達在東都常恨去先壠之遠歲時祭祀未嘗不盡其誠敬也）

江城忽見柳條新、追憶當時一慘神、季札未歸先葬子、曾參不娶復終身、落花還似門中雪、芳草猶餘坐裏春、可恨孤墳荒野外、杜鵑聲哭異鄉人、（先生年四十喪偶不復娶長子敬簡先沒於東都）

當年講學幾書紳、還附青雲致此身、薤上露悲歌挽日、花前風怨舞雩春、後生只畏皆來者、先進嘗從是野人、經國名文誰得識、雞林猶自辨詩眞、（弟子叨辱先生薦擧罔極之恩比諸子尤深且詩中第五六句形容先生恭讓之德云頃聞我友橘伯陽曰朝鮮人每到對州必求先生文章傳誦而歸）

遊學多年得及門、每隨師友問淵源、孤墳空灑候生淚、明月難招屈子魂、遺愛從來見輿誦、舊聞應復撰微言、歌風猶有鳴琴曲、彈向丘中欲報恩、

普門上人者金陵人也頃年掛錫於浪花津一夕夢歸故國彌勒山安居寺而拜觀音大士因得半偈覺後續成一律余友原九和其韻以示余余亦效之

靈錫橫飛下故山、依稀身在有無間、白衣菩薩眞慈眼、金色頭陀唯笑顏、萬事莫非皆是夢、一生應復不如閒、何須更待龍華會、覺路能持半偈還、

冬日上恭靖先生墓

寒日下山阿、不堪蒿里歌、如今來往者、但見白雲多、

靈鑑詩

幸庵藤子其先江南將種也家祀奉以雙鏡爲主蓋其容貌神靈之猶左焉

江南將種舊干城、雙鏡家藏百世明、鸞舞玉臺懸月滿、龍盤瑤匣蘸波清、鑄金肯效功臣像、刻木還同孝子情、定識羹墻無限思、空帷時應慨然聲、

閏中秋復無月

只有中秋閏、還無一夜明、不堪吹玉管、散作度雲聲、

謝滄浪所惠北產銀花燭槃

莫論照乘抵連城、畫壁分光徹夜清、天北龍鱗銜燭動、海南鮫淚落盤明、漢宮暮散青煙色、郢里春傳白雪聲、即識子山能作賦、燈花取盡却燈檠、（庾子山賦云剩取燈花持燭炷還却燈檠下燭盤）

贈人

青陽二三月、何處不懷春、前日梅花落、那堪贈遠人、

憶南遷故人

南中三月杜鵑飛、客涙如花紅染衣、共說賈生年尙

少、不レ知宣室幾時歸、

即事

青山初已曙、鳥雀出レ林鳴、稚竹烟中上、孤花露下明、煎レ茶雲繞レ榻、梳レ髮雪垂レ纓、偶坐無二公事一、東窻待二日生一、

劍寄奴草行

赤帝之孫卯金家、葛燈籠下妻績レ麻、新洲伐レ荻布衫冷、日暮歸來徑路賒、毒霧敲蒸天昏黑、蜿蜒忽遇大澤蛇、儂家三尺龍已化、唾手飛レ星應二弦加一、鐵鏑吼レ空雷墮レ地、鬼神夜哭走二妖邪一、青衣童子榛二林下一、藥杵搗殘靈草芽、舊血千年染根紫、四月五月披二黃葩一、南山秋老東籬色、獨有二人間異時花一、

不佞奉使聘日域、製述李君得白石源公詩集一卷以示之、各體詩凡若干篇、觀其學富而氣亢格秀而詞藻采色相宣音律諧叶、不佞受之而未及卒業瞿然意下、吟翫詩律不能去手、已而歎曰、不圖九州之表四海之外、獲見中夏之正聲、始知天地精英之氣、不專在於河嶽之間、散而發之於幽遐佞絕之區風謠雖殊、不足以間之、聲韵雖別、不足以阻之、其靈臺方寸之地司契而爲匠者、不同之中同之者存焉、天機之妙著爲文章、無闕象理之體不闕萬里之遠者烏可誣哉、焉可誣哉、自古以見於華夏者言之、晁卿智藏輩、與盛唐李供奉劉賓客之流、執鞭而周旋於中原者、文彩表於後世者、雖未槩見、想其見許諸公不偶然也、今白石公能追稱前人復嗣絕響、而顧不得如西公之賞音、公必自悼其不幸矣不佞固陋、誠不敢妄希唐賢、獲聽牙絃不知爲彼高山也彼流水也、聊題卷尾以寓向慕之意、

朝鮮國通信副使西河任守幹譽甫題

朝鮮國通信從事完山李邦彥美伯甫題

日本與我國中間隔三大海、雖未嘗一至其地觀其風謠、而因前後使价之往來、得見其文人唱訓之作盖多矣、其間誠不無可觀者、而大抵聲調或缺雅麗、音律或未諧叶、意謂其地既僻遠其俗且尚武勇視文章爲末事、故雖業操觚者其文不過如是而止耳、今余之聘于是邦也、因雨森院長得見白石源公詩集一卷、其格力淸健、詞彩華絢、不但音律之諧叶、聲調之雅麗而已、讀未竟數篇、不自覺、蹶然而起、瞿然而驚曰、异哉其他僻遠矣、其俗武勇也、而乃能獨運天機之妙、深得風雅之體、雖使公生於中華之盛際得與鴻工鉅匠厲鞬而周旋、余恐其不在下風也、苟非特達之識穎拔之才、惡能與於此哉、豈如公者、古不無其人、而余偶未之得聞歟、抑俗趨之與化移易有古今之別歟、且聞雨森君之言、曰嘗與白石公同遊於順庵木先生之門、資其敎育之力頗多余未知木先生果何如人、而遊於其門下者、所成就若此、則木先生倡導作成之功又曷可少哉白石公方在東武、此夫或可得見、雖不見其人、觀其發於性情、則其人可知、余遂以托名於卷末爲幸、而雨森君之勤托亦不可孤也、故題數語如左云、

辛卯季秋

白石先生餘稿

白石先生詩序

詩原以抒性情發心志、凡有幽懷凄淸悱惻激伉、則播之爲詩歌、自三百篇啓風雅之傳、而後漢唐以來比音叶律駸駸而起矣、我　皇上右文重道雅意作人、英才輩出、詩敎日隆、侍從之臣鼓吹扢揚、於斯爲盛、使薄海而外咸能慕化奮興、琉球素稱守禮、則尤其傑出者矣、新公諱堪者才學敏裕博雅能詩、世祿於國、所著白石餘稿、托余叔父恪齋公、郵至京邸、求余爲序、予自丙戌歲、幸捷南宮、忝居翰苑、於玆七年、凡親友未及交接、文詞無暇應酬、因新公跡隔海島、不憚數萬里之遙、情意殷殷、閱其詩、雄思傑搆、秀靈絕倫、盖彬彬有三百篇之遺風焉、始知新倫胸次不群、樹幟海邦、於中幽沖而偏造者、昔之韋孟也、宏暢而尙達者、昔之元白也、質而超於詣者則陳杜之倫藻、而工於境者則錢劉之屬、余不勝詫而異之、謂造物鍾靈乃有如是其出人意表者哉、新公浸淫乎風雅、沐浴乎詩書、而抒爲金石之詞、余雖未得交接言笑而已、知其爲人矣、喜以書之、

賜進士第翰林院編修南薰殿纂修方輿路程前翰林院淸書庶吉士鄭任鑰撰

題清鄭任鑰所序白石餘稿

新井筑州使君白石詩草有朝鮮使臣序題者、爲正德辛卯歲君友人高天漪所撰次、旣已印行、而世傳之、前一年冬、琉球來貢、天漪與記室會于薩侯藩邸、固錄君詩若干首、以與其人而觀之、且屬以行李往來達之燕京、使大淸人評之以報其人、諾之旣還會進貢使、趣燕京以君詩自隨、遂託琉球引禮通官鄭恪齋、遞至京邸、請其姪翰林徧修鄭魚門、評且序之、魚門得君詩、珍翫不已、更爲寫一本、自撰序文而品論之、至以君詩爲兼盛唐作者之長、琉球人得之、齎反其國、至甲午冬、琉球尋復入貢、往與天漪會者、以魚門所序詩稿、附薩州人、輸送達東都下、書法遒秀、墨痕藹然、蓋魚門所親寫也、第其序若謂君爲琉球人者、豈琉球諱其兩屬日本、不敢告淸人以實乎、亦將鄭氏以日本不與淸通、姑爲婉曲其辭以避外交之嫌乎、觀詩中係日本者皆除不錄、獨存飛梅詩一首、亦似微視其詩之爲日本耳、其稱君曰新公諱堪者、君當時稱勘解由、勘解由是　本朝官名也、近世以官名自命人、亦以此呼之、而淸人不知乃倉卒得之、琉球人口語輙以勘爲君名、且誤聞於音響之似、遂以勘爲堪也、頃君與余語次及此、謂余曰、子盍爲我記之、庶使我子孫子知我嘗遭逢不諱之

朝以文事往來如此、謂君詩光華國家、溢美四方、其餘波覃及海外者、北至朝鮮、南至琉球、又至堂々淸朝、文化之國莫不同然、一辭所至、稱善璧、如荊璧隋珠天下之寶者也、溫潤之色淵然之光、有目者見而知之、是故秦吳同視、胡越合愛、初不以絕國、殊俗而異論焉、欲揜而藏之得乎、晉劉琨有言曰、天下之寶因當與天下共之、於今乃知君詩不負爲天下之寶也、此固不待余言云云、而其事始終曲折、有不可不記者、遂爲之敘次以附其後、

時正德五年乙未冬十月

室直淸師禮甫識

白石先生餘稿緒言

男　新井明卿大亮撰

一先大夫、以二經術一遇二知昭代一、而以レ詩名レ世、世之知二先大夫一者特以レ詩、先大夫生而異、三歲在二襁褓一、兒戲毎寫レ字、視レ之則天下一之文字也、人以爲二英物一、及レ長慨然有二大志一、中歲流二落都下一、家素貧、都下富人某、見二其爲一レ人謂、奇貨可レ居欲二妻以レ女令二人說レ之、先大夫笑曰、子亦聞二丘言一乎、某所有二龍潭一、小虵游二潭之上一、人微傷二其腮一風雨晦暝失二所在一、時龍死當二他山之蹊一、嚮之痍尋許也、蓋游潭者、龍之蛇服也、故士窺則死矣、豈求二小利一而生二大痍一乎、其操志類如レ此、餘見二鳩巢先生所レ撰墓碣之中一、所レ著有二東雅、孫子兵法擇、日本軍器考諸書一、未レ梓、

一先大夫言レ詩、凡四五十年所、詩稿若干卷、罹レ災者數、斷斷而歇、今之所レ存不レ過二數卷一、問二諸家族及執友諸君子一、得二什之一二一、古時同社諸君子、萍分星散、無レ緣二索搜一、欲下竢二他日一補上レ之、

一白石詩草、天漪先生先已範而出忌レ煩故、見二詩草一者不レ錄、及事于二涉濫室樹一者、悉除レ之、

一明卿不レ嫺二文辭一、孱弱質、加以二多病一居恐殞二先人業一、然職在二介冑一、以二馳馬試劍一爲レ事急二先務一也、日與二文事一脊馳、此稿也先人未定、今不レ刋二一字一、屬二鹵莽一者、顧不レ尠矣、亦予之不レ識レ字之辠也、大方君子無レ貽二誚先人一、

一聞レ之、書行則必有二幷序者一、予病矣、不レ遑レ問二序諸君子一、爰所レ附、昔年琉球國人所レ贈、及諸君子所レ筆、搜二筐筒一得レ之、以附二首尾一、不レ知二其當否一、

新井明卿謹誌

白石先生餘稿卷之一

男　新井明卿大亮輯

甲午歲九月十一日前攝政大相國藤公觴二大閤殿下於河上東莊一使二堪上レ詩應教二首得二流字一

蕭相初開北闕第、謝公本愛東山幽、紫宮高映二三台座一、青道遙臨萬景樓、上古大椿齊比レ壽、重陽芳菊更添レ秋、竊知帝眷深如レ許、繞レ檻長河九折流、（自注云、公門大第、古時在二宮城北端陽明門外一、故比二漢蕭相國賜二北闕第一、）

明廷二一傳一時休、杖履相陪事事幽、北極星連南極老、青雲路接白雲樓、赤城霞起山皆曙、銀漢波通水復秋、丘壑放レ情強健日、還勝二王謝舊風流一、

留二別松青牛一

孤劍東從二五馬遊一、一樽臨レ別爲レ君留、相逢空嘆山河異、話レ舊還驚歲月流、千里誰能王粲賦、百年難レ共李膺舟、客中何用攀二楊柳一、況復邊城搖落秋、

錦里先生宴上和二南南山韻一（自注云、南山嘗宦二遊北地一、既去至レ此、）

高宴張レ燈未レ放レ歸、暮天芳樹靄二烟霏一、朱絃堪レ奏陽春曲、白璧難レ酬明月輝、原識南山玄豹隱、還傳北海大鵬飛、爲言鮑叔唯知レ我、莫レ使二今人此道稀一、

庚午春次二韻李溪君龍山卽事一、

飛閣崚嶒十二欄、玉人縱レ目倚二層巒一、西山雪淨青天曉、東海烟開碧水寒、畫栱遙浮雲五色、綺窻高映日三竿、因レ君更約登龍會、試向二秋風一吹レ帽看、

重和二南山吹韻一

青松高插玉闌干、古殿陰沈鎖二翠巒一、牛渚月明詩自好、龍山風落帽猶寒、臺前雲雨迷二詞賦一、江上烟波動二釣竿一、應三是地靈□二紫氣一、何人共倚二斗間一看、

邊城秋

受降城外早秋寒、漢將旌旗落日間、畫角一聲雲出レ塞、金閨萬里月臨レ關、黃榆霜下阜鵰急、白草風來鐵馬閒、玉帳猶嫌弓力軟、何時飛箭定二天山一、

送レ春

春去從二何路一、花飛處處同、徒窮二千里目一、長恨二五更風一、歸意蘼蕪綠、離情芍藥紅、相思無レ可レ贈、寄在二不言中一、

奉レ和二錦里先生辛未元日韻一

春城北斗轉二初陽一、紅拂二扶桑一化日長、趨鯉庭前生喜色、頌饘門下兆二休祥一、千秋論レ史推二司馬一、七載從レ師愧二樂羊一、莫レ說東來吾道在、鄭公何處不レ爲レ卿、自注云、先生嘗修二國史一、堪在二門下一七二年乎此一、

和二李溪元日韻一

萬雉金城雪色中、春回絳帳景融融、當今鄒魯講二鄉射一、他日邵周觀二國風一、千載蛟龍得二雲雨一、一時鸞鳳集二梧桐一、關西原自稱二夫子一、好繼二家聲一振二海東一、

奉レ謝二錦里先生春初開宴一兼呈二諸友一

椒酒花浮栢葉杯、高堂幸侍盛筵開、論レ經虎觀諸儒會、投レ刺龍門子弟來、吳下已驚三日士、鄴中堪レ數一時才、郢歌自愧巴人調、漫使二陽春曲裡催一、

賦二得歸雁一

梅花颺盡柳條輕、萬里東風向レ北征、瑤瑟不レ勝湘水怨、錦書堪レ寄隴雲情、朝飛二紫塞一胡天濶、暮宿二黃沙一漢月明、獨有二宦遊江上客一、徒敎三鄉思滿二春城一、

辭レ祿後答二山東故人一

幽叢秋發桂花枝、應レ有二山中招一レ我詩、海上長風吹不レ斷、白雲明月寄二相思一、

與二諸子一泛二舟江口一和二子彝一

霜落江楓兩岸分、長天碧水接二南雲一、共歌今日知何日、靑翰舟中復有君、

又和二信威韻一

靑娥紅粉照二鳧舟一、日落江城玉露秋、不レ見碧天明月色、菱歌清唱暮雲愁、

賦二得鴻雁來一

霜飛瀚海朔雲寒、萬里迷レ群大漠間、紫塞風悲何處宿、黃沙塵暗幾人還、漢臣從レ昔能持レ節、胡騎于レ今盡入レ關、借問中原□消息、依然明月照二燕山一、

中秋會二田氏宅一 薄暮雷雨

萬里長天淸夜催、南樓聊把客中盃、仙人槎上秋河轉、神女臺前暮雨來、雷霆忽驚龍劒合、海潮方滿蚌珠開、不須絃管吹二明月一、君自凌雲作レ賦才、

三更月出

一雨滄江烟霧生、登樓强對武昌城、銀河洗出中秋色、玉管吹開半夜明、海上逐レ槎今日興、淮南問レ桂幾年情、浮雲難レ定人間事、不レ論西風萬里晴、

十六夜同二諸賢一會二紀使君河上亭一和二使君韻一

萬里西風吹二鶡冠一、南樓更盡使君歡、地開金谷紅塵靜、天轉銀河碧水寒、招隱淮山叢桂老、和歌郢里折楊殘、

德星相聚千秋事、試向ニ霄間一永夜看、

和ニ山威中秋遙寄韻一 自注云、此夕會ニ田生宅一者五人、滅不レ至、

西風吹起木蘭舟、到日江天玉露浮、鴻鴈書來千里月、芙蓉劍老十年秋、黃金臺上誰求レ馬、白石歌中獨飲レ牛、亦識山公終貴盛、當時不レ入五君流、

卜居後示ニ山威一

一別朱門達ニ曳裾一、故人同學近何如、還レ家那問蘇秦印、去レ國誰憐樂毅書、捐珮芙蓉風浦冷、披衣薜荔月林疎、悲秋自レ古多ニ騷客一、況復吾今賦ニ卜居一、

新鴈

秋風天未起、萬里向レ南翔、已度湘江月猶疑ニ瀚海霜一、紅催ニ庭草色一、白映ニ渚蘋香一、久戍金河客、隨レ君望ニ故鄉一、

雞冠花

仙葩曾下白雲端、遙想淮南靈藥殘、燕燕辭レ巢花已結、猩猩滴血色初乾、朱冠相鬪秋風亂、綉頂如レ鳴曉月寒、孤劍不レ須中夜舞、客情空對ニ碧欄一看、

秋江送レ人

江上靑楓白露秋、佳人暫駐木蘭舟、醉中攀折官橋柳、搖落千山暮色愁、

九月十日諸君過ニ東市新居一因賦

鄴中才子舊風流、文旆揚揚此淹留、座上千年鸚鵡賦、家徒四壁鷫鸘裘、夷門退隱供ニ衰老一、燕市酣歌感ニ壯遊一、更有ニ新知眞得レ樂、江濱採採白蘋秋、

又和ニ岳達一

江城落木萬林疎、此日悲秋賦ニ卜居一、諸客論レ交金共斷、美人當レ座玉相如、功名休レ問麒麟上、生計纔收鴈鶩餘、賴有ニ菊英佳色在一、加餐要レ擬ニ楚三閭一、

松禎卿田彝過ニ新居一分レ韻得ニ窓字一

平生燕市侶、擊筑對ニ銀釭一、諸比黃金重、詩成白璧雙、梧桐飛ニ夜雨一、鴻鴈度ニ秋江一、搖落應レ堪レ賦、悲歌向ニ曉窗一、

會ニ伯玉宅一 岱號蓬萊

名家原識鳳凰毛、自レ少才華冠ニ俊髦一、南海一珠明月滿、蓬萊五色綵雲高、共啣仙子瓊蘇酒、難レ報美人金錯刀、今日相逢須レ盡レ醉、交情戀戀感ニ綈袍一、

同ニ七子一會ニ田彝宅一和ニ伯玉韻一

七子風流古鄴臺、紅塵一道出レ城來、三山白雲靑天落、四野蒼烟碧水廻、飛蓋西園良友會、華樽北海盛筵開、玉壺叩罷狂歌發、老驥空慚千里才、

又和ニ松禎卿韻一

銀壺傳ニ漏箭一、金博吐ニ香烟一、當レ戸星河轉、侵レ階月露聯、桂椒薰ニ美酒一、珠玉燦ニ淸篇一、乘レ醉宜レ投レ轄、還將レ到ニ曙天一、

次ニ韻九月授衣一

閨中愁婦繡ニ鴛幃一 絡緯霄催織ニ素機一、日落碧雲千里合、秋高白鴈上林飛、芙蓉洲畔風霜下、烏鵲橋邊月露微、却有ニ弊貂游宦客一、還レ家九月未レ成レ衣、

殘菊

南山秋色晚、籬菊數枝殘、玉露鷺衣冷、金風翠羽寒、孤芳伴ニ叢桂一、餘艷託ニ幽蘭一、落日滄江客、徒同ニ屈子飡一、

秋月入レ簾得ニ開字一

夜長絡緯暗相催、羅幌風飄忽自開、十二珠簾明月入、回レ頭疑是玉人來、

蟋蟀入レ床得ニ如字一

蟋蟀聲寒木葉疎、玉關消息近何如、象床繡枕無ニ顏色一、織錦殘機不レ作レ書、

九月十三夜紀使君堂上次ニ田彜韻一

搖落江山暮色浮、又逢明月武昌秋、笛中楊柳添ニ秋思一、杯裏葡萄綴ニ夜愁一、萬里金風吹レ雨斷、一條銀漢帶レ雲流、庾公淸興何曾淺、宜下與ニ諸君一共倚上レ樓、

和レ人

三秋欲レ暮赤楓寒、況復人間離別難、從レ是登高臨水意、淸風明月夢中看、

冬日牡丹

十月江梅未レ吐レ芳、一枝妖態滿ニ韶光一、春霄夢入吳宮艷、月夜魂歸漢殿香、日映ニ繡窻一催ニ短景一、風飄ニ錦幄一拂ニ嚴霜一、可レ憐玉色寒無レ粟、始信溫柔別有レ鄕、

十二月一日問ニ熊子璋病一

落落靑松四壁居、故人同病近何如、鷫鸘裘敝宦猶倦、鸚鵡賦高才豈疎、白石應レ憐歌ニ短褐一、朱門莫レ問曳ニ長裾一、平生已許元龍下、共說當年豪氣除、

臘中迎レ春

萬里風光海上晴、季冬春景雲間明、東郊氣色迎ニ龍駕一、北斗星杓轉ニ鳳城一、金馬當年論レ避レ世、土牛今日見レ催レ耕、張衡自有ニ歸田好一、肯競ニ才華一賦ニ二京一、

雲夜陪ニ豐城紀刺史宴一歸寓ニ田子宅一短述呈ニ熊子璋一

綠酒紅鮮瑪瑙盤、宴酣飛雪夜漫漫、坐圍ニ翡翠一金屏合、燭綴ニ蒲萄一絳蠟殘、殊履三千慚ニ上客一、瓊樓十二

對二清寒一遙知君有二幽蘭操一一曲鳴琴欲レ和難、

雪夜會二田子宅一

深林雪壓碎琅玕、醉裡臨レ風拂レ檻看、玉蕋峯頭春已入、瑤臺月下夜猶殘、香凝二寶鴨一爐烟斷、凍合二金虬一漏水寒、豈可三兎園無二妙賦一謝家原自識二芝蘭一、

雪夜同二諸子一會二愛雲堂一得二春字一

江城瑞雪玉鱗鱗、此夕華堂醉二衆賓一、梅蕋飛レ香迷二夜月一柳條飄レ絮逼二陽春一、絲毫不レ讓兎園賦、玉色相逢鶴氅人、曾識幽蘭難レ和レ曲、郢中原自共レ誰倫、

和二雪夜韻一

飛雪飄搖舞、月明臨二萬戸一、誰將二玉笛一吹、梅落不レ知レ數、

和二伯玉詠一レ雪三首

舜田皇澤臘天前、積素飛瓊兆二稔年一、鸞鏡千樓開レ月照、鮫綃萬樹剪レ花懸、蓬萊闕下皆瑤草、姑射城頭是艶仙、寄レ語謝家才子弟、誰將二柳絮一比二春妍一

瑞雪風飄下二九天一、殊勝三黄竹製二周年一、三花珠樹敎二春住一、五夜瓊樓借レ水懸、取レ石河邊疑レ作レ客、傳レ觴池上夢レ逢レ仙、寶紈莫レ比團圓色、飛燕宮中欲レ姤レ妍、

玉漏沉沉艶雪天、金虬含レ凍夜如レ年、瑤臺斜月千林滿、銀漢飛流百道懸、授簡兎園推二上客一、披裘鶴氅想二神仙一、從來此曲稱二難和一、敢使二巴謳更鬪一レ妍、

賦二得新鶯出一レ谷

燕谷囘二陽律一、交交拂二曙暉一、梅邊經レ雪度、柳上帶レ烟飛、語學玉連鎖、歌傳金縷衣、禁林春欲レ徧、何樹不レ應レ依、

白牡丹

奇葩出二洛陽一、素艶皎如レ霜、羅幙春光澹、珠簾午影長、梨花留二月色一、桂子借二天香一、十五盧家婦、憑レ欄愧二靚粧一、

挽二豐州紀刺史一三首

北邙山上夕陽殘、仙鶴雙飛下二月壇一、不レ似忘憂凌雪草、春風薤葉露光寒、

西去王孫萬里遊、年年春草繞二芳洲一、東風楊柳無窮恨、一樹千條不レ耐レ愁、自注云、刺史、先人、謫二死西州一、大夫人號二青柳院主一、

燕燕差池度二海津一、歸來非二復舊時春一、朱簾繡幕香風鎖、飛入二彫梁一不レ見レ人、

長信宮中草

長信宮中草、秋來白露深、玉階侵二履跡一、輦路不レ堪レ尋、

柳邊繫レ馬

青絲驄馬紫遊韁、紅粉樓前繫二翠楊一、不レ惜白芳飛似レ雪、千條萬縷爲レ君長、

代二雨伯陽一寄二題八奇亭一八首

不レ識天台路、遙知仙子家、桃花流水色、蒸作二赤城霞一、

右東叡霞標

青青隴頭麥、藹藹若レ雲多、日午南風起、吹成二萬頃波一、

右龜井麥浪

長橋三百丈、影偃綠波中、似レ行二天上一、飄飄躡二玉虹一、

右兩國行人兩國橋名

暮看漁火影、霄聽漁笛響、明月沒二前川一、偏照二清波上一、

右深川漁火

不レ見二烟中寺一、但聞二烟外鐘一、江城秋色遠、落日隱二高峯一、

右無緣晚鐘無緣寺名

黃茅原上路、白鳥渡頭船、日落行人絕、蕭蕭夜雨懸、

右淺茅夜雨

林外午鳩鳴、前村逐レ婦行、老農無レ所レ識、能自卜二陰晴一、

右葛西陰鳩

扶桑旭日躍、紅映浮雲端、突出青天外、千秋白雪寒、

右士峯晴雪

和二南藩祇秀才夏日陪宴韻一

上國開二朱邸一、南邦覲二黼裳一、堯天分二翼軫一、舜日過二明良一、錫貢時包レ橘、陳詩舊賦レ棠、鳳樓雲借レ色、鵲渚月迎レ涼、才子陪二蘭席一、詞人繼二柏梁一、不レ論忘二玉醴一、既醉共二金觴一、

採蓮曲二首

十五採蓮女、羞レ人不レ出レ花、青荷如二小扇一、試折二一枝一遮、打二起鴛鴦兒一、莫レ教レ棲二綠池一、三年江上別、文及二採蓮時一、

又二首

荷葉荷花色色同、緗裙拖レ翠粉腮紅、傍人爭道花交色、試向二花間一鑑二水中一、

風鬢烟鬟雲袂輕、紅蓮相映水中明、蘭橈短小清波動、愁傍二隣船一繞レ岸行、

又二首戲傚二某體一

若耶溪上採蓮兒、蘭棹尋レ花曲曲移、玉指撥時愁二水動一、羅裙翻處畏二風吹一、葉傾暗滴仙人露、藕折遙分織女絲、畫船紅滿歸レ家晚、還定前山月上遲、

五月西湖十里紅、芙蓉開與二美人一同、桂舟蘭棹疑二天上一、粉面羅裙似二鏡中一、氷縷無レ端憂緒亂、絲莖空折苦心通、金鞍寶馬誰家子、立盡橫塘楊柳風、

題畫十首

樓前千里雪、門外一溪流、我吟二招隱句一、忽憶月明舟、

蕭蕭脩竹林、門逕入レ林深、畫裡不レ堪レ往、夢中還自尋、

慈烏養レ雛時、夜夜啼垂レ曙、未レ酬二反哺恩一、莫下向二東西一去上、

問レ花何日開、春色來二誰許一、花笑竟無レ言、幽禽長レ自レ語、

疎疎白雪枝、影落月明時、要レ見二香風動一、試將二橫笛吹一、

楓林含レ雨暗、漁火照レ江明、夢到寒山寺、鐘聲半夜鳴、

麋鹿遊二吳苑一、鷓鴣上二越臺一、到レ今湖月夜、唯有二扁舟來一、

掛レ席一千里、荊門烟樹分、孤舟明月峽、猿嘯不レ堪レ聞、

靑煤出二古松一、黛色風烟古、磨レ墨寫二松枝一、蒼然含二霧雨一、

古墨描二幽竹一、烟梢凝二寒綠一、蕭蕭風雨時、置二我湘江曲一、

送三田長元之二丹陽一 自注云、丹陽有二天橋一、俗傳文殊補處、又有下餘謝海昔人入二蓬萊一之所上、

丹陽路入二帝城隈一、此去千山接二五臺一、河漢鵲橋天上落、蓬萊鰲殿海中開、西風孤劍芙蓉老、北地尺書鴻雁來、搖落何堪折楊柳、江樓暮笛莫二相催一、

夏雲多二奇峯一

夏雲天外起、一一似二危岑一、玉葉蓮峯崚、金枝桂嶺深、嵯峨將レ蔽レ日、硉兀未レ成レ霖、何得二鮫龍動一、慰二茲望霓心一、

卽事

黃簾綠幙午風香、十里芙蓉鑑二翠塘一、却怕玉階秋氣入、班姬紈扇不レ堪レ涼、

中秋集二熊子璋宅一二首

浮雲千里合、辜負廣寒遊、玉管淒將レ斷、金波黯不レ流、秋風斑扇恨、暮雨楚臺愁、感三子歌二叢桂一、幽吟伴二倚樓一、

烟雨江城暮、淸樽空對レ欄、樓前鴻影暗、簾外桂枝寒、光借二蘭膏一爇、聲連二玉漏一殘、不レ知金闕宴、誰向二月中一看、

熊子璋夜夢、有レ人請使レ賦二金閨愁思詩一、彼自吟二一一篇一曰、若二此詩一卽入レ格、覺後求レ之不レ得、只記下入二暮雲一、二三字上、余與二田氏兄弟一賦、以實二其事一也、

瑤階凉露濕二香裙一、井上梧桐葉葉紛、玉塞使回書已斷、金城夢去路難レ分、流黃色冷懸二秋月一、搗素聲寒入二暮雲一、江南楊柳今搖落、可レ忍胡人笛裏聞、

九日示二田子彝一二首

西風何處不レ悲レ秋、杯裡黃花綴二客愁一、卽是茂陵多病日、霜華吹上鷫鸘裘、

黃金不レ結少年場、獨對二寒花一晚節香、十載故人零落盡、故園秋色是他鄉、

九月十三日賀二平子壽七十一 自注云、子壽三世名豎者、命題云、菊契二千秋一、卽倭歌題也云、

華誕良辰會、垂孤耀二畫堂一、幾望蓂應レ月、晚節菊凌レ霜、東海延二仙侶一、南山對二壽觴一、千齡添二景色一、七衮襲二休祥一、稱レ玉靈苗秀、煉レ金繁蕋香、夕餐供二寶鼎一、朝飮泛二瓊漿一、馥郁薰二謌席一、班斕映二舞裳一、長生眞有レ術、何望白雲鄉、

送三復軒之二南海一

南山何粲粲、白石爛其光、長歌堯與レ舜、中夜一何長、今子遊二南海一、萬里涉二沅湘一、秋風西北到、飃二子芙蓉裳一、脩途難二共越一、分レ襟在二路傍一、行矣蒼梧遠、望二彼白雲鄉一、

紀司馬席上賦二宮詞一

梧桐枝上月團團、疎葉影移金井欄、碧殿夜深吹二鳳管一、九天風露滿階寒、

又賦二秋雨梧桐葉落時一

蘭燈花結碧金荷、夜帳輕寒入二錦窠一、自是秋來梧葉老、雨聲何似二月明多一、

鶴樓小集賦三寒砧催二木葉一

芙蓉雙杵搗二清寒一、木葉霜飛月滿レ山、遙識黃沙金甲冷、秋風先度鴈門關、

邊城曲

霜飛二白草一落二黃楡一、畫角當レ樓漢月孤、夜半火來戎馬動、齊披二金甲一臂二彫弧一、

宮前螢

景華宮殿暮烟浮、月姊星娥侍レ宴遊、莫レ怪君王長夜醉、溪山如レ畫露螢流、

豐州紀刺史園中十六詠 凡例旣曰下見二詩草一者不上レ錄、雖レ然有レ數者不レ在二此例一、後倣焉、

歲寒林

鬱鬱長松樹、蕭蕭脩竹林、結レ茅松竹下、深識歲寒心、

望雪臺

日暮層臺上、淸風起二古松一、翠嵐吹不レ斷、隱見芙蓉峯、

浴月池

待レ月淸池上、淸池靜不レ波、波間浴二明月一、偏覺淸光

多、

觀魚亭

碧檻搖池影、遊魚去復來、雙雙紅尾躍、時見綠波開、

海棠岸

紅萼層層結、靑枝嫋嫋垂、不須長袖舞、一任好風吹、

芳草原

春入芳原上、靑靑襯步鞋、佳人來鬪草、應賭鳳皇釵、

涵星井

洒渴嗽寒泉、時來下翠綆、夜深井底天、涵得星星冷、

御風橋

淸池天影入、碧水澹含輝、行過飛虹上、長風吹我衣、

櫻桃塢

素艷遙疑雪、幽香時逐風、黃鳥啼不盡、啣入後庭中、

彩石巖

落落補天餘、層巖苔色古、誰知石上雲、去作催花雨、

神女祠

偶來神女館、採採白蘋香、雲外聽鳴管、依稀引鳳凰、

戲鳧洲

乍沈靑荇合、時出綠萍開、飛向芳洲上、還疑舃影來、

蹴鞠場

林下一場開、飛毬上下催、乍隨飄絮去、時逐落花來、

調馬埒

寶馬紫游韁、調來乘晚涼、月中迴玉勒、洗出藕花塘、

孤松嶼

根盤蒼嶼上、蓋偃綠波中、日暮停蘭棹、□聽四面風、

聞磬樓

金刹靑林外、朱樓綠水前、落日聞鳴磬、寥寥出暮烟、

少年行戲傚入體

十二翠樓臨狹斜、長安遊俠競豪華、金堤塵動章臺柳、玉道風開杜曲花、寶馬忽過三市陌、錦鯖還醉五侯家、鬪鷄走狗春長好、不信靑門老種瓜、

送橘伯陽赴對馬州

霜拂金鞍去馬催、樽前仗劍對離杯、路經鯨海洪波湧、天入雞林旭日開、諸島遙分雲外樹、千山忽隔隴頭梅、壯遊不負平生志、極識西征作賦才、

碧瓦霜寒

碧瓦霜初落、上林鴻已飛、銀河分二素影一、璧月帶二淸輝一、
萬井金鐘徹、千門玉漏稀、夢寒驚二鳳枕一、坐冷隔二鴛幃一、
綺席霄添レ酒、薫爐曉煖レ衣、城南多思婦、不レ寐織二殘
機一、

和二井伺絅客中韻一六首

飛霜昨夜下二秋城一、散入二西風胡雁聲一、不レ見二海門烟樹
色一、登レ高落日異鄕情、右九日

茱萸女伴玉盤囊、醉後空憐羅帶香、唯有二東籬黃菊色一、
吹風吹過夜來霜、右十日菊

靑天明月共淸輝、霜落江樓盡搗レ衣、莫レ怪南來消息
斷、秋鴻不下向二北風一飛上、右秋興

露下碧天孤鶴鳴、瑤琴彈斷別離聲、流黃機上娟娟月、
同是關山萬里晴、右秋夜睛生細君在二江城一

江城秋色老二芙蓉一、明月懷レ人影共レ從、裘上霜華飛似
レ霰、西風吹徹五更鐘、右秋夜

醉把春風金屈巵、浮雲一別隔二天涯一、信陵賓客君休
レ問、白首侯生今已衰、右偶題

和二藤拾遺雨中梅花一

東亭詩興雨中催、華省仙郎此詠レ梅、玉鏡晨臨疎影入、
珠簾暮捲暗香來、隴頭驛使春相贈、林下佳人夢作レ媒、
總爲三風流兼二郢唱一、還疑白雪吐レ芳開、

紀司馬宴上醉中刻燭一寸賦二屛間梅影一

金瓶吐レ雪玉梅寒、畫燭鮮明照二夜闌一、雲母屛間疎影
動、誰應レ不レ作二月中看一、

和祇生七家雪戲倣二其體一

甲第千甍桂作レ梁、瓊筵賞レ雪碧霞觴、水晶簾外春移
レ檻、雲母窓前月近レ床、寶馬驕行迷二玉勒一、瑤姬艷舞
妬二羅裳一、彫薪蠟燭爛如レ日、滿向二飛檐一百尺長、右侯家

千巖飄雪望相同、百道流泉凝不レ通、朔吹拂レ梅侵二戶
內一、遙峯隔レ竹露二窓中一、虎過二門徑一蹤猶在、鶴下二庭
階一影似レ空、却怪洞天長不夜、瓊芝往往繞二琳宮一、右山家

粉雪風飄麝壁香、倡家佳麗勝二椒房一、花明錦帳春何早、
月滿二蘭筵一夜正長、金縷鳳釵應レ借レ色、玉臺龍鏡欲
レ分レ光、細炙二銀笙一來度レ曲、纖纖呵レ手換二羅裳一、右倡家

飄搖雨雪灑二靑旗一、公子南橋倒接䍦、龍劍氣寒留二俠
客一、鵾絃聲澁出二歌姬一、醁醽香酒春風入、翡翠明簾夜月
垂、醉脫二錦裘一呼二五白一、風流多勝習家池、右酒家

一篷風雪壓二輕舟一、獨釣寒波百丈流、江底黿鼉光共湧、
海邊鷗鷺影如レ浮、水明珠澤難レ分レ夜、天靜銀河欲レ問
レ秋、長笛數聲何處所、回二頭雲際一下二中洲一、右漁家

將軍大獵渭城隈、飛雪紛紛白羽摧、畫鼓風驚寒欲レ裂、
朱旗雲捲凍難レ開、銀麞多是林間出、玉兎非レ關二月裡
來一、不レ畏萬蹄歸路晚、百車行レ酒醉時廻、右獵家
伐木聲寒啼鳥稀、千峰雨雪日霏霏、林巒樹折玄猿墮、
洞壑雲紛白鶴飛、笠重石門天欲レ晚、笻深棧閣路猶微、
朝來一擔城中入、靑帘樓前換レ酒歸、右樵家

祗生席上贈二白峯一

碧瓦霜飛落木餘、燈花聊伴竹間居、天寒紫氣雙龍劍、
歲晚靑雲一鶚書、衰鬢只應二知己惜一交情漸覺世人疎、
相逢共感綈袍贈、未三必王門問二曳裾一

平親席上賦レ雪

飛雪飄搖竹樹林、歌臺舞閣晝沈沈、光銷錦幌春雲熱、
影動朱簾夜月侵、獵騎北原鷹背重、遊人南陌馬蹄深、
谷中空理幽蘭操、獨對二虛堂一撫二鳳琴一

同席賦二得返魂梅一即香名

玉梅香煖寶罏開、苦被二春風一入レ夢催、裊裊輕烟微月
動、還疑疎影隔レ簾來、

癸酉上元會二鶴樓一

金門魚鑰徹レ明開、玉漏虬壺入レ夜催、黃道月臨迎二綵
仗一、紫宮星繞接二瑤臺一、龍啣二寶燭一疑二飛動一、鳳逐二仙
簫一欲二下來一、不三是祥雲成二五色一、祗應三海上覓二蓬萊一

和二龍野眞生客中元日韻一以餞龍野歸山陽

當日東征賦已成、山陽才子暢二遐情一、星辰交映蒼龍野、
驛路遙懸丹鳳城、萬里鴻還帛書信、千山花發錦衣榮、
客中自有二陽春調一、爲唱高歌白雪聲、

好鳥鳴二高枝一

萬戶金鏡曉鶯啼初旭開、綿蠻中谷出、睍睆上林來、夢
傍二朱樓一喚、花臨二綺閣一催、應レ同二鄒子律一、暖向二樹
頭一回、

賦二入レ堦雨一

高閣暮沈沈、庭堦對レ雨深、緗簾苔色入、繡戶竹光侵、
簷溜和二虬漏一、窓風濕二鳳琴一、高唐如可レ賦、莫下向二夢
中一尋上、

源鴻臚坐上賦

知君經術有二餘師一、東閣招レ賢傾二一時一、太守舊分周甸
服、鴻臚今見漢官儀、朱簾雨捲桃花動、畫栱雲浮雁影
垂、亦識麒麟勳業在、蘇卿能賦五言詩、

春初寄三田長元在二山北一三首

離杯對把玉芙蓉、春酒乘來琥珀濃、不レ信千山萬山隔、
醉中分レ手夢中逢、

芳草萋萋別後多、遙知遠口憶ニ歸家一、武昌城外西門柳、欲レ使三東風吹ニ白花一、

翡翠樓中織錦機、詩成萬字望ニ君歸一、上林白雁知多少、便向ニ春風一北地飛、

醉答山書記咸二首 自注云、咸昔從レ我受ニ左氏春秋一、今遊ニ林祭酒之門一、官途得レ志、

東閤延レ賢海內開、黃金原自滿ニ燕臺一、通家深許登龍客、書記兼稱倚馬才、名借ニ青雲一堪ニ並起一、詩傳ニ白雪一更新裁、猶憐遊市悲歌侶、擊筑時時把ニ酒盃一、

昔倒春風白接䍠、風流共醉習家池、宦遊已倦三年客、昏嫁空淹五嶽期、左傳自慚元凱癖、玄經誰許子雲知、莫下因ニ老驥一思中千里上、敲ニ碎玉壺一歌更悲、

錦里先生席上和ニ祇岱韻一

鷫冠何意對ニ華簪一、杯酒相逢子墨林、北海淸風坐中起、南天紫氣斗間深、揮毫乍見綵雲落、按劍莫レ疑明月臨、鄴下少年君最是、詩成七步在ニ當今一、

平硯宅賦ニ梅花落一

瑤堦梅落日、却是在ニ芳時一、羅幌春風度、珠簾夜月移、粧臨ニ鸞鏡一媚、歌入ニ鳳琴一愁、窈窕懷春女、含レ情不ニ自持一、

白石先生餘稿卷之一終

白石先生餘稿卷之二

男　新井明卿大亮輯

甲子十二月十日、恭陪二大駕於東台佛會一二首、用二松公韻一、

星下二天門一度二海東一、梵王宮殿五雲重、雙林樹影連二僊路一、七寶蓮華湧二鷲峯一、

玉毫疑見照二東方一、宸藻雙懸日月光、仙梵度來鳴鳳曲、天花飄落使臣衣、

人日雪

春雪艷陽催、條風且拂レ梅、六花瓊樹落、七葉玉蓂開、瑞色衣間集、韶光勝裡來、登レ高堪レ可レ賦、誰繼二謝莊才一、

正月九日、太史公枉駕覽二藩府所レ賜經籍一、令子姪及一二高弟從焉、用二其元日韻一以謝、

寶閣高開珙樹森、芸編香送下二書林一、雲霄星聚群賢象、日月文懸列聖心、漢代河間能好レ古、周延柱下復知レ今、傳經非レ有二淵源在一、何沐恩波若レ許深、

中秋泛レ舟暮過二牛頭寺一

蘭揖中流動、長風玉笛哀、青林開二寶刹一、碧水繞二香臺一、仙梵秋潮響、華鐘晚日頹、鷹王標レ塔過、龍女捧レ珠來、槎泛天河近、桂飄月路開、朗吟牛渚夜、淸興爲レ誰催、

舟中賦

萬里秋空掛二素輝一、蘭橈輕拂二水雲一微、大江潮湧魚龍舞、斜漢星レ稀烏鵲飛、楊柳風來飄二玉笛一、芙蓉露下濕二羅衣一、還疑此夕凌二牛斗一、欲下逐二仙槎一海上歸上、

十六夜會二紀司馬第一用二前韻一

碧天雲歛澹二秋輝一、桂子香飄夕露微、北海淸風樽自滿、西園明月蓋齊飛、烏啼城上鳴二金柝一、雁度樓前擣二練衣一、共喜佳期連二此夜一、應二須直到レ曉鐘歸一、

同席賦二得月滿二海上一

碧天明月滿、海色靜涵レ秋、龍鏡懸二寒影一、鮫綃疊二細流一、雲開三島小、潮湧十洲浮、應三是銀河上、乘レ槎凌二斗牛一、

十七夜、會二藍田生宅一、復用二前韻一、

驟雨高樓濺二落輝一、海天秋色晚霏微、黑雲壯壓蛟龍下、紫電俄驚霹靂飛、漢殿涼來掩二紈扇一、陽臺夢去濕二仙衣一、亦知明月何長好、不レ倒二金樽一不レ用レ歸、

十八夜、集熊子璋宅、復用前韻、

萬家明月共秋輝、雲盡長天夜思微、鳷鵲觀前梧葉老、鵁鶄泉上鳳群飛、玉杵風寒光拂幌、金笳霜冷影浸衣、獨有登樓裁賦客、異鄉雖好更懷歸、自注云、子璋游宦于豐州、自言秋間悵然有歸思、

送山成之山東三首

講學當年齊魯都、沅湘看過赤楓餘、方知萬里從遊後、抽出蘭臺石室書、

吳門爲卒挈家來、到日誰知舊姓梅、君上泰山回首望、秋風何處練光開、郡有東嶽、

大梁城外古夷門、樽酒臨行贈一言、若說當初抱關者、到今猶感信陵恩、

平親席上賦得月下裁縫

翡翠簾前纖月開、佳人下拜繞階來、君恩不爲憐長袖、強把金刀隨意裁、

和復軒南中憶江東同遊韻三首

故人分手武昌城、樓上空懸孤月明、忽見西門楊柳色、春風吹起別時情、

一雙龍劍出豐城、紫氣蒼茫不見明、共說人間猶有合、望中長慰異鄉情、

鄒枚並入大梁城、授簡平臺雪色明、獨有茂陵多病客、于今猶抱倦遊情、

九月十三夜、與諸君約會希翊宅、晡時風雨驟至、半路而還、夜間月出、遙有此寄、

明月澄良夜、賞心終不違、層檐殘雨斷、高閣片雲飛、菊綻薰金椀、萱開應玉徽、空歌叢桂曲、却似剡中歸、

送從軍人傚人

漢將臨關日、旄頭馬上看、五原飛檄急、八月折膠寒、翠羽粧珠劍、鼉皮飾玉鞍、平生報恩子、定識斬樓蘭、

邊城曲

赤燧千峯急、邊聲鼓角長、營開胡月入、陣結虜雲張、柳葉飛金箭、梨花散鐵槍、前軍乘曉出、生縛左賢王、

從軍遊獵

絕漠胡塵靜、將軍獵塞城、彤弓彎月滿、畫戟拂霜寒、寒日雙鵰落、悲風萬馬鳴、薄暮笳聲動、歸旗指大營、

魏宮

銅雀園西漳水陽、蘭房椒閣桂作レ梁、玉臺高掛菱花鏡、翠帳新添迷迭香、蟬翼梳レ鬟還怯レ薄、蛾眉拂レ黛不レ厭レ長、宮中爭說金鍼巧、肯使三瑤姬補二袞裳一、

七月賀二豐州紀刺史誕節一 自注云、題云、契レ松延レ齡、倭歌題也、

燕寢垂弧日、秋風入二畫屛一、高攀君子樹、遙仰老人星、四十初彊仕、三千共遐齡、貞猶連二翠幌一、香葉接二蘭庭一、王母蟠桃熟 自注云、使君有二弄瓦之慶一、 仙郎折桂馨、 自注云、使君第四子頃入仕、 南山佳氣滿、渾對二茂林青一、

中秋作四首 自注云、己巳八月十五日、堪生レ女、名曰二清姫一、志二其時一也、每レ遇二生辰一、兒女輩置レ酒、且賞レ月、是歲甲戌之春、清姫夭、今夕對レ月者、喪レ明、然强賦以遣レ懷、

天風吹レ月露沾レ衣、環珮招魂夜未レ歸、琴上斷絃誰復辨、空懸二素影一照二金徽一、

羅幌無レ人風自開、蘭叢露泣夜蛩哀、誰言明月懷中墮、不レ似行雲夢裡來、

瓊樓玉宇倚二高寒一、桂影空懸欲二自攀一、惆悵嫦娥月中去、不レ敎三仙藥到二人間一、

雙環鴉髻繡羅裳、學得低眉拜二月光一、履跡空餘秋草色、滿階寒影夜如レ霜、

八月十六日伯止新居落成 伯止北人

碧溪新築傍二紅渠一、客裡秋光此載レ書、南去遙隨彭蠡雁、東流近就武昌魚、山中叢桂歌二招隱一、澤畔芳蘭賦二卜居一、爲謝天明月夕、美人相憶贈二瓊琚一、

小齋諸君集同賦二庭上未開梅一

庭上寒梅樹、枝頭春欲レ歸、臨レ風調二玉笛一、待レ月撫二金徽一、素艷猶遮レ面、幽香未レ出レ衣、幸得二芳心結一、還勝二學レ雪飛一、

奉レ和二太史公新正韻一

西周遺二大老一、東魯冠二諸生一、吾道乾坤在、斯文日月明、杏壇風欲レ動、蘭室氣方淸、自聽朱絃唱、同知二大雅聲一、

太史席上賦二得鳥聲開レ春

春城佳氣曉陰沈、忽聽新鶯轉二上林一、燕律初調鄒子管、楚歌難レ和郢人吟、五更喚起金門睡、萬里催レ歸玉塞心、青帝一從開二鳳曆一、韶光偏逐二鳥聲一深、

又賦二朝花萬福詩一

城闕晴雲曙、園林淑景催、日臨二承露掌一、花繞二避風臺一、鳥去金鈴動、蜂來錦幄開、豈無二桑扈賦一、旨酒捧二春杯一、

予昔去二山東一、託二一株梅樹於友人一、牢落三年宦既成、遂取レ之歸、今春花方盛開、同二數客一、花下小飲、和二田子韓韻一、

昨夜東風拂二雁池一、梁園雪後玉珂移、楚人原重黃金諾、駐樹應レ同二白首期一、共對二美人一疑二月色一、何勞驛使贈二春枝一、定知歲歲花相似、長使三風流若二此時一、

示二祇生一

南天紫氣斗間寒、匣裡雙龍此地蟠、博物張華猶未レ識、天教二雷煥一時看一、

分レ題賦二春夜裁縫一

白狼川北雪猶飛、丹鳳城南雁已歸、忍對二樓前桃李月一、滿襟春思縫二寒衣一、

爲二木齋一壽二大翁七十一 自注云、題云、松契二千年一、倭歌題也、

萬里蒼烟岱嶽分、青葱秀葉日氛氳、柯凌姑射千年雪、盖拂蓬萊五色雲、並レ帶蟠桃齊結レ子、雙飛白鶴共成レ羣、知君勾漏神仙令、長伴二清風一不レ厭レ聞、

送三田彝之二雲州一

白鶴雙飛海上來、徵書遙到起二蒿萊一、城頭氣色重雲出、封內山川太社開、大澤靈蛇傳二寶劍一、渥洼神馬產二高材一、此行不レ爲二鱸魚膾一、莫レ使二秋風客思催一 自注云、重雲太社靈蛇神馬、鱸魚皆用二州中故事一、

八月十四夜壽二某夫人誕辰一

二七銀蟾夜、清光照二瑁梁一、瑤臺看二月鏡一、金闕想二霓裳一、丹桂花初結、蟠桃子更香、從レ今滄海上、幾度見レ生レ桑、

鶴樓會賦二邊城秋一

秋色天山曉、單于獵火燒、彊胡南牧急、飛將北征遙、太白星芒暗、中黃士氣驕、悲風鳴二萬馬一、落日下二雙鵰一、塵起蓬先斷、霜飄草已凋、忽驚鴻雁至、漢月自迢迢、

丙子上日

金湯萬雉據二雄州一、玉帛三朝會二上遊一、龍虎氣蒸二滄海一湧、黿鼉日抱二大江一流、斗杓東指星低レ樹、嶽色西來雲滿レ樓、春入二朱門一多二邸第一、漢家原自賜二王侯一、

歲初志レ喜呈二太史公一 自注云、去冬藩府賜二六經及群籍一、

東壁星文寶氣浮、寵光雙映賜書樓、漢廷共美河間好、魏代還輕鄴下遊、乃識一經堪レ敎レ子、何論萬里覓二封侯一、龍門心醉餘波在、要レ問桃花三疊流、

爲二小塙丈人一賦二鐵洲四景一

東海飛塵斷、南天孤月開、三山秋水淺、萬里夜潮來、强弩移二龍窟一、明珠剖二蚌胎一、桑田人世在、不三必訪二蓬萊一、

右鐵洲秋月

上方鐘始動、下界夢先知、寶篆晨香繞、金蓮夜漏移、潮音雲外應、霜氣月中吹、遙識東林老、應三須禮二六時一、

右圓通時鐘

西京分ニ嶽鎮一、東邑仰ニ山宗一、天入ニ蒼龍野一、地開ニ白虎峯一、桑畝懸ニ五夜一、松巒鬱ニ三冬一、予採汀洲上、蘋花香露濃、

右愛岩神殿

初地空王閣、諸天梵帝家、經臺翻ニ貝葉一、香社結ニ蓮花一、鴈塔慈雲峻、雞園寶樹斜、遠公寧許レ飲、皆渡ニ虎谿一賒、

右三縁佛閣

庚寅元日、壽ニ外舅日下翁八十誕節一、

南極星輝五夜天、東風先度壽觴前、功成渾似ニ汎湖日一、望久應レ同ニ釣レ渭年一、玉樹映レ階群子弟、瑤池開レ宴集神仙、當初射礼今猶在、笑指扶桑借レ日懸、自注云、去歳季冬、南極星見、今歳元日、適値ニ翁之誕節一、翁舊越人、阿姬偕老、子姪多レ賢、且翁壯時善射穿レ札、詩中皆紀ニ其實一云、

正月十二日、陪ニ太史宴一、同賦ニ春酒介壽一、

蘭樽酒泛萬年卮、錦曲歌翻七月詩、試把ニ玉笙一來按レ譜、簾前春日自遲遲、

和ニ源桃溪賀ニ滄浪新居一、自注云、居在ニ駿臺下一、

玉帛三徵賢路開、黄金求レ駿是燕臺、蛟龍氣向ニ南天一合、鴻雁賓從ニ北地一來、繞レ砌芝蘭今自在、滿レ門桃李舊曾栽、此中誰和陽春曲、坐對ニ西山白雪堆一、

春初聞ニ松禎卿舍弟、去秋就ニ常山相公辟一、以賀、

蟾宮早折ニ桂枝一歸、到日新鶯拂ニ曙暉一、冀北一空龍馬出、河東雙起鳳凰飛、煙開秋水蓮花幕、雲染春風柳色衣、應レ識梁園詩賦客、池塘芳草夢相依、

和ニ室直淸次ニ春初韻一二首

雄藩坐鎮賀蘭州、鈴閣延レ賢冠俊遊、紫塞若レ雲連ニ北地一、黄河似レ帶指ニ東流一、月明秋水蓮花府、日映春風棣蕚樓、玉帛朝來如問レ俗、干城應ニ是賦ニ公侯一、自注云、當代禮遇相府寵比ニ親藩一、故云、

陽春白雪和ニ巴謳一、郢裡遙思思倚レ樓、已附ニ青雲一遂ニ夙志一、還酬ニ明月一感ニ曾遊一、遺梅我自慚ニ韓子一、採藻君應レ頌ニ魯侯一、共是關西門下士、十年猶未レ接ニ風流一、自注云、昔年直淸欲薦ニ堪於北藩一、且有ニ中秋酬和一、

再答二首

棨戟遙臨下ニ北州一、鳴珂到日遠從遊、金城攀レ柳青春隔、玉笛吹レ梅素月流、塞上鴈群飛作レ陣、波間蜃氣結成レ樓、班生原自思歸切、不レ問當年萬里侯、自注云、登州在ニ封內一、故用ニ海市一、

萬里滄浪倚レ棹謳、塵纓欲レ濯水明レ樓、豈思洛下書生詠、爭似二鄴中才子遊一、流徵彌高傳二郢客一、雙珠並映報二隋侯一、相思江上人何處、碧霧蒼茫片月流、自注云、來詩有レ云、聞道詩名傳二帝州一、洛陽才子羨二交遊一、

復答二首

春風楊柳動二邊州一、萬里思レ鄉自倦遊、孤館聽レ鶯消二白日一、高城送レ鴈瞰二蒼流一、五言曾記蘇鄉節、八詠今知沈約樓、爲報玄經能守者、當時高第姓爲レ侯、自注云、前日見下滄浪春初五言及和二季溪一詩上、又和二堪韻一、總是八首、

昨夜懷レ君月下謳、玉簫遙度鳳凰樓、梅逢二驛使一一枝贈、草望二王孫一千里遊、已識氷清如二樂令一、更知山巖似二周侯一、武陵非二獨神仙者一、好逐二桃花一問二上流一、

重和三室直清次二春初韻一六首

才名落落重二中州一、此日江東賦二遠遊一、豈對二北堂一春不レ老、草生二南浦一水空流、百年壯志曾題レ柱、萬里歸心獨上レ樓、莫レ說瑤華難レ可レ報、采藥猶自用二公侯一、

春風吹起桂叢謳、夜雪難レ乘月照レ樓、南國鵲巢之子賦、北溟鵬翼此間遊、築レ金臺上曾招レ士、抱レ璞山中竟拜レ侯、却恨一條涇渭水、年年東去自分流、直清號二鳩巢一

當今高士號二南州一、一榻長懸歷二貴遊一、白壁難レ酬連璧友、塵纓欲レ問濯纓流、袖中不レ滅三年字、床下還思百尺樓、鄭國羔裘堪レ可レ賦、彼其之子直且侯、直清一號二滄浪一

曾唱二驪駒一醉裡謳、玉珂花映驛邊樓、觀風舊被二南方化一、述職時隨二東海遊一、季札當年來二上國一、孟軻行處見二諸侯一、高堂應レ計回轅日、遙指天涯大火流、

春來梅發似二楊州一、醉裏彷徨疑二夢遊一、四野風雲開二嶽色一、萬家烟樹抱二江流一、遙思孺子滄浪水、獨立仙人白石樓、謝掾旌旄莫レ問、浮生非三是爲二封侯一、

故人高曲和二齊謳一、三日梁塵繞二綺樓一、南館思レ經猶旅食、西園飛レ蓋更遨遊、已傳一字踰二華袞一、何問千金擬二素侯一、欲レ寄二雙魚無恙一否、百花潭水是春流、

復和二直清示韻一二首　卽留別作

仙子登瀛第幾洲、海天東接二五雲一流、蓬萊一水猶清淺、却在二人間一不レ可レ求、

江雲一片阻二交歡一、況復人生離別難、不レ忍春風江上鴈、金城北去望中看、

正月二十六日、太史廟上、賦二得暗黄著レ柳

楊柳短長枝、春風引作レ絲、欲レ翻二金縷曲一、未レ按二白花辭一、鶯羽棲二烟岸一、鷺兒宿二月池一、美人鸞鏡裡、何日學二蛾眉一、

南天燭

百枝紅爛曉霜前、火樹煌煌翠梟レ烟、北極燭龍寒月照、南方朱鳥列星懸、王家空惜珊瑚色、衞國猶思菉竹篇、況有ニ青精堪レ作レ飯、蕋珠宮裡問ニ神仙一、

蒲萄

萬里西來漢使前、上林高架綠雲連、驪龍宮裡明珠動、烏鵲橋頭列宿懸、玉甕醲レ泉瓊液冷、金盤承レ露水精圓、斕斑織出機中錦、總爲ニ佳人一得レ取レ憐、

某人母堂壽詩賦レ菊

瑤水秋通酈水陽、西來王母泛ニ仙觴一、南山稱レ壽金樽滿、東海添レ籌錦帨長、翠葉帶將萱艸色、黃葩分レ得桂枝香、醉來笑向ニ階前一看、舞映斑斕五彩裳、

牽牛花

雙鳳啣飛織錦梭、彩雲深鎖紫皇家、鵲橋一斷銀河隔、遙寄ニ相思一夜剪レ花、

丁丑人日喜ニ田服二生來一（自注云、去歲二生出身、）

今夕惟何夕、相逢月下吟、民星多有レ好、人日易レ成レ陰、粧想ニ梅花媚一、衣知ニ柳色深一、陽春留ニ白雲一、應レ入ニ郢中琴一、

太史席上賦ニ得魚上レ氷

寒魚翻ニ密藻一、暖岸帶ニ流澌一、晴日紅ニ雙尾一、新波綠ニ半池一、已同ニ冬筆感一、寧似ニ夏蟲疑一、應レ待桃花水、直將ニ雲雨一期、

和ニ原九韻一贈ニ石梁一

霜落貂裘舌尚存、倦遊曾向ニ客中一論、千嵓競秀天台賦、三徑就レ荒彭澤樽、道學多年依ニ鹿洞一、名流當日接ニ龍門一、君今衣錦歸來好、越嶺花明照ニ故園一、

梅影

碧天流月夜如レ霜、玉艷寒凝淡淡粧、羅幌乍飄踈影動、微風吹作ニ返魂香一、

季夏病中、遙謝ニ幽庵餽ニ白柹一、予雅嗜ニ此物一、嘗比ニ荔實蔗根一、

滿林秋綴絳紗囊、紅葉題レ書字亦香、荔子摘來纔變レ色、蔗根採去更凝レ漿、金莖冷結ニ三危露一、玉粟寒生ニ六月霜一、原是長卿消渴久、因レ君要レ擬ニ再遊レ梁、

消息子

素毳團圓雪作レ毬、銀花點綴玉簪頭、攀レ條柳絮輕輕碎、（自注云、羅鄴柳花詩、輕輕碎粉落無レ香、）拾レ翠黃英茷茷柔、（自注云、選詩、蘭野萋茷英）盈處寧如ニ師摯始一、洗來還似ニ潁川流一、有レ時耳熱方酣酒、拈起淒風滿鬢秋、

中秋海口新橋對月和田生韻

白蘋洲渚木蘭舟、月滿長橋倚素秋、烏鵲河邊楡影冷、嫦娥宮裡桂香浮、神人鞭石滄波動、仙子梯雲灝氣流、爲報相如題柱處、不知何夕問曾遊、

挽恭靖木先生詩十首 自注云、十二月二十三日戌時卒、壽七十八、

星軺徵聘擁蒲輪、君昔歸來北海濱、　世共推天下老、百年空化墓中人、遺書何用求封禪、前席誰因問鬼神、惆悵九原無起日、寒烟荒草欲生春、

帝告巫陽猶未下、蒼天何處可招君、素帷霜拂西郊樹、丹旐風翻東海雲、坐奠兩楹都似夢、封崇四尺亦爲墳、長歌一斷消搖後、却使文章不得聞、

四馬蕭蕭送葬車、古原霜落白楊疎、大名私議門人諡、厚德應傳國史書、爲志我聞三代飾、築場誰結六年廬、自今弟子如星散、共是離群嘆索居、

萬里蕭條涕淚沱、白雲相送入山阿、素車有客霜華滿、繐帳無人月色多、瓠葉當時談俎豆、杏花何處聽絃歌、西門一路依然在、不忍還將醉裡過、

朔風飛旐去翩翩、雙淚潺湲逐逝川、古路鳥聲悲落日、荒郊樹色慘寒烟、一家自是遺清白、千載誰能識太玄、豈料死生眞契濶、只期相見及黃泉、

長江雲霧暗文星、蘭葉霜紅白露馨、堂上空帷留几杖、壁間遺像託丹青、平居不□尊周禮、自注云、先生嘗尊信此經、薄葬相從齋孝經、自注云、先生遺言殉此經、彷彿舊時函丈夢、天風吹入夜冥冥、

江路悠悠江水長、玆時不及我心傷、雲烟只見文章色、草木猶聞姓字香、奠酒定知徐孺子、作碑何愧蔡中郎、笛聲吹落虞淵日、萬里悲風入白楊、

江天霜氣日稜稜、木落孤村見夜燈、竹箭渡頭波自急、蓮花池上塔成層、九原空認尋牛地、千載猶思下馬陵、爲記儒林傳故事、百車上冢有誰能、自注云、先生塋域下池上村本門寺東寺、奉法華云、其數里有矢口渡、土人傳云、源義興所沒也、

一從高臥起東山、洞裡薔薇長掩關、只爲脩文歸地下、昔教遺草出人間、朱絃已絶流泉咽、絳帳猶懸落日間、欲採梅花侑卮酒、天寒江樹未堪攀、

百年丘壟豈忘情、千里歸心欲問程、芋葉收來懷錦里、柳條攀去憶金城、東山未遂生前志、北斗空懸沒後名、冢上一痕滄海月、宵宵應傍故鄉明、自注云、錦里者、先生故居金城謂北藩金澤也、

田氏黃鶴樓落成 自注云、田氏世稱隱居、

青松滿院繞庭除、傳是華陽舊隱居、家學神仙曾得

レ藥、門過ニ長者ニ既多レ車、樓中舞鶴雲生レ壁、堂上丸熊月照レ書、況過ニ紫荊花發日一見君兄弟玉相如、

鶴樓席上和ニ蘭谷韻一 自注云生家在ニ青山一云

黃鶴歸飛下ニ碧岑一樓成自レ古視猶レ今、客來白雪歌先唱、家住ニ青山一夢可レ尋、百步香聞蘭在レ谷、一枝才擢桂爲レ林、相逢應ニ是娛ニ良夜一不レ問江天明月沈、

和下都鎰湖冬夜題ニ旅館一韻上

客夜蕭條獨自吟、燈花飄盡對ニ更深一霜吹ニ草木一年將レ晚、雪滿ニ關山ニ路欲レ尋、孤劍龍寒埋ニ紫氣一敝裘貂冷散ニ黃金一功名却笑多ニ機事一歸去祗應レ老ニ漢陰一

庚辰元日壽ニ外舅日下翁七十一

南極高堂上、東風綺席前、雞迎初度日、鶴識遐齡年、栢酒春香動、桑弧佳氣懸、已知雷氏劍、每畏祖生鞭、黃石曾逢レ老、丹砂亦欲レ仙、世間何所レ樂、最是子孫賢、自注云、翁越之望族也、性素好レ勇、而通ニ武藝一善相ニ刀劍一及レ老頗得ニ脩養之術一

辛巳仲冬從ニ駕東郊別館一

朱門別館近レ郊開、晝戟清霜拂レ樹來、捲レ幔江雲隨ニ劍履一憑レ欄海氣捧ニ樓臺一花宮鳴ニ磬驚ニ林葉一茅舍□□破ニ徑苔一陪宴共聽相悅樂、還慚齊國作レ詩才、

元夜鶴樓席上與ニ諸子一同賦ニ家花車斜韻一

何處元宵好、元宵豪士家、蘭燈飄ニ玉蕋一桂酒泛ニ金花一坐合ニ雙龍劒一門容ニ駟馬車一祗應ニ長夜醉一不レ問月華斜、

春近餘雪

朔風吹不レ盡、雪色映ニ樓臺一陰嶺日纔動、陽坡烟欲レ開、玉笛抽ニ宿麥一粉蘂吐ニ寒梅一幸有ニ郢中曲一高歌更自催、

賦ニ得春暮草頭齊一 自注云、東都諸子、以ニ菅公詩句一爲レ題、余亦得ニ其一一

千里花紅鶯亂啼、如レ烟芳草望中迷、年年春暮長安路、總向ニ王孫去後一齊、

每歲中秋、賞ニ月於田生鶴樓一十年矣、此夕無レ月、坐客不レ樂、酒數行、生奉ニ觴于我前一以ニ明珠一雙一爲レ壽、我爲レ之戲曰、不レ愁明月盡、自有ニ夜珠來一蓋今夕之謂也、坐客皆粲然而笑、遂以賦、

一樽今夕酒、十載故人樓、東海魚龍夜、南天鴻雁秋、難レ酬ニ明月贈一更得ニ廣寒遊一不レ恨浮雲色、免レ敎レ照ニ白頭一

近傳ニ煉丹法一而求ニ眞珠於藥肆中一眞者最少、適中秋夜、得ニ南珠於鶴樓一報レ之以レ詩、再次ニ

前韻、答二其和詩一、

今夕知何夕、雲深海上樓、珠來玄鶴夜、藥得素娥秋、豈問二瀛洲路一、還勝二漢水遊一、此中明月滿、倚レ檻莫レ回レ頭、

八月十六夜海天望レ月作

可レ憐今夕月、還勝二舊時秋一、縱有二金甌缺一、應下將二玉斧一修上、蒼溟波不レ動、碧漢露如レ流、夜靜蛟龍舞、天明罔象愁、鴻傳千里字、人倚萬家樓、最識無二私照一、清輝偏二九州一、

甲申仲冬侍レ講、因賜二紫牡丹一枝一、詩以奉レ謝、

仙律分二寒景一、名花先二艶陽一、紫袍深借レ色、玉案近凝レ香、爲愛三冬日、應レ凌二五夜霜一、願將二松栢操一、共得レ答二恩光一、

丙戌仲春、和二諸君所レ贈壽詩韻一二十六首

白馬蕭蕭翠柳烟、離歌一散玉珂前、王孫芳艸迷二千里一、驛使梅花隔二十年一、孤劍龍寒南斗暗、尺書鴻斷朔雲偏、春流無レ恙滄浪水、珍重雙魚迢遞傳、

金榻珠簾碧玉欄、青閨新闢萬人歡、龍樓日暖春聽レ誦、鶴駕天淸曉問レ安、白骨不レ論疲二執戟一、朱門何必笑二彈冠一、樂章齊唱重輪曲、誰使三歌聲似二伯鸞一、

佳人錦繡恨難レ酬、北望眞堪レ賦二四愁一、楊柳絮飄傷二遠別一、薔薇花結感二同遊一、樽前霞散朱顏暮、鏡裡霜飛綠鬢秋、十載春風無レ限意、高城送レ雁瞰二蒼流一、

舊事風流今已衰、說レ詩何必解二人頤一、青春忽値二桑弧日一、華髮重論二竹馬時一、珠履客留燒レ燭短、綵衣兒舞擧レ杯遲、醉中還似二襄陽好一、莫レ問誰家是習池、右和二室滄浪一

飛來尺素朔雲長、遙勸南山壽レ我觴、百歲桑楡催二暮景一、三春桃李借二餘光一、丹心許レ國常懸レ日、黑髮憂レ天半染レ霜、莫レ怪瑤華難レ報レ贈、匆匆歸雁起二衡陽一、右和二南山一

二月芳郊送社天、一樽佳酒惜二流年一、絳人甲子推二三百一、椿樹春秋壽二八千一、屋上靑山連二坐榻一、林間黃鳥佐二歌筵一、賴君自有二金丹術一、肯使三閒愁到二鬢邊一、右和二田子彝一

青郊晴吐柳條烟、才子乘レ春對二壽筵一、南海明珠堪レ照レ夜、西山靈藥好延レ年、高堂吾識非二熊老一、華表人疑化鶴仙、不レ怪詩成多二五色一、綵衣燦爛綵毫傳、右和二南藩書記田信威一、家在二西山一、其大人今年壽八十也云、

文星一夜燦二靈臺一、忽辟西園托乘才、鶴駕天迎千仗簫、龍樓日映五雲開、春闈香暖横レ經入、晝漏聲稀下レ殿來、爲想瀛洲陪レ宴日、拜恩同賜紫霞杯、右和二服紹卿一、紹卿儲副、在二潛邸一之日被レ召、方今職在二勸講一焉、

當年起草漢仙郎、天近二明河一繞二苑墻一、東壁文垂聯璧
象、西園翰染吐花香、金閨通籍晨趨早、玉漏傳籌夜直
長、珍重機雲才並入、青雲相見共啣レ觴、右和二服維恭一、紹卿弟、
鸞鳳雛飛舞二綵雲一、蓬萊五色借二氤氳一、乘レ槎忽向二天
河一上、折レ桂高從二月樹一分、屏上龍蛇題二大字一、壁中蝌
蚪誦二遺文一、生年十一應二明試一、待見巖廊能致レ君、右和二平允
仲一、允仲年甫十一、儲副潛邸之日、召試以二論語及中庸一、且命大二書其所レ賦詩於御屏一、
春風吹レ綠泛二壺觴一、客唱二南山一入二雅章一、海燕桃花經二
社日一、河豚荻笋遍二江鄉一、斜川吾想陶元亮、吳郡誰過顧
辟彊、還恨子虛能賦者、到レ今袁馬倦二遊梁一、古和二山順之一
綵衣雙舞綠樽開、客唱二陽春一勸二壽杯一、二月雷聲龍共
動、三山雲氣鶴同來、日長天借二桑楡景一、年老人慚二樗櫟
材一、大隱不レ妨朝市在、肯將三華髮賦二歸哉一、右和二田伯鄰一
青歲懸弧日、桑楡景色新、渾忘華髮老、偏喜綵衣馴、坐
滿樽前客、文多席上珍、況君千里贈、應三是爲二情眞一、
右和二原伯成一、北藩人、
娟娟梅上月、藹藹竹梢雲、坐二我剡溪曲一、依稀疑見レ君、
右和二南豊南山之子某一、今年十二、善二詩及書畫一、自畫二梅竹一、題レ詩以贈、
飛閣遙懸北斗開、城頭景色日相催、蜃吹二海氣一千樓
出、犀鎮二川流一二水來、雪裡春歸楊柳笛、霜前秋泛菊

花杯、登高更識君能賦、豈讓二當年王勃才一、
建安風骨鄴王臺、七步詩成誰爲催、冀北當年龍種出、
襄陽此日鳳雛來、吟將二西嶺千秋雪一、勸作二南山萬壽
杯一、子幼淵源今又在、外家元識馬遷才、右和二太昌言一、昌言滄浪外甥、是年十
四、善二詩及書一、
○已下皆北藩人
黃鳥翩翩楊柳靑、春風朝退宴二家庭一、銅龍今見眞天日、
金馬誰知是歲星、未レ授淮王鴻寶術、空談揚子太玄經、
濟レ時休レ問飛騰急、何似扶搖起二北溟一、
蓬萊路近海無レ濤、一榻松風落二鶴毛一、綠徑香飄山上
藥、靑溪花泛洞中桃、雲間忽過鷄聲小、月裡長懸兔影
高、君自神仙能却レ老、還將二白髮一恨レ難レ遭、右和二源順元一
山翁每醉習家池、君自風流似二昔時一、大守二州分二虎
竹一、相公八座拜二龍墀一、芙蓉秋泛紅雲麗、桃李春開白日
遲、難レ報隴頭千里贈、卽今何處折二南枝一、
北海樽前未レ得レ陪、春風何日盡二餘杯一、玉壺徒爲二長歌
碎一、金鏡偏將二短髮一開、驛使相逢梅落盡、帛書欲レ寄雁
飛廻、百年疎懶吾今老、幸□山公不レ枉レ才、右和二山敬美一
金華本顯越山川、異姓封侯記二漢年一、龍駕親臨新邸第、
鳳幃長侍舊經筵、淮山丹桂思二招隱一、相府紅蓮好選
レ賢、故國由來喬木在、嚶嚶黃鳥幾時遷、

會稽名士帝城人、我想二風流一夢寐頻、雪後輕舟剡溪月、花前芳酒洛陽春、素衣可レ厭京塵汚、青柳還憐客舍新、珍重英明賢太守、鹿鳴原自樂二嘉賓一、

雪霽山陰脩竹林、寒溪月照二碧流一深、子猷清興猶懷レ古、太白英風亦視レ今、玉案只應レ難二報贈一、朱絃何必少二知音一、客中花撲金陵酒、不レ醉二春風一不レ慰レ心、

舞綵樽前勸二壽卮一、華顚笑插老松枝、靑天倚レ劍論レ心壯、白雪彈レ琴下レ指遲、東海可三能求二大藥一、南陔應三復補二亡詩一、武陵此處桃花在、未三必商山採二紫芝一、右和二藤由言一

公孫開レ閣鳳城東、射策當年甲科中、桂闕高攀仙子月、蘭臺近對大王風、吳門變レ姓身何隱、燕市酣歌調自同、流水一彈君莫レ惜、鍾期未二必獨能聽一、右和二藤知愼一

滄浪寄レ詩、兼示下遊寺失鶴與二山秀才藤剡溪一、賦二梅雨一等作上、因和レ韻、

芙蓉綠水一時開、多士風流屬二上才一、林下鹿行過二寶閣一、自注云、遊寺詩有レ云、古岸蒼流鹿飮レ溪、故有二鹿林之語一、鹿林一名鹿苑、佛成道處、雲間鶴舞到二瑤臺一、興來剡曲堪レ回レ棹、醉去高陽好把レ杯、應レ似二當年犀浦客一、冥冥細雨送二黃梅一、自注云、杜工部梅雨詩、有二南京犀浦道、冥冥細雨來句一、金城下有レ水曰二犀川一、

丁亥春初、滄浪和下謝二燭盤一詩上、報曰、今年五十、去冬始得二一兒一、重次二前韻一以賀、

佳氣葱葱藹二北城一、懸弧堂上酒方淸、玉桃著レ子千年結、珠蚌生胎五夜明、定識大人占二吉夢一、要三須英物試二啼聲一、君家有下繼二經綸一業上、留與芸窻二一尺檠、

簡二南南山僑居一 自注云、南山西人轉二徙北州一、今來二東都一、

君似二黃河水一、遠來滄海東、客孤歸雁後、春減落花中、鬢換二愁邊白一、顏銷二笑裡紅一、要將二千日酒一、可下與二故人一同上、

春日忽憶二南中祇生一

葛城山上白雲飛、吹落春風綠薜衣、空有二江南芳草路一、可レ憐遊子不レ思レ歸、自注云、祇生嘗有下賦二葛城雲一詩上、

南山和下予春日忽憶二祇生一詩上、重次レ韻三首、

武昌門外柳花飛、忽憶春風拂二別衣一、一尺帛書何所惜、年年鴻雁自レ南歸、

南中三月杜鵑飛、客淚如レ花紅染レ衣、共說賈生年尚少、不レ知宣室幾時歸、

霜吹二短髮一著レ蓬飛、可レ忍紅塵化二素衣一、十載交遊君只在、又着春色一年歸、

又次二前韻一呈二南山一

越王臺上越禽飛、義士當年盡錦衣、莫レ問陶朱功就後、扁舟獨向二五湖一歸、（自注云、南山近有二歸志一故云、）

去歳簡二林道榮一、求二其楷字一、今秋贈二數幅一、且有レ詩、次レ韻以謝、

西園翰墨冠二詞場一、尺璧雙投明月光、草法由來推二絕妙一、眞書不三獨見二飄揚一、嘗聞外國求二名蹟一、幸比鄰人得二報章一、長史醉時顚可レ甚、何緣尊酒宴二高堂一、

守歳恭紀十韻

乾文玄枵會、地統殷正移、陽德先二天節一、神光照レ殿時、星宮紀二甲子一、日御臨二咸池一、長子洊雷動、生民厥月彌、猗蘭開二玉葉一、仙桂茁二金枝一、已叶熊羆夢、當レ知龍鳳姿、桑弧四方志、椒酒萬年卮、銀漢遙分レ派、黃河遠應レ期、百霧隨二率舞一、六合仰二重離一、麟趾風猶在、千春可レ誦レ詩、（自注云、是歳戊子十二月甲子辰時、天孫生越二四日戊辰一立春、）

謝樗寮翁詩并引

王右軍蘭亭脩禊帖、後人盛稱以爲二神品一、不三曾後人盡稱レ之、雖二右軍一亦自以爲レ有二神助一焉、去歳戊子春三月、古越樗寮翁、爲レ我列二叙昔賢三十六人一、錄三其所二歌詠一、以寄贈、翁以レ書名二於天下一也尚矣、而我素不レ知レ書、安能知二其品之神一也、右軍有レ言、後之視レ今、亦猶二今之視一レ昔、亦安知下後之稱二此帖一、將上有下如二亭蘭一者上哉、我今得レ之、亦何幸也、因賦二一詩一以謝、

晉代善書王右軍、黃庭經換二白鵞群一、蘭亭人去桂花老、千古風流復見レ君、

壬午中秋、同二伯鄰一、泛二舟東川一、攀二桂花子牛頭寺一、

畫舫過二垂虹一、長歌泝二郭東一、停レ撓雙樹下、洗レ盞亂流中、竹渡寒烟綠、花川落日紅、醉來時折レ桂、疑是到二蟾宮一、

又（日暮陰雲四合）

畫艇中流動、飛烟送二夕曛一、銀橋誰問レ月、玉管不レ披レ雲、西吹飄二歌扇一、東波濺二舞裙一、徒將二千里夜一、定惜九秋分、

和二石梁北歸留別韻一

攬レ轡霜飛嶺樹中、靑天路轉阻二西東一、鯤溟浪湧沈雲黑、蜃氣樓危落日紅、島外烟開帆影出、崖前潮去馬蹄通、相思應レ有二平安字一、時寄二秋鴻萬里風一、

見下梁景鸞寄二黃鶴樓一詩上、悵然有二感舊之情一、因

和二其韻一、

綠酒天寒紫綺裘、蘭燈一夕接二風流一、彩毫幾見傳二新賦一、華髮何堪憶二舊遊一、莫レ問五噫生二感慨一、遙知七序繼二春秋一、當時玉笛今搖落、吹二盡梅花一懶レ上レ樓、

壬辰九月十一夕月下賦

高天包二大荒一、萬里月蒼蒼、碧漢流二淸露一、金飈凜二肅霜一、陰蟲聲乍斷、陽鳥影方翔、黃菊花何老、徒將二晚節一香、

癸巳中秋小集自注云、是夕會者、滄浪、天漪、觀瀾、新川、鶴樓、蠡湖等十數輩、

二十二年秋、年年醉二鶴樓一、梅花江上笛、桂樹淮南謳、不レ恨催二衰老一、何妨及二勝遊一、幸將二今夕月一、更喜故人留、

和二滄浪韻一

碧天雲淨皎如レ霜、萬里明河蘸二月光一、北地昔傳鴻鴈字、南樓今對桂花香、興來偏恨愁中老、病起何堪醉後狂、爲報應三須娛二永夜一、莫レ辭風露灑二衣裳一、

和二鶴樓韻一

昔時三五夜、贈レ我雙珠明、鶴向二樓前一舞、蟾將二月裡一淸、蓬山傳二大藥一、洛浦學二仙笙一、羨子壺中樂、長懷二遺世情一、

又

金風桂子秋、明月近二江樓一、白石烹二盤饌一、滄浪入二棹謳一、枉二君千里駕一、感二我十年遊一、爲喜梁園客、周南得二滯留一、自注云、天漪詩中、有下新芋薦二盤饌一之句上、梁園客謂二宅緝明一也、

和下滄浪見二余詩一有レ感作上五首

梁園授簡盡才雄、上客相如意氣中、豈料茂陵多病日、秋深四壁聽二鳴蟲一、

孤劍霜吹兩鬢秋、據レ鞍何レ復爲二封侯一、老來辜負平生志、苦憶當年馬少游、

萬里江流片月孤、南飛鴈與二白雲一俱、當時非レ有二滄浪曲一、憔悴誰憐楚大夫、

西風一夕起二青蘋一、搖落秋天愁二殺人一、空記貞觀太平日、玄成幸自作二良臣一、

一行爲レ吏二十年、說到二前朝一更悵然、莫レ問桃花源上路、武陵何必是神仙、

初秋鶴樓小集賦二宮詞一

芙蓉水殿露華浮、明月猶懸乞巧樓、象篁口笙秋氣冷、玉窓深處數螢流、

九月十三夕、次二滄浪中秋韻一、以簡、自注云、前約下高天漪與二諸君一、此夕賞レ月、及レ期余乃命レ駕、忽聞二主人辭レ客、半塗而還、因有二此作一、

滄江一臥過ニ重陽ヲ、萬里天晴接ニ水光ニ、鴻鴈霜來黃菊老、鯉魚風起白蘋香、庾公明月興何淺、阮子窮途心欲レ狂、況復悲哉堪レ可レ賦、夜長砧杵擣ニ衣裳ヲ、

九月十五夕、欲下邀ニ諸君一賞上レ月、因簡五首、

漸離擊レ筑泣ニ荊軻ヲ、壯士由來感慨多、我亦豈無ニ燕市酒一、只今誰復和ニ悲歌ヲ、呈ニ高天漪一

西風吹起洞庭波、落木蕭蕭月色多、屈子近來吟獨苦、霜浪何處聽ニ清歌ヲ、呈ニ室滄浪一

黃鶴他人騎レ鶴過、于今樓上白雲多、當時醉客誰猶在、更憶樽前奏ニ郢歌ヲ、呈ニ鶴樓一

鴟夷歸去五湖波、吳苑秋風白露多、欲レ問孤舟明月色、採蓮人散不レ勝レ歌、呈ニ都蠡湖一

霜風短布歲蹉跎、回レ首南山白石多、長夜曼曼誰爲レ識、可レ憐甯子飯牛歌、自述

九月之望、諸君賞ニ月於草堂ニ、明發滄浪有レ書見レ謝、又和ニ前韻ニ答レ之、

飛鴻一夜度ニ微霜ヲ、楓樹蕭森玉露光、共醉庾公樓上月、猶聞荀令坐中香、青雲論レ友常難レ合、白眼看レ人未ニ必狂ニ、不ニ是滄浪歌曲在ニ、芙蓉水冷不レ勝レ裳、

又用ニ前韻ニ答ニ滄浪一五首、請見ニ予詩ニ、

城上清鐘散ニ粉墻ニ、霜華拂レ檻冷ニ秋光ニ、雁行月度銀河影、桂子風飄碧漢香、玉塵談玄言又妙、金貂換レ酒興何狂、昔遊因憶鴻臚夜、翡翠當年獻ニ越裳ヲ、自注云、辛卯之冬、嘗觀下諸儒與ニ外國使一會中於客館上、

孤臣皓髮廿年霜、舊學由來借ニ寵光ヲ、莫レ問梁園裁ニ月賦ヲ、空違漢署握ニ蘭香ヲ、三繪爲惜先生老、一鶚猶憐處士狂、誰道兩都驄馬路、西風塵淨使車裳、自注云、頃見下滄浪門人詩有ニ繪魚一之句上、又滄浪嘗論下我薦ニ祇秀才ニ而俱奉レ使之事上、故詩中及レ此、

當年乞骸未レ還レ鄉、衰朽猶依日月光、蓬髮霜吹孤劍色、菊花秋老一樽香、嵇康平昔不レ堪レ俗、袁粲方今欲レ試レ狂、袞職從來何有レ闕、夔龍能補ニ舜衣裳ヲ、

玉具寶裝三尺霜、先朝時陽有ニ輝光ニ、灰心已向ニ生前冷一、俠骨寧將ニ死後一香、白露夜寒孤鶴唳、黃花節去一蜂狂、赤松此日遊ニ何處ニ、誰剪ニ丹霞一問ニ舊裳一、

中秋既過又重陽、長想南樓對ニ月光ニ、松竹歲寒無レ改レ色、芝蘭人化不レ聞レ香、周公豈棄故時舊、孔子何思吾黨狂、今日誰能聽ニ此曲ヲ、知君原自賦ニ同裳ヲ、

見ニ北地昌言生瀟湘言懷詩五首一、其氣韻古雅、酷似ニ其舅ニ、因和ニ第一篇ニ、以贈ニ滄浪子ニ、

霜拂ニ青梧ニ白石欄、飛鴻一夕下ニ江湍ニ、美人遙寄瑤華

贈、明月雙懸玉樹寒、曾向㆓滄浪㆒聽㆓古調㆒、近過㆓湘水㆒訪㆓幽蘭㆒、漢廷長孺今猶在、四至從來識㆓馬安㆒、

有㆑感

函中匕首筑中鉛、壯士相逢樽酒前、易水東流何日盡、荊卿西去幾人憐、

白石先生餘稿卷之二終

白石先生餘稿卷之三

男 新井明卿大亮輯

垂裕堂八詠 堂在泉州

葛城峯

天上玉芙蓉、五城十二重、帝畿標巨鎮、神府擁群峯、列宿環朱鳥、飛泉掛白龍、霓旌仙蹕度、時有羽人逢、自注云、雄略帝獵于此山、而逢仙事出國史、餘見題註、

淡路嶋

萬歲幽宮閟、孤洲積水回、風雲天柱壯、烟霧海門開、樹色波間動、潮聲月裡來、蒼梧南狩後、落日望中哀、自注云、太古伊弉氏之世、建天柱于此、亦造幽宮而隱事出國史、餘見題註、

茅渟海

天將逾津日、黃龍負帝舟、東征資上略、南伐入中州、白羽星方落、滄溟血作流、雄威千載在、波浪激陽侯、自注云、神武帝東征、舟師所遇奔潮之處、卽今難波也、既而與賊戰于青雲、帝兄傷於矢、兄乃謀曰、我師南出、以入中州可也、師還渡海、中流洗其血、海水變赤、因名其海曰血沼、後改茅渟、蓋方言相通也、乃至于海口、大呼曰、男子將死於奴手耶、其聲甚雄、因名其所曰男水門、亦曰雄水門、遂及南紀而薨、事詳于古事記、

武庫山

萬仭鬱嵯峨、天兵一凱歌、玄雲熊耳甲、紫電虎皮戈、蘋渚沈魂冷、苔碑墮淚多、年年春艸色、何處見銅駝、自注云、山下有經島及琵琶冢等、餘見題註、

日根野

神鳳鳴岡日、靈龜表瑞年、州分河內郡、水湧地中泉、茅白池塘月、松青野徑烟、漢宮人自妬、徒爲昔時憐、自注云、神功后欲西征、到于河內、忽有地中湧泉、因命其地、州以泉名、卽本于此、昔有神鳳、降于河內、其地卽今大鳥郡是也、元正帝靈龜二年、始分河內地、置州、古人日根野之歌、有詠松者、茅渟宮地有池猶存云、餘見題註、

吉見里

雉鳴青野外、犬吠翠微間、桃欲迷前路、桂堪歌小山、數家機杼響、一水桔槹閒、每隨明月到、應伴白雲還、

興津崎

遙峯天際落、長水澹含輝、素舸滄浪曲、青蓑白石磯、海鷗隨汐至、山鶴帶雲歸、爲寄秋風興、鱸魚幾尺肥、自注云、古人興津之歌、詠鶴者多、

佐野浦

青松綠水濱、花映萬家春、巨艦浮南浦、高城對北津、鶴樓觀畫客、鮫室賣綃人、因想鴟夷子、陶山此地隣、

白注云、浦在二府城之南一、古人佐野之歌詠レ松、或指二浦南松林一也、南海賈舶莫レ大二於泉一焉云、陶山在二府城東北一、因用二陶朱公事一、括地志云陶卽陶山、在二齊州一、

送二兆師西歸一

九月風高木葉稀、霜華吹滿二芰荷衣一、白雲望斷蒼梧晚、不レ見南天一雁歸、（白注云、兆本南岳僧、曾有下爲二其師一訴二寃于官一事上焉、昭庵登遐、悵然抱レ恨而歸、）

照鏡梅

鄧樹潛囘鏡裡春、何堪持二贈有情人一、仙娥奔レ月空將レ影、神女凌レ波不レ起レ塵、湘浦水寒魂易レ斷、巫山雲散夢難レ眞、可レ隱素艷分二嬌面一、羞殺宮粧五出新、

謝二泉南唐生所レ贈棉布一、因憶二南紀祗伯玉一、

南方舊聞木綿花、奇卉殊勝桑與レ麻、三尖楓葉未レ染レ霜、一寸葵心欲レ傾レ陽、瑤水蟠桃子正結、金堤弱柳花如レ雲、蚌殼剖時迸二珠淚一、鷺群鬭來飄二素毿一、人間一葉碧梧飛、泉女夜織月前機、初傳海上珊瑚市、應レ換山中薜荔衣、美人所レ贈我何酬、南望側レ身歌二四愁一、君不レ見都布單衣公孫作、馬援到日不レ樂レ留、可レ憐老去心空壯、却爲二平生一憶二少遊一、

和二田子紅梅韻一

紅艷凝レ雲一朶斜、美人相對惜二年華一、應レ嫌二蝶翅空施一レ粉、不レ用鵑鳴苦染レ花、

題二斷琴圖一

流水人俱去、人間此曲悲、瑤琴無レ所レ惜、既遇二一人知一、

甲午上元、雪後小集、室子不レ來、賦二三詩一、寄二坐中諸賢及余一、余乃和二其第一韻一、

玉燭調元節、銀花剪レ雪新、青藜應レ照レ夜、黃竹已囘レ春、鶯早歌猶澁、梅寒粉未レ勻、郎知難レ和レ曲、不二獨鄧中人一、

雨後堂前紅梅盛開、與二諸賢一同賦、

春寒雨浴曉粧成、紅汗沾レ衣宿露明、錦幌蒸レ雲香欲レ熱、朱簾捲レ月影俱清、樽前扶起瑤池夢、笛裡吹殘玉塞聲、妬殺趙家雙姊妹、豐肌偏向二掌中一輕、

坐上再用レ韻、重求二諸君和一、

羅浮春夢恍難レ成、青鳥歌殘落月明、色剪二紅氷一侵レ骨冷、香凝二絳雪一透レ肌清、瓊琴應三復求二新譜一、檀板何須按二舊聲一、莫レ厭天寒頻勸レ酒、仙衣原自六銖輕、

三用二前韻一謝二滄浪一

瑤池仙艷萼雙成、林下風神獨自明、雪雨無レ情春態媚、烟霞有レ夢月魂清、思レ人豈忘（巫放切）甘棠賦、（白注云、和詩有二嘉樹句一、）求レ友猶聽好鳥聲、不レ似東華門外客、軟紅塵逐二馬蹄一、

輕、

和蠡湖紅梅韻

姑蘇臺畔館娃宮、西子醉時花亦紅、誰識一株餘艶在、春香散入鳳城中、

戲和室子鰹魚膾韻

鑾刀揮及尺霜凝、勢若風湍浪作層、落俎紅霞飛片片、堆盤紫石疊稜稜、中厨應洗千鐘酒、上客宜供六月氷、卽識東南佳味在、金虀玉膾亦何稱、

九月十五夜、與諸君翫月、

霜吹雙鬟倚南樓、木落長天夜色幽、雞黍共約千里客、鱸蓴空過一年秋、城頭金折隨風斷、雲裡銀河帶月流、黃花縱有催人老、綠酒樽前欲緩愁、

廣陵屈敎授邂逅室子、寄贈詩五首、和其韻、

漢廷誰是薦揚雄、到日甘泉侍從中、弟子侯生今旣老、空將頭白學雕蟲、(自注云、子雲比恭靖先生、敎授先生外孫、)

枚叔觀濤八月秋、廣陵潮起駕陽侯、只今七發君應繼、欲酌蘭英問壯遊、

承露金莖漢月孤、茂陵秋色暮雲俱、縱令狗監能知賦、誰使相如作大夫、(自注云、狗監自比)

金風乍起暮江蘋、況復悲秋我輩人、君見蘭臺新賦在、宋生原自楚詞臣、(自注云、室子近有大風篇、)

洛陽名士漢時賢、李郭英風共儼然、舊識龍門難可到、不知何處望神仙、(自注云、李郭比室屈二字、)

乙未春初病中簡天漪

庭際花枝動、偶娛得及春、病時生作累、老境死成鄰、居靜常辭客、書來亦惱人、煩君還有贈、只是爲情親、

登州刺史正邦四十壽詞三首

桃花三月錦筵開、爲報桑弧度催、最見春雲多五色、神仙太守在蓬萊、

賓從爲雲酒作河、滿堂齊唱九如歌、君今四十纔强仕、聖世承恩日月多、

南山壽酌東海霞、孝友由來是一家、堂後春深萱艸色、庭前夜發紫荊花、

集橘伯陽客舍、賦鳳凰來儀、

虞廷大樂鳳凰調、瑞羽雙飛下紫霄、五色文章朋衮繡、九成聲律協簫韶、雲梢長啄靑玕實、月樹高棲碧玉條、別有將雛翻舊曲、西來猶自應□朝、(自注云、于時伯陽之子隨行、)

題橘伯陽之子詩卷

伯陽年少我相知、一別寧思再會期、況後見君詞翰妙、

恰如㆘初見㆓伯陽㆒時㆖、自注云、吾初見㆓伯陽㆒、年十七八、今見㆓其子㆒、年亦相如、

和㆓藤拾遺忠良委蛇樓賞レ月韻㆒三首

先生敎化被㆓南中㆒、當日羔羊觀㆓國風㆒、君自委蛇公退日、賦成應㆘與㆓昔賢㆒同㆖、

武昌城上月明中、賓佐登レ樓仰㆓下風㆒、共說庾公高詠在、君家淸興渾相同、

相如病渴茂陵中、苑樹秋聲起㆓晚風㆒、莫レ問子虛爲レ賦日、纔逢㆓明主㆒幾時同、自注云、此篇自述、

戲詠㆓西瓜㆒

西域分㆓奇種㆒、東門學㆓故侯㆒、黃花鵞毳細、靑蔓蝶鬚勾、實大如㆓金斗㆒、形圓似㆓翠毬㆒、綺筵紅欲レ下、玉斧月應レ修、齧作㆓蘇卿雪㆒、漱成㆓孫楚流㆒、鮮虹凝㆓血色㆒、似レ飲㆓月支頭㆒、

丙申八月三日、和㆓登州藤正邦感舊㆒作、

漢時天子濟㆓汾河㆒、萬乘旌旗氣色多、唯有㆓白雲㆒飛不レ斷、秋風此日奈レ情何、

中秋與㆓諸君㆒賞レ月賦

天淸灝氣夜沉沉、萬里江風對㆓解襟㆒、丹桂長留明月色、蒼梧徒寄白雲心、金波不レ動芙蓉老、玉露無レ聲蟋蟀吟、莫レ恨登樓興方淺、諸君猶自舊情深、

乙酉中秋和㆓滄浪韻㆒

靑天月出滿㆓城隅㆒、塵淨長風拂㆓九衢㆒、共見明河如レ曳レ練、安知滄浪有㆓遺珠㆒、棲烏曲裡催㆓銀箭㆒、老驥歌中碎㆓玉壺㆒、富貴浮雲何復在、公孫原自漢通儒、

和㆓滄浪次韻㆒

西北浮雲日色沈、天風吹レ我灑㆓衣襟㆒、甘棠豈忍懷レ人賦、結草何忘報レ主心、衰俗難レ逢靑眼侶、薄情休レ問白頭吟、九歌從レ古多㆓騷思㆒、欲レ採㆓芙蓉㆒秋水深、

又和

蒼江東去日西沉、唯見長天豁㆓我襟㆒、斑竹雨痕空灑レ淚、靑松霜色共論レ心、中山書到多飛語、下里歌來幾和レ吟、最是茂陵消渴夜、不レ堪秋氣向レ人深、

重和㆓滄浪韻㆒

公孫高閣接㆓城隅㆒、此去靑雲近㆓路衢㆒、西域葡萄爲㆓美酒㆒、南方薏苡作㆓明珠㆒、山中何必尋㆓黃石㆒、市上還堪レ隱㆓玉壺㆒、當日陸沈金馬客、長安索レ米笑㆓侏儒㆒、

和㆓登州刺史韻㆒

西子浣紗津、南枝本作レ隣、玉鱗飄レ雪後、紅艷染レ霞新、淸影偏憐レ月、濃香半度レ春、瑤華君有レ贈、併得樂㆓佳賓㆒、

偶作

綠綺之琴綠水歌、能聽此曲幾人多、天風吹髮如飛雪、白日西流奈老何、

七月十七日、次北藩桃溪子哭子韻二首、

夜夜烏啼月滿城、城中一夕碧梧驚、延陵作客徒封葬、子夏離羣欲喪明、故國書回寧信死、孤魂夢斷尙疑生、君今垂老將歸日、惆悵何堪我輩情、

西風江上起靑蘋、瓊樹飄零旣委塵、王氏臺前情最苦、潘郎亭下賦方新、東游曾作同來客、北去應爲獨往人、孤冢空懸滄海月、悠悠長夜幾時晨、

次桃溪哭子韻、鄙情未已、別賦三絕以贈、

野水繞孤墳、荒郊慘暮雲、寄將東海月、何處不隨君、秋風蘋末起、一夜入江城、往見南歸鴈、徒傷北去情、江國有芳梅、應移墓上栽、年年風雪裏、花向北枝開、

和鶴樓中秋韻二首

自始游牛渚、凡二十五年、每遇中秋、滿座詞客翰飛字落、風霜月露、累篇積案、幾勞應酬、或有千里而贈者、今年中秋擧酒于城北新居深林之下、風雨蕭然舊游、唯有田都一二三子、而至於言詩、則有田生一人而已、老夫於此感亦不淺、遂和其韻、

城北移居小苑東、東林待月一樽中、花宮仙梵隨秋雨、柳市人烟帶晚風、酒後因歌悲老驥、欄前寄興託冥鴻、南樓舊賞君今在、不恨浮雲望裏同、

西風北鴈去還回、萬里秋光雨裡催、楚水懷人芳杜贈、淮山招隱桂花開、只言樓上諸君住、不問門前幾客來、亦識明年同此會、能添白髮照啣杯、（自注云、憲廟時、有城北別舘、今已廢焉、新築亦係壽經寺下柳巷之地、里人稱謂杜若宅、蓋昔時有僧住于此、好栽杜若、以貽人、故得此名云、我亦性愛桂樹、卜居之初、先栽一株於庭上、）

八月十六日作（自注云、此日大風迅雨震電並作、河海水溢壓溺者多、）

東渤妖氛惡、飄風八月來、離光猶激電、震氣忽奔雷、雨倒銀河落、濤翻碧海堆、齊羊一足舞、宋鷁六飛廻、禾偃邦皆懼、梁壞世亦哀、（壞音回〇一作柱折、共工怒、城崩杞婦哀、）不須淸角奏、應問巨川材、白雉寧重譯、金縢可復開、（一作白雉何年至、金縢幾日開、）仍聞思猛士、誰得對蘭臺、

八月十六夜作（此夜月蝕）

蓂階初葉落、華月四更催、暈度銀河沒、輪埋碧霧擁、非緣斫桂樹、豈爲畫蘆灰、龍燭啣寒焰、鯢燈照夜臺、蟾蜍空失影、蚌蛤未成胎、齊后椎環解、

荊人抱レ璞囘、玉鈎簾半捲、金鏡匣纔開、忽聽雞聲曙、清輝不二背來一、

次二玉隱師惠韻一三首　自注云、玉隱字玄札、南禪普濟禪師弟子、文廟時、徵補二僧錄司一、後有レ故辭職、歸二隱于洛西間高庵一、

大梁天子契無レ緣、歸去嵩陽少室前、珍重西來風祖在、老禪面壁不レ知レ年、

維摩多病謝二塵緣一、結レ宇空林落木前、纔有二室中方丈在一、一燈相照夜如レ年、自注云、來書訪二予舊疾一、

東林同社舊因緣、白藕花開碧水前、多謝遠公遯跡日、猶思陶令在レ官年、遯讀作レ豚、平聲、

九月廿日作

霖雨三秋晚、陰風十日餘、百川皆若レ沸、四澤既爲レ瀦、牛馬何能辨、蛇龍可二共居一、青苗生二屋壁一、白鷺下二堦除一、簷溜飛泉灑、林霏落木疎、蘆灰寧二復洞一、微禹漢二其魚一、

自注云、環舍皆水、青苗生レ壁、白鷺下レ階、亦是奇觀、蓋霖雨浹レ旬、新築レ壁、土如レ泥、穀種爲二田水一、所レ漂者、依附發レ芽也、

寄二題老圃七覽一　常府儒臣安覺所レ請

碧於亭　題注云、亭下臨二仙坡一、坡水右運、神崎左接、柳堤斜望二吉田神社一、橫拖二箕川一、遠眺則筑波、疊嶂夾レ戶、峯巒蒼翠環列、四時之興皆可レ觀、而春時尤勝、水南樹林陰森蓊鬱間、忽有二白雲出一レ岫、熟視則辛夷與二山櫻一也、

屋上峯巒繞、欄前野水明、青林花影動、疑是白雲生、

紅藥欄　題注云、府下有二紅藥百餘品一、老圃所レ種、盡是京師之產、故人贈レ之也、

南國人相贈、西園客自栽、未レ調金鼎和、曾映二玉階一開、

蟠藤岡　題注云、有二長松樹一、古藤纏裹、蛇蜒似二龍蛇一、

松枝似レ有レ花、藤蔓還成レ樹、紫鳳翼二蒼虬一、翩翩下二雲路一、

涼月榭　題注云、孟襄陽云、松月生二夜涼一、適與レ境合、

明月光如レ霜、青松色自涼、夜深香露落、沾灑芙蓉裳、

採蓮步　題注云、仙坡素以レ蓮著、彌望則紅衣翠、蓋香風薰二徹几席一、

紅蓮開二粉面一、翠葉拖二羅裙一、不レ辨花間色、纖歌度二綵雲一、

黃花塢　題注云、凡京師奇品、府下異產、莫レ不二歷種一、而從二朱遯之之語一、以レ黃爲レ正、

黃菊有二佳色一、幽芳浥レ露開、落英聊采摘、泛二此忘憂杯一、

老蒼園　題注云、園有二梅八九株一、又云、老圃在二梅香巷一、舊佐竹義重之臣、梅香齋之所レ居、近世兵志所謂關東佐竹梅香齋者是也、

舊巷數株梅、今人看幾囘、清香長不レ絕、尤似二昔時一開、

中秋小集次韻二首

黃鶴仙人去復囘、曾將二玉笛一倚レ樓催、汝南市向二壺中一隱、勾漏砂從二折裡一開、滄海成レ田塵世在、青天有

レ月幾時來、浮雲流水那堪レ問、笑對ニ金樽一把ニ一盃一、自注云、鶴樓去歳中秋韻、

石林精舍半峰秋、把レ酒與レ君散ニ舊愁一、共擬虎人入レ社、猶思牛渚客浮レ舟、一川暝色雲歸レ岫、萬樹寒聲雨過レ樓、莫レ問西園飛蓋夕、當時才子盡曹劉、都生韻

四皓吟

飽車風起覩燈明、龍鬪蛇死海宇腥、西山人遙薇亦老、雙飛鴻鵠遊ニ冥冥一、劉家四皓龍樓客、年皆八十鬚眉白、樽前爲レ壽各言レ名、能教ニ阿豎生ニ羽翮一、穀城何見黃石公、商嶺誰致紫芝翁、君不レ見優孟抵掌叔敖在、叔敖之鬼長不レ餒、

虞美人草行

楚姬起舞楚王歌、城下漢軍楚人多、楚王歌斷楚姬刎、帳下楚人涕淚沱、寃血夜凝纖草色、斑斑楚竹弔ニ江娥一、紅艷露啼空ニ百媚一、翠葉風舞嚲ニ雙娥一、君不レ見漢王楚歌漢姬舞、却似ニ從前君死所一、人毳吞レ聲如ニ意死一、楚歌非ニ獨能亡レ楚、

易水別

燕臺荊卿悲歌客、說劍爭傳人不レ惜、意氣一過太子宮、精誠貫レ日虹彩白、老驥伏レ櫪志何衰、餓虎當レ蹊肉可レ糜、於レ期敢後田光死、荊卿有レ待客歸遲、千金盛得函中首、十三殺レ人眞黃口、蹋鞠光淬短蛇鱗、秦王命懸燕使手、素冠來送咸陽道、擊筑歌急東方曉、朔風蕭蕭易水寒、行人不レ顧車聲小、

和ニ原九惠韻一二首

使君千騎下ニ東州一、知子於レ今居ニ上頭一、莫レ問淮南舊賓客、山風吹老桂叢幽、

白鴈霜來楓葉丹、帛書言少意多端、十年雙鬢人俱老、依レ舊青松色不レ寒、

老少年行 一名雁來紅、又有ニ一種十樣錦一、一名錦西風、

西風秋老老少年、白鴈來後紅娟娟、霜葉眞勝ニ二月花一、雲錦新裁十樣牋、老年準擬少年時、不レ恨當レ筵舞ニ柘枝一、仙姑雙鬢如ニ鳥瓜一、妖姬三少是鷄皮、白頭吟罷人愁絕、楊花徒思楊叛兒、君不レ見東家阿嫗年七十、夜來向レ市買ニ燕脂一、

和ニ清人黎惟度八居韻一

攢峯疊嶂俯ニ廻溪一、家住危橋數里西、明月跡過深谷虎、白雲聲斷遠村雞、尋レ源春水桃花老、招レ隱秋風桂樹齊、山鬼欲レ來天色暝、女蘿衣薄雨中啼、右山居

青天路轉白雲溪、盤石垂蘿碧洞西、栢葉風來薰ニ水

麝、竹根泉灑照山雞、傳嵓夢去賢何在、箕嶺身棲隱可齊、盡日松門人不到、玄猿偏向月中啼、

右嵓居

百尺飛樓萬仞溪、蒼茫遙接大荒西、南山碧霧藏玄豹、東海紅霞叫玉雞、捲幔織雲衣上落、當窓積翠畫中齊、洞簫吹徹天如水、散作鸞鳳伴月啼、右樓居

老樹陰陰竹繞溪、黃茅近向瀑泉西、豈論門上題凡鳥、不學窓間語老雞、陶令結廬容膝易、孟光擧案與眉齊、興來且酌杯中物、笑見癡兒覓棗啼、右茅居

東隣娼婦舞前溪、丹轂香車大道西、市陌何人隱屠狗、城隅有老養群雞、靑旗樓外花枝動、白馬橋邊柳色齊、爲問黃公壚上客、幾家歌笑幾家啼、右鄽居

蘭橈一夜發淸溪、萬里風帆東復西、晚日波間遊海獸、晨星島外報潮雞、蘆洲月落千檣出、柳岸烟輕五兩齊、却怕隣船愁婦在、琵琶曲罷使人啼、右船居

春風吹綠漲江溪、繞舍垂楊盡向西、雲斷靑山朝放鶴、烟開蒼嶼午聽雞、吳姬欲採荷香動、楚客徒傷蕖葉齊、南浦望迷芳草晚、鷓鴣何意傍人啼、右水居

藹藹蒼烟隔綠溪、孤村桑柘野橋西、柳邊小巷歸春燕、花下雙扉報晝鷄、秦漢不知年代改、朱陳唯見子孫齊、喜聞南畝分秧後、屋角班鳩喚雨啼、右村居

又和八居韻 自注云、往與數君作此詩、既而比之諸作、體裁似異、故再賦此、

石碓舂雲水下溪、采薇何必彼山西、樹懸陰壑巢霜鶻、草長陽坡乳野雞、白晝嵐來千嶂暝、靑春雪盡百花齊、松門自削人間跡、免使淸猿作怨啼、山居

百丈丹梯俯碧溪、嵓棲遙隔石林西、雲藏洞口飛蝙蝠、雪滿山中伏鵾雞、對局松陰柯欲爛、撫琴泉韻曲應齊、回頭塵世滄桑在、銅鑄仙人未免啼、嵓居

靑山環郭水環溪、中有危樓俯水西、碧瓦霜飛千里鴈、朱欄霞起萬家雞、笑聲忽自雲間落、舞影還將月裏齊、不學思鄉能賦者、臨風却寄數行啼、樓居

一村桑柘一川溪、茅舍柴門野徑西、遠渡待舟人立馬、隣家分食婦呼雞、玉笙吹月松風響、石鼎烹雲竹雨齊、春社酒醒窓送曙、去年雙燕繞檐啼、茅居

渭水東流舊釣溪、老來身隱是城西、五原芳草驅遊騎、九陌番塵走鬪雞、自分蓽圭居可賤、誰知桂玉價難齊、荊卿歌和漸離筑、不是相知不與啼、鄽居

萬里攜家別舊溪、布帆風送任東西、吳天晨見潮頭馬、楚地霄聽月裡鷄、波際綠分諸島小、雲間靑點數峯

齊、無端曾向瀟湘泊、夜雨斑斑竹上啼、（船居）
百折長流幾曲溪、湖光遙接落暉西、水鄕結社盟鷗鷺、野艇移居載犬雞、十里香吹紅藕滿、千家聲傍碧欄齊、青山欲雨蒼烟晚、遍地秋蛙閣閣啼、（水居）
屋裡青山屋外溪、漚麻池在陂塘西、村中蠶事飛桑鳩、林下禽言叫竹雞、秫倣淵明三月種、菜名諸葛四時齊、府君化被兒童好、野雉將雛到處啼、（村居）

呈復庵

去歲加州復庵氏北歸、道經岐岨、詩中有豪雄昔起楚三戶、道路今開秦五丁之句、且謂源將軍義仲、起兵於此、始末甚似項王之事、堪以爲確論、因賦以贈、

五丁霄壁萬山摧、鳥道天懸劒壁開、青漢似絲雙嶂合、碧流如箭一川來、馬蹄棧嶮苔痕滑、猿叫雲深樹色哀、最是英雄懷古淚、還同垓下楚歌催、

次宅秀才冬曉韻（自注云、秀才名濟美、緝明之子、緝明今秋卒、）

昨夜東隣一笛風、燭花添淚對窓櫳、十年杯酒餘歡外、兩世文章舊誼中、謝氏堂前芳草綠、（自注云、生有族兄、）滕王閣上落霞紅、（自注云、生年十三、）黄金求駿臺猶在、（自注云、居在駿臺、）龍種從來北野空、

中秋和鳩巢韻

廣寒高處鎖孀娥、玉宇瓊樓定奈何、仙斧寧能脩月戶、客槎應復到天河、西園飛蓋才空老、北海淸樽意亦多、幸有故人同此趣、肯將雲雨歎蹉跎、

又和中秋憶亡友作（自注云、宅緝明以去年八月亡、居與鳩巢隣、故有宅隣叔夜悲鳴笛之句云、）

昔日風流亦自如、衰來偏感故交疎、青山何處孤魂在、白首當年二老餘、梁苑暮烟思授簡、茂陵秋雨恨遺書、笛聲吹落懷人淚、況復君家接舊居、

諸葛武侯畫像歌

太華山裂失赤符、神龍潛伏海將枯、誰知時務在俊傑、此間足數鳳之雛、關張不悅魚水合、君臣奇遇絕代無、立談既定三分業、顧託不負六尺孤、王佐從來見伊呂、兵謀何必事孫吳、葛巾羽扇淸渭曲、中原赤子徯來蘇、萬古精靈長不死、豈唯當年魏人趨、桓溫素有雄心在、只識常山蛇勢圖、

答赤石梁敎授

故人口下讀書帷、尺帛幷傳寄我詩、靈運應同帆海日、伯鸞寧似出關時、赤松山上仙何在、黄鶴樓中客可思、春入江城梅自落、當初玉笛不勝吹、（自注云、赤松山言赤

松氏故城一也、

題二畫鷹一二首

胡鷹生二岱北一、白錦羽毛齊、一片飛霜落、庭禽不二敢啼一、

豪鷹劍翮寒、凡鳥豈堪レ摶、狡兎藏二何處一、頻將二月裡一看、

泉州禪樂寺八境

北邑萬戸

縹瓦紅塵外、粉墻蒼樹中、遙分南北陌、歌笑萬家同、

自注云、邑卽沙界津、寺在二東南隅一、津口坊戸、分爲二南北兩街一、

南郊下山題注云、南望二葛城等諸峰一、

南山皆峻秀、盡向二望中一分、欲レ識二石橋處一、峯頭生二白雲一、

西堆松翠

鬱鬱復葱葱、林深古梵宮、晚來嵐翠合、偏照二落暉紅一、

東擁竹林

舊竹深深密、新篁嫋嫋長、烟梢明月上、淸露滴二幽香一、

遠林凝靄題注云、東南遙二望村落一、

南畝稻粱田、東皐桑柘烟、遠村分二聚落一、平楚帶二長川一、

自注云、郡南陶品放生等川西流入レ海、

曠野鋪靑

昔日皇陵地、南天燭二百靈一、蒼梧雲氣斷、萬古草靑靑、

自注云、仁德履中反正三帝陵、相二望于郡之東南一、

澄江引練題注云、江瀾通二于寺門西一、

江平如レ曳レ練、風起復生レ鱗、白鳥翻飛下、當レ門不レ辟レ人、

流水鼓琴

不二是湘中曲一、非レ關二濮上音一、細聽二流水韻一、深識古人心、

辛丑春、初鳩巢過訪、見二其新年偶與詩一、次二第一韻一以謝、

遠公精舍半峰晴、家對二寒溪一一水横、近市靑烟連二北郭一、當門朱邸接二東城一、漢廷豈可レ無二三策一、魯國從來有二兩生一、羽獵長楊堪レ作レ賦、諸君好自答二昇平一、

答二東藩安太史一

西郊桑柘起二寒烟一、黃菊霜吹節後鮮、陶令本栽門外柳、遠師同結社中蓮、浮雲日去空千里、明月時來共一天、爲想淮南老賓客、好將二鴻寶一欲レ成レ篇、

妙祐縦眸園十二詠寺在二青山一

澀谷水聲

淨刹靑蓮界、祇園寶樹林、澀河聽二佛曲一、不二是世間音一、

自注云、本邦樂府有二遊河鳥曲一、相傳、遊河水名鳥名舍利、承和中、慈覺師、在レ唐學二引聲念佛一、倚レ笛傳二得其聲一、卽是此曲、葢梵天讚佛歌唄也

青山花氣

青山花似レ海、蒸作二半江雲一、時逐二春風一落、芳香滿地聞、

士嶺晴雪

嶺雪天花落、能敎二日色涼一、東方金界在、長見白毫光、

駒原暖烟

白駒原上日、黃犢草間烟、藹藹春容色、還疑玉在レ田、

遠村疎燈

青燐烟中滅、朱光雨裏燃、夜深金像暗、遙照法堂前、

近市寒砧

玉砧秋氣冷、素月照二流霜一、聲入寒堂夜、蓮花漏水長、

西丘初日

海日雲霞外、林丘彩翠間、此中堪レ拄レ笏、不三必在二西山一、

南畝時雨

南畝流二時澤一、西峯斂二夕陣一、虹從二梁上一見、龍向二鉢中一歸、

橋邊螢火

螢散水天秋、星星逐レ影流、直將二銀浦曲一、身到鵲橋頭、

竹裡鶯聲

迦羅頻伽鳥、伽讀作二其可切一元自二轂中一鳴、春苑幽篁裡、更聽哀雅聲、自注云、大論云、如二迦羅頻伽鳥、在二轂中一、未レ出發聲、微妙勝二於餘鳥一、神珙云、如二迦陵頻伽一、又令三其能者作二哀雅聲一、

古祠秋月

古月荒荒白、寒烟漠漠青、空林風露下、叢桂滴二幽聲一、

野寺晚鐘

花宮仙梵晚、鐘磬自相和、更識香雲外、精藍處處多、

癸卯中秋有レ感 自注云、今歲五月次子宜卿亡、

何堪今夜景、不レ似二去年晴一、天到二中秋一暗、人同二子夏明一、交游空舊態、衰老尙餘生、雲雨如レ翻レ手、非レ關二世上情一、

寄二題休軒老人苔水庵一二首 自注云、庵在二常州水戶府下一、其號二苔水一者、取二諸僧西行倭歌之語一也云、

相府東開漾水前、紅蓮幕裡識二名賢一、巷分神廟遊衣路、家比僧房卓錫泉、丈室從レ天花欲レ雨、平湖滿レ地草如レ烟、三宜休後長堪者、不レ羨陶朱去泛レ船、

掛レ冠神武白頭前、湖上聊堪避世賢、仙子波間凌二落日一、高僧井底記二名泉一、幽蘭徽レ曲春飛レ雪、芳茗蒸レ香晚起レ烟、徒有二小山招隱句一、此身容負剡中船、

紀司馬小集、與二諸君一同賦二倭歌題一二首、

五夜鷄聲次第催、河山曙色拂レ雲來、秦時明月依然在、十二重關不二敢開一、關鷄

纖腰裊娜楚宮粧、翠羽明珠蘭茝香、不二是陽臺雲雨夢一、君王何獨憶二高唐一、逢增戀

爲二源鴻臚賦二書齋梅一　自注云、此日陪二錦里先生一聽レ談レ易、

庭上一株梅、春回讀レ易臺、淸香風外度、素艷月中來、落レ帙疑二螢化一、臨レ書似二雪開一、更知東閣興、應三復被二花催一、

謝三江東故人寄二魚鮓一

客路紅塵化二素衣一、江東鄉味久相違、尺書遙勸加餐字、未レ到二秋風一便懷レ歸、

酬三安子先問二新居一

征鴻一夕度二江關一、尺帛傳來豈等閑、擊筑和歌燕士淚、卜居裁賦楚人顏、金閨諸彥今通レ籍、華省仙郎舊接レ班、珍重周南留滯客、書成非三獨藏二名山一、

和二子先賦一レ雪

雨雪江城夜、徒思剡曲航、淮山吹二古桂一、梁苑灑二脩篁一、瑞木應レ飄レ葉、橘花不レ借レ香、素分機上織、粉鬪鏡中粧、蘭室生二虛白一、梅園伴二老蒼一、珠寒同二蚌淚一、玉軟比二蜂肪一、擬レ絮才堪レ賦、裁レ紈怨作レ行、窓明書在レ手、坐暖酒澆レ腸、銀浦流雲合、瑤池積水長、陽春難レ和レ曲、還愧到二茅堂一、

三日和二東陸源子嚴春初韻一

武昌楊柳動二春城一、東望二長流一獨擧レ觥、曾識北軍驚二鶴唳一、又聞南渡舞二雞聲一、當年脩禊蘭亭集、此日歸田栗里情、不レ忍王孫無レ限思、汀洲芳草向レ誰生、自注云、子嚴先世有レ功二于南朝一云、子嚴善レ書、今年乞レ骸而歸、

謝二槫寮源翁石筍頭及刀扇之贈一三首

肅愼靑砮鏃、夷中出二異材一、君今遠相贈、似二鳥海東來一、

千里美人贈、一雙金錯刀、瑤華何可レ報、徒使二我心勞一、

舜日薰風琴、誰能嗣二此音一、五明遺製在、可レ解二此煩襟一、

謝二洞巖老人所レ惠二松葉一詩幷引

小黑崎在二玉造河之東一、河中小島、名曰二美豆島一、上有二松數株一、霜根雪幹、古色蒼然、眞千載之物也、是歲之夏、翁掛冠之後、遊歷到レ此、手折二一枝一以贈レ我、聞昔人游二賞此地一、恨四其不三與レ人共赴二京洛一矣、今所レ惠實爲二幸多一、豈止感二千里貺一耶、

散髮當年擲二玉簪一、名山到處得二幽尋一、西來瑤水崑崙小、東望滄洲方丈深、松葉秋飛洛陽思、梅花春寄隴頭心、神仙有レ藥稱レ難レ老、何獨紅顏在二華陰一、自注云、方言黑讀如二崑崙一、樂曲崑崙八仙、俗作二黑八仙一、即此、

書白石餘稿後

鄭善述字孚世、別號恪齋、福州侯官縣人、前在福建建寧府崇安縣敎諭、現任順天府固安縣知縣翰林、鄭任鑰字維啓、別號魚門、福州侯官縣人、現任翰林院編修、一云恪齋、姓鄭名昴、字子頫、福建侯官縣人、前爲琉球引禮通官、恪齋其別號也、不知孰是、嘗聞琉球久米島者、其人自幼嫺習文字、通於華語、凡表箋咨移、咸出其輩、而中山王之記室也、又有吐哈良島、蓋亦其屬歟、夫琉球狹於兩國之間、不敢顯言、吾日本不如是、不能存、蓋以兩面事之、而善自處者、今斯魚門叙中稱新公諱堪、而娓々行文、認爲琉球人者、原爲傳者模糊、其言以掩蔽之耳、其不稱爲久米、則或稱爲吐哈良、豈實知吾日本人哉、其云新公諱堪者、新井筑後守源君美也、舊稱曰勘解由、號白石、辛卯年　特簡爲朝散大夫、拜今官、歷事兩朝、凡政事禮典預參焉、其如詩賦藻雅、付之餘事、

爾時正德五年乙未菊月、

高玄岱識

白石先生餘稿卷之三終

高子觀游記序

寶永庚寅冬、美奉使西上、初見高子道周於京畿之間、後二年、高子亦抵江東、屢得見之矣、高氏之先、出自渤海、數世之祖、寓我西鄙、厥後徙爲長崎人、道周始出從仕、既去隱於攝城、予因訪西土風俗、乃知其壯時有志四方、遊徧名山、亦能言其山水之美、登覽之勝、使人脩然有上會稽探禹穴之想、而不厭于聞焉、居未幾而還、乃自擇昔遊之最者、爲之圖以贈、且屬予爲記、予少有高子之好、而以親老求斗升之祿、宦游以來、奔走東西、棲棲遑遑、凡足跡所至、殆半天下矣、然未暇一登所謂名山、以償平生之志、既而遭遇一時、辱從大夫之後、以迄于今、志氣俱衰、而又多疾、幸得其所圖、撫琴動操、以使衆山皆響而已、若夫高子所遊、皆是天下之大觀、非天下之至文、孰能得傳其奇哉、予之於學術文章、亦唯知好之、猶一丘一壑、徒自往來于懷、且古之君子、其餘言緒論之所及、無意於傳、而後世自傳之、特以其人耳、苟以其文、則予非能文者、苟以其人、則予之淺陋、亦非其人也、高子諸父子新氏、以老於文學、名於當時、其所請、不於彼而於此、無乃好奇之過乎、因辭、高子屢請不已、蓋其所欲我知之矣、天下名山、號爲奇偉秀絶者、古之賢達勝士、窮極幽險、以傳之世、然後非其爲奇偉秀絶也、自有宇宙、更千百年、雖未有一人之至於其上、然其所以爲奇偉秀絶、固有在焉者矣、譬如天宇開豁、陰翳解駁、巓崖秀壁、可以挾日月、可以摘星辰、而不加其高峻、噴雲泄霧、雷雨震電、窅窅冥冥至無所見、而不加其幽峭、而況其所以傳之者乎、其文辭之工拙、烏能爲之軒輊也哉、高子只欲得其同好者、以記其遊之歳月、而未得其人也、得如予之所好者斯可矣。不然則高子豈不知予之不文者也耶、何其所請、至于如此、高子達矣哉、予亦何辭、雖然予嘗聞、言之不文、傳之不遠、昔者鄭國爲命、裨諶草創之、世叔討論之、行人子羽脩飾之、東里子產潤色之、予今所記、則裨諶之事也、如其潤色、世多君子、高子其請焉、是歳享保庚子春三月、筑後守源君美序、

高子觀游記

霧島嶽

日向之州、多太初神蹟焉、而其區深奧、其途夐絶、雖古好事之士、或未能至、故擧世罕能傳也、元祿壬申秋七月、長崎人高道周與同邑藤永弘、藤正恒共遊西土名山、因登霧島之嶽、高子者、深見作左衛門、舊名宗種、永弘者、青木主計頭、正恒者、岡六郎兵衛也、嶽在州之諸縣、古所謂高千穗之峰、鴻荒之世、天孫所降也、事見國史、神基巨鎭、蟠根所據、重嶺榮嶂、連抱環列、亘數十里、南有一水、屈曲盤折而東流、蓋源自北方諸山焉、上流曰上瀨、下流曰下瀨、其中曰中瀨、土人相傳云、是伊佐奈伎神祓除濯身之所也、水北兩山墻立、澗水注于其間、與中瀨合、謂之櫻谷、谷口古祠、曰瀨織津比咩祠、西去既過上瀨、而北有一山、以奉九神六神之祠、其西南之山、又有住吉神祠、又西數里、高山特起、曰橘嶽、山下平曠之地曰檍原、原有叢祠、曰檍明神祠、祠下小池曰小門池、相傳云、是所謂橘小川之檍原也、蓋史以爲浮渚在平地是已、按、櫻谷至檍原神祠、皆非皇家祀典所與焉者、蓋土俗因古史及古祝辭、以祭之而已、又西數里、乃到嶽下、至所登處、當三里許、因次東坊、卽僧坊也、詰旦將額嗽、命奴取水於秡川、卽此水名有一小龜、在水桶中、乃命放之、後聞、登嶽者、神龜而行、則不遇霧毒、益此神賜、衆皆不知也、天明得鄉導一人而上、其道峭嶮、羊腸透迤、層巖巨石、犬牙互錯、泉水注其中、爲池爲沼者四十八所、古木大樹、幽蔚陰翳、其下多人參山躑躅之類、行既將半、惟沙土而已、巳時始到絶巓、其巓掃地疊石、以爲圜壇、徑可丈許、當中植矛一枚、古色蒼然、若銅若鐵、其柲惰圜、出地八寸、鋒鋩挫折、而所存者、長二尺、兩刃廣二寸、脊之兩面、隱隱有如刻銘數十字、刃下左右有如劍鼻者、細視之則其象類鬼頭相背、突然而出者、爲其四目、隆然而高者、卽爲其鼻、高各二寸、瑰奇珍怪、不可盡狀、相傳云、是天孫初降、建以爲標、古之所謂國柱也、壇下徘徊、俯覽四方、諸山皆在目中、於是乎知此山之傑出、不與培塿爲類、忽聞、空中有聲、如風雨驟至、鄉導之人、愕然曰、大霧將起、諸君疾去、衆皆笑而不答、其人急走而下、指顧之間、昏霧四塞、咫尺之內、不可辨色、衆

趨壇下、瞑目而坐、永弘崎之祠官也、卽謂三子曰、昔者天孫方降于此、陰霧晦暝、日月失光、地有二神、曰、取禾千穗、散其穀子、乃如其言、天色開朗、因名千穗之峰、後人每遘此患、亦得今名、是行也、我有其備、子等第忍之、乃出新穀於袖裏、散之以祝焉、食頃西南風來、日色方動、衆皆歡甚、乃欲獲觀火井而去、火井土人謂之御池、旣失鄕導、不知所在、西望烟氣而下、相距將近、黑烟若湧、火光炎々、似走朱蛇、井在山背上、周圍可五百步、深不可測、其水湛碧、沸白、烈熖中起、聲如震雷、觸擊崖石、石勢欲飛、衆皆心悸欲去、道懸井口、縈廻一綫、而又外傾、下臨無際、目視而兩脚不伸、殊不可止、匍匐而行、攀援而下、去井稍遠、顧視其險、始發窮途之嘆焉、日將晡、而到西麓、次白坂坊、主僧聞道所由、乃嘆曰、危哉、神火之熾也、聲震數十里、盤石飛墜、地爲之陷、往々而在、子等不爲虀粉則幸矣、明日乃拜嶽麓神祠、卽是奉祀天孫者、延喜神祇式所謂霧島神祠也、美考諸史籍、太古之世稱謂國柱者凡三、其一則見國史、先儒以謂在淡路州西南海島之上、其二則神祇式所載曰伊豆州那賀郡國柱神祠、曰大和州平群郡國柱神祠、而降及中世、皆失所在、況有爲能知其制者乎、天孫所建者、古來有傳之、而今三子者乃獲觀焉、美亦幸得考其制、嗟其可以爲奇哉、

海中火

高子自霧島道西南、而行七八日、至肥後州八代郡、與藤氏二子、偕觀火於海中、是夜鷄一鳴時、忽見海面火、高三丈許、赫如燭籠啣照而出、至若金電激光、玉虹流彩、九華分吐、百枝並耀、輝々焉、煌々焉、不知其幾千萬影、爛若燈市、橫亘數里、旣而三々五々隱見明滅、落々與晨星相望、惟其初昇者、粲然孤明、俄頃戢景、東方旣白、時七月二十九日也、土人相謂曰、每歲是夕特有此事、去岸里半、有大石在乎水中、潮涸則露、其頂謂之燈口、火光自此起焉、土人謂之龍燈昔者景行天皇西巡到此、夜見火光、而不知火之所由、古諺所謂不知火、此其緣也、據國史、天皇十有八年春三月、西巡筑紫國、夏五月壬辰朔、從葦北國發船、將到火國、日沒夜冥、遙視火光、直指火處、卽得達岸、天皇問其火光處、國人對曰、是八

代縣豐村、亦問是誰人之火也、而不得其人、玆知非人火、故名其國曰火國、火國後改作肥國、於今爲前後二州、審如史臣所紀、則其國以火爲名之故耳、非不知火之言也、蓋其所謂古諺即太古之遺言、非自天皇西巡之日始也、太古之世、筑紫國、謂白日別、事見舊事紀、古事記等書、古俗所謂白日之筑紫是已、云白日云不知火、方言相近、後俗因訛、且筑紫國火國、其地亦異也、若夫海中生火、猶蕭丘之寒燄、溟海之陰火、近聞、呂宋國夜以淡水茶潑海、則見火起、又小西洋一處、海火夜盛、持器汲起、滿器皆火光、滴入掌中、亦瑩然可玩、皆是水能生火也、雖然高子所觀者、每歲一起、不變日時、特可以爲異耳、

阿蘇山

高子與藤氏二子、同遊海上、遂欲登州之阿蘇山、去府城十三里、次淨光院、時八月初三日也、厥明以僧名新了爲鄉導而上、往々道峻、行約三里、而至北門山、半以上皆石戴土、不見寸草、山頂火池凡三所、皆其周廻二三百步、北門其在北者也、土人謂之北御門、是日天淸氣朗、火亦不起、黃蝶數群、飛舞蒼煙之間、欻然見神光於水中、大者圓徑丈許、小者減其半、狀若連珠、五彩照人、中池南池唯見蒼煙冉々、黃蝶翩々而已、既去歷覽蚺腹仙人瀆等處、日將夕、去池三百步、有一堂、奉安藥師佛像者、就宿焉、夜半永弘起行而至池上、坐觀其火、二子亦從之、天明下山而還、院僧如蓮相謂曰、阿蘇山火、如意寶珠事、見異邦之書、土人亦相傳、此山神異、有五寶珠神童龍鷹蝶之屬、不時現於炎火之中、若夫神火方熾震赫激烈、巨石爲之飛、隕於數里外、陷地丈餘者、所在皆然、至如寶珠、則未曾有見之也、三子者所觀此耳、因作記而贈、美按、阿蘇火如意珠始出南史、而隋書述焉、曰有阿蘇山、其石無故火起接天者、俗以爲異、因行禱祭、有如意寶珠、其色靑、大如雞卵、夜則有光云、魚眼睛也、蓋是雜記其二事耳、非謂此山即有其珠也、且謂其珠夜則有光、三子所觀則午時也而已矣、蓋水火之氣暈於日、則形若連虹、其光彩宛在池中也、若彼神童亦是人影、猶峩眉山所現佛光也、其餘則亦皆無足怪焉、

富士嶽

元祿甲戌夏六月、高子登富士嶽、凡登嶽有五路、而高子由其東北口、（名曰吉田、隸甲斐州、）是日初五、雞鳴之初、戴星而出、一僕夫負衣食爨薪之具而從焉、嶽之大形、分之爲三、而下皆生寒樹、因勢競上、高柯直幹、積翠聳天、其大可十圍、鷹所得以爲巢、熊所得以爲館也、古人相傳云、嶽麓有八海、蓋謂湖也、而未見其一焉、至山半、則石皆戴土、地多藥草、往々有人參杜若之類、其上則唯有積沙而已、道徑危險、譬之躡壁而行、直上九里、地稍平、敞世皆以及此爲既至絶頂、而不知其上猶有五峯、峻極于天也、日將夕、乃得一巖窟、以舍焉、敲石取火、斫氷煮粥而食、食畢而出、下視倒景、黃色赤暈、夾日而飛、沒虞淵、即入、鋪藁席、襲綿衣、主僕相藉而臥窟中、冷氣逼人、悽神寒骨、耿不可寐、夜將五鼓、乃起行而露坐、以伺日出、天形四垂、星斗散布、其下則窅黑、無復所見、久之大星先見天際、生白、又久之暘谷日出、赤輪猶火、上昇扶桑、赫々騰照、彤霞流彩、金光若湧、中有點々、如浮綠萍之狀、蓋滄嶼也、日昇彌高、嶽頂已明、乃蓐食而去、凌絶頂五峰、雄峙若束劍鋩、下有大穴、其象類仰盂、周圍千二三百步、可深二百許丈、凹處皆丹土也、（土人名曰御池、）傳者曰、昔時穴中有水、水色縹碧、旁有小穴、形如初月、蒸出青氣、氛氳若煙、大穴之口、盤道紆餘、轉出其上、極目千里、（盤道、即土人所謂內輪外輪也、）南溟北海、隨顧迭出、凡數州之土壤、高在杖履之下、而高山之巓、離立雲中者、白山、立山及淺間之山也、去此以西、或縋鐵絙而上、或躡石梁而過、直北一峰、最爲竦嶸、自非飛仙羽人、不能躋也、陰崖幽罊、有雪積焉、有氷凝焉、又有小池、而產神魚、（土人名曰鱗池、）其水極冷、雪水所會也、炎日當午、東麓一帶雲氣滃翠、電影爛々其中、後聞、下地有雷雨、行數十里、遊歷既窮、將降、復有三路、上路甚嶮、中路次之、下路又次之、凡其欲降、則箕踞於積沙岸上、尻以爲輿、脚以爲輪、車轉而下、瞬息之間、身既在平林麓矣、初主僕各供草屩十二兩以登、而所躡屩底前頭盡穿、及降後底復穿、其所供皆敝盡、可以知其路嶮也、厥明亦遊嶽北諸洞、（土人呼曰人穴、）窺之窅暗、揭炬以入、大者小者、濶者窄者、深者淺者、有泉而注者、有泥而渟者、亦

皆有ニ蟄蝙蝠一、而視レ火驚散、若ニ飛蛾撲一レ燭然、蓋山皆
中空、故其上多ニ石穴一、其下多ニ巖洞一、其名不レ可ニ盡
記一云、

白石先生手簡

與土肥元成書

土肥源四郎様　　新井筑後守

八朔には少々御不快と御申候此間は天氣すぐれず候故と存候此方も同事に不快のみに候如何御入被ㇾ成候歟御全家御平安に候歟然者眞言の灌頂と申す事いかなる故に始り候歟經に見え候始如何これを（もカ）水を頂に灌ぎ候儀にて候かそのいはれ承度候間御むづかしながら例の所へ御聞合可ㇾ被ㇾ下候猶其内可二申承一候

已上

八月三日

昨日は御細書殊玄廸よりの書中も御見せ被ㇾ下候さてさて不ㇾ及二是非一事共に候南山事同學の中双なきうつくしきむまれつきの人にて玄かも窮困之節など堪がたき事に堪られ候事ども候き當時には難ㇾ得候畏友にて有ㇾ之所にいかなる事に如ㇾ此事も有之やらむ積惡の餘殃なども候やらむそれらの事は此方存せぬ事に候福善禍惡の事こゝに至て疑をまぬかれがたくやむ事を得ずして晝短夜長など申候へどもせめて名譽の萬代までも殘り候ほどの事も候へば格別に候さもなき類は名も又身とともに漸盡滅沒し候へば無二是非一事に候南山遺草は少々某方に候へばせめて朋友の儀にも候へばうつしたてをきて知音の人にも傳候はばやとあまりの事に存事に候吉川への狀進候間恒川宗城の間たしかに屆さうなる人に御たのみ返事とりくれ候樣に御申たのみ入度候萬々期二貴面一候

以上

六月廿五日

安積より少々返事はやく承度とて（のイ）一封に候應酬に厭倦候といへどもよく〳〵存じ廻し候に（へばイ）驕氣に候一方の老儒下問に耻られずしてたづね來り候事と存候故に昨日一日隙を費し返書調候每々それにても御使を勞せられきのどくに候へどもあなたにても紫薇失却の張君房の心にて待れ候半まゝ此一封はやく〳〵御屆奉ㇾ賴候世にながらへば彼是無用の事に隙を費し候は

きのどくに候心事期ニ面存ニ候以上

十月廿日

安積より每々詩見せられ候和韵などの望らしくも見え候得共去年中は私も遣し不レ申候き依レ之一首仕候へども元來韵の次第むづかしくめづらしき字（はんイ）も見え仕がたく候けく見ぐるしく候ものをこし候ては入ぬ事に候懸ニ御目ニ候間こし候へとか入らぬ事に候とか必々御心置なく御報待入候そのために人進候まゝ思召御申越奉レ待候白寛（賓イ）樣へもよろしく賴入候以上

七日

任ニ御便ニ申入候水戶之狀かねてさやうに申合候條左御心得可レ被レ下候遺忘候てさきに其由不ニ申入ニ慚謝の事に候此間は嚴翁御入來寒氣ニ入忝次第候平三も昨日より自身に起居步行も仕り候隨庵大手から今に始ぬ事ながら感入候さ候へば一昨夜中ふと子釣而不レ網弋不レ射レ宿の語に付て古者聖人の御誠心と孔門衆中の心を用られ候所（とイ）と存合られ老拙などよき老後の心得を存じつき候（候イ）て新得之事あまりにうれしく如レ此によく／＼御工夫御覽候べく候以上

十二月十七日

孫子擇序をようやく脫稿候まゝ懸ニ御目ニ候如レ例文義は不レ及レ申字法句法など御心に懸り候事可レ被ニ仰下ニ候尤いそぎ候はぬ事に候如レ此に衰憊候てはとても長もちなすべくやうもなく候少も息のかゝり候內に事を殘候はぬやうにと存候故如レ此に候

八月廿九日

水戶への一封乍レ例奉レ賴候此度之狀には其許の御事委細尋こされ候故にそれらの事など申答候以上

二月十七日

毛裕題注還璧候此中與泮（泮之イ）被下今の（はイ）沙觜而有軍樹此軍の字難ニ心得ニ候もし誤寫には無レ之候歟承度候拙作の草爲ニ御慰ニ懸ニ御目ニ候これに草稿なく候間御覽之後御返し可レ被レ下候以上

九月十二日

水戸への詩心にかゝり候所々改申たく候もし昨夕にも被レ遣候はゞ此ものを其許の御使に被成御とり返し被レ遣可レ被レ下候奉レ願候とりこみ候故に百煉千鍛之工夫なくいたし損候處候間申入候以上

八月十三日

御挨拶のため老朽作の本意あらまし注候　天地風雲會、邦家社稷臣、別事もなく候　明朝當上巳、初度啓良辰、これは三月初二日御誕辰の事を申候鄭國猶餘俗、崧高此降神、鄭國の句は上の上巳の句をうけ崧高上の誕辰の句をうけ候韓詩に三月桃花水之時、鄭國之俗、三月上巳、於二溱洧兩水之上一、執レ蘭招レ魂續レ魄拂二除不祥一と候は上巳の始と申傳候三河名族舊、兩世主恩新、聞え候如くに候三河は北魏書にも裴駿を三河領袖とほめ候事も候東洛周元老、南陽漢貴人、上の句は尚書畢命を引用候畢公四世元老に候一百餘歳とか見え候めでたく祝し候心に候下の句は御譜代の事を申候後漢の世には南陽貴人とか申候て御本國の衆顯貴と聞え候芝蘭臨二砌茁一、桃李映二門春一、上の句は謝庭の事にて御息様の御事を申候下の句狄門桃李を用ひしは御出入の衆までを頌し候て申候鶯鳥遷二喬樹一、龍魚躍二要津一、詩の遷鶯勿論に候孟子に見え候喬木はこれも御譜第の御家には然るべく候か猶又御榮遷を祝し候心にて下句は例の龍門の事に候三秦記に河津一名龍門と候故に杜詩要津の字に用ひ候祝意上句に同じ瓊林傳二勝事一、應三是燕二嘉賓一、是三月二日之故事に候故事を可レ然候へば取用ひ結び候宋神宗元豐七年三月二日、文彦博入覲、是日宴二彦博于瓊林苑一と玉海に見え候大臣の事にて候へば比し申ても可レ然候歟と存候ての事に候右之通に候まゝ其御心得にてもし御挨拶の料にもとしるし進候御存知のごとく壽詩はいづかたへも數十年來ことはり申候て辭し候殊に近年筆硏塵を生じきこへぬ事のみ候得ばこれに憚多候さかれども御申越候事故にそれ迄如レ此候もしくるしかるまじく候はゞ御出しも可レ被レ成候萬一御かきとめにも及候はゞ亡名氏の事よく御申のべ可レ被レ下候心緒面拜

追而此内函幷外函ともに唐人の細工に候めづらしく候故にそれを用ひ候爲二御心得一申上候又申候壽詩の函は封じ候はぬ事とか申候間わざと封候はず候

前度懸二御目一候定基卿答目の事に付はしたなく存寄とても段々國史の中の事ども考置候半と存候に付先は田賦考唯今迄に脱稿候おもしろからぬ事に候へども唯今迄三千餘年誰々も拋却し置れ候事に候故に研究し候迄に候御慰にはならぬものに候へども是又本朝故事にて殊には國本の事に候御一覽置可レ被レ成候

今日の龍神八部衆いかゞと存候昨夕よりめづらしく深見氏より人御たのみ無人に付若き奴原も不レ出〔不遣イ本〕候き唯今かし候人罷歸候父子めさせられ藥草吟味の御役被二仰付一候由に候新右殿本草不二承及一候き況久太殿御事不レ存候事に候さだめて鶉鷹の人有レ之候と覺候東家の丘と申事も候　本朝にて紹巴の紋屋と申す故事も候十餘年來申かはし候て彼父子神農たるいはれ不レ存候はよく／＼のふかき〔くカ〕事拗又我等共よくよくのうつけと存候事に候

右大將家の時琉球を討降されし事見出し候此事ふつと心付なく候き書加へ可レ申條南島志の草本しばらく御返し可レ被レ下候しかも東鑑に有レ之候ひし事に候

竈をカマトと申すは梵語之由申傳候此方にて尋候へども見あたらず候御聞被レ成可レ被レ下候以上

安國寺の事關ヶ原の時の安國寺僧の事に付申傳候事有レ之と覺候が是は長門邊の寺の事に候き面拜にも申候ごとく尊氏將軍の頃は中々日本國中に手のとゞき候ほどの威は無レ之手も屆かず候尊氏の孫義滿の代に至りようやく南北も一統候きこれにより候て見候へば尊氏六十餘州に寺を建られ候はむ事いかゞ可レ有レ之候歟

此方にてチトリと申は信鷗と申すものにて潮にしたがひ來往すと有レ之候

御詩の中第二句これにてはひしと關東を漢廷と御申候にて候かりそめにも名分の所は儒者の職分にて吟味なく候て不レ叶事に候老拙むかし以來これの字をとりつかひ候得ども皆々譬喩又はうわさのやうに用ひ候きひしとさしあて候の事は大かたあるまじく候よく／＼御心を付られ御覽可レ被レ下候

服藤九殿御申候は今度朝鮮人へ出合可レ申候儒者衆は假に布衣を御免之由にて候依レ之藤九殿何とぞ御納戸の布衣を拜借被レ成たく候御支度なりかね候よしにて御不如意御尤に候へども何とぞ布衣はわきて

御才覺可レ然事に候公役にて御服用との御事に候はばいかにも御願もあるべく候へ共私事にてかりにも御免だにありがたき事に候にこれならば布衣をも御借被レ成候へとは某は此御願の御使はなり申まじく候間藤九殿へ此由を可ニ申入一候と存候

昨日は珍重其節御申候興能事其節も申候通眞人と申すに疑候故其通りに可ニ仕置一よし申候きいかに仕候ても其年も御付合キヨナフとキヨウノウと相近く候事は疑を貽すべき事に無之ゆゑ打返し舊新唐書考候に眞人猶唐尚書と有レ之候て本朝の官名と心得たる趣にて候依て粟田眞人眞人興能高階眞人これ三人のみ日本の聘使の姓名しるし候に皆々眞人の字を加稱し候これを見候へば眞人興能の眞人はあなたにての心得にては姓とは不レ存日本より使の官名をなべて眞人と心得たる旨に候これにて疑決しすなはち其許御考の如くに改候

按興能卽淸直猶下妹子稱ニ因高一葛野稱中賀能上以ニ我方音相近故一耳舊新唐書以ニ眞人一爲ニ天朝官名一蓋傳聞之訛と仕候

東音譜の中レの字の所ことの外むつかしく候レリとルロと唐韵混じ候て分明かね候ものに候とくと案じ見候に此方へも唐へももたれ候て正音に合ず候連入聲と仕候べく候子細は貴面にならでは申盡がたく候連入聲に（にては列イ本）候へば列になり候此方にもレと申に近く候歟本朝のむかしレには禮例戾を皆々用られ候これは今の唐音にては皆々リになり候唐音にてレと參候は連の入聲にて近俗連の字をレとも用ひ候へば連入聲に可レ然存より候事に候

先日承候壽詩かた心に懸り邪魔に候まゝ一兩日懸り候て書付進候稱呼にこまり申候受領などは殊にひきく候が故に職分に大きにつりあひ候はず候さて職號いつも申候ごとくに似たる事もなく候て異邦の事に准じ候て宜き事なく候但臺老又は堂老と申すは宰相を稱し候よしに候さて本朝の宰相と申すはもと參知政事にて候これによりて本朝にても昔は參知政事と稱せられ候事も候き參政は大臣の下一等ひきく候にて政事に預り候職分はひしと合候是によりて參政と申度候へどもこれは本朝のむかしの事にまぎれ候而やかましく候間幸トシヨリの號候故に臺老と仕候

台德院殿御臺所は淺井備州第三女にて候ひし歟其次

第は當時不レ覺候これは淺井戰死の後に流浪なされ候處に秀吉太閤の妾に淀殿御なり候て寵愛に付て秀吉の計らひにて淀殿は淺井備州長女也淀殿妹御を京極殿の養子丹羽少將殿へとり合せられ候少將殿は信長の子にて秀吉養子にと申付られ候人於次丸と申せしにて後に秀勝とか申候き此少將は朝鮮陣中永川シケチンにてうち死候これらも世にはかくしぐ候一事にて候さてその少將の室を以て養女とし台德院樣へ御輿入り候文祿四年九月十七日の事にて候台德院樣よりは御としましに候ひしなどふるき人は申候き世にはかくし候て唯々長政の女を秀吉養女となし嫁し申され候とのみ申す事に候御他界の事は寛永三年丙寅九月十五日の事に候增上寺へ入らせられ候崇源院殿一品大夫人和興仁淸昌譽大姉と謚し候き台德院樣よりはさきだゝせ給候江城の事天正十八年七月北條殿滅候時秀吉より御領國を加へられ候やうにとの事にて　神祖御領掌候て八月朔日に此御城へ御移の事に候中世以來八朔を賀し來り候中にも當家にて元日とひとしく御祝ひ候もこれらの事故と承候これを世には關東御入國と申その後文祿元年壬辰七月十日より此城を修築候て二年癸巳三月三日に功成候これは道灌以來上杉北條ともちつたへ候城を增し築かれ候にて候べく候其後又同三年甲午正月廿七日より修築可レ有レ之御沙汰に候處に秀吉のために伏見を築かれ候國役に付事果さず候其後は御申越の比よりして　大猷院殿御代までに今の如きには成就し候と承候　台德院殿江戶へ御入の事はかの御入國の時　御父子御一所の事たるべく候但初は西の丸に入らせられ　神祖駿府へ入せられ候て御本城へ御移り候歟又　神君御隱居ののち西丸へ入せられ　台德院殿御本城に入せられ候かいまだ考得ず候　崇源院樣は伏見の御殿に入せられ其後江戶へ御移又其後伏見へ御上りなどの事は有之き日本にて花押を用ひし事始御詩に候此事は慥に不覺候判と申す事はふるき者どもに見え候事共も候判と申す事尤なる事に被レ存候き水戶にて板に鏤められ候ものに江匡房又道風などの押書とて見え候へば既に此時には唐宋などの如く名の字を美艷華イにし候てよのつねのものにも用ひられ候事と見え候判と申す事は何事にもあれ判のことばをのせ候て判をすへ候ものも候ことばなしに判ばかり候事も候畢竟此ものは

じめは判の詞のために用ひ候し事と見え候その初は不二分明一候たしかには江帥などのものは右の鍍板のものに見え候其外はいかゞ候歟義經の判のもの檢非違使の判のものなど見候き其外には賴朝の判など見候きあながちに名の字ばかりとは見えず候き只今の俗語にて申候はゞ公事裁判（料イ）の判なる故に判とは申候事と見え候惣じて如此の事もとすゑを論じつめ候には中々立談に盡し難く候まゝ右の趣を以てよく〳〵可レ被二仰合（答イ）一候忘れぬと被レ仰候に忘てまじき事歟

尙々京都代々將軍迄も名の字を用られ候とは慥に所見候きそれより以外は心次第にやと存せられ候此方にては花押押字など申事はむかしはなく候て判と申候事にて判がよく候と存候

此間は夜に入御歸無二心許一存候き彌無二御別事一候哉仍而昨日事の外めづらしきもの不思議に借り得候に付片時もはやくうつしとめたく候細眞の物にて我等力にては眼も隙もつゞき申さず候五六日も隙御費し候て多助と御兩人にて御寫し可二被下一候往來候ては費にもなり可レ申候大助部屋にとまり候御覺悟にてなり次第賴入候以上

閏月廿三日

舊作ども撰候はんまゝ御筆かり申度候御隙の節御出可レ被レ成候御氣體無二心許一存候折角可レ有二御保養一候明日何時御出仕に候哉私事も八過に出仕候仍而明日の詩出來懸二御目一候御うつし置可レ有レ之候これは一向に外人へ見せぬものに候間左樣に御心得可レ有レ之候以上

事跡錄の內に駿府御城燒亡かこぼたれ候かの事有レ之歟今明日中さう〳〵と御くり可レ被レ遣候御用に有レ之候以上

十一月廿三日

御氣體折角御頤養可レ有レ之候玫瑰花珍重不レ可レ過レ之候仍而王謝の事御尋候御不審有レ之まじき事不レ及二是非一候晉代王謝陶謝かくれなく候これは誰々の家の事といふ事日頃御心得なき故にて候殊には烏衣巷と申事に早速御心付あるべき事にて候烏衣巷は南渡の日王氏謝氏の第宅ありし故の名にて候惣而如レ此事たづね候に心付はたらき候やうに致度候以上

六日

四愁の對

三典　左史倚相三典五墳をよみ候事

三絕　孔子易を學び給ひて韋編三絕の事

三嘆　淸廟の瑟朱弦疏越一唱三嘆の事詩の酬和によのつねの事歟

三絕　李揆門弟人物文章皆稱ニ當世三絕ー

三步　柳公權が註を賦せし事

三復　何遜八歲にして詩を賦せしを沈約一日三復とかひし事これは南容が白圭にも

三疊　陽關三疊の曲の事

三傑　尹元凱富嘉謨吳少瀨を北京三傑といひし事又漢三傑にも

三弄　桓伊笛の事

もし借り候て用ひ候はゞ三尺劍三篋書千卷詩千卷書又三尺棨（棨韓詩短歌）三史千首詩千里書千里馬千里才論千古千載知己これらの類はいくらも候はむ歟我等久々廢業にてそろ〳〵只今のうちにおもひ出し候所先此等の事歟さだめて猶もいかほども出可レ申候得共際費に有レ之候間案じ申に及ばず候只今みさかりに學文なされ候衆中これらに對なきなど御申候事さてさてあはれなる事不レ及ニ是非ー候つねに御心がけあるべく候事に候早々以上卽時猶々おもひ出し候分少少書付進候

三統　正月天統地統人統の事

三樂　藎三樂莊子三樂榮啓期の事

三事　詩經三事大夫

三德　周禮三德

三孝　大孝其次――其次――

三絕　鄭虔三絕顧凱三絕唐人三絕

三友　樂天三友詩琴酒の事

三語　三語椽蒙求にも見えたり

三鑑　唐太宗の事

三筆　湘東王金筆　銀筆　斑竹筆の事

三異　魯恭三異これも蒙求にもあり

三獻　三獻三刖玉の事

三壽　莊子に有り上壽中壽下壽

三黜　三巳　楚令尹子文

三省　曾子三省

三宿　桑下三宿丞（戀イ）四十二章經に

三諫　論語三諫
三監　殷三監
三就　書經　五服三就
三雅　三雅杯劉表が作りしさかつき
三頌　詩の周頌魯頌商頌
三禮　儀禮周禮禮記
三史
三畧　黄石公
三物　周禮鄕三物
三易　沈約言文章當從三易易レ見レ事易レ識レ字易二讀誦一
三益　益者三友　論語
三變　君子三變　論語
此外にも論語孟子に多かるべし
三友　梅竹松
三敎　儒釋道
三笑　三笑圖
此餘道家佛家の語にはいくらもあり候歟段々に出來候間次に申越し候千にも千慮（愚者千慮）など候ひしかされば數すくなく覺候

卽時

唯今朝退候仍而今晝の御作改删遣候まづ此通にて御出し可レ被レ成候荒苑の荒の字題において照應なくいらざる事にて候その上砧聲丁東たる事何の疑しき事もなく候あれたる苑にてひらき候かと御うたがひ候はばさも候はむかしかれども人すまぬあれたる苑に砧聲などうたがはしくきこえ候はむ事は野狐の怪にあらずんば愁婦の魂魄のなす所たるべくと心得がたく候砧杵の聲に情をよせ候事は閨怨の情を寓したる事に而候況又題の出所盧家少婦は詞にとり候へば鴛鴦の冷はひとりねにて鴻鴈書稀はいはゆる白狼（猨イ）河北音書斷の句を内にふくみたるにて候其元のごとくにて候題意に應じ不レ申候意味もなき事にて候如レ此のあへしらひよく〳〵御心得あるべく候月を含など窓か樓かなどは尤にて候聲の含と申す事は心得がたく候此なくして含とは申がたく候古詩などよく〳〵（擣砧イ）御心得御覽有るべく候高低とあるは是聲が砧杵の手の上下する謂か但葉の散る所の或は高く飛或は低く飛との事か落着なく候もし簾外片々と候はむには木葉たる事たしかに候べく候無涯恨思不窮重言にて候無

涯根はすなはち不窮思に候いはんや無涯不窮倭訓同じ事にて候すべて如レ此に候は胸中題意とくとすみ不レ申所道具にて是非ともに字數句數をあはせ候はむといたすが故に如レ此に耳を驚する句字共になく候これら體の小題に御つまり候てはこゝろよからぬ事に候間よく／＼古詩を御吟味候べく候味の字又々よく御あぢはひ御自得候べく候

十月廿七日

高作漫評呈紙尾候　　春江欲曙

第一第二の句に春の字の意見え不レ申かならずも首聯に題意を說破すると申す事にてはなく候へども先大かたは一二句に題面の大意見え候樣にあるがよろしかるべく候かつ題の字を出し候に心得ある事に候江曙の字第一句に出候唯春といふ字のなきばかりにて候如レ此に致し候はむにはむつかしき事もなきやうにて候題の字をかくし候而おのづから春江欲曙の詩たる事の見え候やうに作るが題詠の物を作る故實にて候次には又江村夜將曙といふ句は四時共に用らるる句にて候ゑからば二の句にたしかに春景あれば題面の大意まづ見え可レ申か然るに風度斷雲喧と候にてはよわく候喧の一字にて春をもち申さぬにはなく候へども今少しありたき事にて候又曙景もうとく候歟碧水浸の浸の字如何大水などの時は樹を浸する事も候べく候平生にはなき事にて候浸の字は呑の字などか連の字の間たるべく候綠波古根の句此古根とは前の烟樹の根と申す事にて候か根と候はゞさだめて樹根たるべく候一句にては何の根ともさだめがたく候岸頭の花にて春景をば初てもち申候と被レ存候但樹といひ根といひ花といひ生植の字とも三句にわたりいやにて候對に樹竹花草等を仕候はともかくも三句四句にわたり候はこのましからず候鷗相蹲下三連か蹲の字たとへ用ひ來り候とも眠の字などゝはおとり耳に立字に候又鷗の下に歸鴈もやかましく候惣而此詩韻字一韵にてなく候寒元の韵入まじり候如何

杜鵑の二首

まづ／＼よく御座候これは可レ然候但眼前萬物など申す字面このましからず候語錄のやうに候これらを頭巾の氣と申元明の人は笑ひ申候事にて候宋人の手くせにある事にて候詩と申すは已に詩にて候へばい

かにも字も句もやすらかにありたく候それも題により詩體により用ひ申事も勿論候（歟イ）

南山へ再和遣し見せ申候第一は祇生其後音書斷絶を申第二はその歸る事を望み第三は當時の交游南山氏一人にて此年の春も又盡し事を歎じ候別の一首は越中の故事をもて微意を寓し候但此別調は人間に流布いらぬ事に候其御心得可レ被レ成候御寫し候はゞ返し可レ被レ成候以上

此間者高僧傳忝奉レ存候今日致二還璧一候これは東國高僧傳と題し候此方へ引來候は本朝高僧傳と有候きこれ又別に有之事と見え候今日還璧のものには禪僧の事は見えず候が本朝と題し候も藏書に候か否御聞合も可レ被レ下候はむや南光坊の傳にきのどくなる事を記し置れ候て儒家の大耻とにが〳〵しき事に候

去頃梅花無盡藏宙覽候而先年選び候軍器考に世の誤をうけし所一事見出し候故改竄候はむつかしながら御書足し可レ被レ下候分注に候故此方昏眼にてはかきちらしがたく乍二御無心一申入候卽かきやうの字配り仕り進候ツギ足し候所へ御書入可レ被レ下候罫無レ之候間次の一枚を進じ候間これを中へ御入れよきほどに御記可レ被レ下候いそぎ候事に無レ之二三日中其邊に便候はゞ人進べく候箱も御留可レ被レ成候これにつけ候ても古人申候如く書を撰び候はゆる〳〵とかゝり候がよきと申候事存出し候はやまり候と誤りも候事に候御兩親樣へよろしく奉レ賴候以上

七月十七日

昨夜は大勢忝奉レ存候今日青雲進講天氣好一段之御事に候與點（ヨミセン・ユルサン）いづれにてもくるしかるまじく候兩意を兼候やうといかにもあるべく候歟有二吾與レ點之氣象一とは卽ち曾點洛沂詠歸之氣象と注にあるごとくなるべく候下に汪（洪イ）洋浩大と候が同事と見えし三子の見所と曾點の見所と格別に有レ之候處に御心を付らるべく候そのごとくになり申べしとの事に候去かればとて又詠歸の詠の字へとりつき詩を詠ずる時のなどゝ解るはあしく候孔子の御心を起し候事などは散々にて候かれは（本ノマヽ）子貢子夏にも起予は有レ之候き曾點と候は魯點の事にて候以上

昨夕は何の風情もなく候へども面白存候き仍而千三

百七十六を七十二に除候と六百七十二に六をかけてその積數を八十一に除候と右兩條御書付可レ被レ下候

追啓昨夕御歸之後復し候所にとかくわれ候とわれ申さぬとの所とかけ候て參候所ととかくはき〳〵と不レ仕我身ながらくたびれはて申候　昨夕の稽古の二條とく〳〵と合點ゆき候て外の四つ五つも大かたはゆき可レ申候間まづ　昨夕の稽古を熟し申たく候間御むづかしながら愚痴に五千百八十を六十四にわり候と五千九百九十を七十二にわり候とのこと葉の次第をいかやうにも御かきつけ可レ被レ下候再かけざんをもそれをひかへにいたしひたと仕り候て見可レ申さてさて不器用千萬我身ながらくたびれ申候いはんや御師範をやと不レ堪二大笑一候以上

昨日めづらしき人に出合候て仁齋源助むすこ源藏をしへ入終に只今京都にてのわかての學生にいたしたく候(るカ)はなし承候拙者工夫に符合いたし珍重に候間いつそ御咄可レ申先案内如レ此候以上　卽時

いつ御歸宅被レ成候哉御病人千萬無二御心元一候然者明日生女一臘の日に付姻家小集いさゝか懸帨を賀し可レ申と存候勿論微管(本ノマヽ)に而急何事も無レ之候へども御父子樣御出候て夕饌を供し申度候もし御心得のために申候宿戒(もとイ)如レ此候萬喜期二笑談一候以上

五月十九日

此間者御物遠候彌御平安珍重々々昨日は出仕祭酒進講之節侍座被二仰付一始而聽講めづらしく奉レ存候き仍而花園寺出府に付而一昨日來談積鬱を散じ候畢竟御蔭故と多謝候彼是可二申入一如レ此候再拜

正月廿七日

昨日者御手紙今日又堀山氏に御手紙幷御扶持文方證の義うけ取相心得申候源四病體昨日も堀山氏物語にて承候折角御保養可レ被レ成候とかく大煩いたさるべき事とかねても申入心底にも存候へば一入々々無二心元一儀に存候出仕斷狀の事

一筆啓上仕候仍而私儀何々相煩今明日進講難二相勤一奉レ存候に付爲二御斷(に盟ひイ)一可二申上一如レ此御座候

右の趣日本の尊神を以而僞無二御座一候恐惶謹言

名在判すへ判也

月　日

村上□樣

間部□樣

村上□樣

參人々御中

右之趣斷狀にて判形仕上封は薄紙にてつゝみ申封じたる方まさり可申候私事も病中故御見廻も不㆓申入㆒心外の至に候以上　卽時

御口上書拜見定而疝氣と相見え候とかくうるしあま酒御用ひ可ㇾ然候御同心に候はゞ漆木少々わかち進可ㇾ申候只今より御作り候はゞ大方此夜四ッ比には出來可ㇾ申候如何々々

其元いかゞ被ㇾ成候哉此方不埒に候依ㇾ之公事有ㇾ之候間御決斷可ㇾ被ㇾ成候目安申入候一笑々々

御切米より御切米迄の內不足に付利なし五兩之金をかり候而用事たし御切米以後五兩返し申候依ㇾ之元方の帳にかの借候金五兩をかりにむすびおき拂方の帳に返濟の金を高にむすび置候もつとも五兩にて用たし候こま〲の事不ㇾ殘帳にむすび候て拂方に候ゑかる所にそれにては五兩の金二重に成申十兩のやうに罷成候と申もの有答て云元方にも拂方にも將にむすぶに不ㇾ及候すでに五兩をかり候て元といたし候上は元方にむすび申候さて其五兩はたま〲に拂候てつかひ申候別に御切米の後に五兩をわかちとり候て返濟候事にて候これを拂方にむすび申さでかなひ不ㇾ申候借り候て又返し候へばつく〲に候と申候てはつかひちらし申候金はいづれより出候哉と申す事に候如何一笑に候

十二月廿六日

五千三百七十六を七十二に除候へば七十四不盡四十之由經に見え申候そこもとよりは七十四六六不盡と被㆓仰下㆒候われ過申候樣不盡四十になり申すやう御座候歟今一度奉ㇾ賴候以上

昨夕は珍重いまだ御腰痛の旨折角御保養可ㇾ被ㇾ成候仍而今日幸に甲子にて御座候故關帝靈籤を以て何れの方位をか尋候而望可ㇾ申といふ事を占申候所に得申候籤寫申懸㆓御目㆒候凡此籤一句一字の應も有ㇾ之二句三句全篇の應も有ㇾ之種々奇妙の旨に候落句に

方位の字出申候事これ又奇と可ㇾ申一二句只今迄の樣子に符合驚嗟の事に候此上は御脚のつゞき候程は北位を御たづね可ㇾ被ㇾ下候それにて可ㇾ然事哉と存候事に候此籤時に奇應倭漢ともにひたと有ㇾ之候

第五十二籤　上吉匡衡夜讀書兀坐幽居嘆寂寥孤燈隱映度清宵萬金忽報秋光好決計扁舟渡北朝

源四學文の事被ㇾ仰下ㇾ候縷々御尤に存候去冬も戯言のごとく申入候通もはやいそがぬ事に候唯今の通にて御用はいかやうにも相濟申べく候此上は天下道具に御なり候歟否の間の事にて候幼少より被ㇾ召出ㇾ候事と申且は幼少より人に名をもしられ候人と申いづれにも後々はよのつねのごとくならざる御心懸第一の事と奉ㇾ存候天下道具と申事には近頃申にくき事に候へどもしろうと衆のつもりの樣にては成就なりがたく候はむかと奉ㇾ存候此間の事はもはや貴老へも十分には申されぬ所有ㇾ之候先第一の所は其身康健に候て精力强壯になく候てはなり申すまじく候何とぞくじけ申さぬやうに生立の所に御心を添られ可ㇾ然候康健にだに候はゞ春秋に富申され候事に候間終には成就可ㇾ申候いつも御物語申入候通先師木恭靖十歲ばかりにて名をしられそのゝち三十年何の聞えもなく候て四十歲の時より天下の鴻儒とはなり申され候源四なども三十八九四十前後に學文成就と大つもりは被ㇾ存候事にて候如ㇾ此天下の大任を負候もの急功を望申候てはいかでなり可ㇾ申候はむや大洋萬里の波浪をわたし候はんには其船ことの外丈夫になくてはかなひがたく候わづかの溝河をわたし候茶舟の心得にては傾覆の事忽に可ㇾ有ㇾ之候たゞ〳〵精氣のびやかに候樣にと奉ㇾ存候事にて候我等も舊冬より種々了簡可ㇾ致候にとかく二三疊敷も學文所御つくり御あてがひなく候てはかなひ申まじく候只今の如くにしてはとかく事濟申まじく候靜室の中に安座仕り候て心氣も舒和候へば眼力も長く精神も明らかになる事にて候急流中に徐歩のなりがたきごとくに只今のごとくに往來の人々に應酬につかれ候ては詩も文も出來候ものにてはなく候しかるを是非々々としひ申候事はひとへに難題と申すものにて候こゝを以て源四詩氣衰颯の氣候て徐和の氣無ㇾ之候皆々元氣をしひ申すより起り候御事に候尤私宅などへ切

に被レ參候も一術に候へどもそれは書物をひろく渉獵の益のみにて候熟玩の益はありがたく候學文の事某儀古人において萬分一を望み申すべきには無之候へ共貧學苦學之事においては又いにしへの貧書生に多くゆづり申まじく候されば學術において險阻艱難をばよくよく嘗め申候に付無理しひにしひ候分にてまゐらぬ所などはよく〳〵相心得申候たゞ〳〵天下の大任に志をたてまうけられさてつとめ候所は無理にてはまゐらぬものと申す所をとくと御合點可レ被レ成候近頃々々申にくき事候へども如レ此に心底をつくし申入候而も御同心無レ之而は私指南之所うけおひがたく候古人掣肘と申候說の所よく〳〵御心得可レ被レ下候四月九日の頃御出候はゞ面上可レ申候

正月七日

持氏の花押は二度改申候き

昨日は忝存の外長座仕候上杉記之事昨日も申上候通珍書にて殊に御副本のために拜領の物に候間我等方室書の中にて候火事時分中々家へも出し不レ申候物に候へ共無二是非一進申候御覧次第早々御返し可レ被レ成候

廿日

昨日申入候通詩望まれ候木下氏（御薬苑イ）はすでに詩に老たる人にて四五年來宇內の詩人とだにきこえ候ほどの人には詩を望まれ候事にて候源四事承り傳へ候とて此度私へ申來候さだめて家々より傑作も多可レ有レ之候その中へ出し候事ゆゑよのつねの間わたしの詩は却而恥をさらし申すやうに被レ存候に付此間ひたとしたてやうなどをしへ申たる事にて候しかれども幾首いだされ候もみな〳〵同じ模樣にて格別の物無レ之抑古人に梅百詠牡丹百首などの七律多く候しかれば此松の詩も一首か一首づゝ格別の作にてこそはたらきも有レ之とたのもしく候にいつも〳〵同じ事をあなたこなたとばかり有レ之候事きのどくに存候如レ此のはたらきにていかで一題を百首とは作られ可レ申哉先日ちらと見せ申候祇園與一七家の雪なども同じ雪の題にて七色に作りわけたる物にて候其時與一十四五歳の時と覺申候さやうなるを才ある人とも申べく候我等ひたと返し申もさだめてふりちがひたる作

も出來候はむかと存じたる事にて候き此上は定而めづらしき事も出來申間敷候間此度は私なぐり作りに一首いたし遣候間まづ是を御うつし御出し候へと御申可ㇾ被ㇾ成候此後はいかやうの事候とも如ㇾ此に助力は仕まじく候間獨力にていたされ候樣にきつと可ㇾ被二仰付一候只今の如くなるぶはたらきにては中々拙者心に應じ不ㇾ申私共已前作り候時は一題にて五首も六首もいたしてその內にてえり候て一首を用ひ申候き神心(初心カ)當座に作り候とても三首より內にて作りやみ候ひし事は無ㇾ之候これらほどの事に日をかさね候てふつゝかに候てはさらにたのもしからぬとよく〳〵御申可ㇾ被ㇾ下候私直に申候はむと存候へどもそれにてはきのどくにも被ㇾ存候はむと如ㇾ此に候とかく古人の詩などとくと心にをち申さぬが故にて候惣而うはばしり候ぶんにては文章の大業はなり難きよし申度候夜に入待入存候以上

十二月廿二日

一昨日青雲韻瑞持參にて候きもし國華東叙之作和韻の心掛けに有之候はゞ不ㇾ入事と存候　惣而和韻は本韻よりは不出來なるものにてその上にいつも〳〵國華に倡られ候て和ばかりいたされ候は萬歲の袋かつぎにて候竹馬の友と申す故事は桓玄が童時すてたる竹馬を劉毅がひろひてのり候ひし事にて候これにて桓劉の優劣童時より定れたるとも申傳候すべて名を立候はんと存候ものは人に定たがひて活計をばなさぬものにて候昨夕青雲へ可ㇾ申と存候に客來逢不ㇾ申今朝より客來と出仕と折角案じ候分費に候間晩來歸り(候てイ)先迄は遲引候故早々以上

五月十六日

一兩日は御疎濶に候仍而昨夜枕上ふと存つけ候き孝平氏號の事青雲可ㇾ然候隙次第に一篇いたし遣可ㇾ申候間吉口(日カ)次第にまづ青雲と御名のらせ可ㇾ然事に候心事面布頓首

六月十日

先刻者忝存候斷狀相濟申但名判名乘つねの書狀のごとくなるを請取られ候きこれはかさねての御爲に申進候藩翰譜の草稿進候(第一二三)凡例も添候而進候わかき

衆いそがしまぎれにうつされ候ゆゑ假名ちがひ多く可レ有レ之候それは無二御遠慮一御直し可レ有レ之候事の相違疑しき所は落候はぬやうに御付紙被レ成御返し可レ被レ下候此書世上披露事　思召之御事候と相見えいまだ御ゆるしなく候へば源四より外へは申までなく候へども名も人に御しらせ被レ下まじく候尤私方にて選候事も秘し申事にて候貴樣とても懸二御目一候事は公へは憚少なからず候へ（候イ）ども校考のために候はんには罪のがるべきやと思ひ樣のみに候段々遣可レ申候先四冊進じ候以上

十二月十日

倘々夙願にていたし置候事今に至り候て六十四州の大雨霽となり申候て天下の仁の萬分一にもなり申べく候しかれば讀書の功聖人の御恩報じこれ迄と存候迄に候一笑々々

凡例とくと御心得候はねば御不審にて候よく御覽可レ被レ下候以上

昨夜は家翁御來臨久々にて緩々申承慶事傳聞大悅御事に候御兩親樣方御喜悅察入候　老妻其由申賀候爲二御祝儀一可二申伸一目錄の通聊表二微儀一候皆樣へ能々奉レ賴候恐惶謹言

四月廿一日

昨夕は何の風情も無二御座一候處に大幸の事に存候今朝は早々御謝使愁悚の至に候

一面上に申候歐蘇國書かきぬき進候次に歐蘇内制國書となされ候て一行御あけさて題の下に歐陽修と一所になされ候てよろしく候蘇公の所も始に蘇軾と候へばよろしく候

一歐陽の國書にはあとさきにうつしちがへ候事有之故に一二三をつけ進候間其次第の如くに御うつし可レ被レ下候

一紙のかたおもてに九行一行に二十字づゝにて可レ然候

一俗字など御改可レ被レ成候口がやかましく候

一康宣繼の字など一點づゝ御略し可レ被レ成候たとへば康宣繼抔可レ有候

此外には見えぬかと存候もしも候はゞ此御心得にて御うつし可レ被レ成候

一石林燕語等は別に端を御起し御書可レ被レ成候樣子により前へ出し候か末へ出し候事可レ有レ之候歐蘇のは書送りに可レ然候
東坡のは前後の式を略し候而たゞ八句ばかりとめ置れ候と見え候歐陽公のと石林の玄るし候所にて濟候事に存候
一茱よりの本書は御禮に御置可レ被レ成候御返しに不レ及候已上
四月八日
尙々判紙二十葉進候已上又々吉衰本ノマヽ等の書も候へ共不レ苦取ぬき申候爲レ念申候已上
素翁几下　勿齋　土肥太仲樣　新井勘解由
左仲樣　景游

與小瀨復庵書

從レ是以レ使御禮申上度心がけ候へども今に〳〵（イ取込）不レ得二入隙一每度の事ながら背二本意一奉レ存候先日は早々の體ながら奉レ得二貴意一大幸の至に御座候殊に御藥にて條々申上候不快すきと平復誠に頭にかぶり候物をとり捨候心地忝次第に奉レ存候殊に集注七册御借し被レ下電矚之處にいかさま諸注殘り申存じきと奉レ存候御事多御中御才覺不レ淺次第奉レ存候

一下學集撰者の事心付不レ申折過候是は五山衆に承り候はゞ東福か又は鎌くらかなどに申傳候事に可レ有レ之候便次第申遣し候かた有レ之候返事候はゞ可二申進一候

一中華五山の事存ぜぬ事に候これも承り合せ可レ申候但し惣じて中華五山と申事なにに出候事やらむ終に某はたしかなるものにて見あたり不レ申候靈鷲五山など申事は覺申候鎌倉の五山と申より事始り其後京師の事など黃壓次などの爭論も候事と見え候本據も有レ之事やらむ不審に候殊に山號寺號院號など申事是又ふつと心得ぬ事に候き此次手に承り見可レ申事どもに候忘れ候はゞ追而可二申進一候

一開葷の事父母の忌明ケに用ひ候事いかゞやらむただ〳〵此方にて精進あけと申事と心得候き佛祖統紀にやらん戒葷五辛と申す事候ひしがその戒を開らくにては無レ之候か中華にて泰嶽へ參詣して禮畢り候て其夜開葷とか申て肉をくらひ酒をのみ以の外なる事に候と申したる事明朝の書に見え候ひしと覺候へども例の健忘唯今出書ふつと存じあたらず候まづは俗語と見え候へどもさのみ近世の俗語とのみも見えず候惣じて如レ此の手近き事俗に申山のいもにてとげをつき候事每々に候とかく其內奉レ待二拜展一候以上

八月十七日

此間は淸夜うちつゞき候鶴樓と申すもの三十年來常に入來候當年はいかゞと存候處又々例の一人並に子どもをつれ參り候て詩など仕候き殊に〳〵珍重に存

候へども座間和に及ばずとかく其内にと申候て酔後かの情の字ばかり和し候十四字を大書し遣し候迄に候きそれは

一千里外中秋色、　晴れ候事とことし迄三十年
三十年來故舊情、　の事とを申までに候

此中申上候コノテカシハの事
仙覺抄など再校候にカシハのいまだひらかぬをいふよし見え候玉匣二見の浦などつねのことばによりカシハの蓋とよみつゞけ候事のいつとなくフタの義にとりてつひに側柏を申やうにもなり候歟といよ／＼存候如何被㆓思召㆒候歟

先日可㆓申上㆒を申殘候一條
いづれの卷にやらむ目錄に覺候環の字をマガリ玉と假字つき候ひし有㆑之候きさて／＼おもしろき事に存候事に候八坂瓊之曲玉などこと／″＼しく申事に候が其曲玉すなはち環の字の假字にて義は聞え候歟後に環の字讀でタマキと申は即玉釧手釧等の事にて上世の俗手に纏し玉を申せし事と見え候但し是は多かる玉を緒に貫き候て手をも纏ひ頸にも足にも纏ひ候を頸玉とも手玉とも足玉とも申す卽是マガリ玉と惣名を申せし事と見え候只今金にて造り候者をタマキともマガリタマとも讀がたき事にて音のまゝにクワンと呼ぶべく候事かこれら古今の別によつて會釋あるべく候事と奉㆑存候如何

いらざる事に候へども老拙すでに無㆑類齢に及び候尊兄など此後又幾久しく御講究の事も候はんに思召も合せられ下され候ためにかた／″＼なる愚管次手に申上置候

足引の山と申ことば御覽のごとく古說論多く候愚存には皆々事むづかしく候がすべて古人もまのあたりの事はかろき事におもひなされ候ゆゑ義を求められ候事の多くしてつひに穿鑿かくこりて本意をうしなひ候事多く有㆑之候樣に見え候此足引の山と申事も傍例のことばに有㆑之候事に候か足柄山ともなづけ足からに舟などとも讀來り候はその山險阻にもなくして足輕くゆきやすきの謂にして足引と申すは其對語にて其山險阻にしてゆきなやみ候を申たる俗語と相見え候なにの故事も有まじく候に事むづかしく覺候事如何又

一靑丹吉奈良と申事も舊說紛々或はむかし畫具のア

ヲニなら山に出候が佳品なるによりてかくいふとも申又其說しらず崇神の御宇に忌瓮（インベ）を作り神をこゝに祭られ候ひし其忌瓮は靑瓮（アヲニ）に候故に靑瓮よしと申すなど有レ之候前說のごとき他の稽據なく候へどももしはさも可レ有レ之候歟崇神の御時は今の漢字もいまだ傳らざりし事に候になにしに瓮の字の音をよび候て靑瓮の名候はん歟餘りに牽强の說と存じなされ候むかし靑幣白幣有レ之候て二つながらニギテとよび候はニギは或は柔或は和或は饒などゝ後にしるして神をやはらげ候の謂にて候禰宜と申すも一轉語風のナギぬると申も馴れと申もナゴムと申すも皆々やはらぐの義勿論に候天饒國（アメニギシクニ）饒饒速日（ニギシニギハヤヒ）等の神名も其義と見え候扨また本朝の古音に吉の字讀でキリと申し佛兕にもキリと讀來る例候由仙覺も申され候きこれらの事をおもひめぐらし候に楡の葉はやはらかなるを以て名義となす事に候故靑丹吉（キシ）といひ起したる枕詞と見え候リとシとは相違一轉の事いかほども例御座候然るを前輩其義を得ずしてアヲニヨシと點せられ候より種々のむつかしき事も出來候がニキといひ起し候はず候てはナラのことば照應なき事と存じなされ候如何

老拙倭歌の事心得候はぬは不レ及ニ申上一候しかれども本朝古史を讀候に古言を解し候はずしては其義を得がたく候故舊事古事日本紀等の歌詞よりして萬葉のことばの事ども年來心をも潜め候事故いかゞしき事ながら心におもひより候事ども尊兄の幸に御入候故申置候にて候僻案の事は御指敎に預り候て一船の眞珠たるべく候御心を殘され下されまじく候

さてまた

先日蒙レ仰候西行の歌いまだ〳〵解しかね候すでにその世にははやコノテカシハと申すもの出來候と見え候ヲミナヘシと申す名義も心得わかたず候いかなる義にて此名を負ひ候やらむよび候時はヲミナメシと申候へどもしるし候所は女部思など見え假字にも其ごとくにしるし來候女郎花の字は白氏に見え候とか覺候これもウクイスの假名と同じくいはれありぬべく候事に候尊意如何

追啓鹽辛たゞきの類東雅にいかゞしるし候やと見候にたゞきは剉斫之儀と注候

ヒシコ、イワシ、アミなどの類はふるきものにナ

シモノと申したる物に候と注し候ナシとは魚鹽としるし候日本紀に魚鹽地(ナシホノトコロ)とよみ來り候又鹽の字シと讀候いくらも候ナシモノは魚鹽物に候

御手紙忝致ニ拜見一候如レ仰一昨日は緩々奉レ得ニ貴意一候殊に異聞ども乍レ例老境の娛樂不レ可レ過レ之奉レ存候き其節御申被レ成候御秘籍御借し被レ下御考之一條も御しるし被レ下重々忝次第奉レ存候御秘籍之中電覽候處は抄出仕たき事共多相見え候任下被ニ仰下一候上春迄拜借可レ仕候自レ是も以レ使申上候定而可ニ相達一候其節申殘候一件附ニ楮尾一候以上

山東通志　登州府

海牛　出ニ文登海中一長丈餘紫色無レ角龜足鮎尾性捷疾見レ人則飛入ニ於海一其膏可ニ以燃レ燈其皮可ニ以爲ニ弓韃矢房一

海驢　出ニ文登縣海中一狀若レ驢常於ニ秋月一登ニ島産乳其皮製爲ニ雨具一水不レ能レ潤

御手紙忝拜見其後御疎濶之處御便承知致大慶候愈御無事珍重殊に山本殿御同道御たづねも可レ被レ下由本望之至候しからば明日奉レ待候若明日御成にも候はば定而御出被レ成がたく候はん歟しからば明後十九日に御出と心得可ニ罷在一候御閑日承知折節對客早々ながら覺候事ども御答別紙に申上候猶又存寄も出來候はゞ重ても可ニ申上一候其由宜奉レ賴候御樂之事重重忝例之竹筒貴价に附呈候萬謝奉レ待ニ拜展一候已上

即刻

此間は被ニ思召寄一預ニ御光駕一候處に客來早々之仕合於レ今御殘多奉レ存候其後何か御禮も申出おくれ候今日は御屋敷へ次手も御座候故如レ此御座候其節も申上候ごとくとかく近日兼て御隙承これにて出來合にても被ニ召上一緩々御話被レ成候樣に仕度候長崎への事も近日奉行發軔に付昨日狀調遣し候定而此返報にて事もしれ可レ申候仍而去年仕置候一律見出し候間うつし懸ニ御目一候爲ニ御慰一草々申上候

八月二日

思食寄遠境御使忝次第如レ仰暑甚候處御別事無レ之珍重之御儀奉レ存候乍レ去御家來衆病人多御難義之

由如何樣造物之御厄年とも可ㇾ申某儀無ニ別事ー漸此程本復の方に御座候參元宵の義被ニ仰下ー思召の程忝御禮難ニ申謝ー候

一蝦夷圖の事委曲承知被ㇾ入ニ御念ー候御事に奉ㇾ存候

一御哀詩二首拜見候詩は情をもとゝ仕候とやらむ申此御作誠に人をして泣しむべき事のみに候就ㇾ中悔ㇾ敎ㇾ從ㇾ我來ニ千里ー況乃還ㇾ家少ニ一人ー承候事に存候御尤至極に候豈將ニ落日ー惜ニ殘生ー これまた御實情と可ㇾ申候但し路幾程と申す三字猶可ㇾ有ㇾ之歟策中室裡もなにとぞ可ㇾ有ㇾ之歟と存候其內料簡も可ㇾ有ㇾ之候御詩草とめ置候

一小築の事此暑には僑居ーしほ難義に候間半造作にても少しも早く引移りたく候に付當月廿日後には何卒引移り可ㇾ申候しからばしばらくの間も御程近く罷成御便り仕たくと存じ候御使見られ候通今日は頻に客來早々及ニ御報ー恐入候已上

七月二日

御哀詩二首共御命意感入存じ候すこしづゝ愚存の及び候事共申入候よく〳〵御吟味に過べからず候

一一去泉臺路幾程の句下の三字ゆるく候樣に覺え候白揚風起素車迎の句風起と候はゞ下の三字照應字あり度候其上白馬素車は後漢范式故事にて弔喪の人の駕する所にて送るなどゝ候はゞ可ㇾ然候へ共迎とはいかゞ可ㇾ有ㇾ之歟愚存は此度の御事は御客中にての事に候へばその字をもあらはされ御客中の事もたしかに仰られ候はゞ第二首にて悔ㇾ敎ㇾ從ㇾ我來ニ千里ー の句にも應じとくと事を記され候樣に可ㇾ有ㇾ之候たとへば

丹旐翩々出ニ武城ー 空餘夢疑 孤館旅魂驚、

なども候はゞ所の名も客中の事と慥に可ㇾ有ㇾ之候歟薤露歌悲別ニ武城ー なども存寄候へどもそれにては塞門荊榛下と同じ樣の事歟と丹旐の方に存寄候

一巢中の句これは繫辭の鳴鶴在ㇾ陰其子和ㇾ之の意を取られ候巢中の字牽强し候樣にはあるまじく候歟鮫室はもと熟し候へどもなされ候句のごとくにては淚明の字珠の字を隱用せられ候得ども打見候所に明の字熟し候はぬ樣に見え候たとへば

鶴鳴ニ天外ー無ニ聲和ー、鮫泣ニ月中ー有ニ淚明ー、

など被ㇾ成候はゞ天外月中の字たとひ出處に見え

候はぬ字に候とも自ら句は熟し候て言は透り候はん歟と存じ候天外と候はゞ客中和鳴の御事なき意も含むべく候

一浮雲知ニ世事ー一句いかにもきゝ候事にて候雖レ然世事と殘生とは不對に見え候又落日の字桑楡暮景の意と見え候得ばなされ候ごとくにて別事も有まじく候たゞ惜の字御哀情は御尤ながら上に立候御人など御聞及も候はゞ耳にかゝるべく慰の字愛の字の類意は同くして打きゝ候耳にもあたらず含蓄の氣味も候べく候かたとへば

更識浮雲多ニ變態一豈將ニ暮景ー慰ニ殘生ー

一楚客の字招魂の字にも可レ然 または御客中の意にも叶ひ可レ申候へども同じくはなくとものの事に候燒香猶白はいかにさこそ候得ども今少しあるべき事に候もし俗に涉り候樣にと見ゆべく候へばたとへば

環珮招レ魂留不レ住、繐帷獨對座ニ淸晨一

同じ事ながら雅に聞へ申べく候環珮は楚辭招魂に見え候き招魂の具にて繐帷は靈牌抔の前にかけ候あらあらしき帷幔にてすなはち牌位など申す意にも有べくか獨對の字御客中の心見え候はん御事歟

又申候

鮫泣ニ月中一有ニ淚明ー此句平聲すくなく候て句は拗し候へども上句と對し見え候上句と仄平一々相對し斤兩の輕重なく候へばすこしもくるしからぬ事にて候

思食寄貴翰忝海錯一盤七御芳慮遠方御深情不レ淺忝第奉レ存候先以先頃御不豫の事にて先月中旬頃漸御爽快御出仕の旨ゆめ／＼不レ存御尋も不ニ申上一心外の至に候私事も當年は多病に罷在其上當月に入候ては日々出仕仕候でかなひ不レ申候事ども打續拋ニ却萬事一候而罷居石果などへも無音のみにて一兩日已前御出に預り候て申わけ仕候事に候如レ仰もはや餘日もなく候に付來陽萬謝可ニ申上一候當年は各樣思食候外に御留滯御大儀に候へども貴邸御賀事目出度此事候恐惶謹言

十二月廿六日

尙々委細貴報申上たく候へども貴使見申され候ごとく御用候とて只今出仕候節故早々申殘候返返遠方思食寄之段不レ淺忝奉レ存候

御賀書忝拜見如ㇾ仰靑陽御履祥御萬福大幸之至候某事無ㇾ恙迎歳候此方御出下され候事は御禮一通りは必ず入らざる事に奉ㇾ存候御語被ㇾ遊ゆる〳〵御入被ㇾ成候樣に奉ㇾ待候先以御思召の御作御見せ被ㇾ下さて〳〵御出來かし被ㇾ成候すら〳〵と仕候てさかも手厚殊に黃裳元吉之事めで度奉ㇾ存候則御草稿申請候總じて御作とも大さわやかに御座候而珍重に候その上に又御功も參り候て熟し候御事感心之事に候

一物理小識入用之事ども抄出仕り忝次第今日任ニ幸便ニ還璧候異聞共多く又西人申事共に合ひ候說共候孛露と申候國はホウルと申す國の事に候把勒亞魚はワルロスと申すものに候サメに似候て事の外大きなる魚にて齒を小刀の柄などに仕候由に候グルウンランド地方に多きものに候圖も可ㇾ有ㇾ之と覺候首有ニ二竅一と申す說は鯨の類にワルベシと申すもの候此事と見え候把勒は小識に候趣はワルベシのごとくに見え候得ども文字の音叶ひ不ㇾ申候間ワルロスのかたに候はんかと存候惣じて唐人の蕃語を記し候は蕃人は支那(チイナ)音と申てわらひ候是は漢字に蕃音に合ひ候字無ㇾ之候故借音故ちがひ申す事ども多く候是等また御心得のため申上候萬喜期ニ永日之時一候恐惶謹言

正月三日

尙々とかく當月中ゆる〳〵御語候樣に前日御さらせ御出可ㇾ被ㇾ成候此方隙に仕り置候て可ㇾ得ニ貴意一候此節いつにても御使に御返し可ㇾ被ㇾ成候已上

先刻は御手簡忝次第奉ㇾ存候折節此間面紙に申述候事件に付御使見及れ候ごとく取込居候最中故不ㇾ能ニ即答一恐入候き御紙上幷御別幅之趣縷々奉ニ承知一候

一古史通之儀奉ニ承知一候

一古今議論集之儀某未ㇾ見候書にて御座候御求置候由珍重之御事不ㇾ堪ニ健羨之至一候

一孟光の事御紙上奉ニ承知一候外人に對し候て書翰等に用ひ候例も可ㇾ有ㇾ之歟之由蒙ㇾ仰候此段は決して書翰等に用ひ候例漢には有ㇾ之間敷候乍ㇾ恐此等

の事に倭漢の學心得有レ之事歟と存候すべて漢學と倭學と似たるやうの事にて心得大きに違ひ候故漢例を以て倭事に推しがたき事多有レ之候まづ唐詩に孟光の字用ひ候いかにも自家之事を申のべたるに候へば家中の事のやうに候へども詩にも申し候上は外見ものがれぬ事に候へば人に對し候て申す例に准じがたきともあながちには申されぬ事にも候はんか殊には又本朝にて如レ此候字を取用ひられ候の事必しも漢においで其例候を據とせられ候事のみともみえず候惣じて堂上にてもまたは五岳禪家の人々までも云候とか申す俗諺にてやゝも仕候へば異名を用ひられ候に漢に申さぬ事を申されれ候事ども不レ可二勝計一候たとへば酒を竹君と申し果を上林と申し饅頭を十字と申し箭羽を肅愼と申すの類漢に於て更にその例を見ず候へどもこなたにては流例の如く成きたり候孟光など申すの類必ず賓群詩を出所とせられ候事に可レ有レ之候書翰などの門御尋候得ども見へ來るまじき事と存候如レ此申上候事は漢學倭學おのづから趣ある事を以て推知候事に候

一御別幅國史類聚之事重疊忝仕合に御座候急ぎ申すに無レ之候へばいつにても私藏之外拜借も御聽許においては可レ爲二本望一候依レ之其外にも願望之事は可二申上一由此段重疊忝仕合に候早速私家藏本相考奉答可レ仕事に候得共前に申上候如く當時取込候事に付什器等取入れ置候てわづかに書物入置候ぬりごめにも押入〳〵さし置候へば書画等點檢に及びがたく候此等の事あまりに鄙拙之事に候故きと奉答に忘るし遣しがたく候間今日は御別幅の奉答不二申上一候條幾重にも貴樣御口上にて宜敷被二仰上一被レ置可レ被レ下候御藏本も古新そろひ不レ申候由都て倭書の常に御座候況や私藏本轉寫之事に候へば脫簡等の外誤寫等御察可レ被レ下候次に三代格類聚の事忝仕合に候是亦よろしく奉レ賴候及二日暮一早々如レ此御座候已上

十一月廿七日

遠方勞二御專使一御藥拜賜重疊忝次第今日從レ是可二申上一候處に昨日御留守より御斷之由に付不レ能二其儀一候隨而昨日進上一件委曲奉二承知一候御使見られ候通

客來草々及二貴報一候萬謝奉レ期二後音之時一候以上

即刻

御手紙殊に一種拜賜此物當時は拂底候處寒中保養のため旁以不レ知レ所レ謝候八居の詩領納仕候淸人作のうち御尋可レ被レ成處之事承知仕候しからば廿日の頃にも御出可レ被レ下候はんか去頃賤女緣組の事申上候き近日御申付も可レ有レ之などひそかに存知候方候に付ふと罷出候事可レ有レ之かと心懸候廿日には左樣の事無レ之日に候ゆゑこれは隙に可二罷在一事に御座候御別輻の事は即紙末に書付奉答候其中國史の事先日奉答候後念のためと存じ一々冊數を校考候處二重に罷在候もの共有レ之候わづかに五十冊ほどならでは揃ひ不レ申候某體のものさほどの冊數取出し候間の辛勤の事御察可レ被レ下候その內種々の才覺にて右の程をもとめ候次にいづかたにも有レ之候事に候藏書の目を他に披露候もこのましからぬ事には御座候しかれども此書は御家にては格別之事に候間たとひ御藏書の中の物共に疑なくは存候得ども目錄懸二御目一候樣にも可レ仕候とかく貴面に申上度一件の間奉レ期二面晤一候以上

十一月十八日

昨夕の貴報勞二事价一忝奉レ存候彌御無事御精勤珍重の至奉レ存候如レ仰此間は温暖いかゞ無二心許一候去廿九日には駿州は大雷雨の由にて在番に參られ候衆より申來これは早き雷か遲き雷かとたづねられ笑ひ申したる事に候

一釋紀御領納の由忝奉レ存候五十四郡の事承知仕候

一樂考恭山畫領納仕候おかしき物ども御用にも立候へば本望の至に候恭山事御尋に候某いかにも多年心やすく申通候ものに候聾者故に若きより剃髮にて罷在候殊の外貧窮なるよし承り氣のどくに存候之長崎奉行と申談じ子ども抔かろき役人になり候て當時は心やすきとて悅申す事に候畫は淡墨のものもすぐれ候大かた當時の畫師と存ずる事に候

一參求膏の事御心に懸られ扨々忝く於レ今よほど御座候ゆる〳〵御調合可レ被レ下候御深情不レ知レ所レ謝候以上

十月四日

御手紙忝致二拜見一候彌御安泰珍重の御事に候
一風土記の事に付被二仰下一候趣一々奉二承知一候其內石川郡の事抄出し候もの候事これまた奉二承知一候某多年風土記心がけ候て彼是見申ものどもにもいかさま三十國ばかりは有レ之候ひしかども いづれも殘編にて候ていぶかしきものどもにて候その中石川郡のわづかのものゝ跋に右は加賀國少帳の中官人のために要用たる故にうつし候よし有レ之候き是によりて昔見候ものども民部省か大藏省などの中にて少帳と申すもの候て後人風土記と心得たがひし事よき證に候と存じ抄出し候ひし事に候これら又ひとつのたすけと存じ候事故御次手に申答候事に候
一楞寮よりの御垂示扨々此方の疑を散じ候事有レ之候大幸此事に候折節客來相對し候故早々ながら申答候一紙宜しく奉レ賴候以上

卽刻

朮參膏の御事さて〳〵忝いかにもはや拂底御留滯中御調合被レ下候はゞ忝次第たるべく候又前田近江守殿よりの御狀此間それの御留守居澤田源太夫殿より御屆被レ下候略儀の樣に候得ども御使に候間澤田殿へなりとも又夫よりなりとも御傳達可レ被レ下候

其後は御音問疎濶心外に打過候彌御動履御健勝御入被レ成候歟無事一變御東西の式いかにや可レ有レ之など千萬御心許なく存候より外に無二他事一候別事も無レ之候へどもあまりに御無音御心許なく如レ此迄に候已上

八月十二日

御手紙并此間の一册子被レ下候御紙上委曲拜見入二御念一候御事に奉レ存候依て先達而申述候事に御座候に付寛平遺誡一卷附二呈御還使一候不レ苦候はゞ可レ被レ備二高覽一候歟由緒の事先達而申述候事故不レ及二其事一候御封印還璧候宜奉レ賴候以上

五月廿七日

勞二貴使一此間之一册御還し被レ下請取申候夫に付女

蘿杜仲之事被二仰下一候扨々忝誠に多幸と可レ申候女蘿の事は先年いまだ舊主藩邸に御入りの時詩經を講じ候時に詩に見え候ほどの者しれ候だけは圖し候樣に被二仰付一其時には未だ先師も在世にて若水にも猶又現存最中故あなたこなた承合候て圖も出來候き其時に甲府よりサルヲカセ御取寄被レ下候き今日草木の葉などとり置き候うちに有レ之べきか見事なるもの誠に天工に候と申したる事に候今も女房のもち候アコメ扇など申すものにつけ候組の體彼物を學び候樣に見え候事に候き杜仲の事に至ては誠に秘事はマツゲと存候は卽今某寓居の垣は彼ハヒマユミを用ひ候これ何物と申す心得もなくたゞ〳〵俗に申マサキとばかり見捨たるにて候これによりて御覽候ものにもハヒマユミとはいかに申ものに候か不レ詳候しかし卽時改竄候てしるし遣申すべく候古人一字の師と申もこれらは大きなる御庇蔭に候不レ知レ所レ謝候女蘿の事は女蘿の注に右申事共を心得候てしるし候に付改竄にも及ぶまじき事に御座候東雅の中兼て御吟味も候所を御引合せ御覽も被レ下候樣に仕度事に奉レ存候しれ候草木禽魚等の事はさのみ多からず候ようやく四五冊計にも候半かとは奉レ存候萬謝奉レ期二拜謁一候以上

御手簡拜見如レ仰炎暑之節御居喪の間を御見廻可レ申事に候處に遠境心に任せず其上此程は小石川邊に廣地有レ之候を尋出し當分の居所小さく構候とて家僕輩わかち遣し置候て一しほ無人御不沙汰に打過候事不レ及二是非一候逐日御悲痛のほど奉レ察候某事も昔これらの不幸一度ならず身に覺候故傷レ虎候人說レ虎と承候心にて恐ながら御心底御察存候事に候依て明廿日廿二三日の間御尋可レ被レ成候由被二仰下一候某儀先日申入候病氣の上例年暑には難レ堪候處一しほの樣に覺候故此間一向に他出に不レ及候明日頃にも奉レ待候もし御間合も候はゞ廿二日の頃にも御出可レ被レ下候か遠方炎暑と申御哀傷の上と申御辛苦の御事に候間なり申程の御事に候はゞ御紙上にて可レ被二仰下一候いか樣にも御報は可レ申事に候矮屋の暑晝間は猶甚候間朝の内の事こなたも可レ然と奉レ存候以上

六月十九日

其後は御疎濶打過候逐レ日冷氣相催候彌御堅固御精勤被レ成候哉承度奉レ存候某儀は去頃より少々氣體不佳に罷在先日の雨に此邊出水屋下に水湛候事有レ之候き濕に感じ候かと存じ候拜賜の御藥も漸及ニ拂底一候に付毎々乍ニ御無心一被ニ下置一候樣に仕度器物差上申置候何時にても又々拜賜候はゞ可レ忝候當時服用には今少殘り候間左樣御心得可レ被レ下候依て先日被ニ仰下一候琉球天滿宮の事彼國人に相尋候答目の中寫懸ニ御目一候依而此菊花或人よりもらひ申候間掛ニ御目一候近來は花を大きく作り候を賞し候とか申候昔のごときもの相尋候得ども稀に罷成候北地などいかゞやらむとこれらの物迄時好により候事と存候近來又御閑暇の節ゆる〱御語り候樣に御催し候はゞ可レ爲ニ本望一候以上

十月九日

奉答

一シロコの事いかにも記置候事にて唯今抄出の物等少く搜索候にいまだ見當らず候追而御答可ニ申上一候

一黄櫨染の事いつぞやも申上候がこれは京師之清原氏にて三宅と申もの當時のものにて十七代昔は縫殿寮などの屬官人にも候ひしが喪亂已後は裝束師の家業にて當春も御禮のため東來候て私宅へはるばる雨度迄來り候て終日罷在候て語り候きこのものゝ亡父は殊に故實に精練のものにて故野々宮中納言殿なども老拙に稱美せられ候事ども候き老拙西使の時までは存在にてそれより申事にて候當時黄櫨染とて御袍に用られ候上はとかく可レ申樣はなき勿論といへども今の所レ謂ものにてはあらぬ事と見え候とて子細をも申をしべ候きさて當春もかのものゝ子いかなる木にやと尋候得ば京にてはよのつね柴薪の中に候ものとて朝暮に直に見えり候由の事を申候き其時ほしくば其枝と葉とを封じこし候へと申約候いまだ來らず候猶又催促し候て來り候はゞ可レ備ニ高覽一候過し頃も申上候龜卜のタラの木のごとくによく〱えり候ものゝ說尋究し候はでは決し難き事故に右に申ごとくに申約したるにて候き

一橡色の事詳細なる御尋にて思召の程いつもながら

敬服の至に候青橡色白橡色など申すもの候是にて御察し可レ被レ成候黑色に候はむにはいかでか青白色の別可レ有レ之候はんや青橡は今の俗にして申候はむには藍鼠色とか申すの類白橡今の俗にして申候はむには白鼠色とか申すの類これにて喪服の色にもまたは尼公などの衣の色などにも用ひ候か但し中古以前迄は吉服にも品階により用ひ候事とは見え候きいろも申候ごとく古今之言と方言との中に雅俗之言も打まぎれ物名などさりとは定め申がたき事に候むかしさるべき人の高野眞木と申すものは中古には羅漢松と申す物とおしへられ候に去年ある人より羅漢樹とてもらひ植候ものゝ當夏は嫩葉などを發して候を見るに高野眞木とは似て非なるものに候推して論じがたき事どもに候以上

又申上候

一シロコの事むかし見せものにし候男女二人何れも三十歳ばかりなるを見候ひし事有レ之候扨阿蘭陀人をも見候て南蕃のものゝ申すをも承り候歐邏巴地方阿蘭陀より東北の方の國之人大かたは紅毛白色眼睛も白一點有レ之候て其餘は青色に候其地方にては人の色黑く候をば癡駭に候とて賤しめ髮鬢などの黑きをも耻にくみ候事に候もし他國のものと交通し候へば黑睛又は黑髮なるなども候と申我等見候阿蘭陀人にも或は黑髮黑睛なるいかにも候きさて是は地氣の然からしむる故か又は臟腑などの樣體もかはり候はむ事か鳥獸などの白かるまじきが白きは多く短折し候事に候人もまたまづさ樣に覺候此子細よく〳〵御考被レ成重而拜顏之節に承度奉レ存候以上

御手紙誠和艾被レ懸ニ御意一被レ入ニ御念一候御紙上重疊忝次第不レ堪ニ慙謝一候又々近來鳩巢兒被ニ仰合一御光臨可レ被レ下候以上

折節對客萬々不備

卽刻

愈御堅固被レ成ニ御座一候哉此中は勞ニ專价一重疊忝次第奉レ存候某義逐レ日快方に御座候雖レ然今に鼻塞り候事時々有レ之候故か時として舌乾き候樣之事有レ之うなじつり候氣味も猶時々有レ之心持うつけ候樣に

も覺え氣はれ〳〵と不レ仕候かり染の事も物むづかしく覺候今少時御藥可レ被レ下候か但し先是迄にて和暖にも成候はゞ本服可レ仕候歟ともかくも思召に任せたく候同じくは今少時御藥被レ下候樣に仕度候もはや灸治など仕候而も苦しかるまじく候歟平生も如レ此にうつけ候樣に覺候時灸治の後はれ〳〵と仕候樣に候故御たづね申上候扨また今日も御他適に御座候とも必〳〵それより御人にて被レ下候事は御用捨可レ被レ下候幾たびも自レ是以レ使可二申上一事に御座候已上

六月廿四日

御細書委曲拜見御隙無レ之候へども彌御強健之由幸甚の至に御座候某無二異事一候其内可レ預二御來臨一候由忝次第相たのしみ候

一地黃丸さて〳〵忝仕合明日より服用可レ仕候薬服の事被二仰下一候如レ仰是は地黃丸への御忠臣と可レ申候殊に寒氣之中にはこれらの物朝夕の食料に候處大きに利益ある事に奉レ存候

一姜の字之事いかにも相心得申たづね置可レ申候

一御問目別に奉レ答候

一先日は槐樹之事被二仰下一候坂本より御とり候もの眞の槐に候由花より黃を發し候事たしかに候ゑかれば此木にもなにかと眞なるものに候へども相たづねも出さず心をも用ず打過候に付て殘り候もの有レ之候と被レ存候國の樣子いかなる物にや此段重而承度候

一先日申上候き去年の學士序文さきより來候を懸二御目一候これにひかへ無レ之候間御使に返し可レ被レ下候また一通先年北京の翰林白石詩草の中自筆に移し候て序し候ものいまだ不レ懸二御目一候樣に覺候間次手に進候これはすき寫に仕候ものに候これも御覽之上御返し可レ被レ下候琉球の使者の見せ候に付ての事にて候日本今は化外の人に通じがたき由にてまぎらかし候文の由に候き以上

一御歸期も相近づき目出度奉レ存候逐レ日御心忙しくと奉レ察候扨は卒爾の事に候へども兼而承及候處靑地殿の御祖は本多阿波守殿の直江山城守娘に御

まうけ候御子に候ひしと申候志からば御父方は佐州殿にて御母方は城州と見え候其代に双なき人々の御後と奉レ存候いよ／＼其通りに候やらむ其御由緒の荒ましを貴樣御聞及候所あら／＼も世次を御書つけ被レ下候はゞ可レ忝候又直江城州事關ヶ原の役の事迄は世にかくれもなき事のみに候處に其後いかゞ終られ候や某抔いまだくはしき事不レ承及一候菁地殿には御きゝ及びの事も可レ有レ之候間是又彼御物がたり御聞被レ下候はゞ可レ忝次第に候御取込の節と存候に付申兼候へども承り置度御次手に書付進じ置候以上

七月廿一日

新陽の慶賀不レ可レ有二盡期一候尊藩御萬福貴兄御動履彌御快然に御履新候歟寒威特に甚候へども千萬無二御心許一奉レ存候とくにも以レ使申賀し是又御樣子承度存候内公私應酬の事どもにて乍レ存延引今日如レ此候老拙事も元旦など寒氣に甚痛入候得ども無レ滯事を濟し第二は（本ノマヽ）存候樣には足かね候て心に懸り候雖レ然病初のごとくにては無レ之食事等も大形常のごとに候へば此上和暖を相待候事に候尚期二永日之時一萬喜可二申述一候恐惶謹言

正月四日

御手紙拜誦彌御平安珍重奉レ存候某病氣も一兩日大形本復候體に罷成候打つゞき快候へかしと存候被レ入二御念一御尋忝奉レ存候

一紀聞末册御返璧候此間申入候通阿蘭陀考一册附二呈御使一候被二仰下一候趣奉二承知一忝仕合に御座候宜樣奉レ賴候

一御封印一箇是又返上仕候以上

五月十六日（一本）

此間御疎濶に打過候遂レ日寒威嚴に罷成候御僑居無二御異事一御入被レ成候歟此方無二別事一罷在候依て八居の作いまだ一二人も可レ有レ之候得ども故障の事にて延引可レ申由に候故とり集候分一册懸二御目一候ゆるゆる御覽の後御返し可レ被レ下候寛齋とは服部藤九橘洲はその舍弟源八新川とは土肥源四にて候文章は氣を以て主とし申候貴作事の外宜敷見え候とて寛齋新

川などほめられ候橋洲にはいまだ逢候はずいかゞ存せられ候も未レ承候淸人の作四人の分某寫し候て進じ候これはそのまゝ御とめ可レ被レ成候老眼燈下にてうつし候故御覽なされがたくと存候御不審の所は可レ被二仰下一候可二申上一候相殘り候方より參り候はゞ追而可レ進候以上

十一月十二日

御樣體如何御入被レ成候哉又々雪にて寒氣甚しく罷成候千萬無二御心許一奉レ存候此間以レ使申承度存候中時分柄にて隙指合不レ能二其義一候御食味等出來申候か惣じて御樣體承たく候賤息事も歲除の頃より又々打返し候て初發の樣には無レ之候へどもきのどくに存候處一兩日又々快き方に相成候老拙なども寒氣にいたみ罷居候何卒今少し暖氣に候得かしと存候事に候仍而一封乍レ恐御使に奉レ賴候賀書幷御たづね申度事など申入候事に候以上

正月十二日

寒氣追レ日嚴殊に今日は雪中一入に候彌御安和御入被レ成候か仍而昨日春餅の料支度候に付餠節物にまかせ呑物これは御用にいかゞと存候へども進申候小鴨二つ出羽より口鹽に仕到來候不レ珍候へども寒國の物に候て風味もよくも候はんかと取添候萬喜奉レ待二來陽一候以上

十二月廿四日

御手紙忝拜見仕候彌御萬福多幸の至候仍而十一十三兩日の內御出可レ被レ下候由本望の至候明日は例年知行所の百姓ども禮に參り終日酒にてもたべさせ候事に候處當時矮屋所狹く取込候十三日には幸に在留仕障も入ず可レ有レ之候於二御出一可レ忝候萬謝奉レ期二拜迎一候以上

卽刻

猶々此間拜借御書物事被二仰下一被レ入二御念一忝次第文通請取申候以上

相府より被二成下一候御紙上還納此間及二御報一候事幷愚作等の事被二仰下一候不レ堪二慚愧一候移居の事尋被レ下候彼小屋がけやうやく臺所又は妻子等を置候所

出來候得ども此所の寓居第一に水あしく難レ堪故無理やりに明日引移り候はんと支度仕候あなたよりは御程近くも候間御使は仕りよくこそと奉レ存候右之取紛故早々申殘候以上

七月廿一日

新曆之御賀御細書拜見其節出仕不レ能二即答一候先以御清福御迎歲之旨珍重御事候依而御試毫御垂示目出度薰誦候いかにも〳〵御出來被レ成候と奉レ存候次に御同僚御試毫をも被レ遣是又珍重奉レ存候貴詩桐柏蓬萊御寄次第の御實事の樣に存候只々〳〵落句今少し御句作りも可レ有レ之歟唱二大平曲一とは相心得候へども句體何とやらむ歌語の樣に舌にさはり候樣に御座候か或歡聲都在二管絃中一或管絃都在二歡聲中一などのごとくに有レ之候はゞ可レ然候半歟次には佳氣逼もいかに可レ有レ之歟或は天半樓臺多二氣色一歟多少樓臺新二氣色一など丶候はゞ可レ然歟佳氣之二字傍人の批評も有べきかと被レ存候貴意如何思召より御見せ被レ成候事に付憚を不レ顧愚衷を盡し候御同僚御作之中には同じくは芳艸引レ春と申す引の字を平聲の字に御改候はゞ句律宜敷可レ有レ之候歟引の字仄聲にて舌にあたり候歟の樣に被レ存候貴兄御心得の樣にて御相談可レ被レ成候萬喜期二永春之時一候恐惶謹言

正月五日

尙々下職無レ恙迎歲候歲初より職事紛冗無人之體以レ使申謝候半事も不如意に付仰にまかせ御報宅に先調置き候其中御使參り候はゞ相渡し候樣にと申置候疎略之至可レ預二御免一候舊冬之貢精相達候旨御紙上被レ入二御意一候事萬謝期二拜謁之時一候草草不具

貴札忝致二拜見一候如レ仰年始之御慶不レ可レ有二盡期一候彌御堅固御越年珍重奉レ存候遠方早々預二御賀書一忝存候尙期二永日之時一候恐惶謹言

正月十八日

尙々鳩巢先生彌無二御別事一御越年にて參會之度々御噂申居候事に候以上

御手紙殊に參朮膏御調合事濟拜賜乍レ例不レ知レ所レ謝忝仕合奉レ存候愈御安泰先以珍重之至候老拙も

此間は大かた爽快罷在候如レ仰氣候の事生來有レ之候ひし事を今は遺忘候やらむつひに覺申さぬ事の樣に存候奥州筋も此地同事候よし承候上方筋地燥候よし定而かたつり可レ申事と奉レ存候

一八居詩篇の事上方の便に其催し有レ之候よしは承候へ共いまだ見及申さず候御便に少々の內傍觀可レ忝候

一古史通いかにも取出し申べく候かよひばこの如きもの御もたせ可レ被レ遣候可レ進候

一老拙居宅の事むかしはいづこもかまひなき事に候故餘りに便宜なく候所も氣の毒にて唯今の所に僑居候き夫も旣に事なく候うちは夫迄の事と存じ候去年已來諸人移居の體に候をも見すて候處に此度僑居も延燒候さて此上に又僑居に家作し候はんは時において𤇆かるべからざる事に候條人間の事も是迄と存候拜領屋敷に家作申付候この處は內藤宿と申候て四谷大城戶より左の方へ十二町計入り候處に候此度はじめて畠をたいらげて家を作り候體に候へばあたりに人家とても間遠き事にて中〳〵此筋よりは御使にても往還のなさるべき候所にてもなく候但し只今迄の所に居候とても昔のなじみとて尋來る人もなく候へば其一事はいづかたも同じ事に候へども貴兄御東來の間に御音問うと〳〵しくなり候はん事何かに付候て氣の毒に御座候來月か來々月の中には引移り申候ほどには家作もかたづき申べく候其內一兩度も御尋下され候へかし得二貴意一置たく奉レ存候なにの事も拜謁を期し候外無レ之候以上

卽刻

明日自レ是以レ使可二申上一と存罷在候處に遠方又々勞二貴价一千萬忝如レ仰寒氣相催候處に御勝常欣然之至殊に參禾又々拜賜御禮重疊可二申上一樣も無レ之仕合に奉レ存候

一能州の事御尋申上候處鶴見殿御尋被レ下御答目早早披閱扨て明詳なる御記憶恐入奉レ存候事に候これらの事は中々早速に如レ此に埒明兼申す物に候處驚入たる御事に御座候幾重にも御謝奉レ賴候內々申上候圖の參考にのこし置申候則是にて周備可レ仕と奉レ存候此方にて多年もとめ置候圖幷書付に

埒明候はぬ所に先日御借し被レ下候詳記にて利益候又々此度もゑれ候はぬ事ゑれ候てとやかく餘ほど御助被レ下圖をも成就し候て忝次第難二申謝一候

一鎖要記年を打返し〳〵見候にさりとはよく撰集め候ものに候皆〳〵寫候事はもはや精力無き故に總類之所二十葉ほどの事に候間其をば寫しとめ申すべく候と存候て老眼を磨き一昨日迄に成就し卽御使に附し還璧仕候是は鎖要記年と申物の首に附し候もの故に首卷と有レ之候と見え候定而全書も可レ有レ之候をこゝばかりを引わけ所持候人のものを御もとめにやと奉レ存候總類の所うつし候而考候に此所宋朝より誰か集置候を明の人その末を書かへ候とたしかに見え候その故は桓の字貞の字皆々威と正とに從ひ候これ宋の諱をさけ候これ一ッ金國にばかり限り候て金虜〳〵と有レ之候是二ッ宋の天子の下に國號なくさし出し候て神宗仁宗など有レ之候是三ッ是により見候にかのかたにもこれらの小冊子名もうせ候物ひたと有レ之候を陳仁錫など多く取あつめられ候て手前の物の樣に仕成され候事も候やと被レ存候如何

一萬葉之事御隙もなく御拾舍（本ノマヽ）にてさりとは〳〵能御うつし取被レ遊候中〳〵ならぬ事に候御好學の程作レ恐今に始めぬ事ながら敬服此事に候某も萬葉は年頃とやかくと手にふれ候事故に是も此間かゝり今日迄に仕舞可レ申積り故に必ず明日は返上とそれゆゑに明日以レ使申上候心がけ候き今少しに候明日返上可レ仕候又々此次篇拜借仕度候御留守に候とも被レ遣被レ下候樣に御申付おき可レ被レ下候同じくは四五卷づゝも御かし可レ被レ下候切々往來もいかゞと奉レ存候故に候おもしろき事共見え候は申すに及ばぬ事ながら御秘藏可レ然候まづ一には天の香久山と申すものそは某萬葉にて纔に見出し候事有之候がいかなる故にカク山と名付候か其所は心得がたく存罷在候所に第一卷人丸の歌に大和の名所の事に青香具山と有レ之候前にも見たる事に候へども心付ずして打過候と見え候きこのたび御蔭にてひたと心付候これは日本紀に三論の本緣の故を記し候所に青垣山と有レ之候事に候舊事古事にも候へしかゑかればカクヤマとは垣のめぐ

れるごとくなるを申せしと見え候日本紀の青垣山の注には山の垣のごとくにめぐれるをいふ由に候歟又二ッには歳次の字ホシノヤドリと讀來候事世の常にして此點にトシノツイデと有レ之候おもしろく覺候倘も可レ有レ之候へどもまづ叅存候故に右二ヶ條の新得を申上候事に候

一經國雄略これにおいては只今清朝にふつとなきもの御秘藏候へと御主家へ可レ被二仰候就レ中吳三桂の末路など面白くこれも寫出し候是また明日返上可レ仕候

一五十四部考叅仕合に候某式これらの著述題目にもとまり候はゞ大幸之至と奉レ存候事に候 即領納仕候萬々明日可二申上一候間御使またせ候もいかゞと早々如レ此に御座候以上

即刻

亥子の餅の事叅次第不レ堪二恐謝一候以上

前日は被二思食寄一御尋問不レ知レ所レ謝候仍而此間の災火不レ及二是非一候就レ中鳩巣老兄事は火發し候とそのまゝ隣家より又火發し忽に延燒の事にて土藏穴倉へも火入年來の書籍幷に衣服等迄もことごとく灰燼に歸し候由に候某知己の中是に似候も多く候へども皆々當所にゆかりも多き衆中に候へば百足の馬蚿の倒れざるが如きの事も可レ有レ之候此老は左樣の事も有まじく候へば此上の事千萬／＼無二覺束一次第候いまだ逢不レ申候へばいかゞ心得られ候やらんもはかりがたく候へども書籍等の事は第二義にて衣服だに無レ之程の事に候上は公邊出頭の謀も斷絶と察入候委細御存じの前の事申上候も不調法に候得共常々承及候處

貴大守卿翼の御厚恩にて亡師方にて學業も成就候て當時世上に名譽も候故に

前々御代擢拔の事も候に只今老後に至り如レ此候事近頃殘念千萬さて／＼不幸の事と存じ候さしあたり一家身をよせられ候草舍をももとめ身をも隱し衣服等なくてもかなふまじく候家の什器もなくては一日も送られがたく候はんかこれらの事某有力に可レ有レ之候には申上候にも及ばず候へども某事も御聞及候んか去十六日に只今迄の实御用に候間被二召上一候

內藤宿と申所にて宅地は被ㇾ下候由に候間御用と有ㇾ之上は一刻も早く指上候はんと鳩巣なども日々助力にて見ぐるしからぬやうに取繕ひ廿三日に上候と申候廿二日に延燒の事に候當時御奉公も無ㇾ之もののせめて居宅御用に差上候事に有ㇾ之候へば今一夕を待得ず灰燼にいたし候條此程の辛勢を水に仕候と千萬殘念御察被ㇾ下候右之通に候間家累數十口は十方へ離散し扨此上は彼ものども風雨をも凌ぎ候程の事仕らずしても叶ふまじく候左かれば夫の事に御耻かしながら力もすでに盡はて候上鳩巣の事いかほどに存候へども不ㇾ及ニ是非ㇾ候すべて患難憂戚の事士の常に候況や某事卑賤より出候ものに候故凡天下の險阻艱難は經歷し盡し候一身の上につきては此度の事など塵翳蟲飛の前を過るよりも事輕く候世人の艱難見聞の及び候所さても〳〵氣の毒に候へども是又いかほどに存候とも分内の事にもあらず候歟鳩巣を始一二舊識の事に至ては茫然自失の事に候これによりて一筆申上度候事は年久しく御家にも仕られ候人に有ㇾ之候間定而御國許には舊識の御方〳〵なき事も有まじく候何卒貴樣御秘計を以草屋をもいとなみ公邊出仕となり候程の所此急難を御救被ㇾ下候事はなるまじく候やらむ餘り悲酸に堪兼候條此ㇾ如候某只今身をよせし所は深川一色（イッシキ）町と申永代橋の邊にて不案内の人尋ねがたき所に候間必〳〵不ㇾ及ニ貴報ㇾ候以上

正月廿六日

某保養に付思召をうけ度條々

一當夏の頃も有ㇾ之候事に候き此間右の齒牙痛候てそれに付食事自然に味薄く覺え口乾き或は腹の心もち不和のやうにて乍ㇾ恐膝より下冷候樣に覺候時と仕候てはむら〳〵と心持惡しく覺候やうの事候雖ㇾ然書抔見候事又は記性などにかはり候所も無ㇾ之候或は亥半刻過に寢に就候ても暫くの間不寢の樣の事も候事

一右の樣子に付さる人の申され候は左樣の時は葛粉を湯にし服し候へば乾きも勿論止み不寢のためにも動氣抔をも鎭候て自身に經驗の事と被ㇾ申候に付左樣に仕り見候處にいか樣口の乾き少しは減じ齒痛も少しは減候事

一去かれども爽快に及び候はず心やすく候醫師衆の藥服用候に付こゝかしこ快き樣に覺候畢竟胃熱仕候と被ㇾ申候當時膏腴の味も無ㇾ之候に胃中熱をたくはへ可ㇾ申候事難ㇾ心得ㇾ候若食後に酒少しづゝ給候事某分限には過ぎ候故に熱をもたくはへ候歟酒などさしひかへ候事

一去かるに昨日又年來心易候醫師衆入來に付右の通を語候へば惣じて此ほど老體にかれに似候事有ㇾ之候畢竟年も老血衰候故に火の高ぶり候故の事に候惣じて老人の血枯火旺じ候に至て病を發し候ときうるほし候半と仕候には其藥なづみ可仕樣もなきに至り候外の事を止めて自今以後寒く有ㇾ之候間は六味丸のごときもの服用候はゞ事によりて痃氣のため食事のために不快候ても火を去めし候はゞ可ㇾ然事の由被ㇾ申候事

一右のごとくに候へどもすでに二三年已來御蔭にて十年ばかり無ㇾ之樣に達者に被ㇾ成候事に候へばとかく賢慮を待候ていか樣にも思召に決し可ㇾ申と存候間如ㇾ此候閑暇の節とくと御考被ㇾ下候其上にて御教示においては可ㇾ忝候以上

如ㇾ仰御なつかしく打過候漸寒も催し候御賢察のごとくこゝもと第一霜おびたゞしき事に候風も外よりつよく中り候雖ㇾ然晝の間は殊の外暖にて大方綿服一二の間にて晩食の頃は汗出候ほどの事せめての事に候撲稜の一事さて／＼氣のどくに候被ㇾ仰下ㇾ候方に御決し御落着も可ㇾ然候事か御問目草々及ㇾ貴答ㇾ候さて又一兩日前與山仙臺へ遣し候詩草のうつし懸ㇾ御目ㇾおかしきもの故に御笑をたすけ候ために候なにか調候とて御使よほど待せ候故草々申殘し候風はげしくならぬうちになにとぞ思召たち被ㇾ下候へかし不ㇾ堪ㇾ渇望ㇾ迄に候以上

十月廿二日

別啓

一昨日御たゞの桃花藥葉の中に車の名ども見え候に檳榔毛車と申すもの見え候或は檳榔馬襄同縷襄など申すもの見え候檳榔毛車の圖幷に古き繪にいくらも此車を繪書候を見候に檳榔と候は舊俗の誤用ひ來られ候字疑ふべからず候先檳榔に毛は無ㇾ之ものに候

而これは比閩の音を轉訛し蒲萎を以て制しゝをあやまり傳られ候事と見え候蒲萎は俗にヒロクと申候ものか泉州に有レ之候と申し候閩種子の事申遣し候き西國には產し候所も候と承候いかゞ被二聞召一及候か御講究の子細承度奉レ存候天鵞絨をヒロフドと申すも檳榔毛の餘習にて毛織なるを以て天鵞緞(ヒロウトン)と京師の時代に申候事と見え候如何

如レ仰近來霜氣嚴御座候處御無事珍重存二大慶一候此中の答書御達被レ下候由忝次第奉レ存候
一烟管の御作出來候由にて被レ遣候扨て驚入候事句句皆々入意の表に出候事共當時此等の作中々難レ得事と寶愛不レ過レ之候仰に任せまづ朱を抹過一通致二還璧一候其餘は先日も御物語承候き涎垂唾落蠻臼椒盤あれば有ものと驚入奉レ存候春雲の對扨扨ゑほらしき事にてとも〳〵斧鑿痕も見えず古今の絕調と存候蚕事鴈行是もおもしろき事にて食薬斷虀いかにも〳〵と存候寛心霜渴近き事の樣にて能々御申被レ成候事と存候扨愚管を不レ殘申入らんには老拙もし仕候はゞ南金東箭の下の三字づゝの所今少し有レ之べく候はんか古詩に客從二東海一來遣レ我双南金と候杜工部も双南金は用ひ候歟煙管の贈には雙の字ならで叶ふまじ南金雙白重東箭美且剛なども可レ有レ之候はむか雙といひ美といふ出處のがされ候まじき事にや竹の詩に剛節つねの事に候同じながら強は誠に強く可レ有レ之候はむか或は南金雙白贈東箭美何忘など候はむもあいさつには可レ然候はんか此間御吟味等可レ有レ之候蜃樓は世のつねの事靑(イ春)の字にて大きにおもしろき事と驚存候さて蕉黄の上の字の事爰にては今少し隔靴のやうにてすぐに韓子薦蕉黄と被レ成まじく候歟扨又今一韻御足し候て可レ然奉レ存候其故は古人排律八韻か十韻か十六韻かいづれにても首句の第二字仄にても平にても末句の第二字とつりあひ候やうにとの事に候十五韻にては首句の韻字は仄聲にて末句も仄の字は平聲に候へば調律拗し候樣に候十五韻もありもし候はんされども同じくは律體にて殊に排律に候へば律の協ひ候樣にし候はゞ他人の疑有レ之間敷候か同じくば今一聯末に御入れ候て末句御改候て又々可レ被レ下候作詩このみ候

人々に見せ候てこなた誇耀したき事に候
一朱字二所忝奉レ存候
一山丹の事群芳譜はむかしひたと見候に抄出も候が
これらの事ふつと心づき無レ之候事不レ及二是非一候
さて／＼忝奉レ存候
一山丹の事御念の入候御事忝立山白山の事カンテラ
の事皆／＼御心をつけられ被レ下殊に参示の事毎
毎感恩に難レ堪候折節内客入來草々恐入候萬々奉
レ待二後音一候以上

即刻

此間は賤息御藥被レ下候時々服用候處段々快最早
御藥に及まじく候と申候忝仕合御禮御斷のため如
レ斯候
一醤油鍰敷早々御出府被レ下御深情不レ淺忝次第扨々
大盆を得候て御禮難二申盡一候
一此中被レ仰候ヒシコイワシの事拜謁可二申上一候かく
大隅風土記に洲島をヒシといふことたしかに註有
レ之候故島アチ島エビの類と心得候きよく／＼考
合せ候處に醤鰕アミと申すごとく魚醬の料に作る
イワシ故にヒシヲイワシと申す語轉じヒシコに成
候に不レ可レ有レ疑候ヲの音コと轉じ候例地名錦織
にシコリと申候器のコリ蒲柳にて織造候故オリと
申候事菓合をヲリと申すごとくにて候かオリ轉じ
候てコリと申候と見え候それよりは近く東俗の方
言に羽織をハコリと申候薪をコルと申候もヲルの
語轉じ候にて候類例尚いくらも可レ有レ之候魚醬の
義尤長く候に早速東雅にも書加へさて／＼忝存候
以上

十二月十二日

御刷書縷々奉二拜見一候萬葉訓點こなたにて改候は
無レ之候大かた御仕よせ被レ成候由御滯も無レ之に
扨々御精力敬服御出來候はゞ恩借可レ忝候手前の
本へ印し置度奉レ存候
一列子も訂正に不レ及候程は無レ之候か二十子の中に
唐本の列子の本からは宜敷ものに候定而誤字もす
くなかるべく候御用にも候はゞ可レ被二仰下一候遣
し可レ申候

一鎖要記年紀に見不レ申候よきものを見出し御調可レ被レ遊候もしそれに御入用になく候はゞ某へ被レ遣被レ下候調置可レ申候。し御調被レ成候はゞ是又恩借仕たく候日本年號の事はこなたに可二申傳一候はぬものをたしかに相調置候もの有レ之候朝鮮の書にて證に引かれ候はぬやうにも被レ遊候唐本に候はむこれに遇候微は無レ之候先其所を御書抜被二成下一候へかしかの朝鮮の書に有レ之候こなたにて忘れ候はぬ年號の中三四はそなたの神社佛寺の古緣起幷系圖に慥に出候もの有レ之候是により覩候に彼永昌元年もあなたへかゝり候はずこなたの年號たまたま相合ひ候事と存せられ候此永昌元年の石刻の考に此間とやかくと存候うち鎖要記年に本邦年號之由被二仰下一候奇代の幸と奉レ存候に付先其日本の年號御寫奉レ賴候右の考も出來候はゞ可レ備二御覽一候國遺碑永昌には餘程氣に懸り申す事に候一笑

一日本紀扨々誤字多く候て脱語も見え候舊事印本猶猶の事にて見あたり候所々は二本ともに出入候なども候へども中々とりみだし候ものにて緒を成し不レ申候もの御目にかけられぬ事に候日本紀は恐も候舊事と古事とは改正の心ざし年久しく候へども他事に心いとまなく苦しき事に候これらの事に心を用ひ候相手無レ之候故たのみ候て致候事もならびに打捨遺恨の事に候むかし子細候ていかさま十餘度も舊事古事は打返し〳〵見候故に大方は誤字など心付候へどもこれも緒を成し申さず候次第に老憊すべく是らの事もやがてむなしくなしはて候はむと遺憾の事もすくなからず候御蔭にて今二三年も餘生も候はゞと存る迄に候以上

即刻

昨日は御出被レ下なにも御もてなし無レ之て無興之至候雖レ然めづらしき一顆被レ下候其上よき時分御出に付賤息御樂頂戴に大幸の事委曲賤息より可二申上一候御樂奉レ賴候

一カフチの考うつし差遣候

醬油幷繡毬の詩の事御次手に奉レ賴候寄事承知幸甚の至に御座候短日にて御物語殘り遺憾此事に御座候已上

十二月八日

御手紙忝拝見如レ被ニ仰下一候寒候に逼候處彌御無事御勤仕欣幸之至被レ存候先日は六味丸忝仕合卽服用無レ怠候別而なにの異事も無ニ御座一候寒中服用可レ仕と忝奉レ存候ある商島志上冊被レ下レ之候則下冊附呈ニ御歸使一候明後日之頭は御出も可レ被レ下候歟之旨忝大幸但し天氣も今日之通にも候はゞ寒氣見廻に例年出候方に相勤可レ申候かと奉レ存候若御出下され候はば他出も殘念に可レ有レ之候間明後日は御用捨可レ被レ下候歟心事其內可ニ申上一候以上

卽時

尙々折ふし對客草々恐入候以上

第三日錄の四枚目に

式部卿　藤原宇合卿

假字をウカフとつけられ候此假字特に宜しく候末末にはノキアヒとつき候これは謬訛にて後人の點に出候ことにて其故は此人の原名は馬飼と申候ひしに遣唐使に任ぜられ候に付て字を改め玉るされ候葛野麿の賀能と改め長谷雄の發昭と改られ候事のごとくにて馬飼宇合その稱呼相同じ意にて候これらの事ふるきより俗間に謬訛これ多しと見え候

同卷十九枚目

枚の湖　印本に牧の湖に作り候を改めず候て有レ之牧はヒラとはよまれぬ事勿論か

同卷三十八枚目

登筑波山歌に

見果石(ミカホシ)山　頭書にも筑波山同所也と有レ之候勿論に候此事老拙日本紀に高天原と申すは常陸に候と申す事の證の一ッにて候天香久山又は天鹿兒山など有レ之候を後には大和なるをはかり申す事か大和なるは後に高天原の鎭山を寫されたる事と見え候日本紀神代の卷に經津主建雷を蘆原へ下され候時に二神申され候は天に惡神あり名は天甕星(アマノミカホシ)又曰天香々背男(アマノカガセヲ)まづ是を平げて下るべしと申され候事有レ之候則此山に住しものと見え候甕星、見果石、香々、鹿兒、香具皆これ同じことばに候定て御覽候べく候筑波山の會を加加比(カガヒ)と申し耀歌會の歌有レ之候古註に筑波山に會するを加加比と云の義を

解し候ものいまだ無レ之候古人も屆き兼候へしか加加比すなはち呑々會のことばに候カヒといひアフといふ上のアは發聲の音にて日本紀註には會讀でヒともフとも申す事に候此一條極めて自讚の秘說といへども此度の御謝に底を拂申上候

卷第四五十枚目

妹之手に所纏牟

假字ニイモガテニマカレナム

改點にテニモマカレン

いづれも未可也と存じ候事に候手訴纏牟（テニソマカレム）たるべく候と存じたるに候故申入候

同卷二十枚目

佐保河乃涯之官能（サホカハノキシノツカサノ）

此官の字古註已來種々の說有レ之候へどもとかく心得がたく候ツカサとは高き所をいふなど申す事ツタリは官渡の義かツヾキは官屬の義か無理らしき說々にて老拙存候は原本蠹し候か畢脫し候かして字傍見えず候て邊ばかりのこり候を種々に黠せられ候事と存候額の字たるべく候キシノヒタヒと申す事はつねの歌のことばに候にいかゞ屢々如レ此に有レ之やらむと存ぜられ候き愚管の一ッにて候まゝ次手に申入候

六卷三十三枚目

佐爲王　スケタメオホキミ

これはサヰノオホキミと申し候歟

如ニ仰書ニ此間御物遣御座候愈御堅固珍重候事奉レ存候去頃の出火之事被ニ仰下ニ候後に承候へば遠からぬ程の事に御座候へども其時にはさのみ騷しき事にも無レ之候惣じて私宅の邊火に習ひ候はぬ故に事の外大やうなる事と申し笑ひ候事に候

一入居の御作被レ下候數囘熟吟申とかく御氣象雄偉に候て局促の氣無レ之のび〳〵と仕珍重の至候鳩巢先生も御稱贊の由に候山居の前聯申すに及ばず候鄰居の前聯さりとはよく被レ成候存の外鄰居の鷄しかと不レ仕候ものに候大かたは鬪鷄に候得どもそれも句調とゝのひかね候處に金谷晨馳公子馬、銅駝暮散少年雞、とはなにの力を費し候はぬ様にてしかも綺麗に相見え不レ堪ニ擊節ニ候水居三(イ之)茅舍竹籬兩岸鷄是またそのまゝ見候やうに候

茅居門中闕倫首上雞（誤脫あり）またおもしろき事に候次に齊字用ひがたき事に候首々よろしく候うちに鄰居の事價不レ齊は孟子に出候事よきものに存候處におもはしからずして此方など用ゐず候き魚鹽千里來相聚、布帛尋常價不レ齊、とはさりとはよく被レ遊候千里尋常の對もよろしき事に奉レ存候惣じてこれほどに首々そろひ候は得がたく可レ有レ之と奉レ存候驚嘆の至に候

一村居の氣候の候字寒暄の暄字聞ちがひ候歟但し古人拗體の法いかほども有レ之候事これまでも可レ然事勿論に候又々玄かるべく事も候はん歟と御使またせ暫く吟味仕見候處に曆なけれども自に農候は有レ之候と申す事とくと申かなへがたく候歟下の句は身著ニ敝袍一寒暖齊にてそのまゝすみ候上の句はもし候古の字候歟と尋候得ども無レ之候古候は候へども顚倒もなりがたく候もし候はゞ可レ然事に候或は家無ニ新曆一陰陽驗又は家無ニ新曆一耕耘候などの類も可レ有レ之か家無ニ新曆一五行驗、身著ニ敝衣一三伏齊なども仕り見候得ども下句上につりあひ兼候家無ニ新曆一五行驗、身著ニ敝袍一百結齊などに仕り見候此所の事今少し御吟味追而被ニ仰下一候其上にていづれへもみせ申べく候草々以上

新井筑後守

閏四月廿七日

小瀨復庵樣

尙々御別紙之御答可ニ申上一事に候へども八居の事に御使またせ候故明後日之頃これより可ニ申入一候明日は登城候まゝ御答延引可レ仕候

劉王范史　劉蒙　王觀　范至能　史正志　蘭譜史等の事

蕭艾　離騷に蘭芷變而不レ芳兮何昔日之芳艸兮今直（旦イ）爲ニ此蕭艾一の事

杜衡　細辛　典論相似亂眞者杜衡亂細辛

公孫　公孫弘曲學阿世の事

貝錦　小雅巷伯詩萋兮斐兮成ニ是貝錦一彼譖レ人者亦已大甚蒼天々々視ニ彼驕人一

天勝人　史申包胥言の事

昨蒙レ仰候扶桑の事奇聞珍重に奉レ存候に付御遊覽

之後南史取出し熟覽之上思召とも爲二御校考一申入候なほ又御新得も候はゞ御垂示可レ爲二本望一候

一扶桑樹績二其皮一爲レ布、以爲レ衣亦以爲レ綿（私藏の書にも綿と有レ之候いかにも思召之通に綿たるべく候）此文のごときいかにも本邦の世古以來タクと申しタヘと申しシデと申しシナと申すものらしく候殊に一事の證を存じ出し候古語拾遺に令三天日鷲神津咋見神穀木種殖二之以作二日和幣一、是木綿也天日鷲命之孫造二木綿及麻幷織布一（古語阿良多倍）仍令下天富命率二天日鷲命之孫一求二肥饒地一遣二阿波國一殖中穀麻種上云々天富命更求二沃壤一分二阿波齋部一率二往東土一播二殖麻穀一好麻所レ生故謂二之總國一穀木所レ生故謂二之結城郡一、（古語麻謂二之總一今爲二上總下總二國一是也）

右之通に候へば穀字はカヂとは不レ可レ讀候ユフとよむべきと見え候次に麻をフサといひ穀をユフとは見候へどもこれは古語拾遺の撰者の傳說にて太古の時に麻をも木綿をもフサと申せしも志るべからず候若志からば扶桑の二字漢語をもてよび候へばフサンと申すに近く候さらば古にフサとよび候ものは卽是扶桑と齊人の志るし候所にと可レ有レ之候歟

一扶桑國と申もの南史に見え候所倭國の下にて國々の方隅を志るし候を用ひ候て推し候へば文身國は倭の東北に有レ之候文身の東に大漢國有レ之候大漢の東に扶桑國候と有レ之候倭國と申を今の大和國と見候へば所レ謂扶桑國は古語拾遺に有レ之候總國と打付て相聞え候扶桑をフサンとよび總をフサとよび候相似たる事に候歟（文身大漢は未レ考）

一南史倭國傳に見え候官名物產等又風俗一事も此方の事に合ひ申さず候卽是傳聞之訛と相見候此例を推し候はゞ扶桑國の事其國の僧慧深申候にて志るし候所又々これに同じかるべく候南北嶽其外物產も此方の事に存合せ候事にては無レ之王の名なども當時の國司の姓名などにても可レ有レ之候歟況や隨レ年改二衣色一など猶以難二心得一候たゞ彼邦の太古の風に似候は婚と喪とのこるのみも可レ有レ之候歟

一當時萬國全圖を以て見るに本邦の地をはなれ候て東に島も無レ之候まして國とては決して無レ之候その上元明の時海外の地大かたならず通ぜられ候に是等にむかしの扶桑國と申すもなく候歟文身大漢扶桑等の國名必らず本邦國都の名たる事魏書に見

え候國名のごとくなるべく候事歟さらば扶桑は
いよ〳〵古の總國歟此國は本邦東南の隅にありて
朝日の最初に出候地方に候へ扶桑の日影など申も
似たるには候
一瀛洲はイ（エ）ンズと申事に候へば伊豆國蓬萊はホーン
ラーイと申すホーン富士の富の音にも近く候はん
か方丈はハーンデャン即是伊豆の北條かなど申す
人も有之候きこれらは餘りに持て廻りたるやうに
聞え候扶桑の總たる事は彼方音と我方言とさのみ
相違からず候これ一ッ木を續ぎ衣となし候など申
す事似より候これ二ッ其地方も似より候これ三ッ
扶桑の日など申事も似より候これ四ッ古來より常
陸上總下總下野は子細候國に候へば別にこれ一國
のやうにも申さば申さるべく候これ五ッ大かたは
御發明にもとづき扶桑國と申ものとり出し候様に
存候此上はシナの木御尋定（きわめ）められ其上に御決斷あ
り度被ㇾ存候
一愚存の所は古語拾遺に麻をば古語にフサと申との
事はいかゞと存候これはアサといひフサといふ轉
語候様に心得られ候故にも候か某存候は上總下總
の地をむかしフサの國と申候はヌサの國と申す轉
語と存候アサをも幣に製し候式にて長木綿短木綿
とも申候き又ヌサと申も其式にて申事と見え候な
にヽもあれヌサとする材の質に候地故にヌサの國
と申たる義と相聞え候これ一ッ又それ迄もなく結
城郡と申すも即是古の總の國の中にて即今は下總
の郡名にて候へば古の總の國はアサもユフも產し
候事は一定の事に候これ二ッ穀樹をもユフの式に
こしらへ候へば即ユフにて候織候て布となし候へ
ば又衣となる事に候楮穀を和名にカゾの木と申は
むかしは神衣に織成し候物故の事に候カゾとは即
神衣（カンゾ）の義に候依ㇾ之今俗にはカウゾとも申候も即
神衣（カウゾ）にて穀の葉は桐に似たりと申さば申すべく候
芽を噉ふものに候實もたしかに有ㇾ之候南史には
梨の如くと候へどもこれは御申候適見たて次第の
事に候これらを考候へば南史にフサンと申候もの
は即古語拾遺に見え候總の事フサとは此穀樹の事
を慧深物がたり候事と存候これ三ッ紙に造り候も
のと南史に候は彌以穀樹と聞え候これ四ッ南史に
候扶桑は慧深申す方言をうつし候にてむかしのフ

サの木の事に候て扶桑國とは古語拾遺の總國にて可レ有レ之かと存候これ五ッシナノ木と申しタクの木タヘの木と申すとは別物に候べく候かと存候

一事不審の事は日本紀景行天皇紀に上總の國と見え候南史に見え候齊永元々年に扶桑僧慧深來り候て申す所と見え候卽東昏侯元年にて本朝は武烈天皇元年頃に候武烈之御代よりさきに上總の名見え候上は武烈之御時の人フサの國と申候はんいかゞと見え候但し日本紀之例國郡の名は國史撰述の時の名に據りてしるされ候事の由釋日本紀にたしかに見え候へば景行の御代は不レ及レ申武烈の頃迄もフサの國と申候へ共上宮太子の時分にはもはや國の上下わかれ上總下總と申候に據りて景行紀にも上總とはしるされ候とみえ候得ば此疑氷も消散し候はんか右愚存候所に候尙々御工夫候上思召をも必奉レ待候先以扶桑國大かた出來り候と近來之大幸御禮難ニ申盡一候以上

三月八日

昨日は貴報に　藩邸御藏書之事奉ニ承知一卽別楮に御返答申上候間御次手に宜敷奉レ賴候誠に忝御事奉レ存候

一扶桑の事又々蒙レ仰候扶桑の字の事申出し候事は淮南子覽冥訓に日行十六所の事しるし候て日出ニ于暘谷浴ニ于咸池一拂ニ于扶桑一と見え候を始と可レ仕候それより後天文志等にも又は十州記等にも扶桑の事申す事に候枕中方の語などは十州記の類に同じく卽是道家東方を以神仙の鄕と仕候により候語と相見え候葉似レ桑又有ニ椹樹一など申も南史のごとく皆是燕齊海上之道士など誇說をうけ候事に可レ有レ之候時珍扶桑の說は扶桑佛桑一聲之轉に候へば佛桑と心得られ候下意有レ之候故に佛桑を以て扶桑を解し候事と見え候中土の人如レ此なる事を解し候事やゝも仕り候へば聲韻にひかれ候て附會有之候事と相見え候歟通雅などにことに其ゆきがた多く見え候き扶桑の事を以て日本の事とし候事兼てよりは更に其據も無レ之只々扶桑は日出處なりと十州記などの注を以て東方日出の國と申すによりて又それにつけて扶桑とも申事とのみ心得罷在候き今度尊兄御發明につきてサテは南史に見え

候所のごときは我國初フサの國と申候所とは存じなし大幸の事に存候事に御座候

一きのふの御返答に南史に見え候扶桑の事若楮樹に候はゞ中華にて不レ珍物にも候由蒙レ仰候仰之通勿論の事と奉レ存候但如レ此候處今一層を推究仕度事に乍レ恐奉レ存候其故は南史撰述之人慧深申處の扶桑を目擊し候はゞ疑ふべき所もなき筈に候また慧深も中華の楮穀を見候て即是我方のフサの樹と心得候はゞこれも疑ふべき所もなき筈に候惣じて只今とても僧などは如レ此の事不案內がちなるものに候が我方にフサといふ樹如レ此候と申のべ候はんには聞候人そのいふ所は即是楮穀の事也とは心得ず學文のたけ候がけく障りとなり候てフサの國と申候を大漢の東中國の東にある所と聞候もやがて淮南子等の扶桑の字を借り用ひまづ國名を記しその申所のフサの木をも同じく扶桑を以て云るし候故に物々しき事に罷成候事にて畢竟は本邦上世より申す所のフサの木その生ずる所故フサの國と申もの別義もなき事にも可レ有レ之候か本邦を倭と申すも只今朝鮮琉球の人本邦の事をヲクニ〳〵と申ごとくに候をそれをあなたの字の音にて翻譯し候て倭國の字を用ひたるにて候ヲクニは即御國にて候すべて後漢書魏志に見え候本邦國名皆々そのゆきがたにて此方のことばをあなたの字音にて譯し候故に各別のものとなり候へども即是本邦九州の郡鄕の名にて有レ之候き此例遠くむかしをたづね別人をやとひ申候に及ばず御存じの前の事にて十日もたち候はぬ內外の事にその證有レ之候先日還し候東雅に見え候ごとく木綿の事を倭名鈔に注し候杜仲はヒマユミと申もの某はその樹を不レ存候故未詳と云るし候所に尊兄御示敎にて即是マサキと申事を承り候へば遠からず庭除の間に垣墻に數十株仕り置きあけくれ見候めづらしからぬものに候へども別にこれ異物と六十三年不(イ相)心得罷在候云らぬ事のごときは眉睫の間の事をも千萬里隔り候事と相心得候は世の常に候南史撰述の人楮穀とは不レ存候異邦の僧の申所めづらしきと心得候心より楮穀を以て扶桑となし候はんはにくからぬ事と存じ候事に候正德の時朝鮮の學士書記等若水先生とサケノイヲの事申候事など又是に似よ

りたる事とをかしく存じ候李學士生質輕率にて驕氣甚しき人に候が卒然として松魚と申候故第二番めの書記もその訛を正しがたく知らず候と迴避候其次の書記ももとより玄らぬ事其上學士申す事にて候へば松魚と申候南仲容はさすが壺谷先生の子にて事の外厚德の人と見え候おとなしきものに候が玄らぬと申すも又學士誤りを正し候も仕難き事故に先は松魚とうけ候てそれよりさきは鰱魚の事ばかり長々と對候きむかしさけのイヲを鰱魚と申候はたしかに壺谷申され候事と覺候仲容身になりさりとは對にくき場所に候をよくあへしらひ候事と感入被存候これら學士の輕卒よくも玄らず候サケとマスとをハキちがへたるにもまのあたりその物を見候てだに如ㇾ此のゆきちがひもある事に候某東雅にそれの事を辨じ候て本邦のサケは朝鮮の鰱魚崔禹錫いふ所の鮭魚マスのイヲは朝鮮の（イ松）魚それをマスと申候事はむかしより韓俗松魚と記し來り候をむかし我國の人松魚の字の訓によりてマツノイヲと申候が轉じてマスノイヲにはなり候とみえ候と存じ候サケと申すは蝦夷の方言と見え候これらの例は三韓にてタウビと申候魚本邦の人タヒと申し候後に轉じ候てタイとなり卽今朝鮮にては道味魚と記し候事のごとくにて候これらの間能々推究したき事に奉ㇾ存候故事長く候へども恐存申上候

一今日被二御下一候ごとくフサは一種の物タタと申しタヘと申候シナともシテとも申もの又是一種と存候いづれともシナの形狀よくきはめたく候ガンピは金銀箔屋にて薄きをうつし候料のもの奥州より產し候と申候き今少し承屆け其紙を產し候國へ承合候はゞ其樹も玄れ候はんか中華にても楮を紙と仕り候事はむかしよりの事に候楮とばかり申候て紙の事に用ひ來り候此所のごとくにて候日光にシナ多く候へども只今日光へのつてなくなり候何卒もとめ出し候て其樹葉樹皮など來り候はゞ可ㇾ懸二御目一候それにても御たづね可ㇾ被ㇾ成候是は所ㇾ謂白妙の出所のものに御座候萬緒とかく當月半迄の内一日御語り候樣に必奉ㇾ待候以上

三月二日

又申上候

枕中方の槌も似よりたる事候舊事紀の神祭も又日本紀に中古の人名にも槌と稱し有レ之候日本紀には槌は此の武椎と注せられ候すなはちムクヌノキと申候物菓庭に可レ有レ之もの先日被レ仰候駿樹の事にて候これはいかにも大木有レ之候ものにて候ヌノキの類にして二種のものにて候以上

遠方勞ニ貴价一御丁寧の至御禮難ニ申盡一候彌御無事珍重奉レ存候仍而廿七八日の義被ニ仰下一候ごとく心懸罷在候定而御公用と察入候處明後二三日之義被ニ仰下一忝次第御座候先頃申上候ごとくとかく氣體於レ今すぐれず御覽被レ下候樣に奉レ賴候右之仕合いづかたへも不ニ罷出一候御暇次第御光臨被レ下候はゞ可レ爲ニ大幸一候尚其節御禮可ニ申上一候以上

新井筑後守

卽刻

小瀬復庵樣

御再書委曲拜閲先々御無レ恙幸甚の至明後日御枉臨の事不レ堪ニ企望一候拙者彌追日快方御座候仍而此間申上候物の事に付被ニ仰下一候趣委細承知仕被レ入ニ御念一候事に奉レ存候貴藩御藏本有レ之由此方之物とても相替候事有まじく候其故は當家より傳寫候はむには表向にては他にもなき樣に候へどもいづかたへも傳るまじき事に無レ之候手前藏本の事は子細もして手前にもうつし得候事に候へば外見憚候事に候へども乍レ恐

貴藩格別之事に奉レ存候故申入候事候右之通之物に候へばさしはなし進上候事はくるしからざる事勿論ながら仕りがたく奉レ存候心緒拜展ならでは難ニ申盡一候折節取込に付艸々貴報恐入候以上

尚々御藥之事重疊忝仕合不レ知レ所レ謝候以上

正月廿六日之貴札致ニ拜見一候如レ仰改暦之吉慶不レ可レ有ニ盡期一候愈御堅固御越年珍重存候某無ニ異義一致ニ加年一候且又當春拙者六十生目に付賀詩寶氏迄被レ遣被レ下落手忝次第御座候此間公用取込以ニ他筆一先早早申入候猶期ニ永日之時一候恐惶謹言

閏二月廿五日　新井筑後守君美花押

坂井順元樣

御報

尙々當時御用も御繁多に承及候所に早々御賀章被ㇾ下候不ㇾ淺忝次第誠にいつもながら御出來被ㇾ成候と皆申され候事に候御知をも申上度候事に候へども衰病百發不ㇾ能二其事一非二本意一候事に御座候萬謝其內可二申上一候以上

去月十四日之瑤函昨廿六日滄浪先生御轉達忝拜見尊藩御安靜御動止御勝常御精勤承知不ㇾ堪二欣慰一仍而先頃申上候事に付御家法の大藥許賜被ㇾ入二御念一候故に道中何之恙もなく相達し御深情可二申謝一義も無ㇾ之此頃打續服用仕餘生をも頰しからず日を送り無ㇾ程御從駕之節をも待つけ拜謁に御禮をも申上候樣にと私祝此事候

一御紀行の事申入候付義仲項王に似られ候事蒙ㇾ仰候處娵巴女の事は此方に心よりもなく候に仰に付存じ廻らし候へば誠に似たる事共に候迷失ㇾ道陷二大澤中一と候も雖不ㇾ逝と候もまた似たる事共に候これにつき又存合され候は去年御物語も申き後の鎌倉の代に故老の記し候物と見え候ものゝ中に木曾殿の事を評し松殿の意見に任せられ候事もまた最期の供にはいかゞに候とて巴を返され候もあはれに候と有ㇾ之候き東鑑盛衰記平家物語のごとき鎌倉にて記し候もの右に平家の事も義仲の事も分外あしざまにも申なし候所も有まじきにもあらず候在京之間に擧動無骨の事候ごときは元より田舍に生長し禮法など申事は習はれず疎豪の心にまかせられ候所に候足利の直冬のごときも山名細川挑井等の推戴に候て入洛候日黑革の腹卷に草鞋さしたびにて輕骨の體に候を見物のものども天下の武將にはいかに候などゝ竊笑候など申事も候へばこれらの事何れの代にも有まじきにもなく候たゞ義仲ごときは其功もすくなからず其人もまた豪雄たる事は御作のごとくに候

一去冬災火之節私宅の邊何事故なく靜居には可ㇾ然所と思召候事御懇情のほどまた忝次第に候去日の災はまづその前夜に西郊(イ郭)之地に火發し次の日また火再發し候にて候去春某など一所に前々代被二召仕一候輩宅地めし上られ某抔また一所に西郊

に地を被レ下候衆中一二人彼地に營作の事候とて引移り七十日にたらずして其夜之火に土藏までやき候とて元日に遇候へば申す人も有レ之候某などもかの地に引移り候はゞ同じく罹災之事に可レ有レ之候に元のごとく麥田にいたし置候へばまづは此難はまたのがれ候き只今の宅はさすがに人間を隔候境にもなく候へばこれらの事はたのみがたく候但し是は災火の一事に候本月十日之夜地震よほどの事に候て大風雹本庄の淨土宗の名刹にも雷震し御弓町木多遠藤並に町屋二三字と共に屋棟飛失せ同時に駿河臺火消やしきのうらに候小身衆のやしき大胡桃樹二株これは百歲の物、二圍に及び候を根ともにぬきいづかたとも去れず飛失せ候如レ此の事に候へば災禍は必ず祝融にも限らず候是等なほ少物とも可レ申候正月七日の夜某舊識の人の奴僕一人忽に所在を失候二月二日には御直參の人にて文筆共當時の英材某多年の舊識是も所在を失し同廿八日に歸らせ候その事の始末は鬼のためにいざなはれ近く候山々經歷し見候此外二三人うせしものをも承り候へどもそれらは某見候ものにもなく候たしかに目擊候間如レ此の事また候得ば身より以下なにものも奇禍はまぬかれがたき事に候すべて度外の事は心を累し候にたらず一日も餘生の間は舊學をも研究し候を樂事と仕候迄にて於レ今寒威甚く候故か老眼だるく難レ堪握筆候故早々御謝詞申殘し候恐惶謹言

二月廿七日

尙々原九左衞門殿への御傳言被二仰述一被レ下候由にて預二御狀一忝奉レ存候猶期二後音の時一申殘し候以上

如二貴命一陽春の嘉兆不レ可レ有二盡期一候彌御萬福御迎新珍重の至奉レ存候自レ是も以レ使なりとも可二申賀一候處老拙事去る三四日頃より感冒の氣味にて相煩いかにも輕き事には候へどもとかくに爽快に及びがたく乍レ恐平臥の體めづら敷事にて其門御枉臨も有レ之候はゞ懸二御目一度事に存候日々奉レ待罷在候き漸一兩日にはまづ起出候て罷在候いまに鼻塞り元氣去かと不レ及二平服一候乍レ去此體に御座候はゞ追レ日快氣可レ仕と存候右の仕合故乍レ例御無音心外打過候當月

中は御賢暇も有レ之間敷候來月にも至り候はゞ一日必奉レ待候尙其節以二拜謁一萬謝可二申上一候恐惶謹言

正月十九日

從レ是以レ使可二申上一候此間心がけ候うち貴報罷成候如レ仰儀一二三日署威酷罷成候愈御勝常珍重之至此方異事無レ之罷在候先以御問目別に奉レ答候

一先日申上候御佳作の事に付御改被レ下候事果して斤兩相稱ひ御傑作に罷成候長笛暮飄煙外柳と被レ遊べく候こなたにも左樣に玄るしとめ候べく候烟笛烟柳暮笛暮烟よの常にて笛柳燈花天造地設のもの珍重此事に候

一皂色の事こなたにてもすでに日本紀に見え候其體賤人の服にて候き灰色の事いまだ申出し候時世考へ出さする紅梅の色絳色と思召候よし御尤に奉レ存候旌旗の別に絳色入る事に候たづね候事候き絳はこなたにて木瓜色(ボケイロ)と申すものなど申す事に候か絳河は南方赤色の心と升庵やらんの說も候ひしがとかく料簡仕べく事に候

一姜字の事さて〳〵忝次第に候たゞに省寫のみに無レ之大かた筆畫多く候ものを同音の字を取用ひ候事あなたの文書にある事と見え候唐末の頃よりのならはしに候か先以宋人のものには多き事に候いかにも〳〵藩邸御吟味いやとも申上がたき事共に候

一先日申上候倭學の事御同意奉レ存候いかやうにも御請取候へばそれが金科玉條となるにて候天下後世の人は信服すまじき事勿論の事に候

一御紙末の事件御察しのごとく耳を痛ましめ候はただ一通りの事にて候肝を冷し候事のみに候惣じて人とある程の人申すか申さぬの間にこそ候へ同じ心と見え候聞え候老夫一生の間に如レ此候時に過ず候すべて世變不レ可レ測候事とたゞ〳〵頭を引入れ古書にても繰返し候事を一日の娛と存候誠に言語道斷不レ及二是非一候拜謁ならでは難二申盡一候とかく二三日中これより以レ使先日拜借の御書を返上可レ仕候以上

卽刻

尙々浪(彼カ)人の一册それにも御覽候やらむ人

間に墜候ものを二通り迄見候き僞書らしくも見えずいかゞ御覽じ候か姜字の事字通にも字箋にも通雅にもいづれにもとかくの注薑姜共に無レ之候字箋には同韻に入候てけく韁を正字とし薑をも借字のやうに注し候迄に候

維翰經論文（イ任イ注）うけとり申候とかく其内拜謁可ニ申上ー候以上

貴札致ニ拜見ー候如レ仰御慶不レ可レ有ニ盡期ー候御無事御越年珍重奉レ存候某儀無ニ異儀ー致ニ迎歲ー候早々被レ入ニ御念ー爲ニ御祝詞ー願示忝存候恐惶謹言

正月十九日

尚々被レ入ニ御念ー候御紙上委曲拜見仕候每々御尊作傳觀驚入申候事に御座候當年の御試筆も拜誦し候き少々愚評など室先生へ申談し候き畢竟御才氣すぐれ候所有レ之候て珍重の御事に候いま少し御工夫を用ひられ候て御精練有レ之においては當時の御作手と存ぜられ候官情多負ニ物情ーもなか／＼御名言と申承事に候

其後は御疎濶罷過候寒中彌御別事無ニ御座ー候哉承度御儀に御座候仍而前日之貴報にも申上候通某弟二男煩出しもはや廿四五にも可ニ罷成ー候最初は偏身痛候て咽喉もいたみ食事も斷絕候事も有レ之段々服藥候て兩手にて食器等を捧げ候て少づゝ物をも被レ下候樣に罷成候へども起居等一分にて罷成候事にも不レ及唯今藥給候衆中も氣遣有レ之事には無レ之候へども長引可レ申由被レ申候最初より程近く候はゞ懸ニ御目ー度き事に存候へどもいかに仕候ても遠方殊に短日御官暇も無レ之と存じ候へば申かね候て見合し仕候へ共何とも無ニ心許ー樣子に御座候間無ニ是非ー如レ此に候何卒一二日中御光臨御覽被レ下候樣に仕たく候思召を承知候ていかやうとも安堵仕度申上候事に御座候以上

十二月十三日

前刻貴价を勞し候處に不レ能ニ卽報ー慙謝の至候先以此御紛擾の中被ニ思召寄ー何よりの一種惠賜不レ知レ所レ謝候先以尊藩打つゞき御快然と相見候恭喜此事候御東行の節御携の御書籍御衣裝等無レ恙御座候よし

御家僕輩精力出し候も日頃の御恩の感候ゑるしと奉レ察候さて私宅の事御たづね被レ下候貴价見られ候通もはや長屋出來候明日にも一家聚頭も可ニ相成一候へども明日はとりわけたる私家には公忌に候故明後十五日には引移り可レ申覺悟に候唯今の寓宿源四郎事賤息と一視可レ仕候旨前世の仰も候てたがひに心安き事にて寓宿と仕候事に候上はこれへ御狂駕被レ下候ても少も／＼不レ苦事勿論候へども右申通明後は本屋へ引移可レ申候明日はそれの事に取込可レ申候條十五日過いつにても奉レ待候乍レ恐御心安候上は見ぐるしくとも奉迎可レ奉レ得ニ貴意一候爲ニ貴報一如レ此御座候以上

三月十三日

如レ仰新年の慶賀不レ可レ有ニ盡期一候御萬福御履新幸甚候御事奉レ存候私家無ニ異事一罷在候以レ使なりとも可ニ申賀一本意候處に去頃の火災親戚故舊等三輩迄大かた赤立の體に相成候其中一家は於レ今私宅へ上下とりこみ此往來に多からず候僕輩東西に走御無音誠に背ニ本意一候廿二三日の際御詩も可レ被レ下候かの由

大幸に御座候これにて糯飯をも可レ奉レ供候條其御心得にて奉レ待候次に老拙同學故人たち此ほどは進講候の事有レ之候傳聞候定て御聞及可レ被レ成候當時においては奇事いづれも慶幸の由萬緒拜展可ニ申盡一候萬慶又期ニ後信一候恐惶謹言

正月十七日

一昨日之失火其御邊火道にも當り候か否於レ今未ニ分明一千萬無ニ心許一候火發し候所は私宅西方僅に百數十步を隔候に付此方の事御察可レ被レ下候昨日も終日窻劇の體人進じがたく候やうやく如レ此御座候御口上御返答可レ承候已上

十二月七日

愈御勝當御入被レ成候哉承度奉レ存候拙者御蔭故に逐日快悉仕合御座候雖レ然尙於レ今萬に倦候ては上つり氣味出來候今少し御藥申請調護仕度以レ使如レ此御座候依而此間申進候樂考かなづけ致ニ進上一候奉レ期ニ後信の時一候以上

九月四日

一昨日は久々にて奉レ得二貴意一大幸に候雖レ然暑天御枉臨千萬御煩勞奉レ存候仍而其節被レ仰候三件奉レ答別紙申上候明日之出仕それより方々相勤候事にて右之書付今朝遣し候以上

七月八日

御手紙忝拜見彌御堅固之由珍重奉レ存候此間御使見被レ申候通いまだかたづき兼候畢竟雨天故にひたと事の埒明兼候故漸二三日來少々かたづき申候依レ之の故か老拙事殊の外に氣くたびれねむき樣にて神氣とりつまらずこれへ參候而ふつと編集等のほか不レ參廿口斗むなしく打過候乍二御無心一近來御出被レ下御樂にても被レ下候樣奉レ願候

一天經の事御蔭故に落丁御入れ被レ下即補入扨々忝次第御座候本書脱し候をいそがしきまぎれに點檢無レ之罷過候處に御かげにて全本に被二成下一候幸甚不レ知レ所レ謝候

一樂考の事草本のまゝに候いまだ淨寫も不レ仕候手一ツの事にてくたびれ候時など落字又誤書等可レ有レ之御覽出され候はゞ御付紙成下さるべく候萬謝奉レ期二拜面一候以上

卽刻

尙々樂考三册のものに候へども此所は樂名の解にて候へば大かたこれにてまづ事足り候故一册遣し候以上

靑木殿御東行に付尊報相違し忝拜見彌御堅固殊に令愛御婚儀につき御心忙しく候由さて〳〵目出度奉レ存候老拙も此程むすめに孫男もうけ候而自愛の事に候當時も或は俄に冷氣或は俄に暑氣一日之內氣候不レ齊病人多く就中老健八十餘の人々老拙知己の中多く歸泉候て產婦など十に八九は損じ候腫物瘧抔流行の事に候然るに老拙今日迄は無事にて候事返々御蔭とかく不レ知レ所レ謝候

一御作二首さて〳〵ハツキと仕候事めづらしく卷舒吟翫の事に候さりとは御作被レ下候て北方の專一とすまぬ目利ながら感じ入申事に候御和韻殊勝の御實事のおかしく覺候定而當年も御隨駕と存候相待候重陽御發軔たるべく候由著も退く時節可レ然

候事に候
一御答目黍別紙に又々申上候
一老拙著述のものも日々出來より候その中琉球考御約束申上候き一卷は淨寫も出來候無ㇾ程今一卷も出來可ㇾ申候蝦夷考は全功をはり候當時は田賦考官職考に筆を初め候大かたは緒を成し候この後冠服考とりたて可ㇾ申と存候これらの事に閑中を樂しみ持病などわすれ候故ひとへにく御陰に候やがて御東行之節萬謝可㆓申上㆒候夜中調候書中御覽被ㇾ遊がたくと恐入候恐惶謹言
八月三日　白　石花押
桃溪樣
御再答
尙々源左衞門樣へよくく奉ㇾ賴候原九左衞門殿へも御對面之節乍ㇾ恐宜しく奉ㇾ賴候
尙々取落申上候若水高弟の人藥草三十餘品とり來られ細川東庵丈深見新右殿父子四人にきはめ被ㇾ仰候只今衆中きはめられ候と申候めづらしく候猶々右之高弟藥草取に他國へ參られ候と申候以上

謹答
一日本書籍目錄に載候傳記の中當時相殘り候物の事蒙ㇾ仰候只今迄夢くも心附無ㇾ之候て打過候事承知仕り候辱仕合に候其中相考見可ㇾ申候書籍目錄と申ものにも兩部有ㇾ之其は所見御座候一本は冷泉家藏と見え候一本は御室の藏書と見え候いづれにても當時に相殘り候ものを考置可ㇾ申事に候處心付不ㇾ申事と奉ㇾ存候尤書籍目錄に載候はで慥に古きものゝ見え候も可ㇾ有ㇾ之候か書籍目錄には載候はずして國史等に名のみえ候も尙々可ㇾ有ㇾ之事に御座候
一別集蒙ㇾ仰候外に見あたり不ㇾ申候
一在良集全部の事不㆓承及㆒候
一新國史の事去年不慮に出候由申もの候故賴候へば心得候由申來候處に其後又申來り候はよくく僉儀仕候に僞書にて用にたち候物になく候由に有ㇾ之候きさかれば僞書なりとも世に新國史と申もの候とは見え候右の仕合に付いかなるものとも不ㇾ及㆓一見㆒候
一先年上京の節山田へ御越候かの事御尋に候そのせ

つは不㆓能越㆒候き秘書の事かねて不㆑存候事故是亦終に相たづね候にも不㆑及候き

一昇平百年今に至りて名も聞候ほどのものども多くは人間に出候と見え候但し今とてもかたゐなかには殘篇などの類はうづもれ有㆑之まじきとも不㆑被㆑存候まづは繁華の地に候ものには僞書もまじり候と心得たく候此程も奥州筋よりなにか古きものの由たらせ來候たのみ遣し候來春は必らず便可㆑有㆑之候由申來候き以上

御芳問忝彌御堅固御精勤珍重の至仍而御詩被㆑下候事別紙に申上候調元言の事毎々不㆑知㆑所㆑謝候とかく／＼御發軔前に日奉㆑得㆓尊意㆒たく候御使久しくまたせ候故早々申殘候以上

即刻

自㆑是可㆓申上㆒候所に臨時取込の事にて不㆑能㆓其義㆒又々勞㆓貴使㆒候

一村居の事被㆓仰下㆒候其後も色々心をよせ試候事に候此程申上候事共圓熟に無㆑之候下句はとかくに身着㆓敝袍㆒寒暖齊にて一句もたしかに有㆑之候上の句此中申上候事共も口にさはり候樣にて快からず候もし家無㆓新暦㆒歳時備在これにて可㆑然候はんかと奉㆑存候其中備と申よりは在の字にて自ら現在し候心強く可㆑有㆑之候はんか此儀は家に暦子は無㆑之候へども自に歳時といふものゝ現在し候と申かけ候にて農古は内に含候かと存候いかゞ可㆑有㆑之候かまづ此方にては御詩草右之通に改め置べく候思食も候はゞ後便に可㆑被㆓仰下㆒候原韻をはじめ諸君の詩の事いかにも相心得可㆑申候

一此間の御問目すなはち調置き候間附㆓貴价㆒候

御楮尾の一件西南北はまづさし當りたる事に候結課の所に至りては四民の中凡士たるものゝ自縄自縛遠からぬ事火を視るよりも明らかに候これらはたゞ事にては有㆑之まじく候若其怪を比し候はゞ攙槍彗孛山崩地陷に候よりは人のためには大きなる禍に候と老涙に堪ず候以上

即日

御蔭にて萬葉讀過一遍今迄存じ寄候事等就て存じ改め候事條又々申上候

一第十一卷十二葉に肥人と候を古點にコマ人と候を米にてコエ人と改められ候これは古點のまゝ可レ然事に奉レ存候ふるき書體に肥人書と申すは今も肥後國に求摩郡有レ之熊本城又隈本に作る熊郡など申す所も候隈郡にも作るクマといひコマといふ一聲の轉にて本緣ある事と見え候歟

一第十五卷十三葉十四葉に防人の歌候その長歌に淡路よりいひ出して明石の浦家嶋などいひつゞけて玉の浦に船をとゞめて候と有レ之候に頭書に紀伊と兩所迄に見え候心得がたく候筑前方へおもむきし舟の明石を過ぎ家島をもすぎて紀伊國に舟をとどむべきにあらず候明石家島は今も見在候事にて其邊よりしては四國又淡路島を隔て紀伊の國ははるかにあとにて數十里を相去るべく事に候今も備後の鞆の浦の海中に玉島とて船をもかけ候所うたひなどに候海士の玉をとり候と申玉島これが防人の歌さだめて此島の事を申候ひし事と存候

一先日岸の官の事申入候處に官木の事にやと被レ仰一奇說を得候と奉レ存候其旨をも又申答候き然るに第十七卷十一葉に赤人の歌に野豆に作有レ之候しにも仙覺抄かの岸の官の事を引てツヾキの義なる由釋せられ候赤人の歌に據り候時はまづ某申候岸額も杜撰と存せられ候官梅官柳等の儀も難レ用候亥からばふるく官をツカサと申來候ことは官屬の義によりてツカサと申す義も心得がたく古語にてツヾキの義にこそと存ぜられ候如何

一十八卷三十一葉に安我末川と有レ之は川の字讀でツと申候出所に候是すなはち肥人書に出候よし申傳候いかゞ御心付候歟これら萬葉の中秘藏の事候

一第二十卷三十一葉にもコノテカシハノホホマレドと申歌見え候第十九卷二十四葉に保寶葉讀でホホカシハと申もの丶候枕詞と見え候しにも仙覺抄にはカシハのワカ葉のいまだ開けぬをいふとみえ候先日も申上候如くなにもあれ葉のひろらかにして飲饌をもりもし蓋も亥つべき葉はカシハと申と存候亥かも彼保寶葉の歌には靑蓋とよみ候事に候て又酒のむといふぞ此はゝかしはとも讀候被二仰下一候ごとく側柏などの事後來の俗に出候事に決すべく候事に候

一此間申上候靑丹吉の點の事御答の趣承知候扨段々

に眞名假名の歌どもを檢し候にいづれ〳〵たしかにアヲニヨシと有ㇾ之候ヨの字余の字を用ひ與の字を用ひキとよむべき字に似たる事もなく候いかにも〳〵アヲニヨシにて可ㇾ有ㇾ之候月夜よしなど申よしの言葉と見え候扨それにつきていかにしてか青丹吉奈良とは申候ぞナラの葉のやはらかにしてわか葉の森のめでたき物との事かと存候に舊事古事等の紀に日本紀にも候ひしか三輪の神の我を大和の青垣山にいづれ祭禮と御申候と申す事候萬葉集の歌の中にて青香具山とも青垣山ともよみ候いづれにつけても大和の國に青といふことばの縁ある古事上世にありげに存じなされ候へども奈良の若草山と申すは御覽候か諸山の中にたゞ一ッ青やかにして形もまとかにうつくしくみえ上世より年々に火を以てやき候てわかぐさのみに候故に此名候など土人は申候ごとく此土に青き縁ある事見え候へばこれは疑を闕き置候が可ㇾ然と存候間重て申上候

追啓

此間の貴報に檜(イ松)扇の事はうつし下され候御禮も申殘し候多罪多謝忝次第に候とかくこなたのヒノ木あなたはすまぬものにやと奉ㇾ存候

御手紙殊に雁一筥拜賜候寒天尤可ㇾ然物と卽賞味可ㇾ仕候忝次第御座候如ㇾ仰雪天寒威甚覺候先以御無事に被ㇾ成㆓御座㆒候大慶之至候老拙事も御蔭故に當冬も例の痞浮(イ瀉)等も無ㇾ之まづ老健のかたに候て御禮申べく樣も無ㇾ之候內々申上候琉球志の事も昨日迄に脫稿候圖も今日より申付候淨寫に眼も澁り手も蓋しく候へば春陽和暖に畢功候樣に可ㇾ仕候又今日よりは蝦夷志にとりかゝり罷在候これらの事無㆓病患㆒候故の事に候へば畢竟尊兄御庇蔭と萬謝此事候萬々奉ㇾ期㆓拜展㆒候以上

卽刻

此間も独皮の事被㆓仰下㆒候此字中國の書にていかほど御尋候とも有ㇾ之まじく候元來は北語にて卽今朝鮮地方の方言にてその國字にて候此類の國字いかほども候事に候國字と申すは卽俗字に有ㇾ之候故に史又は輿地勝覽のごとき異邦へも傳ふべきものには國字は不用候其國中に行ひ候ものにはひたと國字見え

候事に候是によりこれらの事はちと／＼秘事と申ほどの事ども有レ之候いつも申上候如く此方の語には韓語大半とも雜り申候へども年久しき事故に互に轉訛候事に候此にても對州の同學輩てよりたのみ尋與候樣に一册子去年よりあつらへ候にけく卽今の韓人はこなたよりも其國の古言はとり失ひ候朝鮮に成候已來漢字にかゝり國の事は俗なる事に存じ心をも用ひ候はぬ故と見え候よし同學共に申候尤の事に候こなたにてテンの皮と申すことば候又朝鮮にてトンと申もの候先その事と御心得可レ被レ成候ことばの轉じ移り候ゆゑ彼是の行違仕り候へども大要右之心得にて有レ之候總じて如レ此の類世上にも今日迄無沙汰にし候事共なまじひに講究し候て置候今に至て妬忌の媒に相成候故いつ迄も存せず候とのみ申答候へども尊兄御尋に付これほどには申上候よく尋候はゞ中國の書にも出所あるまじきものにも無レ之候間向後も韓の國には國字と申すものと御心得候てそれにて御尋候はゞやがて知れ可レ申候齡を岭に作り鱗を獜に作り候ごときいくらも可レ有レ之候萬々期二貴面一候御一覽の後可レ被レ附二丙丁一候以上

奉答

一愛發關の事被レ懸二御心一忝次第奉レ存候如レ仰土地の事昔今更に論じ難く候續日本紀には珂須波道と申すを近江國に隷し見え候もはやその頃關は廢し候樣に見え候古事忘れざる勿論に候但し關と申す名目今も候上は一定たるべく候越前の足羽又は黑丸など申所かの關と申す所よりいかほどばかりも候やらむ方角違ひにも候哉

一ツキノ木の事申上候に付縷々御答忝次第御座候此程相州の知行所の大工めしよび候事にて彼土にて材を取り候事に付委曲相尋候處にたち候て有レ之候木にて申さずしては分明なりがたく候へどもまづ同じ類のものに彼土俗申ならはし候物は

ケヤキ　　ツキケヤキ　　コキケヤキ

コキツキ　　ムクケヤキ

五種有レ之候其中ケヤキは木質深赤色に候わかき時柔軟なるものにて東國にて大工の用ひ候手斧の柄は皆々ケヤキの嫩條を用ひ候ツキケヤキと申は木質白くして木理密緻なるもの東國にて鴬鹿の類の陸田を

あらし候を驚し候とて嫩條を弓にし植候事に候コキケヤキと申は木質淺赤色に候まづ此三種を東國方にてはケヤキと申習ひ候コキツキと申は削りに逆目たち候て賤材に候ムクケヤキと申すは一名ムクエノキと申す卽是にて候と申候これら皆々似たるものと申候周禮弓材の事被ニ仰下一候御尤至極に奉レ存候但し本朝の古の弓材を考候に

梔(ハシ)弓　これは山桑の事に候卽周禮の檿歟

梓(アヅサ)弓　むかしは甲斐信濃より調進し候由に候

檀(マ)弓　むかしは備中國より貢進のものに候

槻(ツキ)弓　むかしは相模安房より貢進のものに候

柘(ツミ)弓　むかしは備後國より貢進候周禮の柘にて候

　ひしか

これら皆續日本紀にみえ候て三代實錄迄に見え候事に候其中梔弓は卽今琉球の弓夫にて候梓弓南都法隆寺藏上宮世子の物一見し候き某庭上にて梓一株候嫩條いかにも〳〵弓材になるべく候ものに候マユミと申ものこれも庭際林木の中に候いかにも弓材になるべく候ものに候但しこれも二種候や柴の大小にてわかれ候と申候庭際に候ものは秦皮と見え候大かた本草の說に入合ひ候概かの大工申候所を考合すにツキケヤキと申候ものにも候はんか未分明候柘は未だ見及申さず候故いかにとも申難く候さては只今のごとく內外に竹を用ひ側に桑漆の類を用ひ竹を破り候を胎にし候弓いづれの頃より出候やらむ其始なにゝも見及ばず候これも奥五十四郡の初と同じやうの事近頃疎略之至と可申候老拙存候處は昔ママキ弓と申ものゝ候但し是は中世以來のものと見え候此事園大曆にも問答候てしかとしれぬ事に見え候き唐令細肘箭を源順倭名抄にママキと讀まれ候此細の字飽細の細と少しくちがひ上馬を細馬と申すごとく其工の細微なるを申たると見え候是に附存候はかのママキ弓を古俗に眞卷弓としるし候事世の常に候き卷弓と申ものゝ事すなはち今の竹弓の事と存候竹弓なる時は籐をつかひ候はでは不レ叶候事に候むかしより絲裹などとも滋籐などとも申候みな〳〵竹弓と見え候夫を軍備に用ひ當時の俗修羅弓と申ごときものを眞とは申し候と見え候禮射に用ひ候をば卷弓と申軍備に用ひ候をば眞卷弓と申たると見え候式にも武官は漆弓を用ひ候と見え候漆弓すなはち漆は竹弓にて絲裹に

し扨漆を加へ候事と見え候これらの事本朝の習ひ疎略にて當時の鞍鐙の製の始も分明ならぬやうと同じ事不ㇾ及ニ是非ー候但しむかし右にしるし候五材の弓をも漆にて塗り候ひしやらむ靜原神庫のものは木質にて丹漆のものには惣じて古の制は木のまゝにて竹をは少もかへ候はずとは見え候その中延喜式の梓弓の別は當時楊弓の如く弭にて上下をばつぎ候もの候き南都にて二張見候ものはつがずして全木のものに候古今異別今を以て古を議しがたき事どもに候

一當夏薪を取らせる荷馬ども入來候を見るに蠅を防候料に漉紙のごとくなるものを胸かけにも尻懸にもひしとつけ候を見候に紙とも見えず候故にたづねさせ候所にシナの木の皮にて候これは加州より如ㇾ此にして賣りに下り候を調へて用ゆる事に候と申候しからば御國にシナの木多く候と見え候よく／＼御たづね可ㇾ被ㇾ成候以上

思食寄御芳問忝次第 如ㇾ仰此間漸寒威も甚候御佳勝の旨傾幸の至老拙少々氣宇不佳の事御座候へども是亦當分時候にかゝり候事と相見え候人朮膏の事先日も被ㇾ入ニ御念ー被ㇾ仰下ー千萬忝仕合奉ㇾ存候此方今しばらくが程服用有ㇾ之候近日以ㇾ使可ニ申請ー候返々御蔭故少々不快の事に候へども元氣又は乍ㇾ恐痢瀉候事など別人のごとくに 罷成此上も無ㇾ之大幸奉ㇾ存候

一菊花の御長篇被ㇾ下候かねて 律體之事は拜吟每々感入奉ㇾ存候御事に候 歌行の體今日初て拜見候さて／＼御手に入候事に候其上高議論とて存候事共はひたすら文人の作には無ㇾ之驚嘆此事に候落句よく轉じ候て餘意有ㇾ之事に奉ㇾ存候御草稿即申請度とどめ置候若老拙仕候はば漫向ニ市中ー汚ニ俗塵ーの汚の字逐の字にや可ㇾ有ㇾ之また隱君遺音始汨沒下の四字風始掃ㇾ地にや可ㇾ有ㇾ之候但これらの所は人々の心ゆきにて候へばすき／＼の事に候へども汚の字よりは逐の字にて擧世風靡の事にたしかに候はんか風といひ掃地と候はんは花の事にしたしく可ㇾ有ㇾ之候樣に存候扨其餘字々金玉それよりはなを御命意の高絕多少の感慨有ㇾ之候

一むかしの代に見候人にて今もなを奥方につとめ候坊主衆年は三十餘と申詩をこのみあけくれこれを

のみ樂に仕もはや千篇ばかりも候と申候我等など夢にも知らず候處に此程ある人にたより候て一首見せ候事の外手に入り申ものに候きさて其後鳩巣など一座にて逢候に誠にむかし日々に見候ひし人にて近作に候とて菊花の長篇見せ候中々おもしろき事にてうつし給候やうに申候がいまだ不レ參候參候ばは可レ懸二御目一候是も當時の花を難し候作に候きされども胷中に書多からず候故に此御作の如く縱横出入轉接頓挫の所無レ之神彩驚レ人やうにはなく候詩有二別材一と申候へ共人々の見識また學問之力大に相係り候事と今更のやうに感入奉レ存候萬々奉レ期二拜謁一候以上

卽時

尙々をりふし客來早々わけ見え申すまじく恐入候以上

先刻は乍二御報一勞二貴价一候き例の事にて今日は歳暮の賀支配衆へ申入候とて取出不レ能二卽報一候罷歸被二仰下一候御書付拜見明日の頃以レ使可二申上一候と書付置候に付任二幸便一附二御使一候仍而明日明後日の內御來駕可レ被レ下候由明日はたしかに在宿可レ仕候四ツ時迄奉レ待候萬謝奉レ期二拜謁一候以上

卽時

御手紙拜見昨日の書早々御還璧たしかに請取候とかく御出可レ被レ下候由千萬本望の至候以上

卽刻

一昨日は忝仕合に奉レ存候御藥服用仕惣じて宜敷方に御座候一昨夜中はつかへ上り候樣の事少時有レ之候て其後上り候氣味も無レ之候乍レ去右の方つかへ候事いまだ有レ之候此間は朝々瀉し候處に昨今朝ともに無二其義一昨日などは晝間乍レ恐大用に參候に跡に居殘候やうに覺え候と申候惣じて顏色も氣さきもよろしく見え候食事味噌汁の味なども常之通にて熱などの氣味も無レ之食事もひかへ被レ下候へども食後には腹の內むづかしく候と申候御藥奉レ賴候彌十五日には新宅へ引うつり可レ申候間また／＼明後朝御藥の義可二申上一候間其御心得被レ遊御調合可被下候以上

閏月十二日

御紙上被レ入ニ御念一忝奉レ存候雖レ然御隔意の處不レ堪ニ慙愧一候ゆる〳〵得ニ賢意一候段本望此事に候なにの風情も無レ之候事於レ今殘念此事に候萬緒期ニ拜謝一候折節公事蝟紛草々以上

即刻　新井勘ヶ由

坂井順元様

此間は御疎濶に打過御たづねも申上度心遣候へども無人の中毎日屋敷へ引わけ遣し候故心ならず御無沙汰に御座候處御芳問忝次第先以御無事に被レ成ニ御座一候幸甚此事に御座候如レ仰さて〳〵めづらしき天氣に御座候老拙六十餘年覺候はぬ事と存候へども若々打忘れ候て此度斗の事と存候かと存候處昨日も八十餘歲の人に逢候に生來覺申さぬと申候へば然らば珍らしき事と見え候洪範庶徵なににか應じ候やらむ箱關より西は旱と申す事に候實に候やらむいかさまかたてりになり候はゞさやうにも可レ有レ之候か廓內は河水濁り候故に井の水くされ候て難義と承り候病人も多候由承りまづ今日迄は一家無ニ異事一罷在候乍レ恐可ニ御心安一候

一古史通御親寫被レ下候由於ニ老拙一望外之多幸誠に辱御事に候御暇も有レ之まじく候にさて〳〵はがゆき候事に御座候即末卷一冊進じ候被レ下候をば請取申候或問の事いかにも〳〵相心得候御察のごとくに屋敷家作など中〳〵にはかどり不レ申候いづれの道にも中秋の月を新居にて見候はんほどの心あてに御座候間來月一ヶ月はこれに可ニ罷在一候ゆる〳〵御うつし可レ被レ遊候

一八居之詩御かげ故一覽仕めづらしき作者衆見申候如レ此に板にも行ひて書つらを見候へばいつれもいづれもおもしろき樣に候へども二三遍も熟吟候へばいかさま被ニ仰下一候樣にも見え候これらにても貴樣など御作手と申候事に御座候とにもかくにも氣象衰颯し候て明季の風の樣にて時運にもやと感穎に不レ堪候次に老拙詩容奇と題し候ものは廿一歲の時京の連歌師衆下られ候時に漢和和漢などの聯句し候事に候宮井道設と申後に水戶へ出られ候京師の醫師にて候が丈山門流の人にて倭字題に

雪を出され候をふと倭の故事にて仕候卽席に候き當時にはめづらしきなど申す事に候得ども見られも候はぬもの故に草稿をたづね候へども載せも不レ仕候に誰人の覺候て入候やらむ是非もなき事に候蕎麥麪は三十六七歳の時鶴樱宅にて岡田文藏と申人の新作を見候て是も彼樓にて申ちらし候てこれ又申すて候迄の事に候如レ此のわけもなきもの入り候段扨々氣のどくなる事と被レ存候二冊返璧

廿一二の中御心がけ被レ下候由歡躍此事に候廿一日には先たちて申約し候事有レ之候間廿二日に被レ成被レ下べく候もし／＼御さしあひ候はゞ廿三日に奉レ待候尤御勤候所も候はゞ御仕廻被レ成これにて御水漬にても上り候て夕凉に御迎被二召呼一候御覺悟に奉レ待候猶其時可二申上一候

卽刻

如レ被二仰下一候先日者重而預二御光臨一御賢勞可レ申樣も無レ之自レ是以レ使なりとも御謝禮は可レ有レ之事と存候へども御覽及びのごとくの體奴僕等も散在無人御無音無禮之樣に罷成不レ及二是非一候雨濕之節御平安珍重之御儀候某事無二異事一罷在候

一此間御持參被レ成候一冊御還璧被二仰下一候趣縷々承知不レ堪二慚愧一候次篇卽附二御使一候字母も被レ下卽御封印三日返上仕候

一此間申上候寛平遺誡之事被二仰下一候旨奉二承知一候紀聞之事は某手錄候ものに有レ之候へども話次申出候て高聞にも達し殊に貴樣重而御出被レ下候段返々望外之事誠に過分之事にていかに仕り候ても某手錄候ものにて如レ此候御義に預り候事は恐入候に付て責て彼もの丶事申出し候き勿論御善本可レ有レ之事に候へども此方にうつし候も由緒においては　法皇叡感之餘御書寫のものと申候を以て御校合の御ためとも存じたるに候たづね出し置候て可二差遣一候御儀候次に其涉獵書目の事御たづね被レ成候此事をこそ心にも存じ心安きものとは申す事に候近頃／＼御恥しき事に候へども貴樣迄は申入候間其上は宜敷御申上賴入存候いかさまにも此年月倭漢の書またはふるき文書等目をわたし候事も相應には有レ之候事にも候へども去年已來こそ

身の暇も有レ之候それよりさきは或は人事につき或は職事につき心の暇もなく心には多きを貪り候心にて晝夜のさかひもなく見あたり候を幸に見すぐし／＼仕候事故に手前に心覺などの書付置候と申すものもなく候次第に老衰候に隨ひ物わすれは增し候て去年以來隙になり候て世の人はいかほどの書をも見候いく卷の書をも見候など申す人も候に手前にその覺もなく候は近頃／＼疎懶の事とも申すべく候か不たしなみなる事とも申すべく候歟無二是非一候事と存ずる事に候右之仕合に候へば書目などの事もしるし出し可レ懸二御目一候心あて更に無レ之候此段は貴樣迄は申入候御耳にはいるほどにもよろしく御申候樣に可レ然候

一先日は倭の字の御たづね候へども申たて候と事長く候故早々に御挨拶申候其内御使に可レ進と書付候もの候間今日遣し候唯今自二增上寺一罷歸御使をもまたせ候早々申殘候以上

五月朔日

昨日は御手紙之處罷出不レ能二即報一候此間は御光賁何の風情も無レ之候へども緩々奉レ得二賢慮一多幸の至候仍而出雲風土記の事蒙レ仰候條々承知仕候藏書は未櫻田に相務候節に特恩に出候事に候これらの類恩賜の事に候きこれにより

御手澤文御しるしのものも末に有レ之本に候故いかなる事にも外に出しがたく候其後在洛之日しかるべき家藏の書と二部校合そのゝち當地にても俗間に有レ之ものと校合候なにのかはりめも見えず候すべて尊藩に有レ之候本になにのかはりもあるまじく候それともにいかゞと思召も候はゞ此方のものうつし候ても差上たく候へども當時書寫手も無レ之衰老眼も不如意に候故寫呈の事はこれ又難レ叶レ心候もし校合し差遣候らへとの御事も候はゞそなたの御本いかやうにもうつし被レ下候はゞ謹て校合仕一字にてもたがひ候所ももし／＼有レ之候はゞ其由書付候て進上可レ仕候事に候これらの旨を以てよろしく可レ被二仰上一候

石川郡風土記殘編の事紙數もすくなく候老筆見ぐるしくは可レ有レ之候へども今少し和暖腕轉じ候時寫呈可レ仕候貴面に申上候ごとく元來中家藏本拙書のも

のと見え候蟲鼠の損多く候てわづかに殘りたるもの見當り候時悤劇の節旅館中の事料紙等認め得及びがたく猶々うつしもの丶中にひとつに寫入置候ものに候故全册はさし上難く候に付老眼迷惑候へどもうつし可㆓差上㆒事に候勿論一字も增減無㆑之樣にうつしとめ候ごとくに相調可㆓差上㆒事に候是また宜敷奉㆑賴候以上

正月十五日

別紙一通附呈候

尙々自㆑是御返事可㆓申上㆒處又貴報に被㆑成非㆓本意㆒候以上

御手紙忝拜見仕候愈御堅固之由目出度奉㆑存候仍而廿一二之間御出被㆑下候由大幸の至候まづ廿一日に相待候もし御指合も候はゞ廿二日と相心得罷在候御悤忙之中調元膏之事被㆓仰下㆒候千萬忝奉㆑存候此間も世上一同にはやり風引候て不食など仕候處に某もその風に感じ候へども前後食味うせず候て大かた及㆓快氣㆒候偏に御蔭故と可㆓申上㆒樣も無㆑之候忝奉㆑存候萬謝奉㆑期㆓拜謁㆒候已上

九月十一日

昨日御案內申上候に付御人忝次第卽附呈候此上の事幾重にも宜敷奉㆑賴候如㆑仰風烈御座候此邊まづ無㆓別事㆒候寒氣次第につよく覺候乍㆑去家內無㆑恙罷在候當年無㆓餘日㆒もはや御出被㆑成難くやと被㆓仰下㆒御尤奉㆑存候若御用も候はゞ可㆓申上㆒よし御深情不㆑知㆑所㆑謝候猶來陽奉㆑期㆓拜謁之時㆒候以上

十二月七日

尙々封印御返し被㆑下候に必々不㆑及候御やぶり捨可㆑被㆑下候以上

寒氣之節彌無㆓御恙㆒候哉承度奉㆑存候仍而春餠支度候に付如㆑例幷あさ漬致㆓進上㆒候最早年內無㆓餘日㆒候猶來陽萬慶可㆓申上㆒候以上

十二月廿六日

彌御異事不㆑被㆑成㆓御座㆒候又々雨天漏屋難義仕候仍て某季女事此間惡寒之樣なる事にてふるひつき候處につかへ故の事に候由にて常々藥給候人の藥にてまづ重りも不㆑仕候へどもつかへ候とて足などだるく

候由申候て玄か〳〵無ㇾ之昨夜は少々熱も候と申候此間も如ㇾ此の事にて大時疫になり只今十死一生のもの心安き中に有ㇾ之候ゆゑ無二心許一其上新居へ引移り候期に近寄彼是きのどくに御座候御官暇無ㇾ之候に申上兼候へども何卒今明日中御來臨御覽被ㇾ下候はゞ可ㇾ忝如ㇾ是御座候以上

閏月九日

明後廿七日御發軔の由御行裝御取込に可ㇾ有二御座一候處勞二貴价一被二仰下一候趣一々承知御深情不ㇾ知ㇾ所ㇾ謝候忝仕合に御座候逐ㇾ日寒氣相催候殊に木曾路御隨駕の由に候折角御保養と奉ㇾ祝候老拙事も無二異事一罷在候此間は御光臨殊に御精製の御藥被ㇾ下候毎晨服用候處に事の外相應と相見へ精神も爽に覺候第一近年に無ㇾ之食味を覺候偏に御恩庇と御禮申盡がたく候いか樣にも餘生を保護候て來年御參府の節奉ㇾ得二貴意一度存候此方相應の御用可ㇾ被二仰下一候彼是奉ㇾ賴件々御歸國之後いつにても奉二賴存一候原九右衞門殿御參會も被ㇾ成候はば御なつかしく存候由御噂申上候段乍ㇾ恐奉二賴存一候萬緒御歸國の後奉ㇾ期二後音之時一候以上

九月廿五日

一昨日は御枉駕之處乍ㇾ例草卒之體御殘多次第候寒天彌御安和御座候歟仍而其節被二仰聞一候事に就き別啓二通進じ候宜樣に奉二賴存一候仍而また東鑑に候ひし斷律の事あとにて存じ合せ候に文字の顚倒有ㇾ之候本書御覽合せられ候はゞ可ㇾ然候已上

十二月廿五日

倘々さきだちて拜賜候人朮膏なほ御貯蓄も御座候やらむ此方やゝ拂底に及ぶべく候故乍ㇾ例申兼候得ども奉ㇾ得二賢慮一候以上

如ㇾ被二仰下一候新涼一二洗凌暑一幸甚之事御眠食勝常尤慰二遐想一候老拙のごときも病骨稍爽に覺候移居之事も廿日後に可ㇾ有ㇾ之候先以御家稱の事今度尊命によられ御復號之由御報知不ㇾ堪二奉賀一候尊高祖御事故家文獻當時の人々の履歷にて世人傳聞もひとへに御著述の功により候玄かれば其御功德なしとは申べからず候百餘年に及び候て御後も聞へず候やうに有

レ之候はゞ遺憾なきにあらず候處此時に至て淸德の幽光を發せられ候事これ又積善の餘慶とも可レ申か尊所(イ高明)においても御孝行これに過候事有まじきと御賴母敷存候萬賀其內奉レ期二拜謁一候以上

七月十七日

別啓風聞候は近々韓人來至候に付貴藩御覽候事も候はん由申候もし前年の行列御引合御覽の便にも可二罷成一候はゞ某方に人數一人も殘らず繪に仕候て一々書付を加へ候もの有レ之候被二仰上一候はゞ御用にも可レ有レ之候はゞひそかに可レ被二仰上一候勿論人間に無レ之ものに候間いかにも御沙汰なしにと奉レ存候以上

思食御芳問忝次第先以御無事珍重千萬御歸程の次第萬緒奉レ察候より外無レ之候雪詩拐々御出來かし被レ遊候なにとぞ和し候て御餞別にも仕たく候へどもいかゞ可レ有レ之候か久しく筆硏吹塵候故無二覺束一候何卒御發軔の前今一度は得二貴意一度のみにて候御答目に暫らく御便またせ候條草々已上

卽時

去廿七日御隨駕にて御着の旨先以珍重の至奉レ存候夢々不レ存自レ是は存不二申入一候處御紛冗と察入候に御慮問殊に珍産兩品拜賜重疊辱仕合奉レ存候去年御還藩已後いまだ程もなく覺候處に暑天御賢勞の事共に奉レ存候雖レ然また〳〵可レ得二貴意一事と此義大幸には奉レ存候某義御尋被レ下候さきにも申上候ごとく御蔭にて別の人に罷成候樣の心にて當年に至り煎劑等服用候事はひしと無レ之候朝夕の食味等十數年來無レ之事にて常に味よく覺候て精力またそれに相准じ候事にて日々再生の御恩と忝存候事御禮可レ申やうも無レ之候駿河臺にて先達て御尋被レ下候由忝御事と奉レ存候何事も以二拜謁一萬謝可二申上一候恐惶謹言

八月五日　新井筑後守君美花押

小瀨復庵樣

尙々返々いまだ御取込に可レ被レ成二御座一候に早々勞二貴使一千萬忝御事に存候今少し御心隙にも御座被レ成候時ゆる〳〵と御語被レ下候樣に仕度奉レ存候また〳〵めづらしき御物語りとも承候半と一ツの樂しみを得候と珍重奉レ存候以上

余結髮在加賀也、與小瀨氏對門相親、因聞復庵以醫而博識、能屬文賦詩、承邦君之寵、公餘令肆就學、嘗與新井白石翁、爲千里交、翁亦器重焉、聞其家藏多存翁之手澤、乃借觀其一二、世之所希有也、既而余離鄉、西移京師、嗣後交際寢冷然、無由復借觀、曠年已三紀、頃假良緣、借得翁應酬復庵之手翰都一百通、而讀之、異聞奇說往々煥發乎積疑、非是可襲秘之物也、遂淨寫照訂、勒爲一冊、題曰白石手翰、復庵初稱坂井順元、有故變姓名、曰小瀨復庵、桃溪其號也、

丙辰臘月之吉　　台洲源元凱書

與小瀨復庵書名山藏手簡

從レ是以レ使奉謝可レ仕事に候へども御覽及ばれ候通の事にて家僕等散在不レ任レ心候所に勞ニ貴价一重疊忝次第候如下被ニ仰下一候上此間は御尋訪不レ淺忝次第僻遠之境千萬不レ知レ所レ謝候草子見ぐるしく候へ共暫時も得ニ賢意一候事は本望之至に存候き仍而其節請次に申上候三冊子の事被ニ仰下一候趣委曲承知候某こゝろおぼえのためしるし置候草子樣のものに候へば中中高明を汚し候ものにもなく候へども當時その來由しれ候はぬに決し候てすでに事決し候處に不思議の事にて某奉命の事にていかさま心をも盡しようやくに事緒も分明になりたる事に候きしかれども其事しるし候うちには當時國禁の事などもうちまじり候へば他見にも及がたき事勿論に候拜謁にも申候ごとく今に至ては衰病昏眼某の力にて副本等仕置候事はその望も斷候然るに此度杯の祝融之災等に某家藏のふる反故等まぬかれ候事は誠に奇特の事に候此上の事猶又はかりがたく候

賢藩などの御文庫にも候はん事は名山の藏にひとしく人間に散落可レ仕事にもなく候へば御心にも應じうつしもとめられ候はんは本望の事に候況又亡師事は御恩の下より身をも起し候某又亡師の推薦により如レ此にも罷在候へばこれより涓埃の事もいかさま亡師罔極之恩の萬一をも報ひ候所も可レ有レ之といかにも〳〵奉ニ和心得一候今日中なにとぞたづね出し置候はんまゝ明日の頃御人をも被レ下候歟明後日は御法會に參拜の心がけに候間もし明日御故障も候はゞそのゝち御人可レ被レ下候うすき文匣御もたせ可レ被レ下候これらの什器等も當時の事いづかたにやらむ手もとに無レ之候間申入候拜謁にも申候ごとくあまりに念の入り過たる事に候へ共一冊づゝ可レ進候間それにて御事濟候はば段々に可レ被ニ仰下一候以上

四月廿三日

尙々御携被レ成候御新作返す〳〵珍重存候獺髓龍涎醉醺琥珀等形容し盡され候なにとぞ外に存よりも可レ有レ之候はゞ和章等も候はん歟といろ〳〵に案じ見候へども此上一語を措候はん事も某はまづ無レ之候奇作と可レ申御事に候但し其節も申候ごと

くに第一句の下三字なほ〳〵いかゞ可ㇾ有ㇾ之かと存候これをも案じ見候にたゞ金漿の字に可ㇾ有ㇾ之候歟と存候此字抱扑子やらむにて見あたり候ひしすべて書籍等手もとになく候へば考出し候て進じがたく候それにて韵書等にて御たづね被ㇾ成可ㇾ然候はゞ御改も可ㇾ有ㇾ之歟天厨臘味挹二金漿一か又は天厨仙饌把二金漿一などにも可ㇾ有ㇾ之候歟同じくは仙饌のかた金漿にも猶可ㇾ然候はん歟にて候御次手に申入候味噌の事もこなたに兩事の考候きそのうちに見出し候はゞまゐるし候て可ㇾ懸二御目一候萬々御歸藩までのうち今一たびは可ㇾ得二貴意一候か衰老多病の事このゝちの後會期しがたく候に付右のごとくには庶幾候事に候已上

正字通　人部

倭　烏魁切、音煨、說文順貌、又倭遲回遠貌、詩小雅、周道倭遲云々、唐東夷傳云々、又歌韻音窩、漢地理志、樂浪海中有倭人云々、魏略云々、

品字箋

俀　吐委切、音腿、弱也、篇海舊音妥、又晉宣公名、

呵諸

倭　烏禾切、海東日本之人也、俗呼二海外之諸蠻一皆曰ㇾ倭、〇本音猥、詩倭々遲々

偉諸

俀　音腿、弱也、又晉宣公名、

餧　內上聲餧字　綏亦作ㇾ緌　脮亦作ㇾ腇　娞亦作ㇾ婑　矮亦作ㇾ𥎦

和諸

挼　音攤、俗作ㇾ捼、

通雅　疑始

綏緌妥多互用、挼染擩撋捼捼皆相轉之聲云々、捼之與ㇾ挼、如二緌之與一ㇾ綏也、

正字通　糸部

綏　綏緌妥三字、多若互、曲禮、武車綏旌、陸氏、耳隹切、此以ㇾ綏爲ㇾ緌者也、云々、

右今世に傳はれる諸韻書等幷に字通字箋等に據るに倭俀おのづから別字たる事勿論歟倭亦作ㇾ俀の說も俀亦作ㇾ倭の說も所見なし但し類を推してその義をもとむるに品字箋餧の字の下共に五字妥にも委にも通じ作り字通の說も又これに同じく通雅にも緌綏の字互用の說ありて字通又其說に據りて

説をなす況又通雅に世變旣に繁くして文字分別せざる事を得ずこれ合ふと分るとの故なる由見えたり巻一疑知されば古の時には倭の字亦倭に作りて其字三音あり字のごとくに猥音に讀む時は順貎また倭遲の字烏禾反に讀む時は國名郎日本國腿音に讀む時は弱也また魯公の名なりしを後に其字をわかちて倭倭を別に出せしもしるべからずこれ委妥に从ふ字多くは相通ぜし旁例によれるなりされど正しく倭倭相通ずる由の說所見なければ其徵とすべきなくしていかにとも申難し但し某如ㇾ此に存する證は周禮九拜の釋に倭の字を倭に作りしを據とは存ずる也その故は陸德明の頃ほひまでは倭倭通じ用ゆる事倭餧等の數字のごとく也し故に倭人といふ所に倭人とはしるせし歟他書とちがひ六經の釋なれば誤字あるべしとはおもはれず倭の字に國名たる由の注古今の書にいまだ(本ノマヽ)されば倭人たるは一定なり況やまた振動拜の事則本朝神拜の儀數千年相傳へし所なるを以て也これ一ツ

但し右の如く某が存ずる所は僻案たるべきもしられず字通等に陸德明の說を誤れりなどいふ事もまた綏を綏と釋せしなど誤れる由も見へたれば倭人とあるべきを陸氏すでに誤りて倭人としるせしもしるべからず又宋代の初までは印本盛に行はれずして學士大夫皆〳〵手づからみづから書寫して相傳られし由見えたれば陸德明の書には倭人に作りしを後來書寫の人綏綏互用の例に習ひて倭人としるせしをその誤をつたへて印本もまた倭に作りしもしるべからず某また如ㇾ此にも存する據はたとへば源順朝臣の類聚倭名鈔の萩の字の下に爾雅を引て蕭は萩也としるされたり然るに唐本の爾雅その外の韻書等は爾雅說文等を引て蕭は萩也としるせりさらば源順の誤れるかまた轉寫の訛歟と申す人も候きそのゝち正字通を得しに皆〳〵蕭萩に作れりさらば倭名鈔に見えし所は八百餘年前の善本によられて訛なしそれより後の唐板ことごとく皆誤れるを正字通には善本を得て改正せしとみへたり此一事を以て例すとも唐板周禮の九拜の釋にみへし倭人は倭人を誤れるにやとぞ申すべきか是二ツ

但しは又倭の字國名なる時は烏禾反に讀しを字のごとくに猥の音によむ事も有てまた轉じて倭の字

腿の音に讀し事もある歟貴面にも申せしごとく以レ倭爲二大國一といふ事によつて倭と大との字の音相近からむことを思ひて聲にひかれて字も又變せしも志るべからず（通雅に逶迤の字倭夷倭他等の字に通じ作る事古へ十二變ともいひ八變ともいひ十七變ともいひしを通雅に至つては三十二變迄志るしたり聲にひかれて字もまた轉じ變ずる事いくらもあるなり悉く擧べからず）某かくのごとくにも存する事は倭の名をにくみて日本と改めしといふ説あり倭の字烏禾切に讀まむになにのにくみきらふ事の候べきやもし字のごとくに讀て猥の音となすときは猥國といふに嫌ひありこれはこゝろよき國名とは云ふべからずされば此倭の名をにくみしといふ説を以て推すにその比に字のごとく猥音によびし事もあるか但し此事正しき徵はなけれど旁例によつて其類を推するにたとへば

休屠（朽儲）身毒（天竺又天篤）月支（月音肉支如字）契丹（契音乞）突厥（厥音屈）

などの音注ある類を以て推すにこれらの國名世の人字のまゝにたとへば休屠をキウトとよび身毒をシントクとよぶもある故に志かはあらずとて別に音注を下せしなるべしさらば倭國のごときも烏禾反に讀も猥音に讀むも兩説あるまじき事にもあらずその猥音によむ事ある故に倭の字をにくみしなどいふ附會の説も出來しも志らずこれ三ッ

右某が所存三條皆々徵とすべきものなければ申すも詮なき事ながら貴面にも申候ごとく倭の字の義　本朝の先達の説たしかならず候故年來こゝろにかゝり心ひとつに講究し置候事共も候き此間御下問を承り候へどもこれら説長くして立談の間に申しがたく草々に答候ひし故所存の一二を志るし進候すべてことごとく書を信ぜば書なきには志かずと申すは千古不レ可レ易の格言勿論に候へども今に生れて古を議し候に書をすてゝまた外に徵とすべきものなく候事歟然るに　本朝も異朝も先日も申候ごとくに古書は次第々々に其傳なくなり候て後來の臆度の説等のみ多く候へば今に至てはまことに盡く書の信じがたきやうにはなり來り候たゞ疑は疑を傳ふべきとはいづれの世にも通じ行はるべく候上は臆度を以て決し候説はなしがたく候されど又人またおのおのみる所なきにもあらず候へば心のうちにはかくこそと覺悟候事其才の相應にあるまじき事にもなく候へども一書にても徵なき

事はあらはに申がたき事に候これ又其說を秘し候など申にはあらず異をたて世を惑はし候やうの事しかるべからぬ故に候これらの事久く廢學の今あときさきもとりとゝのひ候はねども此國に生れ候て此國の名の事御たづねに候を御答申さず候もいかがと如レ此に候靑地樣へ御物がたりの上御焚棄可レ被レ下候以上

如レ仰梅天多雨の節御勝常珍重奉レ存候某事御尋被レ下候此間持病の痛瀉再發難儀仕候雖レ然當年の事に候へば事新しき儀にも無レ之程なく快氣可レ仕と存候

一紀聞中冊御還璧即末冊附二御使一候被二仰下一候趣一一奉二承知一候被レ入二御念一候事無レ堪二慚愧一候貴面にも申上候ごとく喝蘭地方の事は別て錄し候もの有レ之候故紀聞には略し候事も御座候に付末冊御書寫の後には其書一冊候を進上可レ仕候それにて此事に係り候大體は事濟可レ申と奉レ存候

一遺誡の事奉下得二其意一存上候

一倭字の事是又不レ堪二汗顏一候

一御封印三奉レ還候萬々奉レ期二後信之時一候已上

即時

昨日御歸使に附呈候一冊子の事に付被レ入二御念一御專使に預り候被二仰下一候ひし一々奉二承知一無レ堪二慚愧一候拜謁にも申候ごとくなにとぞ久しきにも遠にも傳られ候やうに仕り候て置候志は有レ之候へども當時心の暇なくそのまゝにはわすれ候事も可レ有レ之歟まづ誰しも見やすき爲にも心覺にもなり候爲にもとかなにてしるし置候もの汚二高覽一候もいかゞしくは存候へども貴樣まで進じ候はんと申候事に候處御褒稱の御事誠に望外の事ながら汗顏大かたならず候萬緖はよろしく御次手に御執成可レ忝候已上

五月十七日

追啓拙疾御尋被レ下候年久しき事痼疾にて當年夏秋の雨濕には差發り候事有レ之最初は痛瀉にて急に候故人前も遠慮候ひし事に候十數年來は思慮の過候事共に付脾を傷り候と相見へわかき時とはちがひ早速快驗もありがたく候これにより常々食事以下保護の事はかたのごとく心を盡し候へども

當年も又如レ此に候此後餘生候とも世のためにも人のためにもならぬ事に候へば惜しみ申所もなく候は勿論に候但し數十年來愚者の一得もなきにあらず候へば此後こそ身も靜に心の暇もなる事に候精神いまだ耗散し候はぬ間にいかやうにも記錄し置候てたとひ後世に傳へ候にたらずとも聖賢の書をも讀候恩に報ひ候やうに仕たきこゝろざしなきにあらず候さかればとても存命の候間は病暇も候樣にと存候思召寄の良劑等も可レ有レ之候はゞ御垂示可レ忝候此ほど懸二御目一候四冊子等御用にも相立候はん秘錄に候由被二仰下一候すぎし比迄は一事以上なに事もなにごとも其心得のみにすぎず心をも力をも盡し候き其事は鳩巣などほゞ御存知の事も可レ有レ之候今に至り候てはなに事も夢幻のごとくに候これにより彼四冊子のごときも蠹腹に朽はて候より外は無レ之と存候故せめて貴藩にも殘り候はんは誠に名山藏にひとしかるべくと存寄候に存じ寄ざる御褒稱汗顏のみに候すべて此追啓は御心易さに申入候御覽の後御やきすて可レ被レ下候以上

一昨日は御光臨忝仕合併炎暑の節御辛勞に奉レ存候何の風情も無レ之乍レ例御殘多次第御座候殊更よき時節の幸にて病人懸二御目一被二下置一候御藥二帖にてすきとよろしく三帖にてつねのごとくに罷成候慮外千萬之事には候ひしかども大幸不レ可レ過レ之不レ知レ所レ謝候昨日にも以レ使御禮可二申上一候處に申上候ごとく小築の事一しほ無人にて遲引背二本意一候爲二御禮一如レ此御座候

一其節被二仰聞一御答申上候一事まづ被レ入二御念一候事は不レ知レ所レ謝候雖レ然愚存の所は拜謁に申つくし候ごとくに候へばなにの御いろひも無事本望の事に奉レ存候間其旨よろしく幾重にも奉レ賴候

一蝦夷人物圖の事これも貴面に申候ごとく當春今の僑居へ引うつり候時に繪圖ひながた等の類は別に急用もなきものに御座候由申付候に付家奴輩物の下に入置候故早速に尋求がたく延引に及び候此間蟲干仕らせ候に付漸々取出し候間今日進じ候此圖もさるかたに有レ之候を懇望いたし借り得候ものにて候間御うつし候共御秘藏被レ成沙汰無レ之樣に

奉ㇾ賴候公義にも無ㇾ之故文昭廟御代に此圖を御うつさせ被ㇾ成候き此圖の中にはかれこれ古器の事に付考になり候ものども御座候間左樣思召可ㇾ被ㇾ下候此外此地方の事も考を可ㇾ致と存じ年々承合せ書あつめ候ものども候へどもいまだ草をも起さず候故此たびの御用にはたゝず候めづらしき事共も有ㇾ之候き就中判官義經の居所の舊跡等も有ㇾ之其所に住し候蝦夷等は皆々今に無二の我國の方人にて候それらの事共を存じ合せ候に東鑑に見え候程久しく隔候後に義經の首の由にて酒にひたし鎌倉に送り候もの候心得ぬ物と存候元史などのうちに覺束なき事などなきにしもあらず候智者不ㇾ死とやらんも申候へば彼人泰衡がために死を守られ候はむ事とも存せられず候來年迄のうちには蝦夷考琉球考なども仕りたて候事も可ㇾ有ㇾ之候歟然らば其節懸二御目一候事も可ㇾ有ㇾ之候萬々其內また奉ㇾ期二貴面一候以上

六月廿二日

尙々貴面に被ㇾ仰候御高祖樣の御手澤のものゝ中に事略を志るされ候ものゝ事彌以て御歸國ののち御便に必奉ㇾ待候また風土記の中御抄錄のものも候由此ものゝ事はたとひわづかの殘篇にても望の事に候へばこれ又いかやうにも御うつさせ被ㇾ下候はん事尤以可ㇾ忝候御許容の事奉ㇾ仰候已上

尙々明日移居に付以の外紛冗疎卒の至恐入候御宥恕所ㇾ仰に御座候以上

如ㇾ仰連日凉氣催候所彌御佳勝慰二遐想一奉ㇾ存候老巧病骨を一洗候ためには此凉却而幸甚に覺候然者先日進覽候圖軸一卷御還被ㇾ下被二仰下一候趣誠以御丁寧の至奉ㇾ存候御次手も候はゞ如ㇾ右申上候由を以て幾重にも宜被二仰上一候樣奉二賴存一候卽御封印還璧候御別帖に被二仰下一候

滇南　交趾　安南　占城

等之唐音の事御尋に御座候如ㇾ仰占城などはチャンパンと申す事に候へども之は唐音とも不ㇾ被ㇾ存候交趾をもカウチと申候へどもこれも唐音とも不ㇾ被ㇾ存候さりながら此土にて久しく申ふらし候事に候安南をもアンナンとこれも久しく申ふらし候

歟たゞ江南の事いかゞ長崎邊にて申候歟不レ承候幸に深見新右父子居られ候間近々承り置申すべく候御次手に候故出し候まゝにてまづ申入候すべて唐音と申候事心得られぬ事も有レ之事に候新右など讀書等をも又々俗語などをも申され候を承り候にこれはたしかに唐音と申すものと存候某宅にて黄檗悅峯と毎々出合にて新右ことばを通せられ候を度々承候きけく悅峯よりはまさり候樣のやうに達者にきこえ候某如レ此申候事は音と申字の事にて候唐音にて候とて世の人も申しも仕り又は假字にて志るしも仕候へども音の字の所へ參り屆候事にも無レ之候音と申すはたとへばうたひものによきキンにて候など俗語に申候やうにギンのちがひ候事に格別なる所候っそのギンは字にてもうつし置れず候承り候得ば忽にわかれ候へども申して見候に中々うつりかね候事に候　本朝のむかしより呉音漢音など申す字音はこれ皆當時留學生の口づから傳へ來られ候音に候へばあしかるべきやうもなく候へども今に至ては唐音と申すものに相合ひ候は事の外にすくなく候これはむかしは師弟口授にて候故にさのみ大きにちがひめもなく候はんずれとも後には假字をもてうつし候を私に讀習ひ候事よりしてその音を失ひたるにても可レ有レ之事に候但し唯今も長崎邊の通事どもの中にも南京通事福州通事漳州通事など其科わかれ候て以の外に一字の音ちがひ申したる事に候とりもあへず此方にて東西南北と京と語音のひとしからぬがごとくにて彼方は殊に大國にて場ひろく候故にひとしからぬ音の多き事とみえ候其中福州の音は朝鮮音に似申候方に聞え候南京と北京とは猶々大ちがひにて候かの古城チャンパンと申し候類南閩方中の音にて候やらんこれらの所心得がたく候間深見とよく講究の上可ニ申入一候卒爾には御返答に及びがたく候又深見などの音を長崎へ參候唐人も手を置き悅峯なども手を置れ候事は深見は正音とか申す南京音を學習せられ候其中にも又官家の語にて長崎へ來り候商人などの鄙俗の音になく候故にて候

大明の世は南京より起られ候故三百餘年その方音を以て京音とも正音とも申たるに候と聞え候これに付深見と某毎々問對候て埒の明ぬ事候某申候は

西方の方音同じからず候たゞ洛陽は天地の中にて其音正しく候由は唐よりも申し宋のいまだ南渡せられず候時に專らその沙汰に候きその說により候はば大明の代より此かた正音とてたふとみ候は南方輕浮の音いにしへにいふ所の天地の正音にはあらずと申す事にて候又申上候明朝の世に此土の語をあなたの音の字にて翻釋し候ものども兵事等に多く見え候それを今の唐音にて引合せ候へば多くは似もせぬ事のみに候福州漳州の音にては似よりたるも有レ之候惣じて外國の俗語を彼方にて翻し候にはその翻し候人の地方の音にてうつし候故に以の外に相違出來候ておしなべて唐音に候とは申されぬ事共有レ之候又唐音にても又は福州漳州等の音にて悉此土のいろは字をつけ候へと所望候に此土の音の無レ之候いくらも有レ之事に候これらの事によりて西洋人などは音學においては天地の間に双なきなど自贊し候事に候此等之事委細に申ひらき候はんには日もまたたらぬ候事共に候これらの事に潛心の人ならでは會得もありがたくやと存候あとさきつゐにわかれ候はぬ事ながら如レ此申上候は御たづね被レ下候國名卒爾に難レ及二御答一候子細をあら〳〵申述候ために候萬々其内期二拜展一候以上

七月廿一日

昨日は御賁臨仰を被レ傳候趣承知仕候惠賜を奉レ拜候事重疊辱次第奉レ存候剩參謝之儀迄被二仰下一候に付而萬緒貴樣御指引に奉レ任候段尤以其憚不レ少候御次手を以幾重にも宜敷樣御執成之儀奉レ賴候外無二他事一候此等之儀爲二申上一如レ此御座候恐惶謹言

七月廿七日　新井筑後守君美判

小瀨復庵樣

人々御中

追啓昨日之御恩問過分之至辱仕合勿論に御座候かねて貴樣迄申述候子細も候へば誠に望外之御事には奉レ存候雖レ然猶又愚存可二申述一候は却而不恭之儀に可レ有レ之奉レ存候謹而御惠賜をば奉レ拜候き此後に至ては某相應之御用も有レ之候而可レ蒙レ仰御事に候はゞすべてこれらの御眷顧不レ被レ及候樣に御次手之節よろしく被二仰上一被レ置候はゞ可レ爲二

本望ニ候返々早速拜謝之儀も無レ之候段は恐入奉レ存候事に候以上

七月廿七日

一此間蒙レ仰候地名唐音の事深見翁承合せ候趣は

占（チエヌ）城（ヂン）　ヌとかなつけ候はゞはね候音の終りを結ぶにて候後皆これに同じーと仕候は平かに引くにて候引き候に長短候へども今日のは皆皆長く引く音にて候

交（キャーヽウ）趾（チトモーヽ）と仕候は入り候音にて候

安（アン）南（ナン）

滇（テヌ）南

右は南京の正音に候占城をチャンパン交趾をカウチなどよび候は漳州音を此土の俗又訛り候歟の由に候

一長慶院殿御事たづね候はん書有レ之候昨日御覽のごとくの體に候へば携來り候書も多からず早速難レ及ニ御答ニ候追而御國へなりとも可ニ申上ニ候

一北朝補任撰述の人未ニ承及ニ候

一玩甐二字の事昨日申上候ごとくに唯今までなに心もなく見過し候事故御答に不レ及候千萬慚愧の事に候通用の事候由は覺なく候但し玩の音の下に甐の字收められ候事にていかさま二字のわかれ候子細はあるべく歟とも存候これ又如レ此の事論辨し候もの有レ之候藏本等うつし候上に猶又可レ及ニ御答ニ候

右の外

一風土記の事昨日も申上候ごとくに文永の比すでに官本も殘闕と見え候所見はたしかに中原師行の說見覺候事有レ之候左かれば此書亡失も年久しくは見え候某など見及び候うちには出雲國風土記を全本と存じなし候其餘はわづかに郡鄕等の事を記し候多少を以てかれこれよりはまさり候歟と存候事のみに候それにつき一事申上置たく奉レ存候所願は某唯今に至り候て學文の事など精力も衰へはて候て志も又ひとしく衰候事に候雖レ然書生の習氣とやらむ申候へば今より後に餘生も候はんほど此事ならでは日月を送り候はむ事もなく候左からば夙志を償ひ候とやらむ申事のごとくむかし志の候ひしごとくもの中一二事をも講究し候はんは老後の樂とも申すべく候か然るに異朝の事等はあなたに代々の先達うちつゞき發明せられ候事多く候へばたゞ其書を博く覽候はん迄にも可レ有レ之候本朝

の事においてはいまだ先達にそれらの撰述有レ之候人も多からず候にや承りも及ばず候或は家々の日記或は近世の公事の沙汰などには精練の衆中今とても絶ず可レ有レ之候これらは堂上の方々には習熟もなくして叶ふまじく候へども某式のごときそれらの事習熟し候はんは所レ謂屠龍の技を學ぶの類に候さのみ心を費し候に及ぶべからず候歟たゞねがはしく存じ候事は經國の典故にて候それらにつきにては　本朝の律令格式類聚國史風土記等類はたとひ殘篇に候とも見及びたき事に多年夙志候へどもかねても申上候ごとくの某等の事に候へば其夙志を償ひ可レ申やうもなく老後の今日に至り候此餘は謙倉京の代々に奉行の所職に係り候事をしるされ候文の類是また見及たくは存候得し事に候もし貴府御藏本のうち別義を以て傍觀をもゆるされ候御事も候はんにはいかなる御恩眷にもかゝふべからざる御事に可レ有レ之候これらの事申出し候も其憚すくなからずは奉レ存候へども其事の成否は天にかゝり候事細大ともに同じ事に候愚願のほどひと通り貴樣迄も不二申入一候はむも遺恨に存候に付まづ吐露情願候迄に御聞置被レ下萬一これらをも申候由被二仰上一可レ然御時節も候はゞ御機嫌を以てよろしく御執成においては可レ爲二本望一候已上

七月廿七日

尙々毎々御丁寧の御儀共誠に過分の至候辱次第奉レ存候已上

昨日貴樣迄捧二謝書一候處早速被レ備二高覽一候由忝奉レ存候就レ夫仰の旨委細奉二承知一候先以昨日以二上使一御歸國の御暇被二仰出一候旨目出度御儀奉レ存候然ば昨日紙末に奉レ願候一件も達二高聽一被二仰出一候趣謹而奉二承知一候某多年心懸候書籍等貴府にて御尋に候も出かね候由奉二承知一候へば某等蚊虻の力に難レ及候事遺憾もなき事に奉レ存候もし少分の物にても出來候においては貴樣より傍觀をも可レ有二御許容一の由重疊忝仕合拜借仕候も同じ心に大幸の至奉レ存候幾重にも可レ然の樣に御次手を以て被二仰上一被レ下候はゞ可レ忝候定て無レ程御供にて御歸國と奉レ察候御國へ以二書中一も可二申上一

候の節當地においてどなた樣迄一封をも可ㇾ奉ㇾ賴候か此段其內御便に被ニ仰下一候はゞ可ㇾ爲ニ本望一候恐惶謹言

七月廿八日

玩䛇

右二字の事蒙ㇾ仰候につき初而心つき此度新居に携來候書どもの內をあら〳〵考見候趣左に注し候

玩

韻書等には此字十五翰韻五換切の字母にて䛇字は此字の下に收め候ゑかれば同音にして異字と見え候字注もまた同からぬやうに相見え候字注の事はこゝに注し候にも及ばず候故略し候書に玩ㇾ人喪ㇾ德玩ㇾ物喪ㇾ志と見え候は說文には玩は弄也また玉篇に戲也など注し候義たるべく候それより後に至て列子等に海翁鷺を取來吾玩ㇾ之など申し世說に支公愛ㇾ鷄何肯爲ㇾ人作ニ耳目近玩一など申し又は好服玩珍玩又は玩安又は珠玉之玩など申候ひし類すなはち書の玩物の玩の字義に同じかるべく候歟東方朔傳に依ㇾ隱玩ㇾ世と見え候はすなはち書の玩人の字義に同じかるべく候歟これら同じく弄也戲也の義に候といへども細かに論じ候時はすこしくわかれたるやうに覺られ候其字玉に从ひ候へば物を玩ぶなど申すは寶玩珍玩の意多かるべく候玩人玩世などの類は戲弄の意多く今の俗にナブリモノにするなど申す意の樣に覺られ候如何可ㇾ有ㇾ之歟

䛇

此字右に注し候ごとく音は玩字と同じく候左氏傳に主ㇾ民䛇ㇾ歲而愒ㇾ日とか候ひしと覺候其注には言偸安歲日也と候ひしか當時左氏等携來らず候故にたしかには申されず候偸安を以て釋し候は增韻に䛇は狃也狎也と注し候義たるべく候蔡仲郞江東に到りて王充が論衡を得て恒秘䛇以爲ニ談助一など候ひしは說文に䛇は習厭也廣韻に䛇は習也など注し候義たるべく候文選に翫繹の字候ひしかと覺候へどもこれも當時携來ず候故出所たしかに申されず候世說に愛䛇の字候ひしかと覺候これも狃也狎也の義と存じ候山水を䛇ぶなど申すは增韻に游觀也と注し候義たるべく候賞䛇など見え候は其物を賞しすへおかぬ意に候へば重習の義も狃習の義も游觀の義も相通し候歟右のごとくに細かに味候へ

ば一字の中にも各々事に觸れ候て用來り候ところ同じからぬやうには候へども亦通じ見候へば玩貦判然たる二義あるやうにも見えず候事たとへば脩修の字韻書等には十一尤韻思留切ノ字母脩ノ字にて修の字をば其下に收め候て說文には脩は脯也修は飾也と分ち注し二字となし候へども其他の書には二字を相通じ詩賦の類にも脩と修と雙押べからずと申傳候これは脩は古の修の字たる故に候か玩貦二字の例もこれらの例に相同じく見え候ヘ共二字相通じ候由の注諸書に見えず候此間拜謁にも申候ごとく近世に行はれ候通雅正字通のごときも其選述の人の心を用ひ候と見え候字も有レ之又有來候注のまゝに打過候と見え候字も有レ之候しかるに品字箋に至ては玩貦同字たる由を注しその上字注も殊にこゝろよくみえ候すなはち左に注し候

品字箋丁冊　段諸
玩觀玩、觀視也、觀而不舍之、謂玩、又戲也、弄也、　貦同上

右之注には古來よりの諸注相兼ね殊に觀而不舍の四字通曉なる注に覺候 某愚管はまづ如レ此に候いかゞ可レ有レ之候事か以上

此間御光臨仰ニ被レ下一候趣奉ニ承知一面上に申述候通縷々忝仕合奉レ存候類聚國史之事 先達而政事類之事申入候に付私家藏本政理刑法部之類預ニ御垂問一候右政事類と申上候事は政理刑法等に限り候て申上候義にても無レ之候委曲左に注し呈し候

私家藏本政理刑法之部

一政理部　凡伍册

第七十九

第八十

第八十三　但し卷首篇題之所脫失

第八十四　右同

第八十六　右同

一刑法部　凡三册但し第八十八九合册

第八十七

第八十八

第八十九

右之通所持仕候 此餘御本有レ之拜借御聽許候はゞ可レ爲ニ本望一候

此外私家藏本之内

一文部下　一冊
第四十七　但し一本作百四十七
一人部十　一冊
第五十四
一田地部上　一冊
第百五十九
一高麗渤海上　一冊但し殊俗部歟卷首篇題脫失
第百九十三
一殊俗部　一冊
第百九十九

右之通所持仕候此等之趣皆是政事に相係り候事に候へども私家藏本右之通御座候へば此外御藏書有レ之拜借御聽許においては可レ忝候此等之趣を以可レ然之樣以二御次手一被二仰上一可レ被レ下候以上

十一月廿五日

別啓

私家藏書之內類聚三代格僅六冊
第一第三第五第七第八第十二

所持仕候此書政事において大に關係有レ之事に候所右之通所持之書闕失遺憾之至候御藏本之內右に注し候外之卷もし拜借御聽許においては辱仕合に可レ有レ之候是また御次手を以御聽に被レ達被レ下候はゞ可レ爲二本望一候以上

十一月廿五日

昨日は勞二貴价一殊に御藥拜賜不レ淺忝仕合今日發封し候所にいつもとは申ながらとりわけ此度之百練之御功相見え候やうにて一しほ幸に奉存候服用なにとぞしばらくは無レ恙やうにと私祝之事に候昨日申上候ごとくに候賢暇之節近々御枉臨も候はば可レ忝候

一山本殿への御返事乍レ恐奉レ賴候封のたけ長くいかがしく候へどもなにとぞ奉レ賴候

一古史通とり出させ候故に二冊進じ候ゆる〳〵さしおかるべく候不レ及二申上一候へども此書　賢藩へさし上候ひし迄にていまだ人の見聞に涉り候はず其上又去年か不思議の方より尋來り候ひしに先年の火事に燒失し候と返答候きすべてこれらの書は存生之內に人間に落候はむも不レ可レ然候殊に近年の風俗なにぞ珍しきもの見及候とそのまゝ鏤板に

て世に行ひ候事と見え候過し頃など鳩巣の作のもの版行候てつゐに其事にて御たづねの事も出來り剰賀陽御政務の事まで御たづねの由に候きさこそ鳩巣御答にくき事のみと察せられ候其後鳩巣へは不レ得ニ貴意一候へば御ものがたりは不レ承候得共奥かたより承候筋候て右のごとくには承候き人により鳩巣御面目らしくも存し沙汰すべき事にも候へども我等など所存にはあたらぬ事に候と千萬遺憾に候へども驅もまた及ばぬ事に候これらの事または八居詩などの事等存合候につゝしみ候てもつゝしみ候はぬ事と奉レ存候間よく／＼御賢察の上他見の事御ゆるしなく奉レ賴候以上

六月廿一日

昨日は忝奉レ存候仍而其節とめ置候御書付に答候もの進候今少し見ぐるしからず謝進したく奉レ存候所に賀客等ひたと入來草々之體恐入候乍ニ御無心一それにて御淨寫之上可レ被ニ指上一も候か以上

十二月廿六日

靱負

一靱負之號始

新撰姓氏錄第十二卷

大伴宿禰

高皇産靈尊五世孫天押日命之後也、初天孫彦火瓊々杵尊神駕之降也、天押日命大來目部立ニ御前一降ニ于日向高千穗峰一、然後以ニ大來目部一爲ニ靱負部一天靱負之號起レ此也、雄略天皇御世、以ニ天靱負一賜ニ大連一公奏曰衞門開闔之務於レ職已重、若ニ一身難レ堪レ坐、與ニ愚兒一語、相伴奉ニ衞左右一勅依レ奏、是大伴佐伯氏掌ニ左右開闔一之緣也、

右は靱負といふ事の始り候事にて靱負の字見え候始又衞門之職を靱負と申候事の本據當時も　御即位などの大禮に伴佐伯と申すもの殿門に候し候事の緣皆／＼こゝに見え候事と存候

一和訓

類聚倭名鈔第十一卷

官名部　府　職員令云、近衞府兵衞府衞門府由介比乃豆加佐

右のごとくにては所レ謂六衞府を通じてユケヒノツカサと申すやうに候歟靱負の始すなはち弓箭を

帶する人を申候へば本義は如レ此なるべき事にも候但し後世は衞門をのみ靱負と申す事に相見へ候其事下にみへたり

一衞門をユケヒと稱する事

令義解第一ノ官位令、正五位ノ下ニ

衞門督(ユケヒノカミ) 大同三年正月廿日併左右衞士府

左右衞士督(ヒカキモリノ) 延暦十八年改從四位下 弘仁二年十一月廿八日改左右衞士府爲左右衞門府

右の點附候本は文永三年黃鐘晦日と題し金澤越後守平實時が跋候本に相見へ候しかればむかしは衞門を讀てユケヒと申したる事に候證分明に覺候此外源氏物語の花鳥餘情又藻鹽草等のものにもゆけいとはさゑもんうゑもんをいふと見へ候

一職原抄に靱負の字見え候事

撿非違使 此云使廳、本所乃靭負廳也、

また

佐二人 左右 唐名廷尉

爲ニ左右衞門權佐一者、蒙ニ使 宣旨一、

右靱負廳とみえ候はすなはち廷尉佐の廳事と申す事とみへ候職原抄の末書等には衞門兵衞兼ニ撿非違使一故也なと見へ候本書既に分明に廷尉佐には左右衞門權佐たる人任すると見へ候に兵衞をもこめて申候事難ニ心得一候此說は撿非違使別當の下に補ニ此職一の人必帶ニ衞門兵衞督一と申す文候故に兩府を通じて靱負廳と申す事のやうに後人の解し候事と見へ候別當はいかにも兩府の督を兼帶勿論に候佐に至ては衞門權佐に候ものを靱負廳と申す事の兵衞府に相あづかるべきやうになり候歟

一武家にて靱負尉と稱し候事

有職問答卷三

靱負尉

武家に任如何成役に隨候哉

靱負とは兵衞の尉の事にて候無ニ別義一候

右の書は多々良義隆朝臣の問目に西ニ條實隆どの答られ候ものに候然るに兵衞尉は靱負尉と答られ候由に見へ候是は必らず傳寫の誤にて衞門尉をかくのごとくに誤り寫し候事とみへ候雖レ然問に武家に任すと有レ之答にも古來より堂上にても任し候由の事見へ候はぬは靱負佐靱負尉と稱し候事は武家にての事たる事分明にも候歟右問答の中に實

隆公答られ候事に武家にも皆何の官にても何の太夫と稱し又は藏人亟など申する古義不レ聞レ訓の樣に覺候沙汰の外の事に候なども見へ候又武家臨時申狀は近代不レ及二沙汰一候哉とも見へ候へば武家より望申事は堂上にては沙汰の外の事たるすでに其頃よりの事とみへ候左右衞門府の職掌は右の時よりの靱負の職たるをもて衞門府を讀てユケヒと申し來り候によりてあるひは又靱負佐靱負尉などもしるしもし候を以て武家にて別に其官候事のごとくに望申す事有レ之候堂上其申狀に任ぜられあなたにては衞門佐衞門尉勅許に候ひし事と見え候たとへば右に注し候左右衞門權佐にて撿非違使の宣を蒙り候人を廷尉佐と稱し來り候と職原抄等にも廷尉佐ひたと見へ候是はたゞ〳〵稱し候までの事にて廷尉佐と申す官名とては無レ之候そのごとくに左右衞門佐尉等を靱負佐靱負尉などは稱し候とも靱負佐靱負尉等の官名とては無レ之候事と見へ候

一職原私抄に高階忠峰宇多天皇御宇始而任二靱負佐一と候事

右職員令又は式などにも靱負と申す官名無レ之事勿論に候佐と申官は卽次官にて候へば上官ありてこそ次官はあるものに候宇多の御時に靱負佐と申す官候はんには必らず靱負督と申す官なくして叶わぬ事に候靱負督つゐに承りも及ばぬ事に候然ればば私抄の旨はたとへば職原抄などに凡廷尉佐は名家譜第之中淸撰の職也昔廷尉佐着二大理廳屋一などしるされ候事のごとく衞門佐に任じ候事を靱負佐に任ずとしるされ候事にて靱負佐といふ官有て其官に任じ候これ靱負佐の始と申す事にてはあるまじき歟昨日も申上候ごとく環翠翁私抄と申すもの某未レ見候事に御座候へば前後の文段分明ならず候故に何にとも申がたく候若靱負と申す官の衞門兵衞等の外に有レ之候には西三條殿答詞に右にしるし候ごとくには無レ之筈に候と奉レ存候

當地御在合不レ被レ成候內御用等候節者御近習頭の御方より御通路可レ被レ下候事に候義蒙レ仰候趣承知仕置候萬一相應之御用等も可レ有レ之候はゞ何分にも承知可レ仕候事に候左樣御心得可レ被レ成候已上

二月八日

類聚國史之事蒙レ仰候旨委曲奉レ承知一候誠忝仕合大幸之至奉レ存候恭謝之事は宜樣奉レ賴存一候就レ夫去冬御垂問被レ成候手前藏書先達而奉レ賴候外にも所持無レ之分御藏書之中に有レ之候はゞ拜借も可レ被二仰付一候旨を以て藏書之書付進上可レ仕旨奉二承知一即今日左に記し懸二御目一候是又御次手之節宜樣奉レ賴存一候

私藏書數

神祇部	自レ一至レ五、自レ八至二十一、十六、十九、	凡十一卷
帝王部	自レ五至レ八、自二十一一至二十三、十六、	凡六卷
後宮部	第四十卷	壹卷
歲時部	自レ一至レ六、	凡五卷
音樂部	第七十七卷	壹卷
賞宴部	上下	凡二卷
職官部	四、六、十二	凡三卷
祥瑞部	上	壹卷
災異部	五、七、	凡二卷
佛道部	自レ四至レ七、九、自二十二一至二十四、十六	凡九卷
高麗渤海上		壹卷
殊俗部		壹卷

總計四十三卷

右私藏之書に御座候何も新寫之本誤字等多く相見え候物共に御座候已上

三月二日

御紙上委細拜見仕候先以 藩邸被レ勞二御心一候御事乍レ恐奉レ察存一候御儀候次貴兄御賢勞之段可レ申樣も無二御座一雖レ然御本意之御事に御座候間折角御息災に御上京無レ程目出度御歸府奉レ待候依而御用之節之事被二仰下一候委曲奉二承知一候何分にも貴兄迄申入候通に御用も候はゞ停滯無レ之やうに可レ仕候もし又事によりこれより差進候ものなどかろき使にていかゞしき事なども有レ之候はば御覽被レ置候朝倉孫右衛門歟次男同名平藏歟之間に爲レ持候て御兩所樣御小屋之內に遣し候事も可レ仕候これは萬一のために申入置候何事も押付御吉左右承度萬慶奉レ期二再會之時一

候以上

三月十日

尙々御取込之中被レ入二御念一候御事に候御あとの事某相應之御用も候節いかにも相心得奉レ存候間御心安（此下六七字ありとみゆれども磨滅）

尊翰被二成下一誠過分辱仕合奉レ存候先以御機嫌克被レ爲レ成二御座一候旨奉二承知一乍レ恐目出度御儀奉レ存候仍而拙作之書被二還下一候に付蒙レ仰候次第是又辱奉レ存候且又御問目奉レ答呈上別楮候其外一封御次手を以て宜願二御披露一候恐惶謹言

五月九日　　新井筑後守君美判

御近侍中

御披露

奉答

擅紙之事延喜式圖書寮之下此紙を造候方委細相見え候但し當時俗間に行はれ候印本には文字誤寫有レ之斐皮を煮熟し造り候由相見え候奏皮の字の訛にて候典藥寮之下にも秦皮榛皮なども誤寫し候と覺候秦斐の字　本邦俗書に似たる所候故の事に相見え候秦皮一名名檀和名トネリコ俗にダンノキといふと倭名類聚抄に見え候そのダンノキの皮をもて造り候故にダンノカミとは申候其後石檀の檀により檀紙とは玄るし候玄恵庭訓往來にも讃岐圓座同檀紙と見え候へば鎌倉の頃既に檀紙の字を用ひたるに候然れば　朝家にて此紙用られ候事既に八百餘年以前の證は分明に候へども猶夫より以前の事は不レ可レ考候むかしより申傳候說に晉王羲之蘭亭記をば日本の繭紙に書し候即是檀紙に候など申す事候歟これは可レ然とも不レ被レ存候繭紙は高麗の方產たる事所出たしかに候事勿論に候

本朝の紙の始高麗より傳り候樣に日本紀に相見え候上は穀紙麻紙の外に秦皮紙の事彼繭紙の方に倣ひ候事も候か其段は難レ量奉レ存候

右の子細先年在洛の日野々宮定基卿へ愚管の次第語り候へば頗甘心の旨に御座候き然るに此間公邊において此事被二相尋一候事有レ之或は京都將軍の時に始り候共奉レ答或は覺悟無レ之由奉レ答候由にて某方へ垂問の事有レ之候き當時存せられ候人も無レ之と申候に某愚管の次第申出し候事遠慮不レ少候故

に某も存知不レ仕候由及ニ返答ニ候き御下問の事格別の御事に奉レ存候故所存の通奉答仕候事に御座候已上

内々　御聽に達し置き度奉レ存候一事有レ之小瀬復庵方迄可ニ申述ー哉と存寄候得ども御家風の儀不レ奉レ存候へば復庵方へ被レ承候而も御聽に難レ被レ達候樣子も可レ有レ之候歟其外又所存の子細も有レ之に付不レ顧レ憚某志願一事別紙に言上仕候乍レ恐聞召捨られ候樣に奉ニ願存ー候已上

乍レ恐言上候事件

右者某縁類の者の事　御聽に達し置度奉レ存候志願の事に候此儀某所縁も有レ之候者に付其志願有レ之候と申す事にも無レ之候此等の子細不ニ申披ー候而は事義不ニ分曉ー候に付乍レ恐大略を記し候右所縁の者は朝倉孫右衞門と申者にて祖先は北國邊より罷出候歟彼者廿歳餘の比より鑓の事に付ては世の人人も許され候て當時も御旗本中にむかし指南を被レ請候衆中猶猶可レ有レ之候其藝流は紀州柏原より三四傳の間に可レ有レ之候 射藝の事又若 州武田の 家法相傳の子細有レ之候其餘武藝には多能に候得ども某多年相試候處彼二事においては大かた人にはすぐれ候樣に奉レ存候其中槍の事は當時も世に用ひ候藝術に候へば此後も彼輩のごときはいかほども出來可レ申事に候射法の事に至ては當時は屠龍の技のごとくに罷成世人其故實等に心を留不レ申候上は此後是等之事に精練候ものは其人を難レ得可レ有レ之候歟古人其故實等記し置かれ候書等唯今も世々相傳りて有レ之候と相見え候へば其書に見え候所を以て一ッ之儀禮を擧行ひ一ッ之儀物を製作候事も難ニ相調ー事に相見え候其故は古人其事を相傳相授候をたつとび候子細は其大法のごときは書にも記し置れ候へども禮節儀制委曲の所に至ては口傳指授によらずしては其說を不レ可レ盡候所其書候のみにて其人無レ之候に付事行はれ難く候と相見え候彼者射法相傳の事其大畧は弘治年間の事にも候歟子細候而彼家の書をば京都寺院の中に寄せ置かれ其說においては授受の手次有レ之候而今日に至り候と相聞え候某年來相尋候事共其答候所の授受の說むなしからず相聞え候先年
文昭院樣甲府に被レ成ニ御座ー候時御鳴鏑御墓目等彼

者手製の御道具に罷成候事有レ之其故實等御尋の次第も有レ之奇特の事にも被二思召一候歟御家人の中に可レ被二召加一候　御內存と相聞へ候所無レ程　西丸へ被レ爲レ入候其御時節それらの御沙汰に可レ被レ及候御事にも無レ之

御代に罷成候後重而其御沙汰も可レ有レ之時　御他界の期に及び候き此等の後彼者事は仕官の志も無レ之體に相見え候年來名をも逃れ隱佚のごとくに罷成候而今日に至り候右申上候通當時此等事世に用ひ候儀も無レ之候上は其事を學び可レ申の志候ものは猶又無レ之此傳においては自レ是斷絕可レ仕候事不レ可レ惜の事にも無レ之候歟

御家もとより御大國の御事に候へば此等の事不レ珍御事にて有レ之候へどもあはれ御家人の末にも被二召加置一候はゞ御家人多御座候中には彼一流の相承も御國に殘り候事可レ有レ之候もしさからば其道の大幸不レ可レ過レ之候其人物等の事は小瀨復庵方幷室新助方被二見及一候事可レ有レ之候彼一二術藝之事は相試み候に至ては卽時相知れ候事に御座候へば某不肖に候得共御聽を奉レ欺候程の事可二申上一にも無レ之候もし又御沙汰にも可レ被レ及候御事にも有レ之いか樣にも被二仰出一候而被二召出一被レ下候はゞ御家の事に候上はたとひいか程の微祿に御座候とも其身も又難レ有仕合に可レ奉レ存候歟某此等の儀を以直に達二　御聽一候事冒瀆の罪尤不レ少候得ども凡一事の成否も天數に相係り候事勿論に候たとひ某志願被二聞召一候共御沙汰に及ばれ難き御事可レ有レ之候ははかり難き儀に御座候殊には某此等之儀を以奉レ願候と申す事も外人の聞に及び候事不レ可レ然奉レ存候所存有レ之候に付不レ顧二其憚一如レ此御座候已上

印子金

壽州八公山側、土中及溪澗之間、往々得二小金餅一、上有二篆文劉主字一、世傳淮南王藥金也、得レ之者至多、天下謂二之印子金一是也、然止二於一印一、重者不レ過二半兩一而已、鮮レ有二大者一、予嘗於二壽春漁人處一得二一餅一、言得二於淮水中一、凡重七兩餘、面有二二十餘印一、背有二五指及掌痕一、紋理分明、傳者以二謂泥之所一レ化、手痕正如二握泥之迹一、襄隨之間故春陵白水地、發レ土多得二金麟趾裹蹏一、麟趾、中空四傍皆有レ文、刻極工巧、裹蹏作二圓餅一、四邊

無㆓摸範跡㆒、似㆓於平物上滴成㆒、如㆓今乾柿㆒、土人謂㆓之柿子金㆒、趙飛燕外傳、帝寵㆓趙昭儀浴㆒、多裒㆓金餅㆒、以賜㆓侍兒私婢㆒、殆此類也、一枚重四兩餘乃古之一斤也、色有㆓紫豔㆒、非㆓他金可㆑比、以㆑刀切㆑之、柔甚㆓於鉛㆒、雖㆓大塊㆒亦可㆓刀切㆒、其中皆虛軟、以㆑石磨㆑之、則霏々成㆑屑、小說謂㆓麟趾褭蹏㆒、乃婁敬所㆑爲藥金、方家謂㆓之婁金㆒、和㆑藥最良、漢書注亦云、異㆓於他金㆒、予在㆓漢東㆒一歲、凡數家得㆑之、有㆓一窖數十餅者㆒、予亦買㆓得一餅㆒、

右宋沈括筆談

右印子金の事某も二枚は見候きそれはある人の親父獻廚寵臣にて拜領の物に候き某に見せ候ひし老人死せられ候後に承り候へば子息の代に家財乏しくなり候て賣却せられ候に金三十兩と十八兩とになり候と承候き右二枚大小有㆑之候き唐繪または寶づくしと俗に申す朶雲八寶の掛物の紋に∞如㆑此のもの候はすなはちそれにて候たとへばそのまゝ馬蹄の如くなる形にて四傍は高く中は低く凹て水まきと申す紋の如くに細織なる筋候これは湧し候て傾け成し時に漸を以て凝り候時自然に其文をなし候ものとみへ候き畢竟唐宋の日こなたよりも歲々商人もゆきあなたよりも來りし時または求法の僧なども候に取來候を珍秘となし候か世の泰平になり候時にこゝかしこより出候事と見え候さて夫を後藤などに見せ候に金品の上々とはなし候て凡そ極品の金の惣名になり候事堅固近代の事故に　本朝ふるきものにも見え候はぬ事と見え候後藤家にて金の品を申候に

舟印子　花印子　大佛判　古大判　新大判
武藏判　駿河判　甲州判（上判 飯欄）
外二色　京小判　佐渡小判

右のごとくに公義えも書出し候きこれらにても印子と申候ものなど極品となし候事御察し候べく候これによりて唯今も大切の道具などこしらへられ候時に常の金に候銀銅の氣をふきぬき候て眞金のみに造りなし候をば印子〳〵と申す事金座の常語に候へどもそれは所㆑謂印子金にてはなく候前に某見候と申候ものは即後藤書付に候舟印子と申すものと存せられ候又蕃人の金を呼び候名はインスとは申さぬに候但しむかし蕃人來り候時には必らず漢人を通事にやとひ來もし又阿媽港（アマカハ）と申は瓊州にて候へばこれらまた印子金に似せ造り候上金を持來り候て我俗を誘ひ欺たる事あるまじきにてもなく候筆談の外にも印子金

の事何やかやに候ひしと覺候えどもおりふし手もとになく候故筆談をうつし懸ニ御目一候已上

八月廿八日

又申候後藤金品の事そればかりにて濟べきとも不レ存候へども俗人の申す事難レ信候か家の事に候へばさこそと存るまでに候

御手紙拜見此間東音譜一冊致ニ領受一候北倭志の事卽附ニ歸使一候南倭志一卷は淨寫も出來候へども其條未レ訖レ功候故追而可レ進レ之候此二圖の事先年被レ仰候きやすき御事に候へども當時の事に候へば所存有レ之不レ應候故候きこれによりてまづその申わけのために此二志は心がけ候て終に功を畢候事に候萬緒は拜謁に可ニ申述一候條不レ能レ詳候已上

卽刻

別紙の事に付御示敎忝御座候一統志は所藏無レ之むかしは官本にて事を濟し候故藏書も無レ之候き其後はそれ迄にて調も不レ仕候故此御用にたち不レ申遺憾不レ少候楸の事御示敎忝奉レ存候明星茶肆の事新聞にて候角楸すなはち庭際に兩株むかしより有レ之候ておもしろく存候紅葉し候ヒサキの事まづは楓らしきものに候如ニ來敎一楓脂楓人などの事他樹に無レ之ものゝ候へば紅葉し候ものをだにたづねあたり候はゞその上には又考索の便もあるべく事に候幸に近所に勢州の人有レ之候よく〱尋見べく候いつも申候ごとく　本邦のもみぢは外國には無レ之ものゝ由たしかに阿蘭陀人コルネレスラルデンと申す加必丹とヲイロンワアカマンスと申す醫師と申候を二三度も承り琉球人もそのよし申候き朝鮮の人例の間にあはせ候而彼國の楓こなたのもみぢと同じく候など申候へども惣して朝鮮人の事來り候たび〱に口ちがひ候へば信用なりがたき勿論に候守宮槐の御考も候へばこなたにてつかもなく名づけ候ものに楓樹あるまじきにてもなく候まづヒサキのもみぢはゆかしき事に存候以上

かねて申上候ごとく橘柚の類其品多き事勿論古今の説又まち〱にわかれ候その中昨日被レ下候大きなるものは橙郭知字説に大皮黃皺とみへ候ものは似候

歟小さなるもの丶色赤く候は朱欒にてはあるまじく候歟香緣とて手前にも實も見候てうつしとめ候有レ之候佛手柑も見候きこれらは皆々橘の類にて皮のうつくしきものに候黄皺なるものには無レ之昨日被レ下候大きなるもの郭知字說には似候へば郭說に申す橙らしくは存じ橘柚の類あなたの衆中にても誰流のなにと申すやうにきはめ候はではきはまりかね申すべく候やうに奉レ存候事に候如何枸櫞佛手柑一種二名たるべしとは不レ被レ存候必らず二物を混じ候にはあるまじく候歟

倭名鈔　木部

枳椇　本草云枳椇(只矩二音和名加良太知)

　玉篇云、枳似レ橘而屈曲者也、七卷食經云、

　枸櫞(枸即椇字也、櫞音緣、和名加布智、)

倭名鈔右のごとくにて香緣を木部に收め入れカフチと訓しそのいはれは注もなき事勿論に候枸櫞一ッに香圓とも香緣とも亥るし候事これ又よのつねに候亥かるにカブスと申すものはすなはち此物にて香緣の字讀てカブチと申せし轉訛と相聞え候そのうち元明の代よりして近き頃に至てクネンボと申すもの出來候同じく又枸櫞木の音と聞え候

　枸杞(クコ)ノ枸　　因緣(インネン)ノ緣(ネン)　　木瓜(ボケ)ノ木(ボ)

これは五山衆などの心得ぞこなひにも候はん歟

此間栲寮先生蒙レ仰候事御詩の時卒爾に奉レ答候事ども相考候所に衰老遺忘之事不レ及ニ是非ー候因レ茲相正し候て懸ニ御目ー候よろしく御申傳可レ被レ成候無レ堪ニ慚愧ー候

一川の字の事

舊事本紀第一　和川良比能宇斯能神(ワツラヒノウシノカミ)(異和川良比)

萬葉集卷十八　天平感寶元年閏五月越中國守大伴

　宿禰家持短歌

　安我末川君我許登乎波里(アガマツキミガコトヲハリ)

性靈集第四　奉レ獻レ筆表　　前後省略了

　狸毛筆四管右伏奉昨日進止旦教筆生

　坂井名清川(サカイナキヨツ)造得奉レ進(坂井名三字姓、清川名、高野山中相傳て讀む事如レ上)

釋日本紀一　　師說大藏省御書中有ニ肥人之

　字六七枚許ー　先帝於ニ御書所ー令レ寫ニ給其字ー

　皆用ニ假字ー或其字未レ明或乃川等字明見レ之

一江の字の事

舊事古事日本紀等に江の字を以て字母に用ひられ候事見えず候倭名鈔に至ては江衣通用勿論に候萬葉集の中にも衣の字用ひられ候事は既に見え候江の字を母字につかひ候はみえず候歟江河之江をエと訓じ候は面上にも申候ごとく韓地の方言に出候事にて正音にて無レ之候事勿論に候浿の字讀でエとなし候事などはこれ則浿字の音にて候總じて日本紀には隊代薺霽の韻の字を讀でエとつかはれ候き唯今も繪會穢等の字エと讀候歟浿讀てエとし候はすなはち音にて候浿はすなはち浿にて唯今大同江の事韓地の大水にて候これらの事ことながく候故まづ大概を申述候までに候

一への字の事

某所存無レ之候世上にて申され候諸説は大方承り候へども愚管甘心にあらず候かならず薩肥等の書玄からずば上世より　本朝に用ひ來り候字母と存じなされ候强て說作る心からぬ事に候其故は　本朝の故實など申す事は如レ此の事に係り候事と存候子細事の外に長々しく候まづ大概を一二述候に本朝の上世に如此の事に杜撰なる事をば用ひられ候はぬ國風にて小事にても例たしかならぬ事は用ひ候はぬ事に候これ一ッ日本書紀撰述の前に假字日本紀と申すもの候ひしよりは先儒諸家の說にて候然ば　本朝のいにしへに後に假字とか申すごとき字有レ之たる事は一定に候すでにッの字など其中の字のよし釋日本紀に明說有レ之上は其外にも上世よりの字後にも用ひられ候あるまじきにもなく候歟是二ッ世に片假名と申すもの前に可レ有レ之候歟假字と申すもの別に可レ有レ之歟また同時に出來候物に候歟此間の事また分別あるべく事にて候但し片假字と申すものは字にては無レ之候これは音の譜にて候すなはち琴譜など同じものにて正字には無レ之候玄からば片假字のへにより候て假字のへの字出來候歟假字のへの字により候て片假字のへの字出來候歟此所よく／＼料簡有べく事に候上世より有來候事ッの字のごとくに通用し候故に假字も片假字もへに從ひ候事に存候さてなにしにッの字への字の韻正音によらずして　本朝の字によられ候と申す所又よく／＼不審にて其理を辨明すべき事に候への字のごときは舊事古事日本紀に

陛、幣、閉、珮、薜、背、鞞、倍、陪、辨、邊等の字を借用ひられ候ッの字の如きは都、苑、途、徒、圖、豆、頭、逗等の字を借用ひられ候濁り候と重て讀候とにつきてつかひわけられ候事勿論に候皆これ借音にて一字も本朝にてへといひッといふ音は叶ひ申さず候これによりて國中通用に至ては有來るまゝにたしかにそれと聞え候字を用ひられたると相見へ候況やへの字は所によりヱの音に通じ候て用ひ候にエの字の音又以の外むつかしきものに候歌の道は某存せぬ事に候へばかなづかひなど申すやうの事夢にも存ぜず候音韻の學によりて申候はゞ古來よりの假字に五十母字にも四十七母字にも重出の音と申すもの有レ之候ばヲオエヱイキにて候卽是喉音の五ッの中の三つにて候アイウエヲの中アとウとはまぎれ候はぬ音勿論にて候イヱヲの三音はイとキとヱとエとヲとオとは大きにわかれ候音にて一字にて通じがたく候故に重出し候事にて候其外にもむつかしき音も候へどもこれほどには無レ之候そのむつかしき音を借音にては分明ならぬ事故に有來り用ひ來り候　本朝の字用ひられ候彼是有レ之やうに見え候ッの字重出には不レ及候へどもトの字へまぎれ候事に候これによりて片假字にも假字にもトの字は止と申す字の訓を用ひられ候事と見え候江の字訓を用候卽是同例にて候字母の中訓をもて音とせられ候皆〳〵此心得たるべく候訓を音に用ひられ候もトとヱとの二ッかと見へ候大きに子細可レ有レ之事に候前にも申候ごとく小事にても　本朝の國風據たしかならぬ事は無レ之候ましてこれらの事は古の音博士などさこそ衆議判の上の事たるべく候を數千年の後才學をもて附會牽強し候はん事いかゞ可レ有レ之候歟惣じて歌道の事は右申候ごとく不レ存事に候音韻の學には　本朝の國學の一筋につきて申候はゞ假字の事は日本紀よりさき舊事古事又は萬葉集を宗とし候てそれより末々へわたり候やうに候はゞ大ちがひも有まじきかに候此段は愚管に候數十年心をも用たる事に候いかゞ可レ有レ之やらん

續博物志　唐隴西李石撰

一於の字草字無レ之と申候事は

前輩云於字必字無二草書一

いかさまにも近世迄に博學に候て善書の人眞蹟に於の字草書は見えず候歟扵の字などはすなはち於にて此字體は見え候草書韻會草訣辨疑など申すものにおの字見え候へども難レ信かたに存候

一又申候肥人書に乃の字見え候よしの事これ又むつかしき字に候舊事紀日本紀にノの字母に乃無レ之候能酒濃那儺等を借用せられ候これ又ナと又とにまぎれ候故にこれも有來り候まゝに乃の字ノと用ひ來り候事に見え候

此外樗寮へ御たづね申たき條々

り

む

さ

々

此四字は正字いかゞ御取沙汰に候歟御垂示所レ仰候りの字もし片假字のリの字用ひられ候事と申候はゞ正文にては無レ之省文にて候片假字は利の字の傍とは相見え候字母に省文用られ候はん事とも存せす候へば疑はしく存候むの字或は者の字たる由申す人有レ之候萬葉集の中に詞助にたとへば常者(ツネハ)曾白珠者(サモシラタマハ)など用ひられ候いくらも〳〵見え候これは勿論の事に候たとへば春と申す事にはるなどつかひ候類は訓をもて音としッと申ごとくにつかひ候字を音を轉じハとつかひ候やうにてむつかしく存ぜられ候これらのごとく用ひ候傍例も候やらんまづ覺えず候故不審に候さの字是又多の字を略し候など申す說候歟あまりに略し候やうに甘心無レ之候々の字これも欠の字に候と申す說候へども

本朝の字母欠の字用られ候例某はいまだ見及び候はねばこれも不審に候愚者一得の事共憚を不レ顧候て申候はゞ皆〳〵たしかに正文有べく事にやと存候へどもこれらは文獻の徵を得ぬ事一家の私言に候故高明の御說を以て決したく如レ此候條よくよくたづね御垂示有レ之やうに御申述奉レ賴候已上

正月十五日

樗寮先生より御答之一卷御傳達被レ下縷々電矚忝次第御使見られ候ごとく折ふし對客匆劇草々申謝

候よろしく奉レ頼候

一りの字の事片假名を出所にかなに用ひらるべく候歟もし玄からば甘心に及びがたく候所に道風眞蹟にりと有レ之候由利の字たる事うたがふべからずと多幸の至に候

一ゝの字の事もゝと內へ筆をとり候有レ之由これ又某愚管と相應じ候事に候別に字母可レ有レ之候事に奉レ存候多の字とは不レ存候所にひしと相合ひ候樣にて大幸仕候

一たの字の事は太ふ太るとも候由これは者の字と見え候歟たと有レ之候もみえ候由これは某愚管の字母に相應じ候やうにて大幸に存候

一ねはすでに日本紀に字母たしかに御座候介の字疑べからず候欠とは存せられず候

一ム又の事被二仰下一候かなつかひの事は此間申上候ごとく不知案內に候此事においては音韻の學にも悉曇の學にも子細候事と相見え候音韻のかたにては分明に相わかれ候と見え候此間東音譜と申すもの撰述脫稿候いまだ淨寫に及ばず候其中にも愚管は玄るし候き末々御覽にも入るべく候歟

一御壽齡當年六十四にならせられ候由乍レ恐某同甲子に御入候ひてひとしほ御なつかしく存候相互に無事にも候て當年また御隨駕御出府も候て接二光釆一候事は大幸たるべく候草々以上

正月十九日

昨日は御手紙の所御使見られ候ごとく客來にて對話の間草々に及二貴報一候き是により申盡さず候事共候故重而令二啓上一候

一風土記の事蒙レ仰候通委曲奉レ畏存候昨日も申上候ごとく多年心懸候事故彼是と數をも多く殘簡どもをばふるきも又寫本をも見候き跋語も無レ之も有レ之候き又文和嘉慶文龜大永弘治などの跋語候をも見候といへども其書法いにしへの風土記ともみへず心得がたく候に付見すて候て打過候然るに先年上方にて加賀國石川郡の風土記と申すものを見候に跋語に

右の風土記者加賀國之小帳也尤爲二官人一爲二其用一以二官本一令二校合一了

と有レ之候を見候わづかばかりのものにてみるに

たらず候へども此跋語を見候て年來不審に存候風土記殘簡と見え候ものどもさては民部省か大藏省などの小帳と申すものゝ抄出候を後人風土の事見え候故に風土記と心得なく候事と存候合せてむかし難ニ心得一と存候て見すて候もの其殘念に存候へども今更すべきやうもなくて打過候事に候年わかき事未熟に而疑はしきものそのまゝにみすて候事今に至て噬臍候へども不ㇾ及候事どもにて右のごとくに候へば彼石川郡の事も中々風土記となし候てはみるにたらぬものに有ㇾ之候間奉ㇾ伺ニ尊意一寫呈に及まじく候

一乍ㇾ恐これにつき　尊君を奉ㇾ伺度事候間申入候條もし御次手も候はゞ尊意を伺れ可ㇾ被ㇾ下候其事は節用集は環翠軒作とか申候しかるに末に至て　本朝國郡の事をしるされ候事候かの出所いかゞ候やらむ右申候小帳と申すものゝ趣すなはち節用集の國郡の注によく〳〵似たるものに候きもし諸國小帳など申候も有ㇾ之候歟是一ッ倭名鈔拾芥抄等にも陸奥國は三十六郡とこそ見え候に節用集には五十四郡とみえ候此事いづれの頃に如ㇾ此にはなり候歟沿革美など見及びしもの無ㇾ之これ二ッ右二條御次手も候はゞ御伺ひ被ㇾ下御覽及ばれ候事も候はゞ御垂示も可ㇾ有ㇾ之候においては難ㇾ有仕合たるべく候已上

正月廿日

尚々被ニ仰下一候事美愚管の日本紀などの事引合せ候へばり。もし。もと。もね。も殘らず相濟候やうに存じなされ候古人は一字の師とさへ申候に四字迄の師と存候へば樗寮罔極之御恩謝しがたく存候

昨日樗寮先生よりの御答をも對客の中草々に申上候きこれらに付候て申のこし候事共又々申述候

一り。の字利としるされ候出所たしかに蒙ㇾ仰利の草書たる事無ㇾ疑多幸大慶之至候事

一と。の字内に筆をとり候有ㇾ之候由昨日は草々に及ニ貴報一候きよく〳〵考候に流例有ㇾ之事に候たとへば留の字行字唐人は皆としるし候をこなたにてはる。としるされ候しかれば多の字をゑ。と有ㇾ之候はゑ。にて候その内を〆とむすび候はん事を一點にて候はあまりの事と存候にかの皆も〆とむすび候を

一點にてる。と有レ之候は則是　本朝草書の例と存ぜられさ。の多たる事疑を散じ多幸忝次第に候御禮申入たく候事

一御の字ゆ。と志るし候の字ら。と志るし候事蒙レ仰候乍レ憚此段は甘心に及びがたく候歟其子細は尺牘書素のごときは此例漢にも有レ之候たとへば頓首を頓ゝと志るし再拜を再り。と志るし候類にてこれは譜のごとき事にて上の一字候へば下は省略し候てもそれとは志れ候事に候字母となし候ものに至ては此例に准じがたく候似たることにて似ぬ事にもや候はんずらん蒙レ仰候事を御こと葉を返し候事いかゞしく候得共切瑳琢磨と申候はこれらの所に候故美愚管を呈し候御次手に御心に懸り候はぬほどに御申も可レ被レ下候歟

一れ。はたしかに日本紀に介をもて字母となされれ。に用られ候ヶと申す片假字も卽それに候上は疑ふべくもあらぬ事と奉レ存候夫につきて美愚管の事いかゞ候べきやらむこれも後學のため心に存候を申入るゝにて候惣じて假字と申す事の字義に心得有べく候歟これはあなたの字音とひしとあひ候はねども音相近き字を借用の事すなはちこれあなたにて申す借韵借音にて候故假字とは申す事と見え候を草書を假字と心得候は後世の習俗たるべく候むかし上宮紀の假字假字日本紀など申すものさらに草書の體とはみえず候楷眞たりといふとも彼字の音を借り候てこなたのこと葉をうつし出し候をもて假字とし候事とは古事記の自序にも分明に見え候志かれば假字と申すにも字母と申すとたゝよのつね消息などに用來候とは大きに差別あるべき事に候字母にかぎり候ては舊事古事日本紀に用ひられ候ほどたしかなる出所はあるまじく候歟萬葉集にも志かるべき事もみえ候得共これは間々訓をもて字母となし候事も候へばたしかに右の假字と同じかるべきにあらず候其故は是我國中にのみ用ゆる所にて日本紀などのごとく異國までもそれと讀得べきものになく候へば一家の私言と申すものゝごとくおほやけのものとはなしがたく候さて假字つかひと申すに至ては右申候舊事古事日本紀等又は萬葉集などに候字母をそのこと葉によりて取用られ候事に候へばこれは字母定て向後の事に候こ

れは柿末の沙汰たるべく候歟さて舊事古事日本紀等にみえ候字母さりとては申すに及ばぬ事ながら假字つかひにおいても訛謬なく清濁輕重迄に心を用ひ候てつかはれ候事とみえ候きよく／＼御心をつけられ候はゞ相見え申すべき事に候さて如レ此に長々と申述候子細はかのゑの字の事美愚管を申述候はんために候玄と有レ之玄と有レ之候はんは者の字たるべく候か但し誰の用ひられ候とも信服には眞實は不レ存候事に候是又書言に候へども心に存じ候事殘すべきにあらず候故情實を吐露右のごとくに候生とつかれ候ものゝよしはかねて美愚管に相合候やう存じなされ候舊事古事日本紀等の字母に番に從ひ候字共を皆々はと讀來り候ゑは卽是番の草書と見え候漢人の草書には番に從ひ候字は皆々生と玄るされ候生と候をゑとは玄るしなすべくものに候さればふるき寶帖を御覽候はゞ一々右のごとくに可レ有レ之候すべて　本朝のいにしへにことの外に字學も吟味候事とみえ候てすでに唐朝の時にも　本朝の筆學をば稱譽し候まして宋元明代には不レ及レ申候玄からば　本朝の草書かならずいはれなき事はあるまじく候番の字母すでにゑになり候はん上はまぎらはしく候へば後世にゑにも玄にも轉訛し候てつひに者の疑も出來候はん歟美固陋に候故歟字母においては舊事古事日本紀又は萬葉に見え候はぬは據とはなしがたく存候くつろぎ候はぬ見識にもや候はんずらん賤き諺に隣のなにやらんと申候て我國の事をば輕く存じなし候世のならひに候へどもさりとては　本朝のむかしの衆中字音も書學も中々今樣の事のごとき事とはみえず根つき候共と存じなされ候これ又手前の事を信じ過候やらん音韵の事など日本紀の字母においては只今唐音と御覽申候てとやかく申候に大半はたがひなく候これらの事東音譜には玄るし候ひし事に候き已上

正月廿日

尙々御楮末之一件尤以本望の至に候若御來臨候はゞ幸甚たるべく候已上

御手紙拜見餘寒の節御動履御淸勝大幸之至候仍而此間不レ顧レ憚申上候一件　尊意之趣委曲奉二承知一

辱仕合御座候御蔭故と奉レ存不レ知レ所レ謝候五十四郡之事むかし先師存在之日遺老之申事を承候き東鑑などに奥六郡と申す事惣じて奥は六郡を一組とし候事にてむかしは六々三十六郡後は六九五十四郡となり候と申候へどもたしかなる事未詳との事に候き倭名拾芥までにも三十六郡と候に何時五十四郡とは分置候やらんこれらの事も忘れかね候事あまりなき事に存候

一樗寮御答目御傳達忝次第奉レ存候萬葉集の事すでに仙覺律師見られ候所も六郡とやらん有と覺候諸家之書異同勿論たるべく事に候

一本朝答書の事案なども古く候を見候には聖武光明を始とし候迄に候定而御聞可レ被レ遊候延寶中陸奥宮城郡より土中に沒し候壺碑出候を其碑を打候ものを見候にこれも天平間のものとは見え候へどもすぐれ候ものにて大かた淡海眞人三船の書と存じやられ候事に候三船善書の事は國史分明に候得ばこれら又後世の寶と存ぜられ候俗間に申傳候魚養と申す是何人と御聞被レ成候歟承度候事御次手に申入置候以上

即時

東音譜の事被二仰下一候に付ふと存より候事一件申述候舊事古事日本紀などには馬麻等の字皆々マと讀來り素の字スとよみ候類いくらも〳〵有レ之候て只今世上にて唐韻とか申候て申沙汰し候音にたがひ候はぬ多く見え候忘かるをこなたにては漢音とか申候て馬麻等をばバと讀み素をソとよみ候類いくらも有レ之候これらの音　本朝の古言にもなく又當時中國の音にてもなしいづれの世いかなる事にて如レ此には成候やらんたしかにかなつけ候ものとてもありがたく候歟とかく世には知れぬ事のみ多事候貴意如何

答目

一直字近俗物價をネと申候事古訓に覺悟無レ之候日本紀に阿直岐と申人名有レ之をアチキと讀候は字音に候又姓に直讀てアタヒと申候又直践立と申す人名ヱホンダテと讀候（但此人名暗記のみにて日本紀只今考ふるに不レ及候）アタヒは當るの義と見え候ヱと訓じ候事さだめて轉じ候而衣となり候本據にもや可レ有レ之候姓宿禰をソ

コネと訓候事は少兄(スクネ)の義にて舊事本紀に事源たしかに候宿禰の義は後人の附會の說に候と相聞え候直讀て古訓にエと申候出所韓語に候歟否是又覺悟無レ之候
一音讀にてネとし候事ふるき事に候に聲讀でコエと申鳴讀てナともナルともナク共申候事皆同じ義にて波浪をナミと申もすべて本朝古言に候　本朝古言にはその本義今は不レ詳いくらも候
一一夜松の事むかし薩天錫贊に有レ之候を五山衆見られ候て玄るし置れ候すなはち國華集に候
無常說レ法現二神通一　千里飛梅一夜松
萬事夢醒雲吐レ月　觀音寺裏一聲鐘
但し當時印本天錫集に候歟いなや未レ考候此叙は明人のよし林氏神社考に候歟これも其贊をみられ候由玄るし置れ候（當時印本天錫集も五山流のぬきかきを印行し候て全集にはなきよしなども申候歟）
一鷹の書一々見も不レ及候
一日本土風記古く承り不レ及候但し此書あながち本朝の書なるべしとも不レ被レ存候　日本圖纂考略寄語日本考など申如く中國にて所聞を錄し候もの多く候それらの類と被レ存候其故に被二仰下一候文字日本人の手段には無レ之候卯曰狐はキツネとの事には無レ之候狐字中國の音ウと申候已曰米コメとの事には無レ之米字中國の音ミと申候此方の方言をあなたの字音にて記し候はたして日本土風記本朝の書になき證に候月令廣義などにも此類每々に見え候已上
二月十七日

尙々衰老の上に候歟火後とやかく取はからひ候心つかひ又は弔問入來りの應酬につかれ昨今不快に候へども輕き事には候これらの事御目に懸候ためにも候得ば十日ばかりの中にもとの宅へなにとぞ御拄臨奉レ期候當時は土肥源四郞宅に某は罷居候條必々御尋に不レ及候已上
御使見られ候通唯今自レ是使差出し候處に却而貴報に罷成失二本意一候得ども雖レ然此節御芳問の次第誠以不レ知レ所レ謝候火後室先生へ懸二御目一候て大畧承知
一昨日又於二途中一室先生御機嫌うかゞはれ候とての歸路に出合ひ　御不豫の事承知仕レ恐千萬いかにと右申候ごとく使申付候仕合候然る所打續き御快然の

御儀と奉㆓承知㆒恭喜不㆑可㆑過㆑之候次に私宅の事御尋遊㆑被候由過分の至辱仕合候御察の通此邊殊に火急に御座候き但し深林を隔候故直に火焔の射候迄の事になく候故多からぬ奴僕等引わけ半はとりみだし候書籍又はわづかに候やぶれ具足等を二ツのぬりこめへ入させ半は火をふせがせ本居をばやうやくに火をふせぎおほせ候と存候所に北にあたり候小家どもへ火かゝり候あとしきりに長屋へ一時に火うつりこゝに至りて多からぬ奴僕等精力疲極し候致すべきやうもなく火中を馬にてのりぬけ候て父子共にのがれ出候奴僕等は或は田間に或は林下に火焔中にたち候て一人もつゝがなく候右之仕合に付度々二ツのぬりこめ危く候を殘り止り候輩とかくと火をふせぎおほせ文籍の類は當分草稿などとり散し反故體のものも無㆑恙候其段は御心安思召可㆑被㆑下候委曲は右申候是より進申候とてしたゝめ候書中に悉く候條不㆑能㆓縷々㆒候木屋かけ七八日中には事濟み引移可㆑申候條猶其節萬々可㆓申謝㆒候先其内何樣にも　御前之儀は奉㆓賴存㆒候恐惶謹言

三月十一日

鳩巢先生御物語にて大略を承知候　貴太守御機嫌能被㆑成㆓御座㆒候歟次にいかに御をちつきに候歟御旅館の事と申ながら一しほ萬事御不如意察存御安否承たきと日々存候へども此方家累等三四所に離散且はいかやうにも木屋をもしつらひ聚頭之計會に多からぬ人猶又隙なく東西し候故に一日〳〵及㆓延引㆒候條尤以非㆓本意㆒候又次に此方などは特に火急之中家累等一人もけがなく文籍戎具等はわづかも紛失なく相殘り候てこれのみ此時の幸甚に存候條可㆓御心易㆒候なにがなと存じ候へども當時の事不㆑及㆑力おりふし到來に付煙草一箱これらも御家從才覺のたすけにも可㆓罷成㆒候歟と呈上候此方木屋がけも七八日中には事濟申すべく候猶其内なにとぞ御隙御覽合せられ御尋にも預り候はゞ萬事可㆓申承㆒抛筆候已上

三月中澣

彌御堅固被㆑成㆓御座㆒候歟此間は御藥御惠則服用候之所口の乾候事そのまゝ相止大慶仕忝次第候いまだ頭痛之候やうの氣味くび筋つり候事など有

レ之候元氣はき／＼と不レ仕候二三日御藥服用仕度
儀に御座候之間如レ斯御座候
一繪圖幷別楮二件進申候よろしく被ニ仰上一被レ下べ
く候前日も申上候ごとく去冬の御謝可ニ申上一やう
なく候に付如レ斯に候心事其內可ニ申上一候
二月十八日

尙々御藥は此箱に可レ被レ下候山本樣のみ一封乍
レ恐奉レ賴候已上
御約束之圖今日進レ之候由緒は先日申述候ごとくに
て其事特恩に出候もの故殊に大切に仕候處に其後上
へうつし上候ものは焚かれ候はんかと存候然らば當
時は原本と此物ばかりにもやと尤以秘藏の物に候も
し御用にて御寫させも被レ成候はゞ不レ及ニ申上一候へ
ども事洩れ候はぬやうにと奉レ存候紙のうらの方に
も書付有レ之候次に跋語を加候はんために其節年月
を書つけ附紙し候をもそのまゝつけ候て差進申候ま
ゝ御寫させ候はゞ此付札を御とり候て返し被レ下候
時に御副御返し可レ被レ下候此等之趣よろしく御とり
はからひ被レ成　御聽には被レ達被レ下候樣に所レ仰候
已上
又申上候字樣之事如レ此のものは原本に似候はぬ
は不レ可レ然候とて隨分似候やうに臨摹仕候ものに
候これ又御心得のため申上候
又申候
前年　御卽位之時拜見候後前攝政殿いかに拜見候か
存寄なども候歟と被ニ仰下一候に付なにも／＼可ニ申
上一樣無レ之候御儀式今に相殘り候事乍レ恐奉レ感候次
第に候但し南門を承明門代に被レ用候事の體なにと
か難ニ心得一御事に奉レ存候と申候得者されば我も其
事之思寄ある事故に今度造營之時に南庭をひろく申
沙汰し置きしは此後に時節を以てそれらの事の用意
もやと思ふが故也と被ニ仰下一奇特の事に心付候もの
哉と被ニ仰下一候さて其上に被ニ仰出一候はむかしは大
內裏の形は今も現在し候ほどに心をつけ見候へと被
レ仰候きいづかたにや候らむと申候へばいやしきが
言葉に秘事は眉睫之間にあるといふがごとく近きほ
とりにあるなり東福寺の樣子をよく／＼見候へこれ
は峰殿の內裏を模し作られ候事故にむかしのなごり
こゝかしこにみゆる迄と被ニ仰出一候此事は此圖の心

得に罷成候事故にこゝに附し申述候已上
中獅要畧抄の事未レ見候書に御座候中原家少納言に任じ候人の書らしく被レ存候備中獅豸冠に義を取り候やらん羅山援用の上は事空しかるべからず候へども丁酉の火に彼文庫悉燼の上はさだめて今は亡失候歟其外には某及レ承がほどの書目にも未レ見候事に候
又申上候
孫子十一家注の事多年心懸候へども求得かね候御文庫のものなり候はむ事ならんには拜借考索仕りたき事に奉レ願候もし御次手も御座候はゞ御心がけ可レ被レ下候魏武帝杜牧等の注も手前に無レ之候て考索の事に古説に事かぎ候事故如レ此御座候已上

侍中要略の事おもひあはせ候方有レ之候程へだゝり候事仕候故便次第申つかはし承合せ可レ申候所藏に候はゞ借寫などなりがたき事も有レ之まじくやと奉レ存候
一碑文の事相心得奉レ存候
七月廿八日
尙々十一家注の事御次手に猶又よろしく奉レ賴候

已上
又申上候此間の俗に四匁三分を銀一兩と申候出所はいかゞ候歟一昨日ふるくたしかなるものに候を見出し候て珍しく存候間申上候

尙々御尋の一件別に答ニ楮尾ー候取込早々恐入候已上
御手簡幷國造碑御還忝受取申候跋語に壺碑よりはさきのものにて奇珍のよし尤なる事に御座候但し國造碑よりも猶久しきもの　天武の朝の人小野毛人の墓誌有レ之字體大かた似申たるものに候これは鍮石に刻候故に一字も磨滅なくたしかに候此間蟲干仕り次手に引こし候支度に書物ども仕廻候とて見出して不レ懸ニ御目ー候事遺憾に候き此方にては忘れ可レ申候かさねて御出候時思し取出し御覽可レ被レ下候次手に申上置候自餘被ニ仰下ー候事件一々奉レ領ニ嚴命ー候昨夕の風雨に水出御使見候ごとく此邊皆々水にて候雖レ然家の床の上にはのり候はずせめてと申候事屋板はよほど飛散傳通院大木ども根よりぬけ倒れ俄に丘のごとくになり候所に有レ之候水火の難にあひ候と

て笑ひ申す事とり込罷居早々わけもなき體に候已上

卽時

奉答

野相公詩中紫塵の事某もなにとなく打過預二高問一今に至て御答に詞なく候必らず來歷も可レ有候歟たづね見たきものも候へども右に申上候ごとく水放に又又とり出し候ものも俄に藏へ取入れ當時手もとになにもなく候故是又不レ能二其儀一候右のごとく致候子細はまづ作者よのつねならず候出所なき事せぬ人に候似て似ぬ事ながら裝飾の色に退紅と申すものをべにがら染に候故こなたの俗語に申來候と歷々も申されれ候事に候き唐末の染色のよし二書迄に出來候き麴塵も唯今の俗之キチンと申す色に候麴の花など申すものを申候これも必々唐人の申したる語と存せられ候惣じて如レ仰に細末の粉を塵と申すとは見え候蕨の穗にも粉は有レ之候これも旁例に太刀の飾に薄塵平塵など申者有レ之候今の梨子地の事と被レ仰候堂上の歷々の說も候塵末の義と見え候但し薄塵平塵などは唐語とも存せられず候歟惣じてこなたにて申しふるし候事にも大半は出所來歷候へどもたゞ〳〵こなたの心づきなく候と學の淺狹に候との二ツにて打過候事と存じ慚愧不レ少候いかさま其中に紫塵などの來歷見出し候はゞ必らず可二申上一候魏晉六朝の間にこれらの事に似申たる證も不レ少候歟以上

十一家孫子註　御直封一箱御傳達謹而奉二拜借一候被二仰下一候趣委細奉二承知一重疊難レ有仕合御座候緩緩申預り卒業可レ仕事尤以幸甚の至候御次手の節幾重にも御禮の儀偏奉二賴存一候則　御直封還璧候是又宜奉二賴存一候別に御紙末に蒙レ仰候一件幷昨日承知候事件二通附呈候是又可レ然の樣可レ預二御沙汰一候已上

十一月三日

御包物上包をば還呈候內包をば常に包置候ため暫く留置候已上

六朝　六代

杜牧詩、六朝文物草連空、注六朝 吳東晉宋 齊梁陳也、吳融詩、曾從建業城邊過、蔓草寒烟鎖六朝、許渾金陵詩、禾黍高低六代宮、天隱註、六代者吳東晉宋

齊梁陳也、
右杜牧詩注は自注とみえ候天隱註は杜牧注に據り候て六代を注し候とみえ候これら三詩に申所の六朝六代は皆々江南にして詠じ候所呉の大初宮よりして陳の景陽宮に至るまで皆々其遺址遠からぬ境に候をもて其亡國の墟をあはせて六朝とも六代とも詠じたるにて候但し六朝と申出し候事杜牧に始り候歟これによりて自註をも下し候にや許渾呉融二人ともに杜牧より後輩たる事勿論に候さて此後に宋元明等の世の人漢魏六朝など詩の事に申候に至ては晉宋齊梁隋の六代を指し候事に候詩人玉屑等に時代をわかち候て兩漢建安六代としすなはちそれにて候唐詩の六朝は南朝の遺墟をさし候故に隋をばかぞへ候はぬとみえ候隋は長安に都せられ候故に候詩の時代を論じ候に至ては呉をかぞへず隋を申くらべ候呉は晉にこもり候故に東坡の韓文公碑に八代と申され候も漢魏晉宋齊梁陳隋に候き
右のごとくに候へばさしいひ候所に隨てそのさす所の差別分明に候を某式唯今なにの心もつき候はで打過候所此御尋にてこれほど迄にも搜索し得幸甚の至奉レ存候

樋
韻會等には見えず候歟字彙には收入候を正字通には俗字に候木名と汎く註し候は誤に候蓪の字のごとくに候と有レ之候さて蓪の字の註にはこれも俗字にて通草を申す由に候左からば正字通の作者は樋の字を俗の木通の事に用ひ候と心得候事と見え候　本朝にて用ひ始め候事は舊事紀にすでに素戔嗚尊の放レ樋の事にみえ候日本紀古事紀には此事みえず候へ共古語拾遺にも又放レ樋と云るされ候然れば推古の世または弘仁の比たしかに取用ひられ候事は不レ可レ疑候倭名鈔には械字を讀て以比とし淮南子を引き許愼說の械所以通陂竇といふを用ひ樋字をば收めず候
これら木に从ひ尾に从ふを以て梶を舟柁とし候類にて木に从ひ通に从ふを以て陂竇を通ずるものとなし候これすなはち本朝の字を借用の例ふるき事に候歟但しこれらの事必しも本朝古俗に出候とのみも不レ可レ申候歟むかしは三韓の博士常に文字の事を掌り候とみえ候得ばこれらの事百濟などの國訓に出候も難レ計候　此事又只今心付なく候所御尋

故如レ此候

田口

倭名鈔地名を考候に豐後國にばかり田口と申す所見え候て順の訓は無レ之印板にタクチと訓じ候又拾芥抄には姓にはこれも印板にタノクチと訓じ候いづれも印板の訓半字（カタカナ）にて玄かと順の訓字を註せられ候ごとくに無レ之候へば決し申上がたく候拾芥抄に據るべく候はゞタノクチと申候はむ不レ可レ苦候歟已上

奉答

一書籍に點朱有レ之を脫去候方御尋の事これは先年御文庫の書に大部の中にわづかに一二冊朱有レ之ものなにとやらむ瑕疵のやうに候故に脫去り候はんとし候事にてこゝかしこ承合せ候へども可レ然事もなく其まゝにさし置れ候き手前などにて朱を點じ候に誤り候事候時には下に紙を布き候て又上に紙を隔候て楊枝のごときものを用ひ湯にて打候へばいかにも脫却し候但しこれは朱いまだ乾き候はぬを打候故にたやすく脫去し候事に候歷年のものなどいかに可レ有レ之か居家必用などに洗粉色法に膠水浸半自然後溫湯洗去と候へしかと覺候本これ衣服などに粉色の汚し候を除きし法と見え候へどもこれに准じ候て膠水を點じ程を經候て溫湯にて右申すごとくにも仕候はゞ脫却し候はんかと心づき罷在候ひしかどもつひにいまだ試驗候はぬ事心得がたく候其外には存寄も無レ之候き

一田達音の事御たづね被レ下候これはむつかしき事を御たづねにて候愚管を奉レ答候はんにはさしあひ候やうの事も可レ有レ之候申しがたく候へどもまづ僻案と思召候て御聞すて候べく候いかにも林氏の百人一詩にも又史館茗話とか申すものにも御申下され候ごとくに見え候き名家の稽考に候へばさうぞあるべく候事は勿論に候愚管はそれには樣かはり候へばさてこそ申答がたくとは申上候事に候御たづねに付逐段御答候はんには田口朝臣はいかにもいかにも武內宿禰の後に候姓氏錄に

田口朝臣

石川朝臣同祖武內宿禰大臣之後也、蝙蝠臣、推古御世、家於大和國高市郡田口村、依號田口臣、日本紀漏、

とみえ候ひし歟さて菅家文章又は朗詠集などに見え候田詩伯田達音など見え候は田口朝臣姓の人とは存ぜられず候島田朝臣忠臣（タダオミ）と申せし人にて候むかし人は文に臨み候ては名の字を換られ候いくらも〱例有レ之候事に候不レ及二申上一候事か不比等を史と志るされ妹子を因高と志るされ候類いかほども〱可レ有レ之候忠臣を達音と志るされ候彼例にて候就レ中外國人に出合候時にはあなたの音に叶ひ候やうに書換候事と見え候新唐書に建中元年日本國使者眞人興能獻方物と候これ興能志れぬ人など世には申候歟これは布勢朝臣清直と申候人の事を申候この人唐使を送り候て唐へ赴き天應元年に歸朝候即得宗建中二年の事に候清直こなたにはキヨナフと呼び候を興能と志るし候はキヨウノウと呼びたるにて候これらの考據事長く候故不レ能二一二一候さて忠臣こなたにてはタヽヲンと呼び候を達音と記され候はタチヲンと呼びたるにて候此忠臣と菅神と同じく渤海の使應接の事はたしかにたしかに國史に見え候き三代實錄元慶の紀に

以從五位上行式部少輔兼文章博士加賀權守菅原朝臣○○、權行治部大輔事、從五位上行美濃介島田朝臣忠臣、權行玄蕃頭事、爲對渤海大使裴頲、故爲之矣、

と見え候ひし歟右のごとき考證もなきにしもあらず候へども先達名家の申され候にゆきちがひ候事はいかにとも申がたき事に候さだめて田口朝臣達音と申す人菅神と渤海使に攝待の稽據も候はんを愚管に及ばぬに候べく候事に候島田姓は姓氏錄に神八井耳命の後と候ひしか御たづね候はん見え可レ申候

一朝鮮の書の事サハ〱とは志れ申まじく候へども攷事撮要などを見候て中華の（本ノマヽ）開及び候はぬものをぬき出し候はん少しは志れ候はんか但し撮要も二本有レ之候今の板書にはさやうの事は删除し候古本には候又は輿地勝覽などの人々の傳の下などにも少しはみえ渡り候はんかこれは殊に冊數も多き事にて御たづねにくゝやと存ぜられ候以上

桃溪樣

奉答

一源順文集の事御尋に候此段承及ばず候事

一服忌令之事最初御沙汰之有ㇾ之候時に某故主堀內筑前守家に罷在候時にて下總守へ被ㇾ仰付ㇾ候事にて神祇道之事は吉川惟足佛道の事は上野の御門主其後は靈雲寺の前住など儒者衆相談せられ候事のやうに見及候其後に先師へ相見候而程を經候て樣子承候にも右の趣の樣の事にて旨を取られ候て事決し候事かと承候今は申候ても入らぬ事ながら申候はねば濟まじく候へばあらましを述候

前々御代には新制の中に條々ひたと御不審の事ども候てとかく今一往御講究可ㇾ有ㇾ之候思食らしく相見え候きさて某御使に京へ罷上り候時に堂上にて第一に此事の御沙汰も候事やらむにて所司紀伊守方古き忌服令ども寫給り候き前攝政殿下よりもたゞなにとなく服忌令うつし被ㇾ下候故吉田家へも申候て承候へばこれは當家の服忌令に候との御申し借し給り候事も候き然るうちに　前々代御事出來候時に　前代御事は御幼稚にて御服忌無ㇾ之筈に候よし申す事出來り天下無服に事決し候此段何とものどくに存候殊には　前々代御內存をも承置候事も候故是非もなき事と存候某所存申出し候てあなたこなた異議出來り終に天下の罪名を今日に取り候事は此事より起りたるにて候然れば此事に限候てはとかくの事某口を開べき事にあらず候歟かくばかり申すて候ては事の仔細も分明ならず候其時の事を鳩巣のしるし給候もの一冊候を懸ㇾ御目ㇾ候いつにても御返し被ㇾ下べく候但しいかがしく候へども此一冊のうちに爾呼の間某心に應じ候はぬ事共候て手前にて改めしるし候はんと存じ候うちいまだ手をつけず候が其ままに進じ候

一大西洋人罷越候時長崎よりの注進狀共のひかへ一一有ㇾ之候き寶永五年八月に大隅の內種が島へ來り候事こなたには十二月初に注進有ㇾ之候かかのもの死し候は正德四年十月廿一日の夜に候き某へ物語之事共を以て推し候へば四十七歲の積にて候き名は

ヨア(ワ)ンバツテスクシローテイ

と申候ヨワ(ア)ンはこなたにての通り名など申やうの事にて祖師の號にて申さば臨濟宗曹洞宗など申やうの事にて必らず名の上に申し呼び候と申候き

内藤飛驒を如安と申候もまた壽安と申候て吉利支丹やしきにて死し候ものも皆同じ事にて候それをニヨアンと申もシユアンと申もヨアンと申もあなたの方音にて轉訛し候と申候シローテーはこなたにての姓氏のごとく名はバッテスクが本名にて候惣じて西人姓氏はあとに申す事のよしに候喎蘭人も其通之由申候已上

奉答

一カバネの事御尋に候此事先年西上の時に堂上衆へもひたと承候に不埒にて候き古學に精しき人なくなり候故にやと存じなされ候歷史抔なにやかや多年考見候に今はいらぬ事むかしはことの外に入りたる事とみえ候但し近來又は今世もおのづから其餘風は有ㇾ之事とみえ候千萬緒の中たゞ〳〵其要は萬姓統譜などの中はしばしみえ候如く夷方の俗種姓を貴み候ならはしより事起りたる事とみえ候是にも考可ㇾ仕と衆あつめ置候事ども候へどもいまだ緒をも成さず候あら〳〵紙尾に申候ごとくに候

一太古の俗たがひに種姓の高下を申しあらそひ候事故に　允恭やらむの御代に探湯候て姓を正され候事さて其後に天武の朝に八姓を定められ其次第をたてられ候き姓の字讀てカバネと申候氏と姓とは格別の物にて候源平藤橘のごときは氏にて候朝臣と申候が姓にて候これは先祖よりの種姓にて肉身にうまれ備り候故にカバネとも申候歟　天武の時に第一を眞人と定められ候これは天潢の派にて候それにつき候を朝臣と定められ候いつも申候ごときアソは後の大臣の義にて候唯今申す大臣家と申すごとき事に候其種姓は氏は源にもあれ平にもあれ藤橘にもあれ姓は朝臣と唱へ稱し候其外宿禰忌寸など申すがごとき皆々むかしの官職の號にて先祖已來其官職に任じ候人の子孫の稱する所唯今申す物林家名家のなど申す如き事に候此姓にて其氏の高下あらはれ候やうにとの事に候これにより代々姓を改め賜り候例はいくらも候それは今迄忌寸に候を其功により宿禰に改め賜り候事も宿禰に候を朝臣に改め賜り候も有ㇾ之候皆々家がらを御取立の氣味にて候然るを源平藤橘の類を姓と覺え候

大きなる誤にて候姓は朝臣宿禰などのごときを申し候これにより位署には必らず姓を加署し候法にて候それは同氏いくらも有ㇾ之をわかつべきために候然るに

一白河以來は五位以下は姓をしるすべからぬ式なども出來り候か種々の沿革專ら官職に入候やうの事に候あら〳〵は官職考にも撰じ入れ候へども猶又此考なくしてもかなはざる事と心がけ候事に候まづ大略如ㇾ右に候已上

爲　仰御手紙拜見寒候御機嫌被ㇾ成ニ御座一候旨奉ニ承知一無ㇾ堪ニ恭喜之至一候御領國の兩品拜賜每々奉ㇾ蒙ニ御眷顧一候儀誠難ㇾ有仕合候　御前之儀可ㇾ然の樣に御執成所ニ庶幾一候恐惶謹言

十二月十六日

御尋の事條皆々說長く候て書つくしがたき事共に候大略を以て申答候

一鎧直垂の事

某多年尋求の事にて光源院殿より大江元就朝臣へ給はらせ候物の圖を求め出し候へども心得がたき事も候內に上京候に付其節堂上の人々に皆々相尋候所に高倉山科其餘の衆中同じく鎧直垂と申すものゝ事はしらざるよし返答に候き然るにさるかたに保元の亂の時に其日〳〵の事をしるされ候古記その時のまゝなるもの候を見及び候に武士皆々高松殿へ參り集り候事どもしるされ候に平淸盛朝臣賴盛敎盛重盛源義朝賴政以下人々の名の下に着用の色目を悉く注し置れ候みな〳〵水干に袴もしるされ候（綾色等各不ㇾ同）しかるを保元物語の諸本共に引合せ見候にこれには鎧直垂〳〵としるして見え候之によりて始て心得わかちて候は堂上の衆しらざる由口をそろへ御申候もことはりの事に候雅名は水干に候を武士の俗名には鎧直垂と申す事にて候一物二名にして其名雅俗のわかれ候へば堂上衆心得られ候はぬもことはりとは存じ候き但し古の代に戎服の時に水干小袴に限りたるとはみえず候狩衣をも用ひ候事これ又保元物語に見え候襖を用ひ候を鎧直垂としるし候事源平盛衰記にはいくらも見え候これらの事むかしは武士の家の故實の樣にも候

ひしか其始を推し考候に古の時唐國新羅渤海又は隼人蝦夷等入朝の時には諸國より騎兵をめされ騎兵大將軍副將軍又は左右騎兵將軍等を任せられ皇城門の外朱雀街の東西に兵を陳ぬ外使を引て進み候事常の例に候きこれらの外に五月五日競馬の時など衞府幷に騎兵いづれも戎裝の事に候御卽位へ元正朝賀の時に用ひ甲形とは同じからず中世以降檢非違使を置れ候後に至ては所々の行幸御幸寺塔の供養又は著駄などの政の時にも廳の官人皆々戎裝に候これらの時には文官の冠服に立まじり候事故に鎧の毛色其餘襖狩衣水干等にいたるまで皆々其世其時に稱し呼び候名品も日々に出來たるにて候然るに天下の時勢一變し鎌倉の府を開かれ候に及び始のほどは前官のまゝにて堂上の人々又は平家のとらはれ人だちへも對面の事も候ひしにより賴朝の裝束をはじめ武士の裝飾處置し難き事も候所に其時賴朝の沙汰の次第其代にも心あるは感じ候とみえ候て志るしも置候き當時にても是等の故實に心得られ候堂上の衆中は賴朝はさる故實をこゝろえし人に候など某に對し候て御申候も二人三人は有ㇾ之候きさてここにおいて始て武家の故實と申す事起りたるに候其規制は後の世の爲とも心得られ候やらん東鑑に委曲見え候へば誰々も御覽の前の事に候常服は布衣奴袴弓始など申すごときとし候時には水干葛袴其外社參などの時も布衣水干そのわかれ候き直垂に限りてはたとへば堂上の隨身のごとき扈衞の人のみ直垂著と稱して具せられ候き就ㇾ中上洛の時又は參內院參の時の召供の裝束とものとりはからひ誠に故實ある事共にみえ候か其後攝家より代代を嗣がれ剩親王の御下向によりて鎌倉の規式むかしよりは事かはり候事共もうちまじり候き其後又元弘建武の天下再變し足利殿天下の事を沙汰せられ候に及び鎌倉の樣にてそれにもあらぬ京將軍一代の規制多く出來り鎌倉の代はさてをき上世以來聞え候はぬ裝束どもいくらも〳〵出來候てそれらの物は猶々堂上衆一向に沙汰に及ばれ候はぬものも有ㇾ之候況んや京都滅びられ候後に至て近世に樣替り候事又すくなからず相見え候名は同じくして制の改りたる名實共にむかしには聞えず候ものも候是によりて今の制に據りて古を議しがたき

事ども尤もつて多く候歟これによりて武家故實におきては鎌倉已前を上古とし鎌倉の代を中古とし京代を近古とし候て時代をわかち候て論じ候はず候ては彼も是も混じ候て事わかりがたく相覺候事共候

一大口の事

當時は猿樂の時に直垂などの時袴の下にも着し又は袴をあらはしても着し候精好にて制し候ものを大口と心得候やうに見え候歟大口袴と申すものは束帶の時に下に着し候袴をも申候よのつね着用し候上下と申すものゝ下も大口の袴に候奴袴と申ものは古の時に結緒の袴と申したるものにて此結にこそ武士の骨法ある事と承及候その事東鑑に甲斐の一條二郎を討れ候陪膳の時の事にもみな東鑑の行列〳〵と有レ之所に必ず注し候て上結下結と引わけ〳〵ゑるし候卽是にて候續世繼にも源氏の猛者の袴の結やうを感じ候事などみえ候き此事又武家にのみ限り候事にもなく　天子御引直衣の時大口を小口にめされ候と申す事極々の秘事のよしふるきものにもみえ候歟當時もさる攝家の仰下され候事兩所まで御入候き先年和歌御會の時に高倉の家より調進の御物具有レ之候が御結をば紙にて封じ獻上候御事訖の時封のまゝにて返し下され候事候とて野々宮故中納言殿も御申聞せられ候事候きすべて猿樂の裝束は一說にまことの事に似て非なるたとへば猿の人に似候樣の事候故に此名ありと申す事は此は正說とも聞えず候へどもいかさまそれに似たる事も候はまことの裝束に似ぬやうにつくりなしたるものも多くみえ候大口袴など申す物も其一ッに候歟但し猿樂の用ひ候ものにも限らずむかし田樂など又は白拍子などはやり候時にかくのごとくに作りなし候袴すでに出來り候やうには所見も候

一法體裝飾の事

まづ法體と申す事の始より尋究むべく候事に候むかし堂上の時に　法皇と申す出來させ給ひ候へ共ゑかるべき官職の人法體にて朝廷につらなられ候は無レ之候ひしが少納言入道信西など院中伺候其後それらの人も聞えず候攝家の入道殿など申し候ひしいかゞ候ひしか清盛入道の事など平家物語に

見え候は素絹の衣のよしに候さだめて攝家の故儀に習はれ候事にや袴はむかし僧俗ともに用ひざるなく候上は不ㇾ及ㇾ論候武家の事に至ては頼朝の代に三善康信入道たゞ一人法體にて問注所の頭人にも候か其時の裝束承も及ばず候實朝の御事以後在國の武士法體多くなり候き貞永式目等に沙彌沙彌と皆これにて候此人々出仕のときいかに候歟いまだ講究も無ㇾ之候此後又鎌倉の執權代々法體も打續候これまたいかに候やらむ京都の代に至り遁者と申し候て頭おろし候かろきもの有ㇾ之候き當時坊主衆など申すものもその遺俗にやと存ぜられ候就ㇾ中童坊と申すものゝ事太平記にも賴之朝臣新制と見え候此裝束は大紋とて紋など大きらかに染なし候上に白袴を引候事に候此大紋と申す名品も極めて近世の事にて京の時に素袍と申候素袍と申す名品も鎌倉の頃にはなき事にて京の代に出來候て布直垂の腰と紐緒などのかはりめ候ものを素袍と名づけ布直垂をばありしまゝに呼び候に百餘年來いかなる故にか布直垂に家紋を大きらかに染なし候ものを用ひ來り候此事よく〳〵講究し候にこれは一日晴の儀にて狂文（ヒャウモン）などのごとくに用ひしに事始り候とみえ候豐臣家大佛供養を其代に給がき候御屏風とも候やらむ公義に候を御見せ候を見候に其時は布直垂皆々紋大きく見え候これは名だに一日晴にて綺羅をみがき心々のだて裝飾にて更に常服禮服の限りにはあらぬ事勿論に候えかるを童坊の裝飾の上に用ひ來り候俳優を以て相待候ひし手段勿論に候歟此事賴之朝臣の興行と候に據り候へば其頃えかるべき人々は布直垂の尋常なるものを上とし白袴を用られ候事にも可ㇾ有ㇾ之候歟坊官など申ものは直綴に白袴に候得ぼそれにまぎれざらん料にも候ひしか但しこれまた可ㇾ然候所見とては無ㇾ之候京家の時に入道の裝束にはたとへばむかばきはぬり行縢火打袋はくるしからず刀のつかまきたるもくるしからずなどまでは所見候へども其他はいまだ所見無ㇾ之候

一　緣塗の事

此事堂上衆へも承候にえれがたき事に候きふるきものゝ圖などえるし給り候ひしは彼是候へども皆是は俗に申す立烏帽子風折烏帽子の制にさま〴〵

候との事に候きゑかれ共ふるきものどもに武士の裝飾の事をゑるし折烏帽子立烏帽子引立烏帽子揉烏帽子上折したるえぼうし梨子打烏帽子又は薄塗烏帽子漉塗烏帽子などいくらもゑるし置候縁塗はうたひ物などには候えどもたしかなるものにはみあたらず候かすべて烏帽子の事始ゑれかね候よしに候日本紀に鐙（ツボカウフリ）冠 圭（ハシバカウフリ）冠私記等にも今の烏帽子也と有レ之候又香爐箱よりえぼうし取出し候なども有レ之候續世繼にはえぼうしのさび又はこはくなりしも堀川の御代の頃よりのやうに見え候むかしのえぼうしは漆布勿論歟立烏帽子と後に申は鐙冠の遺制圭冠は後に申す折烏帽子と見え候（當時も烏帽子屋の看板に土とゑるす事故あるべき事歟）扨又これをむかしの武士の著し候事常服には折て用ひ候戎服の時類鎣を戴くに及ては引立候て用ひ候東鑑に北條義時圍棋の時和田既に打向ひ候と聞候て折烏帽子を立烏帽子に改めて御所に參られ候と申す此事に候これを折る故に折烏帽子といひ是を引立る故に立烏帽子とも引立烏帽子ともいふ屈伸自在なるはやはらかに揉制する物なる故に揉烏帽子とも申すこれを塗候に梨子打とか申す塗樣候故に梨子打とも申す頭の所は梨子打にして縁の所は常のごとく塗候故に縁塗とも申候皆是代々の俗稱にして雅稱は折れば折烏帽子引立れば立烏帽子と申候と見え候（此梨子打の事絹の裝束の上にある名目よのつれの事に候塗り物に此名候事は某上洛の日東寺にて佛机の制をたづね問候時に坊間の敎え候事を承り驚歎の餘に野々宮故中納言殿の語候へばこれ又驚歎の事にてこれらの秘事の一ツと申され候き一奇事に候歟）さてふるき縁塗の一條殿に御所持と承願入候得ば借し被レ下候仰下され候はこなたにてはヘリヌリとは仰られず候ヘンヌリと聞召及ばれ候それは幾遍も塗の謂にも候歟との御事に候その形はふるき武士繪に候烏帽子とかはり候て白丁烏帽子のごとくに候故鄙心に疑なきにあらず候て其事を野々宮と申出し候えば此人は彼御家禮の人にて故殿下殊に御指南の人にて候がそのえぼうしの事はよくよく某存じたる事也杉本美作といふ冠師のもとにふるき烏帽子一頭ありと聞て故清閑寺一位のみてヘンヌリとて候ものゝ由を故殿下へ申されしかばやがて御うつさせ候を備前の豫州の聞給ひて望申されしかばそれにも一頭うつしつかはされしなり由來はかくこそありつれと申され候を彌以て疑し

くなり候へども一條殿借し下され候上はいかにもかはる所なく一頭うつし罷下り候き其節又ふるき折烏帽子一頭たづね出しそれもうつし罷下り候き（これは今の侍烏帽子のごとくに折たる形を作りなせしなり）東歸の後島津家の重寶の古畫の保元物語の繪卷物一卷ばかり殘り候を見候にその繪の武士の戎服のえぼうし後三年の繪とちがひ悉皆一條殿借下され候ものに相同じく候故こゝにおいて信を發し候又其繪の中に折り候えぼうしもみえ候故に彼京にて外より求出し候折烏帽子の中京極形と申すもの制殊に古制に見え候故其えぼうしの折形をひたとかんがへあはせ候て一條殿かし被レ下候ものをそろ〳〵と折り試候にひしと京極形のごとくに折り出し候其節は朝鮮人來り候とて樂人共罷下り候に裝束師つれ候て參候故その冠師に折形とくとをしへ候て返し候きこゝを以て大きに一條殿借し被レ下候ものゝ眞なる事を悟り尤以家珍と存候御事に候東鑑に賴朝奥州征討の時梶原景時烏帽子掛に紫革を用ひ候と申す事見え候事を京にて近衛前攝政殿え申上候　事候き攝政殿　被ニ聞食ニ殊の外なる御感に御座候きすべて如レ此裝飾の事さしあらはれ候朝服公服等の事におきては堂上にも高倉山科兩家御入其外有職の方々家に有レ之就レ中攝家いづれも家々の御傳も有レ之候事堂上にてだに其家ならずしては吻を御容れがたき事と見え候武家の故實はまた一筋可レ有レ之事に候此事は堂上衆は地下の事の樣にて大やうは御存じの事にても御いろひなく相見え候依レ之武家故實分明なりがたく相聞え候事勿論に候　東照宮の御時永井信州其時は右近と申候かこれを御使にて幽齋に御尋候て幽齋より御覺候ほどの事は御傳候と相聞え候　當家に少しく京都の遺風殘り候御事は幽齋御傳と見え候へども此事當時は沙汰も無レ之候歟珍敷事ども御尋に付むかし承置候事其一二をしるし候えども子細分明にしるしつくしがたく草略の事どもに候巳上

十二月廿六日

尚々カナもなにも本書のごとくうつし進ニ上之ニ候巳上
又申候一法品寛を東鑑には一品房昌寛に作候き

爲ニ昨日之御報ニ先刻は勞ニ貴使ニ候御次手之節御執啓

之事致二承知一忝次第奉ㇾ存候仍而昨日申上候一件被二
仰下一候折節手近く見かはせ候故卽致二書寫一進ㇾ之候
宜奉ㇾ賴候褐地と申は環翠軒節用集に紺地に作られ
候がよろしく候當時も俗にカチと申す色に候裏打と
申候は古來はひたゝれに生絹にて裏を打候これをう
らうちと申候事に候此餘法體は火打袋御ゆるしにて
つけ候事と申す事これは京都の頃のものに候ひしか
いづれに候歟たづねがたく候へば輕き事故のぞき申
候以上

三月十七日

法體裝飾出處三條

源平盛衰記卷第三十九賴朝重衡對面事
兵衞佐ト三位中將ト對面有ルベキノ由披露アリ云
云內侍ノ上十二間ヲ拵ヘ中ニ障子ヲ立切六間ヅヽ
ニシツラヘ上ノ六間ニ高麗緣ノ疊ヲシキ三位中將
ヲ奉居云々良久有テ白キ直垂着タル法師來リ三位
中將ノ向テオハスル御簾ヲ半ニ揚ゲ錦ノ緣サシタ
ル疊押直シテ返ニケリ一法昌寬是也

花營三代記卷下應永三十二年二月
廿七日戊辰御方御所樣申刻御圓寂ナル歲（本ノマヽ）道
號鞏山法名道泰號長德院殿正四位下征夷大將軍參
議中將也義量云々
廿九日庚午於等持寺戌刻御ダヒアリ云々管領道端舍弟
修理大夫入道道祐細川左京大夫入道道觀黑直垂裏
打兵衞佐義淳直垂此外少々被ㇾ參也

鎌倉年中行事
正月十一日御評定始云々管領ハ大御門ノナラビ南
ノ小門ヨリ被ㇾ參評定奉行政所問注所其外ノ衆中
ハ皆面ノ御門ヨリ出仕網代輿ナリ馬ニテ出仕ノ方
モアリ俗體ハ皆常ノ直垂也法體ハ無紋褐地ノ直垂
紙縒紐（カウヨリヒモ）口白小袖ニ練ノ大口襪ト名付テシラ皮ノ單
皮ヲハカル管領評定奉行ハ供二騎其外ハ供一騎也
何モ直垂云々

以上

此間は御疎濶に打過候彌御堅固珍重奉ㇾ存候如ㇾ仰
此間は烈風打續殊に火災に存し候人多く延燒にて
きのどくに奉ㇾ存候あはれ此雨にて火氣を鎭し候
えかしに御座候好雨知二時節一誠に〳〵一字として
相合ひ候はぬ事もなく今日のため設る雨と擊節萬

祝の事に候

一此間申上候事ども御ゑるし被レ下扨々忝九之丞殿御事は承及候御人に御座候き全文高倉の事遅ならず御聞合被レ下候はゞ可レ忝候

一鮑字の事被ニ仰下一候御筆上之趣御尤に奉レ存候本朝式に熨斗鮑など申すもの候えば乾魚の儀も有之候事勿論に候但し鮑の字を以て鰒と仕候事は倭名抄を出所となし候事に候倭名鈔本草云鮑一名鰒と有レ之候此本草と申すは和名本草にも可レ有レ之候歟倭名鈔の例和名本草に出候事を和名本草とゑるし候處も有レ之また本草とばかりゑるし候所も有レ之候故の事に候雖レ然諸家本草を引用候て唯今承及ばぬ本草も候得ばたしかには難レ申候これよりして世にひしと用ひ候事とみえ候但しそれから先に本朝式などにも右之通に見え候て本朝にて鮑字讀作レ鰒候事は年已に久しく相見え候鮑音抱鰒音雹轉聲にても候歟と存じ候又々たづね候て所存も候はゞ可ニ申上一候

一小野篁歌字盡と申ものむかしには承り合はず候江談などに篁の字を解せられ候事有レ之候に付名を借り候て小兒へのをしへに寺坊主など附會の事に候歟鰆字サハラとよませ候事は久しき事に候下學集節用集等にも收め候き漢土にても春來と申候魚を俗に鰆の字を作り用ひ候と申傳候此方にてもさやうの事にて此字を用ひ候にて可レ有レ之候サハラと申倭名は此類にサコシと申すものも候サとは古語に細の義にて候き腹の細きと腰の細きとにより候ての名と相聞え候此物につけては愚管有レ之候事長く候故不レ能レ縷レ之候

一五色之事被ニ仰下一候此事は亡師常に不審候事に候き青の正色唯今いづれのものとたしかにさしつめ候てゑれがたく候歟わづかに誤り候はゞ蒼綠等にまぎれ可レ申候紫と申色も同事に有レ之候次には官服之色に付堂上家にて色々承り正し見候に惣じて色は料簡たがひ多く相見え候事共に候如レ此に申正し候はゞ赤色も紅と申緋と申し纁(絳カ)と申し悉くにはわかれかね可レ申事に候黑と玄と緇と申も又其通に候とかくは如レ此の事大やうに申候えばそれにて大水流しに濟候へども細かに論じ候えば聲高きものゝ勝に成候樣に候一言に盡しがた

く奉レ存候事に候

一先日シナの木の事被二仰下一候これも又入組やかましく候以前御物語仕候き東雅にしるし置候所いまだ其書とぢも不レ仕候えどもうつし進候は乍二自由一取込候に付右草本進レ之候御覽以後御返し可レ被レ下候則箱入附歸レ使候

一硯之事楮末に申上候已上

十六日

御答一々奉二承知一候

一佐保川之歌の事古點以來小歴木をワカクヌキともシバとも讀來り候かのをかにしば刈おのこしかなかりその例により候はゞシバと點じ候事稽據もあるかに候もしワカクヌキと讀み申すべく候はんには如レ仰武昌の官柳などのごとく官より植られし所なるが故に涯の官とも申すべきこれ又一說に備べき事と珍重奉レ存候

奉答

一讀二倭人歌一の事古人讀の意趣と後俗の解し候て物に名づけ候意趣とおのづから別れ候事のやうにかねて存寄たる事に候其故は仙覺等の說にもナラの葉と申はナラ〳〵としたる葉とみへ候此ナラ〳〵と申すことは古語の柔なる貌を申す所とみえ候歟次にカシハと名づけ候葉の事かねても申述候ごとく古上世より以來こなたの俗食物を盛り食物を蓋ひ候て用ひ候には必らず葉を用ひ候きナラノヒロハなども申候て柔にして大きなる葉をば殊に用に中れる物とし承候もその木の葉とさしさだめたるものとはなしになにゝもあれ膳に用ひべきものをばカシハと申したる事に候べく候此事ふるくも心得わかちがたき事にや三綱葉などの事もとやかくと申事にて伊勢の神供に用ひられ候ものはよのつねに替り候などふしぎなる葉の事より云起し候事とみえ候さて又後人此歌により候て必らずコノテガシハといふ一物をもとめ得んともしつゐに側柏をいひ名づけて其物ともさし名付候歟陸奧山の今に至て金華山の名あるがごとくなるべく候歟凡そ其物ありて歌によまれ候もあり又歌によりて其物の名出來しも其類あるべく候事に候西行の歌はま

さしくコノテガシハの花といふものをや讀れ候やらん又藤をもて松の花とし候事のごとくにも候やらむ當時いかにとも心得わかりがたく候追而愚管も有レ之候はゞ可ニ申上一候

一檜扇特に久しきものと被レ存候宋代の頃より高麗の松扇聞え候へどもむかし三韓の頃よりの遺俗たるべく候事に候いかにも其檜扇の制と存ぜられ候ふるき賀茂祭の繪に半物の女の面をかくし候扇みえ候其外にも扇の制の如くなる物柄の長きみじかき又柄のなきむかしはいくらも候ひしが今はふるき制の名殘とては檜扇蝙蝠などばかりにやさて翳の字を讀てハと申す事に候むかしは葉をもて面を掩候か羽を以て面を掩ひ候歟その事いづれともいまだおもひ合する事もなく候アコメ扇など申すすなはち檜扇の制もはら宮女の面を掩はれ候ものにて其事は先年まのあたり見候き堅固の僻案と候へども此物をヒアフキと申す事必しも檜をもて製するが故とも申すべからずやかの面を掩ふ便面なる故に此名を負ひ候歟ともおもひなされ候ヒとは古諺隔つるの義間の字讀てヒと申來り候然るに高麗松蘿木等のごとき殊にこれを製するにその材よろしく候故にこれを用ひ候よりして檜扇の字を製し出たるにはあるまじく候や愚管は木材によりて此名有とは存ぜられず候その器材によりて此名ある事と存ぜられ候如何可レ有レ之候歟御たづねにつき奉答候のみに候たゞ/\ヘタテ扇の義にてカハホリは其形容の語歟摺疊の制も倭より始り候と申候へどもこれ又三韓にも久しく用ひ來候歟但しこなたのものをあなたに倣製し候歟あなたのものどもをこなたに倣製し候かすべて此間の事は心得わかちがたく候蝙蝠においてはこなたの製たるは疑ふべからずと存候已上

古鞍之制は式などにも造るべき料物などは見え候へども形制は不レ詳候倭名鈔等にも唐鞍移鞍結鞍三名を載せ候通方卿飾鈔には倭鞍水干鞍等見え候て結鞍の名は不レ載候歟外にもありこそすべく候へども老拙見及候ものは南都正倉院藏の鞍古の倭鞍と申すものに大やうは今の鞍の形制にして居木四枝を前後の輪にさし貫たるものに候今のごとく

に居木を輪に結びつけ候ものはすなはち結鞍と申す物に候結鞍の料などは式にもみえ候ゑかるに今昔物語のうちにシヅ鞍と申すもの二三所見え候ひしと覺候これも外の物にも載せ候やらむ老拙は覺候はずいかなる物に候か但し相州の所領の邊にて古俗草鞍と稱し今の荷鞍を轜の製によりて單騎の用となし候事有レ之に付これは源平盛衰記には草鞍の遺制（印本盛衰記にサウグラの假名付候は誤歟）これらのものをシヅクラと申すものと相意得打過候き但し其形制はいかにとも知られず候所に此度此御鞍にてはじめて其形制をみる事を得候と幸甚之至に候此ものいにしへのいはゆるシヅ鞍と見え候大平記に平時政鎌倉草創の初に江島え參籠三鱗を得て初て旗紋にせられ候と申す事候もし此事三鱗形の紋の姓とすべて候はんにはこの鞍は北條の家物にて武藏相模のほとりに民間に遺り居候ものゝ今出來り候と存ぜられ候今の鞍の制は足利殿の代に古の結鞍の制にもとづき尺寸等をも改め造り出し候ものに候へば年代を推し候はゞ京の代よりは二百年計はさきなるものとみへ候飾りなく候所はいにしへに申傳候金（カナ）貝（カイ）鞍にて白金物（シロカナモノ）と申すものに候古きものに銀覆輪白覆輪などのわかれ候は銀と鉛錫との別による事に候菊花の居紋の事は古器なにゝも通じ用ひ候事勿論に候へばこれを以ていづれの人の紋の鞍とは申すべからず候か返〳〵奇珍の物を傍觀を許され候と存じ候によりて愚管及び候事ども大略を記し候事に候已上

十一月十六日

奉答

一舊事古事兩紀之事謹奉ニ承知一辱次第奉レ存候

一日本後紀とて當時世間流布候物之事是は先師某へ委細に申聞せ候事一條御座候其子細の略は當時世間に日本後紀とて候ものは我等わかき時に見候ものは類聚日本後紀と題し候き尾張の源敬公に類聚國史六十卷に候など御求得られ堀正意などに御申付これに見え候所〳〵を何とぞ紀年の體に仕見候へと有レ之に付かの類聚國史の文を序候て此ものは出來候猶又闕文候所々をば元亨釋書を以て補入し候所も候よく〳〵心をつけ見候へとの事に御座

候き其後又亡友榊原玄輔申候には今の日本後紀の中に元亨釋書を用ひ候所〳〵原文のごとくに官名など唐官の名のまゝに用ひ候　本朝の國史に唐名など用ひられ候例無レ之にあまりに拙き事に候何とて改め玄るし候はぬにやと申候此事も又さも可レ有レ之事と存候に付先師へ事の次手に其由を申候へばさきにも申すごとくに類聚日本後紀と源敬公の御申付候事に候へば文の闕を補し候に至て引用の書のまゝに用ひ候尤の事に候今のごとくに類聚の字を删去きまことの日本後記のごとくに仕りなし候はんには字を改め候事も可レ有レ之候へどもそれにては僞作のものに成候て大人の御本意たるべからず候けく釋書のまゝに候が殊勝に候と申聞せ候事今に心に銘じ存候事に候玄かれば世間に流布し候ものは右のごとくに尾張にて御類聚被レ成候ものに候高覽に入り候四十卷の事某式終に承りも及ばず候もの希世の珍たるべく歟

一天書の事少しづゝ引用のものに見え候を見候迄に御座候眞本の事是又不レ承レ及候

以上

名山藏手簡附錄

先日新井筑後守殿物語の內則口上の通書附入二御覽一申候

一新國史有無之儀相尋候へば成程古は有レ之候得ども中絕仕今程何方にも無レ之體に御座候惣て時代移替申迄にても無二御座一書籍の類箇樣に斷絕仕り而御座候事別て歎敷儀に奉レ存候假令ば日本紀出申候得ば舊事記古事記は入不レ申樣に罷成候得共能吟味仕候へば日本紀の方にははや二三ヶ所も相違露顯の事御座候此三史の中にては古事記は專ら正敷物御座候いまだ古事記など世に斷不レ申候は一幸の儀かと存候中華も其通りに御座候叢書などに入本書は亡失仕候物多御座候故文選六臣注などは本書より却て注文秘藏事に御座候是も引用の古書有レ之故に御座候順倭名鈔下學集環翠軒節用集などは近頃秘藏の書と存候木下平亟殿なども常常側に被二指置一候倭名鈔などは世に無レ之古書を數多引用申置候儀珍重の事と被レ存候假令ば公家衆被レ爲レ持候笏を尺と申候由來如何の義にて候哉と存候へば則倭名鈔に木類椓の字下に唐韻を引て椓はサクノ木可レ爲レ笏也と御座候是を以て相考候えば笏音骨となえ惡御座候故木の名にて稱呼仕候義始て存付申候其外禽魚草木にても世に無レ之崔禹錫が食經など引置其文段相考候へばと否と難レ申とも御座候下學集などは誠に可レ笑書體にも可レ存候へども其間に殊勝なる事ども御座候環翠軒節用集を以て彌古書退轉の義合點可レ仕候世間次第に智便に罷成增補節用合類節用など申候樣に仕立候ていつともなく本之節用集は無二所詮一物の樣に人々存候間今五六十年も過行候はゞ定て古文の節用は世に絕可レ申候何も如レ此類にて國史なども家々日記抄物等に成いつの間にやらん失ひ申樣に罷成候と存候扨又其舊事記古事記なども秘說有レ之樣に申候へどもよく料簡仕見可レ申候此二書などは史記漢書同格の史筆にて御座候其史文と申ものに何等の神秘可レ有レ之哉或祓又は祝文など申は神道口訣の沙汰も可レ有二御座一候能上古中古今古三代の雅言俗言五方の方言をよく辨候時は分明罷

成候上古の言語格類を以て推究候へば古事記之文段も下坂の丸のごとくに相濟申ものに御座候古言を察不レ申候得共色々の臆說出申候て皆取失ひ申事御座候九州筑紫の事も近年貝原篤信などは筑石(ツクイシ)と申事に候とて古代の事蹟を以訓解を成申候えども則臆說と存候つくしと申候言葉は目あてと申事に御座候海洋を渡申候時九州の地形目當に成申儀御座候故つくしと申たる儀と存候則標柱の意標はつくしにて御座候その證據は身をつくしと申時に標はつくしと讀不レ申候哉皆如レ此類に御座候

一上代日本外國心易交通仕候故到レ今人々常語に唐音梵語蕃語高麗語など多御座候又自然と華晋に叶ひ申儀も有レ之候と相見え申候土地の二字唐音にてはツチにて御座候就レ夫私申候は成程其氣付御座候味噌の儀も諸說御座候へども雞林類事などにて見申候えば三韓方言に御座候其類にて候哉と申入候得共いかにも左樣にて御座候米を賤俗に菩薩と申候事も雞林奇語の内に相見え申候則朝鮮人は于レ今直に味噌と稱呼仕候梵語の類はまたらと申言葉などにてまたらは曼陀羅にて候曼陀羅は雜也と申翻譯有レ之候且又者をテイレは寧をムシロなどゝよみ申事は和訓にて無ニ御座一候高麗語に御座候此類數多御座候兎角古學古書を好申人ならでは共に箇樣の儀は難レ申由被レ申候

一文字に音とよみと申候儀私申入候は稻故若水臆斷の說御座候假令は月は音闕よみはツキと申候へどもそのツキと申候も日本の音と申ものに御座候訓は字義を解釋仕事御座候故よみと申名を立候て聲と並行申譯にては無レ之由申候此說如何被レ存候哉と申候えば成程此料簡尤成事に御座候乍レ然新井殿兼て被レ存候とは少違申候聲は五音に懸り申事にて月をケツと申は聲ツキと申候は國語方言と申物に御座候紙をカミ硯をスズリと申類皆國土の方言にて候さて南蠻人は聲音に妙を得申候ものにて萬國の音に通申候文字も皆聲の形にて御座候彼國など横文字に書申候もよく相知申候眞直縱には書下し不レ被レ申品御座候當時謠の本に唱をさし申候意と同事に御座候編集三卷の書にも唱をさし候樣に仕立候所御座候其所は口授にて埒明申事に御座候由被ニ申聞一候

一渤泥は何と讀申候哉と相尋候へば則紅毛人日本などへ渡申候時分罷通候國にて赤道直下の國にて御座候紅毛人はポルチヨと申候ホ音讀如ニ南浦之浦一

一東鑑なども舊時の原本にて無レ之候故相洩申儀とも御座候就レ夫平家大將能登守敎經は一ノ谷にて戰死の事東鑑に載申候又平家物語には壇浦にて戰死入水の事御座候此兩說從來未決の沙汰に御座候所或時鎌倉時代の衆の物語を書記置申所舊記一卷出申候而上覽にも入申候則其內一二之珍事ども書拔申候此記錄にて一ノ谷合戰の事委細に相知申候ひよ鳥越坂おとしなど申候事兼而傳聞の通にて無レ之候平家物語などは文の餘情にて書申たるものにて候其說には一ノ谷山の尾さきの次第に片下り成所より源氏の勢押寄申たる事の御座候通盛は其山の半腹迄登り候而備を立られ可レ申由にて候能登殿は山の下り口を除け指ひかへ備を被レ立山より下り來り候寄手を待請擊取可レ然との軍談に候得ども通盛同心にて無レ之彼半腹の所へ被レ備候付敎經は其間を隔二陣に彼ニ指控一候然所如レ案源氏の勢高所より無二無三に押よせ士卒共急に敗北仕能登殿陣所え遁走既に及ニ敗軍一候故めのとの誰とやらん姓名を有レ之候敎經を諫申候は最早御軍箇樣に潰れ申候間此場を被ニ引退一候へ今當家にて棟梁に賴申候御方あえなく御兄弟共に討せ給ふ事餘り無ニ本意一御事にて候とて馬の口を取て引返さんといたし候得共能登殿被レ申候は最早初より通盛の申せしもかく可レ有によつてなり然所我謀を不レ被レ用箇樣に何の手もなく打負候事運命の限と覺候去ども通盛に討死いたさせ我等引退候てはたとへ末に幾程の勝利を得候ても非ニ本意一とて馳出んと仕給ふ時其者又申やう左樣ならば忝も御名をかり候てすみやかに討死可レ仕とて能登殿の名を名乘其所にて致ニ討死一敎經は後に壇浦にて最期にて候漢の紀信と同事に候右之說は其八島の軍に預り候上總の五郎兵衞やらん誰やらん後に殘留り候ものゝ語り傳え候とのよし一卷の紀錄に有レ之候故東鑑平家物語兩說の不審も分立候樣被レ存候由咄被レ申候以上

四月廿三日　　坂井順元

今日新井殿へ罷越候而　御意之趣具に申入候得ば急度敬伏被レ仕誠以無二存懸一御懇之被二仰出一重疊忝仕合奉レ存候何分にも宜申上候樣再三被二申聞一候

一三卷の書の內首卷封印相認置候由にて被二相渡一候內見仕候て指上候と成共如何樣とも宜樣可レ仕旨被二申聞一候故私申入候は則御封印のまゝにて相達可レ申候定て書寫可レ被二申付一候左候はゞ其時分校合旁願申候て拜見可レ仕候哉御秘本の儀に御座候故私拜見も被二指除一候儀も可レ有二御座一哉と奉レ存候旨申入候右の一冊上レ之申候

一蕃字母二枚爲レ見被レ申候て是も入二御覽一可レ申由被レ申候此字母を以蕃字の分相知申候長崎にても遠慮の子細有レ之通事共一圓外へは爲レ知不レ申候一枚は彼國にての楷字又一枚は草字にて御座候尤書入等草卒に仕置候故よめかね可レ申とて有增被レ致二口授一候紙面にては何共難二申上一品御座候間御詩の儀も御座候はゞ口上にて申上度奉レ存候

一又被二申聞一候は私式方に有レ之草子の類入二御覽一候儀不レ淺仕合奉レ存候就レ夫昨夜不圖存付候は私方に寬平遺誡と申一軸所持仕候若は上方などより御寫取御所持被レ遊候儀も可レ有二御座一候へども存寄御座候故私迄被二申聞一候右の一軸は　寬平天子御震筆に御座候年代久遠の物に候故蠹なども入且卷首の開口少しかけ申候然共其所は藏人所の事に御座候奥に秘藏至極の事御座候　延喜帝へ其朝廷の人物も被二仰置一候遺詔に御座候就レ中　菅家の御事歷々と御座候箇樣に亟相の御事慥に御座候舊記は外に覺無二御座一候　御家の儀に御座候へ共萬一未御覽無二御座一候はゞ最第一の書と奉レ存候出申所は玄かと相知不レ申候えども　寬平勅筆紛無二御座一候と近頃　法皇樣にも書寫に被二仰付一御重寶被レ遊候由御座候其　宸筆を直にすきうつしに仕置候間若御用候はゞ差越可レ申候是は願候ても入二御覽一申度程に奉レ存候由被レ申候加樣の物ならでは入二御覽一可レ申物も所持不レ仕候其外は皆自分の抄錄類に御座候是以御用に御座候はゞ何によらず上レ之可レ申旨被レ申候

一萬國之圖　文昭院樣御代長崎にて御吟味被二仰付一候寫致二所持一候外に有レ之とは違申候其子細共御座候是又三卷の書御覽被レ遊候御見合にも成申物

御座候御用に候はゞ指越可レ申候蝦夷の圖解も成程追て上レ之可レ申旨被レ申候

一江都集禮沿革禮之儀相尋候へば上方などにも當時有レ之候儀承及不レ申候由被二申聞一候已上

四月廿四日　坂井順元

一琉球國の地形皆島に御座候常に舟行を以てあなたこなた往來仕由に御座候狹長にして漸横幅三里計の所も有レ之候由に御座候島津家え附屬仕候則知行高十二萬石の軍役に御座候但此知行の多少其圖り世間へ慥に露顯不レ仕候尤小國に御座候人々家居日本と同事に御座候王城の樣子は明朝の人琉球へ使に參り候人の書に記置候通殿閣は三階作りに御座候て上の階は神を祭り候所中の階は王者の居所下の階は臣庶の居所に候て中華より封冊を請候時は假に高樓を作り使者の座を設候由御座候但是も表向儀式までの時ばかりに御座候常住は日本の家作同事に住居の由に御座候

一此度官入等の姓名の書付を以相尋候へ共正使副使は彼の國の人シヤウシフクシと申候てシンヌフウヌとは不レ申候越來王子ユクワンシと申候王子はワンシと申候惣て皆彼任名に御座候文字の讀樣も何程漢語和語等入交如レ此に御座候王子親王家には家數定御座候親方（テヤカタ）の官は正二三品かと覺申され候日本にての公位にも准可レ申候親雲上（ハイキン）は官名此方にて公卿と申類に御座候ハイキンとは如何なる義に候やと彼人に尋候へば君に侍と申意の由申候に付新井殿被レ申候は右の官人黃巾を着用の事候間もし唐音にてワンキンと申事にては無レ之哉と申聞候えば但左樣のわけにても御座候哉と疑敷及二返答一候由被レ申候里之子（サトノコ）も官名下より二番目の官に御座候凡皆正官の員を定外に從官を立申たるもの丶由に御座候

一替儀官は贊儀官に御座候て惣て儀式をたすけ主り候官に御座候圍師は圍師馬奉行の由に御座候

一琉球の樂は國樂と中華との兩樂御座候國樂は則琉球の詞中華の樂は唐音にてうたひ申候樂器は古代よりの樂器にては無二御座一候何れも彼國の器に御座候途中などにて奏し申候は樂にては無二御座一候只鼓吹（クスヰ）と申ものに御座候由被二申聞一候琉球の義も

蝦夷同事に一書づヽに仕立申儀御座候來年は何れも出來可レ仕候間入二御覽一候樣可レ仕旨被レ申候已上

十一月廿一日　小瀨復庵

一孟光の事新井殿へ相尋申候へば自妻を孟光と稱申事は三體絕句にも相見え申候則左の通に御座候

初入諫司、喜家室至、　竇群

一旦悲歎見孟光、十年辛苦伴滄浪、

不知筆硯緣封事、猶問傭書日幾行、

一はたくと申詞も乍レ序承り候へば東國言葉のよし御座候搗の字の意を打はたくなどヽ俗に申候古き言にては無二御座一候かねてか樣の東國の方言を集めたく和名鈔の書體に倣ひ東爾雅と申候ものを撰置申候和語の內には高麗音唐音梵語等も入交御座候其外に東國言などヽ申候方言も御座候に付其類を分吟味仕置候由被レ申候以上

十一月廿三日　小瀨復庵

今日新井殿へ罷越昨日被二返下一候改貨議一冊持參仕相渡追而來年御借請可レ被レ遊旨宜樣申達候古史通志窃に書寫被二仰付一も入二御念一候趣も具に申入被二返遣一候時分尤其次の卷差越可レ申旨被レ申候

一類聚國史目錄の儀一向從二此方樣一可レ被レ遣候先被二申上一候政理部は七十九卷より八十六卷までに御座候其次刑法部三卷程も可レ有二御座一候の由申入此內あなた所持有無の樣子承候へば成程此內も少所持被レ仕由に御座候近日其品委細書付差越可レ申旨被レ申候先以御秘本拜借の儀不レ顧レ恐乍二粗忽一申上候處被レ爲二聞取一拜見も可レ被二仰付一旨忝仕合奉レ存候殊に古書にて取扱も難レ仕程の御本に御座候處段々被二仰出一之趣重疊忝次第奉レ存候宜御禮被二申上一候旨被二申聞一候其外惣而他見成不レ申御約束無レ之御書物は何にても御惜被レ遊候儀無二御座一候旨も申入候其刻被レ申候は　文昭院樣御代御威光を以て秘書など相集見分書寫等も多く可レ仕樣に自然は可レ被二思召一候へども御治世漸三年斗に御座候間其間は每日色々御用御座候て御政事の上までも御尋の品御座候故一切不得二寸暇一候てたとへ書物致二才覺一候ても中々の書寫等仕間も

無二御座一其上　御歴代御傳りの御文庫には一圓珍敷御書物は無二御座一候毎年長崎より唐本新渡の內例格を以て軍書の類は御物に差上申候和書記錄類にては漸二條殿日次之記さては北條家より出申候東鑑ならでは無二御座一候　御先代にも舊記等御好被レ遊候故御座右に被二差置一候秘書の類も多くは新井殿より指上申候にて御座候由に候先年近衞大閤御在府の內御書物目錄御借被レ成御覽被レ成度旨被二仰遣一候て殊外御違隔被レ遊候何も不レ存物に御座候て漸其內二三部ならで御借覽無レ之由御座候左樣の譯にて御座候故數年自分才覺或は他品にて反古のやうに捨置候物などを取出し少宛ゝ取集申儀御座候手の及不レ申所は勿論の儀御座候右國史刑法部は成程政事に付申儀御座候當時刑法等の儀に付古代の品をも尋申度儀御座候へども曾而其徵無二御座一候に付別而政事に預申儀は考索仕度奉レ存候由被レ申候以上

十一月廿三日　小瀨復庵

今日新井殿へ罷越御返遣候御箱入の書物御ふくさ包のまゝ持參仕段々被二仰出一候趣申入珍敷編集綏綏御留置被レ遊御喜悅不レ淺被二思召一候先頃より打續火事騷敷其上御嚴密に書寫被二仰付一數度校合も被レ遊候程の儀御座候故旁御延引被レ遊候段も申入候えば被レ入二御念一被二仰下一候趣忝次第奉レ存候近頃賤臯の草本　御座候所被二返下一候にも御丁寧御認被二成下一此段別而難レ有奉レ存旨宜御禮申上候樣に被二申聞一候則次の卷被レ認候而相渡被レ申候御印章も一枚被レ致二返上一候今度息女方婚禮の御祝詞も相心得申入候得ば是又可レ然樣御禮可二申上一旨被レ申候

一艾元白詩の沁字の義相尋申候えば沁はヒタスと讀來申候汗の肌をひたし候事にも沁の字用ひ候事を相覺申候尤字書の注に分明なる義は無二御座一候へども以レ物探レ水曰レ沁と申候注を熟察仕候得ば成程ひたすと讀申儀違不レ申と奉レ存候たとへば手拭などのやう成物を湯か水かの內へ入ふりまはし申候意をもて見申候へば則ひたすと申候訓に相叶申候艾元白は明朝已來の人にも御座候哉覺不レ申旨被レ申候

一靱負佐之儀相尋申候えば此間室新助殿よりも右両品尋被レ申候に付存寄之通書記遣申候御不審被ニ思召一候儀至極之御事奉レ存候靱負と申候官名は本朝官名之内にては最初に出申候古き名に御座候萬多親王の新撰姓氏錄に其由來相見え申候順倭名鈔に府職員令云近衛府兵衛府衛門府由介比乃豆加佐と出申候て左右近衛左右兵衛左右衛門共に靱負と申候ものにて何れも武衛の官の惣名に御座候然處いつの頃よりか近衛兵衛は差置左右衛門迄に靭負の稱御座候則花鳥餘情に左右衛門曰靱負と御座候當時左衛門佐の稱御座候へば靱負佐と又申替候名分は無レ之等に御座候職原私抄に宇多天皇御宇に高階忠峯其官に任じ候と申候は則前に申候近衛兵衛衛門之内の佐と相聞申候はなれて別に靱負佐と申ものは無レ之理に御座候近代ケ樣之來由不レ詳候官名之誤共武家に夲レ之或は右近太夫右衛門太夫等之名も御座候何も右同事に不吟味成事に御座候右近衛右衛門などは皆六位に御座候て五位の太夫を混而自稱に仕候儀は無レ之理に御座候乍レ然檢非違使五位尉義經と名乘被レ申候は檢非違使は六位相當に御座候を朝廷より義經には五位を兼て特賜たりしにより其面目を以て名乘被レ申候事故實之儀に仕たる事に御座候其外市正などゝ陪臣等も不レ憚名に付申事なども不吟味之由被ニ申聞一候候正とは上裁にて無レ之自稱は仕間敷事に御座候御先代にか樣之事御改遊レ被候事御座候旨被レ申候

以上

十二月廿五日　小瀨復庵

一古史通之儀に付被ニ仰出一候趣新井殿へ申達候へば重疊被レ入ニ御念一候仰之旨忝奉ニ承知一候旨被ニ申聞一候

一檀紙之儀申入候次手に引合の儀相尋候へば是は口傳之物にて御座候壒囊鈔などに引合は艶書を調申紙にて男女互の情を引合するといふ心にて引合といふ也と相見え候へども是は慥ならざる説にて御座候引合と申名は檀紙にも又は杉原うすやう鳥の子などの類にても其差別無レ之二枚かさねに折申候を引合とは申事正説にて御座候紅葉がさねのうすやうなどゝ古き文にみえ申候も表の紙は紅にて

裏の紙は黄色にし御座候を引合申たる事にて候惣じて日本に古く出來申候紙は三品迄にて楮紙麻紙秦皮紙にて候此麻紙と申候も世上に存知不レ申事に御座候只今の鳥の子と申もの卽麻紙に御座候是又延喜式圖書寮に造法等委細相見え申候源氏物語にみちのく紙と出申すにも諸說有レ之候えどもうすやうの事に御座候由被レ申候

一龍紋之儀に付御尋之趣申達候得ば曾而旗紋などに紋を付申事憚申候儀相覺不レ申候決而俗說と奉レ存候追而其旨書付差上可レ申旨荒增に被二申聞一候

一先頃彼方より別紙に密々被二申上一候らう人之儀に付委細被二仰出一候趣申入候は先以被二聞召届一被二仰出一候趣忝仕合奉レ存候其身は仕官の志も敢て無レ之一生終申候半由申候得ども射法の事など世に絕可レ申儀殘念奉レ存候故旁不レ顧二其恐一申上候事に御座候御家風之委細迄被二仰知一忝奉二承知一候追而御家中之衆にても近付被二成下一候て如何樣にも申談其上にて御尋被レ遊候儀勿論之御事に奉レ存候一圓指急不レ申に御座候先何分にも宜樣御禮申上度旨被二申聞一候尤彼方より被二差上一候紙面內見被二仰付一候儀は不二申入一首尾可レ然奉レ存に付御口上迄にて申達候

一彼方封印被二返遣一候旨相達候所每度被レ入二御念一候御事に奉レ存候旨被二申聞一被レ致二落手一候

一話次に龍龕手鑑之儀相尋候へば成程承及候へどもいまだ見不レ申由御座候書體申入候得ば定而朝鮮本にて可レ有二御座一由にて攷事撮要と申候二卷御座候寫本取出被レ申候朝鮮之地理事蹟等委載申候書に御座候其內に端興と申候所名御座候其下に冊板之事を擧申候て龍龕手鑑と出申候を爲レ見被レ申候然ば慥に朝鮮板有レ之筈に御座候旨被二申聞一候

以上

七月六日　　小瀨復庵

東音譜昨日新井殿へ相返申候先達而入二御覽一書寫被二仰付一御喜悅被二思召一候旨申達候北倭志一冊被二差越一候に付來書相副上レ之申候

一書中に被二申越一候事件に付其段申上候楸之儀古歌にひさきの紅葉讀置申候へども唯今大抵秋後葉皆黄落仕候曾而紅葉は無二御座一候自然御國などにて

見及不レ申候哉楓樹の參考に成可レ申由に御座候に付其答に申遣候は楸は彌角楸にて俗名河原さゝけに決定仕候外に紅葉仕候楸は見請不レ申候但伊勢路明星か茶屋と申候邊に楸葉如き木御座候て言外紅葉仕候もの有レ之由傳聞仕候落楓などにては無二御座一候哉詳成儀は不レ承候由申遣候且又守宮槐之事被二申越一候世にはぎと申候ものは稲若水などは隨軍茶に相極置候得ども未疑敷奉レ存候事に御座候萩もと草類にては無二御座一候木類と奉レ存候往々大木有レ之由承及申候但萩は槐の種類にて守宮槐と申ものに無二御座一候哉群芳譜之說を以存寄之管見共申入置候事に御座候

一劉天授萬姓統譜相考申候得共載不レ申候彼書序文に治邵之儀相見申候左候はゞ若一統志承天府荊州府などの人物の内にも出可レ申候哉其外府志類にも可レ有二御座一候哉と奉レ存候相考索不レ仕候

一氷字人名にては音凝に御座候付氏にても左樣に唱可レ申候哉の旨御尋被レ遊候萬姓統譜に氷氏一人御座候而氷如鑑と申者出申候如鑑の字義にて推察仕候へば氷雪之氷にて可レ有二御座一候と奉レ存候然ば氏の時は音ヒャウと唱可レ申と奉レ存候

一三善爲康續千字文若新井殿家藏無レ之哉と相尋候得ば所持無レ之旨被二申聞一候已上

十一月朔日　小瀨復庵

昨日新井殿へ罷越候時分御子息平藏氣色相滯被レ申幸之所へ參合候間藥調合可レ仕旨賴被レ申候間任二其儀一候處今朝被レ致二書通一彌宜御座候間猶又藥調遣候樣に被二申聞一候其序に昨日相尋候儀に付考之書付被二差越一候に付奉レ入二御覽一候

一先日被二下置一候ふしゆかんかぶす二品持參仕新井殿考之程承申候得ば私共存寄とは相違仕候但かぶすは成程倭名に御座候倭名鈔に枸櫞和名カブチと出申候ちとすと轉じ申迄に御座候由被レ申候又俗に九年母と書申候訓は如何と申候えば則枸櫞木之三字に御座候由被レ申候如何樣是等之考左樣にも可レ有二御座一儀と奉レ存候

一鹽辛と申もの又なしものと申候物如何之品に御座候哉之旨申入候得ば鹽からは醢に御座候其内たゝきなどゝ申候は對斫と申候ものに御座候なしもの

は鹽漬のものあみ鹽からひしこなどの樣成物に御座候ナシモノ古き名に御座候ナシと申候は魚鹽と書申候字に御座候日本紀の魚鹽地と書候てナシホノトコロとよみ來申候又鹽字迄をシとよみ候事幾例も有レ之候ナシモノは魚鹽物と申義に候由則自作の東雅にも左樣に記置申候と被レ申候

一姜字薑の俗字に用候出所承度候旨先頭より申遣候得は通雅品字箋其外相考候得共其注相見え不レ申候但自己之料簡にて申候得ば宋板之書に別而此例幾字と申樣に相見え申候たとへば義字を叉に作幾字を先に作候樣に板行のむつかしき筆畫の字は省候而有レ之候姜字も其格にて可レ有レ之哉と被レ存候由被二申聞一候

一阿蘭陀は極北寒國に御座候彼國人南方ジャガタラと申所え出候而日本などへ渡申候阿蘭陀人は惣而短命に候旨世間に申候得共通而左樣之儀にては無二御座一候商舶などに往來仕候もの北方の寒國よりじやがたらの南方極熱之地え出候故水土になれ不レ申候而そのまゝいたみ候而病人に罷成候故短命のものも多御座候彼國に住着申候者は七八十歲之人常に多御座候由申候扨叉蝦夷と阿蘭陀とはうしろ合せの地に御座候韃靼も同北方に御座候て阿蘭陀とは地つゞきの方に御座候近年阿蘭陀より韃靼をせめ中國へも亂入可レ仕程の大成取合御座候て則彼方角の葛兒丹と申候國へ此四五年以前か康熙天子自身征伐出軍有レ之候由長崎え參候商舶の者申候由被二承及一候葛兒丹カルタンと讀申候由に御座候且叉阿蘭陀は日本を相去事一萬三千里と申來候儀新井殿國を見被レ申候得共難二心得一里數に御座候て漸三千里程可レ有レ之旨被レ存候付則其儀先年阿蘭陀人に相尋被レ申候えばいかにも實は夫程ならでは有レ之間敷と申候由御座候猶方角の儀とくと合點不レ參候はゞ萬國總圖を出し重て委細に可二申聞一旨被レ申候阿蘭陀の方角兼て私ども承覺候とは相違仕珍敷物語に奉レ存候に付書記奉レ入二御覽一候以上

十二月十日　小瀨復庵

新井殿對話の內著　御考にも可レ被レ爲レ成儀にて可レ有二御座一とも奉レ存候分申上候

一江の字カウの音ヱのよみと皆存候へどもヱもよみにては無レ之候高麗音の由 御座候欽明の紀やらんにも其品見え申候今朝鮮人はヱの音に申候惣て日本に高麗音多く有レ之候たとへば甲冑の甲の字かぶととよみ申候も同國音にて御座候當時俗甲冑の字用意義相反し申候は勿論に御座候へども甲冑をかぶとと申候事は誤にては無レ之候朝鮮に甲山と申候山御座候彼等の者はカブーサンと申候カブの下に猶音の餘響有レ之候故かぶとと申候やうに相聞え候日本往古は高麗え官人相渡政事を執行ひ筑紫の太宰府と申樣に日本府と申すやうなる政事廳も候て數多此方の人國都より參候て其所に中華の人も亦來會仕左樣のゑるべにて日本にも中華の人古多く相渡候故則其人才をえらび用ひ遣唐使にも參り尙又此方の人も渡唐仕文學をも習來候故音博士などの者も有レ之文學聲音の吟味も 御座候所口授展轉の誤にて正音を取失ひ候て今に至り候ては其紛敷物を吳音などゝ申樣に申なし候事有レ之候吳音漢音と申候ものは又別の子細御座候吳音は對馬讀と申候て實命比丘と哉らん高麗より來候て始てよみ申候音吳國の音にて御座候由に候假令ば都の字などもトの音を漢音と申しツの音を吳音と申候へども唐音を以て吟味仕候へばトにてもツにても無レ之其間に舌頭相鬪え候故 皆傳來の人の唱へやうにてトともツとも申　る物にて御座候或は歸の字音書に音規などゝ有レ之候故キの音と存候へば是又唐音に吟味仕候へばキの音にて無レ之クキと申樣に相聞え候親鸞上人作の正信偈と申ものを見申し候えば歸命無量と有レ之候 歸の字の傍にクキと付置被レ申候此人も 鎌倉實朝時代 一切經をも手つだひ被レ致候人數にて候 其頃までは猶音の吟味なども有レ之候哉左樣の音を付置被レ申殊勝なる事に御座候今相考候にクキの音をキの音などに音を轉じ申候品字箋などに借讀と 申候事有レ之よく人の聞覺候音を借申付候事と相見え申候聊示に是は漢音是は吳音と申儀も難レ成候唐音にも 又品品御座候武備志全浙兵御などに日本の語の訓を付候は皆閩中の音にて南京音とは格別のものに御座候昔閩人多く此方へ相渡又此方の人も閩中へ多く參夫故通事も相馴候て其閩人の申す所を以て右の

書などにも音を付申たるものに御座候眞中華正音と申すものにては無レ之由被レ申候

一日本にてかぶとの鉢と申事字義如何と久敷不審仕候處其子細相聞え申候品字箋に盔は盂鉢之屬俗謂兜鍪爲盔と御座候又宋朝の文の內に盔子眉子と申名目の連語御座候眉子はかふり申候て眉の際迄懸り申ものと相みえ候是鉢の體に御座候とかく盂鉢の類に候へばかぶとのはちと申事埒明申と被レ存候由被レ申候

一今世にかうりと申候て物を入申候器御座候文字或は行李の由申候說有レ之候えども誤に御座候文字栲栳に御座候是又朝鮮音にて今も彼國人カウリと申候

栲栳音考老　栲栳盛レ物器、卽古之簝也、屈レ竹爲レ之、先志王轄、用ニ栲栳輪一、蓋言ニ其形曲一也、亦作ニ箸箞一正字通

一護領と申物は何にて候哉と申候へば今ゑりまきと申ものに御座候朝鮮人など猟皮をゑりまきにいたし申候是護領之由被レ申候

一外國え金銀出申候儀長崎一口迄のやうに皆存候へども朝鮮琉球え每年　公義を　歷出申事有レ之候銀每年二千貫目朝鮮え渡申候琉球えは八百貫目宛渡申候十ヶ年に正銀二萬八千貫目外國の貨に成申候先年御吟味之事にて能承候に慶長已來外國え露顯上にて相渡候吹出銀十分之內七八分も相渡申候金子は夫に合せ候得ば相渡候處すくなく御座候由被レ申候已上

十一月朔日　小瀨復庵

靱負佐之事相考申趣左に記候て上レ之申候新井筑後えも承合候處に別紙之通申越候間其紙面直に上レ之申候

一靱負佐は勿論左右衞門佐之事にて御座候左右衞門を靱負と申靱負に佐を付申候儀は淸少納言枕草子にゆけひのすけのやからかりぎぬすがたもいやしげなり源氏花鳥餘情に靱負と書てゆけいとよめり靱は矢をいるゝしこをいふ左右衞門は弓箭を帶するつかさなるによりゆけいといへり近頃北村季吟枕草子春曙抄にゆけいのすけは左右衞門佐といふなりやかうかりきぬすがた（夜行狩衣姿）なり夜行

とは衞門府は內裏の御門を守る故夜の巡行をつとむるなりと有レ之候 源氏物語にもゆけいのすけと申詞有レ之候樣に覺申候へども源氏所持不レ仕候故考不レ申候其元に有レ之候はゞ須磨明石みをつくしのあたりは御考御覽可レ被レ成候又源平盛衰記信連合戰之段等も左右衞門尉之儀を檢非違使靭負の尉と申候而有レ之候然れば靭負佐又は尉などゝ付申儀有レ之候事出所無レ之儀にては無二御座一候へども憒成武家之記錄などに出所有レ之候哉覺不レ申候新井氏もかな物よく見申までにて外に所見無レ之と別紙之體相見え申候御右筆役之中かやうの儀存知可レ申者之方へも承合候所當分存當無レ之候相考見可レ申旨申越候右之通に御座候へば靭負佐と申候稱呼は古來申傳儀は候えども左衞門佐右門衞佐兩官をすべて申候名目にて御座候左かれば左衞門にても一官之稱呼には成不　申筈に御座候えば一人の名に靭負佐と名乘申儀は有レ之間敷事に奉レ存候是は筑後守料簡之通左右衞門佐をすべて世に靭負佐と稱し候に付いつとなく別官別稱之樣に相心得流例に罷成候間互に用來候儀と奉レ存候以上

十二月廿六日　室新助

山本源右衞門樣

與安積澹泊書

一三月十六日之貴翰本月十七日土肥源四郎よりの便に鳩巣より被レ遣候由にて傳達拜見仕候先以彌御勝常幸甚の至奉レ存候某儀無二異事一此間は舊痰も及二爽快一候仍て前書に御答申上候事に付延慶州一件御別幅拜賜不レ淺忝次第に御座候就レ夫御藝園の一事蒙レ仰候平野への御狀被レ遣候早速相達候所當時病氣の由返答候て去る廿六日御報と相見え一封持參の事に候折節某儀他出不レ能二迎接一候程近に有レ之候間此後も御狀被レ遣候はゞ早速可二相達一候用事も候はゞ平野へも可二申通一候由被二仰下一忝奉レ存候新居の事何の草木も無レ之隣家などの樣子をも見候所火事抔の有レ之候地にても無レ之候へ共然るべき喬木も見へ渡らず高卑有レ之候地形にて宅邊は岡脊にて瘠土故何の草木も成長仕らぬ體にて賴もしからぬ事に候少々移し栽へ候ものも候へども快からぬ氣色に御座候第一地面昔繁華の地にて致二拜領一候よりは半にも及候はぬ程の狹小なる事にて左樣の樂事は大かた望も無レ之程の事にて候何か其邊の御事不レ堪二健羨一候郎平野よりの一封今日土肥迄賴遣し候鳩巣には當年未だ不レ懸二御目一候程の事候御使は土肥方迄有レ之候迄の事故に貴翰なども遲滯仕候事に候御不審も可レ有レ之と申述候猶奉レ期二後信一候恐惶謹言

四月廿八日　新井筑後守君美花押

安積覺兵衛樣

人々御中

丑六月廿七日

一魚養墓碑の事異聞を得候て幸甚不レ過レ之候某も前年南都經歷候へ共子細候て僅に三日にて罷過處々見殘し候事共に候昔は南都に親く申通候僧衆も多く候へ共今は暫く絕二音問一候て銘文尋可レ申緣りも無レ之候其內何とぞ心懸候て萬一出來り候はゞ可二申上一候訓の事も被二仰下一被レ入二御念一忝奉レ存候

一關宗祐事體ならぬ事ながら結城やらんの系圖に關氏の祖と覺しき祐の字の名見あたり候き此度申上度搜索候え共火後燒殘り候什器書庫に混雜して難尋得不レ能二其儀一候是等の人體ならず候事南北戰

亂の中とは乍レ申遺憾不レ少奉レ存候事に候

一陸奥州五十餘郡の事年來心に懸り候へ共兎角知れ兼候仙臺の衆に左樣の事好まれ候人に相尋候へ共知れ兼候畢竟　皇家全盛の時は一郡を置れ候にも必大小領等の官も又任ぜられ候き諸書に見え候所は皆々其頃の記載に據られ候事にて鎌倉の代陸奥國は武家所領と成候後の事に候分置の事も出來候にやと存ぜられ候せめて引用にも足り候程の書に五十餘郡と申事も見え候へかしと存候に節用集より外管見も無く何事もをどけなき事の如くに存じなされ候

一鹿苑僧起草の文の事是も鹿苑へ疾くより申遣し候え共未だ返答不ニ申來ー候無ニ心元ー奉レ存候景泰中源義成明へ被レ遣候書翰御覽及被レ成候由申兼候へども貴暇の節被ニ仰付ー如何樣にも御寫させ可レ被レ下候少々それらの事に付心懸候事有レ之候故御隙も不レ被レ成ニ御座ー候に申上兼候得共重て如レ此御座候

八月九日

一應和の後錢文見へ候はぬ事に付蒙レ仰候趣にて年來の疑をも決し候樣に奉レ存候此時公卿論奏と見へ候は更鑄新錢の事は停められたゞ〳〵歷代舊錢並行の事に決し候故に其後錢文の事は見へ候はぬやらむ就レ夫日本紀略天德の紀御記し被レ下用にも有間敷候へども被ニ仰付ー候由に御座候手前藏本には因幡介廣兼圖書允行保懷之と有レ之候に付三人の事にや何れも姓の見へ候はぬは必脫誤に候はんと存じなし候へ共別本とても存じ候方の內に不ニ承及ー候て疑を闕き置き候所に廣兼懷之の姓初て承り候又福壽神寶錢の事も他に見及候はぬ事疑なきに非ず候所に正宗寺椽下より出候錢どもの事を記され候御書付被レ下候內に十一錢迄見へ申候是等二條は思ひがけざる事にて御敎示により此新得有レ之候すべて一事の事に候とも未見未聞の事を承も見も仕候は是に過候樂なき事に候然るに毎々御庇蔭にて愚者の得有レ之候事謝し盡し難き仕合にて候固より淺陋の質加レ之晚學の事殊には壯年の日まで官游東西に心を用ひ候て涉獵の暇なき身に御座候所存じ懸ざる事により前代遺遇の後には又夫に付候事にて靜ならぬ事のみに有レ之候き數年以來投閑斯生の幸と存じ人事を謝絕し舊業を修

し候を樂み候へ共實に獨學固陋其上家書も乏しく目前の事に候はむも知れ候はぬ事共多々のみに候其後とても每事請問の事候はんに御厭棄無㆑之候はん事所㆑仰候

一先可㆓申謝㆒候は新居の御賀詩拜賜是又望外の大幸に候過分の御詞共重疊し候て慙愧の至に候右に申候如くに近年以來人間の事謝絕に至て如㆑此の賀章抔の事思ひかけざる事に候へば此御作を以此時の一故事に子孫へも申置べく候金蓮燭の事御思召寄の事被㆓仰聞㆒候此事にをきてはひしと當り候事有㆑之申述たく候へ共書中に盡し難く候へば不㆑能㆓其儀㆒こなたにては不可思議なる事にて一入一入感泣に不㆑堪候次に玉笋班の事唐李宗敏門下多㆓清秀㆒の事をや御用ひ候はん若しさらば誠に過當の事に候但當時御用をも被㆑承候歷々老朽昔鵷鷺の事も候樣に世に申沙汰し候やらん承候へば夫等の事をも思召寄られて候やらん何れにも兩句共に過當の事たる事は過當に候へ共的對の御事に候とは奉㆑存候末句拄笏の事も淺々の御事にも有㆑之間敷歟萬謝無㆑堪㆓赧顏㆒候是も右に申 候ごとく久しく人事を謝し候上は當時應酬の作など可㆑有㆑之にもなくいとゞさへ不材茅塞の事に候へ共奉答の儀無㆑之候はんは不恭の至にもやとあと先きも無き事一篇呈㆓座右㆒候第三は右に申候感泣の事にも通じ候はん歟第四は卜居の御答第五は當時諸侯の御事第六は昔同じく供奉し候人々の事にも及び末句は去頃國史の御事承及候事ども候へば申述候但留滯の字には微意なきにも非ず候本事は周南と候ひしにや唐詩に東周留滯と使ひ候事も候かと覺へ申候に付東の字は尊藩には親しく候はんと取用候如何可㆑有㆑之候はん歟扨老朽事前月十五日に裁書候て見候に新居實に地僻人間に遠く左右前後たゞたゞ田園のみにて陶潛田園詩作によく似よりたる事共程なく九日に成候はんにも離下の黃花も白衣人も亦悠然と見候べき南山などの如きは見へわたらず候猶夫よりも老朽彼翁に似候事の無く候是等は大に似ざる事にて殊に未だ南窻の功を畢り候はぬに付斧斤の聲も耳にたへず候て大かた風雅掃㆑地候有さま不㆑及㆓是非㆒候

一不㆑及㆓申上㆒候へ共藏字六書故にやらん藏之の時

は去聲と候ひし說に隨ひ申候いかゞ可レ有レ之候やらん

一朝鮮の海東諸國記に本朝の年號とも古き代よりの事共一々書のせ有レ之候こなたの史籍に見へ不レ申候事勿論の事に候雖レ然諸國神祠佛宇等の本緣を昔より記し置候者又は古き系圖などに海東に見へ候年號數も多くゑるし候物共甲子等も大方符合候も見へ申候然れば海東に記し候事一向に無稽不根の事共申破り難く候樣に見へ候定て此義など貴府の御人々御僉儀候子細可レ有レ之候間御示敎可レ忝候大抵は其代に文字いまだ未熟に付あまりに淺々の事共に候故に後に史を撰ばれ候時に削去られしにやとも被レ存候所に持統の世に永昌を記し候などを見候へば一層の不審を增し候樣に奉レ存候

一大和の越智氏の系何れに出候やらん某存候ひし人井上の至極古き系圖を代々相傳候源氏にて候き其系に井上の別れたる事委細に見へ候き殊の外に長き系圖にて殊に祕し申され候て寫し候はん事は不二存寄一あら〳〵も同氏の家稱を寫し給り候へなど申候內狂疾にて人を多く切殺し其身も自殺せられ候いかに成候やらん兄弟もなき人にて候故不二分明一候右越智氏は南朝にては代々節を守られ候人にて殊に其鐘の脇楯許りを南都にて見候事も有レ之候てゆか敷覺候に付是迄に御尋申上候是等の事御尋申上候より外により處なく候故に被二仰下一候御詞にとりつき每々恐入候事ながら如レ此に候

一杉葉の事に付御尋にて候是は劉欣期交州記合浦東百里有二杉樹一葉落隨レ風入二洛陽城內一の事にて候吳均詩三秋合浦葉薛道衡詩杉葉朝飛向二京洛一皇甫冉詩心隨合浦葉などの事を取合せ候き

一奧州に家兒の事白石詩艸にて御覽被レ及御尋にて候某事は亡父の時より故土屋民部少輔家人にて民部少輔第二子相馬の家へ養子に罷成候時に某兒にて候者をも附屬しつかはし候に付相馬の城下中村に居住候是は三十年許以前に死去し候て子供も兩人迄候ひしも打續死し今は孫の代に罷成候扨某事は民部少輔子伊豫守代に浪人仕堀田筑前守家へ罷出下總守代まで彼家に罷在候其時に福島へ一度出縣へ一度罷越候事に候き信夫郡は則福島を申候き兒の名は彌一右衛門正信と申候き白石詩艸の中の

人名の事いかにも〳〵忘れ不レ申候追て書付可
レ致ニ進呈一候彼福島より中村迄は僅に六里に候中
路に顯家中納言の遺跡靈山鎭有レ是候て今も昔の
庭の跡に牡丹など春を不レ忘候礎石等も元のまゝ
にて焦殺時々あなたこなたより出候と申事に候

寅七月
一賤息等の事御尋下され候長は傳藏明卿少は平藏宜卿と
申候兩人共に文字は不材にて心まかせに仕り置候
事に候

一何やらんにて見及候處とも記得し候は明の社屋の
事は東林黨議開礦西洋星學此三つによりても有
レ之候ひしか就レ中黨議によりて先に申上候ごと
く人材一綱打盡し候によりて端人正士朝廷に跡
を掃ひ崇禎天子も逆璫を誅せられし初の如きは政
も清明らしく見へ候へども兎角に知人の明をはし
まさず候歟輔佐の人溫體仁が若き輩のみにて拒諫
の氣味も多くみづからの材を御たのみ候樣の事の
み見へ候き如何なる事にや其節士大夫廉恥を顧り
み候者なく成り候樣の風俗にて長崎などへ來候商
賣人の類猶々の事に候ひしと是は亡師にて候者毎
毎申聞せられ候物語ども候き如何樣左にこそ候ひ
しと見へ李賊北京に入犯し候時歷々買降の體廉恥
掃レ地候體に見へ申候畢竟嘉靖萬曆以來漸々に頽
風薫化し候餘殃と存ぜられ候萬曆輔臣沉一貫如
レ仰端人共不レ被レ存候方信哲又同じ事に候と被レ存
候葉向高は一時の人物にて候歟笑止千萬なるは高
攀龍の不幸にて候き張天如張受先いか樣頽波の砥
柱と可レ申候湯賓尹浮薄の徒の事御尤に奉レ存候但
し浮薄の二字は大かた明の士大夫其風俗にやと奉
レ存候不調法らしく迂遠に見へ候え共宋の士大夫
には明の衆の如き浮薄の徒あまり多からず候ひし
歟たゞ〳〵明三百餘年間の人物材の勝候樣にて德
を論じがたく候歟賓尹及第の時に一士の夢に晉の
元帝恭默思道など申ふらし候類も何とやらん浮薄
の徒夸張の談らしく覺えられ候

一紀事本末作者谷應泰の事其傳いまだ見及ばず候其
中見及候事も候はゞ早速可ニ申上一候論斷四六の體
いかゞしくは思召候へ共自由自在なる事又そのご
とくにも書れがたく思召候由御尤なる御事に奉
レ存候明末の章疏等をも又は通紀などの書法をも

見候に四六偶麗らしく候事は時文の體裁にやとも奉ㇾ存候總じて明季に至り詩も文も其體一變し候歟よき事も候やらんは知らず候へ共是又氣運一變すべき事の兆らしく奉ㇾ存候如何被二思召一候歟

一明史の事あなたにては既に行はれ候樣に申ふらし候へ共いまだ來らず候歟但中葉以前の事は不ㇾ存候近世の事は則谷應泰被ㇾ申候如く時史所ㇾ書非ㇾ無二曲筆一と申すにや候べき總じて近世渡り來り候書に奴兒部の事に涉り候所々は删除し候就ㇾ中通紀のごときは一々删除し候餘りのみにて事の子細は不二分明一候如ㇾ此の風俗にては必曲筆多かるべき事に候況や前代の遺老とて錢謙益の總裁と相見え申候淸人曹爾堪とか申人錢牧齋先生挽詩と申物を見候に人世雄心老漸灰昔年鉤黨競二風雷一俊厨何救東京沒刁顧還從二北渡一來天爲二文章一留二末路一人推二碑板一冠二群才一先朝實錄尤淹貫多少微辭紀二定哀一と有ㇾ之候き此老の總裁信を取がたく候いかほどの事に有ㇾ之候やらん此老詩抔の評はいかにも平穩に候へ共人物はいかゞ候べき淸朝に志を得候事は定て子細こそあるべき節義はいかにやと被ㇾ存候事に候是又いかゞ被二思召一候や

一先年御家にて被ㇾ遊候鎌倉志の中鶴ケ岡寶物に兵庫鏁の太刀の事を兵庫鍍とはいへども古法とは異なりとしるされ候此兵庫鏁と申制の事多年心懸尋候へ共兎角に知れかね候彼志に古法とは異なりと有ㇾ之候は御家にては古法の制御稽據有ㇾ之候事と奉ㇾ存候既に年代も推移候へ共左樣の事御精練の御方猶御入可ㇾ被ㇾ成候や何卒思召回らされ古制の樣子被二仰下一候はゞ可ㇾ忝御事に候當春も京より來り候人の京には左樣の事よく知り候人候間尋給るべき由にて此間返書到來候知れ候はぬ由に候先年以來爰彼承合候へ共埒明不ㇾ申候故如ㇾ此御座候

七月十四日

一兵庫鏁の事被二仰下一忝奉ㇾ存候先年本朝軍器考と申もの二十卷計有ㇾ之候を賤息等が爲に撰述致し置候き其節よりして尋候へ共兎角に知れかね候わづかに制度を申候者も有ㇾ之候へ共只今制し候はんには據なき樣にて京師は大方搜索し盡し候に付鎌倉志の趣御なつかしく申上候事に候きとくより御通路をも仕候はゞ事に及び候幸も可ㇾ有ㇾ之候に時既に推移不ㇾ及二是非一候むかしほろと申制も同

じ事に候得共是は三輪の社に候ものを寫し得候て
いかにも製せらるべき據有レ之候古き事好ませら
れ候ひしかば西山公の御時などに或は雛形被二仰
付一候者は無レ之候やらん夫等の御手寄も可レ有レ之
候はゞ御聞合可レ被レ下候凡て古器の製等何も何も
覺束なき事に多くは成來り候て歎惜も少からず候
先早々貴報可二申上一草卒の體恐入候へ共如レ此候

一兵庫鑣の制の事に付申上候御先書の御答奉二承知一
候時後れ候故にと遺憾に存候內重て縷々蒙レ仰御
祕藏の御圖御才覺御寫被レ下先以御心に懸られ被
レ下候御禮可二申上一樣も無レ之候殊更希代の御圖を
拜見候て四十餘年の疑團を破り候て大かた近年の
大快事これに不レ過候餘りに大幸に覺候條其あら
ましの事煩しく候へ共申上候先書にも申上候如く
形の如くには文武の器制年來考索し候て大方には
形をも付候へ共兵庫鑣の制兎角に分明ならぬ事等
有レ之候き足利殿時代の古記等に兵庫鑣七足にし
てなどゝも有レ之候彫工後藤氏にいかゞ候やと尋
候に足の處を銀にて鑣のごとくに彫り透し候と承
及候ひしなど申やうの事にてはきく〳〵とも仕らぬ
事にて候此御圖を見候へばいかにも古記に鑣に七
足にしてと有レ之候にも符合し候銀にて鑣の如く
仕候など申傳候も遠からぬ事にも可レ申候古書一
谷合戰の卷物元信法眼繪と申候へども夫よりは今
少し古く候て品は元信よりは劣り候かと見及び候
物に太刀の足と申處を繩目の如くにかき候を佩き
候人一人有レ之候只今迄は今も俗に「くだ」とも竹
の節とも申候物を如レ此には繪き候はんと見捨候
處に此御圖に據候へば果して兵庫鑣の制を畫き候
を知らぬ事にて右のごとくに見過し候き又蝦夷の
寶刀の圖を見候に太刀の制こなたの物に紛れもな
く候て足の處は金物失せ候て紫革にて綴り候て刀
頭のこなたにて露と申候處は銀の鑣にて此御圖の
如くなる物に候是又昔の兵庫鑣の制なる物を往古
に取傳へたると見え申候是等一々見合候て符合の
事共有レ之候へば聊杜撰なるべき御圖に無レ之候事
扨々珍祕の御物と奉レ存候是のみならず鳥頸槊鍔
など申制即これにて弦袋の著け樣など海田采女正
畫き候西行上人繪卷物にも弦袋のつけ樣候ひしと

符合候古人申傳候にも一故事を得候は萬斛の眞珠船を得候ごとくと申候も如レ此の事と祕藏此事尤他見に不レ可レ及候さるにても此御圖いかなる御來歷に出候やらん迚もの御事に承り度候返す〳〵御禮存候樣には難二申盡一候

一荒井新井の事をも丸山殿御心懸被レ下候由忝次第乍レ恐宜しく御禮申上度候

『伯時云澹泊の子閻翁の説に此兵庫鎖圖は館本武具圖説より出たり白石へ答の時は出處慥ならず跡にて見出たりと云り丸山雲平、水戶臣著諸家系圖纂卅餘卷(活版本補注)』

八月二十五日

一魏憲詩の事に付預二御下問一候此魏憲の事は淸百家詩選の作者にて其選をも又其詩をも見候ひし事は有レ之候き扨又雲間陳氏の事も皇明詩選の作者にて是は殊に其選述の事も面白く存候附錄の處の自作等をも少々は記憶し候事も有レ之候雖レ然只一筋の詩人とのみ心得候て打過候所に此度委細御敎示に付て扨は明季節義のみにあらず興復の志も候ひしと存候老拙只今までの淺陋寡聞を自ら愧候事も又御敎示の幸を得候事もいづれも〳〵もとり〴〵に有レ之候臥子作に自傷舊約慚二嬰杵一と有レ之候事始て見候夫に付て存出し候は子龍登二高山一而望二遠海一長篇の落句に翻憐黃綺無二長策一空向二高山一老二歲華一の句有レ之候(此詩は黃心甫扶輪廣集に出候歟)黃綺と嬰杵の句を引合せ見候に必臥子と瑗公とひそかに相約し候事有レ之隆武弘光の間帝孫を取立候はんとせられ候と相見へ申候子龍選述の皇明詩選に宋轅文聞二吳大將軍率二關寧兵一以二東西二虜士一破中李賊上志レ喜の七言律二首有レ之候之により見候へば慥に臥子は隆武弘光の間まで存生たる事不レ可レ疑候歟方密之の如き明季の亂後方外の人と成られ候と申も是猶箕子の佯狂の流にても可レ有レ之候然れば其選せられたるものは貴き物に有レ之候と存候物理少識通雅などの書は難レ有事に被レ存候臥子の事はたゞに其節を立られ候のみにあらず嬰杵の志有レ之候は誠に大節天地と共に朽間敷事に候を淺陋寡聞只尋常の詩人に候とのみ心得此年月何となく相心得皇明詩選など見すて候事不レ及二是非一事共に候扨夏瑗公父子の事委細の事は不レ存候へ共あはれ至極

の事影仰に不レ堪候谷林倉いかさまにも應泰號にも可レ有レ之候か何れも〳〵只今までは不レ存候事に候老拙心易く仕り候人に明季清初の詩を好まれ候て其詩集を集められ候仁有レ之候其詩集とも借りよせ候てもし〳〵作者の内に見え候やらん尋究可レ仕候其人も去年罹災候いかゞ其書も歸ニ于寒灰一候やらん無ニ心元一候これ等の事も昔の居處に候へば其儘に申もつかはされ候事に有レ之候へ共當時はかりそめにも二里三里を隔候て一价を出し候にも終日の勞に罷成殊に先様當時日々出仕の人にて朝かたならでは在宿も無レ之候へば或は黎明或は夜來に使をも出入し候はねば難レ仕候へば早々難レ及ニ御答一候子龍會葬瑗公律詩それに御記しも留られ候はゞ遲からず候間いつにても御寫し被レ下候様に奉レ頼候

一兵庫鐘の御禮先書に申上候如く返す〳〵も難ニ申謝一候就レ夫前歳とり集候て賤息等に取らせ候本朝軍器考の事被ニ仰下一候何より安き御事に候雖レ然もとこれ本朝の事にて其事俗間に行はれ候ものゝ事と申不學なる輩に便りし候はんと俗語のみにて綴り候ものにて中々高明を汚すべき物にあらず候ここに一事の幸と奉レ存候は高覽の後いかやうにも大手筆を勞せられ序跋の間被レ遊被レ下其書に御とぢ入御返被レ下候はゞ是によりて腐草も光輝を生じ候はむ事に候條いかにも小池殿へ御申含可レ被ニ仰下一候右に申入候如く小池殿よりも一二里は可レ有レ之候へ共重て御使と申もいかゞに候間御使來次第に附呈候様にはや〳〵認めおき可レ申候たけ尺餘横七八寸に厚さ一寸半許りの箱に封じ入可レ進レ之候間夫等の事も小池殿へ被ニ仰含一可レ被レ下候手前にも撰述の時の草稿は候へ共夫は塗抹改删等のまゝにて淨寫仕らせ候は只一部に候へ共右に申上候大手筆を勞し候はん事をもし御許容も候はむ歟と可レ進レ之候御一見の後早々御返被レ下候はゞ可レ存レ忝候先きに鐘銘も應ニ貴酬一候是も定て可ニ相達一と奉レ存候

一高氏子略陳子讀書解題兩人共に宋人と相見え候是馬貴與氏通考に載せられ候此高陳二氏誰にて候やらん通考經籍考にも見え候はぬ歟焦氏經籍志にも

不レ見候歟但し見のがし候かも難レ計候へ共名字無ニ覺束一御尋申上候

一壺碑の事書手知れがたく候か民部省圖帳の類のきれはしにも候やらんの物に見雲眞人書レ之と有レ之候を見及び候き天平の前後に左樣の人承も及ばず候姓氏錄にて考候に眞人姓に見雲と申も無レ之候歟人名の事は續日本紀を尋候へ共左樣の名の人は見えず候例の淺陋寡聞故に此疑候やらんいかに思召候や仰ニ高明一候愚管の所は淡海眞人三船の事は善書の名勿論にて其世も又ひしと相合候古人の名唱へ候所同く候は換字の例も候へば見舟などゝしるし候もこれも例の俗書の舟の字すと見え候やがてすと心得候て轉寫の誤やらんこれらの事はそれの思召を承り屆候より外當時存より無レ之候條愚管の事をも殘らず申上候御敎示に預り候はゞ可レ爲ニ大幸一候

八月四日

一澁谷金王櫻の寺の鐘の銘の事蒙レ仰候こなたにては承も及ばず候に一奇事を承候と存私宅の邊の者共に相去候路程を相尋させ候へば廿七八町の內外に可レ有レ之と申候昔畿內外の中にて是等の物を搜索候に如レ此の事人傳にては思ふ如くになきものに御座候路も左のみ遠からず候へば遊歷の爲にもと存昨三日に兩息を召具し罷越し候て初て其境を見候扨鐘を見候に新しく鋳の年號を見候へば寶永元年と見え候ゆゑ被ニ仰下一候趣とは何とやらん行違候と不審に存候故に別當東大寺へ案內を乞ひ候て對面仕扨鐘銘の事申出候てひかへのものをかり出し座上にて某自ら寫取り候て早々其寫を呈し候文言の如きは序も銘も撰し候人有レ之と見え候故法印へ尋ね候へば其師慧順の自作と被レ申候慧順も於レ今在世の由にて物語など打返し〳〵承候に當住申され候說分明ならぬ事のみにて澁谷とは庄號共被レ申又谷盛七鄕の內に候共申され候七鄕如何と尋候へば澁谷赤坂麻布など數へられ其餘は分明ならず候七鄕凡て一萬三千餘町など申傳へ候など申され金王はこゝに生れられ候故に其栽へ候ものとて金王櫻と申すなどゝはや〳〵とも仕らぬ事にて古木は朽候て垣の內に株のみ殘り候外に文書等も無レ之候由にて事の體慧順と申人殊の外精力

才幹有レ之人にて此時に何角の事を宜く仕り成され()候體にて委細は鐘銘にも見え候間不レ能レ詳候扨私宅より一里餘西北の方に大宮と申候て此邊の名社有レ之候是は衆人群集し候て花を賞し候處に候故當春某も罷越し見候き申傳候趣はこれも源賴義將軍東征の日に石清水を勸請し候由にて八幡の社にて候地名をも大宮と申候て門前十町近くも有レ之候長松數千株は雲を拂ひ候ごとくにて唐繪に畫き候ごとく老拙つひに見も及ばぬほどの長松にて扨々見事なるもの樹木皆東になびき候事は東征を護せられ候故と申傳へ候但西南の風海上より來候にいつとなくなびき候ものと見え候其外に杉檜數萬株是も數十丈のものに候へ共かの長松より見候へば兒孫のごとくに候賴義將軍遠からぬ境に八幡をこゝかしこに勸請ありしもけしからぬ事歟もし今を以て疑論し候はゞ大宮は左も可レ有レ之候地勝にて御座候と被レ存候東大寺は殊の外に地狹く殊勝氣は無レ之處にて候大宮の松は某奥羽を始め房總豆相東海一路畿內濃尾等いか樣四十餘國見及び候內に彼松の如くに長大に見事なるものにてえかも數の多きは見及ばぬ事に候歟

一右の庄名に付一事思召を承度申述候莊園の事旣に令にも見え候へ共其後院宮より始て攝家有勢の人入諸國に莊園を置れ候て賴朝の代に地頭職を補せられ候など勿論にて今に至りて庄號を唱へ候國々も有レ之候又あとかたもなく成り候も有レ之候歟國にあらず郡にあらず鄉にあらぬもの大方は庄名と見え候其中に當地江戶と申もの某愚管の及び候處は庄名と存じなされ候江戶川越澁谷などは賴朝の時の大名にて有レ之候は皆々夫より先の庄官故にて有レ之候やらん齋藤別當實盛申候詞にも近年御料に附られ武藏の長井に居住し候と申も院宮又は平家などの新建にて長井の庄の別當に補せられ候にても可レ有レ之候か他はいかにも候へかし江戶の事は今に至りては天下の大都會の地に成り候へば建置沿革は考究し置きたき事に候へ共東鑑に江戶河越葛西などの事見え候より先の世の事更に更に見不レ及候扨又河越庄と東鑑に見え候へば江戶も庄名とは存申候もし〳〵庄名にも候はゞ誰人の剏建せられ候庄にて江戶は其庄官とは成候やらん其

後太平記に江戸遠江守と申ものは東鑑の江戸の子孫にて候や近き頃家亡び候北見久大夫方は太平記の江戸竹澤の其江戸の的々の子孫にて矢口の祉をば避られ候家說も有レ之候北條家の頃までも江戸と稱し候が當家を憚り累代所領の地名を稱し喜多見とは稱せられ候由此段はたしかに北見家の家の子にて候人の說を承覺候き其家既に斷絕し候てあとかたもなくなり候へば今は尋得がたく候是も又夫までのことに候右申上候ごとくに當代大都會の地名のよりて始り候事を存ぜず候はあまりに疎々しく覺候に付て多年搜索し候へ共未だ求得ず候間高明を仰候事に候江戸家系等の事丸山殿へも御尋合せられ可レ被レ下候新田家の祖義重を新田と稱し候はたしかに上西門院の御料に新田の庄を開かれ候て其庄官になし下され候樣に見え候歟越前淺倉の祖黑丸入道なども一條家の黑丸の庄を預られ候ひしより彼國に竊據し候事は一條家裝束抄の中にも見え候きすべて昔地名を稱し候て庄司など申は不レ及レ申其外にも京家の人の外國に子孫候て豪富に候多くはこれらの由緒有と見え候これ又いかゞに被二思召一候歟或は其國の四分の一に任じ候て新墾し候地を庄となし子孫に讓附し候事も候にや武家の世となり事勢一變し候上は夫よりさき僅かに一二百年間の事分明ならず覺え候て遺憾の事共に候

一鐵函心史の事初て承知仕候朱先生の筆記に見え候上は人見氏藏本疑なく候はんかもし又人見氏誰ぞの藏書を借出し見せられ候やらん昔はいかにも人見氏の藏書借り候て見候便り有レ之候所に今は其人歸泉せられ候て其便斷絕し候此事は鳩巢へ御申つかはされ木下平三郎より人見子息衆の中を御たづねさせも可レ被レ成候歟今は平三郎も人見氏子息たちに疎濶になり候てそれらの事申出され候はぬも不レ存候へどもまづ思存如レ此候某其中平三郎へ逢候はゞたづね見候事も有レ之べく候へども互に程隔り候て節日などに殿中にて逢候事も候より外は音耗自ら疎濶に候鳩巢は日々の通問と察し候につき如レ右候

一前にも申上候が俗間にて奧州五十四郡と申候事に付て印本の延喜式を見候へば所管五十五郡有レ之

候源順和名鈔に參し候へば最初に大沼一郡有レ之候を印本の式には闕候やの樣に見え候尊藩に御善本の式可レ有レ之候いかゞに候か奉二承知一度事に候次に拾芥抄には三十六郡候へ共和名鈔とは異同有レ之候節用集に至てはいかにも五十四郡候此節用集の事環翠の作とは申事に候へ共慥に據を不レ存候いかゞに候哉の事又次に當時公儀の御帳には五十二郡と載られ候へども其内白河白川宇田宇多の四郡候いづれも一郡に候を領主のかはり候故に或は文字或は讀候事もかへられ候事と聞え候へば實に五十郡と見え候平家物語阿古屋の松の下に出羽みちの國も昔は六十六郡が一國なりしを十二郡をさき分ちて後出羽の國をば立られし也と有レ之候然らば五德冠者の頃には俗間に五十四郡の說有レ之候事は一定と聞え候然れ共後來迄の證に引候はんに平家物語又は節用集もいかゞにや可レ有レ之候もし證にも立可レ申物に五十四郡と申す事ゑるし置候事御覽じ候か此段思召を承度申述候事

先師申候は若き時東鑑の講をせし人の奥は元六郡を一組づゝにせし事なり御館を奥六郡の主と云しも此ゆゑなり昔は六々三十六郡なりしを後に六九五十四郡に分ちて押領したるなりといひし是等俗間にいひ習はせる事も有るかと申候事有レ之候其講師の名も承候へ共久しき事にて色々按じ候へ共存出されず候多年心掛候て大かた沿革は存當り候へ共建置の年代は兎角に知れかね候

右ゑるし候三ケ條の御尋御垂示に預り候はゞ可レ爲二大幸一候

一前代に子細候て本朝經國の要とも被レ存候事共編述候中に樂考も三册迄有レ之候へども律呂の事に至ては詳にせず候き是は某天質耳無レ之候て音をさとし得ず候て笙など辻故伯州何角と指南し給り候へども學得候事もなく和琴などの事近衞故太閤被二仰下一候事ども候へども得レ意候處もなく野々宮の故中納言殿とは律呂の事など申承候事も候へ共是又手に取られ申さぬ事共にて所詮不レ得レ存事疑しき事に候へ共傳疑のみにて事やみ候き然るに此度御問目を見候にこの御方には聲律の事數十年御心を御用ひられ殊更熊澤人見などの如き衆中と御

講究の事共も候と見え候へば中々御答に難レ及は勿論に候其上又思召付候處と某の年比存寄候處とは大本ゆき違ひ有レ之候樣に存候に付たとひ愚管の萬一を申答候とも御聽受にも及ぶまじく候是等の事に付此御答は元來得レ意候はぬ事に候とて辭し候由被二仰答一候樣に宜しく奉レ賴候但漢晉以來隋唐又は宋迄の樂志と陳氏樂書等により候に周の衰より雅聲は絶響候て漢より以來皆々鄭衞の音のみ行はれ晉宋南北の比には西北の胡音打交り隋唐に至ては雅部胡部俗部の樂立分れ候き本朝には國樂は別の事にて後に申す所の唐樂高麗樂の如きは初め百濟より來り彼の雅部胡部俗部の盛に行はれ候代々にこなたの樂工海を超留學の事にて傳來の事と見え候是によりて樂家の受傳へ候調の名とも皆々かの胡部俗部の調の名に候其内壹越など申は彼胡部の越調の中第一の調に候故此名候（此事は某樂考にも記し）候角調を下無と申鳳音調を上無と申す如きは百濟の傳か高麗の方言か又は本邦樂家の申習はし候所か不レ詳候黃涉としるし被レ下候はん黃鐘調の事に候や鐘の音のシキと呼候は韓音と見え候鐘をチョクとは今も朝鮮の音に呼候但福州の音にも鐘をチヨクと呼候と承傳へ候へばもしくはあなたの北音にも候やらん盤涉調は西域の言にて中華に飜して宮聲と申よしは陳氏樂書又通雅等の書にやらん見えたる事に候此餘あなたの書に見覺候はぬ斷金勝絶などの如きもの候へ共あなたの胡俗の部にも七調よりして八十四調に及びそれが中に十二六十七十七などかぞへ候調候てこなたにも六調八調十二調なども申事に候しからば某など見覺え候はぬ名どもの彼の十二六十七十七八十四等の調の中に出候へ共それ等の名悉くしるし候もの無レ之候へば見盡し候はぬ事にも可レ有レ之候但いづれにも本邦樂家必ず受來り候處可レ有レ之候へばあらぬ事とは難レ申候畢竟律と調とは似たる樣の事にて同じからぬ物に候律は中土にても申沙汰し候事に候調は胡部夷部に出候事にて遂に俗部となりその調を以て彼律に合せ候て其似たるを排當し候て大呂は樂家の斷金と心覺し候樣の事と見え候然るに彼律の事にて代々に論辨有レ之候事にて兎角千載未決の事に候雅樂起らぬ事と見え候へばせめて樂家の傳

來の調を取失はぬ程に候はんは當時の幸たるべく候へども旣に統秩などの頃よりして六調の事は世に知る人なきやうに見え候か今の調を以舜律に引合せ候はんには賤しきたとへながら杓子を定規にし候かと申ものに似て候べき樣に某は存候されど右に申如く某は一向不知案內の事に候熊澤の如き先達の衆今の樂を以て雅樂と思召され候はんを吻を容るべからざる事申すにも及ばず候琵琶の事も隋唐の所ㇾ謂雅樂には不ㇾ用候ものに候こなたには唐樂古新の制共に用ひられ候ひしは是又こなたに傳候所彼胡部夷部俗部のみの明證にても候はんか其器制も二絃四絃五絃六絃七絃八絃等さま〴〵に候こなたに候は四絃と五絃とを被ㇾ用候き其五絃は唐の小琵琶と申すものにて後には見え渡らず候へ共今に東大寺の寶庫には其物は現存し候にや四絃は秦漢子とか申物と承候右六種の中女媧氏の制に出候も候はんやらん女媧笙など申事も候へば其餘樂器の制必ずあるまじきとも難ㇾ申候へ共神樂催馬樂など申如き本朝より始り候事と違ひあなたより出來り候物はあなたにてたしかに申傳候はぬ事をこなたにて申事其證とはなしがたく某僻見にも候やらんと存なされ候龜に象り候との御事尤以奇聞の事に奉ㇾ存候是は今の秦漢子の事を思召よられ候か但し彼の餘の五制の中に付ての事に候か後鑑のため承置度御事に御座候すべてこれらは尊兄迄筆の次手に玄るし懸ニ御目一候て御評を受候て疑をも質し度申上候御問目を被ㇾ下候御方へはたゞ〳〵さきに申上候如くに御答申候由にて煩言に及候はぬ樣に奉ㇾ賴候

一　九月三日　兵庫鏁の御禮申上候に付蝦夷の器物の事委細に御敎示被ㇾ入ニ御念一忝次第御座候鍬形の形し候物いかにも心得がたき事に奉ㇾ存候彼地の南方にハイと申所有ㇾ之候て源廷尉の居址今に現在其地方の人も今にハイグルと申候て殊に勇武を尙候俗にて土人おそれ候よし承候グルとは此方に申黨の事にて候との義にて候智者は死なずとか申候に付廷尉高館の死は實事にも無ㇾ之やらん故に猶奧へ渡られ候と申由に候彼奧地は韃靼の地に接し候へばもし彼方に地を避られ候か朝比奈義秀の廟今に朝鮮

絕影島に見在歲時の祭典不レ絕候へば何事も難レ計事と奉レ存候

一軍器考の事前書に申上候通中々汚二高明一候物に無レ之候雖レ然御序跋の間大望に付卽箱にしたゝめ入全六册進レ之候副本無レ之候間御覽後大手筆を勞せられ紙は違ひ候ても不レ苦候間此册に御とぢ入れさせ返し被レ下候はゞ私家の靑氈是に不レ可レ過候圖を末に附申心懸に候へ共畫師ひたと差合未成の事に候此外申上度事も候へ共當時病人等有レ之取紛候故不能二縷々一候別啓一紙御敎示可レ忝候

十月

一軍器考早々相達候由に就て不二存寄一御褒稱共幸甚には奉レ存候へ共赧然の事共に候御書寫の儀任レ仰候て懸二御目一候上はいか樣にも尊意のまゝに可レ被二仰付一候被レ入二御念一候御紙上返す〳〵慚愧の事共に奉レ存候夫に付石弓の事一條扨々忝次第に奉レ存候手一つにて存寄候事のみしるしつゞけ候故に尙又それらの事共可レ有レ之候間思召寄られ候はゞ幾度も御敎示奉レ仰候それにて御寫被レ遊候節もよろしく御書加置可レ被レ下候承久記の事ゆめゆめ不二心付一候き猶々可レ有レ之事共に候幾度も御垂敎返す〳〵奉レ仰候事に候

一義經の事東鑑に付て思召寄られ候御事御尤の至奉レ存候是も近き世に仕候ものとは見えず候高館の草紙と申物には義經より先に泉三郎は討たれ候と有レ之候東鑑には遙に義經の事候ひし後に泉三郎はうたれ候よし見え候是に付候ても思存なきに非ず候直ぐに行けば八町廻れば十六町とか候を辨慶を援兵に越され候とか草紙に候今も高館より泉が城と申すへ其地□里と申事に候是等を以考候にも義經は泉が城へ逃れられ泉三郎の事の後に發覺し候て軍も有レ之候か東鑑は實說たるべく候又高館草紙には義經は自殺の後に家に火を放たれ候と見え候燒首にて程を經候などいかにも慥ならぬ樣の事賴朝もそらしらずにて氣遣なしに東伐と見え候か御文章の事いかにも〳〵是又御尤至極に候御事に候先日は申落し候寬永中に越前の新保と申所の船頭建州へ舟を吹付られ好き時節に參り合せ其時は北京遷都の砌にて北京へつれられ北京より返され候事に候其者申候ひしとて慥に承候建夷奴兒

部の邊の人家の門々にこなたにて元三大師の像を札に貼し候如く義經の像と辨慶の像との如きもの二枚づゝ貼し候を慥に見候と申事に候韃靼部へ後には避られ候か蝦夷よりは建夷の邊遠からぬ境と承及候是も一奇說に候故次手に申述候

一先年邏媽人に逢候事御尋にて候朝鮮の衆とは每度心安く度々出合琉球の王子を始其外へも兩度出合申候阿蘭陀人には年々出合申候是は後々迄も誰々も御逢可レ有レ之事に候邏媽人に度々出合候事凡そ一生の奇會たるべく候是に逢候には條々子細有レ之事にて事長きいはれ候て逢申候海外の奇聞夥しき事珍しき事のみ猶それよりも四十年來の西洋の諸國の治亂目に見候樣に詳に見候事貴顏に御物語申度事共に候いか樣にもしるしも置度事に存候へ共御法度の宗門の物語に候に遠慮し候て今に於て存も不レ立候惜き事に存計に候何とも仕かたも可レ有レ之候歟意多亞これは唐山の書共に見え候まゝをしるし候イタアリヤと申國の事に候餘程大國にて候西洋地方の國風國俗又々格別の事に候本邦の例を引かれず唐山の例も引かれ候はぬかはりたる物に候南方にては無レ之極西の地にてけく北へひたと地つゞきに候勿論唐山よりはひしと地つづきにて候七八年以前にも韃靼との大戰も有レ之候き韃靼の地は東の方北方蝦夷の地へ近く候て七八萬里も西の方へも一とつゞきにて阿蘭陀なども軍仕候事に候是ほどの大國は無レ之事に候南夷は皆々島國にて地は殊の外にはなれ候事に候兎角四十年來大戰最中の由に候こなたにてこそ輕々しく覺え候へ阿蘭陀は彼地方にての强國大かた肩を並べ候國もなきほどに候國は僅に七州にて候それらもかしこき事に候昔廿州餘を斬り取り候を皆々返し候ての事に候其故は國大きく候へば手に合かね候間政事も軍事も思ひ候樣になり候はぬとの事に候自由につかはれ候ほどの小勢に候て西土に橫行し候由に候甲冑の事など樣々尋候處七十年前迄は用ひ候砲銃出來候ては何の用に立ぬ事故に重き物着候ては自由惡敷候間不用の由にて候此一事にて勇氣を御察し可レ被レ成候それをこなたにて一通りの商人と心得うか〳〵とあへしらひ候事扨々耻かしき事に候某前々代にも每々申上候き公儀ものと

申候は阿蘭陀の事に候天地の間に至り候はぬと申所もなく其手に隨候外國百二三十國と申候商賣は皆々軍用の助の爲めと見え候おそろしき國にて候これらの事共數年承置候奇聞いくらも〳〵候をあはれ御物語申度事に候

一黃石公素書の事前々代御寶物にて候きいかにもうつくしきやはらかなる楷字にてまぎれもなきものと見え候き今はいかになり候やらむ

十一月朔日

一先に申上げ候軍器考の事に付御跋語を御加へ可レ被レ下候とて殊に御艸稿まで御見せ被レ下重疊御懇篤の至御禮難二申謝一候卽くり返し〳〵拜誦不レ及二申上一候事ながら無二殘所一御事共乍レ恐先初に本朝の事共を以根起され候事老拙撰述候ものに相應じ候事御功者なる御事に奉レ存候條々御褒揚の事共尤以慚愧の事共にて御座候末に至て牛刀長殳も又餘及の類を以仰結ばれ候て御歎惜之御斷明白に收拾せられ候段某には過分の事は勿論に候へ共よくしまり候被レ成かた敬服の至に候存寄も候はば可二申入一候由蒙レ仰御附札をも兩所まで被レ成被レ下候只々御原稿のまゝにて無二殘所一可レ有レ之候かもし車戰の事被レ仰候所は前段は本朝の事にて爰よりしては廣く他邦の事をも被二仰出一候初にも候へば端を起され候ために夫の字も可レ有レ之候はん歟それ迄も有レ之まじく候やとも奉レ存候其外何事も可二申上一樣も無レ之前にも申上候如く御跋に御座候上は末卷の末に其にて御書入被レ下御印をも被レ成被レ下候はゞ長き子孫の重寶たるべく候漫理の事又鐵制の事高意にも相應じ候と見え仰述られ候段大幸の事共に候卽御稿本謹て致二還璧一候

一松島碑いかにも此方にて見損じ候て卒忽の御答慙愧不レ少候但し重て御幸便に御借し御見せ可レ被レ下由を承知大幸に奉レ存候必々奉レ待候さてそれに付夕翁御事被二仰下一候禪閤御達者なる御生れ付に候ひしか共御大老故に御終焉不レ及二是非一候御なじみの人に候へば夕翁御心底仰の如く奉レ存候

一松島碑さて〳〵忝次第に候少も早く謄寫無レ程返璧と奉レ存候

一臥子韓文詩の事蒙レ仰御本望に相叶ひ候凡て臥子の事前にも申上候如くに只一通りの詩人とのみ心得

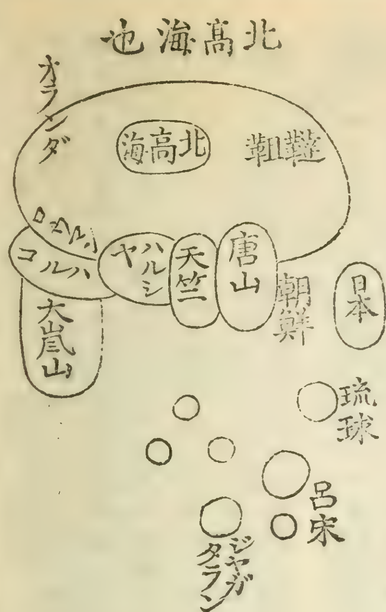
候目にて見候へば詩も其通りの事に候所御陰にて事の情を見候て見候へば仰の如くすぐれ候作者詩味も一入長く覺候きそれらに付當時の評論の事蒙ㇾ仰いか樣それらの事申行はれ世の人も雷同し候說も有ㇾ之候とは承傳候英雄欺ㇾ人など申樣の事にも可ㇾ有ㇾ之候か只何れにも前にも申上候如く明の叔季世の風俗輕薄に成果候樣の風の移り來り候樣にて氣の毒なる事に候

一義經の事申上候に付蒙ㇾ仰候 次第一々承知候每門貼戶との事は其節に松平伊豫守殿より其船中の人當處へ被ㇾ遣候を中根壹岐守宅にて御尋の事候とも有ㇾ之候ひしとて壹岐殿の 次男字右衞門殿と申たる老人御申聞され候亡師木氏も其事承りたると申たる事に候き扨其書付に幼少の者才有てよく通じ候が世事はうつけに候と書付られ候由の事をこれは老拙外舅越前の者にてよくく存知申聞せ候き中々うつけにて無ㇾ之勝れ候才敏の者に候を定て伊豫守殿思召候と見えうつけとと御書付江戶へもそれをば御下しなく候を越前の家老流本多やらんの家へ早々呼出し後には二百石給り家の事を執らせられ候とぞ申候き名を承候ひしに忘候てわけもなき事に候定て越前衆は存せられ可ㇾ有ㇾ之候間重て承出し候はゞ追て可二申上一候

一高山南坊の事被二仰下一候其時に內藤飛驒入道如安も參られ候と承候き古き人の申候ひしは此衆中彼國へ參られ候て後悔せられ候其故は此方にても大身の衆故に其より先には彼方よりの付屆も丁寧に候所被ㇾ參候へば殊の外に輕くあへしらひ候故にくやしく被ㇾ存候との事に候き此說もわざと申ふらし候說にやとも存候其故は先年逢候邏媽人此國の言語に通じ殊に刀をも帶し齎來り候衣の中に奈良の晒布の印し候を老拙初て見出し其事を兎や角と尋ね候へば南坊如安などは羅媽へ參られたるには無ㇾ之候爰より僅かの海を隔候て南海の島に呂宋と申有ㇾ之候いか樣島の大さは本邦にさのみ劣るまじくも候はんか此島を百數十年伊西巴儞亞の國より借候樣にて取り候て其後遂に官人を以て其島を治め候 オランダジヤガタランなど治所とし候も之に同じ 此呂宋に日本町と申て大山を隔候て打開き候處に此國の人大かた三千人計住居し候よき人は馬に乘り鎗を持たせ日

本の風俗の儘に有レ之候日本の詞風俗をも能々承り合候き殊更に十四年以前（但逢候年より十四年前の事也）飄流の船に乘來り候者とも有レ之候か御法度の國より歸候ては一生獄中に入られ候故に無ニ是非一彼島に止りて居住候十六七人いまだ生殘り候其者の持候布又は錢金銀を受候て齎來り候など申候き此衆中何れも歷々に候ところに夫等の島中に子孫を遺され候事李陵衞律の事思合せられ不レ及ニ是非一候

一阿蘭陀等の國々は唐山など丶只一片の地にて海を隔候國にては無レ之候たとへば



如レ此樣の事にて候天竺にも阿蘭陀の治處候天竺よりすぐに參候カピタンにも逢候て物語承り候き近年康熙天子親征のカルタンと申すも北高海の東南の國と聞え候天竺とも唐山とも韃靼とも只一片の地にて山河を以て界限し候由に候元の時に使通じ候も大かた北高海の邊迄にても可レ有レ之候ハルコと書付候邊まで當時は韃靼の種類と申す事に候阿蘭陀より二十年許り以前北京へ陸路を使を遣し候に往還三年かゝり多くの難所を越過候故に其後は中絕と申候き

一石濱の事被ニ仰下一候につき御答申上候段御返報承知候久米川並小手差原の事猶又承候筋候て承候に老拙よく〳〵存候人の知行所にて久米川は村の名小手差原と申は六七里四方にて南武藏野北小武藏野とて候など委細の咄承候尙又宜しき繪圖可レ有レ之候筋を承り出し才覺仕候もし〳〵出候はゞ可レ懸ニ御目一候それに付候て太平記の武藏野合戰に不審少々出來候事も候兎角宜しき繪圖出來候はねばと奉レ存候あらましの圖は手前にも有レ之候へ共それにては參りかね候ゆゑ暫く申殘し候

一纂景集承及候へ共終に見不レ申候是又御便に御見せ可レ被レ下候由重々忝次第奉レ存候靜勝軒は當時の本城の事には有レ之間敷候西城が昔の本城の趾と見え候西城には船見山と申處有レ之候外よりは見え候はねども極て高く候て國府臺などは手の屆候ほどに覺られ候樣に見え候此處本城と存ぜられ候當時の櫻田大手の門を昔より泊船門と申候此邊まで東南より入海と見え候ひゞや門より外は彼入海にて皆々地形は築立られ候由に候夫故に今も地震には殊の外にわろき地にて萬里記に符合し候處に有レ之事に候

十一月廿六日達

一軍器考御跋語被レ加殊に本望候事の通に書末に御書入被レ下其上猶又先達而御見せ被レ下候趣に御言を添出され無二殘所一次第に候此書私選の物ながら光輝を發候て家珍に可二罷成一候事御謝可二申上一候樣も無レ之仕合にて不可思議の事も被二仰下一汚二高覽一候て右の通の幸甚候上誤脫等の處まで一々御貼書被レ下誠に望外の大幸たるべく候別紙に御答申上候義に有レ之候就レ中國史を引用候處に印本に任せ候に付て誤字脫字等も有レ之候處御教示偖々幸成仕合に奉レ存候此義は不レ及二申上一無力の事にて善本を得候はん事に無レ之上は誠に不レ及レ力事に候所御庇蔭故にそれらの事共承知老後の一幸と奉レ存候就レ夫奉レ存候には元和以來本朝無事に屬し古書等も印行も多く候へ共一部として文字等も正く見え候も無レ之候に付て前代に申上候て何とぞ銅字を鑄成され候て先初に十三經を一國に二三十部づゝに候ほどの積りを板行せられ次に二十一史をも其通りに有レ之其間々には本朝の國史を始め世に行はれたき物共を板行せられ候はん事は獨り當時に益有るのみに候はす後來の學者の爲めにも可レ然事に候此事は祖業を續述せられ候一つに可レ有レ之候其故は神祖の御時に活字板被二仰付一候ものども京の圓光寺に萬餘字殘り有レ之候天下いまだ一統し候はぬ内だに如レ此の御志に候大坂御陣中にも古書其の事を御搜索候はこれなかしながら聖子神孫への御寶訓と奉レ存候朝鮮はこなたに

比し候へば殊に小國に候だに彼世祖の時に銅字板の事催され候所に半年許りの內に最早や餘ほどの功成候事其國の物にも見え申候いかなる神社佛閣を建立修造候はんよりは費用は萬分が一ならずして天下後世の賜は長く大なるべく候由申候へば殊の外に御喜色にて旣に其事を催さるべきにて其役所等の事役人等の次第迄老拙蒙レ仰候て見つくろひ考候內に御不例次第に重らせ給ひ終に御事も切れ候御幼主の御時に至てはそれらの如き太平を粉飾すべきらしき事には心も及候はずいかにも天下の平に人心の動なく御成長を奉レ待候迄の鄙志にて候內にそれさへ又夢に成候是等の事は異朝にても誰彼れ貧學にて書に乏しく候故に後に志を被レ得候て印板と云者も始り候とか承候事の如く老拙少壯の頃より常に書に事を缺き候に懲り果て候故に存よりたる事にて御座候き今に至てかゝる事申出候はんは誠に無益の事に候へ共是等の遺憾は常に胸襟に畜候事故に此度の御心入の忝く存候に打合せ止む事を得ず如レ此候然れ共當時は遺書等をも御搜索御開板等の事をも承られ候故御直參のみならず當時に名擧の衆は承られ候と傳聞仕候へば天下の文明の時運も至り候など申人も候をよそながらも可レ奉レ存候事は老境の大幸たるべくと不レ堪二私悅一候

一弘安禮節御詩の事御書付返上

私藏のものは御詩により候へば殊に脫卷の物と見え候印本の物は某未二見及一候私藏の物は卷第一と題し候て稱號より始り闕字法に終り總十二卷跋には文祿三年七月下旬と有レ之候藤原實條と署し押字有レ之由の物に候路頭禮節等の事は十二卷の內に不レ見候此書は去る故老の南都邊にて寫し候とて祕藏し候を某壯年の時に借得候て人に賴寫させ候物に候以の外に字など誤りも候かと見え申候へども世に候物も是にてこそと打過ぎ候ひし事に候官本と淸家の本と校合申候由は跋に見え候へ共脫し候ものと相見え候

一人車記御詩の事

是は前年奉使西上の日にあるやんごとなき堂上家の方にて其家重代の藏書共をも御見せ候はん由にて一夜其事ばかりの催にて罷越候殊の外に事を祕

され候家風にて家司の類も一人も其座に近付き申候事も成候はぬ體に候き扨至極古き巻物幷折本に候物いか様二十巻餘手づから持出られ見せられ候き是皆目錄を以尋候事の答の證を示され候故の事に候其中に一巻蜘絲の如き界の中に日々の事を記し候物の中に保元の亂の前後の事其委細に有ㇾ之候名を尋候へば人車記と御答にて候此中に本文のまゝに寫取度事ども候へ共卽座には申も出されず候はそなたの尋なれば答の證の爲に見せ候かまへて口外し給ふなと御申候故の事に候乍ㇾ去それにては事濟候はぬ故に重てよき便りの候時に申出し候へば尋ね申候條々を其自筆にて抄寫して下し給はり候き右の子細に候へば巻數いかほど共尋究も不ㇾ仕候其家の事共申入度候へ共右の樣子の事故御答に不ㇾ及二申述一候て心外の至に候扨其時に面白き事を見及び候き日暦と申物は日次を逐候事を記し候事の名とのみ心得罷在候所に其家藏の日暦と申ほどのものは廣さ三四寸許にも折候てあら〳〵と界をし法の如くに日次を志るし候當時暦家より呈候暦本と見え候物に候其一行の内に日々の事を細書し事長く候をば裏書にも志たるにて候扨こそ暦子の名は候と見えたる物にて候いづれも〳〵七八百年來の物其親筆共にて終に見も及候はぬ珍書共に候き

一三議一統の事先師幼少の時に寫しもらひ候とて書入れなども有ㇾ之候物にて候を借し見せられ候き取りも敢へず印行の本に小笠原の書とか申物の中の三議一統と題し候ものにて少々の違有ㇾ之候へ共大様は異ならぬ物に候き先師申候にも是れ卽昔に聞え候三議一統に候歟否は慥ならず候へ共古き人の借し候て寫得候由申候本訓の物の一冊と覺申候

一新田後閑の事此事いたはしき事に候き元新田の嫡嫡の由にて申傳へ候所は武田の爲めに迫られ降伏し候時に後閑の地を給り領し候故に新田と稱し候も口惜く食邑に付て後閑と稱候由（甲陽軍鑑などにも後閑と見へ候）武田滅し候後は北條家に屬し北條滅び候て浪人にて京の方に流寓男子一代傳候て其男子に男子なく女子ばかりにて聟を取り其聟の方へ家寶共傳り其聟も家斷絶他人の有となり候その上に某へ見せ來候

事に候血脈はとくに斷絶仕候家寶どもは京へ齎歸り候とか申候いかゞ成候や其後の事は不ㇾ及ㇾ承候

十二月十九日

一世に申ふらし候道灌辭世の事いかにも〳〵蒙ㇾ仰候ごとく是等の俗說眞をみだり候事氣の毒なる事多々に御座候先達て申入候事條々の事共無ㇾ餘御垂敎殊に丸山殿より御書付被ㇾ下候重疊の仕合に候藤文正記文正の事に付記略は九暦に據候て姓を塡入候は後の訛り可ㇾ有ㇾ之の由こなたにて心附候はぬ事驚服の至りよき引合せ物と奉ㇾ存候事に御座候有風春風の事又不ㇾ存寄ㇾ事に候蠹損或は漫滅などにて春の字は有の字にも可ㇾ成候ものに候次に葛玄の事印本には葛絃又は葛統こなたにて見候紀略やらんには葛滋共候皆々似たる字にていかゞよみ候やらんも心得がたく滋蔓の義にもより候はば滋の字にもやと心得打過候き然るに此度御書付に葛玄と見え申候葛玄は古の仙者にて候へばこなたの俗に伊尹匡衡などのごとき古人の姓名を取用ひ名とし候例古には有ㇾ之候へば此葛玄も其例たるべく候かと是又新得の一事幸甚の事に候此等の趣御參會の節丸山殿へ能々御謝辭を御加へ下され候はゞ可ㇾ忝候作者部類名は久しく承り候へ共緣無ㇾ之候てつひに見候事無ㇾ之候御書庫に可ㇾ有ㇾ之事に候いかほどの卷數に候かなにとやらん夫れにて考候はゞ古人の父祖又は履歷など知れ候事も候はんかと床しく奉ㇾ存候事に候別に御答可ㇾ申上ㇾ事は三道附呈候

一松陰私語と申候ものは當國五十子に藏國寺と申候洞家の寺御座候此寺の事裏門と師檀の由緖有ㇾ之候由申傳候事に付相尋候所に靈佛とて別に堂有ㇾ之候地下にて崇敬し候觀音佛座に記し置候事など見え候き其餘古文書等尋候に其中の字截取候て水に浸し用ひ候へば瘧疾天疫又は狐魅抔も避候由申傳へ候書物候と申候間種々に申候て取寄見候へば松陰私語にていかにも處々字を截取候事にておかしき事に存候卽寫取申候殊の外に能書のかき候者にて候松陰手書と見え申候扨此松陰何人かと存候へば遙に後に世良田長樂寺僧正に被ㇾ賴彼寺藏の古文書共えらべ候事候て見候へば長樂寺の僧に

て於レ今て寺下に松陰菴と申有レ之候此松陰は新田岩松の陣僧にて諸方の合戰に武功も多く候て道灌など出合候事と見え候其時の記錄に候目錄の處を見候へば目錄一卷と記錄五卷候と見え候所に例の如くに截取り仕候故に當時は目錄一卷と第二第三第四第五ならでは寺に無ニ御座ー候惜き事に存候へ共目錄により其時の大抵は推し知られ候事も御座候彼道灌の金山の城へ參られ候事の卷は第三卷の所ゆゑ脱し候へ共目錄にて見候間寫し進候

　松陰私語目錄第三（道灌の事候所計りしるし候）

太田道灌入道武州別府張陣の土金山に報上之事

以ニ一書ー別府道灌陣に申遣子細條々之事

橫瀨國繁道灌對談所用之事

道灌陣所に書札雪花百袍遣之事

道灌金山に可レ越返札之事

道灌金山に可レ越日限相定肴兩度に十駄越候事

道灌金山に淹留兩三日鳥飛井手跡歌之題之外兵議之雜談一度も無レ之事

松陰相對候て兵書以下雜談之事

灌道滯留兩三日の內金山之四方只一度見物近頃名城之由褒美之事

道灌歸陣國繁今井之大橋の向迄門送互惜ニ名殘ー爲體之事

雅樂助以下二十騎許間々田舟橋迄門送之事

成繁中間一人召具道灌陣中迄供奉之事

道灌金山に越て國繁對談爲ニ其謝ー當方道灌合力二百騎下總出陣之事

右の通に候雪花百把難ニ心得ー候もし綿百把の事を申候か上野は山方にて魚物ふつと無レ之事に候定て饗應に難義たるべくと察せられ候て江戸より肴を取寄せ先贈られ候心遣先以しほらしき事に候滯留中戰の物語など無レ之由陣中と申 近頃〳〵殊勝の事に候金山は江戸と忍と關東に三つの名城と申傳候を只一度見物候て一語の褒稱のみにて有レ之候由是も又尋常の人に候はゞ口を極めて譽め可レ申候に深沈なる生付の人やと感じ入候事に候此時金山の主は源慶院長純と申候人にて普光院公方彼家を御再興にて中興の祖の由に候長樂寺此時には臨濟宗の大寺たる事勿論に御座候此時は五十子陣長尾など反し候後の事と相見え候へ

其年月は不㆑詳候

一奥後三年の繪卷物の詞書に將軍國解を奉りて申樣武衡家衡が謀反既に貞任宗任に過ぎたり私の力を以さま〴〵討平ぐる事を得たり早く追討の官符を賜て首を京へ奉らんと申す然れ共私の敵たる由聞ゆ官符を賜はせば勸賞行はるべし依て官符なる可らざる由定りぬ右の如くに見え候て扨卷首を脫し候事に候此戰いかなる事に起り候歟未だ慥なる所見無㆑之候尊藩御撰述の史いかゞに御座候や苦しかるまじく候はゞ事の子細御垂示候はゞ可㆑忝候

此事右の繪卷物の如くにてはいかにも難㆓心得㆒候私闘に候はゞ其罪のがるべからず候其罪を問はれず候はんには邦憲みだりがはしき事にて候官符下されず候のみにて事濟候事無㆓覺束㆒事に奉㆑存候貴意如何

一梅花無盡藏の事に付御尋三條承知仕候叢林の書共元來不㆑知㆓案内㆒の處に金地にて用事の事に付本光國師手書の物共尋候次手に當地に有合候物彼是借り候て電覽此方の用に立べく候所々を抄出し候迄にて全部は何れも寫し不㆑申候乍㆑去御尋有㆑之候所々は寫置候間申答候

一橋場の事は江上春望の詩後の注に隅田在㆓武藏下總兩國之間㆒路傍小塚有㆑柳道灌公爲㆑攻㆓下總之千葉㆒搆㆓長橋三條㆒其所號㆓橋場㆒いかにも自注と見え候き

一石濱の事は便面題注に八景或需㆑賛㆑獻㆓千葉㆒蓋上總下總千葉所㆑管也　今寓㆓武州㆒者與㆓上下總之千葉㆒矛盾一門分爲㆑二灌公救㆓在㆑武者㆒　寓㆓武之千葉㆒帷種也武州淺艸石濱城主　此注寓武と申と又武州云々と申と逐々に注し候體に候自注とは不㆑被㆓心得㆒候但萬里逐て注せられ候やらん大藩の御書記朱書に候はゞたしかに後人の附候注と可㆑申候はんか此方の書に朱書の處は無㆑之と覺え候

一芳林院の事は看㆓李白墨跡㆒の下眞筆在㆓芳林禪院㆒余於㆓洛社㆒未㆑見㆑之芳林主人叔悦和尙道灌伯父也
芳林院今號㆓金剛寺㆒

右芳林院今と申すより下すべて八字慥に傳長老手跡にて草書にしるし置かれ候其時に某心に存候にも長老は當時僧錄司にて其時の僧錄は臨濟宗計りに限らず諸宗の事の公事沙汰にかゝられ

候により寺社奉行なども其時には無レ之候て金地にて事を決せられ候き夫等の事により就レ中當地の古寺などの由緒は考究詳悉と見え候かと存じ合せたる事に候きこれは慥に國師の注せられ候八字と見え候き

外に聯句の唱句の事寫もとめず候金地只今在京に候いつも國師自筆の書をば一册も殘さず持あるかれ候間こゝには有レ之まじく候其内五山衆へ便りに申遣し候て知れ申べきかと奉レ存候申來候はゞ可二申上一候

一軍器考第九三十代のみかど推古四字脫し候卽此方も書加候忝奉レ存候

一高綱三目結盛衰記本文の如くに候此事は殊勝に存候事にて本のまゝ用ひ候盛綱藤戸の直垂も盛衰記には黄すゝしと候を平家物語にはしげ結と候ひしかと覺え申候佐々木の家の紋是等の事より目結を用ひ來り候かもとは只いづれにても目結に候を四つ目に極り候樣の事に成り行たると見え申候是等の事猶外の家の紋にも可レ有レ之候か

一鞍韉類韉具脫し候此段先日見落し御答ニ不二申上一疎率の至慚謝の事に候

一刀劍類三十四葉助延の下を字闕き候事は手前藏本に此物の圖見えず候故見出し候時に塡候はん爲に候此段も先日見落し御答不レ申候故只今申上候

一今鏡私家の藏本も印本に候被二仰下一候如くにては六ッケ敷く候ひをどしとかはにて句絕候か疑ひの詞の樣に聞えなし打過候事に候

一古語の事に付二條蒙レ仰候いづれも承置候事も無レ之古き物に釋し候をも不二見及一候總じて古語の事多くは難二心得一事共に候古書を解し候事難レ成候故此事には多年心をも用ひ候て夫等の事に預り候書などをも見合せ候事も有レ之候き仙覺萬葉釋中には妙解と見え候事不レ少候か此人は若きより此事に深く力をも用ひられ候と見え候故にやと奉レ存候其餘古語拾遺釋日本紀の如きは受傳へし事をのみしるし置れ知れ候はぬ事の知れ候は不レ多候か能く〳〵事の本末を考へ候に古語を解し候には先世をも論じ候はん事第一義の樣に愚管には窺たる事に候應神以上は外國の方言も相雜り候はねば此土の古語と聞え候事のみに候へ共それも叉東

西南北の方語に雅俗の事も打雜り候へば異言なきに非ず候か三韓服屬の後には漢字傳來の事にて三韓の學士等各其學を以て相傳候事どもによりて韓地の方言又々多く相雜り候き當時も朝鮮の諺に此方の古語と相同じき聞え候は彼三韓の遺言あなたにも猶有レ之候と存ぜられ候又は其後に本朝の文學も盛になり候て隋唐の往來も有レ之候に及び彼國にして其代の語と聞え候も有レ之候殊に梵語多く聞え候は佛敎の盛に候ひし時の俗言と聞え候其後又宋元の世に至ては禪學盛に候に付て彼土の俗言又々相雜り候殊に東國の詞に其事多く候は鎌倉の執權此事を深く好まれ候故と見え申候又其後に西洋諸國の者共渡り來候に及ては南蠻の詞又々相雜り候これらの事共に候へば只一概を例し候て古語を解し候と申候はんには本義を得候事はかたかるべく候事容易の談はいかにやと存ぜられ候事に候是により候て多年硏究し候事共の內すたり候もいかがと存じ候て賤息等への形見とも存候て先年の事に候東雅と申物の卷數もよほどの物を撰述し候事も候へどもそれも天地よりして草木禽魚の類などは其例をも擧候へ共言語の類に至ては闕候て差置候是は事も廣く尙々推知られ候はぬ事共の多き故に候蒙レ仰候二事の如きも若し古語の例により候はばこなたには義も通じ候樣に候へ共一家の私言は大方の家に獻じがたく御座候但乍レ恐御心易くも罷成候故こなたの存寄をも申上度思召をも受候ために候間愚管をば稍末に附呈し候

一墨告をシイと呼び候事は古語の類例により候はゞ見えず聞えぬの義にて怪物の目にはそれとも見えわかず候を申候名にも候はんか瞽聾を「メシイ」「ミミシイ」と申すの義に候但シヒと假名つけ候へ共イとヒと古語に相轉じ相通じ候例はいくらも可レ有レ之候但は其頭には宋元の僧徒も常に往來候へば告の字の音を以て呼候ひし事も候やらんそれらの義いかにも決しがたく御座候是は本邦の古語共一概に例しがたきゆゑに候

一恩賴讀でミタマノフユと申候事は本邦の古語たる事疑なく相聞え候歟其義は左氏などに賴大夫之靈など有レ之候賴靈の二字とよく相合候ミタマは靈の字の義勿論に候フとは古語に予（アタフル）を申候ユとは古

語に頼（ヨル）を申候かの寵靈に頼ると云ふがごとき詞と聞え申候萬葉の歌詞にフサヘシと申を釋にはアタヘシと云ふ詞也と有ㇾ之候き當時の俗にも物のフサヒフサハスなど申如きも彼古言のうつり轉じたると聞へ候賜ふタマフと申候も取も敢へずミタマのフの義ときこえ申候此語一出し候ひしよりはタマヒ共タマフ共タマモノなど申す事も遷轉し候てその詞いくつにも成り候はん勿論に候尙俗言にフのよきフのあしきなど申も天の賦予の幸不幸を申せし事と聞え候賜の字の音を呼たるには候はず東方の古言と聞え候又萬葉歌詞に從情の字をココロエと讀み申候其餘よりよると申詞をユとよみ候歌幾くらも〳〵見え渡り候ミタマノフユのユは取りも敢へず賴の字の義と聞え候か是等の詞細に論じ候へば五合して一語となりたるに候ミは尊稱の辭タマは寵靈の義ノは助辭フはアタユルの義ユはよりの義に候如ㇾ此に古語の中就ㇾ中言語にて數言を合候て一語と爲せし類いくらも〳〵候て夫等の意を得候はぬ人々に申述候ては牽合附會をかしき事に聞成され候事に候故東雅にも此類をば闕候ひし事に候

今は本語を轉じ呼候類いくらも有ㇾ之事に候其義を得候事は昔公用にて琉球の人に度々出合候ひき此國は古き物にて南倭に有ㇾ之候へば本邦の古語も彼れ此れ遺りきこゆる事に候大の字をヲホと呼候てヲヽとは申さず候鶯などをもウグイスと呼候てウグキスとは申さず候是等の詞古來のかなづけ候と今呼び候との違候不審に存候處こなたにては語轉訛し候故の事琉球にて昔のまゝの語と聞え申候琉球を南倭と申候事は山海經の南北倭の事に付先年南北倭志を撰述候事候て其書に詳にし候き事長く候間不ㇾ及ㇾ詳候

卯正月

一康熙帝の事御尋に候 去冬迄は何の 沙汰も無ㇾ之候事故なくこそと被ㇾ存候 六歳にして 卽位太皇太后其時に天に一つ地に一つ人に一つの年を假られ候由にて九歳と披露有ㇾ之候と申候か 然らば 老拙と同甲子にやとも存候へば當年六十七歳たるべく候六十二年の在位古今珍らしく覺え申候當時は昔と違ひ長崎へ參り候 唐人共も少も學才などは無ㇾ之

一向の船頭海賈のみにて申事共是非をもわかぬ事に候故毀譽共に更に信じがたく候其ほめ候事の内にも昔南巡の時に岳武穆の廟ばかり吊祭も無レ之候を如何と申候へば朕は金の裔孫に候武穆朕が吊祭を受らるべく候事になく候と被レ申候由に候董其昌の墓を祭られ幼少より此人の手跡を學び物をも書習ひ候其恩に報ひ候と被レ申候由に候其後孔廟へ謁せられ候て衍聖公に女子一人賜はり候て太子に配したき由御申候を固辭候て還幸の後衍聖公を燕京へ召候に付て人々危ぶみ孔廟にて筮せられ候ほどの事にて上られ候處に朕は本夷中より出候中國は世々中國の聖人の後受け傳へられ候國に候へば願くは聖人の後と太子を配し太孫も出來候はば世のためにも然るべくと思ひ所望の事に候を固辭不レ及レ力候但聖人の後たる人の夷人に婚嫁をゆるすまじきと思ひつめられ候事は流石の事と感じ思召候由種々の賜物など候てさて道中の往來張天師は此方の御傳馬の樣にて迎送候に衍聖公などは無二其儀一候を其事不レ可レ然由にて是より衍聖公を迎送は公儀よりの馳走に成候と申候是等の類老拙など承候內にて殊勝に存候事に御座候雖レ然難二心得一と存候事は慥に承候事共の中に有レ之候其一つには琉球人に承候琉球よりの使者拜闕の事畢り館へ還り候處を早く參り候へとて呼かへされ候間何事にやと存じ參候へば召され候人有レ之多くの宮殿を入り參り候へば帝座近く引入られ帝の後には女中方夥しく見え候き不レ苦候間近く參り候へとて一人帝座近く召寄られ座を賜りしばしとて後へ向き候へ左右へ向き候へとてとくと見られ候て罷出候へとて出候てこゝに待候へと被二召連一候人申候間待候へば銀帛の類多く賜り今日は近く御覽候て御悅の由にて退出候さて〳〵大汗を流したる事の由にて候外國の使を翫ばれ候樣の事いかに可レ有レ之候か又朝鮮の人申候を承候に今より十三四年も先の事にて候朝鮮の使燕京へ參り候に御申候は朕が本國は朝鮮に近き北國に候に今幸に如レ此事に候朝鮮の事は外樣と存せられず候間朕が多くの子の內を一人朝鮮へ奉公させ候はんまゝいか樣にも相應に召つかひ給り候樣に申候へとの由に候使者さし當り答へ可レ申樣もなく罷歸り候を扨上

を下へと僉議の上使者を差上せ申答候は難レ有事
を承り候て一國歡喜此事に候何れにても奉レ迎候
て國を讓り可レ奉事に奉レ存候但一事を伺ひ候は朝
鮮代々日本と鄰好を結候にその初盟に李氏の後の
事は萬世と云ふともかはるべからずとの約に候若
し李氏國を避候て國姓に移候はゞ日本との間の事
いかほどの事に可ニ罷成一候か計りがたく候事の變
に至り候て申候はんは其憚有レ之候に付て先存寄
候處を奏聞候て兎にも角にも厚慮に可ニ相任一候事
に候由を申入候重て御申候は申越れ候處更に〳〵
望外の事に候國など分ち讓られ候へなど申候事に
は無レ之只々いか樣にも召仕給はり候へとの事に
候間其由を罷歸申候へ差越候上は王の心のまゝに
可レ有レ之候事勿論に候と申され候を使者申候は物
體なき事に候皇子降臨可レ有レ之候にいかでか國臣
の列に相まじへ申事可レ有レ之候降臨に於ては必國
を避讓り奉るべき由王の心は相決し候此段は罷歸
候て再ひ承候に及ばず候と申切候へば然らば此方
の所存と違却の事に候間子供を差越し候事は有
レ之間敷と埒明候由に候

此事は朝鮮にても大祕事に仕候それは何事ぞと
申候に日本の蔭にかくれ候事を此方へ知らせ候
をいやに存じ候ての事に候此事承候筋にて承候
故に老拙先年の筆談にも其由をふくみ申候へ共
一言の返答も無レ之候ひし事に候ひき
是等の事も心の底心得難き事に候又是は長崎へ參
り候唐人帝の智深きを譽め候て申候一事に湖廣と
かの總管の人本國の人にて候を差置れ候に貪欲深
き者にて賄賂大に行はれ財寶を多年積蓄候事おび
たゞしき事に候を諫申人有レ之候て職を免じ燕京
へよばれ早速參內昔にかはらず殊の外の念比にて
禁內へも度々に出入候故又々いさめ申され候を此
者は朕が私人に候間何事もゆるしとらせ候へとて
彌念比になされ候て人々にくき事かなと存せぬ者
もなく候事に候歲餘の後にある日苑中にて彼者と
酒宴の事候て酒をゑひられ殊の外に沈醉動き候事
も成り候はぬほどに召され旣に還幸に及び夫にて
は步行叶まじきとて御馬に御乘せみづから介抱成
され還幸候を百官是を見候て彼の諫め申人々大不
敬の罪死を容べからずと奏せられ候に至て此事は

とかく御申わけらるべき樣もなく候但朕が過も候間死をば宥しくれ候へと御申三千里外に謫罪せられ候是は彼者職の免せられ候に及び年頃積蓄へ候財物を諸所へ隱し置て立ちのまゝにて上京候處に思ひの外に心易く罷なりそろ／＼財物を取集め大かた殘る處もなく候を知ろし召され候て右の如く被ㇾ成候故財物一色も散せず皆々寶庫に納められ候と申候此事ほめ可ㇾ申候事か又いかゞ可ㇾ有ㇾ之候事か老拙など更に心得がたく候それよりは心得かね候は太子を立られ候て氣に入候はず廢せられ候前々御代の御事に候き張鵬翮と申人の諫にて太子を復せられ候とて朝鮮などよりも賀使參り候事に候張鵬翮も南京の吏部に被ㇾ成候當時の大賢など申候き歲餘候て太子幷太子の母后の兄弟衆悉く西の方二三千里の外へ謫せられ候去冬までも太子無ㇾ之沙汰に候皇子數十人有ㇾ之内に第十四にあたり候が心に應じ候へ共本國よりの衆幷皇親たちは國風故に長を立候望に候故など共上下の行違ひにて埒明兼候當時は元朝の後西韃靼にておびたゞしき物に成り居られ候てやゝもし候へば事六づかしく候故その鎭護として彼十四男殿をさしこされ候て中國にて可ㇾ然者共本國の人の中にても勇智のものをも皆々その十四男殿へ附られ候千秋萬歲の後兎角に一たびは亂れ候事可ㇾ有ㇾ之候時に此十四男殿へかたづき申候積りかと申事に候明太祖の燕王を封せられ候例の如くにも候か七十と申人の數十人の子候て其中一人の儲君を立られず候いかなる深き智も候やらん老拙は心得がたく候此方の事杯も明朝の如く海禁もなく只一艘も船の數の多く渡され候樣にとの事に候是は此方の銀と銅とを取盡し候謀と見え候此方の銅は西韃靼への歲幣三千斤づゝ入候料にて候中國の物を用ひず候て日本の物にて濟し候爲に候是等の事老拙先年長崎の御用承候時伺ひ知候て一年銅の滯有ㇾ之候樣に仕試み候處果して歲幣の用急にして南方諸國へ銅を課せ徵され候由の事に候き琉球などをも明朝と違ひ殊の外念比にて每年參候事を許せれ候正貢の年銀八百貫目接貢の年銀四百貫目づゝ取られ候其銀は琉球には一分も無ㇾ之候て薩州よりつゞけ候事に候公儀へ申立每年此方の銀をつかはされ候事に候又

大西洋人の申候を承候に邏媽へも勅使候てマルカリイタと申大珠を二顆給り候由に候き是も呂宋は銀の出候國にて邏媽の本國意多利亞のもちの國に候それへ八萬人づゝの銀ほりを越され銀を掘取られ候由に候すべて此書付進じ候處を以て大かた御推はかり御覽候はゞいかなる人主と申事は知れ可レ申候か書經にも載せ候とか候て人を評し候にも其事跡を以て論じ候はでは虛談たるべく候事か夫に付一事あはれなる事の候對馬の人申され候は六七年も前に南京筋の獵船一艘風に放たれ對馬へより來り候法の如く薪柴米穀など賜り風を待ち候內に日數を經申候時剃刀を望み候へ共是は禁物にて禁物いかゞと申事に候處頭の毛長くなり候て氣つまり相煩候間こなたへたまはり候事成らぬ事に候はゞ恐ながら剃候て給り候へと申故に剃て取らせ候へば二十餘人の者共悅候事大かたならず候三皇五帝より以後中國人の頭の毛髮毛の如き剃除と申事もなき者の子孫共に候僅に百年計の事にて左樣に氣性も改り候は中國の人の臟腑まで皆々奴兒部の臟腑に變じ化し候かとあはれに存候如レ此の風俗に中國は成かはり候へば大平もあながちに聖德の化など申沙汰にも及ぶまじく候か但したとひいかなる智術有レ之候共天下は大器にて候へば億兆の心を愚にし候事も思ふ樣にはなるまじき事にや大かたのありさまを見合候に智術を以て人の耳目を驚し候事共のあまりに損のまゐらぬ事を餌にいたされ天下の金銀を府庫に取納め候のみの人にては有るまじく候かと老拙は存寄候事に候御心易さに年比承及候事の大略あとさきとなく如レ此候

一丸山殿へ御尋申上度條々

兩上杉の內山內上杉の事はあらましも見及候扇谷の祖はいかが別れ候や修理大夫持朝入道道朝と申候より後の事はあらましは見及候へ共此持朝の父祖并庶流と有レ之候へば分脈の次第承知仕度候事

越後の上杉の次第皆々委細を不二見及一候いかゞ別れ幷子孫等いかゞ有レ之歟の事

上杉の家臣長尾も忠景景春と兩流相別れ候と相見え候いかゞ御座候歟の事

奥州の相馬も兩流にて宮方と武家と相分れ合戰も有レ之候と相見え候元來下總の相馬と見え候處何

時奥州へ移り候又右の通の戰も有レ之候歟の事
一梅花無盡藏中の事五山衆へ申つかはし候にも不レ及候奉レ承知レ候
一道灌辭世の事に付へんなし袋の事只今まで心も付不レ申候處に御尋にて誠にと奉レ存候兎角事はあなたこなた承候ほどこなたの益は無レ之事と奉レ存候事に御座候いかにも事は酒飯嚢など申如く軀殼の事とは聞え申候雖レ然へんなしと申義は覺束なく候當時も俗語にへんもなき事に候など申事は常の事に候無用の事の如くにも無益の如くにも申事に候歟御尋に付て一事存じ合候事の候烏帽子の中に縁塗と申を京にて一條家被レ仰下レ候にはへんぬりと申物との御事に有レ之候きさらばへりと申を京家の語にはへんと申事と見え候然るに古き袋の制に旗袋と又うはざし袋と申もの至極の古物を見候事御座候何れも縁縫にて口を括り候物にて候今のかゞりと申もそれによりての制に候はん歟就レ中うはざし袋は定めて御覽可レ有レ之候飾などゑほらしき事に候是によりて見候へばへんなし袋は縁なし袋にて用に立ぬとの義にも可レ有レ之歟へんなし袋と申は古俗の語にて後々略し候てへんなしとばかり申事にも可レ有レ之歟と存候たしかならぬ事ながら存寄候事故申上候
一前書に夜鶴庭訓の事申上候き其後思慮候に官本思召候樣にも成がたかるべく候御事に候當分尋見度事御むつかしながらそれにて御尋ねさせ被レ下候はゞ先事ずみ可レ申候間其義を楮尾に申述候子細は本朝善書の事記したる物に

聖德太子　鎌足　聖武天皇　光明皇后
吉備大臣　魚養　中將姬　傳敎大師

と見え候此八人の善書たる事の由は國史には所見無レ之候か夜鶴に弘法は中將姬の書跡を學ばれ候と申由昔承候事有レ之候此事によりて覩候へば夜鶴に古人善書の事も記され候所々有レ之候とは見え候然らば右八人の書跡の事もゑるされ候子細も有レ之候歟これらの事を尋見度候ゆゑ前書の如く申上候き御やかましき御事ながら夜鶴に八人の中の事少しも見え候事候はゞ御寫させ被レ下候樣に奉レ賴候

聖德太子、聖　武、光　明、魚　養、

中將姫、傳　　致、
此六人の書跡にて候と申物はいかにも見候事は見候へ共或は佛經或は願文などの如き類にて人をして書かしめられ候ならんも難ㇾ計候慥に誰と古人も申候事の徵なくしては信じがたき事に候故心の及候だけ詩見候へ共見及不ㇾ申候夜鶴の事は作者もしかるべき人にてその申され候事に候はば文獻の徵とも成され候はんかとの義に御座候

卯三月
一夜鶴の事申上候趣被二聞食屆一御役人衆中御方被ㇾ遂二御相談一新寫被二仰付一可ㇾ被ㇾ下候由奉二承知一候誠以望外の仕合偏に御庇蔭により候と御謝可二申上一に詞無二御座一候

一康熙帝は趙玄㬋と奉ㇾ申候と承候迄に候趙氏に候歟

一康熙帝崩せられ候由の實說被二聞食一候由委細承知候此趣に候はゞ定て浮說には有ㇾ之まじく事に候雍親王と申事いかにも被二仰下一候通に可ㇾ有ㇾ之候此以前も康親王閩省平定圖など申物見え來候き又官職の事などしるし候內にも親王府と申事見え候き當時の稱と被ㇾ存候

卯三月
一康熙帝の事去冬崩御第四の皇子へあとの事御申置候由一兩日以前承候無ㇾ程阿蘭陀人東來可ㇾ仕候是に付來候役人皆々心安き輩に候彌實說承候はゞ又可二申上一候對州家老中此程年賀とて入來終日語り候にその事申されず候きいつも如ㇾ此の事は朝鮮より其儘聞え候に難二心得一存候事ながら風聞候間申上候

七月十二日
一夜鶴抄春中御新寫被ㇾ下候此節御心も濟まぬ御事の中別て〳〵忝次第每度の事ながら御謝可ㇾ申樣も無ㇾ之早速一覽候て鬱を散し候いか樣古體なる事共と覺え候事共相見え珍重の事に奉ㇾ存候

一金逸史の事何とぞ御才覺も調候へかしと奉ㇾ存候金小吏と申は承も及候へ共逸史尙又珍しく候せめて義行一傳も寫し出し度事に御座候誰某見候とばかりにて寫しも得られず候事俗人の疎放にやと不ㇾ及二是非一候

一柳々州劉賓客詩語の事に付被二仰下一候此方猶以慥

なる注など見申候事も無二御座一候心一ッに埒を明置申候是等の類毎事有レ之候事にて鹵莽なる事不レ堪二慚愧一候乍レ恐御心安き事に候得ば此方にて心一ッに埒明置候事をも申上候て思召をも承り候は只今の稽古たるべく候へば譯もなき事ながら楮尾に呈候

一薑芽の事捧心とも又は斂手共候へば此方の俗に手のはじかみ候と申候如く手のわろき事と埒明申候きはじかみの事は博物志やらむに妊娠者不レ可レ啖二生薑一令二兒多一レ指と候へばもと是枝指の事と見え候歟又元和脚の脚の字是はあなたにて俗話に唐宋の間より申習ひ候事にや注脚など申語も有レ之候畢竟元和跡と申事かとこれも埒明け置候きいづれも〳〵無レ據事にて外人には耻がましく候へ共右の仕合故に申述候事に候

一牧童騎牛の圖を三弄と御答被レ成候由笛に其縁有レ之候ていかにも左樣可レ有レ之候歟此事俗間に申傳へ候はわけもなき事共に候用明帝のまの丶長者と申者の娘を御慕ひ候て牧童に御なりその許へ御越し候とてさんろが夜の雨など淨琉璃にも候とて老拙へも昔し問ひ候人有レ之候に付玄宗月中霓裳曲を笛にて寫され候事も候て此御事は笛の名人はかくれもなき事に候それも帝にて候故に引合せ用明の御事をも三郎笛など申かと答候きたゞに牧童の圖を申候はんには三弄の圖の方はるかに優り可レ申候蕪の圖を客來の圖と申樣なる事抔皆々俗間の傳稱存せぬ事共多候て鄙言に薑莪にてとげを蒙候と申樣の事常々有レ之候て藉口事時々に候一笑

一南北倭志東雅の事被二仰下一候中々御覽には不レ堪候ものに候へ共兩志は先年賀藩相公も御寫させ留られ候物に候間一部づ丶被二仰下一次第可レ進候外に東音譜と申物一冊差添候はねばすまぬ事に候間それも添へ進上可レ仕候是等は紙數もわづかの物にて被二仰下一候事に候間いかにも可レ懸二御目一候東雅は先年私共屋敷被二召上一候て居處も無レ之仕合にて深川へ立退罷在候事にて候が時に藏書少々有レ之候をば諸方へあづけ長日さびしく子共の爲に深川にて一冊子も無レ之候て思ひ出し次第に書きあつめ候ていまだ淨寫も無レ之もの故に類本も無レ之候ゆゑさしはなし進上も眞實は心元なき心

地に候それも一二冊づゝ進候事も可ㇾ有ㇾ之候歟冊數目錄凡例共に廿二冊紙は千葉も候はむ歟殊外細書にて有ㇾ之候

一蘁芽の事至極僻案に候へ共こなたの昔より手のハジカムと申す俗語有ㇾ之事はいかさま故あるべき事に候餘に俗語はあなたにても注脚有ㇾ之に及候はぬ事も候と見え申候歟古くこなたにて聞傳へ候事に出候歟特に續博物志の出處も候故に推あて推量に解し置きたる事に候き三郎笛の事も草紙又は淨琉璃等に申傳へ候には取も合せらるべく候へ共牧童圖には思召の如く三弄の方ゑたしく可ㇾ有ㇾ之哉と存候カブラの圖客來と申義是も愚見に候に付迚もの次手に申上候て思召をも伺可ㇾ申候是亦至極の僻案に候へ共存じ合せられ候は總て京都將軍家の世には物の異名を唱へ候事雅なる事の樣に覺候風俗歟と被ㇾ存候但是は日本風の事年久しき餘習歟たとへば酒を下箸と申饅頭を十字と申菓子を上林と申は既に久しき習俗と見え候就ㇾ中京都の代に左樣に候ひしは專ら五山の衆御話相手とか申す事にて事にふれ物にふれ異名を申ならはし候事と見え申候親元日記などにも鱸の腸やらんをコズコズとゑるし自注してコズ／＼とはクル／＼のうらの詞にて不來々々と申す義に候魚腸はクル／＼卷候に是は左もなき故にコズ／＼の名出來候事と聞え候猶此類例も可ㇾ有ㇾ之事歟扨蕪を客來と申は客來の唐韻轉訛らしく聞え候元明の間五山衆あなたへも渡り又あなたの僧もこなたへ渡り候き蕪の和名を唐僧のカライとか聞候て硯を蘇松利とするし候樣に客來と書出され候事の有ㇾ之たるにては無ㇾ之候歟最早十年許になるべく候長崎へ唐船來着候て未だ荷上げと申事を不ㇾ仕候船に居候内には朝夕の食料を所望候事に候其書付の中に又曰之と申物有ㇾ之候て奉行所にて唐通事共へ尋られ候に一人も心得候者無ㇾ之候彭城仁左衛門とか申候者申候はイツシの事にもや可ㇾ有ㇾ之と申候に付イワシを遣し候へば感謝し候事有ㇾ之候カブラを客來と申したるに似申たる事歟と被ㇾ存候是等一時の俗語に出候事なを又曰之の如き事にて何の出處もなき事に候を五山衆面白き事に思はれ申ふらされ候事の故事らしく成候にや被ㇾ存候茶人茶碗の

下品なるをゴスデと申出來を尋候へば予昂を打返し候て手のわろきと申詞と申候是等も京都の世の俗語と聞え候是等の類わけもなき滑稽又は唐韻の轉訛など其代に出候事共も候歟

一金史に義經の事候由いかにも〳〵六七年以前に此方へも僧家より傳聞の事候て金史一行も不ㇾ殘くらせたる事に候兎角見え候はぬ故傳聞の訛と打捨さし置候き然るに尊藩へ客歲より來住候雪菴の說に候由扨々よき事俗に申雲かけの出來候樣の事に候何卒其雪菴へ御申被ㇾ成惠極の方を御穿鑿可ㇾ然候當時惠極の藏本傳來候弟子など可ㇾ有ㇾ之事に候全部御才覺成りかね候はゞ義行の傳許り成り共抄出し來り候樣には何卒雪菴才覺に有ㇾ之事に候伶俐漢に候はゞ一入夫等の手段はあるべき候事かと奉ㇾ存候若々出來り候はゞ何時にても御寫可ㇾ被ㇾ下候

一土肥氏の事御尋に候此人は七八歲の程より諸大名御旗本衆中にて取りはやされ候奇材の擧有ㇾ之候人に候十歲に成られ候時に甲藩の御附人にて戶田大炊頭薦められ候事にて候春の頃にも候ひしか某出仕候時に明日罷出候へ戶田申事候て奇童を御覽之事に候誰も取持候ものなく候ては幼年の者のいかゞしき事も可ㇾ有ㇾ之候某出合候へとの御事にて某も初て承候て扨翌日罷出候へば戶田誘引にて藩第へ入來り候に知る人になり御前へ同道候て講談は論語にて候かと覺え申候中々老成にも及ぶまじき程の事にて候某唯今迄多の人の講を承候に二三人の上手に候き扨大字を書かれ其後に自作の詩などをも細眞にかゝれ候何れも〳〵耳目を驚かしたる事にて候其後十日の內外に候又某出仕の時に彼奇童を召出さるべく候に事極り候幼少の者に候間其方宅にて子供と一處に差置候て末々學文も成就候樣に心を添候へとの御事にて某宅に新に部屋など仕候御支度に候處親父願はれ候は幼少の者をつきはなし候事覺束なく候へば某方へ引取り候事は御免可ㇾ被ㇾ下候との事に候是又尤の事とて其事は相止み程なく親父子息を連れ候て私宅の近處へ移居有ㇾ之候より此方某子供と日夜一處に出入候事にて相互に父子の親しみの如くに內外申合候事に候如ㇾ此の奇材は多は夭折も有ㇾ之左なきは年ゆき

候ほど才も初に劣り候事にも候處に幸に唯今まで
は乍㆓病身㆒無ㇾ恙候學文の事は逐年功も參り第一
記憶の事は彼の十歳の時に四書五經は何と申語は
いづれの篇の幾行目に有ㇾ之候と覺られ候事にて
今も又同事に候文昭廟御世にも候はゞ唯今の程は
相應の立身も可ㇾ有ㇾ之候にわづかの俸にて窮厄の
體氣の毒千萬に奉ㇾ存候先年木下門派の御尋とや
らんの事にて土肥事いかゞに候かとの事に候時某
右の子細申述候て如ㇾ此の事に候へば某門人など
申沙汰にも及ばぬ人にて御座候其上某に門人など
申者は一人も無ㇾ之事に候と申切候に付少時高倉
屋敷の講などの沙汰もなく候内兎角人少に候とて
支配衆の方にて兎や角僉議有ㇾ之時に或は當時の
某のありさまに候故門人と申ては土肥の爲めに後
後迄いかゞと存じ如ㇾ此申すかとの儀も候ひし
か又或說に筑後守子供と同じく見え候由にて候は
んには平之丞の門にゆかりなきに非ずとか申事に
決し高倉屋敷の講衆に成され去春やらん皆々一同
に進講にも出られ候眞實に右の次第の奇材にて中
中某など何を一事可ㇾ申候事もなき事に候其上某
事は殊の外なる晩學の者にて平之丞へも當地へ參
られ五六年も過候頃より出入仕候程の事にて年盛
には諸方わたり奉公仕差あたり候奉公にのみ暇な
く候て暮し候故に取しめて學文など仕候事に無
ㇾ之候不慮に前々御代へ被㆓召出㆒夫よりしては役
義に罷成學業つとめ候はで叶はざる樣に成候へ共
此時分より病身に罷成はか取申さぬ内に段々御取
立に逢學文も又わきに成候て終に學未熟にて今日
に至り申候是により手前の事だに足り候はねばま
して人に指南など仕候に遑あらず候故に門人など
申沙汰にも及ばず候き件々御尋の事に付長物語な
がら筆に任せ候

一奉ㇾ賴候太平記中新田四郎事早々丸山殿へ被㆓仰
談㆒丸山殿より御考被ㇾ下每事忝次第御禮可㆓申上㆒
候樣も無ㇾ之候元弘三年の事に候へば義重の孫義
貞とは時代少し疑しき樣に奉ㇾ存候大方同稱にて
異人にも候か闕疑の事と奉ㇾ存候此事此方に中先
代蜂起の時新田四郎の後裔に候と申す系譜候て疑
はしく候故御尋申上候處に注し被ㇾ下候義貞にて
も無ㇾ之由何れも不審の事と奉ㇾ存候迄に候御陰に

て此方の疑も少々決候樣にて幸甚の事に候
一東雅の事被二仰下一候去朔日小池殿よりの御使にて少々間違候事候て五日六日の內に御人被レ下候樣に申上候定て御使可レ參候間其御使へ附呈可レ申候此書狀相認め一處に申上候事に候兼ても申上候ひしが又鳩巢召され候序にも見え候如く此作は先年某屋敷御用候て奥にて前代に勤められ候衆中と一同に小川町の屋敷被二召上一候いまだ代地の事も受取も不レ仕候て少も早く引拂候へ一草一木一石も帳に仕立候へなど申事にて殊の外に取込家財等かた付候はんすべもなく候故深川に借し藏とか申を借出し屋敷の下より舟ともに取載せ候てつかはし候故卽時に事も濟申候その借藏の近處に借座敷も候に町家四五間借り添候て家累悉く差つかはし扨明日役人衆請取られ候はむと申日に至て大火にて某屋敷は扨置御城內までも炎燒候事にて屋敷は空く赤土灰燼を掃除候て差上候き此時先達て書籍を始め資財什器等皆々彼の深川の藏へ差越候間何も燒き候には不レ及候へ共事いそがしく取運び候て委積し候事故深川に半年程寓居候內見たき物候ても取出し申事も成り候はずさびしく明し暮し候故に賤息共へ書付取らせ候はんと存じ反古に一條二條書きちらし／＼候事共をその後に小石川へ移居候日に大方は源順倭名抄の次第を追ひ候て草稿をたて最早其後はとても家を出し候べき物にもなく候故に草本のまゝにて差置候物に候右申候如き窮厄の際の日を送り候料に仕候もの故に引用の書などもはかゞ／＼しく校合仕候にも不レ及候へば定て定て牴牾重複勿論に存候然共折角被二仰下一候事に候處不レ懸二御目一候ては何とやらん乍レ恐心をも隔候樣に候事も本意ならず候間先三四册此度小池殿へ賴み入進申候中々御採用に足るべき物になく候間御電矚の上に御返し可レ被レ下候題目は物らしく候間御覽被レ成候はゞさぞおかしく思召候はんと不レ堪二慚愧一候

十一月二十一日

一小池殿墓碑銘長々しき事能々仰述られ候總じて是等の文字たやすからぬ事に存せられ候當時人名職號などせめて金元人の如くに文字の音計を假り候迄の事にも候へばそれらの時の文にもまぎれもし

候はんと存候にこなたはなまじひに字義を取用ひ候て不雅なる事のみにて氣の毒なる樣に存せられ候但是はこなたにて字義を取用ひ候ての事と申を意得候故に氣の毒に存候か外邦の人見申候はゞこなたにて金元の職號人名の樣にて耳にもかゝるまじく候かにて候よき御次手に候につき某所存を申上候て思召をも承候事に候某など心得候には此御文章の如くに當時御役人などの役名をば公儀にて御呼び候樣に其まゝに用ひ候べく候事と意得罷在候是又一時の官制の樣なるものに候を私に改め候事は禮に於て有まじき事にやと存候本朝古人の官名なども終に唐名とか申者を取用ひ候事はなく候き事により候ひしと差當て候ては申さぬ事抔には相應の文字を取用ひ候てそれと聞え候などには文の體により左もあるべく候か世上の文人達の召され候を見候へばたとへば大番頭衆と大番隊長などの如きを以て稱し大目付衆を大監察などの如きを以て稱し萬石以上をも領し候人をば某侯など其見え候か夫等の稱呼にて可ㇾ然事にや某などの意得には同くは大番頭大目附某守にも候へかしと存せられ候畢竟牽合せられぬ事にて何とやらん米元章を（本ノマヽ）か申候ひし活畫類（類一作ㇾ賴、活畫影カ）の樣にもやと存候如何

一追て申候生卒の字生沒に成されまじく候か本朝にて薨卒の字は分限ある事と承候故に如ㇾ此存候但是等は格別の事にて老拙などは同くは生卒と存候へ共外人の評いかゞと先如ㇾ此申上候

一御次手に思召を承合候當夏の事に候さる役人中の碑の銘をさる人草を見せ候京の仁齋なども申候可ㇾ然人には碑銘たるべく候其他は碣銘たるべく候との事にてその見せられ候銘は墓碣銘と題し候て老拙所存はいかにと尋候に付老拙申候はいづれにても苦しからぬ事と老拙は存候その故はいかにも異邦にては官品により夫等の差別の事御申の如くに候か本邦にては昔も當時も夫等の制なき事にて昔は小石を立てよと見え候は定て碑石の事と聞え候總じてこれらの事の如きは異邦にても古今制度同じからぬ事にて候まして本朝は本朝の制度ある事に候へばたとひ異邦にて苦しからぬ事に候とも本朝の制ならんには分は過ぎがたき事と存候只

いづれにも思召次第に可レ然候必碑とは題しがたき事と申候は當時不通の論にやと答へ候きいかゞ思召候歟

一當時公儀にてたとへば國持大名十萬石以上城主萬石以上など常に御申の事に候依レ之五七萬石も領し候人の城主に候はそれを殊の外の規模とせられ候は尤の事に候依レ之御靈屋などの燈籠の如きを奉納の時にそれに銘して從五位下某守某城主姓名なども又は某城主從五位下某守姓名などもいくらもく見へわたり候珍しき位署の式にやと存候幸に叙爵をも召され候より上は堂上は不レ及レ申公儀にても武家補任など申すものゝ候へば姓名官號など候はんには名は不朽の事勿論に候有來り候式の如くにしるされ候て何事かあるべく候やらん但それ共に事により物により城主と申事を記すべく候はば王官の上に置き候はいかゞしく候へ共某城主某位某官姓名の方彼善ニ于此一候はん事かいかゞ思召候や亡師も申候き城主の二字は三韓の事に見へ候との事に候いかにも高麗の安市城主なども申候か漢唐宋明等の物にも御覽じあたり候御事に候や如何

〔立原伯時云南史和帝記に魯山城主孫樂祖以レ城降とあり又戍主隊主等の文字南史に見ゆ塢主營主は晉書に見ゆ〕（活版本補注）

一八境御草の答　御前書に委曲被ニ仰下一候御旨にまかせ御草あづかり置き吟翫不レ停手候不レ及ニ申上一候儀ながら御精錬の至無ニ殘處一候上は老拙又可ニ申上一所も無ニ御座一候事勿論に候雖レ然遠方御下問の事たとひいか樣の事にても愚存不ニ申上一候はんは却て失ニ本意一候樣にも可ニ罷成一候へばあとさきとなく奉レ答候事に候其子細は昔以來これらの事御垂問に預候事も候時に老拙申答候常の詞有レ之事に候其事は古人の詩三百篇以來歷世の間家家の作各其趣ひとしからず候誠に春蘭秋菊一時の秀とか申す如くに候へば必如レ此にと申候はんは通論とは申がたく候か各その好む所は兎も角も可レ有レ之事に候是れによりて已む事を得候はねば只只老拙が好み候事を申述候までの事に候扨其上は御作手の御採用にあるべく候事不レ及レ申との事に候此度御尋に付やむ事を得ず奉レ答候もみなく

老拙が好む所を憚を顧みず申述候迄の事に候條左様思召候て御覽可レ被レ下候

香凝一鳩煙、雪殘園好渉、春淺月堪レ憐、負山眞有レ力、縮地豈無レ因、雪香枝上春、瀉來蒼壁濕、飛去白虹寒、是等は韻勝れ用事精當語健なる所古の名家の作にも御愧被レ成まじき御警句共と敬服此事に候扨これより末の條々は老拙好み候趣は如レ此にも御座候はんかとの事共に候乍二御慰一備二御覽一候

見レ花斯可矣、把レ酒亦悠然、

支レ枕いかにも可レ然事勿論に候へ共泛レ此忘レ憂物なども又は白衣送レ酒來などの事も候上は把レ酒と候はんは興もうき〳〵と成候樣にて支レ枕の間寂に候よりはいかにやと奉レ存候但かく申候ては老拙酒を好み候樣にも候はんが天下の不レ能レ飲とやらん申程の下戸に候へ共詩趣にひかれ斯くも存寄候大噱々々

香凝一鳩煙扨々しほらしく古人韻すぐれ候など申も是等の事にやと奉レ存候影落千川水は何とやらん園林鳴禽の池塘芳草に對し候樣の事も候はんか況や園中の景にて題も又疎影水に候間千川いかゞ候はんか老拙なども し仕り候はゞ第二句を俯二清川一と仕候て千川水を或は千村水とか或は孤村水などゝも可レ仕候かさびしき心にも仕たて候はゞ孤村水のかたにも候はんか水を月と仕候はゞ猶も可レ有レ之候へ共疎影を月にばかり限り候はん事に非ず候へば月とは結びがたく候か又俯二清漣一と有レ之候はゞ千溪水は千川よりは可レ然候はんか半溪水半池水など面白くも候はんとは存候へども仄字多きに過候へば半又は數など申字も難レ用候樣に奉レ存候今少し御吟味も候て兩句つり合候へかしと奉レ存候事に候

雪香枝上春李白が梨花白雪香を思ひ出され候面白き御事に候月に暖を結ばれ候事いかにも櫻花の艷なるには面白き御事に候へ共老拙仕候はゞ月の字を曙の字に可レ仕候か春と云字にも對し候て曙には日氣を含み候へば暖に緣も可レ然樣に存候いかゞ可レ有レ之候はんか但し又月を日に被レ成候はゞ何の手もなく候てしかも意も足り可レ申候事か

白虹岸の三四老拙好み候ゆきかたを申上候はゞ忽自二雲間一落、還隨二園外一看、瀉來蒼壁濕、飛去白

虹寒、雨斷殘陽沒、長雷吼ニ翠微一、
此の如くにも候はんか其故は此御詩全篇壯健に候へば何勢をそれに應じ候て快馬の途を取り候樣に參り度事に奉レ存候虹は截雨とも申候日影にも候へば雨絕日落てもなを雷の餘聲候はん歟佳境亦驚レ耳は不言の外に見えも可レ仕候にや
豫游豈失諸侯度おもしろき事に候歷々へは一入可レ然御事に候老拙もし對し候はゞ
稼穡應分聖主憂なども可レ有レ之候か稼穡艱難經語勿論に候分憂は大名の役にも候はんか此憂字禁諱を犯し候はん共不レ被レ存候誰々の句とは不レ存候へ共圓機活法などにも應覚稼穡事憂と申事も候ひしと覺候稼穡の難を憂とも申候例も有レ之事と存候（聖主憂王維詩云）此外は愚存も無レ之候餘りに申過候ていかがしく候へ共右申上候本意に付不レ顧レ憚次第に候

一黃石公素書の事　前々代御寶物にて候きいかにもうつくしき柔らかなる楷字にて紛もなき物と見へ候き今はいかに成候やらん

一軍器考御附札に候文字誤候處々皆々被ニ御下一候通に候めたと草を起しもとはひらがなに候をさる學生衆をたのみうつしもらひ楷字に仕候へ共再校は隙もなく打過候所に御蔭にて一々誤字を正し忝次第可ニ申謝一樣も無レ之候依て劍刀類の注の御附札に御たづねの事は草本もと其工の世を論じてと申す事に候寫手の誤り追て改め候はんとて字を闕き遂に其事を忘れ候事と見へ候御改め可レ被レ下候甲冑類の下に鎧鎧直垂と候一の鎧術字歟と御たづね被レ下候これは術には無レ之候鎧と鎧直垂との二ツを申候右弓の事御教示のごとくに書加へ候て辱仕合奉レ存候
後の世に及ては其器械の制法も詳ならぬ事に成行き候にや此物の名も聞えず僅かに承久の亂に越後國市降又觀應の頃駿河國薩埵山等の戰に此物の事見へたり右の如くに書加へ申候に付申上候

五月二十二日

一聲律の事御左袒の御一語不レ堪ニ噴飯一候

一夕翁よりの一事奇聞に御座候京邑にて印行の事承はらぬ事に候是等の事むかしも候て覺たる事に候長崎へ來り候海商の說をうけ候て申事候は大形は實を失却候歟靖臺實錄御手に入候はゞ紙數など定

めて多かるまじく候何とぞ御心に懸られ被レ下候事もなり候樣にと大望の事に候如レ仰薩藩へむかしはいかにも〳〵手筋有レ之候其人もすでに歸泉唯今存在の家老中も候得共當時は音問阻絶それらの事に及がたく候

一人車記の事御敎示させて〳〵忝次第景仰の事幸甚の至候

一男孫出生の事御悦被レ下辱仕合候賤息へも御書面拜見仕らせ候處に宜樣に申謝たきよし申上候達者に日立申候乍レ恐可二貴意易一候前書には申落候彼男孫出生の日季女婚嫁の事申來り衰門にては今日吉日の事に候これらの事申來候は不レ占已矣と存じ申合せ内々は事濟候當月中公儀へ申立候事に互に申合候いまだ公家へ不二申上一候得共御深情を荷候事故に如レ此候長女事も逐日達者に罷成當時は常の如くに罷在候壻家の事御たづね御懇志の事忝奉レ存候 市岡故對馬守第二子式部と申候これらの輩は兩番へ番入仕候御代々の御例勿論に候處に定て可レ被二聞召一存候大番は大切に思召候由の御旨にて當春大番へ御番入被二仰付一卽時大阪への御番に當り候これら新制の初にあひ候事幸か不幸かは下愚の及ばざる處勿論に候先難レ有仕合と申す御事に候

九月十一日

一東北地方大水の事　貴藩の御事被二仰付一候にて承驚怪候なにゝも仕候へ百二三十年來の事にて候は奇事に候御管轄の地毛の事きのどくの至りに候部語に申熱柿のうみがきとか申候へども御難儀察存候は身に試候事の故に候

一軍器考の御答申上候に付一々被二仰下一候趣重疊忝奉レ存候兎角よく〳〵勘辨候て御相談可レ仕とたのもしく罷成候前書にも申上候如く貴藩などにむかし保呂とて申又は籠を用ひ候はぬ保呂きぬの制候はば御心懸御尋可レ被レ下候

一中秋已來の御作一々拜吟仕候先中秋の御探得候韻むづかしく候に毎韻扨々よろしき御取あつかひ乍レ恐御功者の程奉レ感候九日の御絶句來不來又は御心底の事など推量候碧杉御眺望の御作無二殘所一第一に御羨敷事哉とくり返〳〵奉レ存候私宅などは麥隴の中にて咫尺の外は野竹制榛のみにて何の眺

望も無レ之せめて携杖數百歩の間になりとも景勝の地も候へばにて候得ども所として麥隴野竹ならぬ所もなく風雅には掃地の體御憐察可レ被レ下候むかしは一年之作もいかさますくなからず候處に近年以來劇勢に打紛れ其後靜退の身となり候へば詩友もなく右申無興の境界にて詩などの事おもひもより候はぬ中にも當年に至候ほど何もなき事は無レ之候中秋にも九月十三夜にも尋來候人もなく十三夕は月も少色動き候へども芋栗の盤に對し候て兀座し候迄にて夜を明し候如レ此にもなればなるものと萬感蝟集のみに候

一むかし十年計前に屋敷召上られ候とて明日上候今日大火にて其家燒候て灰土を以て差上候事に候其時に深川へ家累引移し候て罷在候內舊友だちの御詩ども取集候て停雲集と題し二卷に仕候ある人印行候ひしなど申し候か今に何事も濟候はぬ體に候歟其後又十年計に成候彼編集の時には高作など得候はむ事にもなく候き其後御作など時々御見せ被レ下候事に候へば此間ふと續集の志相催候あはれ御得意の御作各體少々寫し被レ下候へかしと奉レ存候去年被レ下候惆悵の御作は必撰し入候べく候當春やらんの五言の八景の御作も被レ下候へかしと奉レ存候但しいづれなり共御見せ被レ下候はんと思召候を奉レ待候懶惰の事急にと申事にも無レ之候條いつなりとも御心のむかれ候時に必奉レ賴候

十月十二日

一奥州より去頃の大水の事申來驚怪候松島も鹽竈も木下も大かた跡方もなくなり候よし未曾有の大變當地先年の地震よりも事は大きく候はんかと委細に申來候木下をばみづから歷覽候木の大さ圍一丈三四尺許長さ二十間餘の古杉あら／＼算へ見候に六百五六十株顚倒し候凡は千有餘年の物如レ此に候上は其他は推究るべく候よしの事に候尊藩如何／＼下野國に某心やすき人の轄地候名主の屋敷のうらへ四五十坪の建坪の家器財家具少々殘り候を漂來候よしは先達而承候此程承候へば村中臭氣堪がたく／＼見候へば田畑悉く泥土になり候中に人屍充滿の故にて其泥土人屍今更取てすつべき所もなきとたしかに承候如レ此の上は其邊に土毛と申ものは一粒もなく收納の事はさておき夫食

の料買求め遣はし候よし申され候き某などは夫にはましたる様に候へども三所合せて年貢の半にも及かね候など申事に候

十一月十九日

一御詩學一卷被ニ仰下一候趣委曲奉ニ承知一候預り置候右之事紛々いまだ業をも卒ず候とかく來春心靜にと心がけ候然れども開卷少々拜誦の所感慨此事に候亡存道殊に候へども乍レ去存合候事のみ但し兎にも角にも泉路には音耗も絕し候事に候同じ悲憂と申す內にも御うらやましき御事のみに候

一金小史の事援用のものに見覺候き何に援候とは未存出さず候存出し候はゞ必可ニ申答一候よりて删數も詳ならず候き

一泊船門の事御詩に候江城の景境にはたしかに泊船軒とか覺候門と申すはふるき御目付役所の帳簿にも候と承候唯今は櫻田大手御門と申を五六十年前までは泊船門と申候き是は開國の初までは今のヒビヤ門のほとりよりして彼の西南の大手までは船入の入江にて船をも今の西の丸下のやしきの近邊に泊め申候故にヤヨスガシなど申名も今に遣り候此節迄は東南の方は大半潮入の入江にて西北の方大路と聞え候よりて山王祭に第一に糀町より渡し初候も又赤坂に傳馬町候もそれ故と申候關原役後に大名も漸々入來られ候よりして漸々に東南の地を水を醨み地を築き候て屋敷にも町にもなり候歟もと櫻田の御殿などは水の中にて候を陸奧の正宗築立られ候と申候此時急がれ候て材木を下にし土を積み築立候とて地震の度々に彼邊は他所より地動きやすく候て家を損じ候事既に二三度に及び候歟只今の虎門の外にヒビヤ町と申すはヒビヤ門のほとりに候ひし町のひけたるに候某老父など申候にもヤヨスガシ今の火消やしきはキリシタンのヤンヨウス寺にて有レ之を覺候と申候き當時も西の丸坂下御門の內に大きなるえの木元の一里塚と申傳候如レ此に陵谷變遷實に東海揚塵の事にて候御詩候稿本も出來候へども亡息存世の日はそろそろ淨寫等仕くれ候へども其後人もなく稿本のまゝにて打捨置候事に候むかしは物もよく書候若きもの共常に二三人も手前に候故に書寫等も事も缺き候はず候き今は手一ツになり候て老衰と申これら

の事心ばかりに候

辰二月九日

一涉筆前書にも申上候ごとく老病の暇いかやうにも謄錄候て家に傳へたき事と奉ㇾ存候處に御稿本に候條先返璧可ㇾ仕候由蒙ㇾ仰これ又御尤の事に奉ㇾ存候故力ㇾ病候て數回讀過大方卒業候に付小池殿迄還璧候抑此御作實に天下有用の御文章本邦今迄如ㇾ此の物は無ㇾ之候哉と寡陋の心にて敬服此事に候如ㇾ此申入候事御挨拶らしく候へども老朽身に引うけ候て敬服の子細有ㇾ之事に候已前も申上候歟老朽極めて晩學の事にてさし當り候官事に暇なく候へども好き候事故餘暇には經書など見候內に歷史の事は所存候てかたはし／＼を不斷にうかゞひ候て通鑑をも事類をわかち候て抄錄し候もの四五十卷計に候て亡師後に見候て奇特に候などゝ申候事も候きそれは家貧に候故に通鑑を求候事ならず候て人の藏本をかり候ひし故の事に候其後やうやく綱目など求得候てそれに付かの抄錄にも及ばず候其後又廿一史など出來候へども其節は最早前前代被ニ召出一候後の事にて一向に官暇なく候てさし當り入候事その時々引見候迄の事中々心をも留め候事もなく候前々代御時綱目通鑑御讀合に罷出候時にも右申候ごとくむかし見置候事少々の益なきにはあらず候へども中々此御作を見候ては史學など仕たるなど申沙汰にも及び候はぬ事共に候此御作を見候に實に融會貫通御立論の次第左右逢原などとも可ㇾ申歟老練の至り中々膚淺の學の企及ばれ候はぬ御事どもに候これは老朽身に覺有ㇾ之事故に一入／＼敬服し候事に候惜しき事には當時も末代までにも夫ほど迄に此書のすぐれ候處有ㇾ之を心得わかち見候人は有ㇾ之間敷にや貴兄天稟これらの御得手の所も有候歟但し御職分に付歷史等御涉獵の時御心のつき候やうよのつねの學生博からば故黃門公罔極の御恩を蒙られ候所も可ㇾ有ㇾ之か老朽など學文の事には一生不幸の事のみにてすでに七十の今に及び候て遺憾の至慚愧の事不ㇾ及ニ是非一天下の寶は終には天下の寶となるべき事に候へば此御書も必ず世に行はるべく候事に候それに付ては近頃々々憚多き事に候へども一二所

存も申入度事も候せつかく旁觀をもゆるされ候はそれらの御用意と存候故に楮末にあらはし其上の御取捨は不レ及レ申賢慮に可レ有レ之事に候

一陳騫辛毗の條御議論御尤に候それに付辛毗鯁直魏の名臣に候へども篡奪の間に翊戴の事當時士習に出候歟の事此當時士習はいかにも／＼本邦革命の世存じ合候事いくらも有レ之候但し騫毗二子の言もと不作公不作三公までの事と申にとどまり候ては共に計較の心有レ之候やうに存候孔子の桓魋孟子の臧氏ともに我をいかむと仰られ候に似たるやうの語氣にて聖賢の命に安ぜられ候とは申にも及ばす天壤を隔て候事に候

若此等の所も亦特立の士也と申す下に御申置候はば後來の人如レ此の時に逢候心得のためには罷成べく候やらんと存候事

一唐藩鎮の事老朽むかし入候事有レ之候て亡師にたづね候てとやかく講究し候事候きされども埒明候やうにて埒の明ぬ事に覺候處に魏博牙兵河朔三鎮の始末と御申候にて手近く事明らかにて敬服の至に候但し皇朝中世以來武將養兵之制相似候と被レ仰候事いかにも／＼老朽などもむかしより心づき候事に候此心義故百世無弊との御事は乍レ恐必其後世に議論を招かれ候はんかと心がゝりに被レ存候本朝武臣の親兵有レ之初は先は奥の前後の戰よりして其事迹の見へ候事共に候歟是よりさき貞盛今日郎從を具せさる事口惜しき由を申せし事も古事談やらんに見へ候へばすでに將門が亂の時よりそれらの事もきざし候やらん正統記に鳥羽の御代にや諸國の武士源平の家に屬する事をとゞむべしといふ制符度々ありしと見へ候に至てはたしかに此頃は牙兵のごとき事になりおほせ候と聞へ候其後保元平治の時に源氏の郎等平家の侍など申ものは全く牙兵の如きものに候鎌倉の世に及びて御家人と申すに至ては事勢大きに前代とは變じ候やうに愚管には存候　本朝の皇室の式微し候て遂に武人の大名となり候は武家より論じ候はゞ賀し候事にて候其朝廷より見候にはこれなどの大弊はなき御事に候歟然るを百世無レ弊と云るし置れては必事煩らはしき評論出來るべく候鎌倉の代とても三代の後に君を置候事權臣の心に任せ候て實に

其君を視候事辨髦のごとくにてそれのみならず朝廷の御事も執權のはからひに出候事故に持明大覺の兩派にわかれ候て終に建武の亂をも醸し候これ又牙兵の驕よりは猶以甚しき事ども可ㇾ申候歟義時一日に三皇を流し候事は申にも及ばず候扨足利家に至り候ても高師直が驕侈故に尊氏兄弟父子の間も終に亂れ候其後應仁の亂も細川山名が故にて其後又兩細川の亂故に足利家も亡びはて候へば武人の家衰へ候事も弊なかりしとは申べからず候歟但し老朽僻案に候やらんこれによりて憚り多く候へども存寄候事故に大畧を申述候もし老朽所存似よりたる事ども思召候はゞ然後以ㇾ利と申より下をなにとぞ御改刪も可ㇾ有ㇾ之候歟の事

一崔浩高允事御立論御尤至極に候崔浩事大畧は通憲法師を世に申傳候材略に似たるやうの事に候仰の如く明ニ於料ㇾ人而闇ニ於自知一事不ㇾ及ニ是非一候事

一安祿山の事御立論殘る所なく知ㇾ人用ㇾ將之畧と仰られ候事乍ㇾ恐御老練之至に候めたとにくきものとばかり申候は直に過たる論たるべく候本邦近世よく祿山に似申たる豪傑有ㇾ之候て部下諸將の後家を傳へられ候て今に至りて多く有ㇾ之候歟これに付昔より存候事は祿山がごときものは祿山が如きものを知る事と見えもし眞に知ㇾ人の鑑に候はゞ思明がごとき者に家を亡され候はん事には無ㇾ之事に候賤しきたとへに申牛は牛づれ馬は馬づれにも候やらん古の聖人の知ㇾ人は又別段の事に候か兎角こなたの人品ほどづゝの目きゝの上手下手ある歟に候如何

一石勒事是又豪傑に候きその中不ㇾ效下欺ニ人孤兒寡婦一狐媚以取中天下上といかにも〳〵千古快論にて恥かしき事有之候如何召思候やらん

一郭伋張佚二子の名言公正に出候事仰のごとくにて候去かれども世には南陽の貴人豐沛の故人をのみ人の人たるものとし候て其餘はとり用ひぬ事のやうになり來候歷々の名儒なども文を獻せられたゞたゞ鄕曲故舊を稱揚の事故にかの故家の遺族をば悅びおもはれ候事と見え候へども天下の爲に賢を撰ぶの沙汰には及ばぬやうにては公とも正とも老拙等は辨し兼候賢ニ其賢一親ニ其親一は王道の心得にて候とか承り候に親ニ其親一と計にて賢ニ其賢一の事

なくては難㆓心得㆒事と存候に貴兄此二人の言を以て公正の言となされ候にて扨は老拙所存もさのみ僻案にもなく候やと存候事

一天定勝㆑人の下　本朝の事に及ばれ候此事ひしと老朽年來の所存と符合候て珍重之事に奉㆑存候但今一條有㆑之候に付此御條にはもはやいらぬ御事に候得共愚管をば申上候て思召をも承合候　天智の統　光仁にて丕緒を纂れ候事誠に民神の寃を洗候事にて當代の史多㆓曲筆㆒共承候得ば史は信を考べきもの乍ら未㆑可㆑盡㆑信事も可㆑有㆑之候　繼體の隼別の後にて　應神の統を相承られ候も　光仁の御事に似たる事と存候は如何はじめ　應神諸皇子に子を愛する事長少いかにと候時に　仁德の對申され候所は涉筆に遊ばされ候魏文帝の拙を用ひられ候にかはる所もなく存られ候苟非㆓誠心㆒巧拙一也如㆑此用㆑拙不㆑如㆓用㆑巧之爲㆒愈也と仰られ候により候て大山守のありの儘に對せられ候は當時父帝の心に忤ふ所候とも君父を欺くの罪は免るべく候事に候其後大山守の獄を決せられ憤をふくまれ候やうに仕りなされ候て其反を告られ候て菟道皇子に殺させられ扨其後にくらゐを讓りて皇子のこゝろに安んぜられ候はぬ事になり來り止事を得ずして自殺候は宋太宗の太祖の皇子を逼られ候によく似たる事に候扨又其後に隼別と鷦鷯皇女を殺され候事彼私通の由に候へども自らも妹たちを取りて后妃とめされ候は齊桓に似たる事に候諸國の貢賦を免され候一事は仁德の字にも似かゝり候はん歟其餘は仁とも德とも見へ候事は無㆑之候樣に存せられ候されども智術を以天下を欺き本朝の聖主の名を得られ候へ共數世にして血統斷絕終に隼別の後へ天統の歸し候事天にはうけられぬ所有㆑之と存せられ候本朝の學は王仁初て菟道へ論語やらんを敎へまいらせ候より始り候とか申候處に此王仁仁德の卽位の時に難波津の歌を獻じ候は符命を獻せし彼國の佐命の功臣のふるまひに似より候如㆑此のものゝ倡ひしよりして吉備などの如き人も孝謙の師として萬世に醜をとゞめ候樣に成候は吾道のために口惜しき事に存じなされ候これらの所存定て／＼僻案の至極に可㆑有㆑之候へども貴兄へならでは御詩申決しがたく如㆑斯に御座候事

一禪學の二字事跡によりて論ぜられ候事御尤至極に候孔子春秋の作も空言に載せ候にては事の明候はぬ故に事跡の著明なるにゑかずと思召候由承及候事跡にて論候など慥なる事は無ㇾ之候其中有無之事に至り宋人の申候人所應有所應無に御心付られ候は大に感服し候事いかにも禪學の徒より見申候はゞ麁笨淺近の論と可ㇾ申候へどもよく〳〵論究候はゞ極高極大至當の正論たるべくと返々敬服候又内道場の下に梵唄未ㇾ終而城堞不ㇾ守の事見へ申候事により候はゞ口がしこき禪佛の徒はもし陸秀夫の少主に書を教申され候などにて返答し候事も候はん歟陸秀夫の事は明儒なども論じ候事も候へども如ㇾ此ならざれは天もし宋の禍を悔られ中興の事候共大本とすべきものなく候へばたとへば十死の病に孝子順孫の藥をすゝめ候事の如くにて殊勝の事と可ㇾ申候か梵唄未ㇾ終而城陷候日に宋の文丞相謝疊山等の如き人物は不ㇾ及ㇾ承候明の靖難の時の周禮も是に似つべき事に候へども其時も方孝孺孫子等などの如きも候又亡命の人の中に雪菴又は東湖樵夫の類も多く有ㇾ之候皆是吾道の綱常を維持し候ゑるしとも可ㇾ申候へばつゐに禪師の學と世を同じくして論ずべからざる事共に候ゑかれ共口さがしき者の横議のために候へばこれらの難問を設られ御辨明の事なども候ては彌可ㇾ然候はん歟又それらの御用心にも及まじく候歟の事

一鍾伯敬の事御辨明ゆゑ〳〵心づかぬ事に候き

一舜王の事同前

右の條々恐入候得共折角旁觀をゆるされ候御志に乖き候はゞ不忠不誠の罪にもなり候はんとあとさきとなく申入候病中と申昏眸にて乞るし候へば御覧じわかちがたかるべく候

二月四日

一涉筆の御事に付乍ㇾ恐愚管の及候だけ申述候處に一々御返答被二仰下一さのみ僻案とも思召候はぬ御紙上共實に本意に相協大幸の事に候夫に付不空の事私藏の廿一史いかにと御尋にて候いかにも新唐書のみに候舊唐書は先年近衛攝政御申の事候て心懸候へ共見へ來らず候べき不空の事何やらんにていかにも見へ候と覺へ候事に候但某も精吉略にて候歟これは尋候人有ㇾ之候間申遣し承合出所慥に

忘れ候はゞ逐二可二申上一候尋候人とは靈雲寺比丘にて候よく／＼家の事共は覺へられ候故に候次に渉筆今少しやはらかにと被レ存候も有レ之候由依レ之思召のほど敬服の至に候東方の學者式微にて今日に至り候は職此之由と老朽など常々顰眉候は此事に候何とやらん年を追候て元の世に胡語を用ひ學經を翻譯し候樣の事はやり出候東方文學の衰又是より初り候はんと存候事に候賤しきたとへに候得共物の味は咀嚼し候てこそ自得し候事にて候然るを老て齒のなくなり候ものやはらかなる物をたべ候樣に成り候てはわかく盛なる時に給候とは其味大に減じ申候事に候況や是を咀嚼し候て人にあたへ候はんにはその老を養ふのこゝろは仁恕に候共これを食ふ人は恐らくは嘔を發しつべき事に候漢文の德にて隆を古の聖に比すべからざるは卑之一語に見へ候歟と存候もし是をして武帝の文才の如くならしめ候はゞ漢の漢たる三代にさのみやはと存せられ候て惜き事に候歟幽谷より出て喬木に遷り候と夷を以て華を變じ候とこれらの機會はよくよく吾黨の者の覺悟あるべく候事と被レ存候尊意

如何と如レ斯書付候に例の衰病の餘眼澁り拋筆候

四月二十日

一先達て申上候本藻（本ノマヽ）の中外使應酬三首御座故に始て見候さて／＼忝仕合奉レ存候

閏四月三日

一東雅五册自二小池殿一御轉達此後とても沈滯の憂不レ可レ有レ之由委細御教示忝次第に候最初申上候如く中々高明を汚し可レ申物共不レ存候處に望外の御嘉譽に逢候て幸甚に候御覽の通に鳩巢も序めされ給り候事に候願はくは當時にて其許樣など御一語をも被二加置一被レ下候へば腐草の幽光をも發し候やうの事に候間內々御心懸置被レ下御寫畢の節に序跋の間を奉二賴申上一度本望候古人も序はいくつも有レ之事と相見へ候間ゝば夫に一御点るし被レ下候をすぐに綴入家に殘し度候條被料紙の大小に御應じ点るし被レ下候はゞこなたにてとぢ入可レ申候後に出來候序は次第に口へ出し候と見候條最初にとぢ入可レ申候御稱美の御詞はさして願候事にもなく候それにて御寫とりの御事を被レ遊被レ下候へ

それにて本望は相違し候事に奉レ存候兼て左樣

に思食置可レ被レ下候

一同月二十五日
靖臺實錄の事に付御問目拜見仕此方家書校合異同候所任二御差圖一加二愚管一候て返璧仕候先は事の本末よくゑれ候樣にゑるしたる事に候雖レ然惣じて近年以來あなたのこれらに似より候物を見候に時文にも候歟一格有レ之候樣に二目馴候はぬ事共も不レ少候字などひたと切合せ用ひ候事と聞へ候なども多く候此書の中にもそれらの事らしき相見候歟此方寫得候ものもいかゞ敷候へども御尋被レ下候書に比し候へば文字もさのみ誤り候はぬ物と存じ幸甚に候此方にて又心得かね候て口上に申取がたき事共是よりも御尋申上候如何可二心得一候歟

一六月三日
四月十九日新御番頭御本職の御命を被レ蒙候由御報知扨々目出度御事乍レ恐去冬も申上候如く御國の御爲に奉レ賀此事に候併多年御精勤之御功により候と敬服又此事に候某儀無異に罷在候但前月末より眼少々相煩對書執筆之事など相叶がたく快氣候を見合候內奉レ賀候も延引心外之至に候先達て平野又右方よりの一封をば鳩巢迄書狀差添進置候定而相達可レ申候歟御察之通に近來は火災の事も打絕いか樣心靜に覺候先書にも申上候ごとく唯今の居宅第一に地狹候て何を移植可レ申候處も無レ之候次に瘠土にて二三の草花など植候て見候にも事の外に見苦敷候近所に閑步の興も可レ有レ之地も候歟と承合候へ共夫も又一所も無レ之候て日々一室の中に書などの蠹を拂候迄の中右申上候如く廿日計眼をさへ煩候て無異之事共に候き
鳩巢より右御書狀を御屆之便に御詩卷被レ遣候て卽賤息等に申付うつさせ候て只今迄に十餘回拜吟候て近來の欝を散じ申候尋常の風花雪月等の題詠と違候事にて先以御尤なる思召より世のために利益あるべく候御傑作と乍レ憚奉レ存候何れも〳〵一事可二申上一所存も無レ之候就レ中惆悵詞を見候て不レ覺及二墜淚一候御申の如く昭宗の事は英氣も御入候て見え候に唐祚既に末に罷成候故か崔胤がために誤られ給ひ候事不レ及二是非一候韓偓の事非常の遇をもうけられ候へ共是又賊臣のために志も空く候き宋人の雜書にか洛陽之故宮を歷覽候日昭宗の

靈魂を見候事ゑるし候など見候へばいかさま英靈もおはしまし候にやされど天運のゑからしむる所進退共に心に任せられぬ事に候歟去迚はくやしかりし昔と奉レ存候 次に杜鵑行の事南方浮躁の人世にあらはれ候て祖宗の良法を悉く打破り候て餘殃宋世を終り候迄に及候き愚拙など常に存候所も古今第一等の小人と申者は安石に極るべく候歟昔王莽事も謙讓を以世を欺き周禮を以天下を誤り候へ共これは一敗塗レ地之故に後世に於て誰其餘風を受候半ものもなく候安石事は文章節行一世に高く候ゆゑに虚名天下を欺き溫公さへ先見の明を誤られ候程の事に候き其身一世ならず傳法護法打つゞき南渡の後に至り僞學の黨など有レ之候事も皆々彼遺風餘俗に天下の人々習候て君子を排斥し候事心に忌憚なきが故と存候學文と申ものはよからむ事の最第一は勿論に候といへども曲學の世を害し候事は公孫弘などよりは百倍し候事と存候この事はいづれの代にも候半事にや大明の亡び候も東林の黨議禍の一ッとか承及候これにより近世以來何となくこなたにも新數學派を世にもてはやされ候事深く懼れ存候事に候先入の主と成り候はん返々苦々敷事たるべく候これらの事申つゞけ候へばいかゞ敷事のみに候故筆を留め候徽宗艮嶽の事を御申のごとくもとより昏庸の主に候へば論ずるに足るべからず終には五國城中の靈鬼とも成候上は天の報應も候歟と黨人碑のために少は恨を慰し候樣にも覺候朱仙鎭の事今古英雄の遺恨此事に候但高宗のごときくやしき人主に遇はれ候是非もなき事に候海陵の事是又天報も候上はに候殊に夷狄の醜俗めづらしからずにや可レ有レ之候只虞允文一戰の功せめて南渡已來の一快事たるべく候さだめて宋末の事元明の間の事等も思食寄可レ有レ之歟御脫藁の後旁觀を被レ許被レ下候はゞ可レ爲二本望一候事に候返々もさりとは面白き思召付にて誠に小雅に幽厲の世の事を賦し候昔に對壘し候べき御傑作と珍藏仕事に候

一劉寄奴草の事御尋に御座候御尤千萬なる御尋に御座候と奉レ存候 いかにもヲトキリ草の事に候但花の時節の事私庭に候も被二仰下一候時節に候へ共詩にも賦し候事故に中華にて可二申傳一事のごとくに

賦し候

八月九日

一御文學共御下問のため被レ下候御謙遜のほど奉レ感候へ共中々御用にも立間敷事に候乍レ去任レ御預り置申候其中に八景跋の事は先日少し申答候樣に思召候由承知仕候卽時細觀不レ停レ手候申迄もなく可レ然候御事共不レ及ニ申答一候雖レ然百里程被レ遣候御事に候故贅言を呈し候も御宥恕あるべく候御事と存紙末に申入候條々

一蓋據の據の字傚にても可レ有レ之候歟據と申候は少し事たしかならぬ樣に御聞え申間敷歟の事

一東山源相國の句はいかにも入りたき事に奉レ存候事

一八詠樓と瀟湘との地懸隔の事何事か可レ有レ之候只八ッの數に取候迄の事に候上はと存候事

一但以下景狀を御形容刱々おもしろき事共に候是らのゆきかたの事は古人にも人々のすきゝきらひとの事候故に必とは申されぬ事に候老朽が好候所を申入候て其上はそれにて御裁斷に可レ任候是又老朽がための學問と奉レ存候故に不レ顧レ憚申上候思召の程又御垂示を仰ぎ候その事と申は老朽抔このみ候ゆきかたは

但見墟落市散嵐光與ニ山色一掩ニ映白沙翠竹一漁家成レ村夕陽曬レ網疎快略有ニ風致一江天杳靄暮雲連レ岑寄幢白雲之間寺樓有レ鐘不レ聞ニ其聲一而瀏浣如レ徹ニ紙上一平沙渺々鴻鴈隨レ風而落長空一碧帆腹飽レ風隱見出沒悠然而歸孤客蓬底夜雨蕭瑟如レ滴ニ二妃斑點之淚一凄絕殆難レ爲レ情云々

とまいり候やう成を好ましく存候毎景に間對の語のごとくなる疊出し候はんよりはちら〳〵と畫の形象とたしかに見え候所を出され候ていかにも文字すくなに仰取られ候はゞ簡潔など申樣にも可レ有レ之候歟畫とは見え候所へ朱を加へ愚見を申上候いかゞ可レ有レ之候やらんいか樣眞の景をかたどり申候と畫景をかたどり申とはそのあへしらひは可レ有レ之事に候へども右のごとくにてたしかに畫景とは可レ申かと乍レ恐奉レ存候事に御座候

一亂道杜撰の間の事老朽は亂道と存寄候唐書やらんのことを可子面も許せられ候き朱文公も毎々亂道の語有レ之候と覺え申候杜撰は杜陽雜編やら

んより事起り候語かと申候說も候撰の字はなにとやらむ事を撰次し候事を申樣に存せられ候たゞただひろく亂道と仰られ候半がまさり候はん歟と奉レ存候

一二三日以前近所の學文このまれ候歷々物語に被レ申候は當所に京の伊藤の門弟居られ候その人ある人の碣銘を撰し人も見候ものとて京へ尋られ候へば源藏方より之の字三つ刪除し下し候見候へばいかにもなくてよろ敷候それほどの文字を撰し候人にても如レ此の衍字を用ひ候事も候源藏さりとては熟し候當時の文人に候よしの事に候き其人新知ながらも心安くなり候故に老拙愚管をも問はれ候事故に申答候は詩も文もそれらの事の如きにさのみ工拙生熟の沙汰はあるらしくも不レ存候き惟惣體の所に心の用ひ樣も可レ有レ之候歟助語などの事は古人も申沙汰せられ候事いくらも候べく老拙など常に目をもとめ見候は韓歐の文に必後人の注して一本に有某字一本に無某字又は一本に作某などひたと見へ候事有レ之候それらの所後學の者のよくよく心を付候て見候はん事に候歟其故は一本に作ると有レ之上は其一本の樣にても聞へ候事と見へ候然らは撰び候人々のすきこのみ候方を正としこのみ候はぬ方を一本と見たるに候はん歟訛りなれば訛寫したる由はたしかに注しわかたれ候事に候すべて箇樣にも申又左樣にも申いづれにてもあしからぬにてあるべく候一ッ事を左公穀三傳にゑるし候に各同じからず候それに付工拙もこそ可レ有レ之候べけれ共此事左氏は不レ熟候彼事公羊は鍛煉候なども決し難く可レ有レ之候歟歐陽公晝錦堂記したゝめこされ程なく飛脚して改候所も候とて取戾し改こされ候に韓魏公の子弟たち見られ候に少しもかはらぬ元のまゝにて心得ぬ事に存せられ其事を尋こされ候へば最初にこされ候は仕官至二將相一富貴歸二故鄕一と致され候を遙に後に而の字を官と貴との下へ加へ改られ候由承候之らの事によりて見候に而の字なきもあしきにてはあるまじく候而の字入れ候へば句のびやかに成たるにて候べく候只今御物語の之の字ありたるがよきやらんなきがよきやらんそれらの事にて事は決すべからず候近くは之の字の事にて申候はんには書經の蔡

傳に舜典五嶽巡狩の事を注し東方諸侯と候て扨其外は南方之諸侯西方之諸侯北方之諸侯と候を覺申候必之の字の入るべきに候はゞ東方にも入るべき事に候必之の字删除すべく候はゞ南西北の之の字皆々無用のものに候然るに如ㇾ此に或は有り或はなきは別に子細ある事に候とて亭主に蔡傳候歟と尋候へば即出され候を見せ候に東方諸侯の句は十二字か有ㇾ之その外は六字づゝの句に候何字の長短により候てゆるび候て申とつゞめ候て申すとの子細あるべく候事に候口にあまると足らぬとのわけ可ㇾ有ㇾ之候これらは句法など申ものにてこれにて文の工拙生熟抔の決し候はん事とは老拙は存よらず候工拙生熟など申すは別に其所あるらしく候と申たる事に候き老拙之談いかゞ思召候歟御指南又奉ㇾ待候無用之事に文長く罷成候條先申納候

一酒を三木と申事漢書に出候由御尋被ㇾ申候人有ㇾ之候に付御紙上委細拜見申候若酒を三木と申事に候はゞミキと申詞もサケと申詞も相通じ候てめでたかるべく候事に候雖ㇾ然被㆓仰下㆒候ごとく三木と申字は司馬遷傳抔に見へ候得共酒の事とも見へず候但これらは漢の出所の事に候歟もし本朝にて酒をミキとも申サケとも申候事を申候はば愚管の及候ひし所は漢語に出候はんとは存じがけず候前にも申上候歟と覺候東方の語を解し候には先づ世を論ずべき事に候いはゆる神代の古言と申も可ㇾ有ㇾ之候人皇の代に至り候ても應神已前と以後との差別もあるべく候韓國方言隋唐宋元の語梵語蕃語等に出來り候皆これ時世により候て可ㇾ論候事に候國史に酒之事見へ候は素盞嗚の八折酒に始り候歟舊讀酒讀でサケ共ミキ共訓じ候へ共訓辭の如きは後人の今言に據り候て呼候事も疑敷事多く候古言の實を考候には幸にその世の歌詞に云くもの無ㇾ之候是は後人のいろひに及ばず候ものゆゑに候然るに崇神の世に神酒を獻じ候歌に許能彌枳破と見え候此時諸大夫の歌に宇磨佐開と見え申候これらの類は萬葉にも撰せられ候歟其後神功后武内の歌にも盧能彌企破とも許能彌企鳴とも見へ候ひきたとひ神功の世の事は魏の世に當り候へば漢語すでに傳り候後と申事も候共崇神の世に漢語をとらるべく候事にもあるまじく候なほそれよりは古

事記に大宍持の神乃擧レ杯てよみ給ひしと見へ候歟の末句に登與美岐多々麻都良世後に申豐御酒こ
こに出候歟と候に至ては地神の時に漢語によらるまじき事決然たるべく候酒を呼でミキといひサケといふ弁に崇神の世の歌に見へ候此二ッの詞その義如何と申事は難二心得一候酒をサケ共サカ共いふは榮ふるの義と仙覺抄に見へ候しかと覺候是も今一層を隔候解のやうに存じなし候き若古語の例により候はゞ凡飲食の物呼でケと申せしはいかにも古記事と見へ候食讀でケとし候是にて候ケといひキといふ一聲の轉に候へば酒又飲の最なる物によりてケといひ又轉じてキとも申歟サケといひミキといふ是にて候ミキとは古事記に悉く御酒の字よみてミキとし候是は下より上に獻ずる詞と見へ候サケと申に至りてはいかにも仙覺抄のごとくさかへたのしむの義にも候歟かの神后の御歌の末句に佐佐と有レ之候を釋にも樂也と候ひしと覺候今も俗に酒を呼でサヽと申事の始と見へ申候樂む飲と二合しての詞歟單に酒をケと呼候證は萬葉のうたの中にも白酒讀でシロキといひ黑酒讀でクロキと申す是にて推知候き寒氣去肌三寸いかにも〳〵承及候事にて心得がたく候單に呼で古きとも申候はんには三寸の三の字解し得がたき事に候歟但しかくのごとくに古言を解說し候事は昔以來承及候はぬ事にて極めて僻案に候へども鑿說に候など申人も候はん歟されど愚管の如きは如レ此ならずしては古言は解し得べからずと存なし候されば僻案とは申べく候歟と申事に候

一寒族の號もとは荒居共荒井ともしるし候て上野州の由にて候いづれの比よりの事に候歟新井と書改候て上野州の地名も今は新井に成候新田の支流に候へばそれらの事故にも候歟たゞいづれにも荒居にもあれ荒井にもあれ丸山殿など御覽じ被レ及候ものに何ぞ見へわたり候事も候はゞ御抄出被レ下候へかしと奉レ存候數にも足らぬ事勿論に候へども子孫共のために候へば家牒の中へ書加へ置候はん事も有レ之候へば無用の事に候へども森のにぎやかしとやらん申諺のごとくにも候はん歟と存候に付申上候

一御端書に大潮と申偕の事も被二仰下一候いかにも先

年深見新右殿へ參られ候など申風聞有レ之候き其後又泉州の唐金と申者の方へも留滯彼唐金詩抔に評をも被レ致序などいたされ板行候共承及候いづれ共唐音などの事にて世に鳴られ候人と聞へ候歟終に申通じ候事もなく候唐金との應酬の詩抔は見せに來り候ひしにや忘候てゑかと不レ覺候いかにも黃檗派にて長崎のあたりの人に候ひし樣に深見殿は御申候歟と覺候聲音對とか申唐音などの事ゑるし候書を近來印行候にも此人の名候など申候神功后の事今度御寫被レ下是にて事は決し候樣に幸甚の至に御座候春秋の法を見候にも國惡の事は微婉の筆のごとくに相見へ候其國に在ては大夫の賢者をだにそしり候はぬと申候にましてそれより上の事に候へば吻を容るべきやうは無レ之事只々國史の儘に候て事は濟候はん事勿論に候但訟を聽候にも片口ばかりにては事の理非決しがたき事にて兩造の言も候はゞいかにも心の及候はんほどは承屆候て扨其上に決は可レ有レ之事歟如レ此に某存候事も是非は天下の公に候はんなれども右申候片口ばかりを取用ひ候はゞ勝得候人のかたの事はあとにて憚る所なく申候を眞實の事と心得候て是は非となり非は是となり候事も可レ有レ之候歟譬ば忍熊も大友皇子などの如き反逆の名を千載の後迄もまぬがれ給ふ事なく候はいかにしても殘多候ていたはしき事にも奉レ存候近くは承久の亂の事武士にて申傳候は御鳥羽龜菊に所領を被レ下候事叡慮に叶ひ候はぬ故に義時をうたるべしとの御事の由申傳候これも三天子一日に巡狩の事にて跡は武家のまゝになり候へば片口のみにて申たき事をのみ申傳たると見へ候關東へ押松下り候事露顯候よりして義時殊の外に事を急がれ東國の武士なに事といふわきまへもなく夜を日に繼で上り候樣に誠に疾雷不レ掩レ耳やうにいたされ殊に鎌倉にて軍僉議の時義時は一言をも出されず二位尼のはからひの樣に候事抔其跡を以て推候に必々後鳥羽の勅旨いはゆる有名の軍に有レ之候故其事を深く忌みかくし候事と見え候事情を以てはかり候にも彼時にあたりてたとひなき事なりとも義時が罪になるべく候事候はば勅旨に仰たてらるべく候事に候さなくしては東國の武士左袒可レ仕樣もなきが故に候歟

然るを況や義時の事にをいては其罪をかぞへたてられ候はんには一事も〳〵罪をのがれ候事はあるまじく候後鳥羽何を御はゞかり候て其罪を數へらるまじく候歟夫故に東にては二位殿を主にたて候て義時は引退き居られ候事にはあるまじく候歟是等の如きも右に申勝得候方のおもふさまに事の跡にて申置たるやうに存ぜられ候孔子春秋の筆削にて亂臣賊子懼候と申は如ㇾ此の事の萬世の後迄も紛らかされぬ物といふ事をゑらしめらるべく候御ためらしく奉ㇾ存候へば及候はぬこゝろにも兎や角とおもひめぐらし候事も有ㇾ之候雖ㇾ然御示敎の如く國史など申事は彼國惡を諱むの例の如くにてすら〳〵と有ㇾ之内に少しは其氣味をもふくみ候て微婉にも可ㇾ有ㇾ之候扨別に何とぞ彼天下の公論を申述候ものも候て亂臣賊子の少しは懼候心得に成候樣とも仕度ものに候いかゞ思召され候歟大かた本朝の是非は勝候かたいつも〳〵是にて負候かたいつも〳〵非になり候樣に候か古き昔はさもこそと申候ても濟候はゞ濟候べく候目前の是非も又右の例にかたづき候樣に見え候ば兎にも角にもかたづきかね候是非にて百年以後公議定る共恃みがたき事の樣に存ぜられ候此等の事思召をも被㆓仰下㆒候はゞ何よりの學問と奉ㇾ存候事に候

巳四月廿八日

一東雅御序兩絕の物にて秘藏此事辱次第奉ㇾ存候御序の内に東西聲音の事仰られ候に付不圖存付昔仕り置候物御座候勿論拙き物にて御大手を勞し候はんと願入候も恐入候得共何や角や仕置候内に是は珍らしき物らしく候ゆゑに草々一冊寫させ懸㆓御目㆒申候相殘候四冊これに少しも替らぬ物に候此冊御覽被ㇾ下候へば其體製は知れ候事に候條御賢暇に電矚をよせられ候上にいか樣にも御序一篇賴入度奉ㇾ存候若左樣にも候はゞめくら道具にもなるまじき歟と存候ゆゑに如ㇾ此御座候手前にて書後にゑるし候ものも御心得のために冊末に附呈候

巳正月廿二日

一御寓懷にて見候へば尊齡既に古稀に及ばせられ御康健の御儀一入目出度御羨敷奉ㇾ存候につき取あへず

周家太史卜㆓熊非㆒乃見當時太老歸、君是今年纔七

十、陽春還自和八稀、　わざと祝入候てわけもなき事ながら申述候御あやかり申候て八帙御遐算を賀し猶又年々壽し可レ申との寸志迄に御座候

一北直延慶州の事御不審乍レ恐御尤なる御事共に候永樂隆慶の號幷鈞州の事は當時禮臣の誤と申傳候事ながら一統志の書法不審はゆめ／＼不ニ心付一候き但當時一統志考合せ申たき事に候へども藏書に無レ之候

昔は前主藩邸に入せられ候より此かたこれら大部のもの共は大かたは御藏本にて考候事も候時は事を濟し候故にそれを賴候て私藏にはさし當り用事のものを取集候樣に致し候事に候今に至ては事缺き候事多く候

續文獻通考にて考候へばこれも蒙レ仰候ごとくに延慶州と題し候て其下に隆慶州に改られ候由見え候一統志の文により候歟

東師はいかにも京師と有レ之候

依レ之鈞州はいかにしるし候かと尋候へばこれは其まゝに河南の下に鈞州と題分注に萬曆三年避ニ御名ニ改爲ニ禹州一と見へ候

此禹州の事一統志尋見度候へ共右申上候ごとくに當時は藏本無レ之故に不レ詳候それにて御覽合せられしれ候はゞ承度候

此鈞州の例に准じ候はゞ隆慶州と題し注に延慶と改られ候と候はゞ後人の追考を誤候共可レ申候處に題に延慶州とさし出し候は難ニ心得一候又續文獻通考經籍考の所考見候に天順五年命ニ李賢呂原等一重修書成とのみ見へ候てその後に修せられ候よしの事は不レ見候續通考は萬曆中の物に候へばたとひ天順已後に再修の事候はんには必載すべく候事に候經籍考の所には再修の事も見へず候て輿地考の所には延慶州と題し候を以見候へば當時世に行はれ候一統志梓行の時に延に作り候ものと被レ存候

一統志の板はたゞ一板に候やらん又は二三板も候やらんこれらの事も當時は唐本屋淸兵衞早世し候ゆゑにとくと知候者も存じ候ものも無レ之候へば未ニ分明一候

若舊本抔も候て鈞州の例のごとくに隆と題し候ものも候やらん

是は至極の僻案に候へども右申述候如くに永樂隆慶の號は禮臣の誤など既に申傳候事に候へば年號事濟候上に又州名に觸候事を申立候事にて州名を改られ候時に隆を延と改め題し候にて其子細を注し出し候て此所ばかりを改められ候事なども候やらん唯今もあなたより來候書に夷の字抔を彝に改め玄の字などを立と改め候て張紙にいたし候抔も見へ候へば事後に其所ばかり改め候例も例傍なきにもあらず候かもし左も候はばこれらは重修再修など申程迄の事にはなく校本など申事にて校書の例に候故志かと志るし候もの有迄の事にも及ぶまじくも候はんにや

一米元章を活封影と申候出所御尋に候別楮に呈し候御來書を見候へば前書訛候て活書影と志るし候歟慚愧の事に候

一鷄林類事此已前類書の中にて見候節本に候歟一册に候き百家小說に候ひしか排海說郛等にも候歟久しき事忘却候

一花鏡の事いかにも西湖陳淏子作にて序に康熙戊辰の作のよし見へ候き一帙十卷ばかりのものにて候き是は花木の圖を志るし候所本草綱目抔よりは殊に〱よく似候て大かた農政全書の圖程の物にて只今こなたに御座候もの共の圖にて存じ付候も多く有レ之候き渡り來候時平之丞存生の事にて是にて二三部見候いかにも珍重之物と申候間早速調候ていまだ櫻田に御入の時御文庫に納められ候へと申上候き如レ此の事御このみにて常々御側に被レ差置レ候が今も公義御文庫に有レ之候やらんいかゞに候やらん右之通に候故取あへず一看過之後さし上いつも拜借なる事ゆゑに序も寫しとめず卷數も志らべ候ても覺不レ仕候

一日本奇語これはたしかに說郛の中にて見候ひしと覺候大かた茅元儀が武備志に有レ之候ほどの事にて全浙兵制などに見へ候ひしよりは少き物に候撰者もなく候きたしかに洪武永樂間の物と見へ候歟韓人の作にては無レ之候歟朝鮮丹板の中にも見へわたらず候

一稻若水名義の事御尋に候三十餘年前西丸へいまだ入らせられず候内の事に候き詩經進講の時に子細候て草木鳥獸等の圖なり候などは圖し候て懸二御

目一候事有レ之時に平之丞も存生にて助力に預り候就レ夫知れ候はぬ事共平之丞媒にて若水へ尋に越候在洛の人に候て毎々平之丞かたより取次給り候き此方にも候ものは枝葉根迄も取候て一々給り候間に又こなたになきものは唐物を才覺し候て差下られ候數々の事にて考などをも差添こされ候事よりして年々に互に心安く成り候得共いまだ識面は無レ之候處某上方への御使奉り二年在洛の中日々のやうに出合候き其時に承候へば江戸出生の人にて候き京へ學文にのぼり候て天性草木鳥獸の類を見候事に奇材の事にていつとなく本草の名譽を施され加賀へ二百石の京着の約束にて御呼出し加州へは隔年ほどに下られ候き其後加恩にて某など在洛の節は三百石の祿にて堀河に居住し候て庶物類纂と申ものを加賀より御申付にて其節迄に七百餘卷は出來候を承りも見もし候き中一年ほどして急病にて死亡せられ候五十には成かならぬ人にて候き惜き事に候定て彼類纂も未成にこそと存候處に存在の内に一千卷成就し候て圖說共に悉く親書にて宰相殿へ上られ候をいかなる事にて當時御聽に達し候か御尋に付去々年か宰相殿より右の一千卷若水手錄の物獻上めされ候き兼て副本を御仕立置候故にその副本加州には有レ之候由小瀨復庵物語めされ候き人間に行はれ候物は本草綱目を校正し點をも改められ候一部に附錄をめされ候二卷ばかりも候歟にて候此人草木鳥獸の事に博覽と申のみに無レ之常の議論人意の表に出候奇人にて申に不レ及筆もきゝ候ひし人に候き奇論多き人に候故か鳩巢などは論合候はぬ御口ぶりに候へ共某など見候內にさもなきほどの奇材にて某は合口に候きいかさまにも一千卷の書を五十になるか成らぬ人の容易く撰出し候て手一ッにて淨寫までし候事こなたにてあまり多かるまじきにやと存候事に候時に存じ出しなづかしく存候事に候御尋に付あら〳〵申答候若水と稱し候て俗體にて兩刀を帶しめされ候故是又奇なる事のやうに人も申候き

一奉レ和ニ春雪高韻一

雨雪江城夜、徒思剡曲航、淮山吹ニ古桂一、梁苑灑ニ脩篁一、瑞木應レ飄レ葉、瓊花不レ借レ香、素分機上織、粉鬪鏡中粧、蘭室生ニ虛白一、梅園倂ニ老蒼一、珠寒非ニ蚌淚一、

玉軟是蟾肪、擬架才堪レ賦、裁紈怨作レ行、窻明書在
レ手、坐暖酒繞レ腸、銀浦流雲合、瑤池積水長、陽春
難ニ和調一、幸自到ニ茅堂一、子猷招隱詩を詠じ戴を思ひ
出され候と見へ候歟依て淮山桂をも申つゞけ候殊
には淮山梁苑並蘭室栴園などは御挨拶にも成候へ
かしと存より候蟾肪ちと〳〵事僻し候へば不レ及ニ
申上一候得共申述候
續博物志古玉器有レ奇特非ニ彫琢人功者一多是昆吾
刀及蝦蟇肪所レ刻肪可レ得レ取ニ肥者一剉煎レ膏塗レ玉
亦軟滑易レ截
堅牢玉にあらずと歟有レ之候得ば存よりたる事に
候伏承ニ　特旨一近侍ニ　御座一以觀ニ朝儀一
扶桑日湧海雲紅、萬雉春城佳氣中、定識夜來天象
動、一星近傍紫微宮
一奉レ問本朝鑄錢之事和銅以後は殘文も打つゞき見
へ候き乾元大寶の後は老拙見及候ものに厥後の事
玄るし候もの未レ見候事に御座候然るに拾芥抄を
見候へば乾元錢の下注に件錢自ニ天德二年三月廿
五日ニ至ニ應和三年七月五日一と有レ之候文に據り候
はゞ應和の後改鑄の事有レ之候こと丶相見へ候何
とぞ高意を承知仕度奉レ存候老拙もとより淺見な
にも〳〵申候内にも本朝の書籍に乏しく候故如
レ此の事考索に便なく候寶貨の事に少々要用の事
候ゆゑ御むづかしながら申上候諸家の日記又は改
鑄之詔などの草案なども可レ有レ之候やらん舊國史
亡失の後すべて玄とげなく相見候毎事ゆきつかへ
候事共可レ仕樣もなく候故御六ヶ敷事ながら申上
候恐入候事に候又申上候百鍊抄とか覺候次手に申
上候
二條永曆元年之夏對馬島司言上高麗金海府禁ニ銅
採進房幷貢銀採之事一令ニ諸道勘申一と有レ之候き此
事はいかなる事に候ひしやらん別紙に申上候如く
移居候に付少々の書をもはや先遣し候て如レ此申
上候事もうろ覺にて訛り可レ有レ之候へ共是又御尋
申上候
一筆談に宋廸八景圖之事見へ候時代不レ詳候ゆゑ統
譜御考候處に貞元中の人と見へ候得ば唐人に候拾
唾には宋復古八景圖と候へば復古は宋廸字にも候
歟愚存可ニ申答一候旨承知御答申候條々
一圖繪寶鑑に宋畫の部に宋道宋廸兄弟の傳有レ之候

宋廸は李成山水を學び候由見へ候統譜に金人に宋道見候えども別是一宋道と見へ候へば貞元中練翊と同時の人と見へ候宋廸も又別是一宋廸にて善畫の人とはちがひ候事と存候事是一ッ統譜に宋廸と見え候得共善畫の事注し候はぬは宋の宋廸と同じからぬと見へ候歟是二ッ寶鑑に宋廸李成を學び候由見へ候處に李成は五代の末よりして宋初に至り候人のよし統譜にも見へ寶鑑にも宋畫の中に入候は其李成を學び候宋廸に候はんには宋人たる事疑ふべからず候歟是三ッ筆談に往歳陳用之山水之訣を宋廸にうけ候て畫格進み候よしゑるされ候文意沈括と同時の人らしく見へ候得ば宋廸宋人とは存せられ候是四ッ古人の畫に贊する事常の事に候へども東坡詩を題せられ候よしの事文意又同時の人と見え候歟是五ッ此五ッを以て見候へば瀟湘八景を畫し候宋廸は宋人にて寶鑑の說訛りとも不レ見候故格尾に宋氏兄弟の傳寫し呈し候事

一八景の初の事御尋に候此事は先年少々用事候て考候事有レ之候き拾唾に見へ候東坡詩聊將ニ八詠ー望ニ東吳ーと候は沈約八詠樓の詩に據られ候て八詩を題せられ候事と見へ候さて八景と申兩字の出所は他にも可レ有レ之候へども考枋外には見及も不レ仕候庾信の詩に金華開ニ八景ー玉洞上ニ三危ーと申見覺候此八景いかなる事に候歟注も無レ之候て不レ詳候へども先は古き出所と心得候き扨畫に先づ題を命じて後に畫をかき候と先畫のみにて後に題を命じ候とのたがひ有レ之候瀟湘八景の圖は先畫出來候て後に題を命じ候故に景目そろひ申さぬと申事を論候もの有レ之候き此度此事御尋に付ひたと尋見候へども手前に候ものには見あたらず候もし昔津逮秘書の中の畫の事共ゑるし候ものゝ中にて見候事に候ひしやらん秘書私藏に無レ之候故尋かね候それにて御尋御覽可レ被レ成候歟題目拾唾に候と文字禪に候とはちがひ候いかにも被ニ仰下ー候拾唾に候は定めて東坡の題せられ候まゝに可レ有レ之候歟昔此方にて瀟湘八景とて申傳候ものは玉澗の讃にて畫せられ候東山殿の寶藏に候ひしなど申傳候か此玉澗宋僧玉澗の事たるべく候その題目は拾唾とひとしからず候明初揚基の瀟湘八景の題詠は此方にて申候に一々相同じく候て唯烟寺晩鐘と有レ之

候詩も孤塔望中青、鐘聲隔二洞庭一、蒼山不レ可レ及、烱
潤浪寘々、憶似二寒山寺一、楓橋半夜聽、と候へば晩字
訛りとも見へず候又明宣宗御製瀟湘八景も題はこ
なたにて申ふらし候に一つもちがひも無レ之見へ
候これらを以見候へばけく拾唾の題目うたがはし
き樣に存せられ候歟の事

　宣宗揚眉庵の詩は明列朝詩にも候ひしやらん是
も私藏になく候て考かね候詩はたしかに寫し置
候

圖繪寶鑑第三

宋

宋道字公達洛陽人、擢レ第爲レ郎、善畫二山水一、閒淡簡
遠、取二重于時一、但乘レ興即寓レ意而作。傳二世故一少、
宋𨔢字復古道之弟、以二進士一擢レ第爲レ郎、師二李成一、
畫二山水一、運レ思高妙、筆墨満潤、又喜畫レ松、或高或
偃或孤或雙、以至二于千萬株一森々然殊可レ駭也、其
猶子子房亦得二家法一、

古畫三玉澗

　宋畫南渡之後

瑩玉礀、西湖淨慈寺僧、師二惠崇一、畫二山水一、
僧若芬字仲石婺州曹氏子、爲二上竺一寺書記一、模二寫雲
山一以寓レ意、求者漸衆、因謂、世間宜レ假不レ宜レ眞、
如二錢塘八月潮西湖雪後諸峰一、極二天下偉觀一二三子
當面蹉過、却求二玩道人數點殘墨一、何耶歸二老家山一、
古澗側流、蒼壁間占レ勝作レ亭扁曰二玉澗一、因以爲
レ號、又建レ閣對二芙蓉峯一、號二芙蓉峯主一、嘗自題二畫
竹一云、不二是老僧親寫一、曉來誰報二平安一、

　元畫

孟玉澗、吳庭暉、皆吳興人、畫二青綠山水花鳥一、雖二極
精密一、然未レ免二工氣一、同時有二姚彥卿一、亦能レ畫、右圖繪寶鑑

僧若芬云々平安、其時有二淨慈寺僧一、惠崇亦號二玉
澗一、右西湖志

右のごとく玉澗より申傳候三人迄有レ之候 君臺館
印とか申候もの候東山殿の御時に相阿彌か能阿彌
か殿中の御物に候畫印をあつめ候物とか申傳其中
には瑩玉澗と孟玉澗の二人を載せ候その瑩玉澗と
題し候印文玉澗の二字にて候孟玉澗と題し候印文
玉澗の二字にて候とたしかに覺候先是にて孟は右
に从ひ候はん事と存じ候き僧玉澗におきては二人

の中いづれにて候はん歟心得わかたず候是により て此間も宋僧歟とは申入たる事に候西湖志の玄るし候樣にてはあなたにては崇と若芬を稱し候てさて瑩玉澗をもならべ稱候體に見へ候然らば自畫自賛とてこなたにても賞翫し候は若芬の事らしく存ぜられ候然共君臺館印には瑩玉澗ばかり收錄候へば疑しく候えども惣じて君臺館印には毎々訛謬見え候へば必とは申定がたく候はん歟彼東山殿の八景當時も少々殘候て傳へられ候かた有ㇾ之候共承及候へ共其畫もたしかに見へ候はねばうしろあてには申定めがたき事に候國華集とか申物にたしかに玉澗の八景の詩二通りまで候て東山殿の時に渡り候ものと申傳候よし先達の被ㇾ申候事をば覺候へども夫々も玉澗と計り玄るされ候ていづれ共たしかに無ㇾ之とおぼえ申候

西湖志若芬の傳は卽圖繪寶鑑を取候と見へ候一字もたがはず候瑩玉澗の事も淨慈寺の僧惠崇と玄るし候はたしかに寶鑑の語をうつし候て師惠崇と申事を取たがへ候にやと存ぜられ候但僧家には必古人の名號を取用ひ候ならはせ多く見え候得ば瑩玉澗も昔の惠崇の名を取用ひ候ひしやらんこれも又疑しき事に候老朽家藏に子昂と申傳候蘭亭圖一幅有ㇾ之候印に松雪の字有ㇾ之候されども絹も宋絹とも見へず殊に筆力着色抔趙公とは見へぬ物に候古來より子昂と鑑定し候印も又そのごとくに見へ候得ば先それよと存じ過し候内にさのみ秘藏にも不ㇾ存候に續寶鑑にやらん又其外の物にやらん明朝に至り松雪と稱し候畫工の事を見出しさてはその松雪に候と存じけく秘藏に罷成候如ㇾ此古き事には紛れたる事多く候へばいづれとも申定がたく候へども若芬にも仕候へ瑩玉澗にも候へ宋の僧にて畫工たる事は一定と申べく事故に前書にも其通りは申上候き是等の賢慮可ㇾ然樣に御裁斷に不ㇾ可ㇾ過候

一小手差原の事

前代に御要用の事候て當國の圖を借し被ㇾ下候て寫置候有ㇾ之候但し地理抔の事存候樣に無ㇾ之所々有ㇾ之候て小手差原などの事等は不ㇾ載候て不ㇾ詳候昔巡見使を承られ候人の方にそれらの所迄をも

記し候圖可レ有レ之と申人候故借り候所それも存候樣に無レ之事に候小手差原のほとりを知行候人ちかく存候人に候を思ひ出し其役人を招き樣子尋究候にそれもまた十分に無ニ御座一候內に年來某方へ炭を賣候者のその邊に住し候由に付それに承候へば大略物語等仕罷歸りやがて又參候て御尋の事を在所にて申出し候へば古老一人候て圖し候て可レ進由申候間押付持參可レ仕由を申その後に持參候これも十分になく候へども其土人の圖し候事にて彼是引合候に徵とすべき事ども候右申上候前代に寫し被レ下候と巡見使の圖と土人の兩說と彼是見合その上にも不審の所々土人に相尋候て圖し候ものを卽遣し候又太平記に見へ候事の不審をも別に附し呈候

一小手差原と申は圖にしるし候ごとく北野と申所候七百石餘の地に今は罷成候て其所に物部天神社有レ之候これは延喜神名式にも載せられ候舊き社にて當時も每年其祠官（栗原氏なり）獨禮にて參賀の事に候社領をも御寄附之事候（當國神社百餘社の管領のよし申候）その末社に小手差社と申有レ之候此物部天神社より西北の方六七里四方を號して小手差原と申候今は墾開の地と皆々罷成候其原を如レ此名付候事は此末社之事に係り候歟今は本緣も不レ詳候由に候但不審の事は公儀へ書付差上候札には高麗郡武士天神社と題し候神名式には入間郡物部天神社と有レ之候前代に借し被レ下候圖と併考見候にも此社の地高麗郡に係るべき地勢に無レ之候永享記にも河越三吉の天神の御神體は金の五本骨にて上野國の長野の氏神など有レ之候三吉の鄉に候はんには入間郡たる事また符合候歟然らば江戶城建置の始當地へも勸請候卽今の麴町の天神社の事歟しかるに今は麴町の社も彼の北野の天神と申事にまぎれ候か菅祠と申樣に罷成其外荏原郡の櫻田も豐島町に罷成候類の陵谷變遷の上はまづそれ迄の事には可レ有レ之候今も稱して北野と申候上はいはゆる北武藏野は此方の事と聞へ候久米川と申はわづかに半里許有レ之候に昔の鎌倉道と申は府中國分の方より久米川へ懸り候由古老の圖に見へ候（太平記に申道と有レ之候は此事歟）

今は田無町より往來候（田無より久米川に至りて二里）久米川と水を隔てゝ久米村と申候（近來新墾の地にて今は二村の樣になり候）其間の橋を中橋と申候川をば今は久米の曼陀羅川と申候何か由來候など申候歟又此川を隔て候秋津と申兩村候實は一村の川にて隔り候事と見へ候某方へ常々參候炭賣は此秋津の富農に候（久米川久米村は名少しくかはり候故に別に圖し候秋津は南北同名故にわかち志るさず候）

一堀金は北野よりは北二里に有ㇾ之候又その二三丁そばに七曲と申候掘井候ふたつながら水は涸盡し申候土人の說には昔いづれの陣にか野中水に乏しくこれを穿候由にて殊に深く廣く水に至る迄を七盤曲にほりて馬にて水を汲たるなど申傳候

一北野より河越城下へ四里半北の方に城有ㇾ之候由申候

一コクボの藥師とて當國第一の靈佛候て諸方より參詣も多く候由文字を問へば小窪又は小久保など申候前世に借し被ㇾ下候秘府の圖をも尋候にこれには谷保と記載候府中と相並び候地に候古にいはゆる國分の藥師寺の舊趾像は卽その物と見え候餘りに事を取失ひ候事やと可ㇾ笑事に候

一太平記に分陪河原など申所いかにと尋候へばバブンバイと申は不ㇾ承知ㇾ候フバイと申は候とて圖し來候これらは古記名目にも候はん歟國分寺の背後にあたり候へば元は分背河原などゝ記し候はぬ歟

一國分の側に人見塚と申大塚有ㇾ之候いづれの戰にかこゝに人を登せ敵を望み候由申候水を隔候ては横山にて候此塚は武藏の黨の中人見氏の舊蹟にも候はんを如ㇾ此に申事歟と存候へ共是又不ㇾ詳候

一北野社前の小橋をセイシバシと申候誓氏の誓紙を此水にてかゝれたるなど申候其水の邊の堤を萬里堤と申候て廿三四丁候と申候いかなる事に候やらん夢中に夢を說候樣之事共に候

一圖に候所の里數公庫圖籍のまゝにて少々のよりのきは可ㇾ有ㇾ之事勿論に候

一愚管一條申上候ために鎌倉への方角と神奈川の道程も記し候

一惣じて此方にての地圖書法無ㇾ之水を圖し候はぬ故に地の廣狹遠近又は高下險易等見えかね候て氣の毒に候へども先あり來候圖を據にし候より外の事無ㇾ之候歟

一別に申述候條々
一太平記第十一巻歟に鎌倉合戰事に小手差原入間川堀金分陪等の地名見え候此巻は義貞朝臣の自記に候など申傳候歟卽今の地理を以て推し候に一々符合殊勝之事其實錄とは見え候第三十一巻武藏野合戰章後人の記勿論歟事を記し候次第も地理等も不審の事のみに候依レ之思食をも承度楮末に書つゞけ候賢慮のほど御垂教可レ爲二本望一候
一太平記に記し候大略文和三年閏二月十六日早旦に尊氏鎌倉を出て武藏國に下り久米川に逗留二日官軍廿日の辰の時に小手差原に打臨て有二合戰一尊氏敗走せられ候を義宗逐ふ事坂東道四十六里尊氏石濱を渡る時に近習の侍二十餘騎引返し河中にて戰死此間に急をのがれて向の岸に至る尊氏の兵二萬騎水を前にして拒戰はんとす義宗五百騎にてつゞく御方なく日既に西の下りに成て河の淵瀬もしられずこゝより引返して小手差原に至ると云々
　此戰之事悉に論じ候はん事は事煩しく候只一事の不審は此日の戰尊氏水を渡りてまぬがれ義宗水の爲に隔られ候て志を失はれ候に結局し候事に候然るに今地理に據り候に小手差原より石濱に至り候迄の間左ほどの川とては見え渡らず候陵谷變遷よのつねに候へども心得がたく候尊氏久米川に二日迄陣せられ官軍其日の朝に小手差原に打臨むと有レ之候上は合戰の場は今の河越の西の方二三里を隔て候事と見へ候（卽今北野社より西北六七里を小手差原といふによる）然らば戰場より淺草石濱迄は十四五里も可レ有レ之候坂東道にして八十里の内外の事に候その道を義宗人馬の息をも休めず是を逐ひ春の夜の短き比に夜間に又小手差原へ引返され往來三十里に及候 道をうたれ候事人力とは難レ申候歟もし此道筋にて淵瀬もはかられ候はぬと申ほどの水とも昔申候はんには下練馬と白子との間の流を指候歟（圖に見へたり）此邊迄は戰場より六七里に及もすべく候然らば坂東道四十六里と申にも近かるべく候歟雖レ然石濱迄は此水よりしては猶大に道隔り候事に候若又唯今の北野へ往來し候道筋田無關中野を經候はゞ道もなを遠く其上中間に水は見へわたらず候歟記文の心得がたき大略先如レ此に候其餘は不レ及レ論候

一園太暦正平七年三月朔日より五日迄の文を見候に閏二月十五日に義宗等上州にて義兵を揚世良田長樂寺に此時の制札猶今見存候を老拙見出候今は寺の重寶に罷成候其趣も歴々見へ候所に符合し候

十六日に國中の將軍方を對治し同日に武州へ打越武州の前守護代藥師寺幷上杉一類を擊破り十八日に鎌倉に攻入候處に尊氏既に鎌倉を去て武州狩野川の城に栖籠る十九日に狩野川へ打向ふ時に臨んで義宗注進の狀を南帝へ獻せられ候又五日の記には義宗は宗良親王を警固し奉り義興義治以下諸將は武州に立歸るを敵陣を擊平ぐべき事を謀らると云々（此武州に立歸るとは狩野川の事訖りて後の事歟）

此記に據り候に尊氏鎌倉を去て武州狩野川を保守せられ候狩野川は卽今の神奈川今も故壘の址も候歟久米川に陣せられ候にはあらず候義宗注進狀に今日十九日發向狩野川候と見へ候得ば小手差原よりの注進と見へ候（新葉集に宗良親王歌の詞書に武藏國へ打越て小手差原といふ所におり居て手分などしとあるによる）然らば廿日の合戰は小手差原と神奈川との間へ尊氏出合れしと見へ候いはゆる南武藏野の事にて唯今鶴間原又は龜窪など申所の邊歟只今も八王子邊より炭薪等を神奈川宿へ商賣候者共は鶴間野を經候て罷越候某相州高座郡の知行所へ人を往來仕候にも世田谷より多磨川を渡り鶴間野を經候て相州に至り候此野に唯今も新墾の外に野にて候所東西三四里の所も候南北に八王子の方へ懸り六七里の曠野にて候當代は御鷹を常に被遣候御鷹場に罷成候此所の戰に尊氏敗せられ石濱へ走られ候はゞ必多磨川の下流卽今の六鄉渡の上流の間を渡らずしては道は外に無御座候此水はいかにも淵瀨をもこられぬ所可有之候所により向の岸の屛立し候所も可有之候横さまに戰場より水に至り候所坂東道四十六里ばかりの所も可有之候こかるを後の記者地理を諳せずして石濱といふ名によりて其所は卽此河濱と心得あやまり候て記し候歟

右曆と記し候所其文異にして今の地理に據り候て併考候に曆の方理に近く相見へ候もし又いづれか實記に候はんと論じ候はゞ曆は義宗覺書等の書を

其儘に載せられ候ほどの實錄に候へばこれに從ひ候はん事穩にも可レ有レ之候歟北か南かにこそ候へ武藏野合戰と申はたがはず候尊氏父子鎌倉を迯て石濱に走られ候と申もたがふべからず候記者狩野川を久米川に作り武藏野といふべきを義貞の戰より小手差原の名高く候故に小手差原と記し候ゆゑに地の懸隔出來り後の疑を致し候にてはあるまじく候歟高明にはいかに思食され候や承レ伺度候

一義行傳初より疑はしき事に存候へ共金逸史に出候と承候へば金小史と申も有レ之上は逸史と申も可レ有レ之候ものと心ゆかしく方々尋候へ共いまだ見へ來らず候に御蔭にて初て見る事を得年來の疑を決し候事大幸此事に候最初より疑しき事に存候と申子細は義行義顯の如きは當時或は避諱或は厭勝の術によりて朝家鎌倉より推て稱せられ所に候義經いかでか其稱を奉じて自ら改名の事あるべく候はんや自らはいづこ迄も義經とこそ稱せられ候はんに踏海の日に自稱して義行と申され候は心得ぬ事と存じたるに候然るに此度傳の全文を觀る事を得候に先初に金史別本と有レ之候にて具に業を卒候迄もなく其妄作を存じやり候き地名官號はさておき文字の拙き一句として見るに足るべくも候所なく覺候世にはかゝる妄人も候て誣レ世欺レ人候事いかなる事に候歟叔世の俗兎角と可レ申樣もなく存候事に候

一嘉定玄猪の儀御尋の事條一々奉二承知一候某事當時は歳初又は俗節などの出仕の外は蟄居候へば大儀を見候に不レ及候兎や角承候事も候得共夫また心をとめず候故たしか成事は不レ存候但し文廟の御時にはいかなる思召候歟年中の行事祖宗の舊儀に違ひ候事も候歟又議すべき事も候歟所存を不レ殘可レ申候但よく見ぬ事は疑敷あるべく候との御事にて最初將軍宣下の日よりして年中の御儀又は御法會等の儀迄常に上壇御座の後に侍し候べく候由にて某只一人は御後に常に被二差置一候其時に近習の衆の戲言に某を呼ばれ候て紫微座後の一小星と申され候事に候き如レ此の奇遇によりて候て形の如くには大儀をも見候てそれを議し候に付ては祖宗の法のよりて始る所をも講究し候に今は某見及候

時の事とは毎事改り候樣に承り及候へば詮なき事に候へども先祖宗御舊儀の事共を存出し候にまかせあとさきとなく筆に任せ候是にて御尋の條々事濟に候はん歟祖宗以來は年始八朔大かたつり合候大儀に付年始の事は萬國一統の事中に不レ及候八朔の儀賴みの節供の故とは不レ承候これは世に申傳候は關東御入國と申事天正十八年八月朔日にて候是に依て當家の吉例の第一になり來候歟其頃に御家人の轄地を改賜り候に三千石以上は大名と申候故に今も此日は三千石よりして太刀馬代進上の事も候歟すべて三千石以上とて其定の事はこれに倣ふ次に嘉定の事又大儀に候是又當家の吉例に候元和元年五月七日に大坂事終り候て京師へ入らせられ候て初ての賀儀に候殊に京にては堂上にて此日の事を賀せられ候故によりて候歟玄猪は餅着到とか申事にて三州に入らせられ候時の御例と申候いかゞ左も候歟
台德院樣御代までは凡御家人一人も不レ殘出仕御手自餅二ツづゝ被レ下候是によりて其後二三日は御肩をいたませられ近習の衆うち候てまいらせ候御鷹匠衆に誰とか申人の御餅藏に出られ候がおかしき體にて常にわらひたる事に候これにて末々迄出仕推て志るべく候か
大猷院樣御代も始は一二年舊例のごとくに候ひしに程なく番頭衆迄へは御手自被レ下以下は人々みづから取て退候事に成り候とこれらの事共某故主土屋民部少輔利直常に語られ候をいかにも〱たしかに承覺候事に候毎月廿八日の參賀と申事も諸說區々に候得どもこれは三河に入らせられ候時遠所住居の衆中檀那寺へ參詣之日にて候肩衣次手に參られ候を終日御座へ出られ御對面に子供などを御目にかけ候など多くは此日の事にて候き遂に當家の佳例となり候其事の由は御廿八日樣の事により候とて古き人の笑ひつゝ敎られ候事に候又寄合衆と申事は昔は大身の衆は一備〱に自分備勿論に候小身の衆は御番衆と申てこれまた一備〱にわかたれ候大身と申にもなく御番にも入られがたき衆中を組合せられ年寄衆の下に附られ候て備をわかたれ候其衆を寄合衆と申たる事にて候其證は大坂陣の時の御備定を御覽合せらるべく候此頃迄は年寄中に大身なるは少く候これによりて嚴有院樣御代までは寄合衆と申は限あることにて皆々年寄衆支配に候き其中に

交替衆と申候は殊に限ある事に候き常憲院樣御代に御役不相應御番不相應など申事にてさすが節朔の出仕をとゞめられ候ほどの重罪もなく候衆一たび御役をも御近習の御番をも勤候を皆々寄合の中へおし入られ候故に日々月々に其數を增し今は千人に及候事にて遂には若年寄衆の支配に成候とて三年前に九十ばかりにて死せられ候遺老昔老中より支配の事に付て給り候手紙共見せ語られ候き如レ此の事に成り來り候へば玄猪嘉定等に寄合の面々の中御座近く參り候事なりがたき大牟有レ之候其上其頭には少もはやく禮畢り御座をたゝれ候樣に役人中執はからひめされ候事にて人の數少きほどをよしとめされ候故に寄合の面々嘉定玄猪に出候はぬやうになにとなくなり來り候文廟の御時に至り初政に彼　御目見遠慮など申人により始られ候て御預け遠島など申に至まで凡三千餘人一時に御免の事候は定て其許にて御覺可レ被レ成候扨何事も祖宗の舊法の如くにとの御事に付てこゝにおいて寄合之面々又玄猪にも嘉定にも出仕候當代に至り候て又每事文廟の御沙汰を改められ候に付て

祖宗の舊法を併せて改められ候事も候て玄猪に寄合出仕無用との事にてこれより又相止み候その翌年かに又寄合も三人づゝ出候べし但其人をば上より差定あるべく候由にて今も三人づゝ先期に若年寄中より差紙と申ものにて御申付と承候これによりて嘉定に推參の衆中も候へどもこれには數の定も出仕候まじきとの御定もなく候へば昔は嘉定玄猪は同じ儀と見へ候に當時は二ッにわかれ候式に罷成候歟但し前にも申候ごとく當時之事は見聞に及び候はぬ事傳聞の訛多く候はん事ながら先傳聞候をもしるし候はねば事の次第見へ候はぬ故に如レ此候是等の事の如きも皆々その由り來る所ある事故に牟より申候ては事明らかならぬやうに覺候間申つゞけ候事に候寄合の事御尋に付おもひ出され候某此事に付て大きに　難儀し候一事有レ之候詮なき事ながら事の次手に御慰のため申つゞけ候其事は先年朝鮮の賀聘使對州にて某事に及び候事にていかなる者ぞと尋候に付譯人寄合衆と申ものに候と答候時にその寄合とはいかなる義ぞと尋候に答候所分明ならず候て扨當地へ來候時某初て見舞

候へば譯人して初に此事を聞候某申答候事を通譯し候得共兎角わかれ兼候て對州家老平田隼人もきのどくに存候體故に某正使に向ひ地に畫し候て凡兵少不レ足レ成レ軍者各合ニ其衆於一麾下一以成ニ一軍一俗呼云ニ寄合衆一と申候へば正使も地に畫し候て義始明白と申て笑ひ候扨又家兵幾多少と尋候に至てひしとつまり候て扨々難儀し候て待レ我而衣食者僅一千口と申候へば三使相顧候て千夫長〳〵と申候き事訖り候て出仕其日の樣子を言上し候時に如レ此に答候事乍レ恐御外聞と存候て虚僞を飾り候事非又不レ少候但し如レ此に對候事も全く稽據なきにはあらず候某厚恩を辱くし今は所轄の地多く罷成候埼玉比企兩郡に候所の人別帳の事ふと存出し候に男女老少凡七百九十餘人に及び候家僕輩の數を合せ候はゞたしかに八百には餘り候ゆゑに大數を擧候てと存候て兵とは不レ申待レ我而衣食者と申候と言上候へば御笑被レ成候のみにて候き後に承候へば其場にて人別帳の事心付候は敏き事に候本邦一州の守とも稱し候ものゝあまりに人少く申候はんは誠に外聞はよかるまじきと仰られ候よしに候一事の來由にても承り置候事は咄嗟の間の話柄にも成候ものと存じなされ候事に候

一以前御尋被レ成候金小史の作者は明の揚循吉に御座候き此程見出候まゝ申上候

一是も已前御尋にていまだ不ニ申答一候と覺候靈雲寺の當住は㳖琛比丘と申候慧光と申は名と見へ申候

附錄新安手簡附錄

澹泊與白石書

一イタアリヤ國の事は往年及レ承候は西南夷之地と相心得罷在候所誠に井蛙の見にて御座候天正年中攝州高槻之城主高山右近後には剃髮南坊太虛と申候山崎合戰七大將之一にて御座候寶寺の合戰太閤記にも相見へ申候其後賀州利長卿之手に屬し淺井繩手合戰四大將の人にて御座候此人耶蘇宗にて御座候故慶長年中御制禁の時願に依てイタアリヤ國へ被レ處二遠流一候と申事は承覺へ何やらんの書にても見覺え候樣に被レ存候迄に御座候

一小手差原石濱の事御尋申上候御秘說にて候得ども被二仰下一候其上此間江戶遺聞と申物被二思召立一候豐島荏原兩郡の事被二御聞及一候事ども鎌倉志に似より候ものに可レ被レ成と被二思召一候久米川いかにも申進候通にて御座候只今は彼邊或は田或は人居に罷成跡方もなく候へ共小手差原など慥に一々名も不レ殘候但地は變なき物に候故地理をもつて御考被レ成候へば大方遠からぬ事考の通に可レ然被二思召一候石濱は唯今淺草觀音堂の北金龍山石濱城之遺地のみかたばかり殘りたるにて御座候貴公御覺被レ成迄も淺草ぞへやり取場初は岡の樣に有レ之候所陵谷之變御目前に御座候由仰之通野拙など若年の時見申候迄も岡の如くに御座候き其後谷に罷成候夫より前は猶以餘程の岡山にて御座候云々

一道灌家集を暮景集と名付被レ申候其子細は不二相知一候へども上洛の時道中にて詠歌之由にて暮景樓の事有レ之候鎌倉志に載申候荏柄天神に有レ之候靜勝軒叢林諸老の詩文にも暮景樓之事は不二相見一候歟と覺申候歌の樣にて見候へば何とやらん富士見御櫓の邊にても可レ有レ之樣に被レ存候被二思召附一候儀も御座候や暮景集歌計にて何之御考に可二相成一事不二相見一候得共萬一御覽不レ被レ成候書にて御一見被レ成度被二思召一候はば手前に寫し置候間差登せ可レ申候

一淺草川は一名宮戶川とも申候利根川の流派にて御座候よし戶田岩淵の邊を古利根川と申候かと覺申候先年土人に尋候へば上州からす川の末にて御座候烏川は卽利根川の事にて御座候松戶川はいかに

も關宿より分れ申候利根川の一派にて御座候淺草川何方へ分れ候や是は入用の義有レ之多年心懸候得共淵源不二分明一候御考置被レ成候事も御座候はば是又いつぞ被二仰聞一可レ被レ下候

一南部草壽事尋申進候に付委細被二仰下一忝奉レ存候初め南部草壽と申候人之義子に被レ致初南部二八と申候て安藤省庵方にて被レ致二學文一後に恭靖先生へ學ばれ東髮平右衛門と申候其身五十に不レ滿して相果られ三子打續不幸夭折にて斷絶いたし候由御紙面致二承知一候近頃痛ましき事にて御座候長子權藏貴公へ被レ學至極秀逸にて若年の時東叡山百韻を被レ作板行にも出天下に名を著し申候由左樣の事共御紙面にて初て致二承知一候板行有レ之候はゞ定て何方にも可レ有レ之候其内何とぞ致二才覺一一見可レ仕候

一先比御允諾被レ成候不空事共節早速靈雲比丘へ被二仰遣一返書來候に付被レ遣被レ下忝奉レ存候宋高僧傳に御座候得共稽古略よりは古く候て引證明確能成候他日涉筆に書載可レ申と大慶仕候

一君臺官印は東山殿之御時相阿彌か能阿彌か畫印をあつめ候物と被二御聞及一候是も御紙面にて初而承知仕候相阿彌は能畫と相見え野拙若き時に小納戸役仕候時分數寄屋道具をも兼預り當家の俗稱にて唐物奉行と申候其節被レ扱候て覺申候相阿彌寒山畫軸有レ之候隨分見事なる物にて御座候き柴庵と申禪僧も能畫にて是も東山殿時代と申傳候當地に柴庵維摩像所持仕候者有レ之極而見事に相見え候柴庵名諱等相知可レ申哉御覽被レ成候はゞ被二仰聞一可レ被レ下候

一道灌辭世の歌は全く武者物語にあやまられ候物に御座候御覽之通武者物語にのせ申候かゝる時の一首も藤澤軍の時敵兵追善の歌に御座候室町日記に道灌辭世の歌とて載候て有レ之は左も有つべく被レ存候是は却て世人無レ所レ憚候眞僞混雜每事如レ此と被レ存候

一魏志倭國の條御抄出被レ遣候御主意は仲哀崩神后西征等の間の事更に御得心難レ被レ成事共御座候舊事紀は此所の事別記の由にて何事も不レ見候古事記は大やう日本紀のごとくに御座候日本紀仲哀の崩に至りとりわき聖壽などの數も不都合之事有

レ之候は事の知れぬ故にて御座候神后六十年間の事共あら〳〵と記し候魏志は本邦の書懸聞の謬と申候てそれ迄の事に候へ共自ニ女王國一以北其戶數道里可レ得ニ略載一と有レ之所より此女王境界所レ盡と有レ之所迄之地名など唐音にて讀候へば當時筑紫伊都郡縣左右之地名に多くは相符合仕候然らば一向懸聞の謬と計も申極難く候中にも壹與と申候より往來の事も一度ならず有レ之候樣に記置候是等の事は如何相心得可レ然哉之由一々承知御尤に奉レ存候仲哀神后の事左に申上候魏志之文は如ニ高諭一疑を闕き異邦傳聞の謬にてあるらめと捨置候より外有レ之間敷候當館にても往年より此所に疑をおこしさま〴〵致ニ料簡一候卑彌呼は姬子の轉訛にて可レ有レ之哉など申候て見申候迄にて本邦の書に一事も照應の無レ之儀日本紀の細注に往々魏志を引候所有レ之候へば舍人親王國史修撰の時も相知不レ申義と相見候得ば後世猶更通曉可レ仕樣無レ之候地名唐音にて御よみ候へば多くは致ニ符合一候所有レ之候由御尤なる御發明にて御座候拙者も粗唐音に通じ候得共筑紫の地名不案內故相知不レ申候壹與も誰人を指候や無レ所ニ考究一候强て穿鑿を生候は月　中岩の日本紀　朝廷に焚棄候樣に可ニ罷成一候歟と恐惶をいだき當館編集の史には一向手を付不レ申差置候

一右本朝の國史に付三大疑有レ之一には仲哀崩後の事二には仁德卽位の事三には天智崩後の事にて御座候いづれも國史の體は諱ありて筆を曲られ候事共にて直筆とは不ニ相見一候如何御尋被レ成度被ニ思召一候も御尤奉レ存候御尋之三條皆々故中納言殿常に心を御用ひ日本史編集之主意全く是より起り候て每度議論被レ申候事に御座候依レ之拙者其旨を承り覺罷在致ニ編述一候物有レ之候仲哀より壬申功臣迄八篇別紙爲ニ書寫一入ニ御覽一候是にて御尋の儀とくとは相濟不レ申候へども國史の曲筆仰之通にて國史に倣候もの又婉曲に無レ之ては公共の事に難ニ相成一候段御照察可レ被レ下候此八篇鄙作文字拙陋に御座候へ共全く爲レ私撰述致候物にても無ニ御座一候入ニ御覽一候儀如何に奉レ存候へ共不レ懸ニ御目一候ては御尋の事相濟不レ申候付竊に呈ニ高覽一候必他見無レ之樣に御祕被ニ成置一尤僻論允當に無レ之

所は何分にも御內々にて思召被二仰聞一候樣被ㇾ成可ㇾ被ㇾ下候天武簒奪の事も明白には難二申出一候故天武にては婉曲に申置壬申功臣大伴吹負事に至て切直に論じ申候依ㇾ之壬申功臣の一篇をも相添懸二御目一申候言外の意味何分にも御亮察被ㇾ成可ㇾ被ㇾ下候右の大疑は皆々國家の大關係此度蒙二御尋一候事甚中二肯綮一常々國史に御心を御用ひ被ㇾ成候御見識の程乍ㇾ憚感嘆敬服仕候事に御座候

一仲哀神后の事別紙論述候分にては隔ㇾ靴搔ㇾ痒樣に可ㇾ被二思召一候得ども右申上候婉曲を専に仕候故切直に無ㇾ之候是も往年故中納言殿史館の者共へ被二申付一面々議申候時拙者も書あらはし候文字も御座候夫を御覽被ㇾ成候へば今般御尋の事大概相濟申候下手の長文にて書寫手間入候付此度は不ㇾ懸二御目一候

一日本紀は後語なども有ㇾ之出所も相知候へ共舊事紀古事紀は何所より出候て致二印行一候や御聞被ㇾ成度被二思召一候由御尤奉ㇾ存候如ㇾ仰日本紀はト部家の後語有ㇾ之候得共二書はいづかたより出候本を以致二印行一候や相知不ㇾ申候就ㇾ中舊事紀は杜撰の事共相見出所猶更相知不ㇾ申候

一大明一統志英宗勅撰の書勿論の事に御座候然處第五卷延慶州建置沿革の下に永樂十一年詔復置ㇾ州改曰二隆慶一直隸東師（東は京の訛と相見ヘ候）隆慶元年改曰二延慶一と有ㇾ之候御存の通隆慶穆宗の年號はるか後に御座候此一句後人之追加誤て本文と爲と見濟可ㇾ申候へども左候はゞ題目に延慶と出不ㇾ申隆慶と出申候筈に御座候是を以て見申候得ば天順年中編集成就の後追加も有ㇾ之候哉不審被ㇾ存候外にも箇樣の儀有ㇾ之候哉全部は見不ㇾ申入用の事有ㇾ之考候內此一件たま〳〵見當り候に付奉ㇾ伺候

一文明中太田道灌被ㇾ築二江戸城一の時平河口の內宮神社上棟文に文明十年戊戌六月廿五日と有ㇾ之候儀は若年の時承覺申候

一當地增井村正宗寺と申禪院は城下より五六里隔て久慈郡の內にて夢窓開基の古跡にて御座候舊は勝樂寺と申候今以二名並存候義堂鎌倉圓覺に住職の時佐竹氏招待にて被二暫住一候事有ㇾ之勝樂除夜の詩空花集にも載申候十年前正德二年正宗寺佛殿修造の時椽の下より色々の古錢多く出申候住持より

源亜殿へ獻申候今以府庫に可レ有レ之候其節の目錄寫置候間入二御覽一申候錢貨の儀に付御別紙乾元大寶之後は御見聞不レ被レ成候然共拾芥抄乾元錢の下の注に御より候へば應和の後改鑄有レ之候樣に被二思召一候 寶貨の事 御要用の儀 有レ之に付 考索も有レ之候哉御聞被レ成度被二思召一候改鑄の詔案抔も可レ有レ之候哉新國史亡失の後すべてしどけなく每事行つかへ候事共多候由 逐一承知 御尤に奉レ存候如レ仰新國史無レ之故當館紀傳編集大きに差支申候事共有レ之候拙者相認候 日本紀宇多帝紀贊にも 新國史不レ傳二于世一斷編殘簡掇拾匪レ易掛二一漏百哀腋一成レ裴採二史筆一者殆艱乎哉 と書候通に 御座候此時代記錄可レ仕候書は日本紀畧より 外無二御座一候紀略相考申候所別紙の通新鑄論奏の事共禁秘抄西宮記などにも相見紀略と致二照應一候へども新鑄の文は無レ之候洞院左府之考も不レ被レ及儀と相 見拾芥抄にも錢文無二御座一候詔書の類史館にて致二編纂一候書有レ之候に付是をも致二考索一 候へども 改鑄詔勅曾以相見え不レ申候その外 一代要記歷代皇紀帝王編年記等の類記略輔翼にも可二相成一ほどの書考見候へ共一向無二所見一候朝野群載に箇樣の事のせ申候に付見申度候 存候へども 當時江戶史館に有レ之當館に無レ之故是も見不レ申候然共新錢改鑄の事共必帝紀に載せ候間此時代の本紀をも見候處新鑄の文無レ之候左候へば 諸記錄共に應和改鑄の錢文は無レ之儀と存候

正宗寺より出候古錢目錄

開元通寶 十九貫六百文	唐國通寶 二百文
乾元重寶 八百文	皇宋通寶 卅一貫八百文
聖宋通寶 八貫八百文	宋元通寶 八百文
太平通寶 一貫八百文	淳化通寶 二貫百文
至道元寶 三貫九百文	咸平元寶 四貫四百文
景德元寶 五貫三百文	祥符通寶 十貫文
天禧通寶 五貫二百文	天聖元寶 十一貫二百文
明道元寶 九百文	景祐元寶 二貫百文
至和元寶 三貫六百文	嘉祐元寶 四貫七百文
治平通寶 五百六百文	熙寧元寶 廿三貫文
元豐通寶 廿九貫文	元祐通寶 十一貫九百文
紹聖元寶 十貫七百文	元符通寶 三貫百文
大觀通寶 二貫七百文	政和通寶 九貫三百文

宣和通寶 六百文　淳熙元寶 三百文
慶元通寶 五百文　喜泰通寶 三百文
開禧通寶 一百文　嘉定通寶 五百文
紹定通寶 三百文　淳祐元寶 二百文
景定元寶 二百文　咸淳元寶 一百文
景祐通寶 一貫四百文　嘉祐通寶 二貫五百文
正隆元寶 二百文　文字不明錢 二貫六百文
合四十二品右何レモ三五錢之數餘有レ之
總計二百三十四貫七百文
大宋元寶 二十文　建炎通寶 廿五文
紹興通寶 十文　端平元寶 六文
嘉熙通寶 五十文　開慶通寶 五文
至大通寶 五文
七品百二十五文
東國重寶　海東通寶　富壽神寶　周元通寶
漢元通寶　神功開寶　成康通寶　唐國通寶
朝鮮通寶　崇寧通寶　大定通寶
合十一品十一文
古錢四十二品　百文以上二百三十五貫
七品　五十文以上百二十五文
十一品　一文充

辰八月改レ之　　常州増井正宗寺

一佐久間立齋本朝調子之事に付疑惑之儀有レ之候何卒野拙より御尋候樣にと奉ニ別紙ー候に付御煩勞奉レ賴候

一天智帝を中宗に稱し候事三善淸行改元詔に遠履ニ太祖神武之遺蹤ー近襲ニ中宗天智之基業ーと有レ之候に據候て書レ之候改元詔本朝文粹に載せ候や又は外に出候や聢と覺不レ申候近日本書致ニ點檢ー追て可ニ申上ー候

一兵庫鏁の御禮細々御紙面致ニ承知ー候於ニ野拙ー本望大慶仕候右之通のみならず烏頸桼鍔と申候製郎是にて弦袋の著け樣海田采女正書申候西行上人繪卷物にも有レ之候弦袋著けやうひしと致ニ符合ー候委細に御考索にて野拙不レ存事迄承候て猶更珍重大慶仕候此圖はいかなる來歷にて出候やらん御聞被レ成度被ニ思召ー候由御尤奉レ存候いつぞやも被ニ仰下ー候通西山中納言殿好古の人に有レ之候故文武之器制諸國より集り申候繪圖共の內に有レ之候其砌は出所も慥に相知レ候事に可レ有レ之候得共三十年

前之事其節取扱申候役人共或は死失或は役替等仕當時存候者一人も無レ之候故何方より出候て如何樣之來歷に有レ之候や其段相知不レ申候得共傳來は慥成事にて御座候蝦夷寶刀之儀は先年西山殿藩邸之時松前兵庫殿より蝦夷之衣服武器等被レ致ニ借覽一候節野拙弱齡之時小納戸役仕候て取扱申候故あらまし覺申候成程仰之通に御座候と覺申候蝦夷詞はすべてこなたの刀脇指類をヱモシホと申候其中次第有レ之リウノヱモシホシ、コサマツクリノヱモシホ抔と申候類外にもいろ〱名は有レ之候て皆ヱモシホと申候其外蝦夷の神體と申物有レ之候蝦夷かねにて作候物金色は錫にもあらず鉛にもあらぬ一種の金にて御座候形は彷彿として冑の鍬形に似申候夷人甚致ニ尊崇一候よし蝦夷の地圖を見申候に海邊の岩山に辨慶が鼻と申所有レ之候彼是取合せ見候へば義經蝦夷へ被レ渡候と申說荒唐の談にも有レ之間鋪と被レ存候蝦夷刀之儀被ニ仰下一候序に此段申上候

一軍器考第六弩砲類三善清行意見封事神后之時弩を被レ用候事迄御載せ被レ成御博覽乍レ憚珍重仕候迚も之儀に承久記に有レ之候石弓之事をも御載可レ被レ成候や式部丞朝時北陸道を攻上りし時宮崎左衞門市降淨土を固めたりし時上の山に石弓張立と有レ之候幸此條殘紙も有レ之候觀應之比薩埵山合戰の事御書き被レ成候前後に御書加も可レ被レ成候歟存當りに任せ申上候

一同第八劒刀類彼御曹司手自寫され候黃石公素書を見候事のありきと御書被レ成候是は定て鞍馬寺にて御覽被レ成候儀と察入候希代之珍物にて御羨敷義奉レ存候御曹司少年之時御書き候物と相見え候手跡如何程之事に相見へ候や定て卷物に可レ有レ之候せめて左樣之事計も承置度と奉レ存候

一太平記第三十一武藏守義宗西上野より義兵を被レ擧候時尊氏自將レ兵鎌倉を打立武藏久米川に軍を次せられ候へば義宗軍旣に小手差原に押寄合戰あり尊氏石濱に奔義宗追北長驅して石濱迄被レ成候と相見へ候年來諸書考候得共小手差原石濱相見不レ申候當節に罷在候鈴木與市と申者先年用事有レ之八王子近く小田圓照寺と申眞言宗の寺へ參り候八王子江戶より十二里御座候江戶より六七里參り候

て小川龍田と申所御座候其近邊を南武藏野北武藏野と申候其所に久米川と申小川御座候此邊古戰場之由鄕人共申候若此久米川尊氏軍を次せられ候所にて御座候はゞ三所相距候事一日程に不レ足と相見へ申候小手差原は宗良親王家集にも武藏野合戰の詞書にも出申候歟と覺候へ共其所不二分明一候石濱は猶更相知不レ申候自然思召當りも御座候はゞ被二仰聞一可レ被レ下候

一御前代御藩邸に被レ成二御座一候時より御好學之儀に付貴公廿年之間御侍讀被レ成候由每日講莚に臨御貴公御侍讀之內詩經書經右一年宛にて終り其次に春秋是は御望により左氏公穀胡傳共に御合せ被レ講候此時又御望により春秋御侍講之節より通鑑前編より漸々に御引合御覽被レ遊候故春秋二年餘にて事畢り其後は通鑑綱目日々御覽被レ遊候て貴公京都へ御使に御越被レ成候御時迄に續編も半過申候其後は外に御用繁劇に罷成前の如く日々御侍講被レ成候程の事は無レ之候得共今少にて事終候に至て御不豫にて二三卷殘候て御薨去被レ遊候二十年之間每日御出勤被レ成一日に二三度づゝ御相手に被レ爲レ成候事共有レ之候へ共一度も御闕候事は無レ之候凡御書付被レ置候を御覽候に被レ侍二御講莚一候日數三千度之外に日程出申候貴公御一人の分如レ此にて外之衆中は禮記易經其後大學衍義これは御手自朱を被レ遊文字をも御改レ被遊候と御聞被レ及候宋儒編集之書大方不レ殘貞觀政要の事をも神祖被二御置一候事にて御講莚を被レ開候每年正月五日貴公被二仰付一御講莚御開き十二月は廿五日迄御限り四時俗節の如きも御登城又は御治世之後に至りても御禮過候と御講莚に臨御事終り不レ申候內は御內々の御祝なども無レ之候御侍講之衆三人之內服部藤九郎殿當春被レ致二物故一候され共其兩人は被二相殘一其外近習之衆中皆々其事に被レ預候現存候事にて御座候由委細御示諭承知仕候

一涉筆中石勒不レ傚二曹孟德司馬仲達一之語千古快論にて恥敷事と思召候如何存候やのよし被二仰下一候此段は言句に不レ被二申出一意料にて相濟申事に御座候間わざと御答不二申上一候

一上野黑門前天神も元は五條之天神を致二勸請一候物に候へども左樣にてははやり不レ申候故黠智之輌

官いつの程にか菅祠に取なし當時は公然たる菅祠に罷成候

一道灌辭世室町日記に載せ申候定て御覽可レ被レ成候昨日迄まくもうぞうを入おきしへんなし袋今やぶりけりへんなし袋いか様之物に御座候や思召當りも御座候はゞ承度候

一夜鶴庭訓二冊と相見申候御寫取の事可ニ罷成一や可ニ申進一候由奉レ得ニ其意一候 書目致ニ點檢一候處右の名題相見不レ申候 夜鶴書札抄と申候 小冊相見申候世尊寺行能字學の書と相見手習致方額書き様抔に有レ之候

一八十嶋記と申能 因東奥の紀行有レ之候 其餘光俊道記橘爲仲集と申物御座候由御尋郎書目致ニ檢閲一候處八十島記光俊道記館 庫藏本に無レ之候 橘爲仲集は相見申候

一日本紀畧村上天德二年三月廿五日 改ニ錢貨文延喜通寶一爲ニ乾元大寶一四月八日右大臣今按藤師輔於ニ仗座一仰ニ外記一命ニ因幡介廣兼圖書允阿保懷之一令下書中新錢文上但被レ用ニ懷之字様一抑當時能書木工頭道風朝臣大內記藤原文正也道風眼暗不レ堪ニ細字一 文正觸穢仍懷之書ニ錢文一

右は御入用にも有レ之間敷候へ共錢文被レ撰ニ能書一候事御覽被レ成候事計に抄出仕候

一應和三年七月八日下ニ新錢一論奏

此文に據候へば改鑄有レ之事と相見候へ共前後に改鑄の事相見不レ申候

一八月廿三日空也聖人於ニ鴨河原一供ニ養金字般若經一道俗集會請僧六百口自ニ內給所一給ニ錢十貫文一

右之通相見申候迄にて新錢共古錢共其品相知不レ申候

一禁秘抄詔書部應和三年七月公卿請下停レ並ニ行舊錢一用中新錢上論奏及康保二年三月同書ニ聞字一返給

西宮記も此趣に御座候禁秘抄は定て西宮記の文に御據御書被レ成候ものと相見候西宮記は抄出不レ仕候

一先年日本紀畧一覽の次新錢改鑄の事拙者も少々覺書仕置候

嵯峨弘仁九年十一月鑄ニ新錢一文曰ニ富壽神寶一と有レ之候紀畧の文を引直し 拙者心覺計に記し置候物此度紀略再檢は不レ仕候得共此一件拾芥抄に無レ之

錢文に御座候萬一御考索の助にも可ニ罷成一歟と錄呈候

一尿麿道麿姓氏相知不レ申候體源抄第三粟田道麿陳曲同卷道麿道麿は文武天皇御宇大寶元年正月と有レ之候是に據候へば姓粟田と相見候所續日本紀致ニ參考一候へば大寶元年粟田眞人爲ニ遣唐使一錦部道麿爲ニ大錄一と有レ之候體源抄此二人を致ニ附會一粟田道麿と書候樣相見候間是は不レ足レ爲レ據候尿麿は無レ所レ考候體源抄第二海靑樂古老云尿麿作同十一樂之名人を舉條尿麿篳篥と出申候迄前後の姓氏不ニ相見一候

一魚養善書の事如ニ高諭一諸本致ニ雜出一候得共姓氏無レ之候一說御傳聞の通姓朝野宿禰にて御座候是は先年本藩に罷在候大串平五郎と申者南都へ參候時元興寺の東十輪院に石碑有レ之候銘は文字漫滅不ニ相見一候へ共碑面に朝野宿禰魚養墓と有レ之候を寫來候此度御尋に付致ニ考索一候へば本姓忍海原連にて御座候續日本紀延曆七年二月外從五位下忍海原連魚養爲ニ播磨大掾一と出候て同十一年正月（此條には典藥頭も出）候上書請改ニ忍海原連一賜ニ朝野宿禰一依レ請賜レ之と上書の文詳に相見申候續日本後紀に朝野鹿取大和人忍海部連鷹取子也爲ニ叔父朝野宿禰道長所ニ子養一延曆中請復ニ連姓一と有レ之候へば延曆十年魚養と同時に改姓魚養は鹿取道長一族と相見申候舊史に善書の事無レ之候へ共御傳聞之十輪院の碑面致ニ符合一候へば疑惑無レ之事に御座候碑銘には定て善書の事をも書候て可レ有レ之候へども漫滅殘念の事に奉レ存候扨又魚養の訓能書家にてギヨヤウと唱申候へどもウガウにて御座候魚養馬養皆通音にて藤原宇合を馬養と書申候も一名にては無レ之同訓にて御座候當館者舊の物語にて御座候

與ニ鳩巢一書

一武家盛衰事實は詳に載候書にて御座候へども姓氏書目等何の據にて書申候や杜撰と相見候事有レ之候

一政重條下自負金幡連と有レ之候定て金のバレン指物の事に可レ有レ之候彌左樣に候はゞバレンは馬藺にて御座候間改候樣可レ被ニ仰遣一候

與ニ進藤夕翁一書 近衛家諸大夫進藤大蔵少輔隱居號ニ夕翁一

一通俗臺灣軍記と申候は各別の書體眞の實錄と相見申候珍書一覽大慶忝奉レ存候

與ニ高尾甚八一書 長崎通事

一此度先祖石碑立申候に付碑文書法之義御尋申進候所去年入津之唐船舊冬迄七艘致ニ在留一候唐商之內相心得申候者へ御對談被レ遂ニ御吟味一候處惣て於ニ唐山一墓碑は正面に 誰某之墓と書付 墓碑之左へ年號月日右に子孫之名記し申事に御座候石碑之義は別に一基を立碣文は石碑の左より書初め右にて書納め尤撰者の姓名子孫の名共に右に記申候是は一面に書申候事に御座候日本之石塔の樣に四角には無レ之候たとひ文字數多御座候而も一面に賦り書納申候墓碑の 左右後に 書申候 儀は終に見當り不レ申候由唐人共申候就レ夫唐人存寄之通俗語にて書付させ被レ遣候由 委細之御紙面逐一得ニ其意一御尤之儀奉レ存候先以御六ヶ敷儀御尋被レ下候故分明に相知大慶忝奉レ存候 則李潛庵 手筆共に 相違致ニ一覽一候處委細之義無レ所レ殘分明に相知れ珍重至極に存候右之儀に付大通事彭城藤治右衞門殿被ニ仰談一別而被レ入ニ御念一唐人共に御尋被レ下候由藤治右衞門殿何角と御費心之段千萬忝奉レ存候

一文恭文集或人之問に答候も文公家禮同樣之文にて古書之書出し疑敷存候故相尋申候處李潛庵筆語にて明白に相知大慶珍重存候家禮にも別立小碑と相見候へば潛庵筆語と合申候と被ニ思召一候由尤墓碑は日本にての石塔墓碑は各別にて御座候と唐人共申候由被レ入ニ御念一候御紙面猶又得ニ其意一不審之儀其無レ滯相濟御禮難ニ申盡一候辱仕合奉レ存候

與ニ寒川儀大夫一書 土佐國高知山家士谷丹三郎と云者の言により始て書通にて知る人に成たり家士近習番頭百五十石

一賴朝卿天下之總追捕使を被レ願候段全く爲ニ自己一にて朝廷是より致ニ衰廢一候忠臣にては可レ有レ之樣聊無レ之事に御座候然共我等共身之爲には好き事を被ニ致置一候

一江戶須原屋茂兵衞と申書肆懇望に付武時必用と申假名物書五册御著述被レ成候段忝致ニ承知一候右膳今般於ニ江戶一見候由乍ニ不案內一稱美申越候士流有

益之儀珍重奉ㇾ存候

一薩摩より出候犬之一種チンと申候正字御尋に御座候すべてヶ樣之事心に留不ㇾ申候一切覺不ㇾ申候北齊書通鑑に有ㇾ之候東魏孝靜帝高澄被逼朕朕狗脚朕と申候は近代の落しばなしに能合申義と日比戯言に申出候迄に御座候

一南方紀傳近代之作僞書にて日本史に採用不ㇾ申候故册數も覺不ㇾ申候二册計も有ㇾ之歟と被ㇾ存候南朝紀南朝事蹟と申書覺不ㇾ申候僞撰之書にて可ㇾ有㆓御座㆒候南朝之事は源義殿別て心を被ㇾ用先年精密に被ㇾ致㆓吟味㆒候櫻雲記吉野拾遺なども僞書にて日本史へ採用不ㇾ申候南木武鑑尙更承及不ㇾ申候南木武鑑は板行に有ㇾ之候由御書中にて初て承申候彌以僞書に候半と被ㇾ存候

一御家兄樣小野筑前守殿と申候て被ㇾ叙㆓從四位下㆒主殿寮御勤被ㇾ成候御家領は少く候へ共垂仁帝之御時より不㆓相替㆒御子孫御連續被ㇾ成候由世家蕃衍奉㆓珍重㆒候如何樣之御由緒候て垂仁帝以來御相續被ㇾ成候哉重而被㆓仰聞㆒可ㇾ被ㇾ下候貴兄には御幼年より御伯父樣御養子に御成なされ候よし御尤に御座候

一拙者共幼少之時朱文恭自身の句讀にて讀習ひ申候は孝經小學四書にて御座候其上に文章軌範を爲㆓讀申㆒候

一楠公相模入道と君臣之義有ㇾ之事は何之書にも相見不ㇾ申候曾以無ㇾ之事にて御座候金剛山之麓を領知せられ候故御一分御了簡にて左樣被㆓思召㆒候と相見申候先祖以來取來候莊園にて朝廷之臣にて御座候夫故早速後醍醐の勅命に應せられ候近代も關原時代高橋修理尊氏以來美濃北山廣瀨谷を領して餘程の分限と相見候夫故石田三成招申候得ども拒み候て不ㇾ被ㇾ出候其頃迄は諸國の地侍左樣之類多く御座候況や元弘建武のころ王化も殘り申候時代不ㇾ足ㇾ怪候

一禪林諸祖傳に京師妙心寺第二世壽翁宗弼は藤房の事なりと書申候は一向浮說と相見へ候異本太平記に藤房遁世して侃山子と號し諸國を行脚せられ土佐へ被ㇾ赴候時風波の難に被ㇾ逢舟覆り溺死せられたりと書申候正說のやうに被ㇾ存候

一天正十年甲州沒落の時城介信忠卿惠林寺を被ㇾ燒

候は寺僧佐々木二郎を匿し置候にくしみ故にて御座候二郎定て承禎一族にて可レ有レ之候へ共佐々木系圖に相見不レ申候何とぞ相知可レ申候はゞ名乘被二仰聞一可レ被レ下候

一諸國船着岸之地に多くは鬮の名あり定て往古鬮ある地にて可レ有レ之候へども諸國其文無レ之候

一弓に鳥打といふ所あり諸流秘說も有レ之樣に承及候へども古流には無レ之儀皆々近代附合之說と相見へ大和流などには一向採用不レ申候鳥を討留候に付押て申候故鳥打と申候方先は正說に御座候歟

一田樂法師貴邦より初り候樣に及レ承候弊邦より初り申候事何之書にも見當り不レ申候朝野羣載大江匡房田樂記にも常陸より出ると申候は無レ之歟と覺申候然共城下より八九里隔候て金沙山(カナサゴン)に田樂之者罷在候法師にては無二御座一候俗にて夷(エビス)と稱す一種之者に御座候每年東照宮御祭禮之前日四月十六日假殿にて田樂相勤申候金沙權現祭禮七十三年丑年每に大田樂有レ之候是は奇觀にて御座候小田樂丑未年每七年目に必有レ之候神殿の內に古き假面有レ之作の面多く御座候往年西山故中納言殿一々被レ致二吟味一陵王納蘇利惡口王(アクロワウ)等の面被レ加二修復一京都伶人へ被二相贈一辻肥後守禁廷にて陵王を被レ舞候大に被レ施二面目一候箇樣之事を以見候へば常陸より出候と申もにくからず候

一羅山多識編に莨菪をタバコと被レ訓候は誤の由煙草は慶長十年の比南蠻より渡り候て古代には無レ之候莨菪圖經にて見候へば煙草とは形狀各別の物に御座候古代は有レ之と相見如レ仰延喜式に有レ之候何樣之物共相知不レ申候江戶にて丹羽正伯などへ尋候はゞ相知可レ申候

一三河後風土記實記には不二相見一候付成蹟には採用不レ申候作者平岩主計頭親吉と有レ之候德川歷代も作者大須賀五郎左衞門康高と有レ之候康高眞名序有レ之候親吉康高時代何として左樣の書を書き可レ申暇可レ有レ之候はん兩將共武功の勇士文字は曾て無レ之筈に御座候況や眞名序など書き可レ申樣曾以無レ之候兩將とも跡斷絕尤大須賀も榊原家へ參候得ば外家にて御座候何方より穿鑿起り可レ申樣無レ之依て近代好事之者遺跡斷絕之兩將に名を託し候物と愚拙は致二邪推一候德川歷代は間々引用候事も

有レ之候へ共後風土記は一向採用不レ申候

一松平開運錄之儀被二仰下一候定て淨土宗より出候二冊有レ之候板行の書の儀にて可レ有レ之候先年致二一覽一候成蹟に採用可レ申事一件も無レ之候開運錄を用申候はゞ大阪御陣三十萬の御人數皆黑尊佛一體の働にて有功者は無二御座一候岩淵夜話は實錄と往々相見申候に付間々少々引用申候

一景憲事當時の軍記諸書に有レ之通冬陣には爲二間諜一籠城夏陣は寄手と成蹟に書申候冬陣寄手に在て竊伊豆を助申候事抔諸書に無レ之儀御紙面にて初て承知異聞をひろめ申候如レ仰語類正說に可レ有レ之候

一兼て被二仰下一候玉造の儀堂上方へ御尋被レ成候所是又同樣の義にて死を玉と申候事無レ之國々に玉造と申地有レ之候は古昔珍玉と申候て國々より手玉足玉の類を致二貢獻一候其玉人居住の地を申候と申來候委細被二仰下一忝奉レ存候

高尾甚八書

一今度御先祖の石碑御立被レ成候付碑文の書法の儀被二仰下一御紙面の趣委細拜見仕候當年入津の唐船只今迄七艘在留仕罷在候唐商の內少々相心得候者へ對談仕遂二吟味一候處惣て於二唐山一墓碑は正面に誰某之墓と書付墓碑の左に年號月日右に子孫の名記し申候事に御座候石碑の儀は別に一基を立碑文は石碑の左より書初め右にて書納め尤撰者の姓名子孫の名共に右に記し是は一面に書申候事に御座候日本の石塔の樣に四角には無二御座一候たとひ文字數多く御座候迚も一面にくばり書納め申候右墓碑の左右後に書候儀は終に見當不レ申候由唐人共申候就レ夫唐人存寄の通り俗語に書付させ入二御覽一候朱先生御在世之時分其許にて御穿議可レ被レ遊儀に御座候へ共大概存寄の通書付させ懸二御目一申候御存知の通文公家禮にも別立二小碑一と相見候へば右唐人共申候も符合仕候かと奉レ存候尤墓碑は日本にての石塔墓碑は各別にて御座候由唐人共申候條左樣可レ被二思召一候

墓上石碑有レ四、其一名曰二墓誌銘一、方圓只有二尺餘一、內刻二本人家世、及出處行實、幷其子女婚配、山地方面廣濶一、此碑係三埋在二墓中一、其一名曰二墓碑一、高四尺

濶約二尺五六寸、正中刻ニ某官某公之墓一、其左鐫ニ年月一、其右鐫ニ其子之名一、此則鑴在ニ墓門之左一、其一名曰ニ碑記一、或高丈餘濶三尺餘、或有レ欽レ賜ニ祭葬一別立ニ一亭一、在ニ山之正中内一、刻ニ御祭文字于其上一、或是同官暨親友稱功頌德之文、其碑可ニ于レ左別設レ亭蓋レ之、其一名曰ニ神道碑一、高濶與ニ碑記之碑一略相似、内刻ニ其號某公神道碑數字于正中一、其碑竪在ニ本山之下一、唐山之制如レ此、碑之樣式只有ニ濶三四尺一、厚不レ過ニ一尺一爲レ度、從無ニ方碑之欵一、且碑上文字、亦無ニ四面皆書之體一、不下特文字不レ能ニ聯續一、使上觀者旋轉之煩、而失ニ其次序一乎、惟高明裁レ之、

三山晩生李潛庵具

土肥源四郎書白石先生門人

一筑後守生前著申候釆覽異言一卷進置候て序文御頼申候由私共へ申聞候是は誠に絶筆の作歿前五六日之程に畢レ功申候 其身も懇望と申右之趣各別之事御座候間近頃乍ニ御煩勞一大筆を被レ揮序言を被レ下候はゞ拙者可レ忝候

一先師謚號之儀も拙子存寄候は門人の私謚くるしからぬ事と乍レ申白石の事生存之日朝廷の官爵有レ之者に候へば却而私謚を議候ては僭犯之樣にも可ニ罷成一候只々平日之稱號により白石勿齋等の號を用ひ可レ申事と存じ相止申候

佐治理平治書水戸人

一朝鮮來聘之儀世上之沙汰計にて何時とも相知不レ申候由先例大樹御他界之節早速對州家老兩人致ニ渡海一朝鮮譯官に其段申通じ其後譯官齎ニ祭奠之具一對州に來り於ニ菩提所一設ニ御位牌一讀ニ祭文一候て禮畢罷歸候御中陰過又家老兩人渡海いたし彌新大樹御卽位之間如ニ先規一賀使を被ニ差越一可レ然と申通じ其時節をも申合罷歸候事之由此度兩度に朝鮮より出合候役人を宣諭使と申候所文昭公之諱に觸候故攝諭使と改候段先年承申候此度は譯官漸當二月對州へ來祭祝を勤候よし何れは先年の義にて少もめ申候やと沙汰仕候乍ニ無用一任レ筆候

一文集第十卷答野節尺牘第十六曰、來敎抔撲了云云、按ニ朱子語類第七一曰古者小學已自養ニ得小兒子這裏定一、已自レ是聖賢坯璞了、但未レ有ニ聖賢許多知

見一、及二其長一也、令レ入二大學一、使三之格物致知、長二許多知見一、友元先生の被レ尋候は大方此事にて可レ有レ之候聖賢抔撲了意義分明に相聞申候若本朝刻の語類に撲を撲に作り候や夫共に聖賢抔撲了の全語を以て被レ尋候はゞ箇樣には先生御答被レ成間敷いらざる事に御座候へども前後の文段を致二差略一候て被レ尋候故箇樣に御座候と奉レ存候若外に抔撲了と申語有レ之候やも不レ存候へども先々申進置候異日若此文集へ注を被レ成候はゞ思召抔も御座候節可レ為二一助一かと書付申候

一二月末御城書

公方樣御機嫌能被レ為レ成候へ共尚又為二御安全一紀州樣より於二伊勢兩宮熊野三山日前國縣伊太祈曾宮一御祈禱御秡御進獻被レ遊候由相見申候伊太祈曾日前國縣宮之義可二申進一候由日前國縣宮は平家にて語り候樣何の方にても唱申候も城東太田と申所にて御座候大社にて神主紀氏從三位に罷成候紀國造の由に御座候南龍院樣御造營棟札有レ之候伊太祈曾宮は日前宮よりは東南に有レ之候城下より二里ほど有レ之候是又大社にて毎年九月望日競馬有レ之候馬數六十六匹出候往古は毎國より馬を被レ出候よし唯今は御家中より出し申候去年春當紀州樣より社葺替被二仰付一候三社有レ之候内を二社葺替仕一社は前屋根計ふき候てうしろをば未レ損候迚其儘にて差置申筈に仕候城下より程遠く候故普請中諸役人共往來不二罷成一候故拜殿にて致二止宿一候處右之通修理相仕舞候て明日は和歌山へ歸候筈に御座候其夜山中震動しふき殘し候古屋根を引はなし候て拜殿にふせり候者共の上へ打付候て皆々失魂候至二明曉一震動も相止屋根の殘りは一枚も無レ之はがし申候因レ茲江戶へも注進有レ之候て早々修理被二仰付一候此事去春二月廿四日の夜の義にて御座候紀州樣御家來私方へ參り候て箇樣箇樣にて此旨紀州殿へも申達し普請に掛申候役人共命から〲にて歸り候て大に致二恐惶一候由申聞候

一倭史後編の內固廳鼻性順と有レ之儀被二仰聞一候相考候處禪秀記に岩松天用同廳鼻性順と有レ之候後編に同の字を誤り候て固に仕候廳鼻は上杉庶流にて性順俗名憲信と申候系圖纂に相見申候廳鼻箇樣に點付有レ之候同を固に書候ゆ訓點より轉じ候て

の儀にても可レ有二御座一候

神代木工大夫 水戸人

一室殿より叙位之事被二尋來一候に付被二仰越一候趣御答拜見仕候成程御尤奉レ存候但日本樣にて中華書法無レ之と申事彌左樣にて御座候や唐樣史傳の仕立官階の進候事日本と相違日本流の朝士世家無レ之故にて御座候告身履歷等を多く書集め候書にて見候はゞ日本樣のも有レ之哉と奉レ存候叙位除目國史に書申候叙は兎角官に無レ之候唐にて官の方叙と申候事御見當被レ遊候哉定て可レ有二御座一候へども拙者は覺不レ申候字面にては別るゝ事なき樣に存候得共因循仕候て罷在候御存被レ遊候通中古は殊の外唐を移候間叙位は極申候も唐樣にても可レ有二御座一候哉と兼々存罷在候和例の儀此方へ尋候は尤の事にて御座候唐の事はあの方にて何分にも考可二罷成一事に御座候全く日本流と御斷被レ成候儀彌左樣にて可レ然候や萬一違も御座候へばあしく御座候間此處何とぞゆる〳〵御答被レ遊候樣可レ然奉レ存候

小池源太左衛門書 水戸人史館總裁

一遊藝も又一益有レ之候事想當り申候事御座候先年史館に樂の調子を合せ申候イッチクと申物三次郎持來り皆々へ見せ申候私申候は律竹と可レ申物にて候イッチクとは如何書き申候哉と申候へば文字は不レ知候兎角律竹とは不レ申イッチクにて候と云々竹師へも咄仕候へばいや〳〵律竹にて可レ有レ之候樂人文盲訛傳と申され候其後中根元圭へ與風出會尋候へば一竹と書申候先是にて大抵知られ候へ共三管にて調子合申候器御座候それをば三竹と申候三に對し候一竹にて御座候と申聞候又尋申候は吹竹と申事如何吹申候や鳴(ナク)す事かと申候へば鳴にては無レ之吹き申候律竹を吹見候やと申候故いまだと申候いつぞ吹見被レ申候へと申候故才覺可レ致と申候へば手前に所持の由にて見せ申候一竹に合せ十二律を吹見せ申候奇妙なる物にて我を折申候調子の事を何ぞ乞り候や鞁太鼓は打物故調子無レ之候笛はと申候故笛も不レ知と申候へばそれにては御合點うすく可レ有レ之と申候ゆゑ水戸にて三

絃を鳴し見候事有ㇾ之あの調子は俗樂なれば用に立間敷と申候へば扨々不思議に被ㇾ存珍重琴三絃絲の音にて候ものを自然に十二調を揃候て居申候拙者ならし申候一竹を一の絲に被ㇾ成候て二の調子を口候へと申候故律を段々吹これ二也是は三也これは二上りの二也是三下り也と申候へば成程調子それなりとて少々御傳申候能の神樂は――など申候を書付候て差出申候私申候は一上り一下りと申事も可ㇾ有ㇾ之事なれども未ㇾ聞候如何と申候へば喜候て申候は一下りの調子の音曲を引て見候へとて銀座のよほど三絃引候者へ先年申候て引聞せ申候兎角に妙音出申さず候然處近年何某と申座頭一下りの手を引出し殊の外おもしろき由頃日も承と上右衞門申聞候元圭自製の律も見せ申候吹見候に有來の律よりは少しカリ申候歟と覺申候鷲尾殿へ先年出入是非とも日本の律學を取立可ㇾ申存候て辻伯耆とやらんもとも〴〵精出し申候所鷲尾殿早世仕ㇾ憚知音を失ひ候故其後は打捨申候江戸へ參候ても誰にても何事も不ㇾ申候吹律の文字御尋候故段々御咄申候三絃を御存無ㇾ之候へば中中それほどに合點行ものにて無ㇾ之候名譽など申聞申候き彦次郎殿被ㇾ申候は鷲尾殿や伯耆と大に取合鷲尾殿にも律には我を折被ㇾ申候伯耆も辟易して此律取立申筈に成り既に搢紳の中の沙汰に及候と或人のはなしにて候との事故其後又逢申候時其段問候て其取合を聞度候と望候へば左候はゞと申て一々申聞候とくとは合點不ㇾ參候得ども尤なる事共にて御座候これは萬葉の僻案とは違僻律にては有ㇾ之間敷と今以信仰にて罷在候二三年中下り候はゞ又何ぞ少々習可ㇾ申候竹陣在世に候はゞ嘸の喜にて可ㇾ有㆓御座㆒候と其節も感愴仕候

中村新八書 水戸人

一關原始末記御覽被ㇾ成候由いか樣ウソ無ㇾ之樣奉ㇾ存候空印は其時分御小姓にて見在の事にて其上ウハノソラの人はウサンに御座候御老中にて秀候人に候へば諸事心の付樣大體にて無ㇾ之奉ㇾ存候羅山父子懇志にて日夜語り申候其咄共を直に書付候やうなる物と奉ㇾ存候上田宗个剃髮の事始終三度圭水三度宗个になり被ㇾ申候則宗个事書付宗左手

書返申候世上にては宗古と申候へ共正字个の字之由に候世間誰やらん名を付申候偶など有レ之个の字の心の由に候世間通用は古の字を用申候和風樓獨窩は號の由に候茶人にていろ〳〵コバシ候と相見申候三十年已前藝州の老士の調子正右衞門勝成と申人少し文字有レ之石川丈山に念頃の人にて御座候林家へ出入仕候宗个傳記を少し書き申候文字直しに來候其節私も一見仕候へ共覺不レ申候宗左は皆々覺罷在候由被レ申候宗个事はいか程もせんさくなり申候

室新介書

一御端書に竹束の事被二仰下一候如レ仰竹束は信玄家臣米倉丹後仕出申候由承候竹束竹把兩樣に書申候日本にて束薪などを一把一束と申候故兩樣に書候と奉レ存候武備志に竹束の類の物出候や唯今武備志有合不レ申候定て其許にて御考被レ成候物と奉レ存候大方は武備志にも有レ之間敷存候斯樣之類は倭語に御從ひ竹把など丶御記被レ成候外はあるまじく候但よく聞候樣に新造の語を用候はゞ束竹柵とか束竹牌などと申ても苦かるまじく奉レ存候

一武家月額の原始の儀も多年御心懸御考被レ成候得共相知不レ申候由是は應仁長陣の時分武士署氣に難レ堪剃候て夫より成レ風候由御傳被レ成候得共本據御見當り之儀は無レ之旨是又委細被二仰下一辱奉レ存候其元にて相知不レ申候義に候へば相知不レ申義と治定仕候義に御座候

一熊谷直實が嫡男小次郎直家は東鑑に見え申候直家の弟有レ之候て美作備中の內へ罷越別に家を立申候儀御所見候はゞ被二仰聞一度候直實が次男に直秀と申もの有レ之候直秀が子を直一と申候よし或系譜に見へ申候此時分一の字を名乘に用候人外にも有レ之事に候哉

寒川儀大夫書

一近江輿地志出來差出し褒賞被レ賜候段爲二御知一申上候付御悅被二仰下一辱次第奉レ存候

一神功皇后征伐之事蘭嵎論述は閑際筆記と申六冊計有レ之假名書に御座候

一弊邑六月六日夜大風の段申上候所御承知被レ遊被レ

下龍の通り候にても可レ有レ之やと先年江戸御茶の水之儀被ニ仰下一奉ニ承知一候夫に付奥羽に申候一目連にても可レ有レ之哉と申上候に付一目連雜説にも仕候へば御開被レ遊度思召候由御尤に奉レ存候弊邑に有レ之やうなる不時之暴風にて拔レ樹仆レ巖壞レ屋候樣なるを伊勢尾張美濃飛驒にては一目連と申候由尤其土俗の說に御座候伊勢桑名郡多度山に一目連祠御座候此神の通行の時必有レ之と土俗申習候相模の土俗の諺風駿河に申候惡禪師の風と申候と奧州の諺イタチとやらん申候も同一物にて或は大風又は如ニ高諭一蟄龍の所爲などを斯樣に無レ據の名を付申候事に奉レ存候

一印行の淺井三代記不都合なる事多御座候由淺井郡に德正寺と申寺有レ之候此寺の什物に淺井日記と題號の書紙數四十葉計なる四册御座候此書に據候て輿地志に多く淺井家將士の名書申候

一穢多と申候もの此種類尤いやしみ申候則字面の通り牛馬の皮を剝ぎけがれ多き家業に御座候故いやしみ嫌ひ申候事にや但氣類違ひ西蠻より來り候者の末孫御座候や此種類いづれの比より有レ之候儀にや

一大津城跡之儀別に圖一枚進獻仕候御藏屋敷奉行屋敷と申地本城の有レ之候所と申傳候いか樣地勢も左樣に可レ有ニ御座一候事と奉レ存候京町口大手と傳承仕候今の會所町など申候所にて可レ有ニ御座一候と古老申候大津城の大手門則主人居城本丸の大手門に成候て御座候鐵砲の玉の跡處々に有レ之扉など金てこにてこぢはなしゝ疵御座候

一玉露叢の儀委細申上候頃又甘露叢と申書六册見當り申候

一讃州略記同日記の儀申上候所書名御存も不レ被レ遊候由左候はゞ多分僞書にて可レ有ニ御座一と奉レ存候

一並河五一郞事御尋成程丹波の產の儒生之由六七年以前當地へ見え申候一族共の內戶田五左衞門と申者懇意の由にて五左衞門方へ見え申候一兩日逗留私近江志編述の望有レ之候段右の五左衞門五一郞へ噂仕候に付五一郞も河內志編述の志御座候由にて逢可レ申由にて則五左衞門宅へ參り暫時出會知人に罷成候其後如何に被レ致候や公儀より五畿內へ御觸御座候て寺社之什物見被レ申於レ今當國三井

寺本行院と申所に寓居いたされ候私儀も五畿内志の仕立見申度當春本行院へ罷越六七年ぶりにて逢申候書物も見申候大明一統志の體にて殊の外あらかたなる書に御座候著述の人五一郎一人にて無二御座一候六七人も見え申候五一郎年齢六十六七と相見え申候殊の外氣早短慮なる仁と被レ存候學問は初め伊藤仁齋之門人にて異流の學に御座候中年一轉仕候て五一郎兄並河勘助と申仁も共に又異流中の異流に成り候と承り申候

一石卯餘吏不正の書に御座候由被二仰下一承知仕候

一坂本田樂之儀古昔比叡山の下法師學レ之日吉祭禮爲二此技一或一足の木履を着劔を拔て踴躍し或は品玉を取りなど人の笑を求候所近世諸院より停止只今は田樂法師と申者無二御座一候併古例を存じ日吉祭禮の日は外より雇來り候て相勤候由種々の技藝を仕候と及レ承候

一郷莊村之儀分れの儀いづれの時世に御座候や奉レ承度候順和名抄に相見候は鄕の名に御座候や莊の儀に御座候哉且神皇正統記及東鑑等に保と申有レ之候土俗の申傳へにも保と申處は無二御座一候三井寺寄附狀の中に保と申候所一所計御座候箇樣之儀とくと奉レ承度候

一私兄小野筑前守と申候て朝廷に罷在候段申上候處子孫連續之儀御尋被レ遊辱奉レ存候元來高皇産靈尊五世孫天押日命之後也孝元帝開化帝之比中絕仕候處垂仁帝の朝より正しく家筋傳來仕候雄略の朝衛門開闔の職被二仰付一候より伴佐伯の二氏と罷成至二今日一右之通に衞門開闔及殿庭松明五月五日の菖蒲其餘種々の役儀御座候内侍所の御韓櫃の雨革代々賤兄方に預り罷在候御卽位の節も承明門内銅犬の傍に虎皮の牀几に蹲踞仕候事に御座候上古は直に大伴の何某佐伯の何某と稱し申候中世山城國內小野と申在邑を所領仕候故小野氏を稱し申候姓は大伴にて御座候只今に主殿寮に兩家御座候家兄小野筑前守伴重遠と申候同役を小野佐渡守佐伯庸貞と申候元は同系に御座候得ども只今は忌服相受候一家にも無二御座一候とのもりの伴のみやつこ心あれや此春ばかり朝淸めすなとやらん申候御製も主殿寮の儀とやらん承候雄略帝衞門開闔の儀は姓氏錄に出申候と承申候

一玉露叢の儀申上候處是又御聞及被ㇾ遊候得共御覽不ㇾ被ㇾ遊候由依而委細申上候樣被㆓仰下㆒奉ㇾ畏候全部四十二册御座候序には延寶二年神無月時雨する比と御座候第一卷慶長三戊年太閤秀吉薨去より以來第六册迄は寬永二年迄の日記の樣に相見候烏丸光廣卿神祖遷宮之記も書載御座候第七は全く將軍家の御上洛の全體一式を書申候第八は御卽位の記に御座候第九は家光公御上洛の記第十は寬永十二年より十三年迄の日記第十一は寬永十三年の朝鮮人來朝の全體一式の記也第十二より第三十三迄は寬永十四年より延寶年中迄の日記の樣にも相見へ申候卅四五の兩册は諸國寺社知行付第三十六は御軍役人數等の事卅七より四十迄は延寶二年御大名衆參勤御暇等の事四十一二は御當家年中式時之定式の次第等を書申候全書片假名交りに御座候尤所々轉寫の誤も有ㇾ之樣に奉ㇾ存候主人文庫に御座候書に御座候

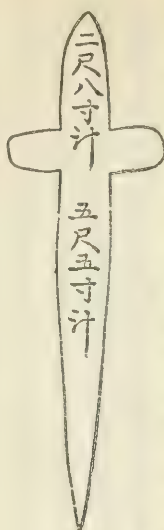
一小幡勘兵衛景憲大坂御陣には前田利常內富田越後備に在て極月四日眞田丸に付足輕大將齋伊豆が手負たるをたすけ味方へつれ歸り其後に指物の酒はやしを落せしを跡へ取りに歸り比類なき働ありと山鹿語類に出たり諸雜說老士の物語には夏陣に藤堂高虎手に在てはたらき冬陣には神君へ御忠節を存知京尹板倉氏伏見御城代松平隱岐守へ斷證人に立て則籠城し大坂の軍議を彼是といひ破るよし落城以後板倉氏達て申上しかど神祖無㆓御許容㆒草のなびく風やと仰言あり然共板倉氏種々擧用ありしかば神君古の如く漸七百石給り候と申候多分御考も可ㇾ有㆓御座㆒候籠城と申一說寄手と申一說大分の相違に御座候景憲者北條氏長の師にて山鹿隱山ためには師の師にて殊に大坂陣よりあまり間も無ㇾ之事に候へば語類の說正說に御座候や承度候

進藤夕翁書

一細川幽齋は光源院殿落胤にて三淵伊賀守へ母を賜り細川家を被ㇾ爲ㇾ繼候由佐々助三郎殿物語之由珍敷事始て承知仕候

一老人雜話は江村宗眞物語と細川桃菴被㆓書集㆒候物之由被㆓仰下㆒桃庵事は浪人の時江戸上野寺中に居住拙者若き時分出合申候

一續日本紀第十二眞備獻二唐禮一百三十卷一と有レ之候唐
禮今に傳り候や御尋可二被下一候
答貼儀に六典の內などをも申候事も有レ之候や
併是は臆說に御座候台聽へは被レ達被レ下間敷候
傳り不レ申段可レ被二仰上一候
一江源武鑑と申書は六角兵部作大なる僞書之由承知
仕候
一大坂御城中に友田金平鎗一本有レ之候柄は無レ之中
心に和歌二首きり付御座候夥敷大力者之由に候此
金平と申者記錄等にて御聞及被レ成候や承度候



いつの日のいつの比そとおもひしにことしの
けふのいまにとゝまる
有明は花の數にはたゝねともちるにはもれぬ
友田金平
一後深心院關白道嗣公記を愚管記と申候
一卜幽軒東見記梅云好文本故事在二晉起居任一晉武好
レ文則梅開廢レ學則梅不レ開　此晉起居任世に御座
候や十訓抄にも梅を好文木と申事出候由東見記と
同事の由又臥雲日件錄第十五寶德四年壬申二月に
名レ梅曰二好文木一有二本據一否或曰天神詩有レ之　此
詩菅家文章後集共に考候へども見へ不レ申候
百拙和尙書京師人
一若州小濱青井山安國高成寺南禪寺末寺にて開基高
成海岸淨智居士大高伊豫守成重と申候人はいつご
ろ歸西に候や相知可レ申候はゞ承度候
一北山金閣寺爲二修復一當三月十六日より來月六日迄
開帳諸人郡集候鹿苑上皇木像明永樂帝詔書彼寺に
て織候由の法衣等其外書畫之類も數幅御座候
一先年西山源君御好にて被二仰付一候由御印籠之蒔繪
に猿雨中に簑笠を着如レ人步行仕候樣子此名を百
海道と申との趣いか樣の譯にて御座候や承度候右
之印籠は御旗本所持之由に御座候　答に不二相知一
候由
平野源右衛門與富田彥左衛門書守山侯臣
一湖亭涉筆件內より借り涉獵仕候拙者式黃吻乳臭の
口より申候も慮外にて候へ共博洽精密大に服し申

候殊に文字箇樣に筆にまはり候は開闢以來日本には無レ之候第一日本習少も無レ之宛然華人之言に候

一鳩巢老人序の內不レ覺積レ累と申事澹泊齋の名を犯候諱の事日本にてはいみ不レ申候へ共異國にては聖人の制にて周已來此禮嚴に致候事にて候へども日本にては不レ苦事にて候や異國の文字にて異國の文を學び書き候事故いみ可レ申事と拙者抔は只今迄律儀千萬に避申候官儒のかゝれ候事は天下の書皆手本に成候事に御座候間澹泊齋などのおもはく承置度候右序の內駢巧儷文と申事御座候儷文の二字司馬史班史などには儷文は文致深文の文之事にて御座候此序は文章文辭の文に被レ用候是又來歷典故可レ有二御座一候此段澹泊齋へ承度候拙者よりは申遣事如何にて候貴樣より被二仰遣一御きかせ可レ被レ下候

東溪忠厚書東者人

一唐山にて今程燒香申候に香敷を用候や薰籠にて御座候や舜水先生など御物語御聞候半と奉レ存候韓人は石鱗を用候と存候

無名氏書

一上田左太郎は初め丹羽五郎左衛門殿に幼少より罷在候五郎左衛門殿小身に成候刻太閤樣へ被二召出一一萬石被レ下候大佛御造營之時諸大夫に罷成候此節漆奉行仕候由關原之時北國へ參候浪人にて宗个と申候大坂陣の刻上意有レ之又主水に罷成候左衞門佐誅せられ候節又宗个に成申候其後又主水に罷成候是は但馬守死去之節前安藝守同道のため主水になり申候又其後隱居宗个に成申候八十餘にて死申候

一攝州多田御廟所鳴動之由風聞に付池田村庄屋方へ間に遣候處庄屋方より多田へ申遣多田日記書拔遣申候申年十一月三日三度鳴動同七日十日十四日十五日十七日廿日數度鳴動當年酉正月三日五日鳴動右之通書付に相見申候賀茂山も舊冬度々鳴動將軍塚も鳴動の由人々風聞申候いか樣舊冬より五月迄は爰許雷之樣に度々由鳴申候頃日は靜になり申候

一色時棟與安澹泊書（節略）

享保十三年戊申十二月一日大和國宇智郡大澤村之土人鑿レ地得ニ誌瓦一瓦長七寸横九寸厚一寸八分彫以レ文云

從五位上守右衞士督兼行中宮亮下道朝臣眞備葬王妣楊貴氏之墓天平十一年八月十二日記歲次己卯

右之文七行に書して朱を入れたる由吉備公の母夫人楊貴氏たること余未レ聞レ之

一世有ニ芳野拾遺一記ニ南朝事一歷歷可レ徵寔足ニ大史氏之採拾一然不レ著ニ編者之名一雖ニ鵞蜂之博洽一猶憾レ不レ知ニ其人一而余於ニ野山集一偶得ニ撰人之名一云ニ吉房朝臣所レ著吉房仕ニ後醍醐帝一勤恪不レ貳登遐之後思慕不レ止薙染爲レ僧自號ニ松翁一取ニ松栢歲寒不レ變レ操之義一廬ニ於陵側一後與ニ舊僚公連朝臣一遯世號ニ古音一住ニ大安寺一者相偕參ニ河內州經山古琴禪師一究ニ宗要一古琴嗣ニ法草河眞觀禪師一唱ニ雲門宗一者也著ニ野山集一者亦南朝官人而與ニ松翁古音一爲ニ法友一不レ能レ忘レ情具記傳ニ諸後一云云但失ニ其人姓字一蓋南朝舊臣隱者也

屬者借ニ潜鋒集一於ニ其弟菊坡一手而讀レ之雜著中亦恨レ失ニ松翁姓字一考證援引以爲ニ命鶴丸一不レ知ニ然乎否一

（閣本奥付に白石先生碑銘を載せ又活字本に左の跋あり）

余嘗聞レ之栗山先生此編白石澹泊二先生小簡而立伯時輯レ之伯時名單伯時其字也稱ニ立原甚五郎一水戸府史官也蓋此小簡雖ニ各遺ニ藏其家一恐ニ其散逸一故集ニ錄之一欲下廣ニ其傳一而垂中不朽上豈伯時之志不ニ亦美一乎

天明乙未之春　北尾孟軌識

與室鳩巢書

尙〻高詩還璧

一昨日ははる〲御枉臨の處に老拙事此間少々風邪に感じ候へども其日は故越州忌日に候廿餘年來歲初に必ず參賀の事を存出し彼牌堂へ罷越不ㇾ能㆓奉迎㆒千萬々々御殘多奉ㇾ存候扨此間に御賀をば旣に申入候き被㆓仰置㆒候御紙上も委曲拜見先以本望の事先これにて夜も明け候やうに欣抃の事に候但し大任を以てうけ給られ候事いかさまにも皆々樣御力にて計りは此事參り兼候はん事勿論に候施設の本末先後もあるべく候はん事歟要路に當られ候人人儒生は人物よからぬもの醫學禪學に及ばぬ由稠人廣座にて御申それを又人々承及ばれ候てはたとひ少々志候とも立身のために害し候と心得られ候はゞ叔世の俗興起しがたき事どもに候畢竟何もかも外に拘るべく候事にもなく候御力を盡され候迄にて其上の成否はそれ迄にも候はん歟

一三首いつもながら扨々面白き御事どもに候就ㇾ中雞（口雀カ）不愛聲の事など下の心おもしろき事後生の及び候はん事になく候春樹簇漢雲高の對句からと申し氣象もたけたかく珍重たるべく候曹參顏回扨々奇對にて其上時世も相應じ事も典雅にてこゝに至て及び候はぬ事と可ㇾ申候昔にも候はゞ不ㇾ殘和呈したきものにも候へども衰憊の精力も盡はて候故わづかに第一章を和呈し候前四句は卽老拙唯今の居を申候傳通院小石川柳町水戶殿御門なども有ㇾ之候はん歟七八は客嘲楊子の御意にも答候べく候御覽の後御やぶりすて可ㇾ被ㇾ下候たゞ〲心計りに候故淨書にも不ㇾ及候以上

正月十八日

次㆓鳩巢先生新年偶興首章韻㆒奉ㇾ謝㆓盛顧㆒

遠公精舍半峯晴、家對㆓寒溪㆒一水橫、近市靑烟連㆓北郭㆒、南門朱邸接㆓東城㆒、漢庭豈復無㆓三策㆒、魯國從來有㆓兩生㆒、羽獵長揚皆可ㇾ賦、諸君好自答㆓昇平㆒、

源美草

昨日は御手簡の處對㆑客以㆓他筆㆒及㆓貴答㆒候尊履御佳勝無㆑堪㆓欣抃㆒候仍而從㆓金城㆒被㆓思召寄㆒預㆓御賀書㆒千萬辱次第に御座候從㆑是は御歸藩以後御無音心外に打過候處に不㆑淺御芳情に奉㆑存候御返報一封御便に奉㆑賴候扨は庭間の紅梅相催し候大方は來月上旬の頃には開候はんか舊來之往會も存じ出され候此節誰と共に賞心を催し可㆑申樣もなく候御出候て御覽も候樣に仕度候間內々左樣御心得可㆑被㆑下候猶其節御案內可㆓申入㆒候以上

正月廿六日　新井筑後守

室新助樣

昨日は御報拜誦驚嘆不㆑及㆓是非㆒候雖㆑然火急之處に御全家無㆓御異事㆒候を此上の多幸と可㆑被㆓思召㆒候當時御寓居藩府の中御遠慮いかにも御尤に被㆑存候但し常の時とちがひたる事にも候只今之事に候間中中少も御容身ほどの處も難㆑得可㆑有㆑之事に候須臾御覽合せられ候て御身をよせられ候方を同じながら御心靜に御求可㆑然事に候これより行先の事は必々天分に御任せとかくと御思惟に及ぶまじき事に候流止行藏もとより期しがたき事のみに候只々可㆑惜事は多年御拮据にて御求得候御書籍と御手錄のもの丶事承候だに心を苦め候但しこれも身より外の物不㆑及㆓是非㆒候貴兄すでに御學業も成就候へばこれより後書籍をたのみてたのまぬ事に候介郎いまだ御學文未成業の御事にて候得ばせめて書種をば御殘し候御謀の事あながちに俗輩買田問舍等の事に比すべからず候某家藏の書もとより多からず候え共二重になり候もの少少有㆑之候書目之簿もなにの中にやらむ入れ候故昨夜たづね候得共忘れず候得ば覺候處は監本四書茅鹿門史記漢書など有㆑之候すなはち介郎へ可㆑進候此外の書恩賜之物の外は何にても御用次第御借し可㆑申候御事もかゝせ申間敷候此節手前之事御ものがたり申候通故にわづかの御用にも立候はぬ事口惜しく候へども無㆑力候御上着など無㆑之候はむ歟其段は恩賜のもの猶可㆑有㆑之候かならず無㆓御心置㆒可㆑被㆓仰下㆒候廉潔を立候も事にもより相手にもより候よのつねの同門も兄弟の親に同じく候況やたゞに同門と申計りにも無㆑之秦風與㆑子同袍と申すは此事に候被㆓仰下㆒少も〳〵御恥しかるべき事にもなく候

必々子々たる小丈夫のごとく又匹夫匹婦溝瀆に經れ候ごときの事は吾儕有間敷き事に候土肥生事ももとより貧困の上如レ斯の事御察可レ被レ成候深見翁事もなにやかや燒失これ又居處にまどはれ候事に候錦里文庫は存じ候由承知せめてもの事に存候これも糀町邊へ借宅可レ有候由にそれは今暫く御滯留候はゞ何卒小舟になりとも辻駕籠になりとも御乘り候て深川一色町と御尋ね御出被レ成まじく候歟一面に事を談じ度き事のみに候返々其許御引はなれは旬日の間御猶豫のかたまし候はむ歟と存候不レ及二貴報一候已上

正月廿六日

尙々貴報被レ下候はゞ舊宅に可レ被レ下候今迄のやしき望候人候はゞ早々御借し可レ然候已上

御細書忝次第先以御平安珍重

御小祥之事被二仰下一候と御同事何事も〳〵夢のごとくに覺申す外無レ之候某も一昨日致二參拜一候き

一御新築もいまだ出來不レ申候由其內又その御宅をさへ御移り候樣の事に御座候由不レ及二是非一事に存候それとも來月中にも御移徙可レ有レ之候由とかく時節次第と被二思召一候て御せき被レ成まじく候此方も御同事に有レ之候小石川の地はかたづき候いまだ竹木等埒明不レ申候いつ比にかたづき可レ申候歟なり次第に存候

一加藩よりの事御申被レ下候これよりも可二申入一候處に入隙なく御報に罷成候此間桃溪御出候て話次南蠻人の事に及び候其時之事は某筆記候もの三册有レ之候今は眼もあしく副本も仕りがたく候ほどにそれにて御寫し置候はゞ副本にもなる道理に候間進ずべくと申したるにて候其後彌御かり候はん由御申越候間心得候由返事仕候に桃溪どの明日御自身に御出御懇意の御申事どもにて太守よりの御禮詞も有レ之候き即一册づゝ御借し可レ申と約束仕一册を封じ遣し候き其節某かたには珍書も可レ有レ之由などの氣味も候故我等如きの小身者は書物をうつし置候事はふつとならぬ事は相知れ候事に候見候事は見候ものも候へども中々手前になにも持不レ申候由くれ〴〵申候但し寬平遺誡の宸翰をうつし候もの候これは御家の御祖菅丞相の事

をくはしくゑるし置れ候ものに候間今日御使として御出候御禮にこれをば御用に候はゞ可レ掛二御目一候此外なにも無レ之候由を申候き某所存の所は此書面にてとくと御推察可レ被レ成候くはしくは書中に難レ申候元來眞實に某方に奇書も珍書もなく候文昭院樣より御かし被レ下うつし候ものはこれはいづかた樣よりの仰にてもふつと出されず候又文昭院樣仰にて某筆記候ものもこれ又同事に候某今より後は別に珍書も望になく候へば外より借り見んとも不レ存又かし候はんとも不レ存候畢竟此上は某學問沙汰の世に無レ之候がよく候と存候事に候必々加藩の御衆に御出合候はゞ此後噂候とも某心底の事は御申出し被レ下間敷候桃溪の事はさて置き蘇秦張儀能越候とてもこなたに分別有レ之事に候一笑々々

一譜の事某へも桃溪御たづね候不レ存候由申候眞實存せぬ事に候ふるきものに明太祖の補を以てわけられ候と申事はたしかに抄出し置候へどもやかましく候間其事は桃溪へ申さず候き倭の寺傍に作る事御たづね候きこれはいかに仕り候ても日本の事に候へば扨やみがたく候間愚存書付返答可レ申とり存じ能在候先師以來の事よく覺候如レ此の事にとりあひ候て此方隙つぶし候事わかき時だに不得手に候此のちの事猶々の事に候

一描文太守御申候由の事もいかにも承候詩も文も賞し候人によりての事に候被二仰下一候如くに存じ候なに事も〳〵粗心浮氣の世の中いかやうにも御申させべく候萬々期二貴面一候をりふし對客早々以上

即時

今日從レ是可二申上一存候處被レ勞二專价一自二金澤一の二封被レ下候忝次第奉レ存候從レ某貴報申上候故朝倉よりは不レ及二貴報一候いまだ餘寒ものき兼候彌無二御異事一珍重奉レ存候私事いまだ眼はか〳〵不レ仕不自由に候雖レ然此間も多年療治賴候南紀の眼科の人に見せ候處當分の事眼はいまだわかく有レ之候よし申され安堵仕候此間の和章など心がけ候へどもゑかと仕候事も出來不レ申其許より被レ下候古風にきものつぶれ候故軟とおかしく奉レ存候金澤への返書年レ恐賴入り申べく候追而從レ是可二

申上ㇾ候

一今日從ㇾ是可二申上一候と申上候事は大切の御相談にて候此事先以當時誰にても相談なされ被ㇾ下候はむ人も無ㇾ之扨又俗人の分別に埒の明かぬ事にて候へば貴兄より外に御決斷被ㇾ下候はん人無ㇾ之候間可二申上一と存じたるに候幸の御便に候に付呈二楮末一候よく／＼御料簡御決斷被ㇾ成被ㇾ下べく明夕此便を以御返答可二申請一候

右の事は

一賤女緣組の事に付今朝著に問ひ候占の事決し兼候故貴兄思食を承り合せたきとの事にて候遇卦は艮九三六四二爻變にて候啓蒙に二爻變則以二本卦二爻辭一占仍以二上爻一爲ㇾ上註に經傳無ㇾ文今以ㇾ例推ㇾ之當ㇾ如ㇾ此と有ㇾ之候左かれば二爻辭を以て占ひ上爻を重とし候事と見え候然るに上爻は无ㇾ咎と候へども下爻はおもはしからず候すぐれたる事にはとかくに無ㇾ之候されども婚嫁の事に候へば艮止の事はまがりなりにもさきにとゞまり候て不緣には有ㇾ之まじき事歟此處の道理のとり樣此方には私心にひかれ候故歟決しがたく候故御決斷奉ㇾ賴候卽易艮の大全一冊啓蒙考變占の冊合せて二冊附二貴使一候

一さて又次手に候間心底を殘さず申入候は惣じて打わり相談候に此方心を殘し候ては底濟みの仕らぬ事況又忠信の事は無ㇾ之候故思召を不ㇾ顧愚存も申上るにて候某女の事さて／＼不幸なるものと不便には存候其故は文廟御在世之內はもらひたき由申す人々も有ㇾ之候處に當時のはやり物とか申す事にてみやげとか申す物の事を媒妁のもの申すのみにて候き文廟此事をふかく憂させられ候て如ㇾ此之事養子などの事にて近世の士風衰颯候なにとぞ此風俗を御一洗被ㇾ成度由にて某へ明旨をも被二仰下一新令にこれらの事をのせられ候此御本旨を承知候上は猶々右之望みに應じがたく打過ぎ候き章廟御代に至り候ても某所存猶又其通に候へばとかく其事なくては叶ひ候はぬ事の由にてひたと打過候に付朝倉申候は此事は朝倉にまかせ可ㇾ申候むかしより大名にてはむすめ一代の間年々の入用をば里よりまかなはれ候も有ㇾ之候或は三年五年ま

かなはれ候も例多由に候某本意も尤に候間みやげとは能成るまじく候條かのまかなひの例のごどくに三五年も此方よりまかなひ可レ申候そのまかなひを一時にほしくと申候はゞそれは望みに任せも仕るべく候と申事に候故某つよ弓を引き候はむすめのためにならぬ事に候朝三暮四の事ながらともかくもと朝倉心にまかせ候てさて承合せ候處にあなたより申來るも度々有レ之候承合候に皆々御隣家のごとくの事にて尤と申されぬ相手にて扨々此方より承出し可レ然ほどの相手と存じ申つかはし候へば某が名を承られ一門中不同心とてもはや三四人もことはり申來り候あなたより申すは此方にていやに候此方より堪忍仕と存候は或はむこ殿は同心にても親類に當時御役を仕られ候人まじり候ぶんは某事を承否をふるひていやがられ候事にてそれにてはいつ迄も埒も明かぬ事と妻女など苦勞がり候事御察可レ被レ下候仍而今日著に問ひ候はさき樣の人物もくるしからぬと申候えども五百石にて外にやつかひは無レ之由に候尤あなたよりも望まれ候にや媒は兩方へ心安きものにて御座候某心底に存候は某むかしの身を存じ候へば五百石にて兩御番通りの人にて候上はいかにも〳〵相應の事にて候今は文廟御恩にて千石をも領し女ながらも長女に候ものをたゞ今の身の不幸にこまり候て半分の身上の人につかはし候はゞいかに女にこそは候へども心の内にくやしき事にも御座候と存ずまじきものにも無レ之候さも候ては一生の事に候へば夫婦の間にもいかなる事も出來候はん事歟月下赤繩の故事も有り候へば緣はむまれつきても可レ有レ之候今少し見合せも可レ然候歟又女ながらもうつけ候はぬむまれ付きにて候へば事の子細をとくと申しもきかせこれより末は夫婦の仕合次第にいかやうにも繁昌も可レ有レ之と申す處を覺悟させ候て取組も可レ仕候歟と存じ著に問ひ候處如レ此の繇にて候艮九三薰心と申すも先以相應じ候扨後の事は六四艮其身无レ咎と申すを一生之幸と可レ仕事にも候歟二爻の義とくと御考被レ下これにても取組候へと思召候歟運を天に任せひとこらえこらえ候へと思召候歟少も〳〵御遠慮なく十分の思召を御申答られ候樣に奉レ願候申すにいかゞしく候

えども外人ならず候條これも心に存候事を殘さず候積善餘慶と可レ申候某先人一生之間聞ぐるしく見ぐるしき言行も無レ之候て今も故主之家にては申置候事をも手本に仕候事も候と申候某事も身は不肖に言行瑕疵のみに候へども前代二朝の間身命を不レ顧天下の人の事をなにとぞ太平の人になしたて度存候心片時も忘れ候事なく一二事の天下のためにも人のためにもなり候事を文廟の御恩故に仕りなど候事も有レ之候然ば某身こそは當時如レ此に人々のために惱られ候へども兒孫のため迄不幸に沈み候はむ共不レ存候へ共それもまた文廟既にこれ迄の御運に候上は某これほどの仕合もすなはち餘慶に候も存ぜられぬ事に候惣じてこれらの事一身の事はひゐきも有レ之ものに候へば他の評に決したく候へども衆愚のごときは論ずるにたらず候故ひとへに貴兄に決し候はんと如レ此に候以上

二月廿六日

尙々文長き事御覽も御むつかしく殊に御煮らせ迄の事に候間不レ及二貴報一候御口上にて可レ承候

以上

一一昨日申上候事に付一昨日者委細の御書面御心を盡され候段例の事とは申乍ら御篤愛の程不レ知レ所レ謝候古爺之一事に付種々被二仰下一候趣一々共理を盡され候御事に候愚管も種々存じ廻らし候にとかく快からぬ事に候と存候故に決しがたく高明を仰ぎたる事に候思召もまた如レ此に候上は此一事に於ては愚管もあやまらず候歟と先以疑を決し候さて此上の事いかゞと存候に御紙上に尊兄某身に御なり候て御料簡候に尊兄に候はゞ上爻の義にまかせ取組れ候はむと思召候但此上今一往人謀を盡したく思召候條々謹而奉二敎諭一候御相談をも申上候處は千何萬句此一段に有レ之候尊兄かほどまで御心を盡され候上に某に御なりかはり候て御料簡候に右之通思召候と有レ之上は某いかやうの所存候ともその所存に執し候ては御相談の本意は失ひ候と申ものに候とにもかくにも尊兄御敎諭に任ずべく事勿論に候其上又洪範稽疑にも從逆の多少により内外靜作に付て吉凶も同じからず候然ば某一人の心に決すべく候事になく候へば老妻へとくと

申し弱女にも申させ候は某弱冠のむかしの事はさて置き室をもたもち候より以後の事は老妻經歷候事に候種々艱難の事共はかねても承り及ぶべく候事に候ゑかるに不思議の事にて前々代御恩により如ㇾ此の身ともなりたるにて候これらの事某一身の福にもあるべからず老妻もまた其福有ㇾ之故と相見えたるにて候右の通のものゝ子の事に候へば御直參にて所領も地をも領し候ほどの人の妻になし候へばこれ又幸之至に候えどもすこしも祿の重く候人へと存候は全く身の昔をわすれ候ての事にはなく候男子は其才德によりいかにも身をも起す事もある事に候女子は夫次第のものに候處に近代のならはし一念之御役に撰ばれ候もとかく一石も祿の重きかたを撰ばれ候樣になり來りたとひ才覺行跡よく候ても少身なるは御加增の入候とて埋れ居られ候人々多き事に候ゑかれば祿薄き人へかたづき候上よりは一生此身上にてよく候と覺悟仕候はねば每事につけ候て心もやすからず又それにつけ候ては親にて候ものゝふがひなく候故にかゝるめをも見せ候なども存じ候へば父子之恩をもそこなふやうにもなり候ものに候故これらの事を親の身にては存じ廻らし候て右のごとく少しも祿厚く候はむ人をと存じたるに候五百石をも領し候人に候へば某もとの身の事は申すに不ㇾ及飯田町に罷在候時の事を存じ候へば同身上に候其時のごとくに候て事たり候とだに存じ候はゞ相談可ㇾ仕事に候間此處母子にてとくと決し候べく候必ず無理にゑゐ候事にはあるまじく候と申聞せ候き然るに弱女申候は親にて候人至ぬ所もなく不便に存せられ種々の心遣ひの事は見及びたる事にて候なに事によらず親の存じ廻らされ候所なにか子の身のためにあしき事可ㇾ有ㇾ之候歟いかやうの事にかたづけ給り候はんともすなはち其恩に候へば此の後に至りいかやうの艱難に至り候事候とも其段は一身の不幸の天分に可ㇾ有ㇾ之候少しも悔まじき事あるべく候事に無ㇾ之候間此方の事には構なくいかやうにも父母の心まかせに可ㇾ然事に候と返答仕候さて母にはいかゞ存候と尋ね候へば之も某料簡の外になに事か可ㇾ有ㇾ之候とにもかくにも某料簡にまかせ候由申候間此方にてもゆく末の事迄は人力

にては去りがたき事に候故さき立ちて蓍をもとり見候にあしき迄の事もなく候へども十分の事とは見へず候但しむかしも卜筮に三人占ひて二人の言に去たがふとも有レ之候此上は其方どもの心をまた占をもちて決し候べく候如レ此申す事はともにもかくにも後の悔なきためを申すに候此事をくり返し〳〵申候事も決斷のなき事のやうにも可レ存候えども某身にあたり妹の事に於て殘多く存じ候事有レ之候故 の事に候間申候事にと申聞せ候へば承屆候由にて老妻は昨朝關帝占をとり老妻母は元三大師へ參詣仕り鬮をとりこれをもて某に決し候へと申候その占辭ども左に呈し候

關帝籤第十九

嗟子從來未レ得レ時、今年星運頗相宜、營(管イ)求動作都如レ意、和合婚姻誕ニ貴兒一、

觀音籤第四十

中正方成レ道、姦邪恐惹レ徑、壺中盛ニ妙藥一、非ニ久去煩煎一、

右之通に候いつもの事ながら關帝籤の第四に婚姻の二字あらはれ候事誠に響應のごとく肝をつぶしたる事に候き觀音籤の趣はひしと筮の辭に相似たる事に候第一二句艮の九三のごとく第三四艮の六四に似候かいづれを見候ても大凶は見へ來らず候去かれば大かた龜筮の間一從一逆をかけくらべ見候に堪忍比の事候と存せられ候老妻をはじめ或は籤をもとり或は鬮をも取りに參詣などヽ申すも其心には籤と鬮とだにくるしからず候はヾこれにも決し候はむと申す事と見へ候へば人も從ひたると申すべく候尊兄御教示のごとくに仕候て人謀もまた盡し候故この上とかくを可レ申事に無レ之候間すなはち昨夕彼媒妁之人へいよ〳〵先樣の挨拶を承屆給り候へと申しつかはし候此上同心之返答候はば彌取組可レ申候天緣無レ之候はヾさだめて先樣よりなにぞ異變の事も申來べく候歟事長き事も恐入候へども一昨日御書面あまりに忝存候故愚存をも事の次第をも殘さず御知らせのため如レ此候以上

二月廿九日

尙々賤息等朝倉もよろしく可ニ申上一之由申候以

上

如下被二仰下一候上正月廿一夕已後は隔生之樣に打過日々存出し候はぬ事も無レ之候此節之義菜などは當地にて生長し候てだに書生の習に候へば生理の事迂濶に候故何事も〳〵不調に候況て貴兒には年久く北地に御入の事にて當地の事は御不勝手にて萬事御艱難とこれのみ心にかゝり候處二昨日深見久太殿人來御無事の事承り感懐候き今日又勞二貴使一大幸之至に候加藩御舊知被二仰合一御贈物候故に駿河臺に御宅をも築かれ候はん由まづ〳〵按堵之事に候但し當時の事にて竹木工料等增加り候節に候猶又御艱苦の事たるべく不レ及レ申候へども此節隣家にて聞候はゞ御屋敷の地猶々御かし候樣にも被レ成わづかに百數十坪ばかりも御のこしそれにいかやうにも上下容レ膝候ほどを思召よられ候へかしに候よのつねにも造作の事は初に存寄候よりは次第に物も入り候ものに候近邊の田舍などにて竹木ふきかや等いかやうにも御調候手筋も有レ之候はゞ少々は御便になる事も可レ有レ之候毎事御心盡しながらよく〳〵御料簡に過べからずこれらの事に心得候ものを御相談相手に被レ成候より外あるまじく候なにを申候ても程遠く相隔り候てこれらの御相談もなりかね不レ及二是非一候

一菜事も正月中存寄のほどは申入候きその時に申上候本庄之地もなにやかや故障出來り調不レ申候其外諸所にかれこれと見え來り候へどもとかく相應之所無レ之至レ今落着不レ仕候これらの事もさだめて命分のしからしむる事も時運の數も有レ之候得ば命至り時至り候迄の事と存候より外の事もなく候

一拙作の文章の事被二仰下一候御存知のごとくもとより未熟の事にて其上又しかるべきほどのものゝ數も無レ之候詩文の稿本などもいそがしまぎれに箱共にとり入れ當所の借り藏へうち入候故に上か上に積かさねさし當りたづね求がたく只今なにの仕るべく樣もなく日を送り候へばせめて書籍にても見たく存候に右之仕合にて一部もとり出されずこれのみ當時のきのどくに存候但し貴兒御藏書之燒失に比し候はゞ居宅も定り候はゞ其時にはましに可レ有候歟まづ只今は御同事と思召可レ被レ下候白

雉帖序にても被レ掛二御目一候はゞまづ御責を塞がれ可レ被レ下候追而稿本等取出し候はゞうつし進候事も可レ仕候勿論に候貴兄御詩文某方へ御見せ候分は殘らず可レ有レ之候間たとひ十一を千百に存じ候とも誠に珍重之事たるべく候又申候もし／＼朝鮮の人々と筆談などにても可レ被レ懸二御目一候はゞこれは手もとに草稿可レ有レ之と覺候えどもこれらは文章の沙汰に及ばぬものに候故當分御申被レ下候御用にもたゝぬ事に存候

一四季賦孝經註の事被二仰下一候つゐに承りも及ばぬ事に候へば猶又その物于レ今有レ之候歟否も不レ存候如下被二仰下一候上本朝文粹正續幷に朝野群載などにも見へ候はぬ歟と覺候但しこれらの類の物世にあるまじき事とも申し難く候三善清行の傳などむかし鎌倉の寺院にその時のものゝ候ひしなど承及候事も候これらの遺文等もとめ候志も其道も候ひしかど今に至りてはなに事も／＼夢に罷成り候

一跋（後イ）語警策の由の事承知候いまだ此邊へうつし來らず候さだめて段々廻り來るべく事と存候

一二月廿五日に内藤宿の屋敷地御引渡しにて罷越候某拜領候やしきの東西南北こと／＼く皆人々に被レ下候やしきと見へ定杭は一々有レ之候へども人とては住まぬ所に候き皆々麥畑に仕り置き候き引渡しの御役人を相待候うちにふと存より候ひしは

青麥阡々秀、紅桃樹々春、烟中聽二犬吠一、似レ有下避レ秦人上、

これにて其境改は御察し可レ被レ成候中々仙骨なきものゝ住すべき事及びなく覺候きいつも二月には皆々樣を請じ奉り梅花を賞し候にこれも燒け失候むすめどもいづかたよりか梅の枝をもとめ候て鏡臺の傍に插置候を見候て感慨生じ仕候ものゝ別にうつし遣し候

一いつか／＼もとのごとくしばらくも心靜に得二貴意一候事を庶幾候より外無レ之候已上

三月廿一日

遠方又々勞二貴价一候御細書委曲拜見先々御無事珍重之至奉レ存候

一孫右衞門へ被二仰下一を承候へば御營作の事も此方存寄の如く田舍へ被二仰合一候筋有レ之候由一段の

事に候かねてのつもりよりは存寄もなく手のとゞめられぬ事も候間かねてよりその御用心專要に候とかく風雨を凌ぎ候へば此時之大幸に存候如何

一某居所の事此筋にも本庄にもいくらも有レ之候へども家のそば地狹く地廣ければ價貴く末々もちおもり可レ仕事にてあり次第と存候處に今月十四日にあるものふと出來り小石川傳通院うら門の邊に地坪三百四五十坪にて七八十兩にうり候はむもの有レ之候よし申來り候某雨中に忍び參り見候に深林の下にて境致は至極幽閑にて見はらし候處も有レ之候しかも町屋のうち同心町のかたはしにて中入の目にもかゝらぬ所に有レ之候割あましの地故地形斜に候て方なる所ばかり二百餘坪有レ之候惣じては五百餘坪の所にてゆるりとは見へ候えども餘りに林下にて濕氣いかゞまたは地形をも家をたて候所は築たて候はで叶はぬ所も候間それらのつもりもいかゞと功者の者に相談天氣よき日に日脚をも見せはからせ候にさのみ濕もあるまじき體にて地を築たて候物入もさのみあるまじきに極り候これにより昨日調候はんと申遣しあなたも心得候と申し候但〱代官などへも斷り手形仕候事五三日も間可レ有レ之と申候此上違變も大かたは有まじく候彌此事調候へば貴宅へも十二三餘町御城へも廿四五町のつもりに候深見殿などは出仕の道に候土肥へも服部へも又は萩原長崎雀部住吉などへも程遠からず候歟日こそ候へ十四日にしかも清楊院様しづまらせ候傳通院の地の事申來り候もいかさま緣も候歟と大幸には存候事に候價も論じ定め七十兩に相定り候五百坪餘の地七十兩もくるしからぬものとは存候然其知行所より材木も來りいかやうにもとりたて候上に引うつり候時に御支配へは當分只今迄の居宅不勝手故にかしこへ引越罷在候といかにもかろ〱と斷り可レ申と存候故引うつり候迄は服部などへも申すまじきといづかたへも申さぬ事に候これは御右筆所などよりは早速沙汰ひろくなりやかましく有レ之候故に候其御心得被レ成被レ下當分二三ヶ月の間は御聞被レ成候はぬ御つもりと思召可レ被レ下候深見などをはじめ一人も申さず候へども格別の御事故其許へは申上候

一泉南への詩の事御褒稱誠に〱華褒の贈近來の大

悦に候草稿の事それに御とゞめ候由忝次第に候出所の事もいかさまさきにて合點參らねばいかゞに候間よろしく御手引被レ成被レ下候はゞ一しほ可レ忝候

一王昭君の詞これは互に此感慨にて候實情にて候故中らずとも遠からぬかとは存候

一鏡梅いかにも不起塵に改可レ申候忝次第烟中も其中に可レ仕候

一白雉帖潤辭の本郭鄭華は管子に有レ之候説苑にも有レ之候その外にも見あたり候それは新序などにて候ひしやらむこれも出所うつし上度候へども當時取出されず候桓公の管仲と臺に上り人をはらひ莒をうつ事を相談候を老人の目儱とりのごとくなるものはるかに望見候て今日は莒をうつ御相談有レ之候と申候間國中に沙汰ひろくなり候故不審をせられかの老人をめして尋られ候へば口をひらきてとぢず候は莒と御申候口つきに候又手をもてゆびざされ候方も莒の國の方にて候故莒をうつたれ候とは察し候と申したる事に候某存候所は繪をかき候に其口つき手つきばかりにて聲も心もなく候へども望見候てそれと志るべくはよく似たる事と存候故に候き以微射明は説苑と覺へ候又兵の色はなにとやらむ有レ之候に桓公管仲の色もなにとやらむ候ひし故に兵事と察し候と申したる事に候きなに事も鹵莽滅裂ことに忘疾のみにて不レ及二是非一候管子が説苑を御覽候はゞ志れ申すべく尤記し候處は少々ちがひ候き説苑は服部藤九に可レ有レ之候御とりよせ可レ被レ成候

一朝鮮への御屏風之繪の事いかにも廿雙にて候久太の鈎わろく御遅候朱にて改め返進仕候今更これを見候に付ても當時御心を用ひられ候事の深遠に候ひし事ども存出し落涙に及び候此圖共一々に思召有レ之候ひし御たのみに候き本朝の事ども朝鮮のものどもはたゞ〳〵一向のあらえびすとのみ存じ候又對州などの人も武をのみほこりいひ候て万分の一も此方の事共志れぬ事に候畢竟志かるべき記載のものなく候事故の義不レ及二是非一候せめて繪にてなりとも見せられ候はむに志くべからず候由の事に候き鶏飼などの事も日本にて此事候由南史やらむに候故の事に候猿廻しは朝鮮人毎々このみ

候て見候事故に御とり合せに候男々などの事も思召有レ之たる事に候き爲朝の事も琉球の事に思召有レ之たるべく候き御とり合せにはよほど〳〵御心を用ひられ候ひし事よく〳〵御覽合せらるべく候たゞ〳〵なに事も〳〵夢になり候不レ及二是非一候

此ほど申しすての一篇紙末に志るし進候これは外人にふつと見せられぬものに候早々御やぶりすて可レ被レ下候

烏江詞

楚帝爲レ君楚王臣、楚雖二三戸一足レ滅レ秦、沐猴何厭秦中苦、咸陽宮室化爲レ塵、漢文之鼎黄金印、印可レ刓兮鼎可レ扛、刺々猶説婦人語、笑見鴻門白璧雙、項荘拂レ袖爲レ誰起、劒舞未レ終聽二楚歌一、上游帝子今安在、江東父兄奈レ我何。

尚々只今詩箋等もとり出しがたく生紙を用ひ候事無禮にいかゞに候へども其段はそこもとより被二仰遣一可レ被レ下候心隙之時淨書可レ遣候歟

此間は遠方預二御使一忝次第彌御無事之御使承大幸之至御座候御營作の事千萬無二心許一候仍而唐金生へ謝詩一章遣度候則懸二御目一候くるしかるまじく候はば被レ遣被レ下候樣に奉レ賴候詩中用ひ候字出所覺候所を別に志るし申候これはあなたへ被レ遣候にも及ぶまじく候明珠金丸之句は赶車縮弓にて子と縮とをわけ候にはすこしく形容し候樣に存候いかゞ可レ有レ之歟只今書物取出しがたく候ため心もとなく存候事に候

一此ほど一首仕候昭君詞これは外人に見せられぬものに候へども懸二御目一候御覽之後御焚棄可レ被レ下候萬々其內以二面拜一可二申上一候已上

三月廿五日

追啓馬援の句もとは

都布單衣公孫作、馬援當年不レ樂レ留、

と仕候へども世に傳候はんにも耳に懸り候と存じ唐生へは改め遣し候唐生へつかはし候は本傳の語の字を皆々用ひ候手前の稿は翻案候事に候

昨日は孫右衞門參拜御使承り大幸之至に候仍而泉南への詩改申たる事候に付書を遣し進候間舊作は

御やぶりすて可レ被レ下候尤不レ及二貴報一候以上

三月廿六日　白石

鳩巣樣

何々某詩に瀑泉面を用ひ候は王建山居詩の首句に屋在二瀑泉面一茅堂下有レ溪と申すを取用ひ候と見へ候へば淸人も此句を用ひ候故御斷のため申入候

昨日は貴報忝候さて其後御封をきり拜見候さてさて首々よろしく被レ遊候御作を見候て某作り損じ候事と殘念之至候いづれも／＼と申す中にも猧狗木鷄の對市中の虎を眞虎となるとも被レ成候事黃粱夢を鷹に御とり合せ候事鬪鷄をも垣こしに見候事など味の深き事に候菰蒲深處出二黃鷄一は去年深川に居候時ひたと見候事にて候さりとは御作者にて候と感入候御事に候

一已前屋上にて題をゑるしまいらせ候時訛り候と見へ候溪居にてはなく候岩居にて候幸に溪居の御作猧狗木鷄抔よき岩棲の士の事に候へば一二七八を御改岩居になされ候て可レ然候皆々出來そろひの時にちがひ候ては殘念に候其上武溪は武陵溪にはいかゞと存候唐の人虎溪の虎を諱候て武溪に仕候事神虎門を神武門と仕候と一例と覺候き

一復庵殿へももし御使候はゞ題の事御申遣され可レ然候歟これも溪居の心得たるべくと存候

一某詩改候處別紙に進候間御改め置可レ被レ下候返々仕りかたの可レ有レ之を殘念に存候手あらき作のやうにてきのどくに候

一淸人四人にて作り候うち第一と存候をばうつし置候間昨夕うつし候て進候御返しに不レ及候御とめ可レ被レ成候其外の作など中々御作に及び申すべくとも不レ存候き不レ殘は服部殿御兄弟より御とり御覽可レ被レ下候已上

閏月十七日

拙作

岩居の末句を

盡日松門人不レ到、玄猿偏向二月中一啼、

と改候前のごとくにてはあまりに新し過候と存候故に候

村居の末句を

喜聞南畝分レ秧後、屋角斑鳩喚レ雨啼、
これも前のごとくに候はあまりに候故村居は農事の樂意に過まじき歟と如レ此候巳上

今朝者御細書辱御使申置かれ候故不レ及ニ再報ー候拙作御高評不レ淺候さりながら高作を見候へば拙作は手あしく候やうにて其上ひたと事を借り候て手前のものに無レ之やうにきのどくに候されども又々いたし直し候ももはや興盡候このまゝにてさし置候より外も有レ之まじく候

一岩次郎殿作御見せ被レ下候さても／＼奇材にて候事の外功のゆき候やうに見へ候所も有レ之候後にはいかやうの事になられ候はん歟祇園などのわかたちのごとくに覺候其外にもかれこれ少作のすぐれ候を見候へどもむまれつきいかにしてもよく候綺麗にて一段に存候うつしとり還璧候肥馬輕裘對ニ朱門ーの句聲もちがひ韻もちがひ一しはおもしろく候但し輕裘肥馬對ニ朱欄ーとなされ候やうに御申可レ被レ成候洪武正韻などに門の字寒删に入り候かと存じ尋候へども正韻には門の字眞韻に候へばとかく欄などより外あるまじく候歟門欄と申候へば同じ事たるべく號はなにと申候か名はなにと申候歟御ゑらせ可レ被レ下候二詩の內一首はなにとぞ和しつかはし候事も候べく候某など此人の才華の盛に候を見て年は無レ之候へば後の形見のためにもと存じ申候此間貴老御東西の事御ほね折に候へども外に人もなく候へば此節の事なにかの御なじみの上はと感泣の事これにつけても人生の事わかきたのまれず候門の姥も用ありとも申候生前の心もちにて同じくはねをおらせ候にも子細有べく候事と今更遺恨哀惜の事共に候

一又々唐金より詩を廿首ばかりつかはし候貴老へ届けくれ候へと申聞られ候即相達申候此方へもさび矢二筋飛來り候なにともこまり入候事に候

一唯今服部源八八居の草見せられ候これもさりとは奇材／＼中々存じもよらぬ事ども申され候山居に不レ見漁郎來說レ晋、豈廿釣叟出封レ齊など申事も候き皆の衆の詩出來次第とりそろへ候はゞよき一卷となしてたのしみ候

一前日御たづねの事夕申來候故早々ゑるし懸ニ御目ー

候近日少々御出合を期し候以上

閏月十九日

從レ是可ニ申謝一候處昨日御覽被レ下候ごとくにて取込候事故御報に罷成候早々御來鶴忝次第奉レ存候しばらくの內ながら得ニ貴意一大慶の至奉レ存候

一靭負佐の事被ニ仰下一候これらの事

文廟御時になにかと御沙汰候ひし事にて今更存じ出され候て不レ堪ニ感傷一奉レ存候なにかと申明らめ候はんとし候へば事長く煩しく候惣じてこれらすべて名分の正しからず紊亂の事まづはもと丶して武家の代となり候以來の事どもいかほども〳〵可レ有レ之候雖レ然鎌倉の比にはさすがに廣元善信等の耆老政務を輔けられ候事に候ひしがこれらほとの事にかゝるかたくなる事は無レ之候ひき京都の代とても京に御入の事に候ひしかばおのづからまたひが事もすくなく候へどもこれも南朝の事ののちには北朝毎事むかしにかはり候事ども戰亂の後そなはらぬ事に候處に武家また程なくみだれ候事又それに少々子細も候て名分ひたみだれにみだれ候時に應仁以後中々其等の事に及ばぬ事にて百廢し後に天下の戰爭は相止み候て百餘年に及び候得ども御覽の通の事故に中々これらの沙汰に及ぶ事にてもなく候これにより當代の事などむかしを引合せ候てとやかくと申候ては畢竟いやしきたとへに申す耳をとりて鼻をかみ候と申と同じ事に候堂上の人々だにやうやく形のごとくと申すほどの事に候へばましてその餘は申にも及ぶまじき事これら感慨の一つたるべくさて此御問目一件の事靭負と申す事は漢字にて此二字を取り用ひ候は漢字傳來以後の事勿論に候ユキヱと申す倭語は本朝官號のこれほど久しきものはすくなく候古俗申傳へ候處は皇孫此國に天降の日天押日命と申す來目部と申すものどもをひきゐられ前驅せられ候て降らせられ候との事に候その來目部を靭負部とその時より別稱にて候きこれは天の磐靫と申すものを負ひ候て降り候故の事に候磐靫とはすなはち弓箭具の靭の事に候さて降臨の時には前驅にて候其のちは宮門を守衛の事に候故に其後宮門を守衛の職を靭負之任となし候はるかに世を隔候後に

本朝の官名を定められ候時にかの太古よりの靫負の官左右の衞門府とはなり候これにより官家にてしかと仕りたるものには左衞門督佐尉右衞門督佐尉などしるし候へども稱呼には靫負のかみすけなどつねに申す事故に衞門督などを假字にしるものかみなどゝもみへゆきゑのかみすけなどもしるし候も有レ之候名目に衞門府を讀でユキヱとも申候誰やらむの大儀の時に引れ候源氏の花鳥餘情などにも衞門を靫負と釋し候きしかれば左衞門佐右衞門佐共に靫負佐と申す事よのつねの事にて候但しこれは古俗申す唐名と申ものにてはなく右に申す本朝官號の始にて候へば字は漢字を用ひ候といへどもことばは太古よりの本朝の官號にて候こゝにひとつの口傳の事候本朝の官號に參議と申す有レ之候即是三台にさしつゞきたる重職に候よのつねしかと仕りたるものにはこと〲く皆參議としるされ候事に候然るをいつその代より歟よび候に宰相と申候これは先儒の唐名と申すものを撰進の時に參議は唐名宰相と候ひし故の事とみへ候これによりてかたくなゝる限りは參議といひ宰相といひ各一官號にて別の事と覺え候やうなるも候歟衞門佐を靫負佐と申候を別にこれわかれ候事と心得候同例にて候唐名といふものと倭名といふものとのたがひまでにて候べく候源順倭名抄には職員令を引き近衞府兵衞府衞門府の下にすべて由介比乃(ユケヒノ)豆加佐(ツカサ)と見へ候きこれ又さきに申すごとく大來目部後に此等衞官となり候ゆゑにかくは申したるに候近衞も兵衞もすべて靫負と申すべく候事のやうにも候へ共中古以來衞門府にかぎり候て讀てユキヱとは申す事故常にて候又此上に一重の心得ある事に候惣じて人をよび候に同職の人に同官候時はよびわかち候事ある事に候これを召名など申候き源左衞門平左衞門藤左衞門橘左衞門など姓をあはせよびしその一事にて候近世に至て左衞門佐右衞門佐など申す有レ之候にまた靫負佐と申すも候は必定武家の代に至り同職の人に左右衞門佐兩人候てよびにくき事故にその一人をば靫負佐殿と申したるがいづかたともなく流例になり別官別稱のごとくになりたるにて候此事堂上にはまぎれなき事に候へども武家にてはまぎれ候事故の事たるべく

候これらの傍例さすがに京都の代まではひたとありたる事にて候き細川の家にて右京大夫世官にて公方御元服の時には武藏守に拜任の事過ぎ候とも との右京大夫に遷任の事も候き今川の了俊同官の人出來候と前官を以て稱しその人なくなり候と改めて重任の事望申され前の守を除かれ候など公家にても殊勝の事に取沙汰候き又人の申候流例となり候と申ことおかしき事に候へども神祖の御時に服部中務と申す人有レ之候き本多中務の候にいらぬ中務かなと例の三河衆の申され候て服部をば中とばかりよばれ候故に今も其子孫服部中と申候似て似ぬ事ながら左右衞門佐と靱負佐とのよびかへ卽此事と同事たるべく候

右事長く煩しく候へども右のほどにもあらまし申進じ候はでは星のひかりほども明らめがたく候ままめたと申ちらし候惣じて公武の故實如レ此の事に至り候ては百廢の今の事に候ゆゑ絲の紊亂し候やうにて言談に申つくされぬ事のみに候今は堂上にだに有職の人もなくなり候北畠殿の職源抄などを杖にも柱にもたのみ候ほどの世になり候ひし上はにて候

一艾元白の事艾伯艾元艾次伯などは覺候えども元白はおぼへず候沁の字いかにもヒタスにて候えば御使またせ候上客來も候て草々申ちらし候定てひが事のみと存候以上

卽刻

今明之間從レ是可ニ申入一存候處に遮而預ニ御音問一忝奉レ存候如レ仰當夏之暑は常年にちがひ覺候處に昨日隨庵入來にて承候へば御息樣ちと／＼御不快と承候故千萬無ニ心許一以レ使可ニ申入一と存じたる事にて候然處御使にて卽御使に承候へば段々御快御入候由承り先以大幸之至候貴樣にも御泄痢之氣味に御入被レ成候由定而暑氣鬱蒸之故と奉レ存候早速御藥餌にて御療養專要に存候某儀もとかく瀉打返し／＼仕候處に此間藥方相改り度數も急に催し候事相止み其上又丸藥有レ之服用候に付腹痛之氣味も瀉もひしと相止み乍ニ慮外一今日などは常のごとくの大便通申候此體にてはもはや別事なくと存じ候此方の借宅はさすが海邊ゆゑか朝暮之間はこ

の外すゝしく有レ之候晝間は日さし入暑く候其上に土藏へ入れ置候ものども一度に風ほしは不ニ罷成一候故毎日〳〵ほさせ候とて狹少之宅にならべたて候故中々御出被レ下候とも心靜に得ニ御意一候事もならぬほどの事に候間すこしも〳〵御如在にあるべく御事にもなく某又御如在と可レ存候事もなく候間此地へ御たづねの事は御無用に被レ成可レ被レ下候今日小石川の小屋の本屋の半分ほどの所のやねをふき候と申候内の玄つらひ出來候はゝ半造作にてうつり可レ申と存候玄からば大かた來月中旬頃には引移可レ申事に候玄かれば御宅へは殊の外近く罷成候間又々もとのごとくにおり〳〵可レ得ニ貴意一とその事只今よりの樂しみに罷成候此ほど泉南唐金より祇園との贈答の詩來り懸ニ御目一たきよし書中に候其書を今日可レ進候と唯今たづね候いづかたへまぎれ候か詩も書も出來らずたづねつけ候迄御使またせ候もいかゝとまづ今日は不レ進候見出し次第可レ進候これも病氣にて南紀へ醫をたづね參候との事の由にて其中に其由申來候き

一南部氏事夢のごとくに存候舍弟も死去之由これは日頃病身の一人有レ之候きその事に可レ有レ之候今一人南山存生之時に養子にこされ候が有レ之候これは定て存生にも候歟とかく如レ此の間の事天意はかりがたく不レ及ニ是非一候須々たしかなる便承りたく存候更に〳〵信じがたきほどの事驚嗟此事に御座候

一先日之火事に村能登守方も延燒これ又不レ及ニ是非一候事ども毎々心を驚し候事のみいかなる事と存候何事も〳〵をしつけ再會の期に可ニ申上一候以上

六月廿一日

梁子への御文章さて〳〵世態人情よく〳〵被レ仰心をつけ見候は關係不レ少候事にて可レ有レ之候此御文章必々御脫稿之後一通御うつさせ可レ被レ下候奉レ賴候

一春誦夏弦之事支王世子に見え候所は如レ此にて候

一愚存も候はゝ可ニ申上一候由承知仕候梁子御文を望まれ候上は定てその同門中へも見せられ候べくまだ外ざま上方筋へも傳候事も可レ有レ之候歟所存不

レ殘申上候間其上御吟味に不レ可レ過候

一任俠詼諧毀譽相半などよく〳〵彼子の事被レ仰候これらの所は後々戒にもめされ候ため朋友之忠告と珍重奉レ存候末にて處士之自由とはちがひ候由丁寧の御告戒至極之御事に奉レ存候

さて文字の上某に候はゞ如レ此にて可レ仕歟と存候處乍レ恐申述候

一通衢大隧之中大隧も大路と同じ心には可レ有レ之候へども左氏の大隧之中其樂也融々と候も晉文隧を請はれ候と申候も大風有レ隧と申候も皆是地中の道と覺候天子葬の時に棺を舁入候地中の大路有レ之候故鄭君も不レ及レ泉は不二相見一とも誓はれ晉文も誓はれ候をゆるされず候と覺候同じくは外の字にて可レ有レ之歟

一駿臺之家　家の處は下の字に仕りたく候家と申す事堂上方には事の外吟味の事と申候くるしからぬ事ながら耳にかゝらぬ方まさり候はん歟

一惣而唯今の大名などの事に可レ然候稱呼文字とかくに無レ之候てきのどくに候其内先は當代の制度に候間公儀にての御申の心をふまへに仕りさて異國の制ども見合たく候それにつき國と申字は公儀にて國主とか申國持大名と申す類ならずしては用ひがたく被レ存候其より以下は或は十萬石以上以下郡取郡主など申候歟左かれば明石殿の事は郡の字相當と存候公儀御備播州の姫地を本とし明石赤穗龍野など各城主には候へども明石は國としてはとやかく申す事も可レ有レ之候左かればまづ藩居之間なども近有二郡辟一などにも可レ有レ之候はん歟州郡辟など申す事は晉の時ひたと見へ候字と覺へ候

一開府の字決して難レ用候これは倭漢ともに事の外に重き事と申傳候文章は詩などの事を借りつかひ候とちがひ候事に候へばこれらの字御吟味も可レ有レ之候歟古來賴朝の事をも鎌倉に幕府を開かれ候など申候き開府をゆるされ候ては府僚府官等をも限りあるほどの事に候自ら假授候事と見へ候申さば公儀などが開府のごとくに候歟其外大名には用ひられまじき字と存候もし〳〵公卿以上諸大夫をも被二召遣一候大名又は宰相を相府と申す唐名候へばそれらは詩などにてはつかはれ候べく候それも文には決して用ひがたく奉レ存候列國大名の下

は或は連城邑或は連州郡小名の下は守城などの類なぞ可レ然候字御撰被レ成候へかしと奉レ存候すべて國の字皆々郡にて相當に奉レ存候

一北部暴悍いかにも御尤に候但し俗人は北の字にとやかく可レ申候間ひろき字に被レ成候てはいかゞ可レ有レ之候歟ひろく暴悍恣睢などの類耳にたゝぬやうにと奉レ存候

一可三以上下遊觀一則　此則の字はたゞ也など申す字にて句を送り候て以極二平生之志一と申す下へ則の字を移したく候いかゞ可レ有レ之歟よくよく御吟味可レ被レ遊候

一其下謂レ士　上の介冑之士に照應候へども士とばかりもさしつゞめがたく候歟士にも上中下又は政事をとり候ものも候べく候これもひろく其人とか衆人とか皆とか衆皆とかひろき御あひしらひも可レ有レ之と奉レ存候

一漁獵博奕　俗人は博奕と申す事をバクチ打と申ものゝ事と覺候へばとやかく申す事も可レ有レ之候漁獵飲博漁獵博戲などとかく博奕と同じ事にて其字を換候て可レ然こと歟と奉レ存候奕賭などの字も候ひし歟と覺候乍レ恐所存之趣を不レ殘申述候以上

一昨日は御細書忝暑天御辛勞をかけ千萬忝次第御座候御教示によりまづ落着候て被二仰下一候通に皆々改竄候其中猶又御教示請益のため一二事申上候思召のほど不二取殘一被二仰聞一被レ下候樣にと奉レ存候

一攻二戰涿鹿一の攻字硬たるやうに思召候由被二仰下一候につきとくと見候へばいかにもいかにも生硬に覺候一昨日も申上候ごとくに古語にひかされ候て上句の張樂洞庭とつりあひ候はぬ所に心のつかず候き被二仰下一候ごとく決戰可レ然事に候それにつき又又思召承りたく候は上句張樂洞庭古語に出候へば下句も古語に出候を取用ひたきやうに存候戰二涿鹿一の三字熟し候上は上の一字は可レ然候を用ひ候てくるしからぬ事とは存候へども五帝紀に黄帝乃徵二師諸侯一與二蚩尤一戰二於涿鹿之野一と有レ之候また索隱に或曰黄帝斬二蚩尤于中冀一因名二其地一曰二絕轡之野一とも見へ候もしは張樂洞庭徵二師涿鹿一とも絕二轡涿鹿一なども仕候はゞ上句と共に四字と

もに古典に出候やうにも可レ有レ之歟但し陳言を去るとも申候へばこれらの所必しも古語に拘滯仕るまじき事歟賢意承たく候徵ニ師諸侯一與戰と有レ之候へば會ニ戰涿鹿一なども可レ有レ之歟莊子に戰ニ於涿鹿之野一流レ血百里とも候へば決戰と仕候て可レ然事勿論に候會戰と仕候はむとも存候は諸君集會の氣味を存候にて候これもまた拘滯たるべく候歟交戰接戰など候へどもこれは決戰に比し候に大に劣り候やと被レ存候如何

一波瀾爲レ之不レ起　一昨日も申上候ごとく遏雲の氣味にて其語を取用ひ候き上商聲の字用ひ候は顏子商聲の歌の金石を振ひ候との意により候き鄙意は一波不レ動候て魚龍出舞ふべき景象と心得たるにて候こなたさやうに存候へども御覽候て上下の句齟齬に相聞へ候へば旁觀がたしかに御座候然らば上の句にはいかにも波湧候やうに可レ有レ之候博異志に君山老父笛の事を記し抽レ笛吹レ之三聲、湖上風動、波濤沆瀁、魚龍跳噴、五六聲、君山鳥獸叫噪、月色昏昧、と有レ之候へばもしは波濤爲レ之沆瀁、魚龍爲レ之跳噴、とも可レ有レ之歟又蘇子由文により候て波濤爲レ之洶湧、魚龍爲レ之悲嘯、と可レ有レ之歟貴意如何

一觀ニ其姓名一の事魏文帝書に昔年疾疫、親故多罹ニ其災一徐陳應劉、一時俱逝、觀ニ其姓名一已爲ニ鬼錄一と有レ之候を取用ひ候因思ニ昔遊一恍在ニ心目一不下復自知中此身在ニ困厄之際一、既而觀ニ其姓名一多爲ニ鬼錄一、と可レ仕候哉一昨日も申上候ごとくこゝにて追ニ思其人一と有レ之候ては上の因思ニ昔游一と同じやうにも可レ有レ之歟又下に彼人若レ斯人などの句も同じやうなる事にも可レ有レ之歟鬼錄の字には姓名の字たしかによくそひて可レ申とは存候但し又因念ニ昔游一と仕り追ニ思其人一と仕彼人をもすぐに其人と仕り候て可レ然候歟落句は若レ斯之人也に可レ仕と存候

右御むつかしながらよろしく奉レ賴候卽稿をも御見合のため進候以上

又山本殿へ御逢候はゞ御鬪可レ被レ下候事奉レ賴たく候持明院家へ入木の道傳られ候初はなにと申たる代よりの事に候か此一事承置たく候御次手に奉レ賴候

又（以下文字闕落）

御細書委細拜誦此間せんなき事に御辛苦被レ下不レ及ニ是非一候被ニ仰下一候通縷々奉レ得ニ貴意一候前代御徵辟之事子細はかねても申入候ごとくに候處にすでに其事も夢のごとくに罷成候それともに誠に甘棠の遺愛も多からぬ事に候處に衰老の身は一日も後れ候て強壯なる人の葬禮何事も／＼さだめぬ事に存候明後廿九日出棺之由よくぞ御しらせ被レ下候

一さゝ部殿事此邊たれもしらせ候はで不レ存候き老人殿此上の御大慶と察入誠に珍重に候御しらせ不レ淺御事に候慶弔一時の事これも又人間のありさまに候何事も貴面に御禮可ニ申謝一候以上

八月廿七日

尙々題注のものすぐに留置候主人え部作一々御批評もとてもの事に奉レ賴候不レ及ニ申上一候へども貴兄御批評奉レ待候以上　又申候料紙書損じ候ゆへとりかへ申上べく候以上

一昨日者御細書忝拜誦候彌御家内御異事無ニ御座一候歟承度奉レ存候先日之高韻靑雲和到來候間懸ニ御目一候

一老圃先生よりの事貴面にも申候通り先年觀瀾兩度迄御申候事にて候處貴兄へも御申越の事に候故良久如レ此候事不レ仕候へ共觀瀾御病氣も重り候得ば何とぞ變も無レ之中に仕候てこれへも申わけも可レ仕と存候處に不レ及ニ脫稿一觀瀾歿に千古之人に御成り候不レ及ニ是非一候されどとてもの事に早々と存候て淨寫進し候御使に御傳達可レ被レ下候第二章は少々主人の事を擬し候心得も有レ之候き西園は西山公の事にも比し候第七章は老圃古の梅香齋の遺跡と題注に見へ候には如レ此候梅香齋當時書名も藉甚之事と承り候へば花似ニ昔時一開なども可レ有レ之候歟これらの事共も御申加被レ遣可レ被レ下候五言絕句輕きやうにも可レ有レ之候へども輞川の事なども存じやられ及ばずながらも搜ニ枯腸一候萬萬奉レ期ニ拜顏一候以上

八月廿九日

尙々觀瀾葬送何時の事に候やらむ返〻不レ及ニ是非一候以上

如ニ尊諭一追日凉氣相催し珍重之事候尊候御淸和多幸之至御座候月夕之事御殘多く何とも申出し候き依レ之高作一編拜賜本望之至大慶不レ過レ之候いつもながら御出來楊柳の對先以うつくしく新居柳町にも緣有レ之やうに覺候嫦娥怨應同涙もこれにて事盡候宋玉心も御寄懷も可レ有レ之候歟久々にて御作拜誦洗耳候樣に存じ候何とぞ高韻をも和し候心掛可レ仕候月夕には鶴樓も二首有レ之候土肥氏も一首有レ之候就レ中隨庵一首有レ之候斯人は三四年も詩無レ之候て殘念に存候にめづらしく存候に付菓も搜ニ枯腸一和し候韻ク バリむつかしくなどいづれも申され候いかさまにも候と覺候へどもめづらしく存候に付右の通に候爲ニ御慰一うつし上候第一は小石川傳通院の事も可レ有レ之候歟第三は此境をも申し第四はこのさき鶴樓舟にて牛島にて觀月候事に候五六は卽景七八は西域の事存じ出し候事にて候卽第二句の舊愁の字に應じ申候心にて候き

戊戌中秋次ニ都鑑湖韻一

石林精舍半峰秋、把レ酒與レ君散ニ舊愁一、共說虎溪人入レ社、猶思牛渚客浮レ舟、一川暝色雲歸レ岫、萬樹寒聲雨過レ樓、莫レ問西園飛蓋夕、當時才子盡曹劉、老圃七境之料紙あづかり置候草も出來候はゞまづ御相談可ニ申上一候おりふし灸治早々申殘候巳上

卽時

御隣家の事一昨日平三殿御ものがたりも承り候き昨日も人はこし候き總領殿の事千萬心もとなく候つのり候はぬやうにと存じ候事に候御辛勞察入候以上

御手紙殊に入居御高作被レ下候數回吟翫候處に皆々圓熟少も存寄無レ之候御舊草卽致ニ返上一候靑雲への御一封可ニ相達一候此ほども申上候ごとく唐金よりの詩に九日の詩を貴樣より御うつし被レ下候とて和し來り候これはいかやうにも間渡しの挨拶なく候てはと存じ候て昨夜枕上つゞり出し候を懸ニ御目一候誠の間わたしにてはなまじゐの笑草にも候はん歟遣すまじきとも存候如何

青楓江上暮雲隈、萬里霜飛白雁催、我本四愁思ニ路隔、

君令八詠識二樓開一、採レ芝差擬商山曲、把レ菊且嘲彭澤杯、非二是滄浪満唱在一、誰憐樵悴贈レ言來、
四愁詩の我所レ思兮在二桂林一また路遠莫レ致倚二惆悵一また毛裕が八詠の事等用ひ申候

即時

御異事無レ之哉承度奉レ存候先日は青雲へ御和被レ遣郎相違候不レ及二申上一候へども御功者なる御挨拶共に候き殊に壽の句疊出候とて青雲も家珍候由申來候き

一唐金より中秋の陰晴を問ひ候一絕到來候例のごとくの事にて襟濤吟の韻字にて候これにて御察可レ被レ成候中秋には祇園はわかの浦へ參られ百首の作候とて其第一首をうつし給候由にて唐金より遣候いまだ材氣衰不レ申候と畏入候其詩うつし進候

一先日の老圃の御作共被二仰付一御うつさせ被レ下候樣に奉レ賴候

一手前の宅にて九日に見出し申候庭上に玉芝を產し申候段々あとより出申べく體にて候先年湯島に居候時に小池の邊に赤芝を產し候き今に有レ之候それはいまに丹砂の色のごとくにて世に見へ候とはちがひ候此たびのは白玉のごとくに候のち／＼に色いかゞなり候事か紫色のは見候がそれになり候もはかりがたく候日がらと申めでたきとて兒女輩祝候故一首仕候これも楮末にうつし進候もし御興も候て御和韻も候はゞ玉芝よりは重寶たるべくと奉レ存候

中秋明光浦郎事　　伯　玉

明光浦上月明光、露濯二桂花一細露香、城裡管絃十萬戶、不レ如漁唱在二滄浪一、

九日宅畔生二玉芝一兒女輩稱レ壽因賦

蒼然萬木白雲隈、此日重陽令二節催一、三秀玉芝當レ砌出、九華金菊繞レ籬開、不レ勞東海求二仙藥一、且對二南山一作二壽杯一、莫レ問昔時商嶺老、其將二皓髮一避レ秦來、

九月十一日　　白　石

昨日進上候鄙詩御批評被レ下候思食を承安堵仕候今日源四も見來候に付これへも相談候處に敢後の字被二仰下一候通に申候歌急の字の事相意得候樂家

にて何の急と申候事候すなはち序破急の急と聞へ
申候急と候へば終り候事も聲轉じ候事も含み候間
急に可レ然哉の事に候き彌急に可レ仕候
一懸命冊處の事被二仰下一千々萬々忝候鼻のさきなる
ことに候を他に求候き論衡の語おもしろく常に心
にとまり候て夫の事は夢に打過候き不レ堪二慙愧一
候
一崖芝の事に付高和二章さて〳〵いつもながら御出
來被レ成一しほの事に重寶緹巾十襲長傳へ候はん
と御禮難二申盡一候已前丹芝を生じ候事を申上候を
御詩料に罷成至らぬ所もなき事に奉レ存候法敎隱
士の御作意婉曲にまいり候て外人の難レ及事に奉
レ存候人將二白髪一朝中隱、宅對二黄花一寺下開、さて
さてよく被レ仰候事と奉レ存候外人に候はゞアタ、(本ノマヽ)
申過候事とも可レ有レ之處に交友切磋の御儀これに
ても相見へ畏服之至候
一明日之儀雨灑候はゞ此方の御客も被レ參まじきに
て候此通りに雨上り候はゞ必々奉レ待候
一萩原の事これへもしらせも無レ之昨夕承驚嗟此事
唯今賤息等さしこし候事に候笑止千萬にが〳〵し
く奉レ存候
一昨日は老圃先生よりの紙上御見せ被レ下候結構な
る挨拶にて赧顔之至に候去かれども外人のとやか
くと申よりは宿儒一言の褒も華袞に比し申すべく
事に候付彼書面は申請べく候御便に幾重にもよろ
しく奉レ賴候萬謝明日奉レ期二拜謁一候以上

卽時　白石拜

鳩巢先生

知レ仰此間は御疎濶に罷過候彌御平善珍重之至に
候仍而昨日安積殿より御副書早速御見せ被レ下御
人隙も有レ之まじく候處千萬忝奉レ存候又々御使も
候はゞ御事務御繁多之御中御心に被レ掛被レ下候段
忝奉レ存候よし乍レ恐奉レ賴候賀州よりも御一封被二
思食寄一忝次第卽御報差進候是又よろしく奉レ賴候
此ほどより屋敷家作之事漸々相催候程へだゝり候
處多からぬ從僕往還これによりて某も出戶もなり
がたくいづかたへも御無音のみに候猶其中奉レ期二
拜展一萬謝可二申上一候以上

卽刻

土旺のしるし酷暑に候如何御安否承度候越の赤目
氏事忝卿うつしとめ還覽候これも越人にて似たる
事候を紳務の目承り置候事しるし進候世上に豪傑
のなきと申すは誣たる事に候ありといへどもしる
人もなく聞き候ても實に感じ候ものもなく候故に
あれどもなきがごとくにやと被レ存候

一備中の丹姓の事は太平記に備中の多治見々々々と
申す事二ヶ所迄はおもひ出し申候此國の著姓むか
しよりの事に候武州の丹とは一姓にして實はちが
ひ候事と見へ候室と申高尾と申すはその族の分れ
と見へ候と存じ出し申候故に 申入候 猶其中可二申
承一候以上

六月四日

如レ仰連日酷暑御渾家御清健慰懷大幸奉レ存候此方
無二別事一雖レ然下々には霍亂等少々有レ之候へども
是又輕き事に候御紙上委曲忝縷々奉二拜誦一候

一高階殿より被レ仰候事千萬幸甚に候しからば十六
日と被二仰合一可レ被レ下候晴雨に御構無レ之候由遂
者之言と不レ堪二擊節一候よろしく御慮奉レ賴候

一多治見の事に付被二仰下一候趣一々奉レ領二雅意一候
太平記三十八卷に候き十六卷には多地部と見え候
タチヒタチミタンヂ皆これ相轉じ候て稱し候歟こ
れは其族をわかつべきためと存候近比迄も備中の
多治比は毛利家よりも元就の子にて名跡をつがれ
候事有レ之候ひしと覺候近日讀書之時たづね見候
て申入候ごとくに候はゞ書付可レ懸二御目一候

一備中の庄いかにも著姓にてこれも太平記第八に見
え候と覺候

一室津の植木は當分心當無レ之候然れば備中に室津
有レ之候と見え候恭申上候ひし因地命氏と存候事
申あて候はゞ幸甚に候その室津は當時いづかたに
候歟いづれの郡としれ申すべく候歟これすなはち
御家號のよりて出る所と奉レ存候珍重の事に候

一御聞合のため備中の著姓覺候分あらく申入候

陶山(備) 小見山 新見 成合 那須 上村 小
坂 河村 庄 眞壁 豐島 戶島(此二つは文字ちがひに候のみに)
(同て兵衞) 春日 市ノ瀬 背田 久我 妹尾 有木
勝間田 佐伯 頓宮 田中 市川 多治見(多地部とも)

檜崎
右之內古來よりの士豪と見え候は有之候東國の
士流寓と見え候もすくなからず候歟只今も毛利家
中にはこれらの子孫可有之候事と被存候以上
六月十八日

某父にて候もの申候ひしは元和寬永の間南海山陽の地に浪遊せし日に越前九郎兵衞と申すものと相識り候めづらしき姓氏にて候へどもその頃は本姓を隱し候て本國をもて稱し候ものどもいくらもありし事候きかの人たちまちに見えずなりうせその後交遊のうちにあひ見しものもなくなり死しやうせ候らむさるものと見へ候に惜しき事に候と申あひ候數年の後に父にて候もの奥の會津より忍びて西海のかたへおもむき候こゝろざし候て東海より上り候に箱根かしのきの坂にて薪を負ひ候もののあなたより來り候が父にて候ものを見候て頭にかうふり候もの面をおほひゆきすぎ候我を見忘れるものにやとおもひしかばあとをかへりみしにかのものもまた同じく相かへり見てたちさりかくてゆき過るほどに父にて候もの名をよびしかばたち歸しにかれもまたちかづきよりてかうふれるものをとりて九郎兵衞に候といひしを見れば顏黑く身瘦ぬれどありし容はのこれりいかにかゝはととひしにかゝる身になりては名のり出ん事のはづかしくも覺えたればうち過しかどあまりにむかしのおもひ出られしかばいひあらはしたる也さて足下にはいかにかくたゞひとりにては渡り候ぞいかなる事によりていづこにおもおき給ふにやといふふるき友なれば事のやうつゝむべきにもあらず聞えければさてはいそぎ給ふべき事にもあらず我住む所はこゝより一二里を隔てゝヒガイといふ所也あさましき住居なれど一夜をもあかし給へかしありし人々の事をもきかまほしきにといふさらばとて打つれてゆくみちすがらもの語りせしはむかしあひ見し頃は父母ともにありけりいかにも身をたてゝそ老のをもやしなひなむとおもひしに身不肖なればつかへのみち心のごとくならずかゝりしほどに母は死して父のみありと聞へしかばかゝるわざをなして父をやしなふ也父にてある ものは かたく

ななる田舍人なれば志らぬ人の入來りしを見たらむにはあやしむ事もあるべし事の由を志らせてむかへ申さむとてあやしげなる屋の外にとゞめて內に入りてやゝありてむかへ入れたり年八十には餘りぬとみえし老翁竈の火をたきてうづくまり居たりまれ人の來り玉ふに參らすべきものもなし子にて候もの丶ためにもふけしもの候とて麥飯にかてといふものゝ入りしをすゝめてまた茶をとり出して煎じてすゝむ交遊のものどもの事などとひもし語もするほどに日くれたればかの老翁はあすこそあひ候べけれといひて一間なる所に入りふしたり夜すがら柴を燒てむかし今の事ども語る夜半過る時にかの老翁がふしたる所に入りて四尺ばかりなる三尺ばかりなる竹の擔のごとくなるもの二つもち出てその中より刀と脇ざしとをとり出してふところより鍔二つを出すかゝる身にはなりぬれどこのものはいまだ身をはなさず見覺てこそおわすべけれ身まづしけれど我力の限りは老たるものを飢す事もなく凍す事もなく八十に餘りしものゝよはひ久しかるべきにもあらず我養ひを終りたらむにはふたゝび出てつかへの道にも志たがひなむは父と祖とに報ゆるみち二ツながら全くや有べきとおもふが故也といひて淚をながしたりいふべきことばもなくて此道具をば見もわすれずといひしに拔出して見給へといひしかば二こしながらぬきてみしに氷のごとくにして露ばかりもさびし所もなしかくて夜明るほどに老翁もおき出て親子してかたのごとく物などこしらへてともにすゝめて立出むとせしをまた一里ばかりがほど送りて人もわれもいのちだにながらへたらむにはまたこそめぐりあひ候べけれありし人々にもあひ給はゞいまだ世にながらへてありとはかたり玉へこゝにかくてありとはかたり玉ふべからずとひくる人もあらむは事煩しといひてたちわかれたりそのゝちは我もつかへに志たがふ身となりていとまなければたづねとふ事もなくかれもまたとひ來る事もなきはむなしくやなりぬらむあはれなりし事也と申しき

又

阿部故豐後守忠秋は無レ子して播州は養子に候父

子の間故も候歟殉死の事御禁の御沙汰候時に忠秋の寵臣に守屋圭水と申すものは追腹は御制禁に候前腹は制外と見え候くるしかるまじき事と申し即時に腹をきり死し候を世上には忠秋死後にはとても播州たすけられまじき事をしりての事に候など申候き其頭また忠秋へ暇をとり候て浪人し候もの一人候物頭とか申候八町堀にて同心やしきはづれの町屋のうらだなをかり候て住居候年を經候にしたがひ貧しくなり後には家主みかね候て朝夕のものなどなにとなく事よせふるまひ候をばたべ候てつねには食も絶候體にみえ候に病氣つき候とて打臥外へも出ず候家主より人などつかはし湯水などまた粥などの事申候へども不食の病に候とてうけず候ほどに戸をさし候て人の入り來り候はぬやういたし候を家主は日々戸外よりことばをかけ候に始はいらへも候に一二日はいらへもなく候故に同じ地に居候ものどもめしつれ戸を破り入り候て見候に具足櫃によりかゝり膝の上に大小を横たへすこの上にこも一枚敷候に坐して終り候傍に遺書候を拔き見候へば年來家主の恩を忘れ候はぬよししるしおき寺への遺はしものゝ事幷に家主へ宿代などの殘り候を引とり給り候出にて金を殘し置候數などしるし置候具足櫃の中には巳の時ばかりにかがやき候鎧一領皆具のまゝにて黄金三枚を入れ置候大小もふるくこそなり候へ皆々金こしらへのままにてさてその外には衣服は着し候もののみにて鍋釜等のものも椀器等もことごとく皆なく候て百日程も食物をしたゝめ候氣色もなく候き此事私にて申しがたく時の町奉行に申出候を望のまゝに葬り候へとの事にてなにごとも遺書のごとくに沙汰候て忠秋の浪人と申候故に後日にかくと忠秋へ申され候へばさては餓死し候か不便のものに候とのみ申され候よしに候此物語は小田碩翁と申候人の語り候姓名をも語り候を徐りに年久しくしてわすれ候但しなにぞしるしはとめ置候はむと存候

一備中丹姓の事云々

南史高昌國出草實曰、白疊子可ㇾ爲ㇾ布、

按白疊子、李東壁所ㇾ謂木綿草木者、

日南國棉布、見二瀛涯勝覽一、本草綱目木綿、三尖如二

楓葉ニ入レ秋開レ花、黄色如ニ葵花ニ而小、
東観漢記、公孫述、爲ニ馬援ノ制ニ都布單衣ヲ、注都布卽
答布、白疊布也、
泉女所織絹名蟬紗、見ニ海物異名記ニ、
南海珊瑚市、見ニ說郛ニ、

右白石先生與ニ鳩巣先生ノ書眞蹟、栗山柴君借示云、是阿波儒官、集堂惟恭家藏、其先人迂亭、鳩巣先生之門人、篤行君子、人稱曰ニ室門曾子ト、先生愛レ之、以ニ此書ヲ與レ之、余固欽ニ白石先生之風ヲ、其遺文斷簡、搜索竭レ力、嘗輯ニ遺文若干卷ヲ、又錄下與ニ安積澹泊ニ贈酬書上、名曰ニ新安手簡ト、今得ニ此書ヲ如レ得ニ眞珠船ヲ、遂抄錄附ニ於手簡中ニ、裝ニ原本ヲ爲ニ九卷ト、以還レ之、集堂氏令子令孫、其永寶ニ重之ヲ、

寛政庚戌正月十六日

水戸　立原　萬書

與佐久間洞巖書目錄

卷之一

卷之二

かく書中相調候處云々　六月廿五日
六月廿日の御一封云々　七月四日
六月廿五日一封進じ候云々　閏七月十一日
詩二首
記文等相達候に付云々　八月七日
八月八日十日兩函云々　九月二日
去二日の書委曲云々　九月四日
九月十五日の御細書云々　十月廿日
副問目　地名之事

卷之三

九月廿四日の一函云々　十月廿四日
副奉答　花島之事
十一月六日の御狀　十二月廿二日
御たづねの事奉答
去冬廿二日の御來書云々
以下五通皆月日をしるさずといへども前後を照し合せ考ふるに多くは一時の書たるべきもの歟　後に一書を得てこれを考ふるに次第左の如し
正月五日十一日廿二日の御細書云々　二月十三日
五日の御答
五日御別幅の答
十一日の御答
二十二日の御答　上書の副歟
三月十八廿五日の御細書云々　四月十日
六月二日の御細書云々　七月三日
七月二日の御弔書云々　七月廿三日
此度高橋殿御東歸云々　八月廿八日
過し比家翁より云々　八月廿八日
本月十一日の貴翰　十一月廿七日
去冬十一日の御副書の答
御家世の事承知云々　正月二日
奉問一通
此間の御一封云々　三月十二日
答目一通　公任基俊朗詠集の事云々

卷之四

高橋殿御出府に付て云々　閏四月十一日
御粉本被下候御答

竹水門玉浦等御答
閏四月十九日の貴翰云々　五月十一日
本月二日の貴札　五月廿六日
五月廿一六月十六兩通云々　七月四日
八月三日廿五日の兩封云々　九月廿日
十二月十九日の御答
新春慶事不可有盡期候云々　正月十七日
元日九日廿三日の御札云々　二月十五日
御往作二首云々
本月六日高橋殿爲御暇乞云々　四月十日
洞岩小傳

以上本書五十通副書問答日十四通詩二首記一篇前後を參へ考へてすこぶる其次第を爲といへどもなほ誤れる所多かるべし以下五通幷に深見氏へ贈れる文二通大久保岡右衞門に代りて松原三大夫がもとへ贈れる文一通合せて八通其次序尤考る所なきに似たり

鹽竈考の事に付云々　月日なし
此一通卷一　十二月朔（前月朔の御一封云々）の書の副たらむ歟

今度鹽竈縁起御うつし云々　月日なし
此一通第一卷六月二日（孟夏十三日の御封云々）の書の前にあるべきものか

御詩申入候事　仙臺御領分の郡名云々　月日なし
去年中奧州郡數の多少云々　月日なし
右一通卷一　正月十六日（十二月十日の貴翰云々）の書の副ならむか左ならざらむにも第九四月六日（本月四日保原殿へ云々）の書の前にあるべきは一定せる歟御詩申入仙臺御領分奧州郡數云々の一通はなほその前にあるべし

御詩申候事　元弘三年冬十月云々
右案ずるに南朝紀傳を抄せるものにあらずや其次第もつとも考ふる所なき歟

松原三大夫樣　大久保岡右衞門
右一通白石代筆也岡右衞門は白石の家の長と見えたり

深見新右衞門樣　新井筑後守　即時　月日なし
白石洞岩に答らるゝ古風一篇（洞岩老人絶世奇云々）は此時の作たるべし

同斷　十二月六日

以上三通次第考ふる所なし但し十二月六日の一書は第二卷正月二日之書（新年慶賀云々）の前にありて其序を得べきもの歟

附土肥新川書　四月十一日

與佐久間洞巖書

序

白石源君美所レ與二仙臺源義和一國字手簡七十二通及詩文各二篇義和孫義路所レ藏也戊午之歲堅田侯命二義路一盡上レ之又命二工藤鞏卿菅原季愿一謄寫焉舊勒爲二十餘束一有二目錄一而無二序次一參差錯亂事理不明今交參通考略次二第之一分爲二四卷一蓋手簡散迭者不レ少而副啓問答目等多不レ記二月日一其事又無レ所レ關二于前後一者亦多矣皆無レ由二參考一則今之所レ定亦未レ能三盡得二其序一云義和字子嚴號洞巖佐久間其族也以レ工レ書事二我肯山公一博識能二詩及書一其於二白石之門一爲二弟子之列一矣然據二此書所レ言則白石與二義和一未三嘗有二一見之識一千里索居特以二書信一交而其交尤密亦奇事也若夫白石氏才之美學之富其遺文隻言片紙必有レ足レ觀者一則讀者自知焉鞏卿復何言

寛政十一年歲在二己未孟夏一

仙臺藩醫員生工藤鞏卿謹書

倚々伊彈正殿御事御申こされ候さきだちても御筆蹟など見申候御好事のほどめづらしく乍ㇾ恐感嘆之至候已上

五月廿九日の御一封六月廿五日の御一封幷糒二袋駢至誠に千里の御芳情不ㇾ知ㇾ所ㇾ謝候先以御平善に御入の由傳承幸甚の至候貴方於ㇾ今雨濕寒冷の氣難ㇾ退候由委曲御紙上拜見候此方にても前月廿五日の頃までは雨後寒冷の事にて常々綿衣を襲候はずしては難ㇾ堪候處に六日より俄に大暑にうつり特甚しき事にて其後者火雲炎蒸雨などはふり候はんとも見へず候へば野蔬等の類大かた枯候て常年の如く瓜茄なども見へず候歟これにより病者も多く相聞え彼是と存じ候老人常には强健に候大かたは千古の人となり候も有ㇾ之衰老の上には一しほ感慨に不ㇾ堪候雖ㇾ然老拙事はまづこれ迄は殘喘林居泉石の間に餘生を娛み罷在候天淪居所と僅に十四五町を隔候へば此地にては遠きと申すほどの事には無ㇾ之候へども天淪は今とても權勢の門に朝夕めされいさゝかも隙なく候老拙當時は人間の事を謝し心靜に日を送り候へば其趣をのづから天壤の隔となり候へば去年今年いまだ對面候事も無ㇾ之候ほどの事に候老健に候はゞ東西之事一段の事とは可ㇾ申候次に某新作の事又文章等も候や御覽なされたく候よし承候むかしそれらの事に好みも候ひしを三十年來心いそがしき事にのみうちかゝり廢業の事にて好み候ひし事故に心にかゝり候はぬにもなく候處に幸に當時閑散の事年比の遺憾をもはらし候はんと久しく塵に埋れ候蠹編などとり出し愚者の一得候ひし事なども子孫之ために書きもしるし候を此時の樂と存じ寄候故に三五年來は常にあとさきとなき事ども編集に閑中の忙を添出し文章詩賦の事などに心の暇なくうち過候況や當時の身にても年桑楡の末景に傾き候に名譽の望みも候やうに候はんも恥がましく覺え候へば或は事にふれ申しすて候事候をもふつと人間に出し候事もなく候しかれどもはる〳〵蒙ㇾ仰候事に候いかにも〳〵兒輩にも申付また某も書し候て御目にかけ候はん事やすき御事に候但し炎熱の間墨も涸れ眼も昏く候へば稍涼風起

候節自レ是可ニ申承一候餘附ニ後鴻之候一候頓首再拜

七月十三日　　新井筑後守君美華押

佐久間洞巖樣

御報

八朔の御一封相達拜見彌御無事の御便承目出度存候これよりつかはし候書狀も相達候由其後また從レ是申述候書狀定而可ニ相達一候御詩章二篇珍らしく卷舒不レ停レ手候此方和章の事當時營作紛擾更に更に與無レ之候不レ應ニ其命一心外の事共に候いまだ營作事ゆかず中秋などの事も年來つねに來り賞候一二輩其餘は定まり候事もなく候ひし當年に限り候て彼つねに來り候へども遠所を凌ぎがたくと存候に出來の事にて當年迄に三十年一夕もかけず候事を悦び候ひし事に候酒後は和歌もなりかね情字の韻一句を

一千里外中秋色、三十年來故舊情

と申す十四字を書ちらしつかはし候き當秋の晴五三年に無レ之候事故に右のごとくにも候き

一萩のはなさて〳〵珍らしく候此方の花の事先書に申述候ごとくに候

一石川殿へ御こし候事御申に候是は某わかき時奥へ下り候時に彼領地の中にて晝をいたし候事候き存じ出され候家もふるく御入り殊に家從衆家の文書一通御うつし被レ下候さて〳〵めづらしく候これはむかし合戰目安と申すものに候これらの外多く可レ有レ之候いかやうにも其文言と判との形をうつしもらゐたく候奥の戰に忘れぬ事候が如レ此のものにて存じ合せ候事ある事に候此以前も岩城よりこれらの文言うつし得候て忘れぬ事の忘れ候有レ之候よく〳〵御たのみ御うつし給候やうに被レ成被レ下べく候

一御國にて知行所を幾十貫幾百貫と申す事いづれの比より始り候やらむ十貫と申すは當時關東むきの知行に准じ大かたいかほどに候か此段御むつかしながらよろしく御書付奉レ願候

一奥より出候馬にむかし印の事見へ候今はなき事と見へ候へども此印にて其等の出候所の忘れ候事に候きもし〳〵そこらの所にむかしはこゝより出候馬に如レ此の印を用ひ候など申傳候事も候やらむ

承たく候
なに事もこまやかに申答たく候へども右申す取込
如レ此調候もかたはきにて筆を執り候體故申殘し
候いかさま當月末か來月始中旬迄には居候所も出
來候べく候其節心靜に可二申述一候草々恐惶頓首
八月二十日　　　筑後守華押
洞巖樣

本月三日の御函封相達當時磐山に御入御健常の御便
承知無レ据二欣羨之至一候先以此度自二彈正殿一御便に
付て珍產兩品相賜の事縷々御念入候御紙上承知候
未二申通一候へども御謝帖を呈すべく候御事と附進候
但し御遠慮の事も候など承り候事もし〳〵御家風に
て御外客(聞イ)などいかゞしき事も候はむには之より申入
候に御報など被レ成ず候てはいかゞなど申事にてけ
く御辛勞をかけ候やうの事にもなり候てはいかゞ(いらざるイ)な
る事に候間其間の事は貴樣よく〳〵御とりはからひ
被レ下御口上にて幾重にもよろしく御謝詞を述られ
此一封は御やきすて可レ被レ下候貴樣よりも烟管二柄
さて〳〵しほらしき細工に御座候此者老拙このみ候
事に候へば早速机右にさし置候て佳興を引候事に候
美人草種よくぞ思食より被レ下候御察しの如く新居
の事はむかし已來の武藏野にて近來人民も多なり候
に至て麥田など墾開し候を此たびはじめて屋敷と申
ものに仕候へば花草などの類は可レ有候やうもなく
當時左右皆々麥苗の中にてこゝかしこ小竹林など見
へ渡候むかしは城外に而屋敷をも被レ下候には地を
ばいかにも廣く被レ下候御例に候ひし故に遠所の人
人はその一事をたのしみ候て草樹又は菜圃などにて
趣を涉り來られ候事に候老拙など左右に小身なる衆
の屋敷も見へ候に皆々千坪にはるか餘り候のみに候
きしかるに老拙等もとの屋敷も召上候代地に至ては
いづれも〳〵むかしの半も無レ之候狹き極遠の地へ
つかはされ候事に付右申ごとき荒野の境にてもわづ
かに彈丸黑子の地すこしき草屋を造り候へば庭地な
どにし候はむ所もよふやく五三間に十間ばかりなら
ずしては無レ之候されども四時の花などをば形のご
とくにも植移し候て眼をも養ひ候やうに心がけ候な
れば被二下置一候花種一しほ感荷の事に存じ候いかさ
ま西郊のはてに候へば富士は見候はむ事と存じ日の

初より望ませ候に此方御鬮及びのごとく常に陰雲のみにて日色の見へ候事は夏秋の間ふつと無レ之故にその事詳ならず候うちにようやく此五三日は時々日色明らかに候故屋上よりのぞませ候いかにも晴候ては富士は見へ候と申候ゑからば來年にも至候はゞ小樓一間いかやうにも架し候てこの一觀を添出し候はん歟このほか近處になにも觀つべきこと無レ之候誠に田舍にて候其御方山水の美觀のみにあらず今は御心やすくこゝかしこ御遊びあるき候事人間の淸福と申すべく候御鬮及のごとく春より此かた一日も靜なる事なく塵雜の中に此年もはや冬に及び候就レ中當年いかなる年に候か年比親しく申通じ候人々十四五人迄打つゞき歸泉候長生を願候にその人多くは後世の衆に有レ之候へば此身餘生のほども大かたはかられなにかと致しかゝり候ものどもいまだ結課し候はぬ事それ迄の事とは申ながら心に懸りおもひ候に靜居し候暇もなくむなしく日月を消歷し候心外の至に候乍レ去此ほどまでに當春より取りかゝり候ものようやくに稿を脱し候それは本朝に文獻通考通典などのごときもの無レ之菅大相國の類聚國史それに似候ものながらそれも二百卷の物百卷にもみたぬほどに散亡し候況や延喜以後の事は無レ之候但し此事を以て菅公の相業はおもひやられ候事と常々存じなし候き天下の大政に御志なく候はむにはいかでこれほどの事を撰述可レ有レ之候はむや此人藤氏などの如く世世政事にあづかられ候家にてもなくわづかに讃岐介より身をおこされ政事にあづかられ候も晩達の事にてその時に至りては萬機の務の中中々二百卷の撰述は御なり候はぬつもりに候さだめて下位に御入り候時より旣に其志こそおはしまし候と見へ候へば誠に誠によのつねならぬ事と存じたるにて候當時文獻も徵になり候はず殊に老拙など藏書もすくなく年も旣にかたぶき候て精力もなく候へば通典通考のごとく事々に考をもし盡候はむ事かなふまじき勿論に候むかし顏子の爲邦を問申され候に孔子四代の禮樂を斟酌なされ萬世の大法をたてられ候事候へばせめてそれらの事をば考置候はむと田賦貨幣車服冠服樂舞職官等の六事の始より代々の朝制慶長の初迄の事を集めその中武家の代となり候ての事は附考となし十二卷に事を訖り候まづこれにて國家の大經大法老拙が

見聞の及び候ほどの事智慮の及び候程の事は一端を見つべき事にやと存候右の六條各〻小序なくして叶ひがたく總序もなほなくて叶ふまじく候へば唯今その事に打かゝり候て罷在候さし當り候住居の事など第二となし此一事をむねとし候處に年もより精力なく中々他事に及び難く閑中に忙を添候事右申す如く親舊の類の死しうせしに一しほ驚かれ候故に候か全部懸二御目一度事に候へども仕るべくやうもなき事に候せめて序ども出來候はゞうつさせ可レ懸二御目一候歟それ故久しく詩なども無レ之候恐惶謹言

九月廿一日

肩書洞岩筆歟
九月廿一日

副啓

一知行所水の事御たづね被レ下候忝候幸に某知行所は常年水にはいたみがちに候處當年はなに事もなく四境の樣子とはちがひ收物等も大かた例のごとくに段々百姓共も仕り候可二御心安一候

一松原殿の事委細承置候毎度御無心申入候事に候それよりの御狀も早速御屆に候喜八殿さだめて御下りつきと察候

一鹽竈考の點仕り候て進じ候これらの事には條々子細多き事に候懇談ならずしては盡しがたき事に候ものをと遺憾の至に候

一國造碑の事御悅被レ下幸甚之至候

一寶方墓詩の事承知候

一亡師詩の事蒙レ仰候五三年前に子息文集を集められ候きいまだ印行はなく候歟手前にもうつしとめ候詩は可レ有レ之候今少し取しづめ藏書等かた付候節尋ね候て見出し次第うつし可レ進候詩など自筆にてしるし候もの手前には無レ之候すべて學文邊の事に付往來候親跡は十卷ばかりも卷軸し候て候これはかたみとも存じ家珍にし候ものにていかにもすべくやうもなく候御念に候

一天滴御無事子息は長崎へ御內用とて近々たゝれ候一年も懸り候はむなど申され候き唐音などの事と聞え候當時韃靼天子の法制御信向にて御たづねあはせのためと見へ候

一天滴親類衆たのまれ候て仕候もの候事承り置き候楷書になをしうつし候人當時無レ之候て早々申付

がたく候其中心得置き候惣じて精力つかれ候故に手前にとめをき候ものども多くは草行等にはしらかし候故に楷書になをし候ほどの人今は皆々離散候て當時此事不自由に候きのどくに候

一源四郎へ御加筆可ニ申達一候當時は少々不豫にて此間は此方へも見へず候されども當分の事やがて快然たるべく候これも講談御用など相勤め候とてさやうの事に隙をも費し心靜ならず見へ候

一其御國に白き硯石は無レ之歟水戸か仙臺か此二ケ所の中に出候とむかし覺候朱硯には白き硯にしくはなく候故承たづね申候もし出候はゞ幅七分ばかり長さ三寸ばかりのもの二面御たのみ申したく候但し水戸の事にて候ひしやらむうろ覺にて候

鹽竈祉考

（此文本集遺文中に收む、仍て此に略す）

寒氣相催候彌御無事御座候歟承度御事に存候老拙事無ニ異事一罷在候其後は良久御便も無レ之御懷かしく存候仍而先達而拙作の事蒙レ仰候きむかしはすき候事にて時々著述の事などもとりあつかひ候今は物覺もなく殊にそれらの興も無レ之閑中にまたとりあつめたきものなど有レ之つねに撰述の事にうちかゝり日月を送り候故に今はた可レ懸ニ御目一候ものとても新作には無レ之候天猗翁の姪子とか申す人の十年ばかりさきより申されし事候てやむ事を得べからぬになり候故過し比其人の遊歴せられ候名山の記數篇つかはし候き其中に富士の記は所がらの事に候故うつさせ進じ申候又これも舊友の申す事にて亭記一篇何れも御覽に備ぬものには候へ共蒙レ仰候御事に付如レ此候その外詩の事も承知候故にこれは老拙調さし進候今は眼もくらく手も叶ひ候はぬ故に見苦しきが中殊に見苦しく候へどもそれらの事申すべく候御方にもなく候へば懸ニ御目一候事に候易水別の中の事どもは不レ及ニ申上一候へども史刺客傳のうち御覽合せられ候はゞ事も見候はん歟猶期ニ後鴻之時一候恐惶謹言

十月十六日

易水別

燕臺荊卿悲歌客、論劍爭傳人不レ惜、意氣一過太子宮、

精誠貫レ日虹彩白、老驥伏レ櫪志何衰、餓虎當レ蹊肉可レ糜、於期敢後田光死、荆卿有レ待客歸遲、千金盛得亟中首、十三殺レ人眞黄口、鷹鸇光碎短蛇鱗、秦王命懸燕使手、素冠來送咸陽道、擊筑歌急東方曉、朔風蕭々易水寒、行人不レ顧車聲小、

贈北客

君似二黄河水一、遠來滄海東、客孤歸鴈後、春減落花中、鬢換愁邊白、顏銷哭裏紅、安將二千日酒一、可下與二故人一同上、

中秋舟中作

萬里秋空掛二素輝一、蘭橈輕拂二水雲一微、大江潮湧魚龍舞、斜漢星稀烏鵲飛、楊柳風來颺二玉笛一、芙蓉露下濕二羅衣一、還疑此夕凌二牛斗一、欲下逐二仙槎一海上歸上、

源君美草

九月廿六日之貴札本月廿二日相達致二拜見一候御不豫之由千萬無二心許一存候御保養に不レ可レ過候老拙無異に候

一小皃二ツいかにも〳〵無レ恙相達候早速供二冷厨一候處に風味格別之事にて膏液等此邊には無レ之候事に候めづらしく一入御芳情不レ淺忝次第不レ知レ所レ謝候

一中秋夜其地陰晦候よし如レ仰古人之説に中秋は萬里一晴萬里一陰と申候事たしかに無稽之論とおかしく候其節何もの詩別而うつし進候ほどの佳作もなく候故不レ能二其儀一候其中見出し候はゞうつしも進じ可レ懸二御目一候當時見へ渡らず候手前一聯は一聯のまゝにてあとさきもなくめでたく來年足し候はむとてこれも一興に備候き潘邠老滿城風雨近二重陽一の例たるべく候歟

一石川家文書之事惜まれ候由俗間にある習ひに候人間に出候はゞ先祖の光輝にもなるべく候事を俗習不レ及二是非一候それともに先比被レ遺候類のもの一通にても御心がけ可レ被レ下候老拙かたに太平記の比石川殿の先祖にも候はむ人の文書二通迄はうつし置候ものも有レ之候それを見候に其節一方の大將と見へ候へば先祖の光輝いか計りと存候事に候

一岩手市人に平氏候て口宣も多く家譜も候よしこれは珍しきものに候人を御たのみ候ても御うつし可レ被レ下候是非々々たのみ入候此事にはかねて老拙愚管有レ之事に候平氏の末葉は絶候はぬ筈に候當

時も織田は資盛の胤と申候大臣に迄信長のなられ候由緒有レ之事に候 先師順庵も平氏に候ひしが平氏家風は自讃に候きいかにも〳〵公論たるべく候平氏の衆一門不和の事なく況や殺し候事などもなく家人一人も源氏へ降參のものなく候頼朝家風とはちがひ候へ共盛衰記平家物語等は關東の世のもの故に分外平家をばあしざまに申たるにて候愚管抄續世繼等を見候へば 淸盛は殊勝なる所有レ之候人に候き老後耄の致す 所不レ及二是非一候 なにとぞ平氏殿の口宣案家譜見候はゞ必らず見候よしの文章仕り候て謝し可レ申事と 存候よく〳〵 御心得可レ被レ下候

一千葉葛西秀衡口宣も同レ右候 伊達の 口宣案の事別紙に申候條こゝに略し候

一貫積りの事さて〳〵埒明き忝存候永代は關東にも常に有詞にて候永樂積りの事に候

一馬の印しれ候はぬ由さこそと存じ候南部の緣類方へたづね候にもしれぬと申候おかしく候燈臺の下暗らきたとへにも候歟世久しくなり候へばとりうしなひ候事いづかたも御同事に存候

一松葉の謝詩一章別に呈し候又先日のキセルも一章進じ候委曲副書各一通さし添候久しくこれらの事なく候へども御心ざしと申し切々の御催促故にひと精出し候て申答候

一彈正殿へ先達而一封進じ候委細は其時申入候きさだめて屆候はむと存候

一喜八殿事委曲承候被レ入二御念一候御事に候

一國造碑の事別に申入候

一壚竈考これも別に申入候

一天漪御無事と傳承候

一私號白石の事わかき時よりの事に候最初なにの心もなく古人に妾白石黃白石沉白石など候を見候ておもしろき字と存じ候迄に候ふと詩稿に書付候事の終に如レ此になり候て 北京南京琉球朝鮮迄も聞候て當時衆中の筆にものり來り候事おかしき事に候それよりして涅而不緇磨而不磷之義に取候歟など申す事も候へども中々さやうの奧深き事にて號し候事にてはなく たゞ〳〵 おもしろき字とおもひより候迄の事に候

一先師筆跡の事前書に申入候き

一平三郎詩の事これはたづね候はゞ手前にも候べく候見出し候はゞ可レ進候

一國造の碑武照の事は國造と郡領と二度になり候て下のものどもにのぞみ候事を申せし事と見へ候照は照臨の義たるべく候重字カサネテと見へ候曾子の子は曾元の事か曾元は母儀離別の母に候きそれに似たりし事も候やらむいづれにも孝子と申す事たるべく候孝經は曾子の家學の書に候不レ改二其語一は論語の語より出候事三年不レ改二父之道一にて候と見へ候道の字語の字に見損じ候と覺候夏堯は老拙よほど自讀の釋にて必らず蒭蕘の字の漫滅たるべく候古字に蒭の字をば蔘にも芰にも作り候き銘は誰か誰かの字を前のかたに銘字候に似候故に如レ此と見たるにて澄神と申すも凝神に候惣じて字には熟字と申す候て殊にむかしの人杜撰の字用ひ候はぬ事に候き打見候所にかはり候て釋し候子細は老拙釋文にも跋にもよく〳〵見へ候べく候別紙に悉し候間不レ及二詳候作徒は唐も日本も申なれ候ことば當時は人足なども人夫なども申す類營作之時役にさゝれ候て出候ものを申候

一唐本屋清兵衞いまだ歸らず候承り候へば有馬殿へ御出入候故長崎へ參り候を幸候て筑後へ見廻候と申候當年中には歸り候はむか歸り候はゞ委曲志れ候べく候

一新板禁過の事まづさやうと承候惣じてこれらの禁は久しくは屆かぬものに候程なくむかしに返り候べく候へばさして世の害ほどの事もなくやと存候

一水戸總裁は安積覺兵衞と申候老圃と號し候人ふるき儒人にて候中々殊勝におもしろき人毎月一二度ほどづゝ通路絕ず仕る事に候

一幽可と申す人不レ存候

一國造碑跋は佐々二郎三郎とか申したる人もとの總裁にて今は千古の人に候

一茶陵集いかにも候開板は無レ之候

一經國集の事原本二十卷のもの當時は四卷ばかりならでは無レ之候藏本は文廟恩賜のものに候惣じて老拙藏書むかしより門より出さず候見たきと申す人は座敷を借して朝夕の麁飯ふるまひ見せ候事うつしたきと申されし人にも右のごとくにいたしてうつさせ候此事は老拙古今の間を鑑候て所存有

レ之候故に候就レ中恩賜のものは猶々の事に候これらは冊數もすくなく候間うつし進ずべくと存じ卽時わかき輩に申付もはやうつし懸り候短日手凍候時急には功訖るべからず候春迄の中に出來候はゞ早速可レ進レ之候依レ之それへは進せずこなたにてうつし進候事に候

一當年すでに如レ此にをしつめ候手前の撰集の書共存じ候やうにはかゆかず短日殊に心いそがしく候故に夜間燈下にて草々申入候事に候間わけ見へかね候べく候餘生はかりがたく志し候ものどもは多く閑中の忙御察可レ被レ下候頓首

十一月二十八日

口宣案の事に付御尋候事むつかしき事に候なにとも御答に及びがたく候まづは御家實にて取傳へられ候はむからにさもこそ候はん事は外人の疑を容れ候に及ばぬ事勿論に候たゞ〳〵これらの事堂上の人々には誰々も覺悟の前の事に候なにの才學も博識も稽古も入り候はぬ淺々の事に候よのつねに候はむ存じ候はぬ事と申のがれ候はむも勿論に候それよりの尋に候へばあら〳〵申すにて候第一に口宣案など古より今に式のある事に候何の冠者何の三位などゝ申すごとき召名（コヒナ）など書加られ候式有らぬ事に候これ一ッ三位より以上は公卿と申す事にて公卿補任に神武以來の事一年の事も闕候はで今に〳〵有レ之候誰々も見覺候事に候其中に仰下され候人一人も見へず候いかなりとも堂上にてつゝしみしるされ候ものに一人ならず三人まで書漏しつべき事にあらず候是二ッ藏人頭をばこれも嵯峨より此かたの事一年の事も闕候はで今に〳〵有レ之候職事補任と申すものそれにて候その中に文治の比に平爲永平重信藤原信重など申す頭たる人更に〳〵見へ候はぬ事に候これ三ッ此三ッは右に申すごとくなにの才學も博識も稽古もゐらず凡堂上の事に少しく心得候ものはなにの疑ひもなき事に候されどふるきものにてそれらのもの候はむには公卿補任職事補任などとて世の龜鑑になり來り候ものにも漏れ候事もや候はんつらめいかにとも御答に及び難く候故にむつか敷御尋に候とは申す事に候朝家の鑑に候ものに疑を貽し候はむ事憚ある事とおもひなし候へばそれらのたしかならむものを疑ふに

なり候歟それらのたしかならむものに疑を貽し候はむ事も憚なきにあらず候おもひなし候へば朝家の鑑に候ものを疑ふになり候歟さてこそむつかしき事とはおもひなされ候べく候歟

奉レ謝二洞巖翁所レ惠松葉一詩并引

小黒崎在二玉造河之東一、河中小島、名曰二美豆島一、上有二松數株一、霜根雪幹、古色蒼然、眞千載之物也、是歲之夏、翁挂冠之後、遊歷到レ此、手折二一枝一以贈レ我、聞昔人遊三賞此地一、恨四其不三與レ人共赴二京洛一矣、據レ古論レ今所レ惠深爲レ懷多、豈止感二千里之貺一耶、

散髮當年擲二玉簪一、名山到處得二幽尋一、西來瑤水崑崙小、東望滄洲方丈深、杉葉秋飛洛陽思、梅花春寄隴頭心、神仙有レ藥稱レ難レ老、何獨紅顏在二華陰一、

辛丑初冬　白石美拜

戲謝三洞巖老惠二金烟管一二十韻

相思千萬里、芳草既爲レ烟、遙謝琅玕贈、何酬錦段鮮、斑々雙涙竹、艶々並頭蓮、鷺管長且細、螺杯小復圓、彎如二象鼻曲一、黐若二馬蹄剛一、聊比二繞朝策一、那論二武子錢一、碧筩宜二共飮一、青簡豈須レ編、王衍曾揮レ麈、蘇卿本嚙レ氈、趣同二餐レ蔗境一、狂似二嗜レ茶顛一、絶勝二檳榔醉一、要將二桃李憐一、丁香々自結、柳線々猶牽、朱焰龍啣レ燭、丹罏虎伏レ鉛、飛レ灰金琯内、擊レ節玉壺邊、流火歌豳雅、薰風和二舜絃一、帷中非レ借レ箸、陌上是遺鈿、不レ羨滄霞客、還懷服氣仙、吐成二玄圃霧一、漱作二白雲泉一、嘗レ蓼心良苦、紉レ蘭佩可レ捐、微陽回二黍谷一、尺寶出二藍田一、因識蓬瀛侶、徒勞採藥船、

白石源美

國造碑の事

一國造の事は曆代沿革事之外に事長き事にてむづかしき事に候老拙撰述之ものゝ中職官考の第一此事に候事長く候へば申盡しがたく候大略は神武卽位之初より聞え候事にて舊事の國造本紀にも見へ候事に候當時も有レ之候事に候出雲大社の兩國造と申すなはちこれにて候唐朝の號に准じ候はゝ開國公開國侯開國伯開國子開國男など申すもの候ごとき事にて上古の世に其國を開らき造り候人の事

三代五等諸侯のごとき重き事に候所景行成務の比よりは其威權よほど衰へ候事にて孝德已後は大かた其國の山川社稷の祭を掌り候職號になりたるにて候卽今出雲大社の國造それにて候されど此職に任じ候人上世の神明の嫡孫ならず候ては叶ひ候はぬ故に國に候てはことの外に重んじ候事にて今とても出雲一國にて國造をばいきたる神と崇敬し候事に候陸奥國などにはむかしはことに國造重き事に候き又訓じ候にも上世の時の國造をばクニツクリと訓じそのゝちにはクニノミヤツコと訓じ猶其後にはコクサウと訓じ候事と見へ候

一追大壹　官號にてはなく候爵位の號にて候委細に釋文に見え候ごとくにて下よりは第四等に當り候爵にて候今の一位より初位迄のごとくたゞ〳〵その位階にて候但しむかしの位階今のごとく名ばかりのものにはなく候朝廷に著位とてたちならび候時の列の次第に候但し又今も　朝家にて卽位朝賀などの時にはいかにも〳〵入り候事に候武家にては沙汰もなき事勿論に候

一其外の御尋の條々は老拙釋文につまびらかにしるし候通にて候猶又跋語に申候趣にて相見へ候べく候所レ謂傳摸補是非 其眞とは歐陽公の集古錄の序の語にて候ふるき器銘碑銘等をとりあつめ釋し候事歐陽永叔よりの事にてそのゝち廣川書跋などの類のものはいくらも〳〵候べく候歐陽公御申のごとく筆にてうつし候ものは其うつし候人のおもひつき候處にひかれ候て筆を足し補ひ候てそのおもひつき候字につくりなし候事故に本文をうしなひ候ものにて惣じてふるきものには漫滅刓缺がちなるもの故に石本ならずしては本文は知れぬ事にてさて見る人の學文の淺深にて釋はある事に候へば中々容易に釋文などはならぬ事と聞え候ふるき碑字見る人のおもひなし次第になり候由の事は老拙跋語の越人以爲レ鳬楚人以爲レ鳦と申すにて分明に候べく候此事大きに關係のある事にて候次手に申入候大學の親民の字程氏は新字の誤と見られ候これはすでに湯盤の銘を始め新に作り候證の昭然たる故に候然るを王陽明は親民を字のごとくに見候がよく候よしにて種々曲說を申述られ候故にそれよりして朱陽の學はわかれ候て聚訟起り今に〳〵

むづかしく候其後に書の金縢に新迎と有レ之候は親迎に候と申す事の旁證見出し新親音に依りて誤り寫し候例有レ之候と申す事にてやゝ程朱の說に文の徵も出來り候又そのゝちによき證一事出來りひしと程朱の說にきはまり候やうになり候此證と申すは古鼎文に新の字を[illegible]に作り候親の字に遠からず候故にむかし科斗文を漢楷にうつしかへ候時に親迎をば新迎となし新民をば親民となし候事彼うつし候人のおもひつきにて補足し候事の終に本文をばとりうしなひたるにて候此鼎文出候にて事は決し古人活眼にて活書を讀めと申し候はこれらの事にて死眼にて死書を讀み候はむにははたらき候事はあるまじきにて候此國造碑も石本にし候はば必らずうつしとはちがひ候べく候たとへば田邊殿うつされ候壺碑とそれより被レ下候石本との字の活と死とちがひ候遠からぬ證たるべく候字勢の死活も文字の正訛もたゞあらそふ所わづかの事に候か一笑々々

一老拙釋文にても文義いかゞしきと存候處一二所候これは日本流の文章のかたぎにて漢語を以ては論じがたく候唐人は扨置きぬ朝鮮の輩だに日本の文字は詩も文もよめ候はぬ〳〵と申候いかにも〳〵いはれある事に候にくからぬ事に候其子細をば宋景濂より始て明朝の人々申され候子細候ていかにも日本の詩文はあやたがひ出來たがり候事に候それは最初よりの學びの筋ちがひ候故の事に候此所をよく〳〵心得候はねば詩も文もまことのものにはなり難く候はむ歟たゞ〳〵唐人の讀み候てよめ候やうにありたき事に候其故は文字はもと中土より出候ものに候へば中土の本色たるべく候事勿論に候但し此事につき老拙常々に土肥などへ申す事に候は中土幷朝鮮の輩のこなたの詩文見候てはよめぬ〳〵と申すいはれなきにしもあらず候へども日本はよく〳〵人の才のうるはしく候へばこそかほど迄には詩文をもてあつかひ候事に候其故は詩文などは此國の本色の事にてなく候をたゞただ學びにてとりなし候事に候扨又倭歌は日本の本色のものに候琉球人は南倭とて此國と同じ地脉の國に候故に名歌もよみ出し候もの有レ之候年々に長崎へ來り候て日本口に通じ候ものも況や朝鮮に

ては倭學及第とて日本の書ども學び候事既に三百年來の事に候へども歌一首の事はいふに及ばず一句にても讀みなし候事はふつとならず候彼方のものどものふつとならぬを以て見候へば此方の人々のよめぬまじりにも詩文をとりあつかひ候は才のうるはしく候事しられ候と申す事に候これらの事又關係の大きなる所の事に候古來より目に見て足は行くと申事に候目なくして足は一歩もゆくべからず候又足行く事あたはず候てはよくその所に至りて正しく見る事もあたふまじく候いやしきたとへに手八町口八町と申すごとく目あり足ありて行て見ず候はむはたゞ／＼推量の沙汰たるべく候詩も文もよきもあしきも掌中の物を見るごとくにあらずしては目なきごとくに候へばいかにおもひ候ともよき詩も文もかゝれぬことはりに候又六經以來古人の文字も詩章もこなたに一双眼を具し候はでは見えぬつもりに候しからば文章の關係小しきとはいふべからず候作文不達者にて古人の文字のとりさばきいかにや候べき況や經義などの深き義におゐてをや東坡申され候日論のごとくに目なきもの丶天日をおもひやり候やうの事あるまじきにてなく候よく／＼心すべき事とこそ存じ候ひつれされど文字邊の事に限りて當時はふつといらぬ事にて經書などをも假字にて飜釋し事濟み候やうに候へば如レ此の事申せば申すほど人の嘲をまねく事に候御心やすさにかくまではもらし申すに候昔本朝にて參議より以上の官に任じ候ひし人一人も文字心得ぬはなく候ひき賴義義家など世にはよのつねの弓箭取候ての譽ある人々と申候へども賴信義家の文章は集にも入り候て有レ之候其比まではは文ならぬ人は一官も進得ぬ事と見え候將門の亂に東國への官符は集にも見え候今の田舎人に見せ候はゞいかなる御ふれとも心得わかつまじくや其世には誰も／＼讀みわきまへ候ひし事と見え候此事は月花を詠め候序文などとちがひ呼吸の實に應じ候大切の事に候へば慰みのための文字にてはなく候しかるを誰々も讀み心得候ほどに天下に文の盛に候ひしありがたき世にも候ひしかとむかしなつかしく候已上

前月朔日の御一封二十八日相達致ニ薫誦一貴地寒特に甚しく少々御不豫の由せつかく御保護候て來陽の和暖を御待得可レ然候此方とても郊外人氣稀に候故か寒威は甚しく覺え候雖レ然晝間日ざしよろしく候て曝背の興衰老のためには便宜しく覺候いまだ御察し候ごとくにとり玄まらず候體にて候へども苟完まづそれまでと存じ候迄に候

一彈正殿よりの御事委曲承知仕候

一土肥への御傳語可ニ申通一候

一平三郎詩の事承り置候見出し次第可レ進候

一鳩巢事御たづねに候こなたにては不ニ承及一候事に候當春始て平三鳩巢服部藤九土肥等四人同日に進講の事候き其以後明君家訓とか申すかなもの鳩巢作に御聞候がさ候やと御たづねの事候て其後琉球人の仕り候ものゝ抄を仕り候へと被ニ仰付一さし上げられ候事に候平三を除き候外其餘天漪等皆々老拙下より出身せられ候衆中異朝に申す門生の事に候へば此衆中もつねに門下の禮をば執られ候事に候處にいづれも相應の御用被レ承候事は老拙本意に相應じ候事勿論に候御申越のごとく迄の事にては無レ之候

一天漪息男長崎へ唐語たづねのために御暇申され願のごとく被ニ仰付一たゝれ候もはや到着の時節にて候天漪老健に候よし承及候二男の事をも老拙薦擧候ひし處に不慮の事にて蟄居此たびの留守をも老人めされ候事にて苦身に候はむと申す事に候

一土州の沙汰これも不ニ承及一候處に委曲御申越にて承知候むかし野中主計朱學を信仰の人にて山崎などのごときもその下より出られ候きよく存ぜられ候人の物語を承候に主計事材力有レ之候事にて今にそのなし置れ候功一二たしかに有レ之候就レ中死後家の祠堂などこぼちすて候はむとし候に威靈も赫々たる事と承候されど其人は不幸にして中路にして禍に遭ひ候よしに候此たび又學問の催し候由先だちて承候に付せめて彼遺風餘烈も此時に寒灰の燃え候やうの事にもなり候やと存候に又々御申の通に候へばむなしき事になり候歟但し學文などの事俗に申すつけやきばにては參り屆かぬもの東坡申され候ごとくに久しく屆き候はむ事はまづ合ひ難きものに候あまりにけやけきやうに見え候

ひしに果してはやくさめ候にやすべて叔世に至り候てまことしき道は行はれぬ勢に候それを行ひ候はんとし候は腐儒にあらずば愚庸の人たるべく候孔子大聖すでにそのあらましにおはしまし候き容られずして道の大を見るとも顔子も申され候道の行れ候と申すはいづれの世にも行はるまじきにあらず候世に行はむ事は右に申すごとくならぬ勢に候かたとひ一世擧りていかに候ともこなたはいかにも行はるべく候事に候こなたの行はぬは身の憂に候世の行ひ候はぬはそれ迄の事にも候べく候人の憂ふべき事をこなたが代り候て憂候はむ左かるべからず候か貴意如何

一硯石の事忝候但し必らずと申す事に無レ之候まヽさやうに御心得可レ被レ成候

一加賀宰相殿詩文の事先師存生の内にはいかさまさやうの事も候やと見へ候事も候ひしかども其後は聞も及ばず候此老人殿の學問また〳〵一格有レ之候事にて舅姪之間に候へども水戸西山殿のやうなるものにも無レ之候隨分々々書籍の上には功のゆきたるものに候へどもかはりたる所候學問にて候今も常に書をば手を停められず候と承候

一閻氏の事誰れの事に候か名は承及ばず候御紙上にて見候へば達人のやうにも見へ候處に事の違却きのどくに思召候よし但し天下の人を誣ひ候やうにて申しにくき事に候へども滔々皆是と可二思召一候たとひ佛奴の自稱なく候ともみづから求めある事などは志も候ものヽあるまじき事に候君子困窮とも貧而無諂とも又は貧は士の常なども聖賢の格言勿論の事に候か手みじかく一つの不義を行ひて天下を得るともせじと申すに至ては古の聖人の鳳格さま〴〵に候へども此場所は同じ事と承及び候然らば此所のかねあひの合ひ候が道に近き事と見へ候に智のかしこき衆中尺を枉て尋を直くするとの事にや逆に取り順に守り候とのはたらきにも候かなどの事一身のたしなみに思ひたち候はで名のため利のために是を始められ候はむには歩々皆利に趨らざる事を得べからずやとにかくにも叔世末俗の事に候へば文王なしといへども興るの人はまれにこそと存せられ候へば閻氏とやらむさほどに窮

厄せられ候て搖尾乞憐の事いたはしき事には存候一壚篭辨の事に付蒙レ仰候事さて／＼珍重に候別紙に申述候　綱村公中將の御事は左近衞に候ひしか右近衞に候ひしかこれも承たく候吉田作られ候緣起も見候はゞ後辨のために可レ然候はむか御うつしも可レ被レ下候歟恐惶頓首

十二月朔日　　竹[illegible]華押

洞岩樣　貴報

別啓

石川殿にて大學論語御講の事に付て御申越の事承知先々よき事に候次に土州の學弁明君家訓とか申すものゝ事等御申に候他事は姑く置き候石川殿御事また御年わか（本ノマヽ）く候に學文を御志たひ老兄を御信向と聞え候はやす大事と存候に付やむ事を得ず心に浮び候事をあとさきともなく申述候世の中の人一生之間をただには過候はぬものに候必ず其性の近き所につきて好む所は同じからず候それが中學文を好み候はむ好き事たるは論ずるに及ばず候天地の間陽あれば陰あるよのつねに候故に美事の中必ず惡事の根を含ずといふ事なきものに候古より以來天下後世の大害を貽し候もの學に過候はぬ事と見え來り候古三代の盛なる世には上の人聖德候て代をも國をも治られ候へばその世の人のなし行ふ事盡く學にあらずといふ事なく候ひしにや但し學といふことば始て殷の代より見え候き同室の衰候に及び王者の政行はれ候はぬより初めて儒學など申す事も聞え候但し儒といふ名の事周公の周禮に始て見え候き孔子の御時までに老子墨子等の學行はれ候と見へ候て孔墨とならべ稱し候ものいくらも候やらむなを其よりさき已に管子などの書も見え今も猶世に殘り傳り候孔子沒後に至ては諸子の學數も多く候て百家の書など申傳候がこれらはなを異端の學とも申ずべく候へどもまさしく孔門弟子衆の中にて其學わかれ候事荀子の非十二子莊子の天下篇等に其略相見え候これら皆々學にあらずといふべからず候へどもたゞ／＼古聖人の道の一端をのみ學び得し言にして或は其性の近き所により或は其時の宜き所につきて敎を施しなどし候事にて其人其世のためにはよくこそは候ひつらめこれを天下に推

し後世に及ぼし候に至ていはゆる小道の見つべきも遠に致して泥むの事たるべく候況や秦代焚書の後に漢唐宋元明の諸儒絶學を遺經に得られ候より此かたに至ては其名は皆々孔門の學にして其實はなを孔門諸弟子の學にをの〳〵そのわかれ候ひし事のごとく各其門をたて戸を開き果てには學黨など申す事いひ出し君子小人玉石俱に焚かれ候事漢唐の黨錮宋代の元祐黨僞學黨近くは明朝も東林學黨によりて皆々天下をばうしなはれ候きこれに過候大害何事かまた候べきやしかるに近世の人々學といふ美名を好み其學の聖に近きかしからざる歟のえらびなくをのれ〳〵の心を師とし好むかたざまにひかれ候てをの〳〵其學を學とし候事たとへば佛氏の説いづれか釋迦文の敎に出ずといふ事なく候を禪といひ律といひ諸經といひあまりの事に法華は淨土を非し淨土また法華を非しつゐに如來の正法を以て道とし候はぬに相同じきものになり來り候學び候はざらむはそれ迄に候學び候はむほどに候はゞ孟軻氏の言のごとくに孔子をこそ學びまほしき事にも候歟大學の書に明德新レ民止レ善を三綱領とか先儒の沙汰され候誠にこのごとくなるは學の大なるものたるべく候事に候老列莊より始て佛氏の學のごとき明德の事にあらずとは申すべからずされど天下國家の事古聖人の大經大法のごときは外ざまの事のごとくに候事に至ては新民の事其沙汰に及ばず候歟さらば其獨を治め候事に善き事候とも至れる善とは申すべからず學の大なるものとは申すべからずや管子のごとき區々の齊を輔けて天下の諸侯を九合し其功におゐては孔子すでに仁をもて稱せられ候き今も其書を見候に政事におゐてしかるべく候事なきにしもあらず名言もまた多々に候歟晏子の書もまたこれに次候べし其餘申韓刑名の學のごとき卽今の律學の及ぶべきにあらず候これら皆々國家を治め候に於て後世にはなを〳〵然るべく候はむ事も候へば善ならずとは申し難くもや候はむずれども明德の事におゐてはその沙汰にも及び候ぬ事其なれば善の至りにあらず學の大なるものにあらず候歟たゞ〳〵本あり末あり始あり終ありて善の至り極れるものは孔子の學におはしまし候へばこれをこそ學の大なるものとは申し候ひつらめつねにをしへられみちびかれ候御事は論語一書に其微言を撰ばれ候

と見へ候き試に其書を以て後の儒者の言にくらべ見候に似たる事は似候へども似ざるものに有レ之候と見へ候これらの處其說長く候へば筆紙に及びがたく候まして近世以來我東方におゐて取沙汰せられ候衆中の說のごとき大かた法華淨土の宗論の如くにして道を去る事遠く候を後生輕俊の人道聽塗說し人をして邯鄲の步を失はしめられ候事たとひ宋末明季の學弊の如くに天下をくつがへし候ほどの事こそはあるまじき事に候へども其害は甚しく候歟老拙孔子の學と申す所によく〳〵御心を用ひられ候へかしとねがはしく候論語開卷の學と申す事いかなる事をか學と仰せられ候ひつらむ必らず當時弟子の人々從事せられ候業あるべく事に候次に孔子つねに弟子の人々にをしへみちびかれ候仁の一事と見へ候處に孔子の御ことばをばさてをき有子之言を以て論語開卷第一義となしそれに次ぐに巧言令色の仁鮮矣章を撰び置れ候さらば孔門の諸弟子うけ學ばれ候事その志す所の仁なる事推し知るべく候事に候又次ぐに曾子三省の章を以てせられ候事多少の工夫あるべく候事にやただ〳〵人の善をなし候はむとおもふ心の候はをのれがための學にはあるべからず候わろき事せまじとおもふが善にすゝむの道にして人のためならぬ學と見へ候しからば今日の學びもまづよからぬ事の身にありやなしやを能く心得わかつべき事に候かさきに申候孔門の人々常に從事せられ候業と申すは詩書禮樂の事に從はれもや候ひつらむ興二於詩一立二於禮一成二於樂一とも見へ候ひき顏淵は好學を以て稱し給ひ候處に仁を問はれ候御答に禮を以てしめされ候き又邦を治め候事を問はれ候にも韶舞をもてしめされ候は禮と樂とにあらずして聖人の事業もなく候やらむ周公の三百六十官の事しるされ候も周禮とこそ名づけられ候こゝに一つの心得難き事候は晏子をば時の賢大夫とも申し孔子も稱せられ候人に候處に孔子の御事を孔樂を事とし驕奢のものに候と其君に申され候よし其書に見へ候よのつねの人にも候はゞそれ迄に候晏子の如きなを如レ此に候此人は大禹の道を宗とし儉をたつとび一狐裘三十年きられ候と申候が其性の近き處に僻せられ候事と見へ候天高く地卑く候は禮の立ち候所にて天氣降り地氣昇は樂の敎に候天子諸侯卿太夫士庶たゞ〳〵儉をのみ宗とし禮の節文と

いふものなく候はむには鴻濛未判の世にこそは候はむずらむ天地すでにわかれたち候はむ後は禮なく樂なくしていかに人道はたち候はむにや今の學士大儒の論にもこれに似たる說候など承候心得がたき事に候孔子も周公の才美候とも驕且吝なるには觀るにたらずとこそ仰候ひつれ驕ならむ吝ならむ世の大病と見へ候但しこの事のごときは石川殿などのごとき世家の人によく／＼御敎訓候はむ事に候富は期せずして驕ると申傳候此驕は奢侈とはちがひ候て人の氣の高く揚り候て人を見下し候事にて馬の齧蹄の氣あるがごとくなるを申候歟必らず世祿の人にある病に候もしわづかも其病候はむしかるべからず候たゞだにも下より上へ物は申がたく候を其氣候はむに下よりは物申されぬ事に候君德の大を納諫と申候は此事に候下よりの諫をさへ納られ候へば一家一郡もいかにも治りやすきものに候桀紂のごとき世の暗主と心得候は不レ可レ然候智足拒諫候秦妃皇の如きも十三より位につき三十にたるたらぬ時に六國をあはせられ其智は聖人をも侮られ候ほどの事にて政をも一夜に一斛の上書を見られ候と申傳候されど驕氣たくましく己が心を師とし古を師とせず黔首を愚にし刑罰を嚴にし威武を以て世をしづめられむとのみの事にてしかも天下の財を府庫に聚斂め子孫の帝も萬世の業とせられ候故に身死して肉寒からぬほどに一代の功をむなしくしてさほどに併せられ候天下をうしなはれ候これたゞ驕と吝とのなし候處にて候へば孔子の御言その驗なしと申すべからずや君の臣をつかふにも禮を以てすと候事などよく／＼御心得候ていかにもして文字もよめ候ほどになられ聖人の六籍は申すに及ばず史鑑の類を涉獵せられ古今の事の當否等末々には辨明せられ候やうに御とりたて候べく候三十世に餘り候て家のたち候は珍しき事に候へばなをこれより後の事深く遠く御みち引きに過べからず候世の人のつねのことばに歷々は大學一書にてよろしく候四書小學にて事濟候など申候事も候歟返々しかるべからず候眼をふさぎ候て物の取らるべく候理萬々に無レ之事に候智の明らかになり候はむ料は讀書にすぐべからず候みづから蠢し候はむはみづから眼をふさぐの類たるべく候如何如レ此に申つゞけ候へばはてしなく候間拋レ筆候以上

尙々蒙レ仰候條の委曲承知候仍而一件御たづね可レ申事別楮に附申候よろしく奉レ賴候以上

十二月十日の貴翰幷玉楮到來重疊忝次第奉レ存候先以靑陽之慶事不レ可レ有二盡期一彌御萬福可レ爲二御履新一候幸甚之至に候某儀家內無事雖レ然本月三四日比より盛寒忍し候て諸方年禮など仕候故かなにかと不レ快候事共に候乍レ恐平臥の體にて近年覺候はぬ事いかにも輕き事には候へどもともかくに爽快に不レ至漸一兩日病牀をもはなれ候へども元氣いまだ復本不レ仕候所に書狀相調候事なども心むづかしく一日一日と貴報及二延引一候さては經國集謄寫功畢候故此間進じ候當時相殘り候まづ此四册にて誤字脫簡等候へども善書も無レ之不レ及二校合一候猶病氣快復候節追々可レ得二御意一候恐惶謹言

正月二十六日

一筆致二啓上一候彌御堅固被レ成二御座一候歟それよりの御狀正月十五日に到着御返報ながら內々御約束候經國集幷書狀正月廿八日に保原殿迄賴入候處に其後御便斷絕候いかゞ候千萬無二御心許一次第に候私事も正月より不快にて漸三月三日に出仕候體にて其後もえかと無レ之漸に快然當時は復レ常候右正月廿八日に保原殿へ使を進候使に御一封幷硯二面被レ下候忝次第さだめて經國相屆候御狀無レ程到來候はんまゝ其御返報に御謝可二申上一と相待候うち延引失二本意一候其節もし御便候はゞ可レ進レ之候と認置候紙面も此たび一所に附呈し候なにか可二申上一事も可レ有レ之候へどもまづ御安否承たく草々如レ此候恐惶謹言

四月四日

本月四日保原殿へ以レ使申入候歸便に正月四日二月望日三月旣望の三函一時到來拜見仕逐一御答如レ左候

一新年之御賀詞相違不レ可二盡期一候歲初作の事御たづねに候そられの事に不レ及病氣に取紛罷居候に付可レ懸二御目一候ものとても無レ之大抵風雅拂レ地候ありさまにて候火妖之事もまづは僻遠の境其意あるまじき事のやうに候へども二月四日夜も近所にて失火於レ今調度等もその時にかたつけ候まゝ

にて物を待候やうの心にて候況繁華の地は大雨の中に大火の體いかさま常理を以て推し得べからず候時節珍らしき事のみに候委細は難レ盡二筆舌一候

一此方より進候書狀幷經國集沈滯なく相達候由本望の至に候被レ入二御念一候御紙上悃謝の事に候御種物の事此御報に相見へ又其後も疔御出來候よし御老後氣血衰し右の事歟もしは又其地は殊に寒く候事故に冬中肉食などゝ御過度の事も候て春陽に毒を發し候か不レ及レ申候へどもこれらの事ども御料簡常々御保護それに過候事有まじく候歟

一木下平三郎類火の事御察のごとく土肥源四郎も同じ事にて殊にこれは講日にて多からぬ下人ども召つれ候あとの事にて書籍の外は家財なにものこらず候赤身にて一家皆々相立のき候事に候雖レ然老親たち大雨急火の變に無レ恙候を此上の事と申す事に候屋材など早速つかはし候にてまづ家をば功訖の事に候此上の家計いかゞと存候へども當時は四民は一時の難儀と見へ候へばそれも又何とぞなりゆき候事も候はんと存じ候迄に候

一隅田の柳色湯島の梅蘂をおぼしめしやられ候由感愴此事に候今もむかし江戶とこそ思召やり候はんずれいかさま老拙など夢中にはそれらの事も往來し候へども觸目候ほどの事觸レ耳候事事として他國の事前生の事を存じやり候樣に候それにてよ所の事に思召やられ候はさて／＼樂邦樂土人間淸福の第一と御うら山しく乍レ恐國恩のほどを思召返さるべく候御事とも存候

一古書の事いかにも時々承候へども雜說多く候故に信をとりがたく候これも一時かれも一時天下蒼生のためにもなるべからず候へば心にもとめず候故よくも承らず候以前も御申こし此たびも御申こし候跡部氏此比承候にいかにも去年學校建立の事に付老若中へよばれ候て所存尋られ候と申候此度も合册のもの四册出され候民部省圖帳にやなど申沙汰し候いかゞ候やらむ陸奧の國記はそれにも御覽じ候もの候事たるべく候賀州にもなにか二部ばかり候はん歟とちらと申す事承候水戶よりも出候はんか安積氏其事に隙なきとて音信中絕候

一凌雲集たゞ一册殘り候わつかのものに候うつさせ候て出來候はゞ可レ進候

一七十御賀の事御むまれ月承たく候詩中の時節を申候ために候心がけ候べく候餘事とちがひ候まゝ相心得候

一硯銘なりかつこうなど大サなど御申こし候べく候

一此方兩面被下候御禮早々ながら申入候めづらしく秘藏此事に候

一さて郡名御考驚服々々さて〳〵詳悉なる事金華なにの心づき候事もなく候に大伴氏歌詞に取り候歟の由たしかに〳〵それに候べく候如レ此に事を辨じ得候はんは中々浮心粗氣にてはならぬ事御年よられそれに御入候事惜しき事と乍レ恐存じ候事に候

一其比の便に申入候壚がまの事今一往御申被レ下候はゞ前考改裁候て可レ懸二御目一候

一去年被レ下候萩いよ〳〵芽を發し候て幸甚に候美人草のたね犬のために蹈れ候ておもはしからずされば殘念に候

一老疾此間は快氣候去年中うち懸り候ものはすきと全功候十二三卷も可レ有レ之候心がけ候もの有レ之うちに賤息等外甥ひたと望申す事にて孫子のかな抄いたしくれ候はむと存候處に十家註を初宋元明の衆中の註隔靴搔痒候やうにて中々孫子本旨に合ひ候もの無レ之候いかにも其筈に候は國風にて得手不得手あるものに候唐人の長袖にてゆかぬ事に候これは經傳の格とは大に相違し候ものに候あなたにても兵のことの外にはげしく微細に候は春秋已後戰國の時と漢初の楚漢の戰迄に候さて其後は三國の時の事に候其外は論にたらず候それにつき以の外に毒を流し候註多く見へ候これによりて今も世の中にあけてもくれても孫吳の兵法を以て治世を治め候はんとて機變の巧を用ひ詐道のみにて生民の累も引出し候病根も候これによりて四五ヶ月の隙を費し候はゞ後世の毒を去き候ためと存此ほどふと取懸り最早三篇註し候これは後々我國へもと存候故此通に候これ出來候はゞあら〳〵抄も仕候べく候もし右之注脫稿し候はば事によりうつさせ進じも可レ仕候おかしき事に候へども牛に引れ候て善光寺詣とやらむ子ども甥どもに望まれ候よりして事起りしばらくこゝろざし候物の事をさしやめ隙を費し候事に候萬々後音之時恐惶謹言

四月六日

竹谷華押
唐音チクゴたるべく候

洞岩樣
御返事

又申候松原三太殿よりそれよりの御狀に屆候には四つ谷竹町にて御屋敷へ御水菓子を入れ候商人の方迄被ㇾ遣候てその商人は私宅へ程近く候故にそのまゝ屆き候さて私宅よりもその商人へ賴候故松原殿へも早々屆き候て中間にての沉滯なく候き保原殿には御入隙もあるまじく直に度々に御屆候事はならせられぬ道理に候故に御便遲候さ候へばとて私宅よりも度々御便も候かと人を進じがたく候事も保原殿と同事に候なにとぞ保原殿へ御申つかはされ候て彼松原殿よりの御便取次候町人のかたへ保原殿御たのみ候やうにはなるまじく候歟互のために可ㇾ然樣申入候

尙々申入候ハマナスそれにて名もかはり候やらむバラのごとくに少しきなる刺有ㇾ之候もの候或は紫或は白の花さくものにて鹽竈濱に多きものと彼信濃申候きうきたる事申さぬ八十ばかりの老人にて今は泉下の人となり候き

先頃御報申入候定而可二相達一候歟御腫物之事千萬無二心許一存候逐日御平癒之御事に候歟今度御人被ㇾ遣候とて彈正殿より御狀被ㇾ下候て思召寄忝御事に存候御報は申入候へども御便によろしく賴入候老拙事まづは無ㇾ恙罷居候妖火も此間は其沙汰も聞へず候て靜謐に屬し候仍而先頃は凌雲の事御申越候これは冊數もすくなく殘り候事にて藏本も候故早速申付謄寫功畢候まゝ進じ候相應の御用故の事に候前頃申入候鹽竈の問目よろしく賴入候さては彼の浦の浦邊にはハマナスと申すもの候事前年稻信濃と申す藥種に功有ㇾ之もの老拙庭前の物見候て申したる事候それはもはやむかしの事やしきがへ火事にあひかた〴〵の事にて今に種を拂ひ候いかゞ根など御移し被ㇾ下候事なるべく候か急ぎ候事に無ㇾ之候當方に不自由なるものに候これ所謂瑁瑰花にて玉瑁瑰は白花紫瑁瑰は紫花香氣殊の外に深く牡丹の香仕るものに候いかがそれにても人々御もてはやしにや萩花は當年も御蔭にて見つべき程に出生候て秘藏此事に候恐惶謹言

四月十八日

孟夏十三日之御報五月十七日到來五月七日の貴翰同月廿六日相達候先以御堅固の御使承幸甚の至候右兩通御答段々申述候

一御膳物之事に付申入候御答承候御小食に御入候由これより末保養のためにも一しほよろしき事に候某儀むかしはさのみ小食と申すほどの事にも無レ之處に先年御使に西上候て百餘日方々仕候時にふと腹の樣子ちがひ候て相煩長引候てそれより此かたことの外なる小食仕候朝鮮聘使の時に我等に馳走とてあなたにての珍羞種々とりそろへもてなされ候事有レ之候時に我等小食に驚かれ口にあひ候はぬかと申され候故當に如レ此に候と申候事にてなにか申され候事ども有レ之候きそれほどの事にてとかく食味もうすく覺候處に三年以來食味は出來候てわづかながら給候にも味は有レ之此分にては心得がたき事と存候に御紙上見候てさては御同事と存じ候へば御長壽にあやかりもし候はんかと心たのもしく候一笑

一風土記の事に付貴國の事しるし候は格別のものと御聞候由此間其御用に懸り候人たづね來られ直談承候に風土記は一冊も眞の物は無レ之候にせものどもに候と申され候さのみ與ゆかしくも思召すまじく候我等新宅の邊よりも上り候ものはたしかに承候惣じて如レ此の事俗人の申す所わけもなきものにて候衍義の事ももはや御覽候よしいかさまそこらに候べく候まゝさいかく仕り見申すべく候惣じて近年俗事謝絕就中新宅へうつり候ては人間と相隔り候故のがれざる事の外はなにも承らず候事のみに候

一御嶽降の日被二仰下一候これにより少しも早くと心がけ候うちに散々煩出しいたみ候てなに事も拋擲罷居候漸く黑白見へわかり候ほどに罷成候故に三首此たび進候眼病已後始て筆をとり候故細書殊にかきがたく候へどもさなく候ては無禮と無理に調進候第一首はまづ御所がらを申迄に候第二首は御息男の御事を申入候第三首はこのゝち九十餘まで御長生伏生がごとく斯文を興され候へと賀し申す迄に候

一硯銘右の仕合に候まゝあとより可レ進候

一孫子俗解の事に被二仰下一候いな事を子姪等に申さ

れ候てふと取懸り先漢語により合せ候はでは埒明き申さぬ事故にそれに懸り存じ候外に手間をとり候てなにか書物ども取出し／＼仕りそれ故に目をも煩出し候がようやく先月廿日過に十三篇脫稿候元來孫武子事は孔子よりは前輩の積りに司馬遷の史記には見へ候文章もすぐれ候これは十三篇ながら古文の手本にのこらず撰入られ候事勿論に候人がらもいかにも玄ほらしき所有レ之人のやうに見へ候乍レ去此人伍子胥と同じやうに作られ候と史記には候へども左傳にはつゐに孫武の事一度も及ばれず候古人もこれを不審し候てとく戰國の時人の夸言にて申なし候事にて當時は名も聞へぬものと見へ候など申す事に候荀子は玄かられ候事どもたしかに相見へ候尤なる評も有レ之候玄かるを魏の武帝の曹操と名のられ候時に注をせられ下の大將衆へ給り候よりして唐宋迄の中十家の注有レ之候但し此衆中皆々胸中に一部の兵書候てそれを孫子を借候て注し出され候と見へ候によりて孫子の本義を注し出し候はすくなく候歐陽永叔は梅聖俞の注すぐれ候と申され候へども朱文公は唐の杜牧註に及ばず候と申され候東坡は孫子の書申すべき所もなく候へども大なる疵候とて論せられ候事尤なる事とも見へ候なにゝも仕り候へ兵家者流の書にしては第一の物の由は古今の賢哲一同に御申候事に候漢唐宋元明の人々だに右之通に本義を得られ候事はありがたく候處に近年かたはしばかり文字のよめ候衆中なにやらむ聞へぬ事どもを申され候て俗解らしきものかれこれ見へ候て殊にさる一人孫子を以て自負し傳授の事など候ひしと聞へ候にとかく今日大平之世の政事をも孫子の心得にて人を詭り欺きみづからの私智を以て生民を愚し候か武家の面目となり候やうの天下の毒流し候も出來候かむかし孟子辯せられ候て楊墨の學もひらけ候とか申候そのゝち董仲舒百家之言をひらかれ候とも申候必定此後孫子にて世の害出來候はで叶はぬ勢とたしかに見つけ候處に右申候ごとく子姪等が申すにつけて二三日の力を費し候はゞと存じ候て深入り仕り漸草を脫し候このゝち眼をやしなひ候て玄るしたて候てとらせ候べく候俗言に譯し候はなにの手間もとるまじく候まづ柱立のために

志のごときものを仕りたるにて候
一御生日の事に付御副書委曲拜見唯御奇特の御事業どもと恐入候自レ古過不過の際の事は論ずるにたらず候たゞいかにも一身の上の事天地にはづかしからぬ書をも見候樂たるべく候それより外の事は心頭に留むべからざる事共に候貴意如何
一親田の事被ニ仰下一毎々忝次第に候やがて五十四郡の考仕り候はゞうつして進候塩竈の事も段々被ニ仰下一候にて大かた心得わかち候と存候忝候これも考を改めて可レ進候
　これより端午と七日との御答
一凌雲相達し候由幸甚に存候
一家久道記急に御うつし被レ下さて〳〵忝く御精力驚入り候すなはち標を仕りたて道記類と一所に秘藏仕る事に候
一瑰花の事條々蒙レ仰候大幸の至に候秋來必奉レ待候玉色はまれにもや候らむ我等先年所持候も紫色にて候當年さる方より玉色一枝を贈られ見候きあなたにては瑁瑰茶とて湯に花を點じ候て客へもてなし候と申候いかさま香氣おもしろき物に候稻生信濃と申すものは元來公儀の御香具師にて代々藥種吟味の役仕りたるものにて其身七十餘にて第一健步の質にて六十餘州を經過し候故に塩竈邊迄も見候ての事に候我等へ心安く常に參り候が十年ばかりもさきに泉下の人とはなり候
一大菊はやり候よし當所また同事に候去々年か加賀の小瀬復庵の二十韻古風を兩度和し候詩候べく候北地も同風と見へ候水戶の安積よりも此ほど菊は作り覺へ候など自讃めされ候て御申こし候但し古人の脫俗と申す事を申され候ひしは心得あるべく候事歟老拙常に子弟等または土肥などへ申をしへ候一條有レ之候は衣服刀わきざしのこしらへをはじめ常に申すことばにても世上にはやり候と申す事を好み候がそれがとりもあへず俗人と申すものに候俗とはこなたの訓にナラハシなども申すかにて候されば平生の物ずきをいかに當世の俗にまぬかれ候と申候ても異形の事にては猶々不レ可レ然候間なにも〳〵出ず入らぬ所存とくと心得候へと申す事に候我等衣服上下刀脇差のこしらへ五六十年以來いつも〳〵同じ事に候さして人の目にも惡ら

ず候か料理の獻立なにも〳〵その心得にて世を渡り來り候事にて候風雅風流は別に又一段意味あるべく候事にや

一それへの御便の事委曲承知候

一天滿翁事御たづねに候あなたよりはいまだ新宅へ御たづねとてもなき事に候へどもこなたよりは子弟等つねにつかはし申候うちに當春又々二男殿の事につき一奇事出來おりふし久太長崎にて笑止千萬の事どもに候處翁も以之外に病氣に候てそれにつき御申こし候用事候故其比は日々に子弟等差つかはし候き浮腫も有レ之中々心得がたき體と申候自分にも暑中をのがれ候はゞ秋凉にも乘じ候て快氣も有べく候かなど御申と申候今にも病死めされ候はゞ跡の事なにとなるべく候やらむ笑止千萬なる事共に候

一新助殿事も御たづね候これ又天滿同事當年はいまだ相見も無レ之候が先は此衆中は我等下より出身の人々故に我等へ親しきやうにては公邊いかゞと遠慮めされ候氣色に候故こなたよりはなを〳〵さしひかへ候てはいかにも時の御用もたされ候かすぐに我等目がねも違ひ候はぬやうの筋にもなり候はむと悦び申す事に候書通はおり〳〵候て安否は承る事に候けくむかしはしり候はぬ人の今時とやかく人も申候衆などより老拙かたへ參り拜見したきなど一兩輩と申こされたづねられたき事なども承候へども今は老衰なにもわすれ候とてとりあへず譜などの事も申來り候へども平三郎取次候を三幅仕り候てこれ迄が限りと申切り目も見へかね候とてみな〳〵辭謝し候先度進候孔明の讃すなはち當時時めく御人より平三郎御たより御申こし候事仕りたるにて候まづ我等はすでに土中の人に候と御心得候へばなに事もすむ事に候大笑々々

一糯珍らしく鹽梅いかにも〳〵風味よろしく千里の御芳情毎々謝をしらず候

一本朝書目御たづねに候大かたは所持に無レ之候文華奇麗は書目錄を見候へば有之と見へ候これはたゞ今一册ならでは殘らず候朝野二十卷共に所持候但し朝野は申さば書禮の式の心あてにし候やうのものにてそれ〳〵の體式を古案を少しづゝあつめたるにてなにの用にもたゝぬもの丶方に候文華は

御望に候はゞ申付うつさせ進すべく候當時は書手種々のうつしものに取込居候故に心にまかせず候此ほど七年以來撰錄の物共に標紙仕らせ見候に六十餘卷有レ之候十餘部に及び候そのゝち本朝の詩文をあなたに傳候とあなたの衆此方の人へ贈り候詩文と合せて四百九十五首撰し候方策合編と申す十五卷候これは御慰になるものに候ものをと存候へども當時微力にて書手無レ之候また經世制考とて孔子四民の禮樂を顏子へ御告げ候例を以て種々存寄ども候て田賦一貨幣二車服三冠服四樂舞五職符六合せて二十卷ばかり有レ之候これも御目にかけ候はゞ御目にもとまり候はむかと存じ候事に候みな／＼小序有レ之候大序も有レ之候せめて隙の時に序どもはうつさせ進じ候事も候べく候我等老後手一つにていたし候事故に外の俗事にわつかも心を加候てははかゆきかね候故に閑中の忙いらぬ事にもやとおかしく存候なにか存出候にまかせあとさきとなく申ちらし候迄に候恐惶謹言

六月二日

猶々御答に申殘し候事も候べく候御宥恕候べく候

副啓

別啓御生日の御作荊山齊客御對感吟の事に候たゞただこれより後御めでたく御長壽御賢息御成長を御まちつけ被レ成候御家計に過べからず候唯今迄の御壯健にては拙詩に申入候濟南の私祝申はづすまじきと慶賀此事に候此御作はわざと御和は仕らぬにて候恐惶謹言

尙々當年は可レ得ニ賢意ニ候事と內々心懸候處御紙上拜見千萬遺憾之至候事（之カ）每々遠境御垂示不レ淺次第自レ是は御無音のみ心外の至に候

六月廿四日之御札幷糒一袋昨日從ニ天漪翁ニ轉達如下被ニ仰下ニ候上暑甚之處に御無事に候事承知先以大幸之至候遠方被ニ思食寄ニ御芳問殊珍產惠賜重疊忝不レ知レ所レ謝候老拙無レ恙罷在候仍而別楮拜見不レ及ニ是非ニ御儀御紙上御尤之御事千萬遺憾之至候拙作之事被ニ仰下ニ候當時興も無レ之今年など於レ今一首も無候仕合にて候去年中被レ下候松島鹽竈之圖詩の事心懸候へどもそれさへ於レ今出來不レ仕萬事踈懶之事愧赧

且又多罪之事に候八景之事天漪被二仰遣一候由近來借り候て見候はん事に奉レ存候便宜之由天漪御促に付草々如レ此候恐惶謹言

七月二日

六月二日十六日の貴翰一時に騈至彌御堅固の御便承知大慶の御儀候當方於今署事の外に酷御座候其御地如何御入候歟承度御事に御座候然者貴藩御儒者衆高橋與右衛門殿の御事被二仰下一候通委曲承知候兼ても申述候ごとくに舊識の事は格別に候新知の事は今においては皆々辭謝し候事すでに年久しく候況や學文の筋の事に至ては沙汰にも及び候はぬ事に候此義少も／＼遠慮之子細に無レ之候老拙今之時においては當然の事に候故のごとくにて候尊兄御心安き衆と有レ之候は格別の事に候へども今迄辭謝し候衆中へ對し候てこゝろよからず候隆然此筋御出之御次手も候はゞふと御訪尋に預候はゞ懸二御目一候て尊兄御安否をもまのあたり承りたく候其段は御勝手に任せらるべく候總て學文の筋に係り候事に御用にたち候事に無レ之候段是又よろしく被二仰下一べく候右御報草々申入たく候中々手前に病人有レ之候當時の宅ふるく申合せ候醫家へも相隔り其事にとやかくと他事を拋擲罷居候うちに其ものも極老のものにてつゐに不幸に候依レ之御無音心外の至に候さきたちてこれより申入候書中共さだめて可二相達一候硯銘の事まづは多賀故府士中より出候とばかり承候き其形色又は御物ずきにてなされ候形など草々可レ蒙レ仰候それにつき候て存寄も可レ有レ之ものに候銅雀瓦の外に瓦硏の故事など可レ然事もなく候か銘も蓋にゑるさるべく候由然らば四言にて四句か六句ばかりと存ぜられ候はいかが可レ有レ之候歟とかくに引などは無レ之ては由緒明かなるまじく候か

一孫子註の事これはとくに出來候序凡例など可レ有レ之候事に候へども右の病人につきこれまた於レ今うちすて置候三卷にて紙數百五十枚迄は無レ之候序凡例など出來候はゞ百五十枚ほどにもなるべく候かいかにも簡約に事ずみ候やうにと仕たて候き

一萩此間花さき出し候いかゞしてか當年は紫ばかり

にて候いかにも肥も仕候處になにとて變じ候か去年はいかにも／＼さきわけにて候處に右之通に罷成候

一美人草の種さて／＼忝御座候來月蒔候やうに可レ仕候猶期二後信一候恐惶謹言

七月廿八日

右病人ふと御聞候はゞなにものとか御心つかひも候べく候四十年來召仕候て家事を申付置候ひしものにて候

前月晦高橋與右衞門殿御入來六月十八日の御三書七月十日十八日御兩封合五通御傳達一々致二拜見一候先以御動止御勝常當時は角館へ御遊歷の旨珍重の御事存候先にも高橋殿御事被二仰下一其御報は申入候き右月晦遠方御尋訪に付早速奉レ迎緩々得二賢意一候き委曲前書に悉し候に付今更不レ能二一々一候

一中元御佳作被レ下レ之拜吟おもしろき事御佳興不レ堪二健羨之至一候其御地など當方に比し候へば別世界に候と一しほ御作のほどおもしろく存なされ候存寄も有レ之候はゞ可二申入一候由殘る所もなき御作と存候へば申述候べく候所とても無レ之候

一大島義左衞門殿より高詩一篇望外之仕合忝次第奉レ存候先年御詩篇菜へ御見せ被レ下候由老疾の身昨日の事を今日忘却し候體にてふつと覺候はで貴兄への御通問にも申しも出さず候事不恭之至慚謝此事に候存もよらず御投贈に預り候上はなにとぞ枯腸をも搜り候て和呈の事も可レ然事に候へども此間も申述候ごとく近年以來老疾舊時の好も百廢し候ていづかたへも此のごとくの御挨拶申述候事も無レ之不恭多罪之事に候へども其段は貴兄幾重にも仰わけられ被レ下候やう奉レ賴候

一六月五日の書狀の事に付縷々被二仰下一候通候被レ入二御念一候御事に候其節は御賀詩を進候事に候き岡右衞門に承候へば中に賀詩候故にたしかに屆候樣にと存じ保原殿へ其由申加たる由申候もはや相達し可レ經二高覽一候歟兩地相隔候御事百餘里の所にいつもいつも書素の往來無二停滯一候事畢竟保原殿御精力故の事に候其中一二沈滯の事候はむ勿論之事に候深く咎めらるべく候御事にも無レ之候必々御催促に及ぶまじく候右申上候ごとく御賀詩よ

り外に要用之事申上候事にも無レ之候き
一新令之事被ニ仰下一候曲承知候
一山下廣内とか申す人の事も被ニ仰下一候いかにもいかにも當時其沙汰のみに候いまだわかき人と申候同じ所に居候商人某方へ入來候ものに候て平生をも下々と物語仕候と承候其外にも一人よく存じ候とて物語し候人も有レ之候兵家者流の人にて弟子なども候と申候書面の事もいかに人間に落候歟と存候に御役人中見られ候へとて三度迄御下し被レ成いづれも熟讀めされ候事とこれはたしかに承候如レ此之事につきいづかたぞにてうつとゞめられ候ものゝ人間に落候事と見へ候此事につき屢々一見を望まれ尋來られ候て門外之車馬斷ず候を厭はれ候て早速居住を移され今は私宅の方角にさのみ遠からぬ境へなど承候いかゞ候やらむ京大坂よりも傳聞のよし申來候一天下に名譽をひろめられ奇代の珍事當時此人のうわさのみと申候明君家訓とか申すものゝ事伊澤氏かたにて名を改めつけかへ板行と見へ候作者來歷等定て〳〵よく存ぜられ候はむなれども忌憚の事候て開板候人を論ぜられ候ものと見え候すべてこれらの論斷老拙など度外の事に候へば不レ及ニ縷々一候
一逢隈御一覽の後磐手へ御越可レ被レ成候由返々御うら山しく候當年は老拙えたしき人々多く鬼錄に登られ候有レ之候に付身のほどを顧み候にいくばくの程もありがたく候に付年來とりあつめ候もの共漸々點檢あとに殘し候ていらぬものは燒すて其餘は雨息へ附屬し遺文遺詩などとりあつめ淨寫し又かきもとゞめ置候べく候ものなど草稿を起し日々の課となし閑中に忙を添出し候これらの事どもをのづから人間に遠く居住し候故の事一大幸にも可レ有レ之候かたゞ〳〵貴兄などの御事を承及び候ては老拙今日の體は蛇足を添候と慚愧すくなからず御うら山しきより外無レ之候なにか御答可ニ申述一如レ此御座候恐惶謹言

八月四日

九月廿二日の貴翰殊海膽一器誠に千里の御芳情不淺辱次第御座候先以御動履御淸福の事承知無レ堪ニ欣躍一候老拙事預ニ御存問一候まづは無ニ異事一罷居候へ

ども性稟多病其上老境に入候故一しほ氣體は衰憊の事にて迻二月日一候迄に候如レ仰去年中は懸二御目一候事も可レ有レ之候と相待候心に罷居候に故太守御損館に付其望絶候事不レ及二是非一候依て貴地勝覽題詠の事蒙レ仰候さだめてさきだつて深見翁より御見せ被レ成候宮城八景の御事にや、奉レ存候勝境故事題詠など御捜索の事感入奉レ存候御事に候如レ仰貴境の事は古人以來題詠の事など誠に多く其上老拙壯年經歷之所々も有レ之候て夢のやうに土風などは覺へ候事も候惣じて近年以來諸州にて勝境の景など好事の衆中題を設られ候て諸公の作など催され候なども候と相聞へ候へども某事は大かたはいづかたへも御ことはり申候て作も無レ之候畢竟山川の風物を賦出し候事のなにと申す中にもわけて不得手に候故の事に候就レ中數年以來は詩友など皆々星散零落つねに應酬などの事もなくそれにまた疎懶うち添候てふつと詩篇なども無レ之候むかしいかやうにも致し覺候ほどにも候はゞたとひ打すて候のちに候ともさほどにもあるまじきものに候へどももとより未熟の事に候に久しく中絶し候上いよ〳〵いかに申すべく候事どもわきまへがたく候まづそれよりも松島しほがま御うつし被レ下候御謝禮を申入度つねに心にかゝり候へどもそれだにいまだはたし候まで近頃々々心外の至に候それともになにとぞむかしの事をも存じ出され與も候はゞまづ松島しほがまの御禮申上候うへに宮城の事も責を塞ぎ候事も候はん歟心にかゝり候はぬには無レ之候へども老懶の致す所御容恕にしくべからず候いつも〳〵これよりは御報にのみ打過候事も無禮すくなからず恐入存候事に御座候萬謝々々奉レ期二後音之時一候恐惶謹言

十月廿六日

尙々彈正殿御事御申下され候御手跡はいかにも見候き御たのみの事ども御ゆかしき事どもに候已上

本月十日前月廿四日之御細書相達慰二遐想一候漸寒氣相催し候由此邊もまた當年は常年よりは寒早候など承候弊屋は萬木深欝の中に候へば夏天にも暑を覺申さず候へば冬月寒は猶更の事に候歟雖レ然一家異事もなき方に罷居候條々御詳細の御教示に

預り多謝の事共に候逐條來旨にしたがひ申答候但し夜間燈下に筆を馳候故御覽じわけがたかるべく候と存候

一當作業不出來に候て御難儀のよし世に申ふらし候には東都の人民一歲の食は貴藩の糶にて半歲を支候など承候もししからば此事ひとり東山一路のためのみとも申すべからず此所もしその餘殃に觸るべく候はゞ其憂また此所のみにも限るべからずや候べきこれらの事當時老拙など分外の事にては候へども杞人の憂淺かるまじくもや可ㇾ有ㇾ之たゞいづれにもさし當り候窮厄の事きのどくと可ㇾ申候

一第一條に蒙ㇾ仰候事共御眷顧のほど忝存候しかれ共老拙所存とて別にこれ御心を勞し被ㇾ下候歟と存候故に所存のほどあら〳〵申候匹夫より一臂を揮ひ候て思ひがけなき御擢任にあづかり候事はさだめて聞しめしも及ばるべく候よのつねの事にも無ㇾ之乍ㇾ憚　御師席をも汚し候身故に凡そ天下の事近く遠く至らぬ隈もなく皆これ分内の事のやうに思ひなされ候故に其比日夜の心づかひ更に身を身とし候事もなく依ㇾ之十數年來食味をだに覺候はぬ事にて大病身に罷成候き其後　幼主の御時の事は猶更の事にて鞠躬して死し候迄の事と存じなし候にそれらの事見はこぬ夢のやうにて今日に至り候外人の見及ばれ候にはさきにはさこそ得意にて今日は失意にもこそと見へも申候はん事にやこれをたとへ候に疲たる馬に荷重く候て遠き道を行くべきに忽にその重荷を人のためにおろされ候事のごとくにて今に至りて一事の御奉公もなく候に官祿共にありし御代々のごとくにて老を送り候やうに被ㇾ遊被ㇾ下候事は一身のためには當代の御恩は前世に倍々し候事にありがたき仕合に候かく申候へば前世の御恩を忘却のやうにも聞へ候べく候へども片時もその事におゐては心にはなれ候はん事にもなき事勿論に候たゞ〳〵今日心に煩しき事なく老を送り候上につきて右のごとくには存じ候事に候人の及び候はぬ事どもあけくれ心をくるしめ候はよくよく身をやましめ候事と見へ右に申すごとく十數年來藥餌をはなさぬ事にて衰憊し候身の此三四年來は朝夕の饘糲の飯も其味わかく候時のごとくに覺へ藥餌の事などは久しく打絕へ候事

にていかにも〳〵老を還し候やうに罷成候過し比も紅葉見候はぬにやといざなひ候人有レ之候故に兒等めし供し罷越候て終日逍遥申候て罷歸候に往來の路六里許にもやと申候へ共杖借り候はでわかきものにやゝおくれるし候はずつかれもなく覺候き是等の事共にて老拙今日の樂意のほどは御察し遐想を勞せられまじく候死生の期は命の限りにまかせ候只一日も世に候はんほど心も身もやすく候事は人間の大樂これにすぎ候まじきにや如何々々

一當時編輯の事御申被レ下候此事はとしわかく候ひし日よりこゝかしこわたりありき候隙々にふるきものども見及び聞及び候事も候て耳に心にとまり候事も候とかく申候ほどに五十餘歲の日月をもかさね候によりて愚者の一得も候にや人もたづね問候事なども はし〳〵は有レ之候き殊には此國にむまれ候國恩を報じ候ためなどおもひより候事候て上は國史共に見へ候事より初め候てかくもや候はんと存じ候事共しるし集め候ものどもすくなからず候又當時の事につきても前代の御政事の御料にもなるべく候事共これも武家にかゝり候ほどの事共しるし候て差上候ほどにこれらの類もすくなかるまじく候歟今に至り候てはそれらのもの共に漏らし候事ひが覺の事など候事などをも改正又年のほどふるき人々に習ひ覺候事見もあたり候事など日々に彼是としるし集め候に閑中の忙を添候但し古より此かた先達の人々多くの書を編め置れ誠に後世の龜鑑ともなるべく候ものとおもひやられ候ものども今は殘簡脫篇のわづかに殘り候も有レ之多はまた名のみ殘り候もの共候これをもて今をおもひ候に老拙など如レ此に及び候はぬ筆にてしるし候事はたとへば風雨の前に蜘蛛の網を結び候事のごとくあはれはかなき事にもと存じ候へ共博奕といふもののもやむにはまさり候とか承候へばこれも世にながらへ候一つの役と存じなし候事に候凡今迄の著述編集のものども數百卷に及び蠧を拂ひ候にもつかれ候などの事に候況や都下の火しげく候にそれらの心づかひなきにしもあらず候へどもまづ只今迄は屋廬三度迄灰燼となりはて候へども文籍戎器の類は一事をうしなひ候はで今日に至り候されどゆくすゑの事どもはかりがたき事は申に

及ばず候加州の太守は書をも好まれ候事故にかれこれ望まれ候此人は師にて候人の恩をうけられ候事にも候書をも事の外に大切に藏められ候人に候故類本のためにもなり候はん歟師恩を報ひ候一ツにもなれかしと存候故にいかさま數部は借し候てうつされ候ものも候きこれらは私家の藏書よりは久しきにもとゞまり候はんにや傳と不傳とは天にかゝり候それ迄の事を存じめぐらし候にも及ばず今日老後の職分とおもひなし候て日を送り候たすけのため右のごとくに候これによりて手前の詩文などの申しすて候ものなどは草稿のとゞまり候も候はん歟亡失のもの猶多かるべくにいかさまにも近く罷居候はゞ御慰にもなるべく候ものもなきにしもあるまじく候に千里を隔いふがひなき事に候

一此ほど詩少々近文一二篇しるし天漪迄たのみ候定而傳達に候はんと奉レ察候

一宮城八景の事天滴より御見せ候てすなはち昏眼を拭ひみづから一本うつしとめ候御選述のほど微細の御事乍レ恐感じ入候事に候きさて老拙事むかしより八景と申す詩はつゐに作り候事もなく候其事申入候もいかゞしく候へ共これもことばを殘し候もまたいかゞしく候故にむかしより人々の望を辭し候子細を申すにて候夫八景の始は宋の人か元の人にて候宋復古と申名畫殊に山水を妙に得られ候か一軸を畫かれ候に凡一代の出來物に候を人々その興ある所に名を題し候てついに八つの名は出來候と申候これによりて八つの名そろひかね候所ども畫樣に隨ひ候故事と申候これより好事の人詩をも題詠し候きそれをまた八つとし候事は沈約が八詠樓に傚ひ候とも申し李太白金華開八景と申す一句により候とも申候歟本邦にてわけてとりはやし候は東山公方の御物に玉澗の八景候故と聞へ候されどこなたの景をそれに模し候事になく候ひしに慶長元和の比ほひ京の圓光寺の長老故ありて近江に蟄居の時分近江の景を瀟湘の八景の題を用ひて摸しなされ候を時の堂上衆歌も候ひしがこれ近江八景とか申すものに候これより此かた國郡々々はさてをき當時大名旗本衆中の別業山庄等に八景のなきは一所もなきやうになり來りこゝよりもかしこ

よりも詩など心得候ものにはその詩歌など心得候人にはその歌望まれ候事年としてむなしからず候異國にては景と名つけ候にも十も二十も候八ッに限るべからぬ事或は詠といひ或は勝といひ境といひ絶といふのごときその名も其數も定まらぬ事勿論に候えかるを本邦の世俗景として夜雨秋月ならぬなく歸帆落雁ならぬなく候はあまりに不雅なる事にや中國の人は申すに及ばず朝鮮のものゝ見及び候てもいかに日本の景はこれに限り候歟とも申べく候又日本の景皆々瀟湘の奴隷に候などとも申ほこり候べく候歟これによりて老拙はわかきより其詩はなく候たゞ〳〵其地名ばかりか外に月花雪雨の類とりあわせ候などには仕り候事も候歟えかればばは今はたそれの御望辭しがたく候とても辭候ひし人々への憚も候故に心つきもなきやうに打過候事に候

一これより奉ㇾ賴候事につき被ㇾ仰下ㇾ候事共さてさて忝候御編集の書さて〳〵見たき事に存候右にも申候ごとくに類木なかるべく候事遺憾此事に候伊達彈正殿とは御えたしきやうに聞へ候御大名の御手傳候はゞ一冊づゝにても家來衆へすきうつさせ給り候はゞ數月ならずして功もなり候べき歟くるしかるまじき御賴みたるべく候ものをと存候會津の人の四家合考とか申すものは當地にても人のもてはやし候これは四家の事に限り候兩國の名勝心をつくされ候ものをたゞ一部にて事やむべくばさてさて惜しく存候なりだに仕り候はゞせめて二三部にして宇宙間にのこし置たく候如何

一壺碑の事近衞攝政殿へ前大守うつし進せられ候をまた攝政殿御うつさせ老拙へむかし被ㇾ下候今も候世に傳り候よりは手次よく候まゝさのみ誤寫もあるまじく候歟寧一山の碑は是非々々御たのみ申入候御うつし被ㇾ下候はゞ可ㇾ忝候さて壺碑の事見雲眞人のよしいかにも風土記の殘編にて見及候きこの人いかなる人と御心得被ㇾ成候やらむこなたにてはたしかならず候眞人と申すは天武の御時に定られ候八姓の第一皆々皇子の別にて候えかるに姓氏錄にも續日本紀にも見雲眞人と申すは無ㇾ之候三國眞人と申すは有ㇾ之候舊事古事日本紀相考候に天神と申す中に豐斟渟と申すを豐國野とも豐雲

野ともしるされ候むかしは國も雲も相通じ用ひ候例多々に候上はミクモミクニ一聲の轉と心得候てさて神龜天平の比の三國眞人の姓の人ことごとく傳記考見候にものよくかき候と聞へ候人無ㇾ之候淡海眞人三船の事は天下第一の能書文章の名候よしたしかに續日本紀に見へ候て三船眞人ともしるされ候見へ候むかしは文字にかゝはらずして字の聲にて通用よのつねに候見雲眞人は疑もなき淡海眞人三船の事を傳寫あやまり候てまと申す字をゑなとかゝれ候を楷書にきと雲に作り候故に日本になき人のごとくになり候事とこれらの類も老拙考置候事に候如何それに思しめしよりも候やらむ時代はひしと合候名だかき善書勿論に候

一御追書に候北畠殿の願文の事まづその筆跡はともかくも御心次第に候文言早く御うつし被ㇾ下候へかしすべて南朝の御事世にしれかね候一行にても其世の人のかゝれ候もの殘り候文章はゆかしく覺候申に及ばず候へども奥方にて南朝に忠義の人々の中今も殘られ候は伊達の御家に候奥ゆかしき御家の御名譽に候かく申すも片腹いたく思召候はんにや老拙なども先人は上野國にて新井の何某とか申す人のなれのはてに候世をはゞかり候て字などとりかへ候とか申候へばそのゆかりの末は草の葉末迄もなつかしく候へばその願文まづ／＼見申たき事古文書も候やらむと前書にも申上候も其故の御事に候

一瓦の事天漪御望申され候も老拙が事をうらやまれ候故と見へ候老拙家藏に長柄の橋板にて作候硯箱一合候に硯あはれ同じ代のもの候へかしと存じ先年御使承り候て上方へ罷越候時に東大寺の瓦をはじめ播州書寫山の瓦に至る迄凡古瓦十ばかりもとめ出し候に皆々燒たるものにて土乾き不ㇾ中ㇾ用のものその中平等院の瓦に矢鏃にて射けづり候あといちじるしく候ものさのみ土乾き候はぬを用ひ候て硯にいたし置候此時瓦あつめ仕候を天漪見及れ候き所司代の屋敷はむかし神祇官の跡にて地中よりしきがはら一枚とり出し申候とて松平紀州硯にせられ候を見候にこれは燒ずして黒色如ㇾ漆なるものに候たゞ一枚にて候故せんすべもなく候いかが多賀城のものやけにものかさはなきものか燒ぬ

ものに候はゞ珍重たるべく候埋木灰の事承及候事に候凡案間の珍奇たるべく候但しこれらの類は重く候而道のほども煩しく候なり次第の事勿論に候たゞたゞ心のとまり候は一數なりともふるきものゑるしたる事候と筆の跡よりゆかしきものはなく候歟

一そ忽ながら申候宮城野の萩に實を結び候やらむこなたなどにて宮城野の萩をうつし候には實は結ばず候土地に合候はぬ故と存候琉球に梅なく候こなたより移し栽候に花は南方故早く候見事にも候實は結ばず候と使人の申され候をゑたしく承り候き萩に板に引き候ほどのもの津輕の地又因幡などに候と申候あまりの事也宮城野は六十州第一の名產故御たづね申上候めたと文長く候故まづこゝにて筆を拋ち候又あとより可二申承一候恐惶謹言

十一月十三日

尙々天瀨より去暮御詩卷見せに來り卽皆々うつし置き候御佳句疊出感じ入候就レ中一帆過二木末一奇絕見ゑやうに覺候以上

新年の慶賀不レ可レ有二盡期一候彌御萬善に御履端たるべくと珍重の至に候仍而去冬は御兩封殊に鹽晃いづれも〳〵無レ恙相達誠に千里の御芳情不レ知レ所レ謝候先以御所願の通御穩居事濟候よし御しらせ御うら山しき事に候凡仕途の中は吾身とても吾有ならず候御致仕の上は始て御身も御身となり候へは人生の幸甚これに過候事もあるまじく候御令嗣の御事いまだ詳に承らず候委曲御申きかせ相待候御壯年以來の事共大體を承知候人生一生一世の間隱顯行藏窮通浮沈さらに〳〵めづらしからずただいかにも病痾もなく人壽を保ち候はんなによりの御事に候せつかく御達者に候て一日も御安暇にて舊學御講明にすぐべからず候

一中尊寺願文大切のものを被二贈下一巾襲重寶私家の一珍を得候と幸甚不レ可レ過レ之候御禮は存じ候やうに不レ被二申盡一候

一壺碑の事委細被二仰下一これ又望外の大幸に候いかにも〳〵其心得なく候人のうつし候はん精彩をうしなふべき事に候いつか眞なるものを見候而此望を慰し候はむと企望此事に候

一寧一山碑の事これ又さもあるべく候御事に候たと

ひ本來の面目にあらずとも優孟が孫叔敖の典刑と存ずべく候まゝこれも賴入候外無ㇾ之候

一御撰述のものもまづ兩郡の事は春中なにとぞうつし被遣候はん由幸甚の事に候先日も申述候ごとくさらぬものだに世にも傳り候てまたそれにより候てはうづもれぬ名も志ばしは世にとゞまり候ことも候へば奇書をむなしく東陸の蔭底に蠹し候らむも惜しむべく候事に候と存候但々書にも幸不幸候て世に久しきも久しからぬもある事には候へどもあはれ全部こゝらにもこそ傳へたくは候龍の一鱗もよのつねのものに比校すべからざる事に候へば兩郡の事まづ〳〵はやく奉ㇾ待候御事に候連城の珍に卓越たるべく候事と相たのしみ候

一八景の事蒙ㇾ仰候事一々承知候松島の事は御畫圖にて景物のあらましは見及候但し事をも記し候にこれにては事たらぬ樣に候地取りの圖にてこゝよりかしこ迄道程いかほどこゝよりかしこは方角にていづくにあたり候など申す事あら〳〵も志れ候へばそれにより候てとりすがられ候事も可ㇾ有ㇾ之候事により記に仕り候事も又詩などにても長篇短篇などに仕りかたも候べく候八景の事は已前地取をなされ候小圖にて大かた事志れ候かの小圖のごとくに松島鹽竈の大略待入候必ずとは申約しがたく候心がけ候て見候べく候

一拙文の事被二仰下一候趣も委曲承知候むかしは議論がましき事なども仕り試み候事もなきにあらず候憚すくなからず候へども孔子春秋筆删の御事は空言にほどこされ候よりは行事にあらはすの著明なるにしかずとの御事のよし相見へ候歟御尤至極申すに及ばぬ事に候と存じより候より此かた空言虛論の事をば相やめこれよりして事を記し候てそれにつき愚管も候事どもを或は分註し或は序引跋語等に所存のほどをばのべ候これによりて撰述の事に日を送る事に候皆々事につき候ての事に候へば其事の顚末見候はでは其註引跋等も志るし御目にかけがたくも候歟況やまた奇論など有べく候事にもあらず候迂濶の常談かぞふるにもたるべからず候

一去冬迄の御書中迄に二三度も御書中に經世の論も候歟の御垂問に預り候いかに思召ての御事に候も

わきまへず候へども當時はめづらしき御たづねと感入存じ候事に候古來聖賢の學治己治人より外の事と見へず候君子といひ小人と申すも此品に分辨あるべく候事に候但しかく申すとて爲人の學の如くに參り候はん事にあらざる勿論に候孔子の御後漢唐宋元明の代々時により學の樣子同じからず又それにより候ては各其師説を守り彼を非し是を是とし其學一ッに歸せざるやうに見へ候歟これ皆孔子の學におゐては遠近を論じ候迄にてすなはちこれ孔門の學とも申しがたき所も候はんにや孟子もねがふ所は仲尼を學ばむとの事に候ひきなりだに仕候はんにはいかやうにも孔子御在世の時に門人の方々直に御敎をうけられ候やうに心得候て學びたきものと愚管には存より候に付心を用ひ候所他とはゆきちがひ候やうの事もあるべく候歟或は世に博學と申或は窮理の學と申或は經濟の學と申其餘は詩に文に種々おの〳〵材の近きに隨ひて取沙汰めされ候衆今も世にとぼしからず候か皆これ孔門の敎のその一つを沙汰せられ候にて全體をこころざゝれ候とは申がたくもや候らむ此所に至て大きに似て非なるの事も出來り候べきかたゞ〳〵前聖の心はたゞ仁の一つと見へ候へば自の身心をも言行も仁ならむ事を欲し候はんには學ぶ所の博からず候てはかなひがたく事物の理明かならずしてはかなひがたく物に接し人と交りもし志を得候ては小にして家國大にして天下後世凡そ天地間の事斯道のあづからぬ所なく見候上は皆これ我がなすべき事行ふべき事いづれをか撰びいづれをか棄候はんにやたゞその施し行ふ所に前後緩急の候はん事はその等を踰べからず候去かれども末世の流俗たゞ〳〵名と利との累もまぬかれがたくや候らむ天理人情同行異情の事も候てつゐには我を利する迄の事に結課し候て斯民に志候人は見へ來らず候然るに經濟の事御たづねによりてめづらしき御たづねとは存候事に候數十年來心をも用ひ候事ども間近く心肝を吐露し候はぬ事遺憾の事に候今におゐては某など外人に對し候ては一言の道にちかきものがた　も及ばず天氣の陰晴時節の寒喧を敍で候より外他言もなく打くらし候迄に候

一霜臺御望候由にて拙詩の事御申被下候中々さや

うの事に御用ひになり候事にもなく誠に慚謝の事に候わかきより書畫などの好なきにもあらず候へども餘暇なく繪もわづかに物の圖など人にたのみ候事なり候はぬ時みづからうつし候迄の事書も人にたのみがたき時にみづから志るし候迄の事御觀ものに備へ候はん事みづからをナらざるの議もはづかしく候故終にそれらの事調候事無㆑之候條よろしきやうに御辭謝可㆑忝候猶々委曲も可㆓申述㆒候へども年始とて相應に應酬も取紛候故まづ早々申殘候猶々永日可㆓申承㆒候恐惶謹言

正月二日　　　　　　白　石華押

洞巖丈人

梧右

尙々去冬志たゝめ置候もの御やしきよりの御使に附呈し候よし留守のもの申候定而可㆓相逓㆒候奉㆑賴候事件よろしく賴存候以上

又申候先日御答申入候某今日の事につきて所存候事御稱贊に預り慙愧の事に候但し此事は論語開卷第一義不㆓亦君子㆒乎の聖言も候へば君子にこそ及び候はずともいかにもしてそれにちかきやうにとは志し候事に候き

尙々舊冬これより御たのみ申候事早々御妙出幸甚候委曲附㆓別楮㆒候故不㆑及㆓具陳㆒候已上

人日の御賀書殊玉造之名品相達先以御望のごとく舊冬御致仕御淸福に御履新之事承知不㆑堪㆓欣羨之至㆒候遠境之處御使も事むづかしく可㆑有㆑之候に去冬も品々惠賜當春も又珍產到來早々供㆓寒厨㆒候處に風味よのつねならず候南部につかへ候外戚のもの去年より當府の役に志たがひ來り候方よりも彼方の產贈り候にくらべ候處拔群の事にてめづらしく忝存候就中壺碑埋木灰望外之珍奇多幸殊に不㆑知㆑所㆑謝候最前へ申入候ごとく前攝政より被㆑下候ものを他にすぐれ候家珍と存候に被㆑下候ものに見合せ候へば優孟が叔敖をかたどり候へと申す事にも似申すにか物のちがひ候にこのほどにちがひ候事も無候早速裝□申付候出來候はゞ壁間に掛置淸香一瓣林下の趣を添出し候はむと歡抃此事に候萬度萬謝期㆓後信之時㆒候恐惶謹言

二月十一日

歳初の御作めでたくもおもしろくも覺候て吟詠手をとめず口をたゝず候御致仕の慶賀と申しなにかの謝儀と申しいかさまにも高礎を攀候はん所存候處に滿城風雨近重陽の一句にて篇を終らず候やうなる無興の事こそ候ひきいかなる事に候やらむ此春は元日よりこなたの事は天氣もすぐれず八日に至て大火それより珍しく大雪などもうちつゞき雨雪はれ候には大風吹つゞききりに大火一昨日迄一日も人心やすからぬやうに見へ渡り殊に知己の人々大半池魚之殃にも罹り就中姻家のものども亦身孤立の體にて私宅にてかれこれこぞり居候てそれらの應酬當時閑散の身ながら人事のたかるべく候事に候へばいまだ〳〵雅興の境に足を容れ得ず候故右之所存もむなしく候かされどもいつ迄もかくてもあるまじく候世も靜になり候はゞ重而可ㇾ申入ㇾ候先だちても松島の地取り方角の事申入候きいかやうにも方角路程のごとき承り置たき事に候とかくと申すにもそれらの邊はこなたより見候へば別に人間にあらざる境とも申すべく候佛氏の說も火宅火界など申す事もさもこそと覺え候已上

副啓

舊冬御致仕之事御報知凡そ人間一生之結課此事に候これよりして後風月皆々自家几案間の御翫物に供せらるべく候事と欣幸傾羨の至に候御令嗣の事委細承度候後信に待入候これへも御賀申述たく候

去冬は北畠殿の御うつし今春は壺碑重疊之御惠賜不可思議の事にてこれらの珍を得候て不ㇾ知ㇾ所ㇾ謝候存候ほどは申盡し得ず候

埋木灰林下の興を添出し令公香に比し咫尺間御目に懸候想をなすべくとこれまた多謝多幸

東陸郡數の事に付申入候處に早々御抄出被ㇾ下候さてさて精詳なる御事多幸御博考のほど存じやられ驚嘆此事に候これにつきても御著撰のもの候事なつかしく見申したき事と返々存候

萩の事とかく申し候うちに下種之時にはおくれ候かそれともに種子なども被ㇾ下べく候はん歟又は根株なども事むづかしからず候はゞ可ㇾ忝候それに事むづかしく候てはけく無興にも候べく候なり次第に思召にまかせらるべく候なにか御深情誠に淺からず候

正月廿日の御一封殊更鮭一隻毎々不ㇾ淺忝奉ㇾ存候彌御無事珍重の至御座候昨日委細與右衛門殿へ頼入候此御使に相達可ㇾ申候 先書に申上候ごとく 此方大火中手前へも大勢やけ出され入來取込□□申候にて幸此御一封とゞけられ候使またせ早々申答候條省略御免可ㇾ被ㇾ下候返々毎々忝御心入共に候彥八殿へ能々奉ㇾ賴候（此間脫落）

中夜寂此非惡聲也と申すところおもしろき事に候つねには惡聲と申候へども此兩人中原の地をとり返したき心故に中原のみだるべき兆を□□ひたるに候此御心得にて前後御覽可ㇾ被ㇾ成候次此方役人の名漢字にひとつもあはぬ事に候水戶故中納言殿御申候とにもかくにも當時の職名を文人私にかき改め候は以の外の事に候いかやうにも□□來り候樣に用ゆべく候事の由に候て去冬も水戶の安積覺兵文を見せられ候時其事此方よりも申越したる事に候日本流の□□はいかゞはしく候へども元史に韃靼ことばのまゝに官名しるされ候當時清朝にても韃靼ことば□□□に官名をとなへしるし候事に候孔子の御ことばに正名と申すが春秋の大學問に候わたくしに字をこしらへ用ひ候はまづ當時の名になく候ことに似たる事にて似ぬ事引合せられず候依ㇾ之日本記以來國史に唐名ふつと無ㇾ之候我等用ひ候ものども唐名ふつと用ひ不ㇾ申候これ日本へ生れ候事の禮義のしかるべく候故に候御使またせ草々書ちらし候恐惶謹言

二月十六日

尙々右の忩劇に人隙なく御屋敷より御使を待候うちに此書も日を經候はん歟と存候已上

春陽御便の後疎濶之御事に候其節御不快の由承候故如何と奉ㇾ存候 春來此方火災流行ものゝさはがしくようやく上巳に及び意輿も候故に歲初の高礎を汚し候もの相調候所に厥明また火事にて私宅燒失候されども家累一人もつゝがなく火急の事にて候へどもぬりごめ二つのこり候故に文籍武器は一事も事故なく候これら當時におゐては幸甚の事に候心易可ㇾ被二思召一候做篋の中巳日にとゝのへ候ものも殘り候まゝ懸二御目一候三四五六共にみな〳〵南朝の故事に候かその中三四は御祖宗の事に心をよせ候五は御善書幷

に時をも紀し候六は御致仕の事に候七八は前年御西來の事も候はんと期し候にむなしくつゐに御致仕の御事に付て王孫公子の事を借りうつしめづらしからぬ作に候へども御なぐさみと如レ此候 當方當時の形勢はそれへもきこえ可レ申候 まづほどなく本屋をもかけわたし一家の輩風雨をまぬかれ候計は事濟候餘生も多からず候にこれらの事に日月をむなしくさはがしく送り候はきのどくに候へどもこれ又人生のならひと存迄に候萬々後信頓首拜

又申候各申ごとく文庫無レ恙候 故に被レ下候ものどもみな／＼相殘り幸甚に候

三月十五日

正月廿四日 二月廿九日の 兩函駢至先 以御異事無レ之候段委曲取別幸甚の至候雖レ然寒中少々御不豫候事さきだちて承候き近來和暖も相催し御平善に候歟承度候當方の消息さだめてそれへも可二相聞一候火後丢たゝめをき候一封も此たびの便に進候

一御亡息の事委曲承知不レ及二是非一候御幼息の事承候此上はそこもと御保護いかにも御長壽にて御成長を待つけられ候が第一の事に候天命の係り候事とは申ながら人事を盡し候はではかなふまじき事勿論に候上は御身の保護いかにも御心を用ゐらるべく候と至祝々々

一御制札注進狀之事一便を相待候うちに私宅延燒當時は文庫の中も相殘候什器みな／＼尋索に難く候今少しかたづき次第相心得候

一寧師碑名取郡志松島邊地圖等 御心がけ被レ下候よし幸甚企望の御事に候

一彈正殿なにぞ丢るし候もの進候樣にとの御事此上はとかく申候もけくおかしく心も靜になり候はゞこれ又いかにも相心得候

一海內奇觀の事御申越候某などいまだ見申さぬものに候御殘多く候よし御尤に候これらの事にても當地などの學文の筋は御賢察候べく候當地などにては誰とり上げ候て見申すものもあるまじきなど書肆にも心得すぐにそなへ齎し候事と見え候當地に唐本やと申すものは清兵衞と申すものと三四代の家業にて某〻ば內外につき出入候ものに候これも此方の産業はかゆき候はぬとて近々長崎へ罷越と申候此者へ申付候て長崎邊を承合せ見申すべく候

一廣文字會寶の內脫簡の事御申こし候これも此邊見あたらず候賈山至言賈誼過秦論等は外にもある事に候へば御書入れさせ候はんには上下の文をだに御申こし候はゞ落候所はうつさせ可ㇾ進候

一土肥詩之事心得候其由可ㇾ申候

一祇園事もはや二三年便も無ㇾ之候これは天性さやうの人にて心に如才なく候へどもつねのつけとゞけなどせぬ人にてこなたより便候ても返事もせぬやうの人にて候へば心得候とは申がたく候へども御申候事承は置候手跡もすぐれ候てかゝれ候人にて候事により某へ給り候詩篇など見出し候はゞそれを進じ候事も候べく候

一老拙息男の事御たづね候嫡子は傳藏と申候實名は明卿と申候次子は平藏と申候實名は宜卿と申候兄は三十歳弟は廿餘歳にて候女子兩人姉は市岡式部妻にて男孫一人有ㇾ之候はいもとはいまだ手前に居申候犬馬之齒も御たづねに候丁酉火後木屋のうちにて生れ候と申候今年六十五歳にて候精神衰耗餘生のほど遠かるまじきと日々これ迄〳〵と存じ候て日を送り候にまた〳〵火後相應に事も多くすてもをかれぬ事に候へどもそれらの事は老拙よりはよく沙汰しくれ候もの候てそれへうちまかせ今までも書などはくり返し居申候御心安かるべく候

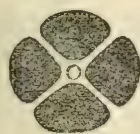
一家紋の事御尋ね候事の外に多く候察し候所むかし事いそがしく候時は人の物をとり用ひ〳〵し候を年も久しくなり候て由來分明ならずかれも之も用ひ候やうの事に候ことや候はんずらむ岩松滿次郞方御事は當時新田の流とて公儀にも其御あひしらゐ勿論に候此人は殊に心やすく申かはし候故に其家說をば申聞され候き但しこれもとより岩松流に候へば元來は足利家にて新田は祖父がたに候それ故に足利の氏にも大名にてうちつゞかれ候きされど家紋などの事は御申候事古く傳へられ候事共と聞へ候事勿論に候幕の紋など三ノ白に候を足利流はノマセに有ㇾ之に新田流は黑き所を一ツによせ候て用ひ來り候を土俗足利流のを二ツ引輛と申候新田流と中黑と申すと申され候五ノの幕をノマセにし候へばいかにも黑き所は二筋の積りにてそれを一つにし候へばこれ又中黑とも可ㇾ申候歟新羅流は黑き筋三筋に候をまた三ガイビシにも用ひ

候と見え候但し古き繪を見候に八幡殿の幕は黒き所中一筋にて候新田流もと足利よりは兄のかた故に相傳と見え候足利は引わけ二筋にし小笠原など打返し黒きすじ三筋にし候と見へ候私家の紋の事はまづ菱と見へ候堂上衆の幸菱と申され候もの候俗には花菱と申すものに候如レ此のものに候それを上野に居候同氏のものは龜甲のうちにもつけ候有レ之候　私家にふるき太刀の目貫に菱を三つならべ候一具有レ之候　さもつけ候ひしやらむ大きく候てつねの衣裳には用ひ難く候すべて源氏に菱を用ひ候は頼義の鎧の金物の由緒と聞え候それを武田流には其家へばかり傳來候と申すかにて候へ共それを信用しがたき事も候右の如くの事にて殊に當時龜甲のうちの菱も同類多く候況や菱ばかりは當時大名に用ひられ候新家も候へばまぎらはしく覺候き又笹に雀を用ひ來り候これは當時勸修寺家の紋にて藤氏の紋勿論に候いかにして此紋を用ひ來り候とたづね見候に百四五十年前上野國女淵（オナブチ）の城を氏のものヽ守り候ひし事の候其時節に上杉家より旗をわかち置き候を用ひ候と見え候次に上杉

家より給り候とて鞍の紋に笹雀有之候ものも取傳候同氏のものも候時代分明ならず候へども大かた輝虎よりわかたれ候事と聞え候右申すごとく其外にも數多く候へども卑家にて此二つをば用ひ來り候處に同類にてまぎらはしく覺候處に園太暦に中園相國の仰候に故實なる事見出し候故つけ候やうを改め用ひ候其說は惣じて家紋と申ものは外にまぎれ候はぬためのものに候へば其心得にてつけ候ものにとの事に候とこれによりて笹に雀をば右のごとくにつけ候處に



前代殊に御鍾愛に候度々よき紋に候と被レ仰候また前攝政大相國も御覽候て度々御ほめ候故衣服には大かたこれを用ひ候つけ候やうは某細工にて候もとは上杉流の笹に雀にて候さて菱の事も物により用



ひ候へども某物ずきにて菱と同類にて殊に田字草と申す名も候へば浮萍を相玄るしに用ひ候

如レ此なるものに候田字は由緒も候はんやとの心迄に候さてそれにつけ一事御無心有レ之候は獅子も由緒候て家紋にて候今迄は幕紋に僅にすゞめを用ひ候此紋は右のごとくに候へは某心にとくと應じ申さぬものにて候幕には獅子を一帖に五ッばかりも一對共に十色になり候樣につけたく候へどもさやうに樣引かへ候事なりがたく打過候御慰にもなり候節ちいさくも形を御取合被レ下候はゞそれを手本にこなたにてかゝせ候て一對いたし置たき事に候染候ては思ふやうにならぬ事に候へば墨にてかゝせ候て柿汁にてそめ可レ申候尤いそがぬ事なり次第と思召可レ被レ下候某物ずきよりは御物ずきよきつもり故次手に申入置候

一貴家御紋の事一文字は相心得候木瓜はこなたの龜甲同事たるべく候山道まだ同じ心たるべく候

一大かた此たび被二仰越一候御答これ迄に濟候と覺え候へどももし申落し候はゞあとより可レ申候木屋がけの中一家聚頭取込草々頓首拜

三月廿一日　君華押

容軒賢兄几下

又申候

某門人も候哉との御たづねもとよりすき候事故に學文の事人にも習ひ候へどもをしへ候衆とては一人も無レ之候むかし一日の長によりたづねられ候事など所存をも申しかはし候はたれかれ候はんずれども

前代出身以來ふつと學文の事はやめ候へば子共等にだにをしへ候事とてもなく候委細御覽に及び候はぬ故にいかなる先生長者にやと思候はんとおかしくたゞ／＼なに事もなき田舍翁にて候おもひもかけ候はぬ箕斗の虚名はづかしき事のみに候

尙々申すに及ばず候えども念のため申入候方功義弓は兆の名にて候周禮に候ひし歟

前月十四十九廿四日之三函本月九日一時に到來先以御無恙之御便承知不レ堪二欣幸之至一候此方罹災候事前書に申入候定而相達し可レ申候小屋構架一家百口聚頭雖レ然雨中など漏屋おかしきありさまに罷居候いまだ紛擾候間草々御報申殘候事可レ有レ之候御恕亮に過べからず候

一萩いかにもたしかに候到來橘氏の風流存じ出され辱次第卽時うゑつけ候但し焦土灰燼之中此上の事は無二覺束一候得共寸學も無レ之候處に千里にして此ものを得候事このゝち庭除の草木の魁と一しほ自愛に過ず不レ堪レ所レ謝候

一土肥詩の事申入置候與一詩の事別書に申答候ごとくに候

一彈正殿御申入候事も前書に申答候

一手前古文書のうつし進候事も前書に申入候ごとくに候

一御新作どもさて〳〵いづれも面白くくり返し〳〵吟翫候就中巳日の御作の事はこれよりも和答詩中に蘭亭の事申入候と符合一奇事に存じ候すこしもすこしもこなたにて評し申べく候事もなく候大功のまいり御手に入候事共に候かく申入候事返々御あいさつに申入候に無レ之候

一本朝史の事人間に布行し候はん事にもなく候へば年來傳聞迄の事にて安積氏は彼方にてたゞ一人むかしの遺老に候老拙も申通じ候人にて詩文ともにこれ又功の參りたる人にて候

一一山沙碑さて〳〵めづらしく忝又〳〵一ツの珍を添出し候御禮申つくしがたく候さきだちて被レ下候壺碑こなたにて細工いかゞと存じ候て京へのぼせ候やがて出來候はんと相待候たゞ〳〵當時の體壁にかゝげ候より外もあるまじきは遺憾に候

一學校の事いかにも申ふらし候事と傳承候

一名取郡志相達し候なにも〳〵御禮のみにて候うちにわけて此事は御禮申つくしがたく候不レ及レ申御筆意の事はもとよりに候へども細字御心力を盡され候事所レ謝を忘らず候さて御考證精確驚嘆仕候いかばかり御心を用ひられ候はん事と察入存候御文章など候上に所存も候はゞ可二申入一之由蒙レ仰候申すべく候所もなき事共に候後世の重寶たるべく候と珍襲之事に候追々ゆる〳〵と御禮は可二申述一候

一松島方隅圖も相達し忝これにてさきに被レ下候御圖と引合せ候てゆる〳〵見可レ申と大幸之至候但これらばかりにて記文などの手がゝりには猶又參りかね候やうに覺候或はすぐれ候境致或は故事も候所など記し候て可レ然料の事どもは御申きかせ

被レ下候はでは手がゝりあるまじく候歟御郡志のうち全冊になく候とも松鹽兩所へかゝり候所々御抄出も被レ下べく候やらむ御老手へ申すもいかゞに候へどもなにとぞ記文などの心がけのため申上候

一本鄕與兵衞殿より御問目一冊委曲蒙レ仰候御書中をも拜見候御同甲の由をも承知候其上これら迄も御しるしたてられ被レ下候事も候へば御答不レ申候事も無禮の樣に可レ有レ之と草々御答申候其趣はこれらの事どもむかし講究候事に候はし〴〵覺居候故に筆にまかせ候火後一ッ二ッの土藏には上下の屋具とも入候まゝの事故書物などは皆々奧に入り候てたづねられも不レ仕うろ覺の事ども老衰の上覺束なく候へどもいつ迄見合候ても近々たづね候ものも出來候べく候體もなく候故早々御答申候御覽の後御やきすてられ候やうに中々證にたち申すべく候事には無レ之候矮屋殊に灰燼の中心靜ならず書體も草略恐入候これ又よろしく御申被レ下べく候さて一事御賴申候は御問目に魚養の事被二仰下一候此人の事はこなたに考據なく候ものがたりなどにて見候迄に候履歷詳ならず候日本後紀ほろび候故の事と存ぜられ候本鄕殿にて御考置れ候事ども御抄出被レ下候やうに御申の事賴入存候御抄出被レ下候はゞ御便に必々奉レ待候

一右御問目に神代文字の始の事御申にて候愚存注し進候但し神代の事いかに御心得候事に候やらむ御心得の樣子により老拙御答必ず御不審もあるべく候御事と察候長々しき事ながら文廟いまだ藩邸の御時に候き神代の事どもとくと御心にわきまへられがたく候間よろしきやうに申のべ候へとの御望に付古史通幷或問合て十卷のもの差上候事有レ之候それは舊事紀古事日本紀古語拾遺等の正史實錄を一々引合せ異同候所又は闕疑候べく事ども相通じしるしたて年來所存の事どもを以て決しさて所存の所々へ問を設け問對し論辨し候を或問と仕りたるにて候へき神世の事には兩部習合とやらむ唯一とやらむ申すの類はさて置き舊事古事日本紀等にしるし置れ候本文のまゝにも不審のみ多き事に候さは無レ之事と見え候にいな事になりゆきそれに又兩部唯一などの外の病もさし添つゐにしれぬ

事のやうになり候べくと見え候歟其事分明ならずしては申上ても／＼すまぬ事故あら／＼に申答たるにて候其中今も神代文字と申すものを始め古文殘り候事こゝに略を申入候豐受宮の上宮に靑石に文字候神寶有レ之候事元元集に瑞器記と申すを引きてしるされ候有レ之候又日向諸數郡の霧島嶽は古の高千穗の峯にて天孫始降の所に候それに今も國御杜有レ之候其杜に銘有レ之候これは高天滿の同姓高道固と申す人元祿中に登岳に而見られ候事老拙へたのまれ候て記をも作りたる事有レ之候又出雲大社にも熱田社にも神寶に竹間添書よほど有レ之候又熊野神璽は鳥篆にて候を今も牛王など申すに摸し候て鳥形なる有レ之候又此神鎭座の記は景行の御時の文も有レ之候これは賀州の源式昭かたられ候事共に候此人は吉川惟足上足の弟子田中一閑とて加賀へ招かれ候人の家嗣にて備前學校にて學ばれそのゝち京にて油小路故大納言殿に故實は習はれ神道は老拙など同門にて吉田二品の親弟にて候うきたること申されぬ人の說にて候き右のごとくいかにもふるき文字ども今も現在候事と有レ之候事に候これらの事には形のごとくには承もし見及もしたづね出し置き候事ども候て或は東雅と申すものにもしるし置候或は東音譜と申すものにもしるし置候方策合編と申すものにもしるし置候皆々副本もなく候へばそれへ御目にもかけがたく候これら此たびやけ候はずまづこれ迄の大幸と存候

一御問目に本朝の人を異朝にて名をしるしちがへ候事の御尋も有レ之候昔も今も其例いくらも／＼有レ之候元來東西の語言ちがひ候故に此事有レ之候事に候遠くもなく老拙身にも覺の候事有レ之候一ッの證に候故申入候十年ばかり以前に只今の淸朝の翰林鄭任鑰老拙白石草を傳へ見られ自筆にうつし序をかゝれ候もの不思議の事にて萬里を隔候て琉球を經候て老拙方へ來り今に重寶し候て置候事に候それに老拙事を新堪としるし有レ之候これは其比迄は勘解由と申候を唐人共いかに申候事を傳聞かれ候か勘堪相通故か右のごとくにて家號をば略し候てかゝれ候白石々々と有レ之候皆々集中の詩に候上は紛れもあるまじき歟には候へども後代

に新城にては拙老に疑なくして叶ふまじく候歟凡てこれらの類いかほども候てめづらしからぬと可ニ思召一候

一右申候ごとく本郷殿御事貴兄御同甲の由にて御取次の上御答なくしては無レ禮候次に貴兄へいかゞしく候て不レ得レ止候て御答申入候すべて近來かゝる應酬ひしとことはりをたて候て辭謝候事に候間此のちの事は御料簡被レ下べく候老拙事を思召被レ下候はゞ今はながらへ候て居候やらむなくもやなり候やらむ世の人のわすれ候にてこれより後の天年を事故なく終り候事も候べく候歟もし左からずして人間に名も聞へ候事は劔を逆に呑み石を抱きて淵に入候に同じかるべく候此子細一々には申がたく候御賢察に過べからず候追々あとより可ニ申承一候恐惶頓首

四月十一日

又申候寂照への書の事あなたより時の大臣へさして申さば今の披露狀の心にて來候べく候人臣境外の事なく候故に外人外國へ書通はならぬ事治部は本ノマヽ僧尼をつかさどり候事故と俊賢よりも書參りうちの事に候よりて中納言とは無レ之兼官の治部を稱せられ候又これによりて後中書王は猶々野人と候て一官もなきもの寂照親家の書のごとくにありありにて候

奉答本郷平先生問日

第一條

東方文字、其來尚矣、蓋太古已降、歷世變ニ其體一、列國異ニ其制一、而無レ由ニ考詳一、歷世書體之變、猶書契以來、變體百出、且其爲レ制、亦猶ニ梵書右行、法盧書左行、蒼頡書下行一、各土異レ俗耳、俗間所レ謂神代文字、美嘗得ニ與聞一者凡五、或有ニ其字不レ可レ讀者一、或有ニ其體不レ可レ辨者一、或有下如ニ科斗書一者上、或有下如ニ鳥篆書一者上、古體之變、蓋亦如レ此、天武之世、更造ニ新字四十四卷一、其體如ニ梵書一、又有ニ肥人書一、有ニ薩人之書一、而肥人書一二字、即今猶有ニ通用者一、古者列國、各有ニ其字一、亦可ニ以證一、古之王者、封ニ泰山一禪ニ梁父一、管夷吾所レ記有ニ無懷氏一以下七十二家、其六十四家無ニ記錄一者、孔子亦得而數者七十餘人、不ニ得而數一者萬數也、楊朱曰、太古之事滅矣、孰誌之哉、三皇之事、若レ存若レ亡、五帝之事、若レ覺若レ夢、三王之事或隱或顯、億不レ識レ一、天朝國史自ニ舊事一始、而舊事所レ記、亦猶ニ夷吾所レ記楊朱所レ謂或隱或顯者耳、而況如下孔子不ニ得而數一者上乎、美竊以謂無レ由ニ考詳一、即爲レ之也、卜氏所レ傳一萬五千三百七十九字、乃是灼龜之兆、猶ニ卦之有レ爻也、古人有レ言曰、八卦是庖犧氏字、然則方功義弓、以謂ニ之字一亦可也、其實非下所ニ以代ニ結繩一者上矣、古事記云應神之世、百濟獻ニ論語十卷、千字文一卷一、恐誤、日本書紀以謂ニ諸典籍一、蓋

有レ故也、千字文梁書、勅ニ周興嗣一所レ選、若ニ其千字一、則鍾繇王逸少所レ書、蓋有ニ二說一耳、方ニ魏晉之際一、豈得レ有ニ是書一哉、記云、其書一卷、或是史游急就章類、是爾雅小學之書、後人因以爲ニ千文一而已、卽漢隷傳來、盍在ニ平應神之世一、美嘗考レ之、不三止漢隷始ニ于此一、行書草書、蓋傳ニ于此一、亦同ニ其時一、日本紀私記云、今按假名本、世有ニ二部一、其一部者、和漢之字相雜用レ之、其一部者、專用ニ假名倭言之類一、上宮記之假名、已在ニ舊事本紀之前一、又云、假名之起、當在下應神之世、遣ニ新羅一招ニ文人一、傳ニ習文字一之時上也、美謂此間之俗、呼爲ニ假名一、卽是草體、則凡隷楷行草、皆是一時傳レ之矣、唯其謂ニ新羅一者訛、當レ作ニ百濟一、古者殿門額、卽是飛白體、王僧虔曰、飛白八分之輕者、張懷瓘以爲本是宮殿題署者、空海逸勢之徒、親見ニ唐朝之制一、以倣ニ其法一耳、

第二條

姚令威曰、東魏大覺寺碑陰題、銀靑光祿大夫臣韓毅曰隷書、蓋今楷字也、庾肩吾曰、隷書今之正書也、張懷瓘六體書論云、隷書程邈造、字皆眞正、亦曰眞書、自レ唐以前、皆謂ニ楷書一爲レ隷、美謂此間之語、雅言謂ニ之隷一、俗言謂ニ之眞一、卽是楷書、蓋傳ニ唐人之語一也、以ニ八分一爲ニ隷書一、自ニ宋歐陽子一、始非レ古也、

第三條

美嘗觀ニ四天王寺西門額、及寺寶上宮太子疏楷書者一卷一、其疏者則元弘天子親ニ寫太子書一者、非ニ其眞蹟一也、若ニ彼門額一、則寺僧亦以爲ニ野道風所レ書、美又嘗觀ニ野氏三體千字文一、草書神品、寺僧之言、蓋有レ受レ之、也

第四條

新唐書所載、建中元年、日本使者眞人興能、據レ史、寶龜九年十二月、以ニ布勢朝臣淸直一、充ニ送唐客使一、天應元年六月、送客使等、自レ唐還、是歲辛酉、建中二年也、興能卽是淸直、猶下妹子稱ニ因高一、葛野稱中賀能上、以ニ我方音相通一故耳、舊唐以ニ眞人一爲ニ天朝官名一、新唐書又以爲ニ因レ官而氏一者、承襲之謬矣、

第五第六條

楊億談苑、左大臣道長書、道長卽太政大臣從一位、世稱ニ御堂關白一、于レ時爲ニ左大臣正二位一、公家乘乃載、寬弘二年十二月十五日、入宋寂照上人書來、蓋其書則報レ之也、國王弟野人若愚、卽中務卿親王具平、村上天皇第四子、實是冷泉圓融二朝皇弟、世稱ニ後中書王一者、其所レ稱如レ此、猶下寬平上皇賜ニ渤海使人一書、自稱ニ野人一、又稱無名上耳、治部卿從英當レ作ニ俊賢一、其書則章草字體相似而已、據ニ公卿補任一、源朝臣俊賢、寬弘五年九月爲ニ正三位中納言兼治部卿一、治部省掌ニ僧尼一之官、故其書以稱焉、是年十月敍ニ從

二位、此間之人、莫レ識ニ俊賢工ニ章草一、猶レ不レ識ニ清直善レ書、乃是王獻之所謂時人那得レ知者也、唐宋元明諸名家、皆以爲レ莫ニ能及一、豈其徒然也哉、

尙々本郷殿へ一封御達し乍レ恐賴入存候以上
念のため申入候嶋蘭(オランド)地圖毯ははりぬきの丸きもの半毯は繪圖なり

五月三四十一日之御細書陸續相達彌御無事にて岩手山へ御越候よし承當時御心まゝに御東西の事御うら山しき事にて候もはや御歸に御座候歟小黑崎などへも御わたり候はむよしいかにやと存候某事御たづねに候矮屋にて署天にはいかゞと存候處にいかにし候やらむ今に綿服をはなしかね夜中などもなを更の事に候故思の外に日を送り候此體にては其筋いかに候やらむ京方は地燥き候て京より大坂への川筋も水淺く舟の往來なり兼候と申候北國などは當地のごとくいまだ寒く候よし承傳候さて居宅の事條々子細も候て唯今までの所に又々居候はむも不レ可レ然候付拜領やしきへ家作し候此所は御覽も候ひしやらむ其は初て見及候內藤宿とか申處にて城西二里許の所にてすなはち人間の外なる事に候されどそれの御上やしきへなどの道程は當時居住候處ほどの事にも可レ有レ之候か大かた後の七月比には移居候はむほどに營作も仕らせ候此のち餘生もなく候へばとても人間に長滯留もなく候上は存生のうちにそれらの所へ參り候はむも一興たるべく候

一書物どもの事蒙レ仰候已前も申候ごとく唐本や淸兵衛と申すもの當年長崎へ參候に申付候きそのもの歸候はゞいなやも忘れ申すべく候其時可レ及ニ御返答一候

一康熙天子蘭亭記の事御申こし候心得ぬ事に被レ存候其故は文廟御世の初に長崎奉行參覲の時に當年はじめて渡り候とて帖にいたし候を獻上にて候奉行など御みやげにいたされ候は此等のものゝよくめづらしからぬはなき事に候其時すぐに老臣をめされ候てめづらしきものと申候へば被レ下候とて即拜領し候てこれら今に私家の寶藏の一つにて候其後文章兩廟の間には上り候事は無レ之候きさて當代の御事に候すでに年久しくなり候へばそのゝち上り候事も候はむにや但し御屛風などになされ候ものをいかなる事にも外人のうつし候事はなら

ぬ事にて候其故は御秘藏の御屛風などは預られ候御役人有レ之候て大かた六月の蟲干ならでは出し候はぬ事に候表方に常々たち候はそれも御役人の預り候へどもこれは中々文字など又はめづらしき

繪樣などのものには無レ之候むかしより定りたる大屛風のみに候さて御前に候御屛風などこれも御預りの役人衆有レ之候て晝夜に御目通りもあるものに候へば中中うつし候など申す事は決してならぬ事に候但し當代に至てはなに事も〳〵御代々の作法もなくなり候など申し候へどもいかにや候らんとはかりがたく候へども御秘藏のものゝうつしと申すは更に〳〵某など心得がたき事に存候文廟御代に獻上候ひし一本のみにもあるまじきことに候其のち幾本もわたり候はんをそれをうつし候てこれは一たび上へ上り候ものに候など申す事を申あやまりたるにやと存じなされ候過し比も日本國史の事を御申こし候て見候人も候ひしやうに蒙レ仰候きそれも同やうのつたへ誤りたるべく候其故は此書公儀より松平讃岐殿迄御たづね候て讃岐殿より水戶へ御申候にいまだ全功訖らず候よしの御事に候早速にとの事にてそれよりして水戶江戶にて淨書にかゝられ上を下へ返しとりいそがれようやく一部うつしたてられ候さて讃岐殿國に御入候故に御參覲迄も待合せられ獻上候はん歟否の所にすこしも早くとの事にて去冬か當春か獻上候き

如レ此の子細に候ものを誰やの人候て其書を公儀よりさきに一覽し候はむか副本も世に可レ有レ之候はむ歟よく〳〵御賢察候べく候おかしき事にて近世は餘勢とか申す事歷々にも候て分限よりは少しく大きめにものを申なし候を晴れの事のやうに仕りなし候かこれら又叔世の習俗の變にもやと存ぜられ候彼某家珍の寶帖御目にかけたきもの候へどもすべて拜領候數十百部の書畫共に嚴に家禁をたて候て入來り見候人にはすこしも殘さず門より外へはいかなる事にも出し候はぬ事故に力なく候畢竟康照天子の御事は董其昌手跡を御このみにてそれに似せられ候事に候過し比南京へ行幸の時に其昌墓を祭られ候てその事を擧ばれ候恩に報ひられ候など承候殊勝の事に候き

一鄭翰林白石詩序の事やすきほどの事に候火災など

のために某臨書候事なども候ひしとは覺へ候すぐれたる能書と見へ候きされど貴兄と某との御事は格別とも申すべく候へども互に千百歲の壽はなき事に候其後の人とりつたへ見候はんにもおのれが事をいかめしくほめたて候ものをみづから人に見せほこりもこそし候はむずれあはれ其人の平生をしはかられ候など評せられ候はん身後の耻たるべく候これによりて此序見られ候人は十人とはあるまじく候歟去年など朝鮮の學士來り候て老拙に逢候はむをこそ望に候ひしにおひ候はで歸り候は蓬萊に近よりて風のために引さられ候の恨に同じく候など申す事をさる人の序にしるし候事などと申す事も候必ず人に見せられ給ふまじき事に候昔しわかく候ひしうちには身をたて名を揚げ父母をあらはし候を孝の一つなども存寄候に老後の今に至りては箕斗の虚名は身の累となり來り候とても身の事は斯もこそに候へ其子孫の計に尤以不レ可レ然と申したる事に候此等の事共をよく〱御恕亮に過べからず候ゆめ〱御疎略の事には無レ之候

一國造碑時の事即時便候故に水戸史館總裁安積氏へ申つかはし候返答次第可二申入一候

一八十島記存せず候

一高氏遊覽記よくもなき文いくらもなが〱しく御覽に堪へざるものに候其上當時うつさせ候ものも散亡不レ應二貴命一候

一祇園筆誌のものたづね出し候はゞ可レ進候當時藏二つに急火の時道具共とりこみ混雜搜索に及びがたく候移居の後はあらため候はで不レ叶事に候其時大かた見出候べく候源四へは即申通じ候

一上巳の和詩の故事の事御たづね候まづ御尤に候但し故事をつかひ候にこそ古人種々申され候事共にてつかひにくきものゝさてよくつかひ候人も數あるほどの事に候き故事つかひ候手段種々候うち大抵水中に鹽を入れ候ごとくにと申したるおもしろき事に候うち見候時にそれと見へずよく〱味ひ候へば此事にやとおもひ合せられ候樣の事を申候皮骨に粘し候など申す事も候てさやうにひしひしときりくはせ候やうにはつかはぬ習にて候況や古今天下の事多く候て似たる事は似たる事に候へどもうちつけてひし〱と同じき事はなきもの

に候わづか似よりたる事をとりなし候やうにて風中の花香を聞き候ごとくそれかあらぬかのやうに候處に不盡の意味ある事に候此事は彼事々は此事をうちつけ候てはこのましからぬ事に候其上又漢の代の事は漢の代を以て對し晉の代の事は晉の代を以て對し候やうの心得も候て時代不合の故事取合せ候大きに禁じ候事に候拙作のごときはたゞたゞ南朝北朝と申す所に心をよせ候て中の四句皆皆南渡の晉の故事にて始に謝玄八公山の捷の事小勢にて大敵を破り候事鎌倉などの戰にも申さば似候はむ歟武藏野の戰にも似候はむ歟次に劉琨事は義宗義興などの御事にも似候はむ歟蘭亭の事も貴兄御能書などのあいさつもなるべく候か栗里は當時御隱居の事にも比し候はゞ比せられ候はむ歟七八もすぐに南北の風俗一二もまた同じ心得にてとかく兩朝の故事を八句ともにつかひ候にて候なにやらむしれぬ事にて惣じて一首の物體を以て當時の挨拶に相應じ候やうの心得に候きこれら私家の風格にてよき事に候やらむあしく候やらむ其段はみづからもしらぬ事勿論に候

一彈正殿へなにぞかき候て進候へと御申越候へどもなにを申入るべくやうもなき事に候去年さる人より諸葛武侯の繪像に讃の事申來り候始は辭し候きしかるに其媒木下平三郎にて候を以てよく〳〵案じ候に平三郎媒にてもとりあひ候はぬは平三郎とも不和の中にも候かと存ぜられ候はんがかなしく候て其繪とり返し讃仕りつかはし候き其讃うつし進候貴樣諸葛の像あそばされこれを上に御をし候て彈正殿へ進せらるべく候武侯の事はあなたにもさだめて御仰慕と存じ候故の事に候

一松島圖誌記今少し末により候はば移居の事にて取込候はむと草々ながら仕り候て進じ候御心には應じがたくやと存じ候へども御覽候べく候次に鹽竈の事心得ぬ事に候正一位迄を　勅せられ候社の式外たるべく候いはれなき事に候それにつき存じあはせ候事候故に次手にこなたのひかへにしるし置候もの候をうつさせさしそへ候これは記文の中の事に御不審候はむかとそのために候せばき木屋の中久々物もかき候はず眼はくらく候見ぐるしききたなきものながらそれは格別の事と恥を忍び候て

右のごとくに候屆候はゞ御使に屆き候よし早々奉レ待候

一鹽竈辨の事に御不審のみと存じ候あはれ〳〵某撰述候古史通と申すものを御目にかけたき事に候俗世の神道とか申すむかしはなき說ども今は世に行はれ殊にむかしよりいつとなく王迹の始り候地などの事も目のあたりの事を餘所の事のごとくに存じなし候より事起り吳太伯夏少康徐福が後など申すごときわけもなき事のみ千古申傳候事共に候これはたゞ倭學と申すものゝ心得なく候故に雪上に霜をかさね候ごとく誤の上に僞をかさぬ次第に餘所の事のやうになりたるにて候舊事紀古事記日本紀古語拾遺幷に萬葉集これをよく〳〵心得本朝の事は倭語に妙處の候事を悟入し候へばなにも〳〵目前にある事に候古人事を秘し候て名をたてたるにてはゆめ〳〵無レ之候爾雅に見へ候如く言には古言今言雅言俗言方言など申して昔のことばと今のことばと同じからぬものに候よく〳〵古言をさとし得候へば古事はそのまゝ見え候況や應神已後の漢土の文字の上にて義理つけ候事ゆゑ〳〵なき事漢字はたゞ假用のものにて候これらの子細いくらも〳〵事長く候へども鹽竈考に注し候所の御不審をはらし候はむため萬分が一をもらし候古史通にはことごとくに詳細に候されば加賀宰相殿も開闢以來の第一部と御申候てよほどの褒稱に候き

一此のちしばらくは御無音に候べく候それは家作移居計會の故に候ゆめ〳〵疎慢の事にはなく候心しづかならず候故の事と御恕亮候べく候恐惶頓首

六月廿一日

源義和氏鹽竈松島圖誌記

天下名山水、世之所レ稱可レ勝レ數哉、而號爲二神奇靈秀一者、多在二東西一焉、萬物之生、發二育於東一、揫二成於西一、蓋天地英靈之氣所レ鍾、不レ在二乎此一、必在二乎彼一、理或然也、司馬遷曰、禹本紀言、河出二崑崙一、其高二千五百餘里、日月所二相避一、隱爲二光明一也、其上有二醴泉瑤池一、今自三張騫使二大夏一之後也、窮二河源一、惡睹二本紀所レ謂崑崙者一乎、故言二九川山川一、尙書近レ之矣、至二禹本紀山海經所レ有怪物一、余不二敢言一レ之也、美於二蓬萊一言

レ之、亦然、其物禽獸皆白、黃金白銀爲二宮闕一、皆是燕齊怪迂之士、夸誕虛妄之言、今夫我東方國於二萬國之東一、去レ此已東、寸土尺壤、似二稊米粟粒之不一レ在、則知古之所レ謂日下暘谷、蟠木扶桑、太平之人、君子之國、及神仙群仙之居、皆是我式圖之中、或今古異レ稱、或方言殊レ譯、不レ可二得而考一、乃者 文廟之世、美辱奉二明旨一、屢遇二西洋喝蘭陀人一、以訪二四方風俗一、喝蘭陀人者、以レ善二游布地一名二于天下一焉、且觀二其國所レ鏤萬國地形圓毬半毬等圖一、略聞二其說一、我在二東方一、則大地上下之極際、而我東方之東一邊地、轉二出於彼所レ謂地平線下一、蓋東陸瀕海之處、古人以爲二天地之奧藏一是已、美竊以謂是則陰陽晝夜之所レ分、而衣二被日月之精華一、最爲二萬國之先一、易曰、元者善之長也、天地之至美、必其在二乎此一、及レ觀二洞巖源義和氏所レ撰鹽竈松島等圖誌一、則知二其果然一矣、但其地名古未二之聞一、 天朝地志散亡久矣、無レ由二考詳一已、今據二圖誌一、其地則在二大海之濱一、曲岸回渚、連二抱四合一、隱若二大環一、獨缺二其東十二一、鹽竈之浦、在二其南隩一、而有二左右二社一、蓋是太古神聖、始作二魚鹽之利一、以贍二民用一、後世尸而祝レ之、社而稷レ之、舊稱レ之曰二志波日子神社一、方言志波卽鹽也、日子乃古之尊稱、 皇家祀典亦與焉、郡名二宮城一、蓋神聖之墟也、去レ此水行一十二里、而到二松島一、松島在二其西灣海中一、洲嶼大小凡百、赤崖白沙、棊布星列、登レ高望レ之、則鬱々蒼々、皆是青松之所二蟠根一也、故名云、若下夫雲烟開斂、濤瀾起伏、鳧雁飛二鳴於其前一、魚龍出二沒於其下一、四時朝暮、雨暘晦明、變化倏忽、不レ可三盡二狀一、古之所レ謂蓬瀛之洲、其奇如レ此耳、而前人之述亦備矣、余復何言、雖レ然有レ一焉、東陸之州、古稱二其俗勇悍、好相殺略一、美嘗聞東方之人仁也、其俗尚如レ此、何其反也、古者是州、爲二毛人所一レ據也久矣、漸染之弊、何其然也、仁者必有レ勇、豈其天性歟、昔岐豐之地、周人用レ之、以興二起二南之化一、秦人用レ之、有レ併二吞八州之氣一、顧其導レ之之術如何耳、況州之人士、出二乎其性一者哉、孔子曰、齊一變至二於魯一、魯一變至二於道一、安知下其風俗之變、罔（少イ）俾三其山水專二美於天下一哉、若二其登臨遊覽之勝一、以レ此自多而已、非二美之所一レ望也、於レ是乎言、

享保辛丑夏六月　　筑後守源君美書

かく書中相調候處に岩手よりの御一封相達申候彌御壯健にて御遊歷先々珍重それにつき被レ遣被レ下

候もの殊に高和重疊申すべく候やうもなく候人ならばとこそ申候に人ならでつとになり候事千古の奇事にて松葉の香氣格別の者にてあまりにめづらしく如レ此の事このまれ候故に加州の太守へわかちつかはすべく候と存候又々高韻をも攀（舉イ）申したく候へども此便いそぎ殊に昨今俄に大暑に罷成候て一昨日迄綿服の所に如レ此東破申され候寒より暑にうつり候ては人生いかゞと申され候如くの事にて事の外に頭重く氣暗らく此たびは不レ能二其儀一候踈漫のやう心外之至に候

一土肥源四よりも舊作三首移しこされ候まゝ差添候某鹽竈考も源四うつし終り候丁寧なるわかき人にて眞楷などもうるはしくめされ候事に候祇園生手跡は齒干の中尋出し便に可レ進候封じ候かつこうのために書式如レ此御恕亮可レ被レ下候

六月廿五日　君華押

尙々某記の奧藏は紺珠集の證に候東南天地奧藏と有レ之候き

尙々先生大祥御忌の御作殊勝千萬こなたにもおもひ合せられ不レ堪二悲慨一候

六月廿日之御一封殊に珍産御惠賜毎々千里御芳情不レ知レ所レ謝候其邊いまだ暑相催し候はぬ由當地御同事に候六月中は綿服袷衣夜間は綿被ならず候ては難レ堪候きすでに土旺も入り候て一兩日此かた少し暑とも可レ申歟されどももはや四十日許天日を見候はず陰雨往來時々輕雷もおとづれ候へどもとかくに雲も散せず日も明らかならず候所々種々病疫も行はれ候よしにて候老拙いかにも家內無事此ほどは屋敷之營作にうちかゝり取込候唯今の僑居よりは二里を隔候所へ日々家僕等往還なにかとりこみ候事御察し可レ被レ成候なにとぞ閏月の末には引移り候て苟完之計を訖り候やうにと申す事に候先日は小黑崎の圖幷島松めづらしく凡そこれらの事去比一封を呈し候さだめてもはや相達し可レ申候其中に縷々つくし候まゝ此たびは不レ能レ詳候天淵事如レ仰去年以來藥學草の事など承られ候と申候へどもはかどり申べく候事にもなく候いかにも隱居ながら達者に公邊東西のよし時々承傳候賤息等御たづね忝候皆無事に候今少し日も出候節を待曝書之節祇園生手跡尋搜し得候はゞ可レ進候猶期二後音之時一候恐惶謹言

七月四日

六月廿五日一封進じ其後同月廿日之御手帖殊に糒二袋重疊忝取あへず御報申上候へきさて廿五日御報相待候處に猶今相達し不レ申無ニ覺束一存候いかゞもはや御報も被レ下候やらむ彌御康健に御入候歟何か承度奉レ存候老拙家內無恙に罷在候但し當月朔日大風雨水にて木屋がけの屋板大半飛散水は床の上迄は上らず候處に本庄川筋または下谷之邊水は二日三日に彌增兩國橋もすでにあやうく候と申候うちに知行所の事常にも水害有レ之候所故一入無ニ心許一存候へども千壽驛の筋殊に水退かね候て通路も不如意にて日を逐ひ候處にようやく二三日前便候て近所皆々大水に候中にて知行所は希有に水深からず何の便も不レ仕候と承り始て安堵候いかさま四十餘年來の大水に可レ有レ之候於レ今天氣定まらず日々風雨往來猶又此上の事を人々氣遣仕候と申候かねて申入候ごとくとかくにつき西郊の屋敷へ造作し引移候はんと催し最中經營し候處に唯今迄の住居右申候ごとくに破損し申候て風雨凌がたく一日も早く西郊へとこゝろざし其後日夜に力を用ひまづ家の半をば引移してもくるしからぬほどに仕りよせ候と申候に付來十五日の頃には引移り候て相殘り候所々とりつくろひ可レ申候當年は水火兩難にあひ候て物さはがしく候て閑中も心靜かならず一年をもすでに半を經候て此後とてもまた營作に大かた年を暮し候はむと不レ及ニ是非一候さて此たびの新宅は內藤宿の六間町とか申す所に候其邊に千駄萱の八幡とか申す有レ之候かの社より西の方六七町も可レ有レ之候御屋敷へは唯今迄の所よりは近きかたにも可レ有レ之歟保原殿より書狀御屆のために申入候事に候さて此ほど蟲干の次手に取出し候故かねて被レ仰候祇園手跡一枚進じ候那須國造碑水戶の史館總裁の人より來り候まゝそのまゝにうつさせ進じ候手前にて仕候考弁に釋文をも次手にうつさせ進候自餘は前書にも又御報にも申入候に付不レ能レ詳候新居へ引こし候はゞ下人等も又々寸暇なく候はんと存じ其內に可ニ申入一と草々如レ此御座候長崎へ參り候ものもいまだ歸らず候故海內奇觀の消息も不レ聞候さだめて石川殿御城下へも御越にて可レ有レ之なにか御心靜に名所など御經歷候事こなたにておもひもより候はぬ事共健羨之至に候恐惶謹言

閏七月十一日

竹軒木寅亮

丙午元日

龍盤虎踞地圖雄、玉帛會同照ニ海東一、漢祖制儀長樂殿、唐皇臨極太明宮、麥畦臘雪十三白、花島曉雲示ニ萬紅一二十四番春信外、家家松竹太平風、

去歳翰林井公奉レ使赴ニ西京一、臨レ行賦ニ一絶一以留焉、高君斗膽岡生子卿皆有ニ和賦一也、僻ニ在海隅一、恨レ不レ得レ陪ニ離觴之餘瀝一、又不レ能下奏ニ一言一以壯中其行上也、今年適來ニ斯都一、幸獲レ觀ニ諸君子之作一、因次ニ瓊韻一、聊以償ニ覬覦之思一、且爲ニ西都人士一、解ニ其驚異一云、

腰下寶刀光照レ銀、胸中萬卷目無レ人、來時爭覩歸時望、誰識人間有ニ鳳麟一、

辛卯季春　社弟吳淞斌拜稿

尙々武侯像御とゝのへ彈正殿へ進ぜられ候よしそれにて老拙讃も光を生じ候はむと幸甚の事に候被レ入ニ御念一御紙上巻舒不レ停レ手候草々已上

記文等相達候に付其旨被レ仰候第一之御狀先に相屆第二之御狀又相屆彌御無事之御儀承知大慶仕候其筋も風雨之災など風聞に及び候如何御座候歟當方閏七月朔夕大風雨にて某唯今迄罷居候邊は水出來り候て夜中の事にて難義候上に大風にて木屋がけの屋板吹散し其後打續候雨中に以之外に難儀候拜領やしき造作內には中秋前後にも引移候覺悟にて罷在候へども唯今迄の所修補候は二重の費可レ有レ之候まづ雨にぬれ候はぬを賴に壁泥などにて內外を隔板敷等手を（本ノマヽ）合せ候を待かけ十五日に引移り候其後も連雨にて於今內外上下聚頭し造作少も少もはかどり候はず當年は上巳以來今日に至て水大風等の難重々心靜ならずむなしく日を費しそれのみならず朔日二日三日十五六七等の雨水にて近國今に／＼江湖のごとくにて人民屋上に棲居候事に候某知行所常年水害有レ之地に有レ之候に付いかがと存じ候へども當分は路も隔候て氣遣しく候中に便承り候に某知行所一村いかなる幸に候やらむ水を避候て作毛等も無ニ別事一候て百姓ども祝ひ候て正月とか申すを仕候と申越候てせめての事と申

迄に候いまに／＼古河關宿の邊就中彼筋の御領所
は水にて候と承候つゐに無レ之大災害など申候き
のどく千萬東海道も水は有レ之候と申候へども當
方近國のやうにも聞えず候
一進じ候ものども届候由其後近々祇園生詩もさだめ
て届候はんと存候土肥御加筆可ニ申聞一候仰のごと
く高倉やしきの講の事は日前より出勤の事に候き
一喜八殿御老父樣御病氣いかゞ候歟松原殿より御狀
相屆被ニ仰下一候通委曲承置候
一松島記御うつし被レ遣即點を付此たび松原殿迄遣
し候事に候
一縷々蒙レ仰候事條一々承置候右に申入候ごとくに
候なにも／＼此方。埒もなき體に取込候故當分不
レ及レ力候
一被レ下候萩唯今迄居候地にて花少々ほころび出ま
づ白く其後咲分候と紫ばかりなるなど見へ候て大
慶候うち右之大風雨水候事にて早く引こし候にも
あとにのこし置候ていかゞと此一もとばかりこな
たへうつし候處に以之外にいたみ此ほど又々やう
やく紫ばかりわつかにさき候例は中秋の比には桂
樹ひらき候ておもしろく候にそれも數株やけうせ
今ははたけの中にて丈ばかりなる木も見渡らず土
に糞し惡臭ばかりの中に打寄籠居風雅拂レ地候體
に候舊居赤土になり候はずばありしむかしの老樹
數株深欝の境いかほどなつかしく可レ有レ之候へど
もこれは今におゐて心のこらずたゞ／＼新居のあ
りさまあまりに無興なる事共にて珍しき中秋の月
を一人にて見候はむと存候迄に候恐惶謹言

八月七日

八月八日十日兩函本月朔日高橋殿御持參致ニ拜見一候
彌御無事之御便承欣幸之至に候遂一奉答如レ左
一角田へ御こし御滯留中逢隈へも御遊歷候て御歸又
々磐手へ御催しのよし人間の淸福不レ可レ過レ之候
と殊に／＼無レ堪ニ健羨之至一候
一萩花いかにもこゝろよく開候て見候人々も驚目候
打つゞきうつし植候桂花もことの外にこゝろよく
開候處に八月十四日之大風雨にて一片も殘り候は
ぬやうに吹切無興之至に候き雖レ然其夜之風雨は
こなたはかろき事にて伊州尾州三州遠州の海溢候

て村落人民漂沒數もいまだはかられ候はぬと申沙汰し候それよりさきにも豐後又は但馬など地裂水湧これも人畜ともに死傷況や田園等の事は荒廢申すに不レ及候 沙汰に候いかさまにも私宅の近所の家々の井泉ひしと枯竭候とて私宅の井水ひたともらはれ候地脉は相貫き候はむ事心得ぬ事と存候うちに右之仕合に候それらにあはせ候ては花木などの少し盛を久しく見申候はぬなど申候は沙汰申も及び候はぬ事と存事に候

一瑁瑰又はさきわけ袱の事御心に懸られ忝次第に候美人草の種を下し候處にもはや芽を發し候事にて忝存事に候

一天滴翁事療養術盡八月八日に死去の事に候七十四歲と申す事に候遺書一封殘し置れ候とて留守より死後に早速到來候見候へば年來の謝詞どもにて久太事見すてくれ候はぬ樣にとのくれぐの事共にて筆も叶ひ候はぬもの遺し置れ候鳥の將レ死其聲の哀しきとやらむ窮して始に復り候習ひ不レ及ニ是非ニ事と哀慼此事に候 二男の事いまだとくと御存じなきと見へ御尋ねに候此人の事はむかし天滴などの如き例の二男をば召出候御例なき事に付すでに頭をもおろし候て天滴の本業の醫を以て身をもたてさせ候はむとの事に決し候とて老拙方へ入來にてわかき人の本意とも存ぜられ候はぬ體のあはれに存じ候故に我等に任せられ候へとてあなたこなた仕り章庿の御代にて殊に事成りがたく候を出身仕らせ候きゑかれば父子共に老拙大恩に候など申され候へども兩人共に國のために無用の人になき事上への御ために薦擧の事私門に謝せらるべく候事にもなく候と申したる事に候然るに父子の間にわけこそ候ひつらめ小路がくれのやうの事に候見へられ候はず此事いかにと父兄共に驚き某へ相談に候故わかき時はさやうの事はある事に候十日過ずして歸らるべく候間靜に御待候へとくれぐ直に參り候て申候處に公邊を憚れられ候て七日めに言上めされ候其言上の使は室新助殿にて御支配へ委細申上候とて天滴宅へ參られ候處へ二男は歸られ候いづれもく後悔めされ候事千萬の事に候へ共又其由を言上候へばなにか被ニ仰付ニにて獄中へ入れ置れ候それより父兄種々公邊とりつくろは

れ候うちに權門に贔負の人出來り候て其力にて久太も御用とて長崎へ參る首尾になり候故に獄をも出られ候てさて私宅へも忍び〳〵に兩度參られ候きそれも子息一人が當年七八歲に候を我等父子に今少し成長候はゞはごくみくれ候へとのたのみ申さるべく候ために候き中々むかしにかはらぬ事共に候處なにゝても申上候へとて評定所の前に箱とやらむをさし出され候と申候を幸と存ぜられ候歟新田をとりたて上の御費用を少しも〳〵滯り候はで蝦夷の地を取り候て可二差上一候よしの計策を以て封事を奉られ候に付とりはなし置候はゞ又いかやうの事か可レ有レ之由內々の御沙汰にて又々獄中に今は守る人なくしてをし入られ居られ候事に候久太も看病の願もなり候はぬやうの事の由にて終られ候奇禍いかなる事にやと存じ候されど皆々由り來る事は可レ有レ之候事長く候へば不二存申一候

一滄浪事も被二仰下一候此人の事はよのつねの如く時勢にひかされ候はむ人にもなく候たしかなる事は世の人しるべきやうもなき勿論に候か當時遭遇の事にて重て誓紙など差上られ機密の事にも預かられ候など申す事に候これらの事老拙へ逢れ候にては申すも申さぬもむづかしき事に候へば出合めされ候はぬ尤とも可レ申事に候此人ゆきがた明君家訓にてゆきがた御察し候べく候土器につき候味噌にて大臣の大饗をも濟し候はんやうにとの心得にて此一筋に至ては墨翟晏平仲のゆきがたのごとくにて時に相應せられ候事にやといづれの道にも榮遇は私祝に不レ堪候

一今一條被二仰下一候事老拙今は大かた世の中の事聞もし候はぬ樣にと常に心がけ候承候事はとにかくにおもふ事も候は人の習に候おもふ事は口にも漏候故の事に候むかし鄭子產の政を執られ候初に國人誰か子產を殺さんものぞと申候ひしに後には大きに服し候と春秋傳にも見へ候さだめてさやうの世にもこそ候はむ歟管仲は霸者之佐孔子には其功をゆるさせられ候へども孟子並に董子は孔門五尺の童もいふ事恥つとか申され候きその管仲だに孝弟忠信禮義廉恥を國の四維と申しこの四つの綱きれ候てはとの事に候き天下の人不レ顧二恥辱一候やうになりゆき候てはいかに可レ有レ之候やらむすべ

てこれらの事共おもひめぐらし候へば物體なき事と更に〳〵夜もやすくまどろまれず候古人腕は斷へ候ても此事をしるし候事はなり候はぬと申候故事も候それらの草を起し候人もまた末世のものかきには候はむずらむとにもかくにも時運のしからしむる事不レ及二是非一候

一孫武俗解の事被二仰下一候眞名にて仕候ものは七月迄に事濟み序も仕候間此度其序は懸二御目一候子弟等彼書を見候て訓點だにつき候はゞ大かたはこれにても心得候はむかと申候いかにも心得がたく可レ申候事の氣遣は條數も多からず候それらの所は口授も可レ仕候またはし〴〵かきてもとらすべく候おもしろき事もなく神氣も鬱し候事のみ承候中にそれらの事の心づかひ老衰の身不レ可レ然候間しからば俗解は仕るまじきと申し定め候ざつと大際明き候心にて其外の事に程なくとりもかゝり候心得に候さて著述の書ども高橋殿迄可レ懸二御目一候由これは以の外なる御難題を蒙り候て御挨拶に詞なく候それは多年御心やすく候故にいらざる事をも申せば申も進候御とりたての御人とは被二仰下一候へども當時他門の御人に候てしかも老拙今迄に未見未聞候御人に候處に肺肝を吐出し候はむ迷惑に候と申候へば御申越候をいなみ候樣にて心得候と申候はんは某本意にあらず候すべて某唯今の身のほど世の人はいかに心得居られ候やらむ此時にあたりて某はいかなるが當然の理勢に候歟世態人情それにてはとくと御存知なき御尤に候へども天滿滄浪の一二事にても御察し候べく候盜は主人をにくむとか申す事も候すべて某等文字邊（本ノママ）の道學の筋色にも言にも出候はん以の外の事に候此心あつかひ某一身のため子孫の謀と申す事には無レ之候虛名を以て文廟御師席をも汚し朝鮮のものどももつねに甘盤々々と申し候やうの事そののちの信使も對州へ入り候といなや某平安をたづね候など申こゝかしこの筆談文章の序にもなにやかや申候とか承及候それのみならず北京の翰林迄もとやかく申し給り候文章も有レ之候然らば某終りをよくし候はぬ事天滿二男のやうの事の奇禍も候はんには　文廟の御目がねをもうしなひ日本の恥辱を萬里の外に殘し候はむは不忠の大なる

ものゝ不孝不慈の罪は不ㇾ及ㇾ申候つら〳〵見聞し候に昔しは存せず候某等覺候て歴々の人々おもはぬ外の禍にかゝられ候は土佐の野中備前の熊澤當所の山鹿長門の宇都宮會津にて四家合考の作手柳川にて九州軍記あらはし候人近き比も肥後の蟠龍子皆々撰述の書の事にて初はさこそ秘しもこそし候はむずれ天知地知汝知にて世の申沙汰し候事次第第次にひろがり候て皆々終りをよくせられず候前車の覆轍此事に候是により某撰述のものゝ有ㇾ之事は土肥などは大かた存ぜられ候はむ其餘は中々名も聞及ばれ候事あるまじく候近年以來それら彼天知地知汝知にてこゝかしこより聞及ばれ候とて二重三重のつてを以て種々の智計にて見たき借たきと申來候も有ㇾ之候にあとかたもなき事と申答申答打過候貴老御事は格別の御事故に撰述のもののやうすをも申上此度の序をもせめての御心ゆかしのためとうつさせ進じ候此序とても子共より外土肥一人見られ候迄に候御秘し被ㇾ下べく候如ㇾ此の子細よく〳〵もと末御考候てこれらの事更に一身の謀には無ㇾ之候死し候後にも魂魄候て文廟在天の靈に對越し候時に御名をば汚し候はぬと快く申上たきために候間萬端御賢察に過べからず候

一硯石の事相心得候とかく貴老の御硯きはまり候はば樣子可ㇾ被ㇾ仰下ㇾ候さなくては手懸りなく候故いかにとも存じわかず候これへも一面と御心がけ被ㇾ下候由それは忝次第候へども必らず御心を勞せられ候には及ぶまじくこれら得喪も有數の事と見へ候歟

一復庵大菊の詩たづねさせ候へどもこれらのものは殊に多き事其上度々の移居之節あなたこなたへ入れちがへ候にや當分見出し候はぬと申し候復庵へ申つかはし候はゞ出來りもし候はむずれども紛失候と申候はむも不恭のやうにて申出しがたく候其內求出し候はゞ可ㇾ遣候

一中秋は右に申候大風雨のあと路次ことに泥濘し候に田鶴樓と申すもの當年迄に三十一年必らず同じく賞し候月とて子共二人づれ候て參り滿堂明月中秋色、歸路淸風十里程と申す秀句をも仕り相かはらず月を賞し候へども佳興は更に〳〵なく候て拙詩は無ㇾ之候き

一大菊の和は卽うつし進じ候戯作見るにたらず候少しはたがひに諷詠の作に候歟

一此間は手前に病人有レ之晝夜心を勞し散々不レ快復庵藥にて蘇し候やうに候へどもいまだ復本無レ之候故に朔日の出レ仕も不レ仕候間高橋殿へも不レ能レ奉レ迎遺憾之事此書中も乍レ例わけ見え申すまじく候恐惶謹言

九月二日

去二日の書委曲申答候條此書不レ能レ詳候依而二日の書に一所に進候孫子序舊稿をとりちがへ進候と見へ候改稿をうつさせ可レ進とさし置候もの此方に有レ之候間早々進し候二日の書にさし添へ進候舊稿は氣に入り不レ申候て改候ものに候間重而之御便に返し被レ下べく候夜間調候て封じ候故誤封無レ據ニ慚謝ー候又申上候五十四郡考起草候はんと存候處に一事不審候間申上候御考合御報奉レ賴候

其子細は

當時公儀の帳面に奥五十二郡は其内白河白川宇多宇多四郡候白河白川は一郡を領主替り候間かきかへにて候宇多は貴藩の御領にも相馬領にも公儀御領にも懸り候貴藩にてはいかゞ御となへ候歟又三方の領入り合候地に候歟此段御たづね申入度候此外に東鑑に候糟部郡比内郡二つながら南部領と見へ候南部縁類共へたづねさせ候いまだしれかね候恐惶謹言

九月四日

倘々平泉は御城下より道程いかほど方角如何にて田谷窟のあとも御領分に候か

九月十五日之御細書本月六日相達八月十四日に磐手山へ御下り晩來大風雨こなたも御同事に有レ之候き中秋の月もこなたも御同事にて有レ之候地里は百餘里を隔候へども天は遠からずやと奉レ存候兩年珍らしき月を御賞のよし御うら山しき事に候老拙等は大かた籠鳥のごとくにて三里の外は出がたき法制に候へばこれらの事を承候には何より何より御浦山しき事御清福と可レ申事に候

一栗原郡へ御こし空海兩界曼陀羅嵯峨帝宸翰等を御覽の子細承知仕候それらのものもけく其筋はなにやかや古物共も殘り候と其境致おもひやられこれ

又御うら山しく候如レ仰空海師の阿字は望もなく候帝書は御すきうつし候よしいづにても御うつさせ候て被レ下候はゞ可レ忝候

仍而申述候那須國造碑御見せ候通にうつし來り候へどもなにとぞ石本見たき事に存じ候申かね候ひしがども心にこめて打過候も遺恨に付水戸安積氏へ申つかはし候へばむかし二本候を一本は近衞攝政殿へもらはれ只一本候へども惜しみ申べくにあらずとて此ほど來り候見候へば格別の物に而見事なる所はもとよりなく候へども精神は增し候なにとぞ天色明らかに眼も明らかに候とき老拙手つから雙鈎にいたし遣すべくと心がけ候御心長に御待可レ被レ成候之も一奇事に候

一磐手山にて論語御講畢敬齋箴玉山講義等の御沙汰候て孟子御開講之由いかなればそれらの事は當地などのごとき所にてこそあるべき事に候へどもここちにては歷々衆中それらの事はゆめにも無レ之候いなかにては左樣の事も候歟心得ぬ事に候第一感じ入たる御事に候さて茶湯御催しにて老拙書候ものを御裱背候て御拔きのよし赧顏之至に候御便も候はゞ迷惑いたし候はづかしく存候よしは幾重にもたのみ入候

一さて御便已後御病人たち御入候て御難儀の由御紙上御尤之至に候世の中の難儀なるもの病人有レ之ほどの難儀はなく候此方にてもせつかく嫡男の方にて產仕男孫を生み候ていかばかり悅び候處天稟弱く候て無レ程短命候それに心をいたみ候故か產婦も煩數十日それにこゝろを勞し候へきこれらの事よのつねながら年老候へば一しほきのどくに覺候さだめて其許皆々萬福と私祝の事に候但し病人を苦勞し候はむ事はみづから煩候て人に苦勞をかけ候はむよりは彼善於此とも申すべく候かたゞいづれの道にも折角御壯健に御入に過べからず候

一深見翁事先書にも申入候ひしやらむ死期にのぞまれ候て一封を殘し置れ年來の某厚恩を謝せられ久太事相かはらず念比に賴入候由にて候きゑからば某事を忘却には無レ之歟たゞ人はいくつになり候ても利欲に厭たらず候故にまたも〳〵よき事も候はん歟と心まどひにて義理をもたがへ候事も候やらむ末期の遺書にて百感を增し候て殘多き事候

一理現白萩兩根共に相違し候なにとぞ〳〵芽を發し候へかしと早速日あたりよき所へ植置候て自愛此事に候御禮申しつくしがたく候去年の萩は當年實多く結び候故其實をふせ候てたのしみ申す事に候返々千里の御芳情とはこれらの事と忝仕合にて候

一其地洪水の事御申越候去年今年は天下諸國洪水沙汰のみにて候某領所なに事もなく當年は近年に無レ之豐饒と申候それにつき冥々中恐惶不レ少候と被二仰下一候不レ及レ申候事ながら感心此事に候論語の末にも命を知らずば君子たるべからずと候歟またまた天命を知るなども仰られき誰も〳〵よみ候事申す事にてさりとは〳〵世の中學者たち天命に目のつき候見あたらず候況やゑろうと衆は道理たる事に候天地古今之間の事共見めぐらし候に大かたは命に目のつき候めづらしく候歟それ故にすこしく才も有レ之候人は我權勢智力にてなに事もなせばなる事とのみ心得られ世を欺き民を愚にし罪を天に獲られ候事と相見へかなしき事に候天地の間陰と陽と相わかれ候にはいかなる善の中にも惡き事はこもる事に候又いかなる惡の中にも善はなくしてかなふべからず候但したとへば肥饒の地より出候ものは百物皆々宜しく候蝮蛇など埋み候やうなる惡土より生出し候ものは五穀のごとき種の美なるも大毒をなし候されば孟子も政共にそしるにたらずとか申され候たゞ〳〵仁と不仁との二つに落着候事と見へ候不仁の利欲より出候事はいかによき事を假り候ともことごとく皆天意にかなふべからずや冥々の所に必づき候事返す〳〵も感じ入敬服之至に候

一源四郎講高橋殿御聽候由此人の事は十一歳ばかりの比より講讀は天下にかくれもなき上手に候へばこれは誰殿の聞召候ても御はづかしからぬ事と存候

一承たき事ども別紙に申入候御むづかしながら御報待入候眼澁り夜中の閑隙を幸にゑたゝめ候故御覽わけがたくと存候頓首拜

十月廿日

廻船の船頭ゑるし候物に候有レ之候御領分の地名文字いかゞ承たく候事

一南部山田大浦より田の濱へ　三里
一田の濱よりよりの間へ　十三里
　此間さんくわん島あり
　　寺部仙臺境也
一よりの間よりけいせんの間へ　七里
　けいせんの島あり内外を亙る也島の沖はなに松
　一本有
一けいせんの間よりいづ島へ　十四里
一いづ島よりきんくわ山へ　二里
　　島あり沖も地も通る
右さんくわん島　よりの間
　　いかゞ玄るし候歟
けいせんの間は氣仙沼にても可ㇾ有ㇾ之歟いづ島
は出島にては無ㇾ之歟
　　又
一鹽竈松島　御城下より方角は如何道里近遠如何
一金華山各同斷
　　又
一衣川　高館　御城下より方角如何道里近遠如何
　　又

東鑑に候國見峠は老拙も歷覽候同じく阿津加志山の事これは福島領と米澤會津領の方と存ぜられ候御領内の事には無ㇾ之候へども御講究も候ひし歟承たく候愚管には福島領とアヅマガ嶽とて候を今もアヅマ道と土人申候如ㇾ此山などアツカシにても候はん歟いかさま大山と見へ候へども當時名を失し候と見へ候へばゆかしく候已上
　　又
一大佛　奥の地名と見へ候いかゞよみ候歟

九月廿四日之一函一昨々日到來先以御强健の御便承欣幸之至されども貴地疱瘡などはやり御心をくるしめられ候よし承いかにや〳〵と存じ候御姫婦さだめてめでたく御開胎と察入候次に白石の珍產殊にすぐれて潔淨千里の御恩情程なく裁服し候て御こゝろざしを衣被し候はむと謝し候はんに詞なく候又次に老拙家中當時は病者も皆々事故なく快然無事に候貴意安かるべく候此餘條々御書面の序のまゝに申答候
一其邊水災之事堯時にも九年の水とか申傳候上はい

かにとも申わかちがたく候へどもそれらの代りには大禹の如き聖功も候き末世の事いかにや委細の論をたて候はむ憚もあるべく候へばとかく申さぬに候昨夜よりしてこなたは又々灰も降出し候いかほどの事に可ㇾ有ㇾ之やらむたゞ此まゝにやみ候へかしと念じ候事に候

一天濤あと別事もなく候長崎にても無事之由便宜候二男は久之丞と申候名は翼とか申候ひしにや字はたしかに凌雲と申候きこれも息災とはきのふも便候き被二仰下一候趣御親切の至感服の事に候

一孫子序の事被二仰下一候返し被ㇾ下候も領納候それにつけこなたより申入候事に付返々御申被ㇾ下候趣けく〳〵いたみ入たる御事共に候古人已來著作など候事は世のため人のためにもとの事勿論に候又は類本はいづくの所にもありたき事に候就中それらの御方には殘しも傳へたきの本意は御察しにも有べく候されば時運のかゝる身に候へば此身こそ輕く候へかゝるものを御師席けがさせられ候など申す事も候はむは

前代への大不忠と存ずる憚りある故に心に任せ得ぬ力なき事に候此ほどもしかるべき御役人中の申され候に大學頭申され候は當時ある人を以て筑後守に事を御たづねの事候に今は忘却し候てふつと御答申さず候あはれ日比の口ほど候ものかなと稱美せられ候がしかる事も候にやとたづねられ候老拙打わらひ候て其事のごときはおもひ合する事も候はずいづれにも大學頭稱美身に過ぎ候幸に候と申したる事に候これらの事などにつきても今の世の人の口のほど御察しに及べく候但し時のめぐりあはせと申すものも候へばうつし得候て副本のためそれへつかはし置候事もさるまじきにもなく候たゞ〳〵力に及びがたきは當時のありさまに候故楷書調べ候はむ人に乏しく候事遺憾の一つにて候就中老拙事なにかど御褒揚の事赧然の至に候畢竟當所當時の形勢を恐ながら御不知案內故にかゝる事も蒙ㇾ仰候にて候こゝらの人の老拙をおもひなされ候ほどを能々しろしめされ候はゞいかにやとも存じなされ候されど山に入て木を樵り水に趣て魚を漁し候もおの〳〵好む所にしたがふとやらむ申候へば御好事の御過とは申すべく候はむにやと

にもかくにも慚愧のみに候
一高橋殿令閨御事承知驚嘆此事に候人間の生別つゐに死別に御なり候事さてもくきのどくなる事に候御旅寓一しほの御事と御弔申す事に候
一鶴樓中秋全詩追てうつし進ずべく候
一五十四郡考の事に付御たづね申入候につき又々御心を勞せられ忝次第に候いよく事明かになり候それよりさきに稿を脫しうつさせ進すべく候とわかきものどもにをしへかゝせ候處に此事は去年御申給り候事有ㇾ之につきて加賀宰相殿へ見せ候へば悅入候の由にて即うつしとられ返し給り候間すぐに其帖を此たび封じ入れ進じ候御返しに及ばず候この冊すぐに宰相殿見られ候ものに候間御とめ置御覽候べく候
一莊嚴寺　弘仁宸翰の御記しるし被ㇾ下候さてくよろしく被ㇾ遊候御事に候就中空海の阿字の上に贊せられ候を以て疑なき宸翰との思召付御尤至極餘議有まじき事すなはち申請候前書にも申入候如く宸翰をばなにとぞうつし被下べく候それに御文章をとりそへ候て祕寶とし候べく候事に候其節の御詩これも又御出來かし被ㇾ成候御作に候士衡語を御取用御尤の事愚存申すべく候所もなく候これ又宸翰と三事のものに長く取傳ふべく候
一源四郞事被ㇾ仰下ㇾ候十三歲より前代御預けの人に候へば互に父子のごとく賤息等とは兄弟のごとき勿論に候去々年にて候歟高倉屋敷の儒者だちすくなく候とて或人源四郞事は木下の門流に候由にて老拙へ問ひ來り候事有ㇾ之候に付老拙申候は此人は幼より才學候て　前代へ召出され老拙子共と一所にとりそだて候へとて仰ㇾ蒙り候えども老拙何を一事をしへ候事もなく候此人はもと獨力にて學得し人に候へば老拙弟子にあるべく候樣もなく候玄かれば平之丞門下とも申定めがたくもや候はむと申切り候き當分は此ことばにて事つかへ候時又ある人の說に前代筑後守へ預けられ候上は弟子になくともゆかりは候と申す事にて一決し候て高倉屋敷へも出勤候へとの事にて去春に至て平三郞新助源四郞三人の講を一時に被ㇾ聞召ㇾ近習の衆中の評に講說第一など申され候との事に候き此時某源四郞幷家翁へ申候には世も世

に候はゞ前代御預の上は老拙申すことばも有べく候えども當時の事にて老拙下より出身めされ候衆中皆々その事を悔まれ人より先に老拙を惡くいひなし候て世の疑をまぬかれ時に遇ひたくおもはれ候時節に候を老拙故にわかき源四を彼のものゝ弟子にやと長くすたらせ候はむが惜しく候故に前のごとくには申切りたるに候と申候へば父子共に落涙し候て老拙こゝろざしは身に餘り候とも申すべく候へどもいかなる事候とも浮沈は共にし候べきに餘りに心づかひの過候事にも候と申されたる事に候むかしは老拙一面の識をも世の美とせられ候人も多く候ひしに今は源四郎ごときをも老拙みづからつきはなし候て後榮をもあれかしとねがひ候仕合世の變化おかしきものに候と存せられ候無益の事ながら源四事御申越につきて如レ此に候

一花鳥の事事長く候故に別紙にかきつけ申答候これらの事には東雅とて二十卷ばかりの著作候へどもこれはいかに世に聞え候歟こゝかしこより申來る事やかましく去年の火に草稿燒失候と申すて候これら御覽じ候はゞと存ずる事に候これも副本なくして果して灰にもなりうせ候はむ歟それも皆々天の數こそと存じなし候迄に候長文章に眼つかれ候間まづ草をとゞめ候申殘し候事も候べく候御宥恕に可レ預候恐惶頓首

十月廿四日

奉答

一桂あなたにても南方の産にて他方には無レ之歟詩家にてよの常に桂と申候は巖桂とて木犀の事に候こゝにもカツラとて候ものいかにも御申のごとくのものに候其中に葉を採候ていかさま桂心などの香氣のごときも候得共まことしからず候今昔物語にか此樹中に桂心ある所候などゑるし候へども心得がたく候過し比水戸の西山殿いづかたより御もとめ候にや庭間にうつし栽られ候ものゝ葉を人の給りたる事候竹葉桂と見へ候てこれはいかにも肉桂の香いちじるきものに候き木は見候事なく打過候き巖桂にも金桂といひ銀桂といふ候花の黄と白とを申すにて候それが中銀桂は大樹にならざれば花開き候はぬなどこゝらの花師申候て金桂をたつ

とび候へどもむかし老拙庭間に兩株共に候ひしが銀桂とてもさのみ大樹にはなく候ひしに花は有レ之候き兩種共に年を經候ひてはいかにも葉盛りにして團々たるものにておもしろきもの歟

一蘭あなたにてもむかしより申すものはこなたにて藤袴と申すもの一名孩兒菊などゝ申候歟こなたのものも香深きと見へ候て古歌などに其由見へ候へども當時關東にありふれ候は花に香氣はなく葉を乾し候へばいかさま香氣候て蠧を辟候と申傳候故老拙藏書に多くは此葉を挿をき候風などに落散候所も雅なる故に候賀州に候ものはいかにも香氣甚しく室中へも薫じ候ほどの事の由小瀨復庵の申され候故に歸國のゝち種子を賜候へと約し候へども於今當地滯留にて其事もとげず候こゝに候よりは莖などに稜有レ之候て似て非なるものと申され候そこらの産いかに候やらむ當時世に蘭とて申すものは宋時山谷氏此名を命せられ候と歟申候豐後の國には谷〻皆此物ばかり生じ候所も候など申候へども見ぬ事に候へばたしかには申がたく候これも種類すくなからず先年薬の靑黃間道ありしもの京より來りたるなど見候き

一櫻とかへでの事これは異邦にはありもこそし候はむ歟今まではこなたの物を稱し候事にて候ヲランダの人は萬國をわたり見候もの共に候事いふに不レ及候いつも來りとゞまり候旅館の火にあひ候時に淺草の善龍寺といふ寺に寓し候時に老拙とぶらひゆき終日物がたりし候に三月の始にて庭上にわかかへでのうつくしく見へ候を醫師にてワァガマンスと申せしもの此物と櫻とは御國の名物に候萬國の中になきものに候と申候をカピタンとて船の長にて候ものゝ名はコルネルスラルテンと申すも同じことばに稱しき琉球の人にたづね候にも珍しき産のよし申候き朝鮮のものはむかしより以來とやかくと申す事に候へども惣じて朝鮮のものは小國のものにて殊にわろき意地候てなに事にあれこなたに劣り候事のなからむやうに小童等までも心得候て十に八九もまことをいはぬ事に候申す所ことごとく信せられず候對州の儒人雨森東五と申す人はその十七八より老拙殊に忝たしく候て彼家へも薦擧し候に當時は木下門中にこれに忝く人も

なきやうに世にも申し候朝鮮の人なをさらに稱し候人に候がその申され候ひしは朝鮮に候對州の館中にいづれの時になに人のたづさへゆき候かこゝにて楊貴妃と申す櫻一株をうつし植候東五あなたにて其花の盛なる時に朝鮮の判事官のもの來り觀て大に稱し候きその長に來りしもの例のかた意地ものにや都にも此花候と申候が心得ぬ事に候とものがたりに候き黄蘖の僧だちの海棠と申され候も垂絲海棠をあやまりしにて候垂絲はこゝの絲櫻と申すものに候あなたにてもこれは海棠にはあらねど此名をおほせ候よし見へ候こなたも同じ事にてまことの櫻にはあらねど此名を櫻の名負候ものすくなからずやもとより櫻と申すはたゞひとへなる山櫻と申すがまことのものにや重瓣のものは別種にて世にもてはやし候も遠からぬ事伊勢がけふ九重の詠にておしはかるべく候事に候あなたにて櫻桃とて專ら實を稱し候ものはユスラと申すもの歟これは朝鮮にもあるものにて移徙樂と玄るし候其字音すなはちユスラと相同じく候此物は彼土よりこなたへは來り候やらむ先師にて候人の申され候

ひしは朱舜水の語りし事こそあれツバキなど東方の名產也其種品も多くして花も見事なる也かゝるものあらむには唐人いかにしてかは山茶などを賞すべきといはれし也これ又こなたの名產とみへ候と申されきむかしは海石榴と玄るしてツバキとよみ候と見へ候唐への贈物に海石榴油など□朝よりつかはされしとも見へ候へばあなたには稀なる事の由は右より其沙汰も候へしと見え侍り惣てかゝるもの其土地によりすぐれて盛なるもの有レ之候事と覺へ候琉球の人に梅の事を問候に本土にはなく候薩州より盆梅をもとめゆきてうつし種々に樹はいかにもそだち花も多く香も深き事こなたにかはらねどつゐに實を結びしものはなく候と答候き玄かるべき事天地自然の相感如レ此と見へ候梅木氣の正を得候もの故に陽氣わづかに動き候とそのまゝ發育の氣をあらはし其枝幹も曲直其味も酸く全く木の正氣をうけ候て酸味は收斂の性を備候と見へ候に琉球のごとき極南の地方にしてはあまりに風氣開らけ過候て相應せぬ所候故に實を結ぶに及ばぬと見へ候櫻カヘデツバキなどの類もおの

おのゝかる故もこそ候らめ東方は木運の肥しつべき地方に候へば花木など他方よりすぐれたらむ所もあるべく候事にや楓と申すものは楓脂などは藥物にも用ゆるものに候こなたにはなきもの歟飛驒の山中にはそれとおぼしきものもある也など申す事も候へどもいかゞ候やらむ其葉はあなたより詩箋とて花葉の形を剪裁し候紙の中に紅葉候がそれに候などゝ申候惣じて本邦のことばは其モミヂと申すはたゞ〳〵黄ばみ紅なる色を申せしことばと見へ候ハヂのもみぢ櫻のもみぢツタもみぢなど申すの類皆々それにやカヘデをさして必らずもみぢと限り候とも聞えず候カヘデの字萬葉に「蝦（本ノママ）手蛙手」と候は似たる事は似もこそし候はむ不雅なる字にや雞冠木とも見へ候は彼是よりは善かるべしやたゞいづれもあなたになきもの故にゝかるべき字も見へず候か楓字は日本紀にはカツラとも讀れき當時の俗にも絹の色の紅に黄を帶たるをモミ色と申すもふるき名殘りあるやうに覺へられ候

一花とつとつに申す事こなたにては櫻を稱し候勿論に候あなたにてはさやうの事は聞えず候蜀中にては海棠を花とし候など申す事は候へども中土の例未聞に候なにゝもあれハナ開たるを花とは申候がまづは桃李を盛に申候やうに見へ候へども李花はこなたにてはさのみ賞し候はぬ歟桃よりはけく見所あるやうにも覺へ候但しさびしきやうに候へば方俗のこのまぬ所も候にや梨花又同じためしなるべく候

一杜若あなたにて申すものは一向に別物に候こゝにカキツバタと申すものは燕子花勿論の事に候

一萩の事とかく詳ならず候亡友稲若水見出し候とて申聞せし事候ひしかどもすこしく疑はしき事も候とて今に決しがたく候こなたの山陽の國よりは萩の板をひきあきものし候由を申す事候此事のものがたり候時に服部清介殿の老拙にむかひ申され候ひしはさては一條申すべく候事こそ侍れむかし津輕にて田村麿の建立の地藏とか觀音とかの堂に詣し事の候に門前に相對して兩株の二かゝへも三かかへもふときが長き事は幾丈か候はむにおりふし秋の事なるに紫なる花のさきみだれ候を見るにまがふべくもあらぬ萩花にて葉もまた萩也此樹いか

にや申すと別當の僧に問ひしに萩に候と答侍りき此事あまりに人の疑を引出すべければ子共にも今迄語り候はぬが尺に餘る板に引出し候との物語を承候へば始て申す也と申され候き京の一條殿とか承候き御庭の萩は築地の外より花の盛に見へ候と申候こなたにて岩瀨長八殿のむかし大前の庭にもそのごとき物候き去かれば此ものは年々に刈とられ候故に叢草のごとくに候へ年を經候へば大木にもなる物にや但しは又似て非なる別物も候にやこれらの事承候につけていかにともさだめかねたるものに候

一秋葵の事仰のごとくおもしろきものに候老拙故主に候ひし土屋民部少輔家藏に東山殿の御物にて其後豐臣太閤の北野大茶の湯に用ひられひし錢舜擧の秋葵の圖有レ之候きその事を存在し候て小石川の宅には種をもらひ候てうへ候ひしに見事に咲候を火後むなしく今に殘多く候そこの種御便に奉レ待候此物の根を水に浸し候てその汁を用ひて石の碎候をつき候に妙なるものに候唐にて米を舂候からうすの杵のさきをば石にてこしらへ候に此物にてつき候事に候いかほどひゞき候てもつき候所ははなれぬものと申傳候かゝる能候のみにあらず花のいかにも見所あるものに候それ故に古名畫も繪かゝれ候と見へ候歟

一惣じてこなたにて常に見馴れ候ものは珍らしくも覺えずひとの國のものもかくこそとおもひすて候心をとめ候て聞もし見もし候へばいとありがたき事も候歟黃蘗の悅峯和尙は老拙とは親しく候ひきいつも當地へ下られ候時は私宅へもかならず尋來られものがたり候京へ上り候時には寺へもたづね候きある時春の頃に來られ候に蜜柑を出し候てあなたの物といかにやとたづね候へばあなたの物はこれより少しく大きくして色いかにも紅に味も甘く覺候と申され候きさて萊服の事たづね候へば此國のごときものは聞し事もあらずまして見し事もなしあなたのはまづ色白きものなしこゝにて柴大根といふものゝごとく赤色にして指のふときにて此長さとて拂子の柄を出し示され候味は辛く似たるのみに候此國の物のごとく色白く味甘を帶候ふとき長きもの終に見もせず又茄子も此國のごとく

に紫色の物なし皆々銀茄の色白きにて甘く水くさきものと申され候きかゝる野蔬等もこれらのたがひある事に候

一御たづね候ワレモカウカルカヤ當方にも候唐にていかに申候をも心得わかたず候美人草珍らしく候上方にて梅鉢草と申すものにも似候にや或は鬼葵と申すものに似たるとも申すべく候へども時節いかにやと存じカルカヤ燕麥と申すものと申す人も候いづれにも種子候ものならむには御便に待入候その物まさしく見候はゞ思ひ合する事も候はん歟

一こゝにオシ鳥と申すものいかにも〳〵鸂瀬にて候鴛鴦は大きなるヲシ鳥に候よく似て候由申傳候がたゞ〳〵一類にして大小あるものにやカモメなどにも老拙見候に一類にして大に同じからぬ三種候こなたの河中に見へ候ものは中なるものに候むかし年々に上總へ渡り候時海中の洲に見及びしものはこなたの河中に見へ候ものを四つ五つも兼ね候ほど大きく候もの候千鳥とて候ものはあなたにて信鷗と呼び候それは潮につれて往來の信なる故に候これ極めて小しきなるものに候定て其邊にも此三種候べく候歟ヲシも此ごとくの事をおもひなされ候如何

一錦雞の事いかにも前代につねに見候此土にて生じ出したるもいくらも候き見事は仰のごとくに候へども廣き庭際にて見候には白鷴には見劣り候ひき白鷴は大やうにて見事なるものに候孔雀などよりは潔白にておもしろく覺候き鸚鵡なども幾種もある事に候へども本唐より來り候隴山のものほどおとなしく見事なるはなく候島國のものはさはがしく候て性急なるものにておもはしからず候あなたにても申すごとく人語によく通じ候ものは遼奇のにて九官と申すものに候おかしき形のものに候へども性は慧にしてこなたの人語にもそのまゝうつりやすくうたひをうたひ候なども候き

一先比被ㇾ下候瑇瑰花霜を掩ひ候て日かげの朝より夕に至てさらし候所に植ばうへ候へ共道のほど遠に候故やらむ根乾き候き來年萠芽を發候はむ事は十にして七八は不定と遺憾に候其中によからむ御便候はゞ必々又待入候萩は此外に地に應じ候歟美人草いかにも心よく葉を生じ候白き美人草と申す

ものは試たく候これも前に申候如く御便に待入候
一御紙上に稻若水事被ニ仰下ー候此人は老拙舊識にて事の外に心やすき益友にて某がために撰し給り候書なども候き死せられ候期にのぞみて日比申せし事ありとて約し候ひし花種を遺言にて送られ候ひしほどの事に候きこの人草木禽獸の事に能々精しく候て一千卷の書を撰し置れ候文彩も達者に候て殊に〳〵一見解あるおもしろき博雅の君子に候も老拙よりは年もわかく候にさきだゝれ候て今も常に〳〵おもひ出し候事に候かゝる奇人大かたなくなられ候て老拙ごとき世に無用のものゝみかくて候事恥かはしき事とも申べく候やらむ何事も〳〵むかしなつかしく候あはれ〳〵咫尺の間にて此等の論をも上下し候はゞやと存じ暮すのみに候夜中に筆を馳せ候見えわかずもやと恐入候頓首
明帝の孫朱一貴と申すもの當夏五月臺灣を取り候よし年は廿一になり候など申す事取沙汰し候いかゞ候やらむ惣じて商買唐人の風說書と申す事信用ならぬ事つねの事に候心得がたく候事實に候はゞ追々も立れ候はむ事歟まづは眞僞相半し候事に候

十一月六日之御狀本月二十日に相達拜見候寒氣に御座候處彌御康健之御便承欣幸此事に御座候雖レ然御不幸御辛苦之儀前書にも蒙レ仰これよりも申答候き御老後一しほの御心底返々令レ察候御事に候とかくいづれにも御精神御保護有レ之而御幼息御成立を御待つけにすぐべからずこれのみ第一の御事に存候いかさまにも近來は世の靜謐に候故歟長壽の人多く有レ之候事に候某なども天稟病身に候へばその望は無レ之候へども一日も存世之間病なき樣にと心がけ候へども當冬などもなにかど不快のみに過居候さきだちてこれより申述候書狀も定而段々與右殿より御達可レ被レ下候と存事に候條此たびは不レ能ニ其返答ー候
一御硏石の銘の事闘被レ下候にて相心得卽呈ニ別紙ー候銘は其法も有レ之候事と見へ候けくいらぬ事手前にてこしらへ候はんは久しく候て後に厭も出來候事にていかゞしく有レ之候間詩經の中を集句にいたし進候篆字に可レ被レ成候由可レ然候御ものす

きに候某存候衆に篆字心得候人候哉と御尋候印などに字を入れ候事は人々よくめされ候と見へ候つゐに篆書をかゝれ候人に出合候事も無ㇾ之候むかし水戸につかへられ

文昭院樣御代に御直になられ候今井順齋は額などかきもらひ候に見あき候はぬやうにかゝれ候きこれはとくに千古の人となられ候其外に存あたりも無ㇾ之候

一嵯峨宸翰の事いそぎ候事に無ㇾ之候條來春和暖になり候て御うつし可ㇾ被ㇾ下候

一國造碑の事これも和暖になり候て心がけ候て可ㇾ進候

一硯の形製の事御たづね被ㇾ成候いかにも某もむかしこのみ候て色々の形をもたづね見候き三才圖繪などにも收め錄候硯式などの樣のものその中にて御えらびも候はん歟此方のものずきは目にとまり候も覺え申さず候そのゝちは形製よりは石の事をなにとぞよきものをぼしく候てあなたこなた申候へども唐硏にも墨を潑し候はなく候一つも京硏らしき硏に出合不ㇾ申候むかし上京の時に近衞攝政殿も其事ひたと御申しにて貴船へ御參詣の時に古人貴船川にて硯をとり出し候と申す事御聞候間御覽じ候うちに用たつべき石らしきもの候間御取歸り候て硯になされ候へばことの外によろしく候てこれを常々御用ひ候とて御見せ候きいかにも見事なるものに御座候へども拜見し候迄にてまたそれらの硏石に出合ひ候はむ事にもなく候て歸り候時に及び中井大和守入道淨覺時に八十に及ばれ候がこれを一生の暇乞に候とて硯一面懷中給り候て申され候は去年攝政殿貴船川にて石御とり出しそれを硏になされ候時きりすてられ候所を拜領し候て硯にこしらへたて候攝政殿御直に御取候ものと申しひとへに貴船の神助とも申すべく候とて秘藏し候が形見にし候よしの事に有ㇾ之候某不思議のものを求めずしてもらゐ候と存じ携歸り於ㇾ今秘藏候なにを申候ても切り捨られ候片にてこしらへ候故に事の外にちいさく海も淺く中々常の字十とかかれ候はぬものに候處天漪申され候は細字の硏に如ㇾ此なるがよろしきと申され候故尤と存じ細字にてもたしなみ玄るし候時は用ひ候墨を潑し候て

誠に活石にて某研の內最なるものに候へども細字二三十も四五十もかき候迄の用にて外に用ひられず惜しき事に存候其外は南部にて東大寺の寺寶に朗辨の馬蹄研を見候これは奇代のものにて唐畫にも見たる事無レ之候ものに候誠に馬の跡のうらを見候やうのもの忘かと瓷器にて唐より渡り候よし盛唐の時の物たるに疑もなき古物に候き圖にも書とられず書にもかき得がたき物殘多く存候事に候赤間關の石の中にて少しくふるき一面を常に用ひ候が冬天など墨の滓たまり候て筆もきれとかく研に緣なき事と存じ候迄に候もはや當年無ニ餘日一候來春可ニ申賀一候恐惶謹言

十二月廿二日　竹谷華押

洞岩樣

貴報

御たづねの事奉答

一此方より御たづね申候事條々御垂示忝存候御事に候

一篤借山の事東鑑に候趣なにとか心得かね候やうにて候とくと心靜に考申すべく候東鑑には篤借山は候はで國見宿國見澤など候て今の如く國見峠と申事は無レ之候國見峠伊達大城戸などは某も經過し候事に候とくと心得かね候此ほども太平記武藏野合戰の事にて水戸の安積覺兵よりたづね來り候事有レ之候答候事も候むかしと今ととかくとなへちがひ候事有レ之候て古書に引合せ候へば心得がたき事候當方の地名には有レ之候に事候

一大佛の事太平記などに大佛陸奥守候を世にはオサラギとよみなど申候いかゞ唯今さやうの事に候かこれ又承たく奉レ存候

一軍團の事これは唐宋の書にもひたと見え候事東坡なども團練使になられ候事有レ之候團は聚也と申す義歟こなたにもむかしは諸國に軍團候て大毅少毅など申すやうの官名有レ之候これは國司は文官軍團は武官にて有レ之候これらの事いつとなく法やぶれ候故に武家の天下にもなりたる事に候委細は本朝令に見へ候令集解は印行にも有レ之候御覽候はゞ忘れ候べく候

一勳階の事これは秦の代より始り漢唐以來有レ之候

事にて只今朝鮮などにも有レ之候事に候あなたにて武功爵と申すものにて候これは親王などは一品二品と申す品階にて候太政大臣以下文官は一位二位とて正從有レ之候武功有レ之候人には此勳階を被レ下候て賞功ある事に候勿論勳と位と兩方を兼賜り候いくらもく見へ候此事も令に見へ候事に候惣じて官爵勳位祿俸又は國郡鄕里などの事とくと本朝の大經大法を心得候はねば末々にては申つくしがたき事たとへば三禮に通じ候はねば三代之禮樂の事しれ候はぬやうの事に候

一吉彌侯部これは陸奥の郡姓と見へ候て後代まで奥州の人にありたる姓にて候惣じて部と申候姓もよほど有レ之候春日部伯嘉部などの類もそれにて候べとよび來り候近世點本などなにかしれぬ點も見へ候歟

一大治部と申す事神護景雲寶龜八年に見へ候よし此方の藏書は印本故に脫し候かなにとたづね候得ども見えず候源倭名鈔には大治部の子細詳に見へ候さきだちて進候五十四郡考にも見へ候べく候郡考いかゞ屆候か其後御便中絕無ニ覺束一候

一藤原元善不レ存候御者部類などにも可レ有レ之候得共手前に藏書無レ之候もし藤氏諸系圖之中にも可レ有レ之候へ共夥しき書數にて月迫搜索に難レ及候

一能因八十島記と申すもの仁和寺書目錄冷泉家書目錄又は八雲御抄等にも見へず候水戶殿御藏本目錄にも見へず候此方更に手懸り無レ之候

硯銘

金ニ玉其相一　如レ圭如レ璋　德音無レ瑕
何用不レ臧　秉レ心塞淵　曰求ニ厥章一
以介ニ眉壽一　黃耇無レ彊

八句皆毛詩にとり候圭は〔 〕如レ此の形璋は〔 〕如レ此の形のものに候硯には音を以て試候法有レ之候か中心に海候へば淵の字を取用ひ候硯は壽なるものと申し候へばいはゐ入候篆文の御物ずき尤以可レ然候むかし唐硯の底に篆銘を見候き此字を以て御たのみ可レ被レ成候か卽草稿懸ニ御目一候詩經にて賛など仕候例有レ之候故の事に候

正月七日

去冬二十二日之御來書の次第を逐て奉答

一五十四郡考無ニ沈滯一相達候よし承知慰ニ遐想一候

一御賴まれ候事にて千三十枚有レ之物五十五日之間に御うつし出し御校合まで相濟日數六十日に功畢候よし寒天と申し御精神御壯健之事驚入珍重之至幸甚候但し誰々も老境に入候ては精神を保嗇第一義にて候たとひ御なり候事にても今より後は一日に被レ成候事を二日にも可レ然御事に候御賢息の御ために候條必々其御心得可レ然事と令レ存候

一御娘子御產如何其外御疱瘡いかゞ御氣遣尤千萬の御事に候

一子籠鮭それにてさへ近年希有レ之由御申被レ下候此邊猶以の事に候處に高橋殿より品々御屆被レ下打寄珍らしく祝着御紙上見候へば種々御心遣にて到來候段不レ淺次第御禮申つくしがたき事に候

一高橋殿先頃御出の節得二御意一候御禮被レ入二御念一候御事に候

一莊嚴寺阿字贊御うつし被レ下候先以よき御手ぎは御眼力のほど御羨しく候さて

嵯峨宸筆もかれこれ見候事も候殊に醍醐に候ものは名も高き洛水吟とやらむに候へども老拙など眼の及び候はぬにてはなにとも難二心得一候ものに候きさかるに今度被レ下候ものを見候へば本朝帝王之第一と申傳候事尤なる事に候扨々さほらしく見事なる事字々いづれをいづれと可レ申候やうもなくあまりの事に疑しきほどの事に候行成などこれに出候やうに存じなされ候それに付跋語にてもくはへ候て秘藏し候はむと存候間かさねて御たづね申候紙か絹か總じて大さいかほどのものにて阿字の大さいかほどに候か金泥か墨かいかなる由緒にて莊嚴寺には納り候歟さて莊嚴寺は誰の開山にていづれの朝に係り候歟御むつかしながら重而の便に必々奉レ待候

一源四へ御噂被二仰下一候段卽申達候

一砂之事御尋に候去冬十月十五日の夜四時よりと申候淺間山おびたゞしく鳴動やけ出し山崩石飛候事兎角に止みかね候由日々の書付も見候へ共入らぬ事と存じうつしもとめず候その二十六七日の比かと覺候手前へ源四など一兩人入來料理を被レ下候時によほどの鳴りにて地震仕初め候それよりして後五日十日ほど候ては晝夜ひたと鳴り音ばかり仕候時も有レ之地震し候事もひたと有レ之候就中臘盡

は立春とて家々大豆をまき夜を守り候事に候老措は七つ時に起こし候へと申付臥せり候處に鷄鳴候初め八の頃に近年に覺不レ申候地震にてふり起され候一家内外何れも守夜故に騷ぎ候迄の事は無レ之候それより出仕の支度にとり懸り候て七つ半時に家を出で候これは三里近く隔り罷居候故に其時分に罷出候はねば御城の時節よからぬ故に候罷出候比漆の如く黑き雲一條西より東し候を供のものどもこれは〳〵と見候處に東天にて散じ候その間に供の共おびたゞしき霜の降りやうに候とて打拂ひ打拂ひ參候後に承候へば老措などよりさきの出仕の供之者共申候は供仕候てこれにたち居候によほど灰にふられ候と申候由に候然らば道にて霜と申候は灰と見へ候先年富士の砂降候時も冷氣徹レ骨し候がとかく當春のごとくに冷氣つよく候て病人も多く老措などは誠に難儀候終に不レ覺之寒氣と皆々被レ申候事に候立春は太史臺に上り候て四方の雲物を望見候て一年の事を占ひ候古之禮と承及候處殊に元旦の事いかゞ可レ有レ之候歟とも存候得共定てまた淺間山崩候鳴動にて其火の餘勢風になびき來り候事歟然らば去年十月よりの事にて其日に限りたるにも有レ之まじく候歟いづれにも去冬火後に降り候雪は未だ江戸中に充滿し候て火事の沙汰も無レ之めでたき春と何も祝賀の事に候

一新婦はすきとよく候第二息もはや四五十日痛風の樣にて起居動靜みづからなりかね咽喉も同じくいたみ食事なりかねさて〳〵難儀候命に氣遣は無レ之候病氣と醫師衆被レ申候へども家内の難儀御察可レ被レ下候

これより御別紙の御答

一たけた太夫不レ存候

一連宿禰皆々姓にて候これらの事はことの外古今沿革の長々しき事にてたやすく申しとられず候本朝職官考仕り置候はこれらの事のために候き

一大領は先日の五十四郡考にも見へ候ごとく候國に守、郡に領とて相わかれ候て郡中をつかさどり候に四等の官候き郡考に略幺るし候き

一勳何等これも先日申答候き漢の武功爵のごとき事にて有レ之たる事ひとり人臣に限らず神社へも行はれ候ひし事に候

一國造これも代々の沿革有レ之候むかしは漢の諸侯のごときもの後には大かた神職のやうになり下り候於今出雲には國造とて大社の事を掌られ候
一閑散とは散位を申し候散位とは官職を或は辭し或は免じ當官はなくて本位ばかりの事を申候當時も堂上の散位の人々多く有レ之事に候
一宮六とは宮原氏の六郎に候傔仗は征夷使の屬官にて武官にて候
一葛西郡は武藏にて候奥州に候は郡たるべく候謂もなく候庄なるべく候謂もなく候葛西領たるべく候を俗間に郡とも庄とも呼びたるにて候べく候五十四郡考に申候ごとくめたと郡は置れぬ事勅許なくして不レ叶事に候庄も同じく勅許なくして庄號を立候事はふつとならぬ事に候き亂世のわけもなきやうの事にては夢々無レ之候
一藏玉集聞候樣に候へども去かと不レ存候
一八十島記前書に申答候
一橘爲仲集は書目錄にも見候水戶にも候ひしと覺候
一光俊記不レ承候水戶も御年わかと申し殊に今のは不レ懸ニ御目一候史館衆とは常に申通じ互の用は承合せ候へ共藏本私にめされ候事はならぬ事勿論に候加州宰相殿殊に〱御念頭に被レ成給り候此御人はかくれもなき書物惜みにて候故人のいやに思はれ候事を望候ても詮なき事と存じ只今迄の內只一度書物借り候事有レ之候き國より取よせ召れ二三部校合など事むづかしき事にて御借し有レ之候故に家禮衆の爲にもと存じ其後は不ニ申入一候あなたより御申越候ものは不斷借し申す事は候況やなにの書は御藏書に候歟と尋ね候事は仕りがたく候是は互に藏本をうちあけ候てありなしを申さぬは堂上より始て諸家一同のならはしに候故の事に候
一伊治桃王覺鼈等の城去れかね可レ申候就レ中奥州は五十四郡考に申候ごとく沿革ひたと有レ之候事に候其內になにもあとかたなくなり申すべく候事に候大きなる郡さへ不分明に候に城はなを〱の事たるべく候覺鼈などは名目さへ覺束なく候
一西湖便覽これは唐本商買し候ものに申付置候はゞふと出來る事も可レ有レ之候事に候公儀にはむかし老拙差上候もの候はむぞと存出し候
これより御尋申入候は

一前書に申上候大佛陸奥守の家號の大佛いかゞよみ候歟
一前書に申上候ごとく先に被₂仰下₁候地里を以て東鑑の次第を見候へば前後心得かね候やうに候東鑑の文と地里と相合ひ候歟相合候はゞあら〳〵地勢にかき候て御見せ被ᴸ下べく候以上

尙々從ᴸ是も呈₂賀禮₁候定て可₂相違₁候條不ᴸ能₂一二₁候已上

正月五日十一日廿二日の御書函本月八日に一時に駢至御萬福御迎陽殊に令愛御開胎にて御孫男御出生去冬御精寫之物之事尊藩へ進呈御褒賜等も有ᴸ之候由なにが目出度御事のみにて幸甚々々無ᴸ堪₂欣抃₁候去冬も鮭魚被ᴸ下此度も大口魚途中無ᴸ恙相違何も色味格別之物にて打寄賞翫千里の御盛眷不ᴸ知ᴸ所ᴸ謝候老拙事先以家内無₂異事₁候雖ᴸ然去冬以來第二男寒氣に相煩老拙又不快に在ᴸ之候畢竟當春以來凝寒殊甚依ᴸ之藥驗等も存候やうに無ᴸ之候今少し和暖に趣き候はゞ逐ᴸ日可ᴸ及₂全快₁候御心安思召可ᴸ被ᴸ下候委曲の御答どもは別幅に謝呈候條不ᴸ及₂縷々₁候猶萬喜期₂後信之時₁候恐惶謹言

二月十三日　新井筑後守華押

佐久間洞岩樣
貴報

五日之御答

一歲初之作等無ᴸ之候
一阿字宸筆之謝帖呈₂上之₁候き定て可₂相違₁候歟其節申入候通之には跋語仕り置たく候寺有ᴸ之候郡名幷に阿字は紙に記し候歟絹歟金泥か宸筆も泥か墨か一幅の大さもいか程に見へ候歟此等の事條記し候に入るべき事共御書付被ᴸ下候樣に待入存候
一子籠鮭魚の謝も先に申上候定て可₂相違₁候當方去冬以來殊に此物は希有に候處御芳情珍しく賞翫此事に候いかにも色味とも絕品にて相違候事に候
一去冬御寫物候事承御精力のほど驚入それにつき御精力御保嗇の事など前書に申入候此たびの御便にて委曲承知此段は格別の御事に候御努力も御尤の御事殊に自₂尊藩₁御褒賜等の子細委曲承知仕大幸の至に存候多年の御本意も此時に至て相現はれ候事時節に候と存候とかく〳〵御動止御愛護候て御

息男御成立を御覽じたてられ候にしくべからず候當春は御令愛めでたく御平産御孫を御もうけ被レ成御身にとり候ても如レ此之御事なにかめでたき春を御迎候事とこれにても欣抃に不レ堪候

一當方風氣之事御尋に候去冬も常年よりは寒候など申候これは年々に申す通語之樣にも候歟當春になり候てまづ今日迄は終日靑天を見候やうの日は大かた覺へず候日影のちら／＼とし候事は四五度も可レ有レ之候歟其餘は日々陰雲にて大雪九度かと覺候雨は漏天のごとくにて候仍レ之世上病人多候と申候手前にても二男去冬よりの病氣於今々々すきと無レ之候一人にて起臥もなりかね候大事に及申す事には無レ之候とかく和暖になり候はでは全快はありがたきと醫師衆異口同論に候老拙又散々寒にいたみ鬱々仕爐邊を離れがたく日々に和暖を待候て蟄蟲の春を待候ごとくに候へども中々今の天氣追々に春のやうにもなるべく候體には無レ之候近江國などには大雪民家もつぶれ候ほどの事と申し候泉州境などは當方と同じく候と申來候加州越前などは去冬わづか三度の雪三寸ばかりにて消當春いかにも和暖と申來候天氣か地氣か南北方をとりかへ候歟と申す六十七になり候へども老拙つゐに覺不レ申七八十の翁なども覺候はぬ事のよしに候生活候て世に存在候へは又如レ此の奇事にも逢候事と感慨之至に候

一安積手跡いかゞ候歟常の往來皆々右筆にて申こされ候已前鳩巣申され候ひしはことの外によめ候はぬ手跡に候との事に候き老拙はまづ今迄一字も見候はず候壺碑之事御申越候當檀那殿いまだ御としわかにてそれの沙汰に及び申す事とも聞へず候安積など當時はまづさしあたり候役も有レ之候史館の事も兼帶に候此史館の事は故黄門御申置候事故に其功を衆中修められ候事のみと相聞へ候安積詩文はことの外に功のゆき候ものに候中々當時得がたき老先生に御座候人物また長者と見へ候それにつき段々立身當時は番頭になられ多士の支配をもめされ候事にて候

一國造碑之事相意得候筆色も人らしくなり候て筆硏のとりあつかひも仕候程に候はゞうつし可レ進候

一古書共の事先書にも申答候きそれ共に老拙一分に

て見候はぬと申候もいかゞと便に安積へ申こし候處に委曲返答に候卽其文うつしを懸ニ御目ー候八十島記と申能因東奥之紀行有レ之候　其餘光俊道記橘爲仲集と申物之事尋られ候衆有レ之候　未レ被レ成ニ御覽及ー候間可ニ申進ー候由奉レ得ニ其意ー候則書目致ニ點撿ー候處八十島記光俊道記館庫藏本に無レ之候光俊七十番歌合跋は扶桑拾葉集に有レ之候八十島記光俊道記何も拾葉に載可レ申物にて候へど元來無レ之と相見申候　但拾葉編集之後に被レ致ニ搜索ー候遺文とも續拾遺と名付編集被ニ申付ー候筈に御座候內西山中納言殿卒去にて成就不レ仕候若此物に可レ有レ之歟續拾葉稿本當時江戶館に有レ之候て相知不レ申候橘爲仲集は書目に相見へ候得共是も江戶に有レ之候而書體相知不レ申候

右之通に候て老拙覺候通の事に候

一加州宰相殿詩作等昔し木恭靖存生之比は有レ之候體に候ひしがその後はいかゞ有レ之歟終に見も不レ仕候　手跡はゑほらしきやはらかなるものに候き

一源四郞へ御加筆申聞候忝と申候これも歲旦などは常にも仕らぬ事に候

一進講沙汰之事こなたにても申事に候いかにも實說に候但し書物をひかへられ候ての事とも聞へず候然らば物語のやうの事に候歟

一詩經委解不ニ承及ー候定めて新渡の者にも候歟但し前かた渡り候歟說約とは達可レ申候事に候已上

五日御別幅答

一與五郞殿御事不レ及ニ是非ー扨々惜しき御事大守御愁歎乍レ恐きのどく千萬に候それにつき一人之事いかにもいづかたにもいづれの世にもある事に候巧宦と申候て奉公に上手なるものゝある事に候それらの人は大切之主人をだに欺き候分別に候へばまして傍輩などの事はいかになり候とも中々貪着に及ばぬ事に候鷹には劣り候事と可ニ思食ー候其らの人中々士君子の齒牙に掛候に及ばぬ事に候けくそれらは事により人により目利もなる事に候得其共より一層を增加へ候ばけものは見損じ候事可レ有候　事に候固より以前の事は既に三代に候秦は論に不レ及候とかく後世の評論も漢已後の事に候處に叔孫通時の大儒とて漢一代の禮をもとりたて

られ候時に魯の兩生名も聞へぬやうにをちぶれ候公孫弘老年にて春秋の學を以て身を丞相に迄致されれ平津侯に封せられ候時に董仲舒のごとき大儒も下位に死しはてられ候それより甚しく候王安石六經の新註を以て天下に行はれ候時に司馬公蘇氏兄弟程氏兄弟を始め古今に欽なる士君子長者下僚に沈まれ候のみならず奸人碑黨人碑など申す事にて當時は狗犬も食ひ候はぬやうのありさまに候ひきこれらはいまだ賢者の事とも可レ申候さきに申す三代の時に周公さへ東山に三年御入候孔子七十二君栖々して東西南北の御人にてつゐに魯にて老死なされ候しかれば時に用ひられ候はむなど心得候はむは必らず曲學阿世の人噫斗筲之人たるべく候とにもかくにも蒼天明々として上に照され候事に候俯仰無レ所レ愧を以て眞男子とは申すべく候歟論語よみの事につき去冬さる學士の子息とかく書を多く家に貯候とて人に矜られ候とて書物不如意のわかき衆うら山しく存せられ候を見候て作り候て示し候口號懸ニ御目一候

貧家讀書子、常苦少藏書、富家讀書子、常苦多藏書、讀書終不讀、何如不讀書、貧富二家子、少長讀一書、所見還淺深、果是非其書、讀書聊復爾、況又難於書、讀書行之始、故要博涉書、君子百行者、不愧所讀書、讀書能如此、始爲能讀書、爲告讀書人、當其能讀書、

十一日之御答

去冬廿二日之一函相達候由承知候

一令愛御開胎殊に御男孫の御事めでたき事御大慶令レ察候こなたにても欣羨候事に候

一硏銘之事委細承知候

一硏石御所持候へども賤工のみにて御心に任せられ候はぬよし其段はこなたとても同じ事に候本朝式はいかにも良工も多かるべく候事に候へども元來趣の違ひ候事故に風雅古雅の事に至り候てはいづかたも同じ事にて候異邦の製を見候にわづかの所所も悉心もちのちがひ候事にて候肉ヲキなど猶以の事に候とてもならぬ事に候へば士人のなり候だけを仕らせ候て用ひ候にはしかずと存候

一安積詩當年もはやよほど點削にこされ候追而うつし可レ進候返々御編集のもの御上げ候事大幸之至

とかく御長壽に候故にこれらの御幸も候殊に御賢息いまだ御幼稚に候せつかく御無爲にて御成長を御待つけにしくは無ㇾ之候諸事御不幸候事共是は人世の浮沈少も／＼くるしからぬ事一本に候へば靈臺丹腑を累すべく候にはなく候誰々もまづ本領の事に候へば一分之身の上をいかにもとり始め候てさて其餘力には此世に生れ出候て天地の恩に報じ形ばかりも見及び眼も相應々々に明かになり候聖人への恩をも報じ候て後世の人を誘掖の爲にも候へば著述などの事は心にかくべく候事歟それも金石の固きだに朽損じ候へばまして紙墨の脆きものゝ事久しく恃まれぬ事ながらこれも一分之志を立候のみの事成否天命に任せ候のみに候はんか凡これらの事それにはなにも／＼大形こなたと同じ御心入と見へ候て珍重之至に候時人の毀譽はそれまでの事と存じ候事に候

廿二日之御答

大口魚道中無ㇾ恙相達きて／＼珍く存候廿年より前迄は相馬より年々に到來候事候處にそのゝちは斷絶候去冬加賀相公より分國のものとて予と切交候ナシモノ給りそれさへめづらしく覺候にこれは至物にて殊にいかにもあたらしく候てとゞきおりふし歲初とて來賀の親戚へもてなし每々はる／＼の所をなにかど珍產共被ㇾ下候て存候ほどに謝詞も申得がたく候

一秋葵の種子早速期を待得候て蒔可ㇾ申候美人草いかにも霜にも枯ず候てよろしく見へ候瑰花いまだ餘寒かた／＼消息忘れず候さだめて無ㇾ程發芽の事に候已上

倚々朝鮮の毫はいつまでも用ひられ候御手にあひ候はぬと禿し候とは毛を御すてなく御好み候て筆工に御結びなさせ候て御用になるべく候以上

三月十八廿五兩日之御細書到來御平安之御便承知幸甚之事瑰花いかにも／＼途中無ㇾ恙殊にさだめて道よりの事と見へ葉もよほど出候て著しく候故半日餘水など澆日陰にさしをき暮に植候葉もいかにも痛み候氣色も不ㇾ見候て珍重之至次には去年之瑰花も三本まで芽を生じいかにも／＼氣色よく此通に生長候

はゞ今年の花をも見候はむ歟白芳宜も芽を發し候但しこれは瑰花よりは悴け候體に候前かたの紫芳宜は植つけ候て既に三年になり候故か當年の盛氣は殊に殊にすぐれ候事に候美人草もはや六七花を見候種々の色交り候て見事なる事昏眸を醫し候て何も〳〵御遠慮にて郊居のあれ候地に錦繡をしき候心にて自愛無レ他謝辭申つくしがたく候令愛御母子御堅固めでたく此方二男於今々々存候樣に引たちかね候へども一日々々と快き方に候女甥にて候ものを去比御番入り被ニ仰出一うゐ奉公にてとやかくといそがしく此方も取込候へどもまづよき事故に一段と申す事に候高橋殿にも此中御出被レ下老朽此ほど腰痛ことに難儀し客をば辭し候へどもはる〳〵の御事と存じ携杖罷出しばらく御物語など仕候きなにと仕候歟當年はなにやかや煩しく元朝に出仕候まゝにて於今出仕もなり兼候て心外に罷在候事に候硏銘も一方よりは出來候て進じ候よし珍重に候さだめてほどなく御とりたてと令レ察候宗對州より到來候もの朝鮮の筆墨わづかながら高橋殿へたのみ入進じ候今はこれらのものも當方にては不自由に候道のほどを相とゞきやすくやと存候故に高橋殿へ御對話に賴入如レ此候猶期ニ改信之時一萬縷申殘候恐惶謹言

四月十日　竹谷華押

洞岩樣

六月二日之御細書相達拜見御家內御無恙之御便承知珍重殊に御幼息御染筆始而拜見さそ〳〵一段の御事筆力を以て察し候に御丈夫に可レ有レ之候へばなにより〳〵幸甚の事御手跡は後々すぐれらるべく候これにより推し候へば御學材などもたくましく御成立可レ有レ之候返々とにもかくにも達者に御そだち候樣にと存候いづれの道にも其許に御保護御長生候て御見たて候樣に御心がけに不レ可レ過候三十三年忌の事感傷の事に候へども如レ仰人にとぶらはれ候と自らとぶらひ候とは御幸甚と可ニ思召一候被レ下候美人草種種の花開き候て見候人こゝもとには奇品とて種を約束めされ候多く候但しこゝもとにての種は心もとなく候と申す事に候前年被レ下候萩當年は殊にこゝろよく候白萩はことの外にいたみ候て土肥に入候てけく蘇生候てこれにてはつき候はむかとたのもしく候

瑰花はいかにも土地にあひ候と見へいづれも〳〵ほこり候得ども花はいまだ催しも無レ之候白瑰は大阪に候とて去年うつしうへられ候人より花一枝を見せられ候希有のものにやと被レ存候玫瑰茶と申候て湯に點じ客にも饗し候など申候へば異邦にては殊に賞翫のものと見へ候阿蘭陀人は殊に〳〵大切にし候事に候藥品の料のためと見へ候藤袴に加州のものは事の外に香氣有レ之候古歌によみ候ごとくと申す事に候いかゞそこもとにもそれらの品候か當產は葉のみ乾し候へば香氣候ものにて承り候ごとくには無レ之候もし〳〵さやうの香氣候もの候はゞ實に楚澤の蘭たるべく候山谷賞し出され候建蘭は手前のものも唯今十一二莖花をもち候此のちの慰と自愛の事に候此ほど蟲ぼし候とて老朽六十の賀詩を天漪の子ども衆うつし給り候草本見出し候其比迄は世にも詩材の人多く候ひしと御なぐさみのため與右衛門殿迄つかはし與右衛門殿うつし候はんならば御うつし可レ被レ遣候もしさもなく候はゞ此卷それへつかはされ御一覽の後御返し候やうに賴入候よし申入候事に候いがが被レ成べく候はん歟

一賤息事御たづねに候つゐに療養叶はず五月十四日歸泉候これにつき一家於今愁傷御察し可レ被レ下候老後不レ及二是非一候それにつき老妻の母八十に及候が有レ之候これ又愁傷にて大病於今々晝夜心のいとまなく候よきかたには罷成候去冬より於今大病人絕ず候て某又此暑中には散々の仕合に相煩候未だ婚嫁し候はぬむすめ一人候これをかたづけ候迄は死し候もいらぬ事歟と藥治等もつとめ候なにか欝々仕候て日を送り候事に候當年はいかなる事に候か加州の知音に候復庵と申す人も五十ばかりにて死せられ力を落し候老圃事も息男以の外なる事仕り出され久々事きれかね候當月初に御放逐にて事濟み老圃は今に蟄居とて便もならず候これら學友の人々に候其外歸泉し候ものいくらも有レ之候毎々心を驚し候のみにて候申たき事共も候へども賤息御たづねに付その仕合申述次手わろく候間早々申殘候恐惶謹言

七月三日　竹谷華押

洞巖樣

七月二日の御弔書十日の御慰問今日高橋殿御持參拜見此方の事萬緒御賢察に不レ可レ過候御亡息の事をも今日も高橋殿委曲御申聞かせそれらの事思食合せられ被レ下べく候御事と申候事に候去者日遠の習に候へは此間は眠食も漸復レ常候御心安く可二思召一候老後の愁傷夫婦共によほどつかれ申候事に候彈正殿より御弔書千萬忝次第よく／＼御禮奉レ賴候萩もやがて咲初可レ申候哉と見へ候さて今日初て高橋殿御詩三篇見候處に存之外に御功者にてしかも秀逸の句疊出驚入候と申す事に候此ほども加州の舊識より「なきたまの行衞てらせよとふ螢」と申す連歌の發句來り候これは京にて堂上衆ひたと出合れ候人にて風雅の老人に候返書に落月下階除、飛螢影亦疎、窻中人不見、猶照架頭書、申答候き申たき事共も候へどもまづ早く御報をと何事も申殘し候恐惶頓首

七月廿三日

此度高橋殿御東歸に付如レ此候先比も兩函の御細書相達糒雨袋毎々不レ淺忝候これは醒酒の料に絕品にて幸甚此事に候彌御無事の御便承知大慶此方某事も無二異事一一家先安穩に候被レ下候萩もさかりに候て紫白ともに心よく瑁瑰も花一つをくれ候へどもさき候て閑寂を慰し候事に候宮城野の草花とも思召よられ候由忝被レ下候御詩もいかさま御返答の心がけ可レ仕候此ほどは取込候事共種々にてそれの暇もなく候中秋ごとに雨中にて三十年來一年もかけ候はで共に月を賞し候ものだに不レ來候て無興の事にて候

那堪今夕景、不レ似去年晴、天到二中秋一暗、人同二子夏明一、交遊空舊態、衰老尙餘生、雲雨如レ飜レ手、非レ關世上情、

土肥など後日の和も候きよくもなく候へども中秋子夏の對など土肥など感慨し候よし申候まゝうつし懸二御目一候翻レ手爲レ雲覆レ手雨は杜詩を用ひ候東關の大水さだめて聞召さるべく候爾いへども災をばまぬかれ候はねどもかれこれよりもと申候ほどの仕合に候御心安かるべく候申度事山々ながら右申すごとく當時取込候事のみ草々申殘し候此ほどの有樣は高橋殿御ものがたりたるべく候よく／＼きこしめさるべく候此扇子二柄それにはいかゞやらむこなたにては加賀扇とて得がたきものゝやうに好事の衆申され

候某は縁候てことしももらひ候まゝめでたく末にひろごりの心いはひに進じ候監本四書一部市郎殿へ御讀書もすでに論語に及候を承り候まゝ進じ候委曲は市郎殿へ口上書ニ通添進じ御よみきかせられ被レ下べく候一生の學問御聞及のごとく未成の事とるにたらぬ事ながら君臣奇遇の事に於ては御あやかり候てもこれは他にゆづらぬ事故の御祝ひに進じ候までに候なに事も〳〵千里をへだて候へば筆には申つくしがたき事共萬緒御恕亮にすぐべからず候恐惶謹言

八月廿八日　君美

洞岩老人

梧右

尙々なに事も〳〵申すまでなく御療養候てめでたく御長壽を保たれ候やうにとより外は申すべく候事もなく候已上

過し比家翁よりかれの御志るし候もの被レ遣一覧驚嘆の事に候御讀書も御精出候よし傳聞候てなにより の御事に候此たび高橋殿御歸國につき幸便にまかせ監本四書一部進じめづらしからぬものに候へども此書にて某三十七歲の時はじめて前々代に進講し候書に候故私家にては秘藏し候ものに候が所存候故にゆづりまゐらせ候間めでたく御成長候て家聲をもふるはれ候へかしと存候迄に候某はすでに衰老し候御成立のゝち思しめし出され候ために候以上

八月廿八日　白　石

市郎どのへ

是歲享保七年壬寅先生六十有六矣佐久間洞巖七十歲其季子市郎甫九歲後長而更名曰彥四郎改氏稱新井云これ新井が家に傳ふる所かされど今次序する所の手翰を以て見るに洞岩七十の時は白石先生六十五と見へたり手簡の次序あやまれるにや追て考ふべし　黌記

本月十一日の貴翰幷雉子無レ恙昨日相達し即供ニ冷厨一候處に膏も多く風味も格別の事に候て千里の御芳情毎々の事不レ知レ所レ謝奉レ存候寒來彌御壯健承知慰ニ遐想一候九月十四日の御父子樣よりの御返報幷に壽言の卷も早速相達候其後從レ是音耗無レ之候いかゞと御心に被レ懸被レ下候段不レ淺辱御事に候まづは老朽無恙には罷在候得ども當年は不幸已來こゝかしこ不快にて平生氣色爽快に覺候事は

一日も無レ之それにつれ候ては腰支なども力なく覺候て如レ此候體にて中々餘生も心得がたく存候勿論保養の事は無二油斷一候食味は未だもとの如くに候それも齒動き候て危く候故に其心得し候て保を凌ぎ候迄の料のみに候たま〳〵入來の客など候とてもこゝろよき物語とては承り候はずなにとやらん物のおしかぶり候樣にて氣の活々候事無レ之にて一しほこゝかしこ不出來に候歟と存候ゑかるうちに八月廿六日に賤息傳藏方にて男子出生候長女方に外孫は候へどもなにとぞ寒門相續のために男孫はほしき事にぞんじ候處まづは丈夫に候よし醫師衆も申され候事にて逐日人らしく孩笑なども仕り出し內外兩孫に目前を慰し候へども手ごり仕候上の事それもたのみなきやうの心得にて日を送り候右男孫出生とて家內取込居候處へ元のなじみの衆入來季女の婚約の事を申出され候さきの事はかねても承傳候所にて當所の居所よりはようやく十町のうちにて祿も菜につりあひ候ほどの事家がらも御譜第の歷々の中にて其身も騎馬勢子とか申す事に每々撰出され相つとめられ候事にてたゞひとり身の人大かた聞及候ほどの事はよろしき事のみに候老朽家にて男孫出生と申すほどの吉日は無レ之候に此事申來候不占而已矣と存じ申合せ上へも[illegible]事に候處早速に必次第に仕るべく候よし仰出しも候てさきよりはなにとぞ當年中にと申す事にて候少身の事なにの支度と申すほどの事もなき事ながら內外上下の調度には相應に數もすくなからず候されども多年心やすく候上下の面々とりあつまりとやかくとおの〳〵心力をつくし候故にもはや支度もすきと無二殘所一出來候さきにて家作いまだ成就候はぬ故か婚期は決し候はねども大かたならず來月上旬迄にはつかはし候べく候男二人女二人有レ之候うちに男一人はうしなひ候相殘候所これ迄にて不レ殘かたつけ候向子平男婚女嫁畢り候て終る所をしらず候とか申す事も候へば老朽一生の事はこれにて結課候今に死し候とても仕り殘し候事もなく候歟それより上の事は子孫おのづから命分も有べく候事に候置き苦勞もなき事と存る迄に候これらの打まじり候俗事に右申候ごとく氣分はすぐれず候て一日々々音耗も申絶し候て非二

本意ニ候

一與右衛門殿御歸候後に書中にても進じたきものに候へども右の仕合にて不レ及ニ其儀一候御參會之節よろしく奉レ賴候當地老朽草屋のありさまなど委細にて被ニ聞召一候御事に候御察のごとくに火事火事と申候事を遠く承候一事の益のみに候はんがめづらしき所に膝を容れ候事に候去比の火事には藩邸あやうき御事と承候によく御防ぎとめられ候など申沙汰仕候日々に火あぶり被ニ仰付一候て火つけのものは根をぬき葉をからされ候はんなど申候へどもとかくに火事はやみかね候きのどくに存候

一壽言の標（本ノマヽ）なされ被レ下さて〱すほらしき紙にて感じ入候九月十三夕の御佳興の事被ニ仰下一健羨之至に候

一市郎殿より書付進じ候ものに御謝帖被レ下幷に御かき候中字も落手さて〱見事なる事にて珍重之至に候また〱以ニ書中一御禮等も申入たく候へども右申候事共に障られ不レ能ニ其儀一候乍レ恐よろしく奉ニ賴存一候

一彈正殿も御不幸之事候よしきのどくに候御對話も候はゞよろしく奉レ賴候故藝州御事御申被レ下老拙むかし堀田筑州の家へつかへ候時に彼御事候座席は日々に見へきこれは雅樂殿やしき筑州へ被レ下候によりての事に候十七間を三間に敷して玄關の上の間に九尺の內緣候て書院へ入り候所の隅の柱に藝州は倚られ居られ候をむかふさまにぬきうちにせられ候その刀の鋒の柱に入り候て後々迄筋かへに深き所の深さ二寸ばかりきり入れ候痕の柱に候き其やしきも當御代の火にやけうせ候なにもかも終には夢になる事に候わづかばかりの世に身をいれ候とて世のためにも人のためにもよからぬ事をし候人の心のうちはいかにこしらへ候ものにやと難レ測事のみに候

一此たび存出しとくより心づき候はゞと存候事一件候き娘にとらせこし候掛軸あねをこし候時に世に似合しきものどもをばとらせこし候故に此たびは三幅對は候へども小床にもかけ候小幅のものに似合しきなく候て探幽の蟹の繪の大さはよきほどのもの候をくれ候へども女の繪にはすまぬものとてわらひ候へども外に似合はしきなきが故に候きと

くより心づき候はゞ御たのみ可ㇾ申ものをと申たる事に候來春にもなりもし〳〵御心もむかひ候やうの興も候はゞ二人のむすめにかた見ながらにとらせたく候繪杯は此方のこのみなく候いかにも小幅にてなにぞ和歌の心歟などさだめて繪杯はいかほとも御胸中に可ㇾ有ㇾ之候條御心かけ可ㇾ被ㇾ下候又外にたてものになりとも又は横物になり共地とりの思召次第に一幅これは息男傳藏へめでたくとらせ孫迄傳へ候やうに仕りたく候繪樣は唐樣の樓門に樓上に額有ㇾ之候（額の字は不老門）樓下の兩側に聯をかけ候體にてかた〳〵には裡春秋齋かた〳〵には中日月遲の字見へ候所を被ㇾ成候て門中のかた〳〵は春の景色にてかた〳〵は秋の氣景にて横雲などにて隔て候て殿閣のやね見へ候て長生殿の額の見へ候やうにし候てその左右に日と月とを對し候一幅を多年の望に候もつとも額字をも共に御氣にて被ㇾ成ㇾ下べく候已前住吉家へ頼み候て三幅對にし中には門にて額字は天漪かゝれ候き左右は春山秋山にて春に日秋に月にて候きのがれがたき事にて或人の壽の時につかはして今は無ㇾ之候當時は與右衛門殿御覽のごとくなるありさまに罷在候へば三幅對かけ候床はもち申さず候これによりむかしより持來り候三幅對大横物の類は暑時に蟲を拂候迄の事不ㇾ及二是非一候就中唐玄宗御製孝經序の四幅ものなどは高さ一丈餘も候て持候へどもこれは蟲ぼしにも家のうちにかけ候はん所今はなく候これによりいかにも小しきなる床にかゝり候ほどの御つもりにと奉ㇾ願候但し此方にも覺へ有ㇾ之事候興無ㇾ之てはならぬものに候條もしさやうの御佳興も候時の御事必と御心にかけられ御心がゝりになり候やうの事は迷惑に候書畫花草などの舊事の好みも今は皆々夢にて誠の田舍翁になりはて候一笑々々恐惶謹言

十一月廿七日　新井筑後守君美花押

佐久間洞岩樣

貴報

去冬十一日之御副書委曲薫誦候逐條御答申述候

一去年中被ㇾ下候草根いかにもたしかに相達候即時庭際に植申候さだめて春來發芽と相待候此御謝申

入候と心得候て不レ能二其儀一候と相見へ疎漫之至不レ堪二慙愧一候

一其地冬中暖に御座候又々寒—可レ申歟のよし承知候此方は事之外に寒候私宅之事大形無人之境界人氣も薄く候故に寒も一入に候歟とは存候へ共いかさま寒之事常年には勝り候歟宅中に井二つ有レ之候處にいづれもひしと水枯候て朝夕の用に事を闕き候地中の水泉凍り候故と見へ候此事は江戸筋も同事と申候へばこれにて去冬之冱寒は察せられ候歟と存じ候事に候雪降り出しては後に雪水にて井泉も少づゝ用を足し候ほどに罷成此等の事に候歟十一月の半過より老朽寒に襲はれ候やうにて於今於今とかく氣宇一日も快く覺候事も無レ之候て先にも申入候ごとく牙齒痛候て動き乍二慮外一兩脚に力なくをして歩行候とすくみ候て動がたくたゞただせめてと存候は食味ぬけず候とむかし持病に疝瀉有レ之候と此二つはなに事なく候迄に候中々元日などの出仕は罷成まじきと覺悟候き常の不參とちがひ元日に出仕候はぬは目にもたち其上名代の使者にて御太刀獻上など申す事むづかしく候てきのどくに存候處にようやく元日の出仕はつとめ候て四日に權門への參賀も仕廻當時は引籠和暖を待居申す迄に候この樣子にては餘生のほどすまぬものに存候齒の事申入候につき青胡桃霜並ゆふけむ藥の包紙迄被下候いかにもゆふけん乳香散は承及び候へどもたしかなる事不レ存候處に委曲承知御狀相達候翌日人を以て一貼とりよせ用ひ候いかにもいかにも痛など即時に退き候いまだ動き候事はすきとなく候逐日藥驗も可レ有レ之と御心入故に右之仕合御禮申つくしがたく候胡桃霜なをまた日々服用可レ仕と忝次第候

一孫男出生娘婚嫁等の事委曲蒙レ仰候兩孫いかにも無事に候當時此邊疱瘡行はれ候て又これに一層の氣遣を久しくて設け候娘事はさきさまも無二殘所一いかにも〳〵にぎやかに歳を迎候てまづ彼是目前を慰申候其許御むすめ子御孫の御事承知候なによりの事に候御老後の御たのしみ御察し殊に御むすめ子御易產の事は一しほ御あやかりものと存候とかくいづれにも市郎御成立迄の事をなにか御心養生候てめでたく御覽じたてられ候に玄くべから

ず候老朽などは右申すごとくに男婚女嫁事濟候へば此上存命候もよく候また無事に終り候てもよく候なり次第と存候て日を送り候迄に可ㇾ有ㇾ之候當時の氣色のごとくにてはかねて存より候書物など取たて候事もまづ相やめ罷在り候體不ㇾ及二是非一候

一申入候御畫の事御返書之趣忝次第に候たゞいづれにも世も和暖におもむき候 時御輿も有ㇾ之候時を期し候長生殿の聯の全篇の事見あたらぬ歟と存候惣じて和漢朗詠より撰し入られ候和詩の全篇候はまれに候やらむ警策の句をのみ取られ候て其外の句は劣り候故歟にて候

一茅鹿門序七才子選老朽終に見及ばず候こなたにて印行七子の七律は世にも多く候それとはすぐれ候よし一段のもの御覽じ合され候と存候臥龍子と候は陳大樽(稿イ)の事たるべく候か明季より清朝迄存在候節義の聞へある人にて詩の上手に候き

一老朽述作のものゝ事御たづねに候むかし已來見聞に及び候ほどの事世に類例も候事と漢事のものはいかほども〳〵世に文賢(質イ)のある事にて其書もすくなからず候か少しく書をも涉獵し候甲斐にはなにとぞ本朝の事古今の人々手をも下されず候事どもをとりあつめ置候はゞ本朝に生れ候恩を報じ候ためと存じ候てなにかど撰述候撰述をもし候上は又なにとぞ世にも殘り候へかしと存候事も勿論に候さりながら當時は世に憚り候事共候故にいつも申入候ごとく外人の目にふれ候はぬやうに心がけ候事に候類本もなく候て當地のごとき祝融之災しげく候所にさし置候事心もとなく候へばそれらのごとき遠國には一部ものこしたき事ももとより望なきにあらず候其内御聞及び候子細候て加賀の文庫へ三四部もうつしとられ納められ候水戶の文庫へも一部うつしとられ納められて今一部申來り候もの候體により借し進せ候樣にも可ㇾ仕候かしからばまづ兩國に四五部は老朽著述の者は殘り可ㇾ申候歟古史通の事は畢竟よのつねの人のいらぬものに候又事により人の驚き怪しむべきものに候本朝神代の由來手近くしれ候ものに有ㇾ之候故にいやがり候衆もあるべく候事に候但し此一部は加州へうつしとられ候き經世典例はいづかたに殘り候て

もくるしからぬもの歟と存候紙數追てかぞへさせ可ニ申進一候十二冊か有レ之候樣に覺候方策合編これは慰半分のものにてありてもなくてものものにも候手前の用のものなどなにか大形は心懸りのもの事濟候故に去年よりは史疑と題し候て本朝の國史共に疑しき事共候を或は辯じ或は問を設け候やうの致しかたにてとりかゝり候て去冬初迄に日本紀にては神代の卷上下のぶん舊事紀古事記などの諸說異同を論辯候ところ三卷に出來候これはかろき事はすて重き事ばかりを擧候てしるし右三卷のうち一卷は舊事古事日本紀並六部國史の總論にて神代卷の疑難はたゞ二卷にて終り候是にて古史通の全部ゆきかたも濟むべく候惣じて如レ此草本は一々楷字にいたし候ては老朽手一つにてはかゆき候はぬ故に行書になぐりすて朱にて句讀をばいたし候迄に候これにより日本流の字ばかり見つけられし人は讀がたく可レ有レ之候に付史疑は一卷づゝも出來次第土肥源四に隙々に楷書にうつしとめられ候へと約し候これも高倉やしきの講など申す無用の事に隙を妨られさやうの事はかゆきかね候尤の事に候むかしは老朽手前によく楷眞を書し候衆幾人も候て御用をも難なく濟し候へ共今は手前に一人も無レ之二男に候ものにようやく眞を書き習はせよほど用にたち候に早世し老朽手一つにてさて〳〵はかのゆかぬ事に候右申候神代事濟み人皇の代にかゝり候に至て氣色むづかしく今にとりもかゝらず候せめて當年中も餘生候て左樣の事にかかり候ほどの精力も相來候はゞ日本紀にしるされ候程の事は大かた事濟み候はん歟それ迄の事けふこの比の氣力にてははかりがたく候水戸にて出來候本朝史などは定て國史の訛を御正し候事とこそ賴もしく存候に水戸史館衆と往來し候て見候へばむかしの事は日本紀續日本紀等に打任せられ候體に候それにては中々本朝の實事はふつとすまぬ事と僻見に候やらむ老朽などは存じ候本朝にこそ書もすくなく候へども後漢書以來異朝の書に本朝の事しるし候事共いかにも〳〵實事多く候それをばこなたに不吟味にてかく異朝の書の懸聞之訛と申しやぶり又は三韓は四百餘年本朝の外藩にてそれに見へ候事にもよき見合せ候をも右の如くにやぶ

りすて候本朝國史々々とのみ申す事に候まづは本朝の始末大かた夢中に夢を說き候やうの事に候老朽史疑せめて日本紀に見へ候時代迄の事濟候てもよほど實錄の心得にはなるべく候歟と存候へども成否は天に任し候より外になく候わかき時はそれらの志候ても事足らず中年は公用に暇なく老後の今に至り候て身も靜になり候へば精神衰へさてさておもふやうにもなき事のみに候異朝の事聖學の事などは異朝の書にあり餘る事にて候

本朝にはむかしの實事をも考校し今日政事の用の心得にもなり候やうのものとては一部もなく候口惜しき本朝の學文と存候よりこゝろざしも候へども右の仕合大かた事成就しまじき事と存候それも今少し手びろく人をもあつめ候て仕りかたも可㆑有㆑之候へども其段は老朽このみ候はぬ事に候去年中も水戸より加勢をかけ候て老朽なにとぞ仕り候へとの事の子細も候へどもあなた御ためにも此方ためにもわろく候とて申しやぶり候き惣じて老朽世にあしざまに申しなされ候はむ實事は一事も有まじく候前々代の御時諸大名より始め候て町人等はなを／＼日夜に逢たく候事の賴みたく候事のと申候得どもとつと一つ門中に入り候事もなく候此によりて近年已來老朽をあしざまに申しなしたがり候衆も此事は申す事もなく候歟老朽ひゐきにてよくなり候老朽口によりあしくなり候など申す人は一人もあるまじく候七八年來種々に申したがられ候へども未だこれこそと申一事もなきと聞へ候たゞ／＼身の分限よりは年高く自慢らしき男いかさま底意地わるく可㆑有㆑之候歟などゑかられ候と承候畢竟人の氣のつかずしられぬ事を知候と文詩の人々のゑかられ候やうの仕損じなく候がにくきとの事と見へ候然らば世の習ひにて學材名譽もあれかしと望む事に有㆑之候に老朽は夢ほどの學文候と名譽の淸朝朝鮮琉球阿蘭陀などへ聞へ候て渡り來り候ものゝいかゞ無事に候かなどたづね候が身の禍になりたるにて候へば考妨こそ候へ子孫のためによからぬ事に候故にたゞ／＼なにとぞ名のなくなり候やうに／＼と心がけ候にもはや七八年に及び候へば此頃はゑかり候人もうすくなり候と申候これらの事故に著述述作のもの等世に出候

事をば深く嫌ひ諱み候事に候とかく死し候巳後百年も二百年も後の人々の公論に身を任せ候より外無ㇾ之候如ㇾ此の事申入候も無用の事に候へどももはや多年御心安く有ㇾ之候にいな事にて著述のものなど祕し候と御不審も候はんと存候故に如ㇾ此に候當時の世への應酬の體は與右衛門殿へなんとなしによく〳〵御聞可ㇾ被ㇾ成候なにもなき田舍翁と御覽じ屆られ候はんと存候中々本朝にて天下の主に近侍し堂上に立まじはり異朝にて才學候人々とゝりくみ候やうのものども御覽じ及ばれまじきと存候むかしはなにとか君子の人の威儀容貌のやうにとならぬ迄もたしなみ候當時はなにとぞなにもしらぬ老人に見へ候へしとたしなみ候わかき時よりの名譽ふつ〳〵あきはて候たゞ〳〵此上は百千年後のためのみに候へばいな事を底滯し候と思召被ㇾ下まじく候以上

御家世の事承知驚入存候東陸にも鎭西四國にも其流御入候とまではかねて承及び候迄にてかほど間近く可ㇾ有ㇾ之とは不㆓存寄㆒候き御尋の條々各の仕合に有ㇾ之候へばこなたに候は不ㇾ詳候上野國世良田庄に長樂寺と申す大寺候是は新田氏の大祖義重やらむの開基にて其比の禪師榮西の高弟榮朝を以て開祖とせられ　龜山院宸翰の日本最初禪窟と申す勅額を初め種種宸翰等も有ㇾ之檀越を榮勇と申し尊氏などよりの寄文等も有ㇾ之候鎌倉の時の文書は五卷阿部故豐州忠秋裝背せられ寄進の物も候然るに南光坊僧正望にて寛永中より天台にうつりかはり候き其後ち公海僧正と申すは老拙久しきしる人にて彼五卷の文書に候押字又は人名等一々しれ候はぬとて見せられ候十にして八九は鑒定し返し候處に義貞御父子幷に當家御祖たちの御名のものとも見へ候はぬ心得ぬ由申候へば僧正いろ〳〵尋ねられ候處に倉庫の中又は古き屏風の中等より七八十通の古文書ども出來り候又々老拙鑒定を請はれ候こゝにおゐて義貞の御父子又は滿義の御眞蹟等かれこれ出來り僧正歡喜不㆓大形㆒新等凡七卷に罷成就中めづらしく候は太平記に候武藏野合戰の初義宗初て旗を新田庄に擧られ候日長樂寺へ施行せられ候制札一通見出し候園太曆に義宗武藏野の戰の事吉野へ注進の狀一通載せ置かれ候と日月符

合し押字等始て見候て手前にもうつしとめ候御望に候はゞ其制札注進狀のうつし等しるし可レ進候又第一には長樂寺に新田弁足利等の事迄の系圖一卷候其時追々にしるしつぎ〳〵し候體實に古代のもの世上に取傳候ものより外にめづらしき事なども相見へ候きしかるに文昭廟御子を設けられその時にはその御兄も候ひし故御稱號を世良田と御名付即是章廟の御事に候き此時公海僧正御稱號の地に候系圖に候上は若君へ獻じ候はん由にて日光大明院宮の御取次にて彼系圖獻上の事に候その中に鄙家の祖などの事も有レ之眉目を長じ候やうの事も今に至ては皆々見はてぬ夢とはなりゆき候き其御系圖にも義貞の御流も兄弟の御衆の御息男迄にて當家のも滿義迄にて書とめられ候その後の事は書つき候に及ばず候て事はて候體に候承も傳へざる一族人々武藏野合戰の時に戰死の事おびたゞしき事に見へ候き其後は新田の一族皆々他國へ散在に付て寺にてもしるしとゞめられずと見へ候遺恨すくなからず候か鎭西四國の衆の事形ばかりは見聞の及び候處書留候ものも大かた可レ有レ之と覺候たづね出し候はゞ可二申入一候其國への御流寓いかにして氏憲の方に御とりつゞき候てそれへ御うつり候ひしやらむ大概なりとも承たき事に候凡て前書にも申ごとく東國の變遷文獻の徵なくなり候て暗夜の燈も消候やうに候あら〳〵しれ候事共迄は前楮にしるし進候其筋にて御傳聞の處も候はゞ賴入候已上

正月二日　　白石美

洞巖老人机下

又

おかしき事共に候へどもむかし好み候事故に今も心には殘り候事故に一二申入候むかし元亨の亂より後南朝の御事の末々世にしられぬ事のみに候歟しかるに奧州に取ても岩城相馬のかたにてふるき文書等うつし得候事有レ之かたはしの見へ來り候も有レ之候其御家の事は殊に久しき御家にて御家中の人々いづれも又久しく世を御傳候かた〳〵に御入候へばおのおの家に傳へられ候ふるき文書等又はいかやうにも一時の事などかきも殘され候事あるべく候御事と御ゆかしく候近比御むつかしき事には候へどもよりより御聞合せも被レ下候はゞいかやうの物に候とも

ふるきものゝ候はんにはうつしも被ㇾ下候はむ事はなにより御芳志たるべく候歟
むかし存候もの其御城下へ罷下り候時に秀衡の建置れ候寺をも見候て高館和泉城などの地理などの事よく〳〵物語りし候き其事は老拙十二三ばかりの事故に今は夢の中の事のやうにて覺も仕らぬ事に候これらのあらまし御志るしもつゞけられ被ㇾ下べく候はむ歟
むかし其ほとりよりとて寺寶に候ものゝ義經辨慶の像の殊に大きく候ものを一見し候事候きその中にさもこそ候はむかと見なし候ひしも候きいかゞそれらのふるき像なども候はむ事にや
百餘年此かたの母衣と申すものは或は籠に引おほひ或は竿にさし候ものに候ふるき母衣の制はさはなきものと聞へ候多年西南北地方をもとめ候へども古制見へ來らずわづかに三輪の社寶藏に候もの一つ去年御使に西上し候時に求め得候き其の家中などにふるき母衣きぬなどとり傳へられ候ものはあるまじく候歟右御心にも懸られ被ㇾ下候はゞ可ㇾ爲二大幸一候以上

奉問　白石

編集の時もし入用にも候はむ歟と御家系の大略被ㇾ仰下ㇾ候さて〳〵忝次第に候あらましは承及び候事も候高橋殿も端々御申きかせの事も候き此度委曲承知珍重の至に候蘆名家に屬せられ候事此家の事はいかにも承及候北畠親衡の屬せられ奥の信夫郡中村に御入候由此北畠殿始て承候定て故國司の遺胤と存候いかなる人にていかに家は絶候かあらまし承度候高橋殿御申候は近代太守御舊稱を改られ中村と稱せられ候よしさ候歟これはいづれの御代よりの御事に候歟これ又承度候以上

此間の御一封幷鴈相達早々亘理殿迄及二御報一候其後御書中一々拜見彌御父子御無事の御便條々承知欣慰の事此方家内皆々無事老朽も少々快方に候此まゝ和暖に乘じ爽快に趣候へかしと存候迄に候上巳にも出仕は無事に仕廻候き齒痛もようやく一兩日かろき方に候御蔭と大幸の事に候被ㇾ下候庭草

も芽を發し候て添レ興候事に候加州よりも蘭根此ほど來り植候にこれも芽を發し候單瓣の櫻は盛りに候重瓣の桃も盛に候ていかさま過し比の火事沙汰を承り候よりは心よく候疱瘡はいまだ勢衰候とも聞へず候但し此邊は左右前後事濟候體に候

一掛軸御心がけのよし千萬辱次第に御座候

一御問目別紙に一々申答候

一日本紀景行本紀に倭武東夷を征せられ候事を上總の國を發し海路より葦浦を渡り橫ざまに玉浦を渡り蝦夷の境に入り竹之水門に至られ候よし候それを此度史疑にしるし候事候陸奥境へ入られ候所に玉浦竹之水門見へ候玉浦は順倭名に名取郡の下の鄕名に玉前見へ候印本にはタマノマへと候はレ可レ然候タマサキと申すべく候古書に前と崎と通用多く例候しかるに贋本には候へども陸奥の小帳の遺編とか申候ものに玉前庄玉島神社玉島川などつゞき候て見へ候まづ風土記の比に庄と申すものはふつとなき事に候に謬訛の證に候へどもむかし玉崎玉島など一所に候は大むかし玉浦の地に係り候故の事歟と存候竹之水門は竹の字を讀でタカと申すべく候すなはち古の多賀國府の事と聞へ候日本紀此所と其許の地里と御考被レ成思召も候はゞ可レ被ニ仰下一候御返報次第に稿を脫すべく候日高見國とは決して多賀のほとりを總稱したると見へ候常陸にふるき物に信太郡を日高見國と申す事候へどもこれ又別に一日高見國にて候文の前後日本紀に申す所は陸奥州たる事疑なく見へ候太古日高見と申したる猶々多き事に候

一停雲集と申候てむかし深川に居候うちに舊友の詩ども一々小傳を加へ撰したて候もの候すでに印行し候はむと申すもの候を時節候はむとて下書の精書は出來候へどもいまだ印行は仕らせず候其後十餘年に及び候て舊友は零落し候てそのゝちの申通じ候衆中出來候加州の小瀨復庵水戶の安積覺兵泉州の唐金喜右衛門などの作を撰び候て附し候て後集に仕り置一所に印行もし候はむとゆるし候へどもこれへ貴兄の御作も入れ置たく候間いかやうにも思召に叶ひ候を二三十首も色々御とり合せ御かきたて可レ被レ下候撰び候事は乍ニ慮外一此方にて撰びたて候べく候安積よりも此頃四五十首うつしこ

され候き猶期ニ後信一候恐惶謹言

三月十二日　竹谷華押

洞岩樣御報

右集中へ高橋殿の御作もと存候御たづね候てこれより可レ被レ下候歟左ゐては難ニ申入一候間これよりは不ニ申入一候已上

答目

公任基俊朗詠集の事御申のごとく御尤に存候唐詩の中に白氏の詩多く見へ候歟その外にも候へども盛唐の詩などは吟味の沙汰にも不レ及候事勿論に候畢竟朗詠のために候へばこなたにてうたひ候に句調よろきしを撰ばれ候事に可レ有レ之候こなたにても懷風藻などの作者たちは世は唐にての盛唐にあたり候歟此により盛唐の衆作に及ぶべくもあらず候へども氣象はこなたの後の風格とは格別に覺へ候いづれにもこなたの詩も文もやはらかに候は風氣の左からしむる故と見へ候へどもこれほどに學び得られ候はめづらしき事に可レ有レ之候大かたこなたの詩文菅江両家の盛になりしほど盛衰の限りと見へ候そのゝち五岳の禪伯一花左かるべき事とも見へ候へどもほどなく戰鬪になり候て今日に至り候歟

大納言經淸左遷とは存ぜられず候太宰帥になられ候へども菅家などのごとく員外に任ぜられ候にては無レ之候き左かれども其頃は老年にて外任の事に候へばこゝろよからず候へどもその頃には外戚の權專らなる事に候へば是非の間につきて論ずべからず候これらの事等本朝の盛衰の運に預り候事に候事長く候へばとくと御心得のやうには申つくしがたく候歟

一板倉防州事親父と二世天下に名譽ある事に候嘉言善政いくらも〳〵可レ有レ之候老朽前世いまだ藩邸に入らせられ候時に御申付にて慶長五年關原役後に封建よりして嚴廟御他界の月迄の間諸家の興亡代々の次第えらび候御の二十卷ばかり冊の數は四五十冊も候へば（これは一卷を二三四五冊にし候故に）藩翰譜と名を御つけなされ候て御代を左ろしめされ候時にひしと御用にたち候とて御他界迄御側をはなされぬものに候き凡そ慶長五年已來の事はなにもかも其中に

有レ之候て事濟む事に有レ之候防州父子の傳などは殊に長く有レ之たる事と覺へ候草卒に申つくしがたき事共に候

一相馬の國政の事これは殊に老朽淵底を存じ候事に候其故は大膳亮義胤と申候ひしは老朽大もとの故主土屋民部少輔利直の外戚につきての從兄弟に候義胤に嗣子なきによりて戸部の第二子を養子にもらはれ義胤の女子に配し候て家督候長門守勝胤後に忠胤と申すこれにて候戸部より勝胤を彼家へこされ候時につけ候ものども撰び候て傳には戸部再從兄弟岡部五郎兵衛某と申すをつけられ候これは武田家の岡部丹波守とて高天神やらむにて戰死し候岡部が嫡孫に候き其節老朽兄（實は亡父老朽生れ候はぬ間の養子本姓は郡司氏に候もの）なども其撰にあづかり候てつき候て罷越候さて相馬の家風むかしよりの事にて政事は侍大將どもの衆議にて決し候代々の遺風餘俗しかるべく候に勝胤こゝろざしある人に候おりふし相馬譜第の家人しかも上首にて村田與左衞門入道の後に不休と申候もの候かの岡部と相談し候て勝胤と三人にて新たに立定め候制度も候べく候但しこの三人ばかり同心にても事ならぬ家風に候評定一座一同し候はねば一事の法も中々みだりにたて候事などならぬ事に候きこれにより毎事にあと先の事どもを議定し候ての事に候きしかれども老朽が亡父などは少し心に應じ候はぬ事候て岡部とは舊友故に意見し候事なども有レ之候きとかく信を專らにし候て上も下も約束のたがひ候はぬやうに腹のうちの子にても家を相續し候やうに足輕中間迄もわけへだてなく候て町人百姓もそれと准じ候てたとへば百姓の未進など申す事一人も無レ之候其故にたとひ不作し候ともさし當る年貢は家財のこらず賣り候て差出し候收納の上に其百姓の身上もとの如くに釜鍋迄も一色ものこらず地頭よりくれられもとの如くの身の上の百姓に取立られ候法に候き侍中の身上なり候はぬ者も役人を定め候て吟味の上奉公は役人の料簡次第に五年も七年もゆるし身上を旦那殿よりまかなひ給り借金をも濟し候て身上にはより候へども大かた百石の祿には百兩ほどの金をこしらへたてられ候て其を渡し候ての上に奉公にも出候べきよし申付られ候事に候き居宅家財

衣服音信贈答等の式一々に上下のしな定り候て少も借も略もならぬ事にて軍役と江戸詰とは随分樣子よきやうにしたるものに候きこれら善政いくらも申す事もなく多き事にて第一によきものゝ出來候やうにこしらへたるものに候たとへば毎月の評定に末座より開口仕らせ一人づゝ次第に上へ申しのぼり候事に候前人の申すを某も尤に候と申す事候ともそれにて濟さず候その尤に存寄候子細を申屆候てさて次へ渡し候如ㇾ此にし候て上座へ至りさて旦那殿の決しめされ候事に候きしかるに勝胤の第二子にて候人前々代に御側の御奉公めされ候事候て當時の風に習はれ候て右申すごとく候ては卒爾の事は決しかね候事にて次第に當世の風にうつりこれも當世へ移しかれも當世へうつし候て今は本來の面目は大かたなくなり候やうに聞へ候それともに遺風餘烈は可ㇾ有ㇾ之候か久しく承らず候

一南部の事これも老妻從兄弟役を仕り候今の南部殿とはちかき親戚に候しかも當時江戸の役仕候故日日に使を通じ候事に候此國の學問沙汰は仕損じたるにて候元來よりまことの事には無ㇾ之故にそのまゝやぶれ候中々相馬と年を同じくしても論じがたく候その學者殿ののがれ出候今も現在にてさるかたへつかへ候が其學者殿も老朽南部を追出され候後に一度相看し候二山彌三郎弟子にて候き腐儒鄙儒たる事勿論にて一身はなにとぞとりまかなひ候とも八百人とも候村里の事は手の及び候ものにはなく候まして南部の廣き場中々におもひもよらぬ事と存ぜられ候き

一日光の梶の事御たづねに候これは三河の梶にて本多中務家の御附け人梶金平と同じ流れにて今も新番衆に梶次郎兵衞とて候と同じき筋に候被二仰下一候梶は四郎兵衞と申すが子にてわかき時金平とは申候て猷廟の御時の小納戸衆に候き小姓のちなみなど申す事の沙汰に及ぶ人にては無ㇾ之候至極の貞愨なるむまれ故に御氣にも入り御髮などをも上げ候ひしかと覺候御他界の後に日光へ葬りまいらせ候に至りて年來御側に奉公仕候某に候御靈前朝夕の御奉公仕りたき由を申出られ候此時は小姓にて御寵愛の衆は一人ものこらず殉死めされ候さて其外には誰かは如ㇾ此の事申べく候やうも無ㇾ之候

に奇特千萬の御沙汰にて御靈屋の預りと申す事に御申付候さて日光へ引越候より死し候日に至るまで朝夕に二度づゝ御靈屋へ參詣掃除已下に至る迄御在世の奉公に一事かはる事なくつとめ候故に敍爵被ニ仰付ニ左兵衞佐（姓名は平定貞本書朱書洞岩筆歟）に任じ候は承應中の事にも候ひしか申すに及ばず男女の色欲は沙汰にも及ばぬ事にて四十年を一日のごとくに候故に憲廟の御時に四品になされ左兵衞督にてをのづから日光殿のやうにて八十餘歲にて卒せられ候今に神のやうに日光の所のものはさておき衆徒幷に門跡の門下ことごとく申沙汰候此人なくなり候て日光の事つかさどり候ものなく候故に始て日光奉行と申すものは出來候近代奇代の人物に候

一由井事は中頃の故主堀田家に小瀧彌平と申し候足輕大將十六歲の時に故上野介申付られ弟子になり候て軍法を學び候とて朝夕に老朽へ物語しきかせられ候きそれまゝ人相よく老朽に似候とてふと某事を申しわらはれ候より承りたる事に候きわき沙汰には駿河の由井の紺屋の子と申し候さもあるべく候神田の連雀町と申す町のうらやに五間ほどのたなをかり候て三間は手習子を集め候所とし二間の所に住居候よし中々あさましき浪人朝不レ謀レ夕の體にて旗本衆又家中の歷々をその所へ引つけ高砂やのうたひの中にて軍法を傳授し候男にて候大名にては二代めの老中めされ候板倉內膳正ばかりが弟子にて外へ引つけめされ候はむと候をば一々に辭し候よし內膳正御申に候きさていづれの門弟の物語を承候にも尊信の心つきたる孫吳のやうに覺へ候ひしと申され候萬人にすぐれ候ばけものと聞へ候これらの類いにしへの陳涉などの類と見へ候由井撰述にては平家物語評判と申すものの印本に候それにて才力のほどはしれ候べくこなたにはあれほどのものもなき故に今の代にはとやかくと申したる事と見へ候今の代には猶々ふつとあるまじく候なし得ざる時は陳涉なし得る時は漢の高祖と申す事も候へば英雄豪傑の手段は別に一格ある事にてつゐに君子の道の語られ候事にはあるまじき事勿論に候

一栗山源三長田論の事大記の跋は老朽に心安く候安積覺兵めされ候と覺候此事は人々議し候事にて伏

見の中村惕齋門人にて和角小太郎と申す人論をかき老朽へ見てくれ候へとてこされ候きいかにも尤に見へ候と返答し候事に候栗山もわかき人にて伏見殿やらむのとりたての學者ゆへにめたと堂上のひゐきのみにて僻論多く見へ候き要する所は君子中庸の論にては無ㇾ之候それに安積も訝めされ候とてそれをも議し候人有ㇾ之候老朽は安積へ心やすく候へばきのどくに存候事に候本朝の總論あのごとくなるものにてはなく候前代に日夜に御講究の事にて老朽覺書し候て懷中し候ものを土肥幷に亡息などうつしたて候もの三卷にて紙數三四百葉のもの有ㇾ之候を御目にかけたき事と存候事に候

一坂上田村麻呂毗沙門天王化身のよしの事少しも少しも名將のために妨にもならぬ事に候其故は漢家にては名將を譽め候とてはたとへば呂望又は孫呉張子房韓信などとりどりに比し候て申し候これは堯舜以來文武の道を論じ來り候餘俗故の事にて候こなたにて文字傳來このかた佛學專に行はれ候て王仁など已後儒生にて大臣にもなられ候吉備だに佛道信向の事にて世の鴻儒と申すほどの人々佛氏の徒ならぬはなく三善相公淸行のみ不同心に見へ候迄に候之かるに上宮太子守屋との戰に護世四天王の像を頭に戴かれ候など申す事よりしてこなたにて名將を譽め候とては毗沙門天王と申すより外の事は世の人ふつと之らぬ事に候そのたつとぶ所を以てたつとび候上はすぐに當時のたつとぶ所はおしはかられ候然ば名將たる事うたがふべからず候あなたにては呂望孫呉と申しこなたにては四天王と申すにて候如ㇾ此の世のならはし是非もなきとは申すべく候更々田村麻呂の譽を妨げ候べく候事にはなく候日本後紀に見へ候やうの事にて田村の功はつくされまじき事に候誠に千百の一二を之るされ候事か惣じて本朝の史筆是非もなき事共に候故に老朽史疑の編をも仕候事に候ようやく此ほど迄に垂仁紀迄訖り候中々餘生無ㇾ之候へば日本紀も覺束なく存じ候事に候遂ㇾ日病身にはなり候志し候事ははかゆかず候閑中の忙を添出し候

一經濟二字出所の事仰のごとくあけくれ筆にもつけ口にも申す事にてたしかにこれぞ出所と申す事覺えず候見出し候はゞ可㆓申入㆒候此類每々いくらも

候て其譯を知るものなきのたとへ尤候事共に候

一和漢問答とか申し候て跡部宮内入道晦翁作の神道の儒道にまさり古の堯舜以來あさましきよしの事ども書つゞけられ候もの御覽候か老朽も當春始て見候右申候毗沙門天と同じやうの事にて候惣じて三四年以來めづらしき學文の道どもかぞへ見候へば五六派唯々皆々門戶をたてられ候てほめはやし候事に候周道衰候時に處士横議しこゝにおゐて諸子百家の學候を漢世董仲舒の功にて聖道をたつとび候事になり候と承候其後漢の衰候時に黨錮の變起り候て漢は終り候其後に晉に黃老の道起り候て淸虛の談にて晉もくれ候唐の衰に牛李の黨も候き宋の衰候時に程蘇の黨も候てさて南渡の後に僞學の禁も行はれ明の亡びも東林の黨議に事決し候歟如レ此に佛氏の九宗十宗とか申す樣に門々を開きあらぬ事共もてはやし候はめでたからぬ事前世老朽などゑばらくつゝしめ候間ふつと聞も及び候はぬ事共はやり出候と感嘆此事に候定て高橋殿など御物語も御聞候べく候老朽は此ほど始而承候體に候

一前世に詩經圖老朽撰呈の事御たづねに候これは老朽三十七歲にてめし出され候は十二月の事にて明春よりなにをか進講と御たづねの時に當分々々の御事に候はゞ何にてなりともに候もし聖門の學のごとく詩書より始候て易學に功を終られ候はんには詩より始められ候事孔子の學の次第に候と申候へばさらば詩經より御始め候べく候いまだ春秋富まれ候上はとの御事にてつゐには六經こと〴〵く終られ通鑑も宋編まで終り候て御他界の御事に候きさて詩には鳥獸草木の名は申すに及ばず器物のごときおびたゞしき事に候これも又一方の學に候へども大人君子はそれらの末々の事を經生などの如くになされ候は先務を急にするの道になく候たとひそれらの事共講じ候とも半日ほどづゝの日を費し候事にて事によりゑかたはなしのやうの事になり候てはいやしき事に候故に望申候て繪圖を仕りたて講日の前に段々に差上とくと御內見の上にて講日には字面ばかりあら〳〵と申候て專らに詩意を講じ候やうに仕りたるに候是により藩邸の畫師狩野春湖を老朽へ御附け候きさて鳥獸草木之類は本邦に有レ之候だけは 其比には 先師いまだ現在

も候殊に加賀へ出候て千卷の書を撰したて候稻若水舊識に候故これへ相談し候て草木の根葉そのまゝにもとめ出し候て生うつしにうつしたて鳥獸またこれに同じく本邦になきものは長崎へたのみこし唐山よりとりよせられ候ものはとりよせとりよせられ候はぬは生うつしに仕らせとりよせうつしたて器物は博古圖より始めてふるきものを其まゝにうつしたて周禮圖など殊に其料にたて候き凡そ圖出來たち候所三百七八十品猶々老朽隙次第に今一往再校し候て淨寫し候やうにとの御事のうちに御他界にてそれも夢になり候事に候きこれによりてさのみ事かけ候事もなく候き

一東雅の事は先年此御代始に老朽居宅一草一石なりとも帳に志るしたて差上候との役人衆催促にて事急にとり拂ひ候とて書籍は不ㇾ及ㇾ申家財等迄暫時の間にかたつけ候はんやうもなく候處にある人の計をすゝめられ候故に深川に借藏と申す物の有ㇾ之候を二つ借り出し門前より船に積み〳〵三日が間に彼藏へ送り入れ二つの倉の邊に可ㇾ然候借座敷の有ㇾ之候を借り出し家累をばそれへつかはし近邊に借し店候を借り出し〳〵家奴輩わかち置候料にし候故に中三五日になにもかも仕廻それより障子のきりばり疊の表がへ掃除等にかゝり候て正月の十二日にか御申付候處に十九日には差上候はんと申入れ候き明日御請取候はんと申す日に大火出來老朽居宅は申すに及ばず御城内迄やけ候事江戸大半に及び候是によりて赤土黑灰の儘にて御請取にて老朽の者とては箸かた〳〵もやき候はぬ事にて深川へ引移り候きさて代地を被ㇾ下候にただ今の所の古畑にて人の住候事もなき邊土に候故中々うつられ候はず候間小石川に屋敷かり出しそれへ家作し候て參候迄七ヶ月ばかり深川に居候見たき書物候へどもいそがしまぎれに藏へ入れ候間中々見わけがたく長夏を送り兼候て子共の爲にふと和語を解しきかせ候事にて反古のうらにそらにてかゝせたて候者積り〳〵候て二十卷ばかりになり候きすて候も惜しく候て小石川にて淨書仕りたるに候要する所は爾雅に比し候て東雅とは名づけたるに候右之仕合故に引用書二百部餘も候べく候へどもそらに引たる事こゝかしこ覺へ損じ候を大

きなる所は後に改め候事も少は有レ之たるに候皆
皆は精力も無レ之外に仕りたてたき事候まゝ其ま
ますて置候なにと申す事に候か世に名ひろくなり
さきはゑられず候方よりも二三度申來り候へども
とやかく申し候て借しも仕らず候去々年より水戸
より種々懇望に候もとやかくと申しのがれ候に當
春に至てはしきりに申來り是非もなく此ほどまづ
四冊つかはし役にたゝぬものに候へども惜しみ候
やうもいかゞしく候間御目にかけ候不レ殘これに
て候まゝ御覽以後早々御返し候へと申し候が今に
返らず候いかゞなるべく候やらむと存候

一榊原領分のもの﹅事いかにもたしかなる事に候か
心安く出入候人去々年物語に候きそれもいかやう
の心入にて申出し候事やらむとの事に候き其後は
承りも不レ仕候

一攄釜考國造碑嵯峨宸翰跋等の事いかにも承置候
まづこれにて御答は終り候歟病中燈下に調候間わ
けも見へず申し殘し候事も可レ有レ之候御恕亮可
レ有レ之候已上

市郎殿御無事にて珍重に候草々申答候條なにか
申殘し候事も可レ有レ之候御恕亮可レ被レ下候以上

高橋殿御出府に付て御一封早速御達し拜見彌御平
安慰ニ遐想一候其御地も火災候由大坂等の事も御聞
可レ被レ成候すべて天地の氣運此節に至り候と老懷
を悼み候迄に候まづ御免しの事珍重に候

一掛軸粉本御見せ被レ下候さて〳〵御丁寧之至不レ知
レ所レ謝前幅に申謝候御粉本は書狀のかさ高きもい
かゞこれも申受たく留置候

一竹水門玉浦御考詳悉の事敬服これも別幅に申謝候

一御詩草辱領受候此中にて撰出し可レ申候御丁寧の
御紙上けくいたみ入候已前拜見候芝の御やしきに
て被レ成候七言律におもしろき御作候きこなたた
づね候にとりまぎれ見出さず候是又御便に奉レ待候

一八島彥八殿御事いかにも相心得候御心やすく可
レ得ニ御意一候條さやう可レ被ニ思召一候なにか委細御
念入候御紙上とくと心得置候

一經世典例紙數御たづね十五卷有レ之候五十葉づゝ
にいたし候ても七百葉ちかく可レ有レ之候か手一つ
にていたし候故に草書行字等にいたし置候尤副本

なく候畢竟入て入らぬものに候　前代御たづねの事の料にあつめ候ものどもうせ候が惜しくての事に候當時は御書物奉行衆に五十金づゝ被レ下候て倭學稽古とて最中これらの沙汰に承候これにより此書などいよ／＼篋笥の底に秘し候事に候もつとも其事承られ候人の方より誰某たのまれ逢たきなど申來り候鳩巣なども使に御たのまれ候へどもなにも覺え候はぬ書候ものも火に焚け候と申候て一向に取合ひ候はぬ事に候

一氣仙の海苔さだめて程なく到來可レ仕候其由も高橋殿より御申越候御持參可レ被レ成候由御申越候相違次第供二冷厨一と樂しみ忝候

一當年瑁瑰ことの外にはびこり候て花も多くつきさて／＼自愛忝次第に候此方の土に逢候と見へ幸甚候美人草去年ある人花を見られ所望にて種子をつかはし候へば見事に花さき候を禮謝とて一もと給り候き手前のものは舊冬の霜に侵され當年は不出來し候但し種子再生の故か當年は種子又々可レ被レ下候冬と春と兩度に蒔候て試可レ申と存候私宅霜深くなにも わろく候被レ下候萩と瑁瑰と ばかりに候其外の物は存候やうに無レ之候

一傳藏父子共に無事孫も息災にそだち候娘も二人共にいかにも達者に候 某はとかく氣色わろく候て及二難義一候畢竟天氣不正今も綿服を重ね候やうの事故と見へ候おもしろからず日を送りきのどくに候なにもそれ故手につかず候草々ながらなにか御禮謝如レ此に候 右之仕合 執筆も懶く御覽じわかちがたく被レ存候恐惶謹言

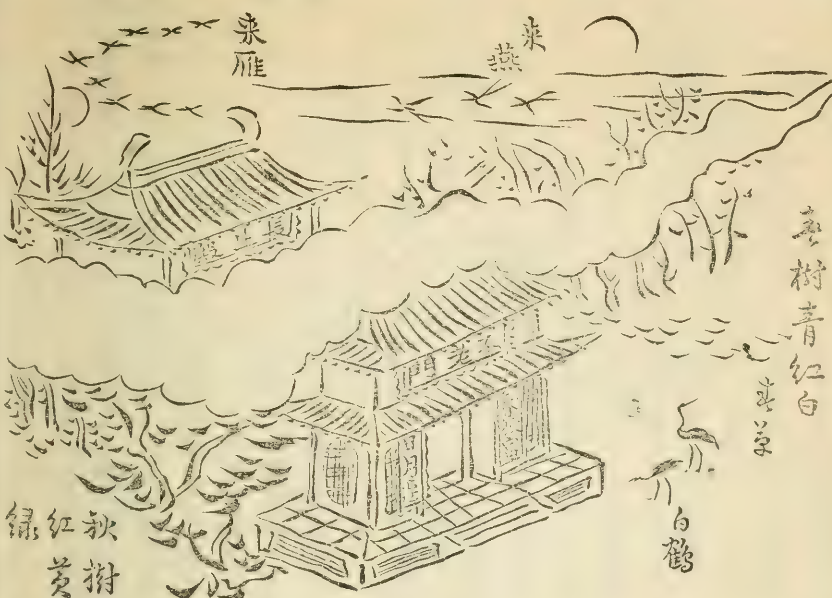
閏四月十一日

御粉本被レ下候御答

内々申入候三幅の事に付御粉本被レ下候御心を勞せられ殊に念の入り候事不レ知レ所レ謝候孟母孟光さてさてよろしき思召寄にて末々迄も賤女等心得の爲かほど可レ然候もの無レ之候幸甚大慶の事に候いかにも如レ此に横幅にて今少しちいさく候て可レ然候はんか床など狹く候にも用ひられ候ためと存候事

長生殿不老門の御粉 本是又無レ據所にぎやかに去かるべく候いかやうにも望候へと被二仰下一候につき所存の程を殘し候はず申入候必ず思存去かるべく候に

なく候其上の事はいかにも御意通に任せられ重て御たつねに及ぶまじく候さきにも申候ごとくに當時の郊居高橋殿など御覽の如くに僅かなる體に候某常に居候所も同じ事に候實に矮屋に候へば床の高さ廣さもそれに應じ候故に唯今迄蓄貯候書幅よほど候へども當時の用に應じ候ものは殊にすくなく候無興なる事に候これにより横軸ならでは內外の床に不レ中レ用候それも一間六尺づゝの床に候へばそれに應じ候もののみにて其他はなにとぞ蠹害なきやうにと時々にとり出し候迄にて實用にはならず候それともに年來好み候事故に興を遣り候たすけにならぬにはなく候左かれば御かき被レ下候をば常に用ひたく候已前被レ下候鹽がま松しまの雙幅御賴み申候比迄はいかにもならべ候てかけ候床內外ともに三所迄候き今は一幅づゝかけ候て樂しみ候事に候先以此度の御畫意もかの鹽がま松しまの御心得と思召被レ下候はゞ可レ忝候其故は長生殿裡春秋富不老門前日月遲は本朝の人の句にて候然る上は畫樣の景氣も本朝のごとくにありたきものに候然るにむかし本朝大內裡の畫樣御覽候はんかさて／＼見事なるものに候近衞前攝政の仰候には大內裡の時の物とては東福寺其時の儘に候此寺光明峯寺殿の彼內裡を摸せられ候まゝよく／＼見をき候へと御申に付大內裡の圖は御覽候やと申候へば地どりは其比のもの御家にも候とて御借し被レ下候きこれは大工のさし圖のやうの物にて候譜にかき候は地どりはともかくも打見候所そのまゝにうつし候ものに候其圖は關東へ御下向の時に可レ懸二御目一候と御約束申上さて其後に御下向の時に十六卷懸二御目一候へば御肝をつぶされ薩摩の畫工を御やとひ日夜に御かゝり候て御うつしとり候て御歸洛候き關東にもまた如レ此の珍物候とて御敬服の御事に候きこれは年中行事の卷物と申し藤光長が繪かき候てことばがきは雅經などの筆に候ものに候某などの力にはうつしとられず候故に入り用の所々はうつし置候きその畫本當代に至り御覽候て御とり上候とか承及候まづ此御心得にて本朝の樣子と同じく御望候門などの事古制は當地東叡山文殊樓門のごとくに中に門ばかり候て左右に塀もなき事に候中門にはいかにも格子の有レ之候塀左右に候が地取又は繪樣のあらましたとへば



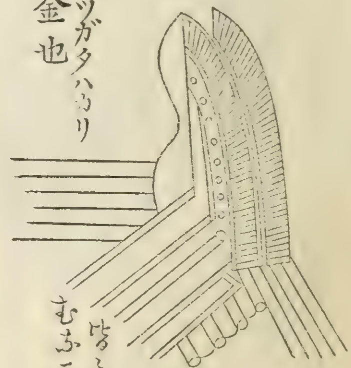
如レ此なるやうの望に候四時をこめ候へば春のかたは春の諸木遲速をえらばず秋の方は下より梢を見せ又はいづれも雲やりの上下に見え候やうに春には來燕秋には來雁門前には白鶴三つばかり但し雛二つばかりも候はん歟畫樣は眞草行を御まじへ候て細密なるかたににぎやかなる所も候べく候さらりと仕候所も可レ有レ之候其段ごろは御筆意に任せ置候彩色を設られ候事も同じくは輕きかたに可レ有レ之か俗に入りて俗を脱し候望に候額字の事板はいか樣にもひれ（本ノマヽ）ば上のかたかくしたく候事いかにも泥金可レ然候か春秋富日月遲は上の軒端にて上のかた四字づゝかくれ候心得に候下はつまり候て上のあき候が面白く可レ有レ之候歟齊中和の賛候雪舟の明朝にてかゝれ候富士三保の圖奇代の物に候それは中天に富士をいかにも／＼根ばりひろく雲頭より出候體にて事の外に引さげ候て足柄箱根前は三保西は薩埵清見等の山山浦々をことの外にちいさくかゝれ候それにて富士の三國に蟠り候體そのまゝに見へ夥しきものに候き意匠のほど感じ入候事に候不老門の圖もとかくに雲やりかくまとりにて中を書切り候て殿も門もさのみ

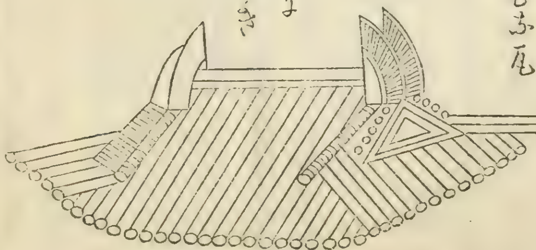
大きからずして大きなる心をふくませたく右のごとくに存寄の圖、たし懸二御目一候右の下繪は門すこし狹く見え候とかくそこらの事は御心得にてなにやうにも奉レ賴候本朝の鴟吻をクツガタと讀來り候心得ぬ事に存候に彼大内裡の繪を見候に唯今のシャチホコと申すものとは以の外にちがひ候て沓の形にて候さればこそクツガタとは申候と存候其圖は紙面ノ都合ニテ下段ニ載ス

如レ此ものに候唯今は制法を存じ候ものも無レ之候不レ及二是非一候事に候歟

竹水門玉浦等の御答

日本紀に見へ候事に付御尋申入候處に委曲一冊に御考被レ下候毎度ながら忝次第御禮難二申盡一候被二仰下一候にて彌以て安堵仕候竹いよ〳〵多賀と存せられ候總じて國郡古今沿革は何れの國にも有レ之事に候就中本朝は今字中世に傳來り候て用字例隨レ人便レ用候故に舊事紀古事記日本紀姓氏錄風土記等有レ之候地名字は相合ひ候もの殊に少く候本朝の書を見候には方語を要とし候はねばふつと辱明き不レ申候事に候





況や元正の時か風土記の時に好字を用ひよと有レ之候又延喜やらむの時に國郡の名二字を用ひよと候故にむかし一字なるをば字を添出し三四字に至り候をば字を減じ古とは大きに變じ候之によりて上世の事を記し候事に候たとへば高天原天香久山日高見國など申すやうの所々當時めのまへに候を或は天地の外にもとめ或は外地にもとめ候やうの訛を致す事に候前代の御時に日本紀の神代の二卷とかく御心にすみ候はぬとの御事に付舊事紀古事記日本紀其外たしかに勅撰に出候實錄共を採用直說の類申傳へ候など申すやうの類出所もさだかならぬ僞作の書は一部もとり候はで古史通と申すものを撰呈し候きこれにて御心得候との御事に候此事を加賀宰相殿御傳聞種々御申の事にて草本御借し申候へば御うつしとりたきよしにて三千年來本朝に如レ此のものなく六十年の疑をすきと御はらし候とて事の外なる大慶と御申謝し候き今度史疑の神代系記の中にはあら／＼それらの事にも及び候據レ今驗レ古候事は事にはより候へども如レ此の事は大きに／＼ゆきちがひある事に候古を論じ候には我身を古に置き候て古の時を以て古の事を論じ候はでは參らぬ事に候去年やらむも水戶の衆へ魏志に候倭國の國名はいかにとたづね候へば傳聞の訛と見へ候て一所も存寄無レ之由に候き老拙見候ては玄れ候はぬは五六ヶ國も候か不レ殘たしかに當時も候所々に候此魏志は其時に彼國の使往來候て見聞の及び候所を玄るし候故に里數戶數迄もたしかにてけくこなたの今日が傳聞の訛にて魏志は實錄に候如レ此の所が古學の益ある事にて第一の要に候日本紀などははるかに後にこしらへたて候事故に大かた一事も尤らしき事はなき事に候地名などは種々むかし人のかたはし申傳候事共を玄るしたて候故に地理にたがひ候事共候某史疑の作はこれらのための物に候すでに天武天皇の舊事紀はいつはり多く候とて御改候はんとの詔候處に崩御にて其書功成り候はぬに付て古事記は勅撰にて舊事とはよほどゆきちがひ／＼し候ていかにも實錄と見へ候事共多々有レ之候殊に異國の史三韓の國史に引合せ候にひたと合ひ候ものに候此書などを世にはなにもなきやうに心得候事よく／＼不學之事やと被レ存候事に候多賀城の事も仰のごとく續日本紀には大野東人の築き候よし碑もそ

のごとくに候後には多賀國府とも申候へども倭名抄には宮城郡を國府と申候て多賀國府などは見へず候これ古今の語變じ候にて候玉浦も同事に候地の近遠の事は上總より陸奥へと玄るされ候今の地理に據り候へば其間に國々浦々いくらも候古人は入用の所ばかりを摘候て玄るし候これ文史法とも可ㇾ申候上世以來多賀は陸奥の要地に候故に蝦夷侵ㇾ地候時も其所に都しこなたもそこへ打入られ候事にて其後大野も舊に因りて城を取立られたるに候か竹と多賀との文字の事に泥み候ては日本武の時にいづれの文字も有べく候やうはなく候たゞ／＼口にて稱し候を日本紀の作者は竹と玄るされ候を續日本紀には多賀とかの地名二字を用ひたるに候多ク賀スすなはち好字を採用たるに候これらの故實においては事も多ク長ク中々書とられ候はぬ故にまづ如ㇾ此に候御蔭にて地理とくと心得候て大疑を晴らし候日高見國の事桃王郡とも決すべからず候日高見神社候へば據なきにはあらず候但しいにしへ日高見國と申候事は常語にていくつも／＼所々に有ㇾ之候常陸の國信夫郡をも古の日高見國と申傳候結城の郡にも日高見山と申す有ㇾ之候これにより弘仁私記にやらむ申候はいづこにもあれ地たかく出る日の見へ候所を申す歟と覺へ候これも快からぬ説に候古の祝詞に大殿祭などには日高見の國を安國と定め賜ひしと申す事候て古の時に大和國河内和泉攝津等の地へ代々に都を遷され候その皇居候所をば日高見國と稱したる事に候蝦夷の長の僭し候てその都會を日高見國と申候やらむまた所謂神代にかしこに住せられ候帝皇候てそれ故に宮城の名も後に殘り候やらむそれも今は詳ならず候畢竟只今の神武以來前代天皇の事を申し消し候やうの事になり候故天神副天神など名をつけ候てなにやらむ玄られぬものにこしらへなし候て神代幾億萬歳など申しなしたるに候これらの委曲をよく／＼心得もし候はで當時はなにやらむ神書神道など申す人々も候て自ら欺くに候やらむ人を欺くに候やらむ笑止千萬なる妄語を申ふらす事に候古事記の注にやらむ天御中主は古の帝皇也とたしかに／＼有ㇾ之候歟古語にすべて尊みてはアメと申しミと申し候ナカとは地名ヌシは君に候ナカと申す國に都せられし古帝皇に候そのナカと申す國は當時も其御國の邊にたしかに／＼

有レ之候たゞ〳〵本朝の事は字を離れことばにて濟み候應神の世にやうやく渡り來り履中の世に始て取用ひられ候天の字御の字りの字主の字につきて義を生じ候抑末代の論に候右の子細により候てこそは天照太神の我よりさきに祭れと神託候とて當時も伊勢の外宮は候これすなはち古の帝皇を祭られ候にてとりもあへず天御中主神に候たゞ〳〵心頭に一毫の私を容れずしてありたる事をありのまゝに濟し候はではるかの末世に上宮太子のこしらへ出され候舊事紀をまことの物と心得候てうそにうそを重ね候てこれ我國の道と申候あはれなる事に候日本紀は古事記によらずそのまゝに舊事紀をとられ候事に候これらも天武の勅よりは上宮太子がたつとさの事畢竟佛法の致所と見へ候これらの事の子細あはれ〳〵閑談にとくと胸中の磊落を仕出し候はゞや互に餘生なく實に遺憾の事に候已上

閏四月十九日之貴翰殊に鹽鳥新製之物被二送下一千里御芳情不レ知レ所レ謝候御不快の御事も候へども御眠食御平復候由健羨之至候某事其比風邪に感じ其後腰痛甚於レ今不レ及二爽快一起居行歩一切不如意にて候先日も今日も八島殿朝御出候に不レ得レ奉レ遇心外之至不レ及二是非一候此方天氣は五三日已來當年に無レ之候よく（よしイ）定り候て暑は事の外に甚候井泉涸候て農作には煩候など承候火事沙汰もすこし止候先達而貴報申入候定て可二相達一候如レ此に書狀調候にも腰痛不レ堪二執筆一候間草々御謝申述候萬々奉レ仰二　恕亮一候恐惶頓首

五月十一日　　筑後守君美華押

洞岩樣

貴報

尙々加賀守相殿御儀去九日に死去に候八十二歳と申候遺老に候處に惜しき事にも存候已上

本月二日の貴札十九日八島彥八殿御持參拜見候當地此節は日々大暑けしからぬほどの事に候其許如何御入被レ成候哉老拙事前月末より風邪に感じ候やうの處當三日晚來より腰痛仕出し頭痛牙痛腰痛耳鳴第一食味ふつと無レ之以の外に難儀候處に他症は漸々除き候て當時は腰痛と食味無レ之に難儀

候腰痛も七八年已前と去年と有レ之たる事に候へども其節は腹內いかにも快候て物もよく給候て七日ばかりにて夢の覺候やうに快候き今度はそれとはちがひ候て右之體にて候歩行など仕候には別事もなく候起居坐臥不自由に候これも今少しの事になり候 間定而無レ程快氣可レ仕候かそれにより如レ此書中調候とても机に倚り候て しばらくも居候は難儀に候きまづ草々申答候

一御詩一首忝存候右之仕合にてなに事も鹵莽不レ及二是非一候

一海苔とくに屆候而客來などに饗應めづらしく候とてほめられ候事に候

一美人草の種子の事忝存候

一傳藏息男名の事御たづねに候源太郎と申候いかにも達者に 成立候 生來終に煩しき事も今日迄は無レ之候傳藏は詩など不得手に候懸二御目一候はむものも無レ之候私等事 古稀之生辰御たづねに候丁酉の二月十一日歟の生れに候へば來候年七十になり候はん事に候へども唯今のつかれ候體にては其事は望も無レ之と申す事に候

一御先祖の事にて御答忝存候彼北畠親衡と申す御事定めて親房公の後に候故にさこそ申候にて可レ有レ之候へ共いづれの頃いづかたに住せられ候人やらむめづらしく存候に付御たづね申上候事に候き

一竹水門の事申上候に付御返答拜見候日本紀仁德紀に伊寺水門にて天將蝦夷のために戰死の事見へ候此伊寺と申すは續日本紀に神護景雲元年に伊治城を築きやがて栗原郡と改められ候事候これ栗原郡を置かれし始に候伊寺伊治いつも申入候ごとく古書に地名は筆に任せ しるされ候事故に字は不レ同候へども語は同じく候間の事と見へ候按栗原は當時貴藩の封內と存候東海にほとりし候地理に候か水門と候へば海口にて可レ有レ之候事と存候御便に奉レ賴候もし地理海に遠く候はゞ別に其地も可レ有レ之やらむと存候心もとなく候まづ 史疑には伊治たるべく候よしに調候

一御繪本の事に付重々被二仰下一候趣忝奉レ存候宮殿制等の事いかにも御申被レ下候ごとくに往古本朝のまゝの制とそのゝち唐制を摸せられ候制と中古

より堂上または武家屋宅制とおの〳〵差別ある事に候そのうち大内制は鎌倉の世にうつし候もの其時のまゝなるを家藏候まことの寺制は京の東福寺を見候き今制と似て似ぬ事に候宇治殿の殿制と普光院公方の殿制とこれも近衞殿九條殿御借し被レ下候てうつしとり候き唯今の制とは大きにちがひ候ものに候これらの事は

文昭廟特に〳〵御講究の事にてほねを折り候て天下の圖籍をとりあつめ候へども今は蠹魚の食に供し候迄に候當方にそれらの故實など心にかけ候人もなく候御目にもかけたく御物語も申たきものに候一生の精力を用ひ候事共ほどなく土中一堆の朽骨になし可レ申候不レ及ニ是非一候

一鹽梟めづらしく折節珍客候てもてなし候に格別のものとて馳走になり候て幸甚忝存候き

一詩賦の作りやうの事御たづねに候すべてむかしより人々の御たづねの事に答へ申す事に候某年來試候事はなにの手間も入り申さぬ無造作なる事秘事も秘傳も無レ之事に候詩は近來は唐詩を唐も朝鮮もこなたも同じく學び候唐にて初唐盛唐の詩を諸體共にひたと見候てそらに覺候て味をよく〳〵覺へ候と自然にこなたの申出す事もそれに似申すやうに覺候句調よくうつり候てさて一詩のしめくゝりの體格品々候をよく心得候迄に候其外の詩は初盛の詩を似せ候時に用ひ候文字などのたすけ迄にし候事に候かりにもわろき詩をあやかり候とこなたの句柏子申出し申とめ中にて轉じ候などの心ゆきわろくなり候やうに覺候せめて詩百首近く五七古風五七排律幷に律五七絶合せて右のごとくに候いやしきたとへながらつねに申す事に候詩は性情を述候ものに候平生に胸中に唐詩みち〳〵候て有レ之候へばその性情の流出候時にかの胸中の唐詩の中を通り候て出候間いづこともなく唐詩の風味有レ之候ものに候とくりの內に水を入候て口に酒をひしとぬり候てさし置きさて水を流し出し候へば自然に酒氣の候にすこしもちがひはなく候とて笑ひ候事に候右のごとくに見覺へ置候て拗題により事により候て誰のなにの詩のおもふりにしたて候て題にも事にも相應じ候はんと分別し候て申出し候へばよくうつり申す事に候此事は李杜ほどの

作家も此稽古と見へ候事にて李杜の詩の六朝の衆の詩にいきうつしなる句調詩體いかほども〳〵有レ之候事に候文章又右に同じく候まづは韓柳歐蘇四大家の內にてせめて四五十首もあら〳〵も覺候にしくはなく候物により事により左傳史記または國語などを取用ひ候事も候べく候右二品ともにとかく古人の文の評詩の評をたとひ頭書に一字二字候事をも能々心をとめ候て見候て得心し候事に候我等はわかき衆へ唐詩訓解文章軌範覺へられ候へと申候より外他語は無レ之候事に候これを過候以上は其人々の自得に有べく候御詩ねにつき所存不レ殘申述候との外腰痛く候間草々拋筆候恐惶謹言

五月廿六日　筑後守君美華押

洞岩樣

人々御中

尙々詩文の事など當時は世上になにかど向上なる事御申候衆中と承候老朽不材故か道は近きにあるを遠きに求め候事いらぬ事歟とわかきよりしてたゞ〳〵手短かに稽古し候事故にむつかしき事は不レ存候故淺々なる事ども申答候事に候

已上

又申候こなたの板行ものに紙廿枚も候か文章一貫と申すもの候調法なる物に候已上

五月廿一六月十六兩通糒一袋騈至重疊忝次第不レ知レ所レ謝候先以先頃御不豫之事八島殿御來臨之節承知千萬無ニ心許ニ存罷居候處御紙上披見驚嘆雖レ然逐日御快氣之御使承幸甚不レ可レ過レ之候猶又殘暑之節に候御保護不レ可レ過レ之候畢竟御康健に御入候故危急をも御のがれ候よく〳〵御保養候はば必ず御長壽に可レ有レ之條眠食萬事御心付候てわかき御時とは違候御心得に志くまじく候依レ之御遺書之御意得にて被ニ示（下置イ）下一候御紙上披見感佩之至に候老拙事も著甚に候に付氣字以之外にて食味ふつと無レ之すまぬ事に存候うち補劑相應十日計こなたは食味も出來候秋涼に乘じ候はゞ可レ及ニ爽快一候歟

一御事實の事に付御兩息御望のよし御尤の事に候それらの事は古人行狀などある事に候へども行狀と申すは子弟の輩其人の一生の履歷をゑるしたて候

て或は朝廷へ諡を乞ひ或は當時之文士へ碑を頼み候料にて生前に行狀などの作例も候やらむ老拙さし當り覺へず候されどいづれの道にも早々思召寄候品々をいかやうにも御草案候て可レ被レ遣候老拙不快にて不レ堪ニ執筆一候とも土肥源四郎と相談仕なにとぞ調候やうに可レ有レ之候かくのごときことは御望もありらしく候せつかく致したて候ても御心に應じ候はねば詮なく候いかほどにも思召寄御調可レ被レ遣候源四いかにも作文なども達者に候老拙なり候はずとも此人有レ之候事に候御心安かるべく候五柳先生傳など生前の傳にも可レ有レ之候か諸家文集など見候はゞ生前の傳らしきものも可レ有レ之候歟にて候

一其地も暑甚しく候由當方も同じ事に候午天は以の外に暑威酷しく候夜來は薄晩より西北に雲起り候て雷鳴毎夜の事に候一兩度暴雨にて雷公諸方へ震し候て人馬も傷害候就中上野のうち武藏の府中の邊は大雷雨雹雪などは牛頭の大さにて土毛ことごとく地中に打埋まれ候と申候京師よりの便にも同事に候去月廿五日には江戸中に毛をふらし候長さ一尺許より三四寸に至り候某も見候き長きは中ほどに見事なる色の鮮紅に候短きはきはめて白く鋒牛毛のごときものに候古來の占にも炎旱の事らしく見へ候此上天災飢之事なく候へかしと私祝此事に候私の領地など一所常年水地の所々七百石ばかりの地にてこれは當年はよろしきかたと申候相州大山の下に候もくるしからぬたつきと申こし候鎌倉玉繩の兩所は水ふつとなく田地龜甲折のごとくに候と申候但しこれは常もつゐによきことなき所に候わづかに三百石ばかりの所にて百姓ども飢渴だになきほどに候はゞ幸甚と存じ候事に候二三日は夜間忽に寒し毎夕綿服にてあかし候如レ此氣候故當方おびたゞしき病人と申候

一前書に申入候栗原郡いかゞ水門にちかき所に候やらむ御病後御むつかしながら頼入候萬慶期ニ後信一候御便早々相達し候御謝なにか申答たく扶病草々恐入候恐惶謹言

七月四日　竹谷華押

洞巖樣

貴答

八月三日廿五日之兩封相達し御病後彌打つゞき御快然之由珍重之至まづは萬事之根本に候へばせつかく御保嗇に不レ可レ過レ之候さては御移居候事千萬きのどくに候老拙事火にも遇ひまたはよき事につきよからぬ事につき家を作り候も七ヶ度歟と覺候その中の騷しさ何も手につき候はぬやうの事にて終には當時の矮屋に少時居をとめ候依之其許の事察入萬緒御辛苦と存候今ほどいかばかりの事に御落着候か

一三日夜中の御書中これより申入候御答共一々承知不レ能ニ再答一候

一御書付委曲披見たしかに領納候かねても申入候ごとくにふと存じ寄候て史疑の事存たち候てとやかくと仕候うちによほど厭倦の事に候中々存生候うちに六部國史皆々は事濟むべく候歳月もなく候たとひ事濟むべく候とも他事を抛ち候て此事にとりかゝり候事も畢竟衒物のやうの事に候せめてしかゝり候事に候條舊事古事日本紀三部は事濟候やうにと存じ候て萬事抛擲日夜にとりかゝり候てまづは舊事古事はすきと事濟み日本紀もやうやく二十四卷迄事濟み殘候所わづかに六卷に候へば何とぞ今年中にせめて草稿をば仕立置たく晷刻を爭ひ候て仕立候司馬溫公通鑑をいそがれ候時の事存じ合せられ候仕合に候まづ草稿を濟し候はゞもしもし天幸にて來春も存命候はゞそれよりは日課になりとも漸々に淨寫をもし候て人もよめよく候ほどにいたしたき事に候これらの事に付御申こしの物の事老拙打かゝり候ては迷惑仕候故かねて土肥源四郎へ申談し置き候に付御書付卽時源四をまねぎ賴入候定て講日の隙々草をも起さるべく候其上に幾重にも可ニ申談一候已前も申入候ごとくに古人在世の中に如レ此のものゝ體格例も存じあたらず候五柳先生の傳などのごとき自作ながら滑稽の作ながら在世の時の事に候條まづは洞岩先生傳などゝ題し候はん歟など源四も申され候きとかくいづれとも仕りがたく可レ有レ之候事に候思召の外にこれらの文章はいたしにくき事ども有レ之候事に候日本の事はあなたの事とひしと合候事無レ之故にたゞたゞ可レ然候文字なきものに候老拙など史疑に骨

を折候も此事に候源四もよほどほねを折られ候はんと存候へども稽古ながらに可ㇾ然事と申す事に候

一御書付を見候へば佛を御のがれ候に殊の外御力を用ひられ候事と見へ候老拙とても佛氏よき事とは不ㇾ存候勿論に候へども口に出し候てよしあし申候事は仕りかね候事に候此事侫佛阿世の事には無ㇾ之候實理今の勢手もつけられ候はぬ事に候畢竟韓文公原道の中に一二語候て歐陽公本論二篇に落着候事に候あなたの罪はなく候とにもかくにもこなたのあやまちに候へば今に至て吻を容るべきやうもなく候況や當時は天下御仕置の第一の大節目になり候老拙なども毎年知行所家中寺證文をとり公儀へ差上候へば天下一民も佛に歸せず候ては此國に有べきやうもなくなり候猶夫よりも重き事は法皇樣の御歸依と宮方門跡の御歸依との事はふつとならぬ勢に候へばなまじゐの事申候はことばの費にて君子のあるまじき事と緘默のみに候これにより某史疑にも佛氏の害萬國の中我東方ほど大きなるは無ㇾ之候よし𛀁るし申候きこれはせめて後代の心得のためと如ㇾ此候き此つゐでに史疑の中の評の所一條草々ながらうつし進候御覽候て御慰可ㇾ被ㇾ成候

一玉來の事御たづねに候この事先年京へ參り候時近衞の攝政殿も御たづね候きまつ上瑞中瑞下瑞とて定り候て瑞物とし候ものは令などにも見へ候これはこなたの事に候異邦の事も委曲に唐の六典などに見へ候へども玉來と申すものゝ事はなく候倭訓もまたいかにとも申傳へず候必らず書寫之訛と見へ候へどもそれも一人の私言にて申も破られず候とかく𛀁れぬ事と申候より外はなく候とてわらひ申たる事に候

一大嘗祭由基主基の事御たづねに候此事事長く候て申答がたく候まづ其儀式は新儀式などに委曲見へ候事に候あら／＼事も濟候か老拙など覺候中に大嘗祭御中興の事候て上を下へと返され候事共種々の事共候今は埒の明ぬ事共多き沙汰に候へどもまづ一度は事濟候き名義はユキと申すは清淨の義雪なユキと申すも其義也など申傳候歟スキと申すは次の義古語にツキとスキと相通じ候趣の傳授迄に候これには老拙愚管

候て其由申候へば近衞前攝政殿も御驚きなされ候事に候きあなたにての大祭に比擬し候へば郊の祭にて候それにより舊きものには大嘗祭の事を郊祭のやうに申たる事も候祀壇を二つにわかたれ主基の方須基の方と引わかれまづ悠基の祭禮畢きて主基の祭ある事に候文字ももと假字に候へばいろいろにゑるし來候事に候此時にこそ吉田の家にて祭禮などことごとく調達の事にて實に天の兒屋の適適相承の神事を世々に傳られ候とは見へ候諸社の神職つくり神道者の及び候はぬ樣子に相聞へ候事に候

一美人草のたね忝早速下ニ種子一候

一御和詩幷來詩御うつし被レ下候いかにもいかにもいづれも承り事に候惣じて其御國の詩體見候によろしく相見へ候珍重の事に候いづれにも思存少もいかにも無レ之候二通ながら申請置候介石と申す御人の姓名かさねて承りたく候

一御徙移の作進じ候べくよし久々さやうの事にうとく罷成心得られず御答に及びがたく候其外被ニ仰下一候事共右申候手前のいそがしさ少も餘暇出來候はゞ皆々相心得存候

一此方より奉レ賴候畫軸の事必々御いそぎ被レ成まじく候如レ此の事は興に乘じ候はずしてはおもしろからぬ事に候條如レ此申入候

一手前家内無事に候兩人のむこ共一人は此ほど大坂御番より歸り候又一人は二三日中駿河御番へ罷たち候此等の送迎內外の支度等塵事紛擾取込候事のみに候八島殿御歸りとて御出候に付て草々如レ此御答夜中に調候わけ見へかね可レ申候恐惶謹言

九月廿日　竹谷華押

洞岩樣

尙々申落候事も候はゞ可レ預ニ御宥恕一候已上

十二月十九日の御答

一御新居の御作被ニ改删一候ともに相違しめでたく珍重に覺候當春めづらしく御履新と察入候

一鬼神の事に付　孔子の語に候ものと申をゑるし被レ下御尋に候諸子の書中にいかにもいかにも孔子の遺語いくらもいくらもある事に候て老拙なども心をとめ候て見覺候事も候へども見及び候やうの事は覺へ

ず候定而老拙などの見及び候はぬもの丶うちにありもこそし候べけれと存候但しことばはちがひ候へども此意に候事は常に入用の事とも候て過し此も文章にもつかひ候き

孔子曰、之死而致死之不仁而不可爲也、之死而致生之不知而不可爲也、

と申す語にて候これは禮の檀弓家語にも見へ候御玄るし被ㇾ下候語意はなにとやらん近き文字あつかひ殊に孔子の御ことばとも見へかね候にや

一孫明府詩かつて覺へず候

一臂上守宮前に同じく候鹿葱は仰のごとく萱草に候ヲモトは萬年青と申すものに候老拙少作の即事に萬年青換年々葉百日紅開日々花と仕りたる事も候き

一詩を書候格式の事いかにも本朝にては懷紙の調樣有ㇾ之候事に候華人の事はその格式ありとも見へず候但し唐の世には試の時に八韻の詩など玄るし出し候事よのつねの事に候きさだめて其時の體格はあるべく候へども見も及ばず候

一三體詩中温庭筠詩の事鷄聲人跡の對古今に膾炙し候妙句に候が槲葉枳華すぐに目前の事を申したるに候べく候商山道中の作と覺へ候その土の氣候他に異なるが故にかくこそ作りたるに候べく候こなたにても時ならぬめづらしきもの土地により見へ渡り候事も候これらの事に拘泥し候は不ㇾ可ㇾ然候三體の註には槲葉の事をも申さばこ丶に申す石槲と申すもの丶やうに注し候き不ㇾ可ㇾ然候たゞ／＼槲葉たるべく候槲はこ丶にてむかしならのひろばなど申候類カシハの類と見へ候山路に候へば木草らしき注猶々心得がたき事に覺候枳華院裡麝香眠とも三體に候枳華は處々春風枳殼花と申すと同じものたるべく候

一賈島詩初月未終夕いかにも初月ならんには終夕はなきことはりに候邊烽不過秦もあなたの烽の事御心得なき故の御不審と聞へ候こなたにもむかしは烽の候きとぶ火の野守と申たるそれにて候すべて烽燧ともに日々に定り候てよのつねは平安の烽と申すを擧て都へ報じ候もし邊警候へばまたその烽を擧候て都へ報じ候畢竟邊報を考へ告候ための事に候へば都外の地には及ばぬ事に候唐の西京は古

の秦地にて候故に不レ過秦にて候秦迄の志らしめたるが故に候さてこそ賈島過候山村はかたいなかとは聞へ候歟

一周南の詩の事御申候總じて詩も書も刻本の點には古今有レ之候と見へ候古點は古註によられ候て前代の儒者の點と見へ候新點は新註により候と見へ候へどもこゝかしこに古點のまゝなる見へ候て註とゆきちがひ候てきのどくなるいくらも〳〵あるべく候此方の俗には菅江兩家の點又は紀傳明經の點など申習はし候て口授秘訣など申候へどもこれには心得あるべく候事に候本來あなたの詩は音律に妙ある事に候こなたの點は語言の間によしのあしのと申す事に候たとひよき點に候とも中々あなたの本旨に似もよらぬ事に候邵南の誰謂鼠無角何以穿我屋と申すがごときタレカイハンのてにをはと見へ候これらは事もむつかしからず候事たやすきやうにてむつかしきは標有梅にて候オツルムメアリとよみ候はんにては有標梅とならではよみ得がたく候それによりてヲツルモノムメアリとよみ習ひ候かとも存じなされ候昔詩書進講の時になにとぞ詩はこなたの歌のてにをはのやうにと心づき候てそれより萬葉集の學にこゝろざしたる事に候間々にはいかにも讀かなへられ候所も候へども右申すごとくあなたとこなたと本來の趣き大きにちがひ候へば牽强附會しがたく候惣じてこなたのことばにタリと申すてにをはを萬葉にはことぐく而有としるされ候テアリの急呼合呼すなはちタリなるが故に候此心得に候へばオチタルムメ其實いくつとよみ候へばなにの事もなく候意もあなたの本旨に近く候されど老拙などむかし菅江など申候やうに人にゆるされたる身にもなく候へばおし出し候てそれらの事のごとく一々點し改めならぬ事に候いかやうにも標の字の下に有梅とつかひ候意を得候やう候はゞそのごとくによむべく候歟これらの詩のみならず書翰の中にも兩方ともにいくらも〳〵點しよみがたき事ども有レ之か語孟も同じ事たるべく候たゞ〳〵あなたとこなたと音と詞とのゆきちがひある故に候古人の點法を承傳候に家々少しづゝ心得候て助語などのあるとなしとにつけて心覺へのためのよみかたもありたると聞へ

候たゞいづれにも右申すごとくあなたは音を以てよみこなたは訓を以て讀み候事故に趣き大にちがひ候へば姑く其文をゑるし得候ために點しよみ專ら意を通じ候て會得し候やうに讀書すべく候事歟と存候

一續離騷渡り候歟否不レ存候

一詩經廣大全渡り來り候近き比のものに候それにて事濟候事にもなく候これに限らず六經皆々諸儒の註解世々に出來り候惣じて書には分數をあらそふものに候十分の書はありがたく候五分六分以上にまいり候へばよき書にて候近年經解とて家々の全書を集候もの渡り來り候きこれは永樂の五經四書大全氣に入り候はず其書に引用ひられ候全書を出し見候人の心々に會得し候ためと見へ候尤の事にて候殊に詩經は草木鳥獸等の名物にも種々末書多き事に候たゞいづれにも朱子の新注の事は其後の衆中ことの外に尊信じ候事に候其いはれある事に候すべてこれら六經の學にこそ心のつけやう本意をたて候事など師法淵源あるべく候事に候當時はそれらの事能く心得わかち候人も見へ渡らず候て人々思ひ〳〵心々に一口茶談のやうに申なし候やうに聞へ候さやうの唾にて矢をはぎ候やうにて賢聖の大事業成就可レ仕候事やらむ心得がたく候とかくつよく書を讀候て深く心を用ひ候に過べからずやと存候惣じて今の學者衆は一言蔽ひ候はゞ俗にて申ゑろうと細工たるべくやと存候

彥八殿御物語とて棠家事不如意に候を御心に懸られ御尋候十七八年已來屋敷をもひたとかへ家作も五度仕候其中二度は御城内にて場所ゆへ表むき又は其頃は大名旗本入來に付書院等も形のごとくゑつらひ候て建候き當時の宅は郊野の外風雨を凌候迄の事に候遠國への御使も兩度相勤め候相應に上下軍役等の備も事かき候はぬやうには支度し候娘兩人迄かたづけ候これも相手有レ之候事故衣服器財等見ぐるしくもならぬ事勿論に候わづかの年數の中右の通の事どもこと〴〵くとりはからひ其外に書籍等も相應にはとり調べ書畫の類も客來のたび〳〵同じ物ばかりもならず候へばこれ又相應に所持候幸に火災にも近來兩度逢候へども文武の用度は少もうせ候はぬ故今以て事もかゝず候わづか

千石の祿にて右の物入ども打つゞき候上は平生ゆたかなるべく候やうにもなく候へどもこれらの事はなりあひの事と存じすて候て少も〳〵靈臺丹厨に相あづからず候まゝ可二御心安一候　文昭院樣へ被二召出一候はぬ時は所々わたり奉公仕間々には浪人仕いかほど〳〵窮厄にもあひ候へども當時はそれにくらべ候へば御餘恩にて心やすき事共に候天幸も候て此まゝにて終り候はゞなにか可レ有レ之候雖レ然本年などは領分おもはしからず百姓ども難澁し候所も有レ之此段は不便にきのどくに候へばそれ相應に予あてしとらせ候まづ當年など飢饉凶歲候とも難儀仕らせ候ほどの事もなきやうにと沙汰し置候已上

尙々彥八殿へ御出合の節よろしく奉レ賴候已上

新春慶事不レ可レ有二盡期一候當年者於二御新居一御迎陽と珍重の御事に候去冬之御狀共高橋御來賀之節御携一々拜見殊に名產野鶴被レ入二御念一御とり調被レ下供二冷厨一候重疊忝次第御座候去冬之御答共は別紙に呈候老拙儀冬來は如レ例寒に感罷在候へども當年歲

初の參賀は重き事にて御流を被レ下御服頂戴の事にて御前近く罷出候大儀に候もし故障候へば年寄衆へことはり候て使者にて太刀獻上候など事むづかしく候條何とぞ相勤たくかねて保護し候處に幸に元日には氣體殊に快然候て相勤候雖レ然辰時より雪降出し退出之時には二三寸積り候ほどの大雪にてことの外に寒く候間供の輩凍餒し候へども例年裝束にて文昭廟へ參詣候故にすぐに增上寺へ參詣罷歸り二日よりよほどいたみ候へども年寄衆へ年禮仕らでもならぬ事故に五日に罷出候て其日天氣快晴に候へ共さかやきなど仕候にいたみ候歟散々氣色は損じ於レ今於レ今平臥候體にてなにやかや病症さしつどひ候てすきと不レ仕もはや十日餘蟄居の事に候如レ此候ありさまにては當年はすまぬものに候と申す事に候惣じて去年夏秋の頃よりはき〳〵と不レ仕候に前に申候ごとく史疑の作ふと仕り懸り候古人にいくらも〳〵撰述未成にて事終（つとめイ）られ候有レ之候功一簣をかき候てきのどくと存じ日課をつめ候て淨書を仕候に去臘廿九日にすきと事終り本書二十卷序例一卷共に成就しまづこれにて唯今に死し候とも事を仕ちらし候て差置も

不レ仕候と幸甚に存候此上に年表圖の淨書仕り出來し候迄に候これはとくに下書は濟候まゝさのみ手間もとり申すまじき歟たとひ埒なくなり候ともこれは外人もなる事に候まゝ心ゆるやかに覺候右申候ごとく病狀頭痛仕草々申殘候和暖にもなり氣色も蘇息し候はゞ永日可レ申ニ賀一候其外家内一族皆々無事に候恐惶謹言

正月十七日

元日九日廿三日之御札一々到來先以御新居におゐて御履新御老健之御事無レ堪ニ欣羨之至一候老朽儀一家無ニ異事一迎歳候事に候其内埒事は前書にも申述候歟當春は寒氣に散々中り候て終に覺ざる事乍レ恐臥褥の體於ニ今々ニ不レ及ニ爽快一候然るに一昨日近所より出火當地西方より北に至て大半灰燼就レ中火出候近邊に妹（娘カ）罷在候駿府御番の留守に候につきて人など走らかし候とて强て起出候てとやかく下知それにまぎれまづ臥褥はなれ候此分にて快氣仕り候へかしと存じ候事に候所々御報もひたと及ニ延引一候

一右之火不思議に前後左右のこらず灰燼し候に私妹の屋敷ばかり少もやけ候はず安全よほど不思議の事に候さてそれより今一人の妹の方風下に候所にこれもまぬかれ候てまづ今日までは一族無事に候雖レ然當時の風氣明日は特まれぬ事に候そも／＼去冬はつゐに無レ之和暖にて庭前梅椿等のもの大かたに咲出し上總筋にては麥も大半胎し候ほどの事に候閏年とは申ながら心得がたく存候中元日登城候に五つ前よりちら／＼と見え候ほどに退出候時雪すでに三四寸積り候き元日の瑞雪など申す事にて家々の賀詩なども候と承候にそれより寒氣常年の臘月よりは甚しくまづこれに老朽あたり候きさて日々寒し候内雪中に大雷も致し雷聲も度々に及び雪もひたとふり地震も仕り白晝星など飛び候など申候き朝夕の寒し氷もつねの事に打つゞき候うち一昨十四日は朝より始て日も見え候て和暖にて此邊に開帳とか申す事候とて老妻などは孫子つれ候て參りたきと申候間可レ然候由申候て我等は留守にふせり居候四つ半時より南風つよく吹出し候故老妻も九つ半時に早々歸り夕飯出來たべ候時

に火事と申候青山の原宿と申す所の山申候に東を望み候に最早一里もつゞき見え候に付妹方は火中と存じ下人ども段々にはせ候事に候其の內煙はもはや東北にたなびき候故今一人の妹のかたいかゞと存候へども道やき切られ往來斷絕候とやら申すうちに近所の娘の家右申すごとく火中に一軒たすかり勿論娘はとくに私宅へのき來り候き夜の六つ過迄わづかに三時のうち青山よりして東北のいなか迄四谷牛込の外郭を限り其外はことごとく灰燼となり尾張殿忽に御やけ水戶も半分御やけ傳通院又々やけ家もなき所にてやけ止り候惣じて當代は御城の外は御やきすての場との御定めにて定火消は御城內ばかりさしおかれ候故に年々如レ此にやけたきまゝにやけ候事に御座候凡そ廣さ廣き所にて廿町餘もなを少し廣き所も可レ有レ之候長さは三里に餘るべく候城外西北郭外なにもなくなり候火後昨日など又々のどかに有レ之候雨ふり候はぬうちは天氣天意さらにく心得られず候とかく御城外は思召のごとくにやきすてられ候はん歟我等ももとの傳通院近所に居候と昨日やけ候かまづは今度はのがれ候へども此のちやきすてられ候はんも恃がたく候事共に候

一猛虎一聲の 前二聯不レ覺候いかにも愈紫芝句にて候惣じて古人の句とて申傳候全詩傳り候はぬは傳らぬ句劣り候故に候楓落吳江冷の例に候これにより我等などは左樣のものたづね候事もなく候へば全詩不レ覺候

一歲初二首の御作めだたく候

一廿二日の 御作就レ中面白く候どこもよく候が函關泰岳の句日本流にていかゞと存候泰山白鹿のあひしらゐに雲霧の事は候へども函關の來歷に雪はなく候に雲と雪と引結ばれ候が日本流のもたれと申すものに候函關空望靑牛度、泰岳誰逢白鹿遊などすらくとまいりたきものに候白鹿搖生じきものに候惣じて古事は水に鹽を入候て見候に見えずよくよく味候へば味候やうに仕るものに候此一首當年三首の中の御出來物と存候右申候通火後上を下へと返し候最中に候間早々申殘候恐惶謹言

二月二十五日　　竹谷華押

洞岩樣

御佳作二首幷 去冬も十首被レ下候此度病暇一々御答申入候御詩草は皆々留置申請候

一此度被レ遣候次韻回陽子遊山房いかにも可レ然御作に候本韻むづかしく見へ候よく御あひしらゐ被レ成候但し嵐の字こなたにてはいかにも候へ唐人の用ひ候本意は申すに不レ及山氣にて候雲盡きて生レ嵐と候てはむつかしく候雲斷（行イ）てか雲過てなど可レ有レ之候やらむ

一又送藤九成（勝イ）の御作も可レ然候第二句の朔方鞭馬雪飄花此句すぐれ候て覺候おもしろき景氣に候

一送桐江翁歸江都の御作二首ともに可レ然候就レ中第一首の御作は大かた卷中の御作にもや可レ有レ之候珍重に存ぜられ候

一次には登無爲山御作可レ然御事と存候惜らくは三四の對今（はイ）少し變じ候はゞ此御作壓卷に可レ有レ之候ものをと存候其故は林間古墓多知己、塚上新名皆故人上も下も同じ事に候句意共に變じ候所無之候王侯第宅皆新主文武衣冠異昔時上下の意似たるやうにて相變じ候如レ此まいり候を佳とし扉對とて門扉を見候やうに兩方同じやうなるはこのみ候はぬと申傳候傷春の御作にも先朝舊宅多新主前代遺風盡變遷とはこれ又同じやうの事に候へども古墓塚上とは少しくちがひ候か但しそれともに下の句淺露に候て仰破られ候故に詩人の風味索然し候詩は三百篇をむねとし候と申候へば申す事の本意をことばにあらはさずしてひしと諷詠し候へばその意隱然と内にこもり候て有レ之候哉温潤含蓄など申す事に候文章も同事に候へども文章よりは猶詩には此心得を第一とし候事と承候

一一宮途中の御作これも可レ然候歟去かれども第一首は地名五つ迄見え候これらの如きを地理志と申候てこのみ候はぬ事に候高適詩に送李少府貶峽中王少府貶長州と題し候ものに中の四句四句ともに地名候此詩は題すでに兩所の事にて四句に地名をたて入れ候か本來の面目奇妙の作と申傳候これらは格別の事に候今にても如レ此の題候はゞ是に似候作も可レ然候さもなく候ては不レ可レ然候惣じて何事に候とも此心得のある習ひに候王維和賈至早朝大明宮の詩など絶作と申候へどもそれも絳幘衙

衣翠雲裘衣冠冕旒袞龍など申すごとき衣服の字重出候を瑕疵とし候事に候たゞ〳〵詩はいづれの體にても句々におもひよらず變じ候て或は字面對し候て意象對せず或は意は對し候て字對し候はぬやう抔に候を新奇とし候て出人意表の作など申ならはし候これ皆古人の名作をとくと熟味候へばそのまゝ見へ候事に候秘事も大事もなき事どもに候

一惣じて妙句と申すものは意を申候うちに意のこもり候を申候たゞ〳〵景ばかりうつし候はたとひ眞に逼り候とも第二義に候意景相合せ候はねばよからず候へどもそれらの句は古人にもまれに候此事に至ては杜子美詩中に多き事就中秋興八首の中多く疊出候まづは盛唐の衆中大かたは此手段にすぐれられ候き

一某つねに申す事に候詩は作らむとしては作られず候ひたと古人の詩を打返し〳〵諷詠し候て徹表徹裡しみわたり候て浹洽し候へばいづかたともなく詩思湧出し候て申すことばもそれにうつり候所有之候事に候わかき衆中などの中よき作候は老拙など氣のおとろへ候とちがひ元氣盛りに候て花やかにうつりがよく候やらむと存候當時は詩作るべく候とも心に思ひよらず候へば口つくみ候やうにてこれらの御作の中一首の和韻も存よらず本意なき事に存候以上

尙々此ほどは少々あたゝかになり候につき痼疾百症少々減却候て蘇生し候やうに覺候已上

本月六日高橋殿爲二御暇乞一御入來二月中兩封之御報御傳達拜誦御平善の御便承知欣然の事に候此方無二異事一老朽一家無事に罷在候

一前に蒙レ仰候御事迹の事其節も申入候ごとく老朽精力耗盡につきて新川丈へ委託し候處生存候人の傳ありもこそし候へそれとも古人作例たしかならず候故に體格如何との事にて此間草稿を見せられ候處に事々記せられ候處簡潔にて核實珍しからず候へども中々及び候はぬ事どもと申候て感入早速淨寫給り候やうに申したのみ候處淨寫も出來候に付幸に此たび高橋殿御歸國にあつらへ申候御心にも應じ候へかしとの事くれ〴〵御申候き餘は御兩封皆々御答の事ども外に可二申述一候事もなく候條草々不備

四月十日　　竹谷君美華押

洞岩樣人々御中

源君義和字子嚴、陸奥守伊達藤公之世臣也、家世稱二新田一、其先蓋出レ自二左近衞中將義貞一云、義貞死レ事之後、子孫分散、多在二東北諸州一、其在二奧州一者、曰二義資一、武藏始事二伊達氏一、義資曾孫義宗、遠江實有レ功二于侯家一、尤被二禮遇一、義宗二子政綱、左衞門、今之中村日向即其後也、世々爲二室老一云義勝、美濃義勝生二義信一、刑部義信生二親重一、彌一右衞門乃君之先人、而有二男子二人一、長曰二義秋一、與三兵衞君其季也、君以二承應二年癸巳之歲六月七日一、生二於奧之仙臺一、未レ幾先人奉二本藩之命一、爲二京邸留守一、居レ西數歲時例東都及西京、皆有二郡國朝宿之舍一、而各令二其家臣居守一焉、時君尙幼、與レ兄侍レ母在レ家、甚爲三母氏所二鍾愛一、亦能敎レ之、有二方年甫六齡一、學二字於家兄一、日夜勤習、比レ及二十歲一、先人簡牘、必皆爲二之代書一、漸長有レ志二于學一、而東方遐陬無二良師友一、又乏二典籍一、每以爲レ憾、先人素喜二和歌一、因得三以觀二本朝歌詩暨小說傳記一而已、寬文九年、君歲十七、父執二之家一請二養以爲一レ嗣、本藩許レ之、於レ是、去二其本族一、爲二佐久間氏一、而義家父母酷信二浮屠一、有下言及二儒術一者上、則痛加二詆斥一、以レ故久レ之不レ得レ遂二其志一、一日發憤復自奮曰、爲レ學由レ己、而由レ人乎哉、乃銳意讀書、然且重違二其父母之心一、惟夜々誦憶耳、此時君已邁二弱冠一、而天資强記、加レ之以二刻厲一、數年之中、經史百家、該覽殆遍、其精敏苦學、有下如レ此者上、前歲頻丁二大艱一、寬文十二年喪二其母氏一延寶二年秋先考亦亡哀毀過レ禮、旣而從三仕於　國一、常以二職事一、往三來於東都一、時有二松竹堂主人者一、佐々木志津摩以レ工レ書鳴二于京師一、君千里致レ禮而師焉、是年貞享甲子、君年三十二而義父卒又博求二晉宋以來名迹筆說一、而能盡二其體格一、厥後書法大進、先レ是東奧之地、其風朴畧、罕二能書札一、自三君始傳二四體一、而國中士夫、靡然從レ之法帖眞蹟、人習家藏、知レ有二所レ謂字學者一、君之力也、元祿辛未六月、坐レ事免レ官、徙二之外地一、時年三十九、前時食祿三百石、受地於二松島之傍一、頗有二弋釣之樂一、遠挈二妻子一、備歷二艱難一、棲二々東西一、無レ遑二寧處一、初在二志田郡飯川村一、後遷二居牡鹿郡石卷津上一、生計或不レ給、而胷中泊如也、敎二授鄕里一、爲レ業、廢居三年、遇レ赦獲レ歸、謝二絕世事一、大肆二其力於問學一、遊二于木齋游佐氏之門一、得レ聞二周子太極圖說一、而後聖學異端之辨、本ノマヽ一旦氷釋、莫レ可レ疑焉、丁丑二月、年四十五稍蒙二枚拭一、再列二仕籍一、當二是之時一、本藩開レ局大集二儒員一、纂二脩國乘一、累年未レ成、壬午九月、　命レ君直二史

館、委以校勘之任焉、君受先主之知、（正四位中將諱綱村）先主傷其祖先有勳勞而後嗣之不振、屢有擢用之意、然君不能媚權貴、輙抑於有司、困於下僚、先主具知其故、特有此除、蓋欲因吏勞而轉之也、明年之春、先進成篇數帙、適會先主遜國、（營淺府而老焉、）於是褒賞之議、亦不果行、（是歲義母卒、）嗣後功緒垂就俄而罷職、又無有力者爲之推挽、意爲散官、寶永之間、居宅連年、罹祝融之災、由是家道甚艱、（丁亥戊子兩年遇火而戊子秋令閨亦以病而終）享保戊戌冬、先主命辟爲近侍、明年促裝將就命、而先主遽損館矣、君不勝悵恨、宦情索然、又明年十二月、遂乞骸而退、實享保五年庚子、而君年六十有八矣、君生二男一女、長子義方（喜內）幼而穎悟、專力於學、粗有文思、寶永元年十月二十八日、年纔二十九而卒、（其所抄錄成書、有四十餘卷、）次女作配某人、亦生三子、季子某、（小字一郞）生於正德甲午、又自六歲從事於學焉、君爲人恬靜寡欲、介立有清操、自悔其學之晚、居常手不釋卷、意謂學者當道德以爲己務、經濟以爲己任、至於訓詁詞章、則君子不取也、然討論之暇、諷詠頗多、（嚮屢奉君命進呈詩篇、）中歲之後、信道彌篤、平生力排佛老之說、巫覡符章絕於言議、歲時祭祀以禮、雖年既老、猶能齋戒沐浴、必盡其誠、而止君於凡百游戲之事、一無所愛、又不喜酒、是以相合者希、白首龍鍾、而終不改其節、投閒以來、日以講學爲事、誘掖後進、孜々無倦、亦惟筆札之好、終始如一、兼善丹青、君性顓、而嗜古壺碑者、曠世之奇物也、湮沒於荒蓁斷蕪之中、千載未有知者、君始因其石本、摸而傳之、然後天下信其至奇矣、又採錄東方風土參以古今、作奥羽志若干卷、今歲乙巳、源君之齒七十有三、而氣力强健、耳目聰明、如少壯之人、學問之志、未嘗少懈焉、洞巖其別號也、

右源洞巖氏自叙其履歷如此、再拜齋書、以請我師白石先生曰、嗟、吾老矣、平日行業、又無足言者、唯兒女愛親之心、必欲措諸文辭以遺于家、願先生憐察烏鳥之情、幸賜作文、先生辭以老病、不能搆思、顧視囑成記焉、成退而思之、夫文者所以記事傳於不朽也、君之自叙足以記事、而求於人者、爲其能不朽也、但得名望隆赫、詞氣雄深者、而後可能傳盛事於不朽矣、今君之志之行、固可以傳於不朽、而成也才疎學淺、何以得斯

文之不朽耶、然源君千里之託、先生面授之命、義不レ當レ遜、敢次二其事一、系以二年月一、錄爲二一篇一、以還レ之、洞巖氏異日使二博雅能文者、由レ是而記一焉、則庶乎其不朽一矣

享保十年歲在乙巳四月朔旦　新川平元成謹識

一鹽竈考の事に付重而委細に蒙レ仰候件々承知よくぞ御申越候と大幸の至に御座候さては當時二社になり別宮も出來候事は間近き事に候彌以老拙考の通に落着可レ申事と存候此度申入候御答到來次第に後辨したて可レ進候まゝ前辨と一つに被レ成置可レ然候但しいづれも志波日子神社と申すもの當時も現在候か否此事承屆候はずしては未決に候延喜の比迄に月次新嘗大嘗等の祭祀に官幣を奉られ名神大社と尊崇せられ候神社は三千七百餘社の中にもことの外に數すくなき事に候さほどに朝廷にて尊崇せられ候社の八百餘年之今あとかたもなくなるべく候子細はゆめ〳〵あるまじき事に候今一應宮城郡に志波日子神社と申すものゝありやなしや御返答待入候

一鹽竈の浦と申す事の世に聞へ候事は左大臣源融の六條の第に候よりの事に候その代にすでに鹽竈社と申すものゝ候はんには融より後に撰せられ候延喜の式に載らるまじき事には無レ之候これによりて見候へば鹽竈の社と申す事の出來り候は延喜より後たる事疑ふべからずや況や近俗にも六所明神の說まち〳〵に候との事猶これ鹽竈社と申すもの俗說に出候一つの證とも申すべく候にや

一木船糺の兩社を以て攝社とし候事いかにも〳〵それらの事はいづかたにもある事にて當時はすでに鹿島香取にだになし加へられたるに候これはむかしの國宰の勸請とか申すものに候

一吉田より鹿島香取と申され候ひし由吉田の事は前代の仰も候て近衞前攝政殿下の御とりもちにて老拙彼家の門弟になり候て一子相傳の祕訣の外に於ては彼家の奧義口授をうけたる事にて今の二位殿殊に長者にて當時もむかしにかはらず常に書素の往來もめされ給り候事に候四十年ばかりもさきの事に候き白河家の吉田家と出入の事も候てそのゝ

ち闇齋一つの神道を建立候て今も其門流よほど繁昌とか申す事に候其上又伊勢神職のものどもの申傳候神道など申すものも候歟たゞいづれにも候へ吉田の家には及ぶべからざる由緒ある事にてつゐに白河家の申され候事もたち候はで吉田はありし代々のごとく神祇道の事を預られ候事に候條々子細事長く筆に盡し得べからず候まづ吉田の家の事は如レ此の由緒に候へどもそれは神事の事にて候神社の本縁など申す事に至ては吉田の家とてもしり得らるべく候事にあらず候此事は又別にこれ一段の事たるが故に候大概の事は國史に見え候事も候へどもそれは十が一二の事にて神別記と申すものに委細にしるし置れたる事にて或は又六十六州風土記にはしば〳〵見え候事ども候ひし歟しかるに當時は神別記亡失し風土記もわづかに一二ヶ國ばかり全本は殘り候これによりてすべて諸國の神社の本緣ふつとしれ候はぬ事にて後人杜撰附會之說ことごとく信ずるにたるべからぬ事になりはて候

一鹽竈などの社式僧俗混雜候よし珍しからず候本邦の神社の始は出雲の大社よりさきなるはなく此社の事は神代と申すより今は終にやぶれかたぶく事もなく候ひしがしかるにいづれの代よりか大勸進と申す事にて僧徒より社事を執行ひ神職はあるかなきかの體に候を嚴廟の御時に訴の事起りつゐに僧徒をしりぞけられ今は神職專當の事になり候これにより社内に七堂伽藍など申すものも候て神寶ことごとく佛具共の入りまじりてあり候事に候これらの大社すでに如レ此に候上は其他は怪しむにたらず候此社の事は彼神職の中櫛八玉の神の遠裔に候か今も鑽火の事を掌り候もの老拙わかき時に門下に來り學び候て委細に申したるをよく〳〵承り候き

一まのあたりに神社本緣あとかたもなくなりゆき候を見候事の一つの證は當地神田の明神むかしは平將門を祭り候に牛頭天王の攝社候ひしが今はかへりて本社となり將門の靈は攝社となり候と申候しかるに將門は朝敵に候へばとておほやけにはゞかりあるなど申すうちに嚴廟御幼稚の時疱瘡の御願によりて勅願も下され候が其後社家のもの并に

吉田など申され候子細候とは前說皆々訛りにて候此社は此國の一社にて大己貴神を祭りたるに候といふ事になり候て唯今はひしと大己貴神になりすまし候かれもこれも皆々夢の中なる夢の如くあとかたもなき事共に候神田明神は太田道灌江戸の城を始て築き候時に東國にて專ら尊敬し候へばとて安房の洲崎の明神を勸請し候て神田明神と祝ひ候よし永享記に分明に玄るしとゞめ候事に候これらの事永享記に有べしとも人は思ひもよらずや又それらの事迄に心も及ばでや候らむ右申すごとくにはなり候東叡山の下の天神は五條の社を祝ひ候よしたしかにふるき道の記に見え候ものを牛天神とか申して菅神に候と申す事になりて久しく候を此ほどは彼道の記見出し候て五條天神と北野天神とを合せ祭り候とか申す事になり候神は物のたまはぬもの故に人々の心々俗のつたふる所のまゝにかれになしこれになし候事和光同塵とか申す事にもや候らむ博古の君子も候はむには久かな由がいつはりを行ふの歎あるまじき事にもあるべからず候一老拙撰述の書の事御たづねに候これは前代に條々御旨も候て日本紀の中神代卷と申す二卷老拙所存を玄るし奉り候はぬかとの御事に付舊事紀古事記日本紀幷に古語拾遺又は歷朝國史風土記等のごとき正史實錄に見え候事共をのみ採用ひ異端曲學の僞說を除き候て古史通と名づけ候てそれにまた或問三卷を附しいかにしてかかくは決し候かとの問を設け其事を辨じ明らめ候もの合せて十卷ばかりも可レ有レ之候かそれにて本朝開國已來凡そ文字に載せ置候ほどの事におゐては掌を視るがごとくに事濟むべく候かいまだ手前には草藁のまゝにて淨書にも及ばず候を加州の宰相殿いかに聞及ばれ候かあながちに望まれ候て辭しがたく借し候てうつされ候事をばゆるし候はず候き本朝古今第一の書萬古の疑を決し候とて謝辭なども候き大名の力に候へば急にうつしもとゞめられ候ひしやらむさのみ久しからずして返しは返され候きむかし月中巖日本の史記を撰じ罪かうぶり候ひし事も候が前代には仰によりて撰呈の事に候當時は石を抱き淵に入るのたとへに候へば焚棄候ひし事に候其時に進呈し候御本も殊に御祕藏の一つに候ひしかば

御事の後これも焚れ候とか承及候巳上

又申候湯島天神は道灌の時鎌倉の荏柄の菅神勸請にて香月亭の社と申候にて候五條天神は忍岡の麓に候にて候當時は上野の黒門の前に候社の事に候巳上

今度鹽竈緣起御うつし被レ下忝次第候先だちて被レ遣候御考と其後の御紙面と今度の緣起と見合せ候てとくと事濟候最初進じ候某考は先だちて被レ下候御考に據り候て仕候故にゆきたがひ有レ之候と存候今一往御尋ね申す事候その事濟候はゞ私考改定し候て可レ進候

一宗久紀行の事被ニ仰下一候こなたにて不ニ見及一ものに候宗久は誰人いづれの代の人にて東行候歟さだめて紀行に年號は見え候はん歟宗久の傳も御聞及び候事も候歟とにもかくにも此紀行ばかり實紀に候その外は皆々信用にたらぬ事共と見え候宗久が道紀の事今一往可レ被ニ仰下一候

一今度被下候緣起の中に冠川今此所曰岩切村川曰岩切川社傍有志波道場之跡と見え候此志波道場おもしろき事に候いかやうのありさまに候歟志波道場と申す事土人の申傳候事も候歟大かた此所往古の志波彦神社のあとらしく候今も森林又は地高き所なども候やらむこゝに一つの祕事候次手に申上候延喜式に三千七百餘社候へ共當時は中々それらの數は無レ之後代に勸請などの社はけくこゝかしこに見え候彼三千七百餘社皆々宮廊などの候て今時申す社と覺え候故に疑の出來たる事に候むかしは社壇のみにて宮廊など無レ之いくらも〳〵ありたる事に候然るに兵亂打つゞき終にあとかたもなくなりはて候後來うせものに罷成候多々と見え候雖レ然此事歷々の衆中ふつと心のつかず候て種々附會も出來候事と見え候三輪の神社などはさすがに名社に候故動なく今も候へども宮宇は無レ之候ただ〳〵杉生ひ候山のみにてふもとに鳥居候迄に候伊勢の末社にも古來より宮宇は無レ之たゞ〳〵齋場ばかりのいくらも古記に見え候當時うせものになり候は皆々此類のものと見え候道場之跡と申すまじきものに無レ之其境致の體にて推量らるべく候事歟

一白山神社これは大かたならず白山勸請の社たるべく候まづ國分庄と申傳候は古の國分寺たるが故に候藥師と申すも據なきにあらず候歟すでに十二神將も候由に候聖武の時の國分寺すでに孝謙の時にわけもなく成り候とて檢察の事も候き又三代實錄には陸奥國分寺に五大尊の像を安置せられ候事も候き況や千歲の久しきに至り候ては變遷あるべく候事に候聖武の時丈六釋迦像幷菩薩像とは此菩薩さだめて藥師菩薩たるべく候むかしは疫鬼などいやがり候て俗間殊の外に藥師を信向し候事と見え候さすがの常陸の神國にだに少彥名の神を藥師菩薩神社とあがめ候二社迄候事延喜式に見え候 某相州の所領の地にも國分寺の藥師堂の跡とておびたゞしき礎石又はやけ候古瓦いくらも〳〵も候てそこらの石梁などにかけ置候有レ之候これは兵亂已後に石瓦ばかり殘り候て其藥師十二神將二王などは二三里四方にちり〳〵にうつりかはり候て有之候藥師堂はまづ國分の菩薩堂と可ニ思召一候さて伽藍神のごとくに白山の社を勸請し候事なを鹽竈社内の紀木船のごとくにむかしの守護國司各々信向の神を勸請し候にて可レ有レ之候たしかなる證なくしては定めがたく候所の名も國分たる上は藥師堂はたしかに久しきもの疑ふべからずや

一流鏑馬の裝飾いかにも古風遺り殊勝の事に候流鏑馬には被ニ仰下一候ごとき裝飾の筈にて候笠は檜笠と申すものに候むかしはえぼうしの上に用ひ候故に中の所高くし候事に候鉢卷は昔の抹額の遺風に候ぬいくるみ候と被ニ仰下一候は弓籠手の遺風と見え候覆面はめづらしく存候承及ばぬ事にて候流鏑馬は田村丸東夷征伐の時に信濃の諏訪へ參詣祈禱候時諏訪の神被ニ仰下一候ごとき裝飾にて湖水の上へあらはれ馬をはせ候て流鏑馬めされ候より事起り候とて諏訪の字を趨波ともしるし候よし諏訪緣起と申す者有レ之候ひしと申傳候其時明神のひたたれの紋梶の葉に候とて其後彼神孫の家紋になり候なども申候これにより流鏑馬は神事に用ひ候故實に候的を檜木にて編み候よしすべてむかしの的は皆々檜にて編み候ひし事に候今のやうに紙にて張り候ものには無レ之と承及候圓かなる方なる事により候て其製は同じからずや盛衰記に木曾殿の

子息鎌倉へ人質に参られ候暇乞の時に笑懸射られ候なども彼國の風俗たる故と見え候てあはれに候一千句萬句鹽竈の浦は太古の鹽竈六口と候ひしより地名となり後人これを神とし祭り候事になり候と見え候鹽竈六所と申すも其謂に候はんものを後に色々の附會と見え候東海道三島と沼津の間の田間にも大釜一口現存候これらも後に倚草附木の神など候はゞ神になるべく候それをば頼朝富士巻狩の時の飯かしぎ候ものなど申す事藻鹽草の説と同じき事のやうに候鎌倉建長寺やらむにも大釜一口有レ之候これも後には神にもなり候はん歟それらの類例猶々可レ有レ之候事に候又六所明神と申すもの三河に限るべからず候氷川六所大明神は武藏の名社に候おかしきものを鹽釜へとりあはせられ候と存る事に候先書にも申入候ごとくこれらの事には笑止なる事共候て師匠殿筋の事きのどくに候畢竟神事と故事とは格別の事に候を神主だに申す事はなにもかも管領のやうになり人も問ひ我も答へ候はねばならぬ事になりゆき無智妄作の事も出來候事と見へ候不レ及二評論一候

一石鏃三ッさて〳〵めづらしく忝奉レ存候此物の事は本朝の國史にも二所か三所か見へ候某方にも鹿島の浦出羽由利郡能登珠洲郡より出候と此たび被レ下候と合せて十に罷成候南部に居候親類共よりも南部のものを可レ遣候と申約し候又々催促可レ仕候此物俗間に申す神軍の矢の根にて候きはめてふるきものに候すなはち書經に候砮孔子家語國語などに候石砮にて肅愼國のものに候すでに國史にも肅愼國のもの佐渡に入犯し候事も候蝦夷地より入犯の事も候次に壼碑に靺鞨國への道程も見へ候靺鞨は古肅愼の地にて候天平の頃迄も本邦よりの往來の通路たしかに有たると見へ候太古の時に彼國のものども入犯し候はいふに及ばず東奥常陸又は越後等の地に盤據し候て度々の軍も候を俗に神軍とは申傳たるに候其軍有レ之候時にかち得候てかの軍仗を掘り埋め又は塚などにし候か急雷雨の時にたゝき出され候を國史には降り候と心得候て志るし置れしと見へ候假初にも西南地方になきものに候を以ても彌以て肅愼の楛矢石砮孔子の御覽及ばれ候ものと存じ候へば彌生の物に候右某所藏

の十の内貴様より被レ下候ほどしほらしきは無レ之候鹿島より來り候は事の外に珍しく候靑石にてすきとほり候ほどうるはしく候所謂靑磬と存候て南部にばかりまたわたくりも候と申候親類共もかはり候形製のものをとたづね候由申來候能登より來り候は大平根にて黑きものに候細工わろきものにて候

一神武を以て本朝人王の始とし國史に見へ候所を據とし候てもわづかに周の末世にあたり候あなたにては其よりさきに殷夏猶それよりさきに三皇五帝いかほども候て泰山に封禪の君七十二代の中管仲聞及ばれ候十代孔子はそれより少し多く聞思及ばれ候と史記封禪書にも候へば異邦にても太古の事は聖賢もしろしめされぬ事いくらも候と見へ候これを以て見候へば神武より以前の日本の代いかほども〳〵神代にて聞も及ばぬ候べく候其證には國史に見へ候所に能登近江遠江其外の國々よりも地中より鐸をほり出し高さ三尺徑一尺のものいくらも候これはとかく人の細工にてこしらへ候ものにて神代以來さやうのもの此國に用ひ候とは見へず候聞も及ばぬ神代にそれらの道具の入りたる世こそ候ひつらめ況や神代と申す世もよく〳〵吟味し候はゞ二三百年も遠き代のやうに書なされ候事と見へ候實は周末秦の始に相當るべく候畢竟皇統をたて候はんとてそれよりさきの事は申消し候て神代〳〵とまぎらかし候と見へ候しからば神社などの類の本縁しられぬ事いくらも〳〵可レ有レ之候を見候事のやうにきはめ候はんは君子のあるまじき事疑は疑を傳ふる聖言に大きにたがひ候べく候たゞ〳〵少も據のたしかに候事を以てきはめたきものと愚存は存寄候迄に候以上

追啓

唐本屋清兵衞長崎より歸候海内奇觀の事あなたにてたづね候へども當時見へ渡らず候よし申候

御尋申入候事

一仙臺御領分の郡名よく〳〵御聞合せ御しるし被レ下候樣に賴存候

一奧州郡の數の事延喜式には三十五郡有レ之候順倭名鈔には三十六郡と有レ之候て注に白河郡を分て

大沼河沼二郡となし信夫郡を分て伊達郡となすと見へ候しからばすべて三十九郡と見へ候歟環翠軒の節用集には五十四郡と有ㇾ之候式の事は勅撰に候上は論ずるに及ばぬ事に候然らば延喜の頃には三十五郡と定められ候事一定に候倭名鈔の事も勅撰にはなく候へども作者たしかなる事勿論に候伏原環翠翁はいかなる據候て如ㇾ此にしるされ候歟これは無ㇾ覺束ㇾ候しかるに今に至ては某承及候ぶんにても六十郡に及びいかなるいはれと申す事存じあたりもなく候他方の郡名は大かた承屆候仙臺御領不知案内に候故御頼申入候御書付被ㇾ下候はばそれに付料簡も出來可ㇾ申候歟と如ㇾ此候以上

又申入候

一むかし承候事有ㇾ之候は秀衡のひかり堂とか申すに縫目なしの小袖と申すもの候由申候きもししからば古に申傳候倭國無ㇾ縫衫ㇾなど申すものにも可ㇾ有ㇾ之候歟彌承及候ごとくの物も候て御一覽候はばよく〳〵委細に樣子御しるし可ㇾ被ㇾ下候大かたの樣子繪圖になり共奉ㇾ願候領袖なども候歟地はなにに似候かたけいかほどども候はん歟など承度存候以上

去年中奥州郡數の多少不同の事御尋申候處に委曲御書付被ㇾ下候き幸に去年中諸國町歩のしらべ有ㇾ之候に付奥州郡數の事を講究候處に諸家より書出され候處於ㇾ今は五十二郡にて大かた古今沿革推知すべき事になり候然處に仙臺御領分の中に不審の事候故又々御尋申入候よく〳〵御問合せられ今一往御答待入候御むづかしながら今少しの事になりかゝり候故申入候

右は

延喜式倭名鈔等に見へ候郡名四つ當時見へず候有ㇾ之候

色麻郡　相摸安蘇　色麻　餘戸

長岡郡　長岡　溺城　餘戸

小田郡　小田　牛甘　石毛　賀美　餘戸

新田郡　山沼　仲村　貝沼　餘戸

右四郡の名當時無ㇾ之候其中去年中御書付被ㇾ下候趣に牡鹿郡遠島庄是乃古小田郡と注せられ候しかれば小田郡は當時遠島庄に作り候と見へ候相殘候三郡も

倭名等に見へ候次第を以て推し候に必ず仙臺の御領分にて今はわり入られ候て二郡を合て一郡となり候所有レ之候と見へ候　郡名の下に候鄕名など今も殘り候も可レ有レ之候かもし鄕名に殘り候へば其郡を以て其郡に幷せ候事はこれ可レ申候事と存候　今一往御聞合せ奉レ願候

本吉郡

右は延喜式倭名鈔等に見へ候はねども　去年被レ下候御書付に本吉は氣仙沼庄と注せられ候へば古の氣仙郡の地後に分れ候て本吉郡を置き候事と見へ候

又申上候

節用に候五十四郡は誤と見へ候これは鎌倉京の代に俗の申ならはし候をそのまゝしるされ候ものと見へ候其故は阿曾沼大名門(オホナト)と申す二郡今も無レ之候古の郡名に三字名はなき事に候しかるにしるされ候事は決してあやまりにて　五十二郡當時有レ之候が　本說と存せられ候

御たづね申候事

元弘三年冬十月十日北畠顯家正三位に叙す義良親王陸奧大守に任ずすなはち奥州へ御下向結城上野介入道道忠御後見たりこれにより陸奧の凶徒ことごとく靜謐

建武二年春二月北畠顯家卿權中納言に任ず奥州の宮三品に叙す　三月廿一日出羽國の住人國司葉室宰相光顯卿を殺す　北畠親房の息顯信顯能顯雄三人伊勢國へ下向　八月十三日十五日奥州において凶徒蜂起す國司幷伊達行朝馳むかひて退治す　是月尊氏陸奧守家長を奥州管領として斯波の館に置く　十一月廿六日奥州高野郡におゐて陸奧守家長と相馬胤平兄弟合戰　廿六日行方郡にて又合戰

延元元年二月義良親王北畠顯家卿東國勢を率してせめのぼり玉ふ將軍方斯波陸奧守幷相馬重胤等杉本觀音寺において顯家卿のために自害　十二日義良親王顯家卿江州へ參着云々(此下大略太平記にみへしことのごとし)　三月八日陸奥において官軍廣橋經泰を大將として相馬胤平以下靈山の城より出で小三保河俣の城を攻る敵相馬彌二郎光胤以下敗北結城白河の入道道忠が家人中村六郞等宇多の庄熊野堂に蜂起する所に相馬光胤かけむかひ合戰　廿二日廣橋經泰相馬胤平發向して相馬光

胤が小高の城を攻る　廿四日經泰敗北　同日義良親王國司顯家卿陸奥下向　四月六日相馬胤平と敵三箱湯本堀坂口石川等菊田郡において合戰敵敗す　九日常陸國小田右兵衛佐が館に敵楯籠る間奥州より廣橋肥後守相馬胤平以下馳向ひ合戰敵敗軍す　廿四日親王國司奥州へ御下着　五月八日顯家卿陸奥の勢を催し那須の城を攻らる　廿四日顯家卿小高の城を攻落し相馬光胤兄弟五人誅せらる　八月五日陸奥の國司兵をつかはして石川の庄松山の城を攻らる敵降參　廿一日佐竹石川の凶徒をかたらひ久慈東小里郷に發向顯家卿の御方相馬胤平以下出向ひ合戰凶徒二階堂五郎を打とる　十二月廿一日先帝ひそかに都を出させ給ひ吉野へ臨幸源親房入道伊勢へ落行　廿二日奥州の顯家卿越前の藤原隆資同實世出羽の藤原光世北朝において殿上の御札をけづらる

延元二年正月尊氏式部大輔兼頼を奥州の管領になす兼頼少年たるによりて氏家入道道誠代官たり

八日陸奥におゐて凶徒蜂起これによりて義良親王并顯家卿伊達郡藤口靈山に入らせ給ふ結城上野入道東海道熊野堂に入らる　廿六日奥州熊野堂において白河入道道忠と相馬松鶴丸が一族終日合戰兩方戰死のもの多し　七月十四日國司顯家卿東の（本ノマヽ）彌九郎楠木左近藏人をつかはして常陸の佐竹刑部大輔義篤并吉原源藏人等をせめ數日合戰敵味方多く命を落す　九月十九日義良親王國司顯家卿并に結城上野入道都の敵を退けむ事をはかり給ふ　十二月十三日上野國利根川において顯家卿と鎌倉勢合戰官軍打勝つ　十六日武州薊山安保原にて合戰官軍利あり　廿四日鎌倉小壺において合戰松本前濱腰越にて度々合戰官軍打勝

義良親王國司顯家卿上洛

延元三年正月美濃國青野原において合戰（此下大略太平記にみへし如し）

五月和泉國堺浦にて合戰官軍敗し顯家卿討死

閏七月二日顯信從三位に叙し陸奥守に任ず顯能從四位上に叙し伊勢守に任ず藤原有資伊豫守に任ず　廿五日義良親王尊澄親王以下宮々并に一品入道親房公顯信卿以下結城道忠東國勢を卒して勢州におもむく

八月十七日勢州下向の官軍纜を解て東國へ出船

九月十一日伊豆の御崎において難風にあひ船ことごとく漂沒す親王顯信卿の御船勢州の篠島の里に吹返す結城の入道此御船を調ふる一品親房公の船は常陸

國內海に着船尊澄親王幷に尊良親王の御子一品の宮の御船は遠江國白羽の湊につく同じ時花園宮良懷親王（牧宮といふ）御船四國につくこれより鎭西に御下向あるべしと也

此下闕卷

南朝興國三年（北朝曆應四年）八月奧州の御方伊達宮內少輔行朝石川石橋河村六郞田村庄司南部滴石の輩一味して斯波岩手南郡へ攻のぼり敵稗貫出羽守ならびに一族

此下脫す

右高野山に藏り有レ之候ものゝ中に見へ候奧州の事をしるされ候所々殘らず抄出懸ニ御目一候皆々太平記等の書にも見へず候事にて候へども岩城の神社に藏り候古文書共に軍勢催促または着到などの候を見合せ候に符合し候事共多く候奧州の官兵のやぶれ候時の事に至りて脫闕し候故いかに落着し候と申す事見へず候事千古の遺憾にて候いかゞ其御國にて或は土人などの說も候やらむ就中右の書付に候地名地方一向に不知案內に候御聞及ばれ候てしれ候所々も候はんには今においていづれの地に係り候よし御むづかしながら御書付被レ下候はゞ可レ爲ニ幸甚一候右高野に候もののもとは幾卷に候ひしにや殘編五卷と見へ候にその第二卷闕卷凡二十七年の間の事しれず候惜しき事に候已上　君美

地知れず候には朱を仕り進じ候

尙々蠟紙一枚還進候已上

此間者御手紙忝存拜見候如レ仰逐日涼氣相成候處彌御堅固御勤仕珍重奉レ存候仍而從ニ佐久間洞巖殿一の品々早速御傳達被レ下每々忝次第御座候御報一通乍ニ慮外一御便の節御傳達被レ下候はゞ可レ忝候當時（蠹滅）造作等取込罷在入隙無レ之に付大坂屋迄如レ此略儀之至可レ預ニ御容恕一候以上

九月廿一日　大久保岡右衞門

松原三大夫樣

岡右衞門は筑後守殿內の老なり此書白石自筆なり（原注）

此間者御疎濶打過心外之至候御痛所少々御快候由珍重奉レ存候某事も眼も齒も或は痛み或は脹候て及ニ難

儀ニ候それにつけ候ては氣色も彌々當春の花をもまたく不レ見候てすでに今月に至り候仍而以前被ニ仰聞一候洞巖翁御作一帖并に某詩うつし進候べくよし被レ入ニ御念一被ニ仰下一候めづらしく存早速披閲候處に首々驚入候御事共に候これほどの作手有レ之候事を唯今まで存ぜず候世に奇材多候事と今更のやうに存候貴翁にはいかゞ御覽被レ成候やらむ某などは近年是ほどに手に入りころひ候功者なるは見候事は無レ之候中々此方存よりなど可レ有レ之事とも不レ存候しばらく〱留め置き猶々熟誦講を散じ候はんと珍重候事に御座候某詩の事これまた相心得候眼も今少々よろしく揃管に堪候はゞ可レ應ニ貴命一候よろしく御あいさつ可レ被レ遊候其内以ニ參拜一可ニ申承一候以上

即時　新井筑後守

深見新右衛門様

此間者乍ニ貴報一御紙上拜見仕彌御無事之由承目出度奉レ存候某方無ニ異事一罷在候仍而洞巖老よりの一封被レ下候吟翫數回土肥源四殿へも懸ニ御目一感入候由申す事に御座候うつさせ置き候而還璧仕候いづれも様へ御見せのため如レ此御座候次に某朱批をも仕候様に被ニ仰下一候當時はこれらの事廢絶中々沙汰に及ばざる事に候御便之節吟翫驚入うつし置候段は乍レ恐よろしく奉レ賴候萬緒奉レ期ニ拜謁一候以上

十二月六日　新井筑後守

深見新右衛門様

附　録

猶以當時外交を憚り候故上には學名を相記し進候傲慢之樣に被ニ思召一被レ下間敷候已上

二月十四同廿四三月二日凡三通の芳簡本月中旬迄に追々無ニ沈滯一相届致ニ拜見一候當春は各地餘寒尤甚候處御老身益壯健之御事承レ之珍重之至御座候併御家督御舊臘より御愼之所有レ之に今御籠居候付貴老も御心遣之段察入候難義之事存候されども先達被レ蒙レ仰候地志御淨書之由年來の御勤勞の驗押付御家督御容恕之儀も可レ有レ之候

一拙夫事去る二月廿五日不ニ存寄一　小次郎樣へ被ニ仰付一御加恩等も有レ之重疊難レ有仕合奉レ存候右之澤の間迄日々の樣に罷出殊の外取込候上老父大病にて罷在別して用事多御返答も及ニ延引一候如ニ來諭一室新助も結構被ニ仰付一今度拙夫如レ此之大幸望外之事に有レ之候箇樣之義に付一入亡師を致ニ追憶一候事に候拙夫儀も當時決而外交不ニ能越一親類之方へも從兄弟以上の者へは不ニ能越一候學問筋之儀に付私宅へ被レ參候衆へは各別之品を以御窺

申出會申までに御座候右之趣彌不レ及ニ手透一相勤候に付向後も御書通每々可レ爲ニ疎略一候間兼而其御心得奉レ賴候高倉館も只今は木下荻生南人にて一月に六ヶ度づゝ講席相勤候只今は奧向の御奉公仕候付表方仲ヶ間へも參會不レ仕公退之暇纔に緒レ書候までにて心忙しく學業も進みがたく慙愧の事に御座候猶別儀得ニ貴意一候恐惶謹言

四月十一日　　土肥源四郎元成華押

佐久間洞岩樣

御報

與建部內匠頭書

先月十八日の貴復殊に一器被ㇾ下ㇾ之每々千里の御芳情忝仕合不ㇾ知ㇾ所ㇾ謝候寒氣逐日甚敷御座候御持病等無二御異事一候歟其筋萬事御つゝしみの御沙汰の由御尤の至に奉ㇾ存候先以御上樣御機嫌克每々御目見候も仕候とかく申すうちに御中陰の日數も過候此上はほどなく當年中に御代始の御禮など申す御事と被ㇾ存候此上はたゞ／＼御達者に御成人の御事を奉ㇾ祝奉ㇾ祈のみにて候某など儀も漸此ほどは酒の醉ざめのやうに罷成ものゝ心も覺候樣に罷成候に付次第次第に何事も殘多き事のみにて哀惜の鄙情中々難ㇾ盡二筆紙一候もはや當年は餘日もなくしみ／＼と申通すまじきにて候間存寄候事どもはあとさき申入候事にて候仰下され候如く越前守殿御事三十年に及び日夜御昵近の事にて前代の思召はよく／＼御存知の事にてそれ故に御あと／＼の御事をも被二仰置一候事どもも候て其由老中へも被二仰置一候なに事も／＼御代の如くにかはらず大小の事を沙汰あるべきとの丁寧の御告戒と承候さて御他界の後今日に至り是までの樣子を伺ひみ候に老中を始め重き御役人中の御つとめかた殊の外に打わたりたる事共にていかにも／＼殘る所なき御事と承り候これ皆前代の御餘光と申ものと存候まづはありがたき御事に候扨此後の事など知慮ある人々に沙汰仕らせ候はゞ種々の道理もあるべくと存候得ども天下の變ははかりがたき事にて今日の如くなる御事も候へば此後の事は帆檣なく候船を大風波の中にうかめ候心にてゆき次第にゆくより外の事もなく候へば某式の是非の評論にも及ぶべからず候先さし當りたる所のよきがよきと見へ候より外なく候これば公儀むきの事にて候さて某一身の上の事乍ㇾ恐御心安く奉ㇾ存候故存念をも申入思召も候はゞ承知候はんも其許樣ばかりと存候間申上候士君子の大節と申ものは用捨行藏の間と承及候用れば行ひ捨れば藏し候事古の聖賢皆々如ㇾ斯に有之候國に道ある時は智道なき時は愚その愚には及ぶべからずと承及候當時天下に道なきには有るべからず候へども御幼主のほどは自ら道なきのいはれたるにて候然るに某事は前代御一人の御目がねにて外樣の格式に

て日々に近侍仕り天下大小の政事御顧問の候事は申に及ばず某が存寄候ほどの事申上候はぬ事もなく申上候ほどの事は某が心の及候たけを殘候所もなく十にして七八までは大かたならず某が申旨をもとり用られ候御事も有之候き十四日の曉に御他界候に十三日の晩迄御前にめされて御あとの事ども相かはらず相勤め候樣にとの思召にて候へども上の御入なく候ては某何方へとりつき候て何を申すべく候はんやもとより定りたる職掌もなき事に候へば又何をつとめ申べき樣もなき事に候越前守殿には某めし出され候てより此かた二十年日夜に御心安く上の御心をよくよく御存知の事前々申すごとくに候へば今に至りて大小の事某愚管をも必御たづね候事にて候此御人へ某存寄を申事もとりもあへず被二仰置一候迄にかはらぬ勤と存候へば今以て某存寄は殘さず候但しこれはたづねられ候へば申にて候こなたより申事迄には及ぶべからず候たとひ又某申事此御人尤に思召候とても此御人とても今に至り候てなにとも御申はり候事はならぬ事に候たとひなり候とても事の不和の本たるべく候事は勿論にて候遠からぬ事にて候五六十日以前迄の事にて候き某申所上にまつすぐに聞召候て上を下へ向對至極し候ても十に一二も存候ほどにまいらぬ事にて候きましてやこれより後に某やうやく越前守殿へ申越前守殿また老中へ被レ申候やうに段をとり重をへだて候ては誠に下々の申す樣の下の評判の樣の體にてなにの國家の利たる事も出來申すべく候はんか之かれば此時に當りては聖賢をして某が庭に置候ても恐なるべく又卷て懷にせらるべき時と奉レ存候これによりてもはや此上は天下の憂樂にさきだちおくれ候志をばふつとやめ候てけふをくらしあすを送り候てもし〳〵尋の事も候はゞ某存寄をば殘さず之てこなたよりさし出候て存寄を申立候事はひしとやめ申す覺悟にてそれにつき候ては段々に仕りつめ候てたとへば唯今むまれ（本ノマヽ）出たに仕りなし候事どもいくらも〳〵皆々水になり候事ども有レ之候て某こゝろざしのむなくしくなり候事はそれまでにてそのかたさまの不幸の次第さても〳〵不レ及二是非一候まづ此書中の趣の事にてことしをも暮すべく候又又來陽可二申上一候恐惶謹言

十二月六日　　新井筑後守君美華押

內匠頭樣貴報

退私錄卷之上

新井源君美著

如木雜色之事附孟子伐燕并翼の字の解

一如木雜色の事を尋ね申せしに返書に如木と申候は則雜色の事にて如木雜色とつゞけに讀申候立木の如しといふより斯のごとく申雜色は金吾の棒を持て立て警固さるゆへに如木雜色と申候よし眞跡家藏にあり

一孟子伐燕の考を尋ね申せしに黄昏抄の說に隨ふべきよしなりき

一詩經の會ありし時に虞人翼とは俗に云箕の手にかこむを翼と云なり

諷詠以昌之解附昌の字の出處

一諷詠以昌の昌の字韓退之孟口墓銘に云以昌貴詩と又東坡が王定國に答る所の昌詩如膏面の昌の字を引合せて解し玉ふべし

一玉海に昌水田と云あり昌の字是を出所とも申すべきか

仁義禮智信之事

一仁義禮智信を五常と云事董仲舒が對策の語に見へたり此語六經には見へねどもこの董仲舒が語の古義なる事明證あり周の烈王四年己酉四月初めに孟子生る孔夫子の歿後百七年なるか周赧王二十三年孟子卒す漢の景帝元年にいたりて百三十三年なり仲舒は景帝の時に已に博士たり孟子を去ること百年に過ずゑかればかならず見る所あるべし又白虎通にも五常を仁義禮智信と記せる也

先生坐右の銘

一先生子幸子の語を壁上に題して常に見玉ひし其語に曰

心居中虛以治五官精氣動薄神化回濡畜其所以出而謹節其所受然後神守泰定而精不動其挌物也明其遇事也剛此之謂儉而聖人之所寶也所以衛世之具也

先生いふ是を見れば挌物は物をたゞすともいふべ

し

學而の章之解附親王の名字之事

一論語の講の時に學は效學をかねて云なり說命と易の文音とを引給ふ時は常時なり不亦說乎は讃歎の詞なり浹洽は前漢書の字なり朋は同類なり坤西南得朋類也

一護良親王はモリナカと唱ふ懷良親王はカネナカと唱ふ凡天子親王の御諱はかならず平人の名乘字と同じからぬ古實なりと

象眼金之事附百壽の掛物幷點識の解

一世上の象眼金の事を問奉りしに俗語にもよくある旨にて幷鈆惣錄の爻の字の解の象眼窓のことを書出して返書し玉ひし

一百壽の掛物の事を尋ね申せしに揚文懿公の文集の大壽字記を書出して賜はりし

一點識の識の字を尋ね申せしに林子が莊子駢拇篇の注を引て識はシキたるべきよしのたまひし

珠光之事

一茶の湯に名ありし珠光は淨土宗にて永觀堂の末寺にて南都の稱名寺の住僧なりしより仰あり天盖と云所に塗師屋源三郎と云者あり其家に珠光が所持せし徐熙が鷺の畫あり見侍りし由仰す

一緡ナマカツチ　鯿コノシロ　竹鷄シキ　秋鷄バン　羊桃イラクサ　骨董細碎の事なり小間物などをーー舖といふ　鶻突ツカウド人なとの類　鱴ミコイ　單皮タンヒ今云タビなり　朱鷺トキ　沙魚スナフキ也　鰋ナマズ　枳狗ケンホナシ　銑鋧シユリケンなり　雕胡サコヘイなハセなりろかといふ人あるに先生いふ舜水に聞くにサゴヘイは莎木綿たるよし申されき

上杉滅亡不思議之事附先生の氏之事

一上杉三郎殿亡び玉ひしかば御館とて憲政の居玉ひし所へのがれ給ふ北城丹後御方たりし鮫が尾といふ處にて自殺せられしなり御館にて憲政みづから出て和義を調んとありて橋を渡りて來り給ふを鐵砲をはなち打ころしたるに忽ち天くらくなりしよし北國の者正しく見たりとて物語りせしとなり

一我等が先祖は彌平兵衞が後かと存ず元は伊賀の植柘なり後に北村と申其後木下氏の人の養子となり

て今の苗字也本性にはあらざるかと仰らる

上杉家の事

一謙信能登せめの事畠山の八臣の内長對馬守其子九郎左衛門等其國を預れり畠山其後衰微して上杉上野介といひしなり世上に上上殿と號せしなり加賀の御上といふは今の金澤の事にて以前蓮譽の下人下妻氏居住せしなり下妻は今も本願寺の家隷なり此城に石川口河北口と云あり但謙信此城をば攻られず加州松任の城を兩度までせめられしとなり蕪木右衛門といひしもの籠りしとなりそれより能登へせめ入しなり此時に能登衆信長へ援兵を乞ふ其使は長が子の僧なる如水といふに外の使の添て遣せしとなり信長よりは柴田羽柴を援兵に遣せしに如水嚮導たり去程に柴田羽柴北國へむかひしに甑口のほとりに首かけたりしに夥敷見ゆるゆへに如水を遣して見せしよりみな／＼味方の首なり如水おもふよふ味方の城落て斯のごとしといひなば援兵すゝみがたかるべしと心得ていや味方の首にはあらず見しらぬ首のよしを述然れ共松任落たりと聞ゆる上は援兵に及ぶべからずとて兩將引返したるよしなり但し上上殿次男は今の畠山なるよしなり今の上杉家と稱するは上方衆のよしなり本名しらずとの玉ふ

笏の事附褪紅并惺窩の話并三桓の事

一笏の事は詳に周禮に見へたり據とすべしと仰す

一褪紅といふあり退江に作るは誤りなり

一惺窩は文章のためには古今人物論しかるべきよしいひ給ひし我等は人の事を議論する事しかるべからずと存ずる也と仰す

一三桓は孔子久しく魯の政をたすけ玉はゞ三桓とも德に化して賢人になるべければ魯はおのづから治るべし孔子みづから政をとりて三桓をうしなふべきにては有べからず

學校の話

一河村權七物語りせしは

大猷公の御代學校を興し給ふべき議ありしに道春こたへ申はよき學生十人ばかり書生のうへに立て

指南仕らずしては學業おこり申さぬものにて私の門弟にもさほどの者十人はなく候へばいかゞと存ずると申上し程にやめたりとなり又柳生丹州の物語せしは

大猷公の御時已に儒學おこるべき機ありしに道春の不埒なりし故に澤庵へ御心むかひて御取立ありしとなり又往昔の物語せしが市野聚樂にて學校建立あるべしとて繩張などありしほどに其ほとりに町家など立ち榮ふべきなど申せしが何となく其沙汰やみたりといひし此三説を合せてその時の事遺憾ありと仰す

理附妖幷白蓮の賊幷茄の事

一理といふ物は萬物にそなはるといへども目に見へぬ物なれば疑はしかりしに雨のふるを見水の地中を行を見て一一理なることを玄ると仰す

一鬼神の妖といふは彗星などをいふべき也と仰す

一白蓮の賊は今世にいふ所のバテレンと聲の似たるうたがはしき事也と仰す

一眼茄といふもの南方より出ると舜水いはれしが今世に眼を拭ふに此實を用ゆと仰す

虎林長老詩作の事

一天龍寺慈濟院に虎長老とて虎林と號せし僧あり聯句の名人にて江城に下りて林氏の子弟文珠院幷金地院など會して一日連句せしに此人六十句のうへせられし由なり彼寺へ昌三などゝ月見にまかれるに其所に木犀樹のはな咲ておもしろかりしゆへに夜ひとよ月見して明る日に歸りたり其句に

開馨須開黄史悟　繞床欲□白公禪

と仕りたり然るにかの僧明る日早朝に座中の人々の詩をのこらず和歌して出されたり諸人驚きてよふよふに再和せし人もあり某已の時過はかりに又のこらず再和して歸りしなりいまだ幼少の時なりしゆへ其詩は取るにたるべからず

丹羽家の事

一丹羽の家は長秀死去の後長重へ家督相違なかりしに成田と云家老當家は丹羽柴田とて信長の隨一の臣なるに故殿の太閤と心を合されて不義をこそ仕

玉ひたれとて信長の御家をおこさるべきこそ當家の本意なるべけれといふ其事露顯して反逆の沙汰になりて太閤より罪科あり知行を滅して松任へ十二萬石にて移され成長の後本國をばたまふべきよしなりと云々成田は治右衛門といひしとなり

九條家律之事

一九條家に律あり室町家の記錄もあり但し本朝の律令は唐の律令なり是を法家にて本律令とは申也と云々

武州金澤西湖梅之事

一武州稱名寺に西湖梅あり萬里が詩に

前朝金澤古招提　遊十年遲往噬臍
梅有西湖指枝拜　末開遺恨翠香啼

自注云西湖梅先代之主屬商舶移栽杭州西湖之梅名之以來末開爲遺恨矣

鎌倉之事

一鎌倉の補陀樂寺に平家の赤はたといひ傳ふる物なり幅二布長さ三尺五分あり九萬八千軍神と書付てあり

一同所瑞泉寺編略一覽亭詩口集に

題瑞泉一覽亭　旭之明元人

欄干縹緲錦峯頭回視三山與十洲翠玉一峯知華山青烟九點見齊州無窮雲接蒼梧晩不盡波逐碧海秋使客題詩招李白御風騎氣共仙遊

鎌倉地名之事

一鎌倉谷七鄕　小阪鄕　小林鄕　桑山鄕　津村鄕　村岡鄕　長尾鄕　矢部鄕

一同所七口四通しと名づく　朝夷奈切通　巨福路坂　龜谷坂　假粧坂　極樂寺切通　大佛切通　外に小坪切通　稻荷坂

一宋景濂が正宗廣智禪師古先印元の碑銘あり

一楊淡斯が佛光塔の銘あり

春日の辨

一春日は佛師の名なり佛像のみにあらず樂の假面に

も春日の作數多あり舊記にいわく稽文主勳會稽は河内の國春日郡の人なり兄弟共に佛師なりとあり是を春日の作と云浮屠氏の說に春日大明神の作といふ信すべからず

金澤文庫の事附足利學校の事

一金澤文庫は北條越後守平顯時建立して和漢の群書をおさめ儒書には黑印佛書には朱印を押す印文は楷書にて金澤文庫の字を竪に押す後に上杉安房守憲實執事の時に再興す鎌倉大草子にも武州金澤の學校は北條九代繁昌のむかし學問ありし舊跡なりとあり又上州足利の學校は承和六年に小野篁上州の國司たりし時の建立なり安房守憲實足利は公方の御名字の地なりとて學領を附し諸書をおさめ學徒を憐愍すされば此頃諸國大に亂れて學道もたへたりしかば此金澤の文庫を再興し日本二所の學校となれり西國北國よりも學徒多く集るとあり管領源成氏の時なり

雨森藤五郎朝鮮物語の話

一雨森藤五郎がいふ朝鮮國の書を誦するに助語有事也たとへば

車載斗量（コサアイトリコキ）ラト不可勝數（フルカアヌンスウ）ロタ

量の字の下にラトと助語を入れ數の字の下にロタと助語を入るゝ如く也云々予是にて案ずるに本朝の宣命詔ノ玉フテなと云助語此類なるべしと存ず

一先人いふアイウエオカキクケコの類世に對馬いろはといふ此度對州に下り承るに是則朝鮮の音學なり是ははじめ本朝より彼國へ傳へたるか又彼國より本朝へ傳へたるか覺束なし

中根宇右衛門松前渡海の話

一中根宇右衛門松前へ渡られし時に蝦夷人に酒をまつるを問しにヲキクルミを祭るよしなりヲキクルミとは是何神ぞと問へば答て判官殿といふ猶々由來を問しに彼國に判官殿住玉ひし跡にて礎今にのこれりそれより奥へ御通りありしなり辨慶崎と申所もあるなり此所にイカシリ川とて大河ありカラフト島と申もあり此所に大なる葦はひたりそのあしのうへを渡りて狄の地へ通ふよしを申かの所泥

海にて漂着して破れたる船のおほくあるよし也又東にラッコ島と云一種の島夷あり蝦夷とは讐敵の國なりされ共たがひに市を通ずるなり彼島より皮の類鷹の羽等出るよしなり蝦夷のたからとする物はクワサキと云鍬のかたちに金銀の滅金あり又エモシッホウと云太刀ありいづれも細かなる細工なりエゾ太刀常の刀なり蝦夷の女兒を松前にて見たりしに我國の人に化して別にかはる事なし夫をメノコシといふ女をカンジリカと申よし也蝦夷はふとくたくましく身の丈も高からず頭は被髮にしていかさまにもちからありげに見え侍るなり

阿部豐後守の事

一阿部豐後守殿は子なく兄市正は左馬介殿の家督して一萬石とりて其子に播州むまれたり豐後殿は子なきにより播州を養子にす播州一萬石をそのまゝ持て養子となる其子は今の豐後殿なり豐後殿は台德院樣へ御小性たちにて段々立身せし人なりと云

唐棣花の事

一唐棣花をハチズと萬葉十七に大伴家持が讀しを心もとなくて季吟が弟子に問ひしにハチズは唐棣共米花共かく波泥須とは木蓮(キハチス)の事也此花は夏ひらく木芙蓉(キハチス)なり米花ともいふ朝に咲て夕にしぼむなり是にて染たるを翼酢色(ハネズイロ)と云あかきとうつるとに取る詞也是にては唐棣花にはあらぬなり季吟が說同じ

萬葉迄云字を季吟が話

一萬葉迄といふ字をマデと讀しかればいたるまでといふ詞重復なりたゞ至ると讀か迄(マデ)と讀が然るべしといへば季吟が云さりながら古くいたるまでといひ傳へたれば古にしたがふて事もあるまじきとなり予是にて案ずるに猶といふ字もなを〳〵と讀は僻事なりなほと訓むとごとくとよむは別訓也といふ人あり是も前の例にて古きに從ひて猶々とよまんにはしかじと存ず

束帶衣冠の具の事

一束帯衣冠の具を仕伯といふ人に問ふ此人高倉殿の
門人なり其答に
一冠　一纓　一袍　一大帷子　一下襲
一裾　一紅單　一袙（近代略之）　一表袴　一赤大口
一石の帯　一埀　一平緒　一笏　一韈子
一淺口　一衞府の太刀
右束帯の具なり
一刺貫　一檜扇子　一末廣　一鞘卷の太刀（俗に陰の太刀と云）
右衣冠又はかさね衣冠に用ゆ但しかさね衣冠の
時四品以上は紅單五位は大帷子を用ゆ
一御隨身の時金紋闕腋の袍
一小隨身の時濃花田縫腋の袍
一親王　傍續
一攝家淸華の大臣　小直衣又は直衣
一太上天皇又は公方御心次第何れにても
一諸臣狩衣直衣直垂　布直垂
一平士素袍　布衣
一水干は本式の裝束にあらず堂上方にても出納其外
鞠などに用ゆ

同部

一先生の御尋ね有し事を仕伯に問ふに其答に
一天子の御裝束に御引直衣身と袖との縫目に前の方
に白絲にてふせぬひ蛇ばらのごとくの組縫少し有
り是を龍（タツ）といふ
一武家侍從士以上に用ゆる衣（キヌ）直垂と云裝束の上（カミ）に背
と袖と五所にむらさきの打絲にて引返し結ふ是を
俗に菊とぢと云堂上にて露と云下袴の合引の所に
むらさきの打絲にて五寸ほど兩方をかけて組上る
是をも露といふ
一衣冠裝束の下に着すさしぬきの相引に白絲のねり
くりにて五寸ほど兩方をかけて組縫ふ是を續組と
云ふ但し下の方より上へ組かけ上の方にて兩方の
絲を結ひて切るなり切りたる所菊の花の如くなる
なり

關新助和漢間數の話

一關新助とて同寮に數學に達せし人に間數の事を尋
しに答に

一步六尺　倭の四尺八寸也　　一百步　倭の六十四步也倭の步は一步六尺也
一百畝の頃　倭の六千四百步也卽廿一反三畝十步也　　一九夫　倭の五萬七千六百步也卽十九丁二反也
一周尺はかねにて七寸五分也

大村因州所領より眞珠出る事附源賴光旗の事

一大村因幡守領せし大村より眞珠出ると云是を尋ねしに今は海より出るにあらず岡也其岡ことごとく蜉蛤のからなりそれを堀りてとり出すなり每年とるにあらず一年をへだてゝ取るが一年に千兩づゝ守護へ獻ずるよしなり或人いふあこや貝の珠なりあこや又ゐがいとも申よしなりむかしは勢州よりも出しと見えたり山家集に曰くゐちごへ渡りたりけるに井貝と申蛤にあこやのむねと侍る也それを取たるからを高くつみ立たりけるを西行法師

あこやとる井貝のからをつみおきて
たからのあとを見するなりけり

一攝州多田のやしろに賴光の旗として傳る其圖

旗下寛弘元甲辰暦九月上旬
凛風
散花　　源賴光判

御指旗寸法
竪二尺六七寸許
横二尺ばかり

張斐が詩

一雨森藤五郎ものがたり張斐が長崎にて作りし詩の中に

赤足編芒曳　髡頭束楮垂

と云々

義平の十六騎

一鎌田兵衛政清　後藤兵衛實基　三浦次郎　波多野次郎義通　佐々木源三　金子十郎　山田次藤刑部俊通　岡部六彌太忠澄　上總介廣常　長井齋藤別當實盛　猪俣小平六則綱　熊谷次郎直實　平山武者所季重　足立右馬允　關次郎　片桐小太郎

賴朝の七騎

一田代冠者信義　新谷次郎　土屋三郎　土佐房昌俊

土肥次郎實平　土肥太郎遠平　岡崎義實

板倉内膳正殿の事

一板倉賴母允家老鈴木彌平次よりかき來る書に右內膳正重昌大阪城中へ御使に參りしは二十四歲の時島原の御目代に參りし時は五十歲にて明る五十一歲にて討死なり重昌兄の周防守宗重への遺書に

去年のけふは江城におゐて烏帽子の緒をしめ打立今年のけふは原におゐてかぶとの緒をしめむる歌に

あら玉のとしにまかせて散る花の

名のみ殘らは先かけと忘れ

鄭芝龍援兵を乞しに加州の書狀の事

十月十一日之奉書今月朔日致二拜見一然ば依二大明兵亂一從二平戶一官方加勢之儀に付書翰雖二差越一候宛所無二御座一書表御不審多く依レ有レ之長崎迄被レ遣二上使一一官使者之樣子被レ成二御詩一其上仰出可レ有二御座一候旨被二思召一之處先月四日從二長崎一書狀來着福州之事令二落去一由注進此段在二江戶一之面々え被二仰聞一候に付爰元えも可レ致二承知一之旨上意之趣奉レ畏候御前可レ然樣被二仰上一可レ被レ下候恐惶謹言

月　日　　松平肥前守

阿部氏

同

松平氏

大坂記抄書

一大野修理三萬石四十八歲　木村長門守一萬石三十五歲彌一右衛門子共甥共云

一薄田隼人五千石四十歲　郡主馬三千石七十にちかし　平塚左介因幡守子息

速水甲斐一萬石七十にちかし　織田雲上寺千石七十歲幼名左門　大谷大學五十歲計刑部が子　竹田永翁大閤の時右筆五百石秀賴に附られ大坂陣五六年前より物頭千騎計預

青木民部一萬石夏陣の時秀賴より使に江戶え來り留られて後御家に在り　織田三五郎雲上寺の子豐後府內城主子孫御家にあり　井上小左衛門四十餘歲元和元五月六日道明寺江鐵炮百預り又兵衛加勢に出て打死秀賴籠城ないさめし人なり　長曾我部宮內六十餘　明石掃部六十　眞田左衛門五十計　後藤又兵衛五十計　御宿越前六十計

小田原の產　堀田主水熊野新宮の者　毛利豐前五十餘豐前小倉の城主山內土佐守預り土佐にて男子二人女子二人生　伴團右衛門六十計養老の里の人千葉の家來北條左衛門太夫家來

織田貞置の事

一織田貞置は信長の孫也信長薨ずる時に貞置は襁褓にあり蠅原雅樂介と云家人かくし置台德公の御代に召出され江州より來れりこれまでは蠅原と名乘られたるよしなり織田主計頭といひて後に隱居して名乘を號とせしなり但し本の實名は貞長といひしを道春が寛永系圖に貞置とあやまれるにより其まゝに稱せしなり

井戸手燒の事

一太閤の時井戸若狹守朝鮮より茶碗を取て獻せしを井戸手燒といふ

岡島忠三郎三堂山軍の話

一岡島忠三郎江此方より不審之返答書

慶長五年八月四日三堂山まで利長出張掛橋口へ物見として奥村河内家人河住四郎右衛門野爪采女出る所に小松山よりも物見出て道を取足輕五六十人つれ出る一人はしろき切さきのしなひ一人は黒き切さきのしなひにて栗生(クリフ)邊にて加州の小荷駄勢に鐵炮を打かくる富田越前守手勢に下知してこれをふせぐ又山崎長門横山大膳も先にありしが取て返す高山淺井は敵の歸路を取きらんとて横合に寺井邊江馳す此間鐵砲大將上坂又兵衛大橋九兵衛一丁ばかり進み出て下知して鐵砲を放つ上坂もみづから鐵砲を修練して自慢す大橋は稻富が傳をうけて日頃能をあらそふ敵の足輕大將の乘廻し〳〵下知するを見て大橋いふ日頃の廣言はけふの事也其方は老て目もかすむべし白しなひをうて我は黒しなひをうつべしとよびかけゝれば大橋も心得たりとていよ〳〵進み出て膝臺にてためらふに我さしもの二間ばかりの樫の棒に大四半をさしたるが前へおほひて見へがたくありしを大橋が小性來りて四半を引まとひて上んとせしを敵の鳥銃にて打たほさる大橋が若黨岡田葛右衛門といふが終に四半を卷上れば大橋ねらひすましてはなつに黒しなひの者を馬より打落す其儘上坂に詞をかくれば心得たりとて立はなしに白しなひの者を打落す上坂は七千石の祿なれば士八九人附來りぬ鎗を取て進んと

すれば大橋は鎗を持ち來らざれば上坂にむかひて其方も我も鐵砲大將なればいづくまでも足輕を下知してこそ本意なれといふに上坂も尤なりとて進まず其ひまに葛右衛門はしり歸りて鎗を取來り大橋に與へければ大橋其鎗を取りしを見て上坂小せがれにだしぬかれたりとて走り出るといへども上坂は六十に餘れる老武者なれば大橋はすこし進みて見へし此外鐵砲大將松平久兵衛池田彌右衛門はじめ坂口後藤水越佐藤鹿毛等はせ付ぬ又跡より惣軍進み來りて敵と鎗たけになりたり小松方兩人の死骸を引かけて敗北したり扨日も暮足場もあしければ本陣へは引ず何れも其所にて一夜陣したり翌日越後及び九人の鐵砲大將に賞を玉ひし事品あり

同人大正持の軍

一大正持おちいるの日二日とも三日とも諸說いまだ詳ならず金澤より歸るの日八月七日とあれば關ケ原の說を然るべしと存ず

一加州の士野柴氏が說には八月五日三堂山に利長在陣の内村井久左衛門を山口玄蕃へ使として先手あるべきや一戰あるべきやとあるに玄蕃答てかたじけなき仰にて候老て子にしたがふならひにて候へば右京に相談し候はんとて右京にしか〴〵と語りければ右京云御先を仕る事望む所に候へども小松を其まゝさし置るゝには某御先を申さん事士の本意にあらず所詮打死仕るにしかずとあれば父子其趣に言へけり三堂山に小松山のおさへとして岡島備中不破彥六をはじめ千代に不破丹波守寺西治右衛門をとゞめ先手は一番山崎長門二番横山大膳太田但馬守大正持江おしむかふ右京は大正持の此方なる桑のはたけまで物見に出で備たるを長門見付て其日の二番大膳へ使として敵思の外に出たり只今追こみて城を取べしとてすゝむ杉江兵助一番に首を取て利長に見せければかんじ給ふ人々つゞいて追こむ一番に九里九郎兵衛二番に丹羽織部等也孫四郎殿の勢は金ケ丸より乘こむ玄蕃の首は長門内木崎長右衛門得たり右京も戰死す卽日城に入首を實檢し給ふ篠原出羽加藤石見を是にとゞめ城を守らしめて越前北の庄青木紀伊守方へ藤掛豐前を使として翌日先陣は五本長崎の邊までおし詰本陣

金津（大正持ょり四里）にすへられたり豊前歸りて申は紀伊守病おもくして九死一生の有樣且秀頼へ對し奉り逆心是なき上は少も御人數をいろひ申べきよふなしと也丸岡の靑木伊賀も御旗下になるべきよし申す
此時利長へ戸田武藏守より飛札して申は家康公いまだ御上りなし然るに貴公御一人御上りにては益なし所詮御歸城ありて
家康公と仰合され御尤に候よしなり且大正持にて旗さしものなどを損じければ一まづ歸城ありて後上洛すべしとて金津より八月七日に歸られたり

同部

一大正持の役の時舍弟孫四郎利政憐に從軍たり人數計り出されたりとは後度の役の事也利長は金澤へ歸りて　家康公へ野村五郎兵衛を使にてかく〳〵の通りにてあれ共御出馬なきと承り歸城仕候なり御左右次第かさねて出勢仕るべきよしなり
神君御よろこび有て野村を召て黃金三枚被下扱
　神君二日の御用意にて御出勢のよしに付て利長既に出勢あらんとせし時に京師にて利長の內室を石田に質とせられしなれば妻を捨ては末代迄のはぢにて候間出勢あるべきよし能登より申されたれば利長返答に申さるゝ所一理あるよふなれ共江戸に母ありさあれば一方はいづれ捨べきなり母をすつると女を捨るといづれぞや以上
秀頼公に對し弓を引申にもあらずとて出勢してかかるべきよしなれど承引なくして然らば人數計は殘らず御手に屬し申べきよしにて此事の往返に出勢延引ありしとなり旁來會の由は承り及び申さず

同部

一利長は八月八日の晩木場瀉の山の手を通り三堂山に陣し疵を蒙りし者共をば先へ遣はし惣軍は御幸塚に陣す翌日御幸塚より打立に長如庵あとより押付に小松衣一ッ屋大呂邊より赤澤三昧へかけて付したかふ松村孫三郎といふもの長が人數を乘破る所に小林平左衛門鎗を合せ孫三郎に突落され松村も手を負ふ是をはじめとして長が士四五人戰死す長が息十左衛門も疵を蒙る松村も戰死す其外に疵を蒙る物多しと云山城橋の鎗此時なり利長は三堂山に朝飯をめして有たるが鐵炮の音四つ五つ聞ゆ

是は何やらんとある所に皆申は定て今夜の雨に藥ぇめりたるゆへに打すて申ものなるべしと云に利長いや打すてはおとかはる敵つけたるものなるべし此間の評義圖にあたれり小松も城をば取りたるぞとて使番稻葉左近を呼て先へ行て今某往べきまゝ夫にて敵を引とらすなどいひながら湯漬をめして渡り黑といふ馬に打乘馳行玉ふまゝ鯰尾の兜の尾先はかり見ゆる程なるにいづれも跡より追付んといそぎけるに孫四郎殿利長にむかひ申されしごとくとある場所に馬を立て小性の一々來るをば孫四郎殿あれは何某事か利長いかにもはやく候と申されしとなりされ共小松勢はやく引入しよし此說によれば淺井畷の事は八月九日にてあるなり九月十三日

神君出方への御書に利長よりの書岐阜に達したるよし

家康公承り及ばず是野村五兵衞使の事たるべく候御出馬候へば野村は御返事を承り歸りしと見へたりはや出馬あるべきの所に利政の事に付延引せり重て出馬の時小松へ手入あるに丹羽も和義に同じて江口三郎左衞門息を質に出しこなたも息男を出されたり利長小松を通らるゝ時長重も出て對面あり北の庄へかさねて藤掛豐前を遣しいよ〳〵前々の通にて候やとあるに紀伊守は猶々病氣にせまり心中ぼふ〳〵たり東江より羽柴藤五郎人數北の庄に加はる其內より內田刑部幷紀伊守の家老荻野河內兩人利長の許へ來り異義なく通申事成がたしとて罷立て歸りける刑部は道より又立歸りあつかひ候て見申べく候調候はゞ參るべし某參らず候はゞあつかひ切れたりと思召御攻め候へとて罷歸る又大野宰相殿急に御上り候へとありて刑部も重て來らずさらば北の庄を一旦攻よとて舟橋川の橋より上の曲川を一度に渡らしむ已に城にせめ入らんとする所に關が原御陣嚴しく石田敗したりとの注進敵味方の方共に聞えければ城中鐵炮を發せざるによつて此上はせめても益なき事也只通れとて町を通れ共城よりも出ずして上洛なり九月廿二日小松と交質のよしにあるべし關ヶ原御陣既に事終りたると北の庄へ聞へたる事なれば十月廿日に大津にて來會とある事不審なり

按ずるに三成とははじめより手切れなるべし野村事は五郎兵衞なるべし以上岡崎より返書なり

一台德院樣は台德と稱ふべし台の字平聲に圏發してよむなり

退私錄卷之上終

退私錄卷之中

新井源君美著

藥師如來差上候事

一乙未の四月東照宮百回御忌の後日后准后より出されし赦帳の中に

江州矢橋　石津寺

此者儀先年中堂本尊藥師如來差上候其節金子百兩拜領被ニ　仰付ー候本より貧地の所靈佛御下向參詣も無レ之追て衰微仕候に付香花料被ニ下置ー候樣に度々願上候此度香花料地方にて被ニ仰付ー候樣奉ニ願上ー候

愚按ずるに是程の靈佛にて古く居なじみ候石津寺の事を衰微に及ばれし事いかん斯のごとくの不精の藥師ゆへに入佛の日に江戸中を燒失せしめ其後に人の衰微にいたさせし然らば天下加護の爲とて建られし中堂はそも〳〵何の加護ぞや

岩松滿次郎義元新井出所の物語

一甲午正月岩松滿次郎入來ありてものがたりのついでに申されしは去々年の初夏の頃新井御庵の跡を尋にとて罷越たり新井と云所も近く三ヶ所迄候なり太田新井平塚新井と一ッは忘れ候其太田新井の新井村に御庵の跡候所にては殿あとなど丶申候由申候き其跡は今も屋敷の跡のま丶にて家の跡馬場のあといかにも打ひらきてよの常の人の住し跡共見えず二重堀など候ひしやと見えし所も候ひき今井殿新井殿のあと丶てちかきあたりに兩家の跡候ひしなり其屋敷の內に八幡の社ありむかし勸請せられし所なりと所の者も申せしなり大光院とて新田殿の菩提寺に立寄彼新井殿のゆかりの人も候かと尋ねしに此邊に新井と稱し候人おもきかろきいくらも〳〵候系圖慥に候ものは大間々（所の名）山いりに闕守と申所の修驗文珠院と申もの丶家に文書等も傳へ候住持も新井家の流の者にて候へども出家の上は家の事は詳に存ぜずと云義元よき事承り候ひぬ其文珠院と對面し度候御僧より案內して玉はり候へとよく〳〵いひかたらひて歸りぬ其後文珠院江戸より罷歸候とて入來せり年のころいまだ

四十にはなるべからず聖護院の派にてそこらあたりの山伏のつかさのものなり卷たる物なが〳〵敷系圖を見せたりしに其卷物は寫したる物と見へたり本書は祕して持來らざるにや其寫したるにも紙の繼め〳〵裏に印をおしたり殊の外長々敷事にて候義元其頃心地煩わしければ皆々見はたすに及ばずなかばまで繰ひろげ見たりしに綸旨御下文等の寫しいくらも〳〵ありき心地わづらはしければよくは覺えず候ひしが其祖は加賀の遠光にて候ひしがはじめはモクサイ（此所は上州にて武州に近き所也字はわすれしよし）と名のり後に新井とはあらため候也家の紋五ッばかり候し鷹の羽の打かへしなども候か文珠院申せしは先祖何某事は太平記にも見え候義助竹の下の戰の時主從二騎にて引退し其一人の從者にて候き其後此國へ罷下りし時義貞義助より感狀を玉はりしは近くまで家に候ひしが某が祖父なる者の弟井伊掃部頭殿へ奉公望み候時にさるものゝ子孫の由申證に候と望みしかば其感狀とらせ候ひき定て今も井伊殿には新井が家に候はん今はたがひに親もつきて候へば音信もなく候今は何と申も知らず候など申候き文珠院手かきにて武家の古實よく志れる人なり小笠原の三階びしと言紋の事など申せしが世に王の字也と申ひが事なりむかしは一男は一筋二男は二筋三男は三文字四男はわりひしをつけ一ッ引抔いふ詞を忌て申さぬ事也き三文字則今の三階菱なり割菱は則菱を四ッ付たるにて候なりと申きいかなる事にや新井家の旗の紋に五の字も見へ候ひしなり此文珠院に其卷物を寫し玉はるべきよしかたく約し候ひしが其後義元大病にふして其年の冬まで候ひしかば其後は催促も致し候はぬなり此度歸國し候はゞいかにも才覺して卷物寫し得ば參らすべしと申されき（大間々といふ所は滿次郎居所より三里程ありしと云）

雨森藤五郎朝鮮の物語

一甲午十一月十八日雨森藤五郎入來某問朝鮮の俗語吾國の言葉と同じき事あるやう如何にといふ答て云四ッ五ッ同じ事ありと覺えたり柳ごりはこりと申字には栲栳と書きてこりとよむ叉釜は俗語にかまと云甲も俗にかぶとと云是等の類候へども餘はわすれたりと云藤五郎嫡子賢元字世達次男德元字

世昌何れも朝鮮人名附るといふ

譽田八幡宮緣記幷神功皇后の緣記の事

一正德甲午六月廿五日譽田八幡宮幷に神功皇后の緣記等新寫の卷物の跋に

先年當社參詣の時拜見緣記三卷之所事多疎略繪未ニ周備一仍拾ニ舊本之遺一致ニ新寫之功一益顯ニ旣往之靈驗一爲レ備ニ將來之龜鑑一澤寄ニ寶前一數奉レ仰ニ其鑒一者也

永享五年孟夏廿一日征夷大將軍左大臣兼右近衞大將源朝臣

右譽田八幡宮宗廟御緣記上中下卷事舊本詞普廣院殿御筆繪土佐將監光信筆古來之寶無双之重器雖レ令レ秘ニ函底一有ニ時拜見之輩一或汚穢塵垢之訛或卷舒裂損之憚其恐非レ一新寫之圖畫以欲レ爲ニ副本一之志社儒年來之懇望也云々

因玆今般予俄然課ニ門葉之族一書畫新寫之事自ニ舊冬臘八之日一至ニ改年上元之日一終ニ其功一矣郎詞者愚息長左衞門尉重政染禿毫繪者次男左兵衞尉重信及所從淺田仁兵衞櫻井傳三郎高崎長九郎白石久彌等丹青之業雖末學之只童蒙之弄令レ摸ニ其跡一而已後覽之輩莫レ嘲ニ哢之一蓋不レ論ニ尊卑一請ニ拜披之事一令ニ容易一者且彰ニ神威一且凝ニ信心一益可レ奉レ仰ニ當社之靈驗一者乎因以令レ奉ニ納之寶庫一稽首和南

寛永十八年孟春十五辰

大橋入道式部卿　法印龍慶

新圖　神功皇后之緣記奉納譽田宗廟也寶前繪其兩卷象千二儀郎憑而則之感通常施無爲之德化而已

永享五年孟夏廿一日征夷大將軍左大臣兼右近衞大將源朝臣

龍慶の跋あり

甲賀侍之事

一甲賀侍由緒書に關ヶ原より前に加賀爪隼人を以て侍共罷下え召出侍に十人扶持地侍に三人扶持賜はるもとは太閤にやぶられ浪人たるゆへなり關ヶ原の年　神祖御下りの時山岡道阿彌取次にて御目見の後にゑかるべき侍百人召連れ甲賀侍十人共に籠城增田右衞門より甲賀侍福原淸右衞門をさそふ十八不同心にて淸右衞門を討べきよし申すに付て福原退散す永原の者共松丸へ火をかけ五十餘

間程切破り城を出る時鳥居下知にて甲賀侍松丸へうつり火をけし止め疊を以てかこひ持かたむ又鳥居らが本丸無勢なるに付てつぼみ候へと申に付本丸へ歸り竹林左門九郎笹山彥十郎高嶺新右衛門梅田孫右衛門幷子弟の內山中福永子の忠三郎竹林左衛門九郎弟の薩摩望月助之進弟の長兵衛討死す殘る者は鳥居切腹の後城を打破り出行關ヶ原おはりて御上洛の時侍共に二百石宛地侍下人に二百石都合四百石のつもりなり地侍拾人宛一組被二仰付一之旨本多佐渡守を以て被二仰渡一太刀折紙にて御禮大坂へ兩度罷出る台德院樣御他界の年六月に山岡主計頭組に被レ成たり

遠州今切のきれし事

一遠州今切のきれし事後土御門院明應八年六月十日の事なりしと大和本草に見ゆ此書は貝原篤信撰す

中華口數之事

一禹平水土爲州　人口　千三百五十五萬三千九百二十三

一成王之時　人口　千三百七十萬四千九百二十二

一平王東遷（自太子公后算）　人口　千一百九十四萬一千九百二十三

一漢（自高祖至孝年）　人口　五千九百五十九萬四千九百七十八

一光武中元二年　人口　二千一百萬七千八百二十

一明帝永平十八年　人口　三千四百十二萬千二十一

一景帝章和二年　人口　四千三百三十五萬六千三百六十七

一和帝永興元年　人口　五千三百二十五萬六千二百二十九

一安帝延光元年　人口　四千八百六十九萬七百八十九

一順帝建康元年　人口　四千九百七十三萬五百五十

一沖帝永嘉元年　人口　四千九百二萬四千一百八十三

一質帝本初元年　人口　四千七百五十六萬六千七百七十三

一桓帝永壽二年　人口　五千六萬六千八百五十六
一三國時通計　　　　　五百三十七萬二千八百九
十一
一通典之東都口　　　　五千六百四十八萬六千八百五十六多於漢書六百四十二萬有餘也
一晋武太康元年　人口　千六百一十六萬三千八百
六十三
一宋武大明八年　人口　四百六十八萬五千五百一
一隋文帝藥儉 煬帝大業二年　人口　四千六百一萬九千九百五
十六
一玄宗天寶十三載　不課口 四千四百七十萬九百八十八 課口 八百二十萬八千三百二十一
合五千二百九十萬九千三百九

秀吉の命にて奥羽田地を校定せし事
并政宗會津を領せし事

一小田原陣の時利家景勝羽州奥州の田地を校定し淺野長政に木村常陸を添て其政事を聞せしよし秀吉の命也

一三浦佐原七郎義連が後芦名平四郎盛氏會津に代て居す白川に結城須賀川に二階堂二本松に津川等其幕下也盛氏に子なくして岩瀬須賀川の城主二階堂が子を養て盛澄と云盛隆近習の三左衛門と云者に殺さる伊達輝宗の二男を養子にせんと云に盛隆の死後に常陸の佐竹義重の二男義廣を養ふ是は義宣の弟なり政宗是をほろぼして會津を領す政宗が本領は米澤なり

輝宗を殺せし事并會津四天の事政宗謀反の事

一輝宗を殺せしは二本松の義次といふ人なり

一會津四天王平田松平佐瀬富田是等後に政宗へ心を通じて主の家をほろぼす

一政宗の謀叛せしは山戸田八兵衛手趣宗兵衛といふものすゝめしゆへなり

秀行十八万石になる事并書經の文字を用る事

一秀行十八萬石になりて田丸中務少輔關長門佐久間備前守同大膳亮森彌一右衛門太閤の直參となる

一國書の内にはかならず書經の文字を用ゆる古實なりと五山の僧に聞くと先生の玉ふ一句なりともの玉ふ

蒲生家の重寶并會津つぶれの事

一蒲生家の重寶佐々木の鐙を細川忠興所望の時亘理八右衞門餘の鐙を遣はし候へと申せし時氏郷聞入れず眞のを贈る忠興返進の時氏郷請ず氏郷の死後に秀行幼少の時返されしとなり但し此鐙は後に公方へ上りしが堀田筑前守殿へ下され候き我等見侍る（右蒲生軍記の内）

一會津つぶれは亘理八右衞門と云ものと蒲生四郎兵衞不和にて須賀太左衞門大塚七右衞門など申合せて亘理を打つぶし蒲生源右衞門同左太夫など四郎兵衞を訴四郎兵衞は加藤清正に預る又秀行の母を奉公にとの事也母も同心なく剃髪有と云也

先生の物語

一先生よりかし玉ひて寫し置候關ヶ原記は加藤左馬之助嘉明が士に濃州の人黑田孫右衞門と云人記せし所との玉ふ

一又同孫右衞門かたりしは竹中半兵衞は美濃の國の菩提の城主にて十六歲計の頃までは不器量の人なりと人々申せし也其年頃同國岐阜の齋藤龍興へ親よりの質として行てありしなり竹中はうつけたる人なりとて常に人々があなどりてあまりにつよく與じて櫓の下を通りしにある人上より小便を志かけたり竹中無念の事におもひ我家に歸り己が無二の郎等二十人計をよび我月頃日頃人にあなどられしなり無念にはありしかどもさせる事ならねば兎角打過ぬ今日の義は堪忍すべき事にあらず所詮かの者を討殺したりとも某におゐては敵とするにたらずいかにも彼城を攻取て此耻辱を雪がんと思ふ也汝等が身命を是非我に得さすべしとあれば郎等共仰にや及ぶと領掌すさらばとて伯父にてありし。美濃三人衆の其ひとり安藤伊賀守の許へ出向へてひそかに此事をいふ伊賀守も常に事たらぬ男の斯いふ事何程の事かあらん是もまた例の事なるらんと思ひて志たゝかに叱りてかゝる事あるべき事か且小勢をもつてかの城いかにして襲はるべきいか樣にも不思議の事いふ男なりとて返す其夜竹中長持によろひとり入て人々に持せて追手の門に入ければ番の者あやしみしを龍興へ夜のもの持て參るなりと云しからば御入候へとて內へ入れぬ門よくさし固めさせて番の者共を殘らず討殺しぬ又次の

門に入るも其ごとくかくて物の具ひし〳〵とかためて玄關をさして切て入る龍興の家老一人爰に出合てうたれぬ夜中俄に事おこりて顏は志れず何事ならんと城中大きにさわぎて龍興は水の手の口の方よりほう〳〵迯げ出ぬ其内に城に火をかけしかば伊賀守遙に岐阜の城に火のあがるを見て大におどろき扨ははや竹中が此城を攻落してけりと馬に打のり鞭鐙を合せて馳來る追手の門かたくとぢ入べき樣なし兎角するうちに竹中の所爲なりと云事いよ〳〵たしかにて伊賀守竹中にむかひいろいろいひて和をとりつくろひて龍興歸城せられたり竹中は近江の國へ立のく爰におゐて織田信長に仕ふ信長常に秀吉に差添て將たらしむ後に別所陣の時に死す年三十八歲なり當時の人々の稱しけるはむかしの楠今の竹中と云ひて人間にあらずといひしなり人の智惠にも早晚のある者なり竹中の軍書八卷ありし我家にも寫し置ぬ殊之外すぐれたる物のよし黑田のいひしとの玉ふ

一又曰黑田がいふ龍興義興は父子の間あしく或時子息父の前へ出仕の時前に有し熟柿を取てなげつけておのれは〳〵といはれしに白き小袖に熟柿のくだけてかゝりしは血の流れしごとくなりといひしとの玉ふ

島津兵庫入道島左近へ軍議の事

一島左近は松永衆なりしを後に石田三成領地二萬石を賜し時一萬石の祿にて其家へ招き出しぬ關ヶ原の時に大垣の城にて諸將軍議の時島津兵庫入道三成にむかひて左近を召れ候へとありしかば三成左近を召す左近おのれが陣屋を出る時郎等共にいふ紙のはゞ細く切りて汝らが刀脇差の鞘をみな〳〵左りまきにすべしと云ひすてゝ出ぬ扨軍議の座に候す入道座上にあり諸將次に隨て列す左近はるかに下にかしこまる入道是へ〳〵と請ずよう〳〵に進み出で猶間をへだてゝ座す入道いはく今度内府着陣に付ての軍いかゞあるべきとありしかば左近さん候今日着陣されし事にて陣中いまだ定まるべからず殊に長途を經て諸軍こと〴〵く勞れぬらんと存ずたゞ〳〵今夜軍に志くにあるべからずと存ずと云入道聞ていや〳〵夜軍志かるべからず畿内

東國の軍の法は存せず我等の國のあたりにて夜軍いたすと申は味方小勢にて敵は目に餘る程の大勢ならん時にてこそ候へ今のごときは小勢の敵といひ殊には客戰の敵也味方は大勢なり殊に自國也軍に勝ても大勢にて夜軍をする條然るべからずましてや此大勢を以て廣場の一戰何とも其手だてあるべしといふ入道かくいひし上は誰とても異儀に及ぶ人もなし左近つく／＼聞て又ことふる旨もなく座を罷退きて我陣へ歸り日比志たしく召仕ふ郎等一人呼寄ていふ樣汝に一向に賴度事あり某が身にかはりて得さすべしや郎等曰仰にや及ぶべきと答ふさあらば汝よく／＼承はれ今夜諸將の軍議にめされての某が存ずる旨を尋ねられし程に斯のごとく申ければ入道殿申されしには今夜の軍既にやめて今夜諸將此城を出て關ヶ原へ押出さんと一決せり斯のごとくんば味方軍うちまけん事鏡にかけて見るがごとし此軍破るゝに及んでは某必らず討死すべし佐和山に殘し置候老母又は妻子の行末覺束なし汝はとく／＼罷上りて老母などの行末兎にも角にも宜敷賴置處也と淚押ぬぐひて云彼もの答へて云は初より奉りたる命なれば今更兎角申に及ばず併ながら此度の御供におゐては某も存じ定ぬ此御使承らん人御内には何人も候べし餘人に仰付られて然るべし某におゐては是非に御最後の御供仕るべし故鄕へとては罷上る事かなひ候はずといふ左近重ねていふされば老母の行末覺束なし我みづから罷上り兎にも角にも仕り奉らん事にこそあれと弓矢取身のさこそあらざる事なれば明日の軍には我必ず討死すべしはじめより我になりかはりくれよといひしは此事なり汝罷上る程ならば我身を二つにわけて此世に殘し置と同じければ死して後の事思ひおく事なしまげて罷上り行末よきにはからふべしといろ／＼かきくどきければ郎等なくなく領掌しぬさらばとく上れとて其まゝ出立しぬ其言葉のごとく明日の軍西軍利なかりしかば左近さん／″＼に戰て父子共に討死しぬと先生の給ふ

柳生但州の物語

一先生の玉ふ柳生但州の曰寛永西征の頃有馬玄蕃允の許へ饗應に往てありしに申の時ばかりに某の從

者來り用の事申さんと云何事ならんと心得て座を立て聞しに從者いはく島原逆徒討果のためとて板倉內膳正殿御使承り只今御出立と承る是によつて告奉るなりと云に某も座に出て少しいそぎ存ずる用の事あり御馬かし玉はれと亭主に乞ふ亭主心得たりとてよき馬一疋引立たり是に打乘て板倉を追ふて品川の驛に至るはや日はるかに西に落たり所の者に問ば板倉殿にははや神奈川の邊り迄行給ふらん此所をばとく過させ給ふ殊に御馬はやくうち給ひし物をと云此上は力なくてそこより直に御城中へ候す御近習の人を以て但馬守申上べき事候て急ぎて參りぬと申すしばらく有て　御前へ召夜に入及びての出仕何事ぞと仰す畏りて對へ奉る今日有馬が許におもむき候てかしこにて承る西國の御使板倉內膳正承て已に打立ぬと某かの亭にて馬かり直に品川驛を追て罷むかひ出しとむべく存ずる所にとく彼驛を打過今は神奈川の當りへこそ參るべけれと所の者申す間ちからなく罷歸りて候板倉をば御とゞめ候て餘人に仰付らるべくもや候はんと申仰せいかにとありければ不便なる事に候內膳正は此度討死仕るべしと存るの間斯は申上るにて候と申此時御氣色變して兎角仰出さるゝ旨なければ恐入て御前を罷出ぬ暫くして御近習の人を以て仰出されしは此度內膳正討死仕るべしとはいかなるゆへを以てか申とあれば某申候都て宗旨事と申はむづかしきものにて此度の逆徒かりそめの百性原の一揆おこし申樣に思ひては後に思し召あはせらるゝ事候べし此事さふなくたいらぎ申事にて候まし御使の人すこしく權かろく存ず西國の諸大名の軍勢差向ひ候てせむると云ともやわか急には落申べからず然らば重ねて權勢あらん人を以て御使として差下し玉ふべしさあらんに於ては內膳正討死仕らずしては叶ふまじと存ずるの間斯は申上る事なりと申けれ共其事もなし其後はたして其ことくなりゆきつると但州のくわしく語られしと先生の玉ふ又のたまふ此時但州は大目付殊に劒術の御師にて常に昵近し劒術の事のみにあらず國政の事にもよく〱心得たる人なれば常には天下の政の事但馬守が願にてすこしく心得たりと仰られしと其時の人はいひしかゝる人なれば斯までは申上ら

れし也此事を加州の老臣今井田民部に語りしに民部のいふ
公方の仰にて討手の御使にむかふ人を私の心得にておしとゝむとて跡をしたひ行事も世の常の及ぶべき事にあらずと感歎せしなり

山崎左馬之丞が事

一山崎左馬之丞は石田三成に一味して田邊の城などせめ大坂に居られけるが關ヶ原後本地壹萬石の加増をぞ下されける是いかにといへば池田三左衛門尉輝政の內室同子息二人舍兄左衛門佐舍弟は藤松丸後に宮內少輔とぞ申ける此內室は
家康公の御息女なり此三人大坂に居玉ひしに敵方人質の男女何れも本丸へ呼ゆへ自然の時は皆生害に及んなどいひあへり此時山崎左馬之丞二人の子息達をば居城津の國三田邊へ退けられたり又左馬之丞內室は輝政の御妹なりしかばいたわりある體にもてなし居城三田にて療治をいたさせんとて左馬之丞內室ののられたる輿のうしろに子息達をのせ中關所の前を通しける此うへは心安し自然輝政の內室を本丸へ呼とらんなどあらば大坂にて謀反をおこし切てまわり屋敷を火にかけ腹を切らんと一圖に定られけれ共越中守內室の生害より其沙汰なかりしかば事なく過にけり
公此事を聞し召忠節の次第なりとて御敵ながら却て御加増下されける

羽柴下總守幷土岐藤藏が事

一羽柴下總守伊勢神戸十二萬石の領主なりしが關ヶ原後浪人して後に丹羽長重と一所に召出され一萬石を玉ふ子息壹岐守代に病身によりて知行を差上るによりて二千石下されしとなり壹岐守に子なくして娘壹人あり土岐の子を養ひて家をつげり
一土岐藤藏は美濃の土岐也土岐ほろびし時は幼少にて母方の叔父菅沼にたよりて菅沼藤藏と云
神君に仕へて味方ヶ原戰の時大久保新八郎を馬に乘せて退し人なり後に下總の相馬一萬石を玉ふ今の土岐家なり

北國堀左衛門督が事

一先生曰北國堀左衞門督は世に名人左衞門といはれし人なり三十八にて死去せり柳生但州は三十七といひしが其家にて聞ば三十八なり常に申されしは天下の政をとりても越度あるまじき人なりと小田原にてもはや天下の人のゆるしたる人なりとぞ其舍弟を多賀出雲守と云今に其子孫加州にあるなり此舍弟城普請の時左衞門督にこと〴〵くしかられ明朝城下を立のきしを秀政聞て不便のいたりなり飢餓すべしとて黄金十枚取出し跡より人を以て追て贈られし時其包紙を壹枚宛皺をのばして取て置れし時近習の者へいひしは人にとらすべきに臨んでは十枚の黄金をも惜むべからず無用の費に至て此十枚をも猥に費すべからず汝等我を乏わきものと思ふ事なかれといはれしとなりこの但州は小田原陣に立れし人なり

神君に團扇を進めし事并庄園の事

一神君へ或時御團扇をすゝめしに黄金のかざりありしをひしと御覽じてこれは黄金かとありしに御前に後藤庄三郎ありて成程是は黄金にて候と申時つけ石を取よせてつけて見るべしと仰ありて則御前にて石をつけて上々の黄金のよし申上候時大きに恐れ玉へる御氣色にてはやく此團扇を深くおさむべきよしにて仰ありしは天下に此黄金ほど重寶はなし多くの領地を人に遣すも此黄金大切なればなりもし黄金大切にあらずんば何を以て人を賞すべき領地をば人にはあたへまじ領地より至ておもきは此黄金ぞかしかく重寶の黄金を以て如レ此玩器をかざれる以の外の事なりとの玉ふよし

一庄園は陽成院に進せられし所なり國司不入の地なり庄は山庄別庄の類にて彼下屋敷の類なり園は御そのなり近江の國にてもたどの御園といふあり人により口陽院へ進せられしよりと云又花山法皇へともいふ說もあり國には國司あり庄園には領主あり其後國に守護庄園に地頭を關東より置しなり

堀久太郎が事并三百六十歩を以て壹町となす事

一堀久太郎は河內衆なり河州四十八堀とて堀名字多

し但多賀氏が舍弟を多賀出雲守といひしなり其子孫加州にあり多賀左近と云多賀の嫡流のよしなり

一三百六十歩を一町とす是は一年三百六十日にして民の食料一日に一歩づゝのつもりなり太閤の時は繩は六尺五寸也　御當家にあり三百歩になる又其後六尺繩になる是は稻葉濃州のいたされしと云

神君金澤文庫の藏書御差上之事

一神君御代になり五山の僧學校に仰せて金澤の文庫をひらき藏書を披閱せしめて脫卷なき全本をば公儀迄御差上殘りし書どもは民間に出る此時政事要略脫卷ありて只十九卷ありしを先生の家に持來り價金五十兩と云其書の筆者名ある人々たるがゆへなり先生は家に居玉はず舍弟二十兩迄に價を付られしなり其後殊にすぐれたる筆者の有し卷を三卷抜出して去る大名へ賣殘りし分は醍醐殿の方へ求られしなり先生の舍兄涉獵のつひでに記せられしは大學頭にむかしは天下の政事を公方より問しめ玉ひて異國本朝の故實を考しめて其事の是非を論せしと見えたり古は斯殊勝の事有しとの玉ふ

對州の事

一先生曰對州日本の要地なり其ゆゑはむかしより日本の地といひ來りし小島一つを朝鮮へも本唐へもとられては日本に疵の付といふものなり然れば外國より手さらぬ樣に政の心得あるべき事なり彼國は日本より殊の外に地はなれ外國へは甚近し心得可ㇾ有事か對州の儒臣小山朝三つねに先生に申ていきどふりしは今朝鮮の唐島と申は古の任那の地にて我國の藩國なり然るに何れの頃よりか高麗にとられて彼國にも我國にも其事を忘り玉はずになりしこととむねんの至りなりといひしとなり

五島の事

一按に五島も亦對州にほしき地なるべし五島よりは島つゞきに普陀山へもつゞき又は蘇州などの地方へ程近き由なり淸朝のはじめ前明のごとく海令嚴重なりし時に南京の賣船長崎へ來りしは大船を普陀山にかくし置て小船にて荷を運で普陀山より船

を出して來るなり或時南京の鑞船に荷を積て來りしに福州漳州等の大船の中を乘て入津せしに大船より人出で殊の外に笑て此方の三板のごとき舟に何程の荷物は有べきといひしに南京人答て船小さきとても荷物の銀高は汝等の船共をあつめても此船には及ぶまじと笑かへせしと長崎與力吉見米馬右衞門物がたりなり奉行所にてかゝる小船にて大洋を凌來る事不審なりと尋られしに海上浪おだやかなる時島傳ひに心安く來りし由なり是等を以て考に五島は前にいふごとく外國に續きたる地也元朝にも五龍山まで同船を押入し事有り明朝にも五龍山の下にて哨探の船出沒せし事諸書に見へたり五龍山とは五島をいふ也

井伊掃部頭殿供の者供を割りし者を突退し時の物語

一方孝儒は燕王の世子を勸めて反せしめしは我身に父に反く心あるゆゑに人子に不義をすゝめたるとなり此一條にて方孝儒の出入信ずるに足らずとて井伊掃部頭殿供の者供をわりし者をつきのけたるを掃部頭殿追放候物語を先生仰られし

釋迦の法の事

一釋迦の法は幻術をまじへたりといふ事を天錄中に京師の便のかきし書世に出づ僧中にてかかる事なり生先の仰にいかにも天竺は幻術多くされど釋迦の心は後世の術を行ふにてはなく眞實の心にて神道の眞理に通じておのづから幻術と他よりは見へざるものなり其人の欲盡き果てゝ天理のまゝならば他より幻術と見へざる程に有べき事後世の人とてもあるまじきにあらずとの玉ふ

退私錄卷之中終

退私錄卷之下

新井源君美著

鎌倉景清が籠居の跡之事

一鎌倉志に景清が牢は扇ヶ谷より假粧坂へ登る道の端の左に大岩窟あり長門本平家物語に建久六年三月十三日大佛供養あり上總の惡七兵衞景清鎌倉へ降人に參りければ和田左衞門義盛に預けらる然るに惡七兵衞むかし平家に候せし樣に少しも口へらず義盛に所をも置ず一座する時に上座して或は椽のきわへ馬引よせ打乘りなどしければ義盛ももてあまし餘人に預させ玉へと申ければ八田左衞門尉知家に預らる後に大佛供養の日をかぞへて同じく七年三月七日にてありけるに食を斷て終に死けりとあり東鑑に賴朝公建久六年三月十四日上洛ありて同年七月八日鎌倉着御とあり時に義盛知家も供奉しければ景清が死去建久七年とあれば鎌倉にて死したる事明らかなり景清の女を龜が谷の長に預しと言傳ふ其塚は今に菴祠のうしろにあり彼是考るに此牢にて死たるか

盛長千手觀音を造立せし事

一盛久の塔辻の道より南畠の端にあり長門本に平家物語卷二十に主馬入道盛國が末子主馬八郎左衞門盛久京都に隱れ居けるが年來の宿願にて等身の千手觀音を造立して清水の本尊の右の脇に安置し奉り千日參詣す右兵衞佐殿北條四郎時政に仰付られ盛久京都にかくれゐるよし北條京中を尋ね求れども更に尋ね得ず或時下女の來りてまことにや盛久は夜ごとに清水寺へ詣ふで玉ふよしなりとぞ申ける北條よろこんで清水寺邊え人を置伺ひ見せ盛久を召捕右兵衞より奉る盛久既に鎌倉へ下著す梶原景時仰を承り心中の所願を尋申に子細を述ず盛久は平家重代相傳の家人重忍厚德の者也はやく斬刑に行べしとて大屋治郎宗遠に仰て首をはねらるべしとて文治二年六月廿八日盛久を由比ヶ濱に引すゆる盛久にしにむかひて念佛十遍斗り申けるがいかゞ思ひけん又南にむかひて念佛二三十遍申けるを太刀を拔て首を打に其太刀中より打をれぬ又打

太刀も目貫より折れにけりふしぎのおもひをなすに富士のそばより光り二筋盛久が身にあたりたるとぞ見へにける宗遠使者を立て此よし右兵衛佐殿に申又右兵衛佐殿北の方の夢に老僧壹人出來り盛久斬首の罪にあたられんかまげて宥めあるべきよし申す北の方ゆめの中に誰人にておはするぞと尋ければ僧申けるは我は清水邊に候僧也と申と見て夢さめしと右兵衛佐殿に申さる是によりて盛久を召返されたり右兵衛佐殿所帶はなきかと問玉へば紀伊國に候ひしかども君の御領に罷成候と申安堵の御下し文を玉はるとあり又東鑑に太夫尉伊勢守平の盛國入道去年めし下され文治二年七月十五日斷食して死す是下總守秀衡が七男平家の氏族なりとあり此盛國盛久が父にてあらず盛久は父の盛國の爲には叔父なりと先生の玉ふ

氏滿佛舍利頂戴せし事

一正續院佛牙舍利日工集に貞治六年四月十五日府君源氏滿圓覺寺正續院に入て佛牙舍利を頂戴すけだし府君一代一度の開封是釆園京師能仁寺の舍利也神明鏡に建永中桑山僧正明惠上人遣唐使として道寅律師の在世の時威德ありし佛牙の舍利御所望のために渡りけり唐帝より申玉はりて歸朝あり實朝大臣は道寅の再誕なり扨鎌倉の乾正續院に置奉る桑山は建仁寺の本堂たりしかば此寺におゐて禪法を修す我朝禪法のはじめ也明惠は栂尾建立なり

鎌倉源家相傳の地となりし事

一鎌足の玄孫染屋太郎太夫時忠東大寺節辨僧正の父なり天武天皇の御宇より聖武天皇神龜年中に至るまで鎌倉に居住して東八ヶ國の惣追捕使にて東夷をしづめ國を守る其後平將軍貞盛の孫上總介直方鎌倉に家居す鎭守府將軍兼伊豫守源賴義いまだ相模守にて下向せし時直方が聟となり玉ひて八幡太郎出生し玉ひしかば鎌倉に住み玉ひしより以來源家相傳の地として去る治承五年辛丑に右幕下征夷大將軍鶴ヶ岡に八幡宮を崇め奉り玉ふと詞林采葉抄に出たり

賴朝の社并實朝の社

一頼朝の社は鶴ヶ岡本社の西の方にあり白旗明神と號す社内に頼朝の木像左りに住吉右に聖天を安す頼家の創造と言傳ふ

一實朝の社は鶴ヶ岡本社の西坂下にあり柳營明神と云頼經の造と言傳ふ

尊氏自畫自贊の地藏の事

一佐柄天神に尊氏自畫自贊の地藏あり其贊に

夢中有感令我通尊容利濟偏沙界善根無斷窮爲天地藏主

文治四年六月六日　　仁山書

駿州清見寺にもあり

木曾塚の事

一木曾塚は木曾義仲の嫡子清水冠者義高の塚也もとは常閑寺未申の方十町ばかり田の中にありて里人よんで木曾免と云傳ふ義高の首實撿の後爰に葬むると也延寶庚申二月廿一日に田主石井何某と云者塚をほり出して今の所にほうぶる塚の中に青磁の瓶あり内に枯骨泥にまじりてありしをあらひ清めて塚を立しとなり今は常樂寺のうしろにあり

東寺の大佛師の事

一東寶記に運慶は東寺の大佛師なりとあり湛慶　康運　康辨　康勝　運賀　運助は皆運慶が子なりとあり

江島惡龍の事

一江島金龍山と云緣記に

景行天皇の御宇に惡龍あり

安康天皇の御宇に龍鬼あり圓大臣に託して暴惡をなす是人に託して煩わしむるはじめなり

武烈天皇の時に龍鬼又金村大臣に託してなやますこの頃龍はじめて津村の湊に出て人の兒を食ふ時に長者あり子十六人ありけるに皆龍の爲にのまれぬ西の里に埋む長者塚と云　欽明天皇壬申年四月十二日より同じく廿三日に至るまで大地震動く天女雲上にあらはる其後海上たちまち一島をなせり是を江島と云十二の鸕鷀(ウサギ)島の上に來るゆへに鸕鷀來島と云此島の上に天女くだりて居給へり終に惡

龍と夫婦となると云へり

宋大休江島の作

蘭溪和尙同遊江島歸以呈宋大休佛源禪師
江島追遊列俊髦馬蹄獵々擁春袍穿雲分坐煎香茗
策杖徐行蹈巨鼇洞口千尋石壁聳龍門三級浪花高
須知海角天涯外萍水迎歡能幾遭

江の島の碑

一江の島の碑石高さ五尺ばかり廣さ三尺七寸厚さ四寸但し上下兩緣は別の石なり半石あるべきものなり年月久しく經しと見えて文字彷彿碑文の所中よりおれてつぎ合せたり俗に屛風石といひ傳ふ此碑は　土御門院の御宇慈悲上人宋に至り慶仁禪師にまみへて此碑石を得て歸朝すと云篆額は小篆にてほゞ大篆を兼たり大日本國江島靈跡建寺之記と三行にあり記の所石損して見へがたく僅に其偏を得て記の字なる事をゑる四傍に雲龍を彫付たり碑文剝缺して見へず但し十界の二字性の字人の字成の字など所々に見ゆ字は楷字なり其圖左之通ごとし　（圖略す）

範賴の墓

一金澤大寧寺に範賴の墓あり異本盛衰記に範賴は伊豆修善寺におはしけるを景時又賴朝に申て伊豆へ立越へ景時父子三人五百餘騎にて修善寺におしよす範賴はある坊に小袖を大口ばかりにておはしけるが差つめ引詰さん〴〵に射玉へける寄手多く討ころさる其後矢種のつきければ坊に火をかけ自殺してうせられたり其後景時煙をゑづめ範賴の燒首を取て鎌倉へ持行て賴朝に見せ奉るとあり墓の金澤にあるは賴朝のほうむりしならんか

江島の龍穴

一江島の龍穴を法印堯惠が北國紀行にこゝに蓬萊洞といへる深秘なりと書たり

德宗權現の社

一德宗權現の祉は北條高時が事也北條五代記に平家の亡魂其恨をなし申に依て高時が屋敷の跡に寶戒

寺を建立し多くの平家を弔ふなり高時を徳宗權現と號し此寺の鎭守にいはひければ扨こそ沙汰も靜まりぬとあり案ずるに異本太平記に相模入道の一跡徳宗領をば內裏供御料に置かるゝとあり又太平記に駿河國入江庄といふはもとは徳宗領なりしを朝恩に下し給ふとあり又若州守護職次第に相模守時宗徳宗の御分國とありまた貞時の下にも徳宗とあり然れは北條一家の總領知行所を徳宗領といひたるにや初て社に名付たるにあらざるなり

佐竹の社

一鎌倉大草紙に應永二十九年十月三日佐竹上總入道家督の事に付て官領持氏の御不審を蒙り比企谷にありけるが上杉憲政に仰せて法華堂にて自害してうせぬまた其靈たゝりをなしける間一社の神に祭りたるとあり

うつぼの根元の事

一うつぼの根本はタッチモンと云簫の笛の家の爲に義家朝臣作られたり子細條々是有り武具によそへてうつぼ作らせられ十六の矢二つに分て七つと九つとうつぼにさゝれうつぼのもゝへ簫の笛を入れられたりよつて七つ九つうつぼのみ言ひならはせり負征矢は箙本也しこも略儀なりうつぼ出來てよりゑびらもしこも捨られたり箙しこも負といふ也うつぼをば指といふは本なり吉田流の書に見えたり

一うつぼの根本はかまとはかりをうつぼとて付たるなりそれより前はなかりしなり只ゑびらしこなどを負たるは見へざるにより矢を負たるも人にしらせず射つくしたるも知らせじが爲にむかしの人の故實にて當代のうつぼのごとく作りなしていろいろの革をかけ來る也夫ゆへうつぼに何革を掛べきとも定らざるなり多賀高忠かあらはしたる美人草に見ゆ

朱舜水本朝にもろこしにまさりし事三ッありといふ話

一朱舜水の曰く本邦に中華にまさりし事三ッあり其一ッは百王一姓二ッには天下の四面こと〴〵く公

田なり三ッは士世祿にして俸重し中華の田は皆私田にして富民財を貧民に借す時に其田を質とす貧民財をつくのふに力なき時は富民の爲に其田をとらる士の俸も中華はうすくして士多くはまづしければ利を追て其風鄙吝なりと云しと先生の玉ふ又先生の曰豐大閤の天下の田をことごとく丈量し玉ひしより本邦も公田となりて民の名田私に賣買ふ事ならず大に貧民の利なりと仰す

一又曰朱舜水のいわれし本邦諸侯の富貴中華には漢の時より以來聞及ざることと嘆ぜられし

先生小學の話

一先生曰朱子の小學の書を撰せられしより年數七十年ほど後の事なりしが相州金澤にて越後守顯時八十以後の奥書をかき本の文庫より出し小學の本註を見侍りぬ但し嘉言の注は脱したる也此頃聞しに又世に其時の嘉言の注ある金澤文庫の小學の書を藏せし人あるなり夫を合せて印板にして世に行ひたしと貞享甲戌の夏仰られし也

趙注孟子のかき本附夷堅志之話

一古注趙岐が孟子章句のかき本を見玉ひし由先生の御話也其内の注今の正義より多くして蔡虚齋などの朱注に引所の趙氏を疑へし其注たしかに見侍ると先生仰あり今も五山の内に書寫の趙註之あるべきかの由仰られし

一先生曰夷堅志の七十三卷まである宋板の書を見玉ひしよし仰す

書目并東宮學士の事

海道記　東關紀行 源親行
武藏野紀行 北條氏康　愚管抄 慈鎭和尚
異本平家物語 鎌倉本京本　異本平家物語 八坂本鎌倉本長門本
異本太平記 今出川家本今川家本天正本毛利家本全勝院本西源院本島津家本
古本東鑑纂 島津家本　神明鏡
鎌倉大草紙　鎌倉九代記
上杉彈秀記　鎌倉年中行事 源成氏臣秀高
鎌倉大日記　關東兵亂記
北條盛衰記　鎌倉日記

扶桑禪林諸祖傳　　東渡諸祖傳

日工集　　日件錄周鳳

諸國鐘銘集

是等の書も少しづヽは益あるよし仰す

一東宮學士傳讀する時は御むかひに學士ありて侍讀す御左りの方の脇に尙複と云職あり點圖をひかへて御讀出の訛りを正よしなり

古今醫說書抄書附大塔の宮を弔する詩

一古今醫說書に云寫鏡の法

雌黃一錢　粉霜　硇砂各一匁

右細硏以ニ膠水一調、任意於ニ鏡上一描ニ畫人物花草一故事候、乾火燒片時、以ㇾ磨ㇾ鏡藥磨去、其畫自見、

一幾堂の東光大塔の宮を弔する詩

弔大塔兵部卿親王

塔影稜々半入雲　王孫曾此洒啼痕
獄中劍氣衝天起　門外兵塵蔽日昏
山鳥乍驚龍鳳質　野童那識帝王尊
興亡不上禪僧眼　只見靈光巋獨存

右は鎌倉大塔の宮の土牢の跡を詠せしなり

十二單の事附兼倶神代抄の事

一俗に十二ひとへといふは五重の衣の事なりと仰す

一兼倶神代抄に靭の字をうつぼと讀は相違したりうつぼは八幡太郎殿の時に笙の入物に矢を入たるに起るされども義訓にて用ゆべきか

小ゆるぎの緌の事附帝王の謚幷字つく事

一貂毛のおいかけ今も山科殿と六條どのとにあり小ゆるぎの緌といふ地におけばうごくよし

一帝王の謚と淡海三舟のゑらびて奉りしよしこれ弘仁桓武の時の人

一學に入て字つくといふ事源氏入學の所に見へたり

へんぬりの事

一へんぬりはへりをうるしにてぬり外は馬の尾にて織たる者なり梨子うちともいふかぶとの下に着するもの也一條殿に古きのがありしを備前新太郎殿より所望ありし時烏帽子師に仰せて作らせし時其烏帽子師本のごとく折て奉る一條殿より備前へ參

らせし時其ゑぼし師一條殿へ申は此古きへんぬりを楽にたまはりなば家に傳へて是をも職と仕度とあれば御免ありしとなり其烏帽子師白銀一枚づゝにて何方へも折て參らするなり

大塔の宮の鎧直垂の事

一大塔の宮のよろひひたゝれを熊野の湯淺庄司にたまはりたり湯淺の家に傳はりしを古河豐後守の借りて見られし時人々借りて寫したり今も久保美又助の所にあるべし着用の傳授あるなり菊とぢを多くしたるものなりと仰せられし

土御門院の瓶子附葉椀の事

一かわらけにてしたる瓶子　後土御門院寛正の時の吉田の家にあり蓋もかわらけにて菊のかたちをしたるものなり

一葉椀かゑはの葉にてするなり大嘗會の時吉田へ祠司よりして尋ねられしに一々傳へられたり竹のくしに葉をさしていかよふにもなる事なりと

つぼきりの御劔附柳筥の蓋并目貫の事

一立太子の時つぼきりの御劍といふを參らせらる御讓位の時に返し參らせらる劍の身半より下は刀のごときかたなり半より上を兩刄にしたるものなり

一今の柳筥はふたばかりなり是は筥ありてそのふたある也

一太刀の毛ぬき形とは目貫の事也

幽齋が庖丁并馬のかざりの事

一幽齋の庖丁せられしに柏子を取て刀をつかはれしかばいかなる事ぞと問しに斯のごとくならねばわざの調子合ぬなりならひある事のよし申されき

一馬のかざりの事堂上にても今は取うしなはれたら今に唐鞍などあり唐尾にむすぶ事あり今も三通りほどあるよし也

箸の事附同心供并大饗の事

一箸の事むかしは細く竹をけづりて其兩端をとりて

まろくなりたる所にて物をとりて食したり今も神供のはしは此例によるとなりはしの訓は鳥の嘴の訓也

一同心供の事大嘗會の時神供を參らせらるゝ時には　天子と吉田ばかり内へ入て外人のあづからぬ事也此時司より參らする内にて製せらるゝ事かのよしなり

一大饗の事は榮花物語の繪よく書たり此書よく／＼しらべて書しものなり

牛車宣旨附 准后の宣旨の事

一牛車の宣旨は右衞門の陣まで車に乘ながら入なり准后の宣旨の後は輦車のゆるされて四府をも乘ながら入て階下にて下らるゝなり准后の宣旨はそれぞれ年給のたがひある也但し年給の一分と云は何程を一分とする事にや其事堂上にてさへたしかならざる故下よりは知れがたきよし

いたちの妙藥

一いたちの頭を黑燒にして淋病に用ゆる時は立處にしるしありまた胴をあつものにして食しても妙なりいたちの目を損せぬよふに取て影ぼしにして人の眼にとげの立たる時其かげぼしを水にひたし其水にてあらひきざみて付るに其とげをのづからぬけ出るなり

日本武ノ尊の御歌の事并裾の事

一藻鹽草に人皇十二代　景行天皇の皇子日本武尊東夷征伐の時筑波におゐての御作

にいはりつくはをすきていくよかねつる

とせさせ玉ひければ御側にありし人

かなへて夜には九夜日には十日をと侍りける

となり是連歌のはじめなり

一裾の事むかしは今のごとく長からざりし也續日本記に何某の裾のみじかきを難せしを斯のことなるが古風にてあるよしなり能く見覺へ置かる可き由と云々

調度掛の事直垂の事并大床子の御膳の事

一調度がけの事侍烏帽子の掛緒を白く黑くしてうし

ろの結びのあまりを上へすこしためたるを云也但しかよふに烏帽子の山の下にある穴なりうがちて緒をむすぶは近來の事なりむかしは山へかけてむかひにある也ほかなる所へあて二つ三つ組合せて前へかけてむすぶなり

一直垂の前を帶へはさむは近來の事なるべし前後へたれて束帶すべきなりさなくてはむなびも詮なしと云此說に直垂直衣等は宿衛の時着用するものなりそれゆへ直といふ字を書といへるひが事なるべきにや

一今も禁裏にて大床子の御膳と朝かれいとあるなり天子御倚子に左りの御足をうへにして座し玉ふ內膳式御膳を云たゝめて殿上のひさしまで參る六位の藏人うけとりて御簾の內へ入る內侍是を奉る中の御膳をはれの御膳と云右にあるを褻の御膳と云左りにあるを進物と云但し大床子の時は御膳の臺も高く是より外の事なし京都將軍家の時より七五三饗膳等の花美はおこれるなり

禁秘抄并竹內家の事

一禁秘抄の中に庶人は黃袍とある也但し此黃の字に二說あり黃色と又淺黃との說なり

一竹內家は嵯峨源氏の事にて久我家の諸太夫後に將軍家へつかへて今川などゝ同僚にして近江の長濱の城主なり秀長と申せしなり戰死の後乳母二歲の子を抱て久我家へ付し後胤なり

鳥居家の系圖并附錄

○鳥居伊賀守元忠（伏見にて討死　紀州鈴木の末と云）
- 左京亮
  - 左京亮（主膳正母は妾にてありし故主膳を御目見せす不孝小悌也とて天德寺へ出奔是より左京怒て內心には主膳を家督と思へども遺言なく死去也）
  - 戸澤越中守（戸澤はおばむこ故養子に行けるが子なく妾腹の弟續なり）
  - 主膳正（兄死して後三萬石え下て家を續く大阪番にて歸る前の日外科のために殺さる伏見落城の日と同日奇異の由申傳）
- 土佐守
  - 某（駿河樣御沒落後最上へ御預）
  - 久太夫
  - 女（井上主計頭室）
- 美濃守

一女　子

井伊兵部室
兵部戯れて刀にて面を切ければ左京怒りて取還す掃部殿取還させじとせしがむつかしく取扱けれども左京用ひず是より鳥居井伊不和となる鳥居家の斷絶は掃部殿さいへの由かの家にて申傳

一元忠より伏見を出せし關東への使は濱島無事右衛門と（云脫か）旗大將なり伏見へ籠城の時一日跡より此もの來り十三日目に江戸へ下る尤下向すまじきと云ひしをゑゐて下しけり凡元忠と同日に出生せし人々一人も殘らず討死せしより其日は惡日なりし其日とのぞいて明る日に無事右衛門發せしが無事なり日柄もあるものかと云々

一土佐守駿河へ御附四萬石郡内を領す駿河へ御知行わけの時甲州共に兩國下さるとの御使は青山大藏也駿河のみならず甲州をも附進せられ珍重のよしを申し

駿河樣御怒りありて大藏其方は甲州を添下されたるを過分と存ずるか某拜領すまじとてさんぐ＼に御怒りありしに土佐守よきよふに申て大藏を立てあとにて涙をながしいさめたり已に　將軍家の天下たるうへは大藏は御傍輩なり殊に西丸の御老中を斯のごとくに御怒りあるは勿體なしと申ける後に甲州郡内にて煩おもき時に駿河樣へはじめて休息の御いとま下されしが御よろこびとていそぎて御使を土佐守へ遣され聞候はゞ悅び申べく存命の内此事ゑらせんとていそぎ參りて其事を申賀しけれ共土佐守大息して何の目出度事にて悅ぶべきぞや大納言樣にはいつまでも江戸に御つめなさるゝこそ目出たけれ駿河へ御入郡は御滅亡のよしなり長生をしてかゝるうき事をきくものかなとばかりにて打ふして終に死したり其後はかの家ほろびたり

一元忠をうちし雜賀孫市水戸の御家へ來りて後に元忠死する迄差せし甲冑刀などをかたみにも御覽のため參らせ度よしなり左京殿招請あり拜見ありてよろこび入て此うへは返し進じ候となり達て參らすべきとあれば此方にて別事もなし其許に候得ば御武功のゑるしにも也候へばとて返されたり此後正月にはさだめて水戸まで使者にて時服を每年每

年雜賀へ逐らる水戸樣にも後には御存にて例の時なり左京より使者來るべしとて雜賀に饗應の御心を附られたる由也

一元忠の首を盜出せし佐野は主膳殿大坂にて手醫者に弑せられたりし時に手を負て死したり不思議の事也其子なくて弟の僧に成しを還俗さすべきとありしに此年まで出家仕今更還俗も成難しとて辭したりし由也

一ときは橋は鳥居の請取て作られたり御門まで造りし也

一主膳殿の母は妾なり松平右衞門佐殿母儀と姉妹也と云以上眞齋話し也按ずるに非伊掃部殿の妾と内藤左馬殿の妾と姉妹にていづれも子共衆出生也

一主膳殿家のつぶれたるは母の兄をあしざまに言ひもしのろひもしたる故に母をはじめの程は左京殿も我に母なし主膳が母は我母也といひ候ひしが天德寺へ出奔の後親から迎へ歸りて大に怒りて押籠められたり夫より我身も御目見をわざと願はれず病中にも我家は遺言申さずとも捨玉はぬ家なりとて遺言なきゆへに斷絕せり偏に母のこゝろよりおこりたりとて不快にて母の死期にも行たまはざりしとなり

退私錄卷之下終

退私錄附言

癸長老　神廟の御前にて道を說し話

癸長老が學校　神廟の御前にて天下至大者道至强者理といふ事を申されしにいづれの書に見へたりと仰られし時御答に壽一元龜に見へたるよし申されしを道春やらん僞を申さるゝ事哉壽一元龜といふ書はなきことのよし申されしといふ事を世上にいふされど某は壽一元龜を見侍りしに東福寺にある也寺中の書籍とも他人出す事を東福寺にては戒て名高き書籍どもを方丈にて改めて簿に記してをきし程に門外不出の書とは成たる也石川丈山は東福寺へ心安き故に其書どもを借りて見られしに元龜をもかりて某も旁觀したり宋本也高さ壹尺餘程有り紀纂淵海のおもふりの古語を切りて書し書也右の二言さて／＼天下の名言なりと仰られし

中庸の致曲の下の著字の解

中庸の致曲の下の著は光輝發越也其下の明は玲瓏透徹とすきとほる樣なる也人の腹の中に何やらん有やうに人の見る時は感せぬもの也玉のごとくこなたよりあなたまで徹表徹裏すきとうりて一毫の欲なき位にいたらざれば動きてきすることを語られずとの給ふ此場克巳復禮にて天下用仁の所也但し克己は呂與叔の銘何と人の云とも實理也復禮の如きとの朱子の心得は是又尤也惜しき事には呂與叔銘には復禮は見へず復禮の禮を理と見るはあしゝ用をかねたる也既に夫子の御語に視聽言動にある上は體用兼ずしては禮とはいふべからずと仰られし

先生之物語

禮記にのぶるの趣は惣而諸侯の國にてしるす所に不同あるべし此事諸書に心得ある事也先々むかし誦して傳へたる也誦して傳ふる事を胡亂の事に覺へしに左にはあらず却而それが書に筆したるよりたしかなる事也其證據には本朝の盲目の平家にてしるべしへ

んゑきのいはれしはむかしは座頭の平家を弟子に教ゆるの法ことに嚴也き第一遍は師となへて弟子それをうけて誦す第二遍は師弟つれぶしに誦す第三べんには弟子ばかり誦すもし此三べんにても弟子誦する事あたはざる時は一生を經るともふたゝび師の教ゆることなき故一生の稽古は此三遍にある故に弟子精力をこゝに盡して學ぶほどにたしかに記し得て一字の清濁をもとりたがへぬ事也いまにいたりても盲目の書を見べきようなければたゞ暗に誦し得たるばかりにて其記のたしかなる事中々常人の及ぶ所にあらざる事盲目ことにしか也是を以て見ればむかしは學者皆々如レ此に誦し得て記したるばかりにて書といふ事はその外に大切なる事なりき其證據には春秋傳に晉の大國の太夫の韓宣子すら始て魯國に來りて易象と魯の春秋を見て周公の製作の周の曲禮の魯にある事を知りぬ世に多くあらばなにしに韓宣子魯にて始て見るといふべきや書は魯國にのみありし然らば當世の人八索五丘五典三墳の類も玄かるまじき事なれ共師より弟子へだんだんに口授して暗誦し得たる事故にかしこゝにても皆々傳へ覺へたる也又秦に焚しも今の世の書ほどに數多くは中々焚盡して孔壁の遺編ばかりを編すべきや猶も世にも焚もらしたる有べきもの也かく世の人皆々口授にて暗誦し得て漢に至りても傳たる所を其家々にて書に筆したる者也夫子門人諸國散在して其流派の諸生國々にて記したる書なる故に記せし人の高下によりてあらましの所に違ひめある事もあるべし是も當世にて一事を人の談ずるに談ずる人によりて事こまやかにかたるもありあらましを談ずるもあり物語りする人の口の付よふ語りやふにて一事を百品にもかたること也其ことは記者の人品の高下筆力の精粗にて色々にちがふとてももとは皆々聖門にて誦して記得したるなりそれを漢儒の集たる禮記なれば所々に事によりて不都合らしき事もあるべき事勿論也それがさあればとて聖門の書にあらず僞作なりとは云べき事にもあらず已に大學にも誦して傳るを序にも朱子の書しかば誦して傳へたる也と宋儒も見たり中庸の序にも書に筆してとあれば子思迄は誦して傳へたるを子思に至りて初めて筆したると是又宋儒も見られたり漢迄此禮を諸國の少生暗誦して傳へたるを漢にいたりて書に

筆したるもの也たとへ漢儒の筆したりとても孟子歿後にて董仲舒が景帝の時に博士なりしといへば其門相去る事百年にたるたらぬほどの事なれば孟子の孔子を去りしと何ぞ大たがい有べきや但正義を以て助て見てたゞの書にあらず戰國の書といふ疑ひも此例に隨て見れば疑なきに黄帝の言にして記せしは戰國の筆といふべき事掲焉也との給ふ

詩の教を披解せし事

詩の教を一已の人の興に可群可怨などゝいふばかりと心得るはすでに論語に聖人の御詞なれば非にはあらずと詩の教一人一家の教にとゞまらず天下の大政は諸侯のあいしらい一色にとゞまる事也小雅大雅を見るに皆々賓を宴し神を祈るの事にて天下泰平の時の政はこれにとゞまること也との給ふ又樂にて成といふ事心に玄るとをちぬは樂の本意に通せぬ故なるべし禮運樂記の手に入るならば禮樂の事疑あるべからずとの給ふ

又樂音の天地に感ずるは事をの給ふ序に簫管の聲天地自然の聲に通たるかむかしより本朝にても鶯の笛に感ずる事を世人言侍しを以ても玄るべし鳥類さへ感ずるなれば其例を以て至れる所を論せば天地鬼神の樂に感應の道理默して玄るべしとの給ふ

玉を以て鬼神を祈る事并高僧の化後に舍利となる事

國語に國君の寶の第二に寶玉也水旱を祈るに用といふ寶の玉にて水旱を祈りて天地鬼神の感應といふ理に能通じたらば鬼神感應の所をよく默識すべき者也との給ふ

高僧の化後舍利になる事めづらしからず萇弘が碧心つくべしとの給ふ事略す

佛說三世 并禮の用和の貴ぶ事 附獅子兎を取に威を以てする事 附月令の事

佛說の三世其說ふかく排すべからず鬼神變化の道理に心得あるべしと夫子の宰我にこたへ給ふ下の骨肉は野土となる其氣はといふ所にも消はてゝ神魂はなきものとはあらず易にも遊魂變をなすとある所を發明し給ふ事これも略

一禮の用和を貴とすとす注の通歟不は至極の修行の極切とて第三祖の老婆に釋迦の事を問しとの給ふ

一獅子兎をとるにも十分の威を以てするといふ事常に信仰しての給ふてかりそめの事にも敬すべき事をの給ふ又出門如見大賓の所出ν門て始て敬するにはあらず暗室にても大賓を見るの敬にあらざれば出ν門てさよふにはならぬ物也との給ふ

一月令にて今日の一身の身持も皆々濟事なりと仰す

箸の寸法の事并文章の事舜水いはれし事

一箸の寸法の事製しての長さを定べからず叢生の箸の長短を以て天子諸侯士大夫をわけたる故也との給ふ

一文章の事李空が句は國語より出たる也轉折多し抑文もそれにて舜水は抑文法のよき物也といはれしとの給ふ

一舜水東杜の實儀の事を談じて是攀龍をほめられし也但し明李には都廷の臣下政事の事をばわるくして學の論議などして天下はすてたり晉の清談も同じ風なりし崇禎の天子も名によりて溫体仁などを取立て御覽あればつくろひ候故にくるまれまとひてどや〳〵と有し内に亡びし也と仰す

陳負公毛文龍を議せし事并天子の事

一陳負公が議にて毛文龍は賜ν死し事仰られし但し此事一度こまやかにたづぬべし

一天子漢より後に漢文帝唐太宗宗仁宗此三主を常に稱し給ふ太宗は英發の主なり文仁のごとくなる所をもかねられ後世の聖主たるべし文仁には太宗のごとき英發の所はなしとの給ふ

明の世の事并西山公三重韻を改べしとの給ふ事家語の事并宋儒以後文章之事

一明にては弘治成化の世を盛との給ふ

一天和元祿の頃水戸西山公洪武正韻に随て三重韻を改べしとの給ふを先生聞給ふて禮部韻にては唐宋及第のための韻なればこれにぞ玄たがいよるべき物なれ洪武正韻は古風賦などには格別なり律詩には用がたしとの給ふ

一家語の事今世にある本朝鮮本を板行したるよし是

にて講ずべし何蒸泉が家語も信用しがたし不建門を所の名といふなど心得がたしと仰す

一文章宋儒已後よりは理學の心得なければ虚なるやうにて儒者の文とはいはれざるか明朝の國初の文にては陶安が文章うや／＼しこれは三韓が文も佳也李空同は法はよろしかるべし但し多く見ればいとふ舜水も揚子懿が文もほめられし殊の外をもしろし但し文法皆々一ッにてきの毒也舜水李恭陽を明朝第一のとはいはれし也但し唐荊川しかるべきか茅鹿門も學びしといひしとの給ふ

一韓文妙いふべからずたゞ俳諧のようなる利口なる所にあるか但韓文柳詩天なる物にて學びがたし柳文杜詩法度あるか歐文うつくしくて左かるべきか莊文も又戰國縱横の餘ありとの給ふ

舜水のいひし事并明太祖匹夫にて天下を得たる事崇禎の事

一舜水よき文三百篇ほど暗誦して書時には文章出來るといはれし

一明太祖我身の匹夫より天下を取り給ひし故匹夫にても天下を得る事なるもの也と思し召て故なき人を疑てころし給ひし事多し漢の高祖も其心得にて功臣多く非辜の死を賜し也帝王の眞ある事を自ら信じ給はぬ事是非なし功臣の不幸といふべし但し明太祖の末年の世あしき政は耄といふべし今左ばらく長生し給はゞ天下亂るべしとの給ふ

一崇禎の天子天下を失給ふべき惡はなし給はず但し狼狽といひしこれは疵なりとの給ふ

史記漢書の事

史記は實錄也漢書は作りもの也史記の諸傳に相違あるは實錄也その味長し諸侯國々の風を左らねば合點ゆかぬ事也本朝の武士家々の自讃有り兩方引合て見れば事皆事の外の違背ありそれは卽實なりもしそれを理の近き方へかたづけて優劣を定たらば其子々孫孫中々合點する事にてはなし正儀降參の事をその子孫林學の記せしをとがめし事左か也正儀東寺會盟の事實記は三人法師の草紙に見へたり降參にてはなし會盟して和したる也加勢を賴之が遣せしは賴之が軍の風也此序に大魏の崔洪が國惡を史に記せしとかに

てころされしは當時の勳貴が功の事を怒りて旣に大亂に及ぶ故にいひわけにころされたる者なるべしと今も本朝通鑑の世に出でたらばむつかしかるべしとの給ふ

作り物の記錄は罪重し幷死所を得たる死所を失ひし事唐人恥をしらざる事名護屋御普請の事

一作り物の記錄は罪をもし物語したるは其座ばかりにてもさてやみぬべし夫さへ虛說は罪あり況や書に書すれば千歲に其人の優劣を沙汰する事也過し世の事を己が心ひとつにて理非を決斷して記して後世の議論を設置はふかき罪なり但し議論の文章にかくまじき事也其罪前に同じ議論を書く上にかくは無疵の人をも何とぞ其非を見出して論じたくなりて吹ㇾ毛求ㇾ疵の心あり一點其心あらば堯舜の道に入がたし不仁の至り也との給ふ

一正成死所を得たる事堀田貞光死所を失ひし物語の事附伯耆守長年之事

一五六十年已前の唐人耻といふ字は世にあれど唐には百年已來恥をしる人なしといひし事

一名護屋御普請の時淸正の加賀筑前守利常へ肝入られし遁世者は篁仙の宗閑とて古注よみの學者也

牧野永井が事幷獨の心切の事淺井記の事

一京都の牧野永井など宇治にて茶の試の日五月五日の大地震に行庵牧野を座を立せし事

一獨の心切遣す事無禮の至極の事

一淺井記木下上へ物語候一冊伊賀守かりて永信うつしけり又三禮世に出る全部十二三冊加州へ調へられ通鑑の時書ぬきて被ㇾ遣其後板行

樂の事幷二十一史の事

一樂の事人の心を和すれば樂音が和すべき事孟子猶古樂のこゝろ

一先生御覽
史記　漢書　後漢書　三國志　晉書　宋書　齊書
梁書　陳書　魏書　南史　北史　北齊史　後周書　隋書　唐書　五代史　宋史　遼史　金史　元史　二十一史也

百壽百福の事并聖蹟圖の事板倉家の事

一先生の給ふ世に百壽百福等の掛軸あり其起り未レ詳されど揚文懿公集の中に火壽之記あり是はある人の家珍にて大きに壽の字を書して其字の中ことごとく壽の字百を以て塡たりと見へたり是らの時はじめなるか成化の比よりやとの給ふ

一聖蹟圖も絶楷が始めて圖せしと揚守愼の文集に同じて見へたりとの給ふ

一板倉内膳正殿島原討死の時まどゐ持し士加藤源左衞門跡よりつゞく者堀内庄衞門兩人共に死する也

一板倉伊賀守殿御當家へ召出されし時神廟此名字の筋永井善右衞門といふ武者修行せし人に御尋三河の慶山といふ所に僣にてありしを召出されて喜藏といひ後四郎右衞門と云し也其弟一人松平主殿頭殿にも仕へしと也永井の筋は御當家には絶へたり其子孫を板倉中の内膳肝煎也一人は隱岐守殿家へ一人は備前の伊豫殿家中へ出し也此兩條板倉賴母殿家中鈴木孫平次物語也

天壽院樣の御事并大坂冬夏御陣の事

一天壽院樣御輿入の事は慶長八年七月廿八日秀賴公十三姬君七御入輿伏見より御船に召北之川端は諸大名衛は前田利長警固して十里の間守し也

一大坂冬夏將軍家御陣は岡山黒御鎧に唐人笠御馬也大馬印金の扇に日の丸骨は七本也御馬印銀のクリ半月本に金の切サキ同く銀の二ツ瓢簞本に金ののれん付て御旗本衆の立物銀のクリ半月黒具足金の五文字の腰さし御膳番の小性衆紫と白との母衣に銀の切サキが出し也何も前立物は半月鎧は色々也大御所樣御裝束御小袖御羽織を召御かるさんにて御鎧は不レ召御駕籠にめすといふ

雜事

一後藤又兵衞ノホリ白馬印黒半月

一眞田は赤ノボリ馬印唐人笠上にシデあり旬の鎧大鐙唐の頭にタツ頭の甲也

一秀賴御旗金の切サキ十二本御馬印金のフクベ本に金の切サキ付く一本シナイ六人黒母衣六人あかね吹貫五十人御旗御馬印は郡主馬預る

一五月七日大隅與五左衛門の火の手上る

一五月六日河内國砂山御本陣也

一惣首數一萬四千六十四と云々此七條鈴木孫平次より申來る事書付候也

奇香油之事

一奇香油宮村永庵傳

唐土一匁　唐蠟三匁　龍檻見合てよき程

右唐之土は米の酢にて水飛して唐蠟は湯煎にして胡麻油少づゝ加へて煉りて箸に着て水へ入て煉りける程のよきを見極て唐土をそろ／＼入れて煉合するとくと煉出來て後それを板の上にて糊を押ごとくにひたとをして龍腦とそろ／＼和せる也但し唐土一匁にては少々色白過ると云々

唐太宗眼を傷し事并澤庵が事下里玄格の事

朝鮮李脯集に貞觀吟といふ有豈料白羽落玄花といふ事有て唐太宗は高麗安市城にて矢に中り眼を傷給ふと見へたり近來李石湖に太宗を射たる人の名をある人問に梁萬春といふ人也と答ふ是は當座の挨拶にて雷萬春を取合たるかとの給ふ

一相國寺の傳長老銘の相手也大德妙心寺の出也五十以後と有時澤庵玉室江月是を許江月は後に小堀遠州取持にて御請申澤玉は流罪也

一澤庵に隨身の玄成と云人澤庵の事を柳生へ取持也

一下里玄格大垣人關ヶ原の破の事を略記する人也其もの談に關ヶ原敗して後備前中納言殿を菩提の近所に白樫といふ所に五右衛門といふ民人隱し置て中納言殿の文を持大坂へ行御妻女へ返し其後備前殿を御供して大坂へ行備前殿流刑の時も伊勢道中迄出むかひ暇乞せしと也今に五右衛門方に中納言短册などあり又相川の林藏主といふは禪の墮落の僧にて相撲など取者也菩提の方へ落人多く有を生捕るとて小面をも捕し也

岐阜落城其他戰之事

一岐阜落城の時宮田といふ所は寺内にて軍勢甲乙人亂妨禁山の所にて三百人計鄉人集て亂を避しに藤堂の手より此寺内に落人あり出すべき旨ありしにうつけ者內より鐵炮打出せしにより不ㇾ殘居殺せ

らる名主の子一人十七になるが赤裸にて出てわびて案內を望て只一人命を續しと也赤坂の名主も諸將を迎へて地燒のわびをいたしける故家の五六軒もこぼちて燒しと也又大垣の城は伊藤長門子彥六といふ人幼少にて侍しに石田城を借べき旨なりしに伊藤いまだ西東の內一味一決せぬ故に分明返事無に石田はや來りて城をうけ取らんとせし故鄕人町人外郭の城戶をうちて不レ入既に事に及しにあつかひに成て伊藤は外に取出して移し治部は入かはりし也其褒美に判金給りしといふ治部よりか但し後に神君より給ふ事にや

一大谷は北國を切り取て關ヶ原へ出張して大垣への通路をいたせし也治部夜中に出しは此間を取切られしとの事といふ

一長松の城は最初石田かた何がしといふ人持しがたまらずして退ける故に一柳入かはりし也勝山より長松までは二十町ばかり也

林藏主が事幷避蠹の方

一林藏主小西を竹中に出せしは關ヶ原竹中の知行所なれば也

一避蠹の方マンジユ、シヤケ三角銀杏二十
右煎じて紙に引く其紙を切て書の內へ挿む是先生の方也

武藏守秀鄕子孫の事

一從四位下陸奧守貞盛と從四位上武藏守秀鄕（下野國に住す）其子孫には下野に小山長沼佐野足利の一家○上野には結城○陸奧には秀衡佐藤伊達○越後に內藤○近江に蒲生○伊勢に赤坂也

秀鄕─千常─千晴─六代孫 雅俊（平家の頃奧州より上洛し蒲生郡を賜り蒲生と云）
　├俊賢
　├和田次郎
　├小谷三郎（兄弟六人江州に住す賴朝に隨從）
　├儀俄五郎（日野牧音羽に城を構て居る惣領は幕紋立雀一族は雀の丸）
　└須月六郎
─七代孫 秀朝（建武之比尊氏に順）─高秀

一儀俄五郎

七代孫知閑入道明懸改
貞秀 新見改音羽に住

秀行 刑部大輔 ― 秀紀（タヾ）

高郷 左衛門太夫 ― 定秀 藤十郎後下野守

秀順

賢秀 藤太郎後左京大夫

豐前守

藤衛門尉

青地勝景

女子 伊勢神戸藏人室

女子 同國關安藝守室

秀行 鶴千代慶長三年宇都宮十八萬石會津六十萬石

女子 前田飛驒守室

女子 布施忠兵衛室後關安藝守子長門守室

氏郷 信長の聟

女子 田丸中務少輔室

女子 小倉豐前嫡佐左衛門室

女子 南部信濃守利直室

女 加藤肥後守忠廣室

忠郷 龜千代下野守

忠知 鶴松松平中務太輔

北伊勢三八衆の事

一北伊勢平氏三人衆　神戸藏人太夫　山縣治部少輔　關安藝守

南伊勢九頭の事

一南伊勢九頭　長野乙部　雲林院（ウヂイ）　木造　矢野　大宮　田丸 北畠の一族也 九鬼

神戸家六奉行の事

一神戸家の六奉行の中　山路　三宅　馬田〇堀内　白兒　伊藤　古市　鈴木　立木　野村　川村　國府　服部

西美濃三人衆の事

一西美濃三人衆　氏家常陸入道卜全　安藤伊賀守　稻葉伊豫入道一轍

羽柴下總守の事

一羽柴下總守は觀當院と云僧也還俗の後瀧川三郎兵衛として信雄公の臣後下總と云 神戸の城主

伊勢北畠家の事

一伊勢國主北畠權中納言 ― 具教 四十九にて爲信長被殺

弟木造左衛門佐 信長一味

左少將信意公家也

具親 初は奈良東門院後院家なり秋田城中に被殺

三郎 信雄養子 北畠三助と云

關安藝守家の事本田次郎不破權內北條早雲の事

關安藝守入道萬鐵は小松資盛十三より十八まで勢州大掛に下りし時出生の子を盛綱といふ人の子なきを此家を繼ぐ其子は乳房四つ有と云萬鐵の嫡男右兵衛尉次男勝藏（四乳あり）勝藏は瀧川一益と一味なれば龜山の城は秀吉攻落して氏郷に賜ふ氏郷わびて右兵衛佐を龜山の城へすへて與力にせられし也

一本田次郎親經が嫡流は勢州船江の城主本田右京亮也千餘騎の將也國司信雄方なりしが中頃別心して松島落城後に身上果し也

一美濃竹が鼻の城主には不破權内上田源六が籠る信雄方也秀吉水攻して落す也

一北條早雲は平時政の後にて高時沒落の後其親族勢州山田に迯る其末孫伊勢新九郎氏茂が友に荒木山中多目荒川佐竹大道寺と共に武者修行して關東へ赴きて新九郎は三本松に奉公し其主を弑して領知を奪ふ駿河の國主今川氏親屬して豆州堀越の御所成就院殿を滅して韮山に在城し早雲庵宗瑞と號す後扇谷の被官大森式部少輔と夜をそふて相州小田原城を抜て又こゝに移る是より北條と名乘し也古河公方政氏より氏の字を賜て武威を振ふ其子氏綱其子氏康管領の戰を敗り其子氏政其子氏直也

台德院樣の節の事

台德院樣御他界の前三月十六日御行水被二仰出一しを二度に及びて雅樂頭申さるゝは御機嫌御快方に見へくるしかるべからず但し御病中にても十七日前には御行水と申事也若君樣御聞召候ては御病中に御行水とては御病氣をもしかゝる事に成まじきとて御無用と申すこれによりてやむ明る月二十四日御他界

一台德公布施孫兵衛に弓もたせられて十七度目に鴨を射させらる水に浮む波にうかみしを甲矢にておひたてゝ一矢にてかけ馬に射落す其日弟子御つけのよし也

一大うば樣といふは台德公の御乳母也賢女也此部屋へは御小姓衆も參られ候つねになぐさみにふるまふとて半切にめし入れてみづからもりて下々迄食はせられし事が一月に二三度づゝ有りある時に本多佐州ゆきしに御手づからもりて居られし故にこれはとてとひしかばありしまゝにいふ佐州それは

人に仰付られて御覽じてなぐさみ給ひしかるべしといふ時に佐渡そちはむかしをわすれておごりが出來しと見へたり我等はむかし手なれし事故に思ひ出されて此事がなぐさみにはなるものをといはれしに佐渡守あせを流して退出せしと也此うば殿の一子大鳥の逸平やらむが同類のよしにて御せんぎの時此もの某に羽織かせと申し候ひしに借し候はぬ意趣に同類とは申すなるべしと申せしを台德公羽織かせといふほどの事ならばしたしき事疑ふべからずとて御とがめさて大うば殿死病の時その子御ゆるしあるべしとて御成りありてなにぞ望めいかなる事にてもあたへられんとたび／＼仰せありしにたゞ天下の事のかたく後世治るより外のねがひなしとて又申す事もなかりしかば力なく御出の時三間ばかり御出の時によび返し參らせて某が子の事ちよつと／＼御ゆるし給ふな天下の御仕置を某がために御やぶり候て給りぞなと申されてその日しなれしと也此逸平が事米澤勘兵衞承りて種々に拷問開れ候へどもいはず甕にて問べしとありしかばくやしき事をいふものかなさらばいふべしその方の子がまづ同類なりといひしそれより段々と大うば殿の子の事も出來し也

一台德院樣御能の時越前守殿座を欲レ起其日御小性衆御腰物取に立しを御にらみの事大勢ゆへふいてう板倉伊賀殿御叱りの事

退私錄附言終

白石先生紳書巻一

一格雲曰易の六十四卦三百八十四爻一封一爻として戒懼の辭なきには非ず只乾の九二九五のみ悔吝の事もなし扨其辭を見れば二ッながら利見大人と見へたりされば天下の至利と云ものは上に在ては九二の大人を見下に在ては九五の大人を見る事に過る事なしと見へたり然れば君子程の寶はなき事也上下ともに心得有べき事也と某が曰舜は禹皐陶を得ざるを心憂とし給ひし也古先聖王の大人を見んと欲し給ふ事各知るやと云しかば我が云所に徵とすべき事聞じとてよろこびし

一孝經に先王の法服と云事を卿大夫の章に宣ひし也されば卿大夫の位に在ん人は冠服に今様のものなど用ゆべからぬ事也とこれも格雲が云し尤の事也某が曰今を以見るに虞帝など衣服の事に外觀を求め給ふべし共覺へねども書に觀二古人之象一など見えたり禹王宮室を卑きくし給へ共黼美を韍冕に致し給へり冠服の制尤政化に相關くる事重しと云しかば是もよき徵を承るとて喜びき

一聖賢人を知るの術論語にも孟子にも其外にも見え侍るされ共論語の內君陳の篇を引給ひしほど深切なるはなし孝友なる者は施于有政と見えたれば是を以政事に任せんには過べからずと是も格雲が云

一下甚乎此と孟子に見えし事心得べき事也備前にて聖學盛にて寺を廢する様になりて世にそしられし事は新太郎殿の恩澤に感せし民共餘りに聖學を倘とぶとてかく異端を攻し也國王はゆめ／＼知給はぬ事也と上たらん人は善き事にもあれ下の甚しからん所を只思慮有べき事也と格雲云

一天命は福與へ給ふとても何も／＼幸ひのみにてはなきものと見えたり不幸なる時も有幸なる時も有べし布衣より身を起して天下を得ると云ほどの福はたぐふべき事もなき也昔漢の高祖の泗亭の長たりしとき相人その邑に入て此所の人々皆末に王侯の相有事を知り高祖の難を遁れ給ふ時に呂后雲氣を望て尋求め給ひしと云高祖の天子に成給ふべき

事はかく豫じめ定れる天命おはしませしさ程の命ならば思ふ事もなくて帝位をゑろし召べきものなるに七十二度戰負て父を囚はれ妻子を失ひなど辛き目を見て扨其後に四海をゑろし召たり然れば今の人一時不幸有とて憂ふべからず一時の幸ありとて賴むべからずこれも格雲が云

一今の學者の說のごとく世中の事何事〳〵と理屈のみにては聖王の學にては有まじきもの也その故は女子は婦言婦功等の事多し又中饋を掌るなど云事定れる事也然らば女の德を咏ぜる詩などにはよく內を治め婦功を重んじ中饋を主どる事など云べきに關雎の詩を見るに一つも左樣の事なく此人を求得ては琴瑟笙鼓是をたのしましむと見えたり今の學者の如くならんにはなど后妃を求得たらんには婦德をば愼しめまいらせずして樂事のみを事とするにやなど云べし此間の事心得有べしと格雲が云

一宋儒の論禪學の如く也聖言に似ずと云人古今これ多し又は孔子は仁のみを宣ひしに孟子は義を添出して說れしは孔子の說には異也又孔子は性の善惡を別ち宣はざりしに孟子一向に性善を說かれしも孔子に異也などゝ云也是等みな〳〵時世をゑらぬ人の論也堯の舜に授け給ひし一言は允執二厥中一と斗り也聖々相授受此一言に盡たり舜禹に授け給ひし時分は危微精一等の語を添出し給へり是禹の舜に及ばぬ所有と見えたり舜禹相授受僅の程にてはやかく其說悉く見はれて其義明ならざる所有ましてや聖を去る事數千載の後に至りては其說長からざる事を得ず高からざる事を得ずもし舜の授給ふ所堯の授給ふ所に異也是堯の心に非ずといはんは道知る人の論には非ず是も格雲云

一人々此生を重んずべし是父母の遺體也全く歸へし全く子孫に傳ふべし譬ば輪番持の如し吾が物に非ずゑばらく前の人より受取て後の人へ渡すべき程の餘り物也孟子も生と死と孰れが重きの論に斟酌して譽られし所を心付べき者也生を輕くせよとは見えずと是も格雲云

一天下の事は年を追て新たに成事多しかれをよく仕果さんと思ふ內に又此事出來て學び得ざる所多く知らざる所多し孔子にもし百年を假し奉る共丘未

レ能丘未レ能とのみ思召べし是則聖人の心也然るに後の人は若かりし時に事を能して最早それにていつも事調りと思ふは大ひに僻事なるべし其故は經一圍三といへ共三一三十一三一三十一とひたと續くればいつも計り盡されぬ所有て盡る詞なし天下の事これにて濟と云事は無き事卽天理とこれも格雲が云

一世の人の言葉に其國には君も賢に大臣も能にその士民も風俗美なりと聞ては羨しくよき事共思ふ也我國は君も賢ならず大臣も能あらず士民も風俗よからぬとにくむ事也是僻事也我國をもかの國より能くせん事も三十年を出ずして成る事也夫は小學の敎のみ也小學にて國君の子より初て大臣の子士民の子弟迄を敎へて化せしむる時は願のまゝにいかやうにもなる事也思ひ願ふなど云事は人力の及ばぬ事をこそ云べけれ是等は寔にうらやましく願はしくおもへば成事也但人君の心に有べしと是も格雲云

一伊尹も傳說も其後孔明も引籠りて聘に應せず三聘の後に起しは理り也人君のなさんと思召事は成る事也人臣にて志を行はん事は一色々々に君へ申て行はせ申さんに任じ給ふと任じ給はぬとによる也かの二三の聖賢一色々々に敎へては成らぬ事を能知りたるが故に無益の事に出ては仕へず我志を養て居られし也三聘の後人君の任じ給ふ所の專らなるを見極めて扨は我道の行はるべきと知得てその義を行はれしもの也此心得有べき事也と格雲云

一岩根氏物語桂昌院殿御逝去の披露は六月廿二日也此日の八時に葬送の場所の普請の差圖極り取懸るに又七時に十五六間の廊下又こゝかしこの好み出來りて中々出來べし共覺へねど心得たりと申て木寄をするに木は六過に着すそれより屋根はやね葺ふき置木は大工削り一夜掛りて屋根も何も出來たれど屋根板は小屋より初め積る計來れば跡より云來る所は不足なるを町人の役に來るものに功者有て增上寺の破損小屋にある屋根板を請取得てふき立候程に未明に出來たり役人中の座敷女中の座敷僧衆の座敷に雪隱小用所一々に附て戸障子有疊敷き詰て一夜に出來たり凡金四千兩餘の入用也山門より御葬所迄木綿七幅並べて敷つめ左右に木綿

の幕四重五重內に金襴の幕也凡地に敷木綿二千八百反都合木綿の入用二万八千反也御葬所にも內金らん外はもめん幕打しきて其夜挑灯二百八十計り柄を盡く金襴にて卷御狹箱御輿等の柄金らんにて卷ずと云事なし蠟燭二萬挺餘入用也廿三日の夜は棺槨を又石槨に入て石灰をもつて詰めその上に砂礫を敷たり扨も明日空棺を又々飾立て誠の御葬禮行はれし也其日雨降てかの金らんの幕をも打程に側によりて探りてみるに其地厚き事いふ計りなし雨も少しも通らず雨は只流落けり扨其幕を始め小屋何も車善七と云乞食に被レ下法也とて取拂て彼に賜りたり何萬雨の金銀を一夜に用ひ盡されし餘りに光り渡りて哀れ氣もなかりしと也扨萬部有べしと有しが例なしとてやう〳〵萬部とて四十九日までに萬部滿る樣に行はる御靈屋をば台德院殿崇源院殿と同じかたの如く結構に有べしとの事なれ共云かすれば來年五月の比にも出來まじくとの事にて少々減ぜられて當年八月迄に出來るやうになりたり

一法霖申せしは吳服やの何某と云もの去比古琴の珍らしきを取出す其音聲よの常ならざれば近衛殿に奉りし也これを試給ふに常ならざれば琴工に命じてほどき見給ひしに時雨と云銘有し也小督の琴を時雨と云しなれば疑ふ所もなくそれ成べしとて賞し給ふ事大方ならずその歌にかたるへき友ならね共古琴を今もむかしのしくれにそきくと詠じ給ひし也かのごふくやとやらんの名猶尋ぬべし

一此年六月の初に季吟死す辭世に

花もみつほとゝきすをも待出つ
此世後の世おもふ事なし

一卞一物語しけり越前の一伯殿の時に何がしと云し武功の者事有て三國に籠りしを鶴見助兵衛といふ是も武功の者に召捕て來れと仰られたり鶴見申けるは某つゐに人を捕へし事なし仰を蒙りて捕へざらんは身一つの恥にはあるべからずと申す只行けやもし叶ざらんには討て捨よと仰ければさらば辭し申所にあらずとて行て如何にやしたゝめけんつれ立て舟に乘て伴ひ來る刀をもさゝせたり跡より步行の者足輕など云もの廿人計り遣されたりこれらも同じく舟に乘しが鶴見小男にてかれは大力の

大男也いかで刀をもさゝせ打とけて參る事ぞと片唾を呑たり鶴見は艫先の方に腰をかけてゐたりかれも頓て鶴見が側に船ばたに靠て居る茶をすゝめければ彼れ領けり何角の物語などして行に既に城下近く成なん程にかの男つぶと水に飛入りたりすはやと人々驚きて水に得たるも得ざるも皆飛入んとせしに鶴見は其まゝに船の艫先に腰うちかけてゐながら右の手にて髭を撫で皆々驚くべからずいづくへか遁るべき此一國のうちの事は海をも川をもさがし得ん事なる事にて有也但し今に浮むべきぞ此舟さし留よと云内に水の色紅に成し跡有しかばあの所より出べし舟さしよせよと云内にかの死骸うかみ出るを引上て見たれば高股切落されて浮出たりかれが飛入を見て鶴見切て刀を鞘に納めしを誰も見たる者なし早業の程人々大に驚きけりかくて一伯殿に參りて召連て參りしに如レ此なりと申ければ其方が具足着ての働は度々きゝしかど斯太刀早き事は聞ざりしと譽給ひしに豆龍礪劍（マメリヤウトウルギ）にて候と申て罷出たり某等も鶴見が働を見て驚き候也花塚惣太夫と云老人の秋田隼人にかたるを一座にて聞し也秋田その豆龍礪劍とは何事にやと問しに花塚云やう馬はよく豆を飼候へば龍馬とも成刀は能礪を以て磨候へば名劍とも成との心にて候と申せし花塚は其頃百五十石領したり鶴見が時には歩行の者などの内にてかの舟に候ひしが又これも武功有し者也とす故有て其本志かとは知らずと

一越前土屋一兵衞居合の弟子は天野一學と云し紀州の居合の達人は田宮淨圓其子掃部此人は大猷公召て御覽有し其時一學をも召れけるに病ひ候とてわざとまいらざりしと也是も半一

一國華萬葉記と云內に

○稻荷社　攝社に田中ノ社　四天神　御倉上ノ社　白狐（コ）ノ社　明日荷田（アスカタ）ノ社地主神也　鴨ノ社　御田ノ社

荷田明神の荷亞跡倉稻魂の稻の二字を稱して稻荷の神號とす是唯一の說也

○崇德天皇社此社聖護院說の杜の西北の田畝民間に崇德と稱する所あり古來此地に御靈廟あり今其跡絕たり

○平野社所祭四坐　今木ノ神　日本武尊源氏ノ神　久度（クド）ノ神　仲哀天皇平氏ノ神　古開（フルアキ）ノ神　仁德天皇高階氏ノ神　比賣（ヒメ）大神　天照太神　大江氏ノ神

縣ノ社天ノ穗日ノ命也中原清菅原四姓ノ祖神也

○上御靈室町通北ノ町東入寺町を上へ上りて行合也

中御靈上御靈の御旅所也寺町淨華院の南
下御靈寺町通竹屋町上る町
早良王　吉備公二座　上御靈
伊豫王　藤大人二座　下御靈
文大夫　綴喜御靈
橘大夫　下桂御靈
火雷神　上桂御靈
中御靈は御旅所として古へ八所に在す賀茂川大洪水にて流され西が岡木津川邊に鎮座在りと云々

△三代實錄清和天皇貞觀五年五月廿日於ニ神泉苑ー修ニ御靈會ー云々

○今宮社一條院正曆五年同長保二年世間疫病静かならず神社を舟岡山の北に立て御靈會を行ふ今宮と號す神馬を奉られ藤原長能和歌を詠ず

白妙のとよみてくらを取もちて
祝そ初る紫の野に

今は祇園に比して三社とす

○小野ノ御靈惟高親王の靈也
小野篁ノ社鼠の禿倉日叡の麓にあり僧賴豪が靈也

西靈明神洛陽の西源爲義入道の末子乙若丸の靈也

△賀茂神武天皇下賀茂御祖太神宮玉依媛
石淸水譽田天皇藤森崇道盡敬皇帝
御香宮神功皇后天智天皇日の岡の麓
後白川院社東野村三宮村白河寺塔の前に在
裏鄉明神嵯峨檀林皇后也
向日大明神向日岡也　素盞嗚の御孫大歲神の子母は須治比女
宇治離宮藤原忠文　後冷泉院治曆三年十月七日正三位を授給ふ
田原社田原皇子光仁の父也木幡神正哉吾勝命
城南神鳥羽天皇福大明神一條通猪熊紀貫之
福王子宮光孝の皇后班子宇多の母公六宮權現西八條　經基王也
大辟(ヒチハヤ)神社秦川勝祖神秦の始皇也俊成ノ社松原通烏丸定家ノ社小倉
褐速神社猪熊三條の南に在昔刑部省とて籠舍獄屋の罪を定し所此邊に在し故に刑罪死科の人の爲に此社を立て祭を行ひ毎年八月に神事有是を死杖(シツヘ)の祭といふ又活速(イケハヤ)の祭と云一說に毎年春千本ノ引接寺井壬生の地藏堂にて行はる念佛會の狂言は元是刑死者の爲と云々千本は櫻花盛りを待て念佛を始む毎度定れる日なし此花の盛りなる枝を折て必所司廳へ獻じ命に依て念佛を始る恒例

也是その謂れ成べし
水垂大明神豊玉姫八幡の御姨也清明ノ社
△賀茂齋院の起りは平城帝と御位を爭ひ玉ふとき嵯峨帝御祈願の事ありて皇女有智内親王を以て始て齋院に立給へり其例打續て立給ひしを土御門院元文元年に三十四代の齋院に至て斷絶し給ふと也
○攝州分
四天王寺　守屋宮　六社ノ宮欽明敏達用明崇峻推古舒明天皇也
○茶臼山　仁德帝十月に此處に葬べしと有しに泉州堺の巽の方に百舌鳥野と云所へ納め奉りし也依レ之其後こゝを荒陵と云し也天王寺山號を荒陵山と云も此謂れ也帝の御廟は難波津にては高津山又今の博勞町平野大明神是也
○森明神　用明天皇　新御靈ノ社
大和國宇智郡
井上皇后の陵吉野川より半里南御山村に在り此皇后は聖武天皇の姫宮にて孝謙天皇の御妹也寶龜元年に光仁の皇后に立給ふ御子他戸(オサベ)の親王は皇太子に立給ふ皇后惡しき御心顯はれ皇后の位を止められ親王も皇太子の位を止められ大和國宇智郡沒官の宅に押籠られ給ひてつゐに寶龜五年四月に母子共にかくれ給ひぬ其靈大に祟り給ひしかば延暦十九年に從五位下葛井王を勅使として井上内親王に皇后の位を賜り其墓を山陵と號すべきよし宣下有上其靈を御靈大明神と崇められたり又官寺を建て靈安寺と號す御靈の社を守る寺なる故也
御靈ノ社靈安寺にあり五條村より半里
本社　井上親王東向
北脇　早良親王南向
南脇　他戸親王北向
若宮の社一座御山村井上内親王の御母着帶ながら別宮に押籠られ給ひて後に御産有男の御子なれば御名を雷神とぞ申す其産の處は大岡郷小山と云所にて有しが夫より産屋が峯とは云也雷神の御子生長し給ひて御母兄のならせ給ふ様を傳へ聞し召ふかくうらみ強くいかり給ひしほどに乾死(ヒジニ)とならせ給ひて其靈雷となりて王城にはためき帝に御惱をかけ人民を害し給ひしかば其靈

を宥められんとて神に祝ひ若宮と號し申き

吉野郡

南帝王社和田村の東の川上投地藏の邊也後醍醐帝第七の宮と申其所の龍川寺に御位牌あり自天王正聖佛とあり

下總國

將門神社佐倉ニアリ 平親王の靈也と云

讃州

白峯明神松山ニアリ 崇德院也

阿波國阿波郡

新田明神新田武藏少將義宗脇屋右衛門佐義治二人を祭る也

河内國石川郡

水分(スイブン)ノ社 祭神五社中は水分明神左りは日ノ神月ノ神右ハ呉子孫子ノ社と云鳥居の額は楠正行が自筆也井南木ノ明神は楠判官正成の靈を祭り給へり宮寺の本尊十一面觀音長二尺一寸定朝作也又大和の吉野郡に水分(ミクマリ)ノ神社とて神名帳に有これはミコモリの神と訓して又御子守とも云也

三貴郡

當宗神社宇多仁和四年十月四日初て當國に祭るむかしは奉幣使を立らる祭禮は四月上の酉日也宇多の外祖の姓は當宗氏也

高市郡

恩地ノ神社恩地村一座大御食津(ミケツ)命 恩地左近正遠は天兒屋根ノ裔也河内國 恩智大 明神は中臣朝臣藤原朝臣ノ祖也木下神系圖

丹後

浦島明神竹野郡阿佐幾川の東綱野村に立つよりて綱野社とも云浦島太郎を祭る由浦島は當國の人島根屋ノ命の後也

隱岐國

後鳥羽神社島前に立つ

攝津川邊郡

吉備大臣宮 川邊郡尼ヶ崎より七丁北也 錦樂寺村に在

○寂光院再興平ノ信長 寺領三十石北山草尾に在開基良忍上人文治二年建禮門院入寺

播磨

大荒社秦川勝と云 大酒ノ神社赤穗郡坂越の浦にあり弓削守屋の大連なり

武藏

新田明神新田左兵衛佐義興也 矢口

以上

一井戸忠右の家にて云は井戸若狹守は明智が親族也と牧ノ島の城に在しに明智いひしは某思ふ事あり其願滿たらんには大國は與ふまじ小國一ツはまいらせんと云しを若狹守聞咎めぬ顏にてゐたりしが其後に光秀遂に謀反せし也然れば此事は昔より思寄し成べし一朝一夕の事にはあらじと云

一上野國德川の新井將監紋はかたばみ姓は不詳

一同國世良田の新井文左衛門姓不レ詳紋は蝶のあげ羽なり此新井はもとは桐生の新井より別れしと云桐生にて新井茂木山越を四天王と申傳へしとの由也夫も紋は上羽の蝶也

一武州榛谷郡五十子村藏國寺と云天台宗の寺有こゝに新井の系圖有由新井某とて武州東方居住の浪人申由長崎半左家來中九見左助申也此新井元は鈴木圖書と云しが新井の家を繼り上杉管領より賜りし鞍など今に在り元新井は上杉衆と云也紋は井筒に花菱なり

一後三條第三の皇子輔仁親王三の宮と申す

賣炭婦

賣炭婦人〇〇〇家卿遙在ニ大原山一衣艸路嶮伴嵐出日暮大寒向レ月還白雪高聲窮ニ卷裏一秋風增價□村間□□自□重丁壯最憐此時見ニ首斑一

一八月三日越前衆物語今度細太刀拵候に付近衞殿へ御臺所御用人衆被レ遣候便りに承り合する所木地螺鈿銀製は殿上人以下の物也武家格別たれば只蒔繪然るべし金具唐草彫上げ鞘の卷繪は山雀の物也小目貫サイハイ菱が故實たりと云々但今は堂上にても家の紋など象眼に入り鞘の蒔繪も其通りか然らば蒔繪象眼家紋も可レ然之由御差圖と云々

一半一申京都將軍の時評定衆の家攝津が子孫の家に世々の宣命并將軍家の御敎書を傳來せしを見候き其人は越後守殿の家に飯田才右衛門と申せし者也本姓名乘り益なしとていかなる故にか飯田とは申せし也某も本名は多賀近江の者也さればかの家に仕へし初は外戚の氏を冒して舟木半右衛門と申せし也越後守殿仰にて飯田は攝津與一某は多賀半一に成し也與一は半一と申せし者かの家に名あらん者なればかく名付給ひし由也攝津が事を賴光の末の源氏といへど然はあらず藤氏にて紋は□板也その攝津が家代々伯耆の安綱が童子切と云太刀を傳

へ持たりしと也ロ家の記傳に詳也京都亂し後はかの攝津が後日野衆の家に所縁有て仕へしが其後又北國へ下りて終に與一が代に越後守殿に仕へし事也扨かの童子切はいかなる故に公方の御寶と成しにや高田殿の御輿越前に入らせ給ひし時に御聟引出物にはあらずして御輿の內に入られて遣はされしと也御守り刀との事にや是より越後の家は傳へられたり二尺七寸反り高く目釘穴二ッ有き横手の處に𤿎有童子の首の喰付し跡など申也

一又大坂の賞に少將殿へ神君の賜はらせ給ひし初花と云茶入の事は三河に念誓と云者神君へ此茶入を獻りてこれを楊貴妃の油壺と申傳へて某がもとに求候と申たり初花と云名物たるよし申もの有しかばかの念誓に其賞として五百石給ふべしと有しに某知行の望なし望む所は當國の酒入事を某にとらしめ給はゞ何事か是にしくべきと申ければ易き事也とて御判を給り其後代々の君も先判の如くたるべきの御朱印を賜る事也是を少將殿へ賜りし也然るに尾張にてなされし御年譜には初花をば秀吉給はるといふ事心得られず秀吉遣はされし後に又當家へ歸りて又少將殿へ賜りしにや覺束なき事也細井次郎太夫今は山本藤二郎と改名せしが其坐に在て云三河國を通りしに馬子申すヒヤサケヤにて酒飲んと云しをいかなる謂れの名にやと存ぜし冷酒屋と書付ししるし有家に入りて酒求めて飲たり此號珍敷由申ければ是は神君へヒヤサケを獻りし者にて諸役免許の者の子孫也と馬子申きもし是念誓が後かと云々

一秀次關白の謠の抄作らしめられしに世雅坊(セヨウガボウ)と云法華の僧の盛久の謠の抄に主馬の判官盛國と云者平家に見へたり盛久と云ものは見へざるよしをば山中撿挍申すと記しけり關白世雅坊を召ていかにかく記せし一定盛久と云もの無きとの所見有やと有しにされば此事いかにも心得がたく候故にこそ山中撿挍の申すとは記し候と申す關白の仰に清水寺に有代々の願書の中に盛久が願書有何條此者のなかるべきと有しかば世雅坊が力にていかでかゝる寶藏を見る事の叶ひ申べき是殿下の御光にてこそかゝる明證も委しく知れ侍りぬさればかの書を改め申べきと申せしに關白いや／＼我云し事

を承りて後の世までも傳るべき物ゑらばんとて其證明らかならぬ事をゑるし且は又其罪を山中撿挍に嫁せんとせし條不審也只々汝がもと記せし如くにして置て末代に汝が誤りを傳んもの也とて終に改め給はざりしと也

細井其坐にて云ふねの船の字を公にすゝむと云事の知れざるを五山の僧の中に詩の柏舟の舟の字の傍に旁注して舟は羞也と書付くそれを持出て是によりて公にすゝむと云し成べしと云ける（此段脱落多し）其事猶明らめよと尋究めしにかの僧が杜撰也しかば罪に行はれし由道春の記に有と云々

一半一云十二調子の事中華の書に見えず如何と云しに和角小太郎曰某が先師適齋申せしは調子と云事俗の誤れる也調子はいかにもあれ音律のよく諧りたるを調と云事也又調子の下り上ると云事も誤り也調たらんにはいかでか上りも下りもすべき上り下りは則よく諧らぬ也調子といふべき謂れなしただ十二律と云べし本朝にて所謂調の名は異朝の書には見る所なしと申きといへり某云盤渉など云事は中華の書になしとは云難し但本朝の調子の名三韓より傳へし所にはあらずやと申ければ尤成由坐中の者申き猶尋ぬべき事也

一今井元昌物語に六官と云唐人は本朝の語によく通じて小歌淨瑠璃三味線なども本朝の堪能なるに同じかりしが謠をうたふ事はいかにも叶ひがたき由申き凡唐通辭共の能口のものに限て謠計りはうたふ事成難し此てうし何れの國にもなき事成由唐人も申き又奥州の物云音も紅毛人の物いふ音と壁を隔て聞に少も替らずおかしき事也とぞ

一養的曰駿河町の越後屋へ親の參るに見せ店ども江戸に二ッ有公儀の御用兩替店は此外也一ッは呉服物一ッは木綿也此二ッの店にて一日に金千兩づゝ平均に商ひ有と也凡年計三十六萬兩の現金の商ひ也江戸伊勢京大阪其外諸國散在の家奴其千人と云也本町のごふくやの商ひもの金高の內三十六萬兩越後屋へ入し程にそれ程本町衰たりされども本町にて呉服ものを商ふ事は嚴有院殿御代より一倍多くうり出す也然れば上品の衣服を着する人世に多くなりたるの一證也と云々

一半一曰足利氏の代に今川貞世九州の探題の時に上

洛して歌の會に參られし時坐配の事既に爭論に及びしかば堂上の中納言と相對して左右を別て貞世を右に附せられし由藤谷の家の記に見えたり

一又曰茶酌は昔は象牙也竹にて造り始めしは秀用ﾉﾘと云し者に始る其時は節はなかりき後に付たり

一朝倉萬二物語京師に住む浪人大阪落とか云しに野尻五郎兵衞と云者有其邊りに宗悅とて是も浪人にて在し者が加茂の者を下女に召つかひけるがその女の事に依て女の親來りて無禮の詞を吐かくる事の有しに宗悅大に怒しが身病て手合期し難くしてとかくと云罵りしをかの野尻何事にやと出合しを五郞兵衞賴むそれ切給へと云しかば心得たりとてたゞ一太刀に打切たり所の者共立騷ぎしに野尻曰某かれを切たり何方へも遁かるべきに非ずしづまり候へと云宗悅云くしかはあらず某が賴て討せたれば其罪は蒙るべき者也と云けりかくて此事京職に訴しに時の所司板倉周防守兩人申所何れも理りなきにあらず周防が心一ッにて斷じ難しとて關東に申されしにその野尻に腹切せよと仰下されしかば周防守野尻を召ていかにもして助けばやと思ひて關東へ申遣せしかど今は力なしと云けり宗悅聞ていかで去る事あるべきやたゞ某が首を社召さるべけれと云しかど關東よりの御裁斷のうへは叶まじと野尻腹切けり宗悅我故に罪なき野尻失ひていかでか世に在て人に面を見すべきぞ迚七日と云に是も腹切て死けり所の者共哀れがりて新黑谷に兩人が石塔を立つ假名にて野尻五郞兵衞と刻みしを見たりしと云けり

一寬永二九月御番方の與力の長子行のよからぬ事重なりて其頭に申て義絕して追出しけり後にきゝしには傾城町のくつわとてあるが許に身を寄せて猶よからぬ事共を張行すと聞へてかくては又いかなる事共をか仕出して一族罪蒙らんとて同心に賴て切殺せとて遣はす賴まれし同心行て一太刀に切倒して死けりと思ひて走り行しを所のもの共捕へたりかのきられしもの手深からざるにや生たり町奉行に訴へしに切たる同心も切れし者も獄に入られたり此事いかゞ裁斷有べしやと云に板倉かの野尻が事を引て賴まれし者切らるべしと云けり但しかの野尻が事いかで宗悅をば罪し給はで賴まれし者

を誅せられけんと云此意をば坐中の人々心得ずと某に問たり某曰理はりなる事なり野尻誅せられんには宗悦も生て世間にあらざらん事は關東にてもかねて玄ろし召されたるべし一人が命に二人を失ひ給はん事不便には思召しけれどももし宗悦を誅せられたらんには此後人類にて仇殺する事絕ゆべからず臆したるものは賴まれもすべからず大に姦惡を禁ずる御裁斷也と云しかば皆人尤と云し也

一江源武鑑の九今川義元討れ候時佐々木義秀より前田右馬頭池田庄三郎を加勢として二千三百騎遣はすこれより池田をば尾張に留め置と云々

一雲州龜井新十郎玆矩江州に來りて見せし系圖

宇多天皇九代孫秀茂五男隱岐守五郎
義清雲州隱岐領――泰清――賴清――泰信
公清――義綱――政道賜二義政公一諱ノ字一――宗清
誠勝――淨光――高忠――泰重――泰敏
惟宗雲州七人ノ内――永綱――玆矩龜井新十郎
（庶流は略す）

一射義二鄭注內正外直習於禮樂有德行者也孔疏內志審正則射能中故見其外射則可以觀其內德故云可以觀德行矣

六藝之三
射者進退周旋心中禮內志正外體直然後持弓矢審固持弓矢審固然後可以言中此可以觀德行矣

○射之爲言者繹也或曰舍也繹者各繹己之志也故心平體正持弓矢審固持弓矢審固則射中矣

○古者天子之制諸侯歲獻貢士於天子試之於射宮其容體比於禮其節比於樂而中多者得與於祭古者天子以射選諸侯卿大夫士射者男子之事也因而飾之以禮樂也故事之禮樂而可數爲以立德行者莫如射故聖王務焉注選士者先德行乃後決之於射男子生而有射事長學禮樂以飾之

○射義篇題疏虞書云侯以明之是射法見於堯舜夏殷無文周則具矣

○周禮大司徒以鄉三物敎萬民而賓興之一曰六德知仁聖義忠和二曰六行孝友睦婣任恤三曰六藝禮樂射御書數

○鄕大夫之職正月之吉受敎法于司徒退而頒之于其鄕吏使各以敎其所治以攷其德行察其道藝三年則大比其德行道藝而興賢者能者鄕老及鄕大夫帥其吏與其衆寡以禮々賓之厥明老及鄕大夫群吏獻賢能之士于王王再拜受之于天登府內史藏之退而以鄕射之禮

五物口衆庶一曰和二曰容三曰主皮四曰和容音興舞

此謂使民興賢出使長之使民興能入使治之

一錢の事職原抄大王鑄錢司ノ下に見ゆ日本紀續日本紀續日本後紀文德實錄等を考べし

一善隣國寶記の下に寬正五年明ノ英宗天順八年也銅錢を大明に乞の表あり

一文明七憲宗成化十一年也銅錢を大明に乞〇文明十五成化十九年也銅錢十萬貫を大明に乞ふ事有是みな義政將軍の時の事なり

一東鑑六七卷に奥州の貢金の事有

和銅開珎九百六十三年　萬年通寶天平寶字四年九百十五年

天平宗寶天平寶字四年九百十五年　神功開寶九百九年

承和昌寶同二年八百四十年　成通元寶八百三十五年

長平永寶二年八百廿五年　饒益神寶貞觀元年八百十五年

貞觀永寶二年八百五年　寬平大寶二年七百八十四年

延喜通寶七百六十四年　隆平永寶延喜十五年七百五十四年

天平興寶六百九十九年　泰和四百四十四年

元貞三百廿年　慶長通寶七十八年

元和通寶五十九年　寬永通寶五十年

右は元祿七年迄和漢名數に出

開基勝寶天平寶字四年　乾元大寶天德二年

此二錢名數に洩る

右本朝の錢二十様

一寶永二の春竹生島の寶物也とて東都に持來りし内に秀鄕の太刀也とてチサガタナの身計りを持來る長さ二尺餘ナカゴの所にスカシあり□□此形をスカシたりいか成故といふ事を知らず多賀半一が物語に古作のものに柄の中心を□如レ此にすかしたるを見たりさらに心得られずといひしなり

一鈴木能登守物語に太平記に鹽谷判官が討れし事めくら法師の平家物語にあるあやめの前の事をかたりしより事起とゑるせり平家物語に此事なし盛衰記には見えたり是は何れの撿挍とか云しがかゝる事かたらん事然るべからずとて破りすてしより今の平家物語に此事なしと承りぬとぞ

一今の印籠は魚袋に符を入し遺制と云然る歟

白石先生紳書卷一終

白石先生紳書巻二

一盛衰記
壓口　足輕　附茸　流矢　鯖皮　越前地名　匿地
隻手　打下風　叢祠　矢所　垣楯　矢長　飢渇
八十梟　手定　手足　細爍　檯　踏組　黑龍明神
童女　生長　白引弓　下手人　七五三　編季

兵鑑集と云物に
一袖驗は乳を眞中より前に附る也絹を二ッに折て中をたちて袖長に作るべし何も折て縫裙を表になすべし通例には絹を四ッに折てたつべし長けは袖長札二枚長にする也
一笠印の事笠符は絹一幅にて裙縫を表になすべし黑革をほそくたち拵て可レ結手の間三寸八分竿は竹にても鐵にても作るべし
一中の笠符の事きぬ二幅を以て旗縫をすべし上下にくゝり有上には細竹を入下のくゝりには細くみを入風前に吹返さぬやうにすべし組の端し甲の吹返しの内へ付る緒有レ之それに付べし總じて笠印は家の紋有長は凡一尺二寸廣さは凡九寸錦には金銀精好には黑字を用是亦主君の好次第長さは有べし
一狩野主馬尙信初の名は家信也一信と改て又後に尙信と云
一有僧曰蓋和漢聯句之於萬物之法莫大焉庶幾分異同之品備吾之惑余曰久廢于文倦于學不可僧利子也僧嗟嘆而去矣向後轉考先賢之式甚擊末愚之蒙豈卷而懷之乎哉仍以連歌新式後普光園關白作二條良基公并追加同作新式今案後成恩寺禪閤作和漢篇同作和漢追加當今御作等錄之訖中山風雨之流猶詩□裁法橋記之其外鳥獸草木之類以微官新意裁之於是拾遺納言實隆卿和也言其志漢也加其語不亦宜乎雖然略事以取萬之一二者也所謂愚案之外□爲先達之式目莫聊忽諸矣
明應七曆三月下旬　槐下散位
右漢和三五韻跋　梟右收入
按ずるに所謂十一韻卽兼良公所作和漢篇題これらは梟の字不收公は文明十三年二月薨明應七年を去る事七八年の前也于レ時公年八十

七舟盡可志振立而廬利爲名子江乃濱邊過不勝㒵
十一氣緒爾妹乎思念者年月之往覽別毛不所念㒵

武者物語抄

一大坂夏陣に稻垣攝津守天王寺口にて都築條右衛門と云白母衣の武者を鑓付新井助右衛門と云家來に首を取らせ卽時に神祖に奉る是に依て一番首に成たり

一今川義元の家人新井加賀守が子勘右衛門也勘右衛門遠州掛川の城主朝比奈備中守が甥也加賀守は今川家滅亡の後は佐野天德寺が許に遊客にて在し也家康公三州山中寶藏寺にて御幼少の時御手習あり加賀守幼少にて同じく手習せしが御意にそむく事有し也夫故に今川亡びても三河へ行事難くて野州佐野へ行し也後に神祖忍し熊谷にて御鷹野の節天德寺參りてかの加賀守が事を申されしかば驚き給ひて加賀守を召れて昔の御物語有て御氣色よかりし其後御鷹野の度每に召れて御伽に被成御相伴を仰付られし其時勘右衛門は佐野修理太夫に兒小性にて在し修理太夫家亡て稻垣に仕ふ其時稻垣は伊勢崎を領せられし也勘右衛門子も勘右衛門と云て寬文の比稻垣の家に在り

一太田道灌の討れしは長尾伊豆守景春が謀にて山內より扇が谷へ我も長尾を誅し君も太田を誅して後兩家和睦すべし兩家の間よからぬ事は兩家老共のなす事也と云て太田を討せてけり道灌死せし時に父道眞猶世に有て川越より江戶の城に馳來る道にて討れし也道灌江戶の城を構へし時は長祿元年四月八日にて于時廿五歲也

一厭離穢土の御旗は淸康討れ給ひし時信秀三州へ亂入せしに親忠の菩提寺山中の大樹寺登譽上人僧徒地下人等を集め百四五十人にて打出て後詰の樣に鼓譟しけるによりて其後用ひ給ひしと也

一小早川隆景は小早川平正平の名跡也藝州沼田の城に在り天正十八年正月に備後の三原の城を築かれ翌る二月二日に移る沼田と三原との間三里有て太閤筑紫陣に三原へ陣せらるべしとて隆景先立て上りて守殿を造る職掌の作事共有しと也本丸につゞきて東方に曲輪有應安の比正家と云鍛冶の在し處也とて鍛冶曲輪と云よき井有正家が用ひし所と云小田原の時隆景尾州淸洲の城番也しが後に關東へ

召れし也

一丹羽長秀信長の時若州一國に江州志賀高島の二郡を領す若州青井に居城す秀吉より越前一國に加賀二郡を加へ賜り七十萬石餘也此時に北庄へ移り天正十三年四月卒す長重の時に越中外山の佐々に一味たりとて加賀の松任五萬石になされ其後小松へ十萬石にて移されし也

一松倉右近太夫信重和州高取の城主也其子豐後守重政父卒せし翌年同州二箕の城に移る二箕は吉野川の下にて宿の名を五條と云元和元年五月道明寺表の戰功に依て肥前國にて六萬石賜り島原の城に移る此城には有馬修理亮居城たれ共重政思ふ所有て嶋原に城を築きて移る呂宋を取らんとて寛永七年の春　台德公に申て吉岡九左衛門木村權之助兩人をかの國へ差遣して其地を見せしむ十一月十日に長崎より舟を浮べかの國に趣く同月十六日重政卒す明年六月に兩人歸るとぞ木村は海中にて死し吉岡一人歸れりとぞ

一眞田源次郎信尹信玄より其一家葛野殿に家督をなす北條左衛門太夫の地黄の八幡の指物を源次郎に賜りて其家に今に有源次郎は武田滅びて蒲生氏郷の家にて六千石を領し眞田隱岐守と名乘しが後に當家へ召る

幸義 左京太夫 — 幸隆 彈正忠一德齋
- 信綱 源太左衛門天正三年五月廿一日長篠ニテ討死
- 昌輝 兵部助長篠討死 — 五郎兵衛 越前忠直家人
- 昌幸 武藤喜兵衛 後安房守
  - 信幸 源三郎 後伊豆守
  - 昌倚 左衛門督
- 信尹 源三郎葛野市右衛門 眞田隱岐守
  - 幸政 長兵衛
  - 正信 內藏助

武田系圖

義光 新羅三郎 — 義清 刑部三郎 甲州に住す — 清光 逸見冠者

板垣 十二年陣代 — 信義 太郎 — 信光 伊澤九郎

信政 伊澤小五郎 — 安田 十年陣代 — 信時 五郎 伊豫守

時綱 伊豫守 — 信宗 伊豆守 — 板垣 十年陣代

信武 陸奥守 — 信成 二郎 刑部太輔 — 加々美 九郎陣代

信春 三郎 甲斐守 — 信滿 二郎 安藝守 — 板垣 十年陣代

信重 三郎 刑部太輔 — 安田 十年陣代 — 信守 刑部太輔

信昌 九郎 刑部太輔 — 信繩 五郎 左京大夫 — 信虎 五郎 左京大夫

晴信大膳大夫　勝頼四郎　信勝太郎

一尼子左衞門尉晴久は伊豫守經久の嫡子也經久は中國七州を領す晴久は五國を領す雲州の富田月山に在り永祿五年七月毛利元就雲州に向ひ島根三郡を取て島根に陣し朝夕の戰有て尼子七年籠城せり終に永祿十一年正月城を守る事難くて廿日に晴久其共に降る元就是を藝州下三口村に置義久剃髮し端子三郎四郎義久二男九郎四郎三男百晉子兄弟三人閑齋と云山中鹿之助は月山降て後丹後に行て明智を頼み信長へ光秀が客と成て居たり松永が志貴の城に背きし時信忠の軍に從ひ城を乘る其後は丹後へ往き因州鳥取の城主山名禪高が家臣武田が爲に追出されて流浪せしを諫て因州へ往きて舊臣を催し武田豐前守を滅し禪高を本國に入れ安土へ來りて信長へ見へ又丹後へ歸り思ひしは元就死して八年今は輝元代になりて武事古に似ず時至りぬと思ひて信長を後楯とし尼子式部少輔が男泉州堺に僧と成て在しを迎へ尼子孫四郎勝久と名のらせて天正六年四月作州上月の城に楯籠るに毛利が勢に圍まれて終に利なくして毛利へ降る勝久が命に依て也勝久は自殺しける也扨筑州へ赴くとて備中の相の渡りにて河合新左衞門に討るとも又福間彥左衞門に討るとも云鹿之助于ㇾ時三十四歲なりき天正十四年八月十五日雲州富田の庄に生れ十三歲にて始めて軍さし功を立十六にて菊地音八と云勇士の首をとりき河合は毛利家天野隆重の家人也

一佐野天德寺宗綱が家人松田金七郎秀宣は蒲生の八人の足輕大將の內也　和州添下郡粟殿アワトの人也父は松田新入齋とて秀宣は松倉右近が甥也新入は杉田松田とて和州戒重の城主戒重甲斐守が老臣たり杉田は越前の杉田壹岐守が爲には祖父也松田は秀宣が曾祖父也毛利大膳太夫綱廣の內に松田權左衞門就重の爲には曾祖父也秀宣後に長束に仕へ關ヶ原にて鐵砲に右の乳の上を穿れたるを家人つれて和州粟殿へ歸り其疵既に愈んとせし處に明年正月二日馬乘初に癖馬を若者共の乘かねしを見て夫に乘て地道四五へん乘りかけに移り三遍目に血走り同四日死去せし也

一服部半藏渡部半藏渥美源吾は橫須賀衆にて大須賀へ御預の衆也橫須賀衆今は大方紀州に在り五郎左衞門に子なきが故に榊原息出羽殿遠江とて在しを

を出羽を五郎左衛門養子とす五郎左衛門死して出羽守も程なく死す其息式部少輔家督して又五郎左衛門と云二男遠江守は榊原の家を繼然るに又遠江守も死して既に榊原の家絶んとす其時に式部が大須賀の家に其儘在りたるが榊原の家繼んかと仰有しに同くは榊原の家繼申度存ると申故に　神祖さすが小平太が孫也と御譽有て榊原の家を繼せらる其時横須賀衆をば紀州へ御附有又御旗本へも召れし也村上彌左衛門などは式部へ其儘御附有し也

一可兒才藏吉長は葉付の竹を指物にして度々功を煩はしたる故に　俗の才藏と世に申せし幕の紋は篠に蟹也才藏は明智衆也明智滅び秀吉の計にて關白秀次へ付玉ふ尾州小牧にて秀次敗軍の時才藏後れたりといはれて高野へ引籠居る織田城之介の介錯せし鎌田五左衛門も同く死せずして世にそしられて是も高野へ籠りしとなん此兩人福島左衛門大夫高麗の時に太閤に申受て召し連たり鎌田朝鮮にて矢に中り死す才藏は其儘に福島に仕ふ男子なくて女子二人有て一人は森助兵衛が妻となして一人は名部と名付て山岡道阿彌の息左門と云を養子とせしに左門死せし故その後東城將監が子を名部とし慶長十八年十一月二十四日に才藏は藝州廣島にて病死しけり町はづれ成矢賀山の麓に土葬にす今も石塔有往來の人拜して通ずと云者なし

一下總國小弓の社家の神義明は政氏の二男也下總の高木南酒井上總の萬喜安房の里見など公方を仰ぎし也義明を生捕鎌倉にて誅せしと也云々此章脫失

一佃又右衛門蒲生氏郷衆也慶長の比切支丹御禁制のときも大祖より佃をば御赦免有し也氏郷死して後福島左衛門大夫に仕ふ左衛門大夫宗旨をかへよと有しに佃申す只今の宗旨替る事曾て不ㇾ成候某此宗旨を偏に難ㇾ有存じつめて替られぬには非ず一度家康公より御赦免有し上に今更刑戮にあふ事悲しきとて替る事は本意にあらずと云切て誅せられしと也武田左京大夫信虎の家人に原美濃守と云者法華宗なるが信虎念佛申せと有しに我家の作法にて念佛は申さず候と辭したりひらに申せと有しかば美濃怒て題目を唱ふれば成佛し念佛は地獄へ墜ると思ふ愚なる心には非ず主人の仰也とて我賴む

宗門に嫌ふ念佛申さん事士の道にかけ候とて罷在しが勘氣蒙りて甲州を拂はれて小田原へ行しと也

一信玄味方が原の勝軍して諸將のすゝめに不レ從して濱松を不レ攻ナグリの宿を放火し其外普濟寺など云念下寺を焚て其紛れに味方原へ打出陣取て十二月二十二日の事なれば天寒く雪ふり思ひ〳〵に指物立て陣取しが其夜も明て信玄は首實檢して人馬を休ふ公の仰に敵いまだ味方が原に在り昨日の軍に味方勞れたりといへ共我地にある敵を引次第にせん事はきのふのおくれ軍に香を入れたる樣なれば是非に人數を打出すべしとて味方原へ打出給ふ甲州勢すはや敵こそ出たれとて穴山左衞門入道梅雪信行を大將としてナグリと云所へ出向ふ味方より足輕を出し大久保七郎右衞門向て矢鐵炮を發す敵にもこれを防ぐ宵の雪氷に驅引も自在ならず手足も凍へて働き得ず味方勢を入しかば敵にも勢を引て廿四日には武田勢三河遠江の境刑部とて味方原より三里北に引入越年せし也

北條家

松田筑前守康定─┬松田尾張守康高─尾張守政賢小田原籠城の人
　　　　　　　　├松田肥後守康江 孫太郎岩松 孫太郎と云る也
　　　　　　　　└松田六郎左衞門定勝 台德公の御旗奉行

一丹羽長重佐々と一味して逆心の由長臣の長束大藏少輔戸田武藏守連判しながら竊に秀吉へ告たりき

△御幸塚は昔德山勝左衞門が居城也其後に佐々內藏助居城と成りき

一長重小松拜領の時大坂に在て先へ人を遣す時大津にてのみさいづち鋸り何れも千人前づゝ調へ下れと云はれし也扨關ヶ原の時利長金澤にて高山南坊に向て小松を攻落して味方を勇めんと在しに高山小松に於てはいかゞ御座有るべきやと云しかば利長無興の色見へたり其比小松の城は惣構は大竹藪にて櫓もなくかき上ヶの樣也しに金澤勢押來ると聞て長重下知して門壁丈夫にして竹藪を切拂ひ切株をそぎて足場よからぬやうにかまへられたり利長これを見てさすが長秀が子也と感じ小松を攻ずして南坊が積り老功也と云傳ふ又長重の遠き思慮

をも家人等始て思ひ合せし也

一篁洲云物を淸むる事を澡瀹（サウヤク）と云陵遲の注宋書刑法志に出たり（此下落字）

一メンドウナと云は平家物語の天とうなの義と同じく日を費すの義歟むだと云もダフナの轉語なるべし

一猪の目は印の目と云事の由具足師の說也（摩利支天の印也日輪の印とも云由天台の說也）

一サクヅは澡豆たるべしと木下右衞門殿談也

一篁洲云巢鷹を飼立て使ふに心の儘ならずと云事なしされど網懸の鷹とくらぶれば鳥を取所の働は大に劣れり巢鷹は網懸に及ばず網懸は生れながら狩を見せ習ひし故に其働大にすぐれたる由紀州の鷹師云し也學事も此心得有由申されき

一鷹師と云事を堂上にはタカンゼウと宣ふ由適齋云しと和角小太郎物がたり也

一酒を三ッと云事は三輪川の水にて酒をカモスレバ淸冽成よし或抄に出づと諫ぬべし松林を玄るしに立るも此義による成べし

一神無月と云は神嘗（カンナメ）月と云年中行事に十月神嘗の事なし按ずるに此月には神事なき月なればかく云ふ歟

一篁洲云先年來りし張斐は唐山に歸りて兵を起せしが事ならずして道士となりて遁れ去りし由長崎へ來れる唐人の申せしと也

一勸兵の字日本紀にツハモノヲト丶ノヘてとよみし也

一出羽の長瀞と云所有ナガトロとよむ也

一越前宰相殿の代に松下左大夫東條三左衞門と云二人同罪の事有て召禁せられしが東條三左衞門は頓て病死せり松下が罪有に決して父子三人共に斬られたり其とき宰相殿仰けるは東條が生きて在んには申開事も有べし旣に死しければ罪の有無決しがたき事也とてそれが子九之允と云ものを命助て祿をば召放たれたり此事朝倉翁のものがたり也尤なる事也

一水戶に來りし朱舜水の死し時金三千兩有て中納言殿へ返し獻せられし也世に在しほど每年に費なく家事を約にせしを鄙吝なるは唐人の習也と云し者も有き朱氏は志有てかく有しと也いかにもして再

び本國に歸りて義兵をも擧ん時の料にかく有しと也哀れ成事也常に申されしは本朝の如くにはあらず唐山は黄金乏しければ我朝の黄金を以て彼國に用ひんには百倍にもあたるべしと申されしと申されしとぞ舜水の世に在しほどは淸朝の政事に缺る所なかりしかば時いまだ至らぬと思ひゐられし成べし

一張斐は南京にて庚玉が魯王を奪取立まいらせんとして事ならざりしを遺恨の由申せし也心越はそれは僞れる事の由申されし張斐は三年迄我朝に來りて水戸殿へ仕へんと望しか共其頃水戸殿心越の事を漸招き出されし故事ならざりき一說に張斐とかく本國へ歸りて又來んと云し故事ならず共云きされど心越に猜忌の心や有けん古き人の申せしは三家の御方に唐人三人迄は召置るゝ事御免しの由申きと云

一越前の産士馬場勝之助と云もの有澤庵和尙の知音也或時難じて曰聖人の道を學び佛の道を學ぶ者多く侍れど言行の正しきもの稀にて候也然れば儒佛も無用のものに候と云澤庵の云五穀をくらへば化して不淨と成候共かりとて食はざれば用なし不淨又五穀を養ふ萬事廣く眼をつかひ不レ申しては窮屈也自分學んでいたづらものにならん事をよくよく耻られよと申されき

一或人周防守重宗に云けるは天下を治るもの萬世たりとも人の仰望する事を法にされたく候重宗云我等如きは左に非ず重宗等が名は傳はらず共一時の治をなして君の御政事のくらからざれば我は足れる也と申されし也

一重宗京職の時知音の云當時足下の政を戯れの如き事多しと云もの有此義はいかゞ心得給ふと問ふ重宗答て我は治を見て法を見ずとぞ

一中山備前守死に臨みて子息を枕本へ招きて其方事不忠者にも成まじ又臆病もすまじ此二ツは我安堵せり御政事にもたづさはらば其方心に至極叶ひたる者と叶はざる者とをいにしへの道に引くらべて能察せよ申置事此儀計りなりと申されき

一寺澤志摩守へ堀江宗信と云者少しの由緒にて客分に參り居けり此者泉州堺の産にて上方の士とは知音多しある時大和の士何某事關ヶ原にて何れの手

に厲し潔く打死を遂たる始末を物がたりけり右の何某は常には錢の數をも知らず米の升目もしらざる者にて眞の武士にて候と云けるに志摩守云眞の武士と云者には非ずよの中をうかと心得たるやくたいなしと云者也治世の十年とも續く時は飢渇をもまぬかれず武具も持ぬほどに零落する者也多くは人の目利に世帶の事をも知らぬ者をよき武士と云事當時の流行り者也よき時分に軍の有ていさぎよく討死を遂しは仕合者哉目から打の當りたる也と申されき

一新太郎少將ある時春秋傳をよまれしが魯の君十九にして童心有といへる所にて申されしは我身に甚だ恥しき事有唐鳥やうの類翫び斗りにして無益の物は丈夫の心を養ふべきものにあらず是亦童心をまぬかれざる也とて悉く鳥をはなち翫びものを捨られしとぞ

一故井上河内守云當時東山時代の蒔繪とてもてはやすはいまはしきもの也人君欲を極め奢を盡す時は無益の器を作り名人出來るもの也是足利の運の末に成たる驗し也無益の事をなして金銀を多く得るを幸として不覺をはげむ故也盛りなる世にはなき事也とぞ

一明智が臣に熊谷宅右衞門廣政は不思議の者也常に戯言を好みて鎗を合する間も種々の秀句を云けりあるとき明智が知音の方に地せり合有て其が勢として物頭阿木彌市と熊谷が輩七八騎差添て安否を問ふ且着込迄にて目立ぬ樣に出立加勢すべしとて遣しけり七月三日の事也し十四五里を一日一夜にもみにもふて馳付けるに敵がたには明智の加勢雲霞の如く來る由を聞て散々に迯去けり其由途中迄使來りて謝し申ければ熊谷言下に

阿木來ぬと目にはさやかに見へね共
加勢の音におどろかれぬる

人々其敏捷を稱しける此人何事によらず理にさとくして的中する事多かりし或時知行所の百姓歌をよみ詩を作りて熊谷に見せければ其詩歌を賞して必子共へは無用の事也飯はすぐれたるものながら手足に付てはわるきものなり其方が詩歌のたしなみもかくの如しと云ひし

一此宅右衞門が子熊谷宮内は後に水戸光圀卿に仕へ

けりこれ又不思議なるものにて能の達人なる由被ニ聞召一度々被ニ仰付一けれ共とかくに病氣など申て終に相勤めず或時江戸にて客設の有し時又々仰られしに相勤可レ申由を申けるが其日に至り必ず作病を仕御斷を申べくと思召けるに何事なく相勤けり元より音に聞へし程の上手にて御感有けり扨樂屋へ入と直に病と稱し五十日程不レ能ニ出一夫より後はたへて不レ被ニ仰付一いかなる思召か有けん頓て足輕を御預けありけり御鷹野などの節はいつも撰り人に召れらるある時夜話の折に樣々の咄を申ける諸藝の咄になりて申けるは士は第一藝の爲に名を奪れぬ事大事也惡敷心得ぬれば肩に出來たる病の首を押のける如く藝斗りになりて其身は無用の人と成候と申ければ甚御感有てさすがに親が子也と仰あり其後御側の衆へ召れ宮内が我等申付たる能を度々うけがはぬ事いか樣にも思慮有べしと思ひけるに我等が所存の通にて滿足也と仰有し一兩年の中に政事にも預りしとぞ

白石先生紳書卷二終

白石先生紳書卷三

一琵琶泉壬寅詩　　兵書峽在歸州郷溪口
琵琶亭九　江　　古賦字棘啄不能句者
琵琶州
一陳秀民有題幼住菴中峯和尙蓮池野亭小像詩
秀民至正中爲武闘城歩巡檢知常熟州國朝未詳所
終周玄約鶴林集載秀民作來鶴詩在從至己巳二十
二年列朝詩
一高殆有吳仲圭枯木竹石ノ詩
沈石田贊史癡翁名忠字延直像曰昭角低垂鼻孔仰露傍
若無人高歌潤打世滑稽風顛月癡灑筆淋濟水走山
飛癡每目詫白石翁爲我寫眞也
常倫腰双刀馳走渡水亭顧見水中影驚蹶刄出於腹
潰腸死
天寶之末章曲終繁聲爲入破
一先生曰大職冠の血脈は九條家也二條家も九條の分
派なれば相同じ近衞殿も三藐院迄にて絕へたり應
山は後水尾帝の御弟にて御繼有しなり
一篁州云紀州に三木山庵と申人當年百四歲也子はな
くて義子有これも六十餘也と申す山庵は德庵の弟
子なるよしなり元祿乙丑のとし四月先生の席にて
承る
一先生に海綿と申物の事を尋申ければ能登の國より
出で侍る某童稚の時より手習ふ硯に入てあれば墨
汁をよくふくむよし北國より來る由を聞覺えて後
に加州に事へし時にもとめて今も侍り得るべき由
仰有格雲云俗に又水絲瓜とも申由也
一先生又能州の邊に石砮を間々得る也と仰有某答ふ
殊に奧羽の地方に雨るよし申す續日本紀やらんに
も一年に兩度雨りたる由を記し申に是體なる物に
記する始りと存ずたゞし私の考には雷斧雷楔の類
か奧羽は雷の震する事多き地方にて侍る古記に見
えしも夏の比かと覺申すもし然らずば肅愼地方の
石砮を龍のまき來るが羊角風の吹送るなるかと申
せば先生雷爪也とて黑く漆にてぬりたる樣に光澤
ありて頭の方は尖り尾の方碎たる樣なる物是も能

州地方にあり其堅き事金鐵の如し但しこれは海鷹の爪なる由を承ると仰せ有

一此席にて篁洲云昔紀の南龍公吉田より舟にて海を御渡り可ㇾ有時に風甚しく浪險なる故に諸老臣これを諫めて止む公曰逆風には非ず唯風の少し甚しくて浪の高きと云ばかりに何事か有べきとて止め申せば止め申ほど強て御渡り有べきに決定したり諸老臣せん方なさに先へ渡りへ行て船の事奉行せし故老の者の頭する人有此ものさる古兵なれば相謀るべしとて呼ぶ老兵則ち來りてしかしかのよしを聞て公を止め參らせて陸を御通り有る樣なるはいとたやすき程の事にて候とて公に見へ申公曰汝は先へ行べきにいかにしてか來るとあれば此風に御舟に召さるべき由承る程に見え奉ると申す公されば人々風あらき由にて危かるべしとて止めぬ風あらきとて　逆風にもあらばこそ追手の常より暴きに何條の事か有べきなれば渡るべき由を申渡したりと仰あれば仰尤に奉ㇾ存候御船は これほどの風に何のくるしき事か御座候べき御悲ゆめゆめ有べからず御渡り有べきにや但し御供の船共は此風には一艘も事故なふ渡るべくは存ぜずしかりとて公の御渡り有べきに誰か供奉し申さゞらん此事いかゞ有べきと申せば左かあらばとて御渡り止みき

一格雲云眼疾には何となく年月を經て妙効のあるは臘月に蕪根を陰乾にして煎茶にひたし眼を洗ふ又齒の藥には松毬のいまだひらかざるを鹽壺に入て鹽を以てこれをつめて性を存して霜にして日夜に齒を漱ぐべし

一篁洲公眼科の良工の申せしは煎茶は眼病に驗はあれど久しくしては害をなすよしを承る故いかなれば藥せざれは病もおのづから何事もなく煎藥を以て洗へば病をかたむる心有故に後に治療を加へがたきよし申せしと云

一身に釘針の類又は木ノ刺（トゲ）なとの立ちたるに梨の樹柿の樹まゆみの樹廿匁づゝ霜して味噌を少し丸してこれを酒にて和して溫服す刺物自から脫出すと云但し三樹ともに萠芽の發せぬ時を候とすと也

一鯁骨を治るには蟾蜍の溫乾せるを末にして梅ぼしの內に煉りて甘艸少し加へてさて紫の袋に入て糸を付て指に縛りて口に啣む鯁骨自ら脫出す糸にて

指に縛せざれば袋を内に吸入らるゝとなり
一餅の喉につまりたるには鷄卵をつぶして口につぎ入れば忽に脱す
一作り土のきれの事紋兎に花なれば花兎といふ其外はつくり土と云つくり土とは茶碗などを燒とて摸形に作りたる土の形なれば也織物多くは金也印金は又外也
一井戸手の茶碗は井戸三十郎の朝鮮より取て來りて太閤に進せしを秘藏有て常に井戸の茶碗と召れし故に其形ちなるを井戸手と申也
一雲鶴は朝鮮國王の官器の文なる由先生仰有二重切の花生を隔筒と申よし是も先生仰也
一先生曰ある古き職原抄の抄物を見侍るにいにしへは天下の禮儀は朝廷にのみありて士庶人は曾て之らざりし程におのづから朝廷を奥ふかく恐しき事に思ひて恐れみ尊とみしほどに王道さかへたり其後には武家に禮儀移りて士庶人までよく知り辨まふるほどに朝廷をおくゆかしく思ふ事もなくなりたり然るほどに王道も又それに付てくだれる事也之かして鹿苑院殿の時に至りて伊勢小笠原大舘に命じて三儀一統の大草子を撰定られて此三家又天下武士の禮法をつかさどりて天下の士庶人は禮義を此三家よりうけて行ひしと見へたり但大舘を武田ともいひて伊勢守は記錄所にて蜷川などは開闔たり是又文道の禮をつかさどる小笠原武田は武道の禮を司どれりとも云今も其餘風の禮といふは公方の右筆の禮を天下に遵行せしむる事也かく有てこそ禮は天下の防とも成べきなり庶人の禮を儀せずともよらしむべし知らしむべからずなども思ひ合せられたる事也某は答申に之からば殷因夏禮周因殷禮この禮の字はすでに制度儀章の禮と見たき事と存ず三綱五常は殷周よるまじきと有とてもおのづから因る所有かと存ず因の字是こなたより因るの字也三綱五常なくば何ぞ因の字を假る事を勞せんや昔は王朝の禮三代相因りて用ひられて過ると不ㇾ及とを損益して一代の禮法を定められて此禮神器と共に相傳れるに周の衰へしより禮を野に求る樣に成し程に天位おのすから輕くなりて秦に至りて大に變じて先王の禮を不ㇾ用一代の禮樂を作り出したりしかば人是を尊むるをしらず然後漢

高唐堯の遠孫とは申せ共匹夫より起りて提ニ三尺劔馬上に得ニ天下一玉ひしより天子には庶人も成ればなる事の樣に成來りて代々の逆亂止む時なく甚しくては春秋の天下を知る事幾度と云事を忘らず本朝には神代の遺風猶殘りて百王の今迄も一姓にて渡らせ玉ふ事を見ても王朝の禮を取傳えたる故も有にこそと申せばされば近き頃見たりし書に馬援が西羌を關中に遷し其後南匈奴を內地えうつされしよりぞ五胡の亂は起れりといにしへ華夷の隔有し時には夷狄の醜類中國を奧床しく恐しき事に思ひしにかの西夷の關中に入り匈奴の內地に來りて中國の事をよく知りて恐るゝに足らずと思ひしより中華を輕んずる事の端にはなれるよし侍り天の險は升るべからず地の險は山川丘陵さて又人の險とは何をかいふなれば禮を申と承る昔八幡殿の武勇功勳のましまして當時鬼神の樣に思ひしだにも粟田關白の門を守られし事古事談か續古事談には見へたるに此禮一度民間に落て禮を野に求て地下より王朝の禮を沙汰する代になりて日一日年又年末世の俗とはなれり心得べき事也と仰せたりし

一子持筋といふ事は太き筋を二つ引て其中に細き筋一つ入れたるを申也上下の太き筋は父母にかたどり內の筋は子をはらめるにかたどる也今世に太き筋一筋を引て其下に細き筋有を申はあやまれるよし古き蒔繪師の申せし也と先生曰ふ

一硯のよく墨色を持出すを潑墨と云墨色を澄すを退墨と申也

一篁洲云今の天子太子に立せ給ひし御時に勅使關東へ參向ありしに其人に忘たしき關東の御家人訪ひて物語せし時に今度立太子の御事にて御下向の由路次の御疲勞とこそ存じ侍れ扨は此度の御使こそうたてき御事なれ抑天下の大體と申事を何れもには存知なき故に關東を始め天下にて朝廷より參らする樣をこそ知ろしめされね承るに一の宮には御障子にとり付給ひて御歎有しをその御手を引はなちて引たてまいらせて御出家をなさせ參らせ今の太子を立させ給ふ由を承り一[illegible]驚き恐れ入てこそ候へ天子の第一の宮にわたらせ給ふをかくあらけなく引立まひらせ御心にもそひ給はぬ御出家をなさせ申て苦しからぬ御事に候はんならば今一階おし

のぼせ參らせてかゝるふるまひしてもくるしかるまじきにこそと存ずればと扨あさましき代には成まいらすると存ればと涙にむせびて申されしほどに勅使もとかくの返答に及ばざりしとぞ

一先生曰禮記の讒言する事なかればさかしらごとゝは申せど讒諂などの事にては侍らず儳の字と通ずる也儳は物をきゝ入る事なれば人の物語し侍るを俗の所謂こしを折ると申事也雷同する事なかれと申は某若き時古き人の敎しは人の物語するゟり馬に乘るなと申されしたとへば今日は天氣のよきといはんに天氣よくて風もたゝずなどゝいひつゞくるを申也勦說とはたとへば人の物がたりせんにかかる事侍ると申さんに其事こそ某能存じたりとて引取て物語するの類也

一又曰はらぶとといふ魚四國の產斗りに子侍る也又は四海の魚四國へ行て子を孕むとも申すゟかある故にからすみと申は四國にばかり侍るといふ人有さ心得ぬると存たれど人のいひしを心得ぬ顏に物せん事いかゞと思へばさこそ侍らめといひし某存ずるははらぶとゝ云魚いづくにも多く侍る事にて四國よりして其種類の渡り來るにや思ふに鳴戶を越る魚はおのづから勞する故肌肉强くなりて魚子を能く保つ成べし他土の魚胎を保つ事を得がたき故にかしこゝにて漏れて種を遺すと見えたりもし左なくば四國の魚には子を胎る事多く他土の少なきはいかゞと存る九州よりもはらぶとのからすみを產する所有と仰也又子魚ははらぶとかと仰有

一又曰よし原雀と申は僞也よしわり雀也卽ち葦割也と

一幼敏の人成長の後術業さのみ崇からぬ事多はゟかなりといふ事を先生の前にて申人有時に先生曰とかく三十以後四十ばかりの頃ならではいかにとも申されぬ事也某若かりしより幾千百が幼敏の人見もし聞も仕るに末の劣りたる多し俗に白瓜藝とやらん申て一寸二寸の時は價貴く侍れど尺にも至らん比には殊の外價賤しくなり侍るなりとむかしよりも申也と有しに格雪ひそかに申せしは天下の術藝才德ともに凡そ關ある事四五ありと存する第一第二三の關は透り安し第四五の關はとをり難き事龍門三級の浪よりも猶嶮しゟかるに幼年の人第一

二三の關を早く透り過たる有其かの第四五の關に至りて透り得る事あたはず此所に至りてとし月を經るといへども此所多は人力を以て計は透りがたし遲鈍の人歩みに怠らずすゝみ行ほどに始のほどはかの早敏の人よりは跡にたちて行やうに見ゆれど年月を經て第四五の關にては留滯する所の人にいつぞの程に行付て肩を並ぶる也但し此歩みに怠らずすゝみ行人は十に一ッも油斷なく其勢に四五の關をも透り得る事はまゝあり早敏の人は一旦の勢ひにてすると二三關を飛越るほどに强弩の末力になりて多くはかの四五の關にて怠り出て行あたりて退歩する事は有也と存ると申さるさも有べき事にや

一紀藩に南泉禪師の眞跡有よし篁洲云

一格雲曰畫師鷹圖を成す事眞を難し得由俗にいひて鷹子を養ふて狩獵を好む人によく鷹を聞て圖する人有世以是を賞す或人云それも眞鷹にはあらずと云ほどにいかにと問へば答ふるに架鷹はいかにも逼眞なる筆も有或は木に岩に抔ある野鷹は少も似たる所なし其故は嘴爪の類悉く人の作りたる跡をうつしたるにて候山林にある鷹の嘴爪はことの外かはり申たりと云みなく驚嘆すと云し

一鹽鐵論に亂世如レ盛治世如レ虛と有亂世は繁盛ににぎやかなりと見ゆるなりと先生仰あり

一信長の弑せられ給ひし時に加賀の利長は瀨田の橋へ着有し比に其の聞えたりしに諸卒ことくくに逃散じて只七人ならでは付添たる人はなし今も其七人の子孫あり其逃散せし人々も何れも譜第の歷歷たり其故は信長すでに天下を半ば手に入れ給ひし上此度の上洛には諸國逐日平均して皆人安樂にこそなるべけれと思ひて登りしに此事出來たれば又々天下の大亂と成ていつ治るべきとも志れざれば早々國へかへりて妻子の行衞をも見んとの爲なりと聞へたり我等其物覺へて若輩の人々今は治りし世にて武を用ゆべき樣なしなどいひしを老武者の度々功有しかいはく若き人々何事を宣ふとわれらもかしこゝにてたとへば百人二百人の內にて漸一人二人生殘りたる故にてかく世にはながらへ候へもし明日にも變亂の事あらば皆々も生のこり給はんは稀成べしかゝる太平の世に逢る事はな

りがたき事ぞかしさなのたまひぞといひしと先生
曰ふ
一又曰文帝の黄老の道を用ひ給ひし事又さも有べき時勢と存ず近く本朝にて德廟の御時何事もなく治を補佐せられし曹參が風によく似たり其後猷廟の御時は武帝の時勢によく似侍りし乍レ去それも末年に及び給ひては嚴に過たりと見へたり井伊殿さへ自筆にて一日に三度づゝ壽林尼迄御機嫌を伺申され候加賀の肥前殿も同じくさなりと承るかく事嚴しく成て後に薨去ましませしに掃部殿大勢の中にて申され候は若君樣は大果報の御人哉公方樣今一兩年まし〳〵たらば必定天下大に亂るべきとこそ存せしにと有しほどの事也　嚴廟の御代に至りて始めは保科紀州御後見致され候內又よく世を靜に何事なく取おさめられしに肥州伊豆州阿豐州などなくなりて後に酒雅樂殿日々に權門強くなり稍濃州は才智有て嚴に過たる人也きされど雅樂殿には寛仁なる所有て御旗本を始として人の損せざらん樣にのみものし給ひし故に今も其子孫の目出度事をば天下こと〴〵く悅ぶ也只一ッ權を固くするの病有し故に終りをよくせざりし殘り多き事也と云々
一昔城中にて足早に走る事もならざりし加州の士一人城中を走り行しを目付衆見咎て加州へ其ヿはり有し程に腹をきらせられし也又旗本衆一人御番所にて三里の灸の潰れたるに足を立てゝ膿を取しを目付衆見て咎られ腹をきられしと云事也と先生仰有し
一先生曰浮田の家より中村式部加州へ歸りて三四千石も給ひし見事也し人のよしに申傳ふ也其子孫猶今もかの家に在なり
一鍋島紀州に渡唐天神の贊を明朝の人のせし有細川越中大守に詹仲和が贊せし富士の繪有とい給ふ
一先生曰慶長の頃天下の法制　神君が利家兩判の物世上に多し神君利長兩判の物は見たる人なし某は是を多く見たり五月十二日の日付にて秀賴樣仰付馬におゐて巢鷹をおろして可二差上一候由を載られたるなり扨又利長の關ヶ原の時關東の味方致されたる事何事ぞといふ事さらに其心根知れがたし乍レ去其事の　前の年五奉行との　出合事和平の後神君

より利長へ仰遣はされしかば天下の御政務兩人にて執行の處に旣に奉行中の出入も事なく相調り候上は某にも久々鄕國へも罷下らず候へば罷下りて政事をも申付度事に存ず兩人一時に是に相詰候にも及ばざるなれば此已後は一年づゝ交替に仕度事にて雖レ然其元に先御下り有度思召候はゞ夫も御心次第に可レ然の由也利長日頃鷹獵を深く好みたる人なるに久しく朝鮮の事故に名古屋在陣仕其後は大坂に移りて平生の好心有し故に御返事に仰下さるる旨一々承屆畢ぬ然らば先某鄕國へ罷下り度存候家督後の政法等をも沙汰し度旨にて下國し給ひて能登國にて日々放鷹して樂まれし處に重て五奉行等謀る旨有淺野大野土方抔が事起りて其事利長へ連なりし事抔さまぐ〜の雜說區々なりし時に上方より早馬一騎來り是細川越州の使也とも申す一封の書を放鷹の場へ達すこれ加賀陣の沙汰有の旨にて利長其場より氣色損じて歸城有レ之侍大將共を始其夜城中へ呼集て籠城の支度有其時に金澤の城に今も在る惣堀はほられし由也或人謀を獻じて仰分けられ無ての籠城は踈忽成べしとかく一應は謝せられて宜かるべしと申使を撰むに三箇國に此使に登るべきの人なし橫山山城守本の名三郎と申せし其時廿四歲なりしをのぼせられしにはや越前の舟場に矢來を結て通さず加州より大坂への使のよしを申に付其所に滯留せしめて大坂へ通して使をば通すべしといふ事にて漸登りて芳心院殿は關東へ天德院殿を中納言殿へその事に和平して山城守加州へも不レ伺して結入之樽肴等の物相調へ首尾好調へ歸國して今も其家の高名に申也扨亦明る年石田が事起りし時に治部より石田吉光と云者吉光の脇差に書狀添て利長を賴むの由申來りし後に利長より　神君へ野村治兵衞といふ者を使に下されし其事何事也といふ事今に知る人なし尤書狀をも奉られざりしよし也神君其夜治兵衞を御寢所の次に臥さしめ給ひて此治兵衞も深く鷹狩を好由我に夜すがら高勢に鷹狩の咄し可レ致と仰有明日三十枚の御腰物によき馬一疋添て御返し也此治兵衞は利長無二の寵臣なりし扨歸りしに越前にて又々關所出來て通さゞりしをいかゞ計りしか加州へ通りて利長は御味方を致されし也或秘說に其時利長

の申されしは秀頼へ一生御如才有まじきに於ては此度の御味方有べきよしを申すに申にや及ぶとの御返事也との仰合されの由也さて關ヶ原役畢りて江戸へ利長一度參られしに台德公板橋迄御迎に御出有利長も悅び思はれしに城中へ參られし時には諸事替りて後悔の心有し由なり其後又駿河へ御隱居の後一兩度ならでは參られず二十萬石とりて引こもりて鷹狩計りして終られし然らば中納言殿をとり立申さんとて天德院殿六ッの御時に加州へ御入輿申さる天德院と申は彼御葬地とぞ利長卒去は五月廿日也其事を駿河へ告申さる但し加州よりの告よりは本多阿波守の告早かりきと申す其時に神君碁を圍み御座有し碁を推して利長の事さて〳〵惜しき事笑止なりと仰有て其まゝ奥へ入らせられしと也其明るとしより片桐等を召て大坂への仰入らるゝ所三箇條有し之關東の御心は和平の御心也しに片桐はたゞ淀殿の下知を主として三箇條共に大坂にて御聽受なかりし故に事敗れに及びぬ此三箇條の一つ神君の御心に隨ひ候はゞ中々かくは絕滅せまじきに時なるかな天なるかなと先生曰く

二月十七日

一松平伊豆守信綱平生の言に儒者の申樣にて國の政務はならぬ物也扨又兎や角と申事を評議して却て政務の害に成よしを申されし程に弘文院學士春齋當時にておのづからもてはやす者もなし神田門外に居宅ありしに某も訪至りしに門外に事問ふ人もなかりきされど其時も酒井讃岐守は通鑑など讀せて聞れ懇意也し由也此時分の事俗眼より見る時は不幸なる樣なれど林學士の博學廣聞は此時の閑居の中に得られたるなれば幸の第一といふべし其後酒井雅樂頭忠世にはよく物せられければある所にて雅樂頭饗應の座に林學士の伴食せられし席にて加賀の清泰院殿として角有しなどと申されしを雅樂頭の林學士に向ひて大姬君樣御事は我々なども清泰院樣とこそ申せ殿と申さるゝ條如何有べきと有しに學士云樣と申は俗稱也殿と申こそ尊崇の稱にて候へ京都の公方家をも鹿苑院殿慈照院殿のなども申上れば清泰院殿と申す何かくるしかるべきと有しに雅樂頭曰く此むかし伊豆守の申されし事有き只今思ひあたり侍ると申されて氣色宜し

からざる故に衆客學士を先づ退出せられて可レ然由にて其座を立しめられき其後に餅ぐはしの出し時に衆客雅樂頭殿へ申されて曰春齋次の間に伺候しぬ御前へ參りて伴食候やうに申べきやいなやと有しにそれ〳〵と在しかば學士又座に就きて餅引寄てひたくゐにしたゝか喰れしと云物語有雅樂殿の此時の詞の末にも豆州には儒を疾み申されしといふ事符合せりされど智計の光りにて當世の人其材略に恐れてこそ畏服せし事とは覺しと宣ふ同日

一三河記と云書に永祿四年今川刑部少輔氏直國亡びて父の仇を報ん志もなく政大に亂れしかば　神祖見限らせ給ひて信長と內々御和睦有るべき旨を氏直聞て使してこれを問酒井雅樂頭正親答て云元康においては義元の御事忘るゝ事なく御弔ひ合戰ましまさば何時も元康御先を承るべし今に至て其御催促もあらざれば其內元康ひとり立の事難き故に一旦信長と和睦仕る迄也といひて成瀨藤八郎を氏直が寵臣三浦右衞門佐に付置てさま〳〵に懇なりしかば氏直三州への發向はなかりし也同五年三月遠州井伊谷の井伊肥後守直親氏直を背て信長に屬する由其郎從に日野但馬守といふ者氏直に告しかば氏直怒て井伊を殺さん事を議す氏直が一族新野左馬之助は肥後守が親友なりしかばこれを以て先井伊に其事を鞫問せられしに直親申樣亡父信濃守直滿既に故殿に隨ひて桶狹間にて絕命し畢ぬ然れば信長は父の仇にて候へばくみし申べき理なしとあれば氏直も左も有べしとて井伊に暇給て其城に歸る朝比奈備中守泰能先つ比氏直より井伊谷攻らるべき先陣を承りしかば迎に使を發したりしに直親道にして行逢たり朝比奈は直親罪ゆるされしとは知らずつゐにおしかけて直親を討しかば直親が子の僅かに二歲にて萬千代といひしを新野左馬之助其母と俱に養たりしに左馬之助も其年引間の戰に死せしに氏直方又萬千代を殺さんと有しかば其母ひとりのがれて後に松平源太郎に嫁して萬千代を育てたり天正三年三月神祖濱松の城のほとりに鷹狩せさせ給ひしときに召て後に兵部少輔直政と云し也永祿五年九月長澤城を責給て陷いれらるそれより牧野右馬允成貞同新次郎康成一族同出羽守牛久保の城を攻られしに氏直一萬の兵を率て牛久

しに武田信虎駿府にて異志あると聞て軍を班す八幡牛久保御油の邊に火を放ち給ひしかば牛久保の兵御油の臺へ出て戰ふ味方國府へ引退く時敵追來りしに夏目次郎右衛門六度迄返し合て敵を追拂ふ八幡を攻んとて酒井左衛門忠次（于レ時小平次）をして見せしめらる板倉彈正二連木牛久保佐脇八幡の兵を率て赤坂へ張出て戰ひしかば酒井苦戰して郎從數十討せて引退くを板倉勝に乘て追來りしに渡邊半藏守綱十度迄返し合三度鑓を交へ山下八郎三郎を討しかば是にて鑓半藏とは云し也石川新七同新九郎殿りして事故なく引退く公是を聞給ひて兵を返し給ふ故に板倉彈正は近藤傳三郎に討れ壻なる板倉主水をも討取りぬ其後長窪へおしよせ給へば城より牧野惣次郎突て出て本多平八郎十八と鎗を交ふ此時牧野が老臣稲垣平右衛門長重酒井將監石川伯耆守を頼みて降參せしり

一一向家一揆の時永祿七年正月十一日針崎衆上和田を攻る大久保父子防戰せしに五郎右衛門は射られ七郎右衛門は疵を蒙り上和田殆ど危し土屋甚助筒井甚六等のみかた十餘人馳付て城外にて戰ふを見て正滿寺衆出て攻戰ふ公是を聞給ひて打出給ふ事急なれば宇都與五郎一人御供申戸田三郎右衛門を初三十八騎御跡より馳加りぬ渡邊半藏刀にて鷄殿十郎三郎が鑓と相交る時に渡邊が父源五左衛門橫鑓を入て鷄殿をつく源五左衛門が甥にて味方に有し内藤甚一矢を放て源五左衛門が兩股を射通すほどに半藏は父を肩に引かけて退く源五左衛門終に死しぬ久世平四郎をこゝにて討取ぬ松平彌右衛門を初て味方の兵五十八人討死せしかば公の御方危かりしに土屋長吉これを見て一揆等にいひけるは我等一旦家門の爲に此城に栖籠るといへ共累代の主君の危を見奉るに忍びず今も宗門與力を捨て主君の爲に死すべしとて寺を出て味方に參りて散々に敵を防て死す廿三歲也とぞ公は矢面に馬を立て苦戰し給ふに矢石雨の降が如くにて御鎧に中りけるを人々諫め申せ共猶御馬をすゝめ給へば渡邊圖書清長御馬の傍に取付てあなたの矢面戰急にして味方進む事を得ず御馬を寄られ候へとて引返せば公は誠と思召卽時にその方へ向はせ給ふに渡邊矢石の至らぬかたに御供し奉りぬ其夜石川日向をして

土屋長吉が死骸を取て鎧を脱せられけるに鐵炮の中りたる跡二所迄有しかば其忠死を感じて御落淚有し上和田へ葬るべしと石川に命じ給ひける同十三日拜見せんとて石川又四郞布施孫左衞門根本十內等廿五人打出て敵の伏兵にあたりて戰ふこれを見て針崎より渡邊半藏同平六寬助太夫を初て三十餘人欠合て戰しかば根本は平六に討れぬ布施は寬と組て既に首をかゝんとせし時に半藏おり合て布施を討つ石川も深手負て下人に扶られて引返す廿五日深澤九八郞青山虎之助は佐崎へ忍入て火を放つべき由を公に申てかしこへ赴く味方よりこれを寺へ告る者有しかば寺の其夜の警固太田が一類相謀て伏を置て二人の者共を生捕て首を斬て明る朝是を出せり三月八日公西へ向はせ給て合戰有首持高橋小太夫を天野三郞兵衞討取て引取給ふ時に榎津鷲塚の者共水野下野守よりの加勢の告を慕ふ刈屋の人に取て返し追まくり鈴木彌兵衞を水野の郞從上田平六討たり神祖の御馬印白五幅の四方に厭離穢土欣求淨土と墨にて書たるなり是は一とせ御戰利なかりし時三州の大樹寺へ入らせられ登譽上人に對面ありて歿後の事など賴給ひて御自害あるべかりけるに上人とゞめまいらせ今一度御戰有てこそ兎も角もならせ給ふべき由すゝめまいらせて白布に此語を書て御馬の先におし立て當寺の靈佛九郞本尊を上人はいたき奉り僧從等をかり催して出て戰ふほどに御戰忽に利有て永く當寺の旦那たるべきよしを書て上人に賜ふ上人其筆の跡を九郞本尊の像中に收められて今に在りといふ是より此御馬印を御吉例の由にて用させられし也永祿六年三月より七年五月十八日迄三州吉田領下地村の太子堂に塞を築給ひ太子堂へ御祈有し處に太子の御像より扇二本出たりしを公悅給ひて旗印になさせ給ひしかばいく程なく東三河を打隨へ給ひ其後は厭離穢土の御旗を止められて此扇を用給し也その扇二本の內一つは太子堂い別當聖仙子に賜ひて什物として今に相傳の由彼寺の由緖書に有しと也世に傳ふ長久保の牧野平右衞門がさし物也又美濃の德山五郞兵衞秀親が馬印を御走取給ひし也其云いかゝ有にや御旗は白地に三つ葵の丸也一說に御家人本多是は城州愛宕郡賀茂の社務職也しかば葵を

以て紋とす公御貰ひ有て御紋とせられしかば本多は立葵を用て御紋に分かつと一說に三州矢作の領主島田平藏が紋也公島田を御攻の時かれが勇力を避て大手へは郎從等をさしむけて公は搦手へ向はせ給ふに島田大手へ打出て蕎麥畑の邊にて討死せしかば其子九郎右衞門其弟二人共に城を出て失せぬ三男は氏家に養れゐたりしを內藤彌二右衞門家長見て夫とはしらね共常の人ならぬを知りて養て子とす後內藤三左衞門信成と號て領地を給ふ奥州棚倉の豐前守信良が祖也九郎本尊は義經の安置といふ後に大樹寺より御持佛堂へ納め給ふ元龜の頃信玄より美少人をしたてゝ京都より家康公へ宮仕を致させてうかゞひ申せしに此本尊自ら倒れしに驚給ひ御目さめたりしにかの少人御寢所へ忍び入しを御とらへ有て鞠問有しかば事のよし顯はれたり公これを殺し給はずして甲州へ送り遣はされし程に信玄怒て其父子共に刑すといふ本尊今は增上寺にまします

一濃の岩村を信長より攻らるゝときに城主秋田伯耆守城中糧盡たる故資財を密々出して兵糧を支度す其資財を水野下野守信光の買しを佐久間右衞門が信長へ申は下野は甲州へ心有て秋田が賄賂をうけて兵糧を入たりと申せば此由を信長より公へ仰らるゝ故に久松佐州定俊をして下野を岡崎へ迎られ相應寺にて腹を切らせらる檢使平岩七之助也此時野州遺言に刈屋を御舍弟惣兵衞忠重に賜ふべしとあれば遺言の如くに仰付られたり久松は此時より公と義絕なり

一其年五月五日岡崎にて端午の御祝畢つて六日より御發足九日に原の岡部迄燒働有十日に掛川へ御歸り十三日吉田へ御越長篠の有さまを農民等に御とひ十四日に長篠御巡見の時坂部文藏鐵炮に中りて甲をば丸の通らね共絕入して蘇生したれ共歸りて五日ありて狂亂して死す其後四千の兵にて長篠を御圍甲州より援兵に武田典厩大將として馬場小山田を三州へ逍遙軒に山縣穴山一條を遠州へ出したり典厩は長篠の向城より二里程隔たり遙の小山に陣し明る日後詰と有時長篠の城代信州先方の入道黑白との馬を獻じて城を渡せり典厩は甲州へ歸る城をば松平外記伊昌に預け給ふ奥平が籠れるは

此後の事也遠州へ出たる甲州勢は森迄出來りしを本多榊原本田作左衛門欠向て逍遙軒を打破る穴山一條山縣等此敗軍を聞て森へ走來りてみれば味方打破られてゐたる所也公御旗をよせられて戰ひ給ふ故に甲州勢卒にみな敗北したり

一天正二年五月武田勝頼遠州へ出て高天神を攻る小笠原與八郎長忠渡金太夫を始として林平吉伊達與兵衛吉原又兵衛小池左近等城の大手の池の堰へ軍を出して戰ふ寄手岡部が責口猿戻と云郭を七月二日に乘とりければ小笠原和を乞勝頼よりも富士の根方大武にて一萬貫の地を賜るべき約にて城を參らせぬ援兵として信長は吉田迄至り公は新居迄至り給へ共小笠原城を出る上は力なく御歸り也信長殊の外に小笠原をそしり給ふ後に甲州亡びて小笠原は小田原へ走たるを信長氏直に乞給ひし故氏直與八郎に腹きらせて首を信長へ參らせられたり渡邊金太夫は甲州亡びし年仁科五郎晴清と一つに信州高遠にて戰死せり此與八郎は公に從ひて姉川の戰に初陣して名を揚元龜二年の春信玄の遠州に寇せし時も三千餘の兵を持て敵の二萬餘の軍に向ひて少もひるむけしきなかりし事よき兵あまた有レ之故也中にも渡邊は姉川の戰に朱からかさに金の短册付たるさし物にて一番に鑓を交て日本第一の鑓と信長の直判感狀たびしほどの者也し

一同年九月勝頼遠州へ寇して大天龍川の邊に陣す公は小天龍の向ひに陣し給ふ村上彌右衛門內藤四郎左衛門植村庄左衛門渡邊半藏服部半藏大久保七郎右衛門同次右衛門森川金右衛門加藤喜介成瀨吉右衛門鳥居彥右衛門日下部兵右衛門山本帶刀內藤平右衛門青木藤七安部善八郎高木九助榊原隼人柴田七九郎小栗仁右衛門梶金平重野十兵衛都築惣左衛門天野傳六松下加兵衛酒井與九郎を始として三十騎計り物見に出たるに敵より鐵炮を飛して下の瀨を敵五騎して渡す有しに身方の三十騎の兵欠向を見て何中より引返すに敵又三騎川へ乘るとひとしく敵軍一度に川を渡り越す公は小天龍より礫場迄又物見を出されしを柴田七九郎一人ぬけ出て山縣が軍近く一町程懸て至りてつく〲と望見て廣瀨鄉右衛門走出て五町ばかり走來るに柴田輕く走り歸れるを敵もみかたも柴田をほめて廣瀨をそし

れる也大天龍の中の瀬を前にあてゝ向阪六郎五郎松井因幡三百計にて軍を張しを小笠原與次郎は甲州へ屬して初度の軍きびしく懸つて玄たゝかに戰ひて松井をいけどりて勝頼に奉れり其まゝ此川端にて首をきられし也

一天正三年七月二股を責らる城主朝比奈彌兵衛が爲に松平吉九郎討れたり内藤彌二右衛門家長彌兵衛を射倒す弟の彌藏兄の死骸を肩にかけて城へ入らんとせしを内藤又射倒す翌朝城より其矢を石川日向守が陣へ送て其精兵のほどを感じて誰が箭なるやと問しほどに公より内藤に感狀を賜ふ公は陷つまじきを見給ひて三州の諸士を召て一日猿樂ありて明日淺野遠山がこもれる諏訪の原を圍て七月より八月迄御陣をすへられ候に此時鳥居彦右衛門城を窺はんとて馬を乘よせたるに城中より猩々緋の羽織を見知て射けるほどに鳥居が腰にさしたる扇に矢一つ中りて又の矢に膝を射られて馬より落る所を橋浦藤八郎走り出て肩にかけて引退候これより元忠は足なへに成たり又大給の松平左近直乘は菊川の方より寄たるに城門を開て敵出て戰ふに直乘追立られて軍の亂れたるに星野と云もの一人取て返して踏とゞまるをこれを討せじと直乘が兵取て返して城兵を追入たり城兵又切て出しにぞ味方又追返されたり公は中山より菊川へ下る南の山にて陣し此たかゝひをよく見給ひて星野を召て年比の功者を仰せられて物を賜ひしに星野打笑て今日の事は人ごとに走りて一入恐しく足の踏處も覺えず穴の中に陷り候を敵も知らで打過たればやうやう出て見るに敵既に味方を追うつて二間がほど山へ引のぼり味方又谷へ追下されて候ほどに賴なく思ひ定めて敵に向ふて候にもみかたの人々取て返て候に力を得て城迄敵を追入て候へば何ぞ某が高名に候べきされど賜ものをば賜りて傍輩共に悅ばせ申べしとて酒樽を三尺手拭に結び付て持て退出す其後に城兵ふせぎがたくて城を捨て小山の城に走れり松平周防守忠次をして守らしめられたり小山をもせめ給はんとあれば酒井左衛門尉諫けるは信玄のなごりなれば勝賴援兵を引て出ぬ事は候まじ城を攻給はず其敵の城々は日を經て降り候べし早く軍を班へし給へとあれば松平左近直乘は攻給

へ勝頼長篠の敗に能兵あまた討せぬれば五三年の比迄は軍をば出すまじと云既に城攻らるべきに定りしに勝頼二萬餘の兵を引て伊節まで來りしかば圍を解て釜塚原を直に引んと有に酒井叉諫て伊節へかゝりて引入らせ給へ勝頼が出たればとても戰ふ事はかなふまじとあればㇾ公たがはせ給ふに城より兵を出して追けるを酒井に戸田左衞門大津三左衞門時隆殿したり

白石先生紳書卷三終

白石先生紳書卷四

一前代鎌倉の管下は相模武藏上野下野安房上總出羽奥州佐渡越後飛驒等也

一上杉

山内（則政の家也上野平井）　大石　小幡　長尾（後の玄意入道は則政の家臣也）

白倉四老也（一說に成田を入て長尾を除く）　扇谷（朝義の家也相州大場）　上田　太田　見田　萩谷（ハギガヤツ）　四老也　ちらし彥四郎

曾我傳吉兩人の讒にて太田道灌を江戶より召て殺さる於玆上田見田萩谷は居館に引籠り山內と扇谷の軍はじまり關東亂るゝ也（永祿五年のことなり）則政の庶子友貞を太三樂松山城へ遣候事（軍鑑十にあり）則政子　龍若　幷北條は捕て家人と共に生害也（甲の十二にあり）

一稻葉伊豫は美濃の土岐が譜代也

一北條左衛門太夫は氏康の寵に預り其弟は辨千代也

一駿河興國寺の城は靑地飛驒後に信虎が被官等有靑地與十郞は小幡が聟となれり

一信州かしらをの村上賴平越後長尾爲景と一日に十一戰すつゐに村上勝利の事何れの比にや

一河越○扇ヶ谷の後北條左衛門太夫に屬す後小石小幡白倉藤田由良見田萩谷筑目皆北條に屬す

一小まとい始る事河越の夜軍よりと甲陽軍鑑五にあり

一信の信玄の時四頭は村上小笠原諏訪木曾也

一飛驒國江馬常陸信玄に屬す志らや筑前子監物（此下落失）

以下「紳書」の第三四卷に收む

一親鸞六角堂觀音の夢を見て附授の偈（ゲ）有しを秘して口に出さず後は月の輪關白殿下法然坊に僧ノ戒律をたもちて一向專修の業を勤給へば往生疑ふべからず俗人の女犯肉食して一向專修の業を勤るも往生すべしやと有しに眞俗一致の由答へ申されければ然らば御弟子の內一人給はれと在し時に法然坊善信をしてまいらせしに善信固く辭せしを汝既に六角堂救無菩薩の告誡有辭すべからずと有しかば善信大に驚きて辭するに詞なくして殿下の御娘玉妃の姬に嫁せし由を傳ふる也善信流罪の後下野に住せし時玉妃の姬も尼に成て下りてつゐに此所にて

遷化し給ふ也結城の稱名寺の內に玉妃堂とて在り玉姬の木像儼然たり他には其傳說なし不審と云也

一佛光寺の事本願寺覺如の嫡子を光玄法名を存覺といふ諸宗兼帶にて一宗の規矩に違ふ事有しかば覺如の勘當を受て興正寺に歸り入眞佛より第七代の中興の上人也但し此時興正寺佛光寺と改られし也と西本願寺の內にある興正寺文明中に本願寺へ入て本號にかへりしなり

一高龍山報恩寺は親鸞第一の弟子性信坊常に師に陪從して歸京の時も筥根を供奉也し時親鸞曰我と汝と西せしめば東方の法退轉に及んか汝は是より歸りて我宗を興隆せしめよとて其時首にかけし笈を賜し也此中に親鸞眞筆の敎行眞證と云六卷の書有其外器具のみ又白地七丈の袈裟に佛舍利を包て入しと弘法の紺紙金泥の三部經一部有て是を傳ふ性信本國下野へ歸りて報恩寺を建立し三年過て上洛し西彼院の庵室にて師に逢ふ此時鸞師六十三みづから我像を刻みて附屬す今の寺中の像是也其後多賀谷修理太夫が事に佛敎寺飯沼の天神報恩寺一時に兵火にかゝりて佛敎寺は大鹿と云所へ退き報恩寺は守屋に遁れ住し也

一權現樣伏見に（現西坊也）御座候時本地歸住の事を訴ふ仰に曰本地へ歸住の事は然るべからず江戶寺院を賜ふべしとて京院屋敷と云に地を賜ひて其後出雲町と云へ移り又八丁堀へ移り又淺草へ移りし也本地をば三十餘石の朱印を賜りて今に報恩寺の領となりて少しの寺を創立して報恩寺とは云也

一山科の御堂の敷地の事　大猷院樣御時に東より望まれしかば賜はりしを西よりも競望によりて兩方共に望叶はずして荒はてたり

一越前吉崎の坊も東西より輪番にて三月廿五日の法事をも執行せし也是も東より御堂建立の事を望まれしかば西よりも又望まれし故御免なくして御堂退轉せり

一東西共に十萬石の格式にて　將軍家へ勤る也又將軍家御代替りには一向宗は不レ殘誓紙をして獻ずる事也

一關東の七ヶ寺と云有是は他宗の親鸞に歸せし也中戶常敎寺（武州關宿領）結城稱名寺下妻光明寺下島三月寺麻布善福寺鎌倉長遠寺（即甲州の長遠寺也）等々力萬福寺江津

眞樂寺等也と但是にては八ヶ寺也三月寺は外なる歟

一二十四輩と云は親鸞の門弟廿四人の遺跡也

一寶藏院弟子にて越前の十文字鑓遣ひ中村一右衞門と云者の鑓を大猷院樣御覽可ㇾ有由にて高橋左近を相手に被㆓仰付㆒仰には素鑓を中段に持て中村いか樣に働き候共構不ㇾ申中村が臍の上にいつも穗先をあてゝ在べしゆめ〳〵つく可らずと也扨仕合の時に至りて高橋上意の如くして不ㇾ動一右衞門も鑓を合せて互に押合しに双方の鑓ひたとしなひたる迄にて押合ふ事程久し久世大和守勝負は知れたり双方相止可ㇾ申由にて事畢りたる由大岡佐渡守も見られし由にて委しく一右衞門の物語を此以前聞候事也當時一右衞門鑓不出來の由を云この時によく仕りたらば旗本へ召出たるべきに不運の至と云々柳生但州評に此時の仕合我等も見たる事也世上の評判不案内之至也　上樣被㆓仰付㆒は極意の鑓也其上にて高橋若輩ながら大力の丈夫者にて上意の旨を守り少しも動かず此時一右衞門もし勝んと欲せば忽ち負べし然るを勝べからざる事を知りて如ㇾ此也しは名下誠に空しからずと在し由也

一牟禮（ムレ）萬五郎其時にはやる小草履取を召仕しに罪有て是を斬罪所へ切れとて夜人を付て遣はせしをかの徒黨の溢れ者共水道橋の向ひなる水戸の御屋敷のあたり其頃はいまだ草深かりし跡なるに伏し居て數十人起りて奪ひ取し也此事後に上聞に達して奥平の家へ御預ヶ也しはるか後に御赦し有台德公の御時にや

一酒井因幡守は今の酒井小平頭の父也鬼左衞門尉の二男とか此人に意趣有とて打果すべき由書狀を遣はせし人有因州心得たりと返答有しを人々聞て和を講ぜしに書狀を遣はせし人は和を聽入けるに因州曾て聞ず此事上聞に達し相手は切腹被㆓仰付㆒因州御改易にて廿年過て御赦免にて歸參有し

一松平豆州信綱の女を土井遠州へ嫁す琴瑟不調の事年久しつゐに奥方を鎖せし也此事豆州聞て夫婦不協は尋常の事なれば數年これを知るといへ共我これを恨みず今既に奥の通路を鎖すとあれは囚獄せられたる也我女何の過有てかゝるはづかしめを請べきやとて川越の士五十騎を急に呼で在府の士三十騎を加へ八十騎をして迎へ取るかねて附の馴

れし者によく取調べ置べしと命じ置たれば難なく尋出したりこゝにおゐて土井の一族色々に和すれ共豆州不ㇾ聽水戸故中納言殿御和調あれ共豆州不ㇾ聽豆州の息甲州などは黄門の仰なればともかくも有べしやと在しに豆州大に笑て汝等は不覺の事を申者かな此女を取返さん(ママ)とせし時は伊豆守が身上にかへて奪ひし所也然るに本意の如になしおほせたる事幸と謂つべし然るを今黄門の仰なればとて再び嫁したらんときに遠江守より止められて返されたらんにおゐては再び恥を見るべき事也汝等短慮の至り也とて終に和を不ㇾ聽こゝにおゐて豆州女に髮あればむづかしとて落飾せしめられし也其後遠州妾に大炊頭出生せしを黄門以前の和を聽れざる事は豆州の心に任せぬ小左衛門大炊頭小名を孫にして給はり候へ然らば以前の緣斷へざるを以て我和を調へし面目とすべしと在しか共豆州我女を取かへせし上は小左衛門事孫たるべき道理なしひらに御免あれとて終に不ㇾ用是より黄門豆州を御にくみ有し由なり

一松平備前守子の彈正忠織田殿の女を娶りてけり彈正忠病氣なりしを近習の者共なぐさめんとて夜な夜な歌舞せしが境町の男妓などを呼しを奥のつぼね憤り色々すゝめける故に内室ふかく妬みて里へ歸りて再び歸らず松平の一族より合ひてむかしより女を出す夫はあれ共夫を棄る婦なしひらに御歸あれさて奥方の本意の如く致べしとあれ共織田更に承引なし甲斐庄飛驒其時は喜右衛門と云しが取扱て奥方を裏門より入れて表の玄關へのり物を寄せて表門より出し離緣せられて事濟たり

慶長軍記抄

一小笠原秀政討死の事本多出雲に前夜語りしは今日若江の北岩田村にて木村主計宗重に軍をかけずして榊原に先を駈られ無念也此旨兩御所へ某が怠にあらざる由申といへ共御心根を聞且諸將のおもはくも宜しからず明日討死して此恥を洗ふべしと也

一福島伊豫正守同兵部正鎭石川肥後守も茶臼山の南に陣したりき又長岡與五郎は庚申堂の北艮の方に備へたりき小倉佐左衛門行春又行陰とも槇島玄蕃允重利山川帶刀堅信堀田圖書勝嘉野々村伊豫守難春中村式部氏惟速見甲斐守時行青木民部少輔一治關

東へ御使に付名代として弟駿河守民部組を持たり
津川左近親行尾張源氏斯波の末本多三彌正直本多大隅守正善
池田備中長幸初名治兵衛武藏守利隆が子也永井右
近安藤帶刀は御先へ參り諸軍を下知す
松倉豐後守　同左衛門尉　桑山伊賀守貞時　鳥井
土佐守成次
大御所御旗本先備　小笠原父子　本多出雲守
立花　左近　本多　大隅　本多上野介
秋田　城ノ介　淺野　釆女　松下　石見
須賀　攝津　植村　主膳　古田　河内
細川　玄蕃　酒井　宮內　榊原　遠江
仙石　兵部　松平　丹波　內藤　掃部
植村新六郎　板倉　內膳　御供三十八本
多百助弓組一備にて守レ之
江戸御供御先備　本多　縫殿　遠藤　但馬
本多　豐後　本多越前忠利　片桐　兄弟
細川　越中　堀　丹後　日根野織部
土井大炊家中　酒井雅樂家中　阿部　備中
高木主水組共　青山伯耆組共　水野隼人組共
鳥井　土佐　安藤彥四郎　宮城　丹後

蒔田　權佐　石川伊豆貞正等也
二ノ備藤田能登　成田左馬允　保科　肥後
丹波五之允　高木　攝津　松平越中組共
渡部　山城　土岐山城定吉　牧野　內匠
土井　大炊　安藤　對馬　板倉　周防
永井　信濃　井上　主計
御左　青山　大藏　阿部　修理
黑田　筑前　加藤　左馬
御側　本多佐渡父子　酒井　雅樂
土井　大炊　安對州井主計
永井右近御小性組也

○酒井雅樂は手勢を添息阿波守を大將とし細川玄蕃頭に軍の成敗を賴む

○土井大炊は手勢を佐久間備前同大膳父子に預けたり

○本多上野介は手勢を息出羽守に付け立花左近將監に軍の成敗を賴む

何れも兩御所の御指圖也

仰に大炊備への次に酒井備候へ敵に合も此通に候と也時に細川玄蕃土井が陣の右に並べて備佐久間

父子が細川は軍法を背くと云を細川耳にも入れず佐久間父子怒り軍使を以御旗本へ申す大炊是を酒井に告るに酒井馬を馳せ御軍法を背くの事謂れなし土井が備の後に立べしと也細川云先陣二陣の前後に備ふにあらず敵のふり合によりていかやうにも候べし先陣左二陣右に備ふ事珍らしからず敵に合時にこそ前後を論ずべし土井殿の軍始まらずば當手の兵一人も戰はせまじ然れば御軍法に背くに非ず今見て思ひあたり給ふべしと云案の如く左備土井敗してけるを二陣の酒井細川より突懸り細川自身鎗を執て吉田と戰ひ首を得たり

兩將軍是を御覽御馬を進らるゝに血に染たる士首を提て畔へ蹲くまる安藤帶刀馬を寄て問に細川玄蕃家來加藤采女名乘る大御所壯年の勇士適なりと御感也將軍家へは山岡五郎作是を言上す

保科甚四郎正貞は兄肥後拗當故忠朝が手にて高名し疵を蒙る

○天王寺表惣崩れにて追打の時板倉内膳御旨を受て前後を下知す

○水野靑山兩組のはたらきの時に松平越中組二の備より欠出て働く

○新宮若狹が弟堀内主水姫君の御供に刑部局東の堀際へ出し奉りしなり依レ之兄若狹迄命を助られ京都に漂泊す主水は大番に入て所領を賜ふ

○秀賴御戒名□□院

○十五日紀州浪人新宮若狹守を和州松倉御番所にて捕へ京へ渡す但馬許にわたされ磔にせんとすこれ舊功の家人等新宮邊に在て去年當年一揆を企つ張本人故也

○長岡與五郎細川式部少輔と號す山城の稻荷に忍て在り父越中守聞て則使者を以て誅レ之獻レ首元和二年六月十三日武藏守利隆卒す三十三歲長子新太郎に因幡伯耆を賜池田備中因州を改て備中へ被レ遣

信玄
- 信繁 信元典厩 望月殿　信濃の望月の跡垳に入名迹を相續す
- 川窪兵庫頭 一條右衞門大夫
- 武田上野守 勝千代
- 女子 信虎駿府にて生む女子也 菊亭殿妻今川義元きも入
- 女子 氏政の室也此腹に國王生ず

義信

龍寶 海野を永祿八年殺して其跡を續し也此時十八歲與兵信政とも云

勝頼

油川原ノ五郎殿 永祿四年五月仁科を殺して其家を繼仁科五郎是也此時五歲

信玄へ降參の木曾は義高也永祿四年迄廿四年信玄信濃を治る也

○美濃の苗木勘太郎は織田彈正聟信長の妹聟也濃州苗木の城主也此女信長の姪也武田勝頼に嫁せしむ永祿八年十一月十三日輿入也

佐久間衛門―甚九郎

左京亮

稻葉伊豫―右京亮
　―彥六郎 右京大夫

山城守 齋藤道三―義龍―龍興
　―菜 喜平次
　―某 孫四郎

森三左衛門―勝藏
　―蘭丸
　―主稅 一本作二力丸一
　―坊丸

古田吉右衛門―古田兵部少輔―兵部少輔
　―大膳大夫

尾州龍泉寺は春日井郡の內也

竹中遠江守 齋藤道三の時使衆居二濃州不破郡磐手の城一 天正七年六月

重治 半兵衛居二磐手一 元龜元年信長討二淺井氏一時使二秀吉爲ㇾ將於ㇾ是重治先登有ㇾ功此時廿六歲 二木城に卒 三十六歲
永祿七年重治十九歲與二弟久作一從者十六人攻二岐阜一斬二齋藤飛驒守一城潰其後三世賜二龍興一

久作

與右衛門

彥八郎 仕二城ノ介殿一二條にて討死

重門 源助 七歲の時父卒十六歲仕二丹後守一於二關東一賜二食邑一大坂の役從二酒井雅樂頭之列一寬永八年十月九日卒年五十九

重常 母加藤氏 左京亮

重次 采女正 寬永九年冬長崎奉行 同十一年九月有ㇾ罪伏ㇾ誅

重利 伊豆守早也

女子

中山助六郎家範―照守 勘解由
　―備前守信吉―信正 市正

仕二北條一守二八王子城一戰歿年四十三天正十八年七月廿三日也

武州中山に生る小字菊太郎又左介後雅樂助慶長八年伏見にて刀盜を捕へたり十二年領二一萬石一天和二年敍爵寛永十九正六卒六十七

佐河田
高市皇子──六世孫
岑緒承和中始賜二高階姓一

其先下野國足利庄足次鄉早河田村早或作レ佐以故爲レ氏正平七年二月尊氏足利庄の大窪の生河戶森小口四鄉を賜二尾張高師業一貞治四年八月義詮高掃部助師義をして信州高尾張五郎援兵とす基氏手書を賜領所如レ故累世鎌倉に仕ふ鎌倉衰て野州佐野昌綱が許に趣佐川田村に居れり六七世の後佐川田喜六昌俊也昌俊越後長尾の侍大將木戶玄蕃が莊內に在て養子と成廿歲より內にて郡の訴を聞玄蕃歌學を好故昌俊も學ぶ玄蕃死て後昌俊洛に來り慶長五年大坂攻先登す左の股に傷づく其後永井右近招レ之冬大坂攻に蜂須賀阿州至鎭シゲザネ永井が營に來り穢多ケ瀨面に九鬼長門兵を城邊へ進む城を去る事何程とこゝより城迄の遠近を計り難し誰か見るべきと有喜六請て行く永井叱す頻に請て城邊に至り九鬼が兵と通語て歸て曰九鬼が兵明日迄は在るまじきと云永井又叱る果して九鬼引去る至鎭賜レ盃寛永十五年隱居し廿年八月三日卒六十五歲外翰嵒と號す飛鳥井雅庸駿府にて喜六が歌を見て稱し後陽成院の一覽に入御感也昌琢に或人當時連歌の達人を問しに西國にては某東國にては喜六と答ふと云

一禮壽院殿御父は大河內金兵衛弟金七殿此下脫落

重盛より十五代
伊勢伊勢守平氏貞──駿河守照庸
　├今川五郎氏親室
　├太郎貞次
　└新九郎氏茂早雲寺宗瑞永正十年八月十五日卒
　　└氏綱北條左京大夫天文十年七月十九日卒
　　　└氏康文龜元年十月二日卒五十六
　　　　├氏政天正十八年七月十一日卒五十三
　　　　│├氏直天文十九年十一月卒卅歲
　　　　│└氏房岩付太田十郎
　　　　├氏邦
　　　　├氏政
　　　　├氏照
　　　　├氏規
　　　　├氏郁
　　　　└氏忠

遠州高天神城主
福島上總守（甲州西郡に發向し萩原常陸が謀にて信虎にうたる）
├北條左衛門大夫（父上總死して後北條氏に仕ふ後左衛門大夫を改て上總守と云河越の備を守る夜軍は廿二歳の時也）─北條左衛門大夫（後常陸助左衛門大夫氏勝也）
│　└景虎
└福島弁千代（夜軍の時十八歳也）

一舟橋殿書に黠ずる事をのたまひしは義の聞ゆるやう計も黠じがたし宣命等にも用ひらる事なればよみやうもつたなからぬやうにわけ聞へ安きやうに斟酌する事也 此段落字

惟齋談
一大將の持再拜の事を問て云是幣帛より起りしにや再拜とは俗の云けるにや恒齋云今も昔の時の遺製とは見へけれ共故惟則が申せしは紀伊大納言古き幣有是軍陣に臨む時用ゆる由を傳ふ此事有やと尋ね有しに思ひあたる事有しかば故萩原殿へ承りしに軍陣にのぞむとき軍神勸請の幣有ければ當家にて調進する故實ある事のよしを仰られし由也然れば古來軍神勸請の幣を持て三軍を指麾せし事より起るにやと云也但幣は伊勢への奉幣は東幣也其外へは東照宮へも東幣にてまいらせし八幡よりはじめてみなねりぎぬを以て製する也上は故實にて四角なるを挾む中央土の四角を表すると云四たれづつ切る事にや重ねの數は先は六重か但し何れも數は取る所有て然るべし四たれは四方にかたどると云又古の青幣は麻也白幣は穀の皮也恒齋も穀の內皮を水に浸したるを割て見しに絲の如くになる物也幣串は一本にて上をわりてさしはさむ也其制僧山伏巫覡の製にはあらず

伊勢より來る大祓串は祓の數をしるす籤也凡一本三十六度をしるす三百六十日にかたどりて祓三十六度を一座とし串一つを以てしるす也

一覽箱は水口ごりのふたの如し此內に宣命を納て賴朝へまいらせし也其時賜りし砂金は使への引手物なり今は禁裡へ上る事歟惣じて堂上の物を安置する多くは小蓋とて硯蓋也御笏も笏の制そひて後小ぶたへまいらすると也廣ぶたは衣宮の蓋也

一直衣は粘を和らかにして宿直の衣也とのいもの丶袋にもたせて昔はとのゐせし也其時直衣を着する也とのゐ帽子といふ有と云それは今の侍烏帽子を云侍帽子と云も地下のみ是も折ゑぼしと云也

一水干は汗衫也汗の字を引分けて水に従ふと油小路殿仰られし也これは束帯は重く狩衣は輕し其中を取て着する也

一道服とは地は純子縮緬などの類也鈕を付て袴着て表に着して烏帽子を着るは燕居の服也但是は佛道の服と云なり僧家より出る成べし

一小袖は小手袖の如くなるそぎ袖也今も天子の常の御服に小袖かくの如き歟

一三方四方は御内々の物か大床子朝餉臺盤の四方に磁器にて今は御膳を奉る昔は臺盤の饗膳をすぐに召さるとかや今様の御膳は御めのとなどの御内々にてまいらせしより事起れりと也

一本朝の文字一萬計も有と云もとは龜卜より始れり先墨を以て書く文字一ッ有てそれより龜兆の推したるやうをもて文字とす今も吉田家には有但しことごとくは訓なきか大かたは訓されざる有字體は枯木の枝の如し是龜兆のひゞきわれたる形なれば也それを吉田家にて秘して一々に訓をいはずそれは吉田の神を封ずる印其文字有に依て字義知れずよめぬ事故に秘したる也肥人書薩人書尾張書などこれは國々の文字也通用し難し今吉田家に有る文字は朝家の舊文なりしかど漢字を用ひしより以來は龜卜にならではいらざる事故に世人知らずもし文字なくんば開闢より應神迄幾千年の中何を以て事を記せんや恒齋按るに本朝に漢字を用ひし事は應神の頃は異國に通せしより事起りしなり本國計りなれば國字にて事足りぬれど外國に通ずるに至て通じ難き故に漢字を用ひ初たる成べしとぞ

一中臣祓などの事常槃連が作と云漸く文字の傳へたる計なり文法字法を置たれば字を使ふ事叶はずそれによりて迻りがなを入まじへたるなりそれを末世には宣命等にも添る事と成しなり始は文に描きより事起れるにやと存ると云々

一六根清淨の祓常槃連作と云也文字佛家より出づ其時の名に非ず後人の作りたるなり但し吉田家の傳に限りて常槃連が作とする也

一舟橋'環翠軒は吉田より彼家を繼し也環翠が子又吉田家を繼し也兩家互ひに絶へたるを繼べしと約すと云々

一下の諏訪は女神也されども社家の説かくは云はず

されど近年湖水の中より印一ッ出たりこれに下の
諏訪女神の社の說のしるし有しと云々
一能登に唐人の日本人へ易傳授せしといふ書の序文
の燒殘りし一枚有て加州大守へ獻りし今も舟橋の
家の傳授殊勝なる事ありと云々
一吉田ノ家には後醍醐の帝の仰にて易は唐の神道也
吉田家にも學ぶべしと有て兼學のやうに成たり兒
の傳も後柏原より賜ひしとぞ
一吉田は侍讀の家也是日本紀侍讀の事也これに依て
今も參内の時などは沓こりの如くなる物にゆふだ
すきぬさ袋中臣秡一巻を入て其宮に劔を付て持せ
らる殊勝の事也
一河内の上ノ聖德太子の宮に一手の御器具不レ殘有
一同國八幡に八幡太郎奉納の鎧ありつゐに其から櫃
を開く事なし近頃田中の僧正開て見しに鎧冑幷願
書有義家奉納と云々加州の大守は其鎧をかりて寫
されし也
一神道に火を改る事竈は五行を以て物を熟し人の食
を繼ぐ基故にかくの如き由是は祕訣と云々
一堂上の人家業退轉なきは吉田舟橋兩家と云々

一吉田の笏は榊ノ木也それを笏に製す
一神をいはふ事ひもろぎの正印の封第一也其後は物
事に祝ふ事あり幣を以て祝ふ事もあり
一社に木を植る事天氣降り地氣うけて陰陽交泰の心
也伊勢の心の御柱も天地交泰の心子細ある事也
一熱田大宮司初は尾張連の姓也中頃藤原家と成たり
それは尾張員職(カズモト)が時に至て藤原範兼を聟とす其子
季範が云員職夢の告有て外孫を以て嗣とす其歌に

櫻花ちりなん後のかたみには
松にかゝれる藤を頼まむ

と云歌夢見し故也と玉葉に出づ
一美濃の南宮もそれなり南宮は金山彥也社家の傳は
全く南方の大德をかりて顯はるゝと云事也と云々
さて社人は不破の大領也(本は宮司姓也)勝良と云し也天武のこゝ
に至りて賴み給ひしに敵尋ね來りしを勝良深く隱
し參らせてこれを勝良が子にめあはせ給ふ故に其
子孫を宮氏と申大領の社は勝良と云々かつよしの
訓めづらしき文字也其頃の人の名に似ず不審本田
善光の名の新らしく昔人の名に似ずが如したゞし
ホダゼクワウトとなふべしと云それは其頃の人の

名にも似たるべし是も亦不審と云々
一賀茂は神名帳又は吉田家の傳に別雷の社と云は雷の中稚雷とも云へり社家の説は瓊々杵尊故に齋院をも立て給ふと云不審加茂へ齋院を立てられしは嵯峨の天皇寶祚に立せ給はぬ内の御願より起れりと云々大鏡に見へたり
一能登の珠洲郡は蓬萊十洲の珠洲と先生の給ふ也
一今の拜殿は幣殿也人の昇る所にあらず平野の社などは今も注連引て人の昇る事かなはず
一烏帽子折ほしへ鷹狩鞠の時の物也それ故かけ緒あり狩衣に着用する事也立烏帽子にはかけ緒無し
一新座猿樂へ吉田より式三番の傳授は鏡の間也神拜にして御酒をいたゞき舞臺の禮のとき神拜の足踏也心もちは神樂の心もちと云也これは本座の猿樂が陀羅尼など唱ふる事を傳授せずこなたへならぶ事も口惜し　將軍家御下知にて吉田より傳授せし事にやと思ふ也
一猿樂は散樂のよし明衡往來の注にあり
一昔のうたひものゝせうは左にさす僧家の陀羅尼等も左にせしをさす猿樂の唱ひ物は右にさす也大和とちの本にてことの外古き物上方より來りて恒齋に尋られしに是を存ぜず但堂上のうたひ物にはあらずせうのさし樣相違せりこれは今の猿樂の法則定まらぬ以前猿樂のうたひ物にやと申せし也
一催馬樂のふし世に傳はらずそれを台德院殿持明院殿へ御所望有しに今はふしかなにて傳はらぬ由を申されしを何とぞ詮議して御うたひなされと有しにえほりはぎと云狂言の謠ひ物は催馬樂を似せたる由なればそのふしかなでに斟酌して謠ひ候由を子息の持明院申されしなり
一吉田殿市にて求められし大職冠の像は〇頭の如き冠に笏を右の手にて押へて帶劍の像也いにしへの作とは見へたり多武峯の像は大職冠の像と云吉田の像容貌嚴也と云々千載の後精爽如レ生なればかく嚴には有べし也と云々
一冠の纓昔は四つが和らか也今のやうに緣をぬりたるには非ず
一壺切の劍二尺有餘三分一は常の力の如くそれより上は兩刄の劍也劍の飾の制朝廷に絶たり油小路殿家に其制をえるせる書有て今の天子立太子の時に

其書を進せらるべき由を申されしに天子に其書なきと云事を忌せ給ふか此度は御内々にて渡しまいらせらるべしとて垣さやのまゝにて渡されしなり

一紋は盖の紋と車の紋とが起り成べし巡察彈正がかちに蝶の紋付るも中頃なるべし河内の上ノ太子に盖の紋有と云

一昔傳奏の江戸へ下りしにはたちつけの儘にて直に城に上り老中へ逢て御對顔には長袴にて有し菊亭殿の傳奏の時より烏帽子狩衣には成たり

右元祿十四三月十六日對面の時也

一天文二年の頃有馬貴純大内義隆に屬し藤[illegible]高木彼ソノ杵順がふ貴純は晴純が父也

晴純天文廿二年の頃杵島の郡を領す晴純永祿の頃入道し仙岩と云

永祿六年有馬鎭純天正十年の比有馬義純同じく義眞と云あり

大村純忠有馬の仙石に被官とみへたり大村丹後守純忠は松浦肥前守が子にて有馬氏の壻也有馬出羽守と云六月十三日死此下脱す

天正元年隆信の親松浦表を征伐す同二年月日隆信の兵城を破て燒討するより松浦肥前守誓紙を持來謁す一岐の日高主膳は五島宇太夫を以て平均を賀す

三年二月公方義昭隆信と松浦肥前守に命じ唐船を造らせらる小早川隆景これを下知す備後鞆トモを領す

平戸松浦氏は安倍貞任の後也松浦鎭信初て隆信に從ふ其子式部卿法印泰岳其子一岐守其子肥前守也

天正十年宗對馬守用師を一岐に遣し兩日高を攻て不レ勝日高主膳同甲斐守謀て對馬の兵數百人を殺す是を鎭信入道道可に告ぐ速に來て武備を堅め彼島を守る是より兩日高松浦に屬し平戸に交替す道可其女を以て主膳が子孫九郎に妻はす

一天正十年松浦道可隆信に屬す五島の宇佐も同じ松浦源太夫判官久ヒサシは源五綱が曾孫也鎭西八郎爲朝九州下向のとき相從て上松浦の守護となる宇野御厨の執行を兼ぬ子孫相續て伊萬里萬田山代久原各私領斷絕なし松浦丹後守榮は久原城山住人也豐前六郎直は山代里村の住也直ヒが子虎丸後に山代喜右衛門貞と云天正六年に死す

┐女　森豐前室

龍造寺隆信——久家（始鎮賢 後政家）
　-女　諫早石見室
　-高房　駿河守
　-安良　杜田八助
　-佐野　源四郎

伊東三位義格島津が衰に乘じ三山に要害し堀を構三州大守と稱す

一秋月が先漢高祖より出づ來朝の始播州大藏谷に至る故に農祖春實朝臣大藏姓を賜ふ天慶三年征西將軍として藤原純友を追伐し世々太宰府の守護たり嫡子を秋月太郎次を原田二郎三を田尻三郎と云也弘治三年筑前の城主秋月文種大友義鎮が爲に亡さる其後大橋豐後守秋月が子秋月種實高階種冬長木種信三人して成長の後天正の比九州に威を振ひし也文種一男秋月左兵衛尉種實元就を賴に永祿十年秋月の古城へ立籠り大友と戰ふ後大友に降る種實此後島津と心を合せて九州へ兵を出す秀吉九州に入る比種長が父宗全大草より秋月に逃歸ると云々と聞て種實法體して父と共に御陣に降る四月の事也

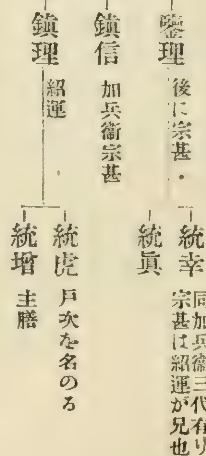
一高橋家は筑紫三撿斷の一也建武中尊氏筑紫へ落て又攻上る時九州二島を守とて仁木一色高橋三人を撿斷職に殘さる高橋光種菊地肥後守と筑後の市場に戰て功有其後數代撿斷職を掌る後に筑後高橋に城を築て居住し中頃より要害也とて筑の所岩屋寶滿山に移りて數世を經大友親世より九州の士皆彼に歸する故に三撿斷衰て天文年中仁木一色亡びて高橋計殘る光種の七代の孫長種卒す嗣子なければ家人屋山北原福田伊藤等大友に貴族一人を賜りて高橋の家を繼せ主君と仰ぎ候はゞやと歎ければ義鎮此儀尤也とて一萬田左京太夫が嫡子高橋三河守鑑種と號して長種が家を繼せ永祿二年四月十日に寶滿岩屋を賜り二十餘町の領地を添て筑前十五郡の執權を預けらる永祿十年六月の頃高橋大友に叛し毛利に通ず永祿十二年毛利大友と戰て勝軍しければ高橋も力なく降を乞高橋相傳の地を沒收して豐前の小倉に移り規矩一郡を與てかすか成體にて有是は舍弟一萬田の妻を宗麟奪はんとて一萬田を誅せし故高橋仇を報んとて宗麟に叛したり鑑種小倉の城に移り法體して宗専と云家人北條伊賀鎮久叛して大友に通じ宗専毛利と心を通ずる由を讒し

大友より貴族を申受て高橋の家を再興せんと望しかば宗麟悦で吉弘左近太夫鑑理が弟主膳吉衛鎮理（シゲリ）を元龜元年御笠郡を賜り元の居城寶滿山岩屋兩城を堅め高橋鎮種と名乘時に廿三歳也三十の內にて法體し紹運と云

一天正九年十一月戸次鑑連高橋紹運共に嘉戸稱波へ出て秋月種實と戰て首三百廿餘兩手に得たり明る年紹運が嫡子左近將監統虎が十七歳なるを去年稱波の軍より器量の勝れたるを見知て養子に望む紹運異儀なく八月十八日立花が城へ送り士ともなく中間ともなく瀬戸口十兵衛と云者只一人供させけり天正十三年九月十一日紹運七十三にて卒す

一天正十四年七月十二日より薩摩勢高橋紹運が岩谷の城を攻島津與力秋月種實高橋元種等を始めとして五萬餘人也十四日より攻る廿七日に攻落され三十九歳にて自殺す

一紹運二男彌七郎統增寶滿ノ城を守る岩屋落て後島津より城を渡すべしと也家人伊藤源右衛門が謀にて統增を立花へ登城あらば城を渡すべしと也さなくば戰はんと也起請を越ければ城を出づ立花へはやらずして肥後國吉松と云所へ八月朔日に送りて番を付たり其後薩州へ送り新善院に籠置明年迄薩摩に有秀吉九州に至りて統虎に統增を呼べとあれば敵より渡すまじきと申せば秀吉立花三河入道賢賀は老武者なればかれをこゝにてこしらへて見よとあれば遺す難なく取返して歸れり



一元龜二年戸次丹後守鑑連筑前守護を賜はり中國に押へと云々鑑連五十七にて豐後府部藤北より鎧嶽城筑前の立花へ引越し名字とし法體の後道雪と號す天正甲申迄十四年立花に在城す

大友記に戸次紀伊守鑑連入道道雪とあり

一原田は後漢光武の十二代獻帝の末阿多倍王孝謙帝大化中に歸降し播州明石浦に着て大藏谷に居住す阿多倍第一の子貴重王是大藏の元祖原田波多秋月

原江上高橋六家是より出づ貴重十二代大藏の春實天慶四年藤原純友を追討使となりて功有しかば筑前の國を賜ふ御笠郡原田に住せしより原田の號有と云後に春種と名を改む其孫種資の時に同國那珂郡に移り住す種資四代の孫原田次郎太夫種直後に太宰小貳に任ぜし故に岩戸少卿と云平家の方人故關東に囚れ平山季重に預られ十三年を經てゆるされ歸國し本領の内安堵といへ共昔の勢ひに似ず（家人にだに及ばずイ）大に衰れり筑前怡土郡の鎮守高祖大明神の社務上原兵庫の勢有しかば緣を組行て賴む種直四男四郎種成を聟にせしかば舅の勢に依て次第に近邊を押領し高祖城して子孫數世此に住せり大友が時に下總守親種と云大友宗麟に討れたり

白石先生紳書卷四終

白石先生紳書卷五

一西國衆高良の御陣に參る
唐津城天正五年の比迄波多尾張守松浦方にて此時
龍造寺に屬す
平戶は其頃は松浦民部太輔
大村城は大村丹後守純忠（初新太郎後入道理專と云）天正の初迄大
友に屬す五年の軍してまけて娘を義隆が二男江上
家村が妻として幕下と成る大村左兵衛同左近太夫
又八郎あり
一筑後柳川城は宇津宮の末蒲地近江守鑑盛入道宗雪
が嫡子蒲池彈正少弼（民部少輔共右衛門尉共）鎭武居住也天正九年
五月隆純を殺して龍藏寺家晴に歸す
一日州の城主伊東三位入道八千町を領して島津と戰
ふて仕合せよく勝軍して島津を侮り思ひしに天正
の始義弘一萬三千にて飯野と云處にて伊東が先陣
と戰て勝負を爭ふ伊東が兵六千也此時軍急にして
伊東が家人米良伊豫守義弘と鑓を合す義弘既に討
れんとせしに家人等來り援ふてまぬかる島津が七
手散々に破れたり伊東が先陣勝誇りて川狩なんど
して遊びしに義弘急に襲攻しかば伊東が先陣散々
に討なされ先陣の士大將共二人討死す是は先陣の
惣大將高春（紺珠に高松城代野尻法蓮か城也とあり）の城代福永丹後野村備
中不覺也とて入道怒て出仕を止む二人追々佗び事
すれ共免さゞる事三年終に島津に心を通じて內應
し己が城に引入しかば入道戶ノ部の城にたまり兼
天正四年十二月廿八日豐後へ引て攝津式部を賴み
て歸國の事を賴しに宗麟始はゆるさず田原紹恩に
付てしきりに歎きければ天正六年八月十二日三萬
五千餘を引て薩摩を討んと出立手の勢馳集り五萬
餘騎にて八月廿日大隅に發向し長手大江ノ城を攻
落し九月十八日高ノ城を圍む城主島津中書伊東が
飫肥町に在しに付て和を乞大友不レ聽して攻て落
ず義久後詰として日州佐土原に着陣す宗麟城の圍
をときて耳川の邊に向ひ十月廿日日州耳川の北に
陣す義久十一月五日に耳川の南に陣を取十一月の
九日に矢軍少々し小迫り合有て十一日の戰に大友
大に敗れて引返す宗徒の人々多く討れたり此後三

位入道は京都に落行て老死す弟の民部少輔文武の
達人にて太閤より本領を賜し也此ス〈へ落失
　田原近江入道紹蓮を頼ければ入道三河國東の
　郡旅宿の門の前に
　のみゑらみ鼠となりて三位殿
　　たはらの下をはひまはりけり
入道夫より豫州へ渡り周防の山口に來り居住し天正十一年十月迄は周防に在それより京にて卒す息左京太夫は父に先立卒す弟の武部太夫鎮武太閤に仕へて歸國す

一相良は鎌足十一世ノ孫遠江守爲憲李ノ助なれば子孫工藤と稱す十五世ノ孫左兵衛督周頼遠州相良の庄を賜りしより相良と改周頼四世の孫庄司四郎頼景建久九年右大將家の命をうけ鎮西に下す其子三人嫡子三郎長頼求摩の城に居す次男四郎宗頼山鹿郡に居し內田相良と云ふ同三男五郎頼平玉名郡を領し山北作左衛門と云長頼が子孫榮へて求摩葦北八代三郡を領す長頼十餘代の後從五位下宮內少輔義敏（滋イ）其子從五位下右衛門太夫晴廣其子從五位下修理太夫義陽天正八年三月下旬島津に與みし先陣して宇土顯季と共に大友が國へ攻入宇士は飽田郡義陽は益城郡へ打入て大友が大將御船の城主甲斐宗運が爲に討れ緒方喜藏首を取る宗運は民部太輔入道也肥後國にての事なり

一平兼盛御抄は玄旨也袋艸子は清輔
御抄云光孝天皇の御末興雅王の孫平篤行が子也從五位下駿河守と云大和物語には越前守と云し後撰集には兼盛と云し袋艸子には兼盛本以二王氏一爲二大君一大曆日云々後平姓と云々赤染右衛門の實父也袋艸子に云天德の歌合に兼盛正衣冠參候終日祗候す忍ぶれどの歌勝畢と聞て拜舞して退出す自餘の歌勝負不レ聽と云々

一佐竹

昌義 義光孫 依二其爲氏一常州人領二久慈郡佐竹鄕一
- 忠義 太郎無レ子 隆義養子
- 義弘 二郎 爲レ僧
- 義政 太郎
- 秀義 三 四郎 別當
  - 義繁 四 別當常陸介
  - 秀繁 左衛門尉

- 二
  - 義宗 三郎
  - 隆義 四郎
    - 義茂 六郎 南酒出氏
    - 義將
    - 助義 號ニ北酒出氏一イ
    - 義清 稲木氏
  - 義季 五郎 藏人
  - 昌成

- 五
  - 長義 二郎 常陸介
    - 六 義胤 孫二郎
      - 七 行義 彦二郎 別當左衛門尉
        - 八 貞義 二郎 別當 始高時に屬し後將軍家に屬す 常陸介遠江守兼上總介
          - 九 義敦 小二郎 左兵衛尉 刑部大輔兼左馬頭
            - 十 義信 大炊介伊豫守 兼左馬助
            - 義躬 小場氏
          - 月山 夢窓ノ弟子
        - 義綱 三郎 長倉氏
        - 義高 又二郎
        - 某 掃部介 大塚氏
        - 貞宗 六郎 中條氏
        - 景義 馬淵小三郎 高久氏
      - 義貞 稲木養子
      - 盛義 南部氏
      - 宗義 五郎 小川氏
  - 義高 岡田氏
  - 義直 二郎 額田氏
  - 義綱 眞崎氏

義春 常陸介 小瀨氏
師義 掃部介 刑部大輔 山入氏
與義 上總介
言義 尾張守
祐義 刑部大輔
宗義 依上三郎
宗義 石塚氏
義孝 大山氏
義實 藤田氏

十一 義盛 右馬頭
義有
義仁 上杉安房守憲直二男 義盛以レ女娶以爲レ嗣

十二 義俊 五郎伊豫守
義倭 常陸介 戶村氏
賢定 右馬頭 右京大夫
常德院
義高 源三郎 右衞門佐

十三 義治
義成 三郎 天神林氏
義久 小野氏
某 號二存虎一
義長 掃部頭 宇多野氏

十四 義舜 從四位上少將右京大夫 永正十四三月卒
周義
義武 三郎 久米氏
義信 左衞門督 北氏
政義 左近大夫 東氏

十五 義篤 從四位上右馬權頭 大膳大夫
永義 今宮氏
義元 四郎 部垂氏
義隣 二郞左衞門 南氏
某 號二溪齋一

十六 義昭
義昌 山直氏養子

十七 義重 常陸介
資家 那須養子
義家 小幡養子

十八 義宣 從四位下少將左中將 右京大夫
盛重 葦名盛隆養子
義堅 東政義養子

義尙 南義隣養子

貞隆 岩城親隆養子

宣義 多賀谷養子

義繼 彦次郎

一坂東三十三所觀音

一、鎌倉杉本寺　二、三浦岩殿寺　三、田代寺

四、長谷寺　五、飯泉寺　六、飯山寺　七、金月寺

八、星谷寺

右相模國にあり

九、慈光寺　十、比企岩屋　十一、吉見岩殿

十二、慈恩寺　十三、淺艸寺　十四、弘明寺

右武藏國にあり

十五、白岩寺　十六、水澤寺

右上野國にあり

十七、出院　十八、中禪寺　十九、大谷寺

廿、西明寺

右下野國にあり

廿一、八講寺　廿二、佐竹寺　廿三、佐白寺

廿四、雨引寺　廿五、大御堂　廿六、淸瀧寺

右常陸國にあり

廿七、飯沼寺　廿八、滑川寺　廿九、千葉寺

右下總國にあり

卅、高藏寺　卅一、笠森寺　卅二、淸水寺

右上總國にあり

卅三、那胡寺

右安房國にあり

一秩父三十四所觀音文曆元年に始ると云

一、四萬部妙音寺　二、大棚正林寺

三、岩井津淨泉寺　四、荒木寺　五、語哥寺

六、東向寺　七、牛伏保長寺　八、西善寺

九、明知寺　十、大慈寺　十一、坂路寺

十二、野坂寺　十三、慈眼寺　十四、今宮寺

十五、藏福寺　十六、西光寺　十七、常林寺

十八、神門寺　十九、龍石寺　廿、岩上寺

廿一、觀音寺　廿二、童堂　廿三、學音寺

廿四、法泉寺　廿五、久那觀音寺　廿六、岩谷寺

廿七、大圓寺　廿八、橋立寺　廿九、笹戸觀音寺
三十、寶雲寺　卅一、鷲岩寺　卅二、法生寺
卅三、菊水寺　卅四、水泉寺

一松前の産
鷹眞羽　鹽　干鮭　鯡　鰊カド　數ノ子　炙鯨　昆布
獵虎　水豹　熊皮　鹿皮　胡濱トド　ナツフ
アモシツヘイ　膃肭臍　干獨活　干豆腐以上

一島津
義久右衛門大夫　義久舍弟三人 兵庫頭忠平　左衛門大夫俊久以上
大友記　中務家久
義久舍弟 義弘昌久中書
彰久
忠長

一大友家
鎌足十五代孫
光能
　親能美濃守
　　廣元大江氏となる 毛利祖
　　秀巖石淸水別當
　季時駿河守
　　能直大友祖 一法師男女子十六人あり
　　親實嚴島周防守
　　師員大膳大夫
　　師俊三池
　　親家門司陸奥守
　　仲能田村刑部大輔
　　親直筑井左衛門尉

親秀 利根二郎後大友大炊頭肥筑豐之後州を領す　隨二賴經將軍一寶治二年卒

能秀 大夫五郎建保元八月肥後詫摩山本二郡を賜り別當職に補せらる後堀河安貞二年任二從五位下肥後守一弘長三年卒六十六歲詫摩祖也

十一男
泰廣 立花祖 左近丞 ─ 親廣 ─ 親益 ─ 親幸 ─ 親直 ─ 親光 ─ 親氏 ─ 親宗 ─ 親虎 ─ 親時

親弘 ─ 親重 ─ 親忠 ─ 親盛 ─ 親國 ─ 鑑直 吉弘左近將監

鎭宣 吉弘左近將監　天正六年十二月十二日日向新納院高ノ城にて討死 ─ 統幸 加兵衛

紹雲 鎭理　高橋三河守秋種養子　高橋彌七郎筑前岩屋城主　天正十四年七廿七島津と戰死 ─ 統虎 立花左近將監始爲二戸次伯耆守鑑連入道道雪養子一筑前國立花城主後改二宗茂一

女子 大友左衛門督義鎭室

一岩城氏

○桓武帝 ─ 葛原親王 ─ 高見王 ─ 高望王 ─ 良望

繁盛 ─ 安忠 權頭 ─ 則道 岩城二郎 大夫 ─ 忠清 二郎 ─ 清隆

師隆 太郎 ─ 隆行 二郎 ─ 隆守 二郎 ─ 隆平 二郎 ─ 義衡 二郎

照衡 二郎 — 昭義 二郎 — 朝義 二郎 — 常朝 規堂 — 清胤 二郎

隆忠 下總守 — 親隆 下總守 — 常隆 下總守 — 由隆 民部大輔 — 重隆 左京大夫

親隆 左京大夫 實伊達晴宗嫡男 — 常隆 左京大夫 — 貞隆 忠次郎 實佐竹義重三男 — 宣隆 但馬守 — 重隆 庄次郎

○信雄 天正十三月日任二大納言一從三位同正二十四正三位一從二位十五年十一月十九日正二位八月八日叙二正二位一十一月廿一日內大臣同十八八月出家

信良 兵部大輔 少將元和二十二廿九 侍從同九十二八左少 將寬永三五十七卒 — 信昌 因幡守兵部大輔 上野內二萬石 — 信久 內記越前守實出雲守 侍從 萬治三十二廿八叙二從四位下一

信友 — 信偷

高長 出雲守侍從寬永十二 侍從萬治廿二廿三隱 居 — 長賴 山城守三萬二千百石 侍從慶安元十二從四 位下無官萬治三十二 廿八日卒 — 某
— 信武 伊豆守四品 侍從對馬守 — 信恒 壹岐守
— 某

○長益 源五仲從 有樂 — 長治 四男也左衞門佐 卜齋 萬治二十二廿八隱居 — 長定 豐前守 一萬石 萬治三十二廿八叙任 — 長明 主殿 — 長淸 內匠 實父 山城守

— 偷長 大和守 — 長種 修理 一萬石 — 秀一 信濃守 寬文元十二廿八 叙任 — 秀親 監物
— 某 源三郎

片桐助作後且元

○市正貞盛――孝利 出雲守――某 半之丞――某 承應三年家督 助作

某 又七 明暦二年二月十九日兄の家督三千石七千石上る也

青木丹次

○一重 民部少輔――重兼 甲斐守――重正 甲斐守

本ト藤原なれ共平姓也法眼の事有故也

鳥居法眼良源が子孫今の鳥居也三河へは百理新左衛尉よりうつるといふ實方の末葉也

小出は二階堂の別れ共曾我の別れ共申也

○奥平貞能 慶長三十二月廿一日卒 六十二歳――信昌 元和元年三月十四日六十一歳卒

家昌 九八郎大御所御女加納殿天正元年十二月元服賜二御一字一十五歳の時慶長四年從五位下大膳大夫六年十二十八日宇都宮を賜ふ十萬石慶長十九年十月十日卒廿八歳

家治 松平右京大夫元祿廿三月四日卒十八歳傳祚附錄に云天正十六年元服賜二御一字一上州長根を賜ふ後從五位下大膳大夫賜レ姓稱二松平一

忠政 菅沼忠次郎松平飛驒守慶長十四年改二松平攝津守一傳祚附錄慶長十九年十月二日卒卅五歳――忠隆 忠七郎

忠明 松平下總守

一公卿補任信長朝臣の事

天正二年　彈正忠信長三月十八日正四位下參議同日從三位

三年　從三位參議十一月四日從二位權大納言七日右大將

四年　十一月十二日正二位同廿一日内大臣大將如レ元子レ時四十二歳

五年　十一月十六日從二位同廿日轉ニ右大臣ニ大將如レ元

六年　六月六日正二位四月九日兩職を辭す

一秀吉朝臣の事

天正十一年月日參議從四位下平氏也

十二年十一月廿二日權大納言從三位

十三年三月十日正二位内大臣從二位

十四年十二月十九日太政大臣從一位

十九年秀次十二月四日内大臣正二位

文祿元年秀次正月十九日左大臣關白

一上賀茂十六流系圖

氏一流

禰宜 在實—忠成—安賴—安成—成氏—氏經—氏安—氏繼—氏綱—氏世—惟氏從レ是氏分從ニ在實ニ十一代

平一流

神主 幸平—惟平—彌平—世平—延平—近平—員平

從ニ在實ニ十四代平之分從ニ成助ニ者十六代

清一流

澤田祝 宣能—久清清の分れ從ニ在實ニ十三代從ニ成助ニ十代

能一流

神主 能雄—能任能の分れ從ニ在實ニ十四代從ニ成助ニ十一代

久一流

神主 氏久久の祖從レ是分る從ニ在實ニ十代從ニ成助ニ七代
能久の神主後鳥羽院の御宇也

俊一流

俊之祖 資親—親俊—親兼—俊員—俊宗—俊兼—忠俊

俊の分從ニ在實ニ十五代從ニ成助ニ十二代

直一流

久時—資繼—茂繼—爲直—久直直の分れ從ニ在實ニ十三代從ニ成助ニ十代

成一流

氏神構祝 信季—康成從ニ在實ニ十二代從ニ成助ニ九代

重一流

權祝 重定—正祝 重通—重春—重員—重冬—重賢—重親

重の分れ從ニ在實ニ十五代從ニ重保ニ九代

幸一流

實保―實行幸の分れ從ニ在實ニ九代
重保孫

季一流

季保―重政―季繼季の分れ從ニ在實ニ十一代
重保子

保一流

正視
保成―保能保の分れ從ニ在實ニ十二代從ニ重保ニ五代

宗一流

宗助―宗成宗の分れ從ニ在實ニ七代從ニ成助ニ四代

弘一流

正禰宜
重能―重朝―朝兼―兼氏―久兼―忠兼―重弘

弘の分れ重弘より口代從ニ在實ニ十二代

顯一流

片岡禰宜
師重―師繼―遠繼―遠基―遠顯顯の分れ從ニ在實ニ十一代從ニ成助ニ九代

兼一流

權祝
經―兼保從レ是兼の分れ從ニ在實ニ八代從ニ氏助ニ五代

一加藤左馬助儀本國生國共三河にて父三之允一向宗門の儀に付御家を罷出大閤へ罷越候處左馬助も大閤へ罷出志津が嶽高麗其外數度武功共御座候て大閤感狀數通御座候事

一大坂にて石田治部少輔奉レ對ニ權現樣ニ種々野心の儀御座候砌御內意御味方仕候儀共家の留書に委細御座候其以後景勝御征伐之時分御供仕罷下り候て御跡治部少輔謀叛に付上方大名衆何れも被ニ相登ニ候節左馬助も御先供之旨被ニ仰付ニ罷登申候尾州清須に上方衆何れも一所に在陣仕候上方大名衆權現樣御出馬相待候處村越茂助殿爲ニ上使ニ被ニ罷登ニ來年中御出馬可レ被レ遊段上意之由被ニ申述ニ候偖大名衆存之外成御意に付とかくの御挨拶無ニ御座ニ候處左馬助申候は御意之趣御尤至極奉レ存候何れ上方大名衆一働不レ仕候はでは御出馬無ニ御座ニ候段乍レ恐御餘儀なき御事に奉レ存候先岐阜の城攻落し可レ申由茂助殿より言上仕其後左馬助頭取いたし岐阜城攻初り申候茂助殿江府へ被レ歸候て其趣を被ニ申上ニ候に付追付御出馬被レ遊候此段世上にては福島左衛門大夫被ニ申上ニ候由申觸候得共其節權現樣より御書　台德院樣より御自筆之御書村越茂助一々申上候段御滿悅被レ爲ニ思召ニ候由の御文書にて御書左馬助頂戴仕候

一岐阜責の節松平下野守樣いまだ清須に御在城の處

諸大名衆何れも被レ申ニ追付ー落城可レ致候間最早下野守樣下野へ御出陣には及申間敷由被レ申候處井伊兵部少輔殿本多中務太輔殿迄左馬助ひそかに御內意申上下野守樣岐阜へ御出陣御手合せられ候に付權現樣御機嫌能被レ爲ニ思召ー左馬助へ御褒美之御言葉御座候事

一關原以後左馬助儀十萬石御加增被ニ下置ー都合二十萬石にて伊豫松山に居城仕候事

一台德院樣御代に至り二十萬石に御加恩にて奥州會津へ所替被ニ仰付ー五萬石三春にて聟松平石見守三萬石二本松にて二男加藤民部に被レ下候左馬助幕下に被ニ仰付ー外に二萬石御預り地都合五十萬石之高にて御座候事

一慶長十八年十一月十八日台德院樣左馬助櫻田の宅へ御成被レ遊候事

一元和八年九月十五日大猷院樣御鎧御召初之節左馬介儀武功御忠節之者之由にて御鎧召させ上候樣にと被ニ仰付ー召させ上申候其節御腰物等拜領仕候事

一寛永七年左馬介會津にて相煩申候節爲ニ御尋ー從ニ台德院樣ー爲ニ上使ー朝倉仁左衛門殿大猷院樣より爲ニ上使ー仙石因幡守殿并醫師久志本式部殿被ニ成下ー御懇之上意共有レ之候其節之病氣本復仕致ニ參府ー御禮申上候事

一左馬介儀　台德院樣御懇之思召にて保科彈正忠殿御息女を尾張故大納言樣御養娘に從ニ台德院樣ー被ニ仰出ー左馬介惣領式部少輔へ婚禮被ニ仰付ー候事

一式部少輔儀も　大猷院樣御懇に被ニ成下ー御夜談其外御成之節の御供に被ニ仰付ー候事

一式部少輔世忰內藏介儀は妾腹に出生仕候に付幼年の時は家來堀部主膳と申者之子分之樣に仕預り置申候其後式部少輔手前に差置大猷院樣御目見申上式部少輔一所に月並にも登城仕候式部少輔儀病氣に付御訴訟申上會津差上申候以後內藏介儀は一萬石被ニ下置ー候事

以上（按に嘉明永祿六年に生る同七年一向宗の事終る關ヶ原は三十八歲の時也）

德川記（に山中山城守長俊太田和泉守資方）此兩人編輯の書也

小笠原秀政ニ二男林藤助光政と云々其子藤藏長政其子藤助政緣ヨリ

德阿彌坂井ノ庄官五郎左衛門、聟遺跡となり父に

おくれし時廿四歳と云々五郎左衛門は一兩年過て死去と云々

德阿彌（松平太郎左衛門親氏）坂井五郎親清 ─嘉吉元年十二月生る

─小五郎親忠（後氏忠と改寛正元年二月八日生る 後酒井左衛門尉氏忠入道淨賢と號す）

─與四郎親重（寛正三年正月十一日生る）雅樂助親正（正親とも）

─將監忠尙（ヒサ）

─左衛門尉忠次（初小五郎）

文明十一年七月十五日信光安祥を襲ひ給ひし時親淸廿九歳小五郎氏忠廿歳與四郎親重十八歳にて馳參り搦手に向ふて城を攻取と云々後に小五郎親忠親忠殿と同名なれば氏忠と改む

一榊原は親忠より仕ふ七郎右衛門長淸と云伊勢壹志郡榊原の住人仁木左京太夫義長の後胤也しが故有て三河に來り正德年中三州井田合戰の比より仕ふ其子七郎右衛門長政も此時一所に向ふ也時に十二歳と云長政の子二人嫡子孫十郎 法政（後に七郎右衛門） 二男小平太康政（後式部太輔）

一大久保和泉守忠繁生國下野大久保の人代々那須與市の旗下也故有て其子和泉守忠政は三州に來り親忠に仕ふ忠政が子五郎右衛門忠勝嫡子七郎右衛門忠世二男治右衛門忠佐三男權左衛門忠友（後に忠將） 四男平助忠勝（後に彥左衛門）

一岡崎の彈正左衛門昌安の娘をば淸康終に離別なり玄能比丘尼と云し也其後江州の靑木筑後守貞景が女の腹に廣忠生れ給ひて此女卒せられし後刈屋の水野忠政の妻のやもめ也しを迎へられたり是は宮の善七娘也此人忠政方にて一人生る後に廣忠の妻となり給ひし也（此說不ㇾ審）

一宇理の城の熊谷備中守直盛江州の住人なるが織田月岩の旗下也

一三河菅沼の領主土岐新三郎定直は正長元年に南方の小倉殿謀叛を企ひそかに嵯峨を出で伊勢に趣き國主北畠を賴て軍を起し其頃三州の住人菅沼信濃守俊治に將軍を恨る事有て小倉殿に與力せしに小倉殿御和睦成て再び嵯峨へ歸らせ給ひ菅沼も三州へ歸りて蟄居すかくてはいつ迄有べきと鄕民を催し兵を起す此由京都に早馬來りければ義敎將軍の下知にて土岐大膳大夫貞安幷富永伯耆守氏久土岐彈（一本有二正字一）太郎賴房舍弟新二郎光貞土岐新三

郎定直等永享六年十二月廿四日三州菅沼に向て軍し土岐定直はからめ手より向て戰しに菅沼信州討死し定直首を得たり菅沼俊治が舍弟菅沼新六郎俊榮將軍家の近習せしが兄に與力せず厚賞を蒙りて元の如に仕ふ土岐新三郎此度の勸賞に菅沼の領を賜はり土岐を改め菅沼新三郎定直と名乘しが長祿九年親氏の兄泰親大將にて押寄せ戰しに菅沼敗軍して降りぬ定直其子新八郎定鎭其子新八郎貞俊其子織部正定□也

一本多正時は佐渡守正信には五代の祖作左衞門重次には四代の祖縫殿介康俊には七代の祖と云正時泰親公の家人也

一東條の松平右京亮義春は參日近の奥平久兵衞貞敎を責てかたれしなり

一安倍四郎五郎忠政松浦八郎右衞門鎭貞大原左近右衞門維宗

一柴田權六勝家荒川新八賴季此下落字

一東條の吉良三河守義安今川に叛きて軍して後に降る駿河の藪田に押籠らる其弟吉良左兵衞尉義照は兄に一味せず東條を攻しかば義安が代官として西尾の城に置東條をば番手にて守らす

一富永半五郎忠元葛山備中守勝嘉三浦左馬助義就飯尾豐前守顯蔭淺井小四郎政敏關口刑部少輔永親此下脫す

一阿部大藏大夫正澄二郎三郎信康公の生れ給ふを悦ばず人問に答て曰弘治二年始て元康公三河へ歸らせ給ひし時或夜の夢童子二人來りて御身に代る天下の寶を授んとて出せしを見るに是と云字也公左の手にてこの字を受く二童云よく握り給へ開く事が大事也と示して歸らんとす公いかなる人ぞと問給ひしに日天子月天子也と答へて東の方へ飛去りぬその邊りに京より博士來り居る安部兵部泰茂と云大藏人をして是を呼しめ御夢をかたらせ給ひしに目出度御夢也一生の御中に天下の主とならせ給ふべし御子孫十二代はたしかに相續し給ふべし是と云文字日の下の人と書りそれを掌中に握られん事は天下の守護にあらずんば叶ふ可らず但しよく握らせ給ふべし開く時に至て大事也と示し申されしは尤御愼の第一成べし公は既に寅の御年寅より指を屈して十二支をかぞふるに寅卯辰巳午迄は指

を屈めて握る故御家督は卯の年の若君御立給ふべし五代は安穩なるべし未よりして指をひらくされば未の年の君御政道に邪あらば大事なるべし此時に御愼みあらば申酉戌亥子巳十二代は必天下の君とならせ給ふべき御吉夢也と占たりしこかるに此君卯辰巳午を過て未の年也必家を嗣せ給ふべからずとおもひて悅ばずとかたりしと也

一桶はざまの時信長より佐々木承禎へ加勢を乞しかば前田右馬助兼利乾兵庫助實敎に二千三百餘人を添て遣はす

今月八日九日兩日今川義元の先陣三州吉田岡崎邊へ上着仕近邊放火今日三州尾州境川に至り着陣の由傳へ聞て織田信長も近日三州表に出張して可レ防レ之由被二相議一今川上洛之道に爲レ可二防戰一丹家善照寺中島丸根鷲津等の諸城に信長之家臣を被レ篭置候處に中村鳴海の守護山口右馬助弘家子息半田弘高奧田等義元へ密通之由其聞へ候右の旨宜言上候恐々謹言

五月十一日卯上刻　前田右馬助兼利

乾兵庫助實敎

馬淵伊賀守殿

目加多攝津守殿

一井伊信濃守直盛葛山播摩守長嘉岡部五郎兵衛長敎澤田掃部實重今川中務直義季尾ノ愛智郡沓掛ノ城落字織田方丹下ノ城に水野帶刀忠廣山口海藏院廣憲拓植玄蕃允友顯善照寺には佐久間右衛門信盛舍弟左京亮親盛中島には梶川平右衛門重實伴田右近助長繁丸根には佐久間右馬秀盛山田藤九郎秀親鷲津は飯尾近江守公致舍弟隱岐守信衡織田玄蕃允信平鵜殿長助孝景鳥井四郎左衛門信元石川十郎左衛門知綱淺井六之助正次矢田作十郎淸格降屋半之丞親周杉浦八郎五郎忠則高木九助正通一に廣正高木主水淸孝石川新八郎綱房小笠原三九郎長定三浦右衛門佐義鎭板倉彈正忠重晟

一戶田政光を奪ふと此下落字

一萬千代父井伊直親小田原福門寺の曲輪を攻る事

一周防の三田尻の五十岩淸助と云商人が百姓の奉公に出るに心付べしと云事と中の商物米のうりかひに心付べしと云し事十六箇條の國務の事を諫し內なり下落字

降參せよと云しときよみて送る
き名にかえん世中に
とりとゝまるならぬ有とも
刀有と云瑠璃柄の太刀かと云々
公任自筆西三條殿に有と也
太田の社に鏡を以て神體とせし事
は白河の御時花園の大臣有仁美男
より衣紋つけて糊こはくなりしな
なかりしと也
也奴袴ももとやつこの袴後に上さ
衣やうのものに成しなり
最上より出し紅藍の粕にて染たる
着也裝束人には知れず
烏帽子白き狩衣下襲を着て淺黃の

ば其夜横に裂たり一位歸洛に頓死也其後吉田左衞門佐兼治勅使たり親父兼見心もとなく思ひ下向すべしとて宗源殿にて問答其時兼治短刀を懷中にしてもし癒ずんば自殺と見へし其破裂既に痊給ふべしと見へし故兼見悦び下せしに果して平癒也凡像破裂の時は松の樹裂ぬると云これにて像の破裂を伺ふと云々此時權現様より御感狀を被レ下本多上野介添狀吉田の寶の第一とす

一奉幣使の事正保二年大猷公伊勢の奉幣を初めらる是日光の奉幣を望給ひしより起れり德川家絕へても奉幣使退轉なからん爲みかの原の禁裡の御領に添て奉幣領を寄附せらる日光奉幣使領二百石と聞へし

一仁德の鳥野の御陵はあばかれて石棺の蓋の石堺の政所の庭の踏石となれりと云又伏見の內に在し米

ち金元柄に有せめに金をふせてつ
うにけぬき形有細太刀とは微細の
心にはあらざるか足は革也
いかい事とは大きなる事を云大き
など丶云かゝる類也
榊原古式部云片桐などが茶の湯物
也柳營は旗さし物も自由なるやう
たるは茶の湯より起れり是物ずき
々に新奇のふへる故也
忌む天武より牛馬をも禁ぜらる猪
准じて忌と云事法曹至安に見ゆ江
肉に加ふなど見えし此比よりの事
忌事見へず諏訪などは古風の殘れ
訓は氣枯也惻隱の心也淸氣也
朝の時より知れざる也東鑑に見ゆ
佩玉の容觀玉聲を習ふ心也關白の

以上一名紺珠

白石先生紳書卷六

一吉川惟足が名は從時其子源十郎が名は從長

一關新助名は孝和(タカカズ)建部彥次郎名は賢弘(カタヒロ)

一谷に贈る行基やきの土箸出し所は泉州家原郡中川と云所の地中に出づと云

一中根壹岐守正盛（一口宇右衛門正章攝津守正巳宇右衛門正庸）

一某むかし大坂にて久寶寺町鴻池善右衛門に問ふ正德の新銀にある處の貞銀いか程にやと試に吹分けさせしに新銀四匁一分二厘を吹わけたれば眞銀七分五厘ならではなし凡新銀百目には眞銀十八匁二分三毛餘の積り也これを一割八歩二厘三毛に當るとすべしと改所よりゑるし出たり（但建內より來れる也）

一丙甲の春正月北條安房守物がたりに其祖先の事北條左衛門大夫玉繩の城を去り其後豐後殿へ召けれ共まいらず

東照宮へ召されしかば參れり富岡の地を給りて其

後病にふして御上洛の時に舍弟新藏陣代として供奉す（此時秀賴の京へ參られし時歟）御留守にて左衛門大夫卒す新藏此由を聞て跡の事心元なく候と申せしかば御暇給りて馳下るとてかれも途中にて死したり左衛門大夫我を望申につきて保科彈正忠の男して後を繼せ後出羽守と申せし是也左衛門大夫家に一族に後繼すべき由申ければ新藏嫡子梅千代とて其頃五歲斗に候歟是が事は上にもゑろし召れず淺野へ入せられし姬君は氏直の室にてまし〳〵ければ梅千代が事をゑろしめされて不便の事に思召紀伊殿と水戸殿の御母に此由仰られしによりておかち殿へ參れとて駿河へ參りたり姉一人（一本作姫）有き二人共に參りたり折ふしおかち殿御氣色にそむき給ふ事有てこれらの事申上らるゝ事叶ひがたかりしに下女をして神祖の御通り有時を伺ひて御廣敷にかの男を出し置かる神祖見なれぬものなりとて召尋らるに北條梅千代と申何ものぞ何方に有けるぞと尋給ひしにゑか〴〵と申ければ新藏に子はなかりしと聞しに子有けるにやと仰有て五百俵を宛行はれて程なく御他界有しかば髮おろして江戸へ參りて

德祖に見へまいらす其時には高家の面々の式にて拜禮有き然るを水戸殿の御母仰られしはいやしき詞に昔の劍今の菜刀と云事もこそあれ御奉公の志しあらば御番かたを願へかしと仰られしかば此由を屆申に付て御番衆にはなされたりそれより御歩ち衆の頭になれり次第に轉じて御先手に成し時猷廟思召す旨有其時仰すべしと仰下されて新番頭になされたり此時に千百石の祿には至れり御他界の後御靈屋の事承りて造出したる時の御加增四百石を合ての事也其後大目附となされ其後又井上筑後守が闕に補せられて宗門改め事を兼帶するに及で千石を加へ賜りて二千百石になれり安房守卒せし時に二男は是より先に御番衆に召出されて三百俵を賜はりしかば所帶を分つに及ばずそれが弟福嶋傳兵衞に二百石を分ちたれば二代に當る安房守は父が遺領千九百石を下し給はりたりき初め新藏陳代にて供奉の時に地黃八幡の旗をぞゆづられたりき故左衞門大夫鍈の團扇は出羽守が家に傳はりしを後に家亡びて其家人等が御先祖のものなりとて送り來りしをすべて先祖の物とて寶とする事も自ら相續し相受てこそは家寶とも云べし一たび外へ渡りて又その家人等が送り傳ふるものを受て何かせんとてとらず豐後家へ召れし時の黑田官兵衞よりの往來の書はいかなる故に傳はりしか安房守家に取傳へしを火にやき失ひたり地黃八幡の旗は四半の龍（一作旗）の黃なるきぬに墨にて八幡の二字を書し物也又安房守が小幡勘兵衞に軍法を傳へしは若き時より學びし也新番頭になされて此事を尋仰られしときに其書物を御覽に備へしに事長じたる其要をしるしてまいらせよとの御事にて三十餘條に約して參らせし事ありきと云々

一井上筑後入道の安房守に申されしは耶蘇の法はもと邪法なりといへども聞人の信ずべきの說あればこそ此敎にしたがふもの有その心得すべしと猷廟の仰有しかば息男等にも此事の沙汰はきかせずといひしによりて安房守も此事に於ては息男等をも其座に置ずして事を沙汰せしと也又筑後入道がいひしは猷廟の仰に耶蘇の法は不祥の敎也その爲に家國の人を一人も罪に行はん事は我國の損と云べし成べきほどは我國の人の損とせざらんやうに其

宗を改むべしと仰られしと云々
美按ずるに杖つかせよと仰られし事は其後天艸ほどの事にこりさせ給ひし後の事成べし

一安房守大目附たりし時に何事にか有けん評定衆議一決して沙汰文を書出すとて草按を立られし時松平故伊豆守一坐の人々に讀聞さしめて皆々いかに思ふ所あらば申され候へと有しに衆中皆々可レ然と申安房守只一人申す旨なかりしかば房州はいかにやと有し時某が所存は此旨とは相違の候と云出したり伊豆守心得がたし左程に候はんには此程うちの評定になど其旨を申されずして今決斷の時に至て左の給ふは心得がたしといふ安房守某心得違へ候ひしと見へ候向後の事は心得候と申に伊豆守心得違られしとは何ぞと問ふ其時安房守申には某事は大目付の職を承り候故に衆議を聞居候てもし某が所存をも尋られし時には何某が申所は利何某が申所は非也と存じいかゞ候べきと申職事とこそ心得候に只今の仰を承り候へば某も評定衆と同じく評定すべき職にこそ候ふならん今迄その覺悟なく候ひしは心得違かと申伊豆守とかくいふに及ばず酒井雅樂頭きゝていかにも房州の申され候所もその謂れありと申されてさて安房守が所存を尋ねられしほどに所存の程を申出したればつゐに議を改めて安房守が申せし如くにて決せられき

一甲斐庄飛驒守の申せしは彦坂壹岐守と申は古功者にて候ひき越後殿家中の爭論を糺し問ふべき人も被二仰付一たるに大目付にて彦坂を召加られて其由を仰付られて其人々退出の時壹岐守一人は跡に止り居て某事も此役に召加られゝるは大目付の御役の心得にて衆にまじはるべしとの御事に候歟但し衆中と同じ事を糺し問ひ大目付の御役を離れ候へとの事に候歟と申す老中尤に候大目付を召加られしは其御役を守り候て立まじり候へとの御事に候と申されたりきされば此事の決し候迄壹岐守はつゐに一言を申に及ばずして人々の糺問のやうを打聞てのみ居たりき

一親にて候安房守申き堀田筑前守事は其死後に至ては人々申事共あれ共よの常の人にてはなかりし也我等が町奉行になされし時不才にして御役の事に堪へがたく候はん事を恐れ入候といひしに尤にて

候但し公事人と相手になられず候はゞ御役はとにも角にも勤り申べしと申されたりき事すくなくして其要を得たる事也いつも〱此一言を思ひ出すなりわろくえぬれば公事人と奉行と爭相手にならんとする事有なり相いましめ愼むべき事と申き右五條今の安房守申せし物語也

一同三月十九日大村家老富永五郎右衞門に深見新右衞門殿とて初見富永申す今の大村伊勢守は藤原純友より三十三代也純友が子伊豫の國にかくれ住む其子の代に大村へ遷れり富永も伊勢より隨身せし家人也と云南蠻人我國へ來り始は薩州種子嶋其後に豐後へ來り第三度目に大村領に來る今に其地に本院のあと有此所よりして民部太輔純忠代に元龜己巳春初めて長崎に來る此頃には長崎も大村所領にて長崎と稱せしもの丶領也同二庚午三月長崎內町六丁を建て地子銀三百目を出して寺院を建置ぬ其後秀吉の代に南蠻人博多にて秀吉の近習の者へ無禮有とて長崎を追出し有き（おもふに是は薩摩陣の時の事歟）此時に長崎の地秀吉の御領となりたりこれは地子銀取て南蠻人に借たるに其南蠻人此所を沒收せられしが故也天正十六戊子に鍋島加賀守へ預られ候四年にて文祿元壬辰より寺澤志摩守を長崎の奉行にせしが寺澤は□（松カ）浦の家也と云

一慶長十五庚戌の有馬修理大夫黑船を燒沈む（有馬大村より兄の家但し庶兄也と云）同十九甲子切支丹寺破却有是は大村も家中も領內も此宗門たりしが此頃大村領の切支丹寺破却せしに付駿府より大村をめして其子細を本多上野介して尋られしに大村言上せしは某先祖より小身にて大國の間にはさまり居候事故石火矢に武備の助けの爲に南蠻人の宗に罷成候へ共心得ぬ事候故に一本と申ものをイタリヤの國ロウマに遣して其學を仕らせ候事十二年にてバテレンとなりて罷歸りて申に此宗門心得がたきに付て尙又嬉野と申家人を呂宋へ遣はし置候事三年二人申所相同じきによりて疑を決して其宗門を改めて加藤肥後守淸正朝鮮陣以來の知音仕候に付法花宗は下々の心堅よりて宣しとて上人壹人差越候間それへ一寺を建立して住持させ悉く法花宗となし候同じくは長崎の寺院をも破却せらるべしと上人すゝめられ候いかにも建置事不レ可レ然と申に決して長崎の南蠻

寺を破却せられしと家には申傳し所也と云
一寛永八辛巳年阿蘭陀人平戸より長崎へ湊替
同十二年乙亥日本人異國へ渡海停止
同十三年丙子阿蘭陀出島築レ之總坪數三千六百五十一坪四合三夕長崎町東西九百七十七間半南北五百廿九間也
此年南蠻人日本にて持候種子二百八十七人此内宗門の者共ゐ呂宋へ被レ遣しを大村警固して送り出す
同十六年黑船渡海停止
同十七年庚辰正月黑船一艘入津す沖にて燒沈む
正保四年丁未六月黑船二艘入津八月歸帆大村より町中警固
明暦二丙申五月十七日暹羅より金札船入津八月十九日歸帆大村より警固
元祿元戊辰十善寺唐人小屋立總坪數八千十五坪
長崎と云ものは鎌倉の長崎が末流にて正平年中地場の帳面に長崎小太郎と云もの有
一東照宮信長と御勢を合され戰の有し時寛又藏に人數を御あつかはせ有しに殊の外樣子替るを信長譽られしに家康が者にはかれほどの者は猶多く候と宣ひしを又藏聞て我程のものさ程多く有べしやとて恨申て出發したり廿四歲斗の時の事にや神祖かく仰られしには思召も有レ之にや此ものゝ事惜しみ思召されしかばにくきやつかな日本國中を搆はせ候べしと仰られしと聞へしかば我國に足をとめかねいかなる便に朝鮮へ渡りて在しにかの國にて敵國と戰ふ時に負軍しけるを見て我に兵少しあらば斯る負はせじものをと云を其國にも聞へて試に兵を預けしを我國の軍法を敎へて戰に習ひし時に均しく出て戰ふ程に勝軍して敵國の地ども取得しに至れりかくて其後日本朝鮮和儀にて朝鮮の官使東武に來り歸る時に駿府へ參りしに神祖使の者共御覽じて朝鮮の上々官の中に何人ゐに居し者を見知しやと御尋有しに誰しも見ゑるべきやうもなく候と申ければ寛又藏ゐ也いかなる故にかの國に行ては又來りぬかと寛のもの共に樣子を尋ねさせよと仰られしに寛のもの共尋行て事の子細を問しかば在し事共をかたりて殿樣にも御機嫌能悅入候と申す今は日本に有しよりはましたる身に成され共日ごとに此國の事思ひ出さぬ日もなしされ共すでに妻子も出來しかば今に至て國に歸るべきにも非ず

と申せしと也覓の親族に佐橋內藏助の語しを大岡五郎大夫入道壽緣の物語也
一右後に佐橋左源太に尋ねしに覓又藏は水戶へ附られしと也朝鮮へ渡りしは佐橋甚五郎とて同氏の者也又藏といふは誤り也台德院殿御見覺有て本多佐渡へ仰られしと申傳ふと云々
一堺の茶湯者共の事丙申五月廿七日谷が物がたり
一武野紹鷗 俗名は武田伊豫守仲樹初名新五郎世をのがれて紹鷗と云へしと云々

宗庵安齋 居州源英被ニ召出ー ― 十右衛門

今井宗休 ┬ 宗呑
　　　　 └ 宗巽 ― 平右衛門 ― 喜右衛門

七郎兵衛 公儀御代官伊豫の松山御用の內死 ― 七九郎

千利休 ┬ 道安
　　　 └ 女子 宗寬妻此宗寬子後に有馬へ奉公宗寬子高島十右衛門宗寬は千氏を稱す十右衛門に至て高島と名のる

千少菴 利休妾の子にて利休へ連來り千となのる ┬ 宗旦 ― 宗佐 ― 宗佐 ― 宗佐
　　　 ├ 宗室 ― 宗安 ― 宗室京に住す
　　　 ├ 宗雪
　　　 └ 宗守

一河內にての大山を尋しに谷云金剛山につゞくものなし嶺迄も河內地と見えたり萬葉集の歌に欽明天皇國見のといふは此山にての事也と申歟今も山の內に國見と申所も候と申す美按に饒速日尊河內の峯に天降れしと云は此山の事なるべし
一東福寺靈源院淳長老御諷經の爲に下られしがかたられし由靈源院は水野家にゆかりの事候其故は織田信長父子の京にて失られし時三日を經し朝に男一人うらの山の方より出來て住持の長老に逢ひて我等は此亂に遁し者也此山の內に隱れゐてけふ三日物をも喰はず饑につかれ候へば物給はらんといふにて飯を與へければ喰ひて其殘を三尺手拭に包て歸りぬ其夕つかたに男五人出來て前の如くにいひて住持の御なさけにも此所に隱し給はれとて五人の刀脇差共三尺手拭に束ねて差出したり長老此上は心得たりと天井の上にあげて寺中の者にも知らせずして隱し置候斯て廿日 一本作ニ六日ー 餘りも過し後に東國へ參らんとて暇乞して出さりぬ其後に水野惣兵衛尉より使を賜りて過にし頃は長老の情けにて危難を免がれ候此恩忘るべからずといひ贈れ

り其後は靈源院を菩提寺となされて寺領五十石寄附しつねに信仰の事共なり別屋にて死せられし時に位記を送下されしかばそれを葬りて塔とす今も和泉寺の寄られしものは幷文書等多し長刀なども有其後にも寺領十石になりしが福山の守護家亡びし後領もなく成たり此人の娘を神祖の御養女となして加藤肥後守へ遣はされしがそれは清淨院殿と申此文なども今に候と云し其東國へとて出られし時は寺の下男付て裏の山を泉涌寺の方へ下りて山科へかゝりて送りしといふ其長老は我々より五代になりぬる長老也と云しとぞ

一南禪寺聽松院長老の由井主水入道淨覺がまさに見聞し事也とて申せしとて語られしは板倉周防守の馬にて三條通りを行れしにいとけなき子の見て周防めが通るは〳〵といひしを父母かたく制しけれ共いひ止まず周防守是を聞て人を遣して其親の名をきく父母いかなる目に逢ひなんやとおどろく周防守家に歸りて家人を召て幾年の前に三條通りの何某といふ者の公事の事を糺るせし物出せといひて取寄て見て明る日かのいとけなき者の親を召すは罪にや逢ふと歎きながら參る召出して其方は幾年以前に何某と跡目の事の公事して何某が勝に成て三貫目の銀を何某に與へられしものなるやと問ふさん候と申す我つく〴〵おもふに其時の公事は我あやまちて其方の非公事に裁行したりき返々道理也其事は堪忍してくれべし三貫目の銀其方が損にすべき樣もなければ今返し贖ふ也とてみづからの銀三貫目出して取らせ歸したり是はおさなき子の何ゆへに我に恨の有べきやこれは此事を生れてものゝ心をもわきまふが比よりして父かの公事に負て次第に衰ゆくまゝにかく淺ましくなる果ては周防樣の御裁斷によると云事を聞覺へたればおさなき心にも恨めしく思ふが故に周防めとは云し也と思ひ返せしが故なり此人は自らの非をかざり非を立る事などはなかりし人也と申せしと也

一又同じ長老の云しは土屋但馬守數直は人の云事のならぬ事云し人也と慥に承る能勢治右衞門事は近江の局にゆかりありて大奥へ參る嚴有院殿にはおさなきものを愛し給ひしかば召れし也かの子十四五に及ぶ迄奥に參りしに稻葉美濃守板倉市正を召

て能勢の子もはや成人に候與へまいらするは親の不心得也其由申給へといふ板倉能勢にゆかり有故也板倉承りて父母ともに此事を恐入候へ共上樣より召候へば力なくまいらせ候後の事は唯今の御詞を申通すべしといふ數直聞て市正殿能勢へ御申には及ぶまじく候上より召候ものを誰かいなと申事のなるべく候歟召だにあらば十五廿三十迄もまいらせて何事の有べく候父母の心得なくならるゝは道理也といへどもせんすべもなき事に候と申されし故に稻葉二たび云事なかりし也

一丙申八月二日大岡備州物語に長崎はもと鎌倉の長崎が子孫來り居し故にかく名付候元は深江村と云し近世南蠻の船來り止りし時大村より長崎を智にして其地も大村に屬す薩摩陣の時に南蠻人は秀吉の逐はれし也其後名護屋の陣へ長崎參りしに目見は有しかど罪をいひかけて殺さる長崎をば鍋島飛驒守に預けられて三年其後寺澤に預られたりといふ其長崎の第一人金吾へ仕ふと云ふ也

又阿蘭陀の平戶に居しに松平伊豆守島原陣終りて九州も打廻り平戶に行て阿蘭陀人の居所の城の如くなるを見て日本に居らんと思ふには我こぼつべしといひてこぼたせ明年に長崎へうつされし也夫迄は出島には南蠻人を置しといふ嶋原陣の前に口逐出されし跡也といふ也

一近江八景の詩とて世に行はるゝ是は圓光寺三要の弟子方長老事相國寺と出入の事出來て正保二年相國寺を落のき江州中森村に蟄居す二年の後召出され候に八十餘の老僧住持の儀御免有べき由にて足利學校の當住澤玄西堂に圓光寺を讓りたり彼近江八景は江州蟄居の時の詩也その蟄居の所を龜泉坊といふ三要はもと足利學校也此時相國の鹿苑の口長老僧錄故に近所にて相續の所とて東九條にて被ㇾ下し寺地の地に九石三斗（光カ）を相國寺へ出し相國寺院内に借地せし也今の圓覺寺へは澤雲代に願て引移りたり歌は三藐院殿也と云

一國姓爺福州に行し年は八歳也五島一官と云唐人の子の十六歳になるを長崎奉行つけてやられし也此十六歳の兒不肖にて歸されしを後に淸川文左衞門といふ深見氏の亡父久兵衞の烏帽子兒にして綿香を造る事を敎へしといふ本朝の線香は此淸川の始

め造りしと也

一一官といふ唐人の子長崎町人にて年行也是が云し父の所へ唐人共の來りし時天艸の四郎が十二三にて唐人の供に雇はれ來りしを唐人の中にて相をつくづくと見て名を問ひ父を問ふ濱の町といふ所のものゝ子也通詞不審におもひて尋しにかの唐人云日本ば心得ぬ所也あの如くなる者あの如くなる賤役を執りてある也かの子は天下に望の有者也されど運早き程に望は成就すまじきと云ほどなく有馬の賊の事起りたるとなり

一國姓爺が家人の星學を能せし者は林華といひし也嚴有院殿の御生れの年月日時を聞て吾唐山にありては帝となり王となるの命也さてさてよく故主國姓爺の命に似たり但し國姓爺は一生苦勞此人は一生安樂也海外に夥敷權柄行はる國姓爺も海上天子といはれしと云しと也是は深見氏從弟の四也とて見せられしをかくいひしと也

後按に國姓爺四十歲にて五月八日死す嚴廟も又然り心得られぬ事也以上二件深見新右衞門物語也

一丙申の冬雀部六大夫入道重羽の物語に我父駿河より此所へ引移りし頃に今の駿河臺の邊開けたり此事金地院日記にも見ゆ駿河衆の屋敷被ㇾ下候故に駿河臺と云也其頃には江戶川といひて今の龍慶橋の筋の川南へ流れて平川に落合たり今水戶殿の前の土堤の少しひきく見ゆる所郡其川筋也夫を埋みしかど後に又落入たれば又築しかど地落入て口扨その流の平川へ落入らんとする筋は唯今の內藤駿河などの屋敷也夫故に內藤屋敷に今も地有といふ是其時の川筋の水の殘り也此處に鶴の下りしを聞召し台德院殿御合はせ有べしとて御出の時に御番衆の二三人見んとて御番所より私に跡に付て來りしを土井大炊頭の見付て皆は當番にてはなき歟と問ふいかにもと答へしかば御番所を仰なくてうちあけて參りては必ず御叱りに逢ふべし我跡より參れよきにすべきといふ程に尻に付て來るに鶴とらせられて御氣色よかりし時に若きもの共御鷹の鶴とり候事をつゐに見ぬとて跡に付て參りて候と申されしかば御覽じて誠にかれらいまだ見候事はあらじと御笑ひなされたりといふ今の猿樂町といふは觀世太夫屋

敷有て座の者少々居たりき扨かの駿河衆引移るに至りて今の如くに水戸殿の前の掘を淺草へほり續けて其土を以て大堤をつかれて内外の隔出來てこなたを駿河臺と名付たり其後に又陸奥へ被ニ仰付ーていよ／＼其後をふかくせられし也觀世屋敷も他所へ引移されて其跡に屋敷割わたして猿樂町の名殘也といふ某問ふさらば今の牛込御門の前の堀も其時に出來しやと問ふに牛込前の堀の事いまだ知らず龍慶橋筋の水を江戸川と云しは平川へ落合ふを塞して淺草川へ落す事は前のいふ如くに承りたりと云々

按ずるに古き人の云事は長野治左衞門のいひし也芝口の町も京橋迄にてそれよりこなたは後に出來し由也これによりて京橋邊の町の名に今も大坂町住吉町などいふ有これは其前に傾城町有し也中頃に今の境町へ夫を移され丁酉火事後又今の新吉原へ移されたりされば京橋の邊よりして日比谷門の邊迄は海入込たりこれによりて今の芝口の邊井上玄徹屋敷を昔の肴市場ゆへに今も市立也又今の日比谷門の當りも町屋なるを後に武士屋敷になされし故に町は引移されて日比谷といふ町有今の門よりは大きに程隔りたり今の日比谷のあたりを陸奥守の地を築き立てしといふは其海邊を築立し也といふ又伊賀衆より出し書付を見るに寬永の初迄は赤坂の邊糀町の邊は伊賀衆の知行所の田地なるを他所へ引移されて溜池をほられて其地をば今の安藝守の屋敷などの臺と成りそれより堀を堀廻されしといふ也さらば牛込などをつゞけられしも其時に出來しなるべし淺草橋御門は越前の宰相殿の御承りなりきと越前衆のいふ也これは今の松平中務の屋敷はもと上總介殿の御屋敷を後に越前の下やしきに被レ下候ゆゑ屋敷近々の故成べし又重羽云今の靈巖島は母かたの祖母の旦那の靈巖寺の雄譽の望給ふて島を築出せしといふ按ずるに此靈巖島は右に記れず京橋よりこなたの地をつかれて後には町堀の地を築出し其後の事にや又夫より先の事にや詳ならず又按ずるに糀町は江戸御打入の時に開かれしとて山王祭にも第一に十二町の笠鉾を渡す也又赤坂にも傳馬町有これをおもふに最初江戸の町は上方よりしては京橋の邊りよりあなたにて赤坂へか

かりて城下へ入し歟御入國後に糀町ひらかれし成べし其時には京橋筋よりは今の西丸下を往來の道とし大手の前より本町へ通りし成べし奥の方への町の終りは今の神田の旅籠町是也とこれも長野のいひし也今の常盤橋を大橋と名付しといへばこれはむかしより有し也平川より海へ落入る水に懸し橋と見へし其後に京橋より本町筋迄の町出來るに至て川筋を堀ひらきて日本橋江戸橋といふも出來し成べしこれらは慶長五年關原事終りし後の事成べしそれより前の事は右の如しと見へたり　大猷院様御代迄西丸御普請といひしは今の西丸の大手の郭と又西丸下の外櫻田門より和田倉門迄の郭など築かれしなるべし

重羽又云其後小日向の邊ひらかれし時も我等が父の奉行を承りたり此邊に町家なくしてはいかゞと申べければ町も割渡し候へとの事也其時は奉行の心々なれば今の室新介の父の醫師なるに屋敷一ツ割與へし事などあり昔はかくの如く也しといふ

重羽又いはく矢木但馬守御作事奉行になられて御役料五千俵被下たり其後申されしは御役料の第一は我なりと思ひしが今度より第二に成たりといふ夫は京所司代に一萬俵の御役料始て出來し故也又いはくむかし寄合衆は老中の支配にて廻狀老中より來れり若年寄支配に成しは覺へし事也と嚴有院様御代より也と

一丁酉三月十九日南禪の聽松院御朱印の事にて下向せし由にて深川の旅宿に尋ね來りし時に物語の事共むかしの僧錄は鹿苑院なりと相國寺にその寺有也其寺に蔭涼軒有これ今の僧錄の下の役者の如し但し蔭涼は等持寺より住持せし也等持寺は十刹の第一にて黄衣長老なれど是はなき事其時に五山の長老の如くの衆を一人づゝ召供せし事也昔喝食といふに今御前の給仕たちといふと楞嚴經たちといふと有楞嚴經たちといふは公方の御一族の息男又は管領の息男などのなりし也これは其比公方の五山へ御越の時に御給仕に參るなり裝束など華麗の事にて堂つけの衣にも繡などを用ひたり襲の如く下へ着しものもありと見へたり金紋紗の類を用うべからずとあればその代に唐織などを用ひし事にてかゝる制禁もなかりし成べし楞嚴會の時に受

戒有しを楞嚴經たちなどいひたり是は一しほ經有事いふに及ばず御給仕たちもよのつねの事にいやしき事わざをゆるせし事共有今も相國寺には御給仕たち喝食の遺風是也又常住受割といふ事古き清規などとも見へたれど注解も慥ならず常住はいふに及ばず其寺のものにて常住不遷の後には動かぬものなり受割といふは立あひて封をして置くものにて是も私にうごかす事は成がたきもの故にたとへば南禪寺の受割物聽松院の受割物などいひし事也其本義は前にいひし如くなれば慥ならねど當時人々の心得ぬ事如レ是しと云也又金地院の竺長老隱居の時に願二筋有一ッには今よりしては南禪寺五山の紫衣の長老のうちを以關東の金地院に住持して僧錄たる事三年京の金地院に住して僧錄たる事三年かくの如くにして輪番交替たるべき歟又藤岳の弟子なれば普濟を僧錄とせらるべきかとの事也此とき稻葉泰翁の輪番の事は東海寺などの樣に然るべしされば東海寺などゝ違ひ五山の僧錄の事は公儀の公寺なれば關東と京と二本に分れたる其上に又三年充にて交代しては其事に精練のほどのなくて寺社奉行所より事を申付られ候時にいづれもいづれも年高ふみちて却て事決せざる事も有べきかなど申され候を寺社奉行中いかにも其如くに存ずと申されし程にさらばとて普濟に僧錄を仰下されし由竺隱普濟迄は昔の名殘も有しかと某長老以來僧錄は其法嗣に定まりし樣にて權威につのりて下の苦しみ多き事也と云々某云いかにも輪番も然るべけれど然らば必ず僧錄の何事も〳〵未練にて何ものに事をこひて行くやうに成べしさらば必ず役僧に權移りてよき事もあらじ唯東照宮の仰置れしごとく五山の僧の中にて然るべき長老を撰びていづれの山よりなり共金地院へ移して僧錄にし給ん事何事かは候べき但し東照宮の仰には五山の僧の中歸依の人を以てと有しかば御歸依もなき僧を僧錄となさるといふには落字ありあらじ又本覺の法孫の中を撰むとも謂れなきにもあらじと云しを佐長老は御撰びあしく仰下されば則御歸依の儀也と申されたり夫も心を借りぬれば左もいふべけれとこゝにたがふ歟畢竟妬忌の深きは俗よりは僧家は遙にまさりたる物也昔相國寺より南禪寺へ僧

錄の移りし時も種々の事をいひしと聞へたり此度も達長老と云惡僧の已れが住持の事違ひたりし事深く恨て死に臨みて本覺の法孫を捨て天龍の悅長老を後住に申ほどの事也佐長老の如きもあの如くにいはれぬれば眞實は金地院にて國師以來既に七代迄打續き僧錄になりしをねたみて兎角をいはるる事也是によりて某が終りもかつは國師の法孫にも五山の庵宿にもよらぬ事也正敷人の心なればよきなりよからぬが僧錄になればいづれのかたにてもわろしといひしかば此詞には申さるゝ事もなく千句萬句それに過たる事はなしと申されき

一丁酉四月七日に聞し武葛飾郡に天神山といふ所は一色備前守といひし居城也といふそのほとりは一色が家人の末也といふ下高野村といふ所に新井勘右衛門と云ものゝ家に新井の系圖有といふ天神島に新井勘左衛門と云もの有といふ勘左衛門は一式の家老なりしと云小崎藤右衛門云也勘左衛門とは從弟也常に稱して新田の流也と云なりと

一乙亥に鳩巢云しは備中國に室津に植木といひて隣野にて庄と云者一姓と云也但し庄は他姓か詳かならずと云此段脫落

一類聚國史第廿八卷天皇避諱の下に元明天皇和銅七年六月己巳若帶日子姓爲レ觸ニ國ノ諱ニ改因ニ居地ニ賜レ之桓武天皇延曆四年五月丁酉詔曰又臣子之禮必避ニ君ノ諱ニ比者先帝御名及朕之諱公私觸犯猶不レ忍レ聞自今以後宜並改避於レ是改ニ姓白髮部ニ爲ニ眞髮部ニ山部爲レ山平城天皇大同元年七月戊戌改ニ紀伊國安諦郡爲ニ在田郡ニ以ニ詞涉ニ天皇諱ニ也嵯峨天皇大同四年九月乙巳改ニ伊豫國神野郡ニ爲ニ新居郡ニ以レ觸ニ上諱ニ也、淳和天皇弘仁十四年四月壬子改ニ大伴宿禰ニ爲ニ伴宿彌ニ觸レ諱也仁明天皇天長十年七月癸巳天下諸國人民姓名及郡鄉山川等號有ニ觸レ諱者ニ皆令ニ改易ニ

按稚彥者成務諱白髮部者淸寧諱白髮武廣國押雅日本根子山部者桓武諱平城御諱安殿嵯峨御諱神野淳和御諱大伴仁明御諱正長

一類聚國史第廿八卷太上天皇任諱ノ下ニ陽成天皇元慶元年四月廿一日壬辰先レ是去三月二十九日今上奉レ表請ニ太上天皇御封戶ニ欲レ被ニ許納ニ是日太上天皇勅答太上皇諱惟仁此勅書年月下注惟字先レ是勅參

議從三位大江朝臣音人參議太上天皇送天皇之書可レ注ニ御諱一將否音人參議言諱按禮經君前臣名父前子名故周公告ニ文王一皆稱ニ武王名一又言見似臣唯聞名必唯夫父者子之天也故其禮節之相去如ニ天地之懸隔一豈有三父爲レ子稱ニ其名一乎夫天子之禮惟與ニ庶人一異而至ニ父子之間一未レ有ニ差別一昔太公家令有ニ人臣之語一漢祖善之褒賞是則爲三太上未レ登ニ尊位一也雖レ然漢祖以レ之被レ短ニ於世年一久案ニ諸家書一議ニ父母與ニ子書皆云爺告孃告遂無レ注ニ其名一者然則書御諱事未レ知ニ攸據一也謹奉ニ勅命一古今於ニ勅書一只書ニ御諱一而又無レ注ニ御諱一見レ之者可レ知ニ誰書論之物一情理不レ可レ然謹按執虞決要云古者臨レ文不レ諱而今猶以爲レ諱嫌レ名不レ諱而今猶以爲レ諱二名不ニ偏諱一孔子母名徵在言レ徵不レ言レ在言レ在不レ言レ徵今亦不ニ偏諱一若孔聖之前蹤唯注ニ御諱之一字一隨レ俗償得ニ其宜一哉於レ是勅從レ之

一日本紀第六卷垂仁紀二年注ニ任那人云々仕ニ活目天皇一逮ニ于三年一天皇問ニ都怒我阿羅斯等一曰欲レ歸ニ汝國一耶對謂甚望也天皇詔ニ阿羅斯等一曰汝不レ迷レ道必速詣之過ニ先皇一而任歟是以改ニ汝本國名一追負ニ御間城天皇御名一便爲ニ汝國名一仍以ニ赤織絹一給ニ阿羅斯等一送ニ于本土一故號ニ其國一謂ニ彌摩那國一其是之緣也　同第七景行紀四十年之下ニ日本尊甍因欲レ錄ニ功名一卽定ニ武部一也

同第十五卷淸寧紀二年春二月天皇恨レ無レ子乃遣ニ大伴室屋大連於諸國一置ニ白髮部舍人白髮部膳夫白髮部靫負一冀垂ニ遺跡一令レ觀ニ於後一（按日本紀不諱御名故御名物因名謂名爲姓名又按負御名事有姓氏錄）又按後人諱ニ後嵯峨御名邦仁一讀ニ國人一南國氏諱ニ後宇多院御名世ノ人一讀ニ世人一用ニ濁音一安倍賴吉諱ニ賴義之名一改ニ賴時一見ニ于陸奧話記一歟源義經東人諱ニ藤公良經之名一改曰ニ義行一見ニ于東鑑一歟

一稻タバ一束とは一把を十二合て一束といふ一把といふは手にて握て三握を一把といひ凡一束は三十六握也田一反を勢州の地にては三十六刈といふと勢州の民の云ひし也其握といふは古へにタバといひて株の字を用ひしと見へたり

一檳榔毛の車ビロウゲノクルマと云也天鵞絨をビロウドといふも毛織の檳榔毛に似たるによりて也ビロウは檳榔也ドとはドン也ドンは緞也緞子をドン

スといふ事の如し

一むかしの連歌師の兼載事土俗の云傳ふる所は奥の會津の猪苗代と云所のほとりに屏方村といふ有その所に熊野とやらんより求めしとて勸請せし天神の社今に有湖水のほとりにて一木の松有所也其村の庄屋の下女に極めて醜き女有けりいかに思ふ所や有けんかの天神を信仰ふかくして常にまうづあるとしの寒の中に奥の地なればことに雪深き中に社頭の梅の實三つ拾ひしを一つはみづから是を喰ひ一つは己が主人にまいらせぬこれより人事なくして孕む事有て一人の男子をうむ二三歳の頃より學びずして物かき歌よむ事あり其後師に付てつゐに天下に名を顯はす是則兼載也今はその天神の社所の鎮守と仰ぎ祭るこゝの土民等みな堅固のゑびす也されど今にあれも〳〵和歌のかたはしを心得ぬものもなし黒澤勘太夫丁酉六月十七日詣でし所なり

白石先生紳書卷六終

白石先生紳書卷七

一賀洲醫師坂井順元

小瀨甫菴―就安―就安―秦順―順元―就安┬就安
├二男
└三男

もと甫菴は美濃の土岐が庶流也信長の下に赤川某といふもの坂井右近に似たりしとて右近打死の後坂井と名のらせられし其坂井が爲に家號讓られて坂井と名のりて關白秀次に仕へたり秀次の事有し時に土肥と名乘て其後又小瀨と改て堀尾の家に仕へ雲州を領地の內今の松江の城をば繩張して鱸の名所也とて松江と名付しは甫菴也其世の就安は坂井と名のりて賀州の醫師となりて仕へたり甫菴年老て後子のつかへしによりて祿給り加州へ來りて女子一人をまうけそれにむこ取て小瀨と名のらす嫡子の就安が家は坂井と名乘て既に百年に及ぶ一昨日も加州の宰相殿順元が坂井と名のるは一時の事也まさしく小瀨の家斷絕したるを名のるまじきやうなしと宣ひし也とて丁酉六月の廿日にいひける小瀨の家ノ紋はたちばな坂井は笹の丸を紋とす順元家も甫菴みづから玄るせし古文書等多しと云其中に始を玄るせしもの共ありたとへば長屋は松永挾箱は小野木縫殿助今の乘物は豐臣太閤の陰囊の大きくて馬に乘がたければ作り出されしとか有し其書をば頓て國より寫しこすべきよしかたりき

一順元云三十年計り以前に加州へ殘月といふ六十斗りの老僧來りて加州城下の犀川と今一ッの川(アサノ川也)の東西に流れしを見て昔は此水南北へ流れしかくは流れざりしといふ事より起りて城下の春日山といふを見て此山にて義經を富樫が酒宴せし事こそ有つれあたかの關より跡を追ひ己が館の山にて酒宴したりき昔ものがたりに判官殿十二人の作り山伏にて通られしなどいふ事跡かたなき事也その時こゝを通られしにも百四五十人計りの人數にてありつる也といひき此殘月といふものゝ住居を能々詩れば越後の田中と云宿のほとりに一室を作りて小松

原宗雪といふ六十計りのものと同宿して有穀を絶ちて喰はず松脂を煉りて服餌す二人ともにいかなるものとも知らずたれともなしに云出して云傳へし所は殘月は常陸坊海尊といひしかの小松原は龜井六郎といひしもの也といふ昔の事問へど答へず所のもの共その心を得て義經記といふ草紙を讀てとありかくありといへば答へずして此草紙に見へし事ひが事也其事は角こそ有つれこうぞ有つれといひて覺へず其代の事共いひ出す事有と申なり松脂を煉る法は本草などに見へし所にさのみたがはずと云々

一又順元云其加州の家人青地藏人が先祖青地四郎左衛門といふは青地駿河守の事也此四郎左衛門若き時に夢に朝鮮に渡りし事を歷々と見て珍敷事也とて夢さめて後みづから其山海の景を夢に見し樣に寫して枕屛風となしたり十年計り後に朝鮮軍の事初りて青地かの國に趣くべしかゝる珍敷事こそなけれ昔夢に見し所に似たる事もやある試の爲也とてかの屛風の繪を引はなして持行て見しに少も違ふ所なし爰よりいかほど過なば川有べしといふに川有又いかほど行なば山有べしと思ふに山あり昔夢見し跡によりて大きに利有事共有し誠に奇夢也と云今青地が家に其圖や有と問にいかにや成けん其圖とおぼしき物はなしと云也と云々

一順元云ヒルムシロといふ水草は本草の附錄に見えし麕舌(キンセツ)と云草也本草を見るべしといふ水草也

一順元又云加藤清正の醫師名は知れず口あり高麗陣の時に水土にも習はず正氣散の方劑然るべしとて其料を用意して渡りしに案の如く皆々煩ふ事有しかば不換金正氣散等を服せしむるに驗しなしかの清正の醫師いはく皆人の病相同じ一人に驗あらば皆々驗有べし試に與ふべき藥有といひて一人に先づ藥を與ふるに立所に𠫪るし有こゝにおゐてその外のものどもに與ふるに悉くみな其功あり其方を乞ふに香蘇散也其故を問ふに陣中にて饍をかねたるが故なりといふそれより他の大將の家中も皆々香蘇散にて癒る事を得たりとなり

一丁酉十月八日に谷來りし時に語りしは堺に西宗與と云しもの初めは九郎兵衛と申て茶の湯の事に名を得しものにて太閤にも東照宮にも𠫪ろし召れし

なりその子孫の家に今も太閤より賜し道服あり崩黄の金織物にとび色の裏なり綿は少し入たり東照宮より賜りし御道服といふものはもとは紫色にや今はとび色のやうに見え侍り口紗なるにこれもとび色の表にて綿少し入られたり今の製とは替り袖は二つながら一幅半にて四角なるが少しまろく見へて袖口も狹し胸紐も裏のきれをもつけ紐といふものにしたる也此ものは東照宮の仰を蒙りて西洋に至りて切支丹の徒となりて法を學ぶ事三年後に歸りて其法の事共つまびらかに申せしによりてこそ其敎の正しからぬ事ははじめて明らかに成たり初西洋に遽し時に仰によりて其法を窺ふべき爲に其國におもむく也眞實にはあらぬよしの御證狀を申請ふて行し故今も其御證狀子孫に傳りぬればよのつねの切支丹類祭などいふものゝ例にはあらず又云堺に宿屋の何某と云有これは昔は今のはたご屋などいふ事の如く往來の旅人をとゞめし所と聞ゆ其處に津田宗及といふものあり茶の湯に名有し者にて太閤に常に召れしをいとひど其弟子に千與といふ藥種うるものゝ有をすゝめて剃髮せしめて利休と申て參らせたり是後にいはゆる千ノ利休也其宗及は天德寺の江月和尚の父にて御醫の半井卜養が爲には外祖たり是は子孫も猶今に堺に住せり又小西攝津守が父の如清といひしも堺の藥種賣しものなりそれが同姓のもの其の子孫今に有皆剃髮の後は清の字をもて名とす攝津が家老の木戶作右衞門と云しも堺の町人にて其同姓のものゝ子孫今は富有の町人にて侍り

一同き月十九日に今の居宅の地の事名主惣兵衞をよびて聞しに昔は此所傳通院の裏門前の町今の居宅の裏の隣の地迄にてこの所の表より北のかたに七十間計りの地前には木槿（ムクゲ）の垣にて内は畑細道などにてあり其頃傳通院の住持宗觀和尚と申せし代に公儀へ申て傳通院樣御墓所などの事に召仕ふべきものなし夫〳〵を差置候料に寺領のうちを除きて町並になして賜るべしと屆申されしかば屆の如くにゆるされて傳通院領の內一石五六斗の所を除地となして町並になされて和尚に出たしく參候もの十六人に和尚より給はりたり其事は寬永二三年の間の事と覺へたりかくて町並になりしは後に地

改の事に付て増上寺より尋來りし事有しにその時の代官も又寺の役者も事の子細よくしらざりしがその方丈より惣兵衛に仰て役者をさしそへて増上寺に遣はす惣兵衛申所を書付て出せしにゆゑなく事濟たり其頃中は惣兵衛屋敷をはじめて町並に家作りしまゝにて裏に家なかりしかば家作らん事を新地奉行に望請ふ事一年を過しかど事ゆかず其時の奉行は島彌左戸田經右也後に二人來りて惣兵衛が家屋敷を見て問に疊坪や有と問はれしになしと申ければいかにも叶ふまじき由をいひ切たりいかにともせん方なくして此由を其時の方丈に申せしに方丈より時の寺社なる酒井河内守の許に告訴られしに十月の十七日計の事也惣兵衛を召て衆議の上御役に隨ふもの共の地の事はかこひ家作の事免さるゝ也此手紙を持て新地奉行衆へ參るべしと有しかば直に其手紙を持て島の家に行に其日寄合日にて戸田も會合して手紙の趣を見て罷歸るべしと斗り有しかば忝よしを申て罷出て頓て望の如く家を建つ是よりして此町並の者共のうちの家作る事は奉行所に申に及ばず事濟む事になりたり某が居住する所をば松林寺といふ祈禱者に借したりその居宅は今の伊勢屋が地境より東のかたに百六十坪斗に作りて有しが此僧水戸の播磨殿の祈願所なるが本庄に古跡の地を買得て寺を建立すべしと思ひし程に播磨殿も卒し給ひ其後祈禱の事をとゞめられてせんすべなく成てかの求得し古跡の地を他の僧にうり渡す事に付て新地奉行こゝに來り見られし堀八郎右などの奉行の時より七八年先の事成べし此時惣兵衛をも召て松林寺が買得し古跡は本庄にて寺となりぬれば此所に寺を建る事は此後有べからずとあり其時に松林寺はいかほどの家坪にやなど問れしかば百六十坪餘に住居て在し由聞へて此所にかこゐ家の事寛文年中御ゆるしを蒙る事訖りぬれば此後家作の事等申べきに候はず念の爲に家坪の事は尋ねに付て申由を答へたり各に申せし如く此隣の他意は昔よりの門前町なれば法の如くの地役あたり來れり此所は別義によりて町並になされし所にて此町屋の助成をして傳通院様の御役何によらず相つとめぬれば別に公役と云事もあらずされば門前町には名主あり此所はその支配にも

あらずこれらの子細奉行所にも新地奉行中には代代のしるされしもの有べし惣兵衞方には猶々日記書付等分明也町並にして家作の事等は又同じからぬ所にも有此度拖屋敷は御定の事に於てゆめ〳〵相渡らぬ事にて侍り又此門前の小石川の流れの今の所にうつせし事は其頃白山殿にならせ給ふ時にこゝの角の方昔の流の所に幅二間斗りの石橋有て町幅は廣く御供の衆中もかの橋に至りては込合しかば惣兵衞思ふ所ならで道奉行中に訟へてかの橋を此所の者共の力にて道幅の如くにかけ候べし今の樣にては御成の時に又此ほとり出火の間にも人込今の所の者共の爲に難儀の事ありと申す此時佐橋內藏之助伊勢伊勢守などの奉行の時の事也申所公儀への御奉公なりとてゆるされたり其日しからば此流を家々の屋敷のうらの方へ廻し賜るべしと申す是は地つゞきにて地のうらを今の同心屋敷に犯されし事既に六尺に及びし故也申所もいはれ有とて手代共して境を立て賜りしかば町中に有し流を町うちに廻して同心屋敷の限りとなし扨町の中の地一間を除てその流をもつけ侍ると申か按ずるに酒井寺社奉行貞享四年よりの事也

一丁酉十一月十三日にかねて聞及にし荒井の末流上州の北方勢多郡花輪の文珠院岩松滿次郎義元の書一封を帶して出來れり對面して其祖先の事より當時の事迄尋問しに其祖は甲斐源氏加賀美の遠光より出たり牧西(モクサイ)と稱せし事も有高井と稱せし事も有丸山と稱せし事も有上野國新田郡太田と云處の荒居に居住せしより荒居と申也六七世の祖なるもの本領を失ひて終に山伏と成て候也されど傳來の事書を始て系圖等もいひしといへども夫よりの祖打つゞきて早世して後家にて候もの幼少なるものを養ひたて候うちも一族父は家の子のものゝ子孫などの出で仕ふが助けと成べしとてもらゐしと女の心にて今も修儉の身となりてこれら子孫の爲になりなんには惜むべき處に非ずと思ひて與ふ也とて與へしと申傳へはあれど然るべき物と覺しき物もなし荒居源兵衞どのへとしるされし感狀一通殘候が然るべきものとも見えず去廿三日新田相生領深澤發向之刻被ニ討捕一深谷源七の段無ニ比類一の働依て太刀一腰進候と計り知されしかば輝虎にてもや

候らむと存るもの也殊に惜きものと存ずるは新田脇屋義助の竹下の戰に味方打負し時に先祖にて候もの義助と共に戰ひ候ひし事を義助の其事を自かららゑるして賜りしもの丶候ひしを何某と申もの丶溝口修理殿の家に出て仕ふる時にかの後家にて候ものをあざむきて取て行き候ひし終に人と闘論して殺され候其身も失てかの文書も如何にや成ぬらん跡方なくなりて失て候ひきされど猶探し求て候はんには殘りし物も候べけれど夫も其物共をばやがて其子にて候ものに持せて必ず世に出し候はんと云也家の紋の事を問しに今は花菱と申ものに候二ッ引両をも用ひ候へ共是は世に憚る事にて常には用ひず候と申傳ふる也三ッ引両にして用ひし事も候ひしと申傳候歟といふ荒居の御菴といふ所をゑり給ひしにやと問へばされはそこを尋ねいひしも太田の荒居今は民家となり候と申也されど今は荒居には八幡の社の候を土人申候岩松の八幡の社は石清水を勸請也荒居の八幡は義貞朝臣上野の國主たりし日に鎌倉鶴岡を勸請と申す今も我等が子の十歲に餘り候には必ず一度は參詣し候家訓に候

御庵と申事の由は遠光よりわかれしもの丶後は男子なくして荒居のほとりに新田の氏族のもの丶遊行上人の弟子になりしもの其又大光院の弟子也し者也とも兩說に申傳候がその弟子なる僧を俗になし返して家を繼せて候ひしにそれは僧の時に住せし庵室なれば御庵と申也とも申傳へたり又荒井の者は室の尼と成しが住し庵室なればかく申せしとも申すこれも亦兩說に候と答ふ我いひしは義貞の爲には大叔父と申ものにて新田藏人太郎義房の弟に荒居禪師覺義と申もの候ひしが此人禪師といふ事の心得ぬ事に思ひしに扨は此人昔僧にて有しが荒居の一跡を傳へしによつて時の人荒居禪師とは申せし成べしその人の昔住せし所なる故に御庵とは申せしにやと云しかば扨はさこそ候らむ我家の昔より申傳ふる處に新田の一族也と計申傳へて候をいかなる故とこそ存候しに荒居と云家號は元是遠光の後よりわかれ血脈は新田より繼しが故にかくは申すにて候べしといひけり家紋菱也といふは荒居といふ家紋は變成べし兩引輪といふは滿次郎義元のいひし三分白の事なれば是は新田の幕のゑ

るし也扨當時の事を問ひしに我等が住みしほとりに御領私領の名主又は組頭百姓など申もの二百五十人が黨常に我許に往來し我等も又是らが祈禱の事を執行して禮をも分ち遣し候是ら年毎の元日には悉くみな來り賀し候二日に來れる者をばそれらが中にて緩怠の事に申故にをのづから流例となり侍り是ら二百五十人と申は皆是祖先のものゝ家子にて名字とらせしもの共にて候但し荒居の字はゆるさず新井といふ字をゆるし來りて候ひし也されば是等は我々が事を主とも思ひ何事にも召仕ふにもいなとは申者候はずさて其外には甲斐信濃上野越後四ヶ國の修驗道の者千人斗の事を司り候事候是は聖護院の門主よりの仰による事に候へばかたく我等が分に隨ふ者とは申難しとにも角にも昔のよしみ候て今も隨身候はん者はかの二百五十人の者共に候と云當時は子にて候ものに文珠院を讓り我は觀音寺と申也六七代此かたかゝる身となりて候へ共今は武家の人々粧ひを見候ては昔なつかしく人々も同じ流れの人にやとも存候家をも起し度候ひしに殿のかくて御入候こそ雙びなき事と思ひなしていかさまにも見參の事を思ひ望候ひしにけふの見參は本望を遂候樣に存るとて悅びて歸れり

一十二月十五日室滄浪のいひしは小松中納言殿淸泰院樣にして蘭奢待を久しくきかず候夫にはもたせ給ふべし少し給らんと申されしかば筑前樣に離れまいらせしより此かたつゐにたきものなどの事心にも浮び候はね其それらの物今は絕はてゝと答申させ給ひしに中納言殿仰承りてあやまりを存候ひぬと申されし哀れ有がたき御答也けりとぞ

一此地には地陷るの事有前田大和守居城の船と云山陷りて城中の人民みな〳〵失はてゝ平地となりし也又我見たりしうちにも茶臼山といひし山冬の事也夜の間に半ばより二つに裂てそのかた〳〵淺野川と云川を埋めて城下の□□といふ三百俵を領するものゝ川端の屋敷を打埋めて一家悉く死したり冬の事なれば雪かたく降つもりしが其儘にてこなたへ來りたり斯て川を塞ぎたれば水あふれしを宰相殿多くの人をもてかの侍が家の上を早く掘割て息の續たらんうちに助けよと下知せられしかど大山の半ば裂開けしなれば左右なく掘出す事も叶は

ずして空しく死骸斗り皆々掘出したり節季候など二人打殺されしかば冬の季の事也今は其こなたへ來りし川をめぐらして川を堀て水を通ずる也十二月十五日之事也これに付て出羽國山がたの城西北の間深澤といひて城下より三里斗隔たる所の山陷りて湖となりたり今はわたり二里斗有べし水たゝへたり八年先の事也我めし仕ふ者の中まさに見しもの二人是も北地なり

一戊戌二月十日の夜五ッ半頃よりや有べき地震すよのつねの事にはちがひて盤石などを落したるが地に響しやうにて玄ばしが程地もゆるめきたり頓て風吹出したり雨は其日朝より降續きしが風吹出せしにより雨又甚しくなりて心にかゝりて雷聲轟き始て大きにふるひなりし事四ヶ度に及びたりき明る日聞しに本庄リャウゼン寺字尋ぬべし淨土旦林の一也と云寺の觀音堂に落て老僧の耳玄いたりと云其餘にも落し處有と云也など聞へし又いふは本郷御弓町に本多彌兵衛の子左兵衛といふが屋敷の長屋飛て其向ひなる小林定右衛門の長屋の屋根も失たり龍の捲たりしなど云也近き所なれば人して見せしに本多が長屋は三十間斗り屋材一つもなく飛ちりぬ屋材は丸山邊などにこゝかしこ落散たり家人等多く失たり死して骸の落しもありなど云なり向ひ屋敷は七八間屋の桁より上を失ひたり本多隣の屋敷も破れしと見へたり本多が屋敷に續きし町屋も少しきなる家二つ三つ破れたり町屋の者の失しも死せしもなく夜の五ッ半頃にやあらん風の吹落ちしやうにて斯なりたり其時の事いかに共覺えずと町の者共云しと也又後に聞く本多が屋敷の井中より龍昇りしなど云いかにやあらんと思ひしかば重ねて人して能聞せしにさきの聞しとは未だ詳かならざりき後にほとりの町人に聞しに十日の五つ前に地震して四時頃より大雨雷したりし後にいかゞ大風などの吹落し樣に地うごきたちて何事も辨へず有しに玄ばらく有て人音のけしからずしければ出て見しに本多の長屋三十間斗の屋根をばあなたの空地へもちゆきて屋具の如きは柱も壁も悉く碎けたり又其隣の遠藤數馬と云人の長屋八間の屋根はこなたの大路へ桁より上を引ちぎりて持來りて是は柱などの如き桁下の屋具は其まゝにて有し也近く續き

し町屋倒れし事前に聞し如しかゝりしかば誰かは龍の登りしを見もすべき志りもすべきたゞ何共辨へがたきは一時にとられし屋根のこなたなるはあなたこなたへ入ちがひて地に落たりしが心得ぬ事に侍りと云しと也此時の雷雨柳原の邊より日本橋南の方は雹夥しく降しとぞ此夕駿河臺の土堤に大胡桃樹二本有し根ながら拔て御茶の水の流に落入て船の往來絶へたり其拔出し跡に穴出來たり此穴より龍の昇りしにやなど云也又後に聞此時に水戸殿の領常陸の成田と云處の民屋も飛去し事本多遠藤の家の如しと云猶尋ぬべし

一昔聞し事なれど忘れたれば室滄浪に尋ねし事をここに志るす也關原の戰終りし後浮田父子を八丈へ流されしに及びて中納言の長男八郎の乳母はにげ失たりおさしといひて乳をまいらせし女の外に有しがおのが子を抱きて中納言の室の京におはせし處へ行て我は若子の御供仕るべし此子をば姫君にあづけまいらするといひすてゝ其の跡を追て頓て追付て供せんと云しを其事叶ふまじなどいふ事にてつゐに大御所の御聽に達せしに哀がり給ひてゆるさせ給ひしかば悦びて主に付て島に赴たりけり中納言の室は加賀利家の娘にて備前君と申て京におはせしが我子の爲に捨置しものなればいとおしく育てられし事子を見る如くに育てられたりけるかくて人と成しかば兄にておはせし中納言の許に召仕給ふべきよしを申されしかば頓て召出して澤橋兵太夫と名乘て三百石の所領を給はりて在しに後此兵太夫加賀の家を去て僧と成て一心坊と名付く是は三歳にして母に離れてその面影をも覺へず又母の配所にていかにくるしかりなんを己が身の上の事共何か心易くておるべきいかにもして一たび母の面をも見てこそあらめされどこれらの事殊に歎申さんにもものかく事ならずしては叶まじと思ひしかば僧となりて物をもよみ書習ひし程に物書べきほどの事叶ふやうになりけるかくて台德院殿御上洛有て二條ノ城に入らせ給はんとし給ひし時に見物の中より走り出て一封の書をさゝげたり其頃にはかゝる者をば立所にきりてすつる事也しかば御供の人々旣に打切らんとするを出家の者也助くべしと仰られしかば頓てとらへつ其捧し書を

ば御輿の內へ召れて事の由を御覽じて後に前田大和守供をし、有ければ召預られたり關東に下らせ給ふ時に召供すべしと有しかば大和守かの僧を具して其歎申處は己をも配所に遣はし給るべき由を望たりければかゝる事は叶ふまじき事也いかにも思ひ止まるべき由を仰下されしにかく迄歎き申者の望む所の叶ひ候はぬとはいかに世には留まり候べきと申切てければ然らば母を召返されて對面させ給ふべしと仰下されたりけり難レ有御情には侍れ共某が三歳の時にだに捨候ひし者の今何の故にか主にて候人を捨て罷歸る事の候べきと申せしかど既に母の方に事の由を仰下されたりけり案の如く我子にて候者は主にて候人の供し候ひし時に既に世になきものと思ひなして候ひつ今何の故にか主にて候人を見捨て我子に逢べき爲に罷歸る事の候べき此事の如きは幾度も仰をば承るまじきに候と母なるものも申切てけり又此由をもて仰下されて汝が歎申所の不便なればかく迄に御沙汰有しかど母も又參り來らず此上はたゞ思ひ留まりぬべしこれらの外に又望申べき事有んには申條につきてよろしく御沙汰有べしとの御事なりき承りて此上は母の面を見候はんにも叶べからずさらば母が命の程心安くて日をも送り候はんやうの御沙汰候はんには是に過たる事候べきと申す何事も猶望申事あらば申べしと仰下されし程に八郎殿は加賀中納言の爲にはまさしき甥にて侍り今よりして加賀より年毎に八郎殿に扶助の事を免し下さるべしと申ければやがて中納言の許へ其由仰下されたり中納言つゝしみて承りぬとて是よりして年毎に小粒の金いかほど其餘藥物器用の物の類島より望み來れるものを送らるゝ事に成たり今に至て八郎の後の人に年々物送らるゝ事は此一心坊の望申せしに事起りてけり扨一心坊をばいづれのかたにも心の儘に侍ふべしと仰下されたりけり去程に當時の大名我も〳〵と召呼なんといはれしかど我は世に望む所のなき者也といひていらへもせず加賀の中納言の許に召返すべしと有りしかば家の事は辭し申べきに非ずとて歸り參りし程に本領せし程の祿を賜りたりかゝる程の事なりしかば妻呼むかふる事もなくて子といふものも非ずいく程なくて死しけれ

ばその後も絶けりかゝる母ありしかば又かゝる子もありけりされどとり〳〵に恩愛の情の捨がたくおもひいりぬれば身をも子をもすてし也これらによりて猶これより後の代のありがたかるべき事は台德院殿のかゝる無告の者の事を哀がり玉ひて委曲の御情を盡されしこれらをこそ鰥寡孤獨を先にし給ふと云事にてこそ有べけれされどかゝる事今は世に知れるものもなきが如くになりぬるはいかにぞや

一三月十二日に服部清助のかたりしは大猷院殿の御時に實子なからむには跡をたてらるまじと仰られし後に菅沼の家に子なし舍弟二人あれど嗣とすべきやうなくて後絶たりさしも奉公の人の後なれば二人の舍弟に別儀をもて五千石と千石とを給たり又いくばくもなく松平因幡守の跡又絶たれば佐渡守を召出され別儀をもて一萬石賜りてこれらに懲り給ひしかば又有し御代の如くに養子の事を立らるべしと仰出されしと故老の申せしと云扨此松平佐渡守の事に不思議の事候ひき我等が菩提寺の月桂寺は此人の爲にも菩提寺にて何れにか候らん五十年の忌日とか百年の忌日とかいふ事にて月桂寺にて法會を執行の事候ひき其時に家老父子三人朱雀など云ものゝ譜代の家人二人彼是五人腹きりし事出來たり其事も朱雀など云ものは二人押籠られて居しを家老主人に申は今日は誰の遠忌に候へば御免有て被二召出一候へかしと云しをかゝる筋なき事を申者かな其方を初め腹を切候へとことの外に腹を立ていはれしかば畏りぬと申して前をたち家に歸りて子共にかくの仰也此上は力なしとかたりて自ら腹を切けり二人の子共重代の譜第のせんなし父の斯なり給ふを見て跡に殘りて他家に口もろふべき身にてもなしといひかたらひて二人違へて同じ枕に死すかの押籠られて居し二人此事を聞て我が故に父子三人死せしを何の面か有て世にながらふべきといひておの〳〵自腹きりて死す其日八月十五日にて月見にとて月桂寺に行て告來りしを聞て候ひき去程に常憲院殿此事を聞し召て佐渡守も亂心せしとこそ見へたれとて所領めしはなされて子なる人に半知を給はりたりけり是佐渡守長子の有しを妾腹の子を愛しけるによりて父のもとに

有りかねて親戚なれば松平紀伊守の許へはしりて今は丹波に居られぬ佐渡守も未だ存生也いかなる日にて一時にかくはなりしか不思議也し事也とぞ

一戊戌四月廿二日雨森東五郎物語に我國の龜卜の事絶しと見えたり某昔大嘗會の時龜卜の事を聞しに生ましき龜を燒かれしほどに臭氣甚敷して堪へずといひき筮などの事もいかゞ有しにや只其儀に備へられしものと見えたり龜卜は對州に殘りたり此事古法のまゝなる也や否やを知らず所の者共大かたに是を知れり其中神職の者山伏陰陽師類の者は皆々知れり國人大事は必それらに賴て占ふ對州家人に牟田榮庵と云もの有これは肥前に在る對馬守所領田代の人也田代にて龜卜の書傳へし者也と云丸に龜を焚くものとは見ゆれども對州にてもわかれて占ふに精しきと粗なるとあるなど云也扨其法は龜甲を□□る事有と見へたり甲を□□□□□□□する時に甲のうらの方を三分四方ほどに四角になる也これその驗也裏をほりて裏の方厚を一歩計りも殘し置て國にてグラノキといふ木を紙燭の如くして火を付てそれをもてうちのかたほりし穴にさしあてゝ焚也かくしつれば甲の裏にひゞきの行きたるやうに折る是則龜兆ウラハニありさてひゞきたる裏の方にトホカミヱメクタカンナシシンリコンクケンなどいふ所々の名ありてそれらヒヾキの行やうにて事によりて吉凶のうらなひやうありと見えたり必ず一筋にて子ヒヾクもの也と申如く是に考つれば大きなる甲にては幾度も卜はるゝ也七十二□せしなどいひ蔡をおくなど云尤の事也靈龜は幾度も卜を問ふ也山伏の京にて學文の事聞しものゝ龜卜知しが申せし供範の數に合へりと申き數ゆべしと申せしかばまだかゝる事は承らずと云ひけり

一前人いふ八幡宮と申事は對州に有を始となすべきやうに見えたり其故は木坂八幡にて木坂と云處に宮有大社にて神子も有又樂人も有舞樂を奏す今は譯もなき事なれど面などは昔のもの殘りて皆あり昔勅使下れりと申が其後國守の必ず參りて八月十五日の祭禮有しと也今も家中にて然るべき者共を祭禮の日には年ごとに必ず國主の名代として遣はす事也そこにて申は神功皇后新羅を征し給ひて還

幸の時御旗八ながれを島に留められて我精靈は此旗にあり是をもて新羅を志づむべしと詔し給ひしかば其御旗を祭れる也年久しく取傳しを海賊入來りて寶殿を打破りて御旗を取て失ぬ今はなしと申也八幡緣起などに天より降りしなどいふは心得られず神官共の申傳ふるは奇なる事なれどもさも有べき事とおもふ也又神功紀の吾分の海人をアベノアマと讀む則下の關に今もかべ島と云有此所の人と見えたり識鹿海人シカノアマとよむ卽今博多(ハカタ)にシカ島有茲よりは朝鮮ことの外遠く見がたかるべき事也と云又壹岐風土記に聖母社有神功皇后也又絕影島の朝比奈社と此國の人の申を彼國の人はホコチヤゲンの社といふ字を問へば捕寇將軍とも保護將軍とも人々によりて申所同じからず此社にて祭禮ある興有事也卽今是にての湯立也社は壇計りありて注連を引わたし宮室の制もなしと云巫はこのチハヤと云ものを忌て扇又は篠の葉などをもちて鈴は少しも持らずこなたの鈴也それを持て何やらうたふ也笛鼓も持て打ならし神託とて物をいふ也能々似たると見えたるは朝鮮に有て巫女のかへりぬるを見るに是は日本の御子(ミコ)也と思ふ程の事也只チハヤのきぬの上なき也かの國の織物なる計り也と云々

一同座にて室新助云薩州に汾陽庄右衛門と云家人郭子儀が子孫にて郭子儀の家譜を傳へて代々絕えず志るしたる也いかなる事にや薩州へ來り居て汾陽の二字カハミナとよみて家號とす先年深見新右たのみて家譜に和點を賴む深見和點はつけえずとて新田を賴みしほどに點付て遣はす紙百枚にははるかに超へたり家譜の法を能々見たり尤の事共也代代爰かしこに移りし代々の墳墓の有所など一々部をわけて志るしたる也此國へ來りし人より後の事はなしと云々

白石先生紳書卷七終

白石先生紳書卷八

一谷長右衞門云和泉國丹波谷松尾寺と云を土俗かうべ堂と云也和州法隆寺の大工など來りて見る其時は昔の儘にて有が故也傳に平家の一谷破れの首共を埋めし堂也と云三間四面計りなるが恰好よりは椽の高き也椽の下は悉く髑髏也昔は板屋なるを後に銅瓦にしたりと見えたり外と椽後に拵へしと見ゆ何者のいたづら事にや石を置て其上に骨の有をば大將の首なりなど云也但昔よりのまゝなるも知らず粉の如くに碎け有其中に昔のまゝなるも有又すぐれて大きく厚き骨なるも有めづらしき事也と云々

一享保二年八月十六日の大風雨に日光にて奉行の屋敷なる庭上の大樹一圍餘なる二本迄庭地の上へ倒たり天野丹後守奉行の時也かの樹を起し立んとするに多くの力を用ひたる共叶ふまじといふによりて材木してかすがひをもてつなぎて枝などおろしも置たり三年の秋こゝに參るべきに至りて起し立べき事も費あり伐りてすつべしやなどいふ九月の三日（十二日イ）の夜にかの大樹二本共にみづからたちてもとの如くになりたり人してつなぎたるかすがひなどをもつれて立たり此事世上に沙汰志ぬる事なれば聞給へとて丹後守話也志るし置る如レ此也

一此年戊戌七月十六日より本庄の本誓寺の墓原にある鼻の欠たる石地藏に男女群聚して參詣夥し九月の終りにいつとなく事止けり本誓寺へ賽錢を納めし事二千四五百兩三千兩計りに及ぶべしと云與夫又は舟子等此事によりて生得を得たりかの石佛の脊に萬治元年戊戌月と云字計り見えていかなる事也共志れる人なし人の云なせし事といへども則天也もしさらずばかほどに人の心を勸す事有べしや

一今の木多遠州は三彌の家也かの家に本佐の家人の子孫都筑といふものゝ後有
都筑文助六十八九にて死 同次郎大夫重直父死時十一歳 同彌五右衞門重之同朝右衞門重基

一本銀町の屋敷も君美弱年の頃迄は北の丸御春屋に

て有し所也文廟のいまだ西丸に御座候時にかの所は憲廟の御隱居所になさるゝと云事にて昔の屋敷跡は除かれし後に國葬の事によりて事果ざれば文廟の御時に吹上の御庭を廣くせられて松の御茶屋などいふ所出來しを見せ給ひしに古き松の五六株有しをこれは本佐が庭の松也と本多佐州のいひしなどいふ事有よく〳〵思ふに昔見し御春屋に有し松也けり今はいかにや成ならん知らず此所佐州宅地の跡也子息上野介の屋敷は當時城中御勘定所といふ處則それ也其時より城中に宅地賜ひしにや大かたは今の大手といふ處は後に廣められし處にて其昔は今の百人番所と云ふが限りにや有べき上野介下屋敷は天龍寺町にて方九丁計り今も佐渡原と云處也佐州二男の大隅守屋敷は今の尾張殿五段長屋の上なる大隅町是也扨かの都筑申は佐州は上州とは父子の間よからぬ歟又佐州の後室と上州心よからぬと次郎大夫申せし此親なる又助上野樣へ見せ申べしとて次郎大夫に九ッになるをつれて上野殿へまいりしに御菊と云奥の局頓て次郎大夫をつれて上野殿夫婦の前へ行たり奥より帶を給りたり歸る時に局のいひをしへしはこなたへまいりて御夫婦へ目見へせしと云事大殿にて申べからずまして物賜ひしなど云事などたれにもいふなと云し也是を思ふに父母の間に隙有しにやと云々

一服部淸助語き津輕には田村丸の御跡所々に有といふ城下より五六里の所なるが大明神といふ有田村丸の舊跡也など云也外が濱邊にコンヒラ妙見堂といふに舞樂の面有それを取出す時は雷すると云也故越中守所望して見たりしに忽に震雷の變有し事ありき城下より外ヶ濱へ十三里合浦はカチカ濱と所々にては云也城下より八里也又狐はクチと云城壁のごときもの町々に有見事也と云々

一深見新右衞門祖父は唐人漳州の人也高彛潮といひて薩州に來り止まれり其子を高一覽といふ父子共に唐人の姿にて薩州にて百五十石計賜り居けり其子十六の時に正月の松飾りをきりし事によりて其いたづらもの共の父みな〳〵閉門せし事出來て面目なしとて薩州を遁れ出て唐船に乘て唐へ趣たるに其船賊船にて海中にて一年餘危き事のみにあひて賊首捕へられしとき日本の人なりといふ事にて

発るされて諸國を流浪し山東に年久しくゐたりしに又それより東南して十二年過て母の事なつかしくて便船して長崎へ歸りたり長崎にて戸板に物を乘せて喰せし時我は戸板にて物くひし事なしといひしより唐人の日本口を遣ふといふ事になりて尋られて有し事共云しに馬場三郎左奉行の時にて薩州へ送りつかはす其年の春母も死したり父はとく死せしに母に所領は賜りしなり此子歸りて名をば一覽と改たり大藏一覽を好し故也さて男子一人出來たり其後に長崎の通事なく成しかば馬場より薩州へいひやりて高一覽を召寄て長崎通事とす此時日本人の姿に成て久太夫といひしと也薩州にて出來し子は祖父よりの遺領を賜り當時は立身して目附に成て四百石計を領する也長崎にて男子三人計出來たり長は深見道補父と見えたり其次は久之允父なるべし扨其次は新右衛門也其時東郷式部大夫とて薩州の守護の子東郷の家繼し有（今は島津と云也）是は一覽と幼少よりしたしくしてタカサゴを襲取べき事を相謀り日本へ歸りし後に薩州より二度迄タカサゴへ行て案内を見濟して既に打立んとせし時に式部死して事止みたり其時式部案内者なればとて先手をいひ付てとらせし大小今に有といふ以上新右物語なり右の子細詳ならぬ事共也山東にて何と云し人のもとに在しやらん又賊船の賊首何といひしか何もかも夢の如くなる事共也賛潮又何ものゝ子なりしやらんたゞ／＼夢物語の如くにこそ

一小瀬復庵云こも僧といふものもし高麗僧の謂にやコモソフといふ語有しを思ふに上古かの國の僧の形成しも知るべからず又コマモノといふもの細物とかけ共これも高麗の物といふ義歟コマサラへといふもかの國の把の制にやと也美云コマウトといふたとへば夷人などいふが如し外國をいやしめ云故也後に贅兒などいふが如し然らば僧の如くにして又僧にもあらぬをいやしめいひし成べしコマウトよき證也コマモノは今俗唐物といふが如く成べしコマサラヒは木間サラヒといふ事のよしなれどもそれも高麗の制ならんも知るべからず

一復庵又云コノキは詩經の馭也と云ふ

一復庵又云簪をタマサヽと云ものタマといふ義未詳本草綱目附方の下に楊氏が簡便方を引て耳

忽作レ痛或紅腫內脹將霜青箸露在レ外將レ折者燒存レ性爲レ末傳ニ入耳中一と云事有其露と云もの卽是成べし唐詩に殘柳宮前半露葉と云露の字霜露の露となしては語をなさず是も俗にサヽと云が如くなるを云歟美按ずるに品字箋に露字を釋して又羸瘦肉骨露矣左傳露ニ其體一と見えたり卽俗にサレと云シヤレと云ものヽ如し露在レ外將レ折の五字則ち葉の外に有所のサレたる也卽前に謂クマ也正字通には露は羸也と注して左傳列子を引たり

一復庵云加州太守問ふ朩の字をノキと云事本據ありやと答云是は俗語と存ず片かなのノの字の下に木あればノ木と申にやと云太守さも有べし白石に正すべしとの事也と云吾その捷語をほめて是はむかし小學のことばに見えたりかたかなにていひし語有刂をリ刀といひ殳をルマタといひ菩薩をサヽと云ふの如きこれ也と答へぬ

一我復庵に云古語には義詳ならねど古よりいひ傳し事有也萬葉集に軍の事を釋してイは發語の詞也クサは戒の義也と見えたりこれらの義いひ傳し所ならば誰か其義を知るべき鏁をクサリといふも戒の義也しにやといふに復庵云クサメしつればクサメクサメとまじなふといふ事つれ〲草に見えしも戒の義也といひき又我云漢字傳はらぬ先に大臣の事をアソといひし也其義大臣といふ義なれば漢字傳りて大臣の字を用ひし也武內大臣などこれ也といひしに復庵云阿蘇の宮をアソといふも大臣の義也けん始て其義を得しと悅びぬ

一己亥春三月に聞し長崎伊豫守元仲の從者に高田勘四郎と云もの云京師かの屋敷の庭際にうへ置し色色の菊の其苗を移し栽る事を忘れて初に植しまヽにて三年の後に花の開きしを見しに種々の花皆々黃色なる花と成たり是を思ふに是はもと黃なるものなるを人の力にて種々の替りも出來しにやと云也此者元來無學のものにて菊の黃色を正色とするなど云事を知れるにもあらずたヾ其見る所に據りていひし所也尤以て奇妙と云べし人力の天に勝つ所有と見へしかどその天なるものは得て加ふべからざる所有也人の心術爰につきて心得有べき事なれば其人の名をも詳にこヽに志るし置る也さらば當時さま〲の奇花有てたとへば人に酒をすヽめ

て其醉狂を見て戯とするが如し返す〳〵不ㇾ可ㇾ然事なり

一同春三月川村嘉遥物語に　台德院殿御上洛の時に御小納戸衆三宅藤五郎と云あり物かく事ならぬ人也しかば大御臺よりの御書共を御預け有けり三宅妻よりの文も有しを一つにしてそれを取わけなどする事有しを或人三宅が御覺のよきをそねみて大御臺の御書を開き見しなど申せし事を聞召れて御手づから切殺し給ひたり夫が子三人有しをば會津殿に仕へたり長子三宅某次は家名替りし何某其次は熊谷太郎左衞門即ち是後に堀田の家に在し熊谷太郎左衞門が父也と云我故主也し土屋民部利直の宣ひし事を我いとけなき時に聞しは三宅は御ぐしをあげし人にて御覺よかりし也我は其頃御膳番といふ事にて朝夕の御膳の事を承る朝な〳〵御ぐしを上げ訖らるゝと御膳をまいらせし也御次より見ゆる所に黑漆の一枚戸有けり御ぐしあげし人事訖りて御前を罷出るにはこなたへ出來る影の其戸にうつりぬるを見て御膳參らせよと下知せし事也其朝も其影を窺ひゐたるに御ぐしあげ訖りしと見えてこなたへ來る影の見えしかば御膳の事下知せんとするにはた〳〵と物音する也こはいかにと思ふにかねて仰事も有しか土井大炊頭の御前に在しが御次に出で三宅御咎の事有て御手討なされし也といひき人々あきれてかの人におきては左ほどの罪有事はおはすべき事にもなし又大かたの事にてかかる御事有べきにもなく心得ぬ事也と云ほどに後に聞ば不運の至極也　大御臺樣より進ぜられし御文箱の御棚に有をひらきて見てその蓋する時に其事を御覽じつけられて御うしろくらき事する男也と思召されし故也と云也此男は堅固の文盲人にて己が名をも見知らぬ程の人也しが御座敷を掃ふとて御棚に御文箱の有を見事なる事也と思ひて其うちのかたを返し見て緒を結ぶ所に其御後に入らせ給ひて其體を御覽じけると見えけりと申されし也兩說似て少しく異也いづれの方か事實なるらんと民部ののたまひし事をも我まのあたり聞しにはあらず人傳に聞たれば疑はし只いかにもあれ御自ら切ころさせ給ひし人の子共三人迄事故なくてありし今はこれらの事有べきにもなしこれらは又有が

たきこと也

一按に小田原記といふものに上杉朝興北條の爲に江戸の城を陷られて石原へ退き石原にて石原兄弟も戰死したればこゝにもたまらず河越へのくと見えたり其石原と云は江戸より府中へ行く道也今もフダ石原など云宿に江戸よりは六里ほど有所也太平記足利尊氏武藏野合戰に打負て退し地も石原と有しなり

一己亥五月鳩巢より來る水戸史館總裁安積覺兵衞より見せ來り候事の由覺書文章に

直江山城守兼續父曰二樋口與三衞門某一、事二上杉景勝一、母掌二薪楢一、兼續幼而哲、景勝悅而寵レ之、老臣直江大和守死而無レ子、景勝繼二其家一、長而有二材氣一、遂爲二景勝之重臣一、其報二兗長老書一、傳二播于世一、觸二犯東照宮之震怒一、兵端開二于此一矣、然嘗怪二其書辭氣一、雖二慢而飽滿亢壯無一口塞之累一、似下曉二文字一者上、適見二四家合玫一、稱三其有二文學一、載二詩一句一曰、春鴻似レ吾吾似レ雁、洛陽城裏背レ花歸、齊知味頗能詩者、因考二本館所レ纂詩集一、得二二首一、其一賦二織女惜一レ白、二星何恨隔レ年逢、今夜連牀散二鬱陶一、和語未レ終先灑レ涙、合歡枕下五更鐘、勿語洸（本ノマヽ）別殆非二麁人口氣一及レ閱二羅山先生五言注文選跋一始知三兼續之所二梓行一於レ是方信三其注二意文字一合玫之語不レ妄也兼續頗有二將略一惜三其肆レ意反噬寇二山形一陷二畑屋一攻二長谷堂一與二最上義光一相待關原之敗旋二師會津一皆有二法度一時人稱レ之唯上山之戰不レ用二上泉主水之言一使二之憤激一致レ死不レ厭二人望一耳總レ之兼續罪魁也常典逆黨同誅レ夷而東照宮包荒之量赦而不二問及一難波構レ兵志貴野之戰出奇刺勝雖二功不レ績レ罪而竭二力戎事一才旣戰能以二文籍一自娛當時武夫健將爾所レ罕有二偶因論詩一及レ之此文章家の談時勢を知らざるの言なれ共兼續が全詩をくはしくこゝにしるす也我藏に兼續が和漢聯句百員有其詩才有し疑ふべからず

一鳩巢よりしるし來る葛有禎姓は藤原名は昌興と云是年乙亥より十二三年前に死せしといふ又石梁は寶永庚寅の年に死せしと覺えたり年は四十一二歟と云々

一己亥の五月の初つかたにや檀紙と云ものいづれの頃に始れるにやと大和守廣口の大學頭が長子に問

しに京の公方の頃に始れる歟と答しを其據を問はれて父にて候ものを召問はるべしといひしかば信篤を呼で問しに覺悟仕らぬよしを申せしがいかにやあると來り問ひし人有時の學士父子の知らざらん事を我知りがほによからぬ事と思ひし故に我も知らぬ也と答へき五七日を經て加賀の宰相の許よりしたしき親族の方より問來れり此ものは始いかにやと問來りし也此事過にし頃尋ね有しに知らずと申人有と承れば某方へ問來りしかどしらずと申されどそこより御申の事なればあら〳〵申す也その心得し給ふべしと云ひてしるしてやりたり後に聞ば大學頭より急に使して宰相の子の許へ此文御用と同じ事なる事を申也慥に早く届けらるべしといひおこしたれば常の使してはいかゞ有べきとて横地藤太夫と云ふものに仰せて侍にもたせて父の宰相の許へやりしかば宰相より某の許に問におこせしとぞ聞へたる扨此檀紙と云ものゝ事は玄惠庭訓往來にも讃岐圓座同檀紙と見えしを京の公方の頃に始りしとはいかに答へたるらんいぶかしき事也此紙の事は延喜式圖書寮にして造れる事共見えし也斐皮を煮熟して造る也斐紙とは印本の物には有也斐皮とは秦皮の字をあやまれる也諸國より貢物の事の下にも又は典藥寮の下にも見えし印本に斐皮榛皮秦皮など見えし樹の皮をもて造ればかく云也秦皮一名石檀和名トネリコ俗グンフコといふと順の和名鈔に見えしもの也俗にタンノ木と云と見えし秦皮紙をタテガミとも俗にいひつるを後に檀紙ともしるせし成べし塵添壒嚢抄に源氏にみちのく紙といふは檀紙の事となん檀紙は陸奥より始まりける也俗に引合と云ふは是也男女の心を通ずる玉章に此紙を用ゆる故に引合とは申とかや此檀紙に大小有當時小きをのみ引合といふと思ふ人有と見え藻鹽草にもみちのく紙とは檀紙也と見へたり玄惠庭訓には讃岐の產と見へ延喜式には讃州より其料の秦皮を貢する事と見えたり備中などの國よりも其料をまゐらする由は見えたりさらば延喜の頃より玄惠の頃迄讃岐より其料をも出し又紙をも造り出せしは一定也みちのくに始りてみちのくに產するをのみ此物なりといひし事心得られぬ也みちのく紙といひし外に是一品有しもしるべから

ず又東海一漚集に唐書我女の使眞人興範書をこす其紙雨紙に似て澤へりと云事を釋せし雨紙は引合也と志るしたりさらば此紙の事は唐紙にもとり傳へしと見えたりこれらの事によりてや有らん義之蘭亭の序は我國の繭紙にてかきしなりなど云事あるは然るべからず某能々思ふに引合せといふもの繭に似て人不レ知などいふべきものとも思はれず北戸錄に繭紙晉宋の間有二一種紙一長丈餘雖レ然拙し世に謂ふ繭紙と見えたり又高麗より繭紙出すとも云事あり卽今朝鮮の國書などに用る所のもの我國にして卽今鳥の子紙と云ものか式に麻やうと見えしものをこそ繭に似て人志らぬ紙とはいひし成べし引合の紙うるほへりといふべき共思はれず又檀紙大高小高といふはそのたけの高き低きとによれる也壒囊抄に大小有と見えし卽是也但しその引合といふ事男女の巾を引合するの義也といふは心得られずむかしは色なる紙を引合せて重ねて志るせしはいはゆる紅葉重ねなど云是也みちのく紙は今云薄樣といふ物成べし檀紙にも引合と云事あるは是を引合重ねて用ゆるゆへ成べし引合といふもの必檀紙に限れるにはあらず

一己亥七月六日加州小瀬復庵來る過にし比京に趣くに信濃路を過し時諏訪郡中にてシナの木を問しにいくらもある也古人云は此木やゝ長じぬる時に皮と樹とはなれ〳〵になりて枝を振ふにから〳〵と音のする時に皮を剝て絲を取てさらしぬれば雪の如しそれをつむぎて布又は馬の押掛などにし又は繩などにもする也其程過ぬれば又皮と樹と一つになりて絲もなくなる也大やうは一握計りの太さの時絲をとるの候也と云樹葉はハンの木と云ものゝ如くにして少し圓か也とて其樹皮をとりて我に與へし也皮の色白くして所々□の木といふものゝ如くたてざまに皺文の有もの也

一又復庵云此春聞し事有しによりて京にていとまある時に叡山に上りて飯室の松禪院に有傳敎大師の眞跡の物二卷を見たりき板倉周防守所司の比ほひに住持の僧の京へ出たりし跡に强盜入來りて六人を殺害す一人は大釜の二つすへて有し其一つに入て隱る兒一人は天井に上りて隱れ居たり盜賊等思ふまゝに物とりて釜にて湯を沸し身を洗ふべしと

いふ運や盡ざりけんかのかくれ居し釜にはあらで今一つの釜に水汲入れて沸すにその火勢にてこなたの釜も熱くなりて苦しきを忍びて居し內に湯もわきたりとてくみ出してつかひなどして盜は散じたり此二人のものはふしぎに命ながらへたりかくて京職に訟へぬれど盜もしれず此時に重寶皆々失しに彼二卷無用の物也とて打すて置ければ是のみ殘りし也扨三年を過し程に常に坂本より來りて物など賣し者のある者の家に行しに昔よりは殊に富ぬるが心得ぬ故にいかに仕合のよき事やあるむかしよりは屋もうるほしなどいへば何事か有べきなどいふほどに其夜は其家に止りしに夜さむしとてよるのものを出して着せしが緞子の古き也これら此家に有べきものにあらず心得ぬ事也と思ひてはしを返して見しに紙の札に松禪院什物としるしたる有扨は此ものこそ過にし頃の盜賊也と思しかばひそかに其札をはぎとりてまだ夜ふかきにいとま乞し出て山へ上りてかくといひしかば頓て周防守へ告て彼家のぬしを捕へて拷問せしに十七人にて盜せし事顯はれて坂本にてはりつけにせられし也

扨其卷一卷は僧の得度のたび／＼に奏問せられし上命どもをしるされし一卷は渡唐の時にとり來られし書の目錄にて其末に鄭審則といふものゝ奧書せし也行て寫し得たらんには見すべしと也此ものを見し時に橫川の惠心院といふ人來れり學僧にして古書を好みし人也と云夫が云しは江戶に日本後紀四十卷のもの有也能々尋ね給ふべし大明院の宮の時にもち來りて價金十兩と云しを見せ參らせたらんには買給ふべし費用も多かりしるし見せまいらせぬにはと云事にて返しきと云也又楊氏漢語抄をも京の堀川へうりに出せし事有と聞しにやといひしとぞ此二說は心得られぬ事也我思ふ事共を復庵にいひしかばこれもさ存ずといひき

一七月廿一日に復庵又來て云さきに忘れたり京に有りしほど二條門府の某がこなたにしたしく參ぬる事を聞召れて扨は御こと東に歸りなば我爲に筑州にいはんは久しく聞及びにしかど見し事もなくそこの事をば能聞侍りあはれ我國の寶とこそ思ひたりされ其榮辱はよのつねの事我いふにも及ばずさればとかく身しづかにおはするは然るべき德業の

高く成り給はん幸にこそおはすべけれたゞいかにも長壽におはせん事こそ道のため人のため世の爲に侍れとよく傳へよとありき承りぬと申せしに又東におもむくあしたに參りしにも先にいひし事共穴かしこよく筑州に傳へよと仰られしといひけり此殿をば未だ見まいらせし事もなく又いかに我事しろしめさるべしと思ひもかけず然るにかく殿の志のほど有がたき事也と答へけり

復庵又云京に在しほど儒生にて舌耕などして有松岡玄察と云年五十に近かるべき有稻泉州につきて本草の學うけし也珍らしき事共云也柑子と橘子との事を問ひしに凡そ物には類有也まづよく〳〵その類をわかつべき也古より此かた橘柚とこそいひつれ柑といふもの爾雅等の古書には見えず後に及びて物をわかち心つけいふほども明朝にはことに物名多くなりて紛々の說今その本を失ひしいくらも有と見えたり只々古によりて扨其類を推しなばいかにも事煩はしからずして其疑も開くべし藥物などの如き特に其類を分ちしりぬれば其性おのづから明らかになりて其益多かるべきもの也明世の人のいひし所の柑の類も皆々古の橘の類也口などの如きもの其皆々古の柚の類也此心得をもて物を觀るに竹木鳥獸魚介みな悉く其類有也相かまへて能々其類を推知り給ふべき也といひき又江洮柱の事を問しに宛委餘編には四柱有といふ也又一柱を云とあれど王氏が說の詳かなるにしかねば世の疑とは成けり某タイラキの活たるを得てしづかに其口をひらきて見しに一柱大きくして中に有其餘三柱いかにもすこしきが有也世の人殼をひらき腸を引出すに三柱はもろくして腸と共に脫しぬるを見てタイラキには只一柱有江洮柱にはあらずといふ然るべからずこゝにいふタイラキ卽是其物なる事うたがふべからずと云又人參の事京畿にも貴布禰などに生じぬると見えたり昔より三柳五葉にして實の赤みがちなる所は人參にたがふ所なけれど是を拔とり見るに鬚の如き細き根のみ有て太き根といふものなし是は似て非なる物也といひて打過たり萱草黃芩などの如きは其根は莖とつらなれるものにあらず莖よりはいかにも細き絲の如き有て莖を去る事或は寸或は尺計り有て太き根の有類いく

らも有これによりて菜が似て非なると云ものを植てぬきとる事なくしていかにもその細根より尋ね見しに尺計りへだてゝまことの人參の根こそ有なれ此定にてはほどなく我國にも此物多く成ぬべし延喜式にいかほどか此物生ずる國々あるに當時の物なるべきに非ず只々是を採る事の其道を得ぬによれる也と云々又ハギを隨軍茶といふ心得ぬ事と思ひしに過にし程四國の者申せしは此葉をとりて茶となしぬれば茶の如くに夜の寢られ候はぬ也と申き軍中にて夜を守る時など服しぬるものなれば此名有とこそ見えたれといふ又ケマンと云花草を明土の人荷包牡丹菊兒牡丹など云の注聞へぬもの也といひしに過にし比東福寺にて抄出せし物に周益公の七言律詩に此物を賦したる其形象露違ふ所なしさらば宋代より其名聞えしもの也いと珍らしく思ひしかば其詩を寫して若水墓所に行てよむ事三たびしたり地下にてもよろこびぬべきこと也師恩に報じぬべきが爲也といひき其餘珍らしき事共多くいひてそこの御事を語り出していかにもして逢まいらせ度事也といひ侍りきといふ也我も問ふべき事有きと宣ひ遣はし給へといひたり

同七月廿三日に雀部重助のいひしは先にいひし江戸川と申は今の立慶橋の川筋は今水道橋の西の方一丁餘も有所より內へ流れ入りて水野半左內藤の屋敷を流れて平川へ入し也其流の所を埋めし土堤やゝもすれば土陷り／＼したる也靈巖島は雄譽が申請ふて築たりし也七八年計にも成べきにや丁酉の火後に靈巖島は深川へ引れたる也鐵炮洲はもと例ありて猷廟そこにて鐵炮をうたせられし所なれば御鐵炮の洲といひしをこれも火後に桑山伊兵衛を奉行として築出されし也すべて小石川の築地といふも火後に出來たり此小石川などの築地の土は今の水道の北の方地高き所の土にて築かれしに大八といふもの其土を運ぶ事を造出してければ大八車とて今も用ゆる事也湯島天神下の小普請手代屋敷などのいまだ出來ずして岡の如くに有しをも見たりし事也と云此人は當年八十歲に成し人也此夕べ住吉內藏允いひしは東叡山の觀音籤はもと信濃の戸隱に在しを南光坊のうつしとられし所也と東叡山の緣記には有也

一同九月三日に聞く加州の山本源右衞門いひしは菊地十六郎（四千石を領す錦里の弟子秋桂と號す八十八にて死す）語しは久世平助と云もの丶祖母のかたりし事有此祖母はもと大坂の淀殿に仕へて後に駿河の大御所に近く召仕はれし也 大御所御他界の時にかの祖母御藥を參らせんと御茶碗を臺にすへて持て出るに綿帽子着したる女のあなたより來るが祖母に問しは相國は死給ひしやといふを見れば淀殿也その時には死し給ひしとも思ひ わかずいや 只今御藥をまいらせて候と申せしにいや死なれたりと仰有しに奥にて女中の泣聲のゑければ扨は失させ給ひしにやと跡をふりかへりて見たりしに淀殿は見え給はずまさしく見まいらせたりし事也とて祖母が語りしを幾度も聞し也と十六郎がいひしを今の山本源右衞門が聞しとて語りし由鳩巣の云し也扨久世が祖母の十六郎にいひし緣は此菊地と云はもと今木源右衞門が弟也今木大坂を出て加賀へ仕へて淺井と名のる弟は菊地の家の養子と成たり久世が祖母大坂に在し時今木をばつねに逢し事にて今木が扱ひに城外へ出る時に秀頼の御前にて酒をたびしに其時酌にかの祖母のたちし也其事を語り合せて其時に寒きにと仰有て召したる繻子の袖なしの羽織をぬきて賜りし事などを語あひしと也かほどの事なれば祖母が十六郎にかたりしと云なり

一小瀨復庵此年九月廿一日に語しは加州に昔小幡播摩といひし人有下女に菊といひし女有しを殺せりそれは飯の内に針の有しをもての故也菊死にのぞみていひしは此事われ知れる事に非ず然るをまげて殺さる丶事こそ恨めしけれ見よ〳〵播摩のゆかり有程の人にても殘さず此恨を思ひ知らすべしといひてきられしと云也其後まづ小幡が家は絶果て其後或は外戚或はゆかり有ほどのもの丶子共よりしてひた死に死して殘る者すくなく成しほどに有賀内膳といひしもの丶子共も次第に死し失し程に内膳が子に平三郎といひて奥小性にて有しもの江戸へ供し來りて上屋敷に在り惣じて奥小性は外樣とちがひて居る所へ外より人の入來る事もならず去程に平三郎煩出してひた重りに重くなる親類なども太守へ願申て看病に來り集りゐたるに馬子の臺所に入來りて駄賃を乞ふこはいかにといへば今

こゝに來りし人の乘し馬也といふを問へば女を一人乘せ來りしといふ也心得ず如ㇾ此の奉公の人にて女など有にてもなしいかでかゝる事をばいふぞといへば我も又さなき事いひて此所迄來るべしやさりとてはあらぬ事をいふ人々哉と爭ふほどにまづ表の門をばいかにして入來りしにや門よりしてよのつねだに人の入來るをば告來るにその事もなき猶心得ずといへば門をば何事もなく入り來りたりこれ咎むる人もなかりしといふ平三郞が家にておとなにて召仕ふ者是を聞つけて又々例のものゝ來りし也力なしと角いはん事しかるべからずといひて價などとらせて門へつれ行て歸すべしといひしかば通したりし其時にかの馬士の入來るをばいかでこなたへ告しらせずして入れられしといへば門の番人されば今も皆々つぶやきし事也ふしぎのものを通すべしとはいかにも知らず何れの門よりや入ぬらんといひしにさてこゝより入しと云し事也誰々も見ずとやかくいひ出んは互ひの爲しかるべからずとていふ事もなくなりて程なく平三郞も死したりかの菊が來りしと見えし事心得ず加州よりはるかの道を馬を借りて來りしいよ〳〵あやしき事也と語れり某云よき事を聞しものかな中生の屬の車馬に乘し事を中生こそはあらぬ車馬にも魂魄や有べき心得ぬ事也と古人のいひし事有理はりなる事也と思ひしが其中生の車馬も則かの馬子の馬の如く實の車馬をいかなる事によりてかかり用ひてそれに中生の魂乘り來れる成べし馬も馬士も實の馬と馬子なるものゝ門を入時に番人の見も咎めぬ是又不思議也既に女の思ふ所に入りし後には馬も馬子の在しまゝの馬と馬士となりしこれ又怪有の事也といふ扨又復庵云今も其ゆかりの者有と云也たとへば蒔繪にても染し物にても繡したる者にても菊の形の有ものを見る事はいふにや及ぶ戶を隔てもそれらのもののあるもこなたに覺へてうるさくなるましてや眞の菊花など思ひもよらぬ事也と心得ぬる也といひき

一葫蘆集攝州人河 間某云河間姓秦氏 也蓋秦氏行ニ于吾國ㇾ也於ニ人王卅四代欽明帝之朝ㇾ一夕夢有ニ神童ㇾ告曰我身是秦始皇也請托ニ此地ㇾ帝覺異焉嘗此時大和州有ニ洪水之變ㇾ而初瀨川大漲矣有ニ大甕ㇾ隨ㇾ流

而下土人聞レ之覩則有二一男子一身體聖表奏二之帝一曰向所二夢見一者也斯人也擧育レ之賜レ姓曰レ秦名曰二河勝一生有二才智一年纔十五拜爲二大臣一歷二仕五朝一迨二于推古一時豊聰太子監二國事一河勝爲レ之參政矣後入二此邦一游二于難波之浦一乘二一小舟一任風之所之舟杳易之岸國人聚觀以爲二非常人一而靈威甚夥竟立レ祠奉レ號曰二大荒明神一至レ今祭焉

一此年十月京の木下左衞門來りて一面す此度豆州三島にて神主とゆかりに付て一夜かたりし時何か當社に古く傳へし事やあると問しに何れも替はる事もなし但し當社の神主四品の袍古より紫の色にて侍ると申す今の袍の色に異なるは古よりの儘なるにや又はまくり貝の古く候也此二事他方に替れりと申き又左衞門云播磨の書寫山へ參りて見侍ふに書寫はスサの音をかくはいひなしたると思ふ也一山にして相分かれし片々は廣峯也卽これ素盞雄勸請の所なる故に古にはスサの山といひしを後に書寫とは玄るしたりと見へたれと云々

一己亥春相州石尊の社燒たりといふ程に大山の八大坊夋に來りて訟ふ武藏の川口村といふ所に勘右衞門と云もの丶大山の坊に來りて山上せんとて案内を乞しを此山は七月ならでは上る事なしいかに斯はいふぞとて案内する者もなしかくする程に山上に火の見へしかば山下の者共我も〳〵と馳來りしに本社ははややけつ攝社大天狗小天狗など聞へし社を燒也けしからぬ男の大太刀横たへてやくるを見居しに驚て迯歸りしを又多くの人して捕へしめて尋問へばかの勘右衞門といふ男也伊勢太神宮の仰によりて燒也といふをからめ得て來りたり奉行にてとへは云事もとの如く妻子やあると問へば一ノ宮二ノ宮など云子二人有といふ所の者を召問ふに常の人に異なる事もなき者也と云ふいかに沙汰有しにやかの勘右衞門一人山下にて首を刎よといふ事にて事治りたりこれも二月の頃の事也本社燒て神體計り殘りたりたとへば本社をば持出て焚し如く成しなど云也と云々七月ならでは山氣深くして火繩の火も消ぬるにいかにして此火をばつけぬらん心得ぬ事也といひしなり

一大坂速見甲斐守子孫の事

甲斐守—男早世—鈴木宗印狩野探幽弟子にて畫師となる—鈴木宗印
　　　—女子藤堂泉州奥に仕へて大夫といひし人也人の妻と成て後に出て仕へしが後に嫁して子有しが不ㇾ詳—女子服部淸助妻

一五靈膏の傳

釜田友嘉—某太郎右衛門相州小田原の釜田也
　　　　—道是本町四丁目名主—某—道梯—道歌
　　　　—助傳—助慶—玄春—伯隣助右衛門
　　　　—女子

神祖關東へ御入郡の時友嘉爰に來る本町四丁目の南方を屋敷地に賜ひたり小田原に在し時も商賣の事を計りたり關八州の商人のレンジヤクを出したり江戸に來りし後に名主してレンジヤクの運上の事は町年寄へ讓りて江戸の家を二男にゆづる故郷をば長子にとらしめし也隱居して後の一跡を助傳に讓る女子に聟取しに家傳藥方をも傳へしと也

白石先生紳書卷八終

白石先生紳書卷九

一信州小縣郡下ノ郷諏訪社に在る武田信玄願書之寫

敬白願書

言ニ歸命頂禮下郷諏訪法性大明神ニ曰德榮軒信玄相ニ待越軍ニ出張可レ令ニ防戰ニ哉、不ニ吉凶預卜ニ（下イ）問ニ四摩八ヽ其辭曰、九二之有レ喜也（所レ住薦的爲ニ神所レ享斯之爲）喜云々希臨ニ天鑑ニ與ニ越軍ニ則如ニ信玄存分ニ得ニ勝利ニ如之長尾景虎忽追レ北消亡者併仰ニ下郷兩社之保ニ者也神明無レ私奏ニ凱歌ニ到ニ歸家安泰之日ニ是己未歲始之十箇年之間毎歲青銅拾緡爲ニ修補ニ可レ奉ニ社裡ニ者也依願狀如レ件

惟時永祿二年乙未

秋九月一日

武田德榮軒信玄 華押

奉納下郷明神願書

沙彌

原隼人昌衡　山縣三郎兵衛昌景
小山田兵衛尉信茂（信イ）　長坂源五郎宗由
板垣左京亮清安　小笠原下總守信貴
馬場美濃守信春（象イ）　駒井右京進昌景
室賀山城守信俊　横田十郎兵衛康景
今福市郎左衛門昌弘　屋代越中守政國
安中左近大夫景繁

此等同記に有起請文に見へし所より抄出す

一江州甲賀ノ士廿一家
○山北九家　黒川　大河原　頓宮　土山　大野　岩屋　佐治　神保　隱岐
○山南六家　大原　上野　和田　瀧　高峯　池田
○庄内三家　（鵜飼/芥）　（望月/服部）　內貴
○柏木三家　伴　山中　（美濃部/堤）

一本朝茶湯の事茶寮を數寄屋と稱したり是は定りたる法制有事の由也かこいと云は可レ然所を引かこふ故に稱すと云々紹鷗迄は四疊半にて天井は鏡天井にして柱は角にて間に合の紙にて壁を張て床も一疊の床なりき利休に至りて丸柱を用ひ赤色の壁にて腰はりをし天井も半ばは有て半ばは屋根うら

を見てつき上げをして坐席をよろしき程に日の光をうけぬるやうにしてあかりまどを付たり此時迄は臺目と云名は定らざりしと也二疊半一疊半のかこひなど有しされど其弟子古織に至て臺目の名は出たり宗羽按ずるに臺目と云事は其說分明ならず但利休迄は爐へ茶立る事にてはなかりき古法悉く臺子を用たり然に古織に至りて臺子を止めて爐にて茶立るに彼臺子を飾りしほどを切りて捨て其餘る所にて爐をかまへ叉床をもつゞめたりすべて茶の法に疊の目を以て度とする事なれば臺子のたけの疊目をたちて捨て其餘を用る故に臺目とは申と存ずと云々

臺子の事織田信長利休を召て茶を立させられしに臺子の體悉く新意を出して古制に非ず信長其由を尋申されしに古制によらざる意趣逐一に其理有ければ大に感じ給ひたり其後豐臣太閤の時利休を召て臺子の法制を能々傳授し給ふて其上に利休に誓紙をまいらすべし一子にも我ゆるしなくば傳ふまじと誓へとあれば利休誓紙を奉りてこれより後茶會には爐を用ひしに大閤より傳授の人々七人有てこれを臺子の七人衆と申せし也其後織田有樂も傳授し給はんとせしに大閤利休に仰せて傳授すべき由也有樂が臺子の制式は利休よりの傳也細川越中守入道三齋も七人衆のうちなれど其家々あれば傳授は仕らざりき見習し事は有由市尾伊織申されし也今成田貞眞の茶式は臺子をもつぱらとす是則有樂傳也とこれも宗羽申き

一金渡しの墨蹟とて細川丹後守殿に有しは小松内府より宋國へ砂金を渡されし僧の眞蹟故にかくいふと也

正謨求頌要修行
日用應須懸著鞭
會得今中端的意
縱教口手打三更
　　佛照差僧(是に角印あり)

一錦里先生に宗師が賛の繪有り牧童の牛背にて笛吹圖也畫工は知らず文字は八分也

牛背兒將短笛
吹春泉春草日
遲々十年四海

疲征討得似桃
施牧イ
林牧皈時
天台僧湖印白文ナリ

一千木は如レ斯に神宇の棟上搏風の上に有物也ちぎの樣に門外のかはり有歌にも有如くなり但千木に穴をうがてるは日景を側る爲也此事秘事たるよし也かつほ木は棟上にいくつも横にある木也今の代にもかやぶきの家に烏をどしとて有る如く也上古は如レ此木を横にかやを玄むる繩を此木にゆひ付たるよし也

一祇園は昭宣公の寢殿なりし故に千木鰹木はなしとなり

一神別記に功德有し人々をまつりし事玄るせしより今は此書なき也

一十陵の內天智光仁桓武の御陵は百世不易の由也八幡平野は文武世寶の如しと云々

一刀禰めせと有ときは六位以下初位迄參る也

一衞府エフとフの字すみてよぶ也

一四分蔽攝流外以上岡島氏口授

一勘解由は諸國の任限は四年に四度上洛して勘定をすそれを四度解といふ也其解の由を勘ふる官也四七二十八年過て參議に任する事なり

一倚復は東宮御讀書の時に御側に有て書を復す事を倚る此時は點圖をひかへて東宮學士の侍讀するを覺へて東宮の御ふくの時に御指南申よし也

一今世の衣裳の上衣の下に下袴をかさねて着せるを下苅上の衣裳とて嫌ふよし也同上

一燧の事源平盛衰記に云々劍に付たる錦袋を披き見るに燧あり尊白石のかどを取て火を打出し是より野に付たれば風忽に起て猛火夷賊に吹覆ひ凶徒悉く燒亡す又是より天ノ叢雲劍を草薙ノ劍と名付たりかの燧と申は天照太神百王の末の帝迄我御掟を見奉らんとて自ら御鏡に移させ給ひけるに初の鑄損の鏡は紀伊國日ノ前宮御坐す第二度の御鏡を取上御覽じけるに取はづして打落し三に破れたるを燧になし給へりかの燧を錦の袋に入劍に付られたりける也今の世迄も人の腰刀に錦の赤皮を下けて火燧と云事此故なり

一弦袋同上信連合戰の下に○吾朝三種の內に內侍所と申は天照太神百王の末迄も我御形を見參らせん

とて寫し留給ふ御鏡也扨弦袋と云は又其後内侍所の御貌を形どれり其故に百官悉く朝に踐ニ奉公ー仕衞府の官は淺位なれば地下にして致ニ奉公ー直人に紛るべきに依て内侍所の御貌を學で弦袋を賜て左右の兵衞府赤皮左右衞門尉藍皮是を以て侍の品を知る國主の御寶なれば可レ遁ニ非難ー管任なればこそ官をも一ッけがすは有がたき

一轅門○同上額打論の下に陣の口は雜群の車を逆茂木に引

一陰形○奥州名取郡笠島の道祖神都の加茂の海原二條北の邊におはする出雲路の道祖神の女也けるがいつきかしづきよき夫に合せんとしける商人に嫁して勘當せられて奥州へ被ニ追下ー給ひけるが國人是を崇敬して神事再拜す男女所願有時は陰相を造りて神前に奉る祈る事叶はずといふ事なし

予先年奥へ下りしに信夫郡八丁目と云所にて晝餉すとて民家にいこひしに新らしく建たる家に萱生ひて屋を葢ふ何となく屋根のうらを見上げたるに陰形を作りてさしはさみ其前に經脯柳樽やうのものを作り物にして備へたるを見てふしぎにおもひしに此故事によれるにや此あたりの村俗かく有と馬子に尋しにこたへたりき

一日本國東西へ去る事二千七百五十里南北五百卅七里同上

一馬の草頭

一鳴弦○寛治年中堀川院御腦前の陸奥守源義家仰を蒙り弓之弦を三度鳴らしけり

一管には馬の尾を組て卷一尺餘なる刀花憐木の管に白金筒の金入たる刀引出物に被レ下候鷲尾一ノ谷案内の下に

一踏歌節會と申は人王三十九代の帝天智天皇の御時より始置れたる事也其時の都は近江國志賀の郡大津の宮とぞ承る此御時鎌足大臣始て藤原姓を給りて奥州の守に任ず常陸國より白雉一羽一尺二寸の角生たる白馬一疋奉る彼の送る文に云雉色白表ニ皇澤ノ潔ー馬角長治ニ上壽之世ーと書たり此事正月十六日午の時の始也けれは其例として年々正月十六日雲上人參りて馬に乘て引出物あり池を堀て水を湛へ田にある草を植て雉を飼給ふ志賀の花園とは申也

一木曾御曹子生年十一歳鎌倉へ被レ遣時歸參らん程の形見とて笠掛七番射て見せ奉られけり

一齊明返り忠の處に薄き切紙に細々と狀を書て蟇目の中に入て平家の陣へ射渡したり平家蟇目の鳴らぬ事こそ怪しけれとて取上見れば中に切紙の文有

一覺明馬より下り木曾が前に跪き箙の中より矢立取出し墨和筆染疊紙

一景高脛き金より太刀打折て

一眞盛錦の直垂石打の征矢御免を蒙り候はん且は最後の御恩也と所望しければ初て免し給ひけり

一冑の袖をふまえて頭を搔

一切は所の頭とも竹結渡して掛並べて千餘騎の兵馬の鼻を並て悦の鬨とて三度作り叫びにけり明雲八條の下○大國の法にて軍に勝ぬれば必悦の歌を唱ふ我朝にも軍に勝其悅の鬨を送る是也重衡酒宴の下

一秩父が刀を平と云ふ平四寸長サ三尺九寸の太刀也○薩摩國住浪の平造る所の物也則綱討二盛俊一の下

一今度の大將と名乘合て鎧の袖に南無宗廟八幡大菩薩と書付たり寔に軍將の笠驗と見へたり○大將義經は熊皮の頰貫を履自餘は牛皮を履く義經除參の下

一伊豫守頭劔に貫ぬきて赤治を切て賊首源義仲と銘を書て髻に付義仲左右の眉に疵を被りたれば粉藥をぞ塗たりける

一九郎御曹司が青海波七寸蒲御曹司の月浪七寸二分和田小太郎白波七寸九分畠山秩父鹿毛七寸八分生唼黑鹿毛八寸先少し白し五歲磨墨○又我朝名馬には三日月和琴馬形浦荒磯望月宮方上耳子小耳子夏引小花なんど也或は長七尺餘り或は八尺と有けり

一足輕四五十人に腹卷させ手楯つかせて逆茂木を引除さす最高の城二度かけの所

一源氏の軍兵と答へければ御方には立烏帽子に金付たる人はなき者を一定平家の大將軍にこそと追懸く○忠度は赤木の管に白銀の筒金卷たる刀を拔忠度最後下

一山鳥の尾を以矯たりけるを羽本一寸計り澁て一作レ蒲和田小太郎義盛と燒繪したりける○黑塗の矢十四束なるを只今漆しを削のけ新井紀四郎宗長と云源氏遠矢の下

一朝敵を鎭る形にて出立ける生衣の捻重に黃なる天口葉早黃色の直垂着たり肩には左に八幡大菩薩と

縫右の肩には山鳩を縫たり產衣と云鐙を着たりの鵺下

以上源平盛衰記に出たり

一定家朝臣の小倉山庄の色紙は百人一首を色紙に一枚に一首づゝ書て障子におされたる由也後人是を五十枚づゝ屛風一双におしたりしに燒失しぬ殘れる處五十枚諸家に散在せしにそれも後にかしこ爰にて燒失して此に在る所二三十枚には過ず此色紙昔は價一首黃金一枚計やせし今は殊の外倍增せしなり是は茶を好みし人々の掛軸にして床上に揭げて翫ぶ故也抑此色紙を茶を好む處に專はら寶とせしは昔の堺の商家富有なるが八重葎さびしき宿の歌書し色紙を持たりけりその家にて茶會催して紹鷗を招たりしに折しも秋なりけり紹鷗その家に至り露次に入て伴ふ人々にいはく我曾てきゝぬ此主人の家に定家卿の小倉の色紙の八重むぐらの歌書しあるといふ今日かならず床上に揭ぐる成べしといふ人々こゝろへず室に入しにはたして八重むぐらの歌書し色紙也しかば人々奇異の思ひをなして此事いかにして知り給ひぬと鷗にとひしかばされば主人も茶にすきたる人也玄かるに會集を催しながら庭の木陰の落葉とも霜がれの草をもはらひもせずにたゞそのまゝに在りしはかの歌の心うつりて物淋しき有さま也けれぱ床上にかゝぐる所かならず此歌成べしと知り侍るといふ鷗が心のおのづから主人の心と一つに相感せしに人々歎じあへりとこれ小倉山の色紙を茶の會に用ひし始にて是より此道の好人求得てかしこにも爰にももてはやしければかく價も增たる也此事鷗が名譽也といひ傳てことには此色紙を翫ぶ事のはじめなればことに八重葎の歌かきし色紙價いや增りけり岡田將監家に玉のをよたへなばたへねのうた書し色紙有今世にある色紙よりはやゝ大き也竪六寸二分橫五寸五分也俗にいふ萬葉がきといふやうに行書にて一字づゝ書たるなり紙は粉地に銀の砂子地也銀の色さびて文字も見え分ぬほど也加々爪甲斐守は本朝の書家の眞蹟を鑒するの眼有凡世に云小倉山の色紙と云は定家卿の筆跡とは見えず爲家の書に似たりされど昔よりいひ傳へて世の寶とせしを後人の吻を容るべきにあらずといはれしよし宗羽が云し

也
一紀州熊野の奥に代々維盛某と云ふ民人有て其部類をのづから一村をなせし南龍院殿御代に由緒を御尋有て然ば小松と名乘れとて今に小松加兵衛とて其所を諸役免除にて有由を榊原玄輔書し也
一打刀と云は今の陣刀と云也常に佩る刀を公家衆打刀との給ふ也ちいさ刀と云は腰刀を云なるべしと恒齋の說也
一戶田長門守殿より來る書付覺
權現樣御前へ三郎右衛門被二召出一候儀は先祖田原立退三河え參罷在候父庄左衛門鴫原にて可レ致二討死一三郎左衛門浪人にて佐々木近所罷在候門徒宗一揆發候刻佐々木に被レ賴候少々內籠城仕候大久保七郎右衛門山田八藏と申者と鑓合申候其外一日之內に鑓合候儀も御座候由承り候
權現樣濱松にて井伊兵部少輔抔に被二仰聞一候各承り候由に御座候佐々木越中立退永祿六年に御前へ罷出候處御感被レ成佐々木城取候樣にと御意被レ成御請申上酒井左衛門尉人數被二相添一三郎左衛門先へ夜込に仕候二の丸に火を懸け申候左衛門尉人數押込申候則本丸取可レ申處に城中より本多新三郎と申者鐵炮にて打二三郎左衛門手負申候に付各引取申候爲二御褒美一國光御脇差拜領仕候其後蜂屋半之丞其鑓合申候
一甲子年三州吉田へ御取掛被レ成候刻すひが瀨と申處にて鑓合候儀承傳へ候
一永祿八乙丑年三州大津村七百石餘拜領仕候次の年同心貳拾人同國にて被二仰付一候野田村同心給に二千三百石拜領仕候其外戶田兵左衛門同左衛門藤田左京同彌七郎戶田與五右衛門別所にて御知行被レ下御付被レ成候
一元龜元庚午遠州濱松致二逆心一候刻爲二仕置一本多百介三郎左衛門兩人被レ遣刻濱松之者共同心に兩人被二仰付一候十三人三郎左衛門に付申候御知行も濱名にて被レ下右之外後藤角兵衛と申者遠州本坂小原新田と申所に知行被レ下是も同心に被二仰付一候三郎左衛門手前にも濱名にて三百石拜領仕候
一元龜三年於二味方原一信玄と御合戰御退口之刻御側にて度々返し合働申候濱松御城際迄押詰申刻菅沼小大膳三郎左衛門外曲輪屋敷持こたへ候由承り候

一遠州高天神へ御取懸的場構破り申候刻致レ先候者石原孫次郎土屋□助横田十兵衛芳賀清助
權現樣御前え被レ召出一御機嫌能芳賀清助に御持弓被レ下候石原孫次郎御加増五拾貫被レ下候

一天正三乙亥年三州長篠御合戰之時三郎左衛門悴三郎九郎組討仕候手之者共も高名仕候同年遠州諏訪原にて三郎九郎討死仕候年十七

一天正九辛巳年駿州御取掛被レ成候刻淺野と申候處討取申候其節勝頼もちふね迄寄來り候御引取被レ成候時三郎左衛門えんがり仕候

一駿州田中御取掛被レ成候あげ土小屋破れ申候刻三郎左衛門手の者黑田次郎左衛門安形半兵衛峯上和三郎福井源藏先仕候

一尾州長久手御合戰之刻大野被レ爲レ置其節小濱民部間宮酒之丞千賀孫兵衛向井兵庫其外大野之者共付き申候伊勢國え働申候小濱にて九鬼大隅守者共致二合戰一手の者石原孫次郎加藤甚平一番に鎗合藤田孫七郎福井源藏抔先をいたし突崩し申候孫次郎は討死仕候甚平に御加増五十貫被レ下候

一天正十八年伊豆下田の城拜領仕候知行五千石被レ下候高麗陣之時年寄候に付下田に被レ爲レ置候名古屋より巳の三月高麗へ被レ爲レ渡候也と承及御跡より巳の五月名護屋に參候
權現樣御機嫌能大閤え御物語被レ成候刻三郎左衛門高木主水大閤御前え被二召出一

一天正甲申年長久手御陣之時三郎左衛門一所に大野に罷在候御歸陣被レ成三州和地村にて五百石御知行致二拜領一候

一小田原御陣三郎左衛門一所に御後備に罷在候而御供仕候

一關原御陣
權現樣御後備に御供仕大坂え御着座被レ成越前丸岡之城請取被二仰付一候丑三月迄丸岡在番仕候同年先祖之城の由にて田原城付壹萬石拜領仕候

一大坂寅の年御陣の時岡崎御番被二仰付一御迹より登り茶臼山御後備に罷出候

一大坂卯年之御陣には常陸殿御幼少に御座候間東三河の者共に被二仰付一常陸殿手に罷在候御歸陣之節同年七月京都にて病死仕候

一關原御陣之節土佐守一所に　權現樣御供仕罷在候

一大坂寅卯兩年御陣之時　台德院殿御供仕御旗本に罷在候也

以上卯十二月十二日來

一大坂陣之時越前の兵の中に腰起ず大豆畑の内に倒れふして口惜き事とやおもひけんまめがらに取付て立ん〳〵とすれど立ちえず青き物を吐てふしたりき此後に人々まめばたけといふ名を付て笑ひければ終に去り申せし由又前にて碁を圍て人々會せしに勝負を爭ひて刀を拔て闘ひしに人々是をあつかひて事なくなりぬ此時座中に在し一人大に怖れて青き水を吐たるよし朝倉の物語也齋の大學生魏準が惶懼而死擧レ體皆靑時人以爲二膽破一とあるにおもひ合せし事也其事は齊の永明十一年の事也

一松豆州の實父大河内金兵衞の云しは古田織部は横災にかゝるべき人也と大坂の時果して誅せられたり其後大河内にいかなる事にて前知せられしといへば此人世の寶をそこなふ人なり欠けぬ物も恰好惡しくとて斷ちすて茶碗茶入などをも疵なきを打破りて繕ふておもしろしなどいふ人なればかくは存せしと有しなり

頭書

元和元年五月廿一日秀頼他腹に若君兄弟有レ之召捕參候間若君をば六條河原にて成敗名は國松殿と申千石（十才乎）余也子息も同時成敗是も六才斗德善院孫も兩人切腹古田織部も切腹被二仰付一御檢使は内藤右衛門尉也織部が子息山城江戸に詰させ其弟左近も御奉公申將軍樣殊の外被レ懸二御目一之處如玄と申連歌師薩摩より上り織部所に罷在候是を使にて大阪より島津方へ被二仰付一事及二兩度一又織部孫に左助と申者牢人に成大阪に致二籠城一今度火付之中に織部が茶道宗喜幷如玄等大將也箇樣之儀重々にて終に如レ斯被二仰付一

一有馬氏

赤松則祐—出羽守義祐 有馬と稱す攝州有馬郡に住する故也
- 中書入道則頼 兵部卿法印室は細川勝元の女也 則祐十代なり
- 玄蕃頭豐氏 室松平源七郎女
  - 九郎二郎 早世
  - 大學助 宮内也後出雲守豐長
  - 女子四人 中山中將カ、石野和泉　渡瀨左衛門佐　家人有馬伯耆　室
  - 忠頼 中書始は忠郷 西尾丹後の女腹
    - 松千代 の女也寛文八年十七にて卒 玄蕃頭頼利室は松平故眞州の後
    - 源四郎 中務大輔頼元玄蕃死去の後家督たり
    - 女子兩人 稻葉右京景通 山田右近大夫豐直 室
  - 信堅 長門守 寛永年中早世
  - 頼次 伯耆守 駿河樣の御附也
  - 女子兩人 鳥井淡路守 小出修理大夫 室

則頼初め播の淡河の城に在り太閤に屬し小田原陣の後横須賀三萬石を領し老後剃髪三法印の一也太閤の伽衆也關ヶ原に御當家に屬し其功にて法印に有馬郡二萬石を賜り三田に住し玄蕃頭には丹波福智山六萬石を賜ふ法印は慶長七年八十に餘りて卒遺領を豐氏に賜りて合て八萬石なり大坂陣に天滿口に陣し長陣にも御供也元和四年大坂御普請をつとめ六年　台德公より筑後におゐて廿一萬石賜ふ御伽の衆也島原の陣にも父子向へり寛永十九年七十六にて卒忠頼家督の後承應四年三月參勤之時備前の海上にて卒五十二歳也其子松千代相續し寛文八年六月十七歳にて卒す弟の源四郎に家督せしむ養子内匠頭一萬石の分知有これは小出修理子後に伊豫守頼範と云頼元は松平古出羽之壻なり

一森氏

三左衛門可成　江の字佐山の城主　元亀中坂本合戰に討死

|少藏　信のイナを領信長事の時領地にあり上方へ上りて賊を討太閤より濃の金山を賜ひ武藏守長一と云蘭丸領を合て十萬石也弟千之助を養子とす是右近忠政也長一長久手にて死す此功にて秀吉妹を忠政に嫁し侍從とす後に信濃川中島に移り關原に當家に屬す其功に慶長八年美作を賜り大坂にもつとめ美作守たり

|蘭丸　濃の岩村を領す
|力丸
|坊丸
（蘭丸・力丸・坊丸）信長被レ弑の時死
|千之助

|右近大夫忠廣　早世
|內記長繼　二男にて家督す實は家臣關民部成次の子也次母は忠政が女也嫁てこれをうめるなり長繼後に弟の關但馬守長政直參に出す也內室は池田備中守長幸の女なり

|美作守忠繼　小笠原信濃守長次のムコ父隱居の後家督延寶二年也其年三十歳にて卒其子萬右衛門幼少故弟を以て名代とす
|伯耆守長義
|對馬守
|女子　松平兵部室　高井兵部室　松平久之丞室

一水戸の森丈助云く東鑑は雜也平家物語も十本有異說さま〲也玉海を以て疑を決す玉海水戸の文庫に三四本有近衛殿に有由なり

一又云類聚國史に四十卷(餘イ)尾張より去年傳りて水戸にも寫されたり

一かなの東鑑は南部の家に有版行と同じ事也水戸へも南部の本を借りて校考せられしなり

一水戸の家人に能く諸家の系譜を知れるは丸山雲平といふ人也

一辰二月廿九日の仰に天壽院殿に仕へ申たる松坂は今の越智民部祖母也大坂落城之時十四歳にて在し天壽院殿に淀殿ひしと付添給ふて事急ならばさし殺し申まいらせん容子也し矢倉へ上りて淀殿御傍に居よりておはせしに可レ然運にや誰とはなしに秀頼様御自害と申せしかば淀殿御自害はいまだ早しとてつゐたちて矢倉を下り給ふ間女中など人を以て天壽院殿を巻て矢さま押開ておとしまいらせし時に松坂も石がきをつたふて下りたり殘の女中も同じく石垣をおりんとせし處に淀殿歸り給へばならずと見えし堀内主水御供して岡山へ入れまいらす松坂は武者の通るを呼かけて其ゑり馬にのせられて御供したり多くの死骸の上などをわたりて出たりし其後大雨の時に簑を着て馬にのりて京へ參りしといふ時に天壽院殿かけさせ給ひし　天神の御筆の法華經こそ其時の利益見せしとて故殿へ御讓り有しと此松坂近く迄在けり我幼時に大坂城中の物がたりせしをきゝしいとけなき故委しくは覺えず人々の人物などをよく覺えてかたりし城中の營作の美麗なりし事共多く物語せしとなり

一ねぶと類の妙藥杏仁皮を取りすてゝよくすりてつくるちればちるうめばうむなり水戸殿の尾張殿より御傳授也

一明暦の大火に應神の冕九哲聖像年中行事の卷物等燒失すと云々此應神の御冕等其時にはもはや在べからず其は異朝より來りし冠服なるべし

一南朝の衆悉く亡びて北朝へ降りしは河野の家のみなり依レ之後光明院には河野は降參の家とて御劍の役は無二御許一にや

一尾の熱田の神殿へ造營の時入る神職長岡爲丸と云云

一飾り師の秦阿彌は持統天皇より以來伊勢の御飾りを承る也

一奈良御倉に聖武の冕有盜取て玉を取金をとりて其餘は溝へうち捨たり所司板倉周防守時の事なり

一西尾の城中の八幡宮は髭切をいはひしなり

一奈良聖武の時の屏風に官女の姿を畫がけり眉もありその人のやうにあらず本統御所の御卽位の後女

帝の御裝束人かぎりしかば御在位のうち終に御裝束は議定せざりしなり

一小兒のくさの藥かちぐりを粉にしてはこべのけにて付る

一近衞殿御家禮の事近藤兵部太輔物語也伊達家の儀世上にも一通り云ふ如くに山蔭中納言の後なれば藤氏の長者成故に近衞殿へ禮有應山公御幼少の時に無雙の美少年成し故政宗幷藤堂泉州柳生但州等つねに上洛の時は御心安く出入有し政宗などこれを以てや交り給ひけん限りなくむつましくなりて一入昵近の御事也于ㇾ今御家禮申給ふ藤堂此前の亭を造營してまいらせられしなり近來の火事にやけぬそれ程の御事也殊に藤堂家は歳暮に禁中へ黄金と雁とを獻ず近衞殿より御取次也長橋よりの奉書の月日をば近衞殿自筆にて加へ給ふて下し給ふ儀也又嶋津家の事近衞殿の家につかえし豐後の局と云女關東へ下りて賴朝に仕し二位殿妬にて梶原して由比の濱へ沈むべしとなり梶原出せし時に局いはく我京都に在し時近衞殿の御憐みを請て已に懷姙仕りぬ我身いかにも成なん此子迄を空しくなさん事の悲きといへば梶原も佐殿の思ひ給はん事をも恐れ殊に懷姙も哀れに覺へしかば沈め申せしと披露してひそかに落し申したりしに攝津國難波の邊りの石上にて產して男子なり此由近衞殿へ申たりしかば其男子をうつくしみそだて給ふて成長の後關東へ此由聞へしかば賴朝呼むかえ給ひて折節薩州の島津に繼子なかりしかば此子を賜ふ依て島津は賴朝の御子とも申せども實は近衞殿の御子也し也彼出生の時の石のほとりに一社の產土の神をいはひて今も島津家の上下ともに往來の度每に參詣有と也殊に慶長關東の役に島津の家の人々を近衞殿ひそかに家に隱して置給ひし也其人々を隱し置給ふ土藏を近く迄は島津藏とて傳はりし今は燒失仕りぬ水谷の家は三州に猿田の屋形とて結城の支族有て神祖へ志を通じ辨當の內に密書をかくして志しを通せし事あり水谷は又其家禮なれば神祖へ志ふかくて關原の時に御方せし時に二歳の子を近衞殿へあづけまいらせて某は家康公の御方にて奥へ罷向ひ候軍のならひもし御方利なくして某空しく成候はゞ此子の事ひそかに人になし給は

り候へと頼有し此子三年近衛殿御家に有て後に將軍家へ仕へし依て命の御主也とて取分て昵近せり津輕は今より六代斗已前近衛殿の猶子たる由近衛の家の記にも有り是近衛殿の族をむすめになしてかの家へ下されしその子たる故に猶子と申也又有馬家なども御家禮のやうに望みたりしかば紋を下し給はりしなりと云々

一天兒撫物の類は歌に戀しき時のなでものにせんなどゝよめり堀川院の御時後頼朝臣なでものゝ歌に澤邊なるあやめをかりに人なべてそひこし身をもなづるけふかな歌には何れをもなでものかたしろとよむ又祓草ともよめり源氏に天兒は三歳迄身に添てなづといふ松風の卷赤心の腹の姫君後に明石女御と聞へしが三つばかりの御年紫の君の養女に成給ふとき天兒やうのゑたゝめなどゝ書り御伽這ふ子は天兒を略せると云

一宿直犬を用る事日本武鷹よりおこれると云々

一結びかた

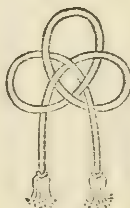
叶むすひ



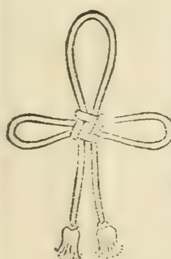
おもひ結

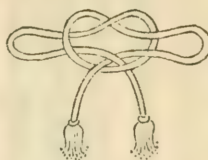


あはぢ結



あけまき結







一貝箱貝合久しきものなれど何れの世より始ると云事を知らず源氏などには見えず後鳥羽院御宇西行の歌に

今そ知る二見のうらのはまくりを（イいせのうみ）（イひろひこそすれ）
かひ拾ひとてひろふ物かは（合せ）

一折紙貫積當五錢とは五百文を一貫に遣ふ錢積也此積にて金一枚は十兩なれば十兩は二十貫五枚にて百貫なり

以上一名紺珠

白石先生紳書卷九終

白石先生紳書巻十

一世諺問答に
正月はとしのはじめの祝事をして知る人なるは互に行通ひ彌したしみむつぶわざをしけるにより此月をむつび月と名付侍りそのこと葉を略してむ月と云とぞ○門の松たつる事はむかしより有きたれる事なるべし松は千とせを契り竹は萬代を契る艸木なれば年の始のいはひに立侍るべし又しだゆづり葉は深山に有て雪露霜にもしなえぬものなればしめ縄にかざりて同じくひき侍るにやしめ縄といふものは左り縄によりて縄のはしをそろへぬもの也左は清淨なるいはれ也はしをそろへぬはすなをなる心也されば天照太神の天の岩戸を出給ひしときしりくめ縄とてひかれたるは今のしめ縄也淨不淨をわかつによりて神事の時は必ひく事に侍り賤が家居にひく事も正月の神を祝まつる心だてなるべし

おさなきわらはのこきのこといひてつき侍りこれはおさなきものゝ蚊にくはれぬまじなひ事也秋のはじめに蜻蛉といふ虫出來ては蚊を取くふ物也こきのこと云は木連子(もくれんじ)などをとんぼうのかたちにしてはねをつけたりこれを板にてつきあぐればおつるときとんぼうがへりのやう也扨蚊をおそれしめん爲にこきのことてつき侍るなり

人は齒を以て命とするが故にはと云もじをばよはひともよむ也齒固はよはひをかたむる心也○もちゐは近江國の火切のもちゐをもちひ侍べき事也正月のかゞみにして向ふ時は古今集に入たるあふみのや鏡の山を立たれはかねてそみゆる君か千とせはといふ歌を誦する也此歌は延喜のみかどの御時近江國より大嘗會の御べ奉りし時大伴の黑主が詠る歌也源氏初音の卷にも此歌の詞を引て書る也

たうやくはかうやく也かうやくと云ふは聞にくきによりてたうやくといひかへたり延喜式には千瘡萬病膏といへり御藥の三日にはこれをつけ給ふ也後醍醐院の御次第にはたうやくをば御額と御耳の

うちにつけ給ふよしのせられ侍り右の第四の指をかゞめてつくる也是は藥師の印にて侍るとなりふるとしの十二月の土用以前主水司御生氣の方の井を封じて人に汲せずして立春の日の早旦に一返しとて土瓶に入て女官につけて是を奉れば朝がれひの御座にて御生氣の方へむかはしめ給てこれをきこしめす也私にも此日は井花水とてくみたる水を飲事も侍るにや春のはじめに汲めば若水とは申にや

一延喜十一年正月七日に後院より七種のわかなを供すと見えたり北野天神和菜羮を作り給ひたれば昔より侍りし事にや

十節記に白馬を馬の性の本とす天に白龍有地に白馬あり天の用は龍也地の用は馬也と申事の本文有又禮記といふ文に春を東郊にむかえて靑馬七疋を用ゆると見え侍りし白馬を靑馬と申侍るは陽の獸の也靑は春の色きはめて白き物は靑ざめて見ゆるもの也されば靑馬ともかよひて申にや正月七日に靑馬を見れば年中の邪氣を拂ふといふ本文侍る也今のわらはべの春駒と云はこれより始侍るにや

爆竹千壽萬歳と云は昔は男踏歌とて京中の男女聲よきをつどへて內裏にて祝詞をうたひて舞せられしなり持統天皇の御時は漢人踏歌を奏せしとかや光源氏の物語のからもじのよみなれざるさまとはかのたうかの事ぞかし此餘風遙のするゑにとゞまりて千壽萬歳の祝詞をうたひ侍る也踏歌の舞人萬春樂を奏せし故にまんざいらく〳〵とはやすなり

正月弓射るは射禮とて昔は內裡にて弓射る事の有し也孝德天皇の御宇に正月に弓をいさしむ十月五日に射場始といふ事昔は有し也公卿以下束帶にて是を射る也天子も御射席に弓矢を御座の左右にたてらるこれは文武二道をば一をかくべからざるがゆゑに今天子も弓場殿に出武道をならさせ給ふ也世のみだるゝ時は武をもておさめおさまれる時は文をもておさむると申也さればおさまるとて忘れざれと申也依之としのはじめに射る事になれり

卯杖はをのづからもろこしに桃の枝をもて惡鬼をはらふ事の侍る也本朝の起りを尋れば　持統天皇三年正月の卯の日大學寮よりたてまつる由日本紀に見えたり其後仁壽二年正月諸祝の杖を獻じて邪

魅を追ふと見えたり只是惡氣を拂ふ心也うつゑといふものはつくも所よりすわまの作り物のうへに岩ほを作りいはほの中に御生氣の方の獸を作りて奉りて卯杖にあはしむる也たとへば生氣東に在るとしは兎（ウサギ）を作り南に在としは馬を作る也延喜式を考れば兵衛督以下まいりて御杖を上るとあり色々の木共を五尺三寸づゝに切て二束三束にゆひて奉るなりこれを正月かみの卯の日にたてまつれば卯杖と云也二月はつ午弘法大師東寺の門にて稻おひたる老翁に二月の午日あひ給て則東寺の鎭守に勸請申されしかば此寺繁昌せしより此日を以て緣日とや申べからん祭の日近衛の中將を勅使にたてらるゝ也昔夢の告侍りしよりけふ人々あふひかつらの蔓をかくると申傳へたり

藥玉は凡けふをば藥日といひて一切の藥をば此日にとる也されぱけふ藥草を五色の糸にてとゝのへて臂にかくれば惡鬼をはらふと申本文侍るにやおほやけにも群臣より藥玉を給ふ事の侍る也

昔左右近衛の馬場にて馬にのりて弓ゐし事の侍る也ひをりの日なども申にやこれらをやはじめとは申べからん

嘉定此事はさらに本說有がたき事にやたゞかの錢の銘にかぢやう通寶と侍れば勝といふこゝろをしやうくはんするよしをば承及侍り

六月朔日氷くふは仁德の御代より也

祇園會此祭の日四條京極にて粟の御飯をたてまつるは蘇民將來の由緒也と承る祭は天治元年六月より始りし也昔は大內より勅使を立られし也臨時の祭とて十五日に侍し時の事也十四日の日は禁中には異なる事なし馬長（チヤウ）などを遣はさるゝ由見えたり今は其儀もなし只氏子の風情をつくす斗り也是はあづま遊びと云ものを內より昔奉られし餘風とぞ覺へ侍るかみつ代の八坂の里もけふよりは君か千とせをかぞへはしむるといふうたを東遊のうたひ舞のよし天延の舊記に見え侍り山鉾などいふは作りものをして神の心をいさめ奉る心ぞや天照太神の岩戸に籠り給ひし時榊の枝に色々のものをかけて神樂をしてうたひ舞しかば感にたへずして出給しや神も物めでするものにや

水無月祓は天武天皇の御時より初まるなり大祓と

いふは朱雀門にて百官一同にせしとかや此茅の輪をこゆるとてはみなつきのなこしのはらへする人はちとせの命のふといふ也といふ歌をうたふと云へり法住寺の關白の御記には思ふことみなつきねとて麻の葉をきわにきりてもはらへするかなといふうたを稱すと見へたり

七夕仙翁花を人に贈る事は七月七日を乞巧奠といひて二星を祭り香花をそなふる由古くより申傳へたり然ればけふ花を人にもおくるにや仙翁花は嵯峨の仙翁寺より初て出しによりて名とせりと唐書には見へたるにや

七月すまふ採りは日本紀と申ものにて見侍りし垂仁七年七月と云々

八日朔日にたのむとて人に物たてまつる事はさらに本說なし世俗の風儀也或說に建長の頃より此事有はじめはたのめとてよねをおつかひとてわらはべのもち侍るは此ゆゑにや折敷に入て人のもとへ遣はしけるとかや又圓明寺大閤の文永の記には此七八年よりこのかたことに天下に流布せるよし載られたりまことに建長の頃よりの事成べし又後嵯峨の院のいまだ若宮と申せし時より始まり侍ると申いづれとたしかに定めがたし

菊にわたきする事何れの頃よりはじまるとも見え侍らずたゞ菊を翫の餘りに寒霜をふせがんとの心ざしとぞ覺侍る

賀茂籠とて虫入る事これは殿上の逍遙とて昔殿上人共嵯峨野などへむかひて蟲を籠に撰り入れて遊びて君に奉りしは堀川の院の御時よりぞはじまりけるむしえらび共申也昔は賀茂社司などに仰られて鈴蟲松蟲などを召れけるよし故禪閣の仰られしとかやむしこは賀茂より出侍ると思ひ合せられ侍る

神無月と申すはいざなぎの尊崩じ給月なれば申也又四方の木立すさむ頃也とて葉みな月と申人有いとおぼつかなし又諸神いづもの大社へ下り給へば申ともいへり

亥ノ子いつの頃とはたしかに申がたし承安四年の師尙が勘文にも本朝のおこりをばゑるさで外邦の本書をぞ引申ければさらにゑりがたし延喜式にまさしくのせたる事なれば彌古へより侍る事なるべ

し群(忘イ)着之集といふ書に十月亥子餅食すれば萬病をのぞくよし見え侍る

いのこの日御げんてうとておほやけよりわたくしにわかち玉ふ事此いのこ根源たしかにいつよりとは申がたし十月上の亥日內藏寮より餅を備へ奉ればあさかれゐにて主上きこし召由年中行事と云ものに見え侍り今は其かた斗り也これを諸臣にわかち給ふ心にて侍るべし上一人より下萬民に至て此餅を食べしと見えたり內藏寮のたてまつる餅の餘風を寫して今も御げんてうとて人々にわかち給ふとぞ覺侍る

十一月御火燒とて神火をたきたてまつる此事たしかにおこりとては侍らじ但神樂とて鎭神の前にて冬かならずし侍る事の侍る是等を始と申べき大かた神樂と申は天照太神の岩戸をとざして籠り給ひしとき諸神のいのり申されたるに天ノ鈿目ノ命まさきのかづらをかざしとしひかげをたすきにしてうたひ舞庭火をたきしかば天照太神天の岩戸を出給ひしより諸神此事好み給ひ今も內侍所にて行はる御神樂の事にて侍る也官人の庭火をば燒也諸卿近衞のめし人などゝて所作の人よりあひ庭火などゝて歌うたふもたよりありて覺へ侍るはいかに

右世諺問答は後成恩寺禪閤のかゝしめ給ひけんとてみとりの紙にかゞはしき筆の跡をのこし給ふといへどもいつかむ月のはじめより若水のみなもとに至りて八箇條をゑるし給ふつゐでに其功をわかざりしかば目錄のみ殘りて詞はなしこゝに桃花の林にあそびてゐようの塵をつくすひとりの童侍りと云々かの目錄のむねに任せて正月七日のあつものより十二月三十日の事にいたる迄すぢはしもなきあまのもくづをかきあつめてあつたく火のほのかに世の諺をあらはさんとする事ゑかり

天文第十三曆中春下旬日正二位權大納言藤原兼冬牙齒十六歲撰レ之

一下髮俗髮をおろすと祝髮の事を云此字は通鑑の北魏孝明帝孝昌元年

一續日本後紀承和元年正月癸巳太上天皇以二鷹鷄各二聯一嗅レ鳥犬四牙一獻二于天皇一

一樂人左方右方の事辻伯耆守が云本朝の樂は推古の時よりはじまれり右は南部にわかれて左方は南京

に住し右方は北京に住したり左方は狛氏にて右方は多氏なりその外にも猶家數有き如〆斯にて兩氏相わかれていろ〳〵其職を掌り來れるに京都將軍の時に至りて篤氏卿笙を好み給ひしに多氏の人其師たるにより武家へ昵近して後に身を起して一萬石斗も祿を賜りて武家となれり應仁の亂に及で多氏悉〻災に死したればこゝに於て右方の樂は斷たり後陽成帝の御時に右方の樂斷へたるを傷み思しめして其家を起さしめんと有し故に多氏の孫少々世に出たれ共猶其職掌くはしからざる故に天王寺の樂人を召て右方に加へ入られたり今の右方は多くは天王寺の樂人たり故に樂の事に至て左方とは異なる事有也左方は古より今に至て斷絕なき故に其傳を失ふ事なし又左方には舞頭とて代々辻伯耆守家のみ也是を承りて右方は東儀林兩家也其人を撰て舞頭とする故にとし老かたむけ共猶其職を辭する人なし左方は年老ぬれば舞頭は其子甥等を撰で奉らしめて老たるは其他の職を勤ぬる事故舞人皆とし若き輩也右方は傳中絕して天王寺より繼ぬれば多くは高麗樂にて笙などの入ぬるは稀といふ

一巖有公の御時武田二位殿とて甲州の信玄の孫也とて甲州の士流これを恭敬す其故を知らずことし高德寺に聞ぬ甲州の長遠寺と云は信玄の聟也其子は二位則信玄の外孫也駿河大納言殿御亡の時信玄の旗馬あるし出たりふしぎ也とて其由を誇られしに長遠寺よりまいらせしにて其事凝はしき事沙汰有て長遠寺父子佐渡へ流刑也こゝに於て東本願寺より長遠寺を請給ふて寺號を改め今は光澤寺といふて本願寺より兼帶となれり巖有公の時其二位江戶へ召返されし故武田の舊臣等が馳走せし也實は外孫也と云東本願寺江戶の御堂の事は三州の一向寺長敎寺滿正寺壽敎寺など云僧寺三河御譜代衆の旦那寺成ゆへに江戶へうつし來りて寺地を賜て有しかの壽敎寺大きに力を費して公儀を經てつゐに本願寺のかけ所を取たてゝまいらせし也かの壽敎寺は今は亡びし也故に壽敎寺が米寺より願正寺といふあり安藤治右衛門など旦那にて東泰院殿の代に安藤など本寺へ請ふて直末寺となり依て東泰寺衆も默止がたく壽敎寺へ願正寺をもらはれたり其賞には壽敎寺を一家になすべき由なりけれ共壽敎寺

大に憤りて然らば我寺をば亡すべしとて終に破却して過きたり口惜しき事の由高德寺いふ又西本願寺のかけ所は善養寺と云一向倄東の寺建立を見て公へ願ふて取立たる也

○二階堂は藤原也

○布施は三善也從五下左兵衞尉資連は備後の人信連の子延亨の比の人也

○舟田は平民也

○武藤賴尙は筑後守貞經の子郎藤遠肥後守從五下建武の比の人也其子は少貳冬資康安の比の人也○菊池は藤氏也從五下ノ肥後守左京太夫武重は二郎武時入道寂阿が第一子也從五下肥後守武隆も寂阿子也從五下肥後守武光も寂阿が八子也○千葉氏胤は宮內少輔從五下稱ニ在石忝珊ー一作ニ東名素珊ー貞治四九十三日卒す下總守氏數第二子也

○千葉光胤は豐後守從五下稱東寬正七二六日卒千葉介胤親子也

○高城胤辰一作ニ高木胤康ー從五下下野守下總大谷口城主天正十十二十六日卒千葉氏族也

介昌胤從五下介勝胤子天文十五正七日卒 利胤介五下弘治三八七日卒 親胤介五下天正七五四日被レ殺

胤富介五下天正十三十七日卒 邦胤介五下狂酒手刄家士鍬田萬五郎揮レ刀傷ニ邦胤ー遂病創卒 重胤五下介寬永十六十六日卒

○大友は源氏也○佐竹從五下左近將監左馬助義信は康應元七十四日卒大膳大夫義尊子也○從五下右京大夫義仁實は上杉憲定之子佐竹義厚爲ニ養子ー娶ニ其女ー應仁元十二廿四日戰死○從五下伊豫守義俊は義仁子文明元十一廿四日卒其子從五下左衞門佐義治號ニ一峯齋ー延德二四廿五卒○從五下常陸介義重は右京大夫義照之子也慶長十七四十七日卒○飯尾は三善氏也○多賀は中原氏也高忠近江人豐後守從五位下所司代應仁文明の間の人熊野本宮之和田氏家藏判物あり○陶は多々良氏也○東野州法名素傳は下野守益之第五子也其子左京大夫五下常和○松田は藤原氏也○額田越後守從五下藤原宗繼永正の比の人○上月は源氏也○諏訪は源氏也○尼子は源氏也佐々木の族也○十市は中原氏也○遊佐は藤氏也河內守就盛小田氏庶流世疑ニ畠山氏居ニ河內ー

○遠山は藤原氏也直景丹波守北條家臣居ニ江戶城ー永祿六正八日戰ニ死國府臺ー○上野陸奧守源信兼其先世室町家領ニ京ノ西上野ー因爲レ氏○齋藤忠兵衞尉

龍興は義龍子也○和田源氏也○伊賀守惟政近江の人天正元戰ニ死攝津ニ中川清秀得ニ其首一○三淵は源氏也○松永は藤氏也○宇喜多は三宅氏也○龍造寺は藤氏也○柴田勝家は平氏也○丹羽長秀は平氏也○江戸は藤原重通忠通子也彥五郎但馬守從五下水戸城主天正中爲ニ佐竹氏一所レ滅嗣絕○攝の鹽川は源也○荒木村重は藤原氏也彌介信濃守攝津守從五下攝津守族居ニ伊丹城一天正六年謀叛七年潛逃赴ニ關本ニ遷ニ陸奥ニ云○槇嶋玄蕃頭昭光仕ニ將軍義昭一山城の人也○石田杢頭正澄三成兄也藤氏也○大谷刑部は高階氏なり○秋月は大藏氏也○山中山城守長俊は橘氏也○桑山修理重晴は藤氏也○土方河內守雄久は彥右衛門子也源氏也○九鬼家隆は宮內少輔定隆子藤原也○田中兵部太輔吉政橘氏也○奥田は滋野氏也○堀尾茂助在原氏也○中川修理大夫は源氏也○高橋右近將監は大藏氏也秋月長門守種實の子也○瀧川下總守雄利は伊勢の人木造左中將俊茂第三子初稱ニ瀧川三郎兵衛一仕ニ內大臣平信雄一後仕ニ關白豐臣秀吉一賜ニ羽柴氏一○佐野は藤氏也○氏家常陸入道十金子從五下志摩守元政藤氏也○長曾

我部は秦氏也○片桐は源氏也且元は孫右衛門與貞第一子始は貞盛と云其弟主膳貞隆加兵衛と云○秋田城介安信實は愛季之子也○古田織部正藤原重勝○板倉は源氏也○黑田は源氏也○富田信濃知信は源氏也慶長八十月流ニ奥の岩城一○永井右近將監直勝は長田平右衛門平重元の子也○佐久間は平氏也久右衛門盛次子備前守安政信州飯山城主寬永四四廿五日卒○蜂須賀家政は源氏也○有馬豐氏源氏也○小堀藤氏也○吉田源秀仲剃髮名ニ玄覺一號ニ肥前房一佐々木氏族三郎左衛門秀信子○大塚平清幹賴幹之長子初移ニ居常の水戶城一後移ニ府中の城一應永年中也○蜷川氏宮道の親元藏人貞增之第一子新右衛門と云剃髮名ニ公壽一善ニ和歌一其弟新左衛門親長剃髮名ニ道標一善ニ書及和歌一○飯尾彥六左衛門三善常房長祿の比の人○赤澤は小笠原氏の族源氏也○遠江の井伊谷鈴木源氏也鈴木三郎大夫重政の下○遠の井伊谷は菅沼二郎右衛門源元景○柳本源七郎信堯隸ニ細川氏一○宮崎藤原也取鍵大夫と云河州烏帽子形の人○塀和は源氏也其兄駿河の人細川に隸す○藥師寺は橘也○芳賀は淸氏也○別所小三郎

長治は大藏少輔安治の子源氏也○筒井法印順興は藤氏也筒井榮舜房順昭天文十九年沒其子順慶小字藤勝大和守後號二陽舜房一天正十一五月三日（一作二二日一）戰歿○森三左衞門可成元龜元九十九日近江坂本に戰死年四十八越後守某子源氏也○播の小寺は源氏也黒田も同じ○前持半入越前の人朝倉氏の族日下部氏也○岡江雪は伊豆の人田中備中守仕二北條氏康一稱二坂部岡氏一後以二關白秀吉命一改二今の氏一○伊集院右衞門大夫藤原忠棟卽寺侶也

○尾の佐治は平氏也以上花押藪に出

大野城主佐治は平也八郎信有が子母は織田信秀女剃髮號二巨哉一寛永十一年九月廿六日歿六十六

一越前の加藤宗月は信州蘆田の城主松平修理大夫として知行六萬石餘領せし也神君に仕へて大閤の大坂の城築かるゝ時修理大夫も其役に隨ふてかしこに有て奉行人也打よりて圍碁して日を送る碁友の何がしあるときたはぶれに仰なり其兄の妻を又妻にはすまじなどいふ此修理大夫は兄の右衞門佐妻に嫁したりし故也修理座を立て手水などして座に歸りて彼人にむかひて云某事のがれがたき子細にて亡兄の妻に嫁したりし事貴邊存知のまゝ也貴邊事心安くちなみたればこそ如レ斯に日夜したしく相語るに如レ此の事いふべきにあらずたとひ意趣ありていふとも其時節こそあるべけれ此ときにあたつて戯れいふべきにあらずとて刀を拔て切て高野山へ登るこゝにおゐて蘆田衆依田肥前大井新右衞門等をはじめとして神君の籏下に召出されて直參になる人多し關原の役に至て彼舊臣等台德公にうつたへて故主修理大夫を召出され一方の先鋒を被二仰付一べしと有しに台德公思召旨有しにや結城殿を屬すべきよしにて宇都宮の陣にあり結城殿越前に賜りしかば直に其家に仕へし也結城殿御時の城代は山下道牛なりし其後宰相殿の代となりて忠直卿につかへし故先鋒衆とて七十人計一時に歸參せし其時に本多伊豆守太田阿波守加藤宗月第三に有し也其後越前の城代とはなりし也越前にて七千石を領す宗月子を加藤內膳といふ後に蘆田圖書と稱す圖書が子蘆田右衞門と稱す始の名は內匠と云し也是は越前浪人矢島七右衞門物語也

以上坦齋談也

一吉田兼治――兼従ヨリ
　　　　　　　　―兼英ヒデ―兼起オキ―萬丸今の吉田殿也

豊臣大閤を豊國に祭りし時社務職に兼治の嫡子兼従を補せられて萩原と稱して新家となれり兼英二男なれ共吉田の家を繼ぬ爾後豊國は廢亡に及び又兼従は細川幽齋の外孫にて三齋の外甥なりしかば年經て三齋の願ひにて我豊後日田の領千石を分ちて兼従に附屬せしめたる由にて萩原の家領は豊後に有兼英兼起兩代は病身にて打つゞき早世して今の吉田は幼稚なり兼従は老健にて兼英兼起兩代へも神祇道を傳へられたりきかゝる處に吉川惟足はもと歌道の嗜有しあながちに神祇道を以て家をなすべき志にはあらず萩原家に傳授の古今傳有と聞て兼従の蟄居して閑寂也し時往來して和歌の道を學び始て和歌は神代よりもとづける事を知りて神書の奥儀をも傳へたり兼従七十三歳にて卒去せらるべきときに至りて遺言せられしかば萬丸いまだおさなし故に我家に傳ふる所を授くべきにあらず古き事をば一々書に記し置候代々の秘記有これにと封をし置也祝詞の事は家人鈴鹿が家に傳へ置し也又女中傳とて奥がたにも傳授有事家の例也これはおりぬいたちなどする様は女ならではさとしがたき故也神書の事は吉川惟足に聞もし給へ傳へもすべしとて卒せられたり凡かの家の傳授其家ならぬ人々にて任じがたき事右の品々の傳授事多ゆへに兼従如ㇾ此にそれぞれに傳へをかれし也扨萬丸成長の時吉田より關東に申されしは如ㇾ此の兼従の遺言なれば神書之事惟足より傳り申たき事也雖ㇾ然惟足今は關東の祿を賜ふ事なれば私に上洛仕がたく御いとまを給り上洛あるやうにとの事也惟足も又兼従の遺言に任せて其家の傳を授進じたきよし也遂に御暇を賜ふて上洛して傳へしは神書の事斗り也

一太神宮の御寶は譜第になりて山口越前守家より調進する所なり凡調進し出したる時は其家に集め置て深く望與ふ人には見する事も有といふ去る正遷宮の後水戸の光圀卿より山口へ御望み有て一卷の圖にして奉りし由なり

一延喜式圖物と云書有これならでは延喜式の事こま

やかに濟ぬ事也
一陶原の記これは大職冠陶原にての記也攝家に傳へ給ふ所なりことの外秘して世に名を忘れる人もなし此書ならでは攝家の家造りなども忘れずことには稻荷は鎌足のいはひ給ふ所也此書に本縁くはしく白狐を七社の一つに祭らせし事此書によく見えたりと云也
一春秋の三傳も尹の大納言師房卿迄は傳へられし此人なくなりて傳絶へしと也
一淸原頼業は嵯峨に車裂大明神といはし也大學中庸の事は康富の記を見よと伏見殿申されし也
一聖德太子の像は大坂の尼寺に有これは太子の乳母の尼となりて創造せし故也二歳の像十六歳の像（是は世にある童形の像也）四十二歳の像有これは唐冠に劔を帶給ふ像也
一彥山の高良明神の像を住吉愚慶に頼しに愚慶其時節の人の冠服につゐに圖したるをも見ずいかゞ寫し出すべきや然れ共聖德太子四十二歳の像有これを模していかにとも圖すべしとて其冠服をうつして圖す其劔の座に環など有しをそのまゝに寫せりかくて其後高良の社のほとりの山崩れて石槨を得たり內に何となく只劔一柄有其劔の制愚慶が圖せし所に少しも替らず然れば神の槨にもやと恐れて早々もとの如くに封鎖したるよし社僧より告て愚慶が畫の神慮に應じぬるを感嘆せし由內藏助がものがたりなり
一諏訪の縁記に利仁將軍夷賊退治の時信濃に至りて神助をいのられしにかぢの葉の紋の狩衣着たる人湖水の波の上に馬をたゝせて笠掛を射給ひし是神體たる由にて此後は趨波とかきてすわともいふよし諏訪の縁記に見へたり
一幣は麻也青幣は梶の木の皮なり昔は梶を引さきて布に織し由試にいかにも織らるべき物也と云々
一烏帽子のひたゐつくる事衣紋の事白河の比より也もと好色より始れり
一歌仙の圖を神所につらぬる事三十六の數に取る事あるにや
一出雲大社に竹筒に文字書たる物多くあり神代の文字といひ傳へし也又熊野の社に景行の時始て遷すの紀有しよし也尋べし

一西宮記に舞踏の時の左右左は地上の塵を拂ふ爲也と然れば昔の袍の袖は地に垂れし也

一六條殿に小ゆるぎの老懸とて貂尾の老懸有山科にも有と云々

一持明院の家に瑪瑙の角帶有

一吉田今の祭主多武の峯より歸るさにそのほとりの寺にて大織冠の畫像を見て所望有しに寺破壞に付寺をだに造立し給はゞまいらすべしと云祭主聞て寺を造立はいかゞなれば只價をまいらすべしとて求て歸り近衞關白殿など御覽にて感嘆有し也但し畫像曾て家に傳へしあり是は常の人など評する事あらずかの途中にて求められしを評せし處に畫がきて銀粉を以て丸に三つ圖せし所ありこれは鏡也多武峯の內陣如ㇾ此事也と云々冠は日本紀に見へし如く榻に腰かけて片足を上て笏を左右の手にて執て膝にあてゝたちし圖也角帶前にかゝりて唐人の圖の如く前にも玉見えたり太刀を佩し容也ことの外古くて見えわかず

一反閇ヘンバイとよむ也禹步也故にヘンバイをフムといふなり陰陽家にあり

一上括下括(ジャウクヽリゲ)今のさしぬきの膝下に結ぶは上括也これも今は裝束家の極秘に成たり下括の時は下に下袴を着して上にさしぬき也是はかねてくゝりをきて着する也攝家衆も今は下括なるべきときは高倉山科の兩家へ御賴有に兩家よりくゝりまいらせて其上に封を付てまいらせらる其事訖(ヲハリ)ぬれば其まゝ兩家へ返さるゝ也兩家にてときて又返しまいらせしなりと也

一飛鳥井家七夕の鞠を梶の枝につけらるゝも極秘也かゝりへ自から持出て水干の袖をおほひてとかるる由也

一衡重は近來其制傳はらず加茂祭の時に入る事なり去比加茂祭再興の時色々僉議有て出來たり今のふちたかの如くなる物也繪をかきしなり

一催馬樂も世に絕へたり兩御所御上洛の時持明院の御所望にてかくもあるべきとてうたはれしは能の狂言の時はじめにうたふやうなるもの也

一廣ぶたは衣箱のふた小ぶたは硯筥のふた也

一軍陣にもたれし錦の日月の旗は別の製の物也此御旗にかきつくる事は持明院家の極秘なるよし

一油小路殿頭の中將たりし時後光明院帝ある時頭中將に天子の御寶を御見せ有べきよしにて檀紙二枚にかきし物を御棚より出して見せ給ふ是豐臣太閤よりの奏狀也論には關白從一位太政大臣臣豐臣朝臣秀吉誠恐誠惶頓首伏乞と書出したり秀吉の眞蹟也扨其頃は假名にてひろい書也一ッ近衞女の事とありて近衞殿を薩州へ配流ありたきとの事共也但前房との御事也前房公をば越後謙信關東の公方にすべしとて小田原へ入られし時もむかへ申て御供也甲州沒落の時も信長御供なりしよし也前房公は遂に薩州へ流罪也是故一入薩州へ御ちなみ有也

一長九郎左衞門家に信連時代の老狐有今に平日出る也何とぞ其家凶事有べきとては見えぬ也其狐を見たる人々加州には多し是は信連能州へ下りし時に食事に飢たりしに死人を送し枕飯を狐のくらはせし由にて長の家にて正月元朝は枕飯を餅より先にまいらする也大隅守代に娘を嫁せしに産所に十一二の小兒腰に杓子をさして馳走す何人ぞと問へば世々膳部の役人の家にて其子いとけなしといへども如ㇾ此の時は其役に仕ふる事例の由也さて與の兩方に刀と脇差を持するに一人は白髮の老翁一人は十六計の兒小性此事今世の風に相應せずとていかゞ有べきとあるに此兩人は郎等のゆへにて左右にわかれて事を務る也といへども此人をとゞめて外人に如ㇾ此事命じがたしと也一族の內にそれこそ此家の古風にてめでたし今世の風俗に合はせてはよかるべからずといふに決して右の郎等兩人はつとめし也惣而家に家の子郎等高家譜第等の從者有しと也

一何卿法印法眼等の事は親の官をよぶ事也惣て天台宗などには省文に二位三位等のよび名有事皆悉く親の官をよぶ事也殿法印も殿下の御子たる故也是はよび名也官には非ず

一太閤唐冠にて御すそにまいられし事大明の帝日本の王の御すそにまいると自讃せられし由也

一松平淡路守殿江戶と東國の歌を飛鳥井一位殿點削の時藤堂何某名言の事

一ひな遊は三歲より十三歲迄天癸未ㇾ至うち也三月三日に限らず五節供にことゞゝある也

一秀吉小田原の城を責られて城落べしとも見えざれ

ば小早川隆景は尾張の淸洲に留め置れしを呼て長陣につかれぬ城もたやすくおつべからずこゝかしこに附城がまへ我陣石垣山には秀次を名代として隆景と共にとゞめ大略の事をば家康に賴て一兩月のほどに京へ上り政務執行して又下向すべしおもふ所あらばのたまふべしと有隆景仰承りぬ去ながら今度の長陣は然るべき事の端とこそ存ずれ御上洛をばとゞめられ今しばらく御逗留あつて急に城を攻られん事をばとゞめられ味方の御鐵炮をばとどめ仕寄〳〵によく心を配て夜うち入らぬやうにして諸人長陣の用意せば城の兵其其有さまを見もきゝも及ぶべしさあらん後若殿原に歌うたはせ亂舞させ城中に長陣のやうをしらせ給はん事可ㇾ然と申主殿は父元就もかゝる謀や有しと尋給ふに親にて候者も品こそかはれかゝる謀いくらも仕りたりきと申せば代々の名人也けりと感じ給ふ事なめならず其後隆景の謀に隨ひ給ふそも〳〵秀吉始め責下り給ひし時一夜の中に我陣に矢ぐらあげさせ白壁つけさせて要害構られしさま城中の人膽をけす昔毛利と戰て備中の國高松の城責られしにも城の向ひの山に一夜の程に矢倉上ぐ白壁つけられたり其謀在家をこぼちて矢倉陣屋の具に用ひ戶板集めて其上を播摩杉原にて張せて塀の如くになし戶板を生壁には紙をおしつけて白壁の如くになし戶板を墨にてぬらせて腰板とすまして今は天下の富をもてはからはれしかば一夜の程に石垣を築かせてかく櫓門等をも作り出されし也されば城中より寄手の有さまを見て此陣いつ事をはらんとも覺えず大に氣つかれたり其後隆景又秀吉をいさめて今はよきほど也家康と御はかり有て御謀有べしとあれば德川殿にはかり給ひしに家康は北條とゆかりあれば謀にのるべからず見も聞もせぬ人して謀り給ふべしと有しかば浮田秀家にのたまふ旨有て秀家はかりことをめぐらす城の上にて此所をかためしは岩槻十郞氏房なり秀家のもとより暫らく矢留し給へとよばはりて士大將一人を使として此所をかためられしは岩槻殿とうけ給るかねて御事は上方にても承りぬ誠に名にしおふたる御振舞目を驚かすばかりなり軍急なるにのぞみては互に一戰に勝負を決すべし是武士の道と申にや及ぶべき長々の

籠城さこそ御窮屈にや候はん折ふし上方より到來せし所なれば南部諸白十樽生鯛十送り參らせ候上方の酒は珍ら敷や候らん一杯をすゝめられ御心をもなぐさまるべしといひやる此謀は浮田が老臣花房助兵衞が工み出せし所也岩槻此旨を聞てさすが都人は情け深かりけると悦びてよきに返答して使を返し一兩日を隔て城中より伊豆の國江川の酒を贈て秀家の送り物に答ふ其後浮田がもとより贈物して音信を通ずる事度々に及ぶ其使者利川肥後といひしが其頃十七八にて容顏美麗なる童也しを使とすある時岩槻がもとより一度も見參なふして互に戰て死せん事遺恨深しねがはくははるかに見參にいらばやといひおこせければ秀家願ふ所御ざんなれとて岩槻は堀の遠矢倉に上れば秀家堀近くあゆみよりて互に見參し秀家の方よりつねに承りしよりも增りて覺へし岩槻殿の器量こつがらにこそ侍れとてわかれぬ其後秀家ひそかに十郎がもとに使立て味方はるばゞ此遠國に來ていつ迄かくて候べき北條殿より御年まさり給ひし徳川殿だに秀吉と御和睦ありて別儀もなし申はいかゞに候へ其北條殿分國相違なからん樣に御はからひ有て御和睦あらば籠城の難をも開かれ寄手又歸る事を得べし然らん後は秀家も末久しく岩槻殿と申かたらひ候なんもの歟幸ひ徳川殿も此陣に入給へばよきに御はからひあるべしといはせたり岩槻仰承りぬとて城中の人々とはからひ分國もとの如くならんには和睦有べしとて北條父子にすゝむ其後岩槻がもとより秀家に和睦の事をたのみしかば關白殿の御前は秀家承りぬ北條殿より徳川殿へ仰られべきやに候と有しかば徳川殿へ人質納れて和睦の事成り關白の御家人石田黑田瀧川(下總守也)三人に徳川殿の御家人そへて城中に入て北條のおとなと相はかり本領相違有るまじきとて北條へ關白見參有べきと起請文を取かはされ何事も徳川殿と同じかるべき有增也城の兵此ほどの長陣につかれて門を開しをおそしとこゝかしこより城を出づその主人のみ城に殘り止りて家人等は己が在所々々に引退く者引もきらずそのゝち關白より一まづ城を出給ふべき也さなくば和睦のゑるし侍らずと聞へしかばおもひもよらぬ事かな此城に在て本領案堵有べきにこそち

かひつれと有しかば關白殿さらば和睦の事叶ふまじ城に籠り給ふべしいつ迄も責候はめと有しかど士卒既に散じぬれば今さら城に籠るべきやうもなし德川殿の御異見につれて北條殿下城有しかば上方の軍勢入替りて城をかたむ扨又關白殿より北條殿入殿し給ふべしと有城を出給ひしうへは何事も心に叶はず入道有しかば德川殿に預られ廿日斗過て腹きらせ給ひぬ氏直をば落字都に歸られ此度の和睦の事は德川殿の御はかりごとにて關白殿に指南せさせ給ふ時またせ給ふべしとの事は隆景がいさめとゞめし故也

一大坂の城責られし時寄手より金堀を入て城を破らんとて丹波山の金堀を板倉に召せと有しに伊賀守かのもの城など堀崩す事ゑかるべからず甲斐の國のたくみは武田が家に年久しく有しもの也此事よくすべしとて呼登す金堀上りてかほどの城堀崩してん事いとやすかるべしと申それも山城なんどこそあらめ此城は堀ふかくして水又深く堀の底通りぬかん事叶べからずとあれば金ほり申す堀の底には板をもつて箱を作り夫を沈めて通る巧あり其箱作る法有と申て檜の板夥敷陣々にあつめて工匠を集めて樋をうたしむ山の如くに積貯ふ其後常光院殿城中に入れられて大御所の仰に家康ゆめ〳〵秀賴の事をおろそかに思はず將軍の心強き人なればに其用意ゑたる也人をしてはる〴〵甲斐の金工迄呼上して既に急に成ぬ家康淺ましき事におもひて色々に云ひて止めぬれど將軍はきゝ給はず此はかりごとなりなんには城のおちなん事遠かるべからず家康が歎此事にあり將軍こそ秀賴に恨み給ふ事ありとも我が孫女のゑれる事にもあらず城落なん時に至ては我孫女もともに亡び給はんに家康今迄はながらへ孫のゆゑなふ失せ給はんを目のまへに見つべき事歎ても猶餘り有と仰有し事共常光院殿淀殿に物語有て將軍は御ゑうとなれば少し御心にみたせ給はぬ事也ともむこ君なれば忍び給ひて御和睦有御中平らぎて行末久しく二人はかり給ひて天下の靜謐を期し給ふべし御母子たに同じ御心ならば家康も將軍に異見有べし是ひとへに我孫いのちたすけんが爲也と仰けると有しかば秀賴の御母子此儀に

隨給ふべしと聞へぬさらばとて常光院殿より本多佐渡守板倉伊賀守二人を添て將軍家へ大御所より御異見有しにとかく此度責亡し給ふべしとの御事也大御所より重ねて御異見有しかば親の命に背きまいらせん事恐れ有さらば和睦有べし秀賴我に栖つき給ふに和睦つかまつれど其ゑるしなくては叶ふべからず秀賴よりはからひ給ふべし秀忠手を失はざる樣にはからはせ給はゞ仰に隨ふべしと仰らる大御所以の外いからせ給ひて扨も將軍は父に背きていらざる所の意地つよし是ひとへに大なる疵也されど其をあしきと敎訓しても偏なる生れつきの今俄になをるべきにあらずことを左右によせて和睦事破れなばかほどまでに成し事とゝのほらざらんもいかゞ也此上は秀賴へも異見を加ふべしとて在し事共仰有て事もし延引ならんには家康が異見も空しく成てせんかたなかるべし此上は秀賴いかにもはかり給ひて籠城の難をひらかれ此後隔なく將軍とかたらひ給ふべしさこそ和睦のゑるしに外郭の堀斗り埋そめたるをゑるしにて將軍も此陣をひらかれ我も駿河に歸りて鷹野して遊ばん事老後の樂しみ望みおもふ所也と有しに外郭の堀一重埋らるべきに事きはまる互ひに御ちかひ有て堀埋めらるゝ奉行は本多上野介成瀨隼人安藤帶刀其外侍大將の物になれたる人奉行に替る外郭の堀埋めて二の丸の堀埋んとすこはおもひよらずとて秀賴御使來て此由をいへば本多御物頭共の承り誤りし也さらば下知すべしとて其場に至りてかたく制す人人承りぬとて上野介歸りぬれば推參成奴原がいひ事也とて埋めぬ淀殿此由を聞召てお玉といへる女房して上野介にいかなる心ぞ心得ずと仰出されしに成瀨は生得口あしき人にてお玉の御方にさてもそなたはみめがら姿のやさしさよなどたはぶれ安藤はものをもいはず人夫等ひたうめにうめしほどにそのごとくには有べからずとてお玉に上野主馬そへて京都にのぼせし時本多佐渡守に其よしをいへば佐渡守承り上野介がうつけにして侍れ物の下知するやうをも知らぬ不覺さよ只今此由を大御所に申さめど二三日風に感じて惱まされぬ藥をも服しぬれば頓てたいらぎ候はんほど待給へよく申べきにて侍るとて打過ぬ其後は佐渡守も病日々にお

もりしかば板倉に催促す板倉も本多快復せんほど今しばし待るべしと云とかくする程に堀は本城迄埋めぬときゝて本多板倉大坂の御使の由を申大御所大に驚き給ひ使の旨理り至極なり二人は先づ歸るべしとて佐渡守を下さる堀は本城迄埋たり人夫一人も見えず佐渡守かほど迄は埋じとこそ思ひしにかゝる奇怪なる事はなし此上はせんかたなし我子上野介を始て其罪輕かるべからず急ぎ罷歸りて此由申さんとて歸る後に此御謀をいみじき事に申ければ大御所小田原攻られしに隆景がいひしを聞て和睦の事をば家康すゝめ其後此城築かれし時此城力攻にはかなふまじ和睦の後二度攻ずしては責落しがたかるべしと大閤のたまひし此事誰も聞しかど心付なければ力なしとのたまひしとなり

一小田原を攻られし時德川殿は蓮池より攻給ふ此所に篠郭と云出郭有それより又橋を城中より渡して持かためたる所也德川殿此郭をとらんと思召井伊が先陣たりしを召て橋が〳〵と斗問はせ給て又仰出されし旨もなし直政其心をしらざればふかく案じ煩ふていかさまにも橋の下の水の淺深を問はせ給ふにやと思ひしかば橋の下に杭をたてゝ水の淺深をはかりて其杭をきはめて猶も覺束なければみづからおり立てよく見おふせて御前に參りかくと申す德川殿又橋が〳〵と斗仰有兵部少輔いよ〳〵心得ずみづから忍び行てかの橋の平らかなるか危きかを見るに行桁遠くして渡るにたへがたし急ぎ歸り參て斯と申す其時此程汝にいひしは其事にてこそあれかほどの事など心づきはなからんと思ひしかばかくといはずかばかりの事下知せんは家康には似合ざるぞと宣ふ初め直政が仰承りて四十八日を經て後かくは案じ出せしと也かくて此郭責らるべしと仰ければ直政が手に屬せられたる廣瀨美濃科肥前承てかほどの所責て攻損じたらんも見ぐるしかるべし詮ずる處催して責なんにはたとへ攻損じたり共何か苦しかるべき又若侍共して攻んといふ共其父兄を始て一族の者かれら助けて高名をさせんと思はゞ勢に不足はあらじものと思ひて當家の兵の子や弟などの此役にさぶらふをかたらひて攻ばやと存ると申ければ此義も然べしとのたまひし程に夜に入て押よせしに案の如く親兄伯父な

ど馳加はりしほどに多勢に成てつゐに篠曲輪をとり城に入らんとす直政は此橋の事かく詩候へばたとへ此郭落たり共次の郭とらざらんは味方の人々にも云がひなしとあざけり無念也とや思ひ給はんと思ひしかばみづから橋のほとりに押寄せ鐵炮取て玉も藥も重てこふたりければ筒忽にさけて橋を破る直政ものともせず其手にて鐵炮を捨てゑいゑい聲を出してすゝみしかば軍兵などかはためらふべき次の郭攻入てぞ戰ける

以上爲人抄

一恒齋曰後奈良の院宸筆の物世に多きは理り也この時公家以の外微にして紫宸殿の御築地破れて三條の橋のほとりより內侍所の御あかしの光見えしと也左近の橘のもとには茶を煎てうるもの居てあきなふ其例に依て其茶うりし人の子孫今も年に一たび天子に茶をたてまつると云此時銀など樣の物に札付てたとへば百人一首伊勢物語など云札付て御簾に結付てをくに日を經て後まいれば宸筆をそめてぞさし出されたりと云此頃京中を關白料とて袋にて米を貰ふてあるきし其袋今に二條殿にはありとかやいふ也

一堂上の詞も今はことの外に替りたり後水尾院の御言葉は格別のもの也と宮仕へせし公家衆は云也なにかあるなどゝはかりにも仰出られず內裡炎上の時鳳輦にめされしとき內侍所や候劍璽や候と仰られしと也

一貞德の云しは今はみやこの人のことば昔の京の人のいひし詞は跡かたもなし尾張近江のことばなりこれ信長大閤の後に一變せし也といはれしと也

一吉田の領はもと山蔭の中納言庄園也春日の社を勸請有し也そのゝち萬里小路殿の家に買得られたり故に萬里小路殿を吉田の內大臣といひし也其後又吉田家に買得し所今の五百石の地也それ故に吉田家のとき吉田の家老鈴鹿と云もの主と成て吉田は客の如く鈴鹿ももと吉田の社の祝たりし故也世の人は齋場所を吉田の社とおもふは僻事也齋場所は吉田の上の如意が嶽に有し是神武天皇八百萬の神達を祭られし也八角の神殿也されば昔より吉田の司りて祭らるゝ所也

一應仁の亂に山名が陣所に如意がだけをして兵火に

燒たれば文明十三年に吉田山の內にうつし祭らるる所也又吉田の神領のうちに新長谷寺とて觀音堂有これも山蔭中納言の建立有し故也吉田社の吉田の預りとなるは此堂殿の御時より也

一具足をおどすといふに稜威の高鞆と云より起れり

一榊は木の親茅は艸の親といひ傳へし

一大黑天の事南海寄歸傳にあり

一熱田の寢殿は御倉造り也（弘賢按に御倉造りとは文庫のことな云俗には釘なしと云）

一伊勢の御寶殿は常には人の見る所には非ず御門の內也御象體に鏡をば幣殿に置れし也

一位署に位を上に受領を下に書事京官受領を手書せし時より誤る歟の事

以上一名紳珠

白石先生紳書卷十終

黑川眞道
小瀧淳
馬瀬長松　校

明治三十九年八月二十日印刷
明治三十九年八月廿五日發行

非賣品

著者相續人　愛知縣名古屋市七間町二丁目八十三番地　新井太吉
編輯兼校訂者　東京市京橋區南傳馬町一丁目十二番地　市島謙吉
發行者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地　吉川半七
印刷者　東京市京橋區新榮町五丁目三番地　本間季男
印刷所　內外印刷株式會社分工場


EAST-ASIAN LIB. UNIVERSITY OF TORONTO
3 1761 03036 6025